

別紙 1－1 医科診療報酬点数表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第一 医科診療報酬点数表 [目次] 第1章 基本診療料 第1部 初・再診料 第1節 初診料 第2節 再診料 第2部 入院料等 第1節 入院基本料 第2節 入院基本料等加算 第3節 特定入院料 第4節 短期滞在手術等基本料 第2章 特掲診療料 第1部 医学管理等 第1節 医学管理料等 第2節 削除 第3節 特定保険医療材料料 第2部 在宅医療 第1節 在宅患者診療・指導料 第2節 在宅療養指導管理料 第1款 在宅療養指導管理料 第2款 在宅療養指導管理材料加算 第3節 薬剤料 第4節 特定保険医療材料料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料	別表第一 医科診療報酬点数表 [目次] 第1章 基本診療料 第1部 初・再診料 第1節 初診料 第2節 再診料 第2部 入院料等 第1節 入院基本料 第2節 入院基本料等加算 第3節 特定入院料 第4節 短期滞在手術等基本料 第2章 特掲診療料 第1部 医学管理等 第1節 医学管理料等 第2節 削除 第3節 特定保険医療材料料 第2部 在宅医療 第1節 在宅患者診療・指導料 第2節 在宅療養指導管理料 第1款 在宅療養指導管理料 第2款 在宅療養指導管理材料加算 第3節 薬剤料 第4節 特定保険医療材料料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料

第2款 検体検査判断料
第2節 削除
第3節 生体検査料
第4節 診断穿刺・検体採取料
第5節 薬剤料
第6節 特定保険医療材料料
第4部 画像診断
第1節 エックス線診断料
第2節 核医学診断料
第3節 コンピューター断層撮影診断料
第4節 薬剤料
第5節 特定保険医療材料料
第5部 投薬
第1節 調剤料
第2節 処方料
第3節 薬剤料
第4節 特定保険医療材料料
第5節 処方箋料
第6節 調剤技術基本料
第6部 注射
第1節 注射料
第1款 注射実施料
第2款 無菌製剤処理料
第2節 薬剤料
第3節 特定保険医療材料料
第7部 リハビリテーション
第1節 リハビリテーション料
第2節 薬剤料
第8部 精神科専門療法
第1節 精神科専門療法料
第2節 薬剤料

第2款 検体検査判断料
第2節 削除
第3節 生体検査料
第4節 診断穿刺・検体採取料
第5節 薬剤料
第6節 特定保険医療材料料
第4部 画像診断
第1節 エックス線診断料
第2節 核医学診断料
第3節 コンピューター断層撮影診断料
第4節 薬剤料
第5節 特定保険医療材料料
第5部 投薬
第1節 調剤料
第2節 処方料
第3節 薬剤料
第4節 特定保険医療材料料
第5節 処方箋料
第6節 調剤技術基本料
第6部 注射
第1節 注射料
第1款 注射実施料
第2款 無菌製剤処理料
第2節 薬剤料
第3節 特定保険医療材料料
第7部 リハビリテーション
第1節 リハビリテーション料
第2節 薬剤料
第8部 精神科専門療法
第1節 精神科専門療法料
第2節 薬剤料

第9部 処置

第1節 処置料

第2節 処置医療機器等加算

第3節 薬剤料

第4節 特定保険医療材料料

第10部 手術

第1節 手術料

第1款 皮膚・皮下組織

第2款 筋骨格系・四肢・体幹

第3款 神経系・頭蓋

第4款 眼

第5款 耳鼻咽喉

第6款 顔面・口腔・頸部

第7款 胸部

第8款 心・脈管

第9款 腹部

第10款 尿路系・副腎

第11款 性器

第12款 削除

第13款 手術等管理料

第2節 輸血料

第3節 手術医療機器等加算

第4節 薬剤料

第5節 特定保険医療材料料

第11部 麻酔

第1節 麻酔料

第2節 神経ブロック料

第3節 薬剤料

第4節 特定保険医療材料料

第12部 放射線治療

第1節 放射線治療管理・実施料

第9部 処置

第1節 処置料

第2節 処置医療機器等加算

第3節 薬剤料

第4節 特定保険医療材料料

第10部 手術

第1節 手術料

第1款 皮膚・皮下組織

第2款 筋骨格系・四肢・体幹

第3款 神経系・頭蓋

第4款 眼

第5款 耳鼻咽喉

第6款 顔面・口腔・頸部

第7款 胸部

第8款 心・脈管

第9款 腹部

第10款 尿路系・副腎

第11款 性器

第12款 削除

第13款 手術等管理料

第2節 輸血料

第3節 手術医療機器等加算

第4節 薬剤料

第5節 特定保険医療材料料

第11部 麻酔

第1節 麻酔料

第2節 神経ブロック料

第3節 薬剤料

第4節 特定保険医療材料料

第12部 放射線治療

第1節 放射線治療管理・実施料

第2節 特定保険医療材料料

第13部 病理診断

第1節 病理標本作製料

第2節 病理診断・判断料

第14部 その他

第1節 ベースアップ評価料等

第2節 物価対応料

第3章 介護老人保健施設入所者に係る診療料

第1部 併設保険医療機関の療養に関する事項

第2部 併設保険医療機関以外の保険医療機関の療養に関する事項

第4章 経過措置

第1章 基本診療料

第1部 初・再診料

通則

- 1 健康保険法第63条第1項第1号及び高齢者医療確保法第64条第1項第1号の規定による初診及び再診の費用は、第1節又は第2節の各区分の所定点数により算定する。ただし、同時に2以上の傷病について初診を行った場合又は再診を行った場合には、区分番号A000に掲げる初診料の注5のただし書、区分番号A001に掲げる再診料の注3及び区分番号A002に掲げる外来診療料の注5に規定する場合を除き、初診料又は再診料（外来診療料を含む。）は、1回として算定する。
- 2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関にあっては、歯科診療及び歯科診療以外の診療につき、それぞれ別に初診料又は再診料（外来診療料を含む。）を算定する。
- 3 入院中の患者（第2部第4節に規定する短期滞在手術等基本料を算定する患者を含む。）に対する再診の費用（区分番号A001に掲げる再診料の注5及び注6に規定する加算並

第2節 特定保険医療材料料

第13部 病理診断

第1節 病理標本作製料

第2節 病理診断・判断料

第14部 その他

（新設）

（新設）

第3章 介護老人保健施設入所者に係る診療料

第1部 併設保険医療機関の療養に関する事項

第2部 併設保険医療機関以外の保険医療機関の療養に関する事項

第4章 経過措置

第1章 基本診療料

第1部 初・再診料

通則

- 1 健康保険法第63条第1項第1号及び高齢者医療確保法第64条第1項第1号の規定による初診及び再診の費用は、第1節又は第2節の各区分の所定点数により算定する。ただし、同時に2以上の傷病について初診を行った場合又は再診を行った場合には、区分番号A000に掲げる初診料の注5のただし書、区分番号A001に掲げる再診料の注3及び区分番号A002に掲げる外来診療料の注5に規定する場合を除き、初診料又は再診料（外来診療料を含む。）は、1回として算定する。
- 2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関にあっては、歯科診療及び歯科診療以外の診療につき、それぞれ別に初診料又は再診料（外来診療料を含む。）を算定する。
- 3 入院中の患者（第2部第4節に規定する短期滞在手術等基本料を算定する患者を含む。）に対する再診の費用（区分番号A001に掲げる再診料の注5及び注6に規定する加算並

びに区分番号A002に掲げる外来診療料の注8及び注9に規定する加算を除く。)は、第2部第1節、第3節又は第4節の各区分の所定点数に含まれるものとする。

第1節 初診料

区分

A000 初診料 291点

注1 保険医療機関において初診を行った場合に算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、情報通信機器を用いた初診を行った場合には、253点を算定する。

2 病院である保険医療機関（特定機能病院（医療法（昭和23年法律第205号）第4条の2第1項に規定する特定機能病院をいう。以下この表において同じ。））、地域医療支援病院（同法第4条第1項に規定する地域医療支援病院をいう。以下この表において同じ。）（同法第7条第2項第5号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）の数が200未満であるものを除く。）及び外来機能報告対象病院等（同法第30条の18の2第1項に規定する外来機能報告対象病院等をいう。以下この表において同じ。）（同法第30条の18の5第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が200未満であるものを除く。）に限る。）であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大

びに区分番号A002に掲げる外来診療料の注8及び注9に規定する加算を除く。)は、第2部第1節、第3節又は第4節の各区分の所定点数に含まれるものとする。

第1節 初診料

区分

A000 初診料 291点

注1 保険医療機関において初診を行った場合に算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、情報通信機器を用いた初診を行った場合には、253点を算定する。

2 病院である保険医療機関（特定機能病院（医療法（昭和23年法律第205号）第4条の2第1項に規定する特定機能病院をいう。以下この表において同じ。））、地域医療支援病院（同法第4条第1項に規定する地域医療支援病院をいう。以下この表において同じ。）（同法第7条第2項第5号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）の数が200未満であるものを除く。）及び外来機能報告対象病院等（同法第30条の18の2第1項に規定する外来機能報告対象病院等をいう。以下この表において同じ。）（同法第30条の18の5第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が200未満であるものを除く。）に限る。）であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大

臣が定める患者に対して初診を行った場合には、注1本文の規定にかかわらず、216点（注1のただし書に規定する場合にあっては、188点）を算定する。

3 病院である保険医療機関（許可病床（医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床をいう。以下この表において同じ。）の数が400床以上である病院（特定機能病院、地域医療支援病院、外来機能報告対象病院等（同法第30条の18の5第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限る。）及び一般病床の数が200未満であるものを除く。）に限る。）であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して初診を行った場合には、注1本文の規定にかかわらず、216点（注1のただし書に規定する場合にあっては、188点）を算定する。

4 医療用医薬品の取引価格の妥結率（当該保険医療機関において購入された使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）に収載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量に薬価を乗じた価格を合算したものをいう。以下同じ。）に占める卸売販売業者（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第34条第5項に規定する卸売販売業者をいう

臣が定める患者に対して初診を行った場合には、注1本文の規定にかかわらず、216点（注1のただし書に規定する場合にあっては、188点）を算定する。

3 病院である保険医療機関（許可病床（医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床をいう。以下この表において同じ。）の数が400床以上である病院（特定機能病院、地域医療支援病院、外来機能報告対象病院等（同法第30条の18の5第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限る。）及び一般病床の数が200未満であるものを除く。）に限る。）であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して初診を行った場合には、注1本文の規定にかかわらず、216点（注1のただし書に規定する場合にあっては、188点）を算定する。

4 医療用医薬品の取引価格の妥結率（当該保険医療機関において購入された使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）に収載されている医療用医薬品の薬価総額（各医療用医薬品の規格単位数量に薬価を乗じた価格を合算したものをいう。以下同じ。）に占める卸売販売業者（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第34条第5項に規定する卸売販売業者をいう

。）と当該保険医療機関との間での取引価格が定められた薬価基準に収載されている医療用医薬品の薬価総額の割合をいう。以下同じ。）に関して別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関（許可病床数が200床以上である病院に限る。）において初診を行った場合には、注1本文の規定にかかわらず、特定妥結率初診料として、216点（注1のただし書に規定する場合にあっては、188点）を算定する。

- 5 1 傷病の診療継続中に他の傷病が発生して初診を行った場合は、それらの傷病に係る初診料は、併せて1回とし、第1回の初診のときに算定する。ただし、同一保険医療機関において、同一日に他の傷病について、新たに別の診療科を初診として受診した場合は、2つ目の診療科に限り146点（注1のただし書に規定する場合にあっては、127点）を、この場合において注2から注4までに規定する場合は、108点（注1のただし書に規定する場合にあっては、94点）を算定できる。ただし書の場合においては、注6から注16までに規定する加算は算定しない。

- 6 6歳未満の乳幼児に対して初診を行った場合は、乳幼児加算として、75点を所定点数に加算する。ただし、注7又は注8に規定する加算を算定する場合は算定しない。

- 7 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間（深夜（午後10時から午前6時までの間をいう。以下この表において同じ。）及び休日を除く。以下この表において同じ。）、休日（深夜を除く。以下この表において同じ。）又は深夜に

。）と当該保険医療機関との間での取引価格が定められた薬価基準に収載されている医療用医薬品の薬価総額の割合をいう。以下同じ。）に関して別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関（許可病床数が200床以上である病院に限る。）において初診を行った場合には、注1本文の規定にかかわらず、特定妥結率初診料として、216点（注1のただし書に規定する場合にあっては、188点）を算定する。

- 5 1 傷病の診療継続中に他の傷病が発生して初診を行った場合は、それらの傷病に係る初診料は、併せて1回とし、第1回の初診のときに算定する。ただし、同一保険医療機関において、同一日に他の傷病について、新たに別の診療科を初診として受診した場合は、2つ目の診療科に限り146点（注1のただし書に規定する場合にあっては、127点）を、この場合において注2から注4までに規定する場合は、108点（注1のただし書に規定する場合にあっては、94点）を算定できる。ただし書の場合においては、注6から注16までに規定する加算は算定しない。

- 6 6歳未満の乳幼児に対して初診を行った場合は、乳幼児加算として、75点を所定点数に加算する。ただし、注7又は注8に規定する加算を算定する場合は算定しない。

- 7 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間（深夜（午後10時から午前6時までの間をいう。以下この表において同じ。）及び休日を除く。以下この表において同じ。）、休日（深夜を除く。以下この表において同じ。）又は深夜に

において初診を行った場合は、時間外加算、休日加算又は深夜加算として、それぞれ85点、250点又は480点（6歳未満の乳幼児の場合にあっては、それぞれ200点、365点又は695点）を所定点数に加算する。ただし、専ら夜間における救急医療の確保のために設けられている保険医療機関にあっては、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間において初診を行った場合は、230点（6歳未満の乳幼児の場合にあっては、345点）を所定点数に加算する。

8 小児科を標榜する保険医療機関（注7のただし書に規定するものを除く。）にあっては、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間、休日又は深夜（当該保険医療機関が表示する診療時間内の時間に限る。）において6歳未満の乳幼児に対して初診を行った場合は、注7の規定にかかわらず、それぞれ200点、365点又は695点を所定点数に加算する。

9 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関（診療所に限る。）が、午後6時（土曜日にあっては正午）から午前8時までの間（深夜及び休日を除く。）、休日又は深夜であって、当該保険医療機関が表示する診療時間内の時間において初診を行った場合は、夜間・早朝等加算として、50点を所定点数に加算する。ただし、注7のただし書又は注8に規定する加算を算定する場合にあっては、この限りでない。

10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（許可病床数が200床未満の病院又

において初診を行った場合は、時間外加算、休日加算又は深夜加算として、それぞれ85点、250点又は480点（6歳未満の乳幼児の場合にあっては、それぞれ200点、365点又は695点）を所定点数に加算する。ただし、専ら夜間における救急医療の確保のために設けられている保険医療機関にあっては、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間において初診を行った場合は、230点（6歳未満の乳幼児の場合にあっては、345点）を所定点数に加算する。

8 小児科を標榜する保険医療機関（注7のただし書に規定するものを除く。）にあっては、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間、休日又は深夜（当該保険医療機関が表示する診療時間内の時間に限る。）において6歳未満の乳幼児に対して初診を行った場合は、注7の規定にかかわらず、それぞれ200点、365点又は695点を所定点数に加算する。

9 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関（診療所に限る。）が、午後6時（土曜日にあっては正午）から午前8時までの間（深夜及び休日を除く。）、休日又は深夜であって、当該保険医療機関が表示する診療時間内の時間において初診を行った場合は、夜間・早朝等加算として、50点を所定点数に加算する。ただし、注7のただし書又は注8に規定する加算を算定する場合にあっては、この限りでない。

10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（許可病床数が200床未満の病院又

は診療所に限る。)において初診を行った場合は、機能強化加算として、80点を所定点数に加算する。

- 11 組織的な感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において初診を行った場合は、外来感染対策向上加算として、月1回に限り6点を所定点数に加算する。ただし、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者に対して適切な感染防止対策を講じた上で初診を行った場合は、発熱患者等対応加算として、月1回に限り20点を更に所定点数に加算する。
- 12 注11本文に該当する場合であって、感染症対策に関する医療機関間の連携体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において初診を行った場合は、連携強化加算として、月1回に限り3点を更に所定点数に加算する。
- 13 注11本文に該当する場合であって、感染防止対策に資する情報を提供する体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において初診を行った場合は、サーベイランス強化加算として、月1回に限り1点を更に所定点数に加算する。
- 14 注11本文に該当する場合であって、抗菌薬の使用状況につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において初診を行った

は診療所に限る。)において初診を行った場合は、機能強化加算として、80点を所定点数に加算する。

- 11 組織的な感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において初診を行った場合は、外来感染対策向上加算として、月1回に限り6点を所定点数に加算する。ただし、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者に対して適切な感染防止対策を講じた上で初診を行った場合は、発熱患者等対応加算として、月1回に限り20点を更に所定点数に加算する。
- 12 注11本文に該当する場合であって、感染症対策に関する医療機関間の連携体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において初診を行った場合は、連携強化加算として、月1回に限り3点を更に所定点数に加算する。
- 13 注11本文に該当する場合であって、感染防止対策に資する情報を提供する体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において初診を行った場合は、サーベイランス強化加算として、月1回に限り1点を更に所定点数に加算する。
- 14 注11本文に該当する場合であって、抗菌薬の使用状況につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において初診を行った

場合は、抗菌薬適正使用体制加算として、月に1回に限り5点を更に所定点数に加算する。

(削る)

15 保険医療機関（診療所又は許可病床数が200床未満である病院に限る。）において、特定機能病院、地域医療支援病院（一般病床の数が200床未満の病院を除く。）、紹介受診重点医療機関（一般病床の数が200床未満であるものを除く。）又は許可病床の数が400床以上の病院（一般病床の数が200床未満の病院を除く。）の紹介を受けて初診を行った場合は、特定機能病院等紹介患者受入加算として、60点を所定点数に加算する。

(削る)

16 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働

場合は、抗菌薬適正使用体制加算として、月に1回に限り5点を更に所定点数に加算する。

15 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して十分な情報を取得した上で初診を行った場合は、医療情報取得加算として、月1回に限り1点を所定点数に加算する。

(新設)

16 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合は、医療DX推進体制整備加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ	医療DX推進体制整備加算1	12点
ロ	医療DX推進体制整備加算2	11点
ハ	医療DX推進体制整備加算3	10点
ニ	医療DX推進体制整備加算4	10点
ホ	医療DX推進体制整備加算5	9点
ヘ	医療DX推進体制整備加算6	8点

(新設)

大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を受診した患者に対して初診を行った場合は、電子的診療情報連携体制整備加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。この場合において、区分番号A001に掲げる再診料の注11に規定する明細書発行体制等加算は別に算定できない。

イ 電子的診療情報連携体制整備加算1

15点

ロ 電子的診療情報連携体制整備加算2

9点

ハ 電子的診療情報連携体制整備加算3

4点

第2節 再診料

区分

A001 再診料 76点

注1 保険医療機関（許可病床のうち一般病床に係るものの数が200以上のものを除く。）において再診を行った場合（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において情報通信機器を用いた再診を行った場合を含む。）に算定する。

2 医療用医薬品の取引価格の妥結率に関して別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関（許可病床数が200床以上である病院に限る。）において再診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、特定妥結率再診料として、56点を算定する。

第2節 再診料

区分

A001 再診料 75点

注1 保険医療機関（許可病床のうち一般病床に係るものの数が200以上のものを除く。）において再診を行った場合（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において情報通信機器を用いた再診を行った場合を含む。）に算定する。

2 医療用医薬品の取引価格の妥結率に関して別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関（許可病床数が200床以上である病院に限る。）において再診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、特定妥結率再診料として、55点を算定する。

- 3 同一保険医療機関において、同一日に他の傷病について、別の診療科を再診として受診した場合は、注1の規定にかかわらず、2つ目の診療科に限り、39点（注2に規定する場合にあっては、29点）を算定する。この場合において、注4から注8まで及び注10から注20までに規定する加算は算定しない。
- 4 6歳未満の乳幼児に対して再診を行った場合は、乳幼児加算として、38点を所定点数に加算する。ただし、注5又は注6に規定する加算を算定する場合は算定しない。
- 5 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において再診を行った場合は、時間外加算、休日加算又は深夜加算として、それぞれ65点、190点又は420点（6歳未満の乳幼児の場合にあっては、それぞれ135点、260点又は590点）を所定点数に加算する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関にあっては、同注のただし書に規定する時間において再診を行った場合は、180点（6歳未満の乳幼児の場合にあっては、250点）を所定点数に加算する。
- 6 小児科を標榜^{ほう}する保険医療機関（区分番号A000に掲げる初診料の注7のただし書に規定するものを除く。）にあっては、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間、休日又は深夜（当該保険医療機関が表示する診療時間内の時間に限る。）において6歳未満の乳幼児に対して再診を行った場合は、注5の規定にかかわらず、それぞれ135点、260点又は590点を所定点数に加算する。

- 3 同一保険医療機関において、同一日に他の傷病について、別の診療科を再診として受診した場合は、注1の規定にかかわらず、2つ目の診療科に限り、38点（注2に規定する場合にあっては、28点）を算定する。この場合において、注4から注8まで及び注10から注20までに規定する加算は算定しない。
- 4 6歳未満の乳幼児に対して再診を行った場合は、乳幼児加算として、38点を所定点数に加算する。ただし、注5又は注6に規定する加算を算定する場合は算定しない。
- 5 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において再診を行った場合は、時間外加算、休日加算又は深夜加算として、それぞれ65点、190点又は420点（6歳未満の乳幼児の場合にあっては、それぞれ135点、260点又は590点）を所定点数に加算する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関にあっては、同注のただし書に規定する時間において再診を行った場合は、180点（6歳未満の乳幼児の場合にあっては、250点）を所定点数に加算する。
- 6 小児科を標榜^{ほう}する保険医療機関（区分番号A000に掲げる初診料の注7のただし書に規定するものを除く。）にあっては、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間、休日又は深夜（当該保険医療機関が表示する診療時間内の時間に限る。）において6歳未満の乳幼児に対して再診を行った場合は、注5の規定にかかわらず、それぞれ135点、260点又は590点を所定点数に加算する。

- 7 区分番号A000に掲げる初診料の注9に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関（診療所に限る。）が、午後6時（土曜日にあつては正午）から午前8時までの間（深夜及び休日を除く。）、休日又は深夜であつて、当該保険医療機関が表示する診療時間内の時間において再診を行った場合は、夜間・早朝等加算として、50点を所定点数に加算する。ただし、注5のただし書又は注6に規定する場合にあつては、この限りでない。
- 8 入院中の患者以外の患者に対して、慢性疼痛疾患管理並びに別に厚生労働大臣が定める検査並びに第7部リハビリテーション、第8部精神科専門療法、第9部処置、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療を行わないものとして別に厚生労働大臣が定める計画的な医学管理を行った場合は、外来管理加算として、52点を所定点数に加算する。
- 9 患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示をした場合においても、再診料を算定することができる。ただし、この場合において、注8、注12、注13及び注15から注20までに規定する加算は算定しない。
- 10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において再診を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ 時間外対応体制加算 1

7点

- 7 区分番号A000に掲げる初診料の注9に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関（診療所に限る。）が、午後6時（土曜日にあつては正午）から午前8時までの間（深夜及び休日を除く。）、休日又は深夜であつて、当該保険医療機関が表示する診療時間内の時間において再診を行った場合は、夜間・早朝等加算として、50点を所定点数に加算する。ただし、注5のただし書又は注6に規定する場合にあつては、この限りでない。
- 8 入院中の患者以外の患者に対して、慢性疼痛疾患管理並びに別に厚生労働大臣が定める検査並びに第7部リハビリテーション、第8部精神科専門療法、第9部処置、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療を行わないものとして別に厚生労働大臣が定める計画的な医学管理を行った場合は、外来管理加算として、52点を所定点数に加算する。
- 9 患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示をした場合においても、再診料を算定することができる。ただし、この場合において、注8、注12、注13及び注15から注20までに規定する加算は算定しない。
- 10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において再診を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ 時間外対応加算 1

5点

- ロ 時間外対応体制加算 2 5点
 - ハ 時間外対応体制加算 3 4点
 - ニ 時間外対応体制加算 4 2点
 - 11 個別の費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書の発行等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関（診療所に限る。）を受診した患者については、明細書発行体制等加算として、1点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料の注16及び区分番号A001に掲げる再診料の注19に規定する電子的診療情報連携体制整備加算は別に算定できない。
 - 12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において、入院中の患者以外の患者に対して、当該患者の同意を得て、療養上必要な指導及び診療を行った場合には、地域包括診療加算として、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。
 - イ 地域包括診療加算 1
 - (1) 認知症を有する患者等の場合 38点
 - (2) その他の慢性疾患等を有する患者の場合 28点
 - ロ 地域包括診療加算 2
 - (1) 認知症を有する患者等の場合 31点
 - (2) その他の慢性疾患等を有する患者の場合 21点
- (削る)

- ロ 時間外対応加算 2 4点
- ハ 時間外対応加算 3 3点
- ニ 時間外対応加算 4 1点
- 11 個別の費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書の発行等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関（診療所に限る。）を受診した患者については、明細書発行体制等加算として、1点を所定点数に加算する。
- 12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において、脂質異常症、高血圧症、糖尿病、慢性心不全、慢性腎臓病（慢性維持透析を行っていないものに限る。）又は認知症のうち2以上の疾患を有する患者に対して、当該患者の同意を得て、療養上必要な指導及び診療を行った場合には、地域包括診療加算として、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。
 - イ 地域包括診療加算 1 28点
(新設)
(新設)
 - ロ 地域包括診療加算 2 21点
(新設)
(新設)
- 13 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす

13 注12の場合において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況及び診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合は、外来データ提出加算として、月1回に限り10点を更に所定点数に加算する。

14 注12の場合において、他の保険医療機関に入院した患者、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）に入所した患者又は他の保険医療機関の外来において継続的に診療を受けている患者について、当該他の保険医療機関又は介護老人保健施設に対して、薬剤の服用状況や薬剤服用歴に関する情報提供を行い、適切な連携を実施するとともに、当該他の保険医療機関又は

保険医療機関（診療所に限る。）において、認知症の患者（認知症以外に1以上の疾患（疑いのものを除く。）を有するものであって、1処方につき5種類を超える内服薬の投薬を行った場合及び1処方につき抗うつ薬、抗精神病薬、抗不安薬又は睡眠薬を合わせて3種類を超えて投薬を行った場合のいずれにも該当しないものに限る。）に対して、当該患者又はその家族等の同意を得て、療養上必要な指導及び診療を行った場合には、認知症地域包括診療加算として、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ	認知症地域包括診療加算 1	38点
ロ	認知症地域包括診療加算 2	31点

(新設)

14 注12又は注13の場合において、他の保険医療機関に入院した患者又は介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）に入所した患者について、当該他の保険医療機関又は介護老人保健施設と連携して薬剤の服用状況や薬剤服用歴に関する情報共有等を行うとともに、当該他の保険医療機関又は介護老人保健施設において処方した薬剤の種類数が減少した場合であって、退院

介護老人保健施設において処方した薬剤の種類数が減少した場合であって、退院後若しくは退所後 1 月以内又は当該情報提供から 3 月以内に当該他の保険医療機関又は介護老人保健施設から処方内容について情報提供を受けた場合には、薬剤適正使用連携加算として、3 月に 1 回に限り、30 点を更に所定点数に加算する。

- 15 組織的な感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において再診を行った場合は、外来感染対策向上加算として、月 1 回に限り 6 点を所定点数に加算する。ただし、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者に対して適切な感染防止対策を講じた上で再診を行った場合については、発熱患者等対応加算として、月 1 回に限り 20 点を更に所定点数に加算する。

- 16 注15本文に該当する場合であって、感染症対策に関する医療機関間の連携体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において再診を行った場合は、連携強化加算として、月 1 回に限り 3 点を更に所定点数に加算する。

- 17 注15本文に該当する場合であって、感染防止対策に資する情報を提供する体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において再診を行った場合は、サーベイランス強化加算として、月 1 回に限り 1 点を更に所

後又は退所後 1 月以内に当該他の保険医療機関又は介護老人保健施設から入院中又は入所中の処方内容について情報提供を受けた場合には、薬剤適正使用連携加算として、退院日又は退所日の属する月から起算して 2 月目までに 1 回に限り、30 点を更に所定点数に加算する。

- 15 組織的な感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において再診を行った場合は、外来感染対策向上加算として、月 1 回に限り 6 点を所定点数に加算する。ただし、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者に対して適切な感染防止対策を講じた上で再診を行った場合については、発熱患者等対応加算として、月 1 回に限り 20 点を更に所定点数に加算する。

- 16 注15本文に該当する場合であって、感染症対策に関する医療機関間の連携体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において再診を行った場合は、連携強化加算として、月 1 回に限り 3 点を更に所定点数に加算する。

- 17 注15本文に該当する場合であって、感染防止対策に資する情報を提供する体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において再診を行った場合は、サーベイランス強化加算として、月 1 回に限り 1 点を更に所

定点数に加算する。

- 18 注15本文に該当する場合であって、抗菌薬の使用状況につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において再診を行った場合は、抗菌薬適正使用体制加算として、月に1回に限り5点を更に所定点数に加算する。

(削る)

- 19 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を受診した患者に対して再診を行った場合は、電子的診療情報連携体制整備加算として、月に1回に限り2点を所定点数に加算する。この場合において、注11に規定する明細書発行体制等加算は別に算定できない。

- 20 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、看護師等という患者に対して情報通信機器を用いた診療を行った場合は、看護師等遠隔診療補助加算として、50点を所定点数に加算する。

A002 外来診療料 77点

- 注1 許可病床のうち一般病床に係るものの数が200以上である保険医療機関において再診を行った場合に算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地

定点数に加算する。

- 18 注15本文に該当する場合であって、抗菌薬の使用状況につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において再診を行った場合は、抗菌薬適正使用体制加算として、月に1回に限り5点を更に所定点数に加算する。

- 19 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して十分な情報を取得した上で再診を行った場合は、医療情報取得加算として、3月に1回に限り1点を所定点数に加算する。

(新設)

- 20 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、看護師等という患者に対して情報通信機器を用いた診療を行った場合は、看護師等遠隔診療補助加算として、50点を所定点数に加算する。

A002 外来診療料 76点

- 注1 許可病床のうち一般病床に係るものの数が200以上である保険医療機関において再診を行った場合に算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地

方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、情報通信機器を用いた再診を行った場合には、76点を算定する。

2 病院である保険医療機関（特定機能病院、地域医療支援病院及び外来機能報告対象病院等（医療法第30条の18の5第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限る。）に限る。）であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して再診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、57点を算定する。

3 病院である保険医療機関（許可病床数が400床以上である病院（特定機能病院、地域医療支援病院及び外来機能報告対象病院等（医療法第30条の18の5第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限る。）を除く。）に限る。）であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して再診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、57点を算定する。

4 医療用医薬品の取引価格の妥結率に関して別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において再診を行った場合には、注1

方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、情報通信機器を用いた再診を行った場合には、75点を算定する。

2 病院である保険医療機関（特定機能病院、地域医療支援病院及び外来機能報告対象病院等（医療法第30条の18の5第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限る。）に限る。）であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して再診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、56点を算定する。

3 病院である保険医療機関（許可病床数が400床以上である病院（特定機能病院、地域医療支援病院及び外来機能報告対象病院等（医療法第30条の18の5第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限る。）を除く。）に限る。）であって、初診の患者に占める他の病院又は診療所等からの文書による紹介があるものの割合等が低いものにおいて、別に厚生労働大臣が定める患者に対して再診を行った場合には、注1の規定にかかわらず、56点を算定する。

4 医療用医薬品の取引価格の妥結率に関して別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において再診を行った場合には、注1

の規定にかかわらず、特定妥結率外来診療料として、57点を算定する。

- 5 同一保険医療機関において、同一日に他の傷病について、別の診療科を再診として受診した場合は、注1の規定にかかわらず、2つ目の診療科に限り39点（注2から注4までに規定する場合にあっては、29点）を算定する。この場合において、注6のただし書及び注7から注11までに規定する加算は算定しない。

- 6 第2章第3部検査及び第9部処置のうち次に掲げるものは、外来診療料に含まれるものとする。ただし、第2章第3部第1節第1款検体検査実施料の通則第3号に規定する加算は、外来診療料に係る加算として別に算定することができる。

イ 尿検査

区分番号D000からD002-2までに掲げるもの

ロ 糞便検査

区分番号D003（カルプロテクチン（糞便）を除く。）に掲げるもの

ハ 血液形態・機能検査

区分番号D005（ヘモグロビンA1c（HbA1c）、デオキシチミジンキナーゼ（TK）活性、ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ（TdT）、骨髓像及び造血器腫瘍細胞抗原検査（一連につき）を除く。）に掲げるもの

ニ 創傷処置

100平方センチメートル未満のもの及び100平方センチメートル以上500平方センチメー

の規定にかかわらず、特定妥結率外来診療料として、56点を算定する。

- 5 同一保険医療機関において、同一日に他の傷病について、別の診療科を再診として受診した場合は、注1の規定にかかわらず、2つ目の診療科に限り38点（注2から注4までに規定する場合にあっては、28点）を算定する。この場合において、注6のただし書及び注7から注11までに規定する加算は算定しない。

- 6 第2章第3部検査及び第9部処置のうち次に掲げるものは、外来診療料に含まれるものとする。ただし、第2章第3部第1節第1款検体検査実施料の通則第3号に規定する加算は、外来診療料に係る加算として別に算定することができる。

イ 尿検査

区分番号D000からD002-2までに掲げるもの

ロ 糞便検査

区分番号D003（カルプロテクチン（糞便）を除く。）に掲げるもの

ハ 血液形態・機能検査

区分番号D005（ヘモグロビンA1c（HbA1c）、デオキシチミジンキナーゼ（TK）活性、ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ（TdT）、骨髓像及び造血器腫瘍細胞抗原検査（一連につき）を除く。）に掲げるもの

ニ 創傷処置

100平方センチメートル未満のもの及び100平方センチメートル以上500平方センチメー

トル未満のもの

ホ 削除

ヘ 皮膚科軟膏^{こつ}処置

100平方センチメートル以上500平方センチ
メートル未満のもの

ト 膀胱^{ほうこう}洗浄

チ 膣^{ちつ}洗浄

リ 眼処置

ヌ 睫毛^{しようまつ}拔去

ル 耳処置

ヲ 耳管処置

ワ 鼻処置

カ 口腔^{くわう}、咽頭^{げんとう}処置

ヨ 間接喉頭鏡下喉頭処置

タ ネブライザ

レ 超音波ネブライザ

ソ 介達^{けいたく}牽引

ツ 消炎鎮痛等処置

7 6歳未満の乳幼児に対して再診を行った場合は、乳幼児加算として、38点を所定点数に加算する。ただし、注8又は注9に規定する加算を算定する場合は算定しない。

8 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において再診を行った場合は、時間外加算、休日加算又は深夜加算として、それぞれ65点、190点又は420点（6歳未満の乳幼児の場合にあつては、それぞれ135点、260点又は590点）を所定点数に加算する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関にあつては、同注のただし書に規定する時間において再診を行った

トル未満のもの

ホ 削除

ヘ 皮膚科軟膏^{こつ}処置

100平方センチメートル以上500平方センチ
メートル未満のもの

ト 膀胱^{ほうこう}洗浄

チ 膣^{ちつ}洗浄

リ 眼処置

ヌ 睫毛^{しようまつ}拔去

ル 耳処置

ヲ 耳管処置

ワ 鼻処置

カ 口腔^{くわう}、咽頭^{げんとう}処置

ヨ 間接喉頭鏡下喉頭処置

タ ネブライザ

レ 超音波ネブライザ

ソ 介達^{けいたく}牽引

ツ 消炎鎮痛等処置

7 6歳未満の乳幼児に対して再診を行った場合は、乳幼児加算として、38点を所定点数に加算する。ただし、注8又は注9に規定する加算を算定する場合は算定しない。

8 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において再診を行った場合は、時間外加算、休日加算又は深夜加算として、それぞれ65点、190点又は420点（6歳未満の乳幼児の場合にあつては、それぞれ135点、260点又は590点）を所定点数に加算する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関にあつては、同注のただし書に規定する時間において再診を行った

場合は、180点（6歳未満の乳幼児の場合においては、250点）を所定点数に加算する。

9 小児科を標榜する保険医療機関（区分番号A000に掲げる初診料の注7のただし書に規定するものを除く。）にあっては、夜間であつて別に厚生労働大臣が定める時間、休日又は深夜（当該保険医療機関が表示する診療時間内の時間に限る。）において6歳未満の乳幼児に対して再診を行った場合は、注8の規定にかかわらず、それぞれ135点、260点又は590点を所定点数に加算する。

10 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を受診した患者に対して再診を行った場合は、電子的診療情報連携体制整備加算として、月に1回に限り2点を所定点数に加算する。

11 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、看護師等という患者に対して情報通信機器を用いた診療を行った場合は、看護師等遠隔診療補助加算として、50点を所定点数に加算する。

（削る）

第2部 入院料等

通則

1 健康保険法第63条第1項第5号及び高齢者医療確保法第64条第1項第5号による入院及び看護の費用は、第1節から第5節までの各区分の所定点数により算定する。この場合において、特に規定する場合を除き、通常必要とされる療養環境の提供、看護及び医学的管理に要する費用は、第1節、第3

場合は、180点（6歳未満の乳幼児の場合においては、250点）を所定点数に加算する。

9 小児科を標榜する保険医療機関（区分番号A000に掲げる初診料の注7のただし書に規定するものを除く。）にあっては、夜間であつて別に厚生労働大臣が定める時間、休日又は深夜（当該保険医療機関が表示する診療時間内の時間に限る。）において6歳未満の乳幼児に対して再診を行った場合は、注8の規定にかかわらず、それぞれ135点、260点又は590点を所定点数に加算する。

10 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して十分な情報を取得した上で再診を行った場合は、医療情報取得加算として、3月に1回に限り1点を所定点数に加算する。

11 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、看護師等という患者に対して情報通信機器を用いた診療を行った場合は、看護師等遠隔診療補助加算として、50点を所定点数に加算する。

A003 削除

第2部 入院料等

通則

1 健康保険法第63条第1項第5号及び高齢者医療確保法第64条第1項第5号による入院及び看護の費用は、第1節から第5節までの各区分の所定点数により算定する。この場合において、特に規定する場合を除き、通常必要とされる療養環境の提供、看護及び医学的管理に要する費用は、第1節、第3

節又は第4節の各区分の所定点数に含まれるものとする。

- 2 同一の保険医療機関において、同一の患者につき、第1節の各区分に掲げる入院基本料（特別入院基本料、月平均夜勤時間超過減算、夜勤時間特別入院基本料及び重症患者割合特別入院基本料（以下「特別入院基本料等」という。）を含む。）、第3節の各区分に掲げる特定入院料及び第4節の各区分に掲げる短期滞在手術等基本料を同一の日に算定することはできない。

- 3 情報通信機器等を用いた看護職員及び看護補助者の業務の効率化について別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす病棟の入院料については、基本診療料の施設基準等第五、第九及び第十における1日に看護を行う看護職員及び看護補助を行う看護補助者の数に関する規定並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率に関する規定を満たさない場合であっても、第1節（特別入院基本料等を含む。）、第3節及び第4節各区分に掲げる入院料の所定点数を算定する。

- 4 別に厚生労働大臣が定める患者の場合には、特別入院基本料等、区分番号A108に掲げる有床診療所入院基本料又は区分番号A109に掲げる有床診療所療養病床入院基本料を算定する場合を除き、入院日から起算して5日までの間は、区分番号A400の2に掲げる短期滞在手術等基本料3を算定し、6日目以降は第1節の各区分に掲げる入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の各区分に掲げる特定入院料のいずれかを算定する。

- 5 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関にあっては、当該患者の主傷病に係る入院基本料（特別入院基本料等を含む。）、特定入院料又は短期滞在手術等基本料を算定する。

- 6 第1節から第4節までに規定する期間の計算は、特に規定する場合を除き、保険医療機関に入院した日から起算して計算する。ただし、保険医療機関を退院した後、同一の疾病又

節又は第4節の各区分の所定点数に含まれるものとする。

- 2 同一の保険医療機関において、同一の患者につき、第1節の各区分に掲げる入院基本料（特別入院基本料、月平均夜勤時間超過減算、夜勤時間特別入院基本料及び重症患者割合特別入院基本料（以下「特別入院基本料等」という。）を含む。）、第3節の各区分に掲げる特定入院料及び第4節の各区分に掲げる短期滞在手術等基本料を同一の日に算定することはできない。

（新設）

- 3 別に厚生労働大臣が定める患者の場合には、特別入院基本料等、区分番号A108に掲げる有床診療所入院基本料又は区分番号A109に掲げる有床診療所療養病床入院基本料を算定する場合を除き、入院日から起算して5日までの間は、区分番号A400の2に掲げる短期滞在手術等基本料3を算定し、6日目以降は第1節の各区分に掲げる入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の各区分に掲げる特定入院料のいずれかを算定する。

- 4 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関にあっては、当該患者の主傷病に係る入院基本料（特別入院基本料等を含む。）、特定入院料又は短期滞在手術等基本料を算定する。

- 5 第1節から第4節までに規定する期間の計算は、特に規定する場合を除き、保険医療機関に入院した日から起算して計算する。ただし、保険医療機関を退院した後、同一の疾病又

は負傷により、当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関に入院した場合には、急性増悪その他やむを得ない場合を除き、最初の保険医療機関に入院した日から起算して計算する。

7 別に厚生労働大臣が定める入院患者数の基準又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関の入院基本料については、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

8 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡^{じよくそう}対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合に限り、第1節（特別入院基本料等を含む。）、第3節及び第4節（短期滞在手術等基本料1を除く。）の各区分に掲げるそれぞれの入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料の所定点数を算定する。

9 8に規定する別に厚生労働大臣が定める基準のうち、栄養管理体制に関する基準を満たすことができない保険医療機関（診療所を除き、別に厚生労働大臣が定める基準を満たすものに限る。）については、第1節（特別入院基本料等を除く。）、第3節及び第4節（短期滞在手術等基本料1を除く。）の各区分に掲げるそれぞれの入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料の所定点数から1日につき40点を減算する。

10 8に規定する別に厚生労働大臣が定める基準のうち、身体的拘束最小化に関する基準を満たすことができない保険医療機関については、第1節（特別入院基本料等を除く。）、第3節及び第4節（短期滞在手術等基本料1を除く。）の各区分に掲げるそれぞれの入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料の所定点数から1日につき40点を減算する。ただし、8に規定する別に厚生労働大臣が定める基準のうち、身体的拘束最小化に関する基準において、身体的拘束最小化の体制に係る基準を満たす保険医療機関については、当該減

は負傷により、当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関に入院した場合には、急性増悪その他やむを得ない場合を除き、最初の保険医療機関に入院した日から起算して計算する。

6 別に厚生労働大臣が定める入院患者数の基準又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関の入院基本料については、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

7 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡^{じよくそう}対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合に限り、第1節（特別入院基本料等を含む。）、第3節及び第4節（短期滞在手術等基本料1を除く。）の各区分に掲げるそれぞれの入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料の所定点数を算定する。

8 7に規定する別に厚生労働大臣が定める基準のうち、栄養管理体制に関する基準を満たすことができない保険医療機関（診療所を除き、別に厚生労働大臣が定める基準を満たすものに限る。）については、第1節（特別入院基本料等を除く。）、第3節及び第4節（短期滞在手術等基本料1を除く。）の各区分に掲げるそれぞれの入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料の所定点数から1日につき40点を減算する。

9 7に規定する別に厚生労働大臣が定める基準のうち、身体的拘束最小化に関する基準を満たすことができない保険医療機関については、第1節（特別入院基本料等を除く。）、第3節及び第4節（短期滞在手術等基本料1を除く。）の各区分に掲げるそれぞれの入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料の所定点数から1日につき40点を減算する。

算の点数に代えて、所定点数から1日につき20点を減算する

- 11 継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関については、第1節（特別入院基本料等を含む。）、第3節及び第4節（短期滞在手術等基本料1を除く。）の各区分に掲げるそれぞれの入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料の所定点数から1日につき次に掲げる点数を減算する。

（新設）

イ 急性期病院A一般入院料、急性期一般入院料1、急性期病院B一般入院料（看護・多職種協働加算を算定する場合）、急性期一般入院料4（看護・多職種協働加算を算定する場合） 121点

ロ 急性期病院B一般入院料、急性期一般入院料2から6まで（看護・多職種協働加算を算定する場合を除く。）

85点

ハ 地域一般入院基本料、一般病棟入院基本料の特別入院基本料、特定一般病棟入院料（注7に規定する場合を除く。）

65点

ニ 療養病棟入院基本料

42点

ホ 結核病棟入院基本料

64点

ヘ 急性期病院精神病棟入院基本料、精神病棟入院料（10対1入院基本料、13対1入院基本料及び精神病棟看護・多職種協働加算を算定する15対1入院基本料の場合） 106点

ト 急性期病院精神病棟入院基本料（精神病棟看護・多職種協働加算を算定する場合を除く15対1入院基本料の場合）、精神病棟入院料（精神病棟看護・多職種協働加算を算定する場合を除く15対1入院基本料、18対1入院基本料、20対1入院基本料及び特別入院基本料の場合） 39点

チ 特定機能病院入院基本料、特定機能病院リハビリテーシ

ヨ	ン病棟入院料	141点
リ	専門病院入院基本料	88点
ヌ	障害者施設等入院基本料	58点
ル	有床診療所入院基本料	95点
ヲ	有床診療所療養病床入院基本料	58点
ワ	救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室管理料、新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、新生児治療回復室入院医療管理料、一類感染症患者入院医療管理料	171点
カ	地域包括医療病棟入院料	113点
ヨ	特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料	53点
タ	小児入院医療管理料、児童・思春期精神科入院医療管理料	97点
レ	回復期リハビリテーション病棟入院料	76点
ソ	地域包括ケア病棟入院料、特定一般病棟入院料（注7に規定する場合）	69点
ツ	緩和ケア病棟入院料	99点
ネ	精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料	42点
ナ	精神療養病棟入院料、認知症治療病棟入院料、地域移行機能強化病棟入院料	35点
ラ	短期滞在手術等基本料3	189点

第1節 入院基本料

区分

A100 一般病棟入院基本料（1日につき）

1 急性期病院一般入院基本料

イ 急性期病院A一般入院料 1,930点

ロ 急性期病院B一般入院料 1,643点

2 急性期一般入院基本料

第1節 入院基本料

区分

A100 一般病棟入院基本料（1日につき）
（新設）

1 急性期一般入院基本料

イ	急性期一般入院料 1	<u>1,874点</u>
ロ	急性期一般入院料 2	<u>1,779点</u>
ハ	急性期一般入院料 3	<u>1,704点</u>
ニ	急性期一般入院料 4	<u>1,597点</u>
ホ	急性期一般入院料 5	<u>1,575点</u>
ヘ	急性期一般入院料 6	<u>1,523点</u>
<u>3</u>	地域一般入院基本料	
イ	地域一般入院料 1	<u>1,290点</u>
ロ	地域一般入院料 2	<u>1,282点</u>
ハ	地域一般入院料 3	<u>1,097点</u>
注 1	療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本料又は精神病棟入院基本料を算定する病棟以外の病院の病棟（以下この表において「一般病棟」という。）であって、看護配置、看護師比率、平均在院日数その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第 3 節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。ただし、通則第 7 号に規定する保険医療機関の病棟については、この限りでない。	
2	注 1 に規定する病棟以外の一般病棟については、当分の間、地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者（第 3 節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、特別入院基本料として、 <u>704点</u> を算定できる。ただし、注 1 に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに	

イ	急性期一般入院料 1	<u>1,688点</u>
ロ	急性期一般入院料 2	<u>1,644点</u>
ハ	急性期一般入院料 3	<u>1,569点</u>
ニ	急性期一般入院料 4	<u>1,462点</u>
ホ	急性期一般入院料 5	<u>1,451点</u>
ヘ	急性期一般入院料 6	<u>1,404点</u>
<u>2</u>	地域一般入院基本料	
イ	地域一般入院料 1	<u>1,176点</u>
ロ	地域一般入院料 2	<u>1,170点</u>
ハ	地域一般入院料 3	<u>1,003点</u>
注 1	療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本料又は精神病棟入院基本料を算定する病棟以外の病院の病棟（以下この表において「一般病棟」という。）であって、看護配置、看護師比率、平均在院日数その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第 3 節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。ただし、通則第 6 号に規定する保険医療機関の病棟については、この限りでない。	
2	注 1 に規定する病棟以外の一般病棟については、当分の間、地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者（第 3 節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、特別入院基本料として、 <u>612点</u> を算定できる。ただし、注 1 に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに	

適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなくなった後の直近3月に限り、月平均夜勤時間超過減算として、それぞれの所定点数から100分の15に相当する点数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。

- 3 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 14日以内の期間 450点（特別入院基本料等については、300点）

ロ 15日以上30日以内の期間 192点（特別入院基本料等については、155点）

- 4 地域一般入院基本料を算定する病棟において、当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A246に掲げる入退院支援加算3を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

- 5 地域一般入院基本料を算定する病棟に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者又は介護老人保健施設、介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（以下この表において「特別養護老人ホーム」という。）、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム

適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなくなった後の直近3月に限り、月平均夜勤時間超過減算として、それぞれの所定点数から100分の15に相当する点数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。

- 3 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 14日以内の期間 450点（特別入院基本料等については、300点）

ロ 15日以上30日以内の期間 192点（特別入院基本料等については、155点）

- 4 地域一般入院基本料を算定する病棟において、当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A246に掲げる入退院支援加算3を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

- 5 地域一般入院基本料を算定する病棟に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者又は介護老人保健施設、介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム（以下この表において「特別養護老人ホーム」という。）、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム

（以下この表において「軽費老人ホーム」という。））、同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（以下この表において「有料老人ホーム」という。）等若しくは自宅から入院した患者については、転院又は入院した日から起算して14日を限度として、救急・在宅等支援病床初期加算として、1日につき150点を所定点数に加算する。

- 6 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）は、夜間看護体制特定日減算として、次のいずれにも該当する場合に限り、所定点数の100分の5に相当する点数を減算する。

イ 年6日以内であること。

ロ 当該日が属する月が連続する2月以内であること。

- 7 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、注2の規定にかかわらず、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当分の間、夜勤時間特別入院基本料として、それぞれの所定点数の100分の70に相当する点数を算定できる。

- 8 退院が特定の時間帯に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める患者の退院

（以下この表において「軽費老人ホーム」という。））、同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（以下この表において「有料老人ホーム」という。）等若しくは自宅から入院した患者については、転院又は入院した日から起算して14日を限度として、救急・在宅等支援病床初期加算として、1日につき150点を所定点数に加算する。

- 6 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）は、夜間看護体制特定日減算として、次のいずれにも該当する場合に限り、所定点数の100分の5に相当する点数を減算する。

イ 年6日以内であること。

ロ 当該日が属する月が連続する2月以内であること。

- 7 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、注2の規定にかかわらず、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当分の間、夜勤時間特別入院基本料として、それぞれの所定点数の100分の70に相当する点数を算定できる。

- 8 退院が特定の時間帯に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める患者の退院

日の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。

9 入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。

10 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ 急性期総合体制加算（急性期病院一般入院基本料に限る。）

（削る）

- ロ 地域医療支援病院入院診療加算
- ハ 臨床研修病院入院診療加算
- ニ 紹介受診重点医療機関入院診療加算
- ホ 救急医療管理加算
- ヘ 超急性期脳卒中心加算
- ト 妊産婦緊急搬送入院加算
- チ 在宅患者緊急入院診療加算
- リ 診療録管理体制加算
- ヌ 医師事務作業補助体制加算
- ル 急性期看護補助体制加算
- ヲ 看護職員夜間配置加算
- ヅ 電子的診療情報連携体制整備加算
- カ 乳幼児加算・幼児加算
- コ 特定感染症入院医療管理加算

日の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。

9 入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。

10 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ 総合入院体制加算

ロ 急性期充実体制加算（急性期一般入院料1を算定するものに限る。）

- ハ 地域医療支援病院入院診療加算
- ニ 臨床研修病院入院診療加算
- ホ 紹介受診重点医療機関入院診療加算
- ヘ 救急医療管理加算
- ト 超急性期脳卒中心加算
- チ 妊産婦緊急搬送入院加算
- リ 在宅患者緊急入院診療加算
- ヌ 診療録管理体制加算
- ル 医師事務作業補助体制加算
- ヲ 急性期看護補助体制加算
- ヅ 看護職員夜間配置加算
（新設）

- カ 乳幼児加算・幼児加算
- コ 特定感染症入院医療管理加算

タ 難病等特別入院診療加算
 レ 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
 ソ 看護配置加算
 ツ 看護補助加算
 ネ 看護・多職種協働加算（急性期病院B一般入院料及び急性期一般入院料4に限る。）
 ナ 地域加算
 ニ 離島加算
 ム 療養環境加算
 ウ HIV感染者療養環境特別加算
 ㇿ 特定感染症患者療養環境特別加算
 ノ 特定薬剤治療環境特別加算
 オ 重症者等療養環境特別加算
 ク 小児療養環境特別加算
 ヤ 産科管理加算（1に限る。）
 マ 無菌治療室管理加算
 ケ 放射線治療病室管理加算
 フ 緩和ケア診療加算
 コ 小児緩和ケア診療加算
 エ 精神科リエゾンチーム加算
 テ 強度行動障害入院医療管理加算
 ア 依存症入院医療管理加算
 サ 摂食障害入院医療管理加算
 キ がん拠点病院加算
 ユ リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算（急性期病院一般入院基本料及び急性期一般入院基本料に限る。）
 メ 栄養サポートチーム加算
 ミ 口腔管理連携加算
 シ 医療安全対策加算

タ 難病等特別入院診療加算
 レ 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
 ソ 看護配置加算
 ツ 看護補助加算
 （新設）
 ネ 地域加算
 ナ 離島加算
 ニ 療養環境加算
 ム HIV感染者療養環境特別加算
 ウ 特定感染症患者療養環境特別加算
 （新設）
 ㇿ 重症者等療養環境特別加算
 ノ 小児療養環境特別加算
 （新設）
 オ 無菌治療室管理加算
 ク 放射線治療病室管理加算
 ヤ 緩和ケア診療加算
 マ 小児緩和ケア診療加算
 ケ 精神科リエゾンチーム加算
 フ 強度行動障害入院医療管理加算
 コ 依存症入院医療管理加算
 エ 摂食障害入院医療管理加算
 テ がん拠点病院加算
 ア リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算（急性期一般入院基本料に限る。）
 サ 栄養サポートチーム加算
 （新設）
 キ 医療安全対策加算

エ 感染対策向上加算
ヒ 患者サポート体制充実加算
モ 報告書管理体制加算
セ 褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算
ス ハイリスク妊娠管理加算
シ ハイリスク分娩^{べん}等管理加算（ハイリスク分
 娩^{べん}管理加算に限る。）
イイ 呼吸ケアチーム加算
イロ 術後疼痛^{とつ}管理チーム加算（急性期病院一
 般入院基本料及び急性期一般入院基本料に限
 る。）
イハ 地域支援・医薬品供給対応体制加算
イニ バイオ後続品使用体制加算
イホ 病棟薬剤業務実施加算（1又は2に限る
 。）
イヘ データ提出加算
イト 入退院支援加算（1のイ、2のイ又は3
 に限る。）
イチ 医療的ケア児（者）入院前支援加算
イリ 認知症ケア加算
イヌ せん妄ハイリスク患者ケア加算（急性期
 病院一般入院基本料及び急性期一般入院基本
 料に限る。）
イル 精神疾患診療体制加算
イロ 薬剤総合評価調整加算
イワ 排尿自立支援加算
イカ 地域医療体制確保加算（急性期病院一般
 入院基本料及び急性期一般入院基本料に限る
 。）
イヨ 協力対象施設入所者入院加算（急性期病
 院A一般入院料を除く。）

ユ 感染対策向上加算
メ 患者サポート体制充実加算
ミ 報告書管理体制加算
シ 褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算
エ ハイリスク妊娠管理加算
ヒ ハイリスク分娩^{べん}等管理加算（ハイリスク分
 娩^{べん}管理加算に限る。）
モ 呼吸ケアチーム加算
セ 術後疼痛^{とつ}管理チーム加算（急性期一般入院
 基本料に限る。）

ス 後発医薬品使用体制加算
シ バイオ後続品使用体制加算
イイ 病棟薬剤業務実施加算1

イロ データ提出加算
イハ 入退院支援加算（1のイ、2のイ又は3
 に限る。）
イニ 医療的ケア児（者）入院前支援加算
イホ 認知症ケア加算
イヘ せん妄ハイリスク患者ケア加算（急性期
 一般入院基本料に限る。）

イト 精神疾患診療体制加算
イチ 薬剤総合評価調整加算
イリ 排尿自立支援加算
イヌ 地域医療体制確保加算（急性期一般入院
 基本料に限る。）

イル 協力対象施設入所者入院加算

イタ 医療提供機能連携確保加算

- 11 当該病棟のうち、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者であつて、当該病棟に90日を超えて入院するものについては、注1から注10までの規定にかかわらず、区分番号A101に掲げる療養病棟入院料1の例により算定する。

A101 療養病棟入院基本料（1日につき）

1 療養病棟入院料1

- イ 入院料1 2,035点（健康保険法第63条第2項第2号及び高齢者医療確保法第64条第2項第2号の療養（以下この表において「生活療養」という。）を受ける場合にあっては、2,014点）
- ロ 入院料2 1,980点（生活療養を受ける場合にあっては、1,960点）
- ハ 入院料3 1,692点（生活療養を受ける場合にあっては、1,672点）
- ニ 入院料4 1,763点（生活療養を受ける場合にあっては、1,742点）
- ホ 入院料5 1,708点（生活療養を受ける場合にあっては、1,688点）
- ヘ 入院料6 1,420点（生活療養を受ける場合にあっては、1,400点）
- ト 入院料7 1,715点（生活療養を受ける場合にあっては、1,694点）
- チ 入院料8 1,660点（生活療養を受ける場合にあっては、1,640点）
- リ 入院料9 1,372点（生活療養を受ける場合にあっては、1,352点）

（新設）

- 11 当該病棟のうち、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者であつて、当該病棟に90日を超えて入院するものについては、注1から注10までの規定にかかわらず、区分番号A101に掲げる療養病棟入院料1の例により算定する。

A101 療養病棟入院基本料（1日につき）

1 療養病棟入院料1

- イ 入院料1 1,964点（健康保険法第63条第2項第2号及び高齢者医療確保法第64条第2項第2号の療養（以下この表において「生活療養」という。）を受ける場合にあっては、1,949点）
- ロ 入院料2 1,909点（生活療養を受ける場合にあっては、1,895点）
- ハ 入院料3 1,621点（生活療養を受ける場合にあっては、1,607点）
- ニ 入院料4 1,692点（生活療養を受ける場合にあっては、1,677点）
- ホ 入院料5 1,637点（生活療養を受ける場合にあっては、1,623点）
- ヘ 入院料6 1,349点（生活療養を受ける場合にあっては、1,335点）
- ト 入院料7 1,644点（生活療養を受ける場合にあっては、1,629点）
- チ 入院料8 1,589点（生活療養を受ける場合にあっては、1,575点）
- リ 入院料9 1,301点（生活療養を受ける場合にあっては、1,287点）

ヌ 入院料10 1,902点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,881点)
 ル 入院料11 1,847点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,827点)
 ヲ 入院料12 1,559点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,539点)
 ワ 入院料13 1,526点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,505点)
 カ 入院料14 1,498点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,478点)
 ヨ 入院料15 1,344点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,323点)
 タ 入院料16 1,442点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,421点)
 レ 入院料17 1,414点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,394点)
 ソ 入院料18 1,260点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,239点)
 ツ 入院料19 1,902点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,881点)
 ネ 入院料20 1,847点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,827点)
 ナ 入院料21 1,559点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,539点)
 ラ 入院料22 1,513点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,492点)
 ム 入院料23 1,485点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,465点)
 ウ 入院料24 1,331点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,310点)
 ㇿ 入院料25 1,054点 (生活療養を受ける場合に

ヌ 入院料10 1,831点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,816点)
 ル 入院料11 1,776点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,762点)
 ヲ 入院料12 1,488点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,474点)
 ワ 入院料13 1,455点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,440点)
 カ 入院料14 1,427点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,413点)
 ヨ 入院料15 1,273点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,258点)
 タ 入院料16 1,371点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,356点)
 レ 入院料17 1,343点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,329点)
 ソ 入院料18 1,189点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,174点)
 ツ 入院料19 1,831点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,816点)
 ネ 入院料20 1,776点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,762点)
 ナ 入院料21 1,488点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,474点)
 ラ 入院料22 1,442点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,427点)
 ム 入院料23 1,414点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,400点)
 ウ 入院料24 1,260点 (生活療養を受ける場合にあっては、1,245点)
 ㇿ 入院料25 983点 (生活療養を受ける場合に

にあつては、1,033点)

ノ 入院料26 1,006点 (生活療養を受ける場合に
あつては、985点)

オ 入院料27 901点 (生活療養を受ける場合に
あつては、881点)

ク 入院料28 1,902点 (生活療養を受ける場合に
あつては、1,881点)

ヤ 入院料29 1,847点 (生活療養を受ける場合に
あつては、1,827点)

マ 入院料30 1,559点 (生活療養を受ける場合に
あつては、1,539点)

2 療養病棟入院料 2

イ 入院料 1 1,967点 (生活療養を受ける場合に
あつては、1,947点)

ロ 入院料 2 1,913点 (生活療養を受ける場合に
あつては、1,893点)

ハ 入院料 3 1,624点 (生活療養を受ける場合に
あつては、1,604点)

ニ 入院料 4 1,695点 (生活療養を受ける場合に
あつては、1,675点)

ホ 入院料 5 1,641点 (生活療養を受ける場合に
あつては、1,621点)

ヘ 入院料 6 1,352点 (生活療養を受ける場合に
あつては、1,332点)

ト 入院料 7 1,647点 (生活療養を受ける場合に
あつては、1,627点)

チ 入院料 8 1,593点 (生活療養を受ける場合に
あつては、1,573点)

リ 入院料 9 1,304点 (生活療養を受ける場合に
あつては、1,284点)

ヌ 入院料10 1,834点 (生活療養を受ける場合に

あつては、968点)

ノ 入院料26 935点 (生活療養を受ける場合に
あつては、920点)

オ 入院料27 830点 (生活療養を受ける場合に
あつては、816点)

ク 入院料28 1,831点 (生活療養を受ける場合に
あつては、1,816点)

ヤ 入院料29 1,776点 (生活療養を受ける場合に
あつては、1,762点)

マ 入院料30 1,488点 (生活療養を受ける場合に
あつては、1,474点)

2 療養病棟入院料 2

イ 入院料 1 1,899点 (生活療養を受ける場合に
あつては、1,885点)

ロ 入院料 2 1,845点 (生活療養を受ける場合に
あつては、1,831点)

ハ 入院料 3 1,556点 (生活療養を受ける場合に
あつては、1,542点)

ニ 入院料 4 1,627点 (生活療養を受ける場合に
あつては、1,613点)

ホ 入院料 5 1,573点 (生活療養を受ける場合に
あつては、1,559点)

ヘ 入院料 6 1,284点 (生活療養を受ける場合に
あつては、1,270点)

ト 入院料 7 1,579点 (生活療養を受ける場合に
あつては、1,565点)

チ 入院料 8 1,525点 (生活療養を受ける場合に
あつては、1,511点)

リ 入院料 9 1,236点 (生活療養を受ける場合に
あつては、1,222点)

ヌ 入院料10 1,766点 (生活療養を受ける場合に

にあっては、1,814点)
 ル 入院料11 1,780点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,760点)
 ヲ 入院料12 1,491点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,471点)
 ワ 入院料13 1,457点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,437点)
 カ 入院料14 1,430点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,409点)
 ヨ 入院料15 1,275点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,255点)
 タ 入院料16 1,373点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,353点)
 レ 入院料17 1,346点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,325点)
 ソ 入院料18 1,191点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,171点)
 ツ 入院料19 1,834点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,814点)
 ネ 入院料20 1,780点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,760点)
 ナ 入院料21 1,491点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,471点)
 ラ 入院料22 1,444点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,424点)
 ム 入院料23 1,417点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,396点)
 ウ 入院料24 1,262点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,242点)
 ㇿ 入院料25 986点 (生活療養を受ける場合に
 あっては、966点)

にあっては、1,752点)
 ル 入院料11 1,712点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,698点)
 ヲ 入院料12 1,423点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,409点)
 ワ 入院料13 1,389点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,375点)
 カ 入院料14 1,362点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,347点)
 ヨ 入院料15 1,207点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,193点)
 タ 入院料16 1,305点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,291点)
 レ 入院料17 1,278点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,263点)
 ソ 入院料18 1,123点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,109点)
 ツ 入院料19 1,766点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,752点)
 ネ 入院料20 1,712点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,698点)
 ナ 入院料21 1,423点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,409点)
 ラ 入院料22 1,376点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,362点)
 ム 入院料23 1,349点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,334点)
 ウ 入院料24 1,194点 (生活療養を受ける場合
 にあっては、1,180点)
 ㇿ 入院料25 918点 (生活療養を受ける場合に
 あっては、904点)

- ノ 入院料26 938点（生活療養を受ける場合にあっては、918点）
オ 入院料27 834点（生活療養を受ける場合にあっては、813点）
ク 入院料28 1,834点（生活療養を受ける場合にあっては、1,814点）
ヤ 入院料29 1,780点（生活療養を受ける場合にあっては、1,760点）
マ 入院料30 1,491点（生活療養を受ける場合にあっては、1,471点）

注1 病院の療養病棟（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床（以下「療養病床」という。）に係る病棟として地方厚生局長等に届け出たものをいう。以下この表において同じ。）であって、看護配置、看護師比率、看護補助配置その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分及び当該患者の疾患、状態、ADL等について別に厚生労働大臣が定める区分に従い、当該患者ごとにそれぞれ所定点数を算定する。ただし、1又は2の入院料1から3まで、10から12まで又は19から21までのいずれかを算定する場合であって、当該病棟において中心静脈栄養を実施している状態にある者の摂食機能又は嚥下機能の回復に必要な体制が確保されていると認められない場合には、それぞれ1又は2の入院料4から6まで、13から15まで又は22から24までのいずれかを算定し、注3のただし書に該当する場

- ノ 入院料26 870点（生活療養を受ける場合にあっては、856点）
オ 入院料27 766点（生活療養を受ける場合にあっては、751点）
ク 入院料28 1,766点（生活療養を受ける場合にあっては、1,752点）
ヤ 入院料29 1,712点（生活療養を受ける場合にあっては、1,698点）
マ 入院料30 1,423点（生活療養を受ける場合にあっては、1,409点）

注1 病院の療養病棟（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床（以下「療養病床」という。）に係る病棟として地方厚生局長等に届け出たものをいう。以下この表において同じ。）であって、看護配置、看護師比率、看護補助配置その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分及び当該患者の疾患、状態、ADL等について別に厚生労働大臣が定める区分に従い、当該患者ごとにそれぞれ所定点数を算定する。ただし、1又は2の入院料1から3まで、10から12まで又は19から21までのいずれかを算定する場合であって、当該病棟において中心静脈栄養を実施している状態にある者の摂食機能又は嚥下機能の回復に必要な体制が確保されていると認められない場合には、それぞれ1又は2の入院料4から6まで、13から15まで又は22から24までのいずれかを算定し、注3のただし書に該当する場

合には、当該基準に係る区分に従い、それぞれ
1又は2の入院料27を算定する。

2 注1に規定する病棟以外の療養病棟については、当分の間、地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、特別入院基本料として、646点（生活療養を受ける場合にあっては、626点）を算定できる。

3 療養病棟入院基本料を算定する患者に対して行った第3部検査、第5部投薬、第6部注射、第7部リハビリテーション（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）及び第13部病理診断並びに第4部画像診断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含み、別に厚生労働大臣が定める薬剤及び注射薬（以下この表において「除外薬剤・注射薬」という。）の費用を除く。）は、当該入院基本料に含まれるものとする。ただし、患者の急性増悪により、同一の保険医療機関の一般病棟へ転棟又は別の保険医療機関の一般病棟へ転院する場合には、その日から起算して3日前までの当該費用については、この限りでない。

4 当該病棟に入院している患者のうち、別に厚生労働大臣が定める状態のものに対して、必要な褥瘡対策を行った場合に、患者の褥瘡の状態に応じて、1日につき次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ 褥瘡対策加算1	15点
ロ 褥瘡対策加算2	5点

合には、当該基準に係る区分に従い、それぞれ
1又は2の入院料27を算定する。

2 注1に規定する病棟以外の療養病棟については、当分の間、地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、特別入院基本料として、582点（生活療養を受ける場合にあっては、568点）を算定できる。

3 療養病棟入院基本料を算定する患者に対して行った第3部検査、第5部投薬、第6部注射、第7部リハビリテーション（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）及び第13部病理診断並びに第4部画像診断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含み、別に厚生労働大臣が定める薬剤及び注射薬（以下この表において「除外薬剤・注射薬」という。）の費用を除く。）は、当該入院基本料に含まれるものとする。ただし、患者の急性増悪により、同一の保険医療機関の一般病棟へ転棟又は別の保険医療機関の一般病棟へ転院する場合には、その日から起算して3日前までの当該費用については、この限りでない。

4 当該病棟に入院している患者のうち、別に厚生労働大臣が定める状態のものに対して、必要な褥瘡対策を行った場合に、患者の褥瘡の状態に応じて、1日につき次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ 褥瘡対策加算1	15点
ロ 褥瘡対策加算2	5点

- 5 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A 2 4 6に掲げる入退院支援加算 3を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。
- 6 当該病棟に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者及び当該保険医療機関（急性期医療を担う保険医療機関に限る。）の一般病棟から転棟した患者については、転院又は転棟した日から起算して14日を限度として、急性期患者支援療養病床初期加算として、1日につき300点を所定点数に加算し、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等又は自宅から入院した患者については、治療方針に関する患者又はその家族等の意思決定に対する支援を行った場合に、入院した日から起算して14日を限度として、在宅患者支援療養病床初期加算として、1日につき350点を所定点数に加算する。
- 7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
- イ 地域医療支援病院入院診療加算
 - ロ 臨床研修病院入院診療加算
 - ハ 紹介受診重点医療機関入院診療加算
 - ニ 在宅患者緊急入院診療加算
 - ホ 診療録管理体制加算
 - ヘ 医師事務作業補助体制加算（50対1補助体

- 5 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A 2 4 6に掲げる入退院支援加算 3を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。
- 6 当該病棟に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者及び当該保険医療機関（急性期医療を担う保険医療機関に限る。）の一般病棟から転棟した患者については、転院又は転棟した日から起算して14日を限度として、急性期患者支援療養病床初期加算として、1日につき300点を所定点数に加算し、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等又は自宅から入院した患者については、治療方針に関する患者又はその家族等の意思決定に対する支援を行った場合に、入院した日から起算して14日を限度として、在宅患者支援療養病床初期加算として、1日につき350点を所定点数に加算する。
- 7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
- イ 地域医療支援病院入院診療加算
 - ロ 臨床研修病院入院診療加算
 - ハ 紹介受診重点医療機関入院診療加算
 - ニ 在宅患者緊急入院診療加算
 - ホ 診療録管理体制加算
 - ヘ 医師事務作業補助体制加算（50対1補助体

制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。)

ト 電子的診療情報連携体制整備加算

チ 乳幼児加算・幼児加算

リ 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算

ヌ 地域加算

ル 離島加算

ヲ HIV感染者療養環境特別加算

ワ 療養病棟療養環境加算

カ 療養病棟療養環境改善加算

コ 重症皮膚潰瘍管理加算

ク 栄養サポートチーム加算

ケ 口腔管理連携加算

セ 医療安全対策加算

ソ 感染対策向上加算

ネ 患者サポート体制充実加算

ナ 報告書管理体制加算

ラ 身体的拘束最小化推進体制加算

ム 病棟薬剤業務実施加算（1又は2に限る。）

ル

ウ データ提出加算

エ 入退院支援加算（1のハ又は2のロに限る。）

ノ 医療的ケア児（者）入院前支援加算

オ 認知症ケア加算

ク 薬剤総合評価調整加算

ケ 排尿自立支援加算

マ 協力対象施設入所者入院加算

8 別に厚生労働大臣が指定する期間において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に

制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。)

(新設)

ト 乳幼児加算・幼児加算

チ 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算

リ 地域加算

ヌ 離島加算

ル HIV感染者療養環境特別加算

ヲ 療養病棟療養環境加算

ワ 療養病棟療養環境改善加算

カ 重症皮膚潰瘍管理加算

コ 栄養サポートチーム加算

(新設)

ク 医療安全対策加算

セ 感染対策向上加算

ソ 患者サポート体制充実加算

ヅ 報告書管理体制加算

(新設)

ネ 病棟薬剤業務実施加算1

ナ データ提出加算

ラ 入退院支援加算（1のロ又は2のロに限る。）

ム 医療的ケア児（者）入院前支援加算

ウ 認知症ケア加算

エ 薬剤総合評価調整加算

ノ 排尿自立支援加算

オ 協力対象施設入所者入院加算

8 別に厚生労働大臣が指定する期間において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に

関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症の患者及びその疑似症患者が入院した場合に区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料を算定する旨を地方厚生局長等に届け出た保険医療機関においては、当該患者について、注1の規定にかかわらず、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の例により算定する。

- 9 当該病棟（療養病棟入院料1を算定するものに限る。）に入院している患者のうち、当該保険医療機関において、区分番号J038に掲げる人工腎臓、J038-2に掲げる持続緩徐式血液濾過、J039に掲げる血漿交換療法又はJ042に掲げる腹膜灌流を行っている患者については、慢性維持透析管理加算として、1日につき100点を所定点数に加算する。
- 10 療養病棟入院料1を算定する病棟において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、在宅復帰機能強化加算として、1日につき50点を所定点数に加算する。
- 11 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、療養病棟入院基本料を算定する患者について、経腸栄養を開始した場合、経腸栄養管理加算として、入院中1回に限り、経腸栄養を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき300点を所定点数に加算する。
この場合において、区分番号A233-2に掲

関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症の患者及びその疑似症患者が入院した場合に区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料を算定する旨を地方厚生局長等に届け出た保険医療機関においては、当該患者について、注1の規定にかかわらず、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の例により算定する。

- 9 当該病棟（療養病棟入院料1を算定するものに限る。）に入院している患者のうち、当該保険医療機関において、区分番号J038に掲げる人工腎臓、J038-2に掲げる持続緩徐式血液濾過、J039に掲げる血漿交換療法又はJ042に掲げる腹膜灌流を行っている患者については、慢性維持透析管理加算として、1日につき100点を所定点数に加算する。
- 10 療養病棟入院料1を算定する病棟において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、在宅復帰機能強化加算として、1日につき50点を所定点数に加算する。
- 11 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、療養病棟入院基本料を算定する患者について、経腸栄養を開始した場合、経腸栄養管理加算として、入院中1回に限り、経腸栄養を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき300点を所定点数に加算する。
この場合において、区分番号A233-2に掲

げる栄養サポートチーム加算、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料又は区分番号B001の11に掲げる集団栄養食事指導料は別に算定できない。

12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間看護加算として、1日につき50点を所定点数に加算する。この場合において、注13に規定する看護補助・患者ケア体制充実加算は別に算定できない。

13 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。ただし、当該患者について、身体的拘束を実施した日は、看護補助・患者ケア体制充実加算3の例により所定点数に加算する。

- イ 看護補助・患者ケア体制充実加算 1 80点
- ロ 看護補助・患者ケア体制充実加算 2 65点
- ハ 看護補助・患者ケア体制充実加算 3 55点

A102 結核病棟入院基本料（1日につき）

- 1 7対1入院基本料 1,836点
- 2 10対1入院基本料 1,521点
- 3 13対1入院基本料 1,289点
- 4 15対1入院基本料 1,107点
- 5 18対1入院基本料 960点

げる栄養サポートチーム加算、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料又は区分番号B001の11に掲げる集団栄養食事指導料は別に算定できない。

12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間看護加算として、1日につき50点を所定点数に加算する。この場合において、注13に規定する看護補助体制充実加算は別に算定できない。

13 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。ただし、当該患者について、身体的拘束を実施した日は、看護補助体制充実加算3の例により所定点数に加算する。

- イ 看護補助体制充実加算 1 80点
- ロ 看護補助体制充実加算 2 65点
- ハ 看護補助体制充実加算 3 55点

A102 結核病棟入院基本料（1日につき）

- 1 7対1入院基本料 1,677点
- 2 10対1入院基本料 1,405点
- 3 13対1入院基本料 1,182点
- 4 15対1入院基本料 1,013点
- 5 18対1入院基本料 868点

6 20対1入院基本料 911点

注1 病院（特定機能病院を除く。）の結核病棟（医療法第7条第2項第3号に規定する結核病床に係る病棟として地方厚生局長等に届出のあったものをいう。以下この表において同じ。）であって、看護配置、看護師比率その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。ただし、通則第7号に規定する保険医療機関の病棟については、この限りでない。

2 注1に規定する病棟以外の結核病棟については、当分の間、地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、特別入院基本料として、678点を算定できる。ただし、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなくなった後の直近3月に限り、月平均夜勤時間超過減算として、それぞれの所定点数から100分の15に相当する点数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。

6 20対1入院基本料 819点

注1 病院（特定機能病院を除く。）の結核病棟（医療法第7条第2項第3号に規定する結核病床に係る病棟として地方厚生局長等に届出のあったものをいう。以下この表において同じ。）であって、看護配置、看護師比率その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。ただし、通則第6号に規定する保険医療機関の病棟については、この限りでない。

2 注1に規定する病棟以外の結核病棟については、当分の間、地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、特別入院基本料として、586点を算定できる。ただし、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなくなった後の直近3月に限り、月平均夜勤時間超過減算として、それぞれの所定点数から100分の15に相当する点数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。

- 3 注1及び注2の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める患者については、特別入院基本料を算定する。
- 4 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。
- イ 14日以内の期間 600点
(特別入院基本料等については、500点)
 - ロ 15日以上30日以内の期間 480点
(特別入院基本料等については、400点)
 - ハ 31日以上60日以内の期間 360点
(特別入院基本料等については、300点)
 - ニ 61日以上90日以内の期間 120点
- 5 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
- イ 地域医療支援病院入院診療加算
 - ロ 臨床研修病院入院診療加算
 - ハ 紹介受診重点医療機関入院診療加算
 - ニ 救急医療管理加算
 - ホ 妊産婦緊急搬送入院加算
 - ヘ 在宅患者緊急入院診療加算
 - ト 診療録管理体制加算
 - チ 医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。）
 - リ 電子的診療情報連携体制整備加算
 - ヌ 乳幼児加算・幼児加算
 - ル 難病等特別入院診療加算（難病患者等入院診療加算に限る。）

- 3 注1及び注2の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める患者については、特別入院基本料を算定する。
- 4 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。
- イ 14日以内の期間 400点
(特別入院基本料等については、320点)
 - ロ 15日以上30日以内の期間 300点
(特別入院基本料等については、240点)
 - ハ 31日以上60日以内の期間 200点
(特別入院基本料等については、160点)
 - ニ 61日以上90日以内の期間 100点
- 5 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
- イ 地域医療支援病院入院診療加算
 - ロ 臨床研修病院入院診療加算
 - ハ 紹介受診重点医療機関入院診療加算
 - ニ 救急医療管理加算
 - ホ 妊産婦緊急搬送入院加算
 - ヘ 在宅患者緊急入院診療加算
 - ト 診療録管理体制加算
 - チ 医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。）
(新設)
 - リ 乳幼児加算・幼児加算
 - ヌ 難病等特別入院診療加算（難病患者等入院診療加算に限る。）

ヲ 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児
 （者）入院診療加算
 ワ 看護配置加算
 カ 看護補助加算
 ヨ 地域加算
 タ 離島加算
 レ 療養環境加算
 ソ HIV感染者療養環境特別加算
 ツ 特定感染症患者療養環境特別加算
 ネ 特定薬剤治療環境特別加算
 ナ 栄養サポートチーム加算
 ラ 口腔管理連携加算
 ム 医療安全対策加算
 ウ 感染対策向上加算
 主 患者サポート体制充実加算
 ノ 報告書管理体制加算
 オ 褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算
 ク ハイリスク妊娠^{にんしん}管理加算
 ヤ 術後疼痛^{しやう}管理チーム加算
 マ 地域支援・医薬品供給対応体制加算
 ケ バイオ後続品使用体制加算
 フ 病棟薬剤業務実施加算（1又は2に限る。
 ）
 コ データ提出加算
 エ 入退院支援加算（1のハ又は2のロに限る
 。）
 テ 医療的ケア児（者）入院前支援加算
 ア 認知症ケア加算
 サ 精神疾患診療体制加算
 キ 薬剤総合評価調整加算
 ク 排尿自立支援加算

ル 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児
 （者）入院診療加算
 ヲ 看護配置加算
 ワ 看護補助加算
 カ 地域加算
 ヨ 離島加算
 タ 療養環境加算
 レ HIV感染者療養環境特別加算
 ソ 特定感染症患者療養環境特別加算
 （新設）
 ツ 栄養サポートチーム加算
 （新設）
 ネ 医療安全対策加算
 ナ 感染対策向上加算
 ラ 患者サポート体制充実加算
 ム 報告書管理体制加算
 ウ 褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算
 主 ハイリスク妊娠^{にんしん}管理加算
 ノ 術後疼痛^{しやう}管理チーム加算
 オ 後発医薬品使用体制加算
 ク バイオ後続品使用体制加算
 ヤ 病棟薬剤業務実施加算¹
 マ データ提出加算
 ケ 入退院支援加算（1のロ又は2のロに限る
 。）
 フ 医療的ケア児（者）入院前支援加算
 コ 認知症ケア加算
 エ 精神疾患診療体制加算
 テ 薬剤総合評価調整加算
 ア 排尿自立支援加算

メ 地域医療体制確保加算（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を算定するものに限る。）

ミ 協力対象施設入所者入院加算

6 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、注2の規定にかかわらず、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当分の間、夜勤時間特別入院基本料として、それぞれの所定点数の100分の70に相当する点数を算定できる。ただし、当該点数が注2本文に規定する特別入院基本料の点数を下回る場合は、本文の規定にかかわらず、688点を算定できる。

7 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟（別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものに限る。）であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た場合に限り、注2の本文の規定にかかわらず、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）については、重症患者割合特別入院基本料として、それぞれの所定点数の100分の95に相当する点数により算定する。

8 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基

サ 地域医療体制確保加算（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を算定するものに限る。）

キ 協力対象施設入所者入院加算

6 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、注2の規定にかかわらず、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当分の間、夜勤時間特別入院基本料として、それぞれの所定点数の100分の70に相当する点数を算定できる。ただし、当該点数が注2本文に規定する特別入院基本料の点数を下回る場合は、本文の規定にかかわらず、596点を算定できる。

7 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟（別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものに限る。）であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た場合に限り、注2の本文の規定にかかわらず、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）については、重症患者割合特別入院基本料として、それぞれの所定点数の100分の95に相当する点数により算定する。

8 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基

本料（特別入院基本料等を含む。）は、夜間看護体制特定日減算として、次のいずれにも該当する場合に限り、所定点数の100分の5に相当する点数を減算する。

イ 年6日以内であること。

ロ 当該日が属する月が連続する2月以内であること。

A103 精神病棟入院基本料（1日につき）

1 急性期病院精神病棟入院基本料

イ 急性期病院A精神病棟入院料

(1) 10対1入院基本料	1,519点
(2) 13対1入院基本料	1,162点
(3) 15対1入院基本料	966点

ロ 急性期病院B精神病棟入院料

(1) 10対1入院基本料	1,502点
(2) 13対1入院基本料	1,145点
(3) 15対1入院基本料	949点

2 精神病棟入院料

イ 10対1入院基本料	1,471点
ロ 13対1入院基本料	1,114点
ハ 15対1入院基本料	918点
ニ 18対1入院基本料	
(1) 1年未満の場合	816点
(2) 1年以上の場合	703点
ホ 20対1入院基本料	
(1) 1年未満の場合	754点
(2) 1年以上の場合	649点

注1 病院（特定機能病院を除く。）の精神病棟（医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床に係る病棟として地方厚生局長等に届出のあったものをいう。以下この表において同じ。）で

本料（特別入院基本料等を含む。）は、夜間看護体制特定日減算として、次のいずれにも該当する場合に限り、所定点数の100分の5に相当する点数を減算する。

イ 年6日以内であること。

ロ 当該日が属する月が連続する2月以内であること。

A103 精神病棟入院基本料（1日につき） （新設）

（新設）

1 10対1入院基本料	1,306点
2 13対1入院基本料	973点
3 15対1入院基本料	844点
4 18対1入院基本料	753点
（新設）	
（新設）	
5 20対1入院基本料	697点
（新設）	
（新設）	

注1 病院（特定機能病院を除く。）の精神病棟（医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床に係る病棟として地方厚生局長等に届出のあったものをいう。以下この表において同じ。）で

あって、看護配置、看護師比率、平均在院日数その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

- 2 注1に規定する病棟以外の精神病棟については、当分の間、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、特別入院基本料として、618点を算定できる。ただし、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなくなった後の直近3月に限り、月平均夜勤時間超過減算として、それぞれの所定点数から100分の15に相当する点数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。

- 3 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 14日以内の期間 465点
(特別入院基本料等については、300点)

あって、看護配置、看護師比率、平均在院日数その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

- 2 注1に規定する病棟以外の精神病棟については、当分の間、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、特別入院基本料として、566点を算定できる。ただし、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなくなった後の直近3月に限り、月平均夜勤時間超過減算として、それぞれの所定点数から100分の15に相当する点数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。

- 3 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 14日以内の期間 465点
(特別入院基本料等については、300点)

- ロ 15日以上30日以内の期間 250点
(特別入院基本料等については、155点)
- ハ 31日以上90日以内の期間 125点
(特別入院基本料等については、100点)
- ニ 91日以上180日以内の期間 10点
- ホ 181日以上1年以内の期間 3点
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者が別に厚生労働大臣が定めるものである場合には、入院した日から起算して1月以内の期間に限り、重度認知症加算として、1日につき300点を所定点数に加算する。
- 5 当該病棟に入院する患者が、入院に当たって区分番号A238-7に掲げる精神科救急搬送患者地域連携受入加算を算定したものである場合には、入院した日から起算して14日を限度として、救急支援精神病棟初期加算として、1日につき100点を所定点数に加算する。
- 6 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
 - イ 急性期総合体制加算（急性期病院精神病棟入院基本料に限る。）
 - ロ 地域医療支援病院入院診療加算
 - ハ 臨床研修病院入院診療加算
 - ニ 紹介受診重点医療機関入院診療加算
 - ホ 救急医療管理加算
 - ヘ 妊産婦緊急搬送入院加算
 - ト 在宅患者緊急入院診療加算

- ロ 15日以上30日以内の期間 250点
(特別入院基本料等については、155点)
- ハ 31日以上90日以内の期間 125点
(特別入院基本料等については、100点)
- ニ 91日以上180日以内の期間 10点
- ホ 181日以上1年以内の期間 3点
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者が別に厚生労働大臣が定めるものである場合には、入院した日から起算して1月以内の期間に限り、重度認知症加算として、1日につき300点を所定点数に加算する。
- 5 当該病棟に入院する患者が、入院に当たって区分番号A238-7に掲げる精神科救急搬送患者地域連携受入加算を算定したものである場合には、入院した日から起算して14日を限度として、救急支援精神病棟初期加算として、1日につき100点を所定点数に加算する。
- 6 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。
(新設)
- イ 地域医療支援病院入院診療加算
- ロ 臨床研修病院入院診療加算
- ハ 紹介受診重点医療機関入院診療加算
- ニ 救急医療管理加算
- ホ 妊産婦緊急搬送入院加算
- ヘ 在宅患者緊急入院診療加算

チ 診療録管理体制加算
リ 医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。）
ヌ 電子の診療情報連携体制整備加算
ル 乳幼児加算・幼児加算
ヲ 特定感染症入院医療管理加算
ワ 特定薬剤治療環境特別加算
カ 難病等特別入院診療加算
コ 特殊疾患入院施設管理加算
タ 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
レ 看護配置加算
ソ 看護補助加算
ツ 地域加算
ネ 離島加算
ナ 療養環境加算
ラ HIV感染者療養環境特別加算
ム 特定感染症患者療養環境特別加算
ウ 精神科措置入院診療加算
ヅ 精神科応急入院施設管理加算
ノ 精神科隔離室管理加算
オ 精神病棟入院時医学管理加算
ク 精神科地域移行実施加算
ヤ 精神科身体合併症管理加算（18対1入院基本料及び20対1入院基本料を算定するものを除く。）
マ 精神科慢性身体合併症管理加算（18対1入院基本料及び20対1入院基本料を算定するものを除く。）
ケ 強度行動障害入院医療管理加算

ト 診療録管理体制加算
チ 医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。）
 （新設）
リ 乳幼児加算・幼児加算
ヌ 特定感染症入院医療管理加算
 （新設）
ル 難病等特別入院診療加算
ヲ 特殊疾患入院施設管理加算
ワ 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
カ 看護配置加算
コ 看護補助加算
タ 地域加算
レ 離島加算
ソ 療養環境加算
ツ HIV感染者療養環境特別加算
ネ 特定感染症患者療養環境特別加算
ナ 精神科措置入院診療加算
ラ 精神科応急入院施設管理加算
ム 精神科隔離室管理加算
ウ 精神病棟入院時医学管理加算
ヅ 精神科地域移行実施加算
ノ 精神科身体合併症管理加算（18対1入院基本料及び20対1入院基本料を算定するものを除く。）
 （新設）
オ 強度行動障害入院医療管理加算

フ 依存症入院医療管理加算
 コ 摂食障害入院医療管理加算
 エ 栄養サポートチーム加算
 テ 口腔管理連携加算
 ア 医療安全対策加算
 サ 感染対策向上加算
 キ 患者サポート体制充実加算
 ユ 報告書管理体制加算
 メ 褥瘡^{じよくそつ}ハイリスク患者ケア加算
 ミ ハイリスク妊娠管理加算
 シ ハイリスク分娩^{べん}等管理加算（ハイリスク分
 娩管理加算に限る。）
 エ 精神科救急搬送患者地域連携紹介加算（急
 性期病院精神病棟入院基本料に限る。）
 ヒ 精神科救急搬送患者地域連携受入加算（精
 神病棟入院料に限る。）
 モ 地域支援・医薬品供給対応体制加算
 セ バイオ後続品使用体制加算
 ス 病棟薬剤業務実施加算（1又は2に限る。
 ）
 シ データ提出加算
 イイ 精神科入退院支援加算
 イロ 精神科急性期医師配置加算（急性期病院
 精神病棟入院基本料及び精神病棟入院料の10
 対1入院基本料、13対1入院基本料又は15対
 1入院基本料を算定するものに限る。）
 イハ 薬剤総合評価調整加算
 イニ 排尿自立支援加算
 イホ 地域医療体制確保加算（急性期病院精神
 病棟入院基本料及び精神病棟入院料の10対1
 入院基本料又は13対1入院基本料（精神病棟

ク 依存症入院医療管理加算
 ヤ 摂食障害入院医療管理加算
 マ 栄養サポートチーム加算
 （新設）
 ケ 医療安全対策加算
 フ 感染対策向上加算
 コ 患者サポート体制充実加算
 エ 報告書管理体制加算
 テ 褥瘡^{じよくそつ}ハイリスク患者ケア加算
 ア ハイリスク妊娠管理加算
 サ ハイリスク分娩^{べん}等管理加算（ハイリスク分
 娩管理加算に限る。）
 （新設）
 キ 精神科救急搬送患者地域連携受入加算
 ユ 後発医薬品使用体制加算
 メ バイオ後続品使用体制加算
 ミ 病棟薬剤業務実施加算¹
 シ データ提出加算
 エ 精神科入退院支援加算
 ヒ 精神科急性期医師配置加算（10対1入院基
 本料又は13対1入院基本料を算定するものに
 限る。）
 モ 薬剤総合評価調整加算
 セ 排尿自立支援加算
 ス 地域医療体制確保加算（10対1入院基本料
 を算定するものに限る。）

<u>看護・多職種協働加算を算定するものに限る。 。）を算定するものに限る。）</u>	
<u>イヘ 協力対象施設入所者入院加算</u>	<u>㇏ 協力対象施設入所者入院加算</u>
<u>イト 精神科地域密着多機能体制加算（精神病棟入院料の10対1入院基本料、13対1入院基本料又は15対1入院基本料を算定するものに限る。）</u>	<u>（新設）</u>
<u>7 1のイの（2）若しくは（3）、1のロの（2）若しくは（3）又は2のロ若しくはハにおいて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。</u>	<u>（新設）</u>
<u>イ 精神病棟看護・多職種協働加算（急性期病院A精神病棟入院料13対1入院基本料の場合）</u>	
<u>ロ 精神病棟看護・多職種協働加算（急性期病院A精神病棟入院料15対1入院基本料の場合）</u>	
<u>ハ 精神病棟看護・多職種協働加算（急性期病院B精神病棟入院料13対1入院基本料の場合）</u>	
<u>ニ 精神病棟看護・多職種協働加算（急性期病院B精神病棟入院料15対1入院基本料の場合）</u>	
<u>ホ 精神病棟看護・多職種協働加算（精神病棟入院料13対1入院基本料の場合）</u>	
<u>ヘ 精神病棟看護・多職種協働加算（精神病棟入院料15対1入院基本料の場合）</u>	
<u>8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し</u>	<u>7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し</u>

ているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、精神保健福祉士配置加算として、1日につき30点を所定点数に加算する。

9 精神保健福祉士配置加算を算定した場合は、区分番号A230-2に掲げる精神科地域移行実施加算、区分番号A246-2に掲げる精神科入退院支援加算、区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2、区分番号B005-1-2に掲げる介護支援等連携指導料、区分番号I011に掲げる精神科退院指導料及び区分番号I011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料は、算定しない。

10 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、注2の規定にかかわらず、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当分の間、夜勤時間特別入院基本料として、それぞれの所定点数の100分の70に相当する点数を算定できる。ただし、当該点数が注2本文に規定する特別入院基本料の点数を下回る場合は、本文の規定にかかわらず、628点を算定できる。

11 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）は、夜間看護体制特定日減算として、次のいずれにも該当する場合に限り、所定点数の100分の5に相当

ているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、精神保健福祉士配置加算として、1日につき30点を所定点数に加算する。

8 精神保健福祉士配置加算を算定した場合は、区分番号A230-2に掲げる精神科地域移行実施加算、区分番号A246-2に掲げる精神科入退院支援加算、区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2、区分番号B005-1-2に掲げる介護支援等連携指導料、区分番号I011に掲げる精神科退院指導料及び区分番号I011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料は、算定しない。

9 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、注2の規定にかかわらず、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当分の間、夜勤時間特別入院基本料として、それぞれの所定点数の100分の70に相当する点数を算定できる。ただし、当該点数が注2本文に規定する特別入院基本料の点数を下回る場合は、本文の規定にかかわらず、576点を算定できる。

10 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）は、夜間看護体制特定日減算として、次のいずれにも該当する場合に限り、所定点数の100分の5に相当

する点数を減算する。

イ 年6日以内であること。

ロ 当該日が属する月が連続する2月以内であること。

A104 特定機能病院入院基本料（1日につき）

1 特定機能病院A入院基本料

イ 一般病棟の場合

(1) 7対1入院基本料 2,146点

(2) 10対1入院基本料 1,771点

ロ 結核病棟の場合

(1) 7対1入院基本料 2,125点

(2) 10対1入院基本料 1,757点

(3) 13対1入院基本料 1,526点

(4) 15対1入院基本料 1,350点

ハ 精神病棟の場合

(1) 7対1入院基本料 1,851点

(2) 10対1入院基本料 1,692点

(3) 13対1入院基本料 1,336点

(4) 15対1入院基本料 1,245点

2 特定機能病院B入院基本料

イ 一般病棟の場合

(1) 7対1入院基本料 2,136点

(2) 10対1入院基本料 1,760点

ロ 結核病棟の場合

(1) 7対1入院基本料 2,115点

(2) 10対1入院基本料 1,746点

(3) 13対1入院基本料 1,514点

(4) 15対1入院基本料 1,337点

ハ 精神病棟の場合

(1) 7対1入院基本料 1,841点

(2) 10対1入院基本料 1,681点

する点数を減算する。

イ 年6日以内であること。

ロ 当該日が属する月が連続する2月以内であること。

A104 特定機能病院入院基本料（1日につき）

（新設）

1 一般病棟の場合

イ 7対1入院基本料 1,822点

ロ 10対1入院基本料 1,458点

2 結核病棟の場合

イ 7対1入院基本料 1,822点

ロ 10対1入院基本料 1,458点

ハ 13対1入院基本料 1,228点

ニ 15対1入院基本料 1,053点

3 精神病棟の場合

イ 7対1入院基本料 1,551点

ロ 10対1入院基本料 1,393点

ハ 13対1入院基本料 1,038点

ニ 15対1入院基本料 948点

（新設）

<u>(3)</u>	<u>13対1入院基本料</u>	<u>1,324点</u>
<u>(4)</u>	<u>15対1入院基本料</u>	<u>1,232点</u>
<u>3</u>	<u>特定機能病院C入院基本料</u>	
<u>イ</u>	<u>一般病棟の場合</u>	
<u>(1)</u>	<u>7対1入院基本料</u>	<u>2,016点</u>
<u>(2)</u>	<u>10対1入院基本料</u>	<u>1,642点</u>
<u>ロ</u>	<u>結核病棟の場合</u>	
<u>(1)</u>	<u>7対1入院基本料</u>	<u>1,995点</u>
<u>(2)</u>	<u>10対1入院基本料</u>	<u>1,628点</u>
<u>(3)</u>	<u>13対1入院基本料</u>	<u>1,398点</u>
<u>(4)</u>	<u>15対1入院基本料</u>	<u>1,223点</u>
<u>ハ</u>	<u>精神病棟の場合</u>	
<u>(1)</u>	<u>7対1入院基本料</u>	<u>1,721点</u>
<u>(2)</u>	<u>10対1入院基本料</u>	<u>1,563点</u>
<u>(3)</u>	<u>13対1入院基本料</u>	<u>1,208点</u>
<u>(4)</u>	<u>15対1入院基本料</u>	<u>1,118点</u>
注1	特定機能病院の一般病棟、結核病棟又は精神病棟であって、看護配置、看護師比率、平均在院日数その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。	
2	注1の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める患者については、区分番号A102に掲げる結核病棟入院基本料の注3に規定する特別入院基本料の例により算定する。	
3	当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。	

(新設)

- 注1 特定機能病院の一般病棟、結核病棟又は精神病棟であって、看護配置、看護師比率、平均在院日数その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。
- 2 注1の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める患者については、区分番号A102に掲げる結核病棟入院基本料の注3に規定する特別入院基本料の例により算定する。
- 3 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 一般病棟の場合		
(1)	14日以内の期間	712点
(2)	15日以上30日以内の期間	207点
ロ 結核病棟の場合		
(1)	30日以内の期間	330点
(2)	31日以上90日以内の期間	200点
ハ 精神病棟の場合		
(1)	14日以内の期間	505点
(2)	15日以上30日以内の期間	250点
(3)	31日以上90日以内の期間	125点
(4)	91日以上180日以内の期間	30点
(5)	181日以上1年以内の期間	15点
4 当該病棟（精神病棟に限る。）に入院している患者が別に厚生労働大臣が定めるものである場合には、入院した日から起算して1月以内の期間に限り、重度認知症加算として、1日につき300点を所定点数に加算する。		
5 当該病棟に入院している患者の重症度、医療・看護必要度（以下この表において「看護必要度」という。）につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。		
イ 看護必要度加算 1		55点
ロ 看護必要度加算 2		45点
ハ 看護必要度加算 3		25点
6 退院が特定の時間帯に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める患者の退院日の入院基本料（一般病棟に限る。）は、所定		

イ 一般病棟の場合		
(1)	14日以内の期間	712点
(2)	15日以上30日以内の期間	207点
ロ 結核病棟の場合		
(1)	30日以内の期間	330点
(2)	31日以上90日以内の期間	200点
ハ 精神病棟の場合		
(1)	14日以内の期間	505点
(2)	15日以上30日以内の期間	250点
(3)	31日以上90日以内の期間	125点
(4)	91日以上180日以内の期間	30点
(5)	181日以上1年以内の期間	15点
4 当該病棟（精神病棟に限る。）に入院している患者が別に厚生労働大臣が定めるものである場合には、入院した日から起算して1月以内の期間に限り、重度認知症加算として、1日につき300点を所定点数に加算する。		
5 当該病棟に入院している患者の重症度、医療・看護必要度（以下この表において「看護必要度」という。）につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。		
イ 看護必要度加算 1		55点
ロ 看護必要度加算 2		45点
ハ 看護必要度加算 3		25点
6 退院が特定の時間帯に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める患者の退院日の入院基本料（一般病棟に限る。）は、所定		

点数の100分の92に相当する点数により算定する。

- 7 入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料（一般病棟に限る。）は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。

- 8 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ 臨床研修病院入院診療加算

ロ 救急医療管理加算

ハ 超急性期脳卒中加算（一般病棟に限る。）

ニ 妊産婦緊急搬送入院加算

ホ 在宅患者緊急入院診療加算

ヘ 診療録管理体制加算

ト 医師事務作業補助体制加算

チ 急性期看護補助体制加算（一般病棟に限る。）

リ 看護職員夜間配置加算（一般病棟に限る。）

ス 電子的診療情報連携体制整備加算

ル 乳幼児加算・幼児加算

ヲ 特定感染症入院医療管理加算

ヅ 難病等特別入院診療加算（二類感染症患者入院診療加算は一般病棟又は精神病棟に限る。）

カ 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算

点数の100分の92に相当する点数により算定する。

- 7 入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料（一般病棟に限る。）は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。

- 8 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ 臨床研修病院入院診療加算

ロ 救急医療管理加算

ハ 超急性期脳卒中加算（一般病棟に限る。）

ニ 妊産婦緊急搬送入院加算

ホ 在宅患者緊急入院診療加算

ヘ 診療録管理体制加算

ト 医師事務作業補助体制加算

チ 急性期看護補助体制加算（一般病棟に限る。）

リ 看護職員夜間配置加算（一般病棟に限る。）

（新設）

ス 乳幼児加算・幼児加算

ル 特定感染症入院医療管理加算

ヅ 難病等特別入院診療加算（二類感染症患者入院診療加算は一般病棟又は精神病棟に限る。）

カ 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算

ヨ 看護補助加算（一般病棟を除く。）
タ 地域加算
レ 離島加算
ソ 療養環境加算
ツ HIV感染者療養環境特別加算
ネ 特定感染症患者療養環境特別加算
ナ 特定薬剤治療環境特別加算
ラ 重症者等療養環境特別加算（一般病棟に限る。）
ム 小児療養環境特別加算（一般病棟に限る。）
ウ 産科管理加算（一般病棟に限る。）
キ 無菌治療室管理加算（一般病棟に限る。）
コ 放射線治療病室管理加算（一般病棟に限る。）
オ 緩和ケア診療加算（一般病棟に限る。）
ク 小児緩和ケア診療加算（一般病棟に限る。）
ヤ 精神科措置入院診療加算（精神病棟に限る。）
マ 精神科応急入院施設管理加算（精神病棟に限る。）
ケ 精神科隔離室管理加算（精神病棟に限る。）
フ 精神病棟入院時医学管理加算（精神病棟に限る。）
コ 精神科地域移行実施加算（精神病棟に限る。）
エ 精神科身体合併症管理加算（精神病棟に限る。）
セ 精神科リエゾンチーム加算（一般病棟に限る。）

カ 看護補助加算（一般病棟を除く。）
ヨ 地域加算
タ 離島加算
レ 療養環境加算
ソ HIV感染者療養環境特別加算
ツ 特定感染症患者療養環境特別加算
（新設）
ネ 重症者等療養環境特別加算（一般病棟に限る。）
ナ 小児療養環境特別加算（一般病棟に限る。）
（新設）
ラ 無菌治療室管理加算（一般病棟に限る。）
ム 放射線治療病室管理加算（一般病棟に限る。）
ウ 緩和ケア診療加算（一般病棟に限る。）
キ 小児緩和ケア診療加算（一般病棟に限る。）
コ 精神科措置入院診療加算（精神病棟に限る。）
オ 精神科応急入院施設管理加算（精神病棟に限る。）
ク 精神科隔離室管理加算（精神病棟に限る。）
ヤ 精神病棟入院時医学管理加算（精神病棟に限る。）
マ 精神科地域移行実施加算（精神病棟に限る。）
ケ 精神科身体合併症管理加算（精神病棟に限る。）
フ 精神科リエゾンチーム加算（一般病棟に限る。）

る。)

ア 精神科慢性身体合併症管理加算（精神病棟に限る。）

サ 強度行動障害入院医療管理加算（一般病棟又は精神病棟に限る。）

キ 依存症入院医療管理加算（一般病棟又は精神病棟に限る。）

ユ 摂食障害入院医療管理加算（一般病棟又は精神病棟に限る。）

メ がん拠点病院加算（一般病棟に限る。）

ミ リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算（一般病棟に限る。）

シ 栄養サポートチーム加算

エ 口腔管理連携加算

ヒ 医療安全対策加算

モ 感染対策向上加算

セ 患者サポート体制充実加算

ス 報告書管理体制加算

ン 褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算

イイ ハイリスク妊娠管理加算

イロ ハイリスク分娩^{べん}等管理加算（ハイリスク分娩管理加算に限る。）（一般病棟又は精神病棟に限る。）

イハ 呼吸ケアチーム加算（一般病棟に限る。）

イニ 術後疼痛^{とつ}管理チーム加算（一般病棟又は結核病棟に限る。）

イホ 地域支援・医薬品供給対応体制加算

イヘ バイオ後続品使用体制加算

イト 病棟薬剤業務実施加算（1又は2に限る。）

る。)

(新設)

ユ 強度行動障害入院医療管理加算（一般病棟又は精神病棟に限る。）

エ 依存症入院医療管理加算（一般病棟又は精神病棟に限る。）

テ 摂食障害入院医療管理加算（一般病棟又は精神病棟に限る。）

ア がん拠点病院加算（一般病棟に限る。）

サ リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算（一般病棟に限る。）

キ 栄養サポートチーム加算
(新設)

ユ 医療安全対策加算

メ 感染対策向上加算

ミ 患者サポート体制充実加算

シ 報告書管理体制加算

エ 褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算

ヒ ハイリスク妊娠管理加算

モ ハイリスク分娩^{べん}等管理加算（ハイリスク分娩管理加算に限る。）（一般病棟又は精神病棟に限る。）

セ 呼吸ケアチーム加算（一般病棟に限る。）

ス 術後疼痛^{とつ}管理チーム加算（一般病棟又は結核病棟に限る。）

ン 後発医薬品使用体制加算

イイ バイオ後続品使用体制加算

イロ 病棟薬剤業務実施加算¹

イチ データ提出加算

イリ 入退院支援加算（一般病棟は1のイ、2のイ又は3に限り、結核病棟は1のハ又は2のロに限る。）

イヌ 精神科入退院支援加算（精神病棟に限る。）

イル 医療的ケア児（者）入院前支援加算（一般病棟又は結核病棟に限る。）

イロ 認知症ケア加算（一般病棟又は結核病棟に限る。）

イワ せん妄ハイリスク患者ケア加算（一般病棟に限る。）

イカ 精神疾患診療体制加算（精神病棟を除く。）

イヨ 精神科急性期医師配置加算（精神病棟に限る。）

イタ 薬剤総合評価調整加算

イレ 排尿自立支援加算

イソ 地域医療体制確保加算（7対1入院基本料、10対1入院基本料又は13対1入院基本料（精神病棟看護・多職種協働加算を算定する場合に限る。）を算定するものに限る。）

イツ 協力対象施設入所者入院加算

イネ 医療提供機能連携確保加算（一般病棟に限る。）

- 9 当該病棟（一般病棟に限る。）のうち、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たもの入院している患者であって、当該病棟に90日を超えて入院するものについては、注1から注8までの規定にかかわらず、区分番号A101に掲

イハ データ提出加算

イニ 入退院支援加算（一般病棟は1のイ、2のイ又は3に限り、結核病棟は1のロ又は2のロに限る。）

イホ 精神科入退院支援加算（精神病棟に限る。）

イヘ 医療的ケア児（者）入院前支援加算（一般病棟又は結核病棟に限る。）

イト 認知症ケア加算（一般病棟又は結核病棟に限る。）

イチ せん妄ハイリスク患者ケア加算（一般病棟に限る。）

イリ 精神疾患診療体制加算（精神病棟を除く。）

イヌ 精神科急性期医師配置加算（精神病棟の7対1入院基本料、10対1入院基本料又は13対1入院基本料を算定するものに限る。）

イル 薬剤総合評価調整加算

イロ 排尿自立支援加算

イワ 地域医療体制確保加算（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を算定するものに限る。）

イカ 協力対象施設入所者入院加算（新設）

- 9 当該病棟（一般病棟に限る。）のうち、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たもの入院している患者であって、当該病棟に90日を超えて入院するものについては、注1から注8までの規定にかかわらず、区分番号A101に掲

げる療養病棟入院料1の例により算定する。

- 10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者に対して、管理栄養士が必要な栄養管理を行った場合には、入院栄養管理体制加算として、入院初日及び退院時にそれぞれ1回に限り、270点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号A233に掲げるリハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算、区分番号A233-2に掲げる栄養サポートチーム加算及び区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は別に算定できない。

- 11 1のハの(3)若しくは(4)、2のハの(3)若しくは(4)又は3のハの(3)若しくは(4)において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 精神病棟看護・多職種協働加算（特定機能病院A13対1入院基本料の場合） 356点

ロ 精神病棟看護・多職種協働加算（特定機能病院A15対1入院基本料の場合） 91点

ハ 精神病棟看護・多職種協働加算（特定機能病院B13対1入院基本料の場合） 357点

ニ 精神病棟看護・多職種協働加算（特定機能病院B15対1入院基本料の場合） 92点

ホ 精神病棟看護・多職種協働加算（特定機能病院C13対1入院基本料の場合） 355点

ヘ 精神病棟看護・多職種協働加算（特定機能

げる療養病棟入院料1の例により算定する。

- 10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者に対して、管理栄養士が必要な栄養管理を行った場合には、入院栄養管理体制加算として、入院初日及び退院時にそれぞれ1回に限り、270点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号A233に掲げるリハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算、区分番号A233-2に掲げる栄養サポートチーム加算及び区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は別に算定できない。

(新設)

病院C15対1入院基本料の場合)		90点
A105 専門病院入院基本料（1日につき）		
1	7対1入院基本料	1,904点
2	10対1入院基本料	1,552点
3	13対1入院基本料	1,300点
注1 専門病院（主として悪性腫瘍、循環器疾患等の患者を入院させる保険医療機関であって高度かつ専門的な医療を行っているものとして地方厚生局長等に届け出たものをいう。）の一般病棟であって、看護配置、看護師比率、平均在院日数その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。ただし、通則第7号に規定する保険医療機関の病棟については、この限りでない。		
2	当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。	
イ	14日以内の期間	512点
ロ	15日以上30日以内の期間	207点
3	当該病棟に入院している患者の看護必要度につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。	
イ	看護必要度加算1	55点
ロ	看護必要度加算2	45点

A105 専門病院入院基本料（1日につき）		
1	7対1入院基本料	1,705点
2	10対1入院基本料	1,421点
3	13対1入院基本料	1,191点
注1 専門病院（主として悪性腫瘍、循環器疾患等の患者を入院させる保険医療機関であって高度かつ専門的な医療を行っているものとして地方厚生局長等に届け出たものをいう。）の一般病棟であって、看護配置、看護師比率、平均在院日数その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。ただし、通則第6号に規定する保険医療機関の病棟については、この限りでない。		
2	当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。	
イ	14日以内の期間	512点
ロ	15日以上30日以内の期間	207点
3	当該病棟に入院している患者の看護必要度につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。	
イ	看護必要度加算1	55点
ロ	看護必要度加算2	45点

ハ 看護必要度加算 3 25点

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟において、当該患者の看護必要度について測定を行った場合には、一般病棟看護必要度評価加算として、1日につき5点を所定点数に加算する。

5 退院が特定の時間帯に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める患者の退院日の入院基本料は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。

6 入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。

7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ 臨床研修病院入院診療加算

ロ 救急医療管理加算

ハ 超急性期脳卒中加算

ニ 妊産婦緊急搬送入院加算

ホ 在宅患者緊急入院診療加算

ヘ 診療録管理体制加算

ト 医師事務作業補助体制加算

チ 急性期看護補助体制加算

リ 看護職員夜間配置加算

ヌ 電子的診療情報連携体制整備加算

ハ 看護必要度加算 3 25点

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟において、当該患者の看護必要度について測定を行った場合には、一般病棟看護必要度評価加算として、1日につき5点を所定点数に加算する。

5 退院が特定の時間帯に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める患者の退院日の入院基本料は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。

6 入院日及び退院日が特定の日に集中しているものとして別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料は、所定点数の100分の92に相当する点数により算定する。

7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ 臨床研修病院入院診療加算

ロ 救急医療管理加算

ハ 超急性期脳卒中加算

ニ 妊産婦緊急搬送入院加算

ホ 在宅患者緊急入院診療加算

ヘ 診療録管理体制加算

ト 医師事務作業補助体制加算

チ 急性期看護補助体制加算

リ 看護職員夜間配置加算

(新設)

ル 乳幼児加算・幼児加算
ヲ 特定感染症入院医療管理加算
ヅ 難病等特別入院診療加算（難病患者等入院診療加算に限る。）
カ 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
ヨ 看護補助加算
タ 地域加算
レ 離島加算
ソ 療養環境加算
ヅ HIV感染者療養環境特別加算
ネ 特定感染症患者療養環境特別加算
ナ 特定薬剤治療環境特別加算
ラ 重症者等療養環境特別加算
ム 小児療養環境特別加算
ウ 産科管理加算（1に限る。）
ホ 無菌治療室管理加算
ノ 放射線治療病室管理加算
オ 緩和ケア診療加算
ク 小児緩和ケア診療加算
セ 精神科リエゾンチーム加算
マ 強度行動障害入院医療管理加算
ケ 依存症入院医療管理加算
フ 摂食障害入院医療管理加算
コ がん拠点病院加算
エ リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を算定するものに限る。）
テ 栄養サポートチーム加算
ア 口腔管理連携加算
サ 医療安全対策加算

ヌ 乳幼児加算・幼児加算
ル 特定感染症入院医療管理加算
ヅ 難病等特別入院診療加算（難病患者等入院診療加算に限る。）
ワ 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
カ 看護補助加算
ヨ 地域加算
タ 離島加算
レ 療養環境加算
ソ HIV感染者療養環境特別加算
ヅ 特定感染症患者療養環境特別加算（新設）
ネ 重症者等療養環境特別加算
ナ 小児療養環境特別加算（新設）
ラ 無菌治療室管理加算
ム 放射線治療病室管理加算
ウ 緩和ケア診療加算
ホ 小児緩和ケア診療加算
ノ 精神科リエゾンチーム加算
オ 強度行動障害入院医療管理加算
ク 依存症入院医療管理加算
セ 摂食障害入院医療管理加算
マ がん拠点病院加算
ケ リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を算定するものに限る。）
フ 栄養サポートチーム加算（新設）
コ 医療安全対策加算

- キ 感染対策向上加算
- ユ 患者サポート体制充実加算
- メ 報告書管理体制加算
- ミ 褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算
- シ ハイリスク妊娠管理加算
- エ 呼吸ケアチーム加算
- ヒ 術後疼痛^{しつ}管理チーム加算
- モ 地域支援・医薬品供給対応体制加算
- セ バイオ後続品使用体制加算
- ス 病棟薬剤業務実施加算（1又は2に限る。）
- ン データ提出加算
- イイ 入退院支援加算（1のイ、2のイ又は3に限る。）
- イロ 医療的ケア児（者）入院前支援加算
- イハ 認知症ケア加算
- イニ 精神疾患診療体制加算
- イホ 薬剤総合評価調整加算
- イヘ 排尿自立支援加算
- イト 地域医療体制確保加算（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を算定するものに限る。）
- イチ 協力対象施設入所者入院加算
- イリ 医療提供機能連携確保加算
- 8 当該病棟のうち、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者であって、当該病棟に90日を超えて入院するものについては、注1から注7までの規定にかかわらず、区分番号A101に掲げる療養病棟入院料1の例により算定する。
- 9 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関にお

- エ 感染対策向上加算
- テ 患者サポート体制充実加算
- ア 報告書管理体制加算
- サ 褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算
- キ ハイリスク妊娠管理加算
- ユ 呼吸ケアチーム加算
- メ 術後疼痛^{しつ}管理チーム加算
- ミ 後発医薬品使用体制加算
- シ バイオ後続品使用体制加算
- エ 病棟薬剤業務実施加算1
- ヒ データ提出加算
- モ 入退院支援加算（1のイ、2のイ又は3に限る。）
- セ 医療的ケア児（者）入院前支援加算
- ス 認知症ケア加算
- ン 精神疾患診療体制加算
- イイ 薬剤総合評価調整加算
- イロ 排尿自立支援加算
- イハ 地域医療体制確保加算（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を算定するものに限る。）
- イニ 協力対象施設入所者入院加算（新設）
- 8 当該病棟のうち、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者であって、当該病棟に90日を超えて入院するものについては、注1から注7までの規定にかかわらず、区分番号A101に掲げる療養病棟入院料1の例により算定する。
- 9 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関にお

いては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料は、夜間看護体制特定日減算として、次のいずれにも該当する場合に限り、所定点数の10分の5に相当する点数を減算する。

イ 年6日以内であること。

ロ 当該日が属する月が連続する2月以内であること。

A106 障害者施設等入院基本料（1日につき）

1	7対1入院基本料	<u>1,749点</u>
2	10対1入院基本料	<u>1,475点</u>
3	13対1入院基本料	<u>1,242点</u>
4	15対1入院基本料	<u>1,083点</u>

注1 障害者施設等一般病棟（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児（同法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。）を入所させるものに限る。）及びこれらに準ずる施設に係る一般病棟並びに別に厚生労働大臣が定める重度の障害者（重度の意識障害者を含む。）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を主として入院させる病棟に関する施設基準に適合しているものとして、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た一般病棟をいう。）であって、看護配置、看護師比率その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た一般病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

いては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料は、夜間看護体制特定日減算として、次のいずれにも該当する場合に限り、所定点数の10分の5に相当する点数を減算する。

イ 年6日以内であること。

ロ 当該日が属する月が連続する2月以内であること。

A106 障害者施設等入院基本料（1日につき）

1	7対1入院基本料	<u>1,637点</u>
2	10対1入院基本料	<u>1,375点</u>
3	13対1入院基本料	<u>1,155点</u>
4	15対1入院基本料	<u>1,010点</u>

注1 障害者施設等一般病棟（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児（同法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。）を入所させるものに限る。）及びこれらに準ずる施設に係る一般病棟並びに別に厚生労働大臣が定める重度の障害者（重度の意識障害者を含む。）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を主として入院させる病棟に関する施設基準に適合しているものとして、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た一般病棟をいう。）であって、看護配置、看護師比率その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た一般病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

- 2 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなくなった後の直近3月に限り、月平均夜勤時間超過減算として、それぞれの所定点数から100分の15に相当する点数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。
- 3 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。
- | | |
|-----------------|------|
| イ 14日以内の期間 | 312点 |
| ロ 15日以上30日以内の期間 | 167点 |
- 4 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A246に掲げる入退院支援加算3を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。
- 5 当該病棟に入院している特定患者（当該病棟に90日を超えて入院する患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものを除く。）をいう。）に該当する者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）については、注1から注3まで及び注13の規定にかかわらず、特定入院基本料として1,057点を算定する。ただし、月平均夜勤時間超過減算として所定点数の100分の1

- 2 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなくなった後の直近3月に限り、月平均夜勤時間超過減算として、それぞれの所定点数から100分の15に相当する点数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。
- 3 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。
- | | |
|-----------------|------|
| イ 14日以内の期間 | 312点 |
| ロ 15日以上30日以内の期間 | 167点 |
- 4 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A246に掲げる入退院支援加算3を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。
- 5 当該病棟に入院している特定患者（当該病棟に90日を超えて入院する患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものを除く。）をいう。）に該当する者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）については、注1から注3まで及び注13の規定にかかわらず、特定入院基本料として984点を算定する。ただし、月平均夜勤時間超過減算として所定点数の100分の15

5に相当する点数を減算する患者については、943点を算定する。この場合において、特定入院基本料を算定する患者に対して行った第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断並びに第4部画像診断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含み、除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、所定点数に含まれるものとする。

- 6 当該病棟に入院する重度の意識障害（脳卒中の後遺症であるものに限る。）の患者であって、基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）第5の3①のロに規定する医療区分2の患者又は第6の3②のロの④に規定する医療区分1の患者に相当するものについては、注1及び注3の規定にかかわらず、当該患者が入院している病棟の区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。

イ 7対1入院基本料又は10対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合

- (1) 医療区分2の患者に相当するもの

1,617点

- (2) 医療区分1の患者に相当するもの

1,477点

ロ 13対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合

- (1) 医療区分2の患者に相当するもの

1,449点

- (2) 医療区分1の患者に相当するもの

1,311点

ハ 15対1入院基本料の施設基準を届け出た病

に相当する点数を減算する患者については、878点を算定する。この場合において、特定入院基本料を算定する患者に対して行った第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断並びに第4部画像診断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含み、除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、所定点数に含まれるものとする。

- 6 当該病棟に入院する重度の意識障害（脳卒中の後遺症であるものに限る。）の患者であって、基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）第5の3①のロに規定する医療区分2の患者又は第6の3②のロの④に規定する医療区分1の患者に相当するものについては、注1及び注3の規定にかかわらず、当該患者が入院している病棟の区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。

イ 7対1入院基本料又は10対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合

- (1) 医療区分2の患者に相当するもの

1,517点

- (2) 医療区分1の患者に相当するもの

1,377点

ロ 13対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合

- (1) 医療区分2の患者に相当するもの

1,362点

- (2) 医療区分1の患者に相当するもの

1,224点

ハ 15対1入院基本料の施設基準を届け出た病

棟に入院している場合

- (1) 医療区分2の患者に相当するもの

1,335点

- (2) 医療区分1の患者に相当するもの

1,197点

7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ 臨床研修病院入院診療加算

ロ 在宅患者緊急入院診療加算

ハ 診療録管理体制加算

ニ 医師事務作業補助体制加算

ホ 電子的診療情報連携体制整備加算

ヘ 乳幼児加算・幼児加算

ト 特定感染症入院医療管理加算

チ 難病等特別入院診療加算（難病患者等入院診療加算に限る。）

リ 特殊疾患入院施設管理加算

ヌ 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算

ル 看護配置加算

ヲ 看護補助加算（特定入院基本料を算定するものを除く。）

ワ 地域加算

カ 離島加算

コ 療養環境加算

ク HIV感染者療養環境特別加算

ケ 特定感染症患者療養環境特別加算

コ 特定薬剤治療環境特別加算

セ 重症者等療養環境特別加算

棟に入院している場合

- (1) 医療区分2の患者に相当するもの

1,262点

- (2) 医療区分1の患者に相当するもの

1,124点

7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ 臨床研修病院入院診療加算

ロ 在宅患者緊急入院診療加算

ハ 診療録管理体制加算

ニ 医師事務作業補助体制加算

（新設）

ホ 乳幼児加算・幼児加算

ヘ 特定感染症入院医療管理加算

ト 難病等特別入院診療加算（難病患者等入院診療加算に限る。）

チ 特殊疾患入院施設管理加算

リ 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算

ヌ 看護配置加算

ル 看護補助加算（特定入院基本料を算定するものを除く。）

ワ 地域加算

カ 離島加算

コ 療養環境加算

ク HIV感染者療養環境特別加算

ク 特定感染症患者療養環境特別加算

（新設）

セ 重症者等療養環境特別加算

ネ 強度行動障害入院医療管理加算
ナ 栄養サポートチーム加算
ヲ ^{くろ}口腔管理連携加算
ム 医療安全対策加算
ウ 感染対策向上加算
ヰ 患者サポート体制充実加算
ノ 報告書管理体制加算
オ 身体的拘束最小化推進体制加算
ク ^{じよくそつ}褥瘡ハイリスク患者ケア加算
ヤ 地域支援・医薬品供給対応体制加算（特定入院基本料を算定するものを除く。）
マ バイオ後続品使用体制加算（特定入院基本料を算定するものを除く。）
ケ データ提出加算
フ 入退院支援加算（1のハ又は2のロに限る。）
コ 医療的ケア児（者）入院前支援加算
エ 認知症ケア加算
テ 排尿自立支援加算
ア 協力対象施設入所者入院加算

8 注6、注13又は注14に規定する点数を算定する患者に対して行った第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断並びに第4部画像診断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含み、除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、当該入院基本料に含まれるものとする。ただし、患者の急性増悪により、同一の保険医療機関の他の一般病棟へ転棟又は別の保険医療機関の一般病棟へ転院する場合には、その日から起算して3日前までの当該費用については

ソ 強度行動障害入院医療管理加算
ツ 栄養サポートチーム加算
 （新設）
ネ 医療安全対策加算
ナ 感染対策向上加算
ヲ 患者サポート体制充実加算
ム 報告書管理体制加算
 （新設）
ウ ^{じよくそつ}褥瘡ハイリスク患者ケア加算
ヰ 後発医薬品使用体制加算（特定入院基本料を算定するものを除く。）
ノ バイオ後続品使用体制加算（特定入院基本料を算定するものを除く。）
オ データ提出加算
ク 入退院支援加算（1のロ又は2のロに限る。）
ヤ 医療的ケア児（者）入院前支援加算
マ 認知症ケア加算
ケ 排尿自立支援加算
フ 協力対象施設入所者入院加算

8 注6、注13又は注14に規定する点数を算定する患者に対して行った第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断並びに第4部画像診断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含み、除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、当該入院基本料に含まれるものとする。ただし、患者の急性増悪により、同一の保険医療機関の他の一般病棟へ転棟又は別の保険医療機関の一般病棟へ転院する場合には、その日から起算して3日前までの当該費用については

、この限りでない。

- 9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を現に算定している患者に限る。）については、看護補助加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。この場合において、注10に規定する看護補助・患者ケア体制充実加算は別に算定できない。

イ 14日以内の期間	146点
ロ 15日以上30日以内の期間	121点
ハ イ及びロ以外	50点

- 10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を現に算定している患者に限る。）については、当該基準に係る区分に従い、かつ、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。ただし、当該患者について、身体的拘束を実施した日は、看護補助・患者ケア体制充実加算3の例により所定点数に加算する。

イ 14日以内の期間	
(1) <u>看護補助・患者ケア体制充実加算1</u>	176点
(2) <u>看護補助・患者ケア体制充実加算2</u>	161点
(3) <u>看護補助・患者ケア体制充実加算3</u>	151点

ロ 15日以上30日以内の期間

、この限りでない。

- 9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を現に算定している患者に限る。）については、看護補助加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。この場合において、注10に規定する看護補助体制充実加算は別に算定できない。

イ 14日以内の期間	146点
ロ 15日以上30日以内の期間	121点

（新設）

- 10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を現に算定している患者に限る。）については、当該基準に係る区分に従い、かつ、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。ただし、当該患者について、身体的拘束を実施した日は、看護補助体制充実加算3の例により所定点数に加算する。

イ 14日以内の期間	
(1) <u>看護補助体制充実加算1</u>	176点
(2) <u>看護補助体制充実加算2</u>	161点
(3) <u>看護補助体制充実加算3</u>	151点

ロ 15日以上30日以内の期間

(1) <u>看護補助・患者ケア体制充実加算 1</u>	151点
(2) <u>看護補助・患者ケア体制充実加算 2</u>	136点
(3) <u>看護補助・患者ケア体制充実加算 3</u>	126点
<u>ハ イ及びロ以外</u>	
(1) <u>看護補助・患者ケア体制充実加算 1</u>	60点
(2) <u>看護補助・患者ケア体制充実加算 2</u>	55点
(3) <u>看護補助・患者ケア体制充実加算 3</u>	51点
11 夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を現に算定している患者に限る。）について、夜間看護体制加算として、入院初日に限り161点を所定点数に加算する。	
12 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料（注2の規定により算定される入院基本料及び注5に規定する特定入院基本料を含む。）は、夜間看護体制特定日減算として、次のいずれにも該当する場合に限り、所定点数の100分の5に相当する点数を減算する。 イ 年6日以内であること。 ロ 当該日が属する月が連続する2月以内であること。	
13 当該病棟に入院する脳卒中、 <u>脳卒中の後遺症</u>	

(1) <u>看護補助体制充実加算 1</u>	151点
(2) <u>看護補助体制充実加算 2</u>	136点
(3) <u>看護補助体制充実加算 3</u>	126点
(新設)	
11 夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を現に算定している患者に限る。）について、夜間看護体制加算として、入院初日に限り161点を所定点数に加算する。	
12 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の入院基本料（注2の規定により算定される入院基本料及び注5に規定する特定入院基本料を含む。）は、夜間看護体制特定日減算として、次のいずれにも該当する場合に限り、所定点数の100分の5に相当する点数を減算する。 イ 年6日以内であること。 ロ 当該日が属する月が連続する2月以内であること。	
13 当該病棟に入院する脳卒中 <u>又は</u> 脳卒中の後遺	

又は廃用症候群の患者（脳卒中又は廃用症候群の発症前から重度の肢体不自由児（者）であった患者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を除く。）であって、基本診療料の施設基準等第5の3①のロに規定する医療区分2の患者又は第5の3②のトに規定する医療区分1の患者に相当するものについては、注1及び注3の規定にかかわらず、当該患者が入院している病棟の区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。

イ 7対1入院基本料又は10対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合

(1) 医療区分2の患者に相当するもの
1,464点

(2) 医療区分1の患者に相当するもの
1,339点

ロ 13対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合

(1) 医療区分2の患者に相当するもの
1,312点

(2) 医療区分1の患者に相当するもの
1,187点

ハ 15対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合

(1) 医療区分2の患者に相当するもの
1,208点

(2) 医療区分1の患者に相当するもの
1,083点

14 当該病棟に入院している患者のうち、区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J038-2に掲げる持続緩徐式血液濾過、区分番号

症の患者（重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を除く。）であって、基本診療料の施設基準等第5の3①のロに規定する医療区分2の患者又は第5の3②のトに規定する医療区分1の患者に相当するものについては、注1及び注3の規定にかかわらず、当該患者が入院している病棟の区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。

イ 7対1入院基本料又は10対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合

(1) 医療区分2の患者に相当するもの
1,364点

(2) 医療区分1の患者に相当するもの
1,239点

ロ 13対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合

(1) 医療区分2の患者に相当するもの
1,225点

(2) 医療区分1の患者に相当するもの
1,100点

ハ 15対1入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合

(1) 医療区分2の患者に相当するもの
1,135点

(2) 医療区分1の患者に相当するもの
1,010点

14 当該病棟に入院している患者のうち、区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J038-2に掲げる持続緩徐式血液濾過、区分番号

J 0 3 9に掲げる血漿交換療法又は区分番号
J 0 4 2に掲げる腹膜灌流を行っている慢性腎
臓病の患者（注 6 及び注 13 に規定する点数を算
定する患者を除く。）であって、基本診療料の
施設基準等第 5 の 3 (i) のロに規定する医療区分
2 の患者に相当するものについては、注 1 及び
注 3 の規定にかかわらず、当該患者が入院して
いる病棟の区分に従い、次に掲げる点数をそれ
ぞれ算定する。

- イ 7 対 1 入院基本料又は 10 対 1 入院基本料の
施設基準を届け出た病棟に入院している場合
1,681 点
ロ 13 対 1 入院基本料の施設基準を届け出た病
棟に入院している場合 1,507 点
ハ 15 対 1 入院基本料の施設基準を届け出た病
棟に入院している場合 1,388 点

A 1 0 7 削除

A 1 0 8 有床診療所入院基本料（1 日につき）

- 1 有床診療所入院基本料 1
イ 14 日以内の期間 1,027 点
ロ 15 日以上 30 日以内の期間 819 点
ハ 31 日以上の間 710 点
2 有床診療所入院基本料 2
イ 14 日以内の期間 930 点
ロ 15 日以上 30 日以内の期間 722 点
ハ 31 日以上の間 661 点
3 有床診療所入院基本料 3
イ 14 日以内の期間 711 点
ロ 15 日以上 30 日以内の期間 673 点
ハ 31 日以上の間 639 点
4 有床診療所入院基本料 4

J 0 3 9に掲げる血漿交換療法又は区分番号
J 0 4 2に掲げる腹膜灌流を行っている慢性腎
臓病の患者（注 6 及び注 13 に規定する点数を算
定する患者を除く。）であって、基本診療料の
施設基準等第 5 の 3 (i) のロに規定する医療区分
2 の患者に相当するものについては、注 1 及び
注 3 の規定にかかわらず、当該患者が入院して
いる病棟の区分に従い、次に掲げる点数をそれ
ぞれ算定する。

- イ 7 対 1 入院基本料又は 10 対 1 入院基本料の
施設基準を届け出た病棟に入院している場合
1,581 点
ロ 13 対 1 入院基本料の施設基準を届け出た病
棟に入院している場合 1,420 点
ハ 15 対 1 入院基本料の施設基準を届け出た病
棟に入院している場合 1,315 点

A 1 0 7 削除

A 1 0 8 有床診療所入院基本料（1 日につき）

- 1 有床診療所入院基本料 1
イ 14 日以内の期間 932 点
ロ 15 日以上 30 日以内の期間 724 点
ハ 31 日以上の間 615 点
2 有床診療所入院基本料 2
イ 14 日以内の期間 835 点
ロ 15 日以上 30 日以内の期間 627 点
ハ 31 日以上の間 566 点
3 有床診療所入院基本料 3
イ 14 日以内の期間 616 点
ロ 15 日以上 30 日以内の期間 578 点
ハ 31 日以上の間 544 点
4 有床診療所入院基本料 4

イ	14日以内の期間	<u>933点</u>
ロ	15日以上30日以内の期間	<u>747点</u>
ハ	31日以上	<u>647点</u>
5	有床診療所入院基本料 5	
イ	14日以内の期間	<u>845点</u>
ロ	15日以上30日以内の期間	<u>659点</u>
ハ	31日以上	<u>604点</u>
6	有床診療所入院基本料 6	
イ	14日以内の期間	<u>648点</u>
ロ	15日以上30日以内の期間	<u>614点</u>
ハ	31日以上	<u>585点</u>
注1 有床診療所（療養病床に係るものを除く。） であって、看護配置その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。		
2	当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A 2 4 6に掲げる入退院支援加算 3を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。	
3	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者については、転院した日から起算して21日を限度として、有床診療所急性期患者支援病床初期加算として、1日につ	

イ	14日以内の期間	<u>838点</u>
ロ	15日以上30日以内の期間	<u>652点</u>
ハ	31日以上	<u>552点</u>
5	有床診療所入院基本料 5	
イ	14日以内の期間	<u>750点</u>
ロ	15日以上30日以内の期間	<u>564点</u>
ハ	31日以上	<u>509点</u>
6	有床診療所入院基本料 6	
イ	14日以内の期間	<u>553点</u>
ロ	15日以上30日以内の期間	<u>519点</u>
ハ	31日以上	<u>490点</u>
注1 有床診療所（療養病床に係るものを除く。） であって、看護配置その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。		
2	当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A 2 4 6に掲げる入退院支援加算 3を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。	
3	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者については、転院した日から起算して21日を限度として、有床診療所急性期患者支援病床初期加算として、1日につ	

き150点を所定点数に加算し、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等又は自宅から入院した患者については、治療方針に関する当該患者又はその家族等の意思決定に対する支援を行った場合に、入院した日から起算して21日を限度として、有床診療所在宅患者支援病床初期加算として、1日につき300点を所定点数に加算する。

4 夜間の緊急体制確保につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者については、夜間緊急体制確保加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。

5 医師配置等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 医師配置加算 1	120点
ロ 医師配置加算 2	90点

6 看護配置等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 看護配置加算 1	60点
ロ 看護配置加算 2	35点

き150点を所定点数に加算し、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等又は自宅から入院した患者については、治療方針に関する当該患者又はその家族等の意思決定に対する支援を行った場合に、入院した日から起算して21日を限度として、有床診療所在宅患者支援病床初期加算として、1日につき300点を所定点数に加算する。

4 夜間の緊急体制確保につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者については、夜間緊急体制確保加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。

5 医師配置等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 医師配置加算 1	120点
ロ 医師配置加算 2	90点

6 看護配置等につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 看護配置加算 1	60点
ロ 看護配置加算 2	35点

ハ	夜間看護配置加算 1	105点
ニ	夜間看護配置加算 2	55点
ホ	看護補助配置加算 1	25点
ヘ	看護補助配置加算 2	15点
7	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関において、入院している患者を、当該入院の日から30日以内に看取った場合には、看取り加算として、1,000点（在宅療養支援診療所（区分番号B 0 0 4に掲げる退院時共同指導料 1 に規定する在宅療養支援診療所をいう。）にあつては、2,000点）を所定点数に加算する。	
8	当該診療所においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。	
イ	救急医療管理加算	
ロ	超急性期脳卒中加算	
ハ	妊産婦緊急搬送入院加算	
ニ	在宅患者緊急入院診療加算	
ホ	診療録管理体制加算	
ヘ	医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。）	
ト	<u>電子的診療情報連携体制整備加算</u>	
チ	乳幼児加算・幼児加算	
リ	特定感染症入院医療管理加算	
ヌ	難病等特別入院診療加算（難病患者等入院診療加算に限る。）	
ル	特殊疾患入院施設管理加算	

ハ	夜間看護配置加算 1	105点
ニ	夜間看護配置加算 2	55点
ホ	看護補助配置加算 1	25点
ヘ	看護補助配置加算 2	15点
7	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関において、入院している患者を、当該入院の日から30日以内に看取った場合には、看取り加算として、1,000点（在宅療養支援診療所（区分番号B 0 0 4に掲げる退院時共同指導料 1 に規定する在宅療養支援診療所をいう。）にあつては、2,000点）を所定点数に加算する。	
8	当該診療所においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。	
イ	救急医療管理加算	
ロ	超急性期脳卒中加算	
ハ	妊産婦緊急搬送入院加算	
ニ	在宅患者緊急入院診療加算	
ホ	診療録管理体制加算	
ヘ	医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。）	
	（新設）	
ト	乳幼児加算・幼児加算	
チ	特定感染症入院医療管理加算	
リ	難病等特別入院診療加算（難病患者等入院診療加算に限る。）	
ヌ	特殊疾患入院施設管理加算	

ヲ 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
 ワ 地域加算
 カ 離島加算
 ヨ HIV感染者療養環境特別加算
 タ 特定感染症患者療養環境特別加算
 レ 特定薬剤治療環境特別加算
 ソ 小児療養環境特別加算
 ツ 産科管理加算（2に限る。）
 ネ 無菌治療室管理加算
 ナ 放射線治療病室管理加算
 ラ 重症皮膚潰瘍管理加算
 ム 有床診療所緩和ケア診療加算
 ウ 口腔管理連携加算
 主 医療安全対策加算
 ノ 感染対策向上加算
 オ 患者サポート体制充実加算
 ク 報告書管理体制加算
 ヤ ハイリスク妊娠管理加算
 マ ハイリスク分娩^{べん}等管理加算（地域連携分娩^{べん}管理加算に限る。）
 ケ 地域支援・医薬品供給対応体制加算
 コ バイオ後続品使用体制加算
 ク 入退院支援加算（1のイ又は2のイに限る。）
 エ 医療的ケア児（者）入院前支援加算
 テ 薬剤総合評価調整加算
 ア 排尿自立支援加算
 セ 協力対象施設入所者入院加算
 9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診

ル 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
 ヲ 地域加算
 ワ 離島加算
 カ HIV感染者療養環境特別加算
 ヨ 特定感染症患者療養環境特別加算（新設）
 タ 小児療養環境特別加算（新設）
 レ 無菌治療室管理加算
 ソ 放射線治療病室管理加算
 ツ 重症皮膚潰瘍管理加算
 ネ 有床診療所緩和ケア診療加算（新設）
 ナ 医療安全対策加算
 ラ 感染対策向上加算
 ム 患者サポート体制充実加算
 ウ 報告書管理体制加算
 主 ハイリスク妊娠管理加算
 ノ ハイリスク分娩^{べん}等管理加算（地域連携分娩^{べん}管理加算に限る。）
 オ 後発医薬品使用体制加算
 ク バイオ後続品使用体制加算
 ヤ 入退院支援加算（1のイ又は2のイに限る。）
 マ 医療的ケア児（者）入院前支援加算
 ケ 薬剤総合評価調整加算
 コ 排尿自立支援加算
 ク 協力対象施設入所者入院加算
 9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診

療所である保険医療機関については、注1から注8までの規定にかかわらず、当該保険医療機関に入院している患者について、区分番号A109に掲げる有床診療所療養病床入院基本料の例により算定できる。

10 栄養管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者について、栄養管理実施加算として、1日につき12点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は、算定できない。

11 1から3までを算定する診療所である保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者については、有床診療所在宅復帰機能強化加算として、入院日から起算して15日以降に1日につき20点を所定点数に加算する。

12 1から3までを算定する診療所である保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものに入院している患者のうち、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号に規定する疾病を有する40歳以上65歳未満のもの又は65歳以上のもの又は重度の肢体不自由児（者）については、当該基準に係る区分に従い、入院日から起算して15日以降30日までの期間に限り、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 介護障害連携加算 1 192点

療所である保険医療機関については、注1から注8までの規定にかかわらず、当該保険医療機関に入院している患者について、区分番号A109に掲げる有床診療所療養病床入院基本料の例により算定できる。

10 栄養管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者について、栄養管理実施加算として、1日につき12点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は、算定できない。

11 1から3までを算定する診療所である保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者については、有床診療所在宅復帰機能強化加算として、入院日から起算して15日以降に1日につき20点を所定点数に加算する。

12 1から3までを算定する診療所である保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものに入院している患者のうち、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号に規定する疾病を有する40歳以上65歳未満のもの又は65歳以上のもの又は重度の肢体不自由児（者）については、当該基準に係る区分に従い、入院日から起算して15日以降30日までの期間に限り、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 介護障害連携加算 1 192点

	ロ 介護障害連携加算 2	38点
A 1 0 9	有床診療所療養病床入院基本料（1日につき）	
1	入院基本料A	<u>1,131点</u> （生活療養を受ける場合にあつては、 <u>1,116点</u> ）
2	入院基本料B	<u>1,018点</u> （生活療養を受ける場合にあつては、 <u>1,002点</u> ）
3	入院基本料C	<u>899点</u> （生活療養を受ける場合にあつては、 <u>884点</u> ）
4	入院基本料D	<u>723点</u> （生活療養を受ける場合にあつては、 <u>708点</u> ）
5	入院基本料E	<u>633点</u> （生活療養を受ける場合にあつては、 <u>618点</u> ）
注 1	有床診療所（療養病床に係るものに限る。） であつて、看護配置その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者について、当該患者の疾患、状態、ADL等について別に厚生労働大臣が定める区分に従い、当該患者ごとにそれぞれ所定点数を算定する。ただし、注3のただし書に該当する場合には、入院基本料Eを算定する。	
2	注1に規定する有床診療所以外の療養病床を有する有床診療所については、当分の間、地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該有床診療所に入院している患者について、特別入院基本料として、 <u>528点</u> （生活療養を受ける場合にあつては、 <u>513点</u> ）を算定できる。	
3	有床診療所療養病床入院基本料を算定している患者に対して行った第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断並びに第4部	

	ロ 介護障害連携加算 2	38点
A 1 0 9	有床診療所療養病床入院基本料（1日につき）	
1	入院基本料A	<u>1,073点</u> （生活療養を受ける場合にあつては、 <u>1,058点</u> ）
2	入院基本料B	<u>960点</u> （生活療養を受ける場合にあつては、 <u>944点</u> ）
3	入院基本料C	<u>841点</u> （生活療養を受ける場合にあつては、 <u>826点</u> ）
4	入院基本料D	<u>665点</u> （生活療養を受ける場合にあつては、 <u>650点</u> ）
5	入院基本料E	<u>575点</u> （生活療養を受ける場合にあつては、 <u>560点</u> ）
注 1	有床診療所（療養病床に係るものに限る。） であつて、看護配置その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者について、当該患者の疾患、状態、ADL等について別に厚生労働大臣が定める区分に従い、当該患者ごとにそれぞれ所定点数を算定する。ただし、注3のただし書に該当する場合には、入院基本料Eを算定する。	
2	注1に規定する有床診療所以外の療養病床を有する有床診療所については、当分の間、地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該有床診療所に入院している患者について、特別入院基本料として、 <u>493点</u> （生活療養を受ける場合にあつては、 <u>478点</u> ）を算定できる。	
3	有床診療所療養病床入院基本料を算定している患者に対して行った第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断並びに第4部	

画像診断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含み、除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、当該入院基本料に含まれるものとする。ただし、患者の急性増悪により、同一の保険医療機関の療養病床以外へ転室又は別の保険医療機関の一般病棟若しくは有床診療所の療養病床以外の病室へ転院する場合には、その日から起算して3日前までの当該費用については、この限りでない。

- 4 入院患者が別に厚生労働大臣が定める状態にあり、必要な褥瘡^{じよくそう}対策を行った場合は、患者の褥瘡^{じよくそう}の状態に応じて、1日につき次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ 褥瘡 ^{じよくそう} 対策加算1	15点
ロ 褥瘡 ^{じよくそう} 対策加算2	5点

- 5 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A246に掲げる入退院支援加算3を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者については、転院した日から起算して21日を限度として、有床診療所急性期患者支援療養病床初期加算として、1日につき300点を所定点数に加算し、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽

画像診断及び第9部処置のうち別に厚生労働大臣が定める画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含み、除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、当該入院基本料に含まれるものとする。ただし、患者の急性増悪により、同一の保険医療機関の療養病床以外へ転室又は別の保険医療機関の一般病棟若しくは有床診療所の療養病床以外の病室へ転院する場合には、その日から起算して3日前までの当該費用については、この限りでない。

- 4 入院患者が別に厚生労働大臣が定める状態にあり、必要な褥瘡^{じよくそう}対策を行った場合は、患者の褥瘡^{じよくそう}の状態に応じて、1日につき次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ 褥瘡 ^{じよくそう} 対策加算1	15点
ロ 褥瘡 ^{じよくそう} 対策加算2	5点

- 5 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A246に掲げる入退院支援加算3を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者については、転院した日から起算して21日を限度として、有床診療所急性期患者支援療養病床初期加算として、1日につき300点を所定点数に加算し、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽

費老人ホーム、有料老人ホーム等又は自宅から入院した患者については、治療方針に関する当該患者又はその家族等の意思決定に対する支援を行った場合に、入院した日から起算して21日を限度として、有床診療所在宅患者支援療養病床初期加算として、1日につき350点を所定点数に加算する。

- 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関において、入院している患者を、当該入院の日から30日以内に看取った場合には、看取り加算として、1,000点（在宅療養支援診療所（区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1に規定する在宅療養支援診療所をいう。）にあつては、2,000点）を所定点数に加算する。

- 8 当該診療所においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ 在宅患者緊急入院診療加算

ロ 診療録管理体制加算

ハ 医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。）

ニ 電子的診療情報連携体制整備加算

ホ 乳幼児加算・幼児加算

ヘ 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算

ト 地域加算

チ 離島加算

費老人ホーム、有料老人ホーム等又は自宅から入院した患者については、治療方針に関する当該患者又はその家族等の意思決定に対する支援を行った場合に、入院した日から起算して21日を限度として、有床診療所在宅患者支援療養病床初期加算として、1日につき350点を所定点数に加算する。

- 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関において、入院している患者を、当該入院の日から30日以内に看取った場合には、看取り加算として、1,000点（在宅療養支援診療所（区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1に規定する在宅療養支援診療所をいう。）にあつては、2,000点）を所定点数に加算する。

- 8 当該診療所においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ 在宅患者緊急入院診療加算

ロ 診療録管理体制加算

ハ 医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。）

（新設）

ニ 乳幼児加算・幼児加算

ホ 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算

ト 地域加算

チ 離島加算

リ HIV感染者療養環境特別加算
ヌ 診療所療養病床療養環境加算
ル 診療所療養病床療養環境改善加算
ヲ 重症皮膚潰瘍管理加算
ワ 有床診療所緩和ケア診療加算
カ 口腔管理連携加算
コ 医療安全対策加算
ク 感染対策向上加算
ケ 患者サポート体制充実加算
コ 報告書管理体制加算
ソ 身体的拘束最小化推進体制加算
ネ 入退院支援加算（1のハ又は2のロに限る。）
ナ 医療的ケア児（者）入院前支援加算
ニ 薬剤総合評価調整加算
ム 排尿自立支援加算
ウ 協力対象施設入所者入院加算

9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関については、注1から注8までの規定にかかわらず、当該保険医療機関に入院している患者について、区分番号A108に掲げる有床診療所入院基本料の例により算定できる。

10 栄養管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者について、栄養管理実施加算として、1日につき12点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は、算

チ HIV感染者療養環境特別加算
リ 診療所療養病床療養環境加算
ヌ 診療所療養病床療養環境改善加算
ル 重症皮膚潰瘍管理加算
ヲ 有床診療所緩和ケア診療加算
 （新設）
ワ 医療安全対策加算
カ 感染対策向上加算
コ 患者サポート体制充実加算
ク 報告書管理体制加算
 （新設）
レ 入退院支援加算（1のロ又は2のロに限る。）
ソ 医療的ケア児（者）入院前支援加算
ニ 薬剤総合評価調整加算
ネ 排尿自立支援加算
ナ 協力対象施設入所者入院加算

9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関については、注1から注8までの規定にかかわらず、当該保険医療機関に入院している患者について、区分番号A108に掲げる有床診療所入院基本料の例により算定できる。

10 栄養管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者について、栄養管理実施加算として、1日につき12点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は、算

定できない。

- 11 有床診療所療養病床入院基本料を算定する診療所である保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者については、有床診療所療養病床在宅復帰機能強化加算として、1日につき10点を所定点数に加算する。
- 12 有床診療所療養病床入院基本料を算定する診療所である保険医療機関に入院している患者のうち、当該保険医療機関において、区分番号J038に掲げる人工腎臓、J038-2に掲げる持続緩徐式血液濾過、J039に掲げる血漿交換療法又はJ042に掲げる腹膜灌流を行っている患者については、慢性維持透析管理加算として、1日につき100点を所定点数に加算する。

第2節 入院基本料等加算

区分

A200 急性期総合体制加算（1日につき）

- 1 急性期総合体制加算 1
- | | |
|-----------------|------|
| イ 7日以内の期間 | 530点 |
| ロ 8日以上11日以内の期間 | 290点 |
| ハ 12日以上14日以内の期間 | 210点 |
- 2 急性期総合体制加算 2
- | | |
|-----------------|------|
| イ 7日以内の期間 | 470点 |
| ロ 8日以上11日以内の期間 | 230点 |
| ハ 12日以上14日以内の期間 | 150点 |
- 3 急性期総合体制加算 3
- | | |
|----------------|------|
| イ 7日以内の期間 | 440点 |
| ロ 8日以上11日以内の期間 | 200点 |

定できない。

- 11 有床診療所療養病床入院基本料を算定する診療所である保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者については、有床診療所療養病床在宅復帰機能強化加算として、1日につき10点を所定点数に加算する。
- 12 有床診療所療養病床入院基本料を算定する診療所である保険医療機関に入院している患者のうち、当該保険医療機関において、区分番号J038に掲げる人工腎臓、J038-2に掲げる持続緩徐式血液濾過、J039に掲げる血漿交換療法又はJ042に掲げる腹膜灌流を行っている患者については、慢性維持透析管理加算として、1日につき100点を所定点数に加算する。

第2節 入院基本料等加算

区分

A200 総合入院体制加算（1日につき）

- 1 総合入院体制加算 1 260点
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 2 総合入院体制加算 2 200点
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 3 総合入院体制加算 3 120点
- (新設)
- (新設)

A 2 0 1 から A 2 0 3 まで 削除 A 2 0 4 地域医療支援病院入院診療加算（入院初日）	する体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第 1 節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第 3 節の特定入院料のうち、急性期充実体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、かつ、当該患者の入院期間に応じ、それぞれ所定点数に加算する。この場合において、区分番号 A 2 0 0 に掲げる総合入院体制加算は別に算定できない。 2 小児患者、妊産婦である患者及び精神疾患を有する患者の受入に係る充実した体制の確保につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者については、小児・周産期・精神科充実体制加算として、算定する急性期充実体制加算の区分に応じ、次に掲げる点数を更に所定点数に加算する。 イ 急性期充実体制加算 1 の場合 90 点 ロ 急性期充実体制加算 2 の場合 60 点 3 注 2 に該当しない場合であって、精神疾患を有する患者の受入に係る充実した体制の確保につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者については、精神科充実体制加算として、30 点を更に所定点数に加算する。 A 2 0 1 から A 2 0 3 まで 削除 A 2 0 4 地域医療支援病院入院診療加算（入院初日）
1, 000 点	1, 000 点

注 地域医療支援病院である保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、地域医療支援病院入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に加算する。この場合において、区分番号A204-3に掲げる紹介受診重点医療機関入院診療加算は別に算定できない。

A204-2 臨床研修病院入院診療加算（入院初日）

1 基幹型	40点
2 協力型	20点

注 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する都道府県知事の指定する病院であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料のうち、臨床研修病院入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、現に臨床研修を実施している期間について、入院初日に限り所定点数に加算する。

A204-3 紹介受診重点医療機関入院診療加算（入院初日）
800点

注 外来機能報告対象病院等（医療法第30条の18の5第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が200未満であるものを除く。）である保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等

注 地域医療支援病院である保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、地域医療支援病院入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に加算する。この場合において、区分番号A204-3に掲げる紹介受診重点医療機関入院診療加算は別に算定できない。

A204-2 臨床研修病院入院診療加算（入院初日）

1 基幹型	40点
2 協力型	20点

注 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する都道府県知事の指定する病院であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料のうち、臨床研修病院入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、現に臨床研修を実施している期間について、入院初日に限り所定点数に加算する。

A204-3 紹介受診重点医療機関入院診療加算（入院初日）
800点

注 外来機能報告対象病院等（医療法第30条の18の5第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が200未満であるものを除く。）である保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等

を除く。)のうち、紹介受診重点医療機関入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院初日に限り所定点数に加算する。この場合において、区分番号A204に掲げる地域医療支援病院入院診療加算は別に算定できない。

A204-4 包括期充実体制加算（1日につき） 80点

注 在宅医療及び介護保険施設等の後方支援を担う体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第3節の特定入院料のうち、包括期充実体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。

A205 救急医療管理加算（1日につき）

1 救急医療管理加算 1	1,050点
2 救急医療管理加算 2	420点

注1 救急医療管理加算は、地域における救急医療体制の計画的な整備のため、入院可能な診療応需の態勢を確保する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該態勢を確保している日に救急医療を受け、緊急に入院を必要とする重症患者として入院した患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該患者の状態に従い、入院した日から起算して7日を限度として所定点数に加算する

を除く。)のうち、紹介受診重点医療機関入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院初日に限り所定点数に加算する。この場合において、区分番号A204に掲げる地域医療支援病院入院診療加算は別に算定できない。

(新設)

A205 救急医療管理加算（1日につき）

1 救急医療管理加算 1	1,050点
2 救急医療管理加算 2	420点

注1 救急医療管理加算は、地域における救急医療体制の計画的な整備のため、入院可能な診療応需の態勢を確保する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該態勢を確保している日に救急医療を受け、緊急に入院を必要とする重症患者として入院した患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、救急医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該患者の状態に従い、入院した日から起算して7日を限度として所定点数に加算する

。ただし、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する保険医療機関において、救急医療管理加算2を算定する患者については、本文の規定にかかわらず、入院した日から起算して7日を限度として、210点を所定点数に加算する。

2 救急医療管理加算を算定する患者が6歳未満である場合には、乳幼児加算として、400点を更に所定点数に加算する。

3 救急医療管理加算を算定する患者が6歳以上15歳未満である場合には、小児加算として、200点を更に所定点数に加算する。

A205-2 超急性期脳卒中加算（入院初日） 10,800点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、超急性期脳卒中加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して、組織プラスミノゲン活性化因子を投与した場合又は当該施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た他の保険医療機関の外来において、組織プラスミノゲン活性化因子の投与後に搬送され、入院治療を行った場合に、入院初日に限り所定点数に加算する。

A205-3 妊産婦緊急搬送入院加算（入院初日） 7,000点

注 産科又は産婦人科を標榜^{ほう}する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものにおいて、入院医療を必要とする異常が疑われ救急用の自動車等で緊急に搬送された妊産婦を入院させた場合に、当該患者（第1節の入院基

。ただし、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する保険医療機関において、救急医療管理加算2を算定する患者については、本文の規定にかかわらず、入院した日から起算して7日を限度として、210点を所定点数に加算する。

2 救急医療管理加算を算定する患者が6歳未満である場合には、乳幼児加算として、400点を更に所定点数に加算する。

3 救急医療管理加算を算定する患者が6歳以上15歳未満である場合には、小児加算として、200点を更に所定点数に加算する。

A205-2 超急性期脳卒中加算（入院初日） 10,800点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、超急性期脳卒中加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して、組織プラスミノゲン活性化因子を投与した場合又は当該施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た他の保険医療機関の外来において、組織プラスミノゲン活性化因子の投与後に搬送され、入院治療を行った場合に、入院初日に限り所定点数に加算する。

A205-3 妊産婦緊急搬送入院加算（入院初日） 7,000点

注 産科又は産婦人科を標榜^{ほう}する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものにおいて、入院医療を必要とする異常が疑われ緊急用の自動車等で緊急に搬送された妊産婦を入院させた場合に、当該患者（第1節の入院基

本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、妊産婦緊急搬送入院加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に加算する。

A206 在宅患者緊急入院診療加算（入院初日）

- 1 他の保険医療機関との連携により在宅療養支援診療所（区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1に規定する在宅療養支援診療所をいう。）若しくは在宅療養支援病院（区分番号C000に掲げる往診料の注1に規定する在宅療養支援病院をいう。）（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）の体制を確保している保険医療機関において、当該他の保険医療機関の求めに応じて行う場合又は在宅療養後方支援病院（区分番号C012に掲げる在宅患者共同診療料の注1に規定する在宅療養後方支援病院をいう。）が他の保険医療機関の求めに応じて行う場合 2,500点
- 2 連携医療機関である場合（1の場合を除く。） 2,000点
- 3 1及び2以外の場合 1,000点

注1 別の保険医療機関（診療所に限る。）において区分番号C002に掲げる在宅時医学総管理料、区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総管理料、区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料又は第2章第2部第2節第1款の各区分に掲げる在宅療養指導管理料（区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料を除く。）を入院した日の属する月又はその前月に算定している患者の病状の急変等に伴い、当該保険医療機関の医師の求めに応じて入院させた場合に、当該患者（第1節の入院

本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、妊産婦緊急搬送入院加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に加算する。

A206 在宅患者緊急入院診療加算（入院初日）

- 1 他の保険医療機関との連携により在宅療養支援診療所（区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1に規定する在宅療養支援診療所をいう。）若しくは在宅療養支援病院（区分番号C000に掲げる往診料の注1に規定する在宅療養支援病院をいう。）（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）の体制を確保している保険医療機関において、当該他の保険医療機関の求めに応じて行う場合又は在宅療養後方支援病院（区分番号C012に掲げる在宅患者共同診療料の注1に規定する在宅療養後方支援病院をいう。）が他の保険医療機関の求めに応じて行う場合 2,500点
- 2 連携医療機関である場合（1の場合を除く。） 2,000点
- 3 1及び2以外の場合 1,000点

注1 別の保険医療機関（診療所に限る。）において区分番号C002に掲げる在宅時医学総管理料、区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総管理料、区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料又は第2章第2部第2節第1款の各区分に掲げる在宅療養指導管理料（区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料を除く。）を入院した日の属する月又はその前月に算定している患者の病状の急変等に伴い、当該保険医療機関の医師の求めに応じて入院させた場合に、当該患者（第1節の入院

基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、在宅患者緊急入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に加算する。

- 2 1について、在宅療養後方支援病院（許可病床数が400床以上のものに限る。）において、別に厚生労働大臣が定める疾病等を有する患者を入院させた場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、在宅患者緊急入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 0 7 診療録管理体制加算（入院初日）

1 診療録管理体制加算 1	100点
2 診療録管理体制加算 2	30点
- （削る）

注 診療録管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、診療録管理体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 0 7 - 2 医師事務作業補助体制加算（入院初日）

1 医師事務作業補助体制加算 1	
イ 15対1 補助体制加算	1,070点
ロ 20対1 補助体制加算	855点

基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、在宅患者緊急入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に加算する。

- 2 1について、在宅療養後方支援病院（許可病床数が400床以上のものに限る。）において、別に厚生労働大臣が定める疾病等を有する患者を入院させた場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、在宅患者緊急入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 0 7 診療録管理体制加算（入院初日）

1 診療録管理体制加算 1	140点
2 診療録管理体制加算 2	100点
3 診療録管理体制加算 3	30点

注 診療録管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、診療録管理体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 0 7 - 2 医師事務作業補助体制加算（入院初日）

1 医師事務作業補助体制加算 1	
イ 15対1 補助体制加算	1,070点
ロ 20対1 補助体制加算	855点

ハ	25対1 補助体制加算	725点
ニ	30対1 補助体制加算	630点
ホ	40対1 補助体制加算	530点
ヘ	50対1 補助体制加算	450点
ト	75対1 補助体制加算	370点
チ	100対1 補助体制加算	320点

2 医師事務作業補助体制加算 2

イ	15対1 補助体制加算	995点
ロ	20対1 補助体制加算	790点
ハ	25対1 補助体制加算	665点
ニ	30対1 補助体制加算	580点
ホ	40対1 補助体制加算	495点
ヘ	50対1 補助体制加算	415点
ト	75対1 補助体制加算	335点
チ	100対1 補助体制加算	280点

注 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善を図るための医師事務作業の補助の体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、医師事務作業補助体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り所定点数に加算する。

A207-3 急性期看護補助体制加算（1日につき）

1	25対1 急性期看護補助体制加算（看護補助者5割以上）	240点
2	25対1 急性期看護補助体制加算（看護補助者5割未満）	220点
3	50対1 急性期看護補助体制加算	200点

ハ	25対1 補助体制加算	725点
ニ	30対1 補助体制加算	630点
ホ	40対1 補助体制加算	530点
ヘ	50対1 補助体制加算	450点
ト	75対1 補助体制加算	370点
チ	100対1 補助体制加算	320点

2 医師事務作業補助体制加算 2

イ	15対1 補助体制加算	995点
ロ	20対1 補助体制加算	790点
ハ	25対1 補助体制加算	665点
ニ	30対1 補助体制加算	580点
ホ	40対1 補助体制加算	495点
ヘ	50対1 補助体制加算	415点
ト	75対1 補助体制加算	335点
チ	100対1 補助体制加算	280点

注 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善を図るための医師事務作業の補助の体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、医師事務作業補助体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り所定点数に加算する。

A207-3 急性期看護補助体制加算（1日につき）

1	25対1 急性期看護補助体制加算（看護補助者5割以上）	240点
2	25対1 急性期看護補助体制加算（看護補助者5割未満）	220点
3	50対1 急性期看護補助体制加算	200点

- 4 75対1 急性期看護補助体制加算 160点
- 注1 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るための看護業務の補助の体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、急性期看護補助体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。
- 2 夜間における看護業務の補助の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。
- イ 夜間30対1 急性期看護補助体制加算 125点
- ロ 夜間50対1 急性期看護補助体制加算 120点
- ハ 夜間100対1 急性期看護補助体制加算 105点
- 3 夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間看護体制加算として、71点を更に所定点数に加算する。
- 4 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るための看護業務の補助に係る十分な体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して

- 4 75対1 急性期看護補助体制加算 160点
- 注1 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るための看護業務の補助の体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、急性期看護補助体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。
- 2 夜間における看護業務の補助の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。
- イ 夜間30対1 急性期看護補助体制加算 125点
- ロ 夜間50対1 急性期看護補助体制加算 120点
- ハ 夜間100対1 急性期看護補助体制加算 105点
- 3 夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間看護体制加算として、71点を更に所定点数に加算する。
- 4 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るための看護業務の補助に係る十分な体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して

いるものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、当該基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。ただし、当該患者について、身体的拘束を実施した日は、看護補助体制充実加算2の例により算定する。

- イ 看護補助体制充実加算1 20点
- ロ 看護補助体制充実加算2 5点

A207-4 看護職員夜間配置加算（1日につき）

1 看護職員夜間12対1配置加算

- イ 看護職員夜間12対1配置加算1 110点
- ロ 看護職員夜間12対1配置加算2 90点

2 看護職員夜間16対1配置加算

- イ 看護職員夜間16対1配置加算1 70点
- ロ 看護職員夜間16対1配置加算2 45点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、看護職員夜間配置加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。

A207-5 電子的診療情報連携体制整備加算

- 1 電子的診療情報連携体制整備加算1 160点
- 2 電子的診療情報連携体制整備加算2 80点

注 医療DX推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、電

いるものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、当該基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。ただし、当該患者について、身体的拘束を実施した日は、看護補助体制充実加算2の例により算定する。

- イ 看護補助体制充実加算1 20点
- ロ 看護補助体制充実加算2 5点

A207-4 看護職員夜間配置加算（1日につき）

1 看護職員夜間12対1配置加算

- イ 看護職員夜間12対1配置加算1 110点
- ロ 看護職員夜間12対1配置加算2 90点

2 看護職員夜間16対1配置加算

- イ 看護職員夜間16対1配置加算1 70点
- ロ 看護職員夜間16対1配置加算2 45点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、看護職員夜間配置加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。

（新設）

子の診療情報連携体制整備加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 0 8 乳幼児加算・幼児加算（１日につき）

1 乳幼児加算

- イ 病院の場合（特別入院基本料等を算定する場合を除く。） 333点
- ロ 病院の場合（特別入院基本料等を算定する場合に限る。） 289点
- ハ 診療所の場合 289点

2 幼児加算

- イ 病院の場合（特別入院基本料等を算定する場合を除く。） 283点
- ロ 病院の場合（特別入院基本料等を算定する場合に限る。） 239点
- ハ 診療所の場合 239点

注1 乳幼児加算は、保険医療機関に入院している3歳未満の乳幼児（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、乳幼児加算・幼児加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。

2 幼児加算は、保険医療機関に入院している3歳以上6歳未満の幼児（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、乳幼児加算・幼児加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。

A 2 0 9 特定感染症入院医療管理加算（１日につき）

- 1 治療室の場合 200点

A 2 0 8 乳幼児加算・幼児加算（１日につき）

1 乳幼児加算

- イ 病院の場合（特別入院基本料等を算定する場合を除く。） 333点
- ロ 病院の場合（特別入院基本料等を算定する場合に限る。） 289点
- ハ 診療所の場合 289点

2 幼児加算

- イ 病院の場合（特別入院基本料等を算定する場合を除く。） 283点
- ロ 病院の場合（特別入院基本料等を算定する場合に限る。） 239点
- ハ 診療所の場合 239点

注1 乳幼児加算は、保険医療機関に入院している3歳未満の乳幼児（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、乳幼児加算・幼児加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。

2 幼児加算は、保険医療機関に入院している3歳以上6歳未満の幼児（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、乳幼児加算・幼児加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。

A 2 0 9 特定感染症入院医療管理加算（１日につき）

- 1 治療室の場合 200点

2 それ以外の場合 100点

注 感染症法第6条第4項に規定する三類感染症の患者、同条第5項に規定する四類感染症の患者、同条第6項に規定する五類感染症の患者、同条第8項に規定する指定感染症の患者及びその他者に感染させた場合に重症になるおそれがある感染症の患者並びにこれらの疑似症患者のうち感染対策が特に必要なものに対して、適切な感染防止対策を実施した場合に、1入院に限り7日（当該感染症を他の患者に感染させるおそれが高いことが明らかであり、感染対策の必要性が特に認められる患者に対する場合を除く。）を限度として、算定する。ただし、疑似症患者については、初日に限り所定点数に加算する。

A 2 1 0 難病等特別入院診療加算（1日につき）

1 難病患者等入院診療加算 250点

2 二類感染症患者入院診療加算 250点

注1 難病患者等入院診療加算は、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として保険医療機関に入院している患者であって、別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、難病等特別入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。

2 二類感染症患者入院診療加算は、感染症法第6条第15項に規定する第二種感染症指定医療機関である保険医療機関に入院している同条第3項に規定する二類感染症の患者及び同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症の患者並びにそれらの疑似症患者（第1節の入院基本

2 それ以外の場合 100点

注 感染症法第6条第4項に規定する三類感染症の患者、同条第5項に規定する四類感染症の患者、同条第6項に規定する五類感染症の患者及び同条第8項に規定する指定感染症の患者並びにこれらの疑似症患者のうち感染対策が特に必要なものに対して、適切な感染防止対策を実施した場合に、1入院に限り7日（当該感染症を他の患者に感染させるおそれが高いことが明らかであり、感染対策の必要性が特に認められる患者に対する場合を除く。）を限度として、算定する。ただし、疑似症患者については、初日に限り所定点数に加算する。

A 2 1 0 難病等特別入院診療加算（1日につき）

1 難病患者等入院診療加算 250点

2 二類感染症患者入院診療加算 250点

注1 難病患者等入院診療加算は、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として保険医療機関に入院している患者であって、別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、難病等特別入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。

2 二類感染症患者入院診療加算は、感染症法第6条第15項に規定する第二種感染症指定医療機関である保険医療機関に入院している同条第3項に規定する二類感染症の患者及び同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症の患者並びにそれらの疑似症患者（第1節の入院基本

料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の
特定入院料のうち、難病等特別入院診療加算を
算定できるものを現に算定している患者に限る
。）について、所定点数に加算する。

A 2 1 1 特殊疾患入院施設管理加算（1日につき） 350点

注 重度の障害者（重度の意識障害者を含む。）、
筋ジストロフィー患者又は難病患者等を主として
入院させる病院の病棟又は有床診療所に関する別
に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している
ものとして、保険医療機関が地方厚生局長等に届
け出た病棟又は有床診療所に入院している患者（
第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。
）のうち、特殊疾患入院施設管理加算を算定でき
るものを現に算定している患者に限る。）につい
て、所定点数に加算する。ただし、この場合にお
いて、難病等特別入院診療加算は算定しない。

A 2 1 2 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院
診療加算（1日につき）

1 超重症児（者）入院診療加算

イ 6歳未満の場合 800点

ロ 6歳以上の場合 400点

2 準超重症児（者）入院診療加算

イ 6歳未満の場合 200点

ロ 6歳以上の場合 100点

注1 超重症児（者）入院診療加算は、保険医療機
関に入院している患者であって、別に厚生労働
大臣が定める超重症の状態にあるもの（第1節
の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又
は第3節の特定入院料のうち、超重症児（者）
入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
を算定できるものを現に算定している患者に限

料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の
特定入院料のうち、難病等特別入院診療加算を
算定できるものを現に算定している患者に限る
。）について、所定点数に加算する。

A 2 1 1 特殊疾患入院施設管理加算（1日につき） 350点

注 重度の障害者（重度の意識障害者を含む。）、
筋ジストロフィー患者又は難病患者等を主として
入院させる病院の病棟又は有床診療所に関する別
に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している
ものとして、保険医療機関が地方厚生局長等に届
け出た病棟又は有床診療所に入院している患者（
第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。
）のうち、特殊疾患入院施設管理加算を算定でき
るものを現に算定している患者に限る。）につい
て、所定点数に加算する。ただし、この場合にお
いて、難病等特別入院診療加算は算定しない。

A 2 1 2 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院
診療加算（1日につき）

1 超重症児（者）入院診療加算

イ 6歳未満の場合 800点

ロ 6歳以上の場合 400点

2 準超重症児（者）入院診療加算

イ 6歳未満の場合 200点

ロ 6歳以上の場合 100点

注1 超重症児（者）入院診療加算は、保険医療機
関に入院している患者であって、別に厚生労働
大臣が定める超重症の状態にあるもの（第1節
の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又
は第3節の特定入院料のうち、超重症児（者）
入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算
を算定できるものを現に算定している患者に限

る。)について、所定点数に加算する。

- 2 準超重症児（者）入院診療加算は、保険医療機関に入院している患者であって、別に厚生労働大臣が定める準超重症の状態にあるもの（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。
- 3 当該患者が自宅から入院した患者又は他の保険医療機関から転院してきた患者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A301に掲げる特定集中治療室管理料の注2に規定する小児加算、区分番号A301-4に掲げる小児特定集中治療室管理料、区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料、区分番号A302-2に掲げる新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料又は区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料を算定したことがある者である場合には、入院した日から起算して5日を限度として、救急・在宅重症児（者）受入加算として、1日につき200点を更に所定点数に加算する。
- 4 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算は、一般病棟に入院している患者（区分番号A106に掲げる障害者施設等入院基本料、区分番号A306に掲げる特殊疾患入院医療管理料及び区分番号A309に掲げる特殊疾患病棟入院料を算定するものを除く。）については、入院した日から起算して90日を限度として、所定点数に加算する。

る。)について、所定点数に加算する。

- 2 準超重症児（者）入院診療加算は、保険医療機関に入院している患者であって、別に厚生労働大臣が定める準超重症の状態にあるもの（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。
- 3 当該患者が自宅から入院した患者又は他の保険医療機関から転院してきた患者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A301に掲げる特定集中治療室管理料の注2に規定する小児加算、区分番号A301-4に掲げる小児特定集中治療室管理料、区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料、区分番号A302-2に掲げる新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料又は区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料を算定したことがある者である場合には、入院した日から起算して5日を限度として、救急・在宅重症児（者）受入加算として、1日につき200点を更に所定点数に加算する。
- 4 超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算は、一般病棟に入院している患者（区分番号A106に掲げる障害者施設等入院基本料、区分番号A306に掲げる特殊疾患入院医療管理料及び区分番号A309に掲げる特殊疾患病棟入院料を算定するものを除く。）については、入院した日から起算して90日を限度として、所定点数に加算する。

A 2 1 3 看護配置加算（１日につき） 25点

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出て当該基準による看護を行う病棟に入院している患者（第１節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第３節の特定入院料のうち、看護配置加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。

A 2 1 4 看護補助加算（１日につき）

1 看護補助加算 1	141点
2 看護補助加算 2	116点
3 看護補助加算 3	88点

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出て当該基準による看護を行う病棟に入院している患者（第１節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第３節の特定入院料のうち、看護補助加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、所定点数に加算する。

- 2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間75対1看護補助加算として、入院した日から起算して20日を限度として55点を更に所定点数に加算する。
- 3 夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間看護体制加算として、入院初日に限り176点を更に所定点数に加算する。

A 2 1 3 看護配置加算（１日につき） 25点

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出て当該基準による看護を行う病棟に入院している患者（第１節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第３節の特定入院料のうち、看護配置加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。

A 2 1 4 看護補助加算（１日につき）

1 看護補助加算 1	141点
2 看護補助加算 2	116点
3 看護補助加算 3	88点

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出て当該基準による看護を行う病棟に入院している患者（第１節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第３節の特定入院料のうち、看護補助加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、所定点数に加算する。

- 2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間75対1看護補助加算として、入院した日から起算して20日を限度として55点を更に所定点数に加算する。
- 3 夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間看護体制加算として、入院初日に限り176点を更に所定点数に加算する。

4 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るための看護業務の補助に係る十分な体制につき別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、当該基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。ただし、当該患者について、身体的拘束を実施した日は、看護補助体制充実加算2の例により算定する。

イ	看護補助体制充実加算1	20点
ロ	看護補助体制充実加算2	5点

A215 看護・多職種協働加算（1日につき）

<u>1</u>	<u>看護・多職種協働加算1</u>	<u>277点</u>
<u>2</u>	<u>看護・多職種協働加算2</u>	<u>255点</u>

注 看護職員を含む多職種が協働して適時かつ適切に専門的な指導及び診療の補助を行う体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者のうち、急性期一般入院料4を算定している患者については看護・多職種協働加算1を、急性期病院B一般入院料を算定している患者については看護・多職種協働加算2を、それぞれ所定点数に加算する。

A216及びA217 削除

A218 地域加算（1日につき）

1	1級地	<u>18点</u>
2	2級地	<u>14点</u>
3	3級地	<u>11点</u>
4	4級地	<u>7点</u>
5	5級地	<u>4点</u>
(削る)		

4 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るための看護業務の補助に係る十分な体制につき別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、当該基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。ただし、当該患者について、身体的拘束を実施した日は、看護補助体制充実加算2の例により算定する。

イ	看護補助体制充実加算1	20点
ロ	看護補助体制充実加算2	5点

(新設)

A215からA217まで 削除

A218 地域加算（1日につき）

1	1級地	<u>18点</u>
2	2級地	<u>15点</u>
3	3級地	<u>14点</u>
4	4級地	<u>11点</u>
5	5級地	<u>9点</u>
<u>6</u>	<u>6級地</u>	<u>5点</u>

(削る)

注 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3第1項に規定する人事院規則で定める地域その他の厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料のうち、地域加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、同令で定める級地区分に準じて、所定点数に加算する。

A 2 1 8 - 2 離島加算（1日につき） 25点

注 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料のうち、離島加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。

A 2 1 9 療養環境加算（1日につき） 25点

注 1床当たりの平均床面積が8平方メートル以上である病室（健康保険法第63条第2項第5号及び高齢者医療確保法第64条第2項第5号に規定する選定療養としての特別の療養環境の提供に係るものを除く。）として保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、療養環境加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。

A 2 2 0 HIV感染者療養環境特別加算（1日につき）
1 個室の場合 350点

7 7級地

3点

注 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3第1項に規定する人事院規則で定める地域その他の厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料のうち、地域加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、同令で定める級地区分に準じて、所定点数に加算する。

A 2 1 8 - 2 離島加算（1日につき） 18点

注 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料のうち、離島加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。

A 2 1 9 療養環境加算（1日につき） 25点

注 1床当たりの平均床面積が8平方メートル以上である病室（健康保険法第63条第2項第5号及び高齢者医療確保法第64条第2項第5号に規定する選定療養としての特別の療養環境の提供に係るものを除く。）として保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、療養環境加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。

A 2 2 0 HIV感染者療養環境特別加算（1日につき）
1 個室の場合 350点

2 2人部屋の場合 150点

注 HIV感染者療養環境特別加算は、保険医療機関に入院している後天性免疫不全症候群の病原体に感染している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、HIV感染者療養環境特別加算を算定できるものを現に算定している患者に限り、小児療養環境特別加算又は無菌治療室管理加算を算定するものを除く。）について、所定点数に加算する。

A 2 2 0 - 2 特定感染症患者療養環境特別加算（1日につき）

1 個室加算 300点

2 陰圧室加算 200点

注 保険医療機関に入院している次に掲げる感染症の患者及びそれらの疑似症患者であって個室又は陰圧室に入院させる必要性が特に高い患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、特定感染症患者療養環境特別加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、必要を認めて個室又は陰圧室に入院させた場合に、個室加算又は陰圧室加算として、それぞれ所定点数に加算する。ただし、疑似症患者については、初日に限り所定点数に加算する。

イ 感染症法第6条第3項に規定する二類感染症

ロ 感染症法第6条第4項に規定する三類感染症

ハ 感染症法第6条第5項に規定する四類感染症

ニ 感染症法第6条第6項に規定する五類感染症

ホ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症

ヘ 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症

2 2人部屋の場合 150点

注 HIV感染者療養環境特別加算は、保険医療機関に入院している後天性免疫不全症候群の病原体に感染している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、HIV感染者療養環境特別加算を算定できるものを現に算定している患者に限り、小児療養環境特別加算又は無菌治療室管理加算を算定するものを除く。）について、所定点数に加算する。

A 2 2 0 - 2 特定感染症患者療養環境特別加算（1日につき）

1 個室加算 300点

2 陰圧室加算 200点

注 保険医療機関に入院している次に掲げる感染症の患者及びそれらの疑似症患者であって個室又は陰圧室に入院させる必要性が特に高い患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、特定感染症患者療養環境特別加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、必要を認めて個室又は陰圧室に入院させた場合に、個室加算又は陰圧室加算として、それぞれ所定点数に加算する。ただし、疑似症患者については、初日に限り所定点数に加算する。

イ 感染症法第6条第3項に規定する二類感染症

ロ 感染症法第6条第4項に規定する三類感染症

ハ 感染症法第6条第5項に規定する四類感染症

ニ 感染症法第6条第6項に規定する五類感染症

ホ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症

ヘ 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症

ト その他個室管理が必要な感染症	
A 2 2 0 - 3	特定薬剤治療環境特別加算（１日につき） 300点
注 保険医療機関に入院している患者（第１節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第３節の特定入院料のうち、特定薬剤治療環境特別加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）に基づく管理が必要な薬剤（再生医療等製品を含む。）を投与する目的で個室に入院させた場合に、特定薬剤治療環境特別加算として、所定点数に加算する。	
A 2 2 1	重症者等療養環境特別加算（１日につき）
1	個室の場合 300点
2	２人部屋の場合 150点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室に入院している重症者等（第１節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第３節の特定入院料のうち、重症者等療養環境特別加算を算定できるものを現に算定している患者に限り、小児療養環境特別加算又は無菌治療室管理加算を算定するものを除く。）について、所定点数に加算する。	
A 2 2 1 - 2	小児療養環境特別加算（１日につき） 300点
注 治療上の必要があつて、保険医療機関において、個室に入院した15歳未満の小児（第１節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第３節の特定入院料のうち、小児療養環境特別加算を算	

(新設)	
(新設)	
A 2 2 1 重症者等療養環境特別加算（１日につき）	
1	個室の場合 300点
2	２人部屋の場合 150点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室に入院している重症者等（第１節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第３節の特定入院料のうち、重症者等療養環境特別加算を算定できるものを現に算定している患者に限り、小児療養環境特別加算又は無菌治療室管理加算を算定するものを除く。）について、所定点数に加算する。	
A 2 2 1 - 2	小児療養環境特別加算（１日につき） 300点
注 治療上の必要があつて、保険医療機関において、個室に入院した15歳未満の小児（第１節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第３節の特定入院料のうち、小児療養環境特別加算を算	

定できるものを現に算定している患者に限り、H I V感染者療養環境特別加算、重症者等療養環境特別加算又は無菌治療室管理加算を算定するものを除く。）について、所定点数に加算する。

A 2 2 1 - 3 産科管理加算（1日につき）

1 病院の場合 250点

2 有床診療所の場合 50点

注 母子の心身の安定・安全の確保を図ることがで
きる環境の整備その他の事項につき別に厚生労働
大臣が定める施設基準に適合するものとして地方
厚生局長等に届け出た保険医療機関が、分娩を伴
う入院中の患者（分娩が開始した日以降に限る。
）について、必要な産科管理を行った場合に、産
科管理加算として所定点数に加算する。

A 2 2 2 療養病棟療養環境加算（1日につき）

1 療養病棟療養環境加算 1 132点

2 療養病棟療養環境加算 2 115点

注 療養病棟であって、別に厚生労働大臣が定める
施設基準に適合しているものとして保険医療機関
が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している
患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を
除く。）のうち、療養病棟療養環境加算を算定で
きるものを現に算定している患者に限る。）につ
いて、当該基準に係る区分に従い、所定点数に加
算する。

A 2 2 2 - 2 療養病棟療養環境改善加算（1日につき）

1 療養病棟療養環境改善加算 1 80点

2 療養病棟療養環境改善加算 2 20点

注 療養病棟であって、療養環境の改善につき別に
厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているも
のとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出

定できるものを現に算定している患者に限り、H I V感染者療養環境特別加算、重症者等療養環境特別加算又は無菌治療室管理加算を算定するものを除く。）について、所定点数に加算する。

（新設）

A 2 2 2 療養病棟療養環境加算（1日につき）

1 療養病棟療養環境加算 1 132点

2 療養病棟療養環境加算 2 115点

注 療養病棟であって、別に厚生労働大臣が定める
施設基準に適合しているものとして保険医療機関
が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している
患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を
除く。）のうち、療養病棟療養環境加算を算定で
きるものを現に算定している患者に限る。）につ
いて、当該基準に係る区分に従い、所定点数に加
算する。

A 2 2 2 - 2 療養病棟療養環境改善加算（1日につき）

1 療養病棟療養環境改善加算 1 80点

2 療養病棟療養環境改善加算 2 20点

注 療養病棟であって、療養環境の改善につき別に
厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているも
のとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出

た病棟に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、療養病棟療養環境改善加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、所定点数に加算する。

A 2 2 3 診療所療養病床療養環境加算（1日につき） 100点

注 診療所の療養病床であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者について、所定点数に加算する。

A 2 2 3 - 2 診療所療養病床療養環境改善加算（1日につき） 35点

注 診療所の療養病床であって、療養環境の改善につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者について、所定点数に加算する。

A 2 2 4 無菌治療室管理加算（1日につき）

1 無菌治療室管理加算 1 3,000点

2 無菌治療室管理加算 2 2,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室において、治療上の必要があつて無菌治療室管理が行われた入院患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、無菌治療室管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限り、H I V感染者療養環境特別加算、重症者等療養環境特別加算又は小児療養環境特別加算を算定するものを除く。）について、当該基準に係る区分に従い、90日を限度として所定点数に加算する。

た病棟に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、療養病棟療養環境改善加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、所定点数に加算する。

A 2 2 3 診療所療養病床療養環境加算（1日につき） 100点

注 診療所の療養病床であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者について、所定点数に加算する。

A 2 2 3 - 2 診療所療養病床療養環境改善加算（1日につき） 35点

注 診療所の療養病床であって、療養環境の改善につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者について、所定点数に加算する。

A 2 2 4 無菌治療室管理加算（1日につき）

1 無菌治療室管理加算 1 3,000点

2 無菌治療室管理加算 2 2,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室において、治療上の必要があつて無菌治療室管理が行われた入院患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、無菌治療室管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限り、H I V感染者療養環境特別加算、重症者等療養環境特別加算又は小児療養環境特別加算を算定するものを除く。）について、当該基準に係る区分に従い、90日を限度として所定点数に加算する。

A 2 2 5 放射線治療病室管理加算（1日につき）

1 治療用放射性同位元素による治療の場合

6,370点

2 密封小線源による治療の場合

2,200点

注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室において、治療上の必要があつて放射線治療病室管理が行われた入院患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、放射線治療病室管理加算を算定できるものを現に算定している患者であつて、治療用放射性同位元素による治療が行われたものに限る。）について、所定点数に加算する。

2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室において、治療上の必要があつて放射線治療病室管理が行われた入院患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、放射線治療病室管理加算を算定できるものを現に算定している患者であつて、密封小線源による治療が行われたものに限る。）について、所定点数に加算する。

A 2 2 6 重症皮膚潰瘍管理加算（1日につき） 18点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、重症皮膚潰瘍を有している患者に対して、当該保険医療機関が計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）のうち、重症皮膚潰

A 2 2 5 放射線治療病室管理加算（1日につき）

1 治療用放射性同位元素による治療の場合

6,370点

2 密封小線源による治療の場合

2,200点

注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室において、治療上の必要があつて放射線治療病室管理が行われた入院患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、放射線治療病室管理加算を算定できるものを現に算定している患者であつて、治療用放射性同位元素による治療が行われたものに限る。）について、所定点数に加算する。

2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室において、治療上の必要があつて放射線治療病室管理が行われた入院患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、放射線治療病室管理加算を算定できるものを現に算定している患者であつて、密封小線源による治療が行われたものに限る。）について、所定点数に加算する。

A 2 2 6 重症皮膚潰瘍管理加算（1日につき） 18点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、重症皮膚潰瘍を有している患者に対して、当該保険医療機関が計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）のうち、重症皮膚潰

瘍管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、所定点数に加算する。

A 2 2 6 - 2 緩和ケア診療加算 (1日につき) 390点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、緩和ケアを要する患者に対して、必要な診療を行った場合に、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、緩和ケア診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。以下この区分番号において同じ。)について、所定点数に加算する。

2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものにおいては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、当該加算の点数に代えて、緩和ケア診療加算(特定地域)として、200点を所定点数に加算することができる。

3 当該患者が15歳未満の小児である場合には、小児加算として、100点を更に所定点数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、緩和ケアを要する患者に対して、緩和ケアに係る必要な栄養食事管理を行った場合には、個別栄養食事管理加算として、70点を更に所定点数に加算する。

A 2 2 6 - 3 有床診療所緩和ケア診療加算 (1日につき) 250点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して

瘍管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、所定点数に加算する。

A 2 2 6 - 2 緩和ケア診療加算 (1日につき) 390点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、緩和ケアを要する患者に対して、必要な診療を行った場合に、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、緩和ケア診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。以下この区分番号において同じ。)について、所定点数に加算する。

2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものにおいては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、当該加算の点数に代えて、緩和ケア診療加算(特定地域)として、200点を所定点数に加算することができる。

3 当該患者が15歳未満の小児である場合には、小児加算として、100点を更に所定点数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、緩和ケアを要する患者に対して、緩和ケアに係る必要な栄養食事管理を行った場合には、個別栄養食事管理加算として、70点を更に所定点数に加算する。

A 2 2 6 - 3 有床診療所緩和ケア診療加算 (1日につき) 250点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して

いるものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関において、緩和ケアを要する患者に対して、必要な診療を行った場合に、当該患者について、所定点数に加算する。

A 2 2 6 - 4 小児緩和ケア診療加算（1日につき） 700点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、緩和ケアを要する15歳未満の小児に対して、必要な診療を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、小児緩和ケア診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。以下この区分番号において同じ。）について、所定点数に加算する。この場合において、区分番号A 2 2 6 - 2に掲げる緩和ケア診療加算は別に算定できない。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、緩和ケアを要する15歳未満の小児に対して、緩和ケアに係る必要な栄養食事管理を行った場合には、小児個別栄養食事管理加算として、70点を更に所定点数に加算する。

A 2 2 7 精神科措置入院診療加算（入院初日） 2,500点

注 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第29条又は第29条の2に規定する入院措置に係る患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、精神科措置入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該措

いるものとして地方厚生局長等に届け出た診療所である保険医療機関において、緩和ケアを要する患者に対して、必要な診療を行った場合に、当該患者について、所定点数に加算する。

A 2 2 6 - 4 小児緩和ケア診療加算（1日につき） 700点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、緩和ケアを要する15歳未満の小児に対して、必要な診療を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、小児緩和ケア診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。以下この区分番号において同じ。）について、所定点数に加算する。この場合において、区分番号A 2 2 6 - 2に掲げる緩和ケア診療加算は別に算定できない。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、緩和ケアを要する15歳未満の小児に対して、緩和ケアに係る必要な栄養食事管理を行った場合には、小児個別栄養食事管理加算として、70点を更に所定点数に加算する。

A 2 2 7 精神科措置入院診療加算（入院初日） 2,500点

注 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第29条又は第29条の2に規定する入院措置に係る患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、精神科措置入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該措

置に係る入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 2 8 精神科応急入院施設管理加算（入院初日） 2,500点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、精神保健福祉法第33条の6第1項に規定する入院等に係る患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、精神科応急入院施設管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該措置に係る入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 2 9 精神科隔離室管理加算（1日につき） 220点

注 精神科を標榜する病院である保険医療機関において、入院中の精神障害者である患者に対して、精神保健福祉法第36条第3項の規定に基づいて隔離を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）のうち、精神科隔離室管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、月7日に限り、所定点数に加算する。ただし、同法第33条の6第1項に規定する入院に係る患者について、精神科応急入院施設管理加算を算定した場合には、当該入院中は精神科隔離室管理加算を算定しない。

A 2 3 0 精神病棟入院時医学管理加算（1日につき） 5点

注 医師の配置その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た精神病棟に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）のうち、精神病棟入院時医学管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する

置に係る入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 2 8 精神科応急入院施設管理加算（入院初日） 2,500点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、精神保健福祉法第33条の6第1項に規定する入院等に係る患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、精神科応急入院施設管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該措置に係る入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 2 9 精神科隔離室管理加算（1日につき） 220点

注 精神科を標榜する病院である保険医療機関において、入院中の精神障害者である患者に対して、精神保健福祉法第36条第3項の規定に基づいて隔離を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）のうち、精神科隔離室管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、月7日に限り、所定点数に加算する。ただし、同法第33条の6第1項に規定する入院に係る患者について、精神科応急入院施設管理加算を算定した場合には、当該入院中は精神科隔離室管理加算を算定しない。

A 2 3 0 精神病棟入院時医学管理加算（1日につき） 5点

注 医師の配置その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た精神病棟に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）のうち、精神病棟入院時医学管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する

- 。 A 2 3 0 - 2 精神科地域移行実施加算（1日につき） 20点
 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、精神病棟における入院期間が5年を超える患者に対して、退院調整を実施し、計画的に地域への移行を進めた場合に、当該保険医療機関の精神病棟に入院した患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、精神科地域移行実施加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。
- A 2 3 0 - 3 精神科身体合併症管理加算（1日につき）
 1 7日以内 450点
 2 8日以上15日以内 300点
 注 精神科を標榜^{ぼう}する病院であって別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める身体合併症を有する精神障害者である患者に対して必要な治療を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、精神科身体合併症管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該疾患の治療開始日から起算して15日を限度として、当該患者の治療期間に応じ、所定点数に加算する。
- A 2 3 0 - 4 精神科リエゾンチーム加算
 1 認知症又はせん妄の場合 300点
 2 それ以外の場合 700点
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し

- 。 A 2 3 0 - 2 精神科地域移行実施加算（1日につき） 20点
 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、精神病棟における入院期間が5年を超える患者に対して、退院調整を実施し、計画的に地域への移行を進めた場合に、当該保険医療機関の精神病棟に入院した患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、精神科地域移行実施加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。
- A 2 3 0 - 3 精神科身体合併症管理加算（1日につき）
 1 7日以内 450点
 2 8日以上15日以内 300点
 注 精神科を標榜^{ぼう}する病院であって別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める身体合併症を有する精神障害者である患者に対して必要な治療を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、精神科身体合併症管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該疾患の治療開始日から起算して15日を限度として、当該患者の治療期間に応じ、所定点数に加算する。
- A 2 3 0 - 4 精神科リエゾンチーム加算 （週1回） 300点
 （新設）
 （新設）
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して

ているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、抑うつ若しくはせん妄を有する患者、精神疾患を有する患者又は自殺企図により入院した患者に対して、当該保険医療機関の精神科の医師、看護師、精神保健福祉士等が共同して、当該患者の精神症状の評価等の必要な診療を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、精神科リエゾンチーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、週1回に限り所定点数に加算する。ただし、区分番号A247に掲げる認知症ケア加算1は別に算定できない。

2 2について、週2回以上精神科リエゾンチームによる診療を行った場合は、複数回診療加算として、週1回に限り300点を加算する。

A230-5 精神科慢性身体合併症管理加算 700点

注 精神科を標榜する病院であって別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める疾患を有する精神障害者である患者に対して必要な治療を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、精神科慢性身体合併症管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、1月に1回に限り、所定点数に加算する。この場合において、区分番号A230-3に掲げる精神科身体合併症管理加算は別に算定できない。

A231 削除

A231-2 強度行動障害入院医療管理加算（1日につき）

いるものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、抑うつ若しくはせん妄を有する患者、精神疾患を有する患者又は自殺企図により入院した患者に対して、当該保険医療機関の精神科の医師、看護師、精神保健福祉士等が共同して、当該患者の精神症状の評価等の必要な診療を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、精神科リエゾンチーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、所定点数に加算する。ただし、区分番号A247に掲げる認知症ケア加算1は別に算定できない。

（新設）

（新設）

A231 削除

A231-2 強度行動障害入院医療管理加算（1日につき）

300点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、強度行動障害入院医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して必要な治療を行った場合に、所定点数に加算する。

A 2 3 1 - 3 依存症入院医療管理加算（1日につき）

1	30日以内	200点
2	31日以上60日以内	100点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、依存症入院医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して必要な治療を行った場合に、入院した日から起算して60日を限度として、当該患者の入院期間に応じ、それぞれ所定点数に加算する。

A 2 3 1 - 4 摂食障害入院医療管理加算（1日につき）

1	30日以内	200点
2	31日以上60日以内	100点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、摂食障害入院医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）で

300点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、強度行動障害入院医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して必要な治療を行った場合に、所定点数に加算する。

A 2 3 1 - 3 依存症入院医療管理加算（1日につき）

1	30日以内	200点
2	31日以上60日以内	100点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、依存症入院医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して必要な治療を行った場合に、入院した日から起算して60日を限度として、当該患者の入院期間に応じ、それぞれ所定点数に加算する。

A 2 3 1 - 4 摂食障害入院医療管理加算（1日につき）

1	30日以内	200点
2	31日以上60日以内	100点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、摂食障害入院医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）で

あつて別に厚生労働大臣が定めるものに対して必要な治療を行った場合に、入院した日から起算して60日を限度として、当該患者の入院期間に応じ、それぞれ所定点数に加算する。

A 2 3 2 がん拠点病院加算（入院初日）

1 がん診療連携拠点病院加算

イ がん診療連携拠点病院 500点

ロ 地域がん診療病院 300点

2 小児がん拠点病院加算 750点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関に、他の保険医療機関等からの紹介により入院した悪性腫瘍と診断された患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料のうち、がん拠点病院加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り所定点数に加算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関に、他の保険医療機関等からの紹介により入院した悪性腫瘍と診断された患者について、1のイ又はロの当該加算の点数に代えて、それぞれ300点又は100点を所定点数に加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関であつて、ゲノム情報を用いたがん医療を提供する保険医療機関に入院している患者については、がんゲノム拠点病院加算として、250点を更に所定点数に加算する。

A 2 3 3 リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算（1日につき）

1 リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算

あつて別に厚生労働大臣が定めるものに対して必要な治療を行った場合に、入院した日から起算して60日を限度として、当該患者の入院期間に応じ、それぞれ所定点数に加算する。

A 2 3 2 がん拠点病院加算（入院初日）

1 がん診療連携拠点病院加算

イ がん診療連携拠点病院 500点

ロ 地域がん診療病院 300点

2 小児がん拠点病院加算 750点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関に、他の保険医療機関等からの紹介により入院した悪性腫瘍と診断された患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料のうち、がん拠点病院加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り所定点数に加算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関に、他の保険医療機関等からの紹介により入院した悪性腫瘍と診断された患者について、1のイ又はロの当該加算の点数に代えて、それぞれ300点又は100点を所定点数に加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関であつて、ゲノム情報を用いたがん医療を提供する保険医療機関に入院している患者については、がんゲノム拠点病院加算として、250点を更に所定点数に加算する。

A 2 3 3 リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算（1日につき）

（新設） 120点

1（1日につき）

150点

2 リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算

2（1日につき）

90点

注 リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理を連携・推進する体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料（7対1入院基本料又は10対1入院基本料に限る。）を現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理に係る計画を作成した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。この場合において、区分番号A233-2に掲げる栄養サポートチーム加算は別に算定できない。

A233-2 栄養サポートチーム加算（週1回） 200点

注1 栄養管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、栄養管理を要する患者として別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、薬剤師、管理栄養士等が共同して必要な診療を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、栄養サポートチーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、週1回（療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料又は特定機能病院入院基本料

（新設）

注 リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理を連携・推進する体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料（7対1入院基本料又は10対1入院基本料に限る。）を現に算定している患者に限る。）について、リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理に係る計画を作成した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。この場合において、区分番号A233-2に掲げる栄養サポートチーム加算は別に算定できない。

A233-2 栄養サポートチーム加算（週1回） 200点

注1 栄養管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、栄養管理を要する患者として別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、薬剤師、管理栄養士等が共同して必要な診療を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、栄養サポートチーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、週1回（療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料又は特定機能病院入院基本料

(結核病棟又は精神病棟に限る。)を算定している患者については、入院した日から起算して1月以内の期間にあっては週1回、入院した日から起算して1月を超え6月以内の期間にあっては月1回(障害者施設等入院基本料を算定している患者については、月1回)に限り所定点数に加算する。この場合において、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料、区分番号B001の11に掲げる集団栄養食事指導料及び区分番号B001-2-3に掲げる乳幼児育児栄養指導料は別に算定できない。

2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出したものについては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、当該加算の点数に代えて、栄養サポートチーム加算(特定地域)として、100点を所定点数に加算することができる。

3 注1の場合において、歯科医師が、注1の必要な診療を保険医等と共同して行った場合は、歯科医師連携加算として、50点を更に所定点数に加算する。

A233-3 口腔管理連携加算 600点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関(歯科診療を併せて行う保険医療機関を除く。)に入院している患者のうち、口腔状態に係る課題のために医科における治療上の課題を生じており、医師等が入院中の歯科受診が必要と判断したものについて、連携体制を構築している他の歯科医療機関に対し、患者の同意を得て、診

(結核病棟又は精神病棟に限る。)を算定している患者については、入院した日から起算して1月以内の期間にあっては週1回、入院した日から起算して1月を超え6月以内の期間にあっては月1回(障害者施設等入院基本料を算定している患者については、月1回)に限り所定点数に加算する。この場合において、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料、区分番号B001の11に掲げる集団栄養食事指導料及び区分番号B001-2-3に掲げる乳幼児育児栄養指導料は別に算定できない。

2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出したものについては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、当該加算の点数に代えて、栄養サポートチーム加算(特定地域)として、100点を所定点数に加算することができる。

3 注1の場合において、歯科医師が、注1の必要な診療を保険医等と共同して行った場合は、歯科医師連携加算として、50点を更に所定点数に加算する。

(新設)

療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行い、入院中に歯科診療が行われた場合に、歯科診療が行われた日に入院中1回に限り算定する。この場合において、区分番号B009に掲げる診療情報提供料（I）は、所定点数に含まれるものとする。

A 2 3 4 医療安全対策加算（入院初日）

1	医療安全対策加算 1	160点
2	医療安全対策加算 2	70点

注1 別に厚生労働大臣が定める組織的な医療安全対策に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料のうち、医療安全対策加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限りそれぞれ所定点数に加算する。

- 2 医療安全対策に関する医療機関間の連携体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（ロについては、特定機能病院を除く。）に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。

イ	医療安全対策地域連携加算 1	50点
ロ	医療安全対策地域連携加算 2	20点

A 2 3 4 - 2 感染対策向上加算（入院初日）

1	感染対策向上加算 1	710点
2	感染対策向上加算 2	175点
3	感染対策向上加算 3	75点

A 2 3 4 医療安全対策加算（入院初日）

1	医療安全対策加算 1	85点
2	医療安全対策加算 2	30点

注1 別に厚生労働大臣が定める組織的な医療安全対策に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料のうち、医療安全対策加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限りそれぞれ所定点数に加算する。

- 2 医療安全対策に関する医療機関間の連携体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（特定機能病院を除く。）に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。

イ	医療安全対策地域連携加算 1	50点
ロ	医療安全対策地域連携加算 2	20点

A 2 3 4 - 2 感染対策向上加算（入院初日）

1	感染対策向上加算 1	710点
2	感染対策向上加算 2	175点
3	感染対策向上加算 3	75点

注1 組織的な感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料のうち、感染対策向上加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り（3については、入院初日及び入院期間が90日を超えるごとに1回）それぞれ所定点数に加算する。

2 感染対策向上加算1を算定する場合について、感染症対策に関する医療機関間の連携体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者については、指導強化加算として、30点を更に所定点数に加算する。

3 感染対策向上加算1を算定する場合について、院内感染防止対策及び抗菌薬の適正使用につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者については、微生物学的検査体制加算として、30点を更に所定点数に加算する。

4 感染対策向上加算2又は感染対策向上加算3を算定する場合について、感染症対策に関する医療機関間の連携体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者については、連携強化加算として、

注1 組織的な感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料のうち、感染対策向上加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り（3については、入院初日及び入院期間が90日を超えるごとに1回）それぞれ所定点数に加算する。

2 感染対策向上加算1を算定する場合について、感染症対策に関する医療機関間の連携体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者については、指導強化加算として、30点を更に所定点数に加算する。

(新設)

3 感染対策向上加算2又は感染対策向上加算3を算定する場合について、感染症対策に関する医療機関間の連携体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者については、連携強化加算として、

30点を更に所定点数に加算する。

5 感染対策向上加算 2 又は感染対策向上加算 3 を算定する場合について、感染防止対策に資する情報を提供する体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者については、サーベイランス強化加算として、3 点を更に所定点数に加算する。

6 感染対策向上加算を算定する場合について、抗菌薬の使用状況につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者については、抗菌薬適正使用体制加算として、5 点を更に所定点数に加算する。

A 2 3 4 - 3 患者サポート体制充実加算（入院初日） 70点

注 患者に対する支援体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第 1 節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）、第 3 節の特定入院料又は第 4 節の短期滞在手術等基本料のうち、患者サポート体制充実加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 3 4 - 4 重症患者初期支援充実加算（1 日につき）

300点

注 特に重篤な患者及びその家族等に対する支援体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第 3 節の特定入院料のうち、重症患者初期支援充実加算を算定

30点を更に所定点数に加算する。

4 感染対策向上加算 2 又は感染対策向上加算 3 を算定する場合について、感染防止対策に資する情報を提供する体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者については、サーベイランス強化加算として、3 点を更に所定点数に加算する。

5 感染対策向上加算を算定する場合について、抗菌薬の使用状況につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者については、抗菌薬適正使用体制加算として、5 点を更に所定点数に加算する。

A 2 3 4 - 3 患者サポート体制充実加算（入院初日） 70点

注 患者に対する支援体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第 1 節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）、第 3 節の特定入院料又は第 4 節の短期滞在手術等基本料のうち、患者サポート体制充実加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 3 4 - 4 重症患者初期支援充実加算（1 日につき）

300点

注 特に重篤な患者及びその家族等に対する支援体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第 3 節の特定入院料のうち、重症患者初期支援充実加算を算定

できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院した日から起算して3日を限度として所定点数に加算する。

A 2 3 4 - 5 報告書管理体制加算 (退院時 1 回) 7 点

注 組織的な医療安全対策の実施状況の確認につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であって、当該入院中に第4部画像診断又は第13部病理診断に掲げる診療料を算定したもの(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。))又は第3節の特定入院料のうち、報告書管理体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、退院時1回に限り、所定点数に加算する。

A 2 3 5 身体的拘束最小化推進体制加算 (1 日につき) 40 点

注 身体的拘束最小化について質の高い取組を行う体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。))及び第3節の特定入院料のうち、身体的拘束最小化推進体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、所定点数に加算する。

A 2 3 6 ^{じよくそう}褥瘡ハイリスク患者ケア加算 (入院中 1 回) 500 点

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。))又は第3節の特定入院料のうち、^{じよくそう}褥瘡ハイリスク患者ケア加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、重点的な^{じよくそう}褥瘡ケアを行

できるものを現に算定している患者に限る。)について、入院した日から起算して3日を限度として所定点数に加算する。

A 2 3 4 - 5 報告書管理体制加算 (退院時 1 回) 7 点

注 組織的な医療安全対策の実施状況の確認につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であって、当該入院中に第4部画像診断又は第13部病理診断に掲げる診療料を算定したもの(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。))又は第3節の特定入院料のうち、報告書管理体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、退院時1回に限り、所定点数に加算する。

A 2 3 5 削除
(新設)

A 2 3 6 ^{じよくそう}褥瘡ハイリスク患者ケア加算 (入院中 1 回) 500 点

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。))又は第3節の特定入院料のうち、^{じよくそう}褥瘡ハイリスク患者ケア加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、重点的な^{じよくそう}褥瘡ケアを行

う必要を認め、計画的な褥瘡^{じよくそう}対策が行われた場合に、入院中1回に限り、所定点数に加算する

- 。 2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、当該加算の点数に代えて、褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算（特定地域）として、250点を所定点数に加算することができる。

A 2 3 6 - 2 ハイリスク妊娠管理加算（1日につき）

1,200点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、別に厚生労働大臣が定める患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、ハイリスク妊娠管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院中にハイリスク妊娠管理を行った場合に、1入院に限り20日を限度として所定点数に加算する。

A 2 3 7 ハイリスク分娩^{べん}等管理加算（1日につき）

- 1 ハイリスク分娩^{べん}管理加算 3,200点
2 地域連携分娩^{べん}管理加算 3,200点

注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、別に厚生労働大臣が定める患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料

う必要を認め、計画的な褥瘡^{じよくそう}対策が行われた場合に、入院中1回に限り、所定点数に加算する

- 。 2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、当該加算の点数に代えて、褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算（特定地域）として、250点を所定点数に加算することができる。

A 2 3 6 - 2 ハイリスク妊娠管理加算（1日につき）

1,200点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、別に厚生労働大臣が定める患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、ハイリスク妊娠管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院中にハイリスク妊娠管理を行った場合に、1入院に限り20日を限度として所定点数に加算する。

A 2 3 7 ハイリスク分娩^{べん}等管理加算（1日につき）

- 1 ハイリスク分娩^{べん}管理加算 3,200点
2 地域連携分娩^{べん}管理加算 3,200点

注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、別に厚生労働大臣が定める患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料

のうち、ハイリスク分娩管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、分娩を伴う入院中にハイリスク分娩管理を行った場合に、1入院に限り8日を限度として所定点数に加算する。

2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、別に厚生労働大臣が定める患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。))のうち、地域連携分娩管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、分娩を伴う入院中に地域連携分娩管理を行った場合に、1入院に限り8日を限度として所定点数に加算する。

3 ハイリスク分娩管理又は地域連携分娩管理と同一日に行うハイリスク妊娠管理に係る費用は、1又は2に含まれるものとする。

A 2 3 8からA 2 3 8-5まで 削除

A 2 3 8-6 精神科救急搬送患者地域連携紹介加算(退院時1回) 1,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、緊急に入院した患者(第3節の特定入院料のうち、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該入院した日から起算して60日以内に、当該患者に係る診療情報を文書により提供した上で、他の保険医療機関に転院させた場合に、退院時に1回に限り、所定点数に加算する。

A 2 3 8-7 精神科救急搬送患者地域連携受入加算(入院初日

のうち、ハイリスク分娩管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、分娩を伴う入院中にハイリスク分娩管理を行った場合に、1入院に限り8日を限度として所定点数に加算する。

2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、別に厚生労働大臣が定める患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。))のうち、地域連携分娩管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、分娩を伴う入院中に地域連携分娩管理を行った場合に、1入院に限り8日を限度として所定点数に加算する。

3 ハイリスク分娩管理又は地域連携分娩管理と同一日に行うハイリスク妊娠管理に係る費用は、1又は2に含まれるものとする。

A 2 3 8からA 2 3 8-5まで 削除

A 2 3 8-6 精神科救急搬送患者地域連携紹介加算(退院時1回) 1,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、緊急に入院した患者(第3節の特定入院料のうち、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、当該入院した日から起算して60日以内に、当該患者に係る診療情報を文書により提供した上で、他の保険医療機関に転院させた場合に、退院時に1回に限り、所定点数に加算する。

A 2 3 8-7 精神科救急搬送患者地域連携受入加算(入院初日

) 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、他の保険医療機関において区分番号A238-6に掲げる精神科救急搬送患者地域連携紹介加算を算定した患者を入院させた場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、精神科救急搬送患者地域連携受入加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に加算する。 A238-8からA241まで 削除 A242 呼吸ケアチーム加算（週1回） 150点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、臨床工学技士、理学療法士等が共同して、人工呼吸器の離脱のために必要な診療を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、呼吸ケアチーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、週1回に限り所定点数に加算する。ただし、区分番号B011-4に掲げる医療機器安全管理料の1は別に算定できない。 A242-2 術後疼痛管理チーム加算（1日につき） 100点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号L008に掲げる<u>声門上器具又は気管挿管による気道確保に伴う閉鎖循</u>	) 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、他の保険医療機関において区分番号A238-6に掲げる精神科救急搬送患者地域連携紹介加算を算定した患者を入院させた場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、精神科救急搬送患者地域連携受入加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に加算する。 A238-8からA241まで 削除 A242 呼吸ケアチーム加算（週1回） 150点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、臨床工学技士、理学療法士等が共同して、人工呼吸器の離脱のために必要な診療を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、呼吸ケアチーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、週1回に限り所定点数に加算する。ただし、区分番号B011-4に掲げる医療機器安全管理料の1は別に算定できない。 A242-2 術後疼痛管理チーム加算（1日につき） 100点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号L008に掲げる<u>マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を伴</u>

環式全身麻酔を伴う手術を行った患者であって、継続して手術後の疼痛管理を要するものに対して、当該保険医療機関の麻酔に従事する医師、看護師、薬剤師等が共同して疼痛管理を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、術後疼痛管理チーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、手術日の翌日から起算して3日を限度として所定点数に加算する。

A 2 4 3 地域支援・医薬品供給対応体制加算（入院初日）

1	<u>地域支援・医薬品供給対応体制加算 1</u>	87点
2	<u>地域支援・医薬品供給対応体制加算 2</u>	82点
3	<u>地域支援・医薬品供給対応体制加算 3</u>	77点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、地域支援・医薬品供給対応体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 4 3 - 2 バイオ後続品使用体制加算 100点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、バイオ後続品使用体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）であって、バイオ後続品のある先行バイオ医薬品（バイオ後続品の適応のない患者に対して使用する

う手術を行った患者であって、継続して手術後の疼痛管理を要するものに対して、当該保険医療機関の麻酔に従事する医師、看護師、薬剤師等が共同して疼痛管理を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、術後疼痛管理チーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、手術日の翌日から起算して3日を限度として所定点数に加算する。

A 2 4 3 後発医薬品使用体制加算（入院初日）

1	<u>後発医薬品使用体制加算 1</u>	87点
2	<u>後発医薬品使用体制加算 2</u>	82点
3	<u>後発医薬品使用体制加算 3</u>	77点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、後発医薬品使用体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 4 3 - 2 バイオ後続品使用体制加算（入院初日） 100点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、バイオ後続品使用体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）であって、バイオ後続品のある先発バイオ医薬品（バイオ後続品の適応のない患者に対して使用する

先行バイオ医薬品は除く。)及びバイオ後続品を使用する患者について、バイオ後続品使用体制加算として、退院の日に1回に限り所定点数に加算する。

A 2 4 4 病棟薬剤業務実施加算

1	病棟薬剤業務実施加算 1 (週 1 回)	300点
2	病棟薬剤業務実施加算 2 (週 1 回)	120点
3	病棟薬剤業務実施加算 3 (1 日につき)	100点

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者について、薬剤師が病棟等において病院勤務医等の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性の向上に資する薬剤関連業務を実施している場合に、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。))及び第3節の特定入院料のうち、病棟薬剤業務実施加算 1 から病棟薬剤業務実施加算 3 までのいずれかを算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、病棟薬剤業務実施加算 1 及び病棟薬剤業務実施加算 2にあつては週 1 回に限り、病棟薬剤業務実施加算 3にあつては 1 日につき所定点数に加算する。この場合において、療養病棟入院基本料、精神病棟入院基本料又は特定機能病院入院基本料(精神病棟に限る。)を算定している患者については、入院した日から起算して 8 週間を限度とする。

2 病棟薬剤業務の質の向上を図るための薬剤師の研修体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院

先発バイオ医薬品は除く。)及びバイオ後続品を使用する患者について、バイオ後続品使用体制加算として、入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 4 4 病棟薬剤業務実施加算
(新設)

1	病棟薬剤業務実施加算 1 (週 1 回)	120点
2	病棟薬剤業務実施加算 2 (1 日につき)	100点

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者について、薬剤師が病棟等において病院勤務医等の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性の向上に資する薬剤関連業務を実施している場合に、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。))及び第3節の特定入院料のうち、病棟薬剤業務実施加算 1 又は病棟薬剤業務実施加算 2を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、病棟薬剤業務実施加算 1 にあつては週 1 回に限り、病棟薬剤業務実施加算 2にあつては 1 日につき所定点数に加算する。この場合において、療養病棟入院基本料、精神病棟入院基本料又は特定機能病院入院基本料(精神病棟に限る。)を算定している患者については、入院した日から起算して 8 週間を限度とする。

2 病棟薬剤業務の質の向上を図るための薬剤師の研修体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院

している患者であって、病棟薬剤業務実施加算
1又は病棟薬剤業務実施加算2を算定している
ものについて、薬剤業務向上加算として、週1
回に限り100点を所定点数に加算する。

A 2 4 5 データ提出加算

- 1 データ提出加算1（入院初日）
 - イ 許可病床数が200床以上の病院の場合 145点
 - ロ 許可病床数が200床未満の病院の場合 215点
- 2 データ提出加算2（入院初日）
 - イ 許可病床数が200床以上の病院の場合 155点
 - ロ 許可病床数が200床未満の病院の場合 225点
- 3 データ提出加算3（入院期間が90日を超えるご
とに1回）
 - イ 許可病床数が200床以上の病院の場合 145点
 - ロ 許可病床数が200床未満の病院の場合 215点
- 4 データ提出加算4（入院期間が90日を超えるご
とに1回）
 - イ 許可病床数が200床以上の病院の場合 155点
 - ロ 許可病床数が200床未満の病院の場合 225点

注1 1及び2については、別に厚生労働大臣が定
める施設基準に適合しているものとして地方厚
生局長等に届け出た保険医療機関において、当
該保険医療機関における診療報酬の請求状況、
手術の実施状況等の診療の内容に関するデータ
を継続して厚生労働省に提出している場合に、
当該保険医療機関に入院している患者（第1節
の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又
は第3節の特定入院料のうち、データ提出加算
を算定できるものを現に算定している患者に限
る。）について、当該基準に係る区分に従い、
入院初日に限り所定点数に加算する。

している患者であって、病棟薬剤業務実施加算
1を算定しているものについて、薬剤業務向上
加算として、週1回に限り100点を所定点数に
加算する。

A 2 4 5 データ提出加算

- 1 データ提出加算1（入院初日）
 - イ 許可病床数が200床以上の病院の場合 145点
 - ロ 許可病床数が200床未満の病院の場合 215点
- 2 データ提出加算2（入院初日）
 - イ 許可病床数が200床以上の病院の場合 155点
 - ロ 許可病床数が200床未満の病院の場合 225点
- 3 データ提出加算3（入院期間が90日を超えるご
とに1回）
 - イ 許可病床数が200床以上の病院の場合 145点
 - ロ 許可病床数が200床未満の病院の場合 215点
- 4 データ提出加算4（入院期間が90日を超えるご
とに1回）
 - イ 許可病床数が200床以上の病院の場合 155点
 - ロ 許可病床数が200床未満の病院の場合 225点

注1 1及び2については、別に厚生労働大臣が定
める施設基準に適合しているものとして地方厚
生局長等に届け出た保険医療機関において、当
該保険医療機関における診療報酬の請求状況、
手術の実施状況等の診療の内容に関するデータ
を継続して厚生労働省に提出している場合に、
当該保険医療機関に入院している患者（第1節
の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又
は第3節の特定入院料のうち、データ提出加算
を算定できるものを現に算定している患者に限
る。）について、当該基準に係る区分に従い、
入院初日に限り所定点数に加算する。

2 3及び4については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、手術の実施状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合に、当該保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、データ提出加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）であって、療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料、児童・思春期精神科入院医療管理料、精神療養病棟入院料、認知症治療病棟入院料又は地域移行機能強化病棟入院料を届け出た病棟又は病室に入院しているものについて、当該基準に係る区分に従い、入院期間が90日を超えるごとに1回、所定点数に加算する。

A 2 4 6 入退院支援加算（退院時1回）

1 入退院支援加算 1

イ 一般病棟入院基本料等の場合 700点
 ロ 地域包括医療病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料及び地域包括ケア病棟入院料の場合 1,000点

ハ 療養病棟入院基本料等の場合 1,300点

2 入退院支援加算 2

イ 一般病棟入院基本料等の場合 190点

2 3及び4については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、手術の実施状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合に、当該保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、データ提出加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）であって、療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料、児童・思春期精神科入院医療管理料、精神療養病棟入院料、認知症治療病棟入院料、精神科地域包括ケア病棟入院料又は地域移行機能強化病棟入院料を届け出た病棟又は病室に入院しているものについて、当該基準に係る区分に従い、入院期間が90日を超えるごとに1回、所定点数に加算する。

A 2 4 6 入退院支援加算（退院時1回）

1 入退院支援加算 1

イ 一般病棟入院基本料等の場合 700点
 （新設）

ロ 療養病棟入院基本料等の場合 1,300点

2 入退院支援加算 2

イ 一般病棟入院基本料等の場合 190点

- ロ 療養病棟入院基本料等の場合 635点
- 3 入退院支援加算 3 1,200点
- 注1 入退院支援加算1は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、次に掲げる入退院支援のいずれかを行った場合に、退院時1回に限り、所定点数に加算する。
- イ 退院困難な要因を有する入院中の患者であって、在宅での療養を希望するもの（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、入退院支援加算1を算定できるものを現に算定している患者に限る。）に対して入退院支援を行った場合
- ロ 連携する他の保険医療機関において当該加算を算定した患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、入退院支援加算1を算定できるものを現に算定している患者に限る。）の転院（1回の転院に限る。）を受け入れ、当該患者に対して入退院支援を行った場合
- 2 入退院支援加算2は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、退院困難な要因を有する入院中の患者であって、在宅での療養を希望するもの（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、入退院支援加算2を算定できるものを現に算定している患者に限る。）に対して、入退院支援を行った場合に、退院時1回に限り、所定点数に加算する。

- ロ 療養病棟入院基本料等の場合 635点
- 3 入退院支援加算 3 1,200点
- 注1 入退院支援加算1は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、次に掲げる入退院支援のいずれかを行った場合に、退院時1回に限り、所定点数に加算する。
- イ 退院困難な要因を有する入院中の患者であって、在宅での療養を希望するもの（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、入退院支援加算1を算定できるものを現に算定している患者に限る。）に対して入退院支援を行った場合
- ロ 連携する他の保険医療機関において当該加算を算定した患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、入退院支援加算1を算定できるものを現に算定している患者に限る。）の転院（1回の転院に限る。）を受け入れ、当該患者に対して入退院支援を行った場合
- 2 入退院支援加算2は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、退院困難な要因を有する入院中の患者であって、在宅での療養を希望するもの（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、入退院支援加算2を算定できるものを現に算定している患者に限る。）に対して、入退院支援を行った場合に、退院時1回に限り、所定点数に加算する。

3 入退院支援加算 3 は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、次に掲げる入退院支援のいずれかを行った場合に、退院時 1 回に限り、所定点数に加算する。

イ 当該保険医療機関に入院している患者であって、区分番号 A 3 0 2 に掲げる新生児特定集中治療室管理料、区分番号 A 3 0 2－2 に掲げる新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料又は区分番号 A 3 0 3 の 2 に掲げる新生児集中治療室管理料を算定したことがあるもの（第 1 節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第 3 節の特定入院料のうち、入退院支援加算 3 を算定できるものを現に算定している患者に限る。）に対して、退院支援計画を作成し、入退院支援を行った場合

ロ 他の保険医療機関において当該加算を算定した患者（第 1 節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第 3 節の特定入院料のうち、入退院支援加算 3 を算定できるものを現に算定している患者に限る。）の転院（1 回の転院に限る。）を受け入れ、当該患者に対して、退院支援計画を作成し、入退院支援を行った場合

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、次に掲げる入退院支援のいずれかを行った場合に、地域連携診療計画加算として、退院時 1 回に限り、300 点を更に所定点数に加算する。ただし、区分番号 B 0 0 3 に掲げ

3 入退院支援加算 3 は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、次に掲げる入退院支援のいずれかを行った場合に、退院時 1 回に限り、所定点数に加算する。

イ 当該保険医療機関に入院している患者であって、区分番号 A 3 0 2 に掲げる新生児特定集中治療室管理料、区分番号 A 3 0 2－2 に掲げる新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料又は区分番号 A 3 0 3 の 2 に掲げる新生児集中治療室管理料を算定したことがあるもの（第 1 節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第 3 節の特定入院料のうち、入退院支援加算 3 を算定できるものを現に算定している患者に限る。）に対して、退院支援計画を作成し、入退院支援を行った場合

ロ 他の保険医療機関において当該加算を算定した患者（第 1 節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第 3 節の特定入院料のうち、入退院支援加算 3 を算定できるものを現に算定している患者に限る。）の転院（1 回の転院に限る。）を受け入れ、当該患者に対して、退院支援計画を作成し、入退院支援を行った場合

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、次に掲げる入退院支援のいずれかを行った場合に、地域連携診療計画加算として、退院時 1 回に限り、300 点を更に所定点数に加算する。ただし、区分番号 B 0 0 3 に掲げ

る開放型病院共同指導料Ⅱ、区分番号B 0 0 5に掲げる退院時共同指導料2、区分番号B 0 0 5－1－2に掲げる介護支援等連携指導料、区分番号B 0 0 9に掲げる診療情報提供料Ⅱ及び区分番号B 0 1 1に掲げる連携強化診療情報提供料は別に算定できない。

イ 当該保険医療機関において入退院支援加算の届出を行っている病棟に入院している患者（あらかじめ地域連携診療計画を作成し、当該計画に係る疾患の治療等を担う他の保険医療機関又は介護サービス事業者等と共有するとともに、当該患者の同意を得た上で、入院時に当該計画に基づく当該患者の診療計画を作成及び説明し、文書により提供したものに限る。）について、退院時又は転院時に当該他の保険医療機関又は介護サービス事業者等に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合

ロ 他の保険医療機関からの転院（1回の転院に限る。）患者（当該他の保険医療機関において当該加算を算定したものであって、当該患者の同意を得た上で、入院時にあらかじめ作成した地域連携診療計画に基づき当該患者の診療計画を作成及び説明し、文書により提供したものに限る。）について、退院時又は転院時に当該他の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合

5 注4の加算を算定する患者について、添付の必要を認め、当該患者の同意を得て、別の保険医療機関、精神障害者施設又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に対して、退院後の治療

る開放型病院共同指導料Ⅱ、区分番号B 0 0 5に掲げる退院時共同指導料2、区分番号B 0 0 5－1－2に掲げる介護支援等連携指導料、区分番号B 0 0 9に掲げる診療情報提供料Ⅱ及び区分番号B 0 1 1に掲げる連携強化診療情報提供料は別に算定できない。

イ 当該保険医療機関において入退院支援加算の届出を行っている病棟に入院している患者（あらかじめ地域連携診療計画を作成し、当該計画に係る疾患の治療等を担う他の保険医療機関又は介護サービス事業者等と共有するとともに、当該患者の同意を得た上で、入院時に当該計画に基づく当該患者の診療計画を作成及び説明し、文書により提供したものに限る。）について、退院時又は転院時に当該他の保険医療機関又は介護サービス事業者等に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合

ロ 他の保険医療機関からの転院（1回の転院に限る。）患者（当該他の保険医療機関において当該加算を算定したものであって、当該患者の同意を得た上で、入院時にあらかじめ作成した地域連携診療計画に基づき当該患者の診療計画を作成及び説明し、文書により提供したものに限る。）について、退院時又は転院時に当該他の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合

（新設）

計画、検査結果、画像診断に係る画像情報その他の必要な情報を添付して情報提供を行った場合は更に200点を所定点数に加算する。

6 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、注2に規定する届出の有無にかかわらず、注2に規定する加算の点数に代えて、入退院支援加算（特定地域）として、それぞれ95点又は318点を所定点数に加算することができる。

7 入退院支援加算1又は入退院支援加算2を算定する患者が15歳未満である場合には、小児加算として、200点を更に所定点数に加算する。

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して、入院前に支援を行った場合に、その支援の内容に応じて、次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。

イ 入院時支援加算1	240点
ロ 入院時支援加算2	200点

9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して、当該患者の基本的な日常生活能力、認知機能、意欲等について総合的な評価を行った上で、その結果を踏まえて、入退院支援を行った場合に、総合機能

5 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、注2に規定する届出の有無にかかわらず、注2に規定する加算の点数に代えて、入退院支援加算（特定地域）として、それぞれ95点又は318点を所定点数に加算することができる。

6 入退院支援加算1又は入退院支援加算2を算定する患者が15歳未満である場合には、小児加算として、200点を更に所定点数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して、入院前に支援を行った場合に、その支援の内容に応じて、次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。

イ 入院時支援加算1	240点
ロ 入院時支援加算2	200点

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して、当該患者の基本的な日常生活能力、認知機能、意欲等について総合的な評価を行った上で、その結果を踏まえて、入退院支援を行った場合に、総合機能

評価加算として、50点を更に所定点数に加算する。

- 10 別に厚生労働大臣が定める患者に対して、入院前に患者及びその家族等並びに当該患者の在宅での生活を支援する障害福祉サービス事業者等と事前に入院中の支援に必要な調整を行った場合に、入院事前調整加算として、200点を更に所定点数に加算する。

A 2 4 6 - 2 精神科入退院支援加算（退院時 1 回） 1,000 点

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、次に掲げる入退院支援のいずれかを行った場合に、退院時 1 回に限り、所定点数に加算する。ただし、区分番号 A 1 0 3 に掲げる精神病棟入院基本料の注 8 若しくは区分番号 A 3 1 2 に掲げる精神療養病棟入院料の注 5 に規定する精神保健福祉士配置加算、区分番号 A 2 3 0 - 2 に掲げる精神科地域移行実施加算又は区分番号 I 0 1 1 に掲げる精神科退院指導料を算定する場合は、算定できない。

イ 退院困難な要因を有する入院中の患者であって、在宅での療養を希望するもの（第 1 節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第 3 節の特定入院料のうち、精神科入退院支援加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）に対して入退院支援を行った場合

ロ 連携する他の保険医療機関において当該加算を算定した患者（第 1 節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第 3 節の特定入院料のうち、精神科入退院支援加算を算定

評価加算として、50点を更に所定点数に加算する。

- 9 別に厚生労働大臣が定める患者に対して、入院前に患者及びその家族等並びに当該患者の在宅での生活を支援する障害福祉サービス事業者等と事前に入院中の支援に必要な調整を行った場合に、入院事前調整加算として、200点を更に所定点数に加算する。

A 2 4 6 - 2 精神科入退院支援加算（退院時 1 回） 1,000 点

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、次に掲げる入退院支援のいずれかを行った場合に、退院時 1 回に限り、所定点数に加算する。ただし、区分番号 A 1 0 3 に掲げる精神病棟入院基本料の注 7 若しくは区分番号 A 3 1 2 に掲げる精神療養病棟入院料の注 5 に規定する精神保健福祉士配置加算、区分番号 A 2 3 0 - 2 に掲げる精神科地域移行実施加算又は区分番号 I 0 1 1 に掲げる精神科退院指導料を算定する場合は、算定できない。

イ 退院困難な要因を有する入院中の患者であって、在宅での療養を希望するもの（第 1 節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第 3 節の特定入院料のうち、精神科入退院支援加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）に対して入退院支援を行った場合

ロ 連携する他の保険医療機関において当該加算を算定した患者（第 1 節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第 3 節の特定入院料のうち、精神科入退院支援加算を算定

できるものを現に算定している患者に限る。

）の転院（1回の転院に限る。）を受け入れ

、当該患者に対して入退院支援を行った場合

- 2 精神保健福祉法第29条又は第29条の2に規定する入院措置に係る患者について、都道府県、保健所を設置する市又は特別区と連携して退院に向けた支援を行った場合に、精神科措置入院退院支援加算として、退院時1回に限り、300点を更に所定点数に加算する。

A 2 4 6 - 3 医療的ケア児（者）入院前支援加算 1,000点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関の医師又は当該医師の指示を受けた看護職員が、入院前に別に厚生労働大臣が定める患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）及び第3節の特定入院料のうち、医療的ケア児（者）入院前支援加算を算定できるものを現に算定している患者に限り、当該保険医療機関の入院期間が通算30日以上のもを除く。）の患家等を訪問し、患者の状態、療養生活環境及び必要な処置等を確認した上で療養支援計画を策定し、入院前又は入院した日に当該計画書を患者又はその家族等に説明し、文書により提供した場合に、保険医療機関ごとに患者1人につき1回に限り、入院初日に限り所定点数に加算する。

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、医療的ケア児（者）入院前支援加算を算定すべき入院前支援を情報通信機器を用いて行った場合は、当該加算の点数に

できるものを現に算定している患者に限る。

）の転院（1回の転院に限る。）を受け入れ

、当該患者に対して入退院支援を行った場合

- 2 精神保健福祉法第29条又は第29条の2に規定する入院措置に係る患者について、都道府県、保健所を設置する市又は特別区と連携して退院に向けた支援を行った場合に、精神科措置入院退院支援加算として、退院時1回に限り、300点を更に所定点数に加算する。

A 2 4 6 - 3 医療的ケア児（者）入院前支援加算 1,000点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関の医師又は当該医師の指示を受けた看護職員が、入院前に別に厚生労働大臣が定める患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）及び第3節の特定入院料のうち、医療的ケア児（者）入院前支援加算を算定できるものを現に算定している患者に限り、当該保険医療機関の入院期間が通算30日以上のもを除く。）の患家等を訪問し、患者の状態、療養生活環境及び必要な処置等を確認した上で療養支援計画を策定し、入院前又は入院した日に当該計画書を患者又はその家族等に説明し、文書により提供した場合に、保険医療機関ごとに患者1人につき1回に限り、入院初日に限り所定点数に加算する。

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、医療的ケア児（者）入院前支援加算を算定すべき入院前支援を情報通信機器を用いて行った場合は、当該加算の点数に

代えて、500点を所定点数に加算する。

- 3 区分番号A 2 4 6の注8に掲げる入院時支援
加算は別に算定できない。

A 2 4 7 認知症ケア加算（1日につき）

1 認知症ケア加算 1	
イ 14日以内の期間	186点
ロ 15日以上期間	39点
2 認知症ケア加算 2	
イ 14日以内の期間	115点
ロ 15日以上期間	31点
3 認知症ケア加算 3	
イ 14日以内の期間	47点
ロ 15日以上期間	13点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、認知症ケア加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して必要なケアを行った場合に、当該基準に係る区分に従い、当該患者が入院した日から起算し、当該患者の入院期間に応じ、それぞれ所定点数に加算する。この場合において、区分番号A 2 3 0－4に掲げる精神科リエゾンチーム加算（認知症ケア加算1を算定する場合に限る。）又は区分番号A 2 4 7－2に掲げるせん妄ハイリスク患者ケア加算は別に算定できない。

2 身体的拘束を実施した日は、所定点数の100分の20に相当する点数により算定する。

A 2 4 7－2 せん妄ハイリスク患者ケア加算（入院中1回）

代えて、500点を所定点数に加算する。

- 3 区分番号A 2 4 6の注7に掲げる入院時支援
加算は別に算定できない。

A 2 4 7 認知症ケア加算（1日につき）

1 認知症ケア加算 1	
イ 14日以内の期間	180点
ロ 15日以上期間	34点
2 認知症ケア加算 2	
イ 14日以内の期間	112点
ロ 15日以上期間	28点
3 認知症ケア加算 3	
イ 14日以内の期間	44点
ロ 15日以上期間	10点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、認知症ケア加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して必要なケアを行った場合に、当該基準に係る区分に従い、当該患者が入院した日から起算し、当該患者の入院期間に応じ、それぞれ所定点数に加算する。この場合において、区分番号A 2 3 0－4に掲げる精神科リエゾンチーム加算（認知症ケア加算1を算定する場合に限る。）又は区分番号A 2 4 7－2に掲げるせん妄ハイリスク患者ケア加算は別に算定できない。

2 身体的拘束を実施した日は、所定点数の100分の40に相当する点数により算定する。

A 2 4 7－2 せん妄ハイリスク患者ケア加算（入院中1回）

100点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、せん妄ハイリスク患者ケア加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、せん妄のリスクを確認し、その結果に基づいてせん妄対策の必要を認め、当該対策を行った場合に、入院中1回に限り、所定点数に加算する。

A 2 4 8 精神疾患診療体制加算

1 精神疾患診療体制加算 1（入院初日）

1,000点

2 精神疾患診療体制加算 2（入院初日から3日以内に1回）

330点

注1 精神疾患診療体制加算 1は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、他の保険医療機関の求めに応じ、当該他の保険医療機関の精神病棟に入院する身体合併症の入院治療を要する精神疾患患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、精神疾患診療体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）の転院を受け入れた場合に、入院初日に限り所定点数に加算する。

2 精神疾患診療体制加算 2は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、救急用の自動車等により緊急に搬送された

100点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、せん妄ハイリスク患者ケア加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、せん妄のリスクを確認し、その結果に基づいてせん妄対策の必要を認め、当該対策を行った場合に、入院中1回に限り、所定点数に加算する。

A 2 4 8 精神疾患診療体制加算

1 精神疾患診療体制加算 1（入院初日）

1,000点

2 精神疾患診療体制加算 2（入院初日から3日以内に1回）

330点

注1 精神疾患診療体制加算 1は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、他の保険医療機関の求めに応じ、当該他の保険医療機関の精神病棟に入院する身体合併症の入院治療を要する精神疾患患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、精神疾患診療体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）の転院を受け入れた場合に、入院初日に限り所定点数に加算する。

2 精神疾患診療体制加算 2は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、救急用の自動車等により緊急に搬送された

身体疾患又は外傷及び抑うつ、せん妄等の精神症状を有する患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、精神疾患診療体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）に対し、精神保健福祉法第18条第1項に規定する精神保健指定医（以下この表において「精神保健指定医」という。）等の精神科の医師が診察を行った場合に、入院初日から3日以内に1回に限り、所定点数に加算する。

A 2 4 9 精神科急性期医師配置加算（1日につき）

1	精神科急性期医師配置加算 1	600点
2	精神科急性期医師配置加算 2	
イ	精神病棟入院基本料等の場合	500点
ロ	精神科急性期治療病棟入院料の場合	450点
3	精神科急性期医師配置加算 3	400点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、精神科急性期医師配置加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数に加算する。

A 2 5 0 薬剤総合評価調整加算（退院時1回） 160点

注1 入院中の患者について、次のいずれかに該当する場合に、退院時1回に限り所定点数に加算する。

イ 入院前に6種類以上の内服薬（特に規定するものを除く。）が処方されていた患者について、当該処方の内容を総合的に評価した上

身体疾患又は外傷及び抑うつ、せん妄等の精神症状を有する患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）又は第3節の特定入院料のうち、精神疾患診療体制加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）に対し、精神保健福祉法第18条第1項に規定する精神保健指定医（以下この表において「精神保健指定医」という。）等の精神科の医師が診察を行った場合に、入院初日から3日以内に1回に限り、所定点数に加算する。

A 2 4 9 精神科急性期医師配置加算（1日につき）

1	精神科急性期医師配置加算 1	600点
2	精神科急性期医師配置加算 2	
イ	精神病棟入院基本料等の場合	500点
ロ	精神科急性期治療病棟入院料の場合	450点
3	精神科急性期医師配置加算 3	400点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、精神科急性期医師配置加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数に加算する。

A 2 5 0 薬剤総合評価調整加算（退院時1回） 100点

注1 入院中の患者について、次のいずれかに該当する場合に、退院時1回に限り所定点数に加算する。

イ 入院前に6種類以上の内服薬（特に規定するものを除く。）が処方されていた患者について、当該処方の内容を総合的に評価した上

	で、当該処方の内容を変更し、かつ、療養上必要な指導及び情報連携を行った場合	
	ロ 精神病棟に入院中の患者であって、入院直前又は退院1年前のいずれか遅い時点で抗精神病薬を4種類以上内服していたものについて、当該抗精神病薬の処方の内容を総合的に評価した上で、当該処方の内容を変更し、かつ、療養上必要な指導及び情報連携を行った場合	
2	次のいずれかに該当する場合に、薬剤調整加算として150点を更に所定点数に加算する。	
	イ 注1のイに該当する場合であって、当該患者の退院時に処方する内服薬が2種類以上減少した場合	
	ロ 注1のロに該当する場合であって、退院日までの間に抗精神病薬の種類数が2種類以上減少した場合その他これに準ずる場合	
A 2 5 1	排尿自立支援加算（週1回）	200点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、排尿自立支援加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して、包括的な排尿ケアを行った場合に、患者1人につき、週1回に限り12週を限度として所定点数に加算する。	
A 2 5 2	地域医療体制確保加算（入院初日）	
	1 地域医療体制確保加算 1	620点
	2 地域医療体制確保加算 2	720点
	注 救急医療を提供する体制、病院勤務医の負担の	

	で、当該処方の内容を変更し、かつ、療養上必要な指導を行った場合	
	ロ 精神病棟に入院中の患者であって、入院直前又は退院1年前のいずれか遅い時点で抗精神病薬を4種類以上内服していたものについて、当該抗精神病薬の処方の内容を総合的に評価した上で、当該処方の内容を変更し、かつ、療養上必要な指導を行った場合	
2	次のいずれかに該当する場合に、薬剤調整加算として150点を更に所定点数に加算する。	
	イ 注1のイに該当する場合であって、当該患者の退院時に処方する内服薬が2種類以上減少した場合	
	ロ 注1のロに該当する場合であって、退院日までの間に抗精神病薬の種類数が2種類以上減少した場合その他これに準ずる場合	
A 2 5 1	排尿自立支援加算（週1回）	200点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、排尿自立支援加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して、包括的な排尿ケアを行った場合に、患者1人につき、週1回に限り12週を限度として所定点数に加算する。	
A 2 5 2	地域医療体制確保加算（入院初日）	620点
	（新設）	
	（新設）	
	注 救急医療を提供する体制、病院勤務医の負担の	

軽減及び処遇の改善に対する体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、地域医療体制確保加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 5 3 協力対象施設入所者入院加算（入院初日）

1 往診が行われた場合	600点
2 1 以外の場合	200点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホーム（以下この区分番号において、「介護保険施設等」という。）であって当該保険医療機関を協力医療機関として定めているものに入所している患者の病状の急変等に伴い、当該介護保険施設等の従事者等の求めに応じて当該保険医療機関又は当該保険医療機関以外の協力医療機関が診療を行い、当該保険医療機関に入院させた場合に、協力対象施設入所者入院加算として、入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 5 4 医療提供機能連携確保加算（入院初日） 600点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、医療提供機能連携確保加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に加算する

軽減及び処遇の改善に対する体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、地域医療体制確保加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に加算する。

A 2 5 3 協力対象施設入所者入院加算（入院初日）

1 往診が行われた場合	600点
2 1 以外の場合	200点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホーム（以下この区分番号において、「介護保険施設等」という。）であって当該保険医療機関を協力医療機関として定めているものに入所している患者の病状の急変等に伴い、当該介護保険施設等の従事者等の求めに応じて当該保険医療機関又は当該保険医療機関以外の協力医療機関が診療を行い、当該保険医療機関に入院させた場合に、協力対象施設入所者入院加算として、入院初日に限り所定点数に加算する。

（新設）

○
A 2 5 5 精神科地域密着多機能体制加算（１日につき）
１ 精神科地域密着多機能体制加算 1 800点
２ 精神科地域密着多機能体制加算 2 250点
３ 精神科地域密着多機能体制加算 3 50点
注 精神科を標榜する保険医療機関であって、別に
厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているも
のとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関
に入院している患者（第１節の入院基本料（特別
入院基本料等を除く。）又は第３節の特定入院料
のうち、精神科地域密着多機能体制加算を算定で
きるものを現に算定している患者に限る。）につ
いて、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定
点数に加算する。

第３節 特定入院料

区分

A 3 0 0 救命救急入院料（１日につき）

1	救命救急入院料 1	
イ	３日以内の期間	<u>12,379点</u>
ロ	４日以上７日以内の期間	<u>11,240点</u>
ハ	８日以上	<u>9,894点</u>
2	救命救急入院料 2	
イ	３日以内の期間	<u>10,623点</u>
ロ	４日以上７日以内の期間	<u>9,629点</u>
ハ	８日以上	<u>8,469点</u>

(削る)

(新設)

第３節 特定入院料

区分

A 3 0 0 救命救急入院料（１日につき）

1	救命救急入院料 1	
イ	３日以内の期間	<u>10,268点</u>
ロ	４日以上７日以内の期間	<u>9,292点</u>
ハ	８日以上	<u>7,934点</u>
2	救命救急入院料 2	
イ	３日以内の期間	<u>11,847点</u>
ロ	４日以上７日以内の期間	<u>10,731点</u>
ハ	８日以上	<u>9,413点</u>
3	救命救急入院料 3	
イ	救命救急入院料	
	(1) ３日以内の期間	<u>10,268点</u>
	(2) ４日以上７日以内の期間	<u>9,292点</u>
	(3) ８日以上	<u>7,934点</u>
ロ	広範囲熱傷特定集中治療管理料	

(削る)

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、重篤な患者に対して救命救急医療が行われた場合に、当該基準に係る区分に従い、14日（広範囲熱傷特定集中治療管理が必要な状態の患者（注12に規定する加算を算定する患者に限る。）にあつては60日、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であつて、急性血液浄化（腹膜透析を除く。）又は体外式心肺補助（ECMO）を必要とするものにあつては25日、臓器移植を行ったものにあつては30日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

<u>(1) 3日以内の期間</u>	10,268点
<u>(2) 4日以上7日以内の期間</u>	9,292点
<u>(3) 8日以上60日以内の期間</u>	8,356点

4 救命救急入院料4

イ 救命救急入院料

<u>(1) 3日以内の期間</u>	11,847点
<u>(2) 4日以上7日以内の期間</u>	10,731点
<u>(3) 8日以上14日以内の期間</u>	9,413点

ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料

<u>(1) 3日以内の期間</u>	11,847点
<u>(2) 4日以上7日以内の期間</u>	10,731点
<u>(3) 8日以上14日以内の期間</u>	9,413点
<u>(4) 15日以上60日以内の期間</u>	8,356点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、重篤な患者に対して救命救急医療が行われた場合に、当該基準に係る区分及び当該患者の状態について別に厚生労働大臣が定める区分（救命救急入院料3及び救命救急入院料4に限る。）に従い、14日（別に厚生労働大臣が定める状態の患者（救命救急入院料3又は救命救急入院料4に係る届出を行った保険医療機関に入院した患者に限る。）にあつては60日、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であつて、急性血液浄化（腹膜透析を除く。）又は体外式心肺補助（ECMO）を必要とするものにあつては25日、臓器移植を行ったものにあつては30日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

- 2 当該保険医療機関において、自殺企図等による重篤な患者であって精神疾患を有するもの又はその家族等からの情報等に基づいて、当該保険医療機関の精神保健指定医又は精神科の医師が、当該患者の精神疾患にかかわる診断治療等を行った場合は、精神疾患診断治療初回加算として、当該精神保健指定医等による最初の診療時に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。この場合において、区分番号A 2 4 8に掲げる精神疾患診療体制加算は別に算定できない。
- イ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合
- 7,000点
- ロ イ以外の場合
- 3,000点
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において救命救急医療が行われた場合には、当該基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。
- イ 救急体制充実加算 1
- 1,500点
- ロ 救急体制充実加算 2
- 1,000点
- ハ 救急体制充実加算 3
- 500点
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において救命救急医療が行われた場合には、1日につき100点を所定点数に加算する。
- 5 当該保険医療機関において、急性薬毒物中毒

- 2 当該保険医療機関において、自殺企図等による重篤な患者であって精神疾患を有するもの又はその家族等からの情報等に基づいて、当該保険医療機関の精神保健指定医又は精神科の医師が、当該患者の精神疾患にかかわる診断治療等を行った場合は、精神疾患診断治療初回加算として、当該精神保健指定医等による最初の診療時に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。この場合において、区分番号A 2 4 8に掲げる精神疾患診療体制加算は別に算定できない。
- イ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合
- 7,000点
- ロ イ以外の場合
- 3,000点
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において救命救急医療が行われた場合には、当該基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。
- イ 救急体制充実加算 1
- 1,500点
- ロ 救急体制充実加算 2
- 1,000点
- ハ 救急体制充実加算 3
- 500点
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において救命救急医療が行われた場合には、1日につき100点を所定点数に加算する。
- 5 当該保険医療機関において、急性薬毒物中毒

の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院初日に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

- イ 急性薬毒物中毒加算 1（機器分析）
5,000点
- ロ 急性薬毒物中毒加算 2（その他のもの）
350点

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、15歳未満の重篤な患者に対して救命救急医療が行われた場合には、小児加算として、入院初日に限り5,000点を所定点数に加算する。

7 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、救命救急入院料に含まれるものとする。

- イ 入院基本料
- ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、特定感染症入院医療管理加算、難病等特別入院診療加算（二類感染症患者入院診療加算に限る。）、地域加算、離島加算、口腔管理連携加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、術後疼痛管理チーム加算、病棟薬剤業務実施加算 3、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、認知症ケア加算、せん妄ハイリスク患

の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院初日に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

- イ 急性薬毒物中毒加算 1（機器分析）
5,000点
- ロ 急性薬毒物中毒加算 2（その他のもの）
350点

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、15歳未満の重篤な患者に対して救命救急医療が行われた場合には、小児加算として、入院初日に限り5,000点を所定点数に加算する。

7 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、救命救急入院料に含まれるものとする。

- イ 入院基本料
- ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、特定感染症入院医療管理加算、難病等特別入院診療加算（二類感染症患者入院診療加算に限る。）、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、術後疼痛管理チーム加算、病棟薬剤業務実施加算 2、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、認知症ケア加算、せん妄ハイリスク患者ケア加算、精神疾

者ケア加算、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ 第2章第3部の各区分の検査（区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査（造血器腫瘍又は類縁疾患を対象とする場合に限る。）及び同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。）

ニ 点滴注射

ホ 中心静脈注射

ヘ 酸素吸入（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）

ト 留置カテーテル設置

チ 第13部第1節の病理標本作製料

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から離床等に必要な治療を行った場合に、早期離床・リハビリテーション加算として、入室した日から起算して14日を限度として500点を所定点数に加算する。この場合において、同一日に区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、H002に掲げる運動器リハビリテーション料、H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料、H007に掲げる障害児（者）リハビリテーション料及びH007-2に掲げるがん患者リハビリテーション料は、算定できない。

9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し

患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ 第2章第3部の各区分の検査（同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。）

ニ 点滴注射

ホ 中心静脈注射

ヘ 酸素吸入（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）

ト 留置カテーテル設置

チ 第13部第1節の病理標本作製料

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から離床等に必要な治療を行った場合に、早期離床・リハビリテーション加算として、入室した日から起算して14日を限度として500点を所定点数に加算する。この場合において、同一日に区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、H002に掲げる運動器リハビリテーション料、H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料、H007に掲げる障害児（者）リハビリテーション料及びH007-2に掲げるがん患者リハビリテーション料は、算定できない。

9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し

ているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して7日を限度として250点（入室後早期から経腸栄養を開始した場合は、当該開始日以降は400点）を所定点数に加算する。ただし、区分番号B 0 0 1 の10に掲げる入院栄養食事指導料は別に算定できない。

10 注2のイに該当する場合であって、当該患者に対し、生活上の課題又は精神疾患の治療継続上の課題を確認し、助言又は指導を行った場合は、当該患者の退院時に1回に限り、2,500点を更に所定点数に加算する。この場合において、区分番号I 0 0 2－3に掲げる救急患者精神科継続支援料は別に算定できない。

11 重症患者の対応に係る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者（救命救急入院料1に係る届出を行った保険医療機関の病室に入院した患者に限る。）について、重症患者対応体制強化加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ	3日以内の期間	750点
ロ	4日以上7日以内の期間	500点
ハ	8日以上14日以内の期間	300点

12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、広範囲熱傷特定集中治療

ているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して7日を限度として250点（入室後早期から経腸栄養を開始した場合は、当該開始日以降は400点）を所定点数に加算する。ただし、区分番号B 0 0 1 の10に掲げる入院栄養食事指導料は別に算定できない。

10 注2のイに該当する場合であって、当該患者に対し、生活上の課題又は精神疾患の治療継続上の課題を確認し、助言又は指導を行った場合は、当該患者の退院時に1回に限り、2,500点を更に所定点数に加算する。この場合において、区分番号I 0 0 2－3に掲げる救急患者精神科継続支援料は別に算定できない。

11 重症患者の対応に係る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者（救命救急入院料2又は救命救急入院料4に係る届出を行った保険医療機関の病室に入院した患者に限る。）について、重症患者対応体制強化加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ	3日以内の期間	750点
ロ	4日以上7日以内の期間	500点
ハ	8日以上14日以内の期間	300点

(新設)

管理が必要な状態の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、広範囲熱傷管理加算として、入院日から起算して8日以降60日までの期間に限り、200点を所定点数に加算する。

A 3 0 1 特定集中治療室管理料（1日につき）	
1 特定集中治療室管理料 1	
イ 7日以内の期間	<u>14,980点</u>
ロ 8日以上期間	<u>13,371点</u>
(削る)	
2 特定集中治療室管理料 2	
イ 7日以内の期間	<u>10,390点</u>
ロ 8日以上期間	<u>8,773点</u>
(削る)	
3 特定集中治療室管理料 3	
イ 7日以内の期間	<u>9,390点</u>
ロ 8日以上期間	<u>7,770点</u>
(削る)	

A 3 0 1 特定集中治療室管理料（1日につき）	
1 特定集中治療室管理料 1	
イ 7日以内の期間	<u>14,406点</u>
ロ 8日以上期間	<u>12,828点</u>
2 特定集中治療室管理料 2	
イ 特定集中治療室管理料	
(1) 7日以内の期間	<u>14,406点</u>
(2) 8日以上期間	<u>12,828点</u>
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
(1) 7日以内の期間	<u>14,406点</u>
(2) 8日以上60日以内の期間	<u>13,028点</u>
3 特定集中治療室管理料 3	
イ 7日以内の期間	<u>9,890点</u>
ロ 8日以上期間	<u>8,307点</u>
4 特定集中治療室管理料 4	
イ 特定集中治療室管理料	
(1) 7日以内の期間	<u>9,890点</u>
(2) 8日以上期間	<u>8,307点</u>
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
(1) 7日以内の期間	<u>9,890点</u>
(2) 8日以上60日以内の期間	<u>8,507点</u>
5 特定集中治療室管理料 5	
イ 7日以内の期間	<u>8,890点</u>
ロ 8日以上期間	<u>7,307点</u>
6 特定集中治療室管理料 6	
イ 特定集中治療室管理料	
(1) 7日以内の期間	<u>8,890点</u>

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて特定集中治療室管理が行われた場合に、当該基準に係る区分に従い、14日（広範囲熱傷特定集中治療管理が必要な状態の患者（注8に規定する加算を算定する患者に限る。）にあつては60日、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であつて、急性血液浄化（腹膜透析を除く。）又は体外式心肺補助（ECMO）を必要とするものにあつては25日、臓器移植を行ったものにあつては30日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、15歳未満の重篤な患者に対して特定集中治療室管理が行われた場合には、小児加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 7日以内の期間 2,000点
ロ 8日以上14日以内の期間 1,500点

3 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、

(2) 8日以上14日以内の期間 7,307点

ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料

(1) 7日以内の期間 8,890点

(2) 8日以上60日以内の期間 7,507点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて特定集中治療室管理が行われた場合に、当該基準に係る区分及び当該患者の状態について別に厚生労働大臣が定める区分（特定集中治療室管理料2、4及び6に限る。）に従い、14日（別に厚生労働大臣が定める状態の患者（特定集中治療室管理料2、4及び6に係る届出を行った保険医療機関に入院した患者に限る。）にあつては60日、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であつて、急性血液浄化（腹膜透析を除く。）又は体外式心肺補助（ECMO）を必要とするものにあつては25日、臓器移植を行ったものにあつては30日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、15歳未満の重篤な患者に対して特定集中治療室管理が行われた場合には、小児加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 7日以内の期間 2,000点
ロ 8日以上14日以内の期間 1,500点

3 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、

第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、特定集中治療室管理料に含まれるものとする。

イ 入院基本料

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、特定感染症入院医療管理加算、難病等特別入院診療加算（二類感染症患者入院診療加算に限る。）、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、がん拠点病院加算、口腔管理連携加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、術後疼痛管理チーム加算、病棟薬剤業務実施加算3、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、認知症ケア加算、せん妄ハイリスク患者ケア加算、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ 第2章第3部の各区分の検査（区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査（造血器腫瘍又は類縁疾患を対象とする場合に限る。）及び同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。）

ニ 点滴注射

ホ 中心静脈注射

ヘ 酸素吸入（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）

ト 留置カテーテル設置

第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、特定集中治療室管理料に含まれるものとする。

イ 入院基本料

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、特定感染症入院医療管理加算、難病等特別入院診療加算（二類感染症患者入院診療加算に限る。）、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、がん拠点病院加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、術後疼痛管理チーム加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、認知症ケア加算、せん妄ハイリスク患者ケア加算、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ 第2章第3部の各区分の検査（同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。）

ニ 点滴注射

ホ 中心静脈注射

ヘ 酸素吸入（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）

ト 留置カテーテル設置

チ 第13部第1節の病理標本作製料

- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から離床等に必要な治療を行った場合に、早期離床・リハビリテーション加算として、入室した日から起算して14日を限度として500点を所定点数に加算する。この場合において、同一日に区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、H002に掲げる運動器リハビリテーション料、H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料、H007に掲げる障害児（者）リハビリテーション料及びH007-2に掲げるがん患者リハビリテーション料は、算定できない。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して7日を限度として250点（入室後早期から経腸栄養を開始した場合は、当該開始日以降は400点）を所定点数に加算する。ただし、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は別に算定できない。
- 6 重症患者の対応に係る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者について、重症患者対応体制強化加算

チ 第13部第1節の病理標本作製料

- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から離床等に必要な治療を行った場合に、早期離床・リハビリテーション加算として、入室した日から起算して14日を限度として500点を所定点数に加算する。この場合において、同一日に区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、H002に掲げる運動器リハビリテーション料、H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料、H007に掲げる障害児（者）リハビリテーション料及びH007-2に掲げるがん患者リハビリテーション料は、算定できない。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して7日を限度として250点（入室後早期から経腸栄養を開始した場合は、当該開始日以降は400点）を所定点数に加算する。ただし、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は別に算定できない。
- 6 重症患者の対応に係る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者について、重症患者対応体制強化加算

として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

- イ 3日以内の期間 750点
- ロ 4日以上7日以内の期間 500点
- ハ 8日以上14日以内の期間 300点

7 特定集中治療室管理料2又は特定集中治療室管理料3を算定する保険医療機関であって別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものにおいて、特定集中治療室管理に係る専門的な医療機関として別に厚生労働大臣が定める保険医療機関と情報通信機器を用いて連携して特定集中治療室管理が行われた場合に、特定集中治療室遠隔支援加算として、980点を所定点数に加算する。

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、広範囲熱傷特定集中治療室管理が必要な状態の患者に対して特定集中治療室管理が行われた場合には、広範囲熱傷管理加算として、入院日から起算して8日以降60日までの期間に限り、200点を所定点数に加算する

—

A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料（1日につき）

- 1 ハイケアユニット入院医療管理料1 7,202点
- 2 ハイケアユニット入院医療管理料2 4,501点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつてハイケアユニット入院医療管理が行われた場合に、当該基準に係る区分に従い、21日を限度として算定する。

として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

- イ 3日以内の期間 750点
- ロ 4日以上7日以内の期間 500点
- ハ 8日以上14日以内の期間 300点

7 特定集中治療室管理料5又は特定集中治療室管理料6を算定する保険医療機関であって別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものにおいて、特定集中治療室管理に係る専門的な医療機関として別に厚生労働大臣が定める保険医療機関と情報通信機器を用いて連携して特定集中治療室管理が行われた場合に、特定集中治療室遠隔支援加算として、980点を所定点数に加算する。

(新設)

A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料（1日につき）

- 1 ハイケアユニット入院医療管理料1 6,889点
- 2 ハイケアユニット入院医療管理料2 4,250点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつてハイケアユニット入院医療管理が行われた場合に、当該基準に係る区分に従い、21日を限度として算定する。

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、ハイケアユニット入院医療管理料に含まれるものとする。

イ 入院基本料

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、特定感染症入院医療管理加算、難病等特別入院診療加算（二類感染症患者入院診療加算に限る。）、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、がん拠点病院加算、口腔管理連携加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算、術後疼痛^{とう}管理チーム加算、病棟薬剤業務実施加算3、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、認知症ケア加算、せん妄ハイリスク患者ケア加算、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ 第2章第3部の各区分の検査（区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査（造血器腫瘍又は類縁疾患を対象とする場合に限る。）及び同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。）

ニ 点滴注射

ホ 中心静脈注射

ヘ 酸素吸入（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、ハイケアユニット入院医療管理料に含まれるものとする。

イ 入院基本料

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、特定感染症入院医療管理加算、難病等特別入院診療加算（二類感染症患者入院診療加算に限る。）、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、がん拠点病院加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援^{じよくそう}充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算、術後疼痛^{とう}管理チーム加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、認知症ケア加算、せん妄ハイリスク患者ケア加算、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ 第2章第3部の各区分の検査（同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。）

ニ 点滴注射

ホ 中心静脈注射

ヘ 酸素吸入（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）

ト 留置カテーテル設置

チ 第13部第1節の病理標本作製料

- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から離床等に必要な治療を行った場合に、早期離床・リハビリテーション加算として、入室した日から起算して14日を限度として500点を所定点数に加算する。この場合において、同一日に区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、H002に掲げる運動器リハビリテーション料、H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料、H007に掲げる障害児（者）リハビリテーション料及びH007-2に掲げるがん患者リハビリテーション料は、算定できない。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して7日を限度として250点（入室後早期から経腸栄養を開始した場合は、当該開始日以降は400点）を所定点数に加算する。ただし、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は別に算定できない。
- 5 注1に規定するハイケアユニット入院医療管理料又は区分番号A301に掲げる特定集中治療室管理料の施設基準のうち別に厚生労働大臣

ト 留置カテーテル設置

チ 第13部第1節の病理標本作製料

- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から離床等に必要な治療を行った場合に、早期離床・リハビリテーション加算として、入室した日から起算して14日を限度として500点を所定点数に加算する。この場合において、同一日に区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、H002に掲げる運動器リハビリテーション料、H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料、H007に掲げる障害児（者）リハビリテーション料及びH007-2に掲げるがん患者リハビリテーション料は、算定できない。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して7日を限度として250点（入室後早期から経腸栄養を開始した場合は、当該開始日以降は400点）を所定点数に加算する。ただし、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は別に算定できない。
- (新設)

が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合に限る。）において、必要があつてハイケアユニット入院医療管理が行われた場合については、21日を限度として4,401点を算定する。

A 3 0 1 - 3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料（1日につき
） 6,365点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、脳梗塞、脳出血又はくも膜下出血の患者に対して、専門の医師等により組織的、計画的に脳卒中ケアユニット入院医療管理が行われた場合に、発症後14日を限度として算定する。

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、脳卒中ケアユニット入院医療管理料に含まれるものとする。

イ 入院基本料

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、特定感染症入院医療管理加算、難病等特別入院診療加算（二類感染症患者入院診療加算に限る。）、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、口腔管理連携加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算 3、データ提

A 3 0 1 - 3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料（1日につき
） 6,045点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、脳梗塞、脳出血又はくも膜下出血の患者に対して、専門の医師等により組織的、計画的に脳卒中ケアユニット入院医療管理が行われた場合に、発症後14日を限度として算定する。

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、脳卒中ケアユニット入院医療管理料に含まれるものとする。

イ 入院基本料

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、特定感染症入院医療管理加算、難病等特別入院診療加算（二類感染症患者入院診療加算に限る。）、地域加算、離島加算、精神科リエゾンチーム加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算 2、データ提出加算、入退院支援

出加算、入退院支援加算（１のイ及び３に限る。）、認知症ケア加算、せん妄ハイリスク患者ケア加算、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ 第２章第３部の各区分の検査（同部第１節第２款の検体検査判断料を除く。）

ニ 点滴注射

ホ 中心静脈注射

ヘ 酸素吸入（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）

ト 留置カテーテル設置

チ 第13部第１節の病理標本作製料

３ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から離床等に必要な治療を行った場合に、早期離床・リハビリテーション加算として、入室した日から起算して14日を限度として500点を所定点数に加算する。この場合において、同一日に区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、H002に掲げる運動器リハビリテーション料、H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料、H007に掲げる障害児（者）リハビリテーション料及びH007-2に掲げるがん患者リハビリテーション料は、算定できない。

４ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病

加算（１のイ及び３に限る。）、認知症ケア加算、せん妄ハイリスク患者ケア加算、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ 第２章第３部の各区分の検査（同部第１節第２款の検体検査判断料を除く。）

ニ 点滴注射

ホ 中心静脈注射

ヘ 酸素吸入（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）

ト 留置カテーテル設置

チ 第13部第１節の病理標本作製料

３ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から離床等に必要な治療を行った場合に、早期離床・リハビリテーション加算として、入室した日から起算して14日を限度として500点を所定点数に加算する。この場合において、同一日に区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、H002に掲げる運動器リハビリテーション料、H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料、H007に掲げる障害児（者）リハビリテーション料及びH007-2に掲げるがん患者リハビリテーション料は、算定できない。

４ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病

室に入院している患者に対して、入室後早期から必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して7日を限度として250点（入室後早期から経腸栄養を開始した場合は、当該開始日以降は400点）を所定点数に加算する。ただし、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は別に算定できない。

A301-4 小児特定集中治療室管理料（1日につき）

- 1 7日以内の期間 16,925点
- 2 8日以上期間 14,784点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、15歳未満の小児（児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、20歳未満の者）に対し、必要があつて小児特定集中治療室管理が行われた場合に、14日（急性血液浄化（腹膜透析を除く。）を必要とする状態、心臓手術ハイリスク群、左心低形成症候群、急性呼吸窮迫症候群又は心筋炎・心筋症のいずれかに該当する小児にあつては21日、臓器移植を行った小児にあつては30日、体外式心肺補助（ECMO）を必要とする状態の小児にあつては35日、手術を必要とする先天性心疾患の新生児にあつては55日）を限度として算定する。

- 2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査（区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査（造血器腫瘍又は類縁疾患を対象とする場合に限る。）を除く。）、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次

室に入院している患者に対して、入室後早期から必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して7日を限度として250点（入室後早期から経腸栄養を開始した場合は、当該開始日以降は400点）を所定点数に加算する。ただし、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は別に算定できない。

A301-4 小児特定集中治療室管理料（1日につき）

- 1 7日以内の期間 16,362点
- 2 8日以上期間 14,256点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、15歳未満の小児（児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、20歳未満の者）に対し、必要があつて小児特定集中治療室管理が行われた場合に、14日（急性血液浄化（腹膜透析を除く。）を必要とする状態、心臓手術ハイリスク群、左心低形成症候群、急性呼吸窮迫症候群又は心筋炎・心筋症のいずれかに該当する小児にあつては21日、臓器移植を行った小児にあつては30日、体外式心肺補助（ECMO）を必要とする状態の小児にあつては35日、手術を必要とする先天性心疾患の新生児にあつては55日）を限度として算定する。

- 2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、小児特定集中治療室管理料に含まれるものとする。

に掲げるものは、小児特定集中治療室管理料に含まれるものとする。

イ 入院基本料

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、特定感染症入院医療管理加算、難病等特別入院診療加算（二類感染症患者入院診療加算に限る。）、地域加算、離島加算、口腔管理連携加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算、術後疼痛^{とう}管理チーム加算、病棟薬剤業務実施加算3、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ 第2章第3部の各区分の検査（同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。）

ニ 点滴注射

ホ 中心静脈注射

ヘ 酸素吸入（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）

ト 留置カテーテル設置

チ 第13部第1節の病理標本作製料

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から離床等に必要な治療を行った場合に、早期離床・リハビリテーション加算として、入室した日から起算して14日を限度として500点を所定

イ 入院基本料

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、特定感染症入院医療管理加算、難病等特別入院診療加算（二類感染症患者入院診療加算に限る。）、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援^{じよくそう}充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算、術後疼痛^{とう}管理チーム加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ 第2章第3部の各区分の検査（同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。）

ニ 点滴注射

ホ 中心静脈注射

ヘ 酸素吸入（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）

ト 留置カテーテル設置

チ 第13部第1節の病理標本作製料

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から離床等に必要な治療を行った場合に、早期離床・リハビリテーション加算として、入室した日から起算して14日を限度として500点を所定

点数に加算する。この場合において、同一日に区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、H002に掲げる運動器リハビリテーション料、H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料、H007に掲げる障害児（者）リハビリテーション料及びH007-2に掲げるがん患者リハビリテーション料は、算定できない。

- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して7日を限度として250点（入室後早期から経腸栄養を開始した場合は、当該開始日以降は400点）を所定点数に加算する。ただし、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は別に算定できない。

A302 新生児特定集中治療室管理料（1日につき）

1 新生児特定集中治療室管理料1	<u>10,931点</u>
2 新生児特定集中治療室管理料2	<u>8,790点</u>

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて新生児特定集中治療室管理が行われた場合に、当該基準に係る区分に従い、区分番号A302-2に掲げる新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料、区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料及び区分番号A303-2に掲

点数に加算する。この場合において、同一日に区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、H002に掲げる運動器リハビリテーション料、H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料、H007に掲げる障害児（者）リハビリテーション料及びH007-2に掲げるがん患者リハビリテーション料は、算定できない。

- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して7日を限度として250点（入室後早期から経腸栄養を開始した場合は、当該開始日以降は400点）を所定点数に加算する。ただし、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は別に算定できない。

A302 新生児特定集中治療室管理料（1日につき）

1 新生児特定集中治療室管理料1	<u>10,584点</u>
2 新生児特定集中治療室管理料2	<u>8,472点</u>

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて新生児特定集中治療室管理が行われた場合に、当該基準に係る区分に従い、区分番号A302-2に掲げる新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料、区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料及び区分番号A303-2に掲

げる新生児治療回復室入院医療管理料を算定した期間と通算して21日（出生時体重が1,500グラム以上であって、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として入院している新生児にあっては35日、出生時体重が1,000グラム未満の新生児にあっては90日（出生時体重が500グラム以上750グラム未満であって慢性肺疾患の新生児にあっては105日、出生時体重が500グラム未満であって慢性肺疾患の新生児にあっては110日）、出生時体重が1,000グラム以上1,500グラム未満の新生児にあっては60日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

- 2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、新生児特定集中治療室管理料に含まれるものとする。

イ 入院基本料

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、特定感染症入院医療管理加算、難病等特別入院診療加算（二類感染症患者入院診療加算に限る。）、地域加算、離島加算、口腔管理連携加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算3、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ 第2章第3部の各区分の検査（同部第1節

げる新生児治療回復室入院医療管理料を算定した期間と通算して21日（出生時体重が1,500グラム以上であって、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として入院している新生児にあっては35日、出生時体重が1,000グラム未満の新生児にあっては90日（出生時体重が500グラム以上750グラム未満であって慢性肺疾患の新生児にあっては105日、出生時体重が500グラム未満であって慢性肺疾患の新生児にあっては110日）、出生時体重が1,000グラム以上1,500グラム未満の新生児にあっては60日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

- 2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、新生児特定集中治療室管理料に含まれるものとする。

イ 入院基本料

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、特定感染症入院医療管理加算、難病等特別入院診療加算（二類感染症患者入院診療加算に限る。）、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ 第2章第3部の各区分の検査（同部第1節

第2款の検体検査判断料を除く。)

ニ 点滴注射

ホ 中心静脈注射

ヘ 酸素吸入（使用した酸素及び室素の費用を除く。）

ト インキュベーター（使用した酸素及び室素の費用を除く。）

チ 第13部第1節の病理標本作製料

A302-2 新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料
（1日につき） 15,108点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対して、必要があつて新生児特定集中治療室管理が行われた場合に、区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料、区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料及び区分番号A303-2に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料を算定した期間と通算して、当該管理料の届出を行っている病床を有する治療室に入室した日から起算して7日を限度として、所定点数を算定する。

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料に含まれるものとする。

イ 入院基本料

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、特定感染症入院医療管理加算、

第2款の検体検査判断料を除く。)

ニ 点滴注射

ホ 中心静脈注射

ヘ 酸素吸入（使用した酸素及び室素の費用を除く。）

ト インキュベーター（使用した酸素及び室素の費用を除く。）

チ 第13部第1節の病理標本作製料

A302-2 新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料
（1日につき） 14,539点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対して、必要があつて新生児特定集中治療室管理が行われた場合に、区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料、区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料及び区分番号A303-2に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料を算定した期間と通算して、当該管理料の届出を行っている病床を有する治療室に入室した日から起算して7日を限度として、所定点数を算定する。

2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料に含まれるものとする。

イ 入院基本料

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、特定感染症入院医療管理加算、

難病等特別入院診療加算（二類感染症患者入院診療加算に限る。）、地域加算、離島加算、口腔管理連携加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算3、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ 第2章第3部の各区分の検査（同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。）

ニ 点滴注射

ホ 中心静脈注射

ヘ 酸素吸入（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）

ト インキュベーター（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）

チ 第13部第1節の病理標本作製料

A 3 0 3 総合周産期特定集中治療室管理料（1日につき）

1 母体・胎児集中治療室管理料 7,723点

2 新生児集中治療室管理料 10,931点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて総合周産期特定集中治療室管理が行われた場合に、1については妊産婦である患者に対して14日を限度として、2については新生児である患者に対して区分番号A 3 0 2に掲げる新生児特定集中治療室管理料、区分番号A 3 0 2－2に掲げる新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料及

難病等特別入院診療加算（二類感染症患者入院診療加算に限る。）、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算2、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ 第2章第3部の各区分の検査（同部第1節第2款の検体検査判断料を除く。）

ニ 点滴注射

ホ 中心静脈注射

ヘ 酸素吸入（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）

ト インキュベーター（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）

チ 第13部第1節の病理標本作製料

A 3 0 3 総合周産期特定集中治療室管理料（1日につき）

1 母体・胎児集中治療室管理料 7,417点

2 新生児集中治療室管理料 10,584点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて総合周産期特定集中治療室管理が行われた場合に、1については妊産婦である患者に対して14日を限度として、2については新生児である患者に対して区分番号A 3 0 2に掲げる新生児特定集中治療室管理料、区分番号A 3 0 2－2に掲げる新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料及

び区分番号A303-2に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料を算定した期間と通算して21日（出生時体重が1,500グラム以上であって、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として入院している新生児にあつては35日、出生時体重が1,000グラム未満の新生児にあつては90日（出生時体重が500グラム以上750グラム未満であつて慢性肺疾患の新生児にあつては105日、出生時体重が500グラム未満であつて慢性肺疾患の新生児にあつては110日）、出生時体重が1,000グラム以上1,500グラム未満の新生児にあつては60日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

- 2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、総合周産期特定集中治療室管理料（ロに掲げる術後疼痛管理チーム加算及びトにあつては母体・胎児集中治療室管理料に限り、チにあつては新生児集中治療室管理料に限る。）に含まれるものとする。

イ 入院基本料

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、特定感染症入院医療管理加算、難病等特別入院診療加算（二類感染症患者入院診療加算に限る。）、地域加算、離島加算、口腔管理連携加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、術後疼痛管理チーム

び区分番号A303-2に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料を算定した期間と通算して21日（出生時体重が1,500グラム以上であつて、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として入院している新生児にあつては35日、出生時体重が1,000グラム未満の新生児にあつては90日（出生時体重が500グラム以上750グラム未満であつて慢性肺疾患の新生児にあつては105日、出生時体重が500グラム未満であつて慢性肺疾患の新生児にあつては110日）、出生時体重が1,000グラム以上1,500グラム未満の新生児にあつては60日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

- 2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、総合周産期特定集中治療室管理料（ロに掲げる術後疼痛管理チーム加算及びトにあつては母体・胎児集中治療室管理料に限り、チにあつては新生児集中治療室管理料に限る。）に含まれるものとする。

イ 入院基本料

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、特定感染症入院医療管理加算、難病等特別入院診療加算（二類感染症患者入院診療加算に限る。）、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、術後疼痛管理チーム加算、病棟薬剤業務

加算、病棟薬剤業務実施加算 3、データ提出加算、入退院支援加算（1 のイ及び 3 に限る。）、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ 第 2 章第 3 部の各区分の検査（同部第 1 節第 2 款の検体検査判断料を除く。）

ニ 点滴注射

ホ 中心静脈注射

ヘ 酸素吸入（使用した酸素及び室素の費用を除く。）

ト 留置カテーテル設置

チ インキュベーター（使用した酸素及び室素の費用を除く。）

リ 第13部第 1 節の病理標本作製料

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、胎児が重篤な状態であると診断された、又は疑われる妊婦に対して、当該保険医療機関の医師、助産師、看護師、社会福祉士、公認心理師等が共同して必要な支援を行った場合に、成育連携支援加算として、入院中 1 回に限り、1,200 点を所定点数に加算する。

A 3 0 3 - 2 新生児治療回復室入院医療管理料（1 日につき）
5,931 点

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて新生児治療回復室入院医療管理が行われた場合に、区分番号 A 3 0 2 に掲げる新生児特定集中治療室管理料、区分番号 A 3 0 2 - 2 に掲げる新生児特定

実施加算 2、データ提出加算、入退院支援加算（1 のイ及び 3 に限る。）、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

ハ 第 2 章第 3 部の各区分の検査（同部第 1 節第 2 款の検体検査判断料を除く。）

ニ 点滴注射

ホ 中心静脈注射

ヘ 酸素吸入（使用した酸素及び室素の費用を除く。）

ト 留置カテーテル設置

チ インキュベーター（使用した酸素及び室素の費用を除く。）

リ 第13部第 1 節の病理標本作製料

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、胎児が重篤な状態であると診断された、又は疑われる妊婦に対して、当該保険医療機関の医師、助産師、看護師、社会福祉士、公認心理師等が共同して必要な支援を行った場合に、成育連携支援加算として、入院中 1 回に限り、1,200 点を所定点数に加算する。

A 3 0 3 - 2 新生児治療回復室入院医療管理料（1 日につき）
5,728 点

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて新生児治療回復室入院医療管理が行われた場合に、区分番号 A 3 0 2 に掲げる新生児特定集中治療室管理料、区分番号 A 3 0 2 - 2 に掲げる新生児特定

集中治療室重症児対応体制強化管理料及び区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料を算定した期間と通算して30日（出生時体重が1,500グラム以上であって、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として入院している新生児にあつては50日、出生時体重が1,000グラム未満の新生児にあつては120日（出生時体重が500グラム以上750グラム未満であって慢性肺疾患の新生児にあつては135日、出生時体重が500グラム未満であって慢性肺疾患の新生児にあつては140日）、出生時体重が1,000グラム以上1,500グラム未満の新生児にあつては90日）を限度として算定する。

- 2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、新生児治療回復室入院医療管理料に含まれるものとする。

イ 入院基本料

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、特定感染症入院医療管理加算、難病等特別入院診療加算（二類感染症患者入院診療加算に限る。）、地域加算、離島加算、口腔管理連携加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

- ハ 第2章第3部の各区分の検査（同部第1節

集中治療室重症児対応体制強化管理料及び区分番号A303の2に掲げる新生児集中治療室管理料を算定した期間と通算して30日（出生時体重が1,500グラム以上であって、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として入院している新生児にあつては50日、出生時体重が1,000グラム未満の新生児にあつては120日（出生時体重が500グラム以上750グラム未満であって慢性肺疾患の新生児にあつては135日、出生時体重が500グラム未満であって慢性肺疾患の新生児にあつては140日）、出生時体重が1,000グラム以上1,500グラム未満の新生児にあつては90日）を限度として算定する。

- 2 第1章基本診療料並びに第2章第3部検査、第6部注射、第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、新生児治療回復室入院医療管理料に含まれるものとする。

イ 入院基本料

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、特定感染症入院医療管理加算、難病等特別入院診療加算（二類感染症患者入院診療加算に限る。）、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、重症患者初期支援充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）

- ハ 第2章第3部の各区分の検査（同部第1節

第2款の検体検査判断料を除く。)	
ニ	点滴注射
ホ	中心静脈注射
ヘ	酸素吸入（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）
ト	インキュベーター（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）
チ	第13部第1節の病理標本作製料
A 3 0 4	地域包括医療病棟入院料（1日につき）
1	<u>地域包括医療病棟入院料 1</u>
イ	<u>入院料 1</u> 3,367点
ロ	<u>入院料 2</u> 3,267点
ハ	<u>入院料 3</u> 3,117点
2	<u>地域包括医療病棟入院料 2</u>
イ	<u>入院料 1</u> 3,316点
ロ	<u>入院料 2</u> 3,216点
ハ	<u>入院料 3</u> 3,066点
注 1	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟を有する保険医療機関において、当該基準に係る区分に従って、それぞれ所定点数を算定する。ただし、90日を超えて入院するものについては、区分番号A 1 0 0に掲げる一般病棟入院基本料の地域一般入院料3の例により、算定する。
2	<u>入院料 1 については、緊急入院の患者であって、入院時の主傷病に対して入院中に手術（医科点数表の第二章第十部第一節に掲げるものに限る。以下この項において同じ。）を実施しないもの、入院料 2 については、緊急入院の患者であって入院時の主傷病に対して入院中に手術</u>

第2款の検体検査判断料を除く。)	
ニ	点滴注射
ホ	中心静脈注射
ヘ	酸素吸入（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）
ト	インキュベーター（使用した酸素及び窒素の費用を除く。）
チ	第13部第1節の病理標本作製料
A 3 0 4	地域包括医療病棟入院料（1日につき） <u>3,050点</u> (新設)
	(新設)
注 1	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る病棟に入院している患者について、所定点数を算定する。ただし、90日を超えて入院するものについては、区分番号A 1 0 0に掲げる一般病棟入院基本料の地域一般入院料3の例により、算定する。 (新設)

を実施するもの及び予定された入院の患者であって入院中に手術を実施しないもの、入院料3については予定された入院の患者であって、入院時の主傷病に対して手術を実施するものについて算定する。

- 3 入院した日から起算して14日を限度として、初期加算として、1日につき150点を所定点数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の特定入院料は、夜間看護体制特定日減算として、次のいずれにも該当する場合に限り、所定点数の10分の5に相当する点数を減算する。
 - イ 年6日以内であること。
 - ロ 当該日が属する月が連続する2月以内であること。
- 5 診療に係る費用のうち次に掲げるものは、地域包括医療病棟入院料に含まれるものとする。
 - イ 入院基本料
 - ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、包括期充実体制加算、救急医療管理加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、特定薬剤治療環境特別加算、栄養サポートチーム加算、口腔管理連携加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算（1及び2に限る。）、データ提出加算、入退院支援加算（1のロに限る。）、医療的ケア児（者）入

- 2 入院した日から起算して14日を限度として、初期加算として、1日につき150点を所定点数に加算する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の特定入院料は、夜間看護体制特定日減算として、次のいずれにも該当する場合に限り、所定点数の10分の5に相当する点数を減算する。
 - イ 年6日以内であること。
 - ロ 当該日が属する月が連続する2月以内であること。
- 4 診療に係る費用のうち次に掲げるものは、地域包括医療病棟入院料に含まれるものとする。
 - イ 入院基本料
 - ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、救急医療管理加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、栄養サポートチーム加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算、病棟薬剤業務実施加算（1に限る。）、データ提出加算、入退院支援加算（1のイに限る。）、医療的ケア児（者）入院前支援加算、認知症ケア加算、薬剤総合評価調整加算、排尿自立支援加算、

院前支援加算、認知症ケア加算、薬剤総合評価調整加算、排尿自立支援加算、地域医療体制確保加算、協力対象施設入所者入院加算及び医療提供機能連携確保加算を除く。)

ハ 第2章第1部医学管理等(区分番号B000からB001-3-3まで、B001-6からB015まで及びB200に掲げる特定保険医療材料(区分番号B000からB001-3-3まで及びB001-6からB015までに掲げるものに係るものに限る。))を除く。)

地域医療体制確保加算及び協力対象施設入所者入院加算を除く。)

ハ 第2章第1部医学管理等(区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料、B001に掲げる特定疾患治療管理料、B001-2に掲げる小児科外来診療料、B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、B001-2-3に掲げる乳幼児育児栄養指導料、B001-2-4に掲げる地域連携夜間・休日診療料、B001-2-5に掲げる院内トリアージ実施料、B001-2-6に掲げる夜間休日救急搬送医学管理料、B001-2-7に掲げる外来リハビリテーション診療料、B001-2-8に掲げる外来放射線照射診療料、B001-2-9に掲げる地域包括診療料、B001-2-10に掲げる認知症地域包括診療料、B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料、B001-2-12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料、B001-3に掲げる生活習慣病管理料(Ⅰ)、B001-3-2に掲げるニコチン依存症管理料、B001-3-3に掲げる生活習慣病管理料(Ⅱ)、B001-6に掲げる肺血栓塞栓症予防管理料、B001-7に掲げるリンパ浮腫指導管理料、B001-8に掲げる^き臍ヘルニア圧迫指導管理料、B001-9に掲げる療養・就労両立支援指導料、B002に掲げる開放型病院共同指導料(Ⅰ)、B003に掲げる開放型病院共同指導料(Ⅱ)、B0

04に掲げる退院時共同指導料1、B005
に掲げる退院時共同指導料2、B005-1
-2に掲げる介護支援等連携指導料、B00
5-1-3に掲げる介護保険リハビリテーシ
ョン移行支援料、B005-4に掲げるハイ
リスク妊産婦共同管理料（Ⅰ）、B005-
5に掲げるハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅱ
）、B005-6に掲げるがん治療連携計画
策定料、B005-6-2に掲げるがん治療
連携指導料、B005-6-3に掲げるがん
治療連携管理料、B005-6-4に掲げる
外来がん患者在宅連携指導料、B005-7
に掲げる認知症専門診断管理料、B005-
7-2に掲げる認知症療養指導料、B005
-7-3に掲げる認知症サポート指導料、B
005-8に掲げる肝炎インターフェロン治
療計画料、B005-9に掲げる外来排尿自
立指導料、B005-10に掲げるハイリスク
妊産婦連携指導料1、B005-10-2に掲
げるハイリスク妊産婦連携指導料2、B00
5-11に掲げる遠隔連携診療料、B005-
12に掲げるこころの連携指導料（Ⅰ）、B0
05-13に掲げるこころの連携指導料（Ⅱ）
、B005-14に掲げるプログラム医療機器
等指導管理料、B006に掲げる救急救命管
理料、B006-3に掲げる退院時リハビリ
テーション指導料、B007に掲げる退院前
訪問指導料、B007-2に掲げる退院後訪
問指導料、B008に掲げる薬剤管理指導料
、B008-2に掲げる薬剤総合評価調整管
理料、B009に掲げる診療情報提供料（Ⅰ

）、B 0 0 9－2に掲げる電子的診療情報評価料、B 0 1 0に掲げる診療情報提供料（Ⅱ）、B 0 1 0－2に掲げる診療情報連携共有料、B 0 1 1に掲げる連携強化診療情報提供料、B 0 1 1－3に掲げる薬剤情報提供料、B 0 1 1－4に掲げる医療機器安全管理料、B 0 1 1－5に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料、B 0 1 1－6に掲げる栄養情報連携料、B 0 1 2に掲げる傷病手当金意見書交付料、B 0 1 3に掲げる療養費同意書交付料、B 0 1 4に掲げる退院時薬剤情報管理指導料、B 0 1 5に掲げる精神科退院時共同指導料及びB 2 0 0に掲げる特定保険医療材料（区分番号B 0 0 0に掲げる特定疾患療養管理料、B 0 0 1に掲げる特定疾患治療管理料、B 0 0 1－2に掲げる小児科外来診療料、区分番号B 0 0 1－2－2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、B 0 0 1－2－3に掲げる乳幼児育児栄養指導料、B 0 0 1－2－4に掲げる地域連携夜間・休日診療料、B 0 0 1－2－5に掲げる院内トリアージ実施料、B 0 0 1－2－6に掲げる夜間休日救急搬送医学管理料、B 0 0 1－2－7に掲げる外来リハビリテーション診療料、B 0 0 1－2－8に掲げる外来放射線照射診療料、B 0 0 1－2－9に掲げる地域包括診療料、B 0 0 1－2－10に掲げる認知症地域包括診療料、B 0 0 1－2－11に掲げる小児かかりつけ診療料、B 0 0 1－2－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料、B 0 0 1－3に掲げる生活習慣病管理料（Ⅰ）、B 0 0 1－3－

2に掲げるニコチン依存症管理料、B 0 0 1
－ 3 － 3に掲げる生活習慣病管理料（Ⅱ）、
B 0 0 1－6に掲げる肺血栓塞栓症予防管理
料、B 0 0 1－7に掲げるリンパ浮腫指導管
理料、B 0 0 1－8に掲げる臍ヘルニア圧迫
指導管理料、B 0 0 1－9に掲げる療養・就
労両立支援指導料、B 0 0 2に掲げる開放型
病院共同指導料（Ⅰ）、B 0 0 3に掲げる開
放型病院共同指導料（Ⅱ）、B 0 0 4に掲げ
る退院時共同指導料1、B 0 0 5に掲げる退
院時共同指導料2、B 0 0 5－1－2に掲げ
る介護支援等連携指導料、B 0 0 5－1－3
に掲げる介護保険リハビリテーション移行支
援料、B 0 0 5－4に掲げるハイリスク妊産
婦共同管理料（Ⅰ）、B 0 0 5－5に掲げる
ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅱ）、B 0 0
5－6に掲げるがん治療連携計画策定料、B
0 0 5－6－2に掲げるがん治療連携指導料
、B 0 0 5－6－3に掲げるがん治療連携管
理料、B 0 0 5－6－4に掲げる外来がん患
者在宅連携指導料、B 0 0 5－7に掲げる認
知症専門診断管理料、B 0 0 5－7－2に掲
げる認知症療養指導料、B 0 0 5－7－3に
掲げる認知症サポート指導料、B 0 0 5－8
に掲げる肝炎インターフェロン治療計画料、
B 0 0 5－9に掲げる外来排尿自立指導料、
B 0 0 5－10に掲げるハイリスク妊産婦連携
指導料1、B 0 0 5－10－2に掲げるハイリ
スク妊産婦連携指導料2、B 0 0 5－11に掲
げる遠隔連携診療料、B 0 0 5－12に掲げる
こころの連携指導料（Ⅰ）、B 0 0 5－13に

ニ 第3部検査（区分番号D206、D295からD325まで及びD401からD419-2まで、D500に掲げる薬剤（区分番号D206、D295からD325まで及びD401からD419-2までに掲げる検査に係るものに限る。）及びD600に掲げる特定保険医療材料（区分番号D206、D295からD325まで及びD401からD419-2までに掲げる検査に係るものに限る。）

掲げるところの連携指導料（Ⅱ）、B005-14に掲げるプログラム医療機器等指導管理料、B006に掲げる救急救命管理料、B006-3に掲げる退院時リハビリテーション指導料、B007に掲げる退院前訪問指導料、B007-2に掲げる退院後訪問指導料、B008に掲げる薬剤管理指導料、B008-2に掲げる薬剤総合評価調整管理料、B009に掲げる診療情報提供料（Ⅰ）、B009-2に掲げる電子的診療情報評価料、B010に掲げる診療情報提供料（Ⅱ）、B010-2に掲げる診療情報連携共有料、B011に掲げる連携強化診療情報提供料、B011-3に掲げる薬剤情報提供料、B011-4に掲げる医療機器安全管理料、B011-5に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料、B011-6に掲げる栄養情報連携料、B012に掲げる傷病手当金意見書交付料、B013に掲げる療養費同意書交付料、B014に掲げる退院時薬剤情報管理指導料及びB015に掲げる精神科退院時共同指導料に係るものに限る。）を除く。）

ニ 第3部検査（区分番号D206に掲げる心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）、D295に掲げる関節鏡検査（片側）、D296に掲げる喉頭直達鏡検査、D296-2に掲げる鼻咽腔直達鏡検査、D296-3に掲げる内視鏡用テレスコープを用いた咽頭画像等解析（インフルエンザの診断の補助に用いるもの）、D298に掲げる嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコ

）を除く。）

ピー（部位を問わず一連につき）、D 2 9 8
－ 2 に掲げる内視鏡下^{えん}嚥下機能検査、D 2 9
9 に掲げる喉頭ファイバースコープ、D 3 0
0 に掲げる中耳ファイバースコープ、D 3 0
0 － 2 に掲げる顎関節鏡検査（片側）、D 3
0 2 に掲げる気管支ファイバースコープ、D
3 0 2 － 2 に掲げる気管支カテーテル気管支
肺胞洗浄法検査、D 3 0 3 に掲げる胸腔鏡^{くう}検査、D 3 0 4 に掲げる縦隔鏡検査、D 3 0 6
に掲げる食道ファイバースコープ、D 3 0 8
に掲げる胃・十二指腸ファイバースコープ、
D 3 0 9 に掲げる胆道ファイバースコープ、
D 3 1 0 に掲げる小腸内視鏡検査、D 3 1 0
－ 2 に掲げる消化管通過性検査、D 3 1 1 に
掲げる直腸鏡検査、D 3 1 1 － 2 に掲げる肛
門鏡検査、D 3 1 2 に掲げる直腸ファイバー
スコープ、D 3 1 2 － 2 に掲げる回腸囊^{のう}ファ
イバースコープ、D 3 1 3 に掲げる大腸内視
鏡検査、D 3 1 4 に掲げる腹腔鏡^{くう}検査、D 3
1 5 に掲げる腹腔^{くう}ファイバースコープ、D 3
1 6 に掲げるクルドスコープ、D 3 1 7 に掲
げる膀胱尿道^{ぼうこう}ファイバースコープ、D 3 1 7
－ 2 に掲げる膀胱尿道^{ぼうこう}鏡検査、D 3 1 8 に掲
げる尿管カテーテル法（ファイバースコープ
によるもの）（両側）、D 3 1 9 に掲げる腎
盂尿管ファイバースコープ（片側）、D 3 2
0 に掲げるヒステロスコピー、D 3 2 1 に掲
げるコルポスコピー、D 3 2 2 に掲げる子宮
ファイバースコープ、D 3 2 3 に掲げる乳管
鏡検査、D 3 2 4 に掲げる血管内視鏡検査、
D 3 2 5 に掲げる肺臓カテーテル法、肝臓カ

テール法、^{すい}膵臓カテール法、D 4 0 1 に掲げる脳室^{せん}穿刺、D 4 0 2 に掲げる後頭下^{せん}穿刺、D 4 0 3 に掲げる腰椎^{せん}穿刺、胸椎^{せん}穿刺、頸椎^{けん}穿刺（脳脊髄圧測定を含む。）、D 4 0 4 に掲げる骨髓^{せん}穿刺、D 4 0 4 - 2 に掲げる骨髓生検、D 4 0 5 に掲げる関節^{せん}穿刺（片側）、D 4 0 6 に掲げる上顎洞^{せん}穿刺（片側）、D 4 0 6 - 2 に掲げる扁桃^{へん}周囲炎又は扁桃^{へん}周囲膿瘍^{のう}における試験^{せん}穿刺（片側）、D 4 0 7 に掲げる腎嚢^{のう}胞又は水腎症^{せん}穿刺、D 4 0 8 に掲げるダグラス^か窩^{せん}穿刺、D 4 0 9 に掲げるリンパ^{せん}節等穿刺又は針生検、D 4 0 9 - 2 に掲げるセンチネルリンパ^{せん}節生検（片側）、D 4 1 0 に掲げる乳腺^{せん}穿刺又は針生検（片側）、D 4 1 1 に掲げる甲状腺^{せん}穿刺又は針生検、D 4 1 2 に掲げる経皮的針生検法（透視、心電図検査及び超音波検査を含む。）、D 4 1 2 - 2 に掲げる経皮的腎^{けん}生検法、D 4 1 2 - 3 に掲げる経頸^{けん}静脈的肝生検、D 4 1 3 に掲げる前立腺^{けん}針生検法、D 4 1 4 に掲げる内視鏡下生検法（1 臓器につき）、D 4 1 4 - 2 に掲げる超音波内視鏡下^{せん}穿刺吸引生検法（EUS - FNA）、D 4 1 5 に掲げる経気管肺生検法、D 4 1 5 - 2 に掲げる超音波気管支^{せん}鏡下^{せん}穿刺吸引生検法（EBUS - TBNA）、D 4 1 5 - 3 に掲げる経気管肺生検法（ナビゲーションによるもの）、D 4 1 5 - 4 に掲げる経気管肺生検法（仮想気管支鏡を用いた場合）、D 4 1 5 - 5 に掲げる経気管支凍結生検法、D 4 1 6 に掲げる臓器^{せん}穿刺、組織採取、D 4 1 7 に掲げる組織試験採取、切採法

、D 4 1 8 に掲げる子宮腔部等からの検体採取、D 4 1 9 に掲げるその他の検体採取、D 4 1 9－2 に掲げる眼内液（前房水・硝子体液）検査、D 5 0 0 に掲げる薬剤（区分番号 D 2 0 6 に掲げる心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）、D 2 9 5 に掲げる関節鏡検査（片側）、D 2 9 6 に掲げる喉頭直達鏡検査、D 2 9 6－2 に掲げる鼻咽腔直達鏡検査、D 2 9 6－3 に掲げる内視鏡用テレスコープを用いた咽頭画像等解析（インフルエンザの診断の補助に用いるもの）、D 2 9 8 に掲げる嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコープ（部位を問わず一連につき）、D 2 9 8－2 に掲げる内視鏡下嚥下機能検査、D 2 9 9 に掲げる喉頭ファイバースコープ、D 3 0 0 に掲げる中耳ファイバースコープ、D 3 0 0－2 に掲げる顎関節鏡検査（片側）、D 3 0 2 に掲げる気管支ファイバースコープ、D 3 0 2－2 に掲げる気管支カテーテル気管支肺胞洗浄法検査、D 3 0 3 に掲げる胸腔鏡検査、D 3 0 4 に掲げる縦隔鏡検査、D 3 0 6 に掲げる食道ファイバースコープ、D 3 0 8 に掲げる胃・十二指腸ファイバースコープ、D 3 0 9 に掲げる胆道ファイバースコープ、D 3 1 0 に掲げる小腸内視鏡検査、D 3 1 0－2 に掲げる消化管通過性検査、D 3 1 1 に掲げる直腸鏡検査、D 3 1 1－2 に掲げる肛門鏡検査、D 3 1 2 に掲げる直腸ファイバースコープ、D 3 1 2－2 に掲げる回腸囊ファイバースコープ、D 3 1 3 に掲げる大腸内視鏡検査、D 3 1 4 に掲げ

る腹腔鏡検査、D 3 1 5に掲げる腹腔ファイバースコープ、D 3 1 6に掲げるクルドスコープ、D 3 1 7に掲げる膀胱尿道ファイバースコープ、D 3 1 7-2に掲げる膀胱尿道鏡検査、D 3 1 8に掲げる尿管カテーテル法（ファイバースコープによるもの）（両側）、D 3 1 9に掲げる腎盂尿管ファイバースコープ（片側）、D 3 2 0に掲げるヒステロスコープ、D 3 2 1に掲げるコルポスコープ、D 3 2 2に掲げる子宮ファイバースコープ、D 3 2 3に掲げる乳管鏡検査、D 3 2 4に掲げる血管内視鏡検査、D 3 2 5に掲げる肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、脾臓カテーテル法、D 4 0 1に掲げる脳室穿刺、D 4 0 2に掲げる後頭下穿刺、D 4 0 3に掲げる腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺（脳脊髄圧測定を含む。）、D 4 0 4に掲げる骨髓穿刺、D 4 0 4-2に掲げる骨髓生検、D 4 0 5に掲げる関節穿刺（片側）、D 4 0 6に掲げる上顎洞穿刺（片側）、D 4 0 6-2に掲げる扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試験穿刺（片側）、D 4 0 7に掲げる腎嚢胞又は水腎症穿刺、D 4 0 8に掲げるダグラス窩穿刺、D 4 0 9に掲げるリンパ節等穿刺又は針生検、D 4 0 9-2に掲げるセンチネルリンパ節生検（片側）、D 4 1 0に掲げる乳腺穿刺又は針生検（片側）、D 4 1 1に掲げる甲状腺穿刺又は針生検、D 4 1 2に掲げる経皮的針生検法（透視、心電図検査及び超音波検査を含む。）、D 4 1 2-2に掲げる経皮的腎生検法、D 4 1 2-3に掲げる経頸静脈的肝生

検、D 4 1 3 に掲げる前立腺針生検法、D 4 1 4 に掲げる内視鏡下生検法（1 臓器につき）、D 4 1 4 - 2 に掲げる超音波内視鏡下穿刺吸引生検法（EUS-FNA）、D 4 1 5 に掲げる経気管肺生検法、D 4 1 5 - 2 に掲げる超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法（EBUS-TBNA）、D 4 1 5 - 3 に掲げる経気管肺生検法（ナビゲーションによるもの）、D 4 1 5 - 4 に掲げる経気管肺生検法（仮想気管支鏡を用いた場合）、D 4 1 5 - 5 に掲げる経気管支凍結生検法、D 4 1 6 に掲げる臓器穿刺、組織採取、D 4 1 7 に掲げる組織試験採取、切採法、D 4 1 8 に掲げる子宮腔部等からの検体採取、D 4 1 9 に掲げるその他の検体採取及びD 4 1 9 - 2 に掲げる眼内液（前房水・硝子体液）検査に係るものに限る。）及びD 6 0 0 に掲げる特定保険医療材料（区分番号D 2 0 6 に掲げる心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）、D 2 9 5 に掲げる関節鏡検査（片側）、D 2 9 6 に掲げる喉頭直達鏡検査、D 2 9 6 - 2 に掲げる鼻咽腔直達鏡検査、D 2 9 6 - 3 に掲げる内視鏡用テレスコープを用いた咽頭画像等解析（インフルエンザの診断の補助に用いるもの）、D 2 9 8 に掲げる嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコピー（部位を問わず一連につき）、D 2 9 8 - 2 に掲げる内視鏡下嚥下機能検査、D 2 9 9 に掲げる喉頭ファイバースコピー、D 3 0 0 に掲げる中耳ファイバースコピー、D 3 0 0 - 2 に掲げる顎関節鏡検査（片側）、D 3 0 2 に掲

げる気管支ファイバースコピー、D 3 0 2－
2に掲げる気管支カテーテル気管支肺胞洗浄
法検査、D 3 0 3に掲げる胸腔鏡検査、D 3
0 4に掲げる縦隔鏡検査、D 3 0 6に掲げる
食道ファイバースコピー、D 3 0 8に掲げる
胃・十二指腸ファイバースコピー、D 3 0 9
に掲げる胆道ファイバースコピー、D 3 1 0
に掲げる小腸内視鏡検査、D 3 1 0－2に掲
げる消化管通過性検査、D 3 1 1に掲げる直
腸鏡検査、D 3 1 1－2に掲げる肛門鏡検査
、D 3 1 2に掲げる直腸ファイバースコピー
、D 3 1 2－2に掲げる回腸囊ファイバース
コピー、D 3 1 3に掲げる大腸内視鏡検査、
D 3 1 4に掲げる腹腔鏡検査、D 3 1 5に掲
げる腹腔ファイバースコピー、D 3 1 6に掲
げるクルドスコピー、D 3 1 7に掲げる膀胱
尿道ファイバースコピー、D 3 1 7－2に掲
げる膀胱尿道鏡検査、D 3 1 8に掲げる尿管
カテーテル法（ファイバースコープによるも
の）（両側）、D 3 1 9に掲げる腎盂尿管フ
ァイバースコピー（片側）、D 3 2 0に掲げ
るヒステロスコピー、D 3 2 1に掲げるコル
ポスコピー、D 3 2 2に掲げる子宮ファイバ
ースコピー、D 3 2 3に掲げる乳管鏡検査、
D 3 2 4に掲げる血管内視鏡検査、D 3 2 5
に掲げる肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル
法、脾臓カテーテル法、D 4 0 1に掲げる脳
室穿刺、D 4 0 2に掲げる後頭下穿刺、D 4
0 3に掲げる腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺
（脳脊髄圧測定を含む。）、D 4 0 4に掲げ
る骨髓穿刺、D 4 0 4－2に掲げる骨髓生検

ホ 第4部画像診断（通則第4号及び第6号に

、D405に掲げる関節^{せん}穿刺（片側）、D406に掲げる上顎^{のう}洞^{せん}穿刺（片側）、D406-2に掲げる扁桃^{へん}周囲^{のう}炎又は扁桃^{せん}周囲^{のう}膿瘍^{のう}における試験^{せん}穿刺（片側）、D407に掲げる腎^{のう}嚢^{せん}胞又は水腎^{せん}症^{せん}穿刺、D408に掲げるダグラス^か窩^{せん}穿刺、D409に掲げるリンパ^{せん}節等^{せん}穿刺又は針^{せん}生^{せん}検、D409-2に掲げるセンチネル^{せん}リンパ^{せん}節^{せん}生^{せん}検（片側）、D410に掲げる乳腺^{せん}穿刺又は針^{せん}生^{せん}検（片側）、D411に掲げる甲状腺^{せん}穿刺又は針^{せん}生^{せん}検、D412に掲げる経^{せん}皮的^{せん}針^{せん}生^{せん}検法（透視、心電^{せん}図^{せん}検査及び超音^{せん}波^{せん}検査を含む。））、D412-2に掲げる経^{せん}皮的^{せん}腎^{せん}生^{せん}検法、D412-3に掲げる経^{せん}頸^{せん}静^{せん}脈^{せん}的^{せん}肝^{せん}生^{せん}検、D413に掲げる前立^{せん}腺^{せん}針^{せん}生^{せん}検法、D414に掲げる内視^{せん}鏡^{せん}下^{せん}生^{せん}検法（1臓^{せん}器^{せん}につき）、D414-2に掲げる超^{せん}音^{せん}波^{せん}内視^{せん}鏡^{せん}下^{せん}穿^{せん}刺^{せん}吸^{せん}引^{せん}生^{せん}検法（EUS-FNA）、D415に掲げる経^{せん}気^{せん}管^{せん}肺^{せん}生^{せん}検法、D415-2に掲げる超^{せん}音^{せん}波^{せん}気^{せん}管^{せん}支^{せん}鏡^{せん}下^{せん}穿^{せん}刺^{せん}吸^{せん}引^{せん}生^{せん}検法（EBUS-TBNA）、D415-3に掲げる経^{せん}気^{せん}管^{せん}肺^{せん}生^{せん}検法（ナビゲーションによるもの）、D415-4に掲げる経^{せん}気^{せん}管^{せん}肺^{せん}生^{せん}検法（仮想^{せん}気^{せん}管^{せん}支^{せん}鏡^{せん}を用いた場合）、D415-5に掲げる経^{せん}気^{せん}管^{せん}支^{せん}凍^{せん}結^{せん}生^{せん}検法、D416に掲げる臓^{せん}器^{せん}穿^{せん}刺、組^{せん}織^{せん}採^{せん}取、D417に掲げる組^{せん}織^{せん}試^{せん}験^{せん}採^{せん}取、切^{せん}採^{せん}法、D418に掲げる子宮^{せん}腔^{せん}部^{せん}等^{せん}からの検^{せん}体^{せん}採^{せん}取、D419に掲げるその他の検^{せん}体^{せん}採^{せん}取及びD419-2に掲げる眼^{せん}内^{せん}液^{せん}（前^{せん}房^{せん}水^{せん}・硝^{せん}子^{せん}体^{せん}液^{せん}）検^{せん}査^{せん}に係^{せん}るものに限^{せん}る。）を除^{せん}く。）

ホ 第4部画像診断（通則第4号及び第6号に

掲げる画像診断管理加算 1、通則第 5 号及び第 8 号に掲げる画像診断管理加算 2、画像診断管理加算 3 及び画像診断管理加算 4、通則第 7 号に掲げる画像診断管理加算 2（一部委託を行う場合）並びに区分番号 E 0 0 3（3 のイ（注 1 及び注 2 を含む。）に限る。）、E 3 0 0 に掲げる薬剤（区分番号 E 0 0 3（3 のイ（注 1 及び注 2 を含む。）に限る。）に係るものに限る。）並びに E 4 0 1 に掲げる特定保険医療材料（区分番号 E 0 0 3（3 のイ（注 1 及び注 2 を含む。）に限る。）に係るものに限る。）を除く。）

ヘ 第 5 部投薬（除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）

ト 第 6 部注射（区分番号 G 0 2 0 に掲げる無菌製剤処理料を除く。）

チ 第 7 部第 2 節薬剤料

リ 第 8 部第 2 節薬剤料

ヌ 第 9 部処置（区分番号 J 0 0 1（5 に限る。））、J 0 0 3、J 0 0 3－3、J 0 0 3－4、J 0 0 7－2、J 0 1 0－2、J 0 1 7、J 0 1 7－2、J 0 2 7、J 0 3 4、J 0 3 4－3、J 0 3 8 から J 0 4 2 まで、J 0 4 3－6、J 0 4 3－7、J 0 4 5（3 のイに限る。）、J 0 4 5－2、J 0 4 5－3、J 0 4 7、J 0 4 7－2、J 0 4 9、J 0 5 2－2、J 0 5 4－2、J 0 6 2、J 0 6 2－2、J 1 1 6－5、J 1 1 8－4、J 1 2 2（4 から 6 までに限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J 1 2 3 から J 1 2 8

掲げる画像診断管理加算 1、通則第 5 号及び第 7 号に掲げる画像診断管理加算 2、画像診断管理加算 3 及び画像診断管理加算 4、区分番号 E 0 0 3 に掲げる造影剤注入手技（3 のイ（注 1 及び注 2 を含む。）に限る。）、E 3 0 0 に掲げる薬剤（区分番号 E 0 0 3 に掲げる造影剤注入手技（3 のイ（注 1 及び注 2 を含む。）に限る。）に係るものに限る。）並びに E 4 0 1 に掲げる特定保険医療材料（区分番号 E 0 0 3 に掲げる造影剤注入手技（3 のイ（注 1 及び注 2 を含む。）に限る。）に係るものに限る。）を除く。）

ヘ 第 5 部投薬（除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）

ト 第 6 部注射（区分番号 G 0 2 0 に掲げる無菌製剤処理料を除く。）

チ 第 7 部第 2 節薬剤料

リ 第 8 部第 2 節薬剤料

ヌ 第 9 部処置（区分番号 J 0 0 1 に掲げる熱傷処置（5 に限る。））、J 0 0 3 に掲げる局所陰圧閉鎖処置（入院）、J 0 0 3－3 に掲げる局所陰圧閉鎖処置（腹部開放創）、J 0 0 3－4 に掲げる多血小板血^{しょう}漿^{しょう}処置、J 0 0 7－2 に掲げる硬膜外自家血^{のうせん}注入、J 0 1 0－2 に掲げる経皮的肝^{のう}膿^{せん}瘍等穿刺術、J 0 1 7 に掲げるエタノールの局所注入、J 0 1 7－2 に掲げるリンパ管腫局所注入、J 0 2 7 に掲げる高気圧酸素治療、J 0 3 4－3 に掲げる内視鏡的結腸軸捻転解除術、J 0 3 8 に掲げる人工腎臓、J 0 3 8－2 に掲げる持^く続^{しょう}緩徐式血液濾過、J 0 3 9 に掲げる血^く漿^{しょう}

まで（既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J 1 2 9（2に限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J 1 2 9－2（2に限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J 3 0 0に掲げる薬剤（区分番号J 0 0 1（5に限る。）、J 0 0 3、J 0 0 3－3、J 0 0 3－4、J 0 0 7－2、J 0 1 0－2、J 0 1 7、J 0 1 7－2、J 0 2 7、J 0 3 4、J 0 3 4－3、J 0 3 8からJ 0 4 2まで、J 0 4 3－6、J 0 4 3－7、J 0 4 5（3のイに限る。）、J 0 4 5－2、J 0 4 5－3、J 0 4 7、J 0 4 7－2、J 0 4 9、J 0 5 2－2、J 0 5 4－2、J 0 6 2、J 0 6 2－2、J 1 1 6－5、J 1 1 8－4、J 1 2 2（4から6までに限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J 1 2 3からJ 1 2 8まで（既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J 1 2 9（2に限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）及びJ 1 2 9－2（2に限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）に係るものに限る。）及びJ 4 0 0に掲げる特定保険医療材料（区分番号J 0 0 1（5に限る。）、J 0 0 3、J 0 0 3－3、J 0 0 3－4、J 0 0 7－2、J 0 1 0－2、J 0 1 7、J 0 1

交換療法、J 0 4 0に掲げる局所灌流、J 0 4 1に掲げる吸着式血液浄化法、J 0 4 1－2に掲げる血球成分除去療法、J 0 4 2に掲げる腹膜灌流、J 0 4 3－6に掲げる人工膝臓療法、J 0 4 3－7に掲げる経会陰的放射線治療用材料局所注入、J 0 4 5－2に掲げる一酸化窒素吸入療法、J 0 4 7に掲げるカウンターストック、J 0 4 7－2に掲げる心腔内除細動、J 0 4 9に掲げる食道圧迫止血チューブ挿入法、J 0 5 2－2に掲げる熱傷温浴療法、J 0 5 4－2に掲げる皮膚レーザー照射療法、J 0 6 2に掲げる腎盂内注入（尿管カテーテル法を含む。）、J 1 1 6－5に掲げる酵素注射療法、J 1 1 8－4に掲げる歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）、J 1 2 2に掲げる四肢ギプス包帯（4から6までに限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J 1 2 3に掲げる体幹ギプス包帯（既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J 1 2 4に掲げる鎖骨ギプス包帯（片側）（既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J 1 2 5に掲げるギプスベッド（既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J 1 2 6に掲げる斜頸矯正ギプス包帯（既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J 1 2 7に掲げる先天性股関節脱臼ギプス包帯（既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場

7-2、J027、J034、J034-3、J038からJ042まで、J043-6、J043-7、J045（3のイに限る。））、J045-2、J045-3、J047、J047-2、J049、J052-2、J054-2、J062、J062-2、J116-5、J118-4、J122（4から6までに限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J123からJ128まで（既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J129（2に限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）及びJ129-2（2に限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）に係るものに限る。）を除く。）

合を除く。）、J128に掲げる脊椎側弯^{わん}矯正ギプス包帯（既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J129に掲げる義肢採型法（2に限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J129-2に掲げる練習用仮義足又は仮義手採型法（2に限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J300に掲げる薬剤（区分番号J001に掲げる熱傷^{ねい}処置（5に限る。）、J003に掲げる局所陰圧閉鎖^{しやう}処置（入院）、J003-3に掲げる局所陰圧閉鎖^{しやう}処置（腹部開放創）、J003-4に掲げる多血小板血^{しやう}漿^{じやう}処置、J007-2に掲げる硬膜外自家血注入、J010-2に掲げる経皮的肝膿瘍^{のう}等穿刺^{せん}術、J017に掲げるエタノールの局所注入、J017-2に掲げるリンパ管腫局所注入、J027に掲げる高気圧酸素治療、J034-3に掲げる内視鏡的結腸軸捻転解除術、J038に掲げる人工腎臓^{じん}、J038-2に掲げる持続緩徐式血液濾過、J039に掲げる血^{しやう}漿^{じやう}交換療法、J040に掲げる局所灌流^{かん}、J041に掲げる吸着式血液浄化法、J041-2に掲げる血球成分除去療法、J042に掲げる腹膜灌流、J043-6に掲げる人工脾臓^{すい}療法、J043-7に掲げる経会陰的放射線治療用材料局所注入、J045-2に掲げる一酸化窒素吸入療法、J047に掲げるカウンターショック、J047-2に掲げる心腔^{くう}内除細動、J049

に掲げる食道圧迫止血チューブ挿入法、J 0 5 2－2に掲げる熱傷温浴療法、J 0 5 4－2に掲げる皮膚レーザー照射療法、J 0 6 2に掲げる腎盂内注入（尿管カテーテル法を含む。）、J 1 1 6－5に掲げる酵素注射療法、J 1 1 8－4に掲げる歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）、J 1 2 2に掲げる四肢ギプス包帯（4から6までに限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J 1 2 3に掲げる体幹ギプス包帯（既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J 1 2 4に掲げる鎖骨ギプス包帯（片側）（既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J 1 2 5に掲げるギプスベッド（既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J 1 2 6に掲げる斜頸矯正ギプス包帯（既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J 1 2 7に掲げる先天性股関節脱臼ギプス包帯（既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J 1 2 8に掲げる脊椎側弯矯正ギプス包帯（既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）、J 1 2 9に掲げる義肢採型法（2に限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く。）及びJ 1 2 9－2に掲げる練習用仮義足又は仮義手採型法（2に限る。ただし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレ

として切割使用した場合を除く。)に係るものに限る。)及びJ400に掲げる特定保険医療材料(区分番号J001に掲げる熱傷処置(5に限る。)、J003に掲げる局所陰圧閉鎖処置(入院)、J003-3に掲げる局所陰圧閉鎖処置(腹部開放創)、J003-4に掲げる多血小板血漿^{じようけつ}処置、J007-2に掲げる硬膜外自家血注入、J010-2に掲げる経皮的肝膿瘍^{のうせん}等穿刺術、J017に掲げるエタノールの局所注入、J017-2に掲げるリンパ管腫局所注入、J027に掲げる高気圧酸素治療、J034-3に掲げる内視鏡的結腸軸捻転解除術、J038に掲げる人工腎臓、J038-2に掲げる持続緩徐式血液濾過、J039に掲げる血漿交換療法、J040に掲げる局所灌流、J041に掲げる吸着式血液浄化法、J041-2に掲げる血球成分除去療法、J042に掲げる腹膜灌流、J043-6に掲げる人工脾臓療法、J043-7に掲げる経会陰的放射線治療用材料局所注入、J045-2に掲げる一酸化窒素吸入療法、J047に掲げるカウンターショック、J047-2に掲げる心腔内除細動、J049に掲げる食道圧迫止血チューブ挿入法、J052-2に掲げる熱傷温浴療法、J054-2に掲げる皮膚レーザー照射療法、J062に掲げる腎盂^う内注入(尿管カテーテル法を含む。)、J116-5に掲げる酵素注射療法、J118-4に掲げる歩行運動処置(ロボットスーツによるもの)、J122に掲げる四肢ギプス包帯(4から6

ル 第13部第1節病理標本作製料（区分番号N
003に掲げる術中迅速病理組織標本作製（
1手術につき）を除く。）

6 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るた
めの看護業務の補助の体制その他の事項につき別
に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している

までに限る。ただし、既装着のギプス包帯を
ギプスシャーレとして切割使用した場合を除
く。）、J123に掲げる体幹ギプス包帯（
既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして
切割使用した場合を除く。）、J124に掲
げる鎖骨ギプス包帯（片側）（既装着のギプ
ス包帯をギプスシャーレとして切割使用した
場合を除く。）、J125に掲げるギプスベ
ッド（既装着のギプス包帯をギプスシャーレ
として切割使用した場合を除く。）、J12
6に掲げる斜頸矯正ギプス包帯（既装着のギ
プス包帯をギプスシャーレとして切割使用し
た場合を除く。）、J127に掲げる先天性
股関節脱臼ギプス包帯（既装着のギプス包帯
をギプスシャーレとして切割使用した場合を
除く。）、J128に掲げる脊椎側弯矯正ギ
プス包帯（既装着のギプス包帯をギプスシャ
ーレとして切割使用した場合を除く。）、J
129に掲げる義肢採型法（2に限る。た
だし、既装着のギプス包帯をギプスシャーレ
として切割使用した場合を除く。）及びJ12
9-2に掲げる練習用仮義足又は仮義手採型
法（2に限る。ただし、既装着のギプス包帯
をギプスシャーレとして切割使用した場合を
除く。）に係るものに限る。）を除く。）

ル 第13部第1節病理標本作製料（区分番号N
003に掲げる術中迅速病理組織標本作製（
1手術につき）を除く。）

5 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るた
めの看護業務の補助の体制その他の事項につき別
に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している

ものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、看護補助体制加算として、当該基準に係る区分に従い、入院した日から起算して14日を限度として、それぞれ所定点数に加算する。

- イ 25対1看護補助体制加算（看護補助者5割以上） 240点
- ロ 25対1看護補助体制加算（看護補助者5割未満） 220点
- ハ 50対1看護補助体制加算 200点
- ニ 75対1看護補助体制加算 160点

7 夜間における看護業務の補助の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（看護補助体制加算を算定する患者に限る。）については、夜間看護補助体制加算として、当該基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。

- イ 夜間30対1看護補助体制加算 125点
- ロ 夜間50対1看護補助体制加算 120点
- ハ 夜間100対1看護補助体制加算 105点

8 夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（看護補助体制加算を算定する患者に限る。）については、夜間看護体制加算として、71点を更に所定点数に加算する。

9 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るための看護業務の補助に係る十分な体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院し

ものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、看護補助体制加算として、当該基準に係る区分に従い、入院した日から起算して14日を限度として、それぞれ所定点数に加算する。

- イ 25対1看護補助体制加算（看護補助者5割以上） 240点
- ロ 25対1看護補助体制加算（看護補助者5割未満） 220点
- ハ 50対1看護補助体制加算 200点
- ニ 75対1看護補助体制加算 160点

6 夜間における看護業務の補助の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（看護補助体制加算を算定する患者に限る。）については、夜間看護補助体制加算として、当該基準に係る区分に従い、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ更に所定点数に加算する。

- イ 夜間30対1看護補助体制加算 125点
- ロ 夜間50対1看護補助体制加算 120点
- ハ 夜間100対1看護補助体制加算 105点

7 夜間における看護業務の体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（看護補助体制加算を算定する患者に限る。）については、夜間看護体制加算として、71点を更に所定点数に加算する。

8 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るための看護業務の補助に係る十分な体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院し

ている患者（看護補助体制加算を算定する患者に限る。）については、看護補助・患者ケア体制充実加算として、当該基準に係る区分に従い、1日につきそれぞれ更に所定点数に加算する。ただし、当該患者について、身体的拘束を実施した日は、看護補助・患者ケア体制充実加算3の例により所定点数に加算する。

- イ 看護補助・患者ケア体制充実加算1 25点
- ロ 看護補助・患者ケア体制充実加算2 15点
- ハ 看護補助・患者ケア体制充実加算3 5点

10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、看護職員夜間配置加算として、当該基準に係る区分に従い、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。

- イ 看護職員夜間12対1配置加算
 - (1) 看護職員夜間12対1配置加算1 110点
 - (2) 看護職員夜間12対1配置加算2 90点
- ロ 看護職員夜間16対1配置加算
 - (1) 看護職員夜間16対1配置加算1 70点
 - (2) 看護職員夜間16対1配置加算2 45点

11 リハビリテーション、栄養管理及び口腔^{くわう}管理を連携・推進する体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い
リハビリテーション・栄養・口腔^{くわう}連携加算として、リハビリテーション、栄養管理及び口腔^{くわう}管理に係る計画を作成した日から起算して14日を限度として次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算

ている患者（看護補助体制加算を算定する患者に限る。）については、看護補助体制充実加算として、当該基準に係る区分に従い、1日につきそれぞれ更に所定点数に加算する。ただし、当該患者について、身体的拘束を実施した日は、看護補助体制充実加算3の例により所定点数に加算する。

- イ 看護補助体制充実加算1 25点
- ロ 看護補助体制充実加算2 15点
- ハ 看護補助体制充実加算3 5点

9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、看護職員夜間配置加算として、当該基準に係る区分に従い、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。

- イ 看護職員夜間12対1配置加算
 - (1) 看護職員夜間12対1配置加算1 110点
 - (2) 看護職員夜間12対1配置加算2 90点
- ロ 看護職員夜間16対1配置加算
 - (1) 看護職員夜間16対1配置加算1 70点
 - (2) 看護職員夜間16対1配置加算2 45点

10 リハビリテーション、栄養管理及び口腔^{くわう}管理を連携・推進する体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、リハビリテーション・栄養・口腔^{くわう}連携加算として、リハビリテーション、栄養管理及び口腔^{くわう}管理に係る計画を作成した日から起算して14日を限度として80点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号A233-2

する。この場合において、区分番号A 2 3 3 - 2 に掲げる栄養サポートチーム加算は別に算定できない。

イ リハビリテーション・栄養・口腔^{くわう}連携加算 1
110点

ロ リハビリテーション・栄養・口腔^{くわう}連携加算 2
50点

A 3 0 5 一類感染症患者入院医療管理料（1日につき）

1 14日以内の期間 9,732点

2 15日以上期間 8,466点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た感染症法第6条第13項に規定する特定感染症指定医療機関又は同条第14項に規定する第一種感染症指定医療機関である保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める感染症患者に対して入院医療管理が行われた場合に算定する。なお、同法第19条及び第20条の規定に係る入院の期間を超えた期間は算定しない。

2 第1章基本診療料並びに第2章第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、一類感染症患者入院医療管理料に含まれるものとする。

イ 入院基本料

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、口腔^{くわう}管理連携加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、^{じよくそう}褥瘡ハイリスク患者ケア加算、データ提出

に掲げる栄養サポートチーム加算は別に算定できない。

（新設）

（新設）

A 3 0 5 一類感染症患者入院医療管理料（1日につき）

1 14日以内の期間 9,413点

2 15日以上期間 8,147点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た感染症法第6条第13項に規定する特定感染症指定医療機関又は同条第14項に規定する第一種感染症指定医療機関である保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める感染症患者に対して入院医療管理が行われた場合に算定する。なお、同法第19条及び第20条の規定に係る入院の期間を超えた期間は算定しない。

2 第1章基本診療料並びに第2章第9部処置及び第13部病理診断のうち次に掲げるものは、一類感染症患者入院医療管理料に含まれるものとする。

イ 入院基本料

ロ 入院基本料等加算（臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、^{じよくそう}褥瘡ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算、入退院支援加算（

	加算、入退院支援加算（1のイに限る。）、医療的ケア児（者）入院前支援加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）		1のイに限る。）、医療的ケア児（者）入院前支援加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）
	ハ 酸素吸入（使用した酸素及び室素の費用を除く。）		ハ 酸素吸入（使用した酸素及び室素の費用を除く。）
	ニ 留置カテーテル設置		ニ 留置カテーテル設置
	ホ 第13部第1節の病理標本作製料		ホ 第13部第1節の病理標本作製料
A 3 0 6	特殊疾患入院医療管理料（1日につき） <u>2,172点</u>	A 3 0 6	特殊疾患入院医療管理料（1日につき） <u>2,090点</u>
	注1 重度の障害者（重度の意識障害者を含む。） 、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を主として入院させる病室に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（療養病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院施設管理加算又は特殊疾患病棟入院料を算定する病棟を有しないものに限る。）に入院している患者について、所定点数を算定する。		注1 重度の障害者（重度の意識障害者を含む。） 、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を主として入院させる病室に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（療養病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院施設管理加算又は特殊疾患病棟入院料を算定する病棟を有しないものに限る。）に入院している患者について、所定点数を算定する。
	2 当該病室に入院している患者が人工呼吸器を使用している場合は、1日につき所定点数に600点を加算する。		2 当該病室に入院している患者が人工呼吸器を使用している場合は、1日につき所定点数に600点を加算する。
	3 当該患者が、他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A 2 4 6に掲げる入退院支援加算3を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。		3 当該患者が、他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A 2 4 6に掲げる入退院支援加算3を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。
	4 当該病室に入院する重度の意識障害（脳卒中の後遺症であるものに限る。）の患者であって、基本診療料の施設基準等第5の3 (i) の口に規		4 当該病室に入院する重度の意識障害（脳卒中の後遺症であるものに限る。）の患者であって、基本診療料の施設基準等第5の3 (i) の口に規

定する医療区分2の患者又は第6の3②のロの④に規定する医療区分1の患者に相当するものについては、注1の規定にかかわらず、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。

イ 医療区分2の患者に相当するもの

2,009点

ロ 医療区分1の患者に相当するもの

1,843点

5 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、特定薬剤治療環境特別加算、口腔管理連携加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、身体的拘束最小化推進体制加算、データ提出加算、入院支援加算（1のハ及び2のロに限る。）、医療的ケア児（者）入院前支援加算、認知症ケア加算及び排尿自立支援加算、第14部その他並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、特殊疾患入院医療管理料に含まれるものとする。

6 当該病室に入院する脳卒中、脳卒中の後遺症又は廃用症候群の患者（脳卒中又は廃用症候群の発症前から重度の肢体不自由児（者）であった患者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を除く。）であって、基本診療料の施設基準等第5の3①のロに規定する医療区分2の患者又は第6の3②のロの④に規定する医療区分1の患者に相当するものについ

定する医療区分2の患者又は第6の3②のロの④に規定する医療区分1の患者に相当するものについては、注1の規定にかかわらず、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。

イ 医療区分2の患者に相当するもの

1,927点

ロ 医療区分1の患者に相当するもの

1,761点

5 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、医師事務作業補助体制加算、特定感染症患者療養環境特別加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、データ提出加算、入院支援加算（1のロ及び2のロに限る。）、医療的ケア児（者）入院前支援加算、認知症ケア加算及び排尿自立支援加算、第14部その他並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、特殊疾患入院医療管理料に含まれるものとする。

6 当該病室に入院する脳卒中又は脳卒中の後遺症の患者（重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を除く。）であって、基本診療料の施設基準等第5の3①のロに規定する医療区分2の患者又は第6の3②のロの④に規定する医療区分1の患者に相当するものについては、注1の規定にかかわらず、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。

ては、注1の規定にかかわらず、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。

イ 医療区分2の患者に相当するもの

1,816点

ロ 医療区分1の患者に相当するもの

1,670点

7 当該病棟に入院している患者のうち、区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J038-2に掲げる持続緩徐式血液濾過、区分番号J039に掲げる血漿交換療法又は区分番号J042に掲げる腹膜灌流を行っている慢性腎臓病の患者（注4及び注6に規定する点数を算定する患者を除く。）であって、基本診療料の施設基準等第5の3(ロ)のロに規定する医療区分2の患者に相当するものについては、注1の規定にかかわらず、2,093点を算定する。

A307 小児入院医療管理料（1日につき）

1 小児入院医療管理料1	<u>5,216点</u>
2 小児入院医療管理料2	<u>4,486点</u>
3 小児入院医療管理料3	<u>4,022点</u>
4 小児入院医療管理料4	<u>3,361点</u>
5 小児入院医療管理料5	<u>2,357点</u>

注1 別に厚生労働大臣の定める小児を入院させる病棟又は施設に関する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た小児科を標榜する保険医療機関の病棟（療養病棟を除く。）に入院している15歳未満の小児（児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、20歳未満の者）について、当該基準に係る区分に従い、所定点数を算定する。ただし、小児入院医療管理料5を

イ 医療区分2の患者に相当するもの

1,734点

ロ 医療区分1の患者に相当するもの

1,588点

7 当該病棟に入院している患者のうち、区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J038-2に掲げる持続緩徐式血液濾過、区分番号J039に掲げる血漿交換療法又は区分番号J042に掲げる腹膜灌流を行っている慢性腎臓病の患者（注4及び注6に規定する点数を算定する患者を除く。）であって、基本診療料の施設基準等第5の3(ロ)のロに規定する医療区分2の患者に相当するものについては、注1の規定にかかわらず、2,011点を算定する。

A307 小児入院医療管理料（1日につき）

1 小児入院医療管理料1	<u>4,807点</u>
2 小児入院医療管理料2	<u>4,275点</u>
3 小児入院医療管理料3	<u>3,849点</u>
4 小児入院医療管理料4	<u>3,210点</u>
5 小児入院医療管理料5	<u>2,235点</u>

注1 別に厚生労働大臣の定める小児を入院させる病棟又は施設に関する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た小児科を標榜する保険医療機関の病棟（療養病棟を除く。）に入院している15歳未満の小児（児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、20歳未満の者）について、当該基準に係る区分に従い、所定点数を算定する。ただし、小児入院医療管理料5を

算定する病棟において、当該入院医療管理料に係る算定要件に該当しない患者が当該病棟（精神病棟に限る。）に入院した場合は、区分番号 A 1 0 3 に掲げる精神病棟入院基本料の精神病棟入院料の15対1入院基本料の例により算定する。

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の病棟において小児入院医療管理が行われた場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 保育士1名の場合	100点
ロ 保育士2名以上の場合	180点

- 3 当該病棟に入院している患者が人工呼吸器を使用している場合は、人工呼吸器使用加算として、1日につき600点を所定点数に加算する。

- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（小児入院医療管理料3、小児入院医療管理料4又は小児入院医療管理料5を算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 重症児受入体制加算1	200点
ロ 重症児受入体制加算2	280点

- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の病室において、造血幹細胞移植を実施する患者に対して、治療上の必要があつて

算定する病棟において、当該入院医療管理料に係る算定要件に該当しない患者が当該病棟（精神病棟に限る。）に入院した場合は、区分番号 A 1 0 3 に掲げる精神病棟入院基本料の15対1入院基本料の例により算定する。

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の病棟において小児入院医療管理が行われた場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 保育士1名の場合	100点
ロ 保育士2名以上の場合	180点

- 3 当該病棟に入院している患者が人工呼吸器を使用している場合は、人工呼吸器使用加算として、1日につき600点を所定点数に加算する。

- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者（小児入院医療管理料3、小児入院医療管理料4又は小児入院医療管理料5を算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 重症児受入体制加算1	200点
ロ 重症児受入体制加算2	280点

- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の病室において、造血幹細胞移植を実施する患者に対して、治療上の必要があつて

無菌治療室管理が行われた場合は、当該基準に係る区分に従い、90日を限度として、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、区分番号A 2 2 1－2小児療養環境特別加算を算定する場合は算定しない。

- イ 無菌治療管理加算 1 2,000点
- ロ 無菌治療管理加算 2 1,500点

6 当該病棟に入院している児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者又は同法第56条の6第2項に規定する障害児である患者について、当該保険医療機関の医師又は当該医師の指示に基づき薬剤師が、退院に際して当該患者又はその家族等に対して、退院後の薬剤の服用等に関する必要な指導を行った上で、保険薬局に対して、当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者に係る調剤に際して必要な情報等を文書により提供した場合は、退院時薬剤情報管理指導連携加算として、退院の日に1回に限り、150点を所定点数に加算する。

7 患者に対する支援体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の病棟に入院している患者について、養育支援体制加算として、入院初日に限り300点を所定点数に加算する。

8 当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、緊急に入院を必要とする小児患者を受け入れる体制の確保につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保

無菌治療室管理が行われた場合は、当該基準に係る区分に従い、90日を限度として、1日につき次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、区分番号A 2 2 1－2小児療養環境特別加算を算定する場合は算定しない。

- イ 無菌治療管理加算 1 2,000点
- ロ 無菌治療管理加算 2 1,500点

6 当該病棟に入院している児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者又は同法第56条の6第2項に規定する障害児である患者について、当該保険医療機関の医師又は当該医師の指示に基づき薬剤師が、退院に際して当該患者又はその家族等に対して、退院後の薬剤の服用等に関する必要な指導を行った上で、保険薬局に対して、当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者に係る調剤に際して必要な情報等を文書により提供した場合は、退院時薬剤情報管理指導連携加算として、退院の日に1回に限り、150点を所定点数に加算する。

7 患者に対する支援体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の病棟に入院している患者について、養育支援体制加算として、入院初日に限り300点を所定点数に加算する。

8 当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、緊急に入院を必要とする小児患者を受け入れる体制の確保につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保

険医療機関の病棟に入院している患者（小児入院医療管理料1又は小児入院医療管理料2を現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

- イ 時間外受入体制強化加算1 300点
- ロ 時間外受入体制強化加算2 180点

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（小児入院医療管理料1、小児入院医療管理料2又は小児入院医療管理料3を算定している患者に限る。）について、看護補助加算として、入院した日から起算して14日を限度として、151点を所定点数に加算する。この場合において、注10に掲げる看護補助体制充実加算は別に算定できない。

10 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るための看護業務の補助の体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（小児入院医療管理料1、小児入院医療管理料2又は小児入院医療管理料3を算定している患者に限る。）について、看護補助体制充実加算として、入院した日から起算して14日を限度として、156点を所定点数に加算する。

11 診療に係る費用（注2、注3及び注5から注10までに規定する加算、当該患者に対して行った第2章第1部医学管理等（区分番号B011-5に掲げるがんゲノムプロファイリング検査（造血器腫瘍又は類縁疾患を対象とする場合に

険医療機関の病棟に入院している患者（小児入院医療管理料1又は小児入院医療管理料2を現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

- イ 時間外受入体制強化加算1 300点
- ロ 時間外受入体制強化加算2 180点

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（小児入院医療管理料1、小児入院医療管理料2又は小児入院医療管理料3を算定している患者に限る。）について、看護補助加算として、入院した日から起算して14日を限度として、151点を所定点数に加算する。この場合において、注10に掲げる看護補助体制充実加算は別に算定できない。

10 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を図るための看護業務の補助の体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（小児入院医療管理料1、小児入院医療管理料2又は小児入院医療管理料3を算定している患者に限る。）について、看護補助体制充実加算として、入院した日から起算して14日を限度として、156点を所定点数に加算する。

11 診療に係る費用（注2、注3及び注5から注10までに規定する加算、当該患者に対して行った第2章第2部第2節在宅療養指導管理料、第3節薬剤料、第4節特定保険医療材料料、第5部投薬、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔

限る。)に限る。)、第2部第2節在宅療養指導管理料、第3節薬剤料、第4節特定保険医療材料料、第3部検査(区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査(造血器腫瘍又は類縁疾患を対象とする場合に限る。))に限る。)、第5部投薬、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療、第13部第2節病理診断・判断料及び第14部その他の費用並びに第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、特定薬剤治療環境特別加算、小児療養環境特別加算、緩和ケア診療加算、小児緩和ケア診療加算、がん拠点病院加算、口腔管理連携加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算、術後疼痛^{とう}管理チーム加算、病棟薬剤業務実施加算(1及び2に限る。))、データ提出加算、入退院支援加算(1のイ及び3に限る。))、医療的ケア児(者)入院前支援加算、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。)は、小児入院医療管理料1及び小児入院医療管理料2に含まれるものとする。

- 12 診療に係る費用(注2から注7まで、注9(小児入院医療管理料3を算定するものに限る。))及び注10(小児入院医療管理料3を算定するものに限る。))に規定する加算、当該患者に対

、第12部放射線治療、第13部第2節病理診断・判断料及び第14部その他の費用並びに第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、小児療養環境特別加算、緩和ケア診療加算、小児緩和ケア診療加算、がん拠点病院加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算、術後疼痛^{とう}管理チーム加算、病棟薬剤業務実施加算¹、データ提出加算、入退院支援加算(1のイ及び3に限る。))、医療的ケア児(者)入院前支援加算、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。)は、小児入院医療管理料1及び小児入院医療管理料2に含まれるものとする。

- 12 診療に係る費用(注2から注7まで、注9(小児入院医療管理料3を算定するものに限る。))及び注10(小児入院医療管理料3を算定するものに限る。))に規定する加算、当該患者に対

して行った第2章第1部医学管理等（区分番号B011-5に掲げるがんゲノムプロファイリング検査（造血器腫瘍又は類縁疾患を対象とする場合に限る。）に限る。）、第2部第2節在宅療養指導管理料、第3節薬剤料、第4節特定保険医療材料料、第3部検査（区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査（造血器腫瘍又は類縁疾患を対象とする場合に限る。）に限る。）、第5部投薬、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療、第13部第2節病理診断・判断料及び第14部その他の費用並びに第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、特定薬剤治療環境特別加算、小児療養環境特別加算、口腔管理連携加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算、術後疼痛管理チーム加算、病棟薬剤業務実施加算（1及び2に限る。）、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、医療的ケア児（者）入院前支援加算、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）は、小児入院医療管理料3及び小児入院医療管理料4に含まれるものとする。

- 13 診療に係る費用（注2から注7までに規定する加算、当該患者に対して行った第2章第1部

して行った第2章第2部第2節在宅療養指導管理料、第3節薬剤料、第4節特定保険医療材料料、第5部投薬、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療、第13部第2節病理診断・判断料及び第14部その他の費用並びに第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、小児療養環境特別加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算、術後疼痛管理チーム加算、病棟薬剤業務実施加算1、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、医療的ケア児（者）入院前支援加算、精神疾患診療体制加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算を除く。）は、小児入院医療管理料3及び小児入院医療管理料4に含まれるものとする。

- 13 診療に係る費用（注2から注7までに規定する加算、当該患者に対して行った第2章第2部

医学管理等（区分番号B011-5に掲げるがんゲノムプロファイリング検査（造血器腫瘍又は類縁疾患を対象とする場合に限る。）を除く。）を除く。）、第2部第2節在宅療養指導管理料、第3節薬剤料、第4節特定保険医療材料料、第3部検査（区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査（造血器腫瘍又は類縁疾患を対象とする場合に限る。）を除く。）、第5部投薬、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療、第13部第2節病理診断・判断料及び第14部その他の費用並びに第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、特定薬剤治療環境特別加算、小児療養環境特別加算、強度行動障害入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、口腔管理連携加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算、術後疼痛管理チーム加算、病棟薬剤業務実施加算（1及び2に限る。）、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、医療的ケア児（者）入院前支援加算、精神疾患診療体制加算（精神病棟を除く。）及び排尿自立支援加算を除く。）は、小児入院医療管理料5に含まれるものとする。

A308 回復期リハビリテーション病棟入院料（1日につき）

1 回復期リハビリテーション病棟入院料1

第2節在宅療養指導管理料、第3節薬剤料、第4節特定保険医療材料料、第5部投薬、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療、第13部第2節病理診断・判断料及び第14部その他の費用並びに第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、超急性期脳卒中加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、小児療養環境特別加算、強度行動障害入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算、術後疼痛管理チーム加算、病棟薬剤業務実施加算1、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）、医療的ケア児（者）入院前支援加算、精神疾患診療体制加算（精神病棟を除く。）及び排尿自立支援加算を除く。）は、小児入院医療管理料5に含まれるものとする。

A308 回復期リハビリテーション病棟入院料（1日につき）

1 回復期リハビリテーション病棟入院料1

- 2,346点
- (生活療養を受ける場合にあつては、2,326点)
- 2 回復期リハビリテーション病棟入院料 2
- 2,274点
- (生活療養を受ける場合にあつては、2,253点)
- 3 回復期リハビリテーション病棟入院料 3
- 2,062点
- (生活療養を受ける場合にあつては、2,041点)
- 4 回復期リハビリテーション病棟入院料 4
- 2,000点
- (生活療養を受ける場合にあつては、1,980点)
- 5 回復期リハビリテーション病棟入院料 5
- 1,794点
- (生活療養を受ける場合にあつては、1,774点)
- 6 回復期リハビリテーション入院医療管理料
- 1,960点
- (生活療養を受ける場合にあつては、1,940点)
- 注1 1 から 5 までについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（別に厚生労働大臣が定める回復期リハビリテーションを要する状態にあるものに限る。）について、6 については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者（別に厚生労働大臣が定める回復期リハビリテーションを要する状態にあるものに限る。）について、当該基準に係る区分に従い、当該病棟又は病室に入院した日から起算して、それぞれの状態に応じて別に厚生労働大臣が定める日数を限度として所

- 2,229点
- (生活療養を受ける場合にあつては、2,215点)
- 2 回復期リハビリテーション病棟入院料 2
- 2,166点
- (生活療養を受ける場合にあつては、2,151点)
- 3 回復期リハビリテーション病棟入院料 3
- 1,917点
- (生活療養を受ける場合にあつては、1,902点)
- 4 回復期リハビリテーション病棟入院料 4
- 1,859点
- (生活療養を受ける場合にあつては、1,845点)
- 5 回復期リハビリテーション病棟入院料 5
- 1,696点
- (生活療養を受ける場合にあつては、1,682点)
- 6 回復期リハビリテーション入院医療管理料
- 1,859点
- (生活療養を受ける場合にあつては、1,845点)
- 注1 1 から 5 までについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（別に厚生労働大臣が定める回復期リハビリテーションを要する状態にあるものに限る。）について、6 については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者（別に厚生労働大臣が定める回復期リハビリテーションを要する状態にあるものに限る。）について、当該基準に係る区分に従い、当該病棟又は病室に入院した日から起算して、それぞれの状態に応じて別に厚生労働大臣が定める日数を限度として所

定点数を算定する。ただし、当該病棟又は病室に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、当該病棟が一般病棟であるときには区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により、当該病棟が療養病棟であるときには区分番号A101に掲げる療養病棟入院料1の入院料27又は療養病棟入院料2の入院料27の例により、それぞれ算定する。

2 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者（回復期リハビリテーション病棟入院料5又は回復期リハビリテーション入院医療管理料を現に算定している患者に限る。）が入院する保険医療機関について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす場合（注1のただし書に規定する場合を除く。）は、休日リハビリテーション提供体制加算として、患者1人につき1日につき60点を所定点数に加算する。

3 診療に係る費用（注2及び注4に規定する加算、当該患者に対して行った第2章第1部医学管理等の区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料（回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定するものに限る。）、区分番号B007に掲げる退院前訪問指導料、区分番号B011-6に掲げる栄養情報連携料（回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定するものに限る。）及び区分番号B001の34に掲げる二次性骨折予防継続管理料（ロに限る。）、第2部在宅医療、第7部リハビリテーションの

定点数を算定する。ただし、当該病棟又は病室に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、当該病棟が一般病棟であるときには区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により、当該病棟が療養病棟であるときには区分番号A101に掲げる療養病棟入院料1の入院料27又は療養病棟入院料2の入院料27の例により、それぞれ算定する。

2 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者（回復期リハビリテーション病棟入院料3、回復期リハビリテーション病棟入院料4、回復期リハビリテーション病棟入院料5又は回復期リハビリテーション入院医療管理料を現に算定している患者に限る。）が入院する保険医療機関について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす場合（注1のただし書に規定する場合を除く。）は、休日リハビリテーション提供体制加算として、患者1人につき1日につき60点を所定点数に加算する。

3 診療に係る費用（注2及び注4に規定する加算、当該患者に対して行った第2章第1部医学管理等の区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料（回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定するものに限る。）、区分番号B011-6に掲げる栄養情報連携料（回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定するものに限る。）及び区分番号B001の34に掲げる二次性骨折予防継続管理料（ロに限る。）、第2部在宅医療、第7部リハビリテーションの費用（別に厚生労働大臣が定める費用を除く。）

費用（別に厚生労働大臣が定める費用を除く。）
）、第14部その他、第2節に規定する臨床研修
病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算
、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環
境特別加算、特定薬剤治療環境特別加算、口腔
管理連携加算、医療安全対策加算、感染対策向
上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管
理体制加算、データ提出加算、入退院支援加算
（1のロに限る。）、認知症ケア加算、薬剤総
合評価調整加算、排尿自立支援加算、区分番号
J 0 3 8に掲げる人工腎臓、区分番号 J 0 4 2
に掲げる腹膜灌流及び区分番号 J 4 0 0 に掲げ
る特定保険医療材料（区分番号 J 0 3 8 に掲げ
る人工腎臓又は区分番号 J 0 4 2 に掲げる腹膜
灌流に係るものに限る。）並びに除外薬剤・注
射薬の費用を除く。）は、回復期リハビリテー
ション病棟入院料1、回復期リハビリテーショ
ン病棟入院料2、回復期リハビリテーション病
棟入院料3、回復期リハビリテーション病棟入
院料4、回復期リハビリテーション病棟入院料
5及び回復期リハビリテーション入院医療管理
料に含まれるものとする。

4 回復期リハビリテーション病棟入院料1を算
定する病棟について、別に厚生労働大臣が定め
る施設基準を満たす場合は、回復期リハビリテ
ーション強化体制加算として、患者1人につき
1日につき80点を所定点数に加算する。

5 5については、算定を開始した日から起算し
て2年（回復期リハビリテーション病棟入院料
1、回復期リハビリテーション病棟入院料2、
回復期リハビリテーション病棟入院料3又は回

）、第14部その他、第2節に規定する臨床研修
病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算
、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環
境特別加算、医療安全対策加算、感染対策向
上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理
体制加算、データ提出加算、入退院支援加算（
1のイに限る。）、認知症ケア加算、薬剤総合
評価調整加算、排尿自立支援加算、区分番号 J
0 3 8に掲げる人工腎臓、区分番号 J 0 4 2 に
掲げる腹膜灌流及び区分番号 J 4 0 0 に掲げる
特定保険医療材料（区分番号 J 0 3 8 に掲げる
人工腎臓又は区分番号 J 0 4 2 に掲げる腹膜灌
流に係るものに限る。）並びに除外薬剤・注射
薬の費用を除く。）は、回復期リハビリテーシ
ョン病棟入院料1、回復期リハビリテーション
病棟入院料2、回復期リハビリテーション病棟
入院料3、回復期リハビリテーション病棟入院
料4、回復期リハビリテーション病棟入院料5
及び回復期リハビリテーション入院医療管理料
に含まれるものとする。

（新設）

4 5については、算定を開始した日から起算し
て2年（回復期リハビリテーション病棟入院料
1、回復期リハビリテーション病棟入院料2、
回復期リハビリテーション病棟入院料3又は回

復期リハビリテーション病棟入院料4を算定していた病棟にあつては、1年)を超えて算定する場合、100分の80に相当する点数を算定する。

A308-2 削除

A308-3 地域包括ケア病棟入院料（1日につき）

1 地域包括ケア病棟入院料1

イ 40日以内の期間 2,955点
(生活療養を受ける場合にあつては、2,934点)

ロ 41日以上期間 2,807点
(生活療養を受ける場合にあつては、2,786点)

2 地域包括ケア入院医療管理料1

イ 40日以内の期間 2,955点
(生活療養を受ける場合にあつては、2,934点)

ロ 41日以上期間 2,807点
(生活療養を受ける場合にあつては、2,786点)

3 地域包括ケア病棟入院料2

イ 40日以内の期間 2,766点
(生活療養を受ける場合にあつては、2,745点)

ロ 41日以上期間 2,627点
(生活療養を受ける場合にあつては、2,606点)

4 地域包括ケア入院医療管理料2

イ 40日以内の期間 2,766点
(生活療養を受ける場合にあつては、2,745点)

ロ 41日以上期間 2,627点
(生活療養を受ける場合にあつては、2,606点)

5 地域包括ケア病棟入院料3

イ 40日以内の期間 2,397点
(生活療養を受ける場合にあつては、2,376点)

ロ 41日以上期間 2,276点
(生活療養を受ける場合にあつては、2,255点)

復期リハビリテーション病棟入院料4を算定していた病棟にあつては、1年)を限度として算定する。

A308-2 削除

A308-3 地域包括ケア病棟入院料（1日につき）

1 地域包括ケア病棟入院料1

イ 40日以内の期間 2,838点
(生活療養を受ける場合にあつては、2,823点)

ロ 41日以上期間 2,690点
(生活療養を受ける場合にあつては、2,675点)

2 地域包括ケア入院医療管理料1

イ 40日以内の期間 2,838点
(生活療養を受ける場合にあつては、2,823点)

ロ 41日以上期間 2,690点
(生活療養を受ける場合にあつては、2,675点)

3 地域包括ケア病棟入院料2

イ 40日以内の期間 2,649点
(生活療養を受ける場合にあつては、2,634点)

ロ 41日以上期間 2,510点
(生活療養を受ける場合にあつては、2,495点)

4 地域包括ケア入院医療管理料2

イ 40日以内の期間 2,649点
(生活療養を受ける場合にあつては、2,634点)

ロ 41日以上期間 2,510点
(生活療養を受ける場合にあつては、2,495点)

5 地域包括ケア病棟入院料3

イ 40日以内の期間 2,312点
(生活療養を受ける場合にあつては、2,297点)

ロ 41日以上期間 2,191点
(生活療養を受ける場合にあつては、2,176点)

- 6 地域包括ケア入院医療管理料 3
 イ 40日以内の期間 2,397点
 (生活療養を受ける場合にあつては、2,376点)
 ロ 41日以上期間 2,276点
 (生活療養を受ける場合にあつては、2,255点)
- 7 地域包括ケア病棟入院料 4
 イ 40日以内の期間 2,187点
 (生活療養を受ける場合にあつては、2,165点)
 ロ 41日以上期間 2,077点
 (生活療養を受ける場合にあつては、2,055点)
- 8 地域包括ケア入院医療管理料 4
 イ 40日以内の期間 2,187点
 (生活療養を受ける場合にあつては、2,165点)
 ロ 41日以上期間 2,077点
 (生活療養を受ける場合にあつては、2,055点)
- 注1 1、3、5及び7については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る病棟に入院している患者について、2、4、6及び8については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室を有する保険医療機関において、当該届出に係る病室に入院している患者について、当該病棟又は病室に入院した日から起算して60日を限度としてそれぞれ所定点数（当該病棟又は病室に係る病床が療養病床である場合にあつては、別に厚生労働大臣が定める場合を除き、所定点数の100分の95に相当する点数）を算定する。ただし、当該病棟又は病室に入院した患者が地域包括ケア病棟入院料又は地域包括ケア

- 6 地域包括ケア入院医療管理料 3
 イ 40日以内の期間 2,312点
 (生活療養を受ける場合にあつては、2,297点)
 ロ 41日以上期間 2,191点
 (生活療養を受ける場合にあつては、2,176点)
- 7 地域包括ケア病棟入院料 4
 イ 40日以内の期間 2,102点
 (生活療養を受ける場合にあつては、2,086点)
 ロ 41日以上期間 1,992点
 (生活療養を受ける場合にあつては、1,976点)
- 8 地域包括ケア入院医療管理料 4
 イ 40日以内の期間 2,102点
 (生活療養を受ける場合にあつては、2,086点)
 ロ 41日以上期間 1,992点
 (生活療養を受ける場合にあつては、1,976点)
- 注1 1、3、5及び7については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る病棟に入院している患者について、2、4、6及び8については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室を有する保険医療機関において、当該届出に係る病室に入院している患者について、当該病棟又は病室に入院した日から起算して60日を限度としてそれぞれ所定点数（当該病棟又は病室に係る病床が療養病床である場合にあつては、別に厚生労働大臣が定める場合を除き、所定点数の100分の95に相当する点数）を算定する。ただし、当該病棟又は病室に入院した患者が地域包括ケア病棟入院料又は地域包括ケア

入院医療管理料に係る算定要件に該当しない場合は、当該病棟又は病室を有する病棟が一般病棟であるときには区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により、当該病棟又は病室を有する病棟が療養病棟であるときには区分番号A101に掲げる療養病棟入院料1の入院料27又は療養病棟入院料2の入院料27の例により、それぞれ算定する。

- 2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室を有するものについては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、地域包括ケア病棟入院料1のイ（特定地域）、地域包括ケア病棟入院料1のロ（特定地域）、地域包括ケア入院医療管理料1のイ（特定地域）、地域包括ケア入院医療管理料1のロ（特定地域）、地域包括ケア病棟入院料2のイ（特定地域）、地域包括ケア病棟入院料2のロ（特定地域）、地域包括ケア入院医療管理料2のイ（特定地域）、地域包括ケア入院医療管理料2のロ（特定地域）、地域包括ケア病棟入院料3のイ（特定地域）、地域包括ケア病棟入院料3のロ（特定地域）、地域包括ケア入院医療管理料3のイ（特定地域）、地域包括ケア入院医療管理料3のロ（特定地域）、地域包括ケア病棟入院料4のイ（特定地域）、地域包括ケア病棟入院料4のロ（特定地域）、地域包括ケア入院医療管理料4のイ（特定地域）又は地域包括ケア入院医

入院医療管理料に係る算定要件に該当しない場合は、当該病棟又は病室を有する病棟が一般病棟であるときには区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により、当該病棟又は病室を有する病棟が療養病棟であるときには区分番号A101に掲げる療養病棟入院料1の入院料27又は療養病棟入院料2の入院料27の例により、それぞれ算定する。

- 2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室を有するものについては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、地域包括ケア病棟入院料1のイ（特定地域）、地域包括ケア病棟入院料1のロ（特定地域）、地域包括ケア入院医療管理料1のイ（特定地域）、地域包括ケア入院医療管理料1のロ（特定地域）、地域包括ケア病棟入院料2のイ（特定地域）、地域包括ケア病棟入院料2のロ（特定地域）、地域包括ケア入院医療管理料2のイ（特定地域）、地域包括ケア入院医療管理料2のロ（特定地域）、地域包括ケア病棟入院料3のイ（特定地域）、地域包括ケア病棟入院料3のロ（特定地域）、地域包括ケア入院医療管理料3のイ（特定地域）、地域包括ケア入院医療管理料3のロ（特定地域）、地域包括ケア病棟入院料4のイ（特定地域）、地域包括ケア病棟入院料4のロ（特定地域）、地域包括ケア入院医療管理料4のイ（特定地域）又は地域包括ケア入院医

療管理料4のロ（特定地域）について、所定点数に代えて、当該病棟又は病室に入院した日から起算して60日を限度として、1日につき、それぞれ2,577点、2,448点、2,577点、2,448点、2,388点、2,269点、2,388点、2,269点、2,093点、1,988点、2,093点、1,988点、1,882点、1,788点、1,882点又は1,788点（生活療養を受ける場合にあつては、それぞれ2,556点、2,427点、2,556点、2,427点、2,368点、2,249点、2,368点、2,249点、2,073点、1,968点、2,073点、1,968点、1,862点、1,768点、1,862点又は1,768点）を算定することができる。ただし、当該病棟又は病室に入院した患者が地域包括ケア病棟入院料（特定地域）又は地域包括ケア入院医療管理料（特定地域）に係る算定要件に該当しない場合は、当該病棟又は病室を有する病棟が一般病棟であるときには区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により、当該病棟又は病室を有する病棟が療養病棟であるときには区分番号A101に掲げる療養病棟入院料1の入院料27又は療養病棟入院料2の入院料27の例により、それぞれ算定する。

- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室に入院している患者については、看護職員配置加算として、1日につき150点を所定点数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室に入院している患者については、看

療管理料4のロ（特定地域）について、所定点数に代えて、当該病棟又は病室に入院した日から起算して60日を限度として、1日につき、それぞれ2,460点、2,331点、2,460点、2,331点、2,271点、2,152点、2,271点、2,152点、2,008点、1,903点、2,008点、1,903点、1,797点、1,703点、1,797点又は1,703点（生活療養を受ける場合にあつては、それぞれ2,445点、2,316点、2,445点、2,316点、2,257点、2,138点、2,257点、2,138点、1,994点、1,889点、1,994点、1,889点、1,783点、1,689点、1,783点又は1,689点）を算定することができる。ただし、当該病棟又は病室に入院した患者が地域包括ケア病棟入院料（特定地域）又は地域包括ケア入院医療管理料（特定地域）に係る算定要件に該当しない場合は、当該病棟又は病室を有する病棟が一般病棟であるときには区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により、当該病棟又は病室を有する病棟が療養病棟であるときには区分番号A101に掲げる療養病棟入院料1の入院料27又は療養病棟入院料2の入院料27の例により、それぞれ算定する。

- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室に入院している患者については、看護職員配置加算として、1日につき150点を所定点数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室に入院している患者については、看

護補助者配置加算として、1日につき160点を所定点数に加算する。この場合において、注5に規定する看護補助・患者ケア体制充実加算は別に算定できない。

- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。ただし、当該患者について、身体的拘束を実施した日は、看護補助・患者ケア体制充実加算3の例により所定点数に加算する。

イ 看護補助・患者ケア体制充実加算1 190点

ロ 看護補助・患者ケア体制充実加算2 175点

ハ 看護補助・患者ケア体制充実加算3 165点

- 6 当該病棟又は病室に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者又は当該保険医療機関（急性期医療を担う保険医療機関に限る。）の一般病棟から転棟した患者については、急性期患者支援病床初期加算として、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等又は自宅から入院した患者については、治療方針に関する患者又はその家族の意思決定に対する支援を行った場合に、在宅患者支援病床初期加算として、転棟若しくは転院又は入院した日から起算して14日を限度として、次に掲げる点数をそれぞれ1日につ

護補助者配置加算として、1日につき160点を所定点数に加算する。この場合において、注5に規定する看護補助体制充実加算は別に算定できない。

- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。ただし、当該患者について、身体的拘束を実施した日は、看護補助体制充実加算3の例により所定点数に加算する。

イ 看護補助体制充実加算1 190点

ロ 看護補助体制充実加算2 175点

ハ 看護補助体制充実加算3 165点

- 6 当該病棟又は病室に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者又は当該保険医療機関（急性期医療を担う保険医療機関に限る。）の一般病棟から転棟した患者については、急性期患者支援病床初期加算として、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等又は自宅から入院した患者については、治療方針に関する患者又はその家族の意思決定に対する支援を行った場合に、在宅患者支援病床初期加算として、転棟若しくは転院又は入院した日から起算して14日を限度として、次に掲げる点数をそれぞれ1日につ

き所定点数に加算する。

イ 急性期患者支援病床初期加算

- (i) 許可病床数が400床以上の保険医療機関の場合
- ① 他の保険医療機関（当該保険医療機関と特別の関係にあるものを除く。）の一般病棟から転棟した患者の場合

150点

- ② ①の患者以外の患者の場合 50点

- (ii) 許可病床数が400床未満の保険医療機関の場合

- ① 他の保険医療機関（当該保険医療機関と特別の関係にあるものを除く。）の一般病棟から転棟した患者の場合

250点

- ② ①の患者以外の患者の場合 125点

ロ 在宅患者支援病床初期加算

- (i) 介護老人保健施設から入院した患者の場合

- ① 緊急入院した患者の場合 590点

- ② ①の患者以外の患者の場合 410点

- (ii) 介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等又は自宅から入院した患者の場合

- ① 緊急入院した患者の場合 490点

き所定点数に加算する。

イ 急性期患者支援病床初期加算

- (i) 許可病床数が400床以上の保険医療機関の場合
- ① 他の保険医療機関（当該保険医療機関と特別の関係にあるものを除く。）の一般病棟から転棟した患者の場合

150点

- ② ①の患者以外の患者の場合 50点

- (ii) 許可病床数が400床未満の保険医療機関の場合

- ① 他の保険医療機関（当該保険医療機関と特別の関係にあるものを除く。）の一般病棟から転棟した患者の場合

250点

- ② ①の患者以外の患者の場合 125点

ロ 在宅患者支援病床初期加算

- (i) 介護老人保健施設から入院した患者の場合

- ① 救急搬送された患者又は他の保険医療機関で区分番号C004-2に掲げる救急患者連携搬送料を算定し当該他の保険医療機関から搬送された患者であって、入院初日から当該病棟に入院した患者の場合 580点

- ② ①の患者以外の患者の場合 480点

- (ii) 介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等又は自宅から入院した患者の場合

- ① 救急搬送された患者又は他の保険医療機関で区分番号C004-2に掲げる救

② ①の患者以外の患者の場合 310点

7 診療に係る費用（注3から注6まで及び注8に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、包括期充実体制加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、特定薬剤治療環境特別加算、口腔管理連携加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、身体的拘束最小化推進体制加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のロに限る。）、医療的ケア児（者）入院前支援加算、認知症ケア加算、薬剤総合評価調整加算、排尿自立支援加算、協力対象施設入所者入院加算及び医療提供機能連携確保加算、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料（注14に掲げる加算を算定する患者に限る。）、区分番号B011の6に掲げる栄養情報連携料（注14に掲げる加算を算定する患者に限る。）、区分番号B001の34に掲げる二次性骨折予防継続管理料（ロに限る。）、区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2、区分番号B005-1-2に掲げる介護支援等連携指導料、第2章第2部在宅医療、区分番号H004に掲げる摂食機能療法、区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J042に掲げる腹膜灌流及び区分番号J400に掲げる特定保険医療材料（区

急患者連携搬送料を算定し当該他の保険医療機関から搬送された患者であって、入院初日から当該病棟に入院した患者の場合 480点

② ①の患者以外の患者の場合 380点

7 診療に係る費用（注3から注6まで及び注8に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、在宅患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイに限る。）、医療的ケア児（者）入院前支援加算、認知症ケア加算、薬剤総合評価調整加算、排尿自立支援加算及び協力対象施設入所者入院加算、区分番号B001の34に掲げる二次性骨折予防継続管理料（ロに限る。）、第2章第2部在宅医療、区分番号H004に掲げる摂食機能療法、区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J042に掲げる腹膜灌流及び区分番号J400に掲げる特定保険医療材料（区分番号J038に掲げる人工腎臓又は区分番号J042に掲げる腹膜灌流に係るものに限る。）、第10部手術、第11部麻酔、第14部その他並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、地域包括ケア病棟入院料1、地域包括ケア入院医療管理料1、地域包括ケア病棟入院料2、地域包括ケア入院医療管理料2、地域包括ケア病棟入院料3、地域包括ケア入院医療管理料3、地域包括ケア病棟入院料4及び地域包括ケア入院医療管理料4に含

分番号 J 0 3 8 に掲げる人工腎臓又は区分番号 J 0 4 2 に掲げる腹膜^{かん}灌流に係るものに限る。

）、第10部手術、第11部麻酔、第14部その他並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、地域包括ケア病棟入院料1、地域包括ケア入院医療管理料1、地域包括ケア病棟入院料2、地域包括ケア入院医療管理料2、地域包括ケア病棟入院料3、地域包括ケア入院医療管理料3、地域包括ケア病棟入院料4及び地域包括ケア入院医療管理料4に含まれるものとする。

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室に入院している患者については、看護職員夜間配置加算として、1日（別に厚生労働大臣が定める日を除く。）につき70点を所定点数に加算する。

9 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の特定入院料は、夜間看護体制特定日減算として、次のいずれにも該当する場合に限り、所定点数の100分の5に相当する点数を減算する。

イ 年6日以内であること。

ロ 当該日が属する月が連続する2月以内であること。

10 注1に規定する地域包括ケア病棟入院料2又は地域包括ケア病棟入院料4の施設基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た場合に限る、当該病棟に入院している患者については、それぞれの所定点数の100分の85に相当する点数を算定する。

まれるものとする。

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は病室に入院している患者については、看護職員夜間配置加算として、1日（別に厚生労働大臣が定める日を除く。）につき70点を所定点数に加算する。

9 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関においては、別に厚生労働大臣が定める日の特定入院料は、夜間看護体制特定日減算として、次のいずれにも該当する場合に限り、所定点数の100分の5に相当する点数を減算する。

イ 年6日以内であること。

ロ 当該日が属する月が連続する2月以内であること。

10 注1に規定する地域包括ケア病棟入院料2又は地域包括ケア病棟入院料4の施設基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た場合に限る、当該病棟に入院している患者については、それぞれの所定点数の100分の85に相当する点数を算定する。

- 11 注1に規定する地域包括ケア病棟入院料3、地域包括ケア入院医療管理料3、地域包括ケア病棟入院料4又は地域包括ケア入院医療管理料4の施設基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟又は病室に入院している患者については、それぞれの所定点数の100分の90に相当する点数を算定する。
- 12 注1に規定する地域包括ケア病棟入院料2、地域包括ケア入院医療管理料2、地域包括ケア病棟入院料4又は地域包括ケア入院医療管理料4の施設基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟又は病室に入院している患者については、それぞれの所定点数の100分の90に相当する点数を算定する。
- 13 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関において、地域包括ケア病棟入院料1、地域包括ケア入院医療管理料1、地域包括ケア病棟入院料2又は地域包括ケア入院医療管理料2を算定する病棟又は病室に入院している患者については、それぞれの所定点数の100分の90に相当する点数を算定する。
- 14 リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理を連携・推進する体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、リハビリテーション・栄養・口腔連携加算として、リハビリテ

- 11 注1に規定する地域包括ケア病棟入院料3、地域包括ケア入院医療管理料3、地域包括ケア病棟入院料4又は地域包括ケア入院医療管理料4の施設基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟又は病室に入院している患者については、それぞれの所定点数の100分の90に相当する点数を算定する。
- 12 注1に規定する地域包括ケア病棟入院料2、地域包括ケア入院医療管理料2、地域包括ケア病棟入院料4又は地域包括ケア入院医療管理料4の施設基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た場合に限り、当該病棟又は病室に入院している患者については、それぞれの所定点数の100分の90に相当する点数を算定する。
- 13 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関において、地域包括ケア病棟入院料1、地域包括ケア入院医療管理料1、地域包括ケア病棟入院料2又は地域包括ケア入院医療管理料2を算定する病棟又は病室に入院している患者については、それぞれの所定点数の100分の90に相当する点数を算定する。
- (新設)

ーション、栄養管理及び口腔管理に係る計画を
作成した日から起算して14日を限度として30点
を所定点数に加算する。

A 3 0 9 特殊疾患病棟入院料（1日につき）

1	特殊疾患病棟入院料 1	2,172点
2	特殊疾患病棟入院料 2	1,776点

注1 別に厚生労働大臣が定める重度の障害者（重度の意識障害者を含む。）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を主として入院させる病棟に関する施設基準に適合しているものとして、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

2 当該病棟に入院している患者が人工呼吸器を使用している場合は、1日につき600点を所定点数に加算する。

3 当該患者が、他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A 2 4 6に掲げる入退院支援加算3を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

4 当該病棟に入院する重度の意識障害（脳卒中の後遺症であるものに限る。）の患者であって、基本診療料の施設基準等第5の3①のロに規定する医療区分2の患者又は第6の3②のロの④に規定する医療区分1の患者に相当するものについては、注1の規定にかかわらず、当該患者が入院している病棟の区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。

イ 特殊疾患病棟入院料1の施設基準を届け出

A 3 0 9 特殊疾患病棟入院料（1日につき）

1	特殊疾患病棟入院料 1	2,090点
2	特殊疾患病棟入院料 2	1,694点

注1 別に厚生労働大臣が定める重度の障害者（重度の意識障害者を含む。）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を主として入院させる病棟に関する施設基準に適合しているものとして、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

2 当該病棟に入院している患者が人工呼吸器を使用している場合は、1日につき600点を所定点数に加算する。

3 当該患者が、他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A 2 4 6に掲げる入退院支援加算3を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

4 当該病棟に入院する重度の意識障害（脳卒中の後遺症であるものに限る。）の患者であって、基本診療料の施設基準等第5の3①のロに規定する医療区分2の患者又は第6の3②のロの④に規定する医療区分1の患者に相当するものについては、注1の規定にかかわらず、当該患者が入院している病棟の区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。

イ 特殊疾患病棟入院料1の施設基準を届け出

た病棟に入院している場合

- (1) 医療区分2の患者に相当するもの

2,010点

- (2) 医療区分1の患者に相当するもの

1,845点

ロ 特殊疾患病棟入院料2の施設基準を届け出た病棟に入院している場合

- (1) 医療区分2の患者に相当するもの

1,757点

- (2) 医療区分1の患者に相当するもの

1,590点

5 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。）、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、特定薬剤治療環境特別加算、口腔管理連携加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、身体的拘束最小化推進体制加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のハ及び2のロに限る。）、医療的ケア児（者）入院前支援加算、認知症ケア加算、排尿自立支援加算及び協力対象施設入所者入院加算、第14部その他並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、特殊疾患病棟入院料に含まれるものとする。

6 当該病棟に入院する脳卒中、脳卒中の後遺症又は廃用症候群の患者（脳卒中又は廃用症候群の発症前から重度の肢体不自由児（者）であつ

た病棟に入院している場合

- (1) 医療区分2の患者に相当するもの

1,928点

- (2) 医療区分1の患者に相当するもの

1,763点

ロ 特殊疾患病棟入院料2の施設基準を届け出た病棟に入院している場合

- (1) 医療区分2の患者に相当するもの

1,675点

- (2) 医療区分1の患者に相当するもの

1,508点

5 診療に係る費用（注2及び注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。）、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のロ及び2のロに限る。）、医療的ケア児（者）入院前支援加算、認知症ケア加算、排尿自立支援加算及び協力対象施設入所者入院加算、第14部その他並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、特殊疾患病棟入院料に含まれるものとする。

6 当該病棟に入院する脳卒中又は脳卒中の後遺症の患者（重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を除く。）であつて、基

た患者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を除く。)であって、基本診療料の施設基準等第5の3①のロに規定する医療区分2の患者又は第6の3②のロの④に規定する医療区分1の患者に相当するものについては、注1の規定にかかわらず、当該患者が入院している病棟の区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。

イ 特殊疾患病棟入院料1の施設基準を届け出た病棟に入院している場合

(1) 医療区分2の患者に相当するもの
1,817点

(2) 医療区分1の患者に相当するもの
1,668点

ロ 特殊疾患病棟入院料2の施設基準を届け出た病棟に入院している場合

(1) 医療区分2の患者に相当するもの
1,589点

(2) 医療区分1の患者に相当するもの
1,439点

7 当該病棟に入院する患者のうち、区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J038-2に掲げる持続緩徐式血液濾過、区分番号J039に掲げる血漿交換療法又は区分番号J042に掲げる腹膜灌流を行っている慢性腎臓病の患者（注4及び注6に規定する点数を算定する患者を除く。）であって、基本診療料の施設基準等第5の3①のロに規定する医療区分2の患者に相当するものについては、注1の規定にかかわらず、当該患者が入院している病棟の区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ算定する

本診療料の施設基準等第5の3①のロに規定する医療区分2の患者又は第6の3②のロの④に規定する医療区分1の患者に相当するものについては、注1の規定にかかわらず、当該患者が入院している病棟の区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。

イ 特殊疾患病棟入院料1の施設基準を届け出た病棟に入院している場合

(1) 医療区分2の患者に相当するもの
1,735点

(2) 医療区分1の患者に相当するもの
1,586点

ロ 特殊疾患病棟入院料2の施設基準を届け出た病棟に入院している場合

(1) 医療区分2の患者に相当するもの
1,507点

(2) 医療区分1の患者に相当するもの
1,357点

7 当該病棟に入院する患者のうち、区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J038-2に掲げる持続緩徐式血液濾過、区分番号J039に掲げる血漿交換療法又は区分番号J042に掲げる腹膜灌流を行っている慢性腎臓病の患者（注4及び注6に規定する点数を算定する患者を除く。）であって、基本診療料の施設基準等第5の3①のロに規定する医療区分2の患者に相当するものについては、注1の規定にかかわらず、当該患者が入院している病棟の区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ算定する

	イ	特殊疾患病棟入院料1の施設基準を届け出た病棟に入院している場合	2,092点
	ロ	特殊疾患病棟入院料2の施設基準を届け出た病棟に入院している場合	1,697点
A 3 1 0		緩和ケア病棟入院料（1日につき）	
	1	緩和ケア病棟入院料1	
	イ	30日以内の期間	5,277点
	ロ	31日以上60日以内の期間	4,724点
	ハ	61日以上	3,515点
	2	緩和ケア病棟入院料2	
	イ	30日以内の期間	5,025点
	ロ	31日以上60日以内の期間	4,555点
	ハ	61日以上	3,449点
	注1	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た緩和ケアを行う病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る病棟に入院している緩和ケアを要する患者について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ算定する。ただし、悪性腫瘍の患者、 <u>後天性免疫不全症候群の患者及び終末期の末期腎不全の患者</u> 以外の患者が当該病棟に入院した場合は、区分番号A 1 0 0に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により算定する。	
	2	当該保険医療機関と連携して緩和ケアを提供する別の保険医療機関（在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に限る。）により在宅での緩和ケアが行われ、当該別の保険医療機関からあらかじめ文書で情報提供を受けた患者について、病状の急変等に伴い、当該別の保険医療機	

	イ	特殊疾患病棟入院料1の施設基準を届け出た病棟に入院している場合	2,010点
	ロ	特殊疾患病棟入院料2の施設基準を届け出た病棟に入院している場合	1,615点
A 3 1 0		緩和ケア病棟入院料（1日につき）	
	1	緩和ケア病棟入院料1	
	イ	30日以内の期間	5,135点
	ロ	31日以上60日以内の期間	4,582点
	ハ	61日以上	3,373点
	2	緩和ケア病棟入院料2	
	イ	30日以内の期間	4,897点
	ロ	31日以上60日以内の期間	4,427点
	ハ	61日以上	3,321点
	注1	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た緩和ケアを行う病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る病棟に入院している緩和ケアを要する患者について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ算定する。ただし、悪性腫瘍の患者 <u>及び後天性免疫不全症候群の患者</u> 以外の患者が当該病棟に入院した場合は、区分番号A 1 0 0に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により算定する。	
	2	当該保険医療機関と連携して緩和ケアを提供する別の保険医療機関（在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に限る。）により在宅での緩和ケアが行われ、当該別の保険医療機関からあらかじめ文書で情報提供を受けた患者について、病状の急変等に伴い、当該別の保険医療機	

関からの求めに応じて入院させた場合に、緩和ケア病棟緊急入院初期加算として、入院した日から起算して15日を限度として、1日につき200点を更に所定点数に加算する。

- 3 診療に係る費用（注2及び注4に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、がん拠点病院加算、口腔管理連携加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイに限る。）及び排尿自立支援加算、第2章第2部第2節在宅療養管理指導料、第3節薬剤料、第4節特定保険医療材料料、第11部第2節神経ブロック料、第2節神経ブロックに係る第3節薬剤料、第2節神経ブロックに係る第4節特定保険医療材料料、第12部放射線治療及び第14部その他、退院時に当該指導管理を行ったことにより算定できる区分番号C108に掲げる在宅麻薬等注射指導管理料、区分番号C108-2に掲げる在宅腫瘍化学療法注射指導管理料、区分番号C108-3に掲げる在宅強心剤持続投与指導管理料、区分番号C108-4に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料及び区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、緩和ケア病棟入院料に含まれるものとする。

- 4 当該病棟に入院している疼痛を有する患者に対して、疼痛の評価その他の療養上必要な指導

関からの求めに応じて入院させた場合に、緩和ケア病棟緊急入院初期加算として、入院した日から起算して15日を限度として、1日につき200点を更に所定点数に加算する。

- 3 診療に係る費用（注2及び注4に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、がん拠点病院加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイに限る。）及び排尿自立支援加算、第2章第2部第2節在宅療養管理指導料、第3節薬剤料、第4節特定保険医療材料料、第12部放射線治療及び第14部その他、退院時に当該指導管理を行ったことにより算定できる区分番号C108に掲げる在宅麻薬等注射指導管理料、区分番号C108-2に掲げる在宅腫瘍化学療法注射指導管理料、区分番号C108-3に掲げる在宅強心剤持続投与指導管理料、区分番号C108-4に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料及び区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、緩和ケア病棟入院料に含まれるものとする。

- 4 当該病棟に入院している疼痛を有する患者に対して、疼痛の評価その他の療養上必要な指導

を行った場合は、緩和ケア疼痛評価加算として、1日につき100点を所定点数に加算する。

A 3 1 1 精神科救急急性期医療入院料（1日につき）

1	30日以内の期間	2,516点
2	31日以上60日以内の期間	2,216点
3	61日以上90日以内の期間	2,014点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た精神病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る精神病棟に入院している患者（別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。）について算定する。ただし、当該病棟に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A 1 0 3に掲げる精神病棟入院基本料の精神病棟入院料の15対1入院基本料の例により算定する。

- 2 診療に係る費用（注3から注5までに規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、口腔管理連携加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算、データ提出加算、精神科入退院支援加算、精神科急性期医師配置加算（精神科救急急性期医療入院料を算定するものに限る。）、薬剤総合評価調整加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B 0

を行った場合は、緩和ケア疼痛評価加算として、1日につき100点を所定点数に加算する。

A 3 1 1 精神科救急急性期医療入院料（1日につき）

1	30日以内の期間	2,420点
2	31日以上60日以内の期間	2,120点
3	61日以上90日以内の期間	1,918点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た精神病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る精神病棟に入院している患者（別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。）について算定する。ただし、当該病棟に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A 1 0 3に掲げる精神病棟入院基本料の15対1入院基本料の例により算定する。

- 2 診療に係る費用（注3から注5までに規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算、データ提出加算、精神科入退院支援加算、精神科急性期医師配置加算（精神科救急急性期医療入院料を算定するものに限る。）、薬剤総合評価調整加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B 0 1 5に掲げる精神科退

1 5に掲げる精神科退院時共同指導料2、第8部精神科専門療法、第9部処置の区分番号J 0 3 8に掲げる人工腎臓、区分番号J 0 4 2に掲げる腹膜灌流及び区分番号J 4 0 0に掲げる特定保険医療材料（区分番号J 0 3 8に掲げる人工腎臓又は区分番号J 0 4 2に掲げる腹膜灌流に係るものに限る。）、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療及び第14部その他並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、精神科救急急性期医療入院料に含まれるものとする。

- 3 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬が2種類以下の場合に限り、非定型抗精神病薬加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、入院した日から起算して30日を限度として、看護職員夜間配置加算として、1日（別に厚生労働大臣が定める日を除く。）につき70点を所定点数に加算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、入院した日から起算して90日を限度として、精神科救急医療体制加算として、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点

院時共同指導料2、第8部精神科専門療法、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療及び第14部その他並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、精神科救急急性期医療入院料に含まれるものとする。

- 3 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬が2種類以下の場合に限り、非定型抗精神病薬加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、入院した日から起算して30日を限度として、看護職員夜間配置加算として、1日（別に厚生労働大臣が定める日を除く。）につき70点を所定点数に加算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、入院した日から起算して90日を限度として、精神科救急医療体制加算として、次に掲げる点数（別に厚生労働大臣が定める

数に加算する。

- イ 精神科救急医療体制加算 1 600点
 - ロ 精神科救急医療体制加算 2 500点
- (削る)

A 3 1 1 - 2 精神科急性期治療病棟入院料 (1日につき)

1 精神科急性期治療病棟入院料 1

- イ 30日以内の期間 2,104点
- ロ 31日以上60日以内の期間 1,803点
- ハ 61日以上90日以内の期間 1,602点

2 精神科急性期治療病棟入院料 2

- イ 30日以内の期間 1,981点
- ロ 31日以上60日以内の期間 1,696点
- ハ 61日以上90日以内の期間 1,544点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た精神病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る精神病棟に入院している患者（別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。ただし、当該病棟に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A 1 0 3に掲げる精神病棟入院基本料の精神病棟入院料の15対1入院基本料の例により算定する。

2 診療に係る費用（注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、精神科措置入院診療加算、精神

場合にあつては、それぞれの点数の100分の60に相当する点数）をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

- イ 精神科救急医療体制加算 1 600点
- ロ 精神科救急医療体制加算 2 590点
- ハ 精神科救急医療体制加算 3 500点

A 3 1 1 - 2 精神科急性期治療病棟入院料 (1日につき)

1 精神科急性期治療病棟入院料 1

- イ 30日以内の期間 2,020点
- ロ 31日以上60日以内の期間 1,719点
- ハ 61日以上90日以内の期間 1,518点

2 精神科急性期治療病棟入院料 2

- イ 30日以内の期間 1,903点
- ロ 31日以上60日以内の期間 1,618点
- ハ 61日以上90日以内の期間 1,466点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た精神病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る精神病棟に入院している患者（別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。）について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。ただし、当該病棟に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A 1 0 3に掲げる精神病棟入院基本料の15対1入院基本料の例により算定する。

2 診療に係る費用（注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、精神科措置入院診療加算、精神

科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、精神科慢性身体合併症管理加算、依存症入院医療管理加算、口腔管理連携加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算、データ提出加算、精神科入退院支援加算、精神科急性期医師配置加算（精神科急性期治療病棟入院料1 又は精神科急性期治療病棟入院料2（精神病棟看護・多職種協働加算を算定するものに限る。）を算定するものに限る。）、薬剤総合評価調整加算、排尿自立支援加算及び精神科地域密着多機能体制加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B015に掲げる精神科退院時共同指導料2、第8部精神科専門療法、第9部処置の区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J042に掲げる腹膜灌流及び区分番号J400に掲げる特定保険医療材料（区分番号J038に掲げる人工腎臓又は区分番号J042に掲げる腹膜灌流に係るものに限る。）、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療及び第14部その他並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、精神科急性期治療病棟入院料に含まれるものとする。

- 3 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬が2種類以下の場合に限り、非定型抗精神病薬加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。

科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、依存症入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算、データ提出加算、精神科入退院支援加算、精神科急性期医師配置加算（精神科急性期治療病棟入院料1を算定するものに限る。）、薬剤総合評価調整加算及び排尿自立支援加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B015に掲げる精神科退院時共同指導料2、第8部精神科専門療法、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療及び第14部その他並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、精神科急性期治療病棟入院料に含まれるものとする。

- 3 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬が2種類以下の場合に限り、非定型抗精神病薬加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。

4 精神科急性期治療病棟入院料 2において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、次に掲げる点数をそれぞれ 1 日につき所定点数に加算する。

イ 精神病棟看護・多職種協働加算（精神科急性期治療病棟入院料 2 の場合）30 日以内の期間 123 点

ロ 精神病棟看護・多職種協働加算（精神科急性期治療病棟入院料 2 の場合）31 日以上 60 日以内の期間 107 点

ハ 精神病棟看護・多職種協働加算（精神科急性期治療病棟入院料 2 の場合）61 日以上 90 日以内の期間 58 点

A 3 1 1 - 3 精神科救急・合併症入院料（1 日につき）

1	30 日以内の期間	3,805 点
2	31 日以上 60 日以内の期間	3,504 点
3	61 日以上 90 日以内の期間	3,304 点

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た精神病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る精神病棟に入院している患者（別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。）について算定する。ただし、当該病棟に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号 A 1 0 3 に掲げる精神病棟入院基本料の精神病棟入院料の 15 対 1 入院基本料の例により算定する。

2 診療に係る費用（注 3 及び注 4 に規定する加算、第 2 節に規定する臨床研修病院入院診療加

（新設）

A 3 1 1 - 3 精神科救急・合併症入院料（1 日につき）

1	30 日以内の期間	3,624 点
2	31 日以上 60 日以内の期間	3,323 点
3	61 日以上 90 日以内の期間	3,123 点

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た精神病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る精神病棟に入院している患者（別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。）について算定する。ただし、当該病棟に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号 A 1 0 3 に掲げる精神病棟入院基本料の 15 対 1 入院基本料の例により算定する。

2 診療に係る費用（注 3 及び注 4 に規定する加算、第 2 節に規定する臨床研修病院入院診療加

算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、特定薬剤治療環境特別加算、精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、依存症入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、口腔管理連携加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算、データ提出加算、精神科入退院支援加算、薬剤総合評価調整加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B015に掲げる精神科退院時共同指導料2、第7部リハビリテーションの区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、H002に掲げる運動器リハビリテーション料、H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料、区分番号H004に掲げる摂食機能療法、区分番号H007に掲げる障害児（者）リハビリテーション料及び区分番号H007-2に掲げるがん患者リハビリテーション料、第8部精神科専門療法、第9部処置の区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J042に掲げる腹膜灌流及び区分番号J400に掲げる特定保険医療材料（区分番号J038に掲げる人工腎臓又は区分番号J042に掲げる腹膜灌流に係るものに限る。）、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射

算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、依存症入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算、データ提出加算、精神科入退院支援加算、薬剤総合評価調整加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B015に掲げる精神科退院時共同指導料2、第7部リハビリテーションの区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、H002に掲げる運動器リハビリテーション料、H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料、区分番号H004に掲げる摂食機能療法、区分番号H007に掲げる障害児（者）リハビリテーション料及び区分番号H007-2に掲げるがん患者リハビリテーション料、第8部精神科専門療法、第9部処置の区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J042に掲げる腹膜灌流及び区分番号J400に掲げる特定保険医療材料（区分番号J038に掲げる人工腎臓又は区分番号J042に掲げる腹膜灌流に係るものに限る。）、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療並びに第14部その他並びに除外薬剤・注射薬

線治療並びに第14部その他並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。)は、精神科救急・合併症入院料に含まれるものとする。

- 3 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬が2種類以下の場合に限り、非定型抗精神病薬加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、入院した日から起算して30日を限度として、看護職員夜間配置加算として、1日(別に厚生労働大臣が定める日を除く。)につき70点を所定点数に加算する。

A 3 1 1 - 4 児童・思春期精神科入院医療管理料(1日につき)
3,144点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は治療室に入院している20歳未満の精神疾患を有する患者について、所定点数を算定する。ただし、当該病棟又は治療室に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A 1 0 3に掲げる精神病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により算定する。

- 2 診療に係る費用(注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算(50対1補助体制加算、

に係る費用を除く。)は、精神科救急・合併症入院料に含まれるものとする。

- 3 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬が2種類以下の場合に限り、非定型抗精神病薬加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、入院した日から起算して30日を限度として、看護職員夜間配置加算として、1日(別に厚生労働大臣が定める日を除く。)につき70点を所定点数に加算する。

A 3 1 1 - 4 児童・思春期精神科入院医療管理料(1日につき)
3,016点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟又は治療室に入院している20歳未満の精神疾患を有する患者について、所定点数を算定する。ただし、当該病棟又は治療室に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A 1 0 3に掲げる精神病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により算定する。

- 2 診療に係る費用(注3に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算(50対1補助体制加算、

75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。)、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、強度行動障害入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、口腔管理連携加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算、データ提出加算、精神科入退院支援加算、薬剤総合評価調整加算及び排尿自立支援加算並びに第2章第5部投薬、第6部注射、第9部処置の区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J042に掲げる腹膜灌流及び区分番号J400に掲げる特定保険医療材料(区分番号J038に掲げる人工腎臓又は区分番号J042に掲げる腹膜灌流に係るものに限る。)、第10部手術、第11部麻酔、第13部第2節病理診断・判断料及び第14部その他の費用を除く。)は、児童・思春期精神科入院医療管理料に含まれるものとする。

- 3 当該病棟又は治療室に入院している20歳未満の精神疾患を有する患者に対する支援体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の病棟に入院している患者について、精神科養育支援体制加算として、入院初日に限り300点を所定点数に加算する。

A312 精神療養病棟入院料(1日につき) 1,174点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た精神病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る精神病棟に入院している患者について

75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。)、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、強度行動障害入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算、データ提出加算、精神科入退院支援加算、薬剤総合評価調整加算及び排尿自立支援加算並びに第2章第5部投薬、第6部注射、第10部手術、第11部麻酔、第13部第2節病理診断・判断料及び第14部その他の費用を除く。)は、児童・思春期精神科入院医療管理料に含まれるものとする。

- 3 当該病棟又は治療室に入院している20歳未満の精神疾患を有する患者に対する支援体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の病棟に入院している患者について、精神科養育支援体制加算として、入院初日に限り300点を所定点数に加算する。

A312 精神療養病棟入院料(1日につき) 1,108点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た精神病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る精神病棟に入院している患者について

、所定点数を算定する。

- 2 診療に係る費用（注3から注5までに規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。）、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、精神科措置入院診療加算、精神科地域移行実施加算、精神科慢性身体合併症管理加算、口腔管理連携加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算、データ提出加算、精神科入退院支援加算、薬剤総合評価調整加算及び排尿自立支援加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B015に掲げる精神科退院時共同指導料2、第7部リハビリテーションの区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、区分番号H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、区分番号H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、区分番号H002に掲げる運動器リハビリテーション料、区分番号H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料及び区分番号H003-2に掲げるリハビリテーション総合計画評価料、第8部精神科専門療法、第9部処置の区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J042に掲げる腹膜灌流及び区分番号J400に掲げる特定保険医療材料（区分番号J038に掲げる人工腎臓又は区分番号J042に掲げる腹膜灌流に係るものに限る。）、第14部その他並びに除外薬剤・注射薬に係る費

、所定点数を算定する。

- 2 診療に係る費用（注3から注5までに規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。）、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、精神科措置入院診療加算、精神科地域移行実施加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算、データ提出加算、精神科入退院支援加算、薬剤総合評価調整加算及び排尿自立支援加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B015に掲げる精神科退院時共同指導料2、第7部リハビリテーションの区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、区分番号H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、区分番号H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、区分番号H002に掲げる運動器リハビリテーション料、区分番号H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料及び区分番号H003-2に掲げるリハビリテーション総合計画評価料、第8部精神科専門療法、第14部その他並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、精神療養病棟入院料に含まれるものとする。

用を除く。)は、精神療養病棟入院料に含まれるものとする。

3 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬が2種類以下の場合に限り、非定型抗精神病薬加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める状態の患者については、重症者加算として、当該患者に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。ただし、重症者加算1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者についてのみ加算する。

イ 重症者加算1 60点

ロ 重症者加算2 30点

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、精神保健福祉士配置加算として、1日につき30点を所定点数に加算する。

6 精神保健福祉士配置加算を算定した場合は、注5に規定する加算、区分番号A230-2に掲げる精神科地域移行実施加算、区分番号A246-2に掲げる精神科入退院支援加算、区分番号I011に掲げる精神科退院指導料及び区分番号I011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料は、算定しない。

3 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬が2種類以下の場合に限り、非定型抗精神病薬加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める状態の患者については、重症者加算として、当該患者に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。ただし、重症者加算1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者についてのみ加算する。

イ 重症者加算1 60点

ロ 重症者加算2 30点

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、精神保健福祉士配置加算として、1日につき30点を所定点数に加算する。

6 精神保健福祉士配置加算を算定した場合は、注5に規定する加算、区分番号A230-2に掲げる精神科地域移行実施加算、区分番号A246-2に掲げる精神科入退院支援加算、区分番号I011に掲げる精神科退院指導料及び区分番号I011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料は、算定しない。

A 3 1 3 削除

A 3 1 4 認知症治療病棟入院料（1日につき）

1 認知症治療病棟入院料 1

イ 30日以内の期間 1,897点

ロ 31日以上60日以内の期間 1,589点

ハ 61日以上^の期間 1,289点

2 認知症治療病棟入院料 2

イ 30日以内の期間 1,397点

ロ 31日以上60日以内の期間 1,192点

ハ 61日以上^の期間 1,066点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院である保険医療機関において、当該届出に係る病棟に入院している患者について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ算定する。

2 当該病棟が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟である場合には、認知症夜間対応加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 30日以内の期間 84点

ロ 31日以上^の期間 40点

3 診療に係る費用（注2に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。）、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、精神科措置入院診療加算、精神科身体合併症管理加算、精神科慢性身体合併症管理加算、口腔管理連携加算、医療安

A 3 1 3 削除

A 3 1 4 認知症治療病棟入院料（1日につき）

1 認知症治療病棟入院料 1

イ 30日以内の期間 1,829点

ロ 31日以上60日以内の期間 1,521点

ハ 61日以上^の期間 1,221点

2 認知症治療病棟入院料 2

イ 30日以内の期間 1,334点

ロ 31日以上60日以内の期間 1,129点

ハ 61日以上^の期間 1,003点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院である保険医療機関において、当該届出に係る病棟に入院している患者について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ算定する。

2 当該病棟が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟である場合には、認知症夜間対応加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 30日以内の期間 84点

ロ 31日以上^の期間 40点

3 診療に係る費用（注2に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。）、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、精神科措置入院診療加算、精神科身体合併症管理加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充

全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算、データ提出加算、精神科入退院支援加算、薬剤総合評価調整加算及び排尿自立支援加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B015に掲げる精神科退院時共同指導料2、第7部リハビリテーションの区分番号H003-2に掲げるリハビリテーション総合計画評価料（1に限る。）、区分番号H004に掲げる摂食機能療法及び区分番号H007-3に掲げる認知症患者リハビリテーション料、第8部精神科専門療法、第9部処置の区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J042に掲げる腹膜灌流及び区分番号J400に掲げる特定保険医療材料（区分番号J038に掲げる人工腎臓又は区分番号J042に掲げる腹膜灌流に係るものに限る。）、第14部その他並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、認知症治療病棟入院料に含まれるものとする。

（削る）

実加算、報告書管理体制加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算、データ提出加算、精神科入退院支援加算、薬剤総合評価調整加算及び排尿自立支援加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B015に掲げる精神科退院時共同指導料2、第7部リハビリテーションの区分番号H003-2に掲げるリハビリテーション総合計画評価料（1に限る。）、区分番号H004に掲げる摂食機能療法及び区分番号H007-3に掲げる認知症患者リハビリテーション料、第8部精神科専門療法、第9部処置の区分番号J038に掲げる人工腎臓（入院した日から起算して60日以内の期間に限る。）及び区分番号J400に掲げる特定保険医療材料（入院した日から起算して60日以内の期間における区分番号J038に掲げる人工腎臓に係るものに限る。）、第14部その他並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、認知症治療病棟入院料に含まれるものとする。

A315 精神科地域包括ケア病棟入院料（1日につき）

1,535点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た精神病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る精神病棟に入院している患者について、区分番号A311に掲げる精神科救急急性期医療入院料、区分番号A311-2に掲げる精神科急性期治療病棟入院料及び区分番号A311-3に掲げる精神科救急・合併症入院料を算定した期間と通算して180日を限度として、所

定点数を算定する。ただし、当該病棟に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により算定する。

2 当該病棟に転棟若しくは転院又は入院した日から起算して90日間に限り、自宅等移行初期加算として、100点を加算する。

3 過去1年以内に、注1本文及び注2に規定する点数を算定した患者（当該保険医療機関以外の保険医療機関で算定した患者を含む。）については、当該期間を注1本文及び注2に規定する期間に通算する。

4 区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料の15対1入院基本料、18対1入院基本料並びに20対1入院基本料、区分番号A312に掲げる精神療養病棟入院料、区分番号A314に掲げる認知症治療病棟入院料及び区分番号A318に掲げる地域移行機能強化病棟入院料を届け出ている病棟から、当該病棟への転棟は、患者1人につき1回に限る。

5 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬が2種類以下の場合に限り、非定型抗精神病薬加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。

6 診療に係る費用（注2及び注5に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（50対1補助体

A 3 1 5 及び A 3 1 6 削除

制加算、75対1 補助体制加算又は100対1 補助体制加算に限る。）、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、精神科措置入院診療加算、精神科応急入院施設管理加算、精神科身体合併症管理加算、強度行動障害入院医療管理加算、依存症入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、^{じょくそ}褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算、データ提出加算、精神科入退院支援加算、薬剤総合評価調整加算及び排尿自立支援加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B 0 1 5に掲げる精神科退院時共同指導料2、第7部リハビリテーションの区分番号H 0 0 0に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、区分番号H 0 0 1に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、区分番号H 0 0 1－2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、区分番号H 0 0 2に掲げる運動器リハビリテーション料、区分番号H 0 0 3に掲げる呼吸器リハビリテーション料、区分番号H 0 0 3－2に掲げるリハビリテーション総合計画評価料、第8部精神科専門療法（区分番号I 0 1 1に掲げる精神科退院指導料及び区分番号I 0 1 1－2に掲げる精神科退院前訪問指導料を除く。）、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療及び第14部その他並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、精神科地域包括ケア病棟入院料に含まれるものとする。

A 3 1 6 削除

A 3 1 7 特定一般病棟入院料（1日につき）

1	特定一般病棟入院料 1	1,275点
2	特定一般病棟入院料 2	1,096点

注1 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関（一般病棟が1病棟のものに限る。）が、一定地域で必要とされる医療を当該保険医療機関で確保するための体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

- 2 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ	14日以内の期間	450点
ロ	15日以上30日以内の期間	192点

- 3 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A 2 4 6に掲げる入退院支援加算3を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

- 4 当該病棟に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者又は介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等若しくは自宅から入院した患者については、転院又は入院した日から起算して14日を限度として、救急・在宅等支援病床初期加算として、1日につき150点を所定点数に加算

A 3 1 7 特定一般病棟入院料（1日につき）

1	特定一般病棟入院料 1	1,168点
2	特定一般病棟入院料 2	1,002点

注1 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関（一般病棟が1病棟のものに限る。）が、一定地域で必要とされる医療を当該保険医療機関で確保するための体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

- 2 当該病棟の入院患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ	14日以内の期間	450点
ロ	15日以上30日以内の期間	192点

- 3 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A 2 4 6に掲げる入退院支援加算3を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

- 4 当該病棟に入院している患者のうち、急性期医療を担う他の保険医療機関の一般病棟から転院した患者又は介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等若しくは自宅から入院した患者については、転院又は入院した日から起算して14日を限度として、救急・在宅等支援病床初期加算として、1日につき150点を所定点数に加算

する。

- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟において、当該患者の看護必要度について測定を行った場合には、一般病棟看護必要度評価加算として、1日につき5点を所定点数に加算する。

- 6 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、臨床研修病院入院診療加算、救急医療管理加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、在宅患者緊急入院診療加算、診療録管理体制加算、医師事務作業補助体制加算、電子的診療情報連携体制整備加算、乳幼児加算・幼児加算、特定感染症入院医療管理加算、特定薬剤治療環境特別加算、難病等特別入院診療加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、看護配置加算、看護補助加算、地域加算、離島加算、療養環境加算、H I V感染者療養環境特別加算、特定感染症患者療養環境特別加算、重症者等療養環境特別加算、小児療養環境特別加算、産科管理加算（1に限る。）、無菌治療室管理加算、放射線治療病室管理加算、緩和ケア診療加算、小児緩和ケア診療加算、精神科リエゾンチーム加算、強度行動障害入院医療管理加算、依存症入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、がん拠点病院加算、栄養サポートチーム加算、口腔管理連携加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、ハイリスク妊娠管理加算、ハイ

する。

- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟において、当該患者の看護必要度について測定を行った場合には、一般病棟看護必要度評価加算として、1日につき5点を所定点数に加算する。

- 6 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、総合入院体制加算、急性期充実体制加算、臨床研修病院入院診療加算、救急医療管理加算、超急性期脳卒中加算、妊産婦緊急搬送入院加算、在宅患者緊急入院診療加算、診療録管理体制加算、医師事務作業補助体制加算、乳幼児加算・幼児加算、特定感染症入院医療管理加算、難病等特別入院診療加算、超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算、看護配置加算、看護補助加算、地域加算、離島加算、療養環境加算、H I V感染者療養環境特別加算、特定感染症患者療養環境特別加算、重症者等療養環境特別加算、小児療養環境特別加算、無菌治療室管理加算、放射線治療病室管理加算、緩和ケア診療加算、小児緩和ケア診療加算、精神科リエゾンチーム加算、強度行動障害入院医療管理加算、依存症入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、がん拠点病院加算、栄養サポートチーム加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、ハイリスク妊娠管理加算、ハイリスク分娩等管理加算（ハイリスク分娩管理加算に限る。）、呼吸ケアチ

リスク分娩^{べん}等管理加算（ハイリスク分娩^{べん}管理加算に限る。）、呼吸ケアチーム加算、術後疼痛^{とう}管理チーム加算、地域支援・医薬品供給^{きゅう}対応体制加算、バイオ後続品使用体制加算、データ提出加算、入退院支援加算（１のイ、２のイ及び３に限る。）、医療的ケア児（者）入院前支援加算、認知症ケア加算、せん妄ハイリスク患者ケア加算、精神疾患診療体制加算、薬剤総合評価調整加算、排尿自立支援加算、協力対象施設入所者入院加算及び医療提供機能連携^{れんけい}確保加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

7 当該病棟の病室のうち、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに入院する患者に対し、必要があつて地域包括ケア入院医療管理が行われた場合には、注１から注６までの規定にかかわらず、当該病室に入院した日から起算して60日を限度として、40日以内の期間においては、それぞれ2,573点、2,384点、2,089点又は1,878点を、41日以上期間においては、それぞれ2,444点、2,265点、1,984点又は1,784点を算定する。ただし、当該病室に入院した患者が算定要件に該当しない場合は、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注２に規定する特別入院基本料の例により算定する。

8 注７本文の規定により所定点数を算定する場合においては、診療に係る費用（区分番号A308-3に掲げる地域包括ケア病棟入院料の注３から注６まで及び注８に規定する加算、第２節に規定する臨床研修病院入院診療加算、在宅

ーム加算、術後疼痛^{とう}管理チーム加算、後発医薬品使用体制加算、バイオ後続品使用体制加算、データ提出加算、入退院支援加算（１のイ、２のイ及び３に限る。）、医療的ケア児（者）入院前支援加算、認知症ケア加算、せん妄ハイリスク患者ケア加算、精神疾患診療体制加算、薬剤総合評価調整加算、排尿自立支援加算及び協力対象施設入所者入院加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

7 当該病棟の病室のうち、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに入院する患者に対し、必要があつて地域包括ケア入院医療管理が行われた場合には、注１から注６までの規定にかかわらず、当該病室に入院した日から起算して60日を限度として、40日以内の期間においては、それぞれ2,459点、2,270点、2,007点又は1,796点を、41日以上期間においては、それぞれ2,330点、2,151点、1,902点又は1,702点を算定する。ただし、当該病室に入院した患者が算定要件に該当しない場合は、区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注２に規定する特別入院基本料の例により算定する。

8 注７本文の規定により所定点数を算定する場合においては、診療に係る費用（区分番号A308-3に掲げる地域包括ケア病棟入院料の注３から注６まで及び注８に規定する加算、第２節に規定する臨床研修病院入院診療加算、在宅

患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、特定薬剤治療環境特別加算、口腔管理連携加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、データ提出加算、入退院支援加算（１のロに限る。）、医療的ケア児（者）入院前支援加算、認知症ケア加算、薬剤総合評価調整加算、排尿自立支援加算、協力対象施設入所者入院加算及び医療提供機能確保体制加算、第２章第２部在宅医療、第７部リハビリテーションの区分番号H 0 0 4に掲げる摂食機能療法、第９部処置の区分番号J 0 3 8に掲げる人工腎臓、区分番号J 0 4 2に掲げる腹膜灌流及び区分番号J 4 0 0に掲げる特定保険医療材料（区分番号J 0 3 8に掲げる人工腎臓又は区分番号J 0 4 2に掲げる腹膜灌流に係るものに限る。）及び第14部その他並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、当該所定点数に含まれるものとする。

- 9 注１から注６までの規定にかかわらず、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（注７の規定により地方厚生局長等に届け出た病室に入院する者を除く。）であって、当該病棟に90日を超えて入院する患者については、区分番号A 1 0 1に掲げる療養病棟入院料１の例により算定する。

A 3 1 8 地域移行機能強化病棟入院料（１日につき）

1,627点

- 注１ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た精

患者緊急入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、データ提出加算、入退院支援加算（１のイに限る。）、医療的ケア児（者）入院前支援加算、認知症ケア加算、薬剤総合評価調整加算、排尿自立支援加算及び協力対象施設入所者入院加算、第２章第２部在宅医療、第７部リハビリテーションの区分番号H 0 0 4に掲げる摂食機能療法、第９部処置の区分番号J 0 3 8に掲げる人工腎臓、区分番号J 0 4 2に掲げる腹膜灌流及び区分番号J 4 0 0に掲げる特定保険医療材料（区分番号J 0 3 8に掲げる人工腎臓又は区分番号J 0 4 2に掲げる腹膜灌流に係るものに限る。）及び第14部その他並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、当該所定点数に含まれるものとする。

- 9 注１から注６までの規定にかかわらず、保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（注７の規定により地方厚生局長等に届け出た病室に入院する者を除く。）であって、当該病棟に90日を超えて入院する患者については、区分番号A 1 0 1に掲げる療養病棟入院料１の例により算定する。

A 3 1 8 地域移行機能強化病棟入院料（１日につき）

1,557点

- 注１ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た精

神病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る精神病棟に入院している患者について算定する。ただし、当該病棟に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料の15対1入院基本料の例により算定する。

2 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬が2種類以下の場合に限り、非定型抗精神病薬加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める状態の患者については、重症者加算として、当該患者に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。ただし、重症者加算1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者についてのみ加算する。

イ 重症者加算 1	60点
ロ 重症者加算 2	30点

4 診療に係る費用（注2及び注3本文に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。）、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、精神科措置入院診療加算、精神科慢性身体合併症管理加算、口腔連携管理加算、医療安全対策加算、感

神病棟を有する保険医療機関において、当該届出に係る精神病棟に入院している患者について算定する。ただし、当該病棟に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料の15対1入院基本料の例により算定する。

2 当該病棟に入院している統合失調症の患者に対して、計画的な医学管理の下に非定型抗精神病薬による治療を行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合には、当該患者が使用した1日当たりの抗精神病薬が2種類以下の場合に限り、非定型抗精神病薬加算として、1日につき15点を所定点数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める状態の患者については、重症者加算として、当該患者に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。ただし、重症者加算1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者についてのみ加算する。

イ 重症者加算 1	60点
ロ 重症者加算 2	30点

4 診療に係る費用（注2及び注3本文に規定する加算、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（50対1補助体制加算、75対1補助体制加算又は100対1補助体制加算に限る。）、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、精神科措置入院診療加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書

染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、データ提出加算、精神科入退院支援加算、薬剤総合評価調整加算及び排尿自立支援加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B015に掲げる精神科退院時共同指導料2、第8部精神科専門療法（区分番号I011に掲げる精神科退院指導料及び区分番号I011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料を除く。）、第9部処置の区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J042に掲げる腹膜灌流及び区分番号J400に掲げる特定保険医療材料（区分番号J038に掲げる人工腎臓又は区分番号J042に掲げる腹膜灌流に係るものに限る。）、第14部その他並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、地域移行機能強化病棟入院料に含まれるものとする。

A319 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料

2,399点

（生活療養を受ける場合にあっては、2,379点）

注1 主として回復期リハビリテーションを行う病棟に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関（特定機能病院に限る。）が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者であって、別に厚生労働大臣が定める回復期リハビリテーションを要する状態にあるものについて、当該病棟に入院した日から起算して、それぞれの状態に応じて別に厚生労働大臣が定める日数を限度として所定点数を算定する。ただし、当該病棟に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A100に掲げる一般病

管理体制加算、データ提出加算、精神科入退院支援加算、薬剤総合評価調整加算及び排尿自立支援加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B015に掲げる精神科退院時共同指導料2、第8部精神科専門療法（区分番号I011に掲げる精神科退院指導料及び区分番号I011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料を除く。）、第14部その他並びに除外薬剤・注射薬に係る費用を除く。）は、地域移行機能強化病棟入院料に含まれるものとする。

A319 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料

2,229点

（生活療養を受ける場合にあっては、2,215点）

注1 主として回復期リハビリテーションを行う病棟に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関（特定機能病院に限る。）が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者であって、別に厚生労働大臣が定める回復期リハビリテーションを要する状態にあるものについて、当該病棟に入院した日から起算して、それぞれの状態に応じて別に厚生労働大臣が定める日数を限度として所定点数を算定する。ただし、当該病棟に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、区分番号A100に掲げる一般病

棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により算定する。

- 2 診療に係る費用（当該患者に対して行った第2章第1部医学管理等の区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料、区分番号B007に掲げる退院前訪問指導料及び区分番号B011－6に掲げる栄養情報連携料、第2部在宅医療、第7部リハビリテーションの費用（別に厚生労働大臣が定める費用を除く。）、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、特定薬剤治療環境特別加算、口腔管理連携加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のロに限る。）、認知症ケア加算、薬剤総合評価調整加算及び排尿自立支援加算、区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J042に掲げる腹膜灌流及び区分番号J400に掲げる特定保険医療材料（区分番号J038に掲げる人工腎臓又は区分番号J042に掲げる腹膜灌流に係るものに限る。）
）、第14部その他並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、特定機能病院リハビリテーション病棟入院料に含まれるものとする。

第4節 短期滞在手術等基本料

区分

A400 短期滞在手術等基本料

- 1 短期滞在手術等基本料1（日帰りの場合）
イ 主として入院で実施されている手術を行った場合

棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により算定する。

- 2 診療に係る費用（当該患者に対して行った第2章第1部医学管理等の区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料及び区分番号B011－6に掲げる栄養情報連携料、第2部在宅医療、第7部リハビリテーションの費用（別に厚生労働大臣が定める費用を除く。）
）、第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、特定感染症患者療養環境特別加算、医療安全対策加算、感染対策向上加算、患者サポート体制充実加算、報告書管理体制加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイに限る。）
）、認知症ケア加算、薬剤総合評価調整加算及び排尿自立支援加算、区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J042に掲げる腹膜灌流及び区分番号J400に掲げる特定保険医療材料（区分番号J038に掲げる人工腎臓又は区分番号J042に掲げる腹膜灌流に係るものに限る。）
）、第14部その他並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、特定機能病院リハビリテーション病棟入院料に含まれるものとする。

第4節 短期滞在手術等基本料

区分

A400 短期滞在手術等基本料

- 1 短期滞在手術等基本料1（日帰りの場合）
イ 主として入院で実施されている手術を行った場合

(1) 麻酔を伴う手術を行った場合	<u>2,948点</u>
(2) (1)以外の場合	<u>2,719点</u>
ロ イ以外の場合	
(1) 麻酔を伴う手術を行った場合	<u>795点</u>
(2) (1)以外の場合	<u>680点</u>
2 短期滞在手術等基本料3（4泊5日までの場合）	
イ D237 終夜睡眠ポリグラフィー 3 1 及び2以外の場合 イ 安全精度管理下で行うもの	<u>9,388点</u>
(生活療養を受ける場合にあつては、	<u>9,284点</u>)
ロ D237 終夜睡眠ポリグラフィー 3 1 及び2以外の場合 ロ 保険医療機関内で又は訪問して実施するもの	<u>8,221点</u>
(生活療養を受ける場合にあつては、	<u>8,117点</u>)
ハ D237-2 反復睡眠潜時試験（MSLT）	<u>12,290点</u>
(生活療養を受ける場合にあつては、	<u>12,186点</u>)
ニ D287 内分泌負荷試験 1 下垂体前葉負荷試験 イ 成長ホルモン（GH）（一連として）	<u>9,942点</u>
(生活療養を受ける場合にあつては、	<u>9,838点</u>)
ホ D291-2 小児食物アレルギー負荷検査	<u>5,140点</u>
(生活療養を受ける場合にあつては、	<u>5,036点</u>)
ヘ D413 前立腺針生検法 2 その他のもの	<u>10,336点</u>
(生活療養を受ける場合にあつては、	<u>10,232点</u>)
ト K007-2 経皮的放射線治療用金属マーカ留置術	<u>32,768点</u>
(生活療養を受ける場合にあつては、	<u>32,664点</u>)

(1) 麻酔を伴う手術を行った場合	<u>2,947点</u>
(2) (1)以外の場合	<u>2,718点</u>
ロ イ以外の場合	
(1) 麻酔を伴う手術を行った場合	<u>1,588点</u>
(2) (1)以外の場合	<u>1,359点</u>
2 短期滞在手術等基本料3（4泊5日までの場合）	
イ D237 終夜睡眠ポリグラフィー 3 1 及び2以外の場合 イ 安全精度管理下で行うもの	<u>9,537点</u>
(生活療養を受ける場合にあつては、	<u>9,463点</u>)
ロ D237 終夜睡眠ポリグラフィー 3 1 及び2以外の場合 ロ その他のもの	<u>8,400点</u>
(生活療養を受ける場合にあつては、	<u>8,326点</u>)
ハ D237-2 反復睡眠潜時試験（MSLT）	<u>12,676点</u>
(生活療養を受ける場合にあつては、	<u>12,602点</u>)
ニ D287 内分泌負荷試験 1 下垂体前葉負荷試験 イ 成長ホルモン（GH）（一連として）	<u>9,194点</u>
(生活療養を受ける場合にあつては、	<u>9,120点</u>)
ホ D291-2 小児食物アレルギー負荷検査	<u>5,278点</u>
(生活療養を受ける場合にあつては、	<u>5,204点</u>)
ヘ D413 前立腺針生検法 2 その他のもの	<u>10,262点</u>
(生活療養を受ける場合にあつては、	<u>10,188点</u>)
ト K007-2 経皮的放射線治療用金属マーカ留置術	<u>30,882点</u>
(生活療養を受ける場合にあつては、	<u>30,808点</u>)

チ K030 四肢・^く軀幹軟部腫瘍摘出術 7
 手軟部腫瘍摘出術 15,281点
 (生活療養を受ける場合にあつては、15,177点)
 リ K046 骨折観血的手術 6 手舟状骨^{たい}骨折観血的手術 35,216点
 (生活療養を受ける場合にあつては、35,112点)
 ヌ K048 骨内異物(挿入物を含む。)除去術 6 前腕骨^{たい}骨内異物除去術 18,743点
 (生活療養を受ける場合にあつては、18,639点)
 ル K048 骨内異物(挿入物を含む。)除去術 8 鎖骨^{しゅつ}骨内異物除去術 19,949点
 (生活療養を受ける場合にあつては、19,845点)
 フ K048 骨内異物(挿入物を含む。)除去術 10 手根骨^{しゅつ}骨内異物除去術 15,207点
 (生活療養を受ける場合にあつては、15,103点)
 ワ K048 骨内異物(挿入物を含む。)除去術 11 中手骨^{しゅつ}骨内異物除去術 15,207点
 (生活療養を受ける場合にあつては、15,103点)
 カ K070 ガングリオン摘出術 1 手部^{しゅ}ガングリオン摘出術 13,646点
 (生活療養を受ける場合にあつては、13,542点)
 コ K093-2 手根管開放手術(内視鏡下) 18,786点
 (生活療養を受ける場合にあつては、18,682点)
 ク K196-2 胸腔鏡下交感神経節切除術(両側) 33,988点
 (生活療養を受ける場合にあつては、33,884点)

チ K030 四肢・^く軀幹軟部腫瘍摘出術 2
 手、足(手に限る。) 14,667点
 (生活療養を受ける場合にあつては、14,593点)
 リ K046 骨折観血的手術 2 前腕、^{たい}下腿、手舟状骨(手舟状骨に限る。) 36,240点
 (生活療養を受ける場合にあつては、36,166点)
 ヌ K048 骨内異物(挿入物を含む。)除去術 3 前腕、^{たい}下腿(前腕に限る。) 19,082点
 (生活療養を受ける場合にあつては、19,008点)
 ル K048 骨内異物(挿入物を含む。)除去術 4 鎖骨、^{しゅつ}膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他(鎖骨に限る。) 20,549点
 (生活療養を受ける場合にあつては、20,475点)
 フ K048 骨内異物(挿入物を含む。)除去術 4 鎖骨、^{しゅつ}膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他(手に限る。) 14,893点
 (生活療養を受ける場合にあつては、14,819点)
 (新設)
 ワ K070 ガングリオン摘出術 1 手、足、指(手、足)(手に限る。) 13,653点
 (生活療養を受ける場合にあつては、13,579点)
 カ K093-2 関節鏡下手根管開放手術 18,038点
 (生活療養を受ける場合にあつては、17,964点)
 コ K196-2 胸腔鏡下交感神経節切除術(両側) 32,137点
 (生活療養を受ける場合にあつては、32,063点)

レ K 2 0 2 涙管チューブ挿入術 1 涙道内
 視鏡を用いるもの（片側） 9,069点
 （生活療養を受ける場合にあっては、8,965点）
 ソ K 2 0 2 涙管チューブ挿入術 1 涙道内
 視鏡を用いるもの（両側） 14,132点
 （生活療養を受ける場合にあっては、14,028点）
 ツ K 2 1 7 眼瞼内反症手術 2 皮膚切開法
 （片側） 6,857点
 （生活療養を受ける場合にあっては、6,753点）
 ネ K 2 1 7 眼瞼内反症手術 2 皮膚切開法
 （両側） 15,421点
 （生活療養を受ける場合にあっては、15,317点）
 ナ K 2 1 9 眼瞼下垂症手術 1 眼瞼挙筋前
 転法（片側） 11,459点
 （生活療養を受ける場合にあっては、11,355点）
 ニ K 2 1 9 眼瞼下垂症手術 1 眼瞼挙筋前
 転法（両側） 19,911点
 （生活療養を受ける場合にあっては、19,807点）
 ム K 2 1 9 眼瞼下垂症手術 3 その他のも
 の（片側） 10,907点
 （生活療養を受ける場合にあっては、10,803点）
 ウ K 2 1 9 眼瞼下垂症手術 3 その他のも
 の（両側） 17,540点
 （生活療養を受ける場合にあっては、17,436点）
 卅 K 2 2 4 翼状片手術（弁の移植を要するも
 の）（片側） 8,865点
 （生活療養を受ける場合にあっては、8,761点）
 ㄥ K 2 2 4 翼状片手術（弁の移植を要するも
 の）（両側） 14,034点
 （生活療養を受ける場合にあっては、13,930点）
 オ K 2 4 2 斜視手術 2 後転法（片側）

タ K 2 0 2 涙管チューブ挿入術 1 涙道内
 視鏡を用いるもの（片側） 8,663点
 （生活療養を受ける場合にあっては、8,589点）
 レ K 2 0 2 涙管チューブ挿入術 1 涙道内
 視鏡を用いるもの（両側） 13,990点
 （生活療養を受ける場合にあっては、13,916点）
 ソ K 2 1 7 眼瞼内反症手術 2 皮膚切開法
 （片側） 6,524点
 （生活療養を受ける場合にあっては、6,450点）
 ツ K 2 1 7 眼瞼内反症手術 2 皮膚切開法
 （両側） 14,425点
 （生活療養を受ける場合にあっては、14,351点）
 ネ K 2 1 9 眼瞼下垂症手術 1 眼瞼挙筋前
 転法（片側） 11,000点
 （生活療養を受ける場合にあっては、10,926点）
 ナ K 2 1 9 眼瞼下垂症手術 1 眼瞼挙筋前
 転法（両側） 19,357点
 （生活療養を受ける場合にあっては、19,283点）
 ニ K 2 1 9 眼瞼下垂症手術 3 その他のも
 の（片側） 10,493点
 （生活療養を受ける場合にあっては、10,419点）
 ム K 2 1 9 眼瞼下垂症手術 3 その他のも
 の（両側） 17,249点
 （生活療養を受ける場合にあっては、17,175点）
 ウ K 2 2 4 翼状片手術（弁の移植を要するも
 の）（片側） 8,437点
 （生活療養を受ける場合にあっては、8,363点）
 卅 K 2 2 4 翼状片手術（弁の移植を要するも
 の）（両側） 13,030点
 （生活療養を受ける場合にあっては、12,956点）
 ㄥ K 2 4 2 斜視手術 2 後転法（片側）

14,887点

(生活療養を受ける場合にあつては、14,783点)

ク K 2 4 2 斜視手術 2 後転法 (両側)

20,958点

(生活療養を受ける場合にあつては、20,854点)

ヤ K 2 4 2 斜視手術 3 前転法及び後転法の併施 (片側)

21,825点

(生活療養を受ける場合にあつては、21,721点)

マ K 2 4 2 斜視手術 3 前転法及び後転法の併施 (両側)

34,567点

(生活療養を受ける場合にあつては、34,463点)

ケ K 2 5 4 治療的角膜切除術 1 エキシマレーザーによるもの (角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。) (片側)

15,810点

(生活療養を受ける場合にあつては、15,706点)

コ K 2 5 4 治療的角膜切除術 1 エキシマレーザーによるもの (角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。) (両側)

27,481点

(生活療養を受ける場合にあつては、27,377点)

ク K 2 6 8 緑内障手術 6 水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術 (片側)

33,991点

(生活療養を受ける場合にあつては、33,887点)

エ K 2 6 8 緑内障手術 6 水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術 (両側)

65,894点

(生活療養を受ける場合にあつては、65,790点)

テ K 2 8 2 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 ロ その他のもの (片側)

18,001点

(生活療養を受ける場合にあつては、17,897点)

13,877点

(生活療養を受ける場合にあつては、13,803点)

オ K 2 4 2 斜視手術 2 後転法 (両側)

19,632点

(生活療養を受ける場合にあつては、19,558点)

ク K 2 4 2 斜視手術 3 前転法及び後転法の併施 (片側)

20,488点

(生活療養を受ける場合にあつては、20,414点)

ヤ K 2 4 2 斜視手術 3 前転法及び後転法の併施 (両側)

33,119点

(生活療養を受ける場合にあつては、33,045点)

マ K 2 5 4 治療的角膜切除術 1 エキシマレーザーによるもの (角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。) (片側)

16,748点

(生活療養を受ける場合にあつては、16,674点)

ケ K 2 5 4 治療的角膜切除術 1 エキシマレーザーによるもの (角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。) (両側)

28,464点

(生活療養を受ける場合にあつては、28,390点)

コ K 2 6 8 緑内障手術 6 水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術 (片側)

34,516点

(生活療養を受ける場合にあつては、34,442点)

ク K 2 6 8 緑内障手術 6 水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術 (両側)

67,946点

(生活療養を受ける場合にあつては、67,872点)

エ K 2 8 2 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 ロ その他のもの (片側)

17,457点

(生活療養を受ける場合にあつては、17,383点)

ア K 2 8 2 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 ロ その他のもの（両側）
33,812点
（生活療養を受ける場合にあつては、33,708点）
サ K 2 8 2 水晶体再建術 2 眼内レンズを挿入しない場合（片側）
15,453点
（生活療養を受ける場合にあつては、15,349点）
キ K 2 8 2 水晶体再建術 2 眼内レンズを挿入しない場合（両側）
26,976点
（生活療養を受ける場合にあつては、26,872点）
ユ K 3 1 8 鼓膜形成手術 33,822点
（生活療養を受ける場合にあつては、33,718点）
メ K 3 3 3 鼻骨骨折整復固定術 16,985点
（生活療養を受ける場合にあつては、16,881点）
ミ K 3 8 9 喉頭・声帯ポリープ切除術 2
直達喉頭鏡又はファイバースコープによるもの
24,188点
（生活療養を受ける場合にあつては、24,084点）
シ K 4 7 4 乳腺腫瘍摘出術 1 長径5センチメートル未満
17,919点
（生活療養を受ける場合にあつては、17,815点）
エ K 4 7 4 乳腺腫瘍摘出術 2 長径5センチメートル以上
24,554点
（生活療養を受ける場合にあつては、24,450点）
ヒ K 6 1 6 - 4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術 1 初回（透析シャント閉塞又は高度狭窄^{さく}の場合）
25,102点
（生活療養を受ける場合にあつては、24,998点）
モ K 6 1 6 - 4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術 1 初回（その他の場合） 22,942点
（生活療養を受ける場合にあつては、22,838点）

テ K 2 8 2 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 ロ その他のもの（両側）
31,685点
（生活療養を受ける場合にあつては、31,611点）
ア K 2 8 2 水晶体再建術 2 眼内レンズを挿入しない場合（片側）
14,901点
（生活療養を受ける場合にあつては、14,827点）
サ K 2 8 2 水晶体再建術 2 眼内レンズを挿入しない場合（両側）
25,413点
（生活療養を受ける場合にあつては、25,339点）
キ K 3 1 8 鼓膜形成手術 31,981点
（生活療養を受ける場合にあつては、31,907点）
ユ K 3 3 3 鼻骨骨折整復固定術 16,988点
（生活療養を受ける場合にあつては、16,914点）
メ K 3 8 9 喉頭・声帯ポリープ切除術 2
直達喉頭鏡又はファイバースコープによるもの
24,709点
（生活療養を受ける場合にあつては、24,635点）
ミ K 4 7 4 乳腺腫瘍摘出術 1 長径5センチメートル未満
16,684点
（生活療養を受ける場合にあつては、16,610点）
シ K 4 7 4 乳腺腫瘍摘出術 2 長径5センチメートル以上
22,904点
（生活療養を受ける場合にあつては、22,830点）
エ K 6 1 6 - 4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術 1 初回 26,013点
（生活療養を受ける場合にあつては、25,939点）

（新設）

セ K 6 1 6 - 4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術 2 1の実施後3月以内に実施する場合 26,278点
 (生活療養を受ける場合にあつては、26,174点)

ス K 6 1 7 下肢静脈瘤^{りゅう}手術 1 抜去切除術 21,673点
 (生活療養を受ける場合にあつては、21,569点)

ン K 6 1 7 下肢静脈瘤^{りゅう}手術 2 硬化療法(一連として) 7,764点
 (生活療養を受ける場合にあつては、7,660点)

イイ K 6 1 7 下肢静脈瘤^{りゅう}手術 3 高位結紮^{まつ}術 10,567点
 (生活療養を受ける場合にあつては、10,463点)

イロ K 6 1 7 - 2 大伏在静脈抜去術 21,635点
 (生活療養を受ける場合にあつては、21,531点)

イハ K 6 1 7 - 4 下肢静脈瘤^{りゅう}血管内焼灼^{しやく}術 18,083点
 (生活療養を受ける場合にあつては、17,979点)

イニ K 6 1 7 - 6 下肢静脈瘤^{りゅう}血管内塞栓術 21,034点
 (生活療養を受ける場合にあつては、20,930点)

イホ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径^{そけい}ヘルニア(3歳未満に限る。) 30,593点
 (生活療養を受ける場合にあつては、30,489点)

イヘ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径^{そけい}ヘルニア(3歳以上6歳未満に限る。) 23,811点
 (生活療養を受ける場合にあつては、23,707点)

イト K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径^{そけい}ヘルニア(6歳以上15歳未満に限る。) 20,265点
 (生活療養を受ける場合にあつては、20,161点)

ヒ K 6 1 6 - 4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術 2 1の実施後3月以内に実施する場合 26,057点
 (生活療養を受ける場合にあつては、25,983点)

モ K 6 1 7 下肢静脈瘤^{りゅう}手術 1 抜去切除術 20,366点
 (生活療養を受ける場合にあつては、20,292点)

セ K 6 1 7 下肢静脈瘤^{りゅう}手術 2 硬化療法(一連として) 8,262点
 (生活療養を受ける場合にあつては、8,188点)

ス K 6 1 7 下肢静脈瘤^{りゅう}手術 3 高位結紮^{まつ}術 9,258点
 (生活療養を受ける場合にあつては、9,184点)

ン K 6 1 7 - 2 大伏在静脈抜去術 20,829点
 (生活療養を受ける場合にあつては、20,755点)

イイ K 6 1 7 - 4 下肢静脈瘤^{りゅう}血管内焼灼^{しやく}術 19,368点
 (生活療養を受ける場合にあつては、19,294点)

イロ K 6 1 7 - 6 下肢静脈瘤^{りゅう}血管内塞栓術 20,479点
 (生活療養を受ける場合にあつては、20,405点)

イハ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径^{そけい}ヘルニア(3歳未満に限る。) 31,914点
 (生活療養を受ける場合にあつては、31,840点)

イニ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径^{そけい}ヘルニア(3歳以上6歳未満に限る。) 24,786点
 (生活療養を受ける場合にあつては、24,712点)

イホ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径^{そけい}ヘルニア(6歳以上15歳未満に限る。) 21,023点
 (生活療養を受ける場合にあつては、20,949点)

イチ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (15歳以上に限る。) 24, 204点
 (生活療養を受ける場合にあつては、24, 100点)
イリ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側) (3歳未満に限る。) 62, 039点
 (生活療養を受ける場合にあつては、61, 935点)
イヌ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側) (3歳以上6歳未満に限る。) 48, 654点
 (生活療養を受ける場合にあつては、48, 550点)
イル K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側) (6歳以上15歳未満に限る。) 36, 912点
 (生活療養を受ける場合にあつては、36, 808点)
イヲ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側) (15歳以上に限る。) 47, 734点
 (生活療養を受ける場合にあつては、47, 630点)
イワ K 7 2 1 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 1 長径2センチメートル未満 12, 113点
 (生活療養を受ける場合にあつては、12, 009点)
イカ K 7 2 1 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 2 長径2センチメートル以上 16, 365点
 (生活療養を受ける場合にあつては、16, 261点)
イヨ K 7 4 3 痔核手術 (脱肛を含む。) 2 硬化療法 (四段階注射法によるもの) 9, 897点
 (生活療養を受ける場合にあつては、9, 793点)
イタ K 7 4 7 肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、
 肛門尖圭コンジローム切除術 (肛門ポリープ切除術に限る。) 10, 566点
 (生活療養を受ける場合にあつては、10, 462点)

イヘ K 6 3 3 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (15歳以上に限る。) 24, 147点
 (生活療養を受ける場合にあつては、24, 073点)
イト K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側) (3歳未満に限る。) 63, 751点
 (生活療養を受ける場合にあつては、63, 677点)
イチ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側) (3歳以上6歳未満に限る。) 50, 817点
 (生活療養を受ける場合にあつては、50, 743点)
イリ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側) (6歳以上15歳未満に限る。) 37, 838点
 (生活療養を受ける場合にあつては、37, 764点)
イヌ K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側) (15歳以上に限る。) 49, 389点
 (生活療養を受ける場合にあつては、49, 315点)
イル K 7 2 1 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 1 長径2センチメートル未満 12, 580点
 (生活療養を受ける場合にあつては、12, 506点)
イヲ K 7 2 1 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 2 長径2センチメートル以上 16, 153点
 (生活療養を受ける場合にあつては、16, 079点)
イワ K 7 4 3 痔核手術 (脱肛を含む。) 2 硬化療法 (四段階注射法によるもの) 10, 386点
 (生活療養を受ける場合にあつては、10, 312点)
イカ K 7 4 7 肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、
 肛門尖圭コンジローム切除術 (肛門ポリープ切除術に限る。) 10, 017点
 (生活療養を受ける場合にあつては、9, 943点)

イレ K 7 4 7 肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、
 肛門尖圭コンジローム切除術（肛門尖圭コンジ
 ローム切除術に限る。） 8,020点
 （生活療養を受ける場合にあっては、7,916点）
イソ K 7 6 8 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
 （一連につき） 24,944点
 （生活療養を受ける場合にあっては、24,840点）
イツ K 8 2 3－6 尿失禁手術（ボツリヌス毒
 素によるもの） 24,548点
 （生活療養を受ける場合にあっては、24,444点）
イネ K 8 3 4－3 顕微鏡下精索静脈瘤手術
22,745点
 （生活療養を受ける場合にあっては、22,641点）
イナ K 8 6 7 子宮頸部（膣部）切除術
15,614点
 （生活療養を受ける場合にあっては、15,510点）
イラ K 8 7 2－3 子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切
 出術、子宮内膜ポリープ切除術 1 電解質溶
 液利用のもの 21,261点
 （生活療養を受ける場合にあっては、21,157点）
イム K 8 7 2－3 子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切
 出術、子宮内膜ポリープ切除術 2 組織切除
 回収システム利用によるもの 16,876点
 （生活療養を受ける場合にあっては、16,772点）
イウ K 8 7 2－3 子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切
 出術、子宮内膜ポリープ切除術 3 その他の
 もの 18,143点
 （生活療養を受ける場合にあっては、18,039点）
イヅ K 8 7 3 子宮鏡下子宮筋腫摘出術 1
 電解質溶液利用のもの 35,148点
 （生活療養を受ける場合にあっては、35,044点）

イヨ K 7 4 7 肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、
 肛門尖圭コンジローム切除術（肛門尖圭コンジ
 ローム切除術に限る。） 7,617点
 （生活療養を受ける場合にあっては、7,543点）
イタ K 7 6 8 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
 （一連につき） 25,702点
 （生活療養を受ける場合にあっては、25,628点）
イレ K 8 2 3－6 尿失禁手術（ボツリヌス毒
 素によるもの） 23,829点
 （生活療養を受ける場合にあっては、23,755点）
イソ K 8 3 4－3 顕微鏡下精索静脈瘤手術
21,524点
 （生活療養を受ける場合にあっては、21,450点）
イツ K 8 6 7 子宮頸部（膣部）切除術
15,253点
 （生活療養を受ける場合にあっては、15,179点）
イネ K 8 7 2－3 子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切
 出術、子宮内膜ポリープ切除術 1 電解質溶
 液利用のもの 22,099点
 （生活療養を受ける場合にあっては、22,025点）
 （新設）
イナ K 8 7 2－3 子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切
 出術、子宮内膜ポリープ切除術 3 その他の
 もの 18,115点
 （生活療養を受ける場合にあっては、18,041点）
イラ K 8 7 3 子宮鏡下子宮筋腫摘出術 1
 電解質溶液利用のもの 36,674点
 （生活療養を受ける場合にあっては、36,600点）

イノ K 8 7 3 子宮鏡下子宮筋腫摘出術 2
その他のもの 32,440点

(生活療養を受ける場合にあつては、32,336点)

イオ K 8 9 0 - 3 腹腔鏡下卵管形成術
95,723点
(生活療養を受ける場合にあつては、95,619点)

イク M 0 0 1 - 2 ガンマナイフによる定位放
射線治療 59,673点
(生活療養を受ける場合にあつては、59,569点)

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し
ているものとして地方厚生局長等に届け出た保
険医療機関において、別に厚生労働大臣が定め
る手術を行った場合（同一の日に入院及び退院
した場合に限る。）は、短期滞在手術等基本料
1を算定する。ただし、当該患者が同一の疾病
又は負傷につき、退院の日から起算して7日以
内に再入院した場合は、当該基本料は算定しな
い。

2 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関にお
いて、当該手術を行った場合（入院した日から
起算して5日までの期間に限る。）は、短期滞
在手術等基本料3を算定する。ただし、当該患
者が同一の疾病につき、退院の日から起算して
7日以内に再入院した場合は、当該基本料は算
定しない。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し
ているものとして地方厚生局長等に届け出た保
険医療機関において、以下に掲げる手術を行っ
た場合（入院した日から起算して5日までの期
間に限る。）は、入院手術対応加算として、次

イム K 8 7 3 子宮鏡下子宮筋腫摘出術 2
その他のもの 32,538点

(生活療養を受ける場合にあつては、32,464点)

イウ K 8 9 0 - 3 腹腔鏡下卵管形成術
100,243点
(生活療養を受ける場合にあつては、100,169点
)

イヰ M 0 0 1 - 2 ガンマナイフによる定位放
射線治療 60,796点
(生活療養を受ける場合にあつては、60,722点)

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し
ているものとして地方厚生局長等に届け出た保
険医療機関において、別に厚生労働大臣が定め
る手術を行った場合（同一の日に入院及び退院
した場合に限る。）は、短期滞在手術等基本料
1を算定する。ただし、当該患者が同一の疾病
又は負傷につき、退院の日から起算して7日以
内に再入院した場合は、当該基本料は算定しな
い。

2 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関にお
いて、当該手術を行った場合（入院した日から
起算して5日までの期間に限る。）は、短期滞
在手術等基本料3を算定する。ただし、当該患
者が同一の疾病につき、退院の日から起算して
7日以内に再入院した場合は、当該基本料は算
定しない。

(新設)

に掲げる点数を所定点数に加算する。

- イ K 0 3 0 四肢・^く躯幹軟部腫瘍摘出術 7
手軟部腫瘍摘出術 462点
- ロ K 0 7 0 ガングリオン摘出術 1 手部
ガングリオン摘出術 411点
- ハ K 0 9 3 - 2 手根管開放手術（内視鏡下
） 568点
- ニ K 2 0 2 涙管チューブ挿入術 1 涙道
内視鏡を用いるもの（片側） 273点
- ホ K 2 1 7 眼^{けん}瞼内反症手術 2 皮膚切開
法（片側） 206点
- ヘ K 2 1 9 眼^{けん}瞼下垂症手術 1 眼^{けん}瞼挙筋
前転法（片側） 347点
- ト K 2 1 9 眼^{けん}瞼下垂症手術 3 その他の
もの（片側） 331点
- チ K 2 2 4 翼状片手術（弁の移植を要する
もの）（片側） 265点
- リ K 2 5 4 治療的角膜切除術 1 エキシ
マレーザーによるもの（角膜ジストロフィー
又は帯状角膜変性に係るものに限る。）（片
側） 477点
- ヌ K 2 6 8 緑内障手術 6 水晶体再建術
併用眼内ドレーン挿入術（片側） 1,043点
- ル K 2 8 2 水晶体再建術 1 眼内レンズ
を挿入する場合 ロ その他のもの（片側）
548点
- ヲ K 6 1 6 - 4 経皮的シャント拡張術・血
栓除去術 1 初回（透析シャント閉塞又は
高度狭窄^{きく}の場合） 767点
- ヾ K 6 1 6 - 4 経皮的シャント拡張術・血
栓除去術 1 初回（その他の場合）

		767点
カ	K 6 1 6 - 4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術 2 1の実施後3月以内に実施する場合	802点
ヨ	K 6 1 7 下肢静脈瘤手術 2 硬化療法（一連として）	235点
タ	K 6 1 7 - 4 下肢静脈瘤血管内焼灼術	52点
レ	K 6 1 7 - 6 下肢静脈瘤血管内塞栓術	645点
ソ	K 7 2 1 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 1 長径2センチメートル未満	366点
ツ	K 7 4 3 痔核手術（脱肛を含む。） 2 硬化療法（四段階注射法によるもの）	298点
ネ	K 7 4 7 肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術（肛門ポリープ切除術に限る。）	316点
ナ	K 7 4 7 肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術（肛門尖圭コンジローム切除術に限る。）	240点
ラ	K 8 2 3 - 6 尿失禁手術（ボツリヌス毒素によるもの）	751点
4	第2章第3部検査、第4部画像診断及び第11部麻酔のうち次に掲げるものは、短期滞在手術等基本料1に含まれるものとする。	
イ	尿中一般物質定性半定量検査	
ロ	血液形態・機能検査	

3	第2章第3部検査、第4部画像診断及び第11部麻酔のうち次に掲げるものは、短期滞在手術等基本料1に含まれるものとする。	
イ	尿中一般物質定性半定量検査	
ロ	血液形態・機能検査	

末梢血液像（自動機械法）、末梢血液像（鏡検法）及び末梢血液一般検査

ハ 出血・凝固検査

出血時間、プロトロンビン時間（PT）及び活性化部分トロンボプラスチン時間（APTT）

ニ 血液化学検査

総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン（BCP改良法）、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ（ALP）、コリンエステラーゼ（ChE）、γ-グルタミルトランスフェラーゼ（γ-GT）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチンキナーゼ（CK）、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄（Fe）、血中ケトン体・糖・クロール検査（試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの）、リン脂質、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）並びにイオン化カルシウム

ホ 感染症免疫学的検査

梅毒血清反応（STS）定性、抗ストレプトリジンO（ASO）定性、抗ストレプトリジンO（ASO）半定量、抗ストレプトリジ

末梢血液像（自動機械法）、末梢血液像（鏡検法）及び末梢血液一般検査

ハ 出血・凝固検査

出血時間、プロトロンビン時間（PT）及び活性化部分トロンボプラスチン時間（APTT）

ニ 血液化学検査

総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン（BCP改良法・BCG法）、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ（ALP）、コリンエステラーゼ（ChE）、γ-グルタミルトランスフェラーゼ（γ-GT）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチンキナーゼ（CK）、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄（Fe）、血中ケトン体・糖・クロール検査（試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの）、リン脂質、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）並びにイオン化カルシウム

ホ 感染症免疫学的検査

梅毒血清反応（STS）定性、抗ストレプトリジンO（ASO）定性、抗ストレプトリジンO（ASO）半定量、抗ストレプトリジ

ンO（ASO）定量、抗ストレプトキナーゼ（ASK）定性、抗ストレプトキナーゼ（ASK）半定量、梅毒トレポネーマ抗体定性、HIV-1抗体、肺炎球菌抗原定性（尿・髄液）、ヘモフィルス・インフルエンザb型（Hib）抗原定性（尿・髄液）、単純ヘルペスウイルス抗原定性、RSウイルス抗原定性及び淋菌抗原定性

へ 肝炎ウイルス関連検査
HBs抗原定性・半定量、HCV抗体定性・定量及びHCV抗体・HCVコア蛋白同時検出定性

ト 血漿蛋白免疫学的検査
C反応性蛋白（CRP）定性及びC反応性蛋白（CRP）

チ 心電図検査
区分番号D208の1に掲げるもの

リ 写真診断
区分番号E001の1に掲げるもの

ヌ 撮影
区分番号E002の1に掲げるもの

ル 麻酔管理料Ⅱ
区分番号L009に掲げるもの

ヲ 麻酔管理料Ⅲ
区分番号L010に掲げるもの

5 第1章基本診療料及び第2章特掲診療料に掲げるもの（当該患者に対して行った第2章第2部第2節在宅療養指導管理料、第3節薬剤料、第4節特定保険医療材料料、区分番号J038に掲げる人工腎臓及び退院時の投薬に係る薬剤料、第14部その他並びに除外薬剤・注射薬の費

ンO（ASO）定量、抗ストレプトキナーゼ（ASK）定性、抗ストレプトキナーゼ（ASK）半定量、梅毒トレポネーマ抗体定性、HIV-1抗体、肺炎球菌抗原定性（尿・髄液）、ヘモフィルス・インフルエンザb型（Hib）抗原定性（尿・髄液）、単純ヘルペスウイルス抗原定性、RSウイルス抗原定性及び淋菌抗原定性

へ 肝炎ウイルス関連検査
HBs抗原定性・半定量及びHCV抗体定性・定量

ト 血漿蛋白免疫学的検査
C反応性蛋白（CRP）定性及びC反応性蛋白（CRP）

チ 心電図検査
区分番号D208の1に掲げるもの

リ 写真診断
区分番号E001の1に掲げるもの

ヌ 撮影
区分番号E002の1に掲げるもの

ル 麻酔管理料Ⅱ
区分番号L009に掲げるもの

ヲ 麻酔管理料Ⅲ
区分番号L010に掲げるもの

4 第1章基本診療料及び第2章特掲診療料に掲げるもの（当該患者に対して行った第2章第2部第2節在宅療養指導管理料、第3節薬剤料、第4節特定保険医療材料料、区分番号J038に掲げる人工腎臓及び退院時の投薬に係る薬剤料、第14部その他並びに除外薬剤・注射薬の費

用を除く。)は、短期滞在手術等基本料3に含まれるものとする。

第2章 特掲診療料

第1部 医学管理等

通則

- 1 医学管理等の費用は、第1節の各区分の所定点数により算定する。
- 2 医学管理等に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前号により算定した点数及び第3節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 組織的な感染防止対策につき区分番号A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において、第1節の各区分に掲げる医学管理料等のうち次に掲げるものを算定した場合は、外来感染対策向上加算として、月1回に限り6点を所定点数に加算する。ただし、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者に対して適切な感染防止対策を講じた上で、第1節の各区分に掲げる医学管理料等のうち次に掲げるものを算定した場合については、発熱患者等対応加算として、月1回に限り20点を更に所定点数に加算する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料の注11、区分番号A001に掲げる再診料の注15、第2部の通則第5号又は区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料の注14にそれぞれ規定する外来感染対策向上加算を算定した月は、別に算定できない。

イ 小児科外来診療料

ロ 外来リハビリテーション診療料

ハ 外来放射線照射診療料

ニ 地域包括診療料

用を除く。)は、短期滞在手術等基本料3に含まれるものとする。

第2章 特掲診療料

第1部 医学管理等

通則

- 1 医学管理等の費用は、第1節の各区分の所定点数により算定する。
- 2 医学管理等に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前号により算定した点数及び第3節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 組織的な感染防止対策につき区分番号A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において、第1節の各区分に掲げる医学管理料等のうち次に掲げるものを算定した場合は、外来感染対策向上加算として、月1回に限り6点を所定点数に加算する。ただし、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者に対して適切な感染防止対策を講じた上で、第1節の各区分に掲げる医学管理料等のうち次に掲げるものを算定した場合については、発熱患者等対応加算として、月1回に限り20点を更に所定点数に加算する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料の注11、区分番号A001に掲げる再診料の注15、第2部の通則第5号又は区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料の注13にそれぞれ規定する外来感染対策向上加算を算定した月は、別に算定できない。

イ 小児科外来診療料

ロ 外来リハビリテーション診療料

ハ 外来放射線照射診療料

ニ 地域包括診療料

(削る)

- ホ 小児かかりつけ診療料
- ヘ 外来腫瘍化学療法診療料
- ト 救急救命管理料
- チ 退院後訪問指導料

- 4 感染症対策に関する医療機関間の連携体制につき区分番号A000に掲げる初診料の注12及び区分番号A001に掲げる再診料の注16に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、前号に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、連携強化加算として、月1回に限り3点を更に所定点数に加算する。
- 5 感染防止対策に資する情報を提供する体制につき区分番号A000に掲げる初診料の注13及び区分番号A001に掲げる再診料の注17に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、第3号に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、サーベイランス強化加算として、月1回に限り1点を更に所定点数に加算する。
- 6 抗菌薬の使用状況につき区分番号A000に掲げる初診料の注14及び区分番号A001に掲げる再診料の注18に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、第3号に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、抗菌薬適正使用体制加算として、月1回に限り5点を更に所定点数に加算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、情報通信機器を用いた診療の際に地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に基づく電磁的記録をもって作成された処方箋（以下この部にお

- ホ 認知症地域包括診療料
- ヘ 小児かかりつけ診療料
- ト 外来腫瘍化学療法診療料
- チ 救急救命管理料
- リ 退院後訪問指導料

- 4 感染症対策に関する医療機関間の連携体制につき区分番号A000に掲げる初診料の注12及び区分番号A001に掲げる再診料の注16に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、前号に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、連携強化加算として、月1回に限り3点を更に所定点数に加算する。
 - 5 感染防止対策に資する情報を提供する体制につき区分番号A000に掲げる初診料の注13及び区分番号A001に掲げる再診料の注17に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、第3号に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、サーベイランス強化加算として、月1回に限り1点を更に所定点数に加算する。
 - 6 抗菌薬の使用状況につき区分番号A000に掲げる初診料の注14及び区分番号A001に掲げる再診料の注18に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、第3号に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、抗菌薬適正使用体制加算として、月1回に限り5点を更に所定点数に加算する。
- (新設)

いて「電子処方箋」という。)を発行した場合、遠隔電子処方箋活用加算として、月に1回に限り10点を所定点数に加算する。

- 8 区分番号A254に掲げる医療提供機能連携確保加算の注に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、第1節医学管理等に掲げる医学管理を、情報通信機器を用いて行った場合は、医療提供機能連携確保加算として、月1回に限り50点を所定点数に加算する。

第1節 医学管理料等

区分

B000 特定疾患療養管理料

1	診療所の場合	225点
2	許可病床数が100床未満の病院の場合	147点
3	許可病床数が100床以上200床未満の病院の場合	87点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とする患者に対して、治療計画に基づき療養上必要な管理を行った場合に、月2回に限り算定する。

2	区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った管理又は当該初診の日から1月以内に行った管理の費用は、初診料に含まれるものとする。
3	入院中の患者に対して行った管理又は退院した患者に対して退院の日から起算して1月以内に行った管理の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。
4	第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料又は区分番号B001

(新設)

第1節 医学管理料等

区分

B000 特定疾患療養管理料

1	診療所の場合	225点
2	許可病床数が100床未満の病院の場合	147点
3	許可病床数が100床以上200床未満の病院の場合	87点

注1 別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とする患者に対して、治療計画に基づき療養上必要な管理を行った場合に、月2回に限り算定する。

2	区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った管理又は当該初診の日から1月以内に行った管理の費用は、初診料に含まれるものとする。
3	入院中の患者に対して行った管理又は退院した患者に対して退院の日から起算して1月以内に行った管理の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。
4	第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料又は区分番号B001

の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者に対して行った管理の費用は、各区分に掲げるそれぞれの指導管理料に含まれるものとする。

- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、特定疾患療養管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、1、2又は3の所定点数に代えて、それぞれ196点、128点又は76点を算定する。

B 0 0 1 特定疾患治療管理料

1 ウイルス疾患指導料

イ ウイルス疾患指導料 1	240点
ロ ウイルス疾患指導料 2	330点

注1 イについては、肝炎ウイルス疾患又は成人T細胞白血病に罹患している患者に対して、ロについては、後天性免疫不全症候群に罹患している患者に対して、それぞれ療養上必要な指導及び感染予防に関する指導を行った場合に、イについては患者1人につき1回に限り、ロについては患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、区分番号B 0 0 0に掲げる特定疾患療養管理料を算定している患者については算定しない。

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ロの指導が行われる場合は、220点を所定点数に加算する。

- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ウイルス疾患指導

の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者に対して行った管理の費用は、各区分に掲げるそれぞれの指導管理料に含まれるものとする。

- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、特定疾患療養管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、1、2又は3の所定点数に代えて、それぞれ196点、128点又は76点を算定する。

B 0 0 1 特定疾患治療管理料

1 ウイルス疾患指導料

イ ウイルス疾患指導料 1	240点
ロ ウイルス疾患指導料 2	330点

注1 イについては、肝炎ウイルス疾患又は成人T細胞白血病に罹患している患者に対して、ロについては、後天性免疫不全症候群に罹患している患者に対して、それぞれ療養上必要な指導及び感染予防に関する指導を行った場合に、イについては患者1人につき1回に限り、ロについては患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、区分番号B 0 0 0に掲げる特定疾患療養管理料を算定している患者については算定しない。

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ロの指導が行われる場合は、220点を所定点数に加算する。

- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ウイルス疾患指導

料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、イ又はロの所定点数に代えて、それぞれ209点又は287点を算定する。

2 特定薬剤治療管理料

- イ 特定薬剤治療管理料 1 470点
- ロ 特定薬剤治療管理料 2 100点

注1 イについては、ジギタリス製剤又は抗てんかん剤を投与している患者、免疫抑制剤を投与している臓器移植後の患者その他別に厚生労働大臣が定める患者に対して、薬物血中濃度を測定して計画的な治療管理を行った場合に算定する。

2 イについては、同一の患者につき特定薬剤治療管理料を算定すべき測定及び計画的な治療管理を月2回以上行った場合においては、特定薬剤治療管理料は1回に限り算定することとし、第1回の測定及び計画的な治療管理を行ったときに算定する。

3 イについては、ジギタリス製剤の急速飽和を行った場合又はてんかん重積状態の患者に対して、抗てんかん剤の注射等を行った場合は、所定点数にかかわらず、1回に限り740点を特定薬剤治療管理料1として算定する。

4 イについては、抗てんかん剤又は免疫抑制剤を投与している患者以外の患者に対して行った薬物血中濃度の測定及び計画的な治療管理のうち、4月目以降のものについては、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

5 イについては、てんかんの患者であって、2種類以上の抗てんかん剤を投与されている

料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、イ又はロの所定点数に代えて、それぞれ209点又は287点を算定する。

2 特定薬剤治療管理料

- イ 特定薬剤治療管理料 1 470点
- ロ 特定薬剤治療管理料 2 100点

注1 イについては、ジギタリス製剤又は抗てんかん剤を投与している患者、免疫抑制剤を投与している臓器移植後の患者その他別に厚生労働大臣が定める患者に対して、薬物血中濃度を測定して計画的な治療管理を行った場合に算定する。

2 イについては、同一の患者につき特定薬剤治療管理料を算定すべき測定及び計画的な治療管理を月2回以上行った場合においては、特定薬剤治療管理料は1回に限り算定することとし、第1回の測定及び計画的な治療管理を行ったときに算定する。

3 イについては、ジギタリス製剤の急速飽和を行った場合又はてんかん重積状態の患者に対して、抗てんかん剤の注射等を行った場合は、所定点数にかかわらず、1回に限り740点を特定薬剤治療管理料1として算定する。

4 イについては、抗てんかん剤又は免疫抑制剤を投与している患者以外の患者に対して行った薬物血中濃度の測定及び計画的な治療管理のうち、4月目以降のものについては、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

5 イについては、てんかんの患者であって、2種類以上の抗てんかん剤を投与されている

ものについて、同一暦月に血中の複数の抗てんかん剤の濃度を測定し、その測定結果に基づき、個々の投与量を精密に管理した場合は、当該管理を行った月において、2回に限り所定点数を算定できる。

- 6 イについては、臓器移植後の患者に対して、免疫抑制剤の投与を行った場合は、臓器移植を行った日の属する月を含め3月に限り、2,740点を所定点数に加算する。
- 7 イについては、入院中の患者であって、バンコマイシンを投与しているものに対して、血中のバンコマイシンの濃度を複数回測定し、その測定結果に基づき、投与量を精密に管理した場合は、1回に限り、530点を所定点数に加算する。
- 8 イについては、注6及び注7に規定する患者以外の患者に対して、特定薬剤治療管理に係る薬剤の投与を行った場合は、1回目の特定薬剤治療管理料を算定すべき月に限り、280点を所定点数に加算する。
- 9 イについては、ミコフェノール酸モフェチルを投与している臓器移植後の患者であって、2種類以上の免疫抑制剤を投与されているものについて、医師が必要と認め、同一暦月に血中の複数の免疫抑制剤の濃度を測定し、その測定結果に基づき、個々の投与量を精密に管理した場合は、6月に1回に限り250点を所定点数に加算する。
- 10 イについては、エベロリムスを投与している臓器移植後の患者であって、2種類以上の免疫抑制剤を投与されているものについて、

ものについて、同一暦月に血中の複数の抗てんかん剤の濃度を測定し、その測定結果に基づき、個々の投与量を精密に管理した場合は、当該管理を行った月において、2回に限り所定点数を算定できる。

- 6 イについては、臓器移植後の患者に対して、免疫抑制剤の投与を行った場合は、臓器移植を行った日の属する月を含め3月に限り、2,740点を所定点数に加算する。
- 7 イについては、入院中の患者であって、バンコマイシンを投与しているものに対して、血中のバンコマイシンの濃度を複数回測定し、その測定結果に基づき、投与量を精密に管理した場合は、1回に限り、530点を所定点数に加算する。
- 8 イについては、注6及び注7に規定する患者以外の患者に対して、特定薬剤治療管理に係る薬剤の投与を行った場合は、1回目の特定薬剤治療管理料を算定すべき月に限り、280点を所定点数に加算する。
- 9 イについては、ミコフェノール酸モフェチルを投与している臓器移植後の患者であって、2種類以上の免疫抑制剤を投与されているものについて、医師が必要と認め、同一暦月に血中の複数の免疫抑制剤の濃度を測定し、その測定結果に基づき、個々の投与量を精密に管理した場合は、6月に1回に限り250点を所定点数に加算する。
- 10 イについては、エベロリムスを投与している臓器移植後の患者であって、2種類以上の免疫抑制剤を投与されているものについて、

医師が必要と認め、同一暦月に血中の複数の免疫抑制剤の濃度を測定し、その測定結果に基づき、個々の投与量を精密に管理した場合は、エベロリムスの初回投与を行った日の属する月を含め3月に限り月1回、4月目以降は4月に1回に限り250点を所定点数に加算する。

- 11 ロについては、サリドマイド及びその誘導体を投与している患者について、服薬に係る安全管理の遵守状況を確認し、その結果を所定の機関に報告する等により、投与の妥当性を確認した上で、必要な指導等を行った場合又はカルタヘナ法に基づく管理が必要な薬剤を投与している患者について、自宅等における管理に必要な指導等を行った場合に月1回に限り所定点数を算定する。

3 悪性腫瘍特異物質治療管理料

- イ 尿中B T Aに係るもの 220点
ロ その他のもの
(1) 1項目の場合 360点
(2) 2項目以上の場合 400点

注1 イについては、悪性腫瘍の患者に対して、尿中B T Aに係る検査を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。

- 2 ロについては、悪性腫瘍の患者に対して、区分番号D 0 0 9に掲げる腫瘍マーカーに係る検査（注1に規定する検査を除く。）のうち1又は2以上の項目を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月

医師が必要と認め、同一暦月に血中の複数の免疫抑制剤の濃度を測定し、その測定結果に基づき、個々の投与量を精密に管理した場合は、エベロリムスの初回投与を行った日の属する月を含め3月に限り月1回、4月目以降は4月に1回に限り250点を所定点数に加算する。

- 11 ロについては、サリドマイド及びその誘導体を投与している患者について、服薬に係る安全管理の遵守状況を確認し、その結果を所定の機関に報告する等により、投与の妥当性を確認した上で、必要な指導等を行った場合に月1回に限り所定点数を算定する。

3 悪性腫瘍特異物質治療管理料

- イ 尿中B T Aに係るもの 220点
ロ その他のもの
(1) 1項目の場合 360点
(2) 2項目以上の場合 400点

注1 イについては、悪性腫瘍の患者に対して、尿中B T Aに係る検査を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り第1回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。

- 2 ロについては、悪性腫瘍の患者に対して、区分番号D 0 0 9に掲げる腫瘍マーカーに係る検査（注1に規定する検査を除く。）のうち1又は2以上の項目を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、月

- 1 回に限り第 1 回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。
- 3 注 2 に規定する悪性腫瘍特異物質治療管理に係る腫瘍マーカーの検査を行った場合は、1 回目の悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定すべき月に限り、150 点をロの所定点数に加算する。ただし、当該月の前月に腫瘍マーカーの所定点数を算定している場合は、この限りでない。
- 4 注 1 に規定する検査及び治療管理並びに注 2 に規定する検査及び治療管理を同一月に行った場合にあっては、ロの所定点数のみにより算定する。
- 5 腫瘍マーカーの検査に要する費用は所定点数に含まれるものとする。
- 6 注 1 及び注 2 に規定されていない腫瘍マーカーの検査及び計画的な治療管理であって特殊なものに要する費用は、注 1 又は注 2 に掲げられている腫瘍マーカーの検査及び治療管理のうち、最も近似するものの所定点数により算定する。
- 4 小児特定疾患カウンセリング料
- イ 医師による場合
- (1) 初回 800 点
- (2) 初回のカウンセリングを行った日後 1 年以内の期間に行った場合
- ① 月の 1 回目 600 点
- ② 月の 2 回目 500 点
- (3) 初回のカウンセリングを行った日から起算して 2 年以内の期間に行った場合 (2) の場合を除く。)

- 1 回に限り第 1 回の検査及び治療管理を行ったときに算定する。
- 3 注 2 に規定する悪性腫瘍特異物質治療管理に係る腫瘍マーカーの検査を行った場合は、1 回目の悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定すべき月に限り、150 点をロの所定点数に加算する。ただし、当該月の前月に腫瘍マーカーの所定点数を算定している場合は、この限りでない。
- 4 注 1 に規定する検査及び治療管理並びに注 2 に規定する検査及び治療管理を同一月に行った場合にあっては、ロの所定点数のみにより算定する。
- 5 腫瘍マーカーの検査に要する費用は所定点数に含まれるものとする。
- 6 注 1 及び注 2 に規定されていない腫瘍マーカーの検査及び計画的な治療管理であって特殊なものに要する費用は、注 1 又は注 2 に掲げられている腫瘍マーカーの検査及び治療管理のうち、最も近似するものの所定点数により算定する。
- 4 小児特定疾患カウンセリング料
- イ 医師による場合
- (1) 初回 800 点
- (2) 初回のカウンセリングを行った日後 1 年以内の期間に行った場合
- ① 月の 1 回目 600 点
- ② 月の 2 回目 500 点
- (3) 初回のカウンセリングを行った日から起算して 2 年以内の期間に行った場合 (2) の場合を除く。)

① 月の1回目	500点
② 月の2回目	400点
(4) 初回のカウンセリングを行った日から起算して4年以内の期間に行った場合 ⁽²⁾ 及び ⁽³⁾ の場合を除く。)	400点
ロ 公認心理師による場合	200点
注1 小児科又は心療内科を標榜 ^{ほう} する保険医療機関において、小児科若しくは心療内科を担当する医師又は医師の指示を受けた公認心理師が、別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中以外のものに対して、療養上必要なカウンセリングを同一月内に1回以上行った場合に、初回のカウンセリングを行った日から起算して、2年以内の期間においては月2回に限り、2年を超える期間においては、4年を限度として、月1回に限り、算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料、区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法又は区分番号I004に掲げる心身医学療法を算定している患者については算定しない。	
2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、小児特定疾患カウンセリング料イの ⁽¹⁾ 、 ⁽²⁾ 、 ⁽³⁾ 又は ⁽⁴⁾ を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、イの ⁽¹⁾ 、 ⁽²⁾ の①若しくは②、 ⁽³⁾ の①若しくは②又は ⁽⁴⁾ の所定点数に代えて、それぞれ696点、522点若しくは435点、435点若しくは348点又は348点を算定する。	
5 小児科療養指導料	270点

① 月の1回目	500点
② 月の2回目	400点
(4) 初回のカウンセリングを行った日から起算して4年以内の期間に行った場合 ⁽²⁾ 及び ⁽³⁾ の場合を除く。)	400点
ロ 公認心理師による場合	200点
注1 小児科又は心療内科を標榜 ^{ほう} する保険医療機関において、小児科若しくは心療内科を担当する医師又は医師の指示を受けた公認心理師が、別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中以外のものに対して、療養上必要なカウンセリングを同一月内に1回以上行った場合に、初回のカウンセリングを行った日から起算して、2年以内の期間においては月2回に限り、2年を超える期間においては、4年を限度として、月1回に限り、算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料、区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法又は区分番号I004に掲げる心身医学療法を算定している患者については算定しない。	
2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、小児特定疾患カウンセリング料イの ⁽¹⁾ 、 ⁽²⁾ 、 ⁽³⁾ 又は ⁽⁴⁾ を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、イの ⁽¹⁾ 、 ⁽²⁾ の①若しくは②、 ⁽³⁾ の①若しくは②又は ⁽⁴⁾ の所定点数に代えて、それぞれ696点、522点若しくは435点、435点若しくは348点又は348点を算定する。	
5 小児科療養指導料	270点

- 注1 小児科を標榜^{ほう}する保険医療機関において、慢性疾患であって生活指導が特に必要なものを主病とする15歳未満の患者であって入院中以外のものに対して、必要な生活指導を継続して行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料、区分番号B001の7に掲げる難病外来指導管理料又は区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料を算定している患者については算定しない。
- 2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該初診の日の同月内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。
- 3 入院中の患者に対して行った指導又は退院した患者に対して退院の日から起算して1月以内に行った指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。
- 4 第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料又は区分番号B001の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者に対して行った指導の費用は、各区分に掲げるそれぞれの指導管理料に含まれるものとする。
- 5 人工呼吸器管理の適応となる患者と病状、治療方針等について話し合い、当該患者に対し、その内容を文書により提供した場合は、人工呼吸器導入時相談支援加算として、当該内容を文書により提供した日の属する月から起算して1月を限度として、1回に限り、50

- 注1 小児科を標榜^{ほう}する保険医療機関において、慢性疾患であって生活指導が特に必要なものを主病とする15歳未満の患者であって入院中以外のものに対して、必要な生活指導を継続して行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料、区分番号B001の7に掲げる難病外来指導管理料又は区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料を算定している患者については算定しない。
- 2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該初診の日の同月内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。
- 3 入院中の患者に対して行った指導又は退院した患者に対して退院の日から起算して1月以内に行った指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。
- 4 第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料又は区分番号B001の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者に対して行った指導の費用は、各区分に掲げるそれぞれの指導管理料に含まれるものとする。
- 5 人工呼吸器管理の適応となる患者と病状、治療方針等について話し合い、当該患者に対し、その内容を文書により提供した場合は、人工呼吸器導入時相談支援加算として、当該内容を文書により提供した日の属する月から起算して1月を限度として、1回に限り、50

0点を所定点数に加算する。

- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、小児科療養指導料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、235点を算定する。

6 てんかん指導料 250点

注1 小児科、神経科、神経内科、精神科、脳神経外科又は心療内科を標榜する保険医療機関において、その標榜する診療科を担当する医師が、てんかん（外傷性のものを含む。）の患者であって入院中以外のものに対して、治療計画に基づき療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

- 2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該初診の日から1月以内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。

- 3 退院した患者に対して退院の日から起算して1月以内に指導を行った場合における当該指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。

- 4 区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料、区分番号B001の5に掲げる小児科療養指導料又は区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料を算定している患者については算定しない。

- 5 第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者に対して行った指導の

0点を所定点数に加算する。

- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、小児科療養指導料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、235点を算定する。

6 てんかん指導料 250点

注1 小児科、神経科、神経内科、精神科、脳神経外科又は心療内科を標榜する保険医療機関において、その標榜する診療科を担当する医師が、てんかん（外傷性のものを含む。）の患者であって入院中以外のものに対して、治療計画に基づき療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

- 2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該初診の日から1月以内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。

- 3 退院した患者に対して退院の日から起算して1月以内に指導を行った場合における当該指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。

- 4 区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料、区分番号B001の5に掲げる小児科療養指導料又は区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料を算定している患者については算定しない。

- 5 第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者に対して行った指導の

費用は、各区分に掲げるそれぞれの指導管理料に含まれるものとする。

- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、てんかん指導料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、218点を算定する。

7 難病外来指導管理料

イ 難病外来指導管理料 1 270点

ロ 難病外来指導管理料 2 270点

注1 イについては、入院中の患者以外の患者であって別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするものに対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、治療計画に基づき療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

2 ロについては、小児科を標榜^{ほう}する保険医療機関以外の保険医療機関において、慢性疾患であって生活指導が特に必要なものを主病とする入院中の患者以外の患者（小児科を標榜^{ほう}する他の保険医療機関から紹介を受けた患者であって、当該紹介を受けて初診を行った日から起算して5年以内の患者に限る。）に対して、必要な生活指導を継続して行った場合に、月1回に限り算定する。

3 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該初診の日から1月以内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。

4 退院した患者に対して退院の日から起算し

費用は、各区分に掲げるそれぞれの指導管理料に含まれるものとする。

- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、てんかん指導料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、218点を算定する。

7 難病外来指導管理料 270点

(新設)

(新設)

注1 入院中の患者以外の患者であって別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするものに対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、治療計画に基づき療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

(新設)

2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該初診の日から1月以内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。

3 退院した患者に対して退院の日から起算し

て1月以内に指導を行った場合における当該指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。

5 区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料又は区分番号B001の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定している患者については算定しない。

6 人工呼吸器管理の適応となる患者と病状、治療方針等について話し合い、当該患者に対し、その内容を文書により提供した場合は、人工呼吸器導入時相談支援加算として、当該内容を文書により提供した日の属する月から起算して1月を限度として、1回に限り、500点を所定点数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、難病外来指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、235点を算定する。

8 皮膚科特定疾患指導管理料

- イ 皮膚科特定疾患指導管理料Ⅰ 250点
- ロ 皮膚科特定疾患指導管理料Ⅱ 100点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、皮膚科又は皮膚泌尿器科を担当する医師が、別に厚生労働大臣が定める疾患に罹患している患者に対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、当該疾患の区分に従い、それぞれ月1回に限り算定する。

て1月以内に指導を行った場合における当該指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。

4 区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料又は区分番号B001の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定している患者については算定しない。

5 人工呼吸器管理の適応となる患者と病状、治療方針等について話し合い、当該患者に対し、その内容を文書により提供した場合は、人工呼吸器導入時相談支援加算として、当該内容を文書により提供した日の属する月から起算して1月を限度として、1回に限り、500点を所定点数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、難病外来指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、235点を算定する。

8 皮膚科特定疾患指導管理料

- イ 皮膚科特定疾患指導管理料Ⅰ 250点
- ロ 皮膚科特定疾患指導管理料Ⅱ 100点

注1 皮膚科又は皮膚泌尿器科を標榜する保険医療機関において、皮膚科又は皮膚泌尿器科を担当する医師が、別に厚生労働大臣が定める疾患に罹患している患者に対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、当該疾患の区分に従い、それぞれ月1回に限り算定する。

- 2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該初診の日から1月以内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。
- 3 入院中の患者に対して指導を行った場合又は退院した患者に対して退院の日から1月以内に指導を行った場合における当該指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、皮膚科特定疾患指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、イ又はロの所定点数に代えて、それぞれ218点又は87点を算定する。
- 9 外来栄養食事指導料
- イ 外来栄養食事指導料1
- (1) 初回
- ① 対面で行った場合 260点
- ② 情報通信機器を用いた場合 235点
- (2) 2回目以降
- ① 対面で行った場合 200点
- ② 情報通信機器を用いた場合 180点
- ③ ①の①又は②の追加的な指導を行った場合 50点
- ロ 外来栄養食事指導料2
- (1) 初回
- ① 対面で行った場合 250点
- ② 情報通信機器を用いた場合 225点
- (2) 2回目以降

- 2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該初診の日から1月以内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。
- 3 入院中の患者に対して指導を行った場合又は退院した患者に対して退院の日から1月以内に指導を行った場合における当該指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、皮膚科特定疾患指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、イ又はロの所定点数に代えて、それぞれ218点又は87点を算定する。
- 9 外来栄養食事指導料
- イ 外来栄養食事指導料1
- (1) 初回
- ① 対面で行った場合 260点
- ② 情報通信機器等を用いた場合 235点
- (2) 2回目以降
- ① 対面で行った場合 200点
- ② 情報通信機器等を用いた場合 180点
(新設)
- ロ 外来栄養食事指導料2
- (1) 初回
- ① 対面で行った場合 250点
- ② 情報通信機器等を用いた場合 225点
- (2) 2回目以降

- ① 対面で行った場合 190点
- ② 情報通信機器を用いた場合 170点
- ③ ①の①又は②の追加的な指導を行った場合 45点

注1 イの①の①及び②の①については、入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に、初回の指導を行った月にあっては月2回に限り、その他の月にあっては月1回に限り算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、外来化学療法を実施している悪性腫瘍の患者に対して、医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が具体的な献立等によって月2回以上の指導を行った場合に限り、月の2回目の指導時にイの②の①の点数を算定する。ただし、区分番号B001-2-12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料を算定した日と同日であること。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、外来化学療法を実施している悪性腫瘍の患者に対して、医師の指示に基づき当該保険医療機関の専門的な知識を有する管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に限り、月1回に限り260点を算定する。

4 イの①の②及び②の②については、入院中

- ① 対面で行った場合 190点
- ② 情報通信機器等を用いた場合 170点
(新設)

注1 イの①の①及び②の①については、入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に、初回の指導を行った月にあっては月2回に限り、その他の月にあっては月1回に限り算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、外来化学療法を実施している悪性腫瘍の患者に対して、医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が具体的な献立等によって月2回以上の指導を行った場合に限り、月の2回目の指導時にイの②の①の点数を算定する。ただし、区分番号B001-2-12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料を算定した日と同日であること。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、外来化学療法を実施している悪性腫瘍の患者に対して、医師の指示に基づき当該保険医療機関の専門的な知識を有する管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に限り、月1回に限り260点を算定する。

4 イの①の②及び②の②については、入院中

の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が情報通信機器によって必要な指導を行った場合に、初回の指導を行った月にあっては月2回に限り、その他の月にあっては月1回に限り算定する。

5 ロの①の①及び②の①については、入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、保険医療機関（診療所に限る。）の医師の指示に基づき当該保険医療機関以外の管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に、初回の指導を行った月にあっては月2回に限り、その他の月にあっては月1回に限り算定する。

6 ロの①の②及び②の②については、入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、保険医療機関（診療所に限る。）の医師の指示に基づき当該保険医療機関以外の管理栄養士が情報通信機器によって必要な指導を行った場合に、初回の指導を行った月にあっては月2回に限り、その他の月にあっては月1回に限り算定する。

7 イの②の③については、入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が情報通信機器又は電話によってイの①の①又は②に追加して必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、イの②の①又は

の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が電話又は情報通信機器によって必要な指導を行った場合に、初回の指導を行った月にあっては月2回に限り、その他の月にあっては月1回に限り算定する。

5 ロの①の①及び②の①については、入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、保険医療機関（診療所に限る。）の医師の指示に基づき当該保険医療機関以外の管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に、初回の指導を行った月にあっては月2回に限り、その他の月にあっては月1回に限り算定する。

6 ロの①の②及び②の②については、入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、保険医療機関（診療所に限る。）の医師の指示に基づき当該保険医療機関以外の管理栄養士が電話又は情報通信機器によって必要な指導を行った場合に、初回の指導を行った月にあっては月2回に限り、その他の月にあっては月1回に限り算定する。

（新設）

②を算定した同一月は算定しない。

8 ロの②の③については、入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、保険医療機関（診療所に限る。）の医師の指示に基づき当該保険医療機関以外の管理栄養士が情報通信機器又は電話によってロの①の①又は②に追加して必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、ロの②の①又は②を算定した同一月は算定しない。

10 入院栄養食事指導料（週1回）

イ 入院栄養食事指導料1

(1) 初回	260点
(2) 2回目	200点

ロ 入院栄養食事指導料2

(1) 初回	250点
(2) 2回目	190点

注1 イについては、入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に、入院中2回に限り算定する。

2 ロについては、診療所において、入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関以外の管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に、入院中2回に限り算定する。

11 集団栄養食事指導料 80点

注 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とす

（新設）

10 入院栄養食事指導料（週1回）

イ 入院栄養食事指導料1

(1) 初回	260点
(2) 2回目	200点

ロ 入院栄養食事指導料2

(1) 初回	250点
(2) 2回目	190点

注1 イについては、入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に、入院中2回に限り算定する。

2 ロについては、診療所において、入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関以外の管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に、入院中2回に限り算定する。

11 集団栄養食事指導料 80点

注 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とす

る複数の患者に対して、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が栄養指導を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

12 心臓ペースメーカー指導管理料

- イ 着用型自動除細動器による場合 360点
- ロ ペースメーカーの場合 300点
- ハ 植込型除細動器又は両室ペーシング機能付き植込型除細動器の場合 520点

注1 体内植込式心臓ペースメーカー等を使用している患者（ロについては入院中の患者以外のものに限る。）に対して、療養上必要な指導を行った場合に、1月に1回に限り算定する。

2 区分番号K597に掲げるペースメーカー移植術、区分番号K598に掲げる両心室ペースメーカー移植術、区分番号K599に掲げる植込型除細動器移植術又は区分番号K599-3に掲げる両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合には、導入期加算として、140点を所定点数に加算する。

3 区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料を算定している患者については算定しない。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、当該患者（イを算定する場合に限る。）に対して、植込型除細動器の適応の可否が確定するまでの期間等に使用する場合に限り、初回算定日の属する月から起算して3月を限度として、月1回に限

る複数の患者に対して、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が栄養指導を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

12 心臓ペースメーカー指導管理料

- イ 着用型自動除細動器による場合 360点
- ロ ペースメーカーの場合 300点
- ハ 植込型除細動器又は両室ペーシング機能付き植込型除細動器の場合 520点

注1 体内植込式心臓ペースメーカー等を使用している患者（ロについては入院中の患者以外のものに限る。）に対して、療養上必要な指導を行った場合に、1月に1回に限り算定する。

2 区分番号K597に掲げるペースメーカー移植術、区分番号K598に掲げる両心室ペースメーカー移植術、区分番号K599に掲げる植込型除細動器移植術又は区分番号K599-3に掲げる両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合には、導入期加算として、140点を所定点数に加算する。

3 区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料を算定している患者については算定しない。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、当該患者（イを算定する場合に限る。）に対して、植込型除細動器の適応の可否が確定するまでの期間等に使用する場合に限り、初回算定日の属する月から起算して3月を限度として、月1回に限

り、植込型除細動器移行期加算として、31,510点を所定点数に加算する。

- 5 ロ又はハを算定する患者について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、前回受診月の翌月から今回受診月の前月までの期間、遠隔モニタリングを用いて療養上必要な指導を行った場合は、遠隔モニタリング加算として、それぞれ260点又は480点到当該期間の月数（当該指導を行った月に限り、11月を限度とする。）を乗じて得た点数を、所定点数に加算する。

13 在宅療養指導料

イ 初回

対面で行った場合 170点

ロ 2回目以降

(1) 対面で行った場合 170点

(2) 情報通信機器を用いた場合 148点

- 注1 第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者、器具を装着しておりその管理に配慮を必要とする患者又は退院後1月以内の慢性心不全の患者（ロの②については、区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料を算定している患者又は退院後1月以内の慢性心不全の患者に限る。）に対して、医師の指示に基づき保健師、助産師又は看護師が在宅療養上必要な指導を個別に行った場合に、ロについては月1回（イを算定する月にあつては、イとロを合算して月2回）に限り算定する。

り、植込型除細動器移行期加算として、31,510点を所定点数に加算する。

- 5 ロ又はハを算定する患者について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、前回受診月の翌月から今回受診月の前月までの期間、遠隔モニタリングを用いて療養上必要な指導を行った場合は、遠隔モニタリング加算として、それぞれ260点又は480点到当該期間の月数（当該指導を行った月に限り、11月を限度とする。）を乗じて得た点数を、所定点数に加算する。

13 在宅療養指導料 170点
(新設)

(新設)

- 注1 第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者、器具を装着しておりその管理に配慮を必要とする患者又は退院後1月以内の慢性心不全の患者に対して、医師の指示に基づき保健師、助産師又は看護師が在宅療養上必要な指導を個別に行った場合に、患者1人につき月1回（初回の指導を行った月にあつては、月2回）に限り算定する。

2 1回の指導時間は30分を超えるものでなければならないものとする。

14 高度難聴指導管理料

イ 区分番号K 3 2 8に掲げる人工内耳植込術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合 500点

ロ イ以外の場合 420点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、高度難聴の患者に対して必要な療養上の指導を行った場合に算定する。

2 区分番号K 3 2 8に掲げる人工内耳植込術を行った患者については月1回に限り、その他の患者については年1回に限り算定する。

3 区分番号K 3 2 8に掲げる人工内耳植込術を行った患者に対して、人工内耳用音声信号処理装置の機器調整を行った場合は、人工内耳機器調整加算として6歳未満の乳幼児については3月に1回に限り、6歳以上の患者については6月に1回に限り800点を所定点数に加算する。

15 慢性維持透析患者外来医学管理料 2,211点

注1 入院中の患者以外の慢性維持透析患者に対して検査の結果に基づき計画的な医学管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

2 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるものは所定点数に含まれるものとし、また、区分番号D 0 2 6に掲げる尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査Ⅱ判断料、生化学的検査Ⅲ判断料又は免疫学的検査判断料は別に算定できないものと

2 1回の指導時間は30分を超えるものでなければならないものとする。

14 高度難聴指導管理料

イ 区分番号K 3 2 8に掲げる人工内耳植込術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合 500点

ロ イ以外の場合 420点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、高度難聴の患者に対して必要な療養上の指導を行った場合に算定する。

2 区分番号K 3 2 8に掲げる人工内耳植込術を行った患者については月1回に限り、その他の患者については年1回に限り算定する。

3 区分番号K 3 2 8に掲げる人工内耳植込術を行った患者に対して、人工内耳用音声信号処理装置の機器調整を行った場合は、人工内耳機器調整加算として6歳未満の乳幼児については3月に1回に限り、6歳以上の患者については6月に1回に限り800点を所定点数に加算する。

15 慢性維持透析患者外来医学管理料 2,211点

注1 入院中の患者以外の慢性維持透析患者に対して検査の結果に基づき計画的な医学管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

2 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるものは所定点数に含まれるものとし、また、区分番号D 0 2 6に掲げる尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査Ⅱ判断料、生化学的検査Ⅲ判断料又は免疫学的検査判断料は別に算定できないものと

する。

イ 尿中一般物質定性半定量検査

ロ 尿沈渣（鏡検査）

ハ 糞便検査

糞便中ヘモグロビン定性

ニ 血液形態・機能検査

赤血球沈降速度（ESR）、網赤血球数、末梢血液一般検査、末梢血液像（自動機械法）、末梢血液像（鏡検査）、ヘモグロビンA1c（HbA1c）

ホ 出血・凝固検査

出血時間

ヘ 血液化学検査

総ビリルビン、総蛋白、アルブミン（BCP改良法）、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、アルカリホスファターゼ（ALP）、コリンエステラーゼ（ChE）、アミラーゼ、γ-グルタミルトランスフェラーゼ（γ-GT）、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチンキナーゼ（CK）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、鉄（Fe）、マグネシウム、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）、グリコアルブミン、1, 5-アンヒドロ-D-グルシトール（1, 5AG）、1, 25-ジヒドロキシビタミンD₃、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、不飽和

する。

イ 尿中一般物質定性半定量検査

ロ 尿沈渣（鏡検査）

ハ 糞便検査

糞便中ヘモグロビン定性

ニ 血液形態・機能検査

赤血球沈降速度（ESR）、網赤血球数、末梢血液一般検査、末梢血液像（自動機械法）、末梢血液像（鏡検査）、ヘモグロビンA1c（HbA1c）

ホ 出血・凝固検査

出血時間

ヘ 血液化学検査

総ビリルビン、総蛋白、アルブミン（BCP改良法・BCG法）、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、アルカリホスファターゼ（ALP）、コリンエステラーゼ（ChE）、アミラーゼ、γ-グルタミルトランスフェラーゼ（γ-GT）、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチンキナーゼ（CK）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、鉄（Fe）、マグネシウム、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）、グリコアルブミン、1, 5-アンヒドロ-D-グルシトール（1, 5AG）、1, 25-ジヒドロキシビタミンD₃、HDL-コレステロール、LDL-コレステロー

鉄結合能 (U I B C) (比色法)、総鉄結合能 (T I B C) (比色法)、^{たん}蛋白分画、血液ガス分析、アルミニウム (A 1)、フェリチン半定量、フェリチン定量、シスタチンC、ペントシジン

ト 内分泌学的検査

トリヨードサイロニン (T₃)、サイロキシニン (T₄)、甲状腺刺激ホルモン (TSH)、副甲状腺ホルモン (PTH)、遊離トリヨードサイロニン (F T₃)、C-ペプチド (CPR)、遊離サイロキシニン (F T₄)、カルシトニン、心房性Na利尿ペプチド (ANP)、脳性Na利尿ペプチド (BNP)

チ 感染症免疫学的検査

梅毒血清反応 (S T S) 定性、梅毒血清反応 (S T S) 半定量、梅毒血清反応 (S T S) 定量

リ 肝炎ウイルス関連検査

HB s 抗原、HB s 抗体、H C V 抗体定性・定量、H C V 抗体・H C V コア^{たん}蛋白同時検出定性

ヌ ^{しょうたん}血漿蛋白免疫学的検査

C反応性蛋白 (C R P)、血清補体価 (C H₅₀)、免疫グロブリン、C₃、C₄、トランスフェリン (T f)、β₂-マイクログロブリン

ル 心電図検査

ヲ 写真診断

単純撮影 (胸部)

ワ 撮影

ル、不飽和鉄結合能 (U I B C) (比色法)、総鉄結合能 (T I B C) (比色法)、^{たん}蛋白分画、血液ガス分析、アルミニウム (A 1)、フェリチン半定量、フェリチン定量、シスタチンC、ペントシジン

ト 内分泌学的検査

トリヨードサイロニン (T₃)、サイロキシニン (T₄)、甲状腺刺激ホルモン (TSH)、副甲状腺ホルモン (PTH)、遊離トリヨードサイロニン (F T₃)、C-ペプチド (CPR)、遊離サイロキシニン (F T₄)、カルシトニン、心房性Na利尿ペプチド (ANP)、脳性Na利尿ペプチド (BNP)

チ 感染症免疫学的検査

梅毒血清反応 (S T S) 定性、梅毒血清反応 (S T S) 半定量、梅毒血清反応 (S T S) 定量

リ 肝炎ウイルス関連検査

HB s 抗原、HB s 抗体、H C V 抗体定性・定量

ヌ ^{しょうたん}血漿蛋白免疫学的検査

C反応性蛋白 (C R P)、血清補体価 (C H₅₀)、免疫グロブリン、C₃、C₄、トランスフェリン (T f)、β₂-マイクログロブリン

ル 心電図検査

ヲ 写真診断

単純撮影 (胸部)

ワ 撮影

単純撮影（胸部）

- 3 腎代替療法に関して別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関においては、腎代替療法実績加算として、100点を所定点数に加算する。

16 喘息治療管理料

イ 喘息治療管理料 1

- (1) 1月目 75点
(2) 2月目以降 25点

ロ 喘息治療管理料 2 400点

注1 イについては、入院中の患者以外の喘息の患者に対して、ピークフローメーターを用いて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

- 2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、重度喘息である20歳以上の患者（中等度以上の発作により当該保険医療機関に緊急受診（区分番号A000に掲げる初診料の注7、区分番号A001に掲げる再診料の注5又は区分番号A002に掲げる外来診療料の注8に規定する加算を算定したものに限る。）した回数が過去1年間に3回以上あるものに限る。）に対して、治療計画を策定する際に、日常の服薬方法、急性増悪時における対応方法について、その指導内容を文書により交付し、週1回以上ピークフローメーターに加え一秒量等計測器を用い、検査値等を報告させた上で管理した場合に、重度喘息患者治療管理加

単純撮影（胸部）

- 3 腎代替療法に関して別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関においては、腎代替療法実績加算として、100点を所定点数に加算する。

16 喘息治療管理料

イ 喘息治療管理料 1

- (1) 1月目 75点
(2) 2月目以降 25点

ロ 喘息治療管理料 2 280点

注1 イについては、入院中の患者以外の喘息の患者に対して、ピークフローメーターを用いて計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

- 2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、重度喘息である20歳以上の患者（中等度以上の発作により当該保険医療機関に緊急受診（区分番号A000に掲げる初診料の注7、区分番号A001に掲げる再診料の注5又は区分番号A002に掲げる外来診療料の注8に規定する加算を算定したものに限る。）した回数が過去1年間に3回以上あるものに限る。）に対して、治療計画を策定する際に、日常の服薬方法、急性増悪時における対応方法について、その指導内容を文書により交付し、週1回以上ピークフローメーターに加え一秒量等計測器を用い、検査値等を報告させた上で管理した場合に、重度喘息患者治療管理加

算として、次に掲げる点数を月1回に限り加算する。喘息患者治療管理加算として、次に掲げる点数を月1回に限り加算する。

イ 1月目 2,525点
ロ 2月目以降6月目まで 1,975点

3 ロについては、入院中の患者以外の喘息の患者（6歳未満又は65歳以上のものに限る。）であって、吸入ステロイド薬を服用する際に吸入補助器具を必要とするものに対して、吸入補助器具を用いた服薬指導等を行った場合に、初回に限り算定する。

17 慢性疼痛疾患管理料 130点

注1 診療所である保険医療機関において、入院中の患者以外の慢性疼痛に係る疾患を主病とする患者に対して、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

2 区分番号J118に掲げる介達牽引、区分番号J118-2に掲げる矯正固定、区分番号J118-3に掲げる変形機械矯正術、区分番号J119に掲げる消炎鎮痛等処置、区分番号J119-2に掲げる腰部又は胸部固定帯固定、区分番号J119-3に掲げる低出力レーザー照射及び区分番号J119-4に掲げる肛門処置の費用（薬剤の費用を除く。）は、所定点数に含まれるものとする。

18 小児悪性腫瘍患者指導管理料 550点

注1 小児科を標榜する保険医療機関において、悪性腫瘍を主病とする15歳未満の患者であって入院中の患者以外のものに対して、計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる

算として、次に掲げる点数を月1回に限り加算する。喘息患者治療管理加算として、次に掲げる点数を月1回に限り加算する。

イ 1月目 2,525点
ロ 2月目以降6月目まで 1,975点

3 ロについては、入院中の患者以外の喘息の患者（6歳未満又は65歳以上のものに限る。）であって、吸入ステロイド薬を服用する際に吸入補助器具を必要とするものに対して、吸入補助器具を用いた服薬指導等を行った場合に、初回に限り算定する。

17 慢性疼痛疾患管理料 130点

注1 診療所である保険医療機関において、入院中の患者以外の慢性疼痛に係る疾患を主病とする患者に対して、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

2 区分番号J118に掲げる介達牽引、区分番号J118-2に掲げる矯正固定、区分番号J118-3に掲げる変形機械矯正術、区分番号J119に掲げる消炎鎮痛等処置、区分番号J119-2に掲げる腰部又は胸部固定帯固定、区分番号J119-3に掲げる低出力レーザー照射及び区分番号J119-4に掲げる肛門処置の費用（薬剤の費用を除く。）は、所定点数に含まれるものとする。

18 小児悪性腫瘍患者指導管理料 550点

注1 小児科を標榜する保険医療機関において、悪性腫瘍を主病とする15歳未満の患者であって入院中の患者以外のものに対して、計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる

特定疾患療養管理料又は区分番号B001の5に掲げる小児科療養指導料を算定している患者については算定しない。

2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該初診の日の同月内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。

3 入院中の患者に対して行った指導又は退院した患者に対して退院の日から起算して1月以内に行った指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。

4 第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料又は区分番号B001の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者に対して行った指導の費用は、各区分に掲げるそれぞれの指導管理料に含まれるものとする。

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、小児悪性腫瘍患者指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、479点を算定する。

19 削除

20 糖尿病合併症管理料 170点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、糖尿病足病変ハイリスク要因を有し、医師が糖尿病足病変に関する指導の必要性があると認めた入院中の患

特定疾患療養管理料又は区分番号B001の5に掲げる小児科療養指導料を算定している患者については算定しない。

2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該初診の日の同月内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。

3 入院中の患者に対して行った指導又は退院した患者に対して退院の日から起算して1月以内に行った指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。

4 第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料又は区分番号B001の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定すべき指導管理を受けている患者に対して行った指導の費用は、各区分に掲げるそれぞれの指導管理料に含まれるものとする。

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、小児悪性腫瘍患者指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、479点を算定する。

19 削除

20 糖尿病合併症管理料 170点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、糖尿病足病変ハイリスク要因を有し、医師が糖尿病足病変に関する指導の必要性があると認めた入院中の患

者以外の患者に対して、医師又は医師の指示に基づき看護師が当該指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

2 1回の指導時間は30分以上でなければならないものとする。

21 耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料 150点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、耳鼻咽喉科を担当する医師が、別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中以外のものに対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該初診の日から1月以内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。

3 退院した患者に対して退院の日から起算して1月以内に指導を行った場合における当該指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。

22 がん性疼痛緩和指導管理料 200点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与している患者に対して、WHO方式のがん性疼痛の治療法に基づき、当該保険医療機関の緩和ケアに係る研修を受けた保険医が計画的な治療管理及び療養上必要な指導を行い、麻薬を処方した場合に、月1回に限り算定する。

者以外の患者に対して、医師又は医師の指示に基づき看護師が当該指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

2 1回の指導時間は30分以上でなければならないものとする。

21 耳鼻咽喉科特定疾患指導管理料 150点

注1 耳鼻咽喉科を標榜する保険医療機関において、耳鼻咽喉科を担当する医師が、別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中以外のものに対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該初診の日から1月以内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。

3 退院した患者に対して退院の日から起算して1月以内に指導を行った場合における当該指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。

22 がん性疼痛緩和指導管理料 200点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与している患者に対して、WHO方式のがん性疼痛の治療法に基づき、当該保険医療機関の緩和ケアに係る研修を受けた保険医が計画的な治療管理及び療養上必要な指導を行い、麻薬を処方した場合に、月1回に限り算定する。

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がん性疼痛緩和のための専門的な治療が必要な患者に対して、当該患者又はその家族等の同意を得て、当該保険医療機関の保険医が、その必要性及び診療方針等について文書により説明を行った場合に、難治性がん性疼痛緩和指導管理加算として、患者1人につき1回に限り所定点数に100点を加算する。
 - 3 当該患者が15歳未満の小児である場合には、小児加算として、所定点数に50点を加算する。
 - 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がん性疼痛緩和指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、174点を算定する。
- 23 がん患者指導管理料
- イ 医師が看護師と共同して診療方針等について話し合い、その内容を文書等により提供した場合 500点
 - ロ 医師、看護師又は公認心理師が心理的不安を軽減するための面接を行った場合 200点
 - ハ 医師又は薬剤師が抗悪性腫瘍剤の投薬又は注射の必要性等について文書により説明を行った場合 200点
 - ニ 医師が遺伝子検査の必要性等について文書により説明を行った場合 300点
- 注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がん性疼痛緩和のための専門的な治療が必要な患者に対して、当該患者又はその家族等の同意を得て、当該保険医療機関の保険医が、その必要性及び診療方針等について文書により説明を行った場合に、難治性がん性疼痛緩和指導管理加算として、患者1人につき1回に限り所定点数に100点を加算する。
 - 3 当該患者が15歳未満の小児である場合には、小児加算として、所定点数に50点を加算する。
 - 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がん性疼痛緩和指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、174点を算定する。
- 23 がん患者指導管理料
- イ 医師が看護師と共同して診療方針等について話し合い、その内容を文書等により提供した場合 500点
 - ロ 医師、看護師又は公認心理師が心理的不安を軽減するための面接を行った場合 200点
 - ハ 医師又は薬剤師が抗悪性腫瘍剤の投薬又は注射の必要性等について文書により説明を行った場合 200点
 - ニ 医師が遺伝子検査の必要性等について文書により説明を行った場合 300点
- 注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める

施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医が看護師と共同して、診療方針等について十分に話し合い、その内容を文書等により提供した場合又は末期の悪性腫瘍の患者に対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医が看護師と共同して、診療方針等について十分に話し合った上で、当該診療方針等に関する当該患者の意思決定に対する支援を行い、その内容を文書等により提供した場合に、患者1人につき1回（当該患者について区分番号B005-6に掲げるがん治療連携計画策定料を算定した保険医療機関及び区分番号B005-6-2に掲げるがん治療連携指導料を算定した保険医療機関が、それぞれ当該指導管理を実施した場合には、それぞれの保険医療機関において、患者1人につき1回）に限り算定する。ただし、病状の変化に伴って診療方針の変更等について話し合いが必要となった場合は、更に1回に限り算定できる。

- 2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医又は当該保険医の指示に基づき看護師若しくは公認心理師が、患者の心理的不安を軽減するための面接を行

施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医が看護師と共同して、診療方針等について十分に話し合い、その内容を文書等により提供した場合又は入院中の患者以外の末期の悪性腫瘍の患者に対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医が看護師と共同して、診療方針等について十分に話し合った上で、当該診療方針等に関する当該患者の意思決定に対する支援を行い、その内容を文書等により提供した場合に、患者1人につき1回（当該患者について区分番号B005-6に掲げるがん治療連携計画策定料を算定した保険医療機関及び区分番号B005-6-2に掲げるがん治療連携指導料を算定した保険医療機関が、それぞれ当該指導管理を実施した場合には、それぞれの保険医療機関において、患者1人につき1回）に限り算定する。

- 2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医又は当該保険医の指示に基づき看護師若しくは公認心理師が、患者の心理的不安を軽減するための面接を行

った場合に、患者1人につき6回に限り算定する。

3 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して抗悪性腫瘍剤の投薬又は注射を受けているものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医又は当該保険医の指示に基づき薬剤師が、投薬又は注射の前後にその必要性等について文書により説明を行った場合に、患者1人につき6回に限り算定する。

4 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医が、区分番号D006-18に掲げるBCA1/2遺伝子検査の血液を検体とするものを実施する前にその必要性及び診療方針等について文書により説明を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。

5 ロについて、区分番号A226-2に掲げる緩和ケア診療加算、区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料、区分番号B001の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料又は区分番号B001の24に掲げる外来緩和ケア管理料は、別に算定できない。

6 ハについて、区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料、区分番号B001-2-12に掲げる外来腫瘍化学療法診

った場合に、患者1人につき6回に限り算定する。

3 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して抗悪性腫瘍剤の投薬又は注射を受けているものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医又は当該保険医の指示に基づき薬剤師が、投薬又は注射の前後にその必要性等について文書により説明を行った場合に、患者1人につき6回に限り算定する。

4 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医が、区分番号D006-18に掲げるBCA1/2遺伝子検査の血液を検体とするものを実施する前にその必要性及び診療方針等について文書により説明を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。

5 ロについて、区分番号A226-2に掲げる緩和ケア診療加算、区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料、区分番号B001の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料又は区分番号B001の24に掲げる外来緩和ケア管理料は、別に算定できない。

6 ハについて、区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料、区分番号B001-2-12に掲げる外来腫瘍化学療法診

療料、区分番号B 0 0 8に掲げる薬剤管理指導料、区分番号F 1 0 0に掲げる処方料の注6に規定する加算又は区分番号F 4 0 0に掲げる処方箋料の注5に規定する加算は、別に算定できない。

7 ニについて、区分番号B 0 0 1－11に掲げる遺伝性疾患療養指導管理料の1は、別に算定できない。

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がん患者指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、イ、ロ、ハ又はニの所定点数に代えて、それぞれ435点、174点、174点又は261点を算定する。

24 外来緩和ケア管理料 290点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、緩和ケアを要する入院中の患者以外の患者（症状緩和を目的として麻薬が投与されている患者に限る。）に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、薬剤師等が共同して療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

2 当該患者が15歳未満の小児である場合には、小児加算として、所定点数に150点を加算する。

3 区分番号B 0 0 1の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料は、別に算定できない。

4 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機

療料、区分番号B 0 0 8に掲げる薬剤管理指導料、区分番号F 1 0 0に掲げる処方料の注6に規定する加算又は区分番号F 4 0 0に掲げる処方箋料の注5に規定する加算は、別に算定できない。

(新設)

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がん患者指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、イ、ロ、ハ又はニの所定点数に代えて、それぞれ435点、174点、174点又は261点を算定する。

24 外来緩和ケア管理料 290点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、緩和ケアを要する入院中の患者以外の患者（症状緩和を目的として麻薬が投与されている患者に限る。）に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、薬剤師等が共同して療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

2 当該患者が15歳未満の小児である場合には、小児加算として、所定点数に150点を加算する。

3 区分番号B 0 0 1の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料は、別に算定できない。

4 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機

関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、所定点数に代えて、外来緩和ケア管理料（特定地域）として、150点を算定する。

- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、外来緩和ケア管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、252点（注4に規定する外来緩和ケア管理料（特定地域）を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合にあっては、131点）を算定する。

25 移植後患者指導管理料

イ 臓器移植後の場合	300点
ロ 造血幹細胞移植後の場合	300点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、臓器移植後又は造血幹細胞移植後の患者であって、入院中の患者以外の患者に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、薬剤師等が共同して計画的な医学管理を継続して行った場合に、月1回に限り算定する。

- 2 区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料を算定している患者については算定しない。
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出

関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、所定点数に代えて、外来緩和ケア管理料（特定地域）として、150点を算定する。

- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、外来緩和ケア管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、252点（注4に規定する外来緩和ケア管理料（特定地域）を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合にあっては、131点）を算定する。

25 移植後患者指導管理料

イ 臓器移植後の場合	300点
ロ 造血幹細胞移植後の場合	300点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、臓器移植後又は造血幹細胞移植後の患者であって、入院中の患者以外の患者に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、薬剤師等が共同して計画的な医学管理を継続して行った場合に、月1回に限り算定する。

- 2 区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料を算定している患者については算定しない。
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出

た保険医療機関において、移植後患者指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、イ又ロの所定点数に代えて、それぞれ261点を算定する。

26 植込型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料

810点

注1 植込型輸液ポンプ持続注入療法（髄腔内投与を含む。）を行っている入院中の患者以外の患者に対して、当該療法に関する指導管理を行った場合に算定する。

2 植込術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合には、導入期加算として、140点を所定点数に加算する。

27 糖尿病透析予防指導管理料 350点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、糖尿病の患者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）であって、医師が透析予防に関する指導の必要性があると認めた入院中の患者以外の患者に対して、当該保険医療機関の医師、看護師又は保健師及び管理栄養士等が共同して必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

2 区分番号B001の9に掲げる外来栄養食事指導料及び区分番号B001の11に掲げる集団栄養食事指導料は、所定点数に含まれるものとする。

3 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長

た保険医療機関において、移植後患者指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、イ又ロの所定点数に代えて、それぞれ261点を算定する。

26 植込型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料

810点

注1 植込型輸液ポンプ持続注入療法（髄腔内投与を含む。）を行っている入院中の患者以外の患者に対して、当該療法に関する指導管理を行った場合に算定する。

2 植込術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合には、導入期加算として、140点を所定点数に加算する。

27 糖尿病透析予防指導管理料 350点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、糖尿病の患者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）であって、医師が透析予防に関する指導の必要性があると認めた入院中の患者以外の患者に対して、当該保険医療機関の医師、看護師又は保健師及び管理栄養士等が共同して必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

2 区分番号B001の9に掲げる外来栄養食事指導料及び区分番号B001の11に掲げる集団栄養食事指導料は、所定点数に含まれるものとする。

3 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長

等に届け出たものについては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、所定点数に代えて、糖尿病透析予防指導管理料（特定地域）として、175点を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、高度腎機能障害の患者に対して医師が必要な指導を行った場合には、高度腎機能障害患者指導加算として、100点を所定点数に加算する。

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、糖尿病透析予防指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、305点（注3に規定する糖尿病透析予防指導管理料（特定地域）を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合にあっては、152点）を算定する。

28 小児運動器疾患指導管理料 250点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、運動器疾患を有する20歳未満のものに対し、小児の運動器疾患に関する専門の知識を有する医師が、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、6月に1回（初回算定日の属する月から起算して6月以内は月1回）に限り算定する。ただし、同一月に区分番号B001の5に掲げる小児科療養指導料を算定している患者については

等に届け出たものについては、注1に規定する届出の有無にかかわらず、所定点数に代えて、糖尿病透析予防指導管理料（特定地域）として、175点を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、高度腎機能障害の患者に対して医師が必要な指導を行った場合には、高度腎機能障害患者指導加算として、100点を所定点数に加算する。

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、糖尿病透析予防指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、305点（注3に規定する糖尿病透析予防指導管理料（特定地域）を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合にあっては、152点）を算定する。

28 小児運動器疾患指導管理料 250点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、運動器疾患を有する20歳未満のものに対し、小児の運動器疾患に関する専門の知識を有する医師が、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、6月に1回（初回算定日の属する月から起算して6月以内は月1回）に限り算定する。ただし、同一月に区分番号B001の5に掲げる小児科療養指導料を算定している患者については

、算定できない。

29 乳腺炎重症化予防ケア・指導料

イ 乳腺炎重症化予防ケア・指導料 1

- (1) 初回 500点
- (2) 2回目から4回目まで 150点

ロ 乳腺炎重症化予防ケア・指導料 2

- (1) 初回 500点
- (2) 2回目から8回目まで 200点

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、乳腺炎が原因となり母乳育児に困難を来しているものに対して、医師又は助産師が乳腺炎に係る包括的なケア及び指導を行った場合に、1回の分娩につき4回に限り算定する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、乳腺炎が悪化し区分番号K 4 7 2に掲げる乳腺膿瘍切開術を行ったことに伴い母乳育児に困難を来しているものに対し、医師又は助産師が乳腺膿瘍切開創の管理を含む乳腺炎に係る包括的なケア及び指導を行った場合に、1回の分娩につき8回に限り算定する。

30 婦人科特定疾患治療管理料 250点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の器質性月経困難症の患者であって、ホルモ

、算定できない。

29 乳腺炎重症化予防ケア・指導料

イ 乳腺炎重症化予防ケア・指導料 1

- (1) 初回 500点
- (2) 2回目から4回目まで 150点

ロ 乳腺炎重症化予防ケア・指導料 2

- (1) 初回 500点
- (2) 2回目から8回目まで 200点

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、乳腺炎が原因となり母乳育児に困難を来しているものに対して、医師又は助産師が乳腺炎に係る包括的なケア及び指導を行った場合に、1回の分娩につき4回に限り算定する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、乳腺炎が悪化し区分番号K 4 7 2に掲げる乳腺膿瘍切開術を行ったことに伴い母乳育児に困難を来しているものに対し、医師又は助産師が乳腺膿瘍切開創の管理を含む乳腺炎に係る包括的なケア及び指導を行った場合に、1回の分娩につき8回に限り算定する。

30 婦人科特定疾患治療管理料 250点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の器質性月経困難症の患者であって、ホルモ

ン剤（器質性月経困難症に対して投与されたものに限る。）を投与している患者に対して、婦人科又は産婦人科を担当する医師が、患者の同意を得て、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、3月に1回に限り算定する。

- 2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該初診の日の同月内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。

31 腎代替療法指導管理料 500点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中の患者以外のものに対して、当該患者の同意を得て、看護師と共同して、当該患者と診療方針等について十分に話し合い、その内容を文書等により提供した場合に、患者1人につき2回に限り算定する。

- 2 1回の指導時間は30分以上でなければならないものとする。

- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、腎代替療法指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、435点を算定する。

32 一般不妊治療管理料 250点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出

ン剤（器質性月経困難症に対して投与されたものに限る。）を投与している患者に対して、婦人科又は産婦人科を担当する医師が、患者の同意を得て、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、3月に1回に限り算定する。

- 2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該初診の日の同月内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。

31 腎代替療法指導管理料 500点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中の患者以外のものに対して、当該患者の同意を得て、看護師と共同して、当該患者と診療方針等について十分に話し合い、その内容を文書等により提供した場合に、患者1人につき2回に限り算定する。

- 2 1回の指導時間は30分以上でなければならないものとする。

- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、腎代替療法指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、435点を算定する。

32 一般不妊治療管理料 250点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出

た保険医療機関において、入院中の患者以外の不妊症の患者であって、一般不妊治療を実施しているものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、3月に1回に限り算定する。ただし、区分番号B001の33に掲げる生殖補助医療管理料を算定している患者については算定しない。

- 2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該初診の日の同月内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。

33 生殖補助医療管理料

イ 生殖補助医療管理料1	300点
ロ 生殖補助医療管理料2	250点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の不妊症の患者であって、生殖補助医療を実施しているものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、当該基準に係る区分に従い、月1回に限り算定する。

- 2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該初診の日の同月内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。

34 二次性骨折予防継続管理料

イ 二次性骨折予防継続管理料1	1,000点
ロ 二次性骨折予防継続管理料2	750点

た保険医療機関において、入院中の患者以外の不妊症の患者であって、一般不妊治療を実施しているものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、3月に1回に限り算定する。ただし、区分番号B001の33に掲げる生殖補助医療管理料を算定している患者については算定しない。

- 2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該初診の日の同月内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。

33 生殖補助医療管理料

イ 生殖補助医療管理料1	300点
ロ 生殖補助医療管理料2	250点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の不妊症の患者であって、生殖補助医療を実施しているものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、当該基準に係る区分に従い、月1回に限り算定する。

- 2 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該初診の日の同月内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。

34 二次性骨折予防継続管理料

イ 二次性骨折予防継続管理料1	1,000点
ロ 二次性骨折予防継続管理料2	750点

ハ 二次性骨折予防継続管理料 3 500点

注 1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者であって、大腿骨近位部骨折に対する手術を行ったものに対して、二次性骨折の予防を目的として、骨粗鬆症の計画的な評価及び治療等を行った場合に、当該入院中1回に限り算定する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者であって、他の保険医療機関においてイを算定したものに対して、継続して骨粗鬆症の計画的な評価及び治療等を行った場合に、当該入院中1回に限り算定する。

3 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、イを算定したものに対して、継続して骨粗鬆症の計画的な評価及び治療等を行った場合に、初回算定日の属する月から起算して1年を限度として、月1回に限り算定する。

35 アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料

イ 1月目 280点

ロ 2月目以降 25点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、入院中の患者以外のアレルギー性鼻炎の患者に対して、アレルゲン免疫療法による治療の必要を認め、治療内容等に

ハ 二次性骨折予防継続管理料 3 500点

注 1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者であって、大腿骨近位部骨折に対する手術を行ったものに対して、二次性骨折の予防を目的として、骨粗鬆症の計画的な評価及び治療等を行った場合に、当該入院中1回に限り算定する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者であって、他の保険医療機関においてイを算定したものに対して、継続して骨粗鬆症の計画的な評価及び治療等を行った場合に、当該入院中1回に限り算定する。

3 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、イを算定したものに対して、継続して骨粗鬆症の計画的な評価及び治療等を行った場合に、初回算定日の属する月から起算して1年を限度として、月1回に限り算定する。

35 アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料

イ 1月目 280点

ロ 2月目以降 25点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、入院中の患者以外のアレルギー性鼻炎の患者に対して、アレルゲン免疫療法による治療の必要を認め、治療内容等に

係る説明を文書を用いて行い、当該患者の同意を得た上で、アレルギー免疫療法による計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

36 下肢創傷処置管理料 500点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、下肢の潰瘍を有するものに対して、下肢創傷処置に関する専門の知識を有する医師が、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、区分番号J000-2に掲げる下肢創傷処置を算定した日の属する月において、月1回に限り算定する。ただし、区分番号B001の20に掲げる糖尿病合併症管理料は、別に算定できない。

37 慢性腎臓病透析予防指導管理料

イ 初回の指導管理を行った日から起算して1年以内の期間に行った場合 300点

ロ 初回の指導管理を行った日から起算して1年を超えた期間に行った場合 250点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、慢性腎臓病の患者（糖尿病患者又は現に透析療法を行っている患者を除き、別に厚生労働大臣が定める者に限る。）であって、医師が透析予防に関する指導の必要性があると認めた入院中の患者以外の患者に対して、当該保険医療機関の医師、看護師又は保健師及び管理栄養士等が共同して必要な指導を行った場合に、月1回に限

係る説明を文書を用いて行い、当該患者の同意を得た上で、アレルギー免疫療法による計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

36 下肢創傷処置管理料 500点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、下肢の潰瘍を有するものに対して、下肢創傷処置に関する専門の知識を有する医師が、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、区分番号J000-2に掲げる下肢創傷処置を算定した日の属する月において、月1回に限り算定する。ただし、区分番号B001の20に掲げる糖尿病合併症管理料は、別に算定できない。

37 慢性腎臓病透析予防指導管理料

イ 初回の指導管理を行った日から起算して1年以内の期間に行った場合 300点

ロ 初回の指導管理を行った日から起算して1年を超えた期間に行った場合 250点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、慢性腎臓病の患者（糖尿病患者又は現に透析療法を行っている患者を除き、別に厚生労働大臣が定める者に限る。）であって、医師が透析予防に関する指導の必要性があると認めた入院中の患者以外の患者に対して、当該保険医療機関の医師、看護師又は保健師及び管理栄養士等が共同して必要な指導を行った場合に、月1回に限

り算定する。

2 区分番号B001の9に掲げる外来栄養食事指導料及び区分番号B001の11に掲げる集団栄養食事指導料は、所定点数に含まれるものとする。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、慢性腎臓病透析予防指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、イ又はロの所定点数に代えて、261点又は218点を算定する。

B001-2 小児科外来診療料（1日につき）

1 保険薬局において調剤を受けるために処方箋を交付する場合

イ 初診時 604点

ロ 再診時 411点

2 1以外の場合

イ 初診時 721点

ロ 再診時 529点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（6歳未満の乳幼児に限る。）に対して診療を行った場合に、保険医療機関単位で算定する。

2 区分番号A001に掲げる再診料の注9に規定する場合、区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料を算定する場合、第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料を算定している場合又は別に厚生労働大臣が定める薬剤を投与している場合

り算定する。

2 区分番号B001の9に掲げる外来栄養食事指導料及び区分番号B001の11に掲げる集団栄養食事指導料は、所定点数に含まれるものとする。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、慢性腎臓病透析予防指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、イ又はロの所定点数に代えて、261点又は218点を算定する。

B001-2 小児科外来診療料（1日につき）

1 保険薬局において調剤を受けるために処方箋を交付する場合

イ 初診時 604点

ロ 再診時 410点

2 1以外の場合

イ 初診時 721点

ロ 再診時 528点

注1 小児科を標榜する^{ほう}保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（6歳未満の乳幼児に限る。）に対して診療を行った場合に、保険医療機関単位で算定する。

2 区分番号A001に掲げる再診料の注9に規定する場合、区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料を算定する場合、第2部第2節第1款在宅療養指導管理料の各区分に掲げる指導管理料を算定している場合又は別に厚生労働大臣が定める薬剤を投与している場合

については、算定しない。

3 注4に規定する加算、区分番号A000に掲げる初診料の注7、注8、注10、注15及び注16に規定する加算、区分番号A001に掲げる再診料の注5、注6及び注19に規定する加算、区分番号A002に掲げる外来診療料の注8から注10までに規定する加算、通則第3号から第6号までに規定する加算、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号B001-2-6に掲げる救急外来医学管理料、区分番号B010に掲げる診療情報提供料Ⅱ、区分番号B011に掲げる連携強化診療情報提供料、区分番号C000に掲げる往診料及び第14部その他を除き、診療に係る費用は、小児科外来診療料に含まれるものとする。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注7及び注8に規定する加算を算定する場合については、それぞれの加算点数から115点を減じた点数を、区分番号A001に掲げる再診料の注5及び注6に規定する加算並びに区分番号A002に掲げる外来診療料の注8及び注9に規定する加算を算定する場合については、それぞれの加算点数から70点を減じた点数を算定するものとする。

4 1のイ又は2のイについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、急性気道感染症、急性中耳炎、急性副鼻腔炎又は急性下痢症により受診した患者であって、診察の結果、抗菌薬の投与の必要性が認められないため抗菌薬を使用しないものに対して

については、算定しない。

3 注4に規定する加算、区分番号A000に掲げる初診料の注7、注8、注10、注15及び注16に規定する加算、区分番号A001に掲げる再診料の注5、注6及び注19に規定する加算、区分番号A002に掲げる外来診療料の注8から注10までに規定する加算、通則第3号から第6号までに規定する加算、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号B001-2-5に掲げる院内トリージ実施料、区分番号B001-2-6に掲げる夜間休日救急搬送医学管理料、区分番号B010に掲げる診療情報提供料Ⅱ、区分番号B011に掲げる連携強化診療情報提供料、区分番号C000に掲げる往診料及び第14部その他を除き、診療に係る費用は、小児科外来診療料に含まれるものとする。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注7及び注8に規定する加算を算定する場合については、それぞれの加算点数から115点を減じた点数を、区分番号A001に掲げる再診料の注5及び注6に規定する加算並びに区分番号A002に掲げる外来診療料の注8及び注9に規定する加算を算定する場合については、それぞれの加算点数から70点を減じた点数を算定するものとする。

4 1のイ又は2のイについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、急性気道感染症、急性中耳炎、急性副鼻腔炎又は急性下痢症により受診した患者であって、診察の結果、抗菌薬の投与の必要性が認められないため抗菌薬を使用しないものに対して

、療養上必要な指導及び検査結果の説明を行い、文書により説明内容を提供した場合は、小児抗菌薬適正使用支援加算として、月1回に限り80点を所定点数に加算する。

B001-2-2 地域連携小児夜間・休日診療料

- 1 地域連携小児夜間・休日診療料1 450点
- 2 地域連携小児夜間・休日診療料2 600点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た小児科を標榜する保険医療機関において、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間、休日又は深夜において、入院中の患者以外の患者（6歳未満の小児に限る。）に対して診療を行った場合に、当該基準に係る区分に従い、それぞれ算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た小児科を標榜する保険医療機関においては、院内トリアージ実施体制加算として、50点を所定点数に加算する。

B001-2-3 乳幼児育児栄養指導料 130点

注1 小児科を標榜する保険医療機関において、小児科を担当する医師が、3歳未満の乳幼児に対する初診時に、育児、栄養その他療養上必要な指導を行った場合に算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、乳幼児育児栄養指導料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、113点を算定する。

、療養上必要な指導及び検査結果の説明を行い、文書により説明内容を提供した場合は、小児抗菌薬適正使用支援加算として、月1回に限り80点を所定点数に加算する。

B001-2-2 地域連携小児夜間・休日診療料

- 1 地域連携小児夜間・休日診療料1 450点
- 2 地域連携小児夜間・休日診療料2 600点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た小児科を標榜する保険医療機関において、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間、休日又は深夜において、入院中の患者以外の患者（6歳未満の小児に限る。）に対して診療を行った場合に、当該基準に係る区分に従い、それぞれ算定する。

（新設）

B001-2-3 乳幼児育児栄養指導料 130点

注1 小児科を標榜する保険医療機関において、小児科を担当する医師が、3歳未満の乳幼児に対する初診時に、育児、栄養その他療養上必要な指導を行った場合に算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、乳幼児育児栄養指導料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、113点を算定する。

B 0 0 1 - 2 - 4 地域連携夜間・休日診療料 200点

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間、休日又は深夜において、入院中の患者以外の患者（区分番号B 0 0 1 - 2 - 2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料を算定する患者を除く。）に対して診療を行った場合に算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関においては、院内トリアージ実施体制加算として、50点を所定点数に加算する。

B 0 0 1 - 2 - 5 削除

B 0 0 1 - 2 - 6 救急外来医学管理料

1 救急搬送医学管理料

イ 救急搬送医学管理料 1 800点

ロ 救急搬送医学管理料 2 600点

ハ 救急搬送医学管理料 3 200点

2 夜間休日救急医学管理料

イ 夜間休日救急医学管理料 1 600点

ロ 夜間休日救急医学管理料 2 400点

B 0 0 1 - 2 - 4 地域連携夜間・休日診療料 200点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間、休日又は深夜において、入院中の患者以外の患者（区分番号B 0 0 1 - 2 - 2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料を算定する患者を除く。）に対して診療を行った場合に算定する。

（新設）

B 0 0 1 - 2 - 5 院内トリアージ実施料 300点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間、休日又は深夜において、入院中の患者以外の患者（救急用の自動車等により緊急に搬送された者を除く。）であって、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料を算定する患者に対し、当該患者の来院後速やかに院内トリアージが実施された場合に算定する。

B 0 0 1 - 2 - 6 夜間休日救急搬送医学管理料 600点

（新設）

（新設）

ハ 夜間休日救急医学管理料 3 50点

注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、救急用の自動車等により緊急に搬送された患者に対して必要な医学管理を行った場合に、当該基準に係る区分に従い、それぞれ算定する。

2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間（土曜日以外の日（休日を除く。）にあつては、夜間に限る。以下この項において同じ。）、休日又は深夜において救急外来を受診した患者（救急用の自動車等により緊急に搬送された患者を除く。）に対して必要な医学管理を行った場合に、当該基準に係る区分に従い、それぞれ算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該患者に対して、診療に基づき検査、画像診断、処置又は注射を実施する必要性を認め、区分番号D006に掲げる出血・凝固検査、区分番号D007に掲げる血液化学検査、区分番号D011に掲げる免疫血液学的検査、区分番号D018に掲げる細菌培養同定検査、区分番号E200に掲げるコンピューター断層撮影（CT撮影）、区分番号E202に掲げる磁気共鳴コンピューター断層撮影

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間（土曜日以外の日（休日を除く。）にあつては、夜間に限る。）、休日又は深夜において、救急用の自動車等により緊急に搬送された患者に対して必要な医学管理を行った場合に、区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に限り算定する。

（新設）

（新設）

(MR I 撮影)、第6部第1節第1款注射実施料(区分番号G 0 0 0に掲げる皮内、皮下及び筋肉内注射並びに区分番号G 0 0 1に掲げる静脈内注射を除く。)又は第9部第1節処置料(J 0 6 3に掲げる留置カテーテル設置、区分番号J 1 1 9に掲げる消炎鎮痛等処置及び区分番号J 1 1 9－2に掲げる腰部又は胸部固定帯固定を除く。)を算定する場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ 救急外来緊急検査対応加算 1 300点

ロ 救急外来緊急検査対応加算 2 200点

- 4 急性薬毒物中毒(アルコール中毒を除く。)
と診断された患者又は過去6月以内に精神科受診の既往がある患者に対して必要な医学管理を行った場合には、精神科疾患患者等受入加算として、400点を所定点数に加算する。
(削る)

- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1又は注2に規定する患者であって、意識障害の患者に対し、救急時医療情報閲覧機能及び電子処方箋の仕組みを用いて診療情報を取得した場合に、救急時医療情報取得加算として、月に1回に限り、50点を所

- 2 急性薬毒物中毒(アルコール中毒を除く。)
と診断された患者又は過去6月以内に精神科受診の既往がある患者に対して必要な医学管理を行った場合には、精神科疾患患者等受入加算として、400点を所定点数に加算する。

- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要な医学管理を行った場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

イ 救急搬送看護体制加算 1 400点

ロ 救急搬送看護体制加算 2 200点

(新設)

定点数に加算する。

- 6 1について、土曜日、日曜日若しくは祝日又は夜間において、救急用の自動車等により緊急に搬送された患者に対して必要な医学管理を行った場合には、当該患者が受診した時間の区分に従い、時間外救急搬送加算として、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ 土曜日、日曜日又は祝日における夜間の場合 300点

ロ 土曜日、日曜日又は祝日以外の日における夜間の場合 250点

ハ 土曜日、日曜日又は祝日における夜間以外の時間の場合 200点

- 7 2について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関においては、院内トリアージ実施体制加算として、50点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料の注2に規定する院内トリアージ実施体制加算及び区分番号B001-2-4に掲げる地域連携夜間・休日診療料の注2に規定する院内トリアージ実施体制加算は別に算定できない。

B001-2-7 外来リハビリテーション診療料

- 1 外来リハビリテーション診療料1 74点
2 外来リハビリテーション診療料2 111点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、リハビリテーション（区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、区分番号H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、区分番号H

(新設)

(新設)

B001-2-7 外来リハビリテーション診療料

- 1 外来リハビリテーション診療料1 73点
2 外来リハビリテーション診療料2 110点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、リハビリテーション（区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、区分番号H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、区分番号H

001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、区分番号H002に掲げる運動器リハビリテーション料又は区分番号H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料を算定するものに限る。以下この区分番号において同じ。）を要する入院中の患者以外の患者に対して、リハビリテーションの実施に関し必要な診療を行った場合に、外来リハビリテーション診療料1については7日間に1回に限り、外来リハビリテーション診療料2については14日間に1回に限り算定する。

2 外来リハビリテーション診療料1を算定する日から起算して7日以内の期間においては、当該リハビリテーションの実施に係る区分番号A000に掲げる初診料（注16に規定する加算を除く。）、区分番号A001に掲げる再診料（注19に規定する加算を除く。）、区分番号A002に掲げる外来診療料（注10に規定する加算を除く。）及び外来リハビリテーション診療料2は、算定しない。

3 外来リハビリテーション診療料2を算定する日から起算して14日以内の期間においては、当該リハビリテーションの実施に係る区分番号A000に掲げる初診料（注16に規定する加算を除く。）、区分番号A001に掲げる再診料（注19に規定する加算を除く。）、区分番号A002に掲げる外来診療料（注10に規定する加算を除く。）及び外来リハビリテーション診療料1は、算定しない。

B001-2-8 外来放射線照射診療料 298点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し

001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、区分番号H002に掲げる運動器リハビリテーション料又は区分番号H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料を算定するものに限る。以下この区分番号において同じ。）を要する入院中の患者以外の患者に対して、リハビリテーションの実施に関し必要な診療を行った場合に、外来リハビリテーション診療料1については7日間に1回に限り、外来リハビリテーション診療料2については14日間に1回に限り算定する。

2 外来リハビリテーション診療料1を算定する日から起算して7日以内の期間においては、当該リハビリテーションの実施に係る区分番号A000に掲げる初診料（注15及び注16に規定する加算を除く。）、区分番号A001に掲げる再診料（注19に規定する加算を除く。）、区分番号A002に掲げる外来診療料（注10に規定する加算を除く。）及び外来リハビリテーション診療料2は、算定しない。

3 外来リハビリテーション診療料2を算定する日から起算して14日以内の期間においては、当該リハビリテーションの実施に係る区分番号A000に掲げる初診料（注15及び注16に規定する加算を除く。）、区分番号A001に掲げる再診料（注19に規定する加算を除く。）、区分番号A002に掲げる外来診療料（注10に規定する加算を除く。）及び外来リハビリテーション診療料1は、算定しない。

B001-2-8 外来放射線照射診療料 297点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し

ているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を要する入院中の患者以外の患者に対して、放射線治療の実施に関し必要な診療を行った場合に、7日間に1回に限り算定する。

2 外来放射線照射診療料を算定する日から起算して7日以内の期間に4日以上放射線治療を予定していない場合には、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

3 外来放射線照射診療料を算定する日から起算して7日以内の期間においては、当該放射線治療の実施に係る区分番号A000に掲げる初診料（注16に規定する加算を除く。）、区分番号A001に掲げる再診料（注19に規定する加算を除く。）及び区分番号A002に掲げる外来診療料（注10に規定する加算を除く。）は、算定しない。

B001-2-9 地域包括診療料（月1回）

1 地域包括診療料1

イ 認知症を有する患者等の場合 1,682点

ロ その他の慢性疾患等を有する患者の場合 1,661点

2 地域包括診療料2

イ 認知症を有する患者等の場合 1,614点

ロ その他の慢性疾患等を有する患者の場合 1,601点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（許可病床数が200床未満の病院又は診療所に限る。）において、入院中の患者以外の患者に対して、当該患者又はその家族等の

ているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を要する入院中の患者以外の患者に対して、放射線治療の実施に関し必要な診療を行った場合に、7日間に1回に限り算定する。

2 外来放射線照射診療料を算定する日から起算して7日以内の期間に4日以上放射線治療を予定していない場合には、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

3 外来放射線照射診療料を算定する日から起算して7日以内の期間においては、当該放射線治療の実施に係る区分番号A000に掲げる初診料（注15及び注16に規定する加算を除く。）、区分番号A001に掲げる再診料（注19に規定する加算を除く。）及び区分番号A002に掲げる外来診療料（注10に規定する加算を除く。）は、算定しない。

B001-2-9 地域包括診療料（月1回）

1 地域包括診療料1 1,660点
（新設）
（新設）

2 地域包括診療料2 1,600点
（新設）
（新設）

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（許可病床数が200床未満の病院又は診療所に限る。）において、脂質異常症、高血圧症、糖尿病、慢性心不全、慢性腎臓病（慢

同意を得て、療養上必要な指導及び診療を行った場合（初診の日を除く。）に、当該基準に係る区分に従い、それぞれ患者1人につき月1回に限り算定する。

- 2 地域包括診療を受けている患者に対して行った注3に規定する加算並びに区分番号A001に掲げる再診料の注5から注7まで及び注19に規定する加算、通則第3号から第6号までに規定する加算、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号B001-10に掲げる心不全再入院予防管理料（慢性心不全以外の慢性疾患等も有する患者について算定する場合に限る。）、区分番号B010に掲げる診療情報提供料Ⅱ及び区分番号B011に掲げる連携強化診療情報提供料並びに第2章第2部在宅医療（区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅰ、区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ、区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料及び区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総合管理料を除く。）、第5部投薬（区分番号F100に掲げる処方料及び区分番号F400に掲げる処方箋料を除く。）及び第14部その他を除く費用は、地域包括診療料に含まれるものとする。ただし、患者の病状の急性増悪時に実施した検査、画像診断及び処置に係る費用は、所定点数が550点未満のものに限り、当該診療料に含まれるものとする。

性維持透析を行っていないものに限る。）又は認知症のうち2以上の疾患を有する入院中の患者以外の患者に対して、当該患者の同意を得て、療養上必要な指導及び診療を行った場合（初診の日を除く。）に、当該基準に係る区分に従い、それぞれ患者1人につき月1回に限り算定する。

- 2 地域包括診療を受けている患者に対して行った注3に規定する加算並びに区分番号A001に掲げる再診料の注5から注7まで及び注19に規定する加算、通則第3号から第6号までに規定する加算、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号B010に掲げる診療情報提供料Ⅱ及び区分番号B011に掲げる連携強化診療情報提供料並びに第2章第2部在宅医療（区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅰ、区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ、区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料及び区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総合管理料を除く。）、第5部投薬（区分番号F100に掲げる処方料及び区分番号F400に掲げる処方箋料を除く。）及び第14部その他を除く費用は、地域包括診療料に含まれるものとする。ただし、患者の病状の急性増悪時に実施した検査、画像診断及び処置に係る費用は、所定点数が550点未満のものに限り、当該診療料に含まれるものとする。

- 3 他の保険医療機関に入院した患者、介護老人保健施設に入所した患者又は他の保険医療機関の外来において継続的に診療を受けている患者について、当該他の保険医療機関又は介護老人保健施設に対して、薬剤の服用状況や薬剤服用歴に関する情報提供を行い、適切な連携を実施するとともに、当該他の保険医療機関又は介護老人保健施設において処方した薬剤の種類数が減少した場合であって、退院後若しくは退所後1月以内又は当該情報提供から3月以内に当該他の保険医療機関又は介護老人保健施設から処方内容について情報提供を受けた場合には、薬剤適正使用連携加算として、3月に1回に限り、30点を所定点数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況及び診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合は、外来データ提出加算として、月1回に限り10点を所定点数に加算する。

B 0 0 1 - 2 - 10 削除

- 3 他の保険医療機関に入院した患者又は介護老人保健施設に入所した患者について、当該他の保険医療機関又は介護老人保健施設と連携して薬剤の服用状況や薬剤服用歴に関する情報共有等を行うとともに、当該他の保険医療機関又は介護老人保健施設において処方した薬剤の種類数が減少した場合であって、退院後又は退所後1月以内に当該他の保険医療機関又は介護老人保健施設から入院中又は入所中の処方内容について情報提供を受けた場合には、薬剤適正使用連携加算として、退院日又は退所日の属する月から起算して2月目までに1回に限り、30点を所定点数に加算する。

(新設)

B 0 0 1 - 2 - 10 認知症地域包括診療料（月1回）

1	認知症地域包括診療料 1	1,681点
2	認知症地域包括診療料 2	1,613点
- 注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関（許可病床数が200床未満の病院又は診療所に限る。）において、認知症の患者（認知症以外に1以上の疾患（疑いのものを除く。）を有する入院中の患者以外のものであって、1処方につき5種類を超える内服薬の投薬を行った場合及び1処方につき抗うつ薬、抗精

神病薬、抗不安薬又は睡眠薬を合わせて3種類を超えて投薬を行った場合のいずれにも該当しないものに限る。）に対して、当該患者又はその家族等の同意を得て、療養上必要な指導及び診療を行った場合（初診の日を除く。）に、当該基準に係る区分に従い、それぞれ患者1人につき月1回に限り算定する。

2 認知症地域包括診療を受けている患者に対して行った注3に規定する加算並びに区分番号A001に掲げる再診料の注5から注7まで及び注19に規定する加算、通則第3号から第6号までに規定する加算、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号B010に掲げる診療情報提供料Ⅱ及び区分番号B011に掲げる連携強化診療情報提供料並びに第2章第2部在宅医療（区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅰ、区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ、区分番号C002に掲げる在宅時医学総管理料及び区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総管理料を除く。）、第5部投薬（区分番号F100に掲げる処方料及び区分番号F400に掲げる処方箋料を除く。）及び第14部その他を除く費用は、認知症地域包括診療料に含まれるものとする。ただし、患者の病状の急性増悪時に実施した検査、画像診断及び処置に係る費用は、所定点数が550点未満のものに限り、当該診療料に含まれるものとする。

3 他の保険医療機関に入院した患者又は介護老人保健施設に入所した患者について、当該他の保険医療機関又は介護老人保健施設と連携して

B 0 0 1－2－11 小児かかりつけ診療料（1日につき）

1 小児かかりつけ診療料 1

イ 処方箋を交付する場合

(1) 初診時 652点

(2) 再診時 459点

ロ 処方箋を交付しない場合

(1) 初診時 769点

(2) 再診時 577点

2 小児かかりつけ診療料 2

イ 処方箋を交付する場合

(1) 初診時 641点

(2) 再診時 448点

ロ 処方箋を交付しない場合

(1) 初診時 758点

(2) 再診時 566点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、未就学児（6歳以上の患者にあっては、6歳未満から小児かかりつけ診療料を算定しているものに限る。）の患者であって入院中の患者以外のものに対して診療を行

薬剤の服用状況や薬剤服用歴に関する情報共有等を行うとともに、当該他の保険医療機関又は介護老人保健施設において処方した薬剤の種類数が減少した場合であって、退院後又は退所後1月以内に当該他の保険医療機関又は介護老人保健施設から入院中又は入所中の処方内容について情報提供を受けた場合には、薬剤適正使用連携加算として、退院日又は退所日の属する月から起算して2月目までに1回に限り、30点を所定点数に加算する。

B 0 0 1－2－11 小児かかりつけ診療料（1日につき）

1 小児かかりつけ診療料 1

イ 処方箋を交付する場合

(1) 初診時 652点

(2) 再診時 458点

ロ 処方箋を交付しない場合

(1) 初診時 769点

(2) 再診時 576点

2 小児かかりつけ診療料 2

イ 処方箋を交付する場合

(1) 初診時 641点

(2) 再診時 447点

ロ 処方箋を交付しない場合

(1) 初診時 758点

(2) 再診時 565点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、未就学児（6歳以上の患者にあっては、6歳未満から小児かかりつけ診療料を算定しているものに限る。）の患者であって入院中の患者以外のものに対して診療を行

った場合に、当該基準に係る区分に従い、それぞれ算定する。

- 2 区分番号A001に掲げる再診料の注9に規定する場合については、算定しない。
- 3 注4に規定する加算、区分番号A000に掲げる初診料の注7、注8、注10、注15及び注16に規定する加算、区分番号A001に掲げる再診料の注5、注6及び注19に規定する加算、区分番号A002に掲げる外来診療料の注8から注10までに規定する加算並びに通則第3号から第6号までに規定する加算、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号B001-2-6に掲げる救急外来医学管理料、区分番号B009に掲げる診療情報提供料Ⅱ、区分番号B009-2に掲げる電子的診療情報評価料、区分番号B010に掲げる診療情報提供料Ⅲ、区分番号B011に掲げる連携強化診療情報提供料、区分番号C000に掲げる往診料及び第14部その他を除き、診療に係る費用は、小児かかりつけ診療料に含まれるものとする。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、急性気道感染症、急性中耳炎、急性副鼻腔炎又は急性下痢症により受診した患者であって、診察の結果、抗菌薬の投与の必要性が認められないため抗菌薬を使用しないものに対して、療養上必要な指導及び検査結果の説明を行い、文書により説明内容を提供した場合（初診時に限る。）は、小児抗菌薬適正使用支援加算として、月1回に限り80点を所

った場合に、当該基準に係る区分に従い、それぞれ算定する。

- 2 区分番号A001に掲げる再診料の注9に規定する場合については、算定しない。
- 3 注4に規定する加算、区分番号A000に掲げる初診料の注7、注8、注10、注15及び注16に規定する加算、区分番号A001に掲げる再診料の注5、注6及び注19に規定する加算、区分番号A002に掲げる外来診療料の注8から注10までに規定する加算並びに通則第3号から第6号までに規定する加算、区分番号B001-2-2に掲げる地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号B001-2-5に掲げる院内トリアージ実施料、区分番号B001-2-6に掲げる夜間休日救急搬送医学管理料、区分番号B009に掲げる診療情報提供料Ⅱ、区分番号B009-2に掲げる電子的診療情報評価料、区分番号B010に掲げる診療情報提供料Ⅲ、区分番号B011に掲げる連携強化診療情報提供料、区分番号C000に掲げる往診料及び第14部その他を除き、診療に係る費用は、小児かかりつけ診療料に含まれるものとする。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、急性気道感染症、急性中耳炎、急性副鼻腔炎又は急性下痢症により受診した患者であって、診察の結果、抗菌薬の投与の必要性が認められないため抗菌薬を使用しないものに対して、療養上必要な指導及び検査結果の説明を行い、文書により説明内容を提供した場合（初診時に限る。）は、小児抗菌薬適正使用支援加算として、月1回に限り80点を所

定点数に加算する。	
B 0 0 1－2－12 外来腫瘍化学療法診療料	
1 外来腫瘍化学療法診療料 1	
イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合	
(1) 初回から 3 回目まで (静注製剤等の場合)	<u>801点</u>
(2) 初回から 3 回目まで (その他の場合)	<u>351点</u>
(3) 4 回目以降 (静注製剤等の場合)	<u>451点</u>
(4) 4 回目以降 (その他の場合)	<u>201点</u>
ロ イ以外の必要な治療管理を行った場合	<u>351点</u>
2 外来腫瘍化学療法診療料 2	
イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合	
(1) 初回から 3 回目まで (静注製剤等の場合)	<u>601点</u>
(2) 初回から 3 回目まで (その他の場合)	<u>261点</u>
(3) 4 回目以降 (静注製剤等の場合)	<u>321点</u>
(4) 4 回目以降 (その他の場合)	<u>141点</u>
ロ イ以外の必要な治療管理を行った場合	<u>221点</u>
3 外来腫瘍化学療法診療料 3	
イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合	
(1) 初回から 3 回目まで (静注製剤等の場合)	<u>541点</u>
(2) 初回から 3 回目まで (その他の場合)	<u>241点</u>
(3) 4 回目以降 (静注製剤等の場合)	<u>281点</u>
(4) 4 回目以降 (その他の場合)	<u>121点</u>
ロ イ以外の必要な治療管理を行った場合	

定点数に加算する。	
B 0 0 1－2－12 外来腫瘍化学療法診療料	
1 外来腫瘍化学療法診療料 1	
イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合	
(1) 初回から 3 回目まで	<u>800点</u>
(新設)	
(2) 4 回目以降	<u>450点</u>
(新設)	
ロ イ以外の必要な治療管理を行った場合	<u>350点</u>
2 外来腫瘍化学療法診療料 2	
イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合	
(1) 初回から 3 回目まで	<u>600点</u>
(新設)	
(2) 4 回目以降	<u>320点</u>
(新設)	
ロ イ以外の必要な治療管理を行った場合	<u>220点</u>
3 外来腫瘍化学療法診療料 3	
イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合	
(1) 初回から 3 回目まで	<u>540点</u>
(新設)	
(2) 4 回目以降	<u>280点</u>
(新設)	
ロ イ以外の必要な治療管理を行った場合	

181点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、悪性腫瘍を主病とする患者であって入院中の患者以外のものに対して、外来化学療法（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）の実施その他の必要な治療管理を行った場合に、当該基準に係る区分に従い算定する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料（注6から注8まで、注15及び注16に規定する加算を除く。）、区分番号A001に掲げる再診料（注4から注6まで及び注19に規定する加算を除く。）、区分番号A002に掲げる外来診療料（注7から注10までに規定する加算を除く。）、区分番号B001の23に掲げるがん患者指導管理料のハ又は区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料は、別に算定できない。
- 2 1のイの①、2のイの①及び3のイの①については、当該患者に対して、抗悪性腫瘍剤を投与した場合（区分番号G000に掲げる皮内、皮下及び筋肉内注射のうち皮下注射による場合を除く。）に、1のイの②、2のイの②及び3のイの②については、当該患者に対して、区分番号G000に掲げる皮内、皮下及び筋肉内注射のうち皮下注射により、抗悪性腫瘍剤を投与した場合に、月3回に限り算定する。
- 3 1のイの③、2のイの③及び3のイの③については、1のイの①若しくは②、2のイの①若しくは②又は3のイの①若しくは②を算定する日以外の日において、当該患者に対して、区分番

180点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、悪性腫瘍を主病とする患者であって入院中の患者以外のものに対して、外来化学療法（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）の実施その他の必要な治療管理を行った場合に、当該基準に係る区分に従い算定する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料（注6から注8まで、注15及び注16に規定する加算を除く。）、区分番号A001に掲げる再診料（注4から注6まで及び注19に規定する加算を除く。）、区分番号A002に掲げる外来診療料（注7から注10までに規定する加算を除く。）、区分番号B001の23に掲げるがん患者指導管理料のハ又は区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料は、別に算定できない。
- 2 1のイの①、2のイの①及び3のイの①については、当該患者に対して、抗悪性腫瘍剤を投与した場合に、月3回に限り算定する。
- 3 1のイの②、2のイの②及び3のイの②については、1のイの①、2のイの①又は3のイの①を算定する日以外の日において、当該患者に対して、抗悪性腫瘍剤を投与した場合に、週1

号G 0 0 0に掲げる皮内、皮下及び筋肉内注射のうち皮下注射以外の方法により抗悪性腫瘍剤を投与した場合に、1のイの④、2のイの④及び3のイの④については、1のイの①若しくは②、2のイの①若しくは②又は3のイの①若しくは②を算定する日以外の日において、当該患者に対して、区分番号G 0 0 0に掲げる皮内、皮下及び筋肉内注射のうち皮下注射により抗悪性腫瘍剤を投与した場合に、週1回に限り算定する。

- 4 1のロについては、次に掲げるいずれかの治療管理を行った場合に、週1回に限り算定する。

イ 1のイを算定する日以外の日において、当該患者に対して、抗悪性腫瘍剤の投与以外の必要な治療管理を行った場合

ロ 連携する他の保険医療機関が外来化学療法を実施している患者に対し、緊急に抗悪性腫瘍剤の投与以外の必要な治療管理を行った場合

- 5 2のロ及び3のロについては、2のイ又は3のイを算定する日以外の日において、当該患者に対して、抗悪性腫瘍剤の投与以外の必要な治療管理を行った場合に、週1回に限り算定する。

- 6 退院した患者に対して退院の日から起算して7日以内に行った治療管理の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。

- 7 当該患者が15歳未満の小児である場合には、小児加算として、所定点数に200点を加算する

回に限り算定する。

- 4 1のロについては、次に掲げるいずれかの治療管理を行った場合に、週1回に限り算定する。

イ 1のイの①又は②を算定する日以外の日において、当該患者に対して、抗悪性腫瘍剤の投与以外の必要な治療管理を行った場合

ロ 連携する他の保険医療機関が外来化学療法を実施している患者に対し、緊急に抗悪性腫瘍剤の投与以外の必要な治療管理を行った場合

- 5 2のロ及び3のロについては、2のイの①若しくは②又は3のイの①若しくは②を算定する日以外の日において、当該患者に対して、抗悪性腫瘍剤の投与以外の必要な治療管理を行った場合に、週1回に限り算定する。

- 6 退院した患者に対して退院の日から起算して7日以内に行った治療管理の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。

- 7 当該患者が15歳未満の小児である場合には、小児加算として、所定点数に200点を加算する

- 。 8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、1のイの①又は②を算定した患者に対して、当該保険医療機関の医師又は当該医師の指示に基づき薬剤師が、副作用の発現状況、治療計画等を文書により提供した上で、当該患者の状態を踏まえて必要な指導を行った場合は、連携充実加算として、月1回に限り150点を所定点数に加算する。
- 9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、1のイの①又は②を算定する患者に対して、当該保険医療機関の医師の指示に基づき薬剤師が、服薬状況、副作用の有無等の情報の収集及び評価を行い、医師の診察前に情報提供や処方案の提案等を行った場合は、がん薬物療法体制充実加算として、月1回に限り100点を所定点数に加算する。

B001-3 生活習慣病管理料①

1 脂質異常症を主病とする場合	610点
2 高血圧症を主病とする場合	660点
3 糖尿病を主病とする場合	760点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関（許可病床数が200床未満の病院又は診療所に限る。）において、脂質異常症、高血圧症又は糖尿病を主病とする患者（入院中の患者を除く。）に対して、当該患者の同意を得て治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、生活習慣に関する総合的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、糖尿

- 。 8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、1のイの①を算定した患者に対して、当該保険医療機関の医師又は当該医師の指示に基づき薬剤師が、副作用の発現状況、治療計画等を文書により提供した上で、当該患者の状態を踏まえて必要な指導を行った場合は、連携充実加算として、月1回に限り150点を所定点数に加算する。
- 9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、1のイの①を算定する患者に対して、当該保険医療機関の医師の指示に基づき薬剤師が、服薬状況、副作用の有無等の情報の収集及び評価を行い、医師の診察前に情報提供や処方案の提案等を行った場合は、がん薬物療法体制充実加算として、月1回に限り100点を所定点数に加算する。

B001-3 生活習慣病管理料①

1 脂質異常症を主病とする場合	610点
2 高血圧症を主病とする場合	660点
3 糖尿病を主病とする場合	760点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関（許可病床数が200床未満の病院又は診療所に限る。）において、脂質異常症、高血圧症又は糖尿病を主病とする患者（入院中の患者を除く。）に対して、当該患者の同意を得て治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、生活習慣に関する総合的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、糖尿

病を主病とする場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める薬剤を投与している場合であって、区分番号C 1 0 1に掲げる在宅自己注射指導管理料を算定しているときは、算定できない。

- 2 生活習慣病管理を受けている患者に対して行った区分番号A 0 0 1の注8に掲げる医学管理、第2章第1部医学管理等（区分番号B 0 0 1の20に掲げる糖尿病合併症管理料、区分番号B 0 0 1の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料、区分番号B 0 0 1の24に掲げる外来緩和ケア管理料、区分番号B 0 0 1の27に掲げる糖尿病透析予防指導管理料及び区分番号B 0 0 1の37に掲げる慢性腎臓病透析予防指導管理料を除く。）、第3部検査、第6部注射及び第13部病理診断の費用は、生活習慣病管理料(Ⅱ)に含まれるものとする。
- 3 糖尿病を主病とする患者（2型糖尿病の患者であってインスリン製剤を使用していないものに限る。）に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行った場合は、血糖自己測定指導加算として、年1回に限り所定点数に500点を加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関においては、当該基準に係る区分及び患者の主病に応じて、以下に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ 充実管理加算（脂質異常症を主病とする場

病を主病とする場合にあっては、区分番号C 1 0 1に掲げる在宅自己注射指導管理料を算定しているときは、算定できない。

- 2 生活習慣病管理を受けている患者に対して行った区分番号A 0 0 1の注8に掲げる医学管理、第2章第1部医学管理等（区分番号B 0 0 1の20に掲げる糖尿病合併症管理料、区分番号B 0 0 1の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料、区分番号B 0 0 1の24に掲げる外来緩和ケア管理料、区分番号B 0 0 1の27に掲げる糖尿病透析予防指導管理料及び区分番号B 0 0 1の37に掲げる慢性腎臓病透析予防指導管理料を除く。）、第3部検査、第6部注射及び第13部病理診断の費用は、生活習慣病管理料(Ⅱ)に含まれるものとする。
- 3 糖尿病を主病とする患者（2型糖尿病の患者であってインスリン製剤を使用していないものに限る。）に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行った場合は、血糖自己測定指導加算として、年1回に限り所定点数に500点を加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、生活習慣病の治療管理の状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合は、外来データ提出加算として、50点を所定点数に加算する。

。（新設）

合) (1) 充実管理加算 1 30点 (2) 充実管理加算 2 20点 (3) 充実管理加算 3 10点 ロ 充実管理加算（高血圧症を主病とする場合） (1) 充実管理加算 1 30点 (2) 充実管理加算 2 20点 (3) 充実管理加算 3 10点 ハ 充実管理加算（糖尿病を主病とする場合） (1) 充実管理加算 1 30点 (2) 充実管理加算 2 20点 (3) 充実管理加算 3 10点 5 糖尿病を主病とする患者に対して、診療に基づき、糖尿病合併症の予防、診断又は治療を目的とする眼科診療の必要を認め、患者の同意を得て、患者が眼科を標榜する他の保険医療機関への受診を行うに当たり必要な連携を行った場合は、眼科医療機関連携強化加算として、患者1人につき年1回に限り所定点数に60点を加算する。 6 糖尿病を主病とする患者に対して、診療に基づき、歯周病の予防、診断又は治療を目的とする歯科診療の必要を認め、患者の同意を得て、患者が歯科を標榜する他の保険医療機関への受診を行うに当たり必要な連携を行った場合は、歯科医療機関連携強化加算として、患者1人につき年1回に限り所定点数に60点を加算する。 B001-3-2 ニコチン依存症管理料 1 ニコチン依存症管理料 1 イ 初回 230点	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) B001-3-2 ニコチン依存症管理料 1 ニコチン依存症管理料 1 イ 初回 230点

ロ	2回目から4回目まで	
(1)	対面で行った場合	184点
(2)	情報通信機器を用いた場合	155点
ハ	5回目	180点
2	ニコチン依存症管理料2（一連につき）	800点
注1	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、禁煙を希望する患者であって、スクリーニングテスト（TDS）等によりニコチン依存症であると診断されたものに対し、治療の必要を認め、治療内容等に係る説明を行い、当該患者の同意を文書により得た上で、禁煙に関する総合的な指導及び治療管理を行うとともに、その内容を文書により情報提供した場合に、1の場合は5回に限り、2の場合は初回時に1回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合には、それぞれの所定点数の100分の70に相当する点数により算定する。	
2	区分番号D200に掲げるスパイログラフイー等検査の4の呼気ガス分析の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
3	1のロの②を算定する場合は、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料、区分番号C000に掲げる往診料、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料①又は区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料②は別に算定できない。	
B001-3-3	生活習慣病管理料②	333点
注1	別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす	

ロ	2回目から4回目まで	
(1)	対面で行った場合	184点
(2)	情報通信機器を用いた場合	155点
ハ	5回目	180点
2	ニコチン依存症管理料2（一連につき）	800点
注1	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、禁煙を希望する患者であって、スクリーニングテスト（TDS）等によりニコチン依存症であると診断されたものに対し、治療の必要を認め、治療内容等に係る説明を行い、当該患者の同意を文書により得た上で、禁煙に関する総合的な指導及び治療管理を行うとともに、その内容を文書により情報提供した場合に、1の場合は5回に限り、2の場合は初回時に1回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合には、それぞれの所定点数の100分の70に相当する点数により算定する。	
2	区分番号D200に掲げるスパイログラフイー等検査の4の呼気ガス分析の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
3	1のロの②を算定する場合は、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料、区分番号C000に掲げる往診料、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料①又は区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料②は別に算定できない。	
B001-3-3	生活習慣病管理料②	333点
注1	別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす	

保険医療機関（許可病床数が200床未満の病院又は診療所に限る。）において、脂質異常症、高血圧症又は糖尿病を主病とする患者（入院中の患者を除く。）に対して、当該患者の同意を得て治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、生活習慣に関する総合的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、糖尿病を主病とする場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める薬剤を投与している場合であって、区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料を算定しているときは、算定できない。

- 2 生活習慣病管理を受けている患者に対して行った区分番号A001の注8に掲げる医学管理、第2章第1部第1節医学管理料等（区分番号B001の2に掲げる特定薬剤治療管理料、区分番号B001の3に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料、区分番号B001の9に掲げる外来栄養食事指導料、区分番号B001の11に掲げる集団栄養食事指導料、区分番号B001の14に掲げる高度難聴指導管理料、区分番号B001の16に掲げる喘息治療管理料、区分番号B001の20に掲げる糖尿病合併症管理料、区分番号B001の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料、区分番号B001の23に掲げるがん患者指導管理料、区分番号B001の24に掲げる外来緩和ケア管理料、区分番号B001の26に掲げる植込型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料、区分番号B001の27に掲げる糖尿病透析予防指導管理料、区分番号B001の29に掲げる乳腺炎重症化予防ケア・指導料、区分番号B001の34に掲げる二次性骨折予防継続管理料

保険医療機関（許可病床数が200床未満の病院又は診療所に限る。）において、脂質異常症、高血圧症又は糖尿病を主病とする患者（入院中の患者を除く。）に対して、当該患者の同意を得て治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、生活習慣に関する総合的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、糖尿病を主病とする場合にあっては、区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料を算定しているときは、算定できない。

- 2 生活習慣病管理を受けている患者に対して行った区分番号A001の注8に掲げる医学管理、第2章第1部第1節医学管理料等（区分番号B001の9に掲げる外来栄養食事指導料、区分番号B001の11に掲げる集団栄養食事指導料、区分番号B001の20に掲げる糖尿病合併症管理料、区分番号B001の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料、区分番号B001の24に掲げる外来緩和ケア管理料、区分番号B001の27に掲げる糖尿病透析予防指導管理料、区分番号B001の37に掲げる慢性腎臓病透析予防指導管理料、区分番号B001-3-2に掲げるニコチン依存症管理料、区分番号B001-9に掲げる療養・就労両立支援指導料、区分番号B005の14に掲げるプログラム医療機器等指導管理料、区分番号B009に掲げる診療情報提供料Ⅱ、区分番号B009-2に掲げる電子的診療情報評価料、区分番号B010に掲げる診療情報提供料Ⅲ、区分番号B010-2に掲げる診療情報連携共有料、区分番号B01

、区分番号B 0 0 1 の36に掲げる下肢創傷処置管理料、区分番号B 0 0 1 の37に掲げる慢性腎臓病透析予防指導管理料、区分番号B 0 0 1－2－4に掲げる地域連携夜間・休日診療料、区分番号B 0 0 1－2－6に掲げる救急外来医学管理料、区分番号B 0 0 1－2－8に掲げる外来放射線照射診療料、区分番号B 0 0 1－2－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料、区分番号B 0 0 1－3－2に掲げるニコチン依存症管理料、区分番号B 0 0 1－9に掲げる療養・就労両立支援指導料、区分番号B 0 0 5－6に掲げるがん治療連携計画策定料、区分番号B 0 0 5－6－2に掲げるがん治療連携指導料、区分番号B 0 0 5－7に掲げる認知症専門診断管理料、区分番号B 0 0 5－7－3に掲げる認知症サポート指導料、区分番号B 0 0 5－8に掲げる肝炎インターフェロン治療計画料、区分番号B 0 0 5－14に掲げるプログラム医療機器等指導管理料、区分番号B 0 0 6に掲げる救急救命管理料、区分番号B 0 0 9に掲げる診療情報提供料Ⅰ、区分番号B 0 0 9－2に掲げる電子的診療情報評価料、区分番号B 0 1 0に掲げる診療情報提供料Ⅱ、区分番号B 0 1 0－2に掲げる診療情報連携共有料、区分番号B 0 1 1に掲げる連携強化診療情報提供料、区分番号B 0 1 1－3に掲げる薬剤情報提供料、区分番号B 0 1 2に掲げる傷病手当金意見書交付料及び区分番号B 0 1 3に掲げる療養費同意書交付料を除く。）の費用は、生活習慣病管理料Ⅲに含まれるものとする。

3 糖尿病を主病とする患者（2型糖尿病の患者

1 に掲げる連携強化診療情報提供料及び区分番号B 0 1 1－3に掲げる薬剤情報提供料を除く。）の費用は、生活習慣病管理料Ⅲに含まれるものとする。

3 糖尿病を主病とする患者（2型糖尿病の患者

であってインスリン製剤を使用していないものに限る。) に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行った場合は、血糖自己測定指導加算として、年1回に限り所定点数に500点を加算する。

- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関においては、当該基準に係る区分及び患者の主病に応じて、以下に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ 充実管理加算（脂質異常症を主病とする場合）

<u>(1) 充実管理加算 1</u>	<u>30点</u>
<u>(2) 充実管理加算 2</u>	<u>20点</u>
<u>(3) 充実管理加算 3</u>	<u>10点</u>

ロ 充実管理加算（高血圧症を主病とする場合）

<u>(1) 充実管理加算 1</u>	<u>30点</u>
<u>(2) 充実管理加算 2</u>	<u>20点</u>
<u>(3) 充実管理加算 3</u>	<u>10点</u>

ハ 充実管理加算（糖尿病を主病とする場合）

<u>(1) 充実管理加算 1</u>	<u>30点</u>
<u>(2) 充実管理加算 2</u>	<u>20点</u>
<u>(3) 充実管理加算 3</u>	<u>10点</u>

- 5 糖尿病を主病とする患者に対して、診療に基づき、糖尿病合併症の予防、診断又は治療を目的とする眼科診療の必要を認め、患者の同意を得て、患者が眼科を標榜する他の保険医療機関

であってインスリン製剤を使用していないものに限る。) に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行った場合は、血糖自己測定指導加算として、年1回に限り所定点数に500点を加算する。

- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、生活習慣病の治療管理の状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合は、外来データ提出加算として、50点を所定点数に加算する

。（新設）

。（新設）

。（新設）

。（新設）

への受診を行うに当たり必要な連携を行った場合は、眼科医療機関連携強化加算として、患者1人につき年1回に限り所定点数に60点を加算する。

6 糖尿病を主病とする患者に対して、診療に基づき、歯周病の予防、診断又は治療を目的とする歯科診療の必要を認め、患者の同意を得て、患者が歯科を標榜する他の保険医療機関への受診を行うに当たり必要な連携を行った場合は、歯科医療機関連携強化加算として、患者1人につき年1回に限り所定点数に60点を加算する。

7 区分番号B001-3に掲げる生活習慣病管理料Ⅱを算定した日の属する月から起算して6月以内の期間においては、生活習慣病管理料Ⅱは、算定できない。

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、生活習慣病管理料Ⅲを算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、290点を算定する。

B001-4 手術前医学管理料 1,192点

注1 手術前に行われる検査の結果に基づき計画的な医学管理を行う保険医療機関において、手術の実施に際して区分番号L002に掲げる硬膜外麻酔、区分番号L004に掲げる脊椎麻酔又は区分番号L008に掲げる声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔を行った場合に、当該手術に係る手術料を算定した日に算定する。

2 同一の患者につき1月以内に手術前医学管理

(新設)

5 区分番号B001-3に掲げる生活習慣病管理料Ⅱを算定した日の属する月から起算して6月以内の期間においては、生活習慣病管理料Ⅱは、算定できない。

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、生活習慣病管理料Ⅲを算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、290点を算定する。

B001-4 手術前医学管理料 1,192点

注1 手術前に行われる検査の結果に基づき計画的な医学管理を行う保険医療機関において、手術の実施に際して区分番号L002に掲げる硬膜外麻酔、区分番号L004に掲げる脊椎麻酔又は区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合に、当該手術に係る手術料を算定した日に算定する。

2 同一の患者につき1月以内に手術前医学管理

料を算定すべき医学管理を2回以上行った場合は、第1回目の手術前医学管理に係る手術料を算定した日1回に限り、手術前医学管理料を算定する。

- 3 手術前医学管理料を算定した同一月に区分番号D208に掲げる心電図検査を算定した場合には、算定の期日にかかわらず、所定点数の100分の90に相当する点数を算定する。
- 4 同一の部位につき当該管理料に含まれる区分番号E001に掲げる写真診断及び区分番号E002に掲げる撮影と同時に2枚以上のフィルムを使用して同一の方法により撮影を行った場合における第2枚目から第5枚目までの写真診断及び撮影の費用は、それぞれの所定点数の100分の50に相当する点数で別に算定できる。この場合において、第6枚目以後の写真診断及び撮影の費用については算定できない。
- 5 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるもの（手術を行う前1週間以内に行ったものに限る。）は、所定点数に含まれるものとする。ただし、当該期間において同一の検査又は画像診断を2回以上行った場合の第2回目以降のものについては、別に算定することができる。

イ 尿中一般物質定性半定量検査

ロ 血液形態・機能検査

末梢血液像（自動機械法）、末梢血液像（鏡検法）及び末梢血液一般検査

ハ 出血・凝固検査

出血時間、プロトロンビン時間（PT）及び活性化部分トロンボプラスチン時間（AP

料を算定すべき医学管理を2回以上行った場合は、第1回目の手術前医学管理に係る手術料を算定した日1回に限り、手術前医学管理料を算定する。

- 3 手術前医学管理料を算定した同一月に区分番号D208に掲げる心電図検査を算定した場合には、算定の期日にかかわらず、所定点数の100分の90に相当する点数を算定する。
- 4 同一の部位につき当該管理料に含まれる区分番号E001に掲げる写真診断及び区分番号E002に掲げる撮影と同時に2枚以上のフィルムを使用して同一の方法により撮影を行った場合における第2枚目から第5枚目までの写真診断及び撮影の費用は、それぞれの所定点数の100分の50に相当する点数で別に算定できる。この場合において、第6枚目以後の写真診断及び撮影の費用については算定できない。
- 5 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるもの（手術を行う前1週間以内に行ったものに限る。）は、所定点数に含まれるものとする。ただし、当該期間において同一の検査又は画像診断を2回以上行った場合の第2回目以降のものについては、別に算定することができる。

イ 尿中一般物質定性半定量検査

ロ 血液形態・機能検査

末梢血液像（自動機械法）、末梢血液像（鏡検法）及び末梢血液一般検査

ハ 出血・凝固検査

出血時間、プロトロンビン時間（PT）及び活性化部分トロンボプラスチン時間（AP

TT)

ニ 血液化学検査

総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総^{たん}蛋白、アルブミン（BCP改良法）、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ（ALP）、コリンエステラーゼ（ChE）、γ-グルタミルトランスフェラーゼ（γ-GT）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチンキナーゼ（CK）、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄（Fe）、血中ケトン体・糖・クロール検査（試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの）、不飽和鉄結合能（UIBC）（比色法）、総鉄結合能（TIBC）（比色法）、リン脂質、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）並びにイオン化カルシウム

ホ 感染症免疫学的検査

梅毒血清反応（STS）定性、抗ストレプトリジンO（ASO）定性、抗ストレプトリジンO（ASO）半定量、抗ストレプトリジンO（ASO）定量、抗ストレプトキナーゼ（ASK）定性、抗ストレプトキナーゼ（ASK）半定量、梅毒トレポネーマ抗体定性、

TT)

ニ 血液化学検査

総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総^{たん}蛋白、アルブミン（BCP改良法・BCG法）、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ（ALP）、コリンエステラーゼ（ChE）、γ-グルタミルトランスフェラーゼ（γ-GT）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチンキナーゼ（CK）、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄（Fe）、血中ケトン体・糖・クロール検査（試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの）、不飽和鉄結合能（UIBC）（比色法）、総鉄結合能（TIBC）（比色法）、リン脂質、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）並びにイオン化カルシウム

ホ 感染症免疫学的検査

梅毒血清反応（STS）定性、抗ストレプトリジンO（ASO）定性、抗ストレプトリジンO（ASO）半定量、抗ストレプトリジンO（ASO）定量、抗ストレプトキナーゼ（ASK）定性、抗ストレプトキナーゼ（ASK）半定量、梅毒トレポネーマ抗体定性、

H I V－1 抗体、肺炎球菌抗原定性（尿・髄液）、ヘモフィルス・インフルエンザ b 型（H i b）抗原定性（尿・髄液）、単純ヘルペスウイルス抗原定性、R S ウイルス抗原定性及び淋菌抗原定性

へ 肝炎ウイルス関連検査

HB s 抗原定性・半定量、H C V 抗体定性・定量及び H C V 抗体・H C V コア蛋白同時検出定性

ト 血漿蛋白免疫学的検査

C 反応性蛋白（C R P）定性及び C 反応性蛋白（C R P）

チ 心電図検査

区分番号 D 2 0 8 の 1 に掲げるもの

リ 写真診断

区分番号 E 0 0 1 の 1 のイに掲げるもの

ヌ 撮影

区分番号 E 0 0 2 の 1 に掲げるもの

6 区分番号 D 0 2 6 に掲げる血液学的検査判断料、生化学的検査Ⅱ判断料又は免疫学的検査判断料を算定している患者については算定しない。

7 第 1 章第 2 部第 3 節に掲げる特定入院料又は区分番号 D 0 2 7 に掲げる基本的検体検査判断料を算定している患者については算定しない。

B 0 0 1－5 手術後医学管理料（1 日につき）

1 病院の場合	1,188 点
2 診療所の場合	1,056 点

注 1 病院（療養病棟、結核病棟及び精神病棟を除く。）又は診療所（療養病床に係るものを除く。）に入院している患者について、入院の日か

H I V－1 抗体、肺炎球菌抗原定性（尿・髄液）、ヘモフィルス・インフルエンザ b 型（H i b）抗原定性（尿・髄液）、単純ヘルペスウイルス抗原定性、R S ウイルス抗原定性及び淋菌抗原定性

へ 肝炎ウイルス関連検査

HB s 抗原定性・半定量及び H C V 抗体定性・定量

ト 血漿蛋白免疫学的検査

C 反応性蛋白（C R P）定性及び C 反応性蛋白（C R P）

チ 心電図検査

区分番号 D 2 0 8 の 1 に掲げるもの

リ 写真診断

区分番号 E 0 0 1 の 1 のイに掲げるもの

ヌ 撮影

区分番号 E 0 0 2 の 1 に掲げるもの

6 区分番号 D 0 2 6 に掲げる血液学的検査判断料、生化学的検査Ⅱ判断料又は免疫学的検査判断料を算定している患者については算定しない。

7 第 1 章第 2 部第 3 節に掲げる特定入院料又は区分番号 D 0 2 7 に掲げる基本的検体検査判断料を算定している患者については算定しない。

B 0 0 1－5 手術後医学管理料（1 日につき）

1 病院の場合	1,188 点
2 診療所の場合	1,056 点

注 1 病院（療養病棟、結核病棟及び精神病棟を除く。）又は診療所（療養病床に係るものを除く。）に入院している患者について、入院の日か

ら起算して10日以内に行われた区分番号L 0 0 8に掲げる声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔を伴う手術後に必要な医学管理を行った場合に、当該手術に係る手術料を算定した日の翌日から起算して3日に限り算定する。

2 同一の手術について、同一月に区分番号B 0 0 1－4に掲げる手術前医学管理料を算定する場合は、本管理料を算定する3日間については、所定点数の100分の95に相当する点数を算定する。

3 第3部検査のうち次に掲げるもの（当該手術に係る手術料を算定した日の翌日から起算して3日以内に行ったものに限る。）は、所定点数に含まれるものとする。

イ 尿中一般物質定性半定量検査

ロ 尿中特殊物質定性定量検査
尿蛋白及び尿グルコース

ハ 血液形態・機能検査

赤血球沈降速度（E S R）、末梢血液像（自動機械法）、末梢血液像（鏡検法）及び末梢血液一般検査

ニ 血液化学検査

総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン（B C P改良法）、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ（A L P）、コリンエステラーゼ（C h E）、γ-グルタミルトランスフェラーゼ（γ-G T）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、クレアチン、グルコース

ら起算して10日以内に行われた区分番号L 0 0 8に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を伴う手術後に必要な医学管理を行った場合に、当該手術に係る手術料を算定した日の翌日から起算して3日に限り算定する。

2 同一の手術について、同一月に区分番号B 0 0 1－4に掲げる手術前医学管理料を算定する場合は、本管理料を算定する3日間については、所定点数の100分の95に相当する点数を算定する。

3 第3部検査のうち次に掲げるもの（当該手術に係る手術料を算定した日の翌日から起算して3日以内に行ったものに限る。）は、所定点数に含まれるものとする。

イ 尿中一般物質定性半定量検査

ロ 尿中特殊物質定性定量検査
尿蛋白及び尿グルコース

ハ 血液形態・機能検査

赤血球沈降速度（E S R）、末梢血液像（自動機械法）、末梢血液像（鏡検法）及び末梢血液一般検査

ニ 血液化学検査

総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン（B C P改良法・B C G法）、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ（A L P）、コリンエステラーゼ（C h E）、γ-グルタミルトランスフェラーゼ（γ-G T）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、クレアチン、

、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチンキナーゼ（CK）、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄（Fe）、血中ケトン体・糖・クロール検査（試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの）、不飽和鉄結合能（UIBC）（比色法）、総鉄結合能（TIBC）（比色法）、リン脂質、HDLーコレステロール、LDLーコレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）、イオン化カルシウム並びに血液ガス分析

ホ 心電図検査

ヘ 呼吸心拍監視

ト 経皮的動脈血酸素飽和度測定

チ 終末呼気炭酸ガス濃度測定

リ 中心静脈圧測定

ヌ 動脈血採取

4 区分番号D026に掲げる尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料又は生化学的検査Ⅱ判断料を算定している患者については算定しない。

5 第1章第2部第3節に掲げる特定入院料又は区分番号D027に掲げる基本的検体検査判断料を算定している患者については算定しない。

6 区分番号A300の救命救急入院料又は区分番号A301の特定集中治療室管理料に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医

グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチンキナーゼ（CK）、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄（Fe）、血中ケトン体・糖・クロール検査（試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの）、不飽和鉄結合能（UIBC）（比色法）、総鉄結合能（TIBC）（比色法）、リン脂質、HDLーコレステロール、LDLーコレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT）、イオン化カルシウム並びに血液ガス分析

ホ 心電図検査

ヘ 呼吸心拍監視

ト 経皮的動脈血酸素飽和度測定

チ 終末呼気炭酸ガス濃度測定

リ 中心静脈圧測定

ヌ 動脈血採取

4 区分番号D026に掲げる尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料又は生化学的検査Ⅱ判断料を算定している患者については算定しない。

5 第1章第2部第3節に掲げる特定入院料又は区分番号D027に掲げる基本的検体検査判断料を算定している患者については算定しない。

6 区分番号A300の救命救急入院料又は区分番号A301の特定集中治療室管理料に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医

療機関に入院している患者については算定しない。

B 0 0 1 - 6 肺血栓塞栓症予防管理料 305点

注 1 病院（療養病棟を除く。）又は診療所（療養病床に係るものを除く。）に入院中の患者であって肺血栓塞栓症を発症する危険性が高いもの（結核病棟に入院中の患者においては手術を伴うもの、精神病棟に入院中の患者においては治療上必要があつて身体拘束が行われているものに限る。）に対して、肺血栓塞栓症の予防を目的として、必要な機器又は材料を用いて計画的な医学管理を行った場合に、当該入院中 1 回に限り算定する。

2 肺血栓塞栓症の予防を目的として行った処置に用いた機器及び材料の費用は、所定点数に含まれるものとする。

B 0 0 1 - 7 リンパ浮腫指導管理料 100点

注 1 保険医療機関に入院中の患者であつて、鼠径部、骨盤部若しくは腋窩部のリンパ節郭清を伴う悪性腫瘍に対する手術を行ったもの又は原発性リンパ浮腫と診断されたものに対して、当該手術を行った日の属する月又はその前月若しくは翌月のいずれか（原発性リンパ浮腫と診断されたものにあつては、当該診断がされた日の属する月又はその翌月のいずれか）に、医師又は医師の指示に基づき看護師、理学療法士若しくは作業療法士が、リンパ浮腫の重症化等を抑制するための指導を実施した場合に、入院中 1 回に限り算定する。

2 注 1 に基づき当該点数を算定した患者であつて当該保険医療機関を退院したものに対して、

療機関に入院している患者については算定しない。

B 0 0 1 - 6 肺血栓塞栓症予防管理料 305点

注 1 病院（療養病棟を除く。）又は診療所（療養病床に係るものを除く。）に入院中の患者であつて肺血栓塞栓症を発症する危険性が高いもの（結核病棟に入院中の患者においては手術を伴うもの、精神病棟に入院中の患者においては治療上必要があつて身体拘束が行われているものに限る。）に対して、肺血栓塞栓症の予防を目的として、必要な機器又は材料を用いて計画的な医学管理を行った場合に、当該入院中 1 回に限り算定する。

2 肺血栓塞栓症の予防を目的として行った処置に用いた機器及び材料の費用は、所定点数に含まれるものとする。

B 0 0 1 - 7 リンパ浮腫指導管理料 100点

注 1 保険医療機関に入院中の患者であつて、鼠径部、骨盤部若しくは腋窩部のリンパ節郭清を伴う悪性腫瘍に対する手術を行ったもの又は原発性リンパ浮腫と診断されたものに対して、当該手術を行った日の属する月又はその前月若しくは翌月のいずれか（原発性リンパ浮腫と診断されたものにあつては、当該診断がされた日の属する月又はその翌月のいずれか）に、医師又は医師の指示に基づき看護師、理学療法士若しくは作業療法士が、リンパ浮腫の重症化等を抑制するための指導を実施した場合に、入院中 1 回に限り算定する。

2 注 1 に基づき当該点数を算定した患者であつて当該保険医療機関を退院したものに対して、

当該保険医療機関又は当該患者の退院後において区分番号B005-6の注1に規定する地域連携診療計画に基づいた治療を担う他の保険医療機関（当該患者について区分番号B005-6-2に掲げるがん治療連携指導料を算定した場合に限る。）において、退院した日の属する月又はその翌月に注1に規定する指導を再度実施した場合に、当該指導を実施した、いずれかの保険医療機関において、1回に限り算定する

B001-8 臍ヘルニア^{さい}圧迫指導管理料 100点

注 保険医療機関において、医師が1歳未満の乳児に対する臍ヘルニア^{さい}について療養上の必要な指導を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。

B001-9 療養・就労両立支援指導料

1 初回 850点
2 2回目以降 500点

注1 1については、疾患の増悪防止等のための回復継続した治療が必要な入院中の患者以外の患者であって、就業の継続に配慮が必要なものに対して、当該患者と当該患者を雇用する事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書の内容を踏まえ、就労の状況を考慮して療養上の指導を行うとともに、当該患者の同意を得て、当該患者が勤務する事業場において選任されている労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項に規定する産業医、同法第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者、同法第12条に規定する衛生管理者若しくは同法第12条の2に規定する安全衛生推進者若しくは衛生推進者

当該保険医療機関又は当該患者の退院後において区分番号B005-6の注1に規定する地域連携診療計画に基づいた治療を担う他の保険医療機関（当該患者について区分番号B005-6-2に掲げるがん治療連携指導料を算定した場合に限る。）において、退院した日の属する月又はその翌月に注1に規定する指導を再度実施した場合に、当該指導を実施した、いずれかの保険医療機関において、1回に限り算定する

B001-8 臍ヘルニア^{さい}圧迫指導管理料 100点

注 保険医療機関において、医師が1歳未満の乳児に対する臍ヘルニア^{さい}について療養上の必要な指導を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。

B001-9 療養・就労両立支援指導料

1 初回 800点
2 2回目以降 400点

注1 1については、別に厚生労働大臣が定める疾患に罹患^りしている患者に対して、当該患者と当該患者を使用する事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書の内容を踏まえ、就労の状況を考慮して療養上の指導を行うとともに、当該患者の同意を得て、当該患者が勤務する事業場において選任されている労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項に規定する産業医、同法第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者、同法第12条に規定する衛生管理者若しくは同法第12条の2に規定する安全衛生推進者若しくは衛生推進者又は同法第13条の2の規定により労働者の健康管理等を行う保健師（

又は同法第13条の2の規定により労働者の健康管理等を行う保健師（以下「産業医等」という。）に対し、病状、治療計画、就労上の措置に関する意見等当該患者の就労と療養の両立に必要な情報を提供した場合に、月1回に限り算定する。

- 2 2については、当該保険医療機関において1を算定した患者について、就労の状況を考慮して療養上の指導を行った場合に、1を算定した日の属する月又はその翌月から起算して6月を限度として、月1回に限り算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該患者に対して、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が相談支援を行った場合に、相談支援加算として、400点を所定点数に加算する。
- 4 注1の規定に基づく産業医等への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料Ⅱ又は区分番号B010に掲げる診療情報提供料Ⅲの費用は、所定点数に含まれるものとする。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、療養・就労両立支援指導料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、1又は2の所定点数に代えて、それぞれ740点又は435点を算定する。

B001-10 心不全再入院予防継続管理料

- 1 心不全再入院予防継続管理料 1 1,000点
- 2 心不全再入院予防継続管理料 2

以下「産業医等」という。）に対し、病状、治療計画、就労上の措置に関する意見等当該患者の就労と療養の両立に必要な情報を提供した場合に、月1回に限り算定する。

- 2 2については、当該保険医療機関において1を算定した患者について、就労の状況を考慮して療養上の指導を行った場合に、1を算定した日の属する月又はその翌月から起算して3月を限度として、月1回に限り算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該患者に対して、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が相談支援を行った場合に、相談支援加算として、50点を所定点数に加算する。
- 4 注1の規定に基づく産業医等への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料Ⅱ又は区分番号B010に掲げる診療情報提供料Ⅲの費用は、所定点数に含まれるものとする。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、療養・就労両立支援指導料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、1又は2の所定点数に代えて、それぞれ696点又は348点を算定する。

(新設)

イ	6回目まで	700点
ロ	7回目以降	225点
3	<u>心不全再入院予防継続管理料 3</u>	
イ	6回目まで	400点
ロ	7回目以降	225点
注 1	<u>1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者であって、慢性心不全の急性増悪を含む急性心不全で入院したものに対して、心不全による再入院の予防を目的として、心不全の計画的な評価及び治療等を行った場合に、当該入院中1回に限り算定する。</u>	
2	<u>2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、1を算定したものに対して、継続して心不全の計画的な評価及び治療等を行った場合に、初回算定日の属する月から起算して1年を限度として、月1回に限り算定する。</u>	
3	<u>3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、1を算定したものに対して、継続して心不全の計画的な評価及び治療等を行った場合に、初回算定日の属する月から起算して1年を限度として、月1回に限り算定する。</u>	
4	<u>区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料（心不全を主病とする患者に限る。）及び区</u>	

分番号B 0 0 1－2－9に掲げる地域包括診療料（慢性心不全以外の慢性疾患等も有する患者について算定する場合を除く。）は、別に算定できない。また、2については、同一の患者につき、区分番号B 0 0 1の9に掲げる外来栄養食事指導料、区分番号B 0 0 1の11に掲げる集団栄養食事指導料、区分番号B 0 0 1の13に掲げる在宅療養指導管理料及び区分番号H 0 0 0に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料を同一の日に算定することはできない。

B 0 0 1－11 遺伝性疾患療養指導管理料

（新設）

- 1 医師が遺伝子検査の必要性等について文書により説明を行った場合 300点
- 2 医師が遺伝子検査の結果に基づき療養上必要な指導を行った場合
 - イ 初回 700点
 - ロ 2回目 200点

注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、難病に関する検査（区分番号D 0 0 6－4に掲げる遺伝学的検査、区分番号D 0 0 6－20に掲げる角膜ジストロフィー遺伝子検査、区分番号D 0 0 6－26に掲げる染色体構造変異解析及び区分番号D 0 0 6－30に掲げる遺伝性網膜ジストロフィ遺伝子検査をいう。以下同じ。）又は遺伝性腫瘍に関する検査（区分番号D 0 0 6－19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査を除く。以下同じ。）若しくは病理診断を実施する前にその必要性及び診療方針等について文書により説明を行った場合に、患者1人につき1回に限り

算定する。

2 2のイについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、難病に関する検査又は遺伝性腫瘍に関する検査若しくは病理診断の結果に基づき療養上必要な指導を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。

3 2のロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、過去に難病に関する検査又は遺伝性腫瘍に関する検査若しくは病理診断を実施した患者に対して、当該検査又は病理診断の結果に基づき療養上必要な指導を行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。

4 遠隔連携遺伝性疾患療養指導管理（注1から注3までに掲げる行為のうち、情報通信機器を用いて、他の保険医療機関と連携して行われるもの（難病に関する検査に係るものに限る。）をいう。）を行う場合は、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行う場合に限り算定する。

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査について、注1から注3までに掲げる行為を行った場合は、患者1人につき1回に限り、それぞれ1又は2のイ若しくはロに掲げる所定点数を算定する。

B 0 0 2 開放型病院共同指導料Ⅱ 350点

注 1 診察に基づき紹介された患者が、別に厚生労働大臣が定める開放利用に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（以下この表において「開放型病院」という。）に入院中である場合において、当該開放型病院に赴いて、当該患者に対して療養上必要な指導を共同して行った場合に、患者 1 人 1 日につき 1 回算定する。

2 区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料、区分番号 A 0 0 1 に掲げる再診料、区分番号 A 0 0 2 に掲げる外来診療料、区分番号 C 0 0 0 に掲げる往診料、区分番号 C 0 0 1 に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ又は区分番号 C 0 0 1－2 に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅲは別に算定できない。

B 0 0 3 開放型病院共同指導料Ⅲ 220点

注 診察に基づき紹介された患者が開放型病院に入院中である場合において、当該開放型病院において、当該患者を診察した保険医療機関の医師と共同して療養上必要な指導を行った場合に、患者 1 人 1 日につき 1 回算定する。

B 0 0 4 退院時共同指導料 1

1 在宅療養支援診療所（地域における退院後の患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する診療所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものをいう。以下この表において同じ。

）の場合 1,500点

2 1 以外の場合 900点

注 1 保険医療機関に入院中の患者について、地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保

B 0 0 2 開放型病院共同指導料Ⅱ 350点

注 1 診察に基づき紹介された患者が、別に厚生労働大臣が定める開放利用に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（以下この表において「開放型病院」という。）に入院中である場合において、当該開放型病院に赴いて、当該患者に対して療養上必要な指導を共同して行った場合に、患者 1 人 1 日につき 1 回算定する。

2 区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料、区分番号 A 0 0 1 に掲げる再診料、区分番号 A 0 0 2 に掲げる外来診療料、区分番号 C 0 0 0 に掲げる往診料、区分番号 C 0 0 1 に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ又は区分番号 C 0 0 1－2 に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅲは別に算定できない。

B 0 0 3 開放型病院共同指導料Ⅲ 220点

注 診察に基づき紹介された患者が開放型病院に入院中である場合において、当該開放型病院において、当該患者を診察した保険医療機関の医師と共同して療養上必要な指導を行った場合に、患者 1 人 1 日につき 1 回算定する。

B 0 0 4 退院時共同指導料 1

1 在宅療養支援診療所（地域における退院後の患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する診療所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものをいう。以下この表において同じ。

）の場合 1,500点

2 1 以外の場合 900点

注 1 保険医療機関に入院中の患者について、地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保

険医療機関（以下区分番号B 0 0 5及び区分番号B 0 1 5において「在宅療養担当医療機関」という。）の保険医又は当該保険医の指示を受けた保健師、助産師、看護師、准看護師（以下この区分番号及び区分番号B 0 0 5において「看護師等」という。）、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士が、当該患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該入院中1回に限り、在宅療養担当医療機関において算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、在宅療養担当医療機関の保険医又は当該保険医の指示を受けた看護師等が、当該患者が入院している保険医療機関の保険医又は看護師等と1回以上共同して行う場合は、当該入院中2回に限り算定できる。

2 注1の場合において、当該患者が別に厚生労働大臣が定める特別な管理を要する状態等にあるときは、特別管理指導加算として、所定点数に200点を加算する。

3 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料、区分番号A 0 0 1に掲げる再診料、区分番号A 0 0 2に掲げる外来診療料、区分番号B 0 0 2に掲げる開放型病院共同指導料Ⅱ、区分番号C 0 0 0に掲げる往診料、区分番号C 0 0 1に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ又は区分番号C 0 0 1－2に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅲは別に算定できな

険医療機関（以下区分番号B 0 0 5及び区分番号B 0 1 5において「在宅療養担当医療機関」という。）の保険医又は当該保険医の指示を受けた保健師、助産師、看護師、准看護師（以下この区分番号及び区分番号B 0 0 5において「看護師等」という。）、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士が、当該患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該入院中1回に限り、在宅療養担当医療機関において算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、在宅療養担当医療機関の保険医又は当該保険医の指示を受けた看護師等が、当該患者が入院している保険医療機関の保険医又は看護師等と1回以上共同して行う場合は、当該入院中2回に限り算定できる。

2 注1の場合において、当該患者が別に厚生労働大臣が定める特別な管理を要する状態等にあるときは、特別管理指導加算として、所定点数に200点を加算する。

3 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料、区分番号A 0 0 1に掲げる再診料、区分番号A 0 0 2に掲げる外来診療料、区分番号B 0 0 2に掲げる開放型病院共同指導料Ⅱ、区分番号C 0 0 0に掲げる往診料、区分番号C 0 0 1に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ又は区分番号C 0 0 1－2に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅲは別に算定できな

い。

B 0 0 5 退院時共同指導料 2 400点

注1 保険医療機関に入院中の患者について、当該保険医療機関の保険医又は看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士が、入院中の患者に対して、当該患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは当該保険医の指示を受けた看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士又は在宅療養担当医療機関の保険医の指示を受けた訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該患者が入院している保険医療機関において、当該入院中1回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、当該患者が入院している保険医療機関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは当該保険医の指示を受けた看護師等又は在宅療養担当医療機関の保険医の指示を受けた訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）と1回以上、共同して行う場合は、当該入院中2回に限り算定できる。

2 注1の場合において、入院中の保険医療機関の保険医及び在宅療養担当医療機関の保険医が共同して指導を行った場合に、300点を所定点数に加算する。ただし、注3に規定する加算を算定する場合は、算定できない。

い。

B 0 0 5 退院時共同指導料 2 400点

注1 保険医療機関に入院中の患者について、当該保険医療機関の保険医又は看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士が、入院中の患者に対して、当該患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは当該保険医の指示を受けた看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士又は在宅療養担当医療機関の保険医の指示を受けた訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該患者が入院している保険医療機関において、当該入院中1回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、当該患者が入院している保険医療機関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは当該保険医の指示を受けた看護師等又は在宅療養担当医療機関の保険医の指示を受けた訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）と1回以上、共同して行う場合は、当該入院中2回に限り算定できる。

2 注1の場合において、入院中の保険医療機関の保険医及び在宅療養担当医療機関の保険医が共同して指導を行った場合に、300点を所定点数に加算する。ただし、注3に規定する加算を算定する場合は、算定できない。

- 3 注1の場合において、入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員（介護保険法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）又は相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合に、多機関共同指導加算として、2,000点を所定点数に加算する。
- 4 注1の規定にかかわらず、区分番号A246に掲げる入退院支援加算を算定する患者にあつては、当該保険医療機関において、疾患名、当該保険医療機関の退院基準、退院後に必要とされる診療等の療養に必要な事項を記載した退院支援計画を策定し、当該患者に説明し、文書により提供するとともに、これを在宅療養担当医療機関と共有した場合に限り算定する。
- 5 区分番号B003に掲げる開放型病院共同指導料Ⅱは別に算定できない。

B005-1-2 介護支援等連携指導料

- 3 注1の場合において、入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員（介護保険法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）又は相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合に、多機関共同指導加算として、2,000点を所定点数に加算する。
- 4 注1の規定にかかわらず、区分番号A246に掲げる入退院支援加算を算定する患者にあつては、当該保険医療機関において、疾患名、当該保険医療機関の退院基準、退院後に必要とされる診療等の療養に必要な事項を記載した退院支援計画を策定し、当該患者に説明し、文書により提供するとともに、これを在宅療養担当医療機関と共有した場合に限り算定する。
- 5 区分番号B003に掲げる開放型病院共同指導料Ⅱは別に算定できない。

B005-1-2 介護支援等連携指導料

400点

1 介護支援等連携指導料 1 400点

2 介護支援等連携指導料 2 500点

注 1 介護支援等連携指導料 1 については、当該保険医療機関に入院中の患者に対して、当該患者の同意を得て、医師又は医師の指示を受けた看護師、社会福祉士等が介護支援専門員又は相談支援専門員と共同して、患者の心身の状態等を踏まえて導入が望ましい介護サービス又は障害福祉サービス等や退院後に利用可能な介護サービス又は障害福祉サービス等について説明及び指導を行った場合に、当該入院中 2 回に限り算定する。この場合において、同一日に、区分番号 B 0 0 5 の注 3 に掲げる加算（介護支援専門員又は相談支援専門員と共同して指導を行った場合に限る。）は、別に算定できない。また、当該入院中、介護支援等連携指導料 1 を算定した場合は、介護支援等連携指導料 2 は算定できない。

2 介護支援等連携指導料 2 については、当該保険医療機関に入院中の患者（ただし、入退院支援加算 1 の届出を行っている病棟に入院中の患者に限る。）に対して、当該患者の同意を得て、入退院支援及び地域連携業務を担う部門の担当者が、平時から連携体制を構築している介護支援専門員又は相談支援専門員と共同して、患者の心身の状態等を踏まえて導入が望ましい介護サービス又は障害福祉サービス等や退院後に利用可能な介護サービス又は障害福祉サービス等について説明及び指導を行った場合に、当該入院中に 2 回に限り算定する。なお、同一日に、区分番号 B 0 0 5 の注 3 に掲げる加算（介護

（新設）

（新設）

注 当該保険医療機関に入院中の患者に対して、当該患者の同意を得て、医師又は医師の指示を受けた看護師、社会福祉士等が介護支援専門員又は相談支援専門員と共同して、患者の心身の状態等を踏まえて導入が望ましい介護サービス又は障害福祉サービス等や退院後に利用可能な介護サービス又は障害福祉サービス等について説明及び指導を行った場合に、当該入院中 2 回に限り算定する。この場合において、同一日に、区分番号 B 0 0 5 の注 3 に掲げる加算（介護支援専門員又は相談支援専門員と共同して指導を行った場合に限る。）は、別に算定できない。

（新設）

支援専門員又は相談支援専門員と共同して指導を行った場合に限る。）は、別に算定できない

B 0 0 5 - 1 - 3 介護保険リハビリテーション移行支援料

500点

注 入院中の患者以外の患者（区分番号H 0 0 1 の注6、区分番号H 0 0 1 - 2 の注6又は区分番号H 0 0 2 の注6の規定により所定点数を算定する者に限る。）に対して、当該患者の同意を得て、医師又は医師の指示を受けた看護師、社会福祉士等が介護支援専門員等と連携し、当該患者を介護保険法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション、同条第8項に規定する通所リハビリテーション、同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション又は同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「介護リハビリテーション」という。）に移行した場合に、患者1人につき1回に限り算定する。

B 0 0 5 - 2 から B 0 0 5 - 3 - 2 まで 削除

B 0 0 5 - 4 ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅱ) 800点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、診療に基づき紹介した患者（別に厚生労働大臣が定める状態等であるものに限る。）が病院である別の保険医療機関（区分番号A 2 3 6 - 2 に掲げるハイリスク妊娠管理加算の注又は区分番号A 2 3 7 に掲げるハイリスク分娩管理加算の注1に規定する施設基準に適合しているものとして届け出た保険医療機関に限る。）に入院中である場合において、当該病院に赴いて、当該病院の保険医と共同してハイリスク妊娠又はハ

B 0 0 5 - 1 - 3 介護保険リハビリテーション移行支援料

500点

注 入院中の患者以外の患者（区分番号H 0 0 1 の注5、区分番号H 0 0 1 - 2 の注5又は区分番号H 0 0 2 の注5の規定により所定点数を算定する者に限る。）に対して、当該患者の同意を得て、医師又は医師の指示を受けた看護師、社会福祉士等が介護支援専門員等と連携し、当該患者を介護保険法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション、同条第8項に規定する通所リハビリテーション、同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション又は同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「介護リハビリテーション」という。）に移行した場合に、患者1人につき1回に限り算定する。

B 0 0 5 - 2 から B 0 0 5 - 3 - 2 まで 削除

B 0 0 5 - 4 ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅱ) 800点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、診療に基づき紹介した患者（別に厚生労働大臣が定める状態等であるものに限る。）が病院である別の保険医療機関（区分番号A 2 3 6 - 2 に掲げるハイリスク妊娠管理加算の注又は区分番号A 2 3 7 に掲げるハイリスク分娩管理加算の注1に規定する施設基準に適合しているものとして届け出た保険医療機関に限る。）に入院中である場合において、当該病院に赴いて、当該病院の保険医と共同してハイリスク妊娠又はハ

イリスク分娩^{べん}に関する医学管理を共同して行った場合に、当該患者を紹介した保険医療機関において患者1人につき1回算定する。

B 0 0 5 - 5 ハイリスク妊産婦^{べん}共同管理料Ⅱ 500点

注 区分番号A 2 3 6 - 2に掲げるハイリスク妊娠^{べん}管理加算の注又は区分番号A 2 3 7に掲げるハイリスク分娩^{べん}管理加算の注1に規定する施設基準に適合するものとして届け出た病院である保険医療機関において、ハイリスク妊娠又はハイリスク分娩に関する医学管理が必要であるとして別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た別の保険医療機関から紹介された患者（区分番号B 0 0 5 - 4に掲げるハイリスク妊産婦共同管理料Ⅱの注に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等であるものに限る。）が当該病院に入院中である場合において、当該患者を紹介した別の保険医療機関の保険医と共同してハイリスク妊娠又はハイリスク分娩に関する医学管理を行った場合に、当該病院において、患者1人につき1回算定する。

B 0 0 5 - 6 がん治療連携計画策定料

- 1 がん治療連携計画策定料 1 750点
- 2 がん治療連携計画策定料 2 300点

注1 がん治療連携計画策定料1については、入院中のがん患者の退院後の治療を総合的に管理するため、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院である保険医療機関（以下この表において「計画策定病院」という。）が、あらかじめがんの種類やステージを考慮した地域連携診療計画を作成し、がん治療を担う別の保険医療

イリスク分娩^{べん}に関する医学管理を共同して行った場合に、当該患者を紹介した保険医療機関において患者1人につき1回算定する。

B 0 0 5 - 5 ハイリスク妊産婦^{べん}共同管理料Ⅱ 500点

注 区分番号A 2 3 6 - 2に掲げるハイリスク妊娠^{べん}管理加算の注又は区分番号A 2 3 7に掲げるハイリスク分娩^{べん}管理加算の注1に規定する施設基準に適合するものとして届け出た病院である保険医療機関において、ハイリスク妊娠又はハイリスク分娩に関する医学管理が必要であるとして別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た別の保険医療機関から紹介された患者（区分番号B 0 0 5 - 4に掲げるハイリスク妊産婦共同管理料Ⅱの注に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等であるものに限る。）が当該病院に入院中である場合において、当該患者を紹介した別の保険医療機関の保険医と共同してハイリスク妊娠又はハイリスク分娩に関する医学管理を行った場合に、当該病院において、患者1人につき1回算定する。

B 0 0 5 - 6 がん治療連携計画策定料

- 1 がん治療連携計画策定料 1 750点
- 2 がん治療連携計画策定料 2 300点

注1 がん治療連携計画策定料1については、入院中のがん患者の退院後の治療を総合的に管理するため、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院である保険医療機関（以下この表において「計画策定病院」という。）が、あらかじめがんの種類やステージを考慮した地域連携診療計画を作成し、がん治療を担う別の保険医療

機関と共有し、かつ、当該患者の同意を得た上で、入院中又は当該保険医療機関を退院した日から起算して30日以内に、当該計画に基づき当該患者の治療計画を作成し、患者に説明し、文書により提供するとともに、退院時又は退院した日から起算して30日以内に当該別の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合（がんと診断されてから最初の入院に係るものに限る。）に、退院時又は退院した日から起算して30日以内に1回に限り所定点数を算定する。

- 2 がん治療連携計画策定料2については、当該保険医療機関において注1に規定するがん治療連携計画策定料1を算定した患者であって、他の保険医療機関において区分番号B005-6-2に掲げるがん治療連携指導料を算定しているものについて、状態の変化等に伴う当該他の保険医療機関からの紹介により、当該患者を診療し、当該患者の治療計画を変更した場合に、患者1人につき月1回に限り所定点数を算定する。
- 3 注1及び注2の規定に基づく当該別の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料Ⅱの費用は、所定点数に含まれるものとする。
- 4 区分番号B003に掲げる開放型病院共同指導料Ⅲ又は区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2は、別に算定できない。
- 5 がん治療連携計画策定料2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療

機関と共有し、かつ、当該患者の同意を得た上で、入院中又は当該保険医療機関を退院した日から起算して30日以内に、当該計画に基づき当該患者の治療計画を作成し、患者に説明し、文書により提供するとともに、退院時又は退院した日から起算して30日以内に当該別の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合（がんと診断されてから最初の入院に係るものに限る。）に、退院時又は退院した日から起算して30日以内に1回に限り所定点数を算定する。

- 2 がん治療連携計画策定料2については、当該保険医療機関において注1に規定するがん治療連携計画策定料1を算定した患者であって、他の保険医療機関において区分番号B005-6-2に掲げるがん治療連携指導料を算定しているものについて、状態の変化等に伴う当該他の保険医療機関からの紹介により、当該患者を診療し、当該患者の治療計画を変更した場合に、患者1人につき月1回に限り所定点数を算定する。
- 3 注1及び注2の規定に基づく当該別の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料Ⅱの費用は、所定点数に含まれるものとする。
- 4 区分番号B003に掲げる開放型病院共同指導料Ⅲ又は区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2は、別に算定できない。
- 5 がん治療連携計画策定料2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療

B005-6-2 がん治療連携指導料 300点

2 注1の規定に基づく計画策定病院への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料Ⅱ及び区分番号B011に掲げる連携強化診療情報提供料の費用は、所定点数に含まれるものとする。

1	がん診療連携拠点病院の場合	500点

3 小児がん拠点病院の場合 750点

B005-6-4 外来がん患者在宅連携指導料 500点

B005-6-2	がん治療連携指導料	300点

2 注1の規定に基づく計画策定病院への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)及び区分番号B011に掲げる連携強化診療情報提供料の費用は、所定点数に含まれるものとする。

1 がん診療連携拠点病院の場合 500点

3 小児がん拠点病院の場合 750点

B005-6-4	外来がん患者在宅連携指導料	500点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関が、外来で化学療法又は緩和ケアを実施している進行がんの患者であって、在宅での緩和ケアに移行が見込まれるものについて、患者と診療の方針等について十分に話し合い、当該患者の同意を得た上で、在宅で緩和ケアを実施する他の保険医療機関に対して文書で紹介を行った場合に、1人につき1回に限り所定点数を算定する。
- 2 注1の規定に基づく他の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料Ⅱの費用は、所定点数に含まれるものとする。
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、外来がん患者在宅連携指導料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、435点を算定する。

B005-7 認知症専門診断管理料

- 1 認知症専門診断管理料1
- | | |
|---------------|------|
| イ 基幹型又は地域型の場合 | 700点 |
| ロ 連携型の場合 | 500点 |
- 2 認知症専門診断管理料2
- | | |
|---------------|------|
| イ 基幹型又は地域型の場合 | 300点 |
| ロ 連携型の場合 | 280点 |

注1 認知症専門診断管理料1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関が、他の保険医療機関から紹介された認知症の疑いのある患者であって、入院中の患者以外のもの又は当該他の保険医療機関の療養病棟

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関が、外来で化学療法又は緩和ケアを実施している進行がんの患者であって、在宅での緩和ケアに移行が見込まれるものについて、患者と診療の方針等について十分に話し合い、当該患者の同意を得た上で、在宅で緩和ケアを実施する他の保険医療機関に対して文書で紹介を行った場合に、1人につき1回に限り所定点数を算定する。
- 2 注1の規定に基づく他の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料Ⅱの費用は、所定点数に含まれるものとする。
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、外来がん患者在宅連携指導料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、435点を算定する。

B005-7 認知症専門診断管理料

- 1 認知症専門診断管理料1
- | | |
|---------------|------|
| イ 基幹型又は地域型の場合 | 700点 |
| ロ 連携型の場合 | 500点 |
- 2 認知症専門診断管理料2
- | | |
|---------------|------|
| イ 基幹型又は地域型の場合 | 300点 |
| ロ 連携型の場合 | 280点 |

注1 認知症専門診断管理料1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関が、他の保険医療機関から紹介された認知症の疑いのある患者であって、入院中の患者以外のもの又は当該他の保険医療機関の療養病棟

に入院している患者に対して、当該患者又はその家族等の同意を得て、認知症の鑑別診断を行った上で療養方針を決定するとともに、認知症と診断された患者については認知症療養計画を作成し、これらを患者に説明し、文書により提供するとともに、地域において療養を担う他の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合に、1人につき1回に限り所定点数を算定する。

2 認知症専門診断管理料2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関が、地域において診療を担う他の保険医療機関から紹介された患者であって認知症の症状が増悪したもの（入院中の患者以外の患者又は当該他の保険医療機関の療養病棟に入院している患者に限る。）に対して、当該患者又はその家族等の同意を得て、診療を行った上で今後の療養計画等を患者に説明し、文書により提供するとともに、当該他の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合に、3月に1回に限り所定点数を算定する。

3 注1及び注2の規定に基づく他の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)及び区分番号B011に掲げる連携強化診療情報提供料の費用は、所定点数に含まれるものとする。

4 区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料は、別に算定できない。

B005-7-2 認知症療養指導料

1 認知症療養指導料1	350点
2 認知症療養指導料2	300点

に入院している患者に対して、当該患者又はその家族等の同意を得て、認知症の鑑別診断を行った上で療養方針を決定するとともに、認知症と診断された患者については認知症療養計画を作成し、これらを患者に説明し、文書により提供するとともに、地域において療養を担う他の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合に、1人につき1回に限り所定点数を算定する。

2 認知症専門診断管理料2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関が、地域において診療を担う他の保険医療機関から紹介された患者であって認知症の症状が増悪したもの（入院中の患者以外の患者又は当該他の保険医療機関の療養病棟に入院している患者に限る。）に対して、当該患者又はその家族等の同意を得て、診療を行った上で今後の療養計画等を患者に説明し、文書により提供するとともに、当該他の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合に、3月に1回に限り所定点数を算定する。

3 注1及び注2の規定に基づく他の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)及び区分番号B011に掲げる連携強化診療情報提供料の費用は、所定点数に含まれるものとする。

4 区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料は、別に算定できない。

B005-7-2 認知症療養指導料

1 認知症療養指導料1	350点
2 認知症療養指導料2	300点

3 認知症療養指導料 3 300点

注1 1については、当該保険医療機関の紹介により他の保険医療機関において認知症の鑑別診断を受け、区分番号B005-7に掲げる認知症専門診断管理料1を算定した患者であって、入院中の患者以外の患者又は療養病棟に入院している患者に対して、当該保険医療機関において、認知症療養計画に基づいた治療を行うとともに、当該患者又はその家族等の同意を得た上で、当該他の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合に、当該治療を行った日の属する月を含め6月を限度として、月1回に限り算定する。

2 2については、当該保険医療機関の紹介により他の保険医療機関において区分番号B005-7-3に掲げる認知症サポート指導料を算定した患者であって、入院中の患者以外のものに対して、当該他の保険医療機関から認知症の療養方針に係る助言を得て、当該保険医療機関において、認知症療養計画に基づいた治療を行うとともに、当該患者又はその家族等の同意を得た上で、当該他の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合に、当該治療を行った日の属する月を含め6月を限度として、月1回に限り算定する。

3 3については、新たに認知症と診断された患者又は認知症の病状変化により認知症療養計画の再検討が必要な患者であって、入院中の患者以外のものに対して、認知症患者に対する支援体制の確保に協力している医師が、当該患者又はその家族等の同意を得て、療養方針を決定し

3 認知症療養指導料 3 300点

注1 1については、当該保険医療機関の紹介により他の保険医療機関において認知症の鑑別診断を受け、区分番号B005-7に掲げる認知症専門診断管理料1を算定した患者であって、入院中の患者以外の患者又は療養病棟に入院している患者に対して、当該保険医療機関において、認知症療養計画に基づいた治療を行うとともに、当該患者又はその家族等の同意を得た上で、当該他の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合に、当該治療を行った日の属する月を含め6月を限度として、月1回に限り算定する。

2 2については、当該保険医療機関の紹介により他の保険医療機関において区分番号B005-7-3に掲げる認知症サポート指導料を算定した患者であって、入院中の患者以外のものに対して、当該他の保険医療機関から認知症の療養方針に係る助言を得て、当該保険医療機関において、認知症療養計画に基づいた治療を行うとともに、当該患者又はその家族等の同意を得た上で、当該他の保険医療機関に当該患者に係る診療情報を文書により提供した場合に、当該治療を行った日の属する月を含め6月を限度として、月1回に限り算定する。

3 3については、新たに認知症と診断された患者又は認知症の病状変化により認知症療養計画の再検討が必要な患者であって、入院中の患者以外のものに対して、認知症患者に対する支援体制の確保に協力している医師が、当該患者又はその家族等の同意を得て、療養方針を決定し

、認知症療養計画を作成の上、これらを当該患者又はその家族等に説明し、文書により提供するとともに、当該保険医療機関において当該計画に基づく治療を行う場合に、当該治療を開始した日の属する月を含め6月を限度として、月1回に限り算定する。

4 注1及び注2の規定に基づく他の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)及び区分番号B011に掲げる連携強化診療情報提供料の費用は、所定点数に含まれるものとする。

5 1から3までは同時に算定できず、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料及び区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療養は、別に算定できない。

B005-7-3 認知症サポート指導料 450点

注1 認知症患者に対する支援体制の確保に協力している医師が、他の保険医療機関からの求めに応じ、認知症を有する入院中の患者以外の患者に対し、当該患者又はその家族等の同意を得て療養上の指導を行うとともに、当該他の保険医療機関に対し、療養方針に係る助言を行った場合に、6月に1回に限り算定する。

2 注1の規定に基づく他の保険医療機関への助言に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)及び区分番号B011に掲げる連携強化診療情報提供料の費用は、所定点数に含まれるものとする。

B005-8 肝炎インターフェロン治療計画料 700点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保

、認知症療養計画を作成の上、これらを当該患者又はその家族等に説明し、文書により提供するとともに、当該保険医療機関において当該計画に基づく治療を行う場合に、当該治療を開始した日の属する月を含め6月を限度として、月1回に限り算定する。

4 注1及び注2の規定に基づく他の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)及び区分番号B011に掲げる連携強化診療情報提供料の費用は、所定点数に含まれるものとする。

5 1から3までは同時に算定できず、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料及び区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療養は、別に算定できない。

B005-7-3 認知症サポート指導料 450点

注1 認知症患者に対する支援体制の確保に協力している医師が、他の保険医療機関からの求めに応じ、認知症を有する入院中の患者以外の患者に対し、当該患者又はその家族等の同意を得て療養上の指導を行うとともに、当該他の保険医療機関に対し、療養方針に係る助言を行った場合に、6月に1回に限り算定する。

2 注1の規定に基づく他の保険医療機関への助言に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)及び区分番号B011に掲げる連携強化診療情報提供料の費用は、所定点数に含まれるものとする。

B005-8 肝炎インターフェロン治療計画料 700点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保

陰医療機関が、長期継続的にインターフェロン治療が必要な肝炎の患者に対して、当該患者の同意を得た上で、治療計画を作成し、副作用等を含めて患者に説明し、文書により提供するとともに、地域において治療を担う他の保険医療機関に当該患者に係る治療計画及び診療情報を文書により提供した場合に、1人につき1回に限り算定する。

2 注1の規定に基づく他の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)の費用は、所定点数に含まれるものとする。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、肝炎インターフェロン治療計画料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、609点を算定する。

B005-9 外来排尿自立指導料 200点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、包括的な排尿ケアを行った場合に、患者1人につき、週1回に限り、区分番号A251に掲げる排尿自立支援加算を算定した期間と通算して12週を限度として算定する。ただし、区分番号C106に掲げる在宅自己導尿指導管理料を算定する場合は、算定できない。

B005-10 ハイリスク妊産婦連携指導料1 1,000点

陰医療機関が、長期継続的にインターフェロン治療が必要な肝炎の患者に対して、当該患者の同意を得た上で、治療計画を作成し、副作用等を含めて患者に説明し、文書により提供するとともに、地域において治療を担う他の保険医療機関に当該患者に係る治療計画及び診療情報を文書により提供した場合に、1人につき1回に限り算定する。

2 注1の規定に基づく他の保険医療機関への文書の提供に係る区分番号B009に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)の費用は、所定点数に含まれるものとする。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、肝炎インターフェロン治療計画料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、609点を算定する。

B005-9 外来排尿自立指導料 200点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、包括的な排尿ケアを行った場合に、患者1人につき、週1回に限り、区分番号A251に掲げる排尿自立支援加算を算定した期間と通算して12週を限度として算定する。ただし、区分番号C106に掲げる在宅自己導尿指導管理料を算定する場合は、算定できない。

B005-10 ハイリスク妊産婦連携指導料1 1,000点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た産科又は産婦人科を標榜する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、精神疾患を有する又は精神疾患が疑われるものとして精神科若しくは心療内科を担当する医師への紹介が必要であると判断された妊婦又は出産後2月以内であるものに対して、当該患者の同意を得て、産科又は産婦人科を担当する医師及び保健師、助産師又は看護師が共同して精神科又は心療内科と連携し、診療及び療養上必要な指導を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

2 同一の保険医療機関において、区分番号B005-10-2に掲げるハイリスク妊産婦連携指導料2を同一の患者について別に算定できない。

B005-10-2 ハイリスク妊産婦連携指導料2 750点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た精神科又は心療内科を標榜する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、精神疾患を有する又は精神疾患が疑われるものとして産科若しくは産婦人科を担当する医師から紹介された妊婦又は出産後6月以内であるものに対して、当該患者の同意を得て、精神科又は心療内科を担当する医師が産科又は産婦人科と連携し、診療及び療養上必要な指導を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

2 同一の保険医療機関において、区分番号B005-10に掲げるハイリスク妊産婦連携指導料

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た産科又は産婦人科を標榜する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、精神疾患を有する又は精神疾患が疑われるものとして精神科若しくは心療内科を担当する医師への紹介が必要であると判断された妊婦又は出産後2月以内であるものに対して、当該患者の同意を得て、産科又は産婦人科を担当する医師及び保健師、助産師又は看護師が共同して精神科又は心療内科と連携し、診療及び療養上必要な指導を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

2 同一の保険医療機関において、区分番号B005-10-2に掲げるハイリスク妊産婦連携指導料2を同一の患者について別に算定できない。

B005-10-2 ハイリスク妊産婦連携指導料2 750点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た精神科又は心療内科を標榜する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、精神疾患を有する又は精神疾患が疑われるものとして産科若しくは産婦人科を担当する医師から紹介された妊婦又は出産後6月以内であるものに対して、当該患者の同意を得て、精神科又は心療内科を担当する医師が産科又は産婦人科と連携し、診療及び療養上必要な指導を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

2 同一の保険医療機関において、区分番号B005-10に掲げるハイリスク妊産婦連携指導料

1を同一の患者について別に算定できない。

B 0 0 5－11 遠隔連携診療料

1	<u>外来診療の場合</u>	900点
2	<u>訪問診療の場合</u>	900点
3	<u>入院診療の場合</u>	900点

注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、対面診療を行っている入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、診断又は治療管理を行うことを目的として、患者の同意を得て、当該施設基準を満たす別に厚生労働大臣が定めるものに関する専門的な診療を行っている他の保険医療機関の医師に事前に診療情報提供を行った上で、当該患者の来院時に、情報通信機器を用いて、当該他の保険医療機関の医師と連携して診療を行った場合に、3月に1回に限り算定する。

2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難な患者のうち、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、治療管理を行うことを目的として、患者の同意を得て、別に厚生労働大臣が定める患者に関する専門的な診療を行っている他の保険医療機関の医師に事前に診療情報提供を行った上で、計画的な医学管理の下に訪問して診療を行った時に、情報通信機器を用いて、当該他の保険医療機関の医師と連携して診療を行った場合に、3月に1回に限り算定する。

3 3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、入院中

1を同一の患者について別に算定できない。

B 0 0 5－11 遠隔連携診療料

1	<u>診断を目的とする場合</u>	750点
2	<u>その他の場合</u>	500点
- (新設)

注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、対面診療を行っている入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、診断を目的として、患者の同意を得て、当該施設基準を満たす難病又はてんかんに関する専門的な診療を行っている他の保険医療機関の医師に事前に診療情報提供を行った上で、当該患者の来院時に、情報通信機器を用いて、当該他の保険医療機関の医師と連携して診療を行った場合に、当該診断の確定までの間に3月に1回に限り算定する。

2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、対面診療を行っている入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、治療を行うことを目的として、患者の同意を得て、当該施設基準を満たす難病又はてんかんに関する専門的な診療を行っている他の保険医療機関の医師に事前に診療情報提供を行った上で、当該患者の来院時に、情報通信機器を用いて、当該他の保険医療機関の医師と連携して診療を行った場合に、3月に1回に限り算定する。

(新設)

の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、治療管理を行うことを目的として、患者の同意を得て、別に厚生労働大臣が定める患者に関する専門的な診療を行っている他の保険医療機関の医師に事前に診療情報提供を行った上で、当該患者の入院中に、情報通信機器を用いて、当該他の保険医療機関の医師と連携して診療を行った場合に、3月に1回に限り算定する。

B 0 0 5 - 12 こころの連携指導料Ⅱ 350点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、地域社会からの孤立の状況等により、精神疾患が増悪するおそれがあると認められるもの又は精神科若しくは心療内科を担当する医師による療養上の指導が必要であると判断されたものに対して、診療及び療養上必要な指導を行い、当該患者の同意を得て、精神科又は心療内科を標榜する保険医療機関に対して当該患者に係る診療情報の文書による提供等を行った場合に、初回算定日の属する月から起算して1年を限度として、患者1人につき月1回に限り算定する。

B 0 0 5 - 13 こころの連携指導料Ⅲ 500点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、区分番号B 0 0 5 - 12に掲げるこころの連携指導料Ⅱを算定し、当該保険医療機関に紹介されたものに対して、精神科又は心療内科を担当する医師が、診療及び療養上必要な指導を行い、当該

B 0 0 5 - 12 こころの連携指導料Ⅱ 350点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、地域社会からの孤立の状況等により、精神疾患が増悪するおそれがあると認められるもの又は精神科若しくは心療内科を担当する医師による療養上の指導が必要であると判断されたものに対して、診療及び療養上必要な指導を行い、当該患者の同意を得て、精神科又は心療内科を標榜する保険医療機関に対して当該患者に係る診療情報の文書による提供等を行った場合に、初回算定日の属する月から起算して1年を限度として、患者1人につき月1回に限り算定する。

B 0 0 5 - 13 こころの連携指導料Ⅲ 500点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、区分番号B 0 0 5 - 12に掲げるこころの連携指導料Ⅱを算定し、当該保険医療機関に紹介されたものに対して、精神科又は心療内科を担当する医師が、診療及び療養上必要な指導を行い、当該

患者の同意を得て、当該患者を紹介した医師に対して当該患者に係る診療情報の文書による提供等を行った場合に、初回算定日の属する月から起算して1年を限度として、患者1人につき月1回に限り算定する。

B 0 0 5 - 14 プログラム医療機器等指導管理料 90点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、主に患者自らが使用するプログラム医療機器等（特定保険医療材料に限る。）に係る指導管理を行った場合は、プログラム医療機器等指導管理料として、月に1回に限り算定する。

2 プログラム医療機器等に係る初回の指導管理を行った場合は、当該初回の指導管理を行った月に限り、導入期加算として、50点を更に所定点数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、プログラム医療機器等指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、78点を算定する。

B 0 0 6 救急救命管理料 500点

注1 患者の発生した現場に保険医療機関の救急救命士が赴いて必要な処置等を行った場合において、当該救急救命士に対して必要な指示を行った場合に算定する。

2 救急救命士が行った処置等の費用は、所定点数に含まれるものとする。

B 0 0 6 - 2 削除

患者の同意を得て、当該患者を紹介した医師に対して当該患者に係る診療情報の文書による提供等を行った場合に、初回算定日の属する月から起算して1年を限度として、患者1人につき月1回に限り算定する。

B 0 0 5 - 14 プログラム医療機器等指導管理料 90点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、主に患者自らが使用するプログラム医療機器等（特定保険医療材料に限る。）に係る指導管理を行った場合は、プログラム医療機器等指導管理料として、月に1回に限り算定する。

2 プログラム医療機器等に係る初回の指導管理を行った場合は、当該初回の指導管理を行った月に限り、導入期加算として、50点を更に所定点数に加算する。

(新設)

B 0 0 6 救急救命管理料 500点

注1 患者の発生した現場に保険医療機関の救急救命士が赴いて必要な処置等を行った場合において、当該救急救命士に対して必要な指示を行った場合に算定する。

2 救急救命士が行った処置等の費用は、所定点数に含まれるものとする。

B 0 0 6 - 2 削除

B 0 0 6 - 3 退院時リハビリテーション指導料 300点

注 患者の退院時に当該患者（当該保険医療機関での入院中に、区分番号A 2 3 3に掲げるリハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算、区分番号A 3 0 1の注4に掲げる早期離床・リハビリテーション加算、区分番号A 3 0 1-2の注3に掲げる早期離床・リハビリテーション加算、区分番号A 3 0 1-3の注3に掲げる早期離床・リハビリテーション加算、区分番号A 3 0 1-4の注3に掲げる早期離床・リハビリテーション加算、区分番号A 3 0 4の注11に掲げるリハビリテーション・栄養・口腔連携加算又は第7部リハビリテーションの第1節の各区分のいずれかを算定したものに限る。）又はその家族等に対して、退院後の在宅での基本的動作能力若しくは応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行った場合に算定する。この場合において、同一日に、区分番号B 0 0 5に掲げる退院時共同指導料2（注1の規定により、入院中の保険医療機関の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指導等を行った場合に限る。）は、別に算定できない。

B 0 0 7 退院前訪問指導料 580点

注1 入院期間が1月を超えると見込まれる患者の円滑な退院のため、患家を訪問し、当該患者又はその家族等に対して、退院後の在宅での療養上の指導を行った場合に、当該入院中1回に限り算定する。ただし、入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる場合は、2回算定することができる。この場合において、区分番号H 0 0 3-2に掲げるリハビリテーション

B 0 0 6 - 3 退院時リハビリテーション指導料 300点

注 患者の退院時に当該患者又はその家族等に対して、退院後の在宅での基本的動作能力若しくは応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行った場合に算定する。この場合において、同一日に、区分番号B 0 0 5に掲げる退院時共同指導料2（注1の規定により、入院中の保険医療機関の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指導等を行った場合に限る。）は、別に算定できない。

B 0 0 7 退院前訪問指導料 580点

注1 入院期間が1月を超えると見込まれる患者の円滑な退院のため、患家を訪問し、当該患者又はその家族等に対して、退院後の在宅での療養上の指導を行った場合に、当該入院中1回（入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる場合は、2回）に限り算定する。

総合計画評価料の注3に規定する入院時訪問指導加算は算定できない。

- 2 注1に掲げる指導に要した交通費は、患家の負担とする。

B007-2 退院後訪問指導料 580点

注1 当該保険医療機関が、保険医療機関を退院した別に厚生労働大臣が定める状態の患者の地域における円滑な在宅療養への移行及び在宅療養の継続のため、患家等を訪問し、当該患者又はその家族等に対して、在宅での療養上の指導を行った場合に、当該患者が退院した日から起算して1月（退院日を除く。）を限度として、5回に限り算定する。

- 2 在宅療養を担う訪問看護ステーション又は他の保険医療機関の保健師、助産師、看護師又は准看護師と同行し、必要な指導を行った場合には、訪問看護同行加算として、退院後1回に限り、20点を所定点数に加算する。

- 3 注1及び注2に掲げる指導に要した交通費は、患家の負担とする。

B007-3 退院後訪問栄養食事指導料（1回につき）

530点

注1 保険医療機関を退院した別に厚生労働大臣が定めるものに対して、円滑な在宅療養への移行及び在宅療養の継続のため、保険医療機関の医師の指示に基づき、当該保険医療機関の管理栄養士が患家等を訪問し、具体的な献立等によって栄養管理に係る指導を行った場合に、当該保険医療機関を退院した日から起算して1月以内（退院日を除く。）の期間に限り、4回を限度として算定する。この場合において、区分番号

- 2 注1に掲げる指導に要した交通費は、患家の負担とする。

B007-2 退院後訪問指導料 580点

注1 当該保険医療機関が、保険医療機関を退院した別に厚生労働大臣が定める状態の患者の地域における円滑な在宅療養への移行及び在宅療養の継続のため、患家等を訪問し、当該患者又はその家族等に対して、在宅での療養上の指導を行った場合に、当該患者が退院した日から起算して1月（退院日を除く。）を限度として、5回に限り算定する。

- 2 在宅療養を担う訪問看護ステーション又は他の保険医療機関の保健師、助産師、看護師又は准看護師と同行し、必要な指導を行った場合には、訪問看護同行加算として、退院後1回に限り、20点を所定点数に加算する。

- 3 注1及び注2に掲げる指導に要した交通費は、患家の負担とする。

（新設）

B 0 0 1 の 9 に掲げる外来栄養食事指導料及び
区分番号 C 0 0 9 に掲げる在宅患者訪問栄養食
事指導料は別に算定できない。

2 注 1 に掲げる指導に要した交通費は、患家の
負担とする。

B 0 0 8 薬剤管理指導料

- 1 特に安全管理が必要な医薬品が投薬又は注射さ
れている患者の場合 380点
- 2 1 の患者以外の患者の場合 325点
- 注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し
ているものとして地方厚生局長等に届け出た保
険医療機関に入院している患者のうち、1につ
いては別に厚生労働大臣が定める患者に対して
、2についてはそれ以外の患者に対して、それ
ぞれ投薬又は注射及び薬学的管理指導を行った
場合は、当該患者に係る区分に従い、患者 1 人
につき週 1 回かつ月 4 回に限り算定する。
- 2 麻薬の投薬又は注射が行われている患者に対
して、麻薬の使用に関し、必要な薬学的管理指
導を行った場合は、麻薬管理指導加算として、
1 回につき 50 点を所定点数に加算する。

B 0 0 8 - 2 薬剤総合評価調整管理料 250点

- 注 1 入院中の患者以外の患者であって、6 種類以
上の内服薬（特に規定するものを除く。）が処
方されていたものについて、当該処方の内容を
総合的に評価及び調整し、当該患者に処方する
内服薬が 2 種類以上減少した場合に、月 1 回に
限り所定点数を算定する。
- 2 処方の内容の調整に当たって、別の保険医療
機関又は保険薬局に対して、照会又は情報提供
を行った場合、連携管理加算として、50点を所

B 0 0 8 薬剤管理指導料

- 1 特に安全管理が必要な医薬品が投薬又は注射さ
れている患者の場合 380点
- 2 1 の患者以外の患者の場合 325点
- 注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し
ているものとして地方厚生局長等に届け出た保
険医療機関に入院している患者のうち、1につ
いては別に厚生労働大臣が定める患者に対して
、2についてはそれ以外の患者に対して、それ
ぞれ投薬又は注射及び薬学的管理指導を行った
場合は、当該患者に係る区分に従い、患者 1 人
につき週 1 回かつ月 4 回に限り算定する。
- 2 麻薬の投薬又は注射が行われている患者に対
して、麻薬の使用に関し、必要な薬学的管理指
導を行った場合は、麻薬管理指導加算として、
1 回につき 50 点を所定点数に加算する。

B 0 0 8 - 2 薬剤総合評価調整管理料 250点

- 注 1 入院中の患者以外の患者であって、6 種類以
上の内服薬（特に規定するものを除く。）が処
方されていたものについて、当該処方の内容を
総合的に評価及び調整し、当該患者に処方する
内服薬が 2 種類以上減少した場合に、月 1 回に
限り所定点数を算定する。
- 2 処方の内容の調整に当たって、別の保険医療
機関又は保険薬局に対して、照会又は情報提供
を行った場合、連携管理加算として、50点を所

定点数に加算する。ただし、連携管理加算を算定した場合において、区分番号B 0 0 9に掲げる診療情報提供料Ⅱ（当該別の保険医療機関に対して患者の紹介を行った場合に限る。）は同一日には算定できない。

- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、薬剤総合評価調整管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、218点を算定する。

B 0 0 9 診療情報提供料Ⅱ 250点

注1 保険医療機関が、診療に基づき、別の保険医療機関での診療の必要を認め、これに対して、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に、紹介先保険医療機関ごとに患者1人につき月1回に限り算定する。

- 2 保険医療機関が、診療に基づき患者の同意を得て、当該患者の居住地を管轄する市町村又は介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

- 3 保険医療機関が、診療に基づき保険薬局によ

定点数に加算する。ただし、連携管理加算を算定した場合において、区分番号B 0 0 9に掲げる診療情報提供料Ⅱ（当該別の保険医療機関に対して患者の紹介を行った場合に限る。）は同一日には算定できない。

- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、薬剤総合評価調整管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、218点を算定する。

B 0 0 9 診療情報提供料Ⅱ 250点

注1 保険医療機関が、診療に基づき、別の保険医療機関での診療の必要を認め、これに対して、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に、紹介先保険医療機関ごとに患者1人につき月1回に限り算定する。

- 2 保険医療機関が、診療に基づき患者の同意を得て、当該患者の居住地を管轄する市町村又は介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

- 3 保険医療機関が、診療に基づき保険薬局によ

る在宅患者訪問薬剤管理指導の必要を認め、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの同意を得て、当該保険薬局に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る在宅患者訪問薬剤管理指導に必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

- 4 保険医療機関が、精神障害者である患者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う施設又は福祉ホーム（以下「精神障害者施設」という。）に入所若しくは通所しているもの又は介護老人保健施設に入所しているものの同意を得て、当該精神障害者施設又は介護老人保健施設に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者の社会復帰の促進に必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。
- 5 保険医療機関が、診療に基づき患者の同意を得て、介護老人保健施設又は介護医療院に対して、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。
- 6 保険医療機関が、認知症の状態にある患者について、診断に基づき認知症に関する専門の保険医療機関等での鑑別診断等の必要を認め、当該患者又はその家族等の同意を得て、認知症に関する専門の保険医療機関等に対して診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。
- 7 保険医療機関が、児童福祉法第6条の2第3

る在宅患者訪問薬剤管理指導の必要を認め、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの同意を得て、当該保険薬局に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る在宅患者訪問薬剤管理指導に必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

- 4 保険医療機関が、精神障害者である患者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う施設又は福祉ホーム（以下「精神障害者施設」という。）に入所若しくは通所しているもの又は介護老人保健施設に入所しているものの同意を得て、当該精神障害者施設又は介護老人保健施設に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者の社会復帰の促進に必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。
- 5 保険医療機関が、診療に基づき患者の同意を得て、介護老人保健施設又は介護医療院に対して、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。
- 6 保険医療機関が、認知症の状態にある患者について、診断に基づき認知症に関する専門の保険医療機関等での鑑別診断等の必要を認め、当該患者又はその家族等の同意を得て、認知症に関する専門の保険医療機関等に対して診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。
- 7 保険医療機関が、児童福祉法第6条の2第3

項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者、同法第56条の6第2項に規定する障害児である患者又はアナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者について、診療に基づき当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者が通園又は通学する同法第39条第1項に規定する保育所又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）等の学校医等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者が学校生活等を送るに当たり必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

8 保険医療機関が、患者の退院日の属する月又はその翌月に、添付の必要を認め、当該患者の同意を得て、別の保険医療機関、精神障害者施設又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に対して、退院後の治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報その他の必要な情報を添付して紹介を行った場合は、200点を所定点数に加算する。

9 区分番号B005-4に掲げるハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅱ)の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅱ)に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等の患者の同意を得て、検査結果、画像診断に係る画像情報その他の必要な情報を添付してハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅱ)に規定する別の保険医療機関に対して紹介を行った場合は、ハイリスク妊婦紹介加算として、当該患者の妊娠中1回に限り200点を所定点数に加算する。

項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者、同法第56条の6第2項に規定する障害児である患者又はアナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者について、診療に基づき当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者が通園又は通学する同法第39条第1項に規定する保育所又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）等の学校医等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者が学校生活等を送るに当たり必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

8 保険医療機関が、患者の退院日の属する月又はその翌月に、添付の必要を認め、当該患者の同意を得て、別の保険医療機関、精神障害者施設又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に対して、退院後の治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報その他の必要な情報を添付して紹介を行った場合は、200点を所定点数に加算する。

9 区分番号B005-4に掲げるハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅱ)の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅱ)に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等の患者の同意を得て、検査結果、画像診断に係る画像情報その他の必要な情報を添付してハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅱ)に規定する別の保険医療機関に対して紹介を行った場合は、ハイリスク妊婦紹介加算として、当該患者の妊娠中1回に限り200点を所定点数に加算する。

- 10 保険医療機関が、認知症の疑いのある患者について専門医療機関での鑑別診断等の必要を認め、当該患者又はその家族等の同意を得て、当該専門医療機関に対して、診療状況を示す文書を添えて、患者の紹介を行った場合は、認知症専門医療機関紹介加算として、100点を所定点数に加算する。
- 11 保険医療機関が、認知症の専門医療機関において既に認知症と診断された患者であって入院中の患者以外のものについて症状が増悪した場合に、当該患者又はその家族等の同意を得て、当該専門医療機関に対して、診療状況を示す文書を添えて当該患者の紹介を行った場合は、認知症専門医療機関連携加算として、50点を所定点数に加算する。
- 12 精神科以外の診療科を標榜^{ぼう}する保険医療機関が、入院中の患者以外の患者について、うつ病等の精神障害の疑いによりその診断治療等の必要性を認め、当該患者の同意を得て、精神科を標榜^{ぼう}する別の保険医療機関に当該患者が受診する日の予約を行った上で患者の紹介を行った場合は、精神科医連携加算として、200点を所定点数に加算する。
- 13 保険医療機関が、治療計画に基づいて長期継続的にインターフェロン治療が必要な肝炎の患者であって入院中の患者以外のものの同意を得て、当該保険医療機関と連携して治療を行う肝疾患に関する専門医療機関に対して、治療計画に基づく診療状況を示す文書を添えて当該患者の紹介を行った場合は、肝炎インターフェロン治療連携加算として、50点を所定点数に加算す

- 10 保険医療機関が、認知症の疑いのある患者について専門医療機関での鑑別診断等の必要を認め、当該患者又はその家族等の同意を得て、当該専門医療機関に対して、診療状況を示す文書を添えて、患者の紹介を行った場合は、認知症専門医療機関紹介加算として、100点を所定点数に加算する。
- 11 保険医療機関が、認知症の専門医療機関において既に認知症と診断された患者であって入院中の患者以外のものについて症状が増悪した場合に、当該患者又はその家族等の同意を得て、当該専門医療機関に対して、診療状況を示す文書を添えて当該患者の紹介を行った場合は、認知症専門医療機関連携加算として、50点を所定点数に加算する。
- 12 精神科以外の診療科を標榜^{ぼう}する保険医療機関が、入院中の患者以外の患者について、うつ病等の精神障害の疑いによりその診断治療等の必要性を認め、当該患者の同意を得て、精神科を標榜^{ぼう}する別の保険医療機関に当該患者が受診する日の予約を行った上で患者の紹介を行った場合は、精神科医連携加算として、200点を所定点数に加算する。
- 13 保険医療機関が、治療計画に基づいて長期継続的にインターフェロン治療が必要な肝炎の患者であって入院中の患者以外のものの同意を得て、当該保険医療機関と連携して治療を行う肝疾患に関する専門医療機関に対して、治療計画に基づく診療状況を示す文書を添えて当該患者の紹介を行った場合は、肝炎インターフェロン治療連携加算として、50点を所定点数に加算す

る。

14 保険医療機関が、患者の口腔機能の管理の必要を認め、歯科診療を行う他の保険医療機関に対して、患者又はその家族等の同意を得て、診療情報を示す文書を添えて、当該患者の紹介を行った場合は、歯科医療機関連携加算 1 として、100点を所定点数に加算する。

15 保険医療機関が、周術期等における口腔機能管理の必要を認め、患者又はその家族等の同意を得て、歯科を標榜する他の保険医療機関に当該患者が受診する日の予約を行った上で当該患者の紹介を行った場合は、歯科医療機関連携加算 2 として100点を所定点数に加算する。

16 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、患者の退院日の属する月又はその翌月に、連携する保険医療機関において区分番号 A 2 4 6 の注 4 に掲げる地域連携診療計画加算を算定して当該連携保険医療機関を退院した患者（あらかじめ共有されている地域連携診療計画に係る入院中の患者以外の患者に限る。）の同意を得て、当該連携保険医療機関に対して、診療状況を示す文書を添えて当該患者の地域連携診療計画に基づく療養に係る必要な情報を提供した場合に、地域連携診療計画加算として、50点を所定点数に加算する。

17 保険医療機関が、患者の同意を得て、当該患者が入院又は入所する保険医療機関又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に対して文書で診療情報を提供する際、当該患者に対して定期的に訪問看護を行っている訪問看護ステーショ

る。

14 保険医療機関が、患者の口腔機能の管理の必要を認め、歯科診療を行う他の保険医療機関に対して、患者又はその家族等の同意を得て、診療情報を示す文書を添えて、当該患者の紹介を行った場合は、歯科医療機関連携加算 1 として、100点を所定点数に加算する。

15 保険医療機関が、周術期等における口腔機能管理の必要を認め、患者又はその家族等の同意を得て、歯科を標榜する他の保険医療機関に当該患者が受診する日の予約を行った上で当該患者の紹介を行った場合は、歯科医療機関連携加算 2 として100点を所定点数に加算する。

16 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、患者の退院日の属する月又はその翌月に、連携する保険医療機関において区分番号 A 2 4 6 の注 4 に掲げる地域連携診療計画加算を算定して当該連携保険医療機関を退院した患者（あらかじめ共有されている地域連携診療計画に係る入院中の患者以外の患者に限る。）の同意を得て、当該連携保険医療機関に対して、診療状況を示す文書を添えて当該患者の地域連携診療計画に基づく療養に係る必要な情報を提供した場合に、地域連携診療計画加算として、50点を所定点数に加算する。

17 保険医療機関が、患者の同意を得て、当該患者が入院又は入所する保険医療機関又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に対して文書で診療情報を提供する際、当該患者に対して定期的に訪問看護を行っている訪問看護ステーショ

ンから得た療養に係る情報を添付して紹介を行った場合は、療養情報提供加算として、50点を所定点数に加算する。

- 18 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、患者の紹介を行う際に、検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容、退院時要約等の診療記録のうち主要なものについて、他の保険医療機関に対し、電子的方法により閲覧可能な形式で提供した場合又は電子的に送受される診療情報提供書に添付した場合に、検査・画像情報提供加算として、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、イについては、注8に規定する加算を算定する場合は算定しない。

イ 退院する患者について、当該患者の退院日の属する月又はその翌月に、必要な情報を提供した場合 200点

ロ 入院中の患者以外の患者について、必要な情報を提供した場合 30点

B 0 0 9 - 2 電子的診療情報評価料 30点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、別の保険医療機関から診療情報提供書の提供を受けた患者に係る検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容、退院時要約等の診療記録のうち主要なものについて、電子的方法により閲覧又は受信し、当該患者の診療に活用した場合に算定する。

B 0 1 0 診療情報提供料Ⅱ 500点

注 保険医療機関が、治療法の選択等に関して当該

ンから得た療養に係る情報を添付して紹介を行った場合は、療養情報提供加算として、50点を所定点数に加算する。

- 18 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、患者の紹介を行う際に、検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容、退院時要約等の診療記録のうち主要なものについて、他の保険医療機関に対し、電子的方法により閲覧可能な形式で提供した場合又は電子的に送受される診療情報提供書に添付した場合に、検査・画像情報提供加算として、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、イについては、注8に規定する加算を算定する場合は算定しない。

イ 退院する患者について、当該患者の退院日の属する月又はその翌月に、必要な情報を提供した場合 200点

ロ 入院中の患者以外の患者について、必要な情報を提供した場合 30点

B 0 0 9 - 2 電子的診療情報評価料 30点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、別の保険医療機関から診療情報提供書の提供を受けた患者に係る検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容、退院時要約等の診療記録のうち主要なものについて、電子的方法により閲覧又は受信し、当該患者の診療に活用した場合に算定する。

B 0 1 0 診療情報提供料Ⅱ 500点

注 保険医療機関が、治療法の選択等に関して当該

保険医療機関以外の医師の意見を求める患者からの要望を受けて、治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報その他の別の医療機関において必要な情報を添付し、診療状況を示す文書を患者に提供することを通じて、患者が当該保険医療機関以外の医師の助言を得るための支援を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

B 0 1 0 - 2 診療情報連携共有料 120点

注1 歯科診療を担う別の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、検査結果、投薬内容等を文書により提供した場合に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき3月に1回に限り算定する。

2 区分番号B 0 0 9に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)
(同一の保険医療機関に対して紹介を行った場合に限る。)を算定した同一月においては、別に算定できない。

B 0 1 1 連携強化診療情報提供料 150点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす他の保険医療機関から紹介され、又は別に厚生労働大臣が定める基準を満たす他の保険医療機関へ紹介した患者について、当該他の保険医療機関からの求めに応じて、又は当該他の保険医療機関と共同して当該患者の治療管理を継続的に行う旨の合意に基づき、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合(区分番号A 0 0 0に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該保険医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りでない。)に、提供する保険医療機関ごとに患

保険医療機関以外の医師の意見を求める患者からの要望を受けて、治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報その他の別の医療機関において必要な情報を添付し、診療状況を示す文書を患者に提供することを通じて、患者が当該保険医療機関以外の医師の助言を得るための支援を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

B 0 1 0 - 2 診療情報連携共有料 120点

注1 歯科診療を担う別の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、検査結果、投薬内容等を文書により提供した場合に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき3月に1回に限り算定する。

2 区分番号B 0 0 9に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)
(同一の保険医療機関に対して紹介を行った場合に限る。)を算定した同一月においては、別に算定できない。

B 0 1 1 連携強化診療情報提供料 150点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす他の保険医療機関から紹介された患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合(区分番号A 0 0 0に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該保険医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りでない。)に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき月1回に限り算定する。

者1人につき3月に1回に限り算定する。
(削る)

(削る)

2 注1に該当しない場合であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関

2 注1に該当しない場合であって、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす外来機能報告対象病院等（医療法第30条の18の5第1項第2号の規定に基づき、同法第30条の18の2第1項第1号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所として都道府県が公表したものに限る。）である保険医療機関において、他の保険医療機関（許可病床の数が200未満の病院又は診療所に限る。）から紹介された患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号A000に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該保険医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りではない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき月1回に限り算定する。

3 注1又は注2に該当しない場合であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、他の保険医療機関から紹介された患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号A000に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該保険医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りではない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき月1回に限り算定する。

4 注1から注3までのいずれにも該当しない場合であって、別に厚生労働大臣が定める施設基

において、他の保険医療機関から紹介され、又は他の保険医療機関へ紹介した難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病の患者（当該疾病が疑われる患者を含む。以下この項において単に「指定難病の患者」という。）又はてんかんの患者（当該疾病が疑われる患者を含む。以下この項において同じ。）について、当該他の保険医療機関からの求めに応じ、又は当該他の保険医療機関と共同して当該患者の治療管理を継続的に行う旨の合意に基づき、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号A000に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該保険医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りではない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき3月に1回に限り算定する。

- 3 注1及び注2に該当しない場合であって、他の保険医療機関（別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関に限る。以下この注において同じ。）から紹介され、又は他の保険医療機関へ紹介した指定難病の患者又はてんかんの患者について、当該他の保険医療機関からの求めに応じ、又は当該他の保険医療機関と共同して当該患者の治療管理を継続的に行う旨の合意に基づき、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号A000に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該保険医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りではない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき3月に1

準を満たす保険医療機関において、他の保険医療機関から紹介された難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病の患者又はてんかんの患者（当該疾病が疑われる患者を含む。）について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号A000に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該保険医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りではない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき月1回に限り算定する。

（新設）

回に限り算定する。

4 注1から注3までのいずれにも該当しない場合であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、他の保険医療機関から紹介され、又は他の保険医療機関へ紹介した妊娠中の患者について、当該他の保険医療機関からの求めに応じて、又は当該他の保険医療機関と共同して当該患者の治療管理を継続的に行う旨の合意に基づき、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号A000に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該保険医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りでない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき3月に1回に限り算定する。

5 注1から注4までのいずれにも該当しない場合であって、他の保険医療機関（別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関に限る。以下この注において同じ。）から紹介され、又は他の保険医療機関へ紹介した妊娠中の患者について、当該他の保険医療機関からの求めに応じて、又は当該他の保険医療機関と共同して当該患者の治療管理を継続的に行う旨の合意に基づき、患者の同意を得て、診療状況を示

5 注1から注4までのいずれにも該当しない場合であって、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、他の保険医療機関から紹介された妊娠中の患者について、当該患者を紹介した他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合（区分番号A000に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該保険医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りでない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき3月に1回（別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、産科若しくは産婦人科を標榜する保険医療機関から紹介された妊娠中の患者又は産科若しくは産婦人科を標榜する別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、他の保険医療機関から紹介された妊娠中の患者について、診療に基づき、頻回の情報提供の必要を認め、当該患者を紹介した他の保険医療機関に情報提供を行った場合にあっては、月1回）に限り算定する。（新設）

す文書を提供した場合（区分番号A000に掲げる初診料を算定する日を除く。ただし、当該保険医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこの限りでない。）に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき3月に1回に限り算定する。

- 6 区分番号B009に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)
（同一の保険医療機関に対して紹介を行った場合に限る。）を算定した月は、別に算定できない。

B011-2 削除

B011-3 薬剤情報提供料 4点

注1 入院中の患者以外の患者に対して、処方した薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を文書により提供した場合に、月1回に限り（処方の内容に変更があった場合は、その都度）算定する。

2 注1の場合において、処方した薬剤の名称を当該患者の求めに応じて患者の薬剤服用歴等を経時的に記録する手帳（以下単に「手帳」という。）に記載した場合には、手帳記載加算として、3点を所定点数に加算する。

3 保険薬局において調剤を受けるために処方箋を交付した患者については、算定しない。

B011-4 医療機器安全管理料

- 1 臨床工学技士が配置されている保険医療機関において、生命維持管理装置を用いて治療を行う場合（1月につき） 100点
2 放射線治療機器の保守管理、精度管理等の体制が整えられている保険医療機関において、放射線治療計画を策定する場合（一連につき）

- 6 区分番号B009に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)
（同一の保険医療機関に対して紹介を行った場合に限る。）を算定した月は、別に算定できない。

B011-2 削除

B011-3 薬剤情報提供料 4点

注1 入院中の患者以外の患者に対して、処方した薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を文書により提供した場合に、月1回に限り（処方の内容に変更があった場合は、その都度）算定する。

2 注1の場合において、処方した薬剤の名称を当該患者の求めに応じて患者の薬剤服用歴等を経時的に記録する手帳（以下単に「手帳」という。）に記載した場合には、手帳記載加算として、3点を所定点数に加算する。

3 保険薬局において調剤を受けるために処方箋を交付した患者については、算定しない。

B011-4 医療機器安全管理料

- 1 臨床工学技士が配置されている保険医療機関において、生命維持管理装置を用いて治療を行う場合（1月につき） 100点
2 放射線治療機器の保守管理、精度管理等の体制が整えられている保険医療機関において、放射線治療計画を策定する場合（一連につき）

	1,100点		1,100点
注1	1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、生命維持管理装置を用いて治療を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。	注1	1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、生命維持管理装置を用いて治療を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。
2	2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療が必要な患者に対して、放射線治療計画に基づいて治療を行った場合に算定する。	2	2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療が必要な患者に対して、放射線治療計画に基づいて治療を行った場合に算定する。
B011-5	がんゲノムプロファイリング評価提供料	B011-5	がんゲノムプロファイリング評価提供料
	12,000点		12,000点
注	別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査により得られた包括的なゲノムプロファイルの結果について、当該検査結果を医学的に解釈するためのがん薬物療法又は遺伝医学に関する専門的な知識及び技能を有する医師、遺伝カウンセリング技術を有する者等による検討会での検討を経た上で患者に提供し、かつ、治療方針等について文書を用いて当該患者に説明した場合に、患者1人につき1回に限り算定する。	注	別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査により得られた包括的なゲノムプロファイルの結果について、当該検査結果を医学的に解釈するためのがん薬物療法又は遺伝医学に関する専門的な知識及び技能を有する医師、遺伝カウンセリング技術を有する者等による検討会での検討を経た上で患者に提供し、かつ、治療方針等について文書を用いて当該患者に説明した場合に、患者1人につき1回に限り算定する。
B011-6	栄養情報連携料	B011-6	栄養情報連携料
	70点		70点
注1	区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料を算定する患者に対して、退院後の栄養食事管理について指導を行った内容及び入院中の栄養管理に関する情報を示す文書を用いて説明し、これを他の保険医療機関、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム又は障	注1	区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料を算定する患者に対して、退院後の栄養食事管理について指導を行った内容及び入院中の栄養管理に関する情報を示す文書を用いて説明し、これを他の保険医療機関、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム又は障

害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等若しくは児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設（以下この区分番号において「保険医療機関等」という。）の医師又は管理栄養士に情報提供し、共有した場合に、入院中1回に限り算定する。

2 注1に該当しない場合であって、当該保険医療機関を退院後に他の保険医療機関等に転院又は入所する患者であって栄養管理計画が策定されているものについて、患者又はその家族等の同意を得て、入院中の栄養管理に関する情報を示す文書を用いて当該他の保険医療機関等の管理栄養士に情報提供し、共有した場合に、入院中に1回に限り算定する。

3 区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2は、別に算定できない。

B012 傷病手当金意見書交付料 100点

注 健康保険法第99条第1項の規定による傷病手当金に係る意見書を交付した場合に算定する。

B013 療養費同意書交付料 100点

注 健康保険法第87条の規定による療養費（柔道整復以外の施術に係るものに限る。）に係る同意書を交付した場合に算定する。

B014 退院時薬剤情報管理指導料 90点

注 保険医療機関が、患者の入院時に当該患者が服薬中の医薬品等について確認するとともに、当該患者に対して入院中に使用した主な薬剤の名称（副作用が発現した場合については、当該副作用の概要、講じた措置等を含む。）に関して当該患者の手帳に記載した上で、退院に際して当該患者又

害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等若しくは児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設（以下この区分番号において「保険医療機関等」という。）の医師又は管理栄養士に情報提供し、共有した場合に、入院中1回に限り算定する。

2 注1に該当しない場合であって、当該保険医療機関を退院後に他の保険医療機関等に転院又は入所する患者であって栄養管理計画が策定されているものについて、患者又はその家族等の同意を得て、入院中の栄養管理に関する情報を示す文書を用いて当該他の保険医療機関等の管理栄養士に情報提供し、共有した場合に、入院中に1回に限り算定する。

3 区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2は、別に算定できない。

B012 傷病手当金意見書交付料 100点

注 健康保険法第99条第1項の規定による傷病手当金に係る意見書を交付した場合に算定する。

B013 療養費同意書交付料 100点

注 健康保険法第87条の規定による療養費（柔道整復以外の施術に係るものに限る。）に係る同意書を交付した場合に算定する。

B014 退院時薬剤情報管理指導料 90点

注1 保険医療機関が、患者の入院時に当該患者が服薬中の医薬品等について確認するとともに、当該患者に対して入院中に使用した主な薬剤の名称（副作用が発現した場合については、当該副作用の概要、講じた措置等を含む。）に関して当該患者の手帳に記載した上で、退院に際し

はその家族等に対して、退院後の薬剤の服用等に関する必要な指導を行った場合に、退院の日に1回に限り算定する。この場合において、同一日に、区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2（注1の規定により、入院中の保険医療機関の薬剤師が指導等を行った場合に限る。）は、別に算定できない。

（削る）

B015 精神科退院時共同指導料

- 1 精神科退院時共同指導料1（外来を担う保険医療機関又は在宅療養担当医療機関の場合）

イ 精神科退院時共同指導料Ⅰ 1,500点

ロ 精神科退院時共同指導料Ⅱ 900点

- 2 精神科退院時共同指導料2（入院医療を提供する保険医療機関の場合） 700点

注1 1のイについては、精神保健福祉法第29条若しくは第29条の2に規定する入院措置に係る患者、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第42条第1項第1号若しくは第61条第1項第1号に規定する同法による入院若しくは同法第42条第1項第2号に規定する同法による通院をしたことがあるもの又は当該入院の期間が1年以上のものに対して、当該患者の外来を担う保険医療機関又は在宅療養担当医療

て当該患者又はその家族等に対して、退院後の薬剤の服用等に関する必要な指導を行った場合に、退院の日に1回に限り算定する。この場合において、同一日に、区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2（注1の規定により、入院中の保険医療機関の薬剤師が指導等を行った場合に限る。）は、別に算定できない。

2 保険医療機関が、入院前の内服薬の変更をした患者又は服用を中止した患者について、保険薬局に対して、当該患者又はその家族等の同意を得て、その理由や変更又は中止後の当該患者の状況を文書により提供した場合に、退院時薬剤情報連携加算として、60点を所定点数に加算する。

B015 精神科退院時共同指導料

- 1 精神科退院時共同指導料1（外来を担う保険医療機関又は在宅療養担当医療機関の場合）

イ 精神科退院時共同指導料Ⅰ 1,500点

ロ 精神科退院時共同指導料Ⅱ 900点

- 2 精神科退院時共同指導料2（入院医療を提供する保険医療機関の場合） 700点

注1 1のイについては、精神保健福祉法第29条若しくは第29条の2に規定する入院措置に係る患者、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第42条第1項第1号若しくは第61条第1項第1号に規定する同法による入院若しくは同法第42条第1項第2号に規定する同法による通院をしたことがあるもの又は当該入院の期間が1年以上のものに対して、当該患者の外来を担う保険医療機関又は在宅療養担当医療

機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、当該患者が入院している他の保険医療機関と共同して、当該患者の同意を得て、退院後の療養上必要な説明及び指導を行った上で、支援計画を作成し、文書により情報提供した場合に、入院中に1回に限り算定する。

2 1のロについては、療養生活環境の整備のため重点的な支援を要する患者に対して、当該患者の外来を担う保険医療機関又は在宅療養担当医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、当該患者が入院している他の保険医療機関と共同して、当該患者の同意を得て、退院後の療養上必要な説明及び指導を行った上で、支援計画を作成し、文書により情報提供した場合に、入院中に1回に限り算定する。

3 1について、区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料、区分番号B002に掲げる開放型病院共同指導料Ⅱ、区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1、区分番号C000に掲げる往診料、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ又は区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅲは別に算定できない。

4 2については、精神病棟に入院している患者であって、他の保険医療機関において1を算定するものに対して、当該患者が入院している保

機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、当該患者が入院している他の保険医療機関と共同して、当該患者の同意を得て、退院後の療養上必要な説明及び指導を行った上で、支援計画を作成し、文書により情報提供した場合に、入院中に1回に限り算定する。

2 1のロについては、療養生活環境の整備のため重点的な支援を要する患者に対して、当該患者の外来を担う保険医療機関又は在宅療養担当医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、当該患者が入院している他の保険医療機関と共同して、当該患者の同意を得て、退院後の療養上必要な説明及び指導を行った上で、支援計画を作成し、文書により情報提供した場合に、入院中に1回に限り算定する。

3 1について、区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料、区分番号B002に掲げる開放型病院共同指導料Ⅱ、区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1、区分番号C000に掲げる往診料、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ又は区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅲは別に算定できない。

4 2については、精神病棟に入院している患者であって、他の保険医療機関において1を算定するものに対して、当該患者が入院している保

険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、当該患者の外来を担う保険医療機関又は在宅療養担当医療機関と共同して、当該患者の同意を得て、退院後の療養上必要な説明及び指導を行った上で、支援計画を作成し、文書により情報提供した場合に、入院中に1回に限り算定する。ただし、区分番号B003に掲げる開放型病院共同指導料Ⅱ、区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2又は区分番号I011に掲げる精神科退院指導料は、別に算定できない。

B016からB018まで 削除

第2節 削除

第3節 特定保険医療材料料

区分

B200 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数
注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第2部 在宅医療

通則

- 1 在宅医療の費用は、第1節又は第2節の各区分の所定点数により算定する。
- 2 在宅療養指導管理に当たって患者に対して薬剤を使用した場合は、前号により算定した点数及び第3節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 在宅療養指導管理に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を支給した場合は、前2号により算定した点数及び第4節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 4 第1節又は第2節に掲げられていない在宅医療であって特

険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、当該患者の外来を担う保険医療機関又は在宅療養担当医療機関と共同して、当該患者の同意を得て、退院後の療養上必要な説明及び指導を行った上で、支援計画を作成し、文書により情報提供した場合に、入院中に1回に限り算定する。ただし、区分番号B003に掲げる開放型病院共同指導料Ⅱ、区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2又は区分番号I011に掲げる精神科退院指導料は、別に算定できない。

B016からB018まで 削除

第2節 削除

第3節 特定保険医療材料料

区分

B200 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数
注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第2部 在宅医療

通則

- 1 在宅医療の費用は、第1節又は第2節の各区分の所定点数により算定する。
- 2 在宅療養指導管理に当たって患者に対して薬剤を使用した場合は、前号により算定した点数及び第3節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 在宅療養指導管理に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を支給した場合は、前2号により算定した点数及び第4節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 4 第1節又は第2節に掲げられていない在宅医療であって特

殊なものの費用は、第1節又は第2節に掲げられている在宅医療のうちで最も近似する在宅医療の各区分の所定点数により算定する。

- 5 組織的な感染防止対策につき区分番号A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において、第1節の各区分に掲げる在宅患者診療・指導料のうち次に掲げるものを算定した場合は、外来感染対策向上加算として、月1回に限り6点を所定点数に加算する。ただし、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者に対して適切な感染防止対策を講じた上で、第1節の各区分に掲げる在宅患者診療・指導料のうち次に掲げるものを算定した場合には、発熱患者等対応加算として、月1回に限り20点を更に所定点数に加算する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料の注11、区分番号A001に掲げる再診料の注15、第1部の通則第3号又は区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料の注14にそれぞれ規定する外来感染対策向上加算を算定した月は、別に算定できない。

イ 在宅患者訪問診療料Ⅰ
ロ 在宅患者訪問診療料Ⅱ
ハ 在宅患者訪問看護・指導料
ニ 同一建物居住者訪問看護・指導料
ホ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料
ヘ 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料
ト 在宅患者訪問薬剤管理指導料
チ 在宅患者訪問栄養食事指導料
リ 在宅患者緊急時等カンファレンス料

- 6 感染症対策に関する医療機関間の連携体制につき区分番号A000に掲げる初診料の注12及び区分番号A001に掲げ

殊なものの費用は、第1節又は第2節に掲げられている在宅医療のうちで最も近似する在宅医療の各区分の所定点数により算定する。

- 5 組織的な感染防止対策につき区分番号A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）において、第1節の各区分に掲げる在宅患者診療・指導料のうち次に掲げるものを算定した場合は、外来感染対策向上加算として、月1回に限り6点を所定点数に加算する。ただし、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者に対して適切な感染防止対策を講じた上で、第1節の各区分に掲げる在宅患者診療・指導料のうち次に掲げるものを算定した場合には、発熱患者等対応加算として、月1回に限り20点を更に所定点数に加算する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料の注11、区分番号A001に掲げる再診料の注15、第1部の通則第3号又は区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料の注13にそれぞれ規定する外来感染対策向上加算を算定した月は、別に算定できない。

イ 在宅患者訪問診療料Ⅰ
ロ 在宅患者訪問診療料Ⅱ
ハ 在宅患者訪問看護・指導料
ニ 同一建物居住者訪問看護・指導料
ホ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料
ヘ 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料
ト 在宅患者訪問薬剤管理指導料
チ 在宅患者訪問栄養食事指導料
リ 在宅患者緊急時等カンファレンス料

- 6 感染症対策に関する医療機関間の連携体制につき区分番号A000に掲げる初診料の注12及び区分番号A001に掲げ

る再診料の注16に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、前号に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、連携強化加算として、月1回に限り3点を更に所定点数に加算する。

7 感染防止対策に資する情報を提供する体制につき区分番号A000に掲げる初診料の注13及び区分番号A001に掲げる再診料の注17に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、第5号に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、サーベイランス強化加算として、月1回に限り1点を更に所定点数に加算する。

8 抗菌薬の使用状況につき区分番号A000に掲げる初診料の注14及び区分番号A001に掲げる再診料の注18に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、第5号に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、抗菌薬適正使用体制加算として、月1回に限り5点を更に所定点数に加算する。

第1節 在宅患者診療・指導料

区分

C000 往診料 720点

注1 別に厚生労働大臣が定める時間において入院中の患者以外の患者に対して診療に従事している場合に緊急に行う往診、夜間（深夜を除く。）又は休日の往診、深夜の往診を行った場合には、在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院（地域において在宅療養を提供する診療所がないことにより、当該地域における退院後の患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する病院であって、別に厚生労働大臣が定める施設基

る再診料の注16に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、前号に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、連携強化加算として、月1回に限り3点を更に所定点数に加算する。

7 感染防止対策に資する情報を提供する体制につき区分番号A000に掲げる初診料の注13及び区分番号A001に掲げる再診料の注17に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、第5号に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、サーベイランス強化加算として、月1回に限り1点を更に所定点数に加算する。

8 抗菌薬の使用状況につき区分番号A000に掲げる初診料の注14及び区分番号A001に掲げる再診料の注18に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、第5号に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、抗菌薬適正使用体制加算として、月1回に限り5点を更に所定点数に加算する。

第1節 在宅患者診療・指導料

区分

C000 往診料 720点

注1 別に厚生労働大臣が定める時間において入院中の患者以外の患者に対して診療に従事している場合に緊急に行う往診、夜間（深夜を除く。）又は休日の往診、深夜の往診を行った場合には、在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院（地域において在宅療養を提供する診療所がないことにより、当該地域における退院後の患者に対する在宅療養の提供に主たる責任を有する病院であって、別に厚生労働大臣が定める施設基

準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものをいう。以下この表において同じ。）等の区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算する。

イ 別に厚生労働大臣が定める患者に対し、在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの保険医が行う場合

(1) 病床を有する場合

① 緊急往診加算	850点
② 夜間・休日往診加算	1,700点
③ 深夜往診加算	2,700点

(2) 病床を有しない場合

① 緊急往診加算	750点
② 夜間・休日往診加算	1,500点
③ 深夜往診加算	2,500点

ロ 別に厚生労働大臣が定める患者に対し、在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（イに規定するものを除く。）の保険医が行う場合

(1) 緊急往診加算	650点
(2) 夜間・休日往診加算	1,300点
(3) 深夜往診加算	2,300点

ハ 別に厚生労働大臣が定める患者に対し、イからロまでに掲げるもの以外の保険医療機関の保険医が行う場合

(1) 緊急往診加算	325点
(2) 夜間・休日往診加算	650点
(3) 深夜往診加算	1,300点

ニ 別に厚生労働大臣が定める患者以外の患者に対して行う場合

準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものをいう。以下この表において同じ。）等の区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算する。

イ 別に厚生労働大臣が定める患者に対し、在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの保険医が行う場合

(1) 病床を有する場合

① 緊急往診加算	850点
② 夜間・休日往診加算	1,700点
③ 深夜往診加算	2,700点

(2) 病床を有しない場合

① 緊急往診加算	750点
② 夜間・休日往診加算	1,500点
③ 深夜往診加算	2,500点

ロ 別に厚生労働大臣が定める患者に対し、在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（イに規定するものを除く。）の保険医が行う場合

(1) 緊急往診加算	650点
(2) 夜間・休日往診加算	1,300点
(3) 深夜往診加算	2,300点

ハ 別に厚生労働大臣が定める患者に対し、イからロまでに掲げるもの以外の保険医療機関の保険医が行う場合

(1) 緊急往診加算	325点
(2) 夜間・休日往診加算	650点
(3) 深夜往診加算	1,300点

ニ 別に厚生労働大臣が定める患者以外の患者に対して行う場合

(1) 緊急往診加算	325点
(2) 夜間・休日往診加算	405点
(3) 深夜往診加算	485点
- 2 患家における診療時間が1時間を超えた場合は、患家診療時間加算として、30分又はその端数を増すごとに、100点を所定点数に加算する。
- 3 在宅で死亡した患者（往診を行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した患者を含む。）に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に、区分番号B 0 0 4に掲げる退院時共同指導料1を算定し、かつ、往診を実施した場合には、当該患者に係る区分等に従い、在宅ターミナルケア加算として、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。この場合において、区分番号C 0 0 1の注6に規定する在宅ターミナルケア加算及び区分番号C 0 0 1－2の注5に規定する在宅ターミナルケア加算は算定できない。ただし、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、在宅医療充実体制加算、在宅療養実績加算1又は在宅療養実績加算2として、それぞれ2,000点、750点又は500点を、がん患者に対して酸素療法を行っていた場合は酸素療法加算として2,000点を更に所定点数に加算する。
- イ 有料老人ホームその他これに準ずる施設（以下この区分番号、区分番号C 0 0 1及び区分番号C 0 0 1－2において「有料老人ホーム等」という。）に入居する患者以外の患者

(1) 緊急往診加算	325点
(2) 夜間・休日往診加算	405点
(3) 深夜往診加算	485点
- 2 患家における診療時間が1時間を超えた場合は、患家診療時間加算として、30分又はその端数を増すごとに、100点を所定点数に加算する。
- 3 在宅で死亡した患者（往診を行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した患者を含む。）に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に、区分番号B 0 0 4に掲げる退院時共同指導料1を算定し、かつ、往診を実施した場合には、当該患者に係る区分等に従い、在宅ターミナルケア加算として、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。この場合において、区分番号C 0 0 1の注6に規定する在宅ターミナルケア加算及び区分番号C 0 0 1－2の注5に規定する在宅ターミナルケア加算は算定できない。ただし、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、在宅緩和ケア充実診療所・病院加算、在宅療養実績加算1又は在宅療養実績加算2として、それぞれ1,000点、750点又は500点を、がん患者に対して酸素療法を行っていた場合は酸素療法加算として2,000点を更に所定点数に加算する。
- イ 有料老人ホームその他これに準ずる施設（以下この区分番号、区分番号C 0 0 1及び区分番号C 0 0 1－2において「有料老人ホーム等」という。）に入居する患者以外の患者

- (1) 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの場合
 - ① 病床を有する場合 6,500点
 - ② 病床を有しない場合 5,500点
- (2) 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（(1)に規定するものを除く。）の場合 4,500点
- (3) (1)及び(2)に掲げるものの以外の場合 3,500点
- ロ 有料老人ホーム等に入居する患者
 - (1) 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの場合
 - ① 病床を有する場合 6,500点
 - ② 病床を有しない場合 5,500点
 - (2) 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（(1)に規定するものを除く。）の場合 4,500点
 - (3) (1)及び(2)に掲げるものの以外の場合 3,500点
- 4 往診を行い、在宅で患者を看取った場合（注3に規定する在宅ターミナルケア加算を算定する場合に限る。）には、看取り加算として、3,000点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号C001の注7（区分番号C001－2の注6の規定により準用する場合を含む。）に規定する看取り加算は算定できない。
- 5 患家において死亡診断を行った場合は、死亡診断加算として、200点を所定点数に加算する。ただし、注4に規定する加算を算定する場合

- (1) 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの場合
 - ① 病床を有する場合 6,500点
 - ② 病床を有しない場合 5,500点
- (2) 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（(1)に規定するものを除く。）の場合 4,500点
- (3) (1)及び(2)に掲げるものの以外の場合 3,500点
- ロ 有料老人ホーム等に入居する患者
 - (1) 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの場合
 - ① 病床を有する場合 6,500点
 - ② 病床を有しない場合 5,500点
 - (2) 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（(1)に規定するものを除く。）の場合 4,500点
 - (3) (1)及び(2)に掲げるものの以外の場合 3,500点
- 4 往診を行い、在宅で患者を看取った場合（注3に規定する在宅ターミナルケア加算を算定する場合に限る。）には、看取り加算として、3,000点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号C001の注7（区分番号C001－2の注6の規定により準用する場合を含む。）に規定する看取り加算は算定できない。
- 5 患家において死亡診断を行った場合は、死亡診断加算として、200点を所定点数に加算する。ただし、注4に規定する加算を算定する場合

は、算定できない。

- 6 保険医療機関の所在地と患家の所在地との距離が16キロメートルを超えた場合又は海路による往診を行った場合で、特殊の事情があったときの往診料は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 7 往診に要した交通費は、患家の負担とする。
- 8 注1のイからハまでについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の保険医が行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、在宅医療充実体制加算、在宅療養実績加算1又は在宅療養実績加算2として、200点、75点又は50点を、それぞれ更に所定点数に加算する。
- 9 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院が、当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関（在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるもの以外の保険医療機関に限る。）によって計画的な医学管理の下に主治医として定期的に訪問診療を行っている患者に対して、往診を行った場合、往診時医療情報連携加算として200点を所定点数に加算する。
- 10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホーム（以下この注において「介護保険施設等」という。）の協力医療機関であって、当該介護保険施設等に入所している患者の病状の急変等に伴い、往診を行った場合

は、算定できない。

- 6 保険医療機関の所在地と患家の所在地との距離が16キロメートルを超えた場合又は海路による往診を行った場合で、特殊の事情があったときの往診料は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 7 往診に要した交通費は、患家の負担とする。
- 8 注1のイからハまでについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の保険医が行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、在宅緩和ケア充実診療所・病院加算、在宅療養実績加算1又は在宅療養実績加算2として、100点、75点又は50点を、それぞれ更に所定点数に加算する。
- 9 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院が、当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関（在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院以外の保険医療機関に限る。）によって計画的な医学管理の下に主治医として定期的に訪問診療を行っている患者に対して、往診を行った場合、往診時医療情報連携加算として200点を所定点数に加算する。
- 10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホーム（以下この注において「介護保険施設等」という。）の協力医療機関であって、当該介護保険施設等に入所している患者の病状の急変等に伴い、往診を行った場合

に、介護保険施設等連携往診加算として、200点を所定点数に加算する。

C 0 0 1 在宅患者訪問診療料(Ⅱ) (1日につき)

1 在宅患者訪問診療料 1

イ 同一建物居住者以外の場合 890点

ロ 同一建物居住者の場合 215点

2 在宅患者訪問診療料 2

イ 同一建物居住者以外の場合 886点

ロ 同一建物居住者の場合 189点

注1 1については、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合（区分番号A 0 0 0に掲げる初診料を算定する初診の日に訪問して診療を行った場合及び有料老人ホーム等に併設される保険医療機関が、当該有料老人ホーム等に入居している患者に対して行った場合を除く。）に、当該患者が同一建物居住者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問診療を行う場合の当該患者をいう。以下この区分番号において同じ。）以外である場合はイを、当該患者が同一建物居住者である場合はロを、それぞれ、当該患者1人につき週3回（同一の患者について、イ及びロを併せて算定する場合において同じ。）に限り（別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者に対する場合を除く。）算定する。この場合において、区分番号A 0 0 1に掲げる再診料、区分番号A 0 0 2に掲げる外来診療料又は区分番号C 0 0 0に掲げる往診料は、算定しない。

に、介護保険施設等連携往診加算として、200点を所定点数に加算する。

C 0 0 1 在宅患者訪問診療料(Ⅱ) (1日につき)

1 在宅患者訪問診療料 1

イ 同一建物居住者以外の場合 888点

ロ 同一建物居住者の場合 213点

2 在宅患者訪問診療料 2

イ 同一建物居住者以外の場合 884点

ロ 同一建物居住者の場合 187点

注1 1については、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合（区分番号A 0 0 0に掲げる初診料を算定する初診の日に訪問して診療を行った場合及び有料老人ホーム等に併設される保険医療機関が、当該有料老人ホーム等に入居している患者に対して行った場合を除く。）に、当該患者が同一建物居住者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問診療を行う場合の当該患者をいう。以下この区分番号において同じ。）以外である場合はイを、当該患者が同一建物居住者である場合はロを、それぞれ、当該患者1人につき週3回（同一の患者について、イ及びロを併せて算定する場合において同じ。）に限り（別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者に対する場合を除く。）算定する。この場合において、区分番号A 0 0 1に掲げる再診料、区分番号A 0 0 2に掲げる外来診療料又は区分番号C 0 0 0に掲げる往診料は、算定しない。

- 2 2については、区分番号C 0 0 2に掲げる在宅時医学総合管理料、区分番号C 0 0 2－2に掲げる施設入居時等医学総合管理料又は区分番号C 0 0 3に掲げる在宅がん医療総合診療料の算定要件を満たす他の保険医療機関の求めに応じ、当該他の保険医療機関から紹介された患者に対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に訪問して診療を行った場合（有料老人ホーム等に併設される保険医療機関が、当該有料老人ホーム等に入居している患者に対して行った場合を除く。）に、当該患者が同一建物居住者以外である場合はイを、当該患者が同一建物居住者である場合はロを、当該患者1人につき、訪問診療を開始した日の属する月から起算して6月（別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者に対する場合を除く。）を限度として、月1回に限り算定する。この場合において、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料、区分番号A 0 0 1に掲げる再診料、区分番号A 0 0 2に掲げる外来診療料又は区分番号C 0 0 0に掲げる往診料は、算定しない。
- 3 1について、保険医療機関が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問診療を行う必要性を認め、計画的な医学的管理の下に、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して訪問診療を行った場合は、注1の規定にかかわらず、1月に1回に限り、当該診療の日から14日以内に行った訪問診療については14日を限度として算定する。
- 4 6歳未満の乳幼児に対して訪問診療を行った場合には、乳幼児加算として、400点を所定点

- 2 2については、区分番号C 0 0 2に掲げる在宅時医学総合管理料、区分番号C 0 0 2－2に掲げる施設入居時等医学総合管理料又は区分番号C 0 0 3に掲げる在宅がん医療総合診療料の算定要件を満たす他の保険医療機関の求めに応じ、当該他の保険医療機関から紹介された患者に対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に訪問して診療を行った場合（有料老人ホーム等に併設される保険医療機関が、当該有料老人ホーム等に入居している患者に対して行った場合を除く。）に、当該患者が同一建物居住者以外である場合はイを、当該患者が同一建物居住者である場合はロを、当該患者1人につき、訪問診療を開始した日の属する月から起算して6月（別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者に対する場合を除く。）を限度として、月1回に限り算定する。この場合において、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料、区分番号A 0 0 1に掲げる再診料、区分番号A 0 0 2に掲げる外来診療料又は区分番号C 0 0 0に掲げる往診料は、算定しない。
- 3 1について、保険医療機関が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問診療を行う必要性を認め、計画的な医学的管理の下に、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して訪問診療を行った場合は、注1の規定にかかわらず、1月に1回に限り、当該診療の日から14日以内に行った訪問診療については14日を限度として算定する。
- 4 6歳未満の乳幼児に対して訪問診療を行った場合には、乳幼児加算として、400点を所定点

数に加算する。

- 5 患家における診療時間が1時間を超えた場合は、患家診療時間加算として、30分又はその端数を増すごとに、100点を所定点数に加算する

。

- 6 在宅で死亡した患者（往診又は訪問診療を行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した患者を含む。）に対してその死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上の往診若しくは訪問診療を実施した場合（1を算定する場合に限る。）又は区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1を算定し、かつ、訪問診療を実施した場合（1を算定する場合に限る。）には、当該患者に係る区分等に従い、在宅ターミナルケア加算として、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算する。この場合において、区分番号C000の注3に規定する在宅ターミナルケア加算は算定できない。ただし、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、在宅医療充実体制加算、在宅療養実績加算1又は在宅療養実績加算2として、それぞれ2,000点、750点又は500点を、がん患者に対して酸素療法を行っていた場合は酸素療法加算として2,000点を更に所定点数に加算する。

イ 有料老人ホーム等に入居する患者以外の患者

- (i) 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの場合

数に加算する。

- 5 患家における診療時間が1時間を超えた場合は、患家診療時間加算として、30分又はその端数を増すごとに、100点を所定点数に加算する

。

- 6 在宅で死亡した患者（往診又は訪問診療を行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した患者を含む。）に対してその死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上の往診若しくは訪問診療を実施した場合（1を算定する場合に限る。）又は区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1を算定し、かつ、訪問診療を実施した場合（1を算定する場合に限る。）には、当該患者に係る区分等に従い、在宅ターミナルケア加算として、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算する。この場合において、区分番号C000の注3に規定する在宅ターミナルケア加算は算定できない。ただし、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、在宅緩和ケア充実診療所・病院加算、在宅療養実績加算1又は在宅療養実績加算2として、それぞれ1,000点、750点又は500点を、がん患者に対して酸素療法を行っていた場合は酸素療法加算として2,000点を更に所定点数に加算する。

イ 有料老人ホーム等に入居する患者以外の患者

- (i) 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの場合

- ① 病床を有する場合 6,500点
- ② 病床を有しない場合 5,500点
- (2) 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（(1)に規定するものを除く。）の場合 4,500点
- (3) (1)及び(2)に掲げるもの以外の場合 3,500点
- ロ 有料老人ホーム等に入居する患者
 - (1) 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの場合
 - ① 病床を有する場合 6,500点
 - ② 病床を有しない場合 5,500点
 - (2) 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（(1)に規定するものを除く。）の場合 4,500点
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもの以外の場合 3,500点
- 7 往診又は訪問診療を行い、在宅で患者を看取った場合（1を算定する場合に限る。）には、看取り加算として、3,000点を所定点数に加算する。
- 8 死亡診断を行った場合（1を算定する場合に限る。）には、死亡診断加算として、200点を所定点数に加算する。ただし、注7に規定する加算を算定する場合は、算定できない。
- 9 保険医療機関の所在地と患家の所在地との距離が16キロメートルを超えた場合又は海路による訪問診療を行った場合で、特殊の事情があったときの在宅患者訪問診療料(1)は、別に厚生労働大臣が定めるところによって算定する。

- ① 病床を有する場合 6,500点
- ② 病床を有しない場合 5,500点
- (2) 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（(1)に規定するものを除く。）の場合 4,500点
- (3) (1)及び(2)に掲げるもの以外の場合 3,500点
- ロ 有料老人ホーム等に入居する患者
 - (1) 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの場合
 - ① 病床を有する場合 6,500点
 - ② 病床を有しない場合 5,500点
 - (2) 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（(1)に規定するものを除く。）の場合 4,500点
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもの以外の場合 3,500点
- 7 往診又は訪問診療を行い、在宅で患者を看取った場合（1を算定する場合に限る。）には、看取り加算として、3,000点を所定点数に加算する。
- 8 死亡診断を行った場合（1を算定する場合に限る。）には、死亡診断加算として、200点を所定点数に加算する。ただし、注7に規定する加算を算定する場合は、算定できない。
- 9 保険医療機関の所在地と患家の所在地との距離が16キロメートルを超えた場合又は海路による訪問診療を行った場合で、特殊の事情があったときの在宅患者訪問診療料(1)は、別に厚生労働大臣が定めるところによって算定する。

- 10 往診料を算定する往診の日の翌日までに行った訪問診療（在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の保険医が行ったものを除く。）の費用は算定しない。
- 11 訪問診療に要した交通費は、患家の負担とする。
- 12 1について、在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定める基準に適合しなくなった場合には、当該基準に適合しなくなった後の直近1月に限り、同一患者につき同一月において訪問診療を5回以上実施した場合における5回目以降の当該訪問診療については、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。
- 13 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認等により得られる情報を踏まえて計画的な医学管理の下に、訪問して診療を行った場合は、在宅医療DX情報活用加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注16、区分番号A001に掲げる再診料の注19若しくは区分番号A002に掲げる外来診療料の注10にそれぞれ規定する電子的診療情報連携体制整備加算、区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料の注8に規定する在宅医療DX情報活用加算又は区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注17（区分番

- 10 往診料を算定する往診の日の翌日までに行った訪問診療（在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の保険医が行ったものを除く。）の費用は算定しない。
- 11 訪問診療に要した交通費は、患家の負担とする。
- 12 1について、在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定める基準に適合しなくなった場合には、当該基準に適合しなくなった後の直近1月に限り、同一患者につき同一月において訪問診療を5回以上実施した場合における5回目以降の当該訪問診療については、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。
- 13 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認等により得られる情報を踏まえて計画的な医学管理の下に、訪問して診療を行った場合は、在宅医療DX情報活用加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注15、区分番号A001に掲げる再診料の注19若しくは区分番号A002に掲げる外来診療料の注10にそれぞれ規定する医療情報取得加算、区分番号A000に掲げる初診料の注16に規定する医療DX推進体制整備加算、区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料の注8に規定する在宅医療DX情報活用加算又は区

号C005-1-2の注8の規定により準用する場合を含む。)若しくは区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料の注18にそれぞれ規定する訪問看護医療DX情報活用加算を算定した月は、在宅医療DX情報活用加算は算定できない。

- イ 在宅医療DX情報活用加算 1 11点
- ロ 在宅医療DX情報活用加算 2 9点

C001-2 在宅患者訪問診療料Ⅱ(1日につき) 152点

注1 有料老人ホーム等に併設される保険医療機関が、当該施設に入居している患者に対して、次のいずれかに該当する訪問診療を行った場合に算定する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料又は区分番号C000に掲げる往診料は、算定しない。

- イ 当該保険医療機関が、区分番号C002に掲げる在宅時医学総管理料又は区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総管理料の算定要件を満たす保険医療機関として、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合(区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に訪問して診療を行った場合を除く。)
- ロ 区分番号C002に掲げる在宅時医学総管理料、区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総管理料又は区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料の算定要

分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注17(区分番号C005-1-2の注6の規定により準用する場合を含む。)若しくは区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料の注17にそれぞれ規定する訪問看護医療DX情報活用加算を算定した月は、在宅医療DX情報活用加算は算定できない。

- イ 在宅医療DX情報活用加算 1 11点
- ロ 在宅医療DX情報活用加算 2 9点

C001-2 在宅患者訪問診療料Ⅱ(1日につき) 150点

注1 有料老人ホーム等に併設される保険医療機関が、当該施設に入居している患者に対して、次のいずれかに該当する訪問診療を行った場合に算定する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料又は区分番号C000に掲げる往診料は、算定しない。

- イ 当該保険医療機関が、区分番号C002に掲げる在宅時医学総管理料又は区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総管理料の算定要件を満たす保険医療機関として、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合(区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に訪問して診療を行った場合を除く。)
- ロ 区分番号C002に掲げる在宅時医学総管理料、区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総管理料又は区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料の算定要

件を満たす他の保険医療機関の求めに応じ、当該他の保険医療機関から紹介された患者に対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に訪問して診療を行った場合

2 注1のイの場合については、当該患者1人につき週3回（別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者に対する場合を除く。）に限り算定する。

3 注1のロの場合については、当該患者1人につき訪問診療を開始した日の属する月から起算して6月（別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者に対する場合を除く。）を限度として、月1回に限り算定する。

4 注1のイの場合について、保険医療機関が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問診療を行う必要性を認め、計画的な医学管理の下に、訪問診療を行った場合は、注2の規定にかかわらず、1月に1回に限り、当該診療の日から14日以内に行った訪問診療については14日を限度として算定する。

5 患者の居住する有料老人ホーム等で死亡した患者（往診又は訪問診療を行った後、24時間以内に当該有料老人ホーム等以外で死亡した患者を含む。）に対してその死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上の往診若しくは訪問診療を実施した場合（注1のイの場合に限る。）又は区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1を算定し、かつ、訪問診療を実施した場合（注1のイの場合に限る。）には、在宅ターミナルケア加算として、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算する。この場合において、区分

件を満たす他の保険医療機関の求めに応じ、当該他の保険医療機関から紹介された患者に対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に訪問して診療を行った場合

2 注1のイの場合については、当該患者1人につき週3回（別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者に対する場合を除く。）に限り算定する。

3 注1のロの場合については、当該患者1人につき訪問診療を開始した日の属する月から起算して6月（別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者に対する場合を除く。）を限度として、月1回に限り算定する。

4 注1のイの場合について、保険医療機関が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問診療を行う必要性を認め、計画的な医学管理の下に、訪問診療を行った場合は、注2の規定にかかわらず、1月に1回に限り、当該診療の日から14日以内に行った訪問診療については14日を限度として算定する。

5 患者の居住する有料老人ホーム等で死亡した患者（往診又は訪問診療を行った後、24時間以内に当該有料老人ホーム等以外で死亡した患者を含む。）に対してその死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上の往診若しくは訪問診療を実施した場合（注1のイの場合に限る。）又は区分番号B004に掲げる退院時共同指導料1を算定し、かつ、訪問診療を実施した場合（注1のイの場合に限る。）には、在宅ターミナルケア加算として、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算する。この場合において、区分

番号C 0 0 0の注3に規定する在宅ターミナルケア加算は算定できない。ただし、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、在宅医療充実体制加算、在宅療養実績加算1又は在宅療養実績加算2として、それぞれ2,000点、750点又は500点を、がん患者に対して酸素療法を行っていた場合は酸素療法加算として2,000点を、更に所定点数に加算する。

イ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの場合

(1) 病床を有する場合	6,200点
(2) 病床を有しない場合	5,200点

ロ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（イに規定するものを除く。）の場合
4,200点

ハ イ及びロに掲げるもの以外の場合
3,200点

6 区分番号C 0 0 1の注4、注5、注7、注8、注10、注12及び注13の規定は、在宅患者訪問診療料Ⅲについて準用する。この場合において、同注7中「在宅」とあるのは「患者の入居する有料老人ホーム等」と、「1を算定する場合」とあるのは「注1のイの場合」と、同注8中「1を算定する場合」とあるのは「注1のイの場合」と、「注7に規定する加算」とあるのは「注6において準用するC 0 0 1の注7に規定する加算」、同注12中「1について」とあるのは「注1のイについて」と読み替えるものとする。

番号C 0 0 0の注3に規定する在宅ターミナルケア加算は算定できない。ただし、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、在宅緩和ケア充実診療所・病院加算、在宅療養実績加算1又は在宅療養実績加算2として、それぞれ1,000点、750点又は500点を、がん患者に対して酸素療法を行っていた場合は酸素療法加算として2,000点を、更に所定点数に加算する。

イ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの場合

(1) 病床を有する場合	6,200点
(2) 病床を有しない場合	5,200点

ロ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（イに規定するものを除く。）の場合
4,200点

ハ イ及びロに掲げるもの以外の場合
3,200点

6 区分番号C 0 0 1の注4、注5、注7、注8、注10、注12及び注13の規定は、在宅患者訪問診療料Ⅲについて準用する。この場合において、同注7中「在宅」とあるのは「患者の入居する有料老人ホーム等」と、「1を算定する場合」とあるのは「注1のイの場合」と、同注8中「1を算定する場合」とあるのは「注1のイの場合」と、「注7に規定する加算」とあるのは「注6において準用するC 0 0 1の注7に規定する加算」、同注12中「1について」とあるのは「注1のイについて」と読み替えるものとする。

る。

C 0 0 2 在宅時医学総合管理料（月 1 回）

- 1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの場合

イ 病床を有する場合

- (1) 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月 2 回以上訪問診療を行っている場合

- ① 単一建物診療患者が 1 人の場合

5,385 点

- ② 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合

4,485 点

- ③ 単一建物診療患者が 10 人以上 19 人以下の場合

2,865 点

- ④ 単一建物診療患者が 20 人以上 49 人以下の場合

2,400 点

- ⑤ ①から④まで以外の場合

2,110 点

- (2) 月 2 回以上訪問診療を行っている場合（(1)の場合を除く。）

- ① 単一建物診療患者が 1 人の場合

4,485 点

- ② 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合

2,385 点

- ③ 単一建物診療患者が 10 人以上 19 人以下の場合

1,185 点

- ④ 単一建物診療患者が 20 人以上 49 人以下の場合

1,065 点

- ⑤ ①から④まで以外の場合

905 点

- (3) 月 2 回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち 1 回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（(1)及び(2)の場合を除く。）

る。

C 0 0 2 在宅時医学総合管理料（月 1 回）

- 1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの場合

イ 病床を有する場合

- (1) 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月 2 回以上訪問診療を行っている場合

- ① 単一建物診療患者が 1 人の場合

5,385 点

- ② 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合

4,485 点

- ③ 単一建物診療患者が 10 人以上 19 人以下の場合

2,865 点

- ④ 単一建物診療患者が 20 人以上 49 人以下の場合

2,400 点

- ⑤ ①から④まで以外の場合

2,110 点

- (2) 月 2 回以上訪問診療を行っている場合（(1)の場合を除く。）

- ① 単一建物診療患者が 1 人の場合

4,485 点

- ② 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合

2,385 点

- ③ 単一建物診療患者が 10 人以上 19 人以下の場合

1,185 点

- ④ 単一建物診療患者が 20 人以上 49 人以下の場合

1,065 点

- ⑤ ①から④まで以外の場合

905 点

- (3) 月 2 回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち 1 回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（(1)及び(2)の場合を除く。）

- ① 単一建物診療患者が1人の場合
3,014点
- ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
1,670点
- ③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合
865点
- ④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合
780点
- ⑤ ①から④まで以外の場合
660点
- (4) 月1回訪問診療を行っている場合
- ① 単一建物診療患者が1人の場合
2,745点
- ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
1,485点
- ③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合
765点
- ④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合
670点
- ⑤ ①から④まで以外の場合
575点
- (5) 月1回訪問診療等を行っている場合であつて、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合
- ① 単一建物診療患者が1人の場合
1,500点
- ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
828点
- ③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合
425点
- ④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合
373点
- ⑤ ①から④まで以外の場合
317点

- ① 単一建物診療患者が1人の場合
3,014点
- ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
1,670点
- ③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合
865点
- ④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合
780点
- ⑤ ①から④まで以外の場合
660点
- (4) 月1回訪問診療を行っている場合
- ① 単一建物診療患者が1人の場合
2,745点
- ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
1,485点
- ③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合
765点
- ④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合
670点
- ⑤ ①から④まで以外の場合
575点
- (5) 月1回訪問診療等を行っている場合であつて、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合
- ① 単一建物診療患者が1人の場合
1,500点
- ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
828点
- ③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合
425点
- ④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合
373点
- ⑤ ①から④まで以外の場合
317点

ロ 病床を有しない場合

(1) 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月2回以上訪問診療を行っている場合

① 単一建物診療患者が1人の場合
4,985点

② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
4,125点

③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合
2,625点

④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合
2,205点

⑤ ①から④まで以外の場合 1,935点

(2) 月2回以上訪問診療を行っている場合 (1)の場合を除く。)

① 単一建物診療患者が1人の場合
4,085点

② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
2,185点

③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合
1,085点

④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合
970点

⑤ ①から④まで以外の場合 825点

(3) 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合 (1)及び(2)の場合を除く。)

① 単一建物診療患者が1人の場合
2,774点

② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
1,550点

ロ 病床を有しない場合

(1) 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月2回以上訪問診療を行っている場合

① 単一建物診療患者が1人の場合
4,985点

② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
4,125点

③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合
2,625点

④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合
2,205点

⑤ ①から④まで以外の場合 1,935点

(2) 月2回以上訪問診療を行っている場合 (1)の場合を除く。)

① 単一建物診療患者が1人の場合
4,085点

② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
2,185点

③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合
1,085点

④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合
970点

⑤ ①から④まで以外の場合 825点

(3) 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合 (1)及び(2)の場合を除く。)

① 単一建物診療患者が1人の場合
2,774点

② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
1,550点

- ③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 805点
- ④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 720点
- ⑤ ①から④まで以外の場合 611点
- (4) 月1回訪問診療を行っている場合
 - ① 単一建物診療患者が1人の場合 2,505点
 - ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 1,365点
 - ③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 705点
 - ④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 615点
 - ⑤ ①から④まで以外の場合 525点
- (5) 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合
 - ① 単一建物診療患者が1人の場合 1,380点
 - ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 768点
 - ③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 395点
 - ④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 344点
 - ⑤ ①から④まで以外の場合 292点
- 2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（1に規定するものを除く。）の場合
 - イ 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月2回以上訪問診療を行っている場合

- ③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 805点
- ④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 720点
- ⑤ ①から④まで以外の場合 611点
- (4) 月1回訪問診療を行っている場合
 - ① 単一建物診療患者が1人の場合 2,505点
 - ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 1,365点
 - ③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 705点
 - ④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 615点
 - ⑤ ①から④まで以外の場合 525点
- (5) 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合
 - ① 単一建物診療患者が1人の場合 1,380点
 - ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 768点
 - ③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 395点
 - ④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 344点
 - ⑤ ①から④まで以外の場合 292点
- 2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（1に規定するものを除く。）の場合
 - イ 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月2回以上訪問診療を行っている場合

- (1) 単一建物診療患者が1人の場合 4,585点
 - (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 3,765点
 - (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 2,385点
 - (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 2,010点
 - (5) (1)から(4)まで以外の場合 1,765点
- ロ 月2回以上訪問診療を行っている場合（イの場合を除く。）
- (1) 単一建物診療患者が1人の場合 3,685点
 - (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 1,985点
 - (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 985点
 - (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 875点
 - (5) (1)から(4)まで以外の場合 745点
- ハ 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（イ及びロの場合を除く。）
- (1) 単一建物診療患者が1人の場合 2,554点
 - (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 1,450点
 - (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 765点
 - (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 679点
 - (5) (1)から(4)まで以外の場合 578点
- ニ 月1回訪問診療を行っている場合
- (1) 単一建物診療患者が1人の場合 2,285点

- (1) 単一建物診療患者が1人の場合 4,585点
 - (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 3,765点
 - (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 2,385点
 - (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 2,010点
 - (5) (1)から(4)まで以外の場合 1,765点
- ロ 月2回以上訪問診療を行っている場合（イの場合を除く。）
- (1) 単一建物診療患者が1人の場合 3,685点
 - (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 1,985点
 - (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 985点
 - (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 875点
 - (5) (1)から(4)まで以外の場合 745点
- ハ 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（イ及びロの場合を除く。）
- (1) 単一建物診療患者が1人の場合 2,554点
 - (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 1,450点
 - (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 765点
 - (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 679点
 - (5) (1)から(4)まで以外の場合 578点
- ニ 月1回訪問診療を行っている場合
- (1) 単一建物診療患者が1人の場合 2,285点

- (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 1,265点
- (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 665点
- (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 570点
- (5) (1)から(4)まで以外の場合 490点
- ホ 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合
 - (1) 単一建物診療患者が1人の場合 1,270点
 - (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 718点
 - (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 375点
 - (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 321点
 - (5) (1)から(4)まで以外の場合 275点
- 3 1及び2に掲げるもの以外の場合
 - イ 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月に2回以上訪問診療を行っている場合
 - (1) 単一建物診療患者が1人の場合 3,435点
 - (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 2,820点
 - (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 1,785点
 - (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 1,500点
 - (5) (1)から(4)まで以外の場合 1,315点
 - ロ 月2回以上訪問診療を行っている場合（イの場合を除く。）

- (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 1,265点
- (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 665点
- (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 570点
- (5) (1)から(4)まで以外の場合 490点
- ホ 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合
 - (1) 単一建物診療患者が1人の場合 1,270点
 - (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 718点
 - (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 375点
 - (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 321点
 - (5) (1)から(4)まで以外の場合 275点
- 3 1及び2に掲げるもの以外の場合
 - イ 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月に2回以上訪問診療を行っている場合
 - (1) 単一建物診療患者が1人の場合 3,435点
 - (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 2,820点
 - (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 1,785点
 - (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 1,500点
 - (5) (1)から(4)まで以外の場合 1,315点
 - ロ 月2回以上訪問診療を行っている場合（イの場合を除く。）

(1) 単一建物診療患者が1人の場合	2,735点
(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合	1,460点
(3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合	735点
(4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合	655点
(5) (1)から(4)まで以外の場合	555点
ハ 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（イ及びロの場合を除く。）	
(1) 単一建物診療患者が1人の場合	2,014点
(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合	1,165点
(3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合	645点
(4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合	573点
(5) (1)から(4)まで以外の場合	487点
ニ 月1回訪問診療を行っている場合	
(1) 単一建物診療患者が1人の場合	1,745点
(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合	980点
(3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合	545点
(4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合	455点
(5) (1)から(4)まで以外の場合	395点
ホ 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合	

(1) 単一建物診療患者が1人の場合	2,735点
(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合	1,460点
(3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合	735点
(4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合	655点
(5) (1)から(4)まで以外の場合	555点
ハ 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（イ及びロの場合を除く。）	
(1) 単一建物診療患者が1人の場合	2,014点
(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合	1,165点
(3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合	645点
(4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合	573点
(5) (1)から(4)まで以外の場合	487点
ニ 月1回訪問診療を行っている場合	
(1) 単一建物診療患者が1人の場合	1,745点
(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合	980点
(3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合	545点
(4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合	455点
(5) (1)から(4)まで以外の場合	395点
ホ 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合	

- (1) 単一建物診療患者が1人の場合 1,000点
- (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 575点
- (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 315点
- (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 264点
- (5) (1) から (4) まで以外の場合 225点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所、在宅療養支援病院及び許可病床数が200床未満の病院（在宅療養支援病院を除く。）に限る。）において、在宅での療養を行っている患者（特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホームその他入居している施設において療養を行っている患者（以下「施設入居者等」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的な訪問診療を行っている場合に、訪問回数及び単一建物診療患者（当該患者が居住する建物に居住する者のうち、当該保険医療機関が訪問診療を実施し、医学管理を行っているものをいう。以下この表において同じ。）の人数に従い、所定点数を月1回に限り算定する。

- 2 注1において、処方箋を交付しない場合は、300点を所定点数に加算する。
- 3 在宅時医学総合管理料を算定すべき医学管理を行った場合においては、別に厚生労働大臣が定める診療に係る費用及び投薬の費用は、所定点数に含まれるものとする。

- (1) 単一建物診療患者が1人の場合 1,000点
- (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 575点
- (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 315点
- (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 264点
- (5) (1) から (4) まで以外の場合 225点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所、在宅療養支援病院及び許可病床数が200床未満の病院（在宅療養支援病院を除く。）に限る。）において、在宅での療養を行っている患者（特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホームその他入居している施設において療養を行っている患者（以下「施設入居者等」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的な訪問診療を行っている場合に、訪問回数及び単一建物診療患者（当該患者が居住する建物に居住する者のうち、当該保険医療機関が訪問診療を実施し、医学管理を行っているものをいう。以下この表において同じ。）の人数に従い、所定点数を月1回に限り算定する。

- 2 注1において、処方箋を交付しない場合は、300点を所定点数に加算する。
- 3 在宅時医学総合管理料を算定すべき医学管理を行った場合においては、別に厚生労働大臣が定める診療に係る費用及び投薬の費用は、所定点数に含まれるものとする。

- 4 在宅医療に移行後、当該点数を算定した日の属する月から起算して3月以内の期間、月1回に限り、在宅移行早期加算として、100点を所定点数に加算する。ただし、在宅医療に移行後、1年を経過した患者については算定しない。
- 5 在宅時医学総合管理料を算定すべき医学管理に関し特別な管理を必要とする患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものに限る。）に対して、1月に4回以上の往診又は訪問診療を行った場合には、患者1人につき1回に限り、頻回訪問加算として、次に掲げる点数を所定点数に加算する。
- | | |
|------------|------|
| イ 初回の場合 | 800点 |
| ロ 2回目以降の場合 | 300点 |
- 6 区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総合管理料を算定している患者については算定しない。
- 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ更に所定点数に加算する。
- イ 在宅医療充実体制加算
- | | |
|----------------------------|-------------|
| (1) 単一建物診療患者が1人の場合 | <u>800点</u> |
| (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 | <u>400点</u> |
| (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 | <u>200点</u> |
| (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 | <u>170点</u> |
| (5) (1)から(4)まで以外の場合 | <u>150点</u> |

- 4 在宅医療に移行後、当該点数を算定した日の属する月から起算して3月以内の期間、月1回に限り、在宅移行早期加算として、100点を所定点数に加算する。ただし、在宅医療に移行後、1年を経過した患者については算定しない。
- 5 在宅時医学総合管理料を算定すべき医学管理に関し特別な管理を必要とする患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものに限る。）に対して、1月に4回以上の往診又は訪問診療を行った場合には、患者1人につき1回に限り、頻回訪問加算として、次に掲げる点数を所定点数に加算する。
- | | |
|------------|------|
| イ 初回の場合 | 800点 |
| ロ 2回目以降の場合 | 300点 |
- 6 区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総合管理料を算定している患者については算定しない。
- 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ更に所定点数に加算する。
- イ 在宅緩和ケア充実診療所・病院加算
- | | |
|----------------------------|-------------|
| (1) 単一建物診療患者が1人の場合 | <u>400点</u> |
| (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 | <u>200点</u> |
| (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 | <u>100点</u> |
| (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 | <u>85点</u> |
| (5) (1)から(4)まで以外の場合 | <u>75点</u> |

ロ 在宅療養実績加算 1	
(1) 単一建物診療患者が 1 人の場合	300点
(2) 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合	150点
(3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合	75点
(4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合	63点
(5) (1) から (4) まで以外の場合	56点
ハ 在宅療養実績加算 2	
(1) 単一建物診療患者が 1 人の場合	200点
(2) 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合	100点
(3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合	50点
(4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合	43点
(5) (1) から (4) まで以外の場合	38点
8 3 について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合には、それぞれ所定点数の100分の80に相当する点数を算定する。	
9 3 を算定する患者であって継続的に診療を行っているものに対して、保険医療機関が、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関において又は他の保険医療機関等との連携により、常時往診を行う体制等を確保した上で訪問診療を行った場合に、当該体制等に応じて、次に掲げる点数を所定点数に加算する。	
イ 在宅療養移行加算 1	316点
ロ 在宅療養移行加算 2	216点
ハ 在宅療養移行加算 3	216点

ロ 在宅療養実績加算 1	
(1) 単一建物診療患者が 1 人の場合	300点
(2) 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合	150点
(3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合	75点
(4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合	63点
(5) (1) から (4) まで以外の場合	56点
ハ 在宅療養実績加算 2	
(1) 単一建物診療患者が 1 人の場合	200点
(2) 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合	100点
(3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合	50点
(4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合	43点
(5) (1) から (4) まで以外の場合	38点
8 3 について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合には、それぞれ所定点数の100分の80に相当する点数を算定する。	
9 3 を算定する患者であって継続的に診療を行っているものに対して、保険医療機関が、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関において又は他の保険医療機関等との連携により、常時往診を行う体制等を確保した上で訪問診療を行った場合に、当該体制等に応じて、次に掲げる点数を所定点数に加算する。	
イ 在宅療養移行加算 1	316点
ロ 在宅療養移行加算 2	216点
ハ 在宅療養移行加算 3	216点

- ニ 在宅療養移行加算 4 116点
- 10 1のイの②から⑤まで、1のロの②から⑤まで、2のロからホまで及び3のロからホまでについて、別に厚生労働大臣が定める状態の患者については、包括的支援加算として、150点を所定点数に加算する。
- 11 区分番号I 0 0 2に掲げる通院・在宅精神療法を算定している患者であって、区分番号C 0 0 1に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅱ)の1を算定しているものについては、別に厚生労働大臣が定める状態の患者に限り、算定できるものとする。
- 12 1のイの③及び⑤、1のロの③及び⑤、2のハ及びホ並びに3のハ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- 13 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合は、在宅データ提出加算として、50点を所定点数に加算する。
- 14 1のイの①の③から⑤まで、1のイの②の③から⑤まで、1のイの③の③から⑤まで、1のイの④の③から⑤まで、1のイの⑤の③から⑤まで、1のロの①の③から⑤まで、1のロの②の③から⑤まで、1のロの③の③から⑤まで、1のロの④の③から⑤まで、1のロの⑤の③から⑤まで、2のイの③から⑤まで、2のロの③

- ニ 在宅療養移行加算 4 116点
- 10 1のイの②から⑤まで、1のロの②から⑤まで、2のロからホまで及び3のロからホまでについて、別に厚生労働大臣が定める状態の患者については、包括的支援加算として、150点を所定点数に加算する。
- 11 区分番号I 0 0 2に掲げる通院・在宅精神療法を算定している患者であって、区分番号C 0 0 1に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅱ)の1を算定しているものについては、別に厚生労働大臣が定める状態の患者に限り、算定できるものとする。
- 12 1のイの③及び⑤、1のロの③及び⑤、2のハ及びホ並びに3のハ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- 13 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合は、在宅データ提出加算として、50点を所定点数に加算する。
- 14 1のイの①の③から⑤まで、1のイの②の③から⑤まで、1のイの③の③から⑤まで、1のイの④の③から⑤まで、1のイの⑤の③から⑤まで、1のロの①の③から⑤まで、1のロの②の③から⑤まで、1のロの③の③から⑤まで、1のロの④の③から⑤まで、1のロの⑤の③から⑤まで、2のイの③から⑤まで、2のロの③

から⑤まで、2のハの③から⑤まで、2のニの③から⑤まで、2のホの③から⑤まで、3のイの③から⑤まで、3のロの③から⑤まで、3のハの③から⑤まで、3のニの③から⑤まで及び3のホの③から⑤までについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合には、それぞれ所定点数の100分の60に相当する点数を算定する。

- 15 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問診療を実施している保険医療機関の保険医が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの同意を得て、当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関の保険医、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、管理栄養士、介護支援専門員又は相談支援専門員等であって当該患者に関わる者が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて記録した当該患者に係る診療情報等を活用した上で、計画的な医学管理を行った場合に、在宅医療情報連携加算として、月1回に限り、100点を所定点数に加算する。

- 16 1のイの②、1のイの③、1のロの②、1のロの③、2のロ、2のハ、3のロ及び3のハについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合には、それぞれ1のイの④、1のイの④、1のロの④、1のロの④、2のニ、2のニ、

から⑤まで、2のハの③から⑤まで、2のニの③から⑤まで、2のホの③から⑤まで、3のイの③から⑤まで、3のロの③から⑤まで、3のハの③から⑤まで、3のニの③から⑤まで及び3のホの③から⑤までについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合には、それぞれ所定点数の100分の60に相当する点数を算定する。

- 15 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問診療を実施している保険医療機関の保険医が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの同意を得て、当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関の保険医、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、管理栄養士、介護支援専門員又は相談支援専門員等であって当該患者に関わる者が、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて記録した当該患者に係る診療情報等を活用した上で、計画的な医学管理を行った場合に、在宅医療情報連携加算として、月1回に限り、100点を所定点数に加算する。

(新設)

3のニ及び3のニを算定する。

C 0 0 2 - 2 施設入居時等医学総合管理料（月 1 回）

1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの場合

イ 病床を有する場合

(1) 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月 2 回以上訪問診療を行っている場合

① 単一建物診療患者が 1 人の場合

3,885点

② 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合

3,225点

③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合

2,865点

④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合

2,400点

⑤ ①から④まで以外の場合

2,110点

(2) 月 2 回以上訪問診療を行っている場合（(1)の場合を除く。）

① 単一建物診療患者が 1 人の場合

3,185点

② 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合

1,685点

③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合

1,185点

④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合

1,065点

⑤ ①から④まで以外の場合

905点

(3) 月 2 回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち 1 回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（(1)及び(2)の場合を除く。）

C 0 0 2 - 2 施設入居時等医学総合管理料（月 1 回）

1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であって別に厚生労働大臣が定めるものの場合

イ 病床を有する場合

(1) 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月 2 回以上訪問診療を行っている場合

① 単一建物診療患者が 1 人の場合

3,885点

② 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合

3,225点

③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合

2,865点

④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合

2,400点

⑤ ①から④まで以外の場合

2,110点

(2) 月 2 回以上訪問診療を行っている場合（(1)の場合を除く。）

① 単一建物診療患者が 1 人の場合

3,185点

② 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合

1,685点

③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合

1,185点

④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合

1,065点

⑤ ①から④まで以外の場合

905点

(3) 月 2 回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち 1 回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（(1)及び(2)の場合を除く。）

- ① 単一建物診療患者が1人の場合
2,234点
- ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
1,250点
- ③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合
865点
- ④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合
780点
- ⑤ ①から④まで以外の場合
660点
- (4) 月1回訪問診療を行っている場合
- ① 単一建物診療患者が1人の場合
1,965点
- ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
1,065点
- ③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合
765点
- ④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合
670点
- ⑤ ①から④まで以外の場合
575点
- (5) 月1回訪問診療等を行っている場合であつて、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合
- ① 単一建物診療患者が1人の場合
1,110点
- ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
618点
- ③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合
425点
- ④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合
373点
- ⑤ ①から④まで以外の場合
317点

- ① 単一建物診療患者が1人の場合
2,234点
- ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
1,250点
- ③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合
865点
- ④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合
780点
- ⑤ ①から④まで以外の場合
660点
- (4) 月1回訪問診療を行っている場合
- ① 単一建物診療患者が1人の場合
1,965点
- ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
1,065点
- ③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合
765点
- ④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合
670点
- ⑤ ①から④まで以外の場合
575点
- (5) 月1回訪問診療等を行っている場合であつて、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合
- ① 単一建物診療患者が1人の場合
1,110点
- ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
618点
- ③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合
425点
- ④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合
373点
- ⑤ ①から④まで以外の場合
317点

ロ 病床を有しない場合

(1) 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月2回以上訪問診療を行っている場合

① 単一建物診療患者が1人の場合
3,585点

② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
2,955点

③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合
2,625点

④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合
2,205点

⑤ ①から④まで以外の場合
1,935点

(2) 月2回以上訪問診療を行っている場合 (1)の場合を除く。)

① 単一建物診療患者が1人の場合
2,885点

② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
1,535点

③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合
1,085点

④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合
970点

⑤ ①から④まで以外の場合
825点

(3) 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合 (1)及び(2)の場合を除く。)

① 単一建物診療患者が1人の場合
2,054点

② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
1,160点

ロ 病床を有しない場合

(1) 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月2回以上訪問診療を行っている場合

① 単一建物診療患者が1人の場合
3,585点

② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
2,955点

③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合
2,625点

④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合
2,205点

⑤ ①から④まで以外の場合
1,935点

(2) 月2回以上訪問診療を行っている場合 (1)の場合を除く。)

① 単一建物診療患者が1人の場合
2,885点

② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
1,535点

③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合
1,085点

④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合
970点

⑤ ①から④まで以外の場合
825点

(3) 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合 (1)及び(2)の場合を除く。)

① 単一建物診療患者が1人の場合
2,054点

② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合
1,160点

- ③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 805点
- ④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 720点
- ⑤ ①から④まで以外の場合 611点
- (4) 月1回訪問診療を行っている場合
 - ① 単一建物診療患者が1人の場合 1,785点
 - ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 975点
 - ③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 705点
 - ④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 615点
 - ⑤ ①から④まで以外の場合 525点
- (5) 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合
 - ① 単一建物診療患者が1人の場合 1,020点
 - ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 573点
 - ③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 395点
 - ④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 344点
 - ⑤ ①から④まで以外の場合 292点
- 2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（1に規定するものを除く。）の場合
 - イ 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月2回以上訪問診療を行っている場合

- ③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 805点
- ④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 720点
- ⑤ ①から④まで以外の場合 611点
- (4) 月1回訪問診療を行っている場合
 - ① 単一建物診療患者が1人の場合 1,785点
 - ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 975点
 - ③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 705点
 - ④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 615点
 - ⑤ ①から④まで以外の場合 525点
- (5) 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合
 - ① 単一建物診療患者が1人の場合 1,020点
 - ② 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 573点
 - ③ 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 395点
 - ④ 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 344点
 - ⑤ ①から④まで以外の場合 292点
- 2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（1に規定するものを除く。）の場合
 - イ 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月2回以上訪問診療を行っている場合

(1) 単一建物診療患者が1人の場合	3,285点
(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合	2,685点
(3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合	2,385点
(4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合	2,010点
(5) (1)から(4)まで以外の場合	1,765点
ロ 月2回以上訪問診療を行っている場合（イの場合を除く。）	
(1) 単一建物診療患者が1人の場合	2,585点
(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合	1,385点
(3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合	985点
(4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合	875点
(5) (1)から(4)まで以外の場合	745点
ハ 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（イ及びロの場合を除く。）	
(1) 単一建物診療患者が1人の場合	1,894点
(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合	1,090点
(3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合	765点
(4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合	679点
(5) (1)から(4)まで以外の場合	578点
ニ 月1回訪問診療を行っている場合	
(1) 単一建物診療患者が1人の場合	1,625点

(1) 単一建物診療患者が1人の場合	3,285点
(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合	2,685点
(3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合	2,385点
(4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合	2,010点
(5) (1)から(4)まで以外の場合	1,765点
ロ 月2回以上訪問診療を行っている場合（イの場合を除く。）	
(1) 単一建物診療患者が1人の場合	2,585点
(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合	1,385点
(3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合	985点
(4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合	875点
(5) (1)から(4)まで以外の場合	745点
ハ 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（イ及びロの場合を除く。）	
(1) 単一建物診療患者が1人の場合	1,894点
(2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合	1,090点
(3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合	765点
(4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合	679点
(5) (1)から(4)まで以外の場合	578点
ニ 月1回訪問診療を行っている場合	
(1) 単一建物診療患者が1人の場合	1,625点

- (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 905点
- (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 665点
- (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 570点
- (5) (1)から(4)まで以外の場合 490点
- ホ 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合
 - (1) 単一建物診療患者が1人の場合 940点
 - (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 538点
 - (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 375点
 - (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 321点
 - (5) (1)から(4)まで以外の場合 275点
- 3 1及び2に掲げるもの以外の場合
 - イ 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月2回以上訪問診療を行っている場合
 - (1) 単一建物診療患者が1人の場合 2,435点
 - (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 2,010点
 - (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 1,785点
 - (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 1,500点
 - (5) (1)から(4)まで以外の場合 1,315点
 - ロ 月2回以上訪問診療を行っている場合（イの場合を除く。）

- (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 905点
- (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 665点
- (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 570点
- (5) (1)から(4)まで以外の場合 490点
- ホ 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合
 - (1) 単一建物診療患者が1人の場合 940点
 - (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 538点
 - (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 375点
 - (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 321点
 - (5) (1)から(4)まで以外の場合 275点
- 3 1及び2に掲げるもの以外の場合
 - イ 別に厚生労働大臣が定める状態の患者に対し、月2回以上訪問診療を行っている場合
 - (1) 単一建物診療患者が1人の場合 2,435点
 - (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 2,010点
 - (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 1,785点
 - (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 1,500点
 - (5) (1)から(4)まで以外の場合 1,315点
 - ロ 月2回以上訪問診療を行っている場合（イの場合を除く。）

- (1) 単一建物診療患者が1人の場合 1,935点
 (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 1,010点
 (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 735点
 (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 655点
 (5) (1)から(4)まで以外の場合 555点
- ハ 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（イ及びロの場合を除く。）
- (1) 単一建物診療患者が1人の場合 1,534点
 (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 895点
 (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 645点
 (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 573点
 (5) (1)から(4)まで以外の場合 487点
- ニ 月1回訪問診療を行っている場合
- (1) 単一建物診療患者が1人の場合 1,265点
 (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 710点
 (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 545点
 (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 455点
 (5) (1)から(4)まで以外の場合 395点
- ホ 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合

- (1) 単一建物診療患者が1人の場合 1,935点
 (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 1,010点
 (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 735点
 (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 655点
 (5) (1)から(4)まで以外の場合 555点
- ハ 月2回以上訪問診療等を行っている場合であって、うち1回以上情報通信機器を用いた診療を行っている場合（イ及びロの場合を除く。）
- (1) 単一建物診療患者が1人の場合 1,534点
 (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 895点
 (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 645点
 (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 573点
 (5) (1)から(4)まで以外の場合 487点
- ニ 月1回訪問診療を行っている場合
- (1) 単一建物診療患者が1人の場合 1,265点
 (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 710点
 (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 545点
 (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 455点
 (5) (1)から(4)まで以外の場合 395点
- ホ 月1回訪問診療等を行っている場合であって、2月に1回に限り情報通信機器を用いた診療を行っている場合

- (1) 単一建物診療患者が1人の場合 760点
- (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 440点
- (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 315点
- (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 264点
- (5) (1) から (4) まで以外の場合 225点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所、在宅療養支援病院及び許可病床数が200床未満の病院（在宅療養支援病院を除く。）に限る。）において、施設入居者等であって通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的な訪問診療を行っている場合、訪問回数及び単一建物診療患者の人数に従い、所定点数を月1回に限り算定する。

2 区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料を算定している患者については算定しない。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ更に所定点数に加算する。

イ 在宅医療充実体制加算

- (1) 単一建物診療患者が1人の場合 600点
- (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 300点
- (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合

- (1) 単一建物診療患者が1人の場合 760点
- (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 440点
- (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合 315点
- (4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合 264点
- (5) (1) から (4) まで以外の場合 225点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所、在宅療養支援病院及び許可病床数が200床未満の病院（在宅療養支援病院を除く。）に限る。）において、施設入居者等であって通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的な訪問診療を行っている場合、訪問回数及び単一建物診療患者の人数に従い、所定点数を月1回に限り算定する。

2 区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料を算定している患者については算定しない。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ更に所定点数に加算する。

イ 在宅緩和ケア充実診療所・病院加算

- (1) 単一建物診療患者が1人の場合 300点
- (2) 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 150点
- (3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合

場合	150点
(4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合	128点
(5) (1) から (4) まで以外の場合	113点
ロ 在宅療養実績加算 1	
(1) 単一建物診療患者が 1 人の場合	225点
(2) 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合	110点
(3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合	56点
(4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合	47点
(5) (1) から (4) まで以外の場合	42点
ハ 在宅療養実績加算 2	
(1) 単一建物診療患者が 1 人の場合	150点
(2) 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合	75点
(3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合	40点
(4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合	33点
(5) (1) から (4) まで以外の場合	30点
4 区分番号 I 0 0 2 に掲げる通院・在宅精神療 法を算定している患者であって、区分番号 C 0 0 1 に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱの 1 又は区 分番号 C 0 0 1－2 に掲げる在宅患者訪問診療 料Ⅱ（注 1 のイの場合に限る。）を算定してい るものについては、別に厚生労働大臣が定める 状態の患者に限り、算定できるものとする。	
5 区分番号 C 0 0 2 の注 2 から注 5 まで、注 8 から注 10 まで、 <u>注 12 から注 16</u> までの規定は、施	

場合	75点
(4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合	63点
(5) (1) から (4) まで以外の場合	56点
ロ 在宅療養実績加算 1	
(1) 単一建物診療患者が 1 人の場合	225点
(2) 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合	110点
(3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合	56点
(4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合	47点
(5) (1) から (4) まで以外の場合	42点
ハ 在宅療養実績加算 2	
(1) 単一建物診療患者が 1 人の場合	150点
(2) 単一建物診療患者が 2 人以上 9 人以下の場合	75点
(3) 単一建物診療患者が10人以上19人以下の場合	40点
(4) 単一建物診療患者が20人以上49人以下の場合	33点
(5) (1) から (4) まで以外の場合	30点
4 区分番号 I 0 0 2 に掲げる通院・在宅精神療 法を算定している患者であって、区分番号 C 0 0 1 に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱの 1 又は区 分番号 C 0 0 1－2 に掲げる在宅患者訪問診療 料Ⅱ（注 1 のイの場合に限る。）を算定してい るものについては、別に厚生労働大臣が定める 状態の患者に限り、算定できるものとする。	
5 区分番号 C 0 0 2 の注 2 から注 5 まで、注 8 から注 10 まで、 <u>注 14 及び注 15</u> までの規定は、施	

設入居時等医学総合管理料について準用する。
この場合において、同注3及び同注5中「在宅
時医学総合管理料」とあるのは、「施設入居時
等医学総合管理料」と読み替えるものとする。
(削る)

(削る)

C003 在宅がん医療総合診療料（1日につき）

- 1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であ
って別に厚生労働大臣が定めるものの場合
イ 病床を有する場合
 - (1) 保険薬局において調剤を受けるために処方
箋を交付する場合 1,800点
 - (2) 処方箋を交付しない場合 2,002点
- ロ 病床を有しない場合
 - (1) 保険薬局において調剤を受けるために処方
箋を交付する場合 1,650点
 - (2) 処方箋を交付しない場合 1,852点
- 2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（1
に規定するものを除く。）の場合
イ 保険薬局において調剤を受けるために処方箋
を交付する場合 1,495点

設入居時等医学総合管理料について準用する。
この場合において、同注3及び同注5中「在宅
時医学総合管理料」とあるのは、「施設入居時
等医学総合管理料」と読み替えるものとする。

- 6 1のイの(3)及び(5)、1のロの(3)及び(5)、2の
ハ及びホ並びに3のハ及びホについては、別に
厚生労働大臣が定める施設基準に適合している
ものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療
機関において行われる場合に限り算定する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し
ているものとして地方厚生局長等に届け出た保
険医療機関において、当該保険医療機関におけ
る診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデ
ータを継続して厚生労働省に提出している場合
は、在宅データ提出加算として、50点を所定
点数に加算する。

C003 在宅がん医療総合診療料（1日につき）

- 1 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院であ
って別に厚生労働大臣が定めるものの場合
イ 病床を有する場合
 - (1) 保険薬局において調剤を受けるために処方
箋を交付する場合 1,798点
 - (2) 処方箋を交付しない場合 2,000点
- ロ 病床を有しない場合
 - (1) 保険薬局において調剤を受けるために処方
箋を交付する場合 1,648点
 - (2) 処方箋を交付しない場合 1,850点
- 2 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（1
に規定するものを除く。）の場合
イ 保険薬局において調剤を受けるために処方箋
を交付する場合 1,493点

ロ 処方箋を交付しない場合 1,687点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に限る。）において、在宅での療養を行っている末期の悪性腫瘍の患者であって通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に総合的な医療を提供した場合に1週を単位として算定する。
- 2 死亡診断を行った場合は、死亡診断加算として、200点を所定点数に加算する。
- 3 注2に規定する加算及び特に規定するものを除き、診療に係る費用は、在宅がん医療総合診療料に含まれるものとする。
- 4 在宅がん医療総合診療に要した交通費は、患者の負担とする。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、在宅医療充実体制加算、在宅療養実績加算1又は在宅療養実績加算2として、300点、110点又は75点を、それぞれ更に所定点数に加算する
- 6 15歳未満の小児（児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、20歳未満の者）に対して総合的な医療を提供した場合は、小児加算として、週1回に限り、1,000点を所定点数に加算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関におけ

ロ 処方箋を交付しない場合 1,685点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に限る。）において、在宅での療養を行っている末期の悪性腫瘍の患者であって通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に総合的な医療を提供した場合に1週を単位として算定する。
- 2 死亡診断を行った場合は、死亡診断加算として、200点を所定点数に加算する。
- 3 注2に規定する加算及び特に規定するものを除き、診療に係る費用は、在宅がん医療総合診療料に含まれるものとする。
- 4 在宅がん医療総合診療に要した交通費は、患者の負担とする。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、在宅緩和ケア充実診療所・病院加算、在宅療養実績加算1又は在宅療養実績加算2として、150点、110点又は75点を、それぞれ更に所定点数に加算する。
- 6 15歳未満の小児（児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、20歳未満の者）に対して総合的な医療を提供した場合は、小児加算として、週1回に限り、1,000点を所定点数に加算する。
- 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関におけ

る診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合は、在宅データ提出加算として、月1回に限り、50点を所定点数に加算する。

- 8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認等により得られる情報を踏まえて計画的な医学管理の下に、訪問して診療を行った場合は、在宅医療DX情報活用加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注16、区分番号A001に掲げる再診料の注19若しくは区分番号A002に掲げる外来診療料の注10にそれぞれ規定する電子的診療情報連携体制整備加算、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅱ)の注13(区分番号C001-2の注6の規定により準用する場合を含む。)に規定する在宅医療DX情報活用加算又は区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注17(区分番号C005-1-2の注8の規定により準用する場合を含む。)若しくは区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料の注18にそれぞれ規定する訪問看護医療DX情報活用加算を算定した月は、在宅医療DX情報活用加算は算定できない。

イ 在宅医療DX情報活用加算 1	11点
ロ 在宅医療DX情報活用加算 2	9点

る診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合は、在宅データ提出加算として、月1回に限り、50点を所定点数に加算する。

- 8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認等により得られる情報を踏まえて計画的な医学管理の下に、訪問して診療を行った場合は、在宅医療DX情報活用加算として、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注15、区分番号A001に掲げる再診料の注19若しくは区分番号A002に掲げる外来診療料の注10にそれぞれ規定する医療情報取得加算、区分番号A000に掲げる初診料の注16に規定する医療DX推進体制整備加算、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅱ)の注13(区分番号C001-2の注6の規定により準用する場合を含む。)に規定する在宅医療DX情報活用加算又は区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注17(区分番号C005-1-2の注6の規定により準用する場合を含む。)若しくは区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料の注17にそれぞれ規定する訪問看護医療DX情報活用加算を算定した月は、在宅医療DX情報活用加算は算定できない。

イ 在宅医療DX情報活用加算 1	11点
ロ 在宅医療DX情報活用加算 2	9点

9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問診療を実施している保険医療機関の保険医が、在宅での療養を行っている末期の悪性腫瘍の患者であって通院が困難なものの同意を得て、当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関の保険医、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、管理栄養士、介護支援専門員又は相談支援専門員等であって当該患者に関わる者が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて記録した当該患者に係る診療情報等を活用した上で、計画的な医学管理を行った場合に、在宅医療情報連携加算として、月1回に限り、100点を所定点数に加算する。

C O O 4 救急搬送診療料 1,300点

- 注1 患者を救急用の自動車等で保険医療機関に搬送する際、診療上の必要から、当該自動車等に同乗して診療を行った場合に算定する。
- 2 新生児又は6歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して当該診療を行った場合には、新生児加算又は乳幼児加算として、それぞれ1,500点又は700点を所定点数に加算する。
- 3 注1に規定する場合であって、当該診療に要した時間が30分を超えた場合には、長時間加算として、700点を所定点数に加算する。
- 4 注1に規定する場合であって、別に厚生労働

9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問診療を実施している保険医療機関の保険医が、在宅での療養を行っている末期の悪性腫瘍の患者であって通院が困難なものの同意を得て、当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関の保険医、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、管理栄養士、介護支援専門員又は相談支援専門員等であって当該患者に関わる者が、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて記録した当該患者に係る診療情報等を活用した上で、計画的な医学管理を行った場合に、在宅医療情報連携加算として、月1回に限り、100点を所定点数に加算する。

C O O 4 救急搬送診療料 1,300点

- 注1 患者を救急用の自動車等で保険医療機関に搬送する際、診療上の必要から、当該自動車等に同乗して診療を行った場合に算定する。
- 2 新生児又は6歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して当該診療を行った場合には、新生児加算又は乳幼児加算として、それぞれ1,500点又は700点を所定点数に加算する。
- 3 注1に規定する場合であって、当該診療に要した時間が30分を超えた場合には、長時間加算として、700点を所定点数に加算する。
- 4 注1に規定する場合であって、別に厚生労働

大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、重篤な患者に対して当該診療を行った場合には、重症患者搬送加算として、1,800点を所定点数に加算する。

C 0 0 4 - 2 救急患者連携搬送料

1 救急患者連携搬送料 1

イ 医師、看護師又は救急救命士が同乗して搬送する場合

<u>(1)</u> 入院中の患者以外の患者の場合	2,400点
<u>(2)</u> 入院初日の患者の場合	1,200点
<u>(3)</u> 入院2日目の患者の場合	800点
<u>(4)</u> 入院3日目の患者の場合	600点

ロ その他の場合

<u>(1)</u> 入院中の患者以外の患者の場合	1,000点
<u>(2)</u> 入院初日の患者の場合	500点
<u>(3)</u> 入院2日目の患者の場合	350点
<u>(4)</u> 入院3日目の患者の場合	200点

2 救急患者連携搬送料 2

イ 医師、看護師又は救急救命士が同乗して搬送する場合

800点

ロ その他の場合

200点

注 1 1のイについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、救急外来を受診した患者に対する初期診療を実施し、連携する他の保険医療機関において入院医療を提供することが適当と判断した上で、当該他の保険医療機関において入院医療を提供する目的で、自院の医師、看護師又は救急救命士が同乗の上、搬送を行った場合に算定する。この場

大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、重篤な患者に対して当該診療を行った場合には、重症患者搬送加算として、1,800点を所定点数に加算する。

C 0 0 4 - 2 救急患者連携搬送料

(新設)

(新設)

<u>1</u> 入院中の患者以外の患者の場合	1,800点
<u>2</u> 入院初日の患者の場合	1,200点
<u>3</u> 入院2日目の患者の場合	800点
<u>4</u> 入院3日目の患者の場合	600点

(新設)

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、救急外来を受診した患者に対する初期診療を実施し、連携する他の保険医療機関において入院医療を提供することが適当と判断した上で、当該他の保険医療機関において入院医療を提供する目的で医師、看護師又は救急救命士が同乗の上、搬送を行った場合に算定する。この場合において、区分番号C 0 0 4に掲げる救急搬送

合において、区分番号C 0 0 4に掲げる救急搬送診療料は別に算定できない。	診療料は別に算定できない。
2 <u>1のロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、救急外来を受診した患者に対する初期診療を実施し、連携する他の保険医療機関において入院医療を提供することが適当と判断した上で、当該他の保険医療機関において入院医療を提供する目的で、当該患者の搬送手段について調整を行い、当該患者の搬送を行った場合に算定する。</u>	(新設)
3 <u>2のイについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、他の保険医療機関で1のロを算定した患者に対して、自院の医師、看護師又は救急救命士が同乗の上、自院へ搬送を行い、入院させた場合に、入院初日に限り算定する。この場合において、区分番号C 0 0 4に掲げる救急搬送診療料及び2のロについては別に算定できない。</u>	(新設)
4 <u>2のロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、他の保険医療機関で1のイ又はロを算定した患者を入院させた場合に、入院初日に限り算定する。</u>	(新設)
5 <u>1のイ又は2のイに規定する場合であって、当該搬送に要した時間が30分を超えた場合には、長時間加算として、700点を所定点数に加算する。</u>	(新設)
C 0 0 5 在宅患者訪問看護・指導料（1日につき） 1 保健師、助産師又は看護師（3の場合を除く。）	C 0 0 5 在宅患者訪問看護・指導料（1日につき） 1 保健師、助産師又は看護師（3の場合を除く。）

)	による場合	
イ	週3日目まで	580点
ロ	週4日目以降	680点
2	准看護師による場合	
イ	週3日目まで	530点
ロ	週4日目以降	630点
3	悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア、褥瘡 ^{じよくそう} ケア 又は人工肛門 ^{こう} ケア及び人工膀胱 ^{ぼうこう} ケアに係る専門の 研修を受けた看護師による場合	1,285点
注1	1及び2については、保険医療機関が、在宅 で療養を行っている患者（当該患者と同一の建 物又は同一の敷地内の建物に居住する他の患者 に対して当該保険医療機関が同一日に訪問看護 ・指導を行う場合の当該患者（以下この区分番 号及び区分番号C005-1-2において「同 一建物等居住者」という。）を除く。注8及び 注9において同じ。）であって通院が困難なも のに対して、診療に基づく訪問看護計画により 、保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下 この部において「看護師等」という。）を訪問 させて看護又は療養上必要な指導を行った場合 に、当該患者1人について日単位で算定する。 ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患 者以外の患者については、区分番号C005- 1-2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導 料（3を除く。）又は区分番号I012に掲げ る精神科訪問看護・指導料を算定する日と合わ せて週3日（保険医療機関が、診療に基づき患 者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護 ・指導を行う必要を認めて、訪問看護・指導を 行う場合にあっては、1月に1回（別に厚生労	

)	による場合	
イ	週3日目まで	580点
ロ	週4日目以降	680点
2	准看護師による場合	
イ	週3日目まで	530点
ロ	週4日目以降	630点
3	悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア、褥瘡 ^{じよくそう} ケア 又は人工肛門 ^{こう} ケア及び人工膀胱 ^{ぼうこう} ケアに係る専門の 研修を受けた看護師による場合	1,285点
注1	1及び2については、保険医療機関が、在宅 で療養を行っている患者（当該患者と同一の建 物に居住する他の患者に対して当該保険医療機 関が同一日に訪問看護・指導を行う場合の当該 患者（以下この区分番号及び区分番号C005- 1-2において「同一建物居住者」という。 ）を除く。注8及び注9において同じ。）であ って通院が困難なものに対して、診療に基づく 訪問看護計画により、保健師、助産師、看護師 又は准看護師（以下この部において「看護師等 」という。）を訪問させて看護又は療養上必要 な指導を行った場合に、当該患者1人について 日単位で算定する。ただし、別に厚生労働大臣 が定める疾病等の患者以外の患者については、 区分番号C005-1-2に掲げる同一建物居 住者訪問看護・指導料（3を除く。）又は区分 番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料 を算定する日と合わせて週3日（保険医療機関 が、診療に基づき患者の急性増悪等により一時 的に頻回の訪問看護・指導を行う必要を認めて 、訪問看護・指導を行う場合にあっては、1月 に1回（別に厚生労働大臣が定めるものについ	

働大臣が定めるものについては、月2回)に限り、週7日(当該診療の日から起算して14日以内の期間に行われる場合に限る。))を限度とする。

2 3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、在宅で療養を行っている悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている患者、真皮を越える褥瘡^{じよくそう}の状態にある患者(区分番号C013に掲げる在宅患者訪問褥瘡^{じよくそう}管理指導料を算定する場合にあっては真皮までの状態の患者)又は人工肛門若しくは人工膀胱^{ぼうこう}を造設している者で管理が困難な患者(いずれも同一建物等居住者を除く。)であって通院が困難なものに対して、診療に基づく訪問看護計画により、緩和ケア、褥瘡^{じよくそう}ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱^{ぼうこう}ケアに係る専門の研修を受けた看護師を訪問させて、他の保険医療機関の看護師若しくは准看護師又は訪問看護ステーションの看護師若しくは准看護師と共同して同一日に看護又は療養上必要な指導を行った場合に、当該患者1人について、それぞれ月1回に限り算定する。

3 1及び2については、注1ただし書に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者又は同注ただし書の規定に基づき週7日を限度として所定点数を算定する患者に対して、当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が必要と認めて、1日に2回又は3回以上訪問看護・指導を実施した場合は、難病等複数回訪問加算として、それぞれ450点又は800点を所定点数

ては、月2回)に限り、週7日(当該診療の日から起算して14日以内の期間に行われる場合に限る。))を限度とする。

2 3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、在宅で療養を行っている悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている患者、真皮を越える褥瘡^{じよくそう}の状態にある患者(区分番号C013に掲げる在宅患者訪問褥瘡^{じよくそう}管理指導料を算定する場合にあっては真皮までの状態の患者)又は人工肛門若しくは人工膀胱^{ぼうこう}を造設している者で管理が困難な患者(いずれも同一建物居住者を除く。)であって通院が困難なものに対して、診療に基づく訪問看護計画により、緩和ケア、褥瘡^{じよくそう}ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱^{ぼうこう}ケアに係る専門の研修を受けた看護師を訪問させて、他の保険医療機関の看護師若しくは准看護師又は訪問看護ステーションの看護師若しくは准看護師と共同して同一日に看護又は療養上必要な指導を行った場合に、当該患者1人について、それぞれ月1回に限り算定する。

3 1及び2については、注1ただし書に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者又は同注ただし書の規定に基づき週7日を限度として所定点数を算定する患者に対して、当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が必要と認めて、1日に2回又は3回以上訪問看護・指導を実施した場合は、難病等複数回訪問加算として、それぞれ450点又は800点を所定点数

に加算する。

- 4 1及び2については、患者又はその看護に当たっている者の求めを受けた診療所又は在宅療養支援病院の保険医の指示により、保険医療機関の看護師等が緊急に訪問看護・指導を実施した場合には、緊急訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加算する。

イ 月14日目まで 265点

ロ 月15日目以降 200点

- 5 1及び2については、別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、保険医療機関の看護師等が、長時間にわたる訪問看護・指導を実施した場合には、長時間訪問看護・指導加算として、週1日（別に厚生労働大臣が定める者の場合にあっては週3日）に限り、520点を所定点数に加算する。

- 6 1及び2については、6歳未満の乳幼児に対し、保険医療機関の看護師等が訪問看護・指導を実施した場合には、乳幼児加算として、1日につき140点（別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合にあっては、180点）を所定点数に加算する。

- 7 1及び2については、同時に複数の看護師等又は看護補助者による訪問看護・指導が必要な者として別に厚生労働大臣が定める者に対して、保険医療機関の看護師等が、当該保険医療機関の他の看護師等又は看護補助者（以下この部において「その他職員」という。）と同時に訪問看護・指導を行うことについて、当該患者又はその家族等の同意を得て、訪問看護・指導を

に加算する。

- 4 1及び2については、患者又はその看護に当たっている者の求めを受けた診療所又は在宅療養支援病院の保険医の指示により、保険医療機関の看護師等が緊急に訪問看護・指導を実施した場合には、緊急訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加算する。

イ 月14日目まで 265点

ロ 月15日目以降 200点

- 5 1及び2については、別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、保険医療機関の看護師等が、長時間にわたる訪問看護・指導を実施した場合には、長時間訪問看護・指導加算として、週1日（別に厚生労働大臣が定める者の場合にあっては週3日）に限り、520点を所定点数に加算する。

- 6 1及び2については、6歳未満の乳幼児に対し、保険医療機関の看護師等が訪問看護・指導を実施した場合には、乳幼児加算として、1日につき130点（別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合にあっては、180点）を所定点数に加算する。

- 7 1及び2については、同時に複数の看護師等又は看護補助者による訪問看護・指導が必要な者として別に厚生労働大臣が定める者に対して、保険医療機関の看護師等が、当該保険医療機関の他の看護師等又は看護補助者（以下この部において「その他職員」という。）と同時に訪問看護・指導を行うことについて、当該患者又はその家族等の同意を得て、訪問看護・指導を

実施した場合には、複数名訪問看護・指導加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加算する。ただし、イ又はロの場合にあっては週1日を、ハの場合にあっては週3日を限度として算定する。

イ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等が他の保健師、助産師又は看護師と同時に訪問看護・指導を行う場合 450点

ロ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等が他の准看護師と同時に訪問看護・指導を行う場合 380点

ハ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等がその他職員と同時に訪問看護・指導を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。） 300点

ニ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等がその他職員と同時に訪問看護・指導を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合に限る。）

(1) 1日に1回の場合 300点

(2) 1日に2回の場合 600点

(3) 1日に3回以上の場合 1,000点

8 1及び2については、訪問診療を実施している保険医療機関の保健師、助産師又は看護師が、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場

実施した場合には、複数名訪問看護・指導加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加算する。ただし、イ又はロの場合にあっては週1日を、ハの場合にあっては週3日を限度として算定する。

イ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等が他の保健師、助産師又は看護師と同時に訪問看護・指導を行う場合 450点

ロ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等が他の准看護師と同時に訪問看護・指導を行う場合 380点

ハ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等がその他職員と同時に訪問看護・指導を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。） 300点

ニ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等がその他職員と同時に訪問看護・指導を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合に限る。）

(1) 1日に1回の場合 300点

(2) 1日に2回の場合 600点

(3) 1日に3回以上の場合 1,000点

8 1及び2については、訪問診療を実施している保険医療機関の保健師、助産師又は看護師が、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関を含め、歯科訪問診療を実施している保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場

合に、在宅患者連携指導加算として、月1回に限り300点を所定点数に加算する。

9 1及び2については、保険医療機関の保健師、助産師又は看護師が、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当該患者の在宅療養を担う他の保険医療機関の保険医の求めにより、当該他の保険医療機関の保険医等、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師、介護支援専門員又は相談支援専門員と共同で、カンファレンスに参加し、それらの者と共同で療養上必要な指導を行った場合には、在宅患者緊急時等カンファレンス加算として、月2回に限り200点を所定点数に加算する。

10 1及び2については、在宅で死亡した患者又は特別養護老人ホームその他これに準ずる施設（以下この注において「特別養護老人ホーム等」という。）で死亡した患者に対して、保険医療機関の保険医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上訪問看護・指導を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について患者及び家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合は、在宅ターミナルケア加算として、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。

イ 在宅で死亡した患者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した患者を含む。）又は特別養護老人ホーム等で死亡した患者（ターミナルケアを行った後、24

合に、在宅患者連携指導加算として、月1回に限り300点を所定点数に加算する。

9 1及び2については、保険医療機関の保健師、助産師又は看護師が、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当該患者の在宅療養を担う他の保険医療機関の保険医の求めにより、当該他の保険医療機関の保険医等、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師、介護支援専門員又は相談支援専門員と共同で、カンファレンスに参加し、それらの者と共同で療養上必要な指導を行った場合には、在宅患者緊急時等カンファレンス加算として、月2回に限り200点を所定点数に加算する。

10 1及び2については、在宅で死亡した患者又は特別養護老人ホームその他これに準ずる施設（以下この注において「特別養護老人ホーム等」という。）で死亡した患者に対して、保険医療機関の保険医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上訪問看護・指導を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について患者及び家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合は、在宅ターミナルケア加算として、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。

イ 在宅で死亡した患者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した患者を含む。）又は特別養護老人ホーム等で死亡した患者（ターミナルケアを行った後、24

時間以内に当該特別養護老人ホーム等以外で死亡した患者を含み、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表の1に規定する看取り介護加算その他これに相当する加算（以下この注において「看取り介護加算等」という。）を算定しているものを除く。）

2,500点

ロ 特別養護老人ホーム等で死亡した患者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に当該特別養護老人ホーム等以外で死亡した患者を含む。）であって、看取り介護加算等を算定しているもの

1,000点

11 1及び2については、訪問看護・指導に関して特別な管理を必要とする患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にある者に限る。以下この注において同じ。）に対して、当該患者に係る訪問看護・指導に関する計画的な管理を行った場合は、患者1人につき1回に限り、在宅移行管理加算として、250点を所定点数に加算する。ただし、特別な管理を必要とする患者のうち重症度等の高いものとして別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものについては、患者1人につき1回に限り、500点を所定点数に加算する。

12 1及び2については、夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。以下この区分番号及び区分番号C005-1-2において同じ。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。以下この区分番号及び区分番号C005-1-2において同じ。）に訪問看護・指導を

時間以内に当該特別養護老人ホーム等以外で死亡した患者を含み、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表の1に規定する看取り介護加算その他これに相当する加算（以下この注において「看取り介護加算等」という。）を算定しているものを除く。）

2,500点

ロ 特別養護老人ホーム等で死亡した患者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に当該特別養護老人ホーム等以外で死亡した患者を含む。）であって、看取り介護加算等を算定しているもの

1,000点

11 1及び2については、訪問看護・指導に関して特別な管理を必要とする患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にある者に限る。以下この注において同じ。）に対して、当該患者に係る訪問看護・指導に関する計画的な管理を行った場合は、患者1人につき1回に限り、在宅移行管理加算として、250点を所定点数に加算する。ただし、特別な管理を必要とする患者のうち重症度等の高いものとして別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものについては、患者1人につき1回に限り、500点を所定点数に加算する。

12 1及び2については、夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。）に訪問看護・指導を行った場合は、夜間・早朝訪問看護加算として210点を所定点数に加算し、深夜に訪問看護・指導を行った場合は、深夜訪問看護

行った場合は、夜間・早朝訪問看護加算として210点を所定点数に加算し、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。以下この区分番号及び区分番号C005-1-2において同じ。）に訪問看護・指導を行った場合は、深夜訪問看護加算として420点を所定点数に加算する。

- 13 1及び2については、別に厚生労働大臣が定める者について、保険医療機関の看護師又は准看護師が、登録喀痰吸引等事業者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録を受けた登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者をいう。以下同じ。）又は登録特定行為事業者（同法附則第27条第1項の登録を受けた登録特定行為事業者をいう。以下同じ。）と連携し、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第1条各号に掲げる医師の指示の下に行われる行為（以下「^{かくたん}喀痰吸引等」という。）が円滑に行われるよう、^{かくたん}喀痰吸引等に関してこれらの事業者の介護の業務に従事する者に対して必要な支援を行った場合には、看護・介護職員連携強化加算として、月1回に限り250点を所定点数に加算する。
- 14 次のいずれかに該当する訪問看護・指導を行う場合、特別地域訪問看護加算として、所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

イ 保険医療機関の看護師等が、最も合理的な

加算として420点を所定点数に加算する。

- 13 1及び2については、別に厚生労働大臣が定める者について、保険医療機関の看護師又は准看護師が、登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録を受けた登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者をいう。以下同じ。）又は登録特定行為事業者（同法附則第27条第1項の登録を受けた登録特定行為事業者をいう。以下同じ。）と連携し、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第1条各号に掲げる医師の指示の下に行われる行為（以下「^{かくたん}喀痰吸引等」という。）が円滑に行われるよう、^{かくたん}喀痰吸引等に関してこれらの事業者の介護の業務に従事する者に対して必要な支援を行った場合には、看護・介護職員連携強化加算として、月1回に限り250点を所定点数に加算する。
- 14 保険医療機関の看護師等が、最も合理的な経路及び方法による当該保険医療機関の所在地から患者までの移動にかかる時間が1時間以上である者に対して訪問看護・指導を行い、次のいずれかに該当する場合、特別地域訪問看護加算として、所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

イ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する

経路及び方法による当該保険医療機関の所在地から患家までの移動にかかる時間が1時間以上である患者に対して訪問看護・指導を行い、次のいずれかに該当する場合

(1) 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関の看護師等が訪問看護・指導を行う場合

(2) 別に厚生労働大臣が定める地域外に所在する保険医療機関の看護師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する患者に対して訪問看護・指導を行う場合

ロ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関の看護師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する患者に対して訪問看護・指導を行う場合であって、次のいずれにも該当する場合

(1) 最も合理的な経路及び方法による当該保険医療機関の所在地から患家までの移動にかかる時間が30分以上である患者に訪問看護・指導を行う場合

(2) 最も合理的な経路及び方法による当該保険医療機関の所在地から患家までの往復にかかる時間及び訪問看護・指導の実施に要した時間の合計が2時間30分以上である場合

15 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の看護師等が訪問看護・指導を実施した場合には、訪問看護・指導体制充実加算として、月1回に限り150点を所定点数に加算する。

保険医療機関の看護師等が訪問看護・指導を行う場合

(新設)

(新設)

ロ 別に厚生労働大臣が定める地域外に所在する保険医療機関の看護師等が別に厚生労働大臣が定める地域に居住する患者に対して訪問看護・指導を行う場合

(新設)

(新設)

15 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の看護師等が訪問看護・指導を実施した場合には、訪問看護・指導体制充実加算として、月1回に限り150点を所定点数に加算する。

- 16 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の緩和ケア、褥瘡^{じよくそう}ケア若しくは人工肛門^{こう}ケア及び人工膀胱^{ぼうこう}ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において行われる研修（以下「特定行為研修」という。）を修了した看護師が、訪問看護・指導の実施に関する計画的な管理を行った場合には、専門管理加算として、月1回に限り、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。
- イ 緩和ケア、褥瘡^{じよくそう}ケア又は人工肛門^{こう}ケア及び人工膀胱^{ぼうこう}ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合（悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている患者、真皮を越える褥瘡^{じよくそう}の状態にある患者（区分番号C013に掲げる在宅患者訪問褥瘡^{じよくそう}管理指導料を算定する場合にあっては真皮までの状態の患者）又は人工肛門^{こう}若しくは人工膀胱^{ぼうこう}を造設している者で管理が困難な患者に対して行った場合に限る。） 250点
- ロ 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合（保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為（訪問看護において専門の管理を必要とするものに限る。以下この部において同じ。）に係る管理の対象となる患者に対して行った場合に限る。） 250点
- 17 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保

- 16 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の緩和ケア、褥瘡^{じよくそう}ケア若しくは人工肛門^{こう}ケア及び人工膀胱^{ぼうこう}ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において行われる研修（以下「特定行為研修」という。）を修了した看護師が、訪問看護・指導の実施に関する計画的な管理を行った場合には、専門管理加算として、月1回に限り、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。
- イ 緩和ケア、褥瘡^{じよくそう}ケア又は人工肛門^{こう}ケア及び人工膀胱^{ぼうこう}ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合（悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている患者、真皮を越える褥瘡^{じよくそう}の状態にある患者（区分番号C013に掲げる在宅患者訪問褥瘡^{じよくそう}管理指導料を算定する場合にあっては真皮までの状態の患者）又は人工肛門^{こう}若しくは人工膀胱^{ぼうこう}を造設している者で管理が困難な患者に対して行った場合に限る。） 250点
- ロ 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合（保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為（訪問看護において専門の管理を必要とするものに限る。以下この部において同じ。）に係る管理の対象となる患者に対して行った場合に限る。） 250点
- 17 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保

険医療機関の看護師等（准看護師を除く。）が、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、患者の診療情報を取得等した上で訪問看護・指導の実施に関する計画的な管理を行った場合には、訪問看護医療DX情報活用加算として、月1回に限り5点を所定点数に加算する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注16、区分番号A001に掲げる再診料の注19若しくは区分番号A002に掲げる外来診療料の注10にそれぞれ規定する電子的診療情報連携体制整備加算、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅱ)の注13（区分番号C001-2の注6の規定により準用する場合を含む。）若しくは区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料の注8にそれぞれ規定する在宅医療DX情報活用加算又は区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料の注18に規定する訪問看護医療DX情報活用加算を算定した月は、訪問看護医療DX情報活用加算は算定できない。

- 18 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号C001の注8（区分番号C001-2の注6の規定により準用する場合を含む。）に規定する死亡診断加算及び区分番号C005の注10（区分番号C005-1-2の注8の規定により準用する場合を含む。）に規定する在宅ターミナルケア加算を算定する患者（別に厚生労働大臣が定める地域に居住する患者に限る。）に対して、医師の指

険医療機関の看護師等（准看護師を除く。）が、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、患者の診療情報を取得等した上で訪問看護・指導の実施に関する計画的な管理を行った場合には、訪問看護医療DX情報活用加算として、月1回に限り5点を所定点数に加算する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注15、区分番号A001に掲げる再診料の注19若しくは区分番号A002に掲げる外来診療料の注10にそれぞれ規定する医療情報取得加算、区分番号A000に掲げる初診料の注16に規定する医療DX推進体制整備加算、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅱ)の注13（区分番号C001-2の注6の規定により準用する場合を含む。）若しくは区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料の注8にそれぞれ規定する在宅医療DX情報活用加算又は区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料の注17に規定する訪問看護医療DX情報活用加算を算定した月は、訪問看護医療DX情報活用加算は算定できない。

- 18 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号C001の注8（区分番号C001-2の注6の規定により準用する場合を含む。）に規定する死亡診断加算及び区分番号C005の注10（区分番号C005-1-2の注6の規定により準用する場合を含む。）に規定する在宅ターミナルケア加算を算定する患者（別に厚生労働大臣が定める地域に居住する患者に限る。）に対して、医師の指

示の下、情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合は、遠隔死亡診断補助加算として、150点を所定点数に加算する。

19 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護・指導を実施している保険医療機関の看護師等（准看護師を除く。）が、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものの同意を得て、当該保険医療機関と連携する保険医療機関の保険医、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師、管理栄養士、介護支援専門員又は相談支援専門員等であって当該患者に関わる者が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて記録した当該患者に係る診療情報等を活用した上で、訪問看護・指導の実施に関する計画的な管理を行った場合は、訪問看護医療情報連携加算として、月1回に限り、100点を所定点数に加算する。ただし、注8に規定する在宅患者連携指導加算を算定している場合及び区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料の注15（区分番号C002－2の注5の規定により準用する場合を含む。）又は区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料の注9にそれぞれ規定する在宅医療情報連携加算を算定した月は、訪問看護医療情報連携加算は算定できない。

20 在宅患者訪問看護・指導料を算定した場合に

示の下、情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合は、遠隔死亡診断補助加算として、150点を所定点数に加算する。

(新設)

19 在宅患者訪問看護・指導料を算定した場合に

は、区分番号C 0 0 5－1－2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料又は区分番号I 0 1 2に掲げる精神科訪問看護・指導料は、算定しない。

21 訪問看護・指導に要した交通費は、患家の負担とする。

C 0 0 5－1－2 同一建物居住者訪問看護・指導料（1日につき）

1 保健師、助産師又は看護師（3の場合を除く。）による場合

イ 同一日に2人

(1) 週3日目まで	580点
(2) 週4日目以降	680点

ロ 同一日に3人以上9人以下

(1) 週3日目まで	293点
(2) 週4日目以降	343点

ハ 同一日に10人以上19人以下

(1) <u>月20日目まで</u>	<u>290点</u>
(2) <u>月21日目以降</u>	<u>280点</u>

ニ 同一日に20人以上49人以下

(1) <u>月20日目まで</u>	<u>285点</u>
(2) <u>月21日目以降</u>	<u>275点</u>

ホ 同一日に50人以上

(1) <u>月20日目まで</u>	<u>275点</u>
(2) <u>月21日目以降</u>	<u>265点</u>

2 准看護師による場合

イ 同一日に2人

(1) 週3日目まで	530点
(2) 週4日目以降	630点

ロ 同一日に3人以上9人以下

(1) 週3日目まで	268点

は、区分番号C 0 0 5－1－2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料又は区分番号I 0 1 2に掲げる精神科訪問看護・指導料は、算定しない。

20 訪問看護・指導に要した交通費は、患家の負担とする。

C 0 0 5－1－2 同一建物居住者訪問看護・指導料（1日につき）

1 保健師、助産師又は看護師（3の場合を除く。）による場合

イ 同一日に2人

(1) 週3日目まで	580点
(2) 週4日目以降	680点

ロ 同一日に3人以上

(1) 週3日目まで	293点
(2) 週4日目以降	343点

(新設)

(新設)

(新設)

2 准看護師による場合

イ 同一日に2人

(1) 週3日目まで	530点
(2) 週4日目以降	630点

ロ 同一日に3人以上

(1) 週3日目まで	268点

(2) 週 4 日目以降	318点
ハ 同一日に10人以上19人以下	
(1) 月20日目まで	266点
(2) 月21日目以降	256点
ニ 同一日に20人以上49人以下	
(1) 月20日目まで	261点
(2) 月21日目以降	251点
ホ 同一日に50人以上	
(1) 月20日目まで	251点
(2) 月21日目以降	241点
3 悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア、褥瘡 ^{じよくそつ} ケア 又は人工肛門 ^{こうもん} ケア及び人工膀胱 ^{ぼうこう} ケアに係る専門の 研修を受けた看護師による場合	1,285点
注1 1及び2については、保険医療機関が、在宅 で療養を行っている患者（同一建物等居住者に 限る。）であって通院が困難なものに対して、 診療に基づく訪問看護計画により、看護師等を 訪問させて看護又は療養上必要な指導を行った 場合に、患者1人について日単位で算定する。 ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患 者以外の患者については、区分番号C005に 掲げる在宅患者訪問看護・指導料（3を除く。 ）又は区分番号I012に掲げる精神科訪問看 護・指導料を算定する日と合わせて週3日（保 険医療機関が、診療に基づき患者の急性増悪等 により一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必 要を認めて、訪問看護・指導を行う場合にあつ ては、1月に1回（別に厚生労働大臣が定める ものについては、月2回）に限り、週7日（当 該診療の日から起算して14日以内の期間に行わ れる場合に限る。））を限度とする。	

(2) 週 4 日目以降	318点
(新設)	
(新設)	
(新設)	
3 悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア、褥瘡 ^{じよくそつ} ケア 又は人工肛門 ^{こうもん} ケア及び人工膀胱 ^{ぼうこう} ケアに係る専門の 研修を受けた看護師による場合	1,285点
注1 1及び2については、保険医療機関が、在宅 で療養を行っている患者（同一建物居住者に限 る。）であって通院が困難なものに対して、診 療に基づく訪問看護計画により、看護師等を訪 問させて看護又は療養上必要な指導を行った場 合に、患者1人について日単位で算定する。た だし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者 以外の患者については、区分番号C005に掲 げる在宅患者訪問看護・指導料（3を除く。） 又は区分番号I012に掲げる精神科訪問看護 ・指導料を算定する日と合わせて週3日（保険 医療機関が、診療に基づき患者の急性増悪等 により一時的に頻回の訪問看護・指導を行う必 要を認めて、訪問看護・指導を行う場合にあつ ては、1月に1回（別に厚生労働大臣が定める ものについては、月2回）に限り、週7日（当 該診療の日から起算して14日以内の期間に行わ れる場合に限る。））を限度とする。	

2 3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、在宅で療養を行っている悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている患者、真皮を越える褥瘡の状態にある患者（区分番号C 0 1 3に掲げる在宅患者訪問褥瘡管理指導料を算定する場合にあっては真皮までの状態の患者）又は人工肛門若しくは人工膀胱を造設している者で管理が困難な患者（いずれも同一建物等居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、診療に基づく訪問看護計画により、緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師を訪問させて、他の保険医療機関の看護師若しくは准看護師又は訪問看護ステーションの看護師若しくは准看護師と共同して同一日に看護又は療養上必要な指導を行った場合に、当該患者1人について、それぞれ月1回に限り算定する。

3 1及び2については、注1ただし書に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者又は同注ただし書の規定に基づき週7日を限度として所定点数を算定する患者に対して、当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が必要と認めて、1日に2回又は3回以上訪問看護・指導を実施した場合は、難病等複数回訪問加算として、同一日に、当該加算又は区分番号I 0 1 2に掲げる精神科訪問看護・指導料の注11に規定する精神科複数回訪問加算を算定する患者（同一建物等居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、1日につき、い

2 3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関が、在宅で療養を行っている悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている患者、真皮を越える褥瘡の状態にある患者（区分番号C 0 1 3に掲げる在宅患者訪問褥瘡管理指導料を算定する場合にあっては真皮までの状態の患者）又は人工肛門若しくは人工膀胱を造設している者で管理が困難な患者（いずれも同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、診療に基づく訪問看護計画により、緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師を訪問させて、他の保険医療機関の看護師若しくは准看護師又は訪問看護ステーションの看護師若しくは准看護師と共同して同一日に看護又は療養上必要な指導を行った場合に、当該患者1人について、それぞれ月1回に限り算定する。

3 1及び2については、注1ただし書に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者又は同注ただし書の規定に基づき週7日を限度として所定点数を算定する患者に対して、当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が必要と認めて、1日に2回又は3回以上訪問看護・指導を実施した場合は、難病等複数回訪問加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加算する。

いずれかを所定点数に加算する。

イ 1日に2回の場合

(1) 同一建物内1人又は2人	450点
(2) 同一建物内3人以上9人以下	400点
(3) 同一建物内10人以上19人以下	370点
(4) 同一建物内20人以上49人以下	350点
(5) 同一建物内50人以上	330点

ロ 1日に3回以上の場合

(1) 同一建物内1人又は2人	800点
(2) 同一建物内3人以上9人以下	
① 月20日目まで	720点
② 月21日目以降	690点
(3) 同一建物内10人以上19人以下	
① 月20日目まで	630点
② 月21日目以降	520点
(4) 同一建物内20人以上49人以下	
① 月20日目まで	480点
② 月21日目以降	350点
(5) 同一建物内50人以上	
① 月20日目まで	410点
② 月21日目以降	300点

- 4 1及び2については、同時に複数の看護師等又は看護補助者による訪問看護・指導が必要な者として別に厚生労働大臣が定める者に対して、保険医療機関の看護師等が、当該保険医療機関のその他職員と同時に訪問看護・指導を行うことについて、当該患者又はその家族等の同意を得て、訪問看護・指導を実施した場合には、複数名訪問看護・指導加算として、同一日に、当該加算又は区分番号I 0 1 2に掲げる精神科訪問看護・指導料の注4に規定する複数名精神

イ 1日に2回の場合

(1) 同一建物内1人又は2人	450点
(2) 同一建物内3人以上	400点
(新設)	
(新設)	
(新設)	

ロ 1日に3回以上の場合

(1) 同一建物内1人又は2人	800点
(2) 同一建物内3人以上	720点
(新設)	
(新設)	
(新設)	

(新設)

(新設)

- 4 1及び2については、同時に複数の看護師等又は看護補助者による訪問看護・指導が必要な者として別に厚生労働大臣が定める者に対して、保険医療機関の看護師等が、当該保険医療機関のその他職員と同時に訪問看護・指導を行うことについて、当該患者又はその家族等の同意を得て、訪問看護・指導を実施した場合には、複数名訪問看護・指導加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加算する。ただし、イ又はロの場合にあって

科訪問看護・指導加算を算定する患者（同一建物等居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加算する。ただし、イ又はロの場合にあつては週1日を、ハの場合にあつては週3日を限度として算定する。

イ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等が他の保健師、助産師又は看護師と同時に訪問看護・指導を行う場合

(1) 同一建物内1人又は2人	450点
(2) 同一建物内3人以上9人以下	400点
(3) 同一建物内10人以上19人以下	340点
(4) 同一建物内20人以上49人以下	300点
(5) 同一建物内50人以上	270点

ロ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等が他の准看護師と同時に訪問看護・指導を行う場合

(1) 同一建物内1人又は2人	380点
(2) 同一建物内3人以上9人以下	340点
(3) 同一建物内10人以上19人以下	280点
(4) 同一建物内20人以上49人以下	250点
(5) 同一建物内50人以上	220点

ハ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等がその他職員と同時に訪問看護・指導を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）

(1) 同一建物内1人又は2人	300点
(2) 同一建物内3人以上9人以下	270点
(3) 同一建物内10人以上19人以下	210点
(4) 同一建物内20人以上49人以下	190点
(5) 同一建物内50人以上	160点

は週1日を、ハの場合にあつては週3日を限度として算定する。

イ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等が他の保健師、助産師又は看護師と同時に訪問看護・指導を行う場合

(1) 同一建物内1人又は2人	450点
(2) 同一建物内3人以上	400点
(新設)	
(新設)	
(新設)	

ロ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等が他の准看護師と同時に訪問看護・指導を行う場合

(1) 同一建物内1人又は2人	380点
(2) 同一建物内3人以上	340点
(新設)	
(新設)	
(新設)	

ハ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う看護師等がその他職員と同時に訪問看護・指導を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）

(1) 同一建物内1人又は2人	300点
(2) 同一建物内3人以上	270点
(新設)	
(新設)	
(新設)	

ニ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う
看護師等がその他職員と同時に訪問看護・指
導を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場
合に限る。）

(1) 1日に1回の場合

① 同一建物内1人又は2人	300点
② 同一建物内3人以上9人以下	270点
③ 同一建物内10人以上19人以下	210点
④ 同一建物内20人以上49人以下	190点
⑤ 同一建物内50人以上	160点

(2) 1日に2回の場合

① 同一建物内1人又は2人	600点
② 同一建物内3人以上9人以下	540点
③ 同一建物内10人以上19人以下	380点
④ 同一建物内20人以上49人以下	345点
⑤ 同一建物内50人以上	330点

(3) 1日に3回以上の場合

① 同一建物内1人又は2人	1,000点
② 同一建物内3人以上9人以下	900点
③ 同一建物内10人以上19人以下	550点
④ 同一建物内20人以上49人以下	480点
⑤ 同一建物内50人以上	450点

5 1及び2については、夜間又は早朝に訪問看護・指導を行った場合は、夜間・早朝訪問看護加算として、同一日に、当該加算又は区分番号I 0 1 2に掲げる精神科訪問看護・指導料の注6に規定する夜間・早朝訪問看護加算を算定する患者（同一建物等居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、1日につき所定点数に加算する。

イ 同一建物内1人又は2人	210点

ニ 所定点数を算定する訪問看護・指導を行う
看護師等がその他職員と同時に訪問看護・指
導を行う場合（別に厚生労働大臣が定める場
合に限る。）

(1) 1日に1回の場合

① 同一建物内1人又は2人	300点
② 同一建物内3人以上	270点
(新設)	
(新設)	
(新設)	

(2) 1日に2回の場合

① 同一建物内1人又は2人	600点
② 同一建物内3人以上	540点
(新設)	
(新設)	
(新設)	

(3) 1日に3回以上の場合

① 同一建物内1人又は2人	1,000点
② 同一建物内3人以上	900点
(新設)	
(新設)	
(新設)	

(新設)

ロ	同一建物内3人以上9人以下		
	(1) 月15日目まで	210点	
	(2) 月16日目以降	190点	
ハ	同一建物内10人以上19人以下		
	(1) 月15日目まで	180点	
	(2) 月16日目以降	130点	
ニ	同一建物内20人以上49人以下		
	(1) 月15日目まで	120点	
	(2) 月16日目以降	95点	
ホ	同一建物内50人以上		
	(1) 月15日目まで	100点	
	(2) 月16日目以降	80点	
6	1及び2については、深夜に訪問看護・指導を行った場合は、深夜訪問看護加算として、同一日に、当該加算又は区分番号1012に掲げる精神科訪問看護・指導料の注7に規定する深夜訪問看護加算を算定する患者（同一建物等居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、1日につき所定点数に加算する。	(新設)	
イ	同一建物内1人又は2人	420点	
ロ	同一建物内3人以上9人以下		
	(1) 月15日目まで	420点	
	(2) 月16日目以降	400点	
ハ	同一建物内10人以上19人以下		
	(1) 月15日目まで	390点	
	(2) 月16日目以降	230点	
ニ	同一建物内20人以上49人以下		
	(1) 月15日目まで	210点	
	(2) 月16日目以降	150点	
ホ	同一建物内50人以上		
	(1) 月15日目まで	180点	

(2) 月16日目以降

130点

- 7 同一建物居住者訪問看護・指導料を算定した場合には、区分番号C 0 0 5に掲げる在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号I 0 1 2に掲げる精神科訪問看護・指導料は、算定しない。
- 8 区分番号C 0 0 5の注4から注6まで、注8から注11まで、注13から注19まで及び注21の規定は、同一建物居住者訪問看護・指導料について準用する。この場合において、同注8中「在宅で療養を行っている患者」とあるのは「在宅で療養を行っている患者（同一建物等居住者に限る。）」と、「在宅患者連携指導加算」とあるのは「同一建物居住者連携指導加算」と、同注9中「在宅で療養を行っている患者」とあるのは「在宅で療養を行っている患者（同一建物等居住者に限る。）」と、「在宅患者緊急時等カンファレンス加算」とあるのは「同一建物居住者緊急時等カンファレンス加算」と、同注10及び同注18中「在宅ターミナルケア加算」とあるのは「同一建物居住者ターミナルケア加算」と読み替えるものとする。

C 0 0 5－1－3 訪問看護遠隔診療補助料（1日につき）

265点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の保険医が、在宅で療養を行っている又は緊急に診療を要する患者であつて通院が困難なものに、情報通信機器を用いた診療を行う際に、看護師等が患者と同席の下で診療を行う必要があると判断した場合に、患者の同意を得て、当該保険医療機関の看護師等が行う訪問

- 5 同一建物居住者訪問看護・指導料を算定した場合には、区分番号C 0 0 5に掲げる在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号I 0 1 2に掲げる精神科訪問看護・指導料は、算定しない。
- 6 区分番号C 0 0 5の注4から注6まで、注8から注18まで及び注20の規定は、同一建物居住者訪問看護・指導料について準用する。この場合において、同注8中「在宅で療養を行っている患者」とあるのは「在宅で療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）」と、「在宅患者連携指導加算」とあるのは「同一建物居住者連携指導加算」と、同注9中「在宅で療養を行っている患者」とあるのは「在宅で療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）」と、「在宅患者緊急時等カンファレンス加算」とあるのは「同一建物居住者緊急時等カンファレンス加算」と、同注10及び同注18中「在宅ターミナルケア加算」とあるのは「同一建物居住者ターミナルケア加算」と読み替えるものとする。

（新設）

看護・指導又は訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）の区分番号06に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等が訪問看護計画書に基づき定期的に行う指定訪問看護以外の場合に、患者を訪問し、情報通信機器を用いた診療の補助を行った場合は、月に1回に限り算定する。

2 訪問看護遠隔診療補助に要した交通費は、患者の負担とする。

3 当該点数を算定する場合は、同一日に、区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料、区分番号C005-1-2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料、区分番号C007に掲げる訪問看護指示料又は区分番号I012に掲げる精神科訪問看護・指導料は、別に算定できない。

C005-2 在宅患者訪問点滴注射管理指導料（1週につき）
100点

注 区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号C005-1-2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料を算定すべき訪問看護・指導を受けている患者又は指定訪問看護事業者（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者（訪問看護事業を行う者に限る。）の指定、同法第42条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者（訪問看護事業を行う者に限る。）の指定又は同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業

C005-2 在宅患者訪問点滴注射管理指導料（1週につき）
100点

注 区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号C005-1-2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料を算定すべき訪問看護・指導を受けている患者又は指定訪問看護事業者（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者（訪問看護事業を行う者に限る。）の指定、同法第42条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者（訪問看護事業を行う者に限る。）の指定又は同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業

者（訪問看護事業を行う者に限る。）をいう。）から訪問看護を受けている患者であって、当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医の診療に基づき、週3日以上点滴注射を行う必要を認めたものについて、訪問を行う看護師又は准看護師に対して、点滴注射に際し留意すべき事項等を記載した文書を交付して、必要な管理指導を行った場合に、患者1人につき週1回に限り算定する。

C006 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料（1単位）

1	同一建物居住者以外の場合	300点
2	同一建物居住者の場合	255点

注1 1については、在宅で療養を行っている患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問リハビリテーション指導管理を行う場合の当該患者（以下この区分番号において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、2については、在宅で療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、当該診療を行った保険医療機関の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を訪問させて基本的動作能力若しくは応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行わせた場合に、患者1人につき、1と2を合わせて週6単位（退院の日から起算して3月以内の患者にあつては、週12単位）に限り算定する。

者（訪問看護事業を行う者に限る。）をいう。）から訪問看護を受けている患者であって、当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医の診療に基づき、週3日以上点滴注射を行う必要を認めたものについて、訪問を行う看護師又は准看護師に対して、点滴注射に際し留意すべき事項等を記載した文書を交付して、必要な管理指導を行った場合に、患者1人につき週1回に限り算定する。

C006 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料（1単位）

1	同一建物居住者以外の場合	300点
2	同一建物居住者の場合	255点

注1 1については、在宅で療養を行っている患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問リハビリテーション指導管理を行う場合の当該患者（以下この区分番号において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、2については、在宅で療養を行っている患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、当該診療を行った保険医療機関の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を訪問させて基本的動作能力若しくは応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行わせた場合に、患者1人につき、1と2を合わせて週6単位（退院の日から起算して3月以内の患者にあつては、週12単位）に限り算定する。

2 保険医療機関が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーション指導管理を行う必要性を認め、計画的な医学管理の下に、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して訪問リハビリテーション指導管理を行った場合は、注1の規定にかかわらず、1と2を合わせて、6月に1回に限り、当該診療の日から14日以内に行った訪問リハビリテーション指導管理については、14日を限度として1日4単位に限り、算定する。

3 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理に要した交通費は、患家の負担とする。

C007 訪問看護指示料 300点

注1 当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が、診療に基づき指定訪問看護事業者（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（いずれも訪問看護事業を行う者に限る。）又は健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）からの指定訪問看護の必要を認め、又は、介護保険法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は複合型サービスを行う者に限る。）からの指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は指定複合型サービス（いずれも訪問看護を行うものに限る。）の必要を認め、患者の同意を得て当該患者の選定する訪問看護ステーション等に対して、訪問看護指示書を交付した場合に、患者1人につき月1回に限り

2 保険医療機関が、診療に基づき、患者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーション指導管理を行う必要性を認め、計画的な医学管理の下に、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して訪問リハビリテーション指導管理を行った場合は、注1の規定にかかわらず、1と2を合わせて、6月に1回に限り、当該診療の日から14日以内に行った訪問リハビリテーション指導管理については、14日を限度として1日4単位に限り、算定する。

3 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理に要した交通費は、患家の負担とする。

C007 訪問看護指示料 300点

注1 当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が、診療に基づき指定訪問看護事業者（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（いずれも訪問看護事業を行う者に限る。）又は健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）からの指定訪問看護の必要を認め、又は、介護保険法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は複合型サービスを行う者に限る。）からの指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は指定複合型サービス（いずれも訪問看護を行うものに限る。）の必要を認め、患者の同意を得て当該患者の選定する訪問看護ステーション等に対して、訪問看護指示書を交付した場合に、患者1人につき月1回に限り

算定する。

- 2 当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が、診療に基づき、当該患者の急性増悪等により一時的に頻回の指定訪問看護を行う必要を認め、当該患者の同意を得て当該患者の選定する訪問看護ステーション等に対して、その旨を記載した訪問看護指示書を交付した場合は、特別訪問看護指示加算として、患者1人につき月1回（別に厚生労働大臣が定める者については、月2回）に限り、100点を所定点数に加算する。
- 3 当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が、診療に基づき、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為に係る管理の必要を認め、当該患者の同意を得て当該患者の選定する訪問看護ステーション等の看護師（同項第5号に規定する指定研修機関において行われる研修を修了した者に限る。）に対して、同項第2号に規定する手順書を交付した場合は、手順書加算として、患者1人につき6月に1回に限り、150点を所定点数に加算する。
- 4 注1の場合において、必要な衛生材料及び保険医療材料を提供した場合に、衛生材料等提供加算として、患者1人につき月1回に限り、80点を所定点数に加算する。
- 5 訪問看護指示料を算定した場合には、区分番号I012-2に掲げる精神科訪問看護指示料は算定しない。

C007-2 介護職員等^{かくたん}喀痰吸引等指示料 240点

注 当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保

算定する。

- 2 当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が、診療に基づき、当該患者の急性増悪等により一時的に頻回の指定訪問看護を行う必要を認め、当該患者の同意を得て当該患者の選定する訪問看護ステーション等に対して、その旨を記載した訪問看護指示書を交付した場合は、特別訪問看護指示加算として、患者1人につき月1回（別に厚生労働大臣が定める者については、月2回）に限り、100点を所定点数に加算する。
- 3 当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が、診療に基づき、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為に係る管理の必要を認め、当該患者の同意を得て当該患者の選定する訪問看護ステーション等の看護師（同項第5号に規定する指定研修機関において行われる研修を修了した者に限る。）に対して、同項第2号に規定する手順書を交付した場合は、手順書加算として、患者1人につき6月に1回に限り、150点を所定点数に加算する。
- 4 注1の場合において、必要な衛生材料及び保険医療材料を提供した場合に、衛生材料等提供加算として、患者1人につき月1回に限り、80点を所定点数に加算する。
- 5 訪問看護指示料を算定した場合には、区分番号I012-2に掲げる精神科訪問看護指示料は算定しない。

C007-2 介護職員等^{かくたん}喀痰吸引等指示料 240点

注 当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保

険医が、診療に基づき介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第3項に規定する訪問入浴介護、同条第7項に規定する通所介護又は同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護に係る指定を受けている者に限る。）、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者（同法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設を除く。）その他別に厚生労働大臣が定める者による喀痰吸引等の必要を認め、患者の同意を得て当該患者の選定する事業者に対して介護職員等喀痰吸引等指示書を交付した場合に、患者1人につき3月に1回に限り算定する。

C008 在宅患者訪問薬剤管理指導料

1	単一建物診療患者が1人の場合	650点
2	単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合	320点
3	1及び2以外の場合	290点

注1 在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、薬剤師が訪問して薬学的管理指導を行った場合に、単一建物診療患者（当該患者が居住する建物に居住する者のうち、当該保険医療機関の薬剤師が訪問し薬学的管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、患者1人につき月4回（末期の悪性腫瘍の患者及び中心静脈栄養法の対象患者については、週2回かつ月8回）に限り算定する。
この場合において、1から3までを合わせて薬剤師1人につき週40回に限り算定できる。

- 2 麻薬の投薬が行われている患者に対して、麻

険医が、診療に基づき介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第3項に規定する訪問入浴介護、同条第7項に規定する通所介護又は同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護に係る指定を受けている者に限る。）、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者（同法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設を除く。）その他別に厚生労働大臣が定める者による喀痰吸引等の必要を認め、患者の同意を得て当該患者の選定する事業者に対して介護職員等喀痰吸引等指示書を交付した場合に、患者1人につき3月に1回に限り算定する。

C008 在宅患者訪問薬剤管理指導料

1	単一建物診療患者が1人の場合	650点
2	単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合	320点
3	1及び2以外の場合	290点

注1 在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、薬剤師が訪問して薬学的管理指導を行った場合に、単一建物診療患者（当該患者が居住する建物に居住する者のうち、当該保険医療機関の薬剤師が訪問し薬学的管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、患者1人につき月4回（末期の悪性腫瘍の患者及び中心静脈栄養法の対象患者については、週2回かつ月8回）に限り算定する。
この場合において、1から3までを合わせて薬剤師1人につき週40回に限り算定できる。

- 2 麻薬の投薬が行われている患者に対して、麻

薬の使用に関し、その服用及び保管の状況、副作用の有無等について患者に確認し、必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100点を所定点数に加算する。

3 在宅患者訪問薬剤管理指導に要した交通費は、患家の負担とする。

4 6歳未満の乳幼児に対して、薬剤師が訪問して薬学的管理指導を行った場合には、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

C 0 0 9 在宅患者訪問栄養食事指導料

1 在宅患者訪問栄養食事指導料 1

イ 単一建物診療患者が1人の場合 530点

ロ 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 480点

ハ イ及びロ以外の場合 440点

2 在宅患者訪問栄養食事指導料 2

イ 単一建物診療患者が1人の場合 510点

ロ 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 460点

ハ イ及びロ以外の場合 420点

注1 1については、在宅で療養を行っており通院が困難な患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が訪問して具体的な献立等によって栄養管理に係る指導を行った場合に、単一建物診療患者（当該患者が居住する建物に居住する者のうち、管理栄養士が訪問し栄養食事指導を行っているものをいう。注2において同じ。）の人数に従い、患者1人につき月2回に限り所定点数を

薬の使用に関し、その服用及び保管の状況、副作用の有無等について患者に確認し、必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100点を所定点数に加算する。

3 在宅患者訪問薬剤管理指導に要した交通費は、患家の負担とする。

4 6歳未満の乳幼児に対して、薬剤師が訪問して薬学的管理指導を行った場合には、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

C 0 0 9 在宅患者訪問栄養食事指導料

1 在宅患者訪問栄養食事指導料 1

イ 単一建物診療患者が1人の場合 530点

ロ 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 480点

ハ イ及びロ以外の場合 440点

2 在宅患者訪問栄養食事指導料 2

イ 単一建物診療患者が1人の場合 510点

ロ 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 460点

ハ イ及びロ以外の場合 420点

注1 1については、在宅で療養を行っており通院が困難な患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が訪問して具体的な献立等によって栄養管理に係る指導を行った場合に、単一建物診療患者（当該患者が居住する建物に居住する者のうち、管理栄養士が訪問し栄養食事指導を行っているものをいう。注2において同じ。）の人数に従い、患者1人につき月2回に限り所定点数を

算定する。

- 2 2については、在宅で療養を行っており通院が困難な患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関以外の管理栄養士が訪問して具体的な献立等によって栄養管理に係る指導を行った場合に、単一建物診療患者の人数に従い、患者1人につき月2回に限り所定点数を算定する。

- 3 在宅患者訪問栄養食事指導に要した交通費は、患家の負担とする。

C O 1 0 在宅患者連携指導料 900点

注1 訪問診療を実施している保険医療機関（診療所、在宅療養支援病院及び許可病床数が200床未満の病院（在宅療養支援病院を除く。）に限る。）の保険医が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、歯科訪問診療を実施している保険医療機関、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局又は訪問看護ステーションと文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

- 2 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該初診の日から1月以内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。

- 3 当該保険医療機関を退院した患者に対して退院の日から起算して1月以内に行った指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料

算定する。

- 2 2については、在宅で療養を行っており通院が困難な患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、かつ、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関以外の管理栄養士が訪問して具体的な献立等によって栄養管理に係る指導を行った場合に、単一建物診療患者の人数に従い、患者1人につき月2回に限り所定点数を算定する。

- 3 在宅患者訪問栄養食事指導に要した交通費は、患家の負担とする。

C O 1 0 在宅患者連携指導料 900点

注1 訪問診療を実施している保険医療機関（診療所、在宅療養支援病院及び許可病床数が200床未満の病院（在宅療養支援病院を除く。）に限る。）の保険医が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、歯科訪問診療を実施している保険医療機関、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局又は訪問看護ステーションと文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

- 2 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料を算定する初診の日に行った指導又は当該初診の日から1月以内に行った指導の費用は、初診料に含まれるものとする。

- 3 当該保険医療機関を退院した患者に対して退院の日から起算して1月以内に行った指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料

に含まれるものとする。

- 4 区分番号B001の1に掲げるウイルス疾患指導料、区分番号B001の6に掲げるてんかん指導料、区分番号B001の7に掲げる難病外来指導管理料又は区分番号B001の12に掲げる心臓ペースメーカー指導管理料を算定している患者については算定しない。
- 5 在宅患者連携指導料を算定すべき指導を行った場合においては、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料及び区分番号B001の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定すべき指導管理の費用は、所定点数に含まれるものとする。
- 6 区分番号B009に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)、区分番号C002に掲げる在宅時医学総管理料、区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総管理料又は区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料を算定している患者については算定しない。

C011 在宅患者緊急時等カンファレンス料 200点

注 訪問診療を実施している保険医療機関の保険医が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当該保険医の求め又は当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医の求めにより、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員又は相談支援専門員と共同でカンファレンスを行い又はカンファレンスに

に含まれるものとする。

- 4 区分番号B001の1に掲げるウイルス疾患指導料、区分番号B001の6に掲げるてんかん指導料、区分番号B001の7に掲げる難病外来指導管理料又は区分番号B001の12に掲げる心臓ペースメーカー指導管理料を算定している患者については算定しない。
- 5 在宅患者連携指導料を算定すべき指導を行った場合においては、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料及び区分番号B001の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定すべき指導管理の費用は、所定点数に含まれるものとする。
- 6 区分番号B009に掲げる診療情報提供料(Ⅱ)、区分番号C002に掲げる在宅時医学総管理料、区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総管理料又は区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料を算定している患者については算定しない。

C011 在宅患者緊急時等カンファレンス料 200点

注 訪問診療を実施している保険医療機関の保険医が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当該保険医の求め又は当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医の求めにより、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員又は相談支援専門員と共同でカンファレンスを行い又はカンファレンスに

参加し、それらの者と共同で療養上必要な指導を行った場合に、月2回に限り算定する。

C 0 1 2 在宅患者共同診療料

- 1 往診の場合 1,500点
- 2 訪問診療の場合（同一建物居住者以外）
1,000点
- 3 訪問診療の場合（同一建物居住者） 240点

注1 1については、在宅療養後方支援病院（在宅において療養を行っている患者を緊急時に受け入れる病院であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものをいう。以下この表において同じ。）（許可病床数が400床未満の病院に限る。）が、在宅で療養を行っている別に厚生労働大臣が定める疾病等を有する患者以外の患者であって通院が困難なもの（当該在宅療養後方支援病院を緊急時の搬送先として希望するものに限る。以下この区分番号において同じ。）に対して、当該患者に対する在宅医療を担う他の保険医療機関からの求めに応じて共同で往診を行った場合に、1から3までのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内に、患者1人につき1から3までを合わせて2回に限り算定する。

- 2 2については、在宅療養後方支援病院（許可病床数が400床未満の病院に限る。）が、在宅で療養を行っている別に厚生労働大臣が定める疾病等を有する患者以外の患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問診療を行う場合の当該患者（以下この区分番号において「同一建物居

参加し、それらの者と共同で療養上必要な指導を行った場合に、月2回に限り算定する。

C 0 1 2 在宅患者共同診療料

- 1 往診の場合 1,500点
- 2 訪問診療の場合（同一建物居住者以外）
1,000点
- 3 訪問診療の場合（同一建物居住者） 240点

注1 1については、在宅療養後方支援病院（在宅において療養を行っている患者を緊急時に受け入れる病院であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものをいう。以下この表において同じ。）（許可病床数が400床未満の病院に限る。）が、在宅で療養を行っている別に厚生労働大臣が定める疾病等を有する患者以外の患者であって通院が困難なもの（当該在宅療養後方支援病院を緊急時の搬送先として希望するものに限る。以下この区分番号において同じ。）に対して、当該患者に対する在宅医療を担う他の保険医療機関からの求めに応じて共同で往診を行った場合に、1から3までのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内に、患者1人につき1から3までを合わせて2回に限り算定する。

- 2 2については、在宅療養後方支援病院（許可病床数が400床未満の病院に限る。）が、在宅で療養を行っている別に厚生労働大臣が定める疾病等を有する患者以外の患者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問診療を行う場合の当該患者（以下この区分番号において「同一建物居

住者」という。)を除く。)であって通院が困難なものに対して、当該患者に対する在宅医療を担う他の保険医療機関からの求めに応じて計画的な医学管理の下に定期的に訪問して共同で診療を行った場合に、1から3までのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内に、患者1人につき1から3までを合わせて2回に限り算定する。

3 3については、在宅療養後方支援病院（許可病床数が400床未満の病院に限る。）が、在宅で療養を行っている別に厚生労働大臣が定める疾病等を有する患者以外の患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、当該患者に対する在宅医療を担う他の保険医療機関からの求めに応じて計画的な医学管理の下に定期的に訪問して共同で診療を行った場合に、1から3までのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内に、患者1人につき1から3までを合わせて2回に限り算定する。

4 注1から注3までの規定にかかわらず、在宅療養後方支援病院が、別に厚生労働大臣が定める疾病等を有する患者に対して行った場合については、1から3までのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内に、患者1人につき1から3までを合わせて12回に限り算定する。

5 往診又は訪問診療に要した交通費は、患家の負担とする。

C 0 1 2 - 2 訪問診療薬剤師同時指導料 300点

注 1 訪問診療を実施している保険医療機関の保険医が、在宅での療養を行っている患者（施設入

住者」という。)を除く。)であって通院が困難なものに対して、当該患者に対する在宅医療を担う他の保険医療機関からの求めに応じて計画的な医学管理の下に定期的に訪問して共同で診療を行った場合に、1から3までのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内に、患者1人につき1から3までを合わせて2回に限り算定する。

3 3については、在宅療養後方支援病院（許可病床数が400床未満の病院に限る。）が、在宅で療養を行っている別に厚生労働大臣が定める疾病等を有する患者以外の患者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、当該患者に対する在宅医療を担う他の保険医療機関からの求めに応じて計画的な医学管理の下に定期的に訪問して共同で診療を行った場合に、1から3までのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内に、患者1人につき1から3までを合わせて2回に限り算定する。

4 注1から注3までの規定にかかわらず、在宅療養後方支援病院が、別に厚生労働大臣が定める疾病等を有する患者に対して行った場合については、1から3までのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内に、患者1人につき1から3までを合わせて12回に限り算定する。

5 往診又は訪問診療に要した交通費は、患家の負担とする。

(新設)

居時等医学総合管理料の対象患者を除く。)であって、通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、当該患者に対して在宅患者訪問薬剤管理指導を実施している他の保険医療機関若しくは保険薬局又は居宅療養管理指導を実施している病院、診療所若しくは保険薬局の薬剤師と同時に訪問を行うとともに、療養上必要な指導を行った場合に、6月に1回に限り算定する。

- 2 当該保険医療機関を退院した患者に対して退院の日から起算して1月以内に行った指導の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。

C 0 1 3 在宅患者訪問褥瘡^{じよくそう}管理指導料 750点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、重点的な褥瘡^{じよくそう}管理を行う必要が認められる患者（在宅での療養を行っているものに限る。）に対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医、管理栄養士又は当該保険医療機関以外の管理栄養士及び看護師又は連携する他の保険医療機関等の看護師が共同して、褥瘡^{じよくそう}管理に関する計画的な指導管理を行った場合には、初回のカンファレンスから起算して6月以内に限り、当該患者1人につき3回に限り所定点数を算定する。

- 2 区分番号C 0 0 1に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ、区分番号C 0 0 1－2に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅲ、区分番号C 0 0 5に掲げる在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号C 0 0 9に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料は別に算定

C 0 1 3 在宅患者訪問褥瘡^{じよくそう}管理指導料 750点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、重点的な褥瘡^{じよくそう}管理を行う必要が認められる患者（在宅での療養を行っているものに限る。）に対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医、管理栄養士又は当該保険医療機関以外の管理栄養士及び看護師又は連携する他の保険医療機関等の看護師が共同して、褥瘡^{じよくそう}管理に関する計画的な指導管理を行った場合には、初回のカンファレンスから起算して6月以内に限り、当該患者1人につき3回に限り所定点数を算定する。

- 2 区分番号C 0 0 1に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ、区分番号C 0 0 1－2に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅲ、区分番号C 0 0 5に掲げる在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号C 0 0 9に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料は別に算定

できない。ただし、カンファレンスを行う場合にあっては、この限りでない。

C 0 1 4 外来在宅共同指導料

1	外来在宅共同指導料 1	400点
2	外来在宅共同指導料 2	600点

注 1 1については、保険医療機関の外来において継続的に診療を受けている患者について、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医が、当該患者の同意を得て、患家等を訪問して、在宅での療養上必要な説明及び指導を、外来において当該患者に対して継続的に診療を行っている保険医療機関の保険医と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、患者 1 人につき 1 回に限り、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関において算定する。

2 2については、注 1 に規定する場合において、外来において当該患者に対して継続的に診療を行っている保険医療機関において、患者 1 人につき 1 回に限り算定する。この場合において、区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料、区分番号 A 0 0 1 に掲げる再診料、区分番号 A 0 0 2 に掲げる外来診療料、区分番号 C 0 0 0 に掲げる往診料、区分番号 C 0 0 1 に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ又は区分番号 C 0 0 1－2 に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅲは別に算定できない。

C 0 1 5 在宅がん患者緊急時医療情報連携指導料 200点

注 訪問診療を実施している保険医療機関の保険医が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なもの（区分番号 C 0 0 2 に掲げる在宅時医学総管理料の注 15（区分番号 C 0 0 2－2 の注 5 の規定により準用する場合を含む。）又は区

できない。ただし、カンファレンスを行う場合にあっては、この限りでない。

C 0 1 4 外来在宅共同指導料

1	外来在宅共同指導料 1	400点
2	外来在宅共同指導料 2	600点

注 1 1については、保険医療機関の外来において継続的に診療を受けている患者について、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医が、当該患者の同意を得て、患家等を訪問して、在宅での療養上必要な説明及び指導を、外来において当該患者に対して継続的に診療を行っている保険医療機関の保険医と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、患者 1 人につき 1 回に限り、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関において算定する。

2 2については、注 1 に規定する場合において、外来において当該患者に対して継続的に診療を行っている保険医療機関において、患者 1 人につき 1 回に限り算定する。この場合において、区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料、区分番号 A 0 0 1 に掲げる再診料、区分番号 A 0 0 2 に掲げる外来診療料、区分番号 C 0 0 0 に掲げる往診料、区分番号 C 0 0 1 に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ又は区分番号 C 0 0 1－2 に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅲは別に算定できない。

C 0 1 5 在宅がん患者緊急時医療情報連携指導料 200点

注 訪問診療を実施している保険医療機関の保険医が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なもの（区分番号 C 0 0 2 に掲げる在宅時医学総管理料の注 15（区分番号 C 0 0 2－2 の注 5 の規定により準用する場合を含む。）又は区

分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料の注9に規定する在宅医療情報連携加算を算定しているものに限る。)の同意を得て、末期の悪性腫瘍の患者の病状の急変等に伴い、当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関の保険医、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、管理栄養士、介護支援専門員又は相談支援専門員等であって当該患者に関わる者が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて記録した当該患者に係る人生の最終段階における医療・ケアに関する情報を取得した上で、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

第2節 在宅療養指導管理料

通則

在宅療養指導管理料の費用は、第1款及び第2款の各区分の所定点数を合算した費用により算定する。

第1款 在宅療養指導管理料

通則

- 1 本款各区分に掲げる在宅療養指導管理料は、特に規定する場合を除き、月1回に限り算定し、同一の患者に対して1月以内に指導管理を2回以上行った場合においては、第1回の指導管理を行ったときに算定する。
- 2 同一の患者に対して、本款各区分に掲げる在宅療養指導管理料に規定する在宅療養指導管理のうち2以上の指導管理を行っている場合は、主たる指導管理の所定点数のみにより算定する。
- 3 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院から患者の紹介

分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料の注9に規定する在宅医療情報連携加算を算定しているものに限る。)の同意を得て、末期の悪性腫瘍の患者の病状の急変等に伴い、当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関の保険医、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、管理栄養士、介護支援専門員又は相談支援専門員等であって当該患者に関わる者が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて記録した当該患者に係る人生の最終段階における医療・ケアに関する情報を取得した上で、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。

第2節 在宅療養指導管理料

通則

在宅療養指導管理料の費用は、第1款及び第2款の各区分の所定点数を合算した費用により算定する。

第1款 在宅療養指導管理料

通則

- 1 本款各区分に掲げる在宅療養指導管理料は、特に規定する場合を除き、月1回に限り算定し、同一の患者に対して1月以内に指導管理を2回以上行った場合においては、第1回の指導管理を行ったときに算定する。
- 2 同一の患者に対して、本款各区分に掲げる在宅療養指導管理料に規定する在宅療養指導管理のうち2以上の指導管理を行っている場合は、主たる指導管理の所定点数のみにより算定する。
- 3 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院から患者の紹介

を受けた保険医療機関が、在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院が行う在宅療養指導管理と異なる在宅療養指導管理を行った場合（紹介が行われた月に限る。）及び在宅療養後方支援病院が、別に厚生労働大臣の定める患者に対して当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関と異なる在宅療養指導管理を行った場合（C102に規定する指導管理とC102-2に規定する指導管理、C103に規定する指導管理とC107に規定する指導管理、C107-2に規定する指導管理又はC107-3に規定する指導管理、C104に規定する指導管理とC105に規定する指導管理、C104に規定する指導管理とC105-2に規定する指導管理、C105に規定する指導管理とC105-2に規定する指導管理、C105-2に規定する指導管理とC109に規定する指導管理、C105-2に規定する指導管理とC105-3に規定する指導管理、C105-3に規定する指導管理とC109に規定する指導管理、C107に規定する指導管理とC107-2に規定する指導管理又はC107-3に規定する指導管理、C107-2に規定する指導管理とC107-3に規定する指導管理、C108（3を除く。）に規定する指導管理とC110に規定する指導管理、C108-4に規定する指導管理とC110に規定する指導管理及びC109に規定する指導管理とC114に規定する指導管理の組合せを除く。）には、それぞれの保険医療機関において、本款各区分に掲げる在宅療養指導管理料を算定できるものとする。

- 4 入院中の患者に対して退院時に本款各区分に掲げる在宅療養指導管理料を算定すべき指導管理を行った場合においては、各区分の規定にかかわらず、当該退院の日に所定点数を算定できる。この場合において、当該退院した患者に対して行った指導管理（当該退院した日の属する月に行ったものに限る。）の費用は算定しない。

区分

を受けた保険医療機関が、在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院が行う在宅療養指導管理と異なる在宅療養指導管理を行った場合（紹介が行われた月に限る。）及び在宅療養後方支援病院が、別に厚生労働大臣の定める患者に対して当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関と異なる在宅療養指導管理を行った場合（C102に規定する指導管理とC102-2に規定する指導管理、C103に規定する指導管理とC107に規定する指導管理、C107-2に規定する指導管理又はC107-3に規定する指導管理、C104に規定する指導管理とC105に規定する指導管理、C104に規定する指導管理とC105-2に規定する指導管理、C105に規定する指導管理とC105-2に規定する指導管理、C105-2に規定する指導管理とC109に規定する指導管理、C105-2に規定する指導管理とC105-3に規定する指導管理、C105-3に規定する指導管理とC109に規定する指導管理、C107に規定する指導管理とC107-2に規定する指導管理又はC107-3に規定する指導管理、C107-2に規定する指導管理とC107-3に規定する指導管理、C108（3を除く。）に規定する指導管理とC110に規定する指導管理、C108-4に規定する指導管理とC110に規定する指導管理及びC109に規定する指導管理とC114に規定する指導管理の組合せを除く。）には、それぞれの保険医療機関において、本款各区分に掲げる在宅療養指導管理料を算定できるものとする。

- 4 入院中の患者に対して退院時に本款各区分に掲げる在宅療養指導管理料を算定すべき指導管理を行った場合においては、各区分の規定にかかわらず、当該退院の日に所定点数を算定できる。この場合において、当該退院した患者に対して行った指導管理（当該退院した日の属する月に行ったものに限る。）の費用は算定しない。

区分

C 1 0 0	退院前在宅療養指導管理料	120点
	注 1 入院中の患者が在宅療養に備えて一時的に外泊するに当たり、当該在宅療養に関する指導管理を行った場合に算定する。	
	2 6歳未満の乳幼児に対して在宅療養に関する指導管理を行った場合には、乳幼児加算として、200点を所定点数に加算する。	
C 1 0 1	在宅自己注射指導管理料	
	1 複雑な場合	1,230点
	2 1以外の場合	
	イ 月27回以下の場合	650点
	ロ 月28回以上の場合	750点
	注 1 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、自己注射に関する指導管理を行った場合に算定する。ただし、同一月に区分番号B 0 0 1－2－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料又は第6部の通則第6号に規定する外来化学療法加算を算定している患者については、当該管理料を算定できない。	
	2 初回の指導を行った日の属する月から起算して3月以内の期間に当該指導管理を行った場合には、導入初期加算として、3月を限度として、580点を所定点数に加算する。	
	3 処方内容に変更があった場合には、注2の規定にかかわらず、当該指導を行った日の属する月から起算して1月を限度として、1回に限り導入初期加算を算定できる。	
	4 患者に対し、バイオ後続品に係る説明を行い、バイオ後続品を処方した場合には、バイオ後続品導入初期加算として、当該バイオ後続品の	

C 1 0 0	退院前在宅療養指導管理料	120点
	注 1 入院中の患者が在宅療養に備えて一時的に外泊するに当たり、当該在宅療養に関する指導管理を行った場合に算定する。	
	2 6歳未満の乳幼児に対して在宅療養に関する指導管理を行った場合には、乳幼児加算として、200点を所定点数に加算する。	
C 1 0 1	在宅自己注射指導管理料	
	1 複雑な場合	1,230点
	2 1以外の場合	
	イ 月27回以下の場合	650点
	ロ 月28回以上の場合	750点
	注 1 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、自己注射に関する指導管理を行った場合に算定する。ただし、同一月に区分番号B 0 0 1－2－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料又は第6部の通則第6号に規定する外来化学療法加算を算定している患者については、当該管理料を算定できない。	
	2 初回の指導を行った日の属する月から起算して3月以内の期間に当該指導管理を行った場合には、導入初期加算として、3月を限度として、580点を所定点数に加算する。	
	3 処方内容に変更があった場合には、注2の規定にかかわらず、当該指導を行った日の属する月から起算して1月を限度として、1回に限り導入初期加算を算定できる。	
	4 患者に対し、バイオ後続品に係る説明を行い、バイオ後続品を処方した場合には、バイオ後続品導入初期加算として、当該バイオ後続品の	

初回の処方日の属する月から起算して3月を限度として、150点を所定点数に加算する。

- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅自己注射指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、1又は2のイ若しくはロの所定点数に代えて、それぞれ1,070点又は566点若しくは653点を算定する。

C101-2 在宅小児低血糖症患者指導管理料 820点

注 12歳未満の小児低血糖症であって入院中の患者以外の患者に対して、重篤な低血糖の予防のために適切な指導管理を行った場合に算定する。

C101-3 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料

1 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料1 150点

2 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料2 150点

注1 1については、妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）であって入院中の患者以外の患者に対して、周産期における合併症の軽減のために適切な指導管理を行った場合に算定する。

- 2 2については、1を算定した入院中の患者以外の患者に対して、分娩後も継続して血糖管理のために適切な指導管理を行った場合に、当該分娩後12週の間、1回に限り算定する。

C102 在宅自己腹膜灌流指導管理料

1 在宅自己腹膜灌流指導管理料1 4,000点

2 在宅自己腹膜灌流指導管理料2 1,500点

注1 在宅自己腹膜灌流指導管理料1については、在宅自己連続携行式腹膜灌流を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅自己連続携

初回の処方日の属する月から起算して3月を限度として、150点を所定点数に加算する。

- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅自己注射指導管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、1又は2のイ若しくはロの所定点数に代えて、それぞれ1,070点又は566点若しくは653点を算定する。

C101-2 在宅小児低血糖症患者指導管理料 820点

注 12歳未満の小児低血糖症であって入院中の患者以外の患者に対して、重篤な低血糖の予防のために適切な指導管理を行った場合に算定する。

C101-3 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料

1 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料1 150点

2 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料2 150点

注1 1については、妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）であって入院中の患者以外の患者に対して、周産期における合併症の軽減のために適切な指導管理を行った場合に算定する。

- 2 2については、1を算定した入院中の患者以外の患者に対して、分娩後も継続して血糖管理のために適切な指導管理を行った場合に、当該分娩後12週の間、1回に限り算定する。

C102 在宅自己腹膜灌流指導管理料 4,000点

(新設)

(新設)

注1 在宅自己連続携行式腹膜灌流を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅自己連続携行式腹膜灌流に関する指導管理を行った場合

行式腹膜灌流に関する指導管理を行った場合に算定するものとし、頻回に指導管理を行う必要がある場合は、同一月内の2回目以降1回につき2,000点を月2回に限り算定する。

2 当該指導管理料1を算定する同一月内に区分番号J038に掲げる人工腎臓又はJ042に規定する腹膜灌流の1を算定する場合は、注1に規定する2回目以降の費用は、算定しない。

3 注1に規定する患者であって継続的に遠隔モニタリングを実施したものに対して当該指導管理を行った場合は、遠隔モニタリング加算として、月1回に限り115点を所定点数に加算する。

4 在宅自己腹膜灌流指導管理料2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅自己連続携行式腹膜灌流を行っている入院中の患者以外の患者に対して、当該指導管理料1を算定している他の保険医療機関の求めに応じて指導管理を行った場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。

C102-2 在宅血液透析指導管理料 10,000点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅血液透析を行っている入院中の患者以外の患者に対して在宅血液透析に関する指導管理を行った場合に算定するものとし、頻回に指導管理を行う必要がある場合には、当該指導管理料を最初に算定した日から起算して2月までの間は、同一月内の2回目以降1回につき2,000点を月2回に限り算定する

に算定するものとし、頻回に指導管理を行う必要がある場合は、同一月内の2回目以降1回につき2,000点を月2回に限り算定する。

2 当該指導管理を算定する同一月内に区分番号J038に掲げる人工腎臓又はJ042に規定する腹膜灌流の1を算定する場合は、注1に規定する2回目以降の費用は、算定しない。

3 注1に規定する患者であって継続的に遠隔モニタリングを実施したものに対して当該指導管理を行った場合は、遠隔モニタリング加算として、月1回に限り115点を所定点数に加算する。

(新設)

C102-2 在宅血液透析指導管理料 10,000点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅血液透析を行っている入院中の患者以外の患者に対して在宅血液透析に関する指導管理を行った場合に算定するものとし、頻回に指導管理を行う必要がある場合には、当該指導管理料を最初に算定した日から起算して2月までの間は、同一月内の2回目以降1回につき2,000点を月2回に限り算定する

- 。
- 2 当該指導管理を算定する同一月内に区分番号 J 0 3 8 に掲げる人工腎臓を算定する場合は、注 1 に規定する 2 回目以降の費用は、算定しない。
 - 3 注 1 に規定する患者であって継続的に遠隔モニタリングを実施したものに対して当該指導管理を行った場合は、遠隔モニタリング加算として、月 1 回に限り 115 点を所定点数に加算する。

C 1 0 3 在宅酸素療法指導管理料

- 1 チアノーゼ型先天性心疾患の場合 520 点
 - 2 その他の場合 2,400 点
- 注 1 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅酸素療法に関する指導管理を行った場合に算定する。
- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、2 を算定する患者について、前回受診月の翌月から今回受診月の前月までの期間、遠隔モニタリングを用いて療養上必要な指導を行った場合は、遠隔モニタリング加算として、150 点到当該期間の月数（当該指導を行った月に限り、2 月を限度とする。）を乗じて得た点数を、所定点数に加算する。

C 1 0 4 在宅中心静脈栄養法指導管理料 3,000 点

注 在宅中心静脈栄養法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅中心静脈栄養法に関する指導管理を行った場合に算定する。

C 1 0 5 在宅成分栄養経管栄養法指導管理料 2,500 点

注 在宅成分栄養経管栄養法を行っている入院中の

- 。
- 2 当該指導管理を算定する同一月内に区分番号 J 0 3 8 に掲げる人工腎臓を算定する場合は、注 1 に規定する 2 回目以降の費用は、算定しない。
 - 3 注 1 に規定する患者であって継続的に遠隔モニタリングを実施したものに対して当該指導管理を行った場合は、遠隔モニタリング加算として、月 1 回に限り 115 点を所定点数に加算する。

C 1 0 3 在宅酸素療法指導管理料

- 1 チアノーゼ型先天性心疾患の場合 520 点
 - 2 その他の場合 2,400 点
- 注 1 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅酸素療法に関する指導管理を行った場合に算定する。
- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、2 を算定する患者について、前回受診月の翌月から今回受診月の前月までの期間、遠隔モニタリングを用いて療養上必要な指導を行った場合は、遠隔モニタリング加算として、150 点到当該期間の月数（当該指導を行った月に限り、2 月を限度とする。）を乗じて得た点数を、所定点数に加算する。

C 1 0 4 在宅中心静脈栄養法指導管理料 3,000 点

注 在宅中心静脈栄養法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅中心静脈栄養法に関する指導管理を行った場合に算定する。

C 1 0 5 在宅成分栄養経管栄養法指導管理料 2,500 点

注 在宅成分栄養経管栄養法を行っている入院中の

- 患者以外の患者に対して、在宅成分栄養経管栄養法に関する指導管理を行った場合に算定する。
- C 1 0 5 - 2 在宅小児経管栄養法指導管理料 1,050点
注 在宅小児経管栄養法を行っている入院中の患者以外の患者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、在宅小児経管栄養法に関する指導管理を行った場合に算定する。
- C 1 0 5 - 3 在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料 2,500点
注 在宅半固形栄養経管栄養法を行っている入院中の患者以外の患者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、在宅半固形栄養経管栄養法に関する指導管理を行った場合に、最初に算定した日から起算して1年を限度として算定する。
- C 1 0 6 在宅自己導尿指導管理料 1,400点
注 1 在宅自己導尿を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅自己導尿に関する指導管理を行った場合に算定する。
2 カテーテルの費用は、第2款に定める所定点数により算定する。
- C 1 0 7 在宅人工呼吸指導管理料 2,800点
注 在宅人工呼吸を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅人工呼吸に関する指導管理を行った場合に算定する。
- C 1 0 7 - 2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料
1 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 1 2,250点
2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 2 240点
注 1 在宅持続陽圧呼吸療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅持続陽圧呼吸療法に関する指導管理を行った場合に算定する。
2 2について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合は、持続陽圧呼吸療法充実管理体制

- 患者以外の患者に対して、在宅成分栄養経管栄養法に関する指導管理を行った場合に算定する。
- C 1 0 5 - 2 在宅小児経管栄養法指導管理料 1,050点
注 在宅小児経管栄養法を行っている入院中の患者以外の患者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、在宅小児経管栄養法に関する指導管理を行った場合に算定する。
- C 1 0 5 - 3 在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料 2,500点
注 在宅半固形栄養経管栄養法を行っている入院中の患者以外の患者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、在宅半固形栄養経管栄養法に関する指導管理を行った場合に、最初に算定した日から起算して1年を限度として算定する。
- C 1 0 6 在宅自己導尿指導管理料 1,400点
注 1 在宅自己導尿を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅自己導尿に関する指導管理を行った場合に算定する。
2 カテーテルの費用は、第2款に定める所定点数により算定する。
- C 1 0 7 在宅人工呼吸指導管理料 2,800点
注 在宅人工呼吸を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅人工呼吸に関する指導管理を行った場合に算定する。
- C 1 0 7 - 2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料
1 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 1 2,250点
2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 2 250点
注 1 在宅持続陽圧呼吸療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅持続陽圧呼吸療法に関する指導管理を行った場合に算定する。
(新設)

制加算として15点を所定点数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、2を算定し、CPAPを用いている患者について、前回受診月の翌月から今回受診月の前月までの期間、遠隔モニタリングを用いて療養上必要な管理を行った場合は、遠隔モニタリング加算として、150点到当該期間の月数（当該管理を行った月に限り、2月を限度とする。）を乗じて得た点数を、所定点数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2を算定すべき指導管理を情報通信機器を用いて行った場合は、2の所定点数に代えて、218点を算定する。

C107-3 在宅ハイフローセラピー指導管理料

1 在宅ハイフローセラピー指導管理料1 2,400点

2 在宅ハイフローセラピー指導管理料2 2,400点

注1 1については、在宅ハイフローセラピーを行っている慢性閉塞性肺疾患（COPD）の患者のうち、入院中の患者以外の患者に対して、在宅ハイフローセラピーに関する指導管理を行った場合に算定する。

2 2については、在宅ハイフローセラピーを行っている重度の低酸素血症の患者のうち、入院中の患者以外の患者に対して、高濃度の酸素吸入を伴う在宅ハイフローセラピーに関する指導

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、2を算定し、CPAPを用いている患者について、前回受診月の翌月から今回受診月の前月までの期間、遠隔モニタリングを用いて療養上必要な管理を行った場合は、遠隔モニタリング加算として、150点到当該期間の月数（当該管理を行った月に限り、2月を限度とする。）を乗じて得た点数を、所定点数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2を算定すべき指導管理を情報通信機器を用いて行った場合は、2の所定点数に代えて、218点を算定する。

C107-3 在宅ハイフローセラピー指導管理料 2,400点
(新設)

(新設)

注 在宅ハイフローセラピーを行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅ハイフローセラピーに関する指導管理を行った場合に算定する。

(新設)

管理を行った場合に算定する。

C 1 0 8 在宅麻薬等注射指導管理料

- 1 悪性腫瘍の場合 1,500点
- 2 筋萎縮性側索硬化症又は筋ジストロフィーの場合 1,500点
- 3 心不全、呼吸器疾患又は腎不全の場合 1,500点

注 1 1については、悪性腫瘍の患者であって、入院中の患者以外の末期の患者に対して、在宅における麻薬等の注射に関する指導管理を行った場合に算定する。

2 2については、筋萎縮性側索硬化症又は筋ジストロフィーの患者であって、入院中の患者以外の患者に対して、在宅における麻薬等の注射に関する指導管理を行った場合に算定する。

3 3については、1又は2に該当しない場合であって、緩和ケアを要する心不全、呼吸器疾患又は腎不全の患者であって、入院中の患者以外の末期の患者に対して、在宅における麻薬の注射に関する指導管理を行った場合に算定する。

C 1 0 8 - 2 在宅腫瘍化学療法注射指導管理料 1,500点

注 悪性腫瘍の患者であって、入院中の患者以外の患者に対して、在宅における抗悪性腫瘍剤等の注射に関する指導管理を行った場合に算定する。

C 1 0 8 - 3 在宅強心剤持続投与指導管理料 1,500点

注 別に厚生労働大臣が定める注射薬の持続投与を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅心不全管理に関する指導管理を行った場合に算定する。

C 1 0 8 - 4 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料 1,500点

注 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関の保険

C 1 0 8 在宅麻薬等注射指導管理料

- 1 悪性腫瘍の場合 1,500点
- 2 筋萎縮性側索硬化症又は筋ジストロフィーの場合 1,500点
- 3 心不全又は呼吸器疾患の場合 1,500点

注 1 1については、悪性腫瘍の患者であって、入院中の患者以外の末期の患者に対して、在宅における麻薬等の注射に関する指導管理を行った場合に算定する。

2 2については、筋萎縮性側索硬化症又は筋ジストロフィーの患者であって、入院中の患者以外の患者に対して、在宅における麻薬等の注射に関する指導管理を行った場合に算定する。

3 3については、1又は2に該当しない場合であって、緩和ケアを要する心不全又は呼吸器疾患の患者であって、入院中の患者以外の末期の患者に対して、在宅における麻薬の注射に関する指導管理を行った場合に算定する。

C 1 0 8 - 2 在宅腫瘍化学療法注射指導管理料 1,500点

注 悪性腫瘍の患者であって、入院中の患者以外の患者に対して、在宅における抗悪性腫瘍剤等の注射に関する指導管理を行った場合に算定する。

C 1 0 8 - 3 在宅強心剤持続投与指導管理料 1,500点

注 別に厚生労働大臣が定める注射薬の持続投与を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅心不全管理に関する指導管理を行った場合に算定する。

C 1 0 8 - 4 在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料 1,500点

注 別に厚生労働大臣が定める保険医療機関の保険

医が、他の保険医療機関において区分番号C108に掲げる在宅麻薬等注射指導管理料の1又は区分番号C108-2に掲げる在宅腫瘍化学療法注射指導管理料を算定する指導管理を受けている患者に対し、当該他の保険医療機関と連携して、同一日に、当該患者に対する麻薬等又は抗悪性腫瘍剤等の注射に関する指導管理を行った場合に算定する。

C109 在宅寝たきり患者処置指導管理料 1,050点

注1 在宅における創傷処置等の処置を行っている入院中の患者以外の患者であって、現に寝たきりの状態にあるもの又はこれに準ずる状態にあるものに対して、当該処置に関する指導管理を行った場合に算定する。

2 区分番号B001の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定している患者については、算定しない。

C110 在宅自己疼痛管理指導管理料 1,300点

注 疼痛除去のため植込型脳・脊髄刺激装置を植込んだ後に、在宅において自己疼痛管理を行っている入院中の患者以外の難治性慢性疼痛の患者に対して、在宅自己疼痛管理に関する指導管理を行った場合に算定する。

C110-2 在宅振戦等刺激装置治療指導管理料 810点

注1 振戦等除去のため植込型脳・脊髄刺激装置を植込んだ後に、在宅において振戦等管理を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅振戦等管理に関する指導管理を行った場合に算定する。

2 植込術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合には、導入期加算として、140

医が、他の保険医療機関において区分番号C108に掲げる在宅麻薬等注射指導管理料の1又は区分番号C108-2に掲げる在宅腫瘍化学療法注射指導管理料を算定する指導管理を受けている患者に対し、当該他の保険医療機関と連携して、同一日に当該患者に対する麻薬等又は抗悪性腫瘍剤等の注射に関する指導管理を行った場合に算定する。

C109 在宅寝たきり患者処置指導管理料 1,050点

注1 在宅における創傷処置等の処置を行っている入院中の患者以外の患者であって、現に寝たきりの状態にあるもの又はこれに準ずる状態にあるものに対して、当該処置に関する指導管理を行った場合に算定する。

2 区分番号B001の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定している患者については、算定しない。

C110 在宅自己疼痛管理指導管理料 1,300点

注 疼痛除去のため植込型脳・脊髄刺激装置を植込んだ後に、在宅において自己疼痛管理を行っている入院中の患者以外の難治性慢性疼痛の患者に対して、在宅自己疼痛管理に関する指導管理を行った場合に算定する。

C110-2 在宅振戦等刺激装置治療指導管理料 810点

注1 振戦等除去のため植込型脳・脊髄刺激装置を植込んだ後に、在宅において振戦等管理を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅振戦等管理に関する指導管理を行った場合に算定する。

2 植込術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合には、導入期加算として、140

点を所定点数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅振戦等刺激装置治療指導管理料を算定すべき指導管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、705点を算定する。

C 1 1 0 - 3 在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料 810点

注 1 てんかん治療のため植込型迷走神経電気刺激装置を植え込んだ後に、在宅においててんかん管理を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅てんかん管理に関する指導管理を行った場合に算定する。

2 植込術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合には、導入期加算として、140点を所定点数に加算する。

C 1 1 0 - 4 在宅仙骨神経刺激療法指導管理料 810点

注 便失禁又は過活動膀胱に対するコントロールのため植込型仙骨神経刺激装置を植え込んだ後に、患者の同意を得て、在宅において、自己による便失禁管理又は過活動膀胱管理を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅便失禁管理又は在宅過活動膀胱管理に関する指導管理を行った場合に算定する。

C 1 1 0 - 5 在宅舌下神経電気刺激療法指導管理料 810点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、在宅において舌下神経電気刺激療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅舌下神経電気刺激療法に関する指導管理を行った場合に算定する。

C 1 1 1 在宅肺高血圧症患者指導管理料 1,500点

点を所定点数に加算する。

(新設)

C 1 1 0 - 3 在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料 810点

注 1 てんかん治療のため植込型迷走神経電気刺激装置を植え込んだ後に、在宅においててんかん管理を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅てんかん管理に関する指導管理を行った場合に算定する。

2 植込術を行った日から起算して3月以内の期間に行った場合には、導入期加算として、140点を所定点数に加算する。

C 1 1 0 - 4 在宅仙骨神経刺激療法指導管理料 810点

注 便失禁又は過活動膀胱に対するコントロールのため植込型仙骨神経刺激装置を植え込んだ後に、患者の同意を得て、在宅において、自己による便失禁管理又は過活動膀胱管理を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅便失禁管理又は在宅過活動膀胱管理に関する指導管理を行った場合に算定する。

C 1 1 0 - 5 在宅舌下神経電気刺激療法指導管理料 810点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、在宅において舌下神経電気刺激療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅舌下神経電気刺激療法に関する指導管理を行った場合に算定する。

C 1 1 1 在宅肺高血圧症患者指導管理料 1,500点

注 肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外の患者に対して、プロスタグランジン I₂ 製剤の投与等に関する医学管理等を行った場合に算定する。	注 肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外の患者に対して、プロスタグランジン I₂ 製剤の投与等に関する医学管理等を行った場合に算定する。
C 1 1 2 在宅気管切開患者指導管理料 900点 注 気管切開を行っている患者であって入院中の患者以外のものに対して、在宅における気管切開に関する指導管理を行った場合に算定する。	C 1 1 2 在宅気管切開患者指導管理料 900点 注 気管切開を行っている患者であって入院中の患者以外のものに対して、在宅における気管切開に関する指導管理を行った場合に算定する。
C 1 1 2 - 2 在宅喉頭摘出患者指導管理料 900点 注 喉頭摘出を行っている患者であって入院中の患者以外のものに対して、在宅における人工鼻材料の使用に関する指導管理を行った場合に算定する。	C 1 1 2 - 2 在宅喉頭摘出患者指導管理料 900点 注 喉頭摘出を行っている患者であって入院中の患者以外のものに対して、在宅における人工鼻材料の使用に関する指導管理を行った場合に算定する。
C 1 1 3 削除	C 1 1 3 削除
C 1 1 4 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料 1,000点 注 1 皮膚科又は形成外科を担当する医師が、別に厚生労働大臣が定める疾患の患者であって、在宅において皮膚処置を行っている入院中の患者以外のものに対して、当該処置に関する指導管理を行った場合に算定する。 2 区分番号 B 0 0 1 の 7 に掲げる難病外来指導管理料又は区分番号 B 0 0 1 の 8 に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定している患者については、算定しない。	C 1 1 4 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料 1,000点 注 1 皮膚科又は形成外科を担当する医師が、別に厚生労働大臣が定める疾患の患者であって、在宅において皮膚処置を行っている入院中の患者以外のものに対して、当該処置に関する指導管理を行った場合に算定する。 2 区分番号 B 0 0 1 の 7 に掲げる難病外来指導管理料又は区分番号 B 0 0 1 の 8 に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料を算定している患者については、算定しない。
C 1 1 5 削除	C 1 1 5 削除
C 1 1 6 在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料 45,000点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、体内植込型補助人工心臓（非拍動流型）を使用している患者であって入院中の患	C 1 1 6 在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料 45,000点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、体内植込型補助人工心臓（非拍動流型）を使用している患者であって入院中の患

	者以外のものに対して、療養上必要な指導を行った場合に算定する。	
C 1 1 7	在宅経腸投薬指導管理料	1,500点
	注 入院中の患者以外の患者であって、レボドパ・カルビドパ水和物製剤の経腸投薬を行っているものに対して、投薬等に関する医学管理等を行った場合に算定する。	
C 1 1 8	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料	
	1 膠芽腫の場合	2,800点
	2 非小細胞肺癌の場合	2,800点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、在宅腫瘍治療電場療法を行っているものに対して、療養上必要な指導を行った場合に算定する。	
C 1 1 9	在宅経肛門的自己洗腸指導管理料	800点
	注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅で経肛門的に自己洗腸を行っている入院中の患者以外の患者に対して、経肛門的自己洗腸療法に関する指導管理を行った場合に算定する。	
	2 経肛門的自己洗腸を初めて実施する患者について、初回の指導を行った場合は、当該初回の指導を行った月に限り、導入初期加算として、500点を所定点数に加算する。	
C 1 2 0	在宅中耳加圧療法指導管理料	1,800点
	注 在宅中耳加圧療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅中耳加圧療法に関する指導管理を行った場合に算定する。	

	者以外のものに対して、療養上必要な指導を行った場合に算定する。	
C 1 1 7	在宅経腸投薬指導管理料	1,500点
	注 入院中の患者以外の患者であって、レボドパ・カルビドパ水和物製剤の経腸投薬を行っているものに対して、投薬等に関する医学管理等を行った場合に算定する。	
C 1 1 8	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料	2,800点
	(新設)	
	(新設)	
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、在宅腫瘍治療電場療法を行っているものに対して、療養上必要な指導を行った場合に算定する。	
C 1 1 9	在宅経肛門的自己洗腸指導管理料	800点
	注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅で経肛門的に自己洗腸を行っている入院中の患者以外の患者に対して、経肛門的自己洗腸療法に関する指導管理を行った場合に算定する。	
	2 経肛門的自己洗腸を初めて実施する患者について、初回の指導を行った場合は、当該初回の指導を行った月に限り、導入初期加算として、500点を所定点数に加算する。	
C 1 2 0	在宅中耳加圧療法指導管理料	1,800点
	注 在宅中耳加圧療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅中耳加圧療法に関する指導管理を行った場合に算定する。	

C 1 2 1 在宅抗菌薬吸入療法指導管理料 800点

注 1 在宅抗菌薬吸入療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅抗菌薬吸入療法に関する指導管理を行った場合に算定する。

2 在宅抗菌薬吸入療法を初めて実施する患者について、初回の指導を行った場合は、当該初回の指導を行った月に限り、導入初期加算として、500点を所定点数に加算する。

第2款 在宅療養指導管理材料加算

通則

1 本款各区分に掲げる在宅療養指導管理材料加算は、第1款各区分に掲げる在宅療養指導管理料のいずれかの所定点数を算定する場合に、特に規定する場合を除き、3月に3回に限り算定する。

2 前号の規定にかかわらず、本款各区分に掲げる在宅療養指導管理材料加算のうち、保険医療材料の使用を算定要件とするものについては、当該保険医療材料が別表第三調剤報酬点数表第4節の規定により調剤報酬として算定された場合には算定しない。

3 6歳未満の乳幼児に対して区分番号C 1 0 3に掲げる在宅酸素療法指導管理料、C 1 0 7に掲げる在宅人工呼吸指導管理料又はC 1 0 7－2に掲げる在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料を算定する場合は、乳幼児呼吸管理材料加算として、3月に3回に限り1,500点を所定点数に加算する。

区分

C 1 5 0 血糖自己測定器加算

1	月20回以上測定する場合	350点
2	月30回以上測定する場合	465点
3	月40回以上測定する場合	580点
4	月60回以上測定する場合	830点
5	月90回以上測定する場合	1,170点

C 1 2 1 在宅抗菌薬吸入療法指導管理料 800点

注 1 在宅抗菌薬吸入療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅抗菌薬吸入療法に関する指導管理を行った場合に算定する。

2 在宅抗菌薬吸入療法を初めて実施する患者について、初回の指導を行った場合は、当該初回の指導を行った月に限り、導入初期加算として、500点を所定点数に加算する。

第2款 在宅療養指導管理材料加算

通則

1 本款各区分に掲げる在宅療養指導管理材料加算は、第1款各区分に掲げる在宅療養指導管理料のいずれかの所定点数を算定する場合に、特に規定する場合を除き、月1回に限り算定する。

2 前号の規定にかかわらず、本款各区分に掲げる在宅療養指導管理材料加算のうち、保険医療材料の使用を算定要件とするものについては、当該保険医療材料が別表第三調剤報酬点数表第4節の規定により調剤報酬として算定された場合には算定しない。

3 6歳未満の乳幼児に対して区分番号C 1 0 3に掲げる在宅酸素療法指導管理料、C 1 0 7に掲げる在宅人工呼吸指導管理料又はC 1 0 7－2に掲げる在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料を算定する場合は、乳幼児呼吸管理材料加算として、3月に3回に限り1,500点を所定点数に加算する。

区分

C 1 5 0 血糖自己測定器加算

1	月20回以上測定する場合	350点
2	月30回以上測定する場合	465点
3	月40回以上測定する場合	580点
4	月60回以上測定する場合	830点
5	月90回以上測定する場合	1,170点

- 6 月120回以上測定する場合 1,490点
7 間歇^{けつ}スキャン式持続血糖測定器によるもの 1,250点

注1 1から4までについては、入院中の患者以外の患者であって次に掲げるものに対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため血糖自己測定器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

イ インスリン製剤又はヒトソマトメジンC製剤の自己注射を1日に1回以上^{すい}行っている患者（1型糖尿病の患者及び膵全摘後の患者を除く。）

ロ インスリン製剤の自己注射を1日に1回以上^{すい}行っている患者（1型糖尿病の患者又は膵全摘後の患者に限る。）

ハ 12歳未満の小児低血糖症の患者

ニ 妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）

2 5及び6については、入院中の患者以外の患者であって次に掲げるものに対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため、血糖自己測定器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

イ インスリン製剤の自己注射を1日に1回以上^{すい}行っている患者（1型糖尿病の患者又は膵全摘後の患者に限る。）

ロ 12歳未満の小児低血糖症の患者

ハ 妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）

3 7については、インスリン製剤の自己注射を1日に1回以上行っている入院中の患者以外の

- 6 月120回以上測定する場合 1,490点
7 間歇^{けつ}スキャン式持続血糖測定器によるもの 1,250点

注1 1から4までについては、入院中の患者以外の患者であって次に掲げるものに対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため血糖自己測定器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。

イ インスリン製剤又はヒトソマトメジンC製剤の自己注射を1日に1回以上^{すい}行っている患者（1型糖尿病の患者及び膵全摘後の患者を除く。）

ロ インスリン製剤の自己注射を1日に1回以上^{すい}行っている患者（1型糖尿病の患者又は膵全摘後の患者に限る。）

ハ 12歳未満の小児低血糖症の患者

ニ 妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）

2 5及び6については、入院中の患者以外の患者であって次に掲げるものに対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため、血糖自己測定器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。

イ インスリン製剤の自己注射を1日に1回以上^{すい}行っている患者（1型糖尿病の患者又は膵全摘後の患者に限る。）

ロ 12歳未満の小児低血糖症の患者

ハ 妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）

3 7については、インスリン製剤の自己注射を1日に1回以上行っている入院中の患者以外の

患者に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため、間歇^{けつ}スキャン式持続血糖測定器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

- 4 SGLT2阻害薬を服用している1型糖尿病の患者に対して、血中ケトン体自己測定器を使用した場合は、血中ケトン体自己測定器加算として、40点を更に第1款の所定点数に加算する。

C151 注入器加算 300点

注 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、注入器を処方した場合に、第1款の所定点数に加算する。

C152 間歇^{けつ}注入シリンジポンプ加算

- 1 プログラム付きシリンジポンプ 2,500点
2 1以外のシリンジポンプ 1,500点

注 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、間歇^{けつ}注入シリンジポンプを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

C152-2 持続血糖測定器加算

- 1 間歇^{けつ}注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合
イ 2個以下の場合 1,320点
ロ 3個又は4個の場合 2,640点
ハ 5個以上の場合 3,300点
2 間歇^{けつ}注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合
イ 2個以下の場合 1,320点
ロ 3個又は4個の場合 2,640点

患者に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため、間歇^{けつ}スキャン式持続血糖測定器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。

- 4 SGLT2阻害薬を服用している1型糖尿病の患者に対して、血中ケトン体自己測定器を使用した場合は、血中ケトン体自己測定器加算として、3月に3回に限り、40点を更に第1款の所定点数に加算する。

C151 注入器加算 300点

注 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、注入器を処方した場合に、第1款の所定点数に加算する。

C152 間歇^{けつ}注入シリンジポンプ加算

- 1 プログラム付きシリンジポンプ 2,500点
2 1以外のシリンジポンプ 1,500点

注 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、間歇^{けつ}注入シリンジポンプを使用した場合に、2月に2回に限り第1款の所定点数に加算する。

C152-2 持続血糖測定器加算

- 1 間歇^{けつ}注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合
イ 2個以下の場合 1,320点
ロ 3個又は4個の場合 2,640点
ハ 5個以上の場合 3,300点
2 間歇^{けつ}注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合
イ 2個以下の場合 1,320点
ロ 3個又は4個の場合 2,640点

ハ 5 個以上の場合 3,300点	ハ 5 個以上の場合 3,300点
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、持続血糖測定器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、持続血糖測定器を使用した場合に、<u>2月に2回に限り</u>、第1款の所定点数に加算する。
2 当該患者に対して、プログラム付きシリンジポンプ又はプログラム付きシリンジポンプ以外のシリンジポンプを用いて、トランスミッターを使用した場合は、第1款の所定点数にそれぞれ3,230点又は2,230点を加算する。ただし、この場合において、区分番号C152に掲げる間歇^{けつ}注入シリンジポンプ加算は算定できない。	2 当該患者に対して、プログラム付きシリンジポンプ又はプログラム付きシリンジポンプ以外のシリンジポンプを用いて、トランスミッターを使用した場合は、<u>2月に2回に限り</u>、第1款の所定点数にそれぞれ3,230点又は2,230点を加算する。ただし、この場合において、区分番号C152に掲げる間歇^{けつ}注入シリンジポンプ加算は算定できない。
C152-3 経腸投薬用ポンプ加算 2,500点	C152-3 経腸投薬用ポンプ加算 2,500点
注 別に厚生労働大臣が定める内服薬の経腸投薬を行っている入院中の患者以外の患者に対して、経腸投薬用ポンプを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。	注 別に厚生労働大臣が定める内服薬の経腸投薬を行っている入院中の患者以外の患者に対して、経腸投薬用ポンプを使用した場合に、<u>2月に2回に限り</u>第1款の所定点数に加算する。
C152-4 持続皮下注入シリンジポンプ加算	C152-4 持続皮下注入シリンジポンプ加算
1 月5個以上10個未満の場合 2,330点	1 月5個以上10個未満の場合 2,330点
2 月10個以上15個未満の場合 3,160点	2 月10個以上15個未満の場合 3,160点
3 月15個以上20個未満の場合 3,990点	3 月15個以上20個未満の場合 3,990点
4 月20個以上の場合 4,820点	4 月20個以上の場合 4,820点
注 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、持続皮下注入シリンジポンプを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。	注 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、持続皮下注入シリンジポンプを使用した場合に、<u>2月に2回に限り</u>第1款の所定点数に加算する。
C153 注入器用注射針加算	C153 注入器用注射針加算

1	治療上の必要があつて、1型糖尿病若しくは血友病の患者又はこれらの患者に準ずる状態にある患者に対して処方した場合	200点
2	1以外の場合	130点
注	別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、注入器用の注射針を処方した場合に、第1款の所定点数に加算する。	
C 1 5 4	紫外線殺菌器加算	360点
注	在宅自己連続携行式腹膜灌流 ^{かん} を行っている入院中の患者以外の患者に対して、紫外線殺菌器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。	
C 1 5 5	自動腹膜灌流装置 ^{かん} 加算	2,500点
注	在宅自己連続携行式腹膜灌流 ^{かん} を行っている入院中の患者以外の患者に対して、自動腹膜灌流装置 ^{かん} を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。	
C 1 5 6	透析液供給装置加算	10,000点
注	在宅血液透析を行っている入院中の患者以外の患者に対して、透析液供給装置を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。	
C 1 5 7	酸素ポンベ加算	
1	携帯用酸素ポンベ	880点
2	1以外の酸素ポンベ	3,950点
注	在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者（チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除く。）に対して、酸素ポンベを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。	
C 1 5 8	酸素濃縮装置加算	4,000点
注	在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者（チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除く。）	

1	治療上の必要があつて、1型糖尿病若しくは血友病の患者又はこれらの患者に準ずる状態にある患者に対して処方した場合	200点
2	1以外の場合	130点
注	別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている入院中の患者以外の患者に対して、注入器用の注射針を処方した場合に、第1款の所定点数に加算する。	
C 1 5 4	紫外線殺菌器加算	360点
注	在宅自己連続携行式腹膜灌流 ^{かん} を行っている入院中の患者以外の患者に対して、紫外線殺菌器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。	
C 1 5 5	自動腹膜灌流装置 ^{かん} 加算	2,500点
注	在宅自己連続携行式腹膜灌流 ^{かん} を行っている入院中の患者以外の患者に対して、自動腹膜灌流装置 ^{かん} を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。	
C 1 5 6	透析液供給装置加算	10,000点
注	在宅血液透析を行っている入院中の患者以外の患者に対して、透析液供給装置を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。	
C 1 5 7	酸素ポンベ加算	
1	携帯用酸素ポンベ	880点
2	1以外の酸素ポンベ	3,950点
注	在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者（チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除く。）に対して、酸素ポンベを使用した場合に、 <u>3月に3回に限り</u> 、第1款の所定点数に加算する。	
C 1 5 8	酸素濃縮装置加算	4,000点
注	在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者（チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除く。）	

）に対して、酸素濃縮装置を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。ただし、この場合において、区分番号C157に掲げる酸素ボンベ加算の2は算定できない。

C159 液化酸素装置加算

- 1 設置型液化酸素装置 3,970点
- 2 携帯型液化酸素装置 880点

注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者（チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除く。）に対して、液化酸素装置を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

C159-2 呼吸同調式デマンドバルブ加算 291点

注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者（チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除く。）に対して、呼吸同調式デマンドバルブを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

C160 在宅中心静脈栄養法用輸液セット加算 2,000点

注 在宅中心静脈栄養法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、輸液セットを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

C161 注入ポンプ加算 1,250点

注 次のいずれかに該当する入院中の患者以外の患者に対して、注入ポンプを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

- イ 在宅中心静脈栄養法、在宅成分栄養経管栄養法又は在宅小児経管栄養法を行っている患者
- ロ 次のいずれかに該当する患者
 - (1) 悪性腫瘍の患者であって、在宅において麻薬等の注射を行っている末期の患者
 - (2) 筋萎縮性側索硬化症又は筋ジストロフィー

）に対して、酸素濃縮装置を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。ただし、この場合において、区分番号C157に掲げる酸素ボンベ加算の2は算定できない。

C159 液化酸素装置加算

- 1 設置型液化酸素装置 3,970点
- 2 携帯型液化酸素装置 880点

注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者（チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除く。）に対して、液化酸素装置を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。

C159-2 呼吸同調式デマンドバルブ加算 291点

注 在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者（チアノーゼ型先天性心疾患の患者を除く。）に対して、呼吸同調式デマンドバルブを使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。

C160 在宅中心静脈栄養法用輸液セット加算 2,000点

注 在宅中心静脈栄養法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、輸液セットを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

C161 注入ポンプ加算 1,250点

注 次のいずれかに該当する入院中の患者以外の患者に対して、注入ポンプを使用した場合に、2月に2回に限り、第1款の所定点数に加算する。

- イ 在宅中心静脈栄養法、在宅成分栄養経管栄養法又は在宅小児経管栄養法を行っている患者
- ロ 次のいずれかに該当する患者
 - (1) 悪性腫瘍の患者であって、在宅において麻薬等の注射を行っている末期の患者
 - (2) 筋萎縮性側索硬化症又は筋ジストロフィー

	の患者であって、在宅において麻薬等の注射を行っている患者 ③ (1)又は(2)に該当しない場合であって、緩和ケアを要する心不全、呼吸器疾患又は腎不全の患者に対して、在宅において麻薬の注射を行っている末期の患者 ハ 悪性腫瘍の患者であって、在宅において抗悪性腫瘍剤等の注射を行っている患者 ニ 在宅強心剤持続投与を行っている患者 ホ 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている患者
C 1 6 2	在宅経管栄養法用栄養管セット加算 2,000点 注 在宅成分栄養経管栄養法、在宅小児経管栄養法又は在宅半固形栄養経管栄養法を行っている入院中の患者以外の患者（在宅半固形栄養経管栄養法を行っている患者については、区分番号C 1 0 5－3に掲げる在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料を算定しているものに限る。）に対して、栄養管セットを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。
C 1 6 3	特殊カテーテル加算 1 再利用型カテーテル 400点 2 間歇^{けつ}導尿用ディスポーザブルカテーテル イ 親水性コーティングを有するもの (1) 60本以上90本未満の場合 1,700点 (2) 90本以上120本未満の場合 1,900点 (3) 120本以上の場合 2,100点 ロ イ以外のもの 1,000点 3 間歇^{けつ}バルーンカテーテル 1,000点 注 在宅自己導尿を行っている入院中の患者以外の患者に対して、再利用型カテーテル、間歇^{けつ}導尿用

	の患者であって、在宅において麻薬等の注射を行っている患者 ③ (1)又は(2)に該当しない場合であって、緩和ケアを要する心不全又は呼吸器疾患の患者に対して、在宅において麻薬の注射を行っている末期の患者 ハ 悪性腫瘍の患者であって、在宅において抗悪性腫瘍剤等の注射を行っている患者 ニ 在宅強心剤持続投与を行っている患者 ホ 別に厚生労働大臣が定める注射薬の自己注射を行っている患者
C 1 6 2	在宅経管栄養法用栄養管セット加算 2,000点 注 在宅成分栄養経管栄養法、在宅小児経管栄養法又は在宅半固形栄養経管栄養法を行っている入院中の患者以外の患者（在宅半固形栄養経管栄養法を行っている患者については、区分番号C 1 0 5－3に掲げる在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料を算定しているものに限る。）に対して、栄養管セットを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。
C 1 6 3	特殊カテーテル加算 1 再利用型カテーテル 400点 2 間歇^{けつ}導尿用ディスポーザブルカテーテル イ 親水性コーティングを有するもの (1) 60本以上90本未満の場合 1,700点 (2) 90本以上120本未満の場合 1,900点 (3) 120本以上の場合 2,100点 ロ イ以外のもの 1,000点 3 間歇^{けつ}バルーンカテーテル 1,000点 注 在宅自己導尿を行っている入院中の患者以外の患者に対して、再利用型カテーテル、間歇^{けつ}導尿用

ディスポーザブルカテーテル又は間歇^{けつ}バルーンカテーテルを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

C 1 6 4 人工呼吸器加算

1 陽圧式人工呼吸器 7,480点
注 気管切開口を介した陽圧式人工呼吸器を使用した場合に算定する。

2 人工呼吸器 6,480点
注 鼻マスク又は顔マスクを介した人工呼吸器を使用した場合に算定する。

3 陰圧式人工呼吸器 7,480点
注 陰圧式人工呼吸器を使用した場合に算定する。

注 在宅人工呼吸を行っている入院中の患者以外の患者に対して、人工呼吸器を使用した場合に、いずれかを第1款の所定点数に加算する。

C 1 6 5 在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算

1 ASVを使用した場合 3,750点
2 CPAPを使用した場合 960点
注 在宅持続陽圧呼吸療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、持続陽圧呼吸療法用治療器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

C 1 6 6 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算 2,500点

注 次のいずれかに該当する入院中の患者以外の患者に対して、携帯型ディスポーザブル注入ポンプを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。
イ 悪性腫瘍の患者であって、在宅において麻薬等の注射を行っている末期の患者
ロ 悪性腫瘍の患者であって、在宅において抗悪

ディスポーザブルカテーテル又は間歇^{けつ}バルーンカテーテルを使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。

C 1 6 4 人工呼吸器加算

1 陽圧式人工呼吸器 7,480点
注 気管切開口を介した陽圧式人工呼吸器を使用した場合に算定する。

2 人工呼吸器 6,480点
注 鼻マスク又は顔マスクを介した人工呼吸器を使用した場合に算定する。

3 陰圧式人工呼吸器 7,480点
注 陰圧式人工呼吸器を使用した場合に算定する。

注 在宅人工呼吸を行っている入院中の患者以外の患者に対して、人工呼吸器を使用した場合に、いずれかを第1款の所定点数に加算する。

C 1 6 5 在宅持続陽圧呼吸療法用治療器加算

1 ASVを使用した場合 3,750点
2 CPAPを使用した場合 960点
注 在宅持続陽圧呼吸療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、持続陽圧呼吸療法用治療器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。

C 1 6 6 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算 2,500点

注 次のいずれかに該当する入院中の患者以外の患者に対して、携帯型ディスポーザブル注入ポンプを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。
イ 悪性腫瘍の患者であって、在宅において麻薬等の注射を行っている末期の患者
ロ 悪性腫瘍の患者であって、在宅において抗悪

性腫瘍剤等の注射を行っている患者		性腫瘍剤等の注射を行っている患者	
ハ イ又は口に該当しない場合であって、緩和ケアを要する心不全、呼吸器疾患又は腎不全の患者に対して、在宅において麻薬の注射を行っている末期の患者		ハ イ又は口に該当しない場合であって、緩和ケアを要する心不全又は呼吸器疾患の患者に対して、在宅において麻薬の注射を行っている末期の患者	
C 1 6 7	疼痛等管理用送信器加算 注 疼痛除去等のため植込型脳・脊髄刺激装置又は植込型迷走神経刺激装置を植え込んだ後に、在宅疼痛管理、在宅振戦管理又は在宅てんかん管理を行っている入院中の患者以外の患者に対して、疼痛等管理用送信器（患者用プログラマを含む。）を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。	600点	C 1 6 7 疼痛等管理用送信器加算 注 疼痛除去等のため植込型脳・脊髄刺激装置又は植込型迷走神経刺激装置を植え込んだ後に、在宅疼痛管理、在宅振戦管理又は在宅てんかん管理を行っている入院中の患者以外の患者に対して、疼痛等管理用送信器（患者用プログラマを含む。）を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。
C 1 6 8	携帯型精密輸液ポンプ加算 注 肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外のものに対して、携帯型精密輸液ポンプを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。	10,000点	C 1 6 8 携帯型精密輸液ポンプ加算 注 肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外のものに対して、携帯型精密輸液ポンプを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。
C 1 6 8 - 2	携帯型精密ネブライザ加算 注 肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外のものに対して、携帯型精密ネブライザを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。	3,200点	C 1 6 8 - 2 携帯型精密ネブライザ加算 注 肺高血圧症の患者であって入院中の患者以外のものに対して、携帯型精密ネブライザを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。
C 1 6 9	気管切開患者用人工鼻加算 注 気管切開を行っている患者であって入院中の患者以外のものに対して、人工鼻を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。	1,500点	C 1 6 9 気管切開患者用人工鼻加算 注 気管切開を行っている患者であって入院中の患者以外のものに対して、人工鼻を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。
C 1 7 0	排痰補助装置加算 注 在宅人工呼吸を行っている入院中の患者以外の神経筋疾患等の患者に対して、排痰補助装置を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。	1,829点	C 1 7 0 排痰補助装置加算 注 在宅人工呼吸を行っている入院中の患者以外の神経筋疾患等の患者に対して、排痰補助装置を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。
C 1 7 1	在宅酸素療法材料加算 1 チアノーゼ型先天性心疾患の場合	780点	C 1 7 1 在宅酸素療法材料加算 1 チアノーゼ型先天性心疾患の場合
			780点

2	その他の場合	100点
注	在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、当該療法に係る機器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。	
C 1 7 1 - 2	在宅持続陽圧呼吸療法材料加算	100点
注	在宅持続陽圧呼吸療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、当該療法に係る機器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。	
C 1 7 1 - 3	在宅ハイフローセラピー材料加算	100点
注	在宅ハイフローセラピーを行っている入院中の患者以外の患者に対して、当該療法に係る機器を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。	
C 1 7 2	在宅経肛門的 ^{こう} 自己洗腸 ^じ 用材料加算	2,400点
注	在宅で経肛門的に自己洗腸を行っている入院中の患者以外の患者に対して、自己洗腸用材料を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。	
C 1 7 3	横隔神経電気刺激装置加算	600点
注	別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、在宅人工呼吸を行っている入院中の患者以外の患者に対して、横隔神経電気刺激装置を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。	
C 1 7 4	在宅ハイフローセラピー装置加算	
1	自動給水加湿チャンバーを用いる場合	3,500点
2	1以外の場合	2,500点
注	在宅ハイフローセラピーを行っている入院中の	
2	その他の場合	100点
注	在宅酸素療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、当該療法に係る機器を使用した場合に、 <u>3月に3回に限り</u> 、第1款の所定点数に加算する。	
C 1 7 1 - 2	在宅持続陽圧呼吸療法材料加算	100点
注	在宅持続陽圧呼吸療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、当該療法に係る機器を使用した場合に、 <u>3月に3回に限り</u> 、第1款の所定点数に加算する。	
C 1 7 1 - 3	在宅ハイフローセラピー材料加算	100点
注	在宅ハイフローセラピーを行っている入院中の患者以外の患者に対して、当該療法に係る機器を使用した場合に、 <u>3月に3回に限り</u> 、第1款の所定点数に加算する。	
C 1 7 2	在宅経肛門的 ^{こう} 自己洗腸 ^じ 用材料加算	2,400点
注	在宅で経肛門的に自己洗腸を行っている入院中の患者以外の患者に対して、自己洗腸用材料を使用した場合に、 <u>3月に3回に限り</u> 、第1款の所定点数に加算する。	
C 1 7 3	横隔神経電気刺激装置加算	600点
注	別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、在宅人工呼吸を行っている入院中の患者以外の患者に対して、横隔神経電気刺激装置を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。	
C 1 7 4	在宅ハイフローセラピー装置加算	
1	自動給水加湿チャンバーを用いる場合	3,500点
2	1以外の場合	2,500点
注	在宅ハイフローセラピーを行っている入院中の	

患者以外の患者に対して、在宅ハイフローセラピー装置を使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

C 1 7 5 在宅抗菌薬吸入療法用ネブライザ加算

1	1月目	7,480点
2	2月目以降	1,800点

注 在宅抗菌薬吸入療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、超音波ネブライザを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

第3節 薬剤料

区分

C 2 0 0 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。

- 注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。
2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第4節 特定保険医療材料料

区分

C 3 0 0 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数
注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第3部 検査

通則

- 1 検査の費用は、第1節又は第3節の各区分の所定点数により算定する。ただし、検査に当たって患者から検体を穿刺し又は採取した場合は、第1節又は第3節の各区分の所定点数及び第4節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 検査に当たって患者に対し薬剤を施用した場合は、特に規

患者以外の患者に対して、在宅ハイフローセラピー装置を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。

C 1 7 5 在宅抗菌薬吸入療法用ネブライザ加算

1	1月目	7,480点
2	2月目以降	1,800点

注 在宅抗菌薬吸入療法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、超音波ネブライザを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

第3節 薬剤料

区分

C 2 0 0 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。

- 注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。
2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第4節 特定保険医療材料料

区分

C 3 0 0 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数
注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第3部 検査

通則

- 1 検査の費用は、第1節又は第3節の各区分の所定点数により算定する。ただし、検査に当たって患者から検体を穿刺し又は採取した場合は、第1節又は第3節の各区分の所定点数及び第4節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 検査に当たって患者に対し薬剤を施用した場合は、特に規

定する場合を除き、前号により算定した点数及び第5節の所定点数を合算した点数により算定する。

- 3 検査に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前2号により算定した点数及び第6節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 4 第1節又は第3節に掲げられていない検査であって特殊なものの費用は、第1節又は第3節に掲げられている検査のうちで最も近似する検査の各区分の所定点数により算定する。
- 5 対称器官に係る検査の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、両側の器官の検査料に係る点数とする。
- 6 保険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された検体について、当該保険医療機関以外の施設に臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する検査を委託する場合における検査に要する費用については、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 7 看護師等といる患者に対して情報通信機器を用いた診療を行った場合であって、第3節又は第4節に掲げる検査を実施した場合は、看護師等遠隔診療検査実施料として、第3節又は第4節の各区分の所定点数に代えて、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを算定する。

イ 1種類の場合 100点

ロ 2種類以上の場合 150点

第1節 検体検査料

通則

検体検査の費用は、第1款及び第2款の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

第1款 検体検査実施料

通則

- 1 入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜におい

定する場合を除き、前号により算定した点数及び第5節の所定点数を合算した点数により算定する。

- 3 検査に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前2号により算定した点数及び第6節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 4 第1節又は第3節に掲げられていない検査であって特殊なものの費用は、第1節又は第3節に掲げられている検査のうちで最も近似する検査の各区分の所定点数により算定する。
- 5 対称器官に係る検査の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、両側の器官の検査料に係る点数とする。
- 6 保険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された検体について、当該保険医療機関以外の施設に臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する検査を委託する場合における検査に要する費用については、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

（新設）

第1節 検体検査料

通則

検体検査の費用は、第1款及び第2款の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

第1款 検体検査実施料

通則

- 1 入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜におい

て、当該保険医療機関内において検体検査を行った場合は、時間外緊急院内検査加算として、第1款の各区分の所定点数に1日につき200点を所定点数に加算する。ただし、この場合において、同一日に第3号の加算は別に算定できない。

2 特定機能病院である保険医療機関においては、入院中の患者に係る検体検査実施料は、基本的検体検査実施料に掲げる所定点数及び当該所定点数に含まれない各項目の所定点数により算定する。

3 入院中の患者以外の患者に対して実施した検体検査であって、別に厚生労働大臣が定めるものの結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供し、当該検査の結果に基づく診療が行われた場合に、5項目を限度として、外来迅速検体検査加算として、第1節第1款の各区分に掲げる検体検査実施料の各項目の所定点数にそれぞれ10点を加算する。

区分

(尿・糞便等検査)

D 0 0 0 尿中一般物質定性半定量検査 26点

注 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。

D 0 0 1 尿中特殊物質定性定量検査

1 尿蛋白 7点

2 VMA定性(尿)、尿グルコース 9点

3 ウロビリノゲン(尿)、先天性代謝異常症スクリーニングテスト(尿)、尿浸透圧 16点

4 ポルフィリン症スクリーニングテスト(尿) 17点

5 N-アセチルグルコサミニダーゼ(NAG)(尿) 41点

6 アルブミン定性(尿) 49点

7 黄体形成ホルモン(LH)定性(尿) 72点

て、当該保険医療機関内において検体検査を行った場合は、時間外緊急院内検査加算として、第1款の各区分の所定点数に1日につき200点を所定点数に加算する。ただし、この場合において、同一日に第3号の加算は別に算定できない。

2 特定機能病院である保険医療機関においては、入院中の患者に係る検体検査実施料は、基本的検体検査実施料に掲げる所定点数及び当該所定点数に含まれない各項目の所定点数により算定する。

3 入院中の患者以外の患者に対して実施した検体検査であって、別に厚生労働大臣が定めるものの結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供し、当該検査の結果に基づく診療が行われた場合に、5項目を限度として、外来迅速検体検査加算として、第1節第1款の各区分に掲げる検体検査実施料の各項目の所定点数にそれぞれ10点を加算する。

区分

(尿・糞便等検査)

D 0 0 0 尿中一般物質定性半定量検査 26点

注 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。

D 0 0 1 尿中特殊物質定性定量検査

1 尿蛋白 7点

2 VMA定性(尿)、尿グルコース 9点

3 ウロビリノゲン(尿)、先天性代謝異常症スクリーニングテスト(尿)、尿浸透圧 16点

4 ポルフィリン症スクリーニングテスト(尿) 17点

5 N-アセチルグルコサミニダーゼ(NAG)(尿) 41点

6 アルブミン定性(尿) 49点

7 黄体形成ホルモン(LH)定性(尿)、フィブ

<u>8</u>	フィブリン・フィブリノゲン分解産物 (FDP)	
	) (尿)	77点
<u>9</u>	トランスフェリン (尿)	98点
<u>10</u>	アルブミン定量 (尿)	99点
<u>11</u>	ウロポルフィリン (尿)、トリプシノーゲン2	
	(尿)	105点
<u>12</u>	δアミノレブリン酸 (δ-ALA) (尿)	
		106点
<u>13</u>	ポリアミン (尿)	115点
<u>14</u>	ミオイノシトール (尿)	120点
<u>15</u>	コプロポルフィリン (尿)	131点
<u>16</u>	IV型コラーゲン (尿)	179点
<u>17</u>	総ヨウ素 (尿)、ポルフォビリノゲン (尿)	
		186点
<u>18</u>	プロスタグランジンE 主要代謝物 (尿)	187点
<u>19</u>	シュウ酸 (尿)	200点
<u>20</u>	L型脂肪酸結合 ^{たん} 蛋白 (L-FABP) (尿)、 好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン (NGAL)	
	) (尿)	210点
<u>21</u>	尿の ^{たん} 蛋白免疫学的検査 区分番号D015に 掲げる血 ^{しやうたん} 漿蛋白免疫 学的検査の例により算 定した点数	
<u>22</u>	その他 検査の種類 ^{たん} の別により区分番号D0 07に掲げる血液化学検査、区分番号 D008に掲げる内分泌学的検査、区 分番号D009に掲げる腫瘍マーカー 又は区分番号D010に掲げる特殊分 析の例により算定した点数	

	リン・フィブリノゲン分解産物 (FDP) (尿)	
		72点
	(新設)	
<u>8</u>	トランスフェリン (尿)	98点
<u>9</u>	アルブミン定量 (尿)	99点
<u>10</u>	ウロポルフィリン (尿)、トリプシノーゲン2	
	(尿)	105点
<u>11</u>	δアミノレブリン酸 (δ-ALA) (尿)	
		106点
<u>12</u>	ポリアミン (尿)	115点
<u>13</u>	ミオイノシトール (尿)	120点
<u>14</u>	コプロポルフィリン (尿)	131点
<u>15</u>	IV型コラーゲン (尿)	184点
<u>16</u>	総ヨウ素 (尿)、ポルフォビリノゲン (尿)	
		186点
<u>17</u>	プロスタグランジンE 主要代謝物 (尿)	187点
<u>18</u>	シュウ酸 (尿)	200点
<u>19</u>	L型脂肪酸結合 ^{たん} 蛋白 (L-FABP) (尿)、 好中球ゼラチナーゼ結合性リポカリン (NGAL)	
	) (尿)	210点
<u>20</u>	尿の ^{たん} 蛋白免疫学的検査 区分番号D015に 掲げる血 ^{しやうたん} 漿蛋白免疫 学的検査の例により算 定した点数	
<u>21</u>	その他 検査の種類 ^{たん} の別により区分番号D0 07に掲げる血液化学検査、区分番号 D008に掲げる内分泌学的検査、区 分番号D009に掲げる腫瘍マーカー 又は区分番号D010に掲げる特殊分 析の例により算定した点数	

注 区分番号D 0 0 7に掲げる血液化学検査、区分番号D 0 0 8に掲げる内分泌学的検査、区分番号D 0 0 9に掲げる腫瘍マーカー又は区分番号D 0 1 0に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準用するものとする。

D 0 0 2 尿沈渣（鏡検法） 27点

注1 同一検体について当該検査と区分番号D 0 1 7に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。

2 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。

3 染色標本による検査を行った場合は、染色標本加算として、9点を所定点数に加算する。

D 0 0 2 - 2 尿沈渣（フローサイトメトリー法） 24点

注1 同一検体について当該検査と区分番号D 0 1 7に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。

2 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。

D 0 0 3 糞便検査

1 虫卵検出（集卵法）（糞便）、ウロビリゲン（糞便） 15点

2 糞便塗抹顕微鏡検査（虫卵、脂肪及び消化状況観察を含む。） 20点

3 虫体検出（糞便） 23点

4 糞便中脂質 25点

5 糞便中ヘモグロビン定性 37点

6 虫卵培養（糞便） 40点

注 区分番号D 0 0 7に掲げる血液化学検査、区分番号D 0 0 8に掲げる内分泌学的検査、区分番号D 0 0 9に掲げる腫瘍マーカー又は区分番号D 0 1 0に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準用するものとする。

D 0 0 2 尿沈渣（鏡検法） 27点

注1 同一検体について当該検査と区分番号D 0 1 7に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。

2 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。

3 染色標本による検査を行った場合は、染色標本加算として、9点を所定点数に加算する。

D 0 0 2 - 2 尿沈渣（フローサイトメトリー法） 24点

注1 同一検体について当該検査と区分番号D 0 1 7に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。

2 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。

D 0 0 3 糞便検査

1 虫卵検出（集卵法）（糞便）、ウロビリゲン（糞便） 15点

2 糞便塗抹顕微鏡検査（虫卵、脂肪及び消化状況観察を含む。） 20点

3 虫体検出（糞便） 23点

4 糞便中脂質 25点

5 糞便中ヘモグロビン定性 37点

6 虫卵培養（糞便） 40点

	7	糞便中ヘモグロビン	41点
	8	糞便中ヘモグロビン及びトランスフェリン定性・定量	56点
	9	カルプロテクチン（糞便）	268点
D 0 0 4	せん	穿刺液・採取液検査	
	1	ヒューナー検査	20点
	2	関節液検査	50点
	3	胃液又は十二指腸液一般検査（削る）	55点
	4	精液一般検査	70点
	5	頸管粘液一般検査	75点
	6	髄液一般検査	77点
	7	顆粒球エラスターゼ定性（子宮頸管粘液）、I g E 定性（涙液）	100点
	8	顆粒球エラスターゼ（子宮頸管粘液）	113点
	9	マイクロバブルテスト	200点
	10	I g G インデックス	390点
	11	オリゴクローナルバンド	507点
	12	ミエリン塩基性蛋白（MB P）（髄液）	570点
	13	タウ蛋白（髄液）	622点
	14	リン酸化タウ蛋白（髄液）	641点
	15	アミロイドβ 42/40比（髄液）、リン酸化タウ蛋白/アミロイドβ 42比（髄液）	1,282点
	16	髄液蛋白免疫学的検査 区分番号D 0 1 5 に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例により算定した点数	
	17	髄液塗抹染色標本検査 区分番号D 0 1 7 に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微	

	7	糞便中ヘモグロビン	41点
	8	糞便中ヘモグロビン及びトランスフェリン定性・定量	56点
	9	カルプロテクチン（糞便）	268点
D 0 0 4	せん	穿刺液・採取液検査	
	1	ヒューナー検査	20点
	2	関節液検査	50点
	3	胃液又は十二指腸液一般検査	55点
	4	髄液一般検査	62点
	5	精液一般検査	70点
	6	頸管粘液一般検査（新設）	75点
	7	顆粒球エラスターゼ定性（子宮頸管粘液）、I g E 定性（涙液）	100点
	8	顆粒球エラスターゼ（子宮頸管粘液）	116点
	9	マイクロバブルテスト	200点
	10	I g G インデックス	390点
	11	オリゴクローナルバンド	522点
	12	ミエリン塩基性蛋白（MB P）（髄液）	570点
	13	タウ蛋白（髄液）	622点
	14	リン酸化タウ蛋白（髄液）	641点
	15	アミロイドβ 42/40比（髄液）	1,282点
	16	髄液蛋白免疫学的検査 区分番号D 0 1 5 に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例により算定した点数	
	17	髄液塗抹染色標本検査 区分番号D 0 1 7 に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微	

	鏡検査の例により算定した点数		鏡検査の例により算定した点数
18 その他	検査の種類別により区分番号D007に掲げる血液化学検査、区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー又は区分番号D010に掲げる特殊分析の例により算定した点数	18 その他	検査の種類別により区分番号D007に掲げる血液化学検査、区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー又は区分番号D010に掲げる特殊分析の例により算定した点数
注	区分番号D007に掲げる血液化学検査、区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー又は区分番号D010に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準用するものとする。	注	区分番号D007に掲げる血液化学検査、区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー又は区分番号D010に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準用するものとする。
D004-2	悪性腫瘍組織検査	D004-2	悪性腫瘍組織検査
1	悪性腫瘍遺伝子検査	1	悪性腫瘍遺伝子検査
イ	処理が容易なもの	イ	処理が容易なもの
(1)	医薬品の適応判定の補助等に用いるもの	(1)	医薬品の適応判定の補助等に用いるもの
	2,500点		2,500点
(2)	その他のもの	(2)	その他のもの
	2,100点		2,100点
ロ	処理が複雑なもの	ロ	処理が複雑なもの
	5,000点		5,000点
注1	患者から1回に採取した組織等を用いて同一がん種に対してイに掲げる検査を実施した場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	注1	患者から1回に採取した組織等を用いて同一がん種に対してイに掲げる検査を実施した場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。
イ	2項目	イ	2項目
	4,000点		4,000点
ロ	3項目	ロ	3項目
	6,000点		6,000点
ハ	4項目以上	ハ	4項目以上
	8,000点		8,000点
2	患者から1回に採取した組織等を用いて同一がん種に対してロに掲げる検査を実施した場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目	2	患者から1回に採取した組織等を用いて同一がん種に対してロに掲げる検査を実施した場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目

	数に応じて次に掲げる点数により算定する。	
イ	2項目	8,000点
ロ	3項目以上	12,000点
2	抗悪性腫瘍剤感受性検査	2,500点
D004-3	DNAメチル化検出検査	2,500点
	(血液学的検査)	
D005	血液形態・機能検査	
1	赤血球沈降速度 (E S R)	9点
	注 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。	
2	網赤血球数	12点
3	血液浸透圧、好酸球 (鼻汁・喀痰)、末梢血液像 (自動機械法)	15点
4	好酸球数	17点
5	末梢血液一般検査	21点
6	末梢血液像 (鏡検法)	25点
	注 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加算として、特殊染色ごとにそれぞれ52点を所定点数に加算する。	
7	血中微生物検査、DNA含有赤血球計数検査	40点
8	赤血球抵抗試験	45点
9	ヘモグロビンA1c (HbA1c)	49点
10	自己溶血試験、血液粘稠度	50点
11	ヘモグロビンF (HbF)	60点
12	デオキシチミジンキナーゼ (TK) 活性	233点
13	ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ (TdT)	250点
14	骨髓像	788点
	注 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加	

	数に応じて次に掲げる点数により算定する。	
イ	2項目	8,000点
ロ	3項目以上	12,000点
2	抗悪性腫瘍剤感受性検査	2,500点
(新設)		
	(血液学的検査)	
D005	血液形態・機能検査	
1	赤血球沈降速度 (E S R)	9点
	注 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。	
2	網赤血球数	12点
3	血液浸透圧、好酸球 (鼻汁・喀痰)、末梢血液像 (自動機械法)	15点
4	好酸球数	17点
5	末梢血液一般検査	21点
6	末梢血液像 (鏡検法)	25点
	注 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加算として、特殊染色ごとにそれぞれ37点を所定点数に加算する。	
7	血中微生物検査、DNA含有赤血球計数検査	40点
8	赤血球抵抗試験	45点
9	ヘモグロビンA1c (HbA1c)	49点
10	自己溶血試験、血液粘稠度	50点
11	ヘモグロビンF (HbF)	60点
12	デオキシチミジンキナーゼ (TK) 活性	233点
13	ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ (TdT)	250点
14	骨髓像	788点
	注 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加	

算として、特殊染色ごとにそれぞれ60点を所定点数に加算する。

15 造血器腫瘍細胞抗原検査（一連につき）
1,882点

D 0 0 6 出血・凝固検査

- 1 出血時間 15点
- 2 プロトロンビン時間（P T） 18点
- 3 血餅収縮能、毛細血管抵抗試験 19点
- 4 フィブリノゲン半定量、フィブリノゲン定量、
クリオフィブリノゲン 23点
- 注 後天性低フィブリノゲン血症の患者に対して
、フィブリノゲン製剤の適応の可否を判断する
目的で、手術室等の場所でフィブリノゲン半定
量又はフィブリノゲン定量を実施した場合は、
迅速フィブリノゲン測定加算として、150点を
所定点数に加算する。
- 5 トロンビン時間 25点
- 6 蛇毒試験、トロンボエラストグラフ、ヘパリン
抵抗試験 28点
- 7 活性化部分トロンボプラスチン時間（A P T T
） 29点
- 8 血小板粘着能 64点
- 9 アンチトロンビン活性、アンチトロンビン抗原
70点
- 10 フィブリン・フィブリノゲン分解産物（F D P
）定性、フィブリン・フィブリノゲン分解産物（
F D P）半定量、プラスミン、プラスミン活性、
 α_1 -アンチトリプシン 80点
- 11 フィブリンモノマー複合体定性 93点
- 12 フィブリン・フィブリノゲン分解産物（F D P

算として、特殊染色ごとにそれぞれ60点を所定点数に加算する。

15 造血器腫瘍細胞抗原検査（一連につき）
1,940点

D 0 0 6 出血・凝固検査

- 1 出血時間 15点
- 2 プロトロンビン時間（P T） 18点
- 3 血餅収縮能、毛細血管抵抗試験 19点
- 4 フィブリノゲン半定量、フィブリノゲン定量、
クリオフィブリノゲン 23点
(新設)
- 5 トロンビン時間 25点
- 6 蛇毒試験、トロンボエラストグラフ、ヘパリン
抵抗試験 28点
- 7 活性化部分トロンボプラスチン時間（A P T T
） 29点
- 8 血小板粘着能 64点
- 9 アンチトロンビン活性、アンチトロンビン抗原
70点
- 10 フィブリン・フィブリノゲン分解産物（F D P
）定性、フィブリン・フィブリノゲン分解産物（
F D P）半定量、フィブリン・フィブリノゲン分
解産物（F D P）定量、プラスミン、プラスミン
活性、 α_1 -アンチトリプシン 80点
- 11 フィブリンモノマー複合体定性 93点
(新設)

)	定量	95点
13	プラスミノゲン活性、プラスミノゲン抗原、凝固因子インヒビター定性（クロスミキシング試験）	100点
14	Dダイマー定性	121点
15	von Willebrand因子（VWF）活性	126点
16	Dダイマー	127点
17	プラスミンインヒビター（アンチプラスミン）、Dダイマー半定量	128点
18	α_2 -マクログロブリン	138点
19	PIVKA-II	143点
20	凝固因子インヒビター	144点
21	von Willebrand因子（VWF）抗原	147点
22	プラスミン・プラスミンインヒビター複合体（PIC）	150点
23	プロテインS抗原	152点
24	プロテインS活性	163点
25	トロンビン・アンチトロンビン複合体（TAT）	166点
26	β -トロンボグロブリン（ β -TG）	171点
27	血小板第4因子（PF ₄ ）	173点
28	プロトロンビンフラグメントF1+2	192点
29	トロンボモジュリン	204点
30	フィブリンモノマー複合体	215点
31	プロテインC抗原	220点
32	凝固因子（第II因子、第V因子、第VII因子、第VIII因子、第IX因子、第X因子、第XI因子、第XII因子）	

12	プラスミノゲン活性、プラスミノゲン抗原、凝固因子インヒビター定性（クロスミキシング試験）	100点
13	Dダイマー定性	121点
14	von Willebrand因子（VWF）活性	126点
15	Dダイマー	127点
16	プラスミンインヒビター（アンチプラスミン）、Dダイマー半定量	128点
17	α_2 -マクログロブリン	138点
18	PIVKA-II	143点
19	凝固因子インヒビター	144点
20	von Willebrand因子（VWF）抗原	147点
21	プラスミン・プラスミンインヒビター複合体（PIC）	150点
22	プロテインS抗原	154点
23	プロテインS活性	163点
24	β -トロンボグロブリン（ β -TG）、トロンビン・アンチトロンビン複合体（TAT）	171点
25	血小板第4因子（PF ₄ ）	173点
26	プロトロンビンフラグメントF1+2	192点
27	トロンボモジュリン	204点
28	フィブリンモノマー複合体	215点
29	凝固因子（第II因子、第V因子、第VII因子、第VIII因子、第IX因子、第X因子、第XI因子、第XII因子）	

Ⅱ因子、第ⅩⅢ因子)	223点
(削る)	
33 プロテインC活性	227点
34 t P A ・ P A I - 1 複合体	240点
35 A D A M T S 13活性	400点
36 血小板凝集能	
イ 鑑別診断の補助に用いるもの	450点
ロ その他のもの	50点
37 A D A M T S 13インヒビター	1,000点
注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の14から34までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	
イ 3項目又は4項目	530点
ロ 5項目以上	722点
D 0 0 6 - 2 造血器腫瘍遺伝子検査	2,100点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に算定する。	
D 0 0 6 - 3 B C R - A B L 1	
1 M a j o r B C R - A B L 1 (mRNA定量(国際標準値))	
イ 診断の補助に用いるもの	2,520点
ロ モニタリングに用いるもの	2,520点
2 M a j o r B C R - A B L 1 (mRNA定量)	
イ 診断の補助に用いるもの	2,520点
ロ モニタリングに用いるもの	2,520点
3 m i n o r B C R - A B L m R N A	
イ 診断の補助に用いるもの	2,520点
ロ モニタリングに用いるもの	2,520点
D 0 0 6 - 4 遺伝学的検査	

Ⅱ因子、第ⅩⅢ因子)	223点
30 <u>プロテインC抗原</u>	<u>226点</u>
31 プロテインC活性	227点
32 t P A ・ P A I - 1 複合体	240点
33 A D A M T S 13活性	400点
34 血小板凝集能	
イ 鑑別診断の補助に用いるもの	450点
ロ その他のもの	50点
35 A D A M T S 13インヒビター	1,000点
注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の13から32までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	
イ 3項目又は4項目	530点
ロ 5項目以上	722点
D 0 0 6 - 2 造血器腫瘍遺伝子検査	2,100点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に算定する。	
D 0 0 6 - 3 B C R - A B L 1	
1 M a j o r B C R - A B L 1 (mRNA定量(国際標準値))	
イ 診断の補助に用いるもの	2,520点
ロ モニタリングに用いるもの	2,520点
2 M a j o r B C R - A B L 1 (mRNA定量)	
イ 診断の補助に用いるもの	2,520点
ロ モニタリングに用いるもの	2,520点
3 m i n o r B C R - A B L m R N A	
イ 診断の補助に用いるもの	2,520点
ロ モニタリングに用いるもの	2,520点
D 0 0 6 - 4 遺伝学的検査	

1	処理が容易なもの	3,880点
2	処理が複雑なもの	5,000点
3	処理が極めて複雑なもの	8,000点
注1	別に厚生労働大臣が定める疾患の患者については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
2	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者から1回に採取した検体を用いて複数の遺伝子疾患に対する検査を実施した場合は、主たる検査の所定点数及び当該主たる検査の所定点数の100分の50に相当する点数を合算した点数により算定する。	
D006-5	染色体検査（全ての費用を含む。）	
1	FISH法を用いた場合	2,477点
2	流産検体を用いた絨毛染色体検査を行った場合	4,465点
3	その他の場合	2,444点
注1	分染法を行った場合は、分染法加算として、 <u>386点</u> を所定点数に加算する。	
2	2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行う場合に限り算定する。	
D006-6	免疫関連遺伝子再構成	2,362点
D006-7	UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型	2,004点
D006-8	サイトケラチン19（KRT19） mRNA検出	2,400点

1	処理が容易なもの	3,880点
2	処理が複雑なもの	5,000点
3	処理が極めて複雑なもの	8,000点
注1	別に厚生労働大臣が定める疾患の患者については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
2	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者から1回に採取した検体を用いて複数の遺伝子疾患に対する検査を実施した場合は、主たる検査の所定点数及び当該主たる検査の所定点数の100分の50に相当する点数を合算した点数により算定する。	
D006-5	染色体検査（全ての費用を含む。）	
1	FISH法を用いた場合	2,477点
2	流産検体を用いた絨毛染色体検査を行った場合	4,603点
3	その他の場合	2,477点
注1	分染法を行った場合は、分染法加算として、 <u>397点</u> を所定点数に加算する。	
2	2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行う場合に限り算定する。	
D006-6	免疫関連遺伝子再構成	2,373点
D006-7	UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型	2,004点
D006-8	サイトケラチン19（KRT19） mRNA検出	2,400点

D 0 0 6 - 9	W T 1 m R N A	2,520点
D 0 0 6 - 10	C C R 4 タンパク (フローサイトメトリー法)	10,000点
D 0 0 6 - 11	F I P 1 L 1 - P D G F R α 融合遺伝子検査	3,105点
D 0 0 6 - 12	E G F R 遺伝子検査 (血漿 ^{しょう})	2,100点
注 同一の患者につき同一月において検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。		
D 0 0 6 - 13	骨髄微小残存病変量測定	
1	遺伝子再構成の同定に用いるもの	3,294点
2	モニタリングに用いるもの	2,100点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定する。		
D 0 0 6 - 14	F L T 3 遺伝子検査	4,200点
D 0 0 6 - 15	膀胱がん ^{ほうこう} 関連遺伝子検査	1,597点
D 0 0 6 - 16	J A K 2 遺伝子検査	2,504点
D 0 0 6 - 17	N u d i x h y d r o l a s e 15 (N U D T 15) 遺伝子多型	2,274点
D 0 0 6 - 18	B R C A 1 / 2 遺伝子検査	
1	腫瘍細胞を検体とするもの	20,200点
2	血液を検体とするもの	20,200点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定する。		
D 0 0 6 - 19	がんゲノムプロファイリング検査	
1	固形腫瘍を対象とする場合	44,000点
2	造血器腫瘍又は類縁疾患を対象とする場合	44,000点

D 0 0 6 - 9	W T 1 m R N A	2,520点
D 0 0 6 - 10	C C R 4 タンパク (フローサイトメトリー法)	10,000点
D 0 0 6 - 11	F I P 1 L 1 - P D G F R α 融合遺伝子検査	3,105点
D 0 0 6 - 12	E G F R 遺伝子検査 (血漿 ^{しょう})	2,100点
注 同一の患者につき同一月において検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。		
D 0 0 6 - 13	骨髄微小残存病変量測定	
1	遺伝子再構成の同定に用いるもの	3,395点
2	モニタリングに用いるもの	2,100点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定する。		
D 0 0 6 - 14	F L T 3 遺伝子検査	4,200点
D 0 0 6 - 15	膀胱がん ^{ほうこう} 関連遺伝子検査	1,597点
D 0 0 6 - 16	J A K 2 遺伝子検査	2,504点
D 0 0 6 - 17	N u d i x h y d r o l a s e 15 (N U D T 15) 遺伝子多型	2,100点
D 0 0 6 - 18	B R C A 1 / 2 遺伝子検査	
1	腫瘍細胞を検体とするもの	20,200点
2	血液を検体とするもの	20,200点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定する。		
D 0 0 6 - 19	がんゲノムプロファイリング検査	44,000点
	(新設)	
	(新設)	

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定する。

2 抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として他の検査を実施した場合であって、当該他の検査の結果により区分番号B011-5に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合は、所定点数から当該他の検査の点数を減算する。

D006-20 角膜ジストロフィー遺伝子検査 1,200点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、患者1人につき1回に限り算定する。

D006-21 血液粘弾性検査（一連につき） 600点

D006-22 RAS遺伝子検査（血漿） 7,500点

D006-23 遺伝子相同組換え修復欠損検査 32,200点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に算定する。

D006-24 肺癌関連遺伝子多項目同時検査 12,500点

D006-25 CYP2C9遺伝子多型 1,976点

D006-26 染色体構造変異解析 8,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に算定する。

D006-27 悪性腫瘍遺伝子検査（血液・血漿）

1 ROS1融合遺伝子検査 2,500点

2 ALK融合遺伝子検査 2,500点

3 METex14遺伝子検査 5,000点

4 NTRK融合遺伝子検査 5,000点

5 RAS遺伝子検査 2,500点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定する。

2 抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として他の検査を実施した場合であって、当該他の検査の結果により区分番号B011-5に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合は、所定点数から当該他の検査の点数を減算する。

D006-20 角膜ジストロフィー遺伝子検査 1,200点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、患者1人につき1回に限り算定する。

D006-21 血液粘弾性検査（一連につき） 600点

D006-22 RAS遺伝子検査（血漿） 7,500点

D006-23 遺伝子相同組換え修復欠損検査 32,200点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に算定する。

D006-24 肺癌関連遺伝子多項目同時検査 12,500点

D006-25 CYP2C9遺伝子多型 2,037点

D006-26 染色体構造変異解析 8,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に算定する。

D006-27 悪性腫瘍遺伝子検査（血液・血漿）

1 ROS1融合遺伝子検査 2,500点

2 ALK融合遺伝子検査 2,500点

3 METex14遺伝子検査 5,000点

4 NTRK融合遺伝子検査 5,000点

5 RAS遺伝子検査 2,500点

6	B R A F 遺伝子検査	2,500点
7	H E R 2 遺伝子検査 (大腸癌 ^{がん} に係るもの)	2,500点
8	H E R 2 遺伝子検査 (肺癌 ^{がん} に係るもの)	5,000点
9	マイクロサテライト不安定性検査	2,500点
10	<u>H E R 2 遺伝子検査 (大腸癌^{がん}及び肺癌^{がん}以外の固形癌^{がん}に係るもの)</u>	<u>2,500点</u>
11	<u>E S R 1 遺伝子検査 (乳癌^{がん}に係るもの)</u>	<u>2,500点</u>
注1 患者から1回に採取した血液又は(血漿 ^{しょうじょう})を用いて本区分の1、2、5、6、7、 <u>9、10</u> 若しくは <u>11</u> に掲げる検査又は区分番号D 0 0 6－12に掲げるE G F R 遺伝子検査(血漿 ^{しょうじょう})を2項目、3項目又は4項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ4,000点、6,000点又は8,000点を算定する。		
2 患者から1回に採取した血液又は血漿 ^{しょうじょう} を用いて本区分の3、4又は8に掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ8,000点又は12,000点を算定する。		
D 0 0 6－28	Y染色体微小欠失検査	3,770点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に算定する。		
D 0 0 6－29	乳癌 ^{がん} 悪性度判定検査	43,500点
D 0 0 6－30	遺伝性網膜ジストロフィ遺伝子検査	<u>23,500点</u>
<u>D 0 0 6－31</u>	<u>I D H 1 遺伝子検査</u>	<u>2,500点</u>
(生化学的検査Ⅱ)		
D 0 0 7	血液化学検査	
1 総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリ		

6	B R A F 遺伝子検査	2,500点
7	H E R 2 遺伝子検査 (大腸癌 ^{がん} に係るもの)	2,500点
8	H E R 2 遺伝子検査 (肺癌 ^{がん} に係るもの)	5,000点
9	マイクロサテライト不安定性検査	2,500点
	(新設)	
	(新設)	
注1 患者から1回に採取した血液又は(血漿 ^{しょうじょう})を用いて本区分の1、2、5、6、7若しくは9に掲げる検査又は区分番号D 0 0 6－12に掲げるE G F R 遺伝子検査(血漿 ^{しょうじょう})を2項目、3項目又は4項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ4,000点、6,000点又は8,000点を算定する。		
2 患者から1回に採取した血液又は血漿 ^{しょうじょう} を用いて本区分の3、4又は8に掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ8,000点又は12,000点を算定する。		
D 0 0 6－28	Y染色体微小欠失検査	3,770点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に算定する。		
D 0 0 6－29	乳癌 ^{がん} 悪性度判定検査	43,500点
D 0 0 6－30	遺伝性網膜ジストロフィ遺伝子検査	<u>20,500点</u>
	(新設)	
(生化学的検査Ⅱ)		
D 0 0 7	血液化学検査	
1 総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリ		

ルビン、総 ^{たん} 蛋白、アルブミン（BCP改良法）、 尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホス ファターゼ（ALP）、コリンエステラーゼ（Ch E）、γ-グルタミルトランスフェラーゼ（γ- GT）、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カ リウム、カルシウム、マグネシウム、クレアチン 、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ（LD）、 アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（LA P）、クレアチンキナーゼ（CK）、アルドラー ゼ、遊離コレステロール、鉄（Fe）、血中ケト ン体・糖・クロール検査（試験紙法・アンブル法 ・固定化酵素電極によるもの）、不飽和鉄結合能 （UIBC）（比色法）、総鉄結合能（TIBC ）（比色法）	11点
2 リン脂質	15点
3 HDL-コレステロール、無機リン及びリン酸 、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトラ ンスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトラ ンスフェラーゼ（ALT）	17点
4 LDL-コレステロール、 ^{たん} 蛋白分画	18点
5 銅（Cu）	23点
6 リパーゼ	24点
7 イオン化カルシウム	26点
8 マンガン（Mn）	27点
9 ケトン体	30点
10 アポリポ ^{たん} 蛋白	
イ 1項目の場合	31点
ロ 2項目の場合	62点
ハ 3項目以上の場合	94点
11 アデノシンデアミナーゼ（ADA）	32点
12 グアナーゼ	35点

ルビン、総 ^{たん} 蛋白、アルブミン（BCP改良法・B CG法）、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アル カリホスファターゼ（ALP）、コリンエステラ ーゼ（ChE）、γ-グルタミルトランスフェラ ーゼ（γ-GT）、中性脂肪、ナトリウム及びク ロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、 クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ （LD）、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダ ーゼ（LAP）、クレアチンキナーゼ（CK）、 アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄（Fe） 、血中ケトン体・糖・クロール検査（試験紙法・ アンブル法・固定化酵素電極によるもの）、不飽 和鉄結合能（UIBC）（比色法）、総鉄結合能 （TIBC）（比色法）	11点
2 リン脂質	15点
3 HDL-コレステロール、無機リン及びリン酸 、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトラ ンスフェラーゼ（AST）、アラニンアミノトラ ンスフェラーゼ（ALT）	17点
4 LDL-コレステロール、 ^{たん} 蛋白分画	18点
5 銅（Cu）	23点
6 リパーゼ	24点
7 イオン化カルシウム	26点
8 マンガン（Mn）	27点
9 ケトン体	30点
10 アポリポ ^{たん} 蛋白	
イ 1項目の場合	31点
ロ 2項目の場合	62点
ハ 3項目以上の場合	94点
11 アデノシンデアミナーゼ（ADA）	32点
12 グアナーゼ	35点

13	有機モノカルボン酸、胆汁酸	47点
14	ALPアイソザイム、アミラーゼアイソザイム、 γ -GTアイソザイム、LDアイソザイム、重炭酸塩	48点
15	ASTアイソザイム、リポ ^{たん} 蛋白分画	49点
16	アンモニア	50点
17	CKアイソザイム、グリコアルブミン	55点
18	コレステロール分画	57点
19	ケトン体分画、遊離脂肪酸	59点
20	レシチン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ (L-CAT)	70点
21	グルコース-6-リン酸デヒドロゲナーゼ (G-6-PD)、リポ ^{たん} 蛋白分画 (PAGディスク電気泳動法)、1, 5-アンヒドロ-D-グルシトール (1, 5AG)、グリココール酸	80点
22	CK-MB (蛋白量測定)	90点
23	LDアイソザイム1型、総カルニチン、遊離カルニチン	95点
24	ALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ (BAP)	96点
25	フェリチン半定量、フェリチン定量	102点
26	エタノール	105点
27	リポ ^{たん} 蛋白 (a)	107点
28	ヘパリン、KL-6	108点
29	心筋トロポニンI、心筋トロポニンT (TnT) 定性・定量、アルミニウム (Al)、 <u>シスタチンC</u>	109点
	(削る)	
<u>30</u>	25-ヒドロキシビタミン	117点
<u>31</u>	ペントシジン	118点
<u>32</u>	イヌリン	120点

13	有機モノカルボン酸、胆汁酸	47点
14	ALPアイソザイム、アミラーゼアイソザイム、 γ -GTアイソザイム、LDアイソザイム、重炭酸塩	48点
15	ASTアイソザイム、リポ ^{たん} 蛋白分画	49点
16	アンモニア	50点
17	CKアイソザイム、グリコアルブミン	55点
18	コレステロール分画	57点
19	ケトン体分画、遊離脂肪酸	59点
20	レシチン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ (L-CAT)	70点
21	グルコース-6-リン酸デヒドロゲナーゼ (G-6-PD)、リポ ^{たん} 蛋白分画 (PAGディスク電気泳動法)、1, 5-アンヒドロ-D-グルシトール (1, 5AG)、グリココール酸	80点
22	CK-MB (蛋白量測定)	90点
23	LDアイソザイム1型、総カルニチン、遊離カルニチン	95点
24	ALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ (BAP)	96点
25	フェリチン半定量、フェリチン定量	102点
26	エタノール	105点
27	リポ ^{たん} 蛋白 (a)	107点
28	ヘパリン、KL-6	108点
29	心筋トロポニンI、心筋トロポニンT (TnT) 定性・定量、アルミニウム (Al)	109点
<u>30</u>	<u>シスタチンC</u>	<u>112点</u>
<u>31</u>	25-ヒドロキシビタミン	117点
<u>32</u>	ペントシジン	118点
<u>33</u>	イヌリン	120点

33	リポ ^{たん} 蛋白分画（HPLC法）	129点
34	肺サーファクタント ^{たん} 蛋白-A（SP-A）、ガラクトース	130点
35	血液ガス分析、IV型コラーゲン、ミオグロビン定性、ミオグロビン定量、心臓由来脂肪酸結合 ^{たん} 蛋白（H-FABP）定性、心臓由来脂肪酸結合 ^{たん} 蛋白（H-FABP）定量	131点
	注 血液ガス分析については、当該保険医療機関内で行った場合に算定する。	
36	亜鉛（Zn）	132点
37	アルブミン非結合型ビリルビン	135点
38	肺サーファクタント ^{たん} 蛋白-D（SP-D）、プロコラーゲン-III-ペプチド（P-III-P）、アンギオテンシンI転換酵素（ACE）、ビタミンB ₁₂	136点
39	セレン	144点
40	葉酸	146点
41	IV型コラーゲン・7S	148点
42	ピルビン酸キナーゼ（PK）	150点
43	レムナント様リポ ^{たん} 蛋白コレステロール（RLP-C）	174点
44	臍分泌液中インスリン様成長因子結合 ^{たん} 蛋白1型（IGFBP-1）定性	175点
45	ヒアルロン酸	179点
46	ALPアイソザイム（PAG電気泳動法）、アセトアミノフェン	180点
47	心室筋ミオシン軽鎖I	184点
48	トリプシン	189点
49	Ma c-2結合 ^{たん} 蛋白糖鎖修飾異性体、マロンジアルデヒド修飾LDL（MDA-LDL）、オートタキシン、サイトケラチン18フラグメント（	

34	リポ ^{たん} 蛋白分画（HPLC法）	129点
35	肺サーファクタント ^{たん} 蛋白-A（SP-A）、ガラクトース	130点
36	血液ガス分析、IV型コラーゲン、ミオグロビン定性、ミオグロビン定量、心臓由来脂肪酸結合 ^{たん} 蛋白（H-FABP）定性、心臓由来脂肪酸結合 ^{たん} 蛋白（H-FABP）定量	131点
	注 血液ガス分析については、当該保険医療機関内で行った場合に算定する。	
37	亜鉛（Zn）	132点
38	アルブミン非結合型ビリルビン	135点
39	肺サーファクタント ^{たん} 蛋白-D（SP-D）、プロコラーゲン-III-ペプチド（P-III-P）、アンギオテンシンI転換酵素（ACE）、ビタミンB ₁₂	136点
40	セレン	144点
41	葉酸	146点
42	IV型コラーゲン・7S	148点
43	ピルビン酸キナーゼ（PK）	150点
44	レムナント様リポ ^{たん} 蛋白コレステロール（RLP-C）	174点
45	臍分泌液中インスリン様成長因子結合 ^{たん} 蛋白1型（IGFBP-1）定性	175点
46	ヒアルロン酸	179点
47	ALPアイソザイム（PAG電気泳動法）、アセトアミノフェン	180点
48	心室筋ミオシン軽鎖I	184点
49	トリプシン	189点
50	Ma c-2結合 ^{たん} 蛋白糖鎖修飾異性体、マロンジアルデヒド修飾LDL（MDA-LDL）、オートタキシン、サイトケラチン18フラグメント（	

	CK-18F)、ELFスコア	194点
50	ホスホオリパーゼA ₂ (PLA ₂)	204点
51	赤血球コプロポルフィリン	210点
52	リポ ^{たん} 蛋白リパーゼ (LPL)	219点
53	肝細胞増殖因子 (HGF)	227点
54	ビタミンB ₂	231点
55	ビタミンB ₁	239点
56	ロイシンリッチα ₂ グリコプロテイン	268点
57	赤血球プロトポルフィリン	272点
58	プロカルシトニン (PCT) 定量、プロカルシトニン (PCT) 半定量	276点
59	ビタミンC	296点
60	プレセプシン定量	301点
61	インフリキシマブ定性	310点
62	1, 25-ジヒドロキシビタミンD ₃	388点
63	血管内皮増殖因子 (VEGF)、コクリントモプロテイン (CTP)	460点
64	FGF23	788点
注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の1から8までに掲げる検査を5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。		
イ	5項目以上7項目以下	93点
ロ	8項目又は9項目	99点
ハ	10項目以上	103点
注 入院中の患者について算定した場合は、入院時初回加算として、初回に限り20点を所定点数に加算する。		
(生化学的検査Ⅱ)		
D008	内分泌学的検査	
1	ヒト ^{じゅうつ} 絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定性	

	CK-18F)、ELFスコア	194点
51	ホスホオリパーゼA ₂ (PLA ₂)	204点
52	赤血球コプロポルフィリン	210点
53	リポ ^{たん} 蛋白リパーゼ (LPL)	219点
54	肝細胞増殖因子 (HGF)	227点
55	ビタミンB ₂	235点
56	ビタミンB ₁	239点
57	ロイシンリッチα ₂ グリコプロテイン	268点
58	赤血球プロトポルフィリン	272点
59	プロカルシトニン (PCT) 定量、プロカルシトニン (PCT) 半定量	276点
60	ビタミンC	296点
61	プレセプシン定量	301点
62	インフリキシマブ定性	310点
63	1, 25-ジヒドロキシビタミンD ₃	388点
64	血管内皮増殖因子 (VEGF)、コクリントモプロテイン (CTP)	460点
65	FGF23	788点
注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の1から8までに掲げる検査を5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。		
イ	5項目以上7項目以下	93点
ロ	8項目又は9項目	99点
ハ	10項目以上	103点
注 入院中の患者について算定した場合は、入院時初回加算として、初回に限り20点を所定点数に加算する。		
(生化学的検査Ⅱ)		
D008	内分泌学的検査	
1	ヒト ^{じゅうつ} 絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定性	

	55点
2 11-ヒドロキシコルチコステロイド (11-O HCS)	60点
3 ホモバニリン酸 (HVA)	69点
4 バニールマンデル酸 (VMA)	90点
5 5-ヒドロキシインドール酢酸 (5-HIAA)	95点
6 プロラクチン (PRL)、甲状腺刺激ホルモン (TSH)	98点
7 トリヨードサイロニン (T ₃)	99点
8 レニン活性、インスリン (IRI) (削る)	100点
9 レニン定量	102点
10 <u>成長ホルモン (GH)</u>	104点
11 サイロキシシン (T ₄)	105点
12 卵胞刺激ホルモン (FSH)、C-ペプチド (CPR)、黄体形成ホルモン (LH)	105点
13 テストステロン	119点
14 遊離サイロキシシン (FT ₄)、遊離トリヨードサイロニン (FT ₃)、コルチゾール	121点
15 アルドステロン	122点
16 <u>カルシトニン</u>	127点
17 サイログロブリン	128点
18 ヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット (HCG-β)	129点
19 サイロキシシン結合グロブリン (TBG)、脳性Na利尿ペプチド (BNP)、ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定量、ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 半定量	130点

	55点
2 11-ヒドロキシコルチコステロイド (11-O HCS)	60点
3 ホモバニリン酸 (HVA)	69点
4 バニールマンデル酸 (VMA)	90点
5 5-ヒドロキシインドール酢酸 (5-HIAA)	95点
6 プロラクチン (PRL)、甲状腺刺激ホルモン (TSH)	98点
7 トリヨードサイロニン (T ₃)	99点
8 レニン活性、インスリン (IRI)	100点
9 <u>ガストリン</u>	101点
10 レニン定量 (新設)	102点
11 サイロキシシン (T ₄)	105点
12 <u>成長ホルモン (GH)</u> 、卵胞刺激ホルモン (FSH)、C-ペプチド (CPR)、黄体形成ホルモン (LH)	105点
13 テストステロン	119点
14 遊離サイロキシシン (FT ₄)、遊離トリヨードサイロニン (FT ₃)、コルチゾール	121点
15 アルドステロン	122点
(新設)	
16 サイログロブリン	128点
17 ヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット (HCG-β)	129点
18 サイロキシシン結合グロブリン (TBG)、脳性Na利尿ペプチド (BNP)、 <u>カルシトニン</u> 、ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定量、ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 半定量	130点

<u>20</u>	抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体（抗GAD抗体）	134点
<u>21</u>	脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント（NT-proBNP）	136点
<u>22</u>	サイロキシン結合能（TBC）	137点
<u>23</u>	プロゲステロン	139点
<u>24</u>	グルカゴン、 <u>低カルボキシル化オステオカルシン（ucOC）</u> （削る）	150点
<u>25</u>	<u>I型コラーゲン架橋N-テロペプチド（NTX）</u> 、 <u>オステオカルシン（OC）</u>	153点
<u>26</u>	酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ（TRACP-5b）、 <u>遊離テストステロン</u>	156点
<u>27</u>	骨型アルカリホスファターゼ（BAP） （削る）	157点
<u>28</u>	I型プロコラーゲン-N-プロペプチド（PINP）	160点
<u>29</u>	副甲状腺ホルモン（PTH）、カテコールアミン分画、 <u>サイクリックAMP（cAMP）</u>	161点
<u>30</u>	インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド（Intact PINP）	163点
<u>31</u>	デヒドロエピアンドロステロン硫酸抱合体（DHEA-S）	164点
<u>32</u>	低単位ヒト ^{じゅう} 絨毛性ゴナドトロピン（HCG） 半定量	165点

<u>19</u>	抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体（抗GAD抗体）	134点
<u>20</u>	脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント（NT-proBNP）、 <u>ヒト胎盤性ラクトゲン（HPL）</u>	136点
<u>21</u>	サイロキシン結合能（TBC）	137点
<u>22</u>	プロゲステロン	143点
<u>23</u>	グルカゴン	150点
<u>24</u>	<u>低カルボキシル化オステオカルシン（ucOC）</u> （新設）	154点
<u>25</u>	<u>I型コラーゲン架橋N-テロペプチド（NTX）</u> 、 <u>酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ（TRACP-5b）</u>	156点
<u>26</u>	<u>オステオカルシン（OC）</u> 、 <u>骨型アルカリホスファターゼ（BAP）</u>	157点
<u>27</u>	<u>遊離テストステロン</u>	159点
<u>28</u>	I型プロコラーゲン-N-プロペプチド（PINP）	160点
<u>29</u>	副甲状腺ホルモン（PTH）、カテコールアミン分画	161点
<u>30</u>	インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド（Intact PINP）	163点
<u>31</u>	デヒドロエピアンドロステロン硫酸抱合体（DHEA-S）	164点
<u>32</u>	低単位ヒト ^{じゅう} 絨毛性ゴナドトロピン（HCG） 半定量、 <u>サイクリックAMP（cAMP）</u>	

33	エストラジオール (E_2)	167点
34	I型コラーゲン架橋C-テロペプチド- β 異性体 (β -CTX) (尿)	169点
35	I型コラーゲン架橋C-テロペプチド- β 異性体 (β -CTX)	170点
36	エストリオール (E_3)、エストロゲン半定量、エストロゲン定量、副甲状腺ホルモン関連蛋白 C端フラグメント (C-PTHrP)	180点
37	副腎皮質刺激ホルモン (ACTH)、カテコールアミン	184点
38	副甲状腺ホルモン関連蛋白 (PTHrP)	185点
39	デオキシピリジノリン (DPD) (尿)	191点
40	17-ケトジェニックステロイド (17-KGS)	200点
41	エリスロポエチン	209点
42	ソマトメジンC	212点
43	17-ケトステロイド分画 (17-KS分画)、17 α -ヒドロキシプロゲステロン (17 α -OHP)、抗IA-2抗体、プレグナンジオール	213点
44	メタネフリン	217点
45	17-ケトジェニックステロイド分画 (17-KGS分画)、メタネフリン・ノルメタネフリン分画	220点
46	心房性Na利尿ペプチド (ANP)	221点
47	抗利尿ホルモン (ADH)	224点
48	プレグナントリオール	232点
49	ノルメタネフリン	250点
50	インスリン様成長因子結合蛋白3型 (IGFB)	

		165点
33	エストラジオール (E_2)	167点
34	I型コラーゲン架橋C-テロペプチド- β 異性体 (β -CTX) (尿)	169点
35	I型コラーゲン架橋C-テロペプチド- β 異性体 (β -CTX)	170点
36	エストリオール (E_3)、エストロゲン半定量、エストロゲン定量、副甲状腺ホルモン関連蛋白 C端フラグメント (C-PTHrP)	180点
37	副腎皮質刺激ホルモン (ACTH)、カテコールアミン	184点
38	副甲状腺ホルモン関連蛋白 (PTHrP)	186点
39	デオキシピリジノリン (DPD) (尿)	191点
40	17-ケトジェニックステロイド (17-KGS)	200点
41	エリスロポエチン	209点
42	ソマトメジンC	212点
43	17-ケトステロイド分画 (17-KS分画)、17 α -ヒドロキシプロゲステロン (17 α -OHP)、抗IA-2抗体、プレグナンジオール	213点
44	メタネフリン	217点
45	17-ケトジェニックステロイド分画 (17-KGS分画)、メタネフリン・ノルメタネフリン分画	220点
46	心房性Na利尿ペプチド (ANP)	221点
47	抗利尿ホルモン (ADH)	224点
48	プレグナントリオール	232点
49	ノルメタネフリン	250点
50	インスリン様成長因子結合蛋白3型 (IGFB)	

P-3)	280点
51 <u>ガストリン</u>	<u>380点</u>
52 <u>遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画</u>	<u>585点</u>
53 抗ミューラー管ホルモン (AMH)	597点
54 レプチン	1,000点
注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の12から51までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	
イ 3項目以上5項目以下	410点
ロ 6項目又は7項目	623点
ハ 8項目以上	900点
D009 腫瘍マーカー	
1 尿中BTA	80点
2 α -フエトプロテイン (AFP)	98点
3 ^{がん} 癌胎児性抗原 (CEA)	99点
4 ^{へん} 扁平上皮癌関連抗原 (SCC抗原)	101点
5 組織ポリペプチド抗原 (TPA)	110点
6 NCC-ST-439、CA15-3	112点
7 DUPAN-2	115点
8 エラスターゼ1	120点
9 前立腺特異抗原 (PSA)、CA19-9	121点
10 PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	131点
11 CA125	136点
12 核マトリックスポロテイン22 (NMP22) 定量 (尿)、核マトリックスポロテイン22 (NMP22)) 定性 (尿)	139点
13 シアリルLe ^x -i 抗原 (SLX)	140点

P-3)	280点
(新設)	
51 <u>遊離メタネフリン・遊離ノルメタネフリン分画</u>	<u>450点</u>
52 抗ミューラー管ホルモン (AMH)	597点
53 レプチン	1,000点
注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の12から51までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	
イ 3項目以上5項目以下	410点
ロ 6項目又は7項目	623点
ハ 8項目以上	900点
D009 腫瘍マーカー	
1 尿中BTA	80点
2 α -フエトプロテイン (AFP)	98点
3 ^{がん} 癌胎児性抗原 (CEA)	99点
4 ^{へん} 扁平上皮癌関連抗原 (SCC抗原)	101点
5 組織ポリペプチド抗原 (TPA)	110点
6 NCC-ST-439、CA15-3	112点
7 DUPAN-2	115点
8 エラスターゼ1	120点
9 前立腺特異抗原 (PSA)、CA19-9	121点
10 PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	131点
11 CA125	136点
12 核マトリックスポロテイン22 (NMP22) 定量 (尿)、核マトリックスポロテイン22 (NMP22)) 定性 (尿)	139点
13 シアリルLe ^x -i 抗原 (SLX)	140点

14	神経特異エノラーゼ (NSE)	142点
15	SPan-1	144点
16	CA72-4、シアリルTn抗原 (STN)	146点
17	塩基性フェトプロテイン (BFP)、遊離型PSA比 (PSA F/T比)	150点
18	<u>シアリルLe^x抗原 (CSLEX)</u>	152点
19	サイトケラチン19フラグメント (シフラ)	154点
	(削る)	
20	BCA225	158点
21	サイトケラチン8・18 (尿)	160点
22	抗p53抗体	163点
23	I型コラーゲン-C-テロペプチド (ICTP)	170点
24	ガストリン放出ペプチド前駆体 (ProGRP)	175点
25	CA54/61	184点
26	α-フェトプロテインレクチン分画 (AFP-L3%)	185点
27	<u>γ-セミノプロテイン (γ-Sm)</u>	187点
28	CA602、組織因子経路インヒビター2 (TFPI2)	190点
	(削る)	
29	ヒト精巣上体 ^{たん} 蛋白4 (HE4)	200点
30	可溶性メソテリン関連ペプチド	220点
31	S2, 3PSA%	248点
32	プロステートヘルスインデックス (phi)	281点
33	^{がん} 癌胎児性抗原 (CEA) 定性 (乳頭分泌液)、 ^{がん} 癌胎児性抗原 (CEA) 半定量 (乳頭分泌液)	

14	神経特異エノラーゼ (NSE)	142点
15	SPan-1	144点
16	CA72-4、シアリルTn抗原 (STN)	146点
17	塩基性フェトプロテイン (BFP)、遊離型PSA比 (PSA F/T比)	150点
	(新設)	
18	サイトケラチン19フラグメント (シフラ)	154点
19	<u>シアリルLe^x抗原 (CSLEX)</u>	156点
20	BCA225	158点
21	サイトケラチン8・18 (尿)	160点
22	抗p53抗体	163点
23	I型コラーゲン-C-テロペプチド (ICTP)	170点
24	ガストリン放出ペプチド前駆体 (ProGRP)	175点
25	CA54/61	184点
26	α-フェトプロテインレクチン分画 (AFP-L3%)	185点
	(新設)	
27	CA602、組織因子経路インヒビター2 (TFPI2)	190点
28	<u>γ-セミノプロテイン (γ-Sm)</u>	192点
29	ヒト精巣上体 ^{たん} 蛋白4 (HE4)	200点
30	可溶性メソテリン関連ペプチド	220点
31	S2, 3PSA%	248点
32	プロステートヘルスインデックス (phi)	281点
33	^{がん} 癌胎児性抗原 (CEA) 定性 (乳頭分泌液)、 ^{がん} 癌胎児性抗原 (CEA) 半定量 (乳頭分泌液)	

	305点
34 HER 2 ^{たん} 蛋白	320点
35 アポリポ ^{たん} 蛋白A 2 (APOA 2) アイソフォー ム	335点
36 可溶性インターロイキン-2 レセプター (s I L-2 R)	438点
注1 診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果から 悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に 対して、腫瘍マーカーの検査を行った場合に、 1回に限り算定する。ただし、区分番号B 0 0 1の3に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料を 算定している患者については算定しない。	
2 患者から1回に採取した血液等を用いて本区 分の2から36までに掲げる検査を2項目以上行 った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項 目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	
イ 2項目	230点
ロ 3項目	290点
ハ 4項目以上	385点
D 0 1 0 特殊分析	
1 糖分析 (尿)	38点
2 結石分析	117点
3 チロシン	200点
4 アミノ酸	
イ 1種類につき	279点
ロ 5種類以上	<u>1,074点</u>
5 総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比 (B T R)	283点
6 アミノ酸定性	350点
7 脂肪酸分画	<u>389点</u>
8 先天性代謝異常症検査	

	305点
34 HER 2 ^{たん} 蛋白	320点
35 アポリポ ^{たん} 蛋白A 2 (APOA 2) アイソフォー ム	335点
36 可溶性インターロイキン-2 レセプター (s I L-2 R)	438点
注1 診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果から 悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に 対して、腫瘍マーカーの検査を行った場合に、 1回に限り算定する。ただし、区分番号B 0 0 1の3に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料を 算定している患者については算定しない。	
2 患者から1回に採取した血液等を用いて本区 分の2から36までに掲げる検査を2項目以上行 った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項 目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	
イ 2項目	230点
ロ 3項目	290点
ハ 4項目以上	385点
D 0 1 0 特殊分析	
1 糖分析 (尿)	38点
2 結石分析	117点
3 チロシン	200点
4 アミノ酸	
イ 1種類につき	279点
ロ 5種類以上	<u>1,107点</u>
5 総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比 (B T R)	283点
6 アミノ酸定性	350点
7 脂肪酸分画	<u>393点</u>
8 先天性代謝異常症検査	

イ	尿中有機酸分析	1,141点
ロ	血中極長鎖脂肪酸	1,141点
ハ	タンデムマス分析	<u>1,074点</u>
ニ	その他	<u>1,074点</u>

注1 イ、ロ及びハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

2 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関内で検査を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

(免疫学的検査)

D 0 1 1 免疫血液学的検査

1	A B O血液型、Rh (D) 血液型	<u>39点</u>
2	C o o m b s 試験	
イ	直接	34点
ロ	間接	47点
3	Rh (その他の因子) 血液型	<u>163点</u>
4	不規則抗体	<u>174点</u>

注 第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術、同部第8款の各区分に掲げる心・脈管手術、同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は同部第11款の各区分に掲げる性器手術のうち区分番号K 8 9 8に掲げる帝王切開術等を行った場合に算定する。

5	A B O血液型関連糖転移酵素活性	<u>176点</u>
6	血小板関連 I g G (P A - I g G)	190点
7	A B O血液型亜型	260点

イ	尿中有機酸分析	1,141点
ロ	血中極長鎖脂肪酸	1,141点
ハ	タンデムマス分析	<u>1,107点</u>
ニ	その他	<u>1,107点</u>

注1 イ、ロ及びハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

2 ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関内で検査を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

(免疫学的検査)

D 0 1 1 免疫血液学的検査

1	A B O血液型、Rh (D) 血液型	<u>24点</u>
2	C o o m b s 試験	
イ	直接	34点
ロ	間接	47点
3	Rh (その他の因子) 血液型	<u>148点</u>
4	不規則抗体	<u>159点</u>

注 第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術、同部第8款の各区分に掲げる心・脈管手術、同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は同部第11款の各区分に掲げる性器手術のうち区分番号K 8 9 8に掲げる帝王切開術等を行った場合に算定する。

5	A B O血液型関連糖転移酵素活性	<u>181点</u>
6	血小板関連 I g G (P A - I g G)	190点
7	A B O血液型亜型	260点

8	抗血小板抗体	261点
9	血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (I g G 抗体)	376点
10	血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (I g G、I g M及びI g A抗体)	390点
11	血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体定性	420点

D O 1 2 感染症免疫学的検査

1	梅毒血清反応 (S T S) 定性、抗ストレプトリジンO (A S O) 定性、抗ストレプトリジンO (A S O) 半定量、抗ストレプトリジンO (A S O) 定量	15点
2	トキソプラズマ抗体定性、トキソプラズマ抗体半定量	26点
3	抗ストレプトキナーゼ (A S K) 定性、抗ストレプトキナーゼ (A S K) 半定量	29点
4	梅毒トレポネーマ抗体定性、マイコプラズマ抗体定性、マイコプラズマ抗体半定量	32点
5	梅毒血清反応 (S T S) 半定量、梅毒血清反応 (S T S) 定量	34点
6	梅毒トレポネーマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定量	53点
7	アデノウイルス抗原定性 (糞便)、迅速ウレアーゼ試験定性	60点
8	ロタウイルス抗原定性 (糞便)、ロタウイルス抗原定量 (糞便)	65点
9	ヘリコバクター・ピロリ抗体定性・半定量、クラミドフィラ・ニューモニエ I g G 抗体	70点
10	クラミドフィラ・ニューモニエ I g A 抗体	75点
11	ウイルス抗体価 (定性・半定量・定量) (1項	

8	抗血小板抗体	261点
9	血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (I g G 抗体)	376点
10	血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (I g G、I g M及びI g A抗体)	390点
11	血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体定性	420点

D O 1 2 感染症免疫学的検査

1	梅毒血清反応 (S T S) 定性、抗ストレプトリジンO (A S O) 定性、抗ストレプトリジンO (A S O) 半定量、抗ストレプトリジンO (A S O) 定量	15点
2	トキソプラズマ抗体定性、トキソプラズマ抗体半定量	26点
3	抗ストレプトキナーゼ (A S K) 定性、抗ストレプトキナーゼ (A S K) 半定量	29点
4	梅毒トレポネーマ抗体定性、マイコプラズマ抗体定性、マイコプラズマ抗体半定量	32点
5	梅毒血清反応 (S T S) 半定量、梅毒血清反応 (S T S) 定量	34点
6	梅毒トレポネーマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定量	53点
7	アデノウイルス抗原定性 (糞便)、迅速ウレアーゼ試験定性	60点
8	ロタウイルス抗原定性 (糞便)、ロタウイルス抗原定量 (糞便)	65点
9	ヘリコバクター・ピロリ抗体定性・半定量、クラミドフィラ・ニューモニエ I g G 抗体	70点
10	クラミドフィラ・ニューモニエ I g A 抗体	75点
11	ウイルス抗体価 (定性・半定量・定量) (1項	

目当たり)	79点
注 同一検体についてウイルス抗体価（定性・半定量・定量）の測定を行った場合は、8項目を限度として算定する。	
12 ヘリコバクター・ピロリ抗体、百日咳菌 ^{せき} 抗体定性、百日咳菌 ^{せき} 抗体半定量	80点
13 HTLV-I 抗体定性、HTLV-I 抗体半定量	85点
14 トキソプラズマ抗体	93点
15 トキソプラズマ I g M抗体、 <u>クロストリジオイデス・ディフィシル抗原定性</u>	95点
16 HIV-1, 2 抗体定性、HIV-1, 2 抗体半定量、HIV-1, 2 抗原・抗体同時測定定性	109点
17 HIV-1 抗体（削る）	113点
18 A群β溶連菌迅速試験定性	121点
19 <u>HIV-1, 2 抗体定量</u>	124点
20 <u>ヘモフィルス・インフルエンザ b 型（H i b）抗原定性（尿・髄液）</u>	126点
21 HIV-1, 2 抗原・抗体同時測定定量（削る）	127点
22 インフルエンザウイルス抗原定性	132点
23 カンジダ抗原定性、カンジダ抗原半定量、カンジダ抗原定量、梅毒トレポネーマ抗体（FTA-ABS 試験）定性、梅毒トレポネーマ抗体（FTA-ABS 試験）半定量	134点
24 RSウイルス抗原定性、 <u>ヘリコバクター・ピロ</u>	

目当たり)	79点
注 同一検体についてウイルス抗体価（定性・半定量・定量）の測定を行った場合は、8項目を限度として算定する。	
12 <u>クロストリジオイデス・ディフィシル抗原定性</u> 、ヘリコバクター・ピロリ抗体、百日咳菌 ^{せき} 抗体定性、百日咳菌 ^{せき} 抗体半定量	80点
13 HTLV-I 抗体定性、HTLV-I 抗体半定量	85点
14 トキソプラズマ抗体	93点
15 トキソプラズマ I g M抗体	95点
16 HIV-1, 2 抗体定性、HIV-1, 2 抗体半定量、HIV-1, 2 抗原・抗体同時測定定性	109点
17 HIV-1 抗体	113点
18 <u>抗酸菌抗体定量、抗酸菌抗体定性</u>	116点
19 A群β溶連菌迅速試験定性（新設）	121点
20 <u>HIV-1, 2 抗体定量、HIV-1, 2 抗原・抗体同時測定定量</u>	127点
21 <u>ヘモフィルス・インフルエンザ b 型（H i b）抗原定性（尿・髄液）</u>	129点
22 インフルエンザウイルス抗原定性	132点
23 カンジダ抗原定性、カンジダ抗原半定量、カンジダ抗原定量、梅毒トレポネーマ抗体（FTA-ABS 試験）定性、梅毒トレポネーマ抗体（FTA-ABS 試験）半定量	134点
24 RSウイルス抗原定性	138点

<u>リ抗原定性</u>	138点
25 ヒトメタニューモウイルス抗原定性	<u>141点</u>
26 肺炎球菌抗原定性（尿・髄液）	146点
27 マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）	148点
28 ノロウイルス抗原定性、インフルエンザ菌（無 莢膜型）抗原定性、SARS-CoV-2 抗原 定性	150点
29 抗酸菌抗体定量、抗酸菌抗体定性	<u>151点</u>
30 クラミドフィラ・ニューモニエ Ig M抗体、ク ラミジア・トラコマチス抗原定性	152点
31 大腸菌O157抗体定性	<u>155点</u>
32 アスペルギルス抗原	157点
33 HTLV-I 抗体	159点
34 D-アラビニトール	160点
35 大腸菌O157抗原定性	161点
36 クリプトコックス抗原定性	<u>164点</u>
37 クリプトコックス抗原半定量 （削る）	166点
38 マイコプラズマ抗原定性（FA法）	170点
39 アデノウイルス抗原定性（糞便を除く。）	<u>174点</u>
40 大腸菌血清型別	175点
41 肺炎球菌細胞壁抗原定性	179点
42 淋菌抗原定性、単純ヘルペスウイルス抗原定性 、単純ヘルペスウイルス抗原定性（皮膚）	180点
43 カンピロバクター抗原定性（糞便）	184点

25 <u>ヘリコバクター・ピロリ抗原定性、ヒトメタニ ューモウイルス抗原定性</u>	<u>142点</u>
26 肺炎球菌抗原定性（尿・髄液）	146点
27 マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）	148点
28 ノロウイルス抗原定性、インフルエンザ菌（無 莢膜型）抗原定性、SARS-CoV-2 抗原 定性 （新設）	150点
29 クラミドフィラ・ニューモニエ Ig M抗体、ク ラミジア・トラコマチス抗原定性 （新設）	152点
30 アスペルギルス抗原	157点
31 <u>大腸菌O157抗体定性、HTLV-I 抗体</u>	159点
32 D-アラビニトール	160点
33 大腸菌O157抗原定性 （新設）	161点
34 クリプトコックス抗原半定量	166点
35 <u>クリプトコックス抗原定性</u>	<u>169点</u>
36 マイコプラズマ抗原定性（FA法） （新設）	170点
37 大腸菌血清型別	175点
38 <u>アデノウイルス抗原定性（糞便を除く。）</u> 、肺 炎球菌細胞壁抗原定性	179点
39 淋菌抗原定性、単純ヘルペスウイルス抗原定性 、単純ヘルペスウイルス抗原定性（皮膚）	180点
40 カンピロバクター抗原定性（糞便）	184点

(削る)	
44 (1→3)－β－D－グルカン	190点
45 ブルセラ抗体定性、ブルセラ抗体半定量、グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体	200点
46 グロブリンクラス別ウイルス抗体価(1項目当たり)	200点
注 同一検体についてグロブリンクラス別ウイルス抗体価の測定を行った場合は、2項目を限度として算定する。	
47 ツツガムシ抗体定性、ツツガムシ抗体半定量	203点
48 レジオネラ抗原定性(尿)	205点
49 単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)、単純ヘルペスウイルス抗原定性(性器)、アニサキスIgG・IgA抗体	210点
50 百日咳菌 ^{せき} 抗原定性	217点
51 肺炎球菌 ^{きよつ} 荚膜 ^{きよつ} 抗原定性(尿・髄液)	220点
52 赤痢アメーバ抗体半定量、赤痢アメーバ抗原定性、赤痢アメーバ抗体定性	223点
53 SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出定性	225点
54 水痘ウイルス抗原定性(上皮細胞)	227点
55 エンドトキシン	229点
56 デングウイルス抗原定性、デングウイルス抗原・抗体同時測定定性、白癬菌 ^{せん} 抗原定性	233点
注 デングウイルス抗原定性及びデングウイルス抗原・抗体同時測定定性については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において実施した場合に算定する。	
57 百日咳菌 ^{せき} 抗体	250点

41 肺炎球菌 ^{きよつ} 荚膜 ^{きよつ} 抗原定性(尿・髄液)	188点
42 (1→3)－β－D－グルカン	195点
43 ブルセラ抗体定性、ブルセラ抗体半定量、グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体	200点
44 グロブリンクラス別ウイルス抗体価(1項目当たり)	200点
注 同一検体についてグロブリンクラス別ウイルス抗体価の測定を行った場合は、2項目を限度として算定する。	
45 ツツガムシ抗体定性、ツツガムシ抗体半定量	203点
46 レジオネラ抗原定性(尿)	205点
47 単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)、単純ヘルペスウイルス抗原定性(性器)、アニサキスIgG・IgA抗体	210点
48 百日咳菌 ^{せき} 抗原定性(新設)	217点
49 赤痢アメーバ抗体半定量、赤痢アメーバ抗原定性	223点
50 SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出定性	225点
51 水痘ウイルス抗原定性(上皮細胞)	227点
52 エンドトキシン	229点
53 デングウイルス抗原定性、デングウイルス抗原・抗体同時測定定性、白癬菌 ^{せん} 抗原定性	233点
注 デングウイルス抗原定性及びデングウイルス抗原・抗体同時測定定性については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において実施した場合に算定する。	
54 百日咳菌 ^{せき} 抗体	257点

<u>58</u>	H I V－1 抗体（ウエスタンブロット法）	280点
<u>59</u>	結核菌群抗原定性	291点
<u>60</u>	サイトメガロウイルスpp65抗原定性	356点
<u>61</u>	H I V－2 抗体（ウエスタンブロット法）	380点
<u>62</u>	アスペルギルス I g G 抗体	390点
<u>63</u>	S A R S－C o V－2・R S ウイルス抗原同時 検出定性、S A R S－C o V－2・インフルエン ザウイルス・R S ウイルス抗原同時検出定性	420点
<u>64</u>	H T L V－I 抗体（ウエスタンブロット法及び ラインブロット法）、トキソプラズマ I g G 抗体 アビディティ	425点
<u>65</u>	S A R S－C o V－2 抗原定量	560点
<u>66</u>	H I V 抗原	600点
<u>67</u>	H I V－1 特異抗体・H I V－2 特異抗体	660点
<u>68</u>	抗トリコスポロン・アサヒ抗体	798点
<u>69</u>	鳥特異的 I g G 抗体	873点
<u>70</u>	抗アデノ随伴ウイルス9型（A A V 9）抗体、 抗アデノ随伴ウイルス血清型 r h 7 4（A A V r h 7 4）抗体	12,850点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た保 険医療機関において実施した場合に限り算定す る。		
D O 1 3	肝炎ウイルス関連検査	
1	H B s 抗原定性・半定量	29点
2	H B s 抗体定性、H B s 抗体半定量	32点
3	H B s 抗原、H B s 抗体	88点

<u>55</u>	H I V－1 抗体（ウエスタンブロット法）	280点
<u>56</u>	結核菌群抗原定性	291点
<u>57</u>	サイトメガロウイルスpp65抗原定性	356点
<u>58</u>	H I V－2 抗体（ウエスタンブロット法）	380点
（新設）		
<u>59</u>	S A R S－C o V－2・R S ウイルス抗原同時 検出定性、S A R S－C o V－2・インフルエン ザウイルス・R S ウイルス抗原同時検出定性	420点
<u>60</u>	H T L V－I 抗体（ウエスタンブロット法及び ラインブロット法）	425点
<u>61</u>	S A R S－C o V－2 抗原定量	560点
<u>62</u>	H I V 抗原	600点
<u>63</u>	H I V－1 特異抗体・H I V－2 特異抗体	660点
<u>64</u>	抗トリコスポロン・アサヒ抗体	822点
<u>65</u>	鳥特異的 I g G 抗体	873点
<u>66</u>	抗アデノ随伴ウイルス9型（A A V 9）抗体	12,850点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た保 険医療機関において実施した場合に限り算定す る。		
D O 1 3	肝炎ウイルス関連検査	
1	H B s 抗原定性・半定量	29点
2	H B s 抗体定性、H B s 抗体半定量	32点
3	H B s 抗原、H B s 抗体	88点

4	HB e 抗原、HB e 抗体	98点
5	HCV抗体定性・定量、HCVコア ^{たん} 蛋白、HCV抗体・HCVコア ^{たん} 蛋白同時検出定性	102点
6	HB c 抗体半定量・定量	130点
7	HCVコア抗体	143点
8	HA-I g M抗体、HA抗体、HB c-I g M抗体	146点
9	HCV構造 ^{たん} 蛋白及び非構造 ^{たん} 蛋白抗体定性、HCV構造 ^{たん} 蛋白及び非構造 ^{たん} 蛋白抗体半定量	160点
10	HE-I g A抗体定性	210点
11	HCV血清群別判定	215点
12	HBVコア関連抗原（HB c r A g）	246点
13	デルタ肝炎ウイルス抗体	330点
14	HCV特異抗体価、HBVジェノタイプ判定	340点
注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の3から14までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。		
イ	3項目	290点
ロ	4項目	360点
ハ	5項目以上	425点
D014	自己抗体検査	
1	寒冷凝集反応	11点
2	リウマトイド因子（RF）定量	30点
3	抗サイログロブリン抗体半定量、抗甲状腺マイクロゾーム抗体半定量	37点
4	Donath-Landsteiner試験	55点
5	抗核抗体（蛍光抗体法）定性、抗核抗体（蛍光抗体法）半定量、抗核抗体（蛍光抗体法）定量	99点

4	HB e 抗原、HB e 抗体	98点
5	HCV抗体定性・定量、HCVコア ^{たん} 蛋白	102点
6	HB c 抗体半定量・定量	130点
7	HCVコア抗体	143点
8	HA-I g M抗体、HA抗体、HB c-I g M抗体	146点
9	HCV構造 ^{たん} 蛋白及び非構造 ^{たん} 蛋白抗体定性、HCV構造 ^{たん} 蛋白及び非構造 ^{たん} 蛋白抗体半定量	160点
10	HE-I g A抗体定性	210点
11	HCV血清群別判定	215点
12	HBVコア関連抗原（HB c r A g）	252点
13	デルタ肝炎ウイルス抗体	330点
14	HCV特異抗体価、HBVジェノタイプ判定	340点
注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の3から14までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。		
イ	3項目	290点
ロ	4項目	360点
ハ	5項目以上	425点
D014	自己抗体検査	
1	寒冷凝集反応	11点
2	リウマトイド因子（RF）定量	30点
3	抗サイログロブリン抗体半定量、抗甲状腺マイクロゾーム抗体半定量	37点
4	Donath-Landsteiner試験	55点
5	抗核抗体（蛍光抗体法）定性、抗核抗体（蛍光抗体法）半定量、抗核抗体（蛍光抗体法）定量	99点

6	抗インスリン抗体	107点
7	抗核抗体（蛍光抗体法を除く。）	110点
8	抗ガラクトース欠損 I g G 抗体定性、抗ガラクトース欠損 I g G 抗体定量	111点
9	マトリックスメタロプロテイナーゼー 3（MM P－3）	116点
10	抗サイログロブリン抗体	136点
11	抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体	138点
12	抗 J o－1 抗体定性、抗 J o－1 抗体半定量、抗 J o－1 抗体定量	140点
13	抗 R N P 抗体定性、抗 R N P 抗体半定量、抗 R N P 抗体定量	144点
14	抗 S m 抗体定性、抗 S m 抗体半定量、抗 S m 抗体定量	147点
15	C ₁ q 結合免疫複合体、 <u>抗 S S－B／La 抗体定性、抗 S S－B／La 抗体半定量、抗 S S－B／La 抗体定量</u>	153点
16	抗 S c l－70 抗体定性、抗 S c l－70 抗体半定量、抗 S c l－70 抗体定量	157点
17	抗 D N A 抗体定量、抗 D N A 抗体定性	159点
18	抗 S S－A／R o 抗体定性、抗 S S－A／R o 抗体半定量、抗 S S－A／R o 抗体定量	161点
19	抗 R N A ポリメラーゼⅢ抗体	<u>166点</u>
20	抗セントロメア抗体定量、抗セントロメア抗体定性	<u>173点</u>
21	抗ミトコンドリア抗体定性、抗ミトコンドリア抗体半定量	181点
22	抗ミトコンドリア抗体定量、 <u>モノクローナル R F 結合免疫複合体</u>	189点

6	抗インスリン抗体	107点
7	抗核抗体（蛍光抗体法を除く。）	110点
8	抗ガラクトース欠損 I g G 抗体定性、抗ガラクトース欠損 I g G 抗体定量	111点
9	マトリックスメタロプロテイナーゼー 3（MM P－3）	116点
10	抗サイログロブリン抗体	136点
11	抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体	138点
12	抗 J o－1 抗体定性、抗 J o－1 抗体半定量、抗 J o－1 抗体定量	140点
13	抗 R N P 抗体定性、抗 R N P 抗体半定量、抗 R N P 抗体定量	144点
14	抗 S m 抗体定性、抗 S m 抗体半定量、抗 S m 抗体定量	147点
15	C ₁ q 結合免疫複合体	153点
16	抗 S c l－70 抗体定性、抗 S c l－70 抗体半定量、抗 S c l－70 抗体定量、 <u>抗 S S－B／La 抗体定性、抗 S S－B／La 抗体半定量、抗 S S－B／La 抗体定量</u>	157点
17	抗 D N A 抗体定量、抗 D N A 抗体定性	159点
18	抗 S S－A／R o 抗体定性、抗 S S－A／R o 抗体半定量、抗 S S－A／R o 抗体定量	161点
19	抗 R N A ポリメラーゼⅢ抗体	<u>170点</u>
20	抗セントロメア抗体定量、抗セントロメア抗体定性	<u>174点</u>
21	抗ミトコンドリア抗体定性、抗ミトコンドリア抗体半定量	181点
22	抗ミトコンドリア抗体定量	189点

23	抗A R S抗体	190点
24	抗シトルリン化ペプチド抗体定性、抗シトルリン化ペプチド抗体定量 (削る)	193点
25	I g G型リウマトイド因子	198点
26	抗T S Hレセプター抗体 (T R A b)	208点
27	抗L K M-1抗体	215点
28	抗カルジオリピン β_2 グリコプロテインI複合体抗体	223点
29	抗カルジオリピンI g G抗体、抗カルジオリピンI g M抗体、抗 β_2 グリコプロテインI I g G抗体、抗 β_2 グリコプロテインI I g M抗体	226点
30	I g G ₂ (T I A法によるもの)	239点
31	抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体 (M P O-ANCA)、 <u>抗好中球細胞質プロテイナーゼ3抗体 (P R 3-ANCA)</u> (削る)	250点
32	抗糸球体基底膜抗体 (抗G B M抗体)	257点
33	ループスアンチコアグラント定量、ループスアンチコアグラント定性	265点
34	抗デスモグレイン3抗体、抗B P 180-NC16a抗体	270点
35	抗T I F 1- γ 抗体、抗M i-2抗体	270点
36	<u>抗MDA 5抗体</u>	275点
37	抗好中球細胞質抗体 (ANCA) 定性	290点
38	抗デスモグレイン1抗体	300点
39	甲状腺刺激抗体 (T S A b)	330点
40	I g G ₄	373点

23	抗A R S抗体	190点
24	抗シトルリン化ペプチド抗体定性、抗シトルリン化ペプチド抗体定量	193点
25	<u>モノクローナルR F結合免疫複合体</u>	194点
26	I g G型リウマトイド因子	198点
27	抗T S Hレセプター抗体 (T R A b)	214点
28	抗L K M-1抗体	215点
29	抗カルジオリピン β_2 グリコプロテインI複合体抗体	223点
30	抗カルジオリピンI g G抗体、抗カルジオリピンI g M抗体、抗 β_2 グリコプロテインI I g G抗体、抗 β_2 グリコプロテインI I g M抗体	226点
31	I g G ₂ (T I A法によるもの)	239点
32	抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体 (M P O-ANCA)	251点
33	<u>抗好中球細胞質プロテイナーゼ3抗体 (P R 3-ANCA)</u>	252点
34	抗糸球体基底膜抗体 (抗G B M抗体)	262点
35	ループスアンチコアグラント定量、ループスアンチコアグラント定性	265点
36	抗デスモグレイン3抗体、抗B P 180-NC16a抗体	270点
37	<u>抗MDA 5抗体</u> 、抗T I F 1- γ 抗体、抗M i-2抗体 (新設)	270点
38	抗好中球細胞質抗体 (ANCA) 定性	290点
39	抗デスモグレイン1抗体	300点
40	甲状腺刺激抗体 (T S A b)	330点
41	I g G ₄	377点

- 41 I g G₂ (ネフェロメトリー法によるもの) 388点
- 42 抗GM1 I g G抗体、抗GQ1b I g G抗体 460点
- 43 抗デスモグレイン1抗体、抗デスモグレイン3抗体及び抗BP180-NC16a抗体同時測定 490点
- 44 抗アセチルコリンレセプター抗体 (抗ACHR抗体) 752点
- 45 抗グルタミン酸レセプター抗体 970点
- 46 抗アクアポリン4抗体、抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体、抗P/Q型電位依存性カルシウムチャネル抗体 (抗P/Q型VGCC抗体)、抗NF155抗体、抗CNTN1抗体 1,000点
- 47 抗HLA抗体 (スクリーニング検査) 1,000点
- 48 抗GM-CSF抗体 1,380点
- 49 抗HLA抗体 (抗体特異性同定検査) 4,850点

注1 本区分の10から16まで、18、19、23、35及び36に掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。

2 本区分の47及び49に掲げる検査については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定する

D015 血漿蛋白免疫学的検査

- 1 C反応性蛋白 (CRP) 定性、C反応性蛋白 (CRP) 16点

- 42 I g G₂ (ネフェロメトリー法によるもの) 388点
- 43 抗GM1 I g G抗体、抗GQ1b I g G抗体 460点
- 44 抗デスモグレイン1抗体、抗デスモグレイン3抗体及び抗BP180-NC16a抗体同時測定 490点
- 45 抗アセチルコリンレセプター抗体 (抗ACHR抗体) 775点
- 46 抗グルタミン酸レセプター抗体 970点
- 47 抗アクアポリン4抗体、抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体、抗P/Q型電位依存性カルシウムチャネル抗体 (抗P/Q型VGCC抗体) 1,000点
- 48 抗HLA抗体 (スクリーニング検査) 1,000点
- (新設)
- 49 抗HLA抗体 (抗体特異性同定検査) 4,850点

注1 本区分の10から16まで、18、19、23及び37に掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。

2 本区分の48及び49に掲げる検査については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定する

D015 血漿蛋白免疫学的検査

- 1 C反応性蛋白 (CRP) 定性、C反応性蛋白 (CRP) 16点

2	赤血球コプロポルフィリン定性、グルコースー 6－ホスファターゼ（G－6－Pase）	30点
3	グルコースー6－リン酸デヒドロゲナーゼ（G －6－PD）定性、赤血球プロトポルフィリン定 性	34点
4	血清補体価（CH ₅₀ ）、免疫グロブリン	38点
5	クリオグロブリン定性、クリオグロブリン定量	42点
6	血清アミロイドA ^{たん} 蛋白（SAA）	47点
7	トランスフェリン（Tf）	60点
8	C ₃ 、C ₄	70点
9	セルロプラスミン	90点
10	β ₂ －マイクログロブリン	98点
11	非特異的IgE半定量、非特異的IgE定量	100点
12	トランスサイレチン（プレアルブミン）	101点
13	特異的IgE半定量・定量	110点
	注 特異的IgE半定量・定量検査は、特異抗原 の種類ごとに所定点数を算定する。ただし、患 者から1回に採取した血液を用いて検査を行っ た場合は、1,430点を限度として算定する。	
14	α ₁ －マイクログロブリン、ハプトグロビン（ 型補正を含む。） <u>レチノール結合蛋白（RBP）</u> <u>）</u> (削る)	129点
15	C ₃ プロアクチベータ	160点
16	免疫電気泳動法（抗ヒト全血清）、インターロ イキン－6（IL－6）	170点
17	TARC	179点
18	ヘモペキシン	180点

2	赤血球コプロポルフィリン定性、グルコースー 6－ホスファターゼ（G－6－Pase）	30点
3	グルコースー6－リン酸デヒドロゲナーゼ（G －6－PD）定性、赤血球プロトポルフィリン定 性	34点
4	血清補体価（CH ₅₀ ）、免疫グロブリン	38点
5	クリオグロブリン定性、クリオグロブリン定量	42点
6	血清アミロイドA ^{たん} 蛋白（SAA）	47点
7	トランスフェリン（Tf）	60点
8	C ₃ 、C ₄	70点
9	セルロプラスミン	90点
10	β ₂ －マイクログロブリン	98点
11	非特異的IgE半定量、非特異的IgE定量	100点
12	トランスサイレチン（プレアルブミン）	101点
13	特異的IgE半定量・定量	110点
	注 特異的IgE半定量・定量検査は、特異抗原 の種類ごとに所定点数を算定する。ただし、患 者から1回に採取した血液を用いて検査を行っ た場合は、1,430点を限度として算定する。	
14	α ₁ －マイクログロブリン、ハプトグロビン（ 型補正を含む。）	129点
15	<u>レチノール結合蛋白（RBP）</u>	132点
16	C ₃ プロアクチベータ	160点
17	免疫電気泳動法（抗ヒト全血清）、インターロ イキン－6（IL－6）	170点
18	TARC	179点
19	ヘモペキシン	180点

<u>19</u>	A P Rスコア定性	191点
<u>20</u>	アトピー鑑別試験定性	194点
<u>21</u>	B e n c e J o n e s 蛋白同定 (尿)	201点
<u>22</u>	癌胎児性フィブロネクチン定性 (頸管腔分泌液)	204点
<u>23</u>	免疫電気泳動法 (特異抗血清)	218点
<u>24</u>	C ₁ インアクチベータ	253点
<u>25</u>	S C C A 2	300点
<u>26</u>	免疫グロブリンL鎖 κ/λ 比	330点
<u>27</u>	インターフェロン- λ 3 (I F N - λ 3)、s F l t - 1 / P l G F 比	340点
<u>28</u>	免疫グロブリン遊離L鎖 κ/λ 比	388点
<u>29</u>	結核菌特異的インターフェロン- γ 産生能	593点
<u>30</u>	免疫固定法 (抗悪性腫瘍剤に対する特異的抗体を用いた場合)	776点
<u>31</u>	コンシズマブ	12,850点
D O 1 6 細胞機能検査		
1	B細胞表面免疫グロブリン	155点
2	T細胞サブセット検査 (一連につき)	185点
3	T細胞・B細胞百分率	193点
4	顆粒球機能検査 (種目数にかかわらず一連につき)	200点
5	顆粒球スクリーニング検査 (種目数にかかわらず一連につき)	220点
6	赤血球・好中球表面抗原検査	320点
7	リンパ球刺激試験 (L S T)	
イ	1薬剤	345点
ロ	2薬剤	425点
ハ	3薬剤以上	700点
8	顆粒球表面抗原検査	640点

<u>20</u>	A P Rスコア定性	191点
<u>21</u>	アトピー鑑別試験定性	194点
<u>22</u>	B e n c e J o n e s 蛋白同定 (尿)	201点
<u>23</u>	癌胎児性フィブロネクチン定性 (頸管腔分泌液)	204点
<u>24</u>	免疫電気泳動法 (特異抗血清)	218点
<u>25</u>	C ₁ インアクチベータ	253点
<u>26</u>	S C C A 2	300点
<u>27</u>	免疫グロブリンL鎖 κ/λ 比	330点
<u>28</u>	インターフェロン- λ 3 (I F N - λ 3)、s F l t - 1 / P l G F 比	340点
<u>29</u>	免疫グロブリン遊離L鎖 κ/λ 比	388点
<u>30</u>	結核菌特異的インターフェロン- γ 産生能	593点
	(新設)	
	(新設)	
D O 1 6 細胞機能検査		
1	B細胞表面免疫グロブリン	155点
2	T細胞サブセット検査 (一連につき)	185点
3	T細胞・B細胞百分率	193点
4	顆粒球機能検査 (種目数にかかわらず一連につき)	200点
5	顆粒球スクリーニング検査 (種目数にかかわらず一連につき)	220点
6	赤血球・好中球表面抗原検査	320点
7	リンパ球刺激試験 (L S T)	
イ	1薬剤	345点
ロ	2薬剤	425点
ハ	3薬剤以上	515点
8	顆粒球表面抗原検査	640点

(微生物学的検査)

D 0 1 7 排泄物、^{せつ}滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査

- 1 蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの 65点

注 集菌塗抹法を行った場合には、集菌塗抹法加算として、35点を所定点数に加算する。

- 2 保温装置使用アメーバ検査 45点
3 その他のもの 67点

注 同一検体について当該検査と区分番号D 0 0 2に掲げる尿沈渣（鏡検法）又は区分番号D 0 0 2－2に掲げる尿沈渣（フローサイトメトリー法）を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。

D 0 1 8 細菌培養同定検査

- 1 口腔、気道又は呼吸器からの検体 180点
2 消化管からの検体 200点
3 血液又は^{せん}穿刺液 240点
4 泌尿器又は生殖器からの検体 190点
5 その他の部位からの検体 180点
6 簡易培養 60点

注1 1から6までについては、同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、嫌気性培養加算として、137点を所定点数に加算する。

2 1から6までについては、同一検体について一般培養と併せて真菌培養を行った場合は、真菌培養加算として、122点を所定点数に加算する。

3 入院中の患者に対して、質量分析装置を用いて細菌の同定を行った場合は、質量分析装置加算として、40点を所定点数に加算する。

(微生物学的検査)

D 0 1 7 排泄物、^{せつ}滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査

- 1 蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの 50点

注 集菌塗抹法を行った場合には、集菌塗抹法加算として、35点を所定点数に加算する。

- 2 保温装置使用アメーバ検査 45点
3 その他のもの 67点

注 同一検体について当該検査と区分番号D 0 0 2に掲げる尿沈渣（鏡検法）又は区分番号D 0 0 2－2に掲げる尿沈渣（フローサイトメトリー法）を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。

D 0 1 8 細菌培養同定検査

- 1 口腔、気道又は呼吸器からの検体 180点
2 消化管からの検体 200点
3 血液又は^{せん}穿刺液 225点
4 泌尿器又は生殖器からの検体 190点
5 その他の部位からの検体 180点
6 簡易培養 60点

注1 1から6までについては、同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、嫌気性培養加算として、122点を所定点数に加算する。

(新設)

2 入院中の患者に対して、質量分析装置を用いて細菌の同定を行った場合は、質量分析装置加算として、40点を所定点数に加算する。

D 0 1 9	細菌薬剤感受性検査	
1	1 菌種	185点
2	2 菌種	240点
3	3 菌種以上	310点
4	薬剤耐性菌検出	50点
5	抗菌薬併用効果スクリーニング	150点
D 0 1 9 - 2	酵母様真菌薬剤感受性検査	<u>165点</u>
D 0 2 0	抗酸菌分離培養検査	
1	抗酸菌分離培養（液体培地法）	<u>315点</u>
2	抗酸菌分離培養（それ以外のもの）	<u>224点</u>
D 0 2 1	抗酸菌同定（種目数にかかわらず一連につき）	<u>376点</u>
D 0 2 2	抗酸菌薬剤感受性検査（培地数に関係なく）	<u>415点</u>
	注 4 薬剤以上使用した場合に限り算定する。	
D 0 2 3	微生物核酸同定・定量検査	
1	クラミジア・トラコマチス核酸検出	188点
2	淋菌 ^{りん} 核酸検出	198点
3	A群β溶血連鎖球菌核酸検出	204点
4	HBV核酸定量	256点
5	淋菌 ^{りん} 及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	262点
6	マイコプラズマ核酸検出、インフルエンザ核酸検出、RSウイルス核酸検出	291点
7	レジオネラ核酸検出	<u>296点</u>
8	EBウイルス核酸定量	310点
9	HCV核酸検出	330点
10	HPV核酸検出	347点
	注 HPV核酸検出については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類がASC-US	

D 0 1 9	細菌薬剤感受性検査	
1	1 菌種	185点
2	2 菌種	240点
3	3 菌種以上	310点
4	薬剤耐性菌検出	50点
5	抗菌薬併用効果スクリーニング	150点
D 0 1 9 - 2	酵母様真菌薬剤感受性検査	<u>150点</u>
D 0 2 0	抗酸菌分離培養検査	
1	抗酸菌分離培養（液体培地法）	<u>300点</u>
2	抗酸菌分離培養（それ以外のもの）	<u>209点</u>
D 0 2 1	抗酸菌同定（種目数にかかわらず一連につき）	<u>361点</u>
D 0 2 2	抗酸菌薬剤感受性検査（培地数に関係なく）	<u>400点</u>
	注 4 薬剤以上使用した場合に限り算定する。	
D 0 2 3	微生物核酸同定・定量検査	
1	クラミジア・トラコマチス核酸検出	188点
2	淋菌 ^{りん} 核酸検出	198点
3	A群β溶血連鎖球菌核酸検出	204点
4	HBV核酸定量	256点
5	淋菌 ^{りん} 及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	262点
6	マイコプラズマ核酸検出、インフルエンザ核酸検出	291点
7	レジオネラ核酸検出	<u>292点</u>
8	EBウイルス核酸定量	310点
9	HCV核酸検出	330点
10	HPV核酸検出	347点
	注 HPV核酸検出については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類がASC-US	

と判定された患者又は過去に区分番号K 8 6 7 に掲げる子宮頸部（けい部）切除術、区分番号K 8 6 7－3 に掲げる子宮頸部摘出術（けい部切斷術を含む。）若しくは区分番号K 8 6 7－4 に掲げる子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌（がん）レーザー照射治療を行った患者に対して行った場合に限り算定する。

11 HPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）

347点

注 HPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類がASC－USと判定された患者又は過去に区分番号K 8 6 7 に掲げる子宮頸部（けい部）切除術、区分番号K 8 6 7－3 に掲げる子宮頸部摘出術（けい部切斷術を含む。）若しくは区分番号K 8 6 7－4 に掲げる子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌（がん）レーザー照射治療を行った患者に対して行った場合に限り算定する。

12 膣トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム核酸同時検出、マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐性変異同時検出

350点

13 百日咳菌（せき）核酸検出、肺炎クラミジア核酸検出、百日咳菌・パラ百日咳菌（せき）核酸同時検出、ヘリコバクター・ピロリ核酸及びクラリスロマイシン耐性遺伝子検出

360点

14 抗酸菌核酸同定、結核菌群核酸検出

410点

15 HCV核酸定量

412点

16 マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセ

と判定された患者又は過去に区分番号K 8 6 7 に掲げる子宮頸部（けい部）切除術、区分番号K 8 6 7－3 に掲げる子宮頸部摘出術（けい部切斷術を含む。）若しくは区分番号K 8 6 7－4 に掲げる子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌（がん）レーザー照射治療を行った患者に対して行った場合に限り算定する。

11 HPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）

347点

注 HPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類がASC－USと判定された患者又は過去に区分番号K 8 6 7 に掲げる子宮頸部（けい部）切除術、区分番号K 8 6 7－3 に掲げる子宮頸部摘出術（けい部切斷術を含む。）若しくは区分番号K 8 6 7－4 に掲げる子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌（がん）レーザー照射治療を行った患者に対して行った場合に限り算定する。

12 膣トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム核酸同時検出

350点

13 百日咳菌（せき）核酸検出、肺炎クラミジア核酸検出、百日咳菌・パラ百日咳菌（せき）核酸同時検出、ヘリコバクター・ピロリ核酸及びクラリスロマイシン耐性遺伝子検出

360点

14 抗酸菌核酸同定、結核菌群核酸検出

410点

15 HCV核酸定量

412点

16 マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセ

ルラー（MAC）核酸検出	421点
17 HBV核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異検出、ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出、SARSコロナウイルス核酸検出、HTLV-1核酸検出、単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量、サイトメガロウイルス核酸定量	450点
18 HIV-1核酸定量	520点
注 検体の超遠心による濃縮前処理を加えて行った場合は、濃縮前処理加算として、130点を所定点数に加算する。	
19 <u>SARS-CoV-2核酸検出</u>	650点
20 <u>SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出、SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出、SARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス核酸同時検出、エムボックスウイルス核酸検出</u>	700点
21 <u>サイトメガロウイルス核酸検出</u>	777点
22 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出、結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出、結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出	850点
23 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出	963点

（削る）

ルラー（MAC）核酸検出	421点
17 HBV核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異検出、ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出、SARSコロナウイルス核酸検出、HTLV-1核酸検出、単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量、サイトメガロウイルス核酸定量	450点
18 HIV-1核酸定量	520点
注 検体の超遠心による濃縮前処理を加えて行った場合は、濃縮前処理加算として、130点を所定点数に加算する。	
（新設）	
19 <u>SARS-CoV-2核酸検出、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出、SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出、SARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス核酸同時検出</u>	700点
20 <u>サイトメガロウイルス核酸検出</u>	801点
21 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出、結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出、結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出	850点
22 <u>ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの）、結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出</u>	963点
注 <u>ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して実施した場合に限り算定</u>	

24 ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目
同時検出 1,273点

注 ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して実施した場合に限り算定する。

25 ウイルス・細菌核酸多項目同時検出

イ SARS-COV-2 核酸検出を含むもの 1,350点

ロ SARS-COV-2 核酸検出を含まないもの 963点

注 ウイルス・細菌核酸多項目同時検出については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して実施した場合に限り算定する

26 細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液） 1,700点

注1 細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において実施した場合に算定する。

2 ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施し

する。
(新設)

23 ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-COV-2 核酸検出を含む。） 1,350点

(新設)

(新設)

(新設)

24 細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液） 1,700点

注1 細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において実施した場合に算定する。

2 ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において実施し

た場合に限り算定する。

27 HPVジェノタイプ判定 2,000点

28 HIVジェノタイプ薬剤耐性 6,000点

注 6（マイコプラズマ核酸^{せき}検出に限る。）^{せき}、7、
13（百日咳菌核酸^{せき}検出及び百日咳菌・パラ百日咳
菌核酸同時検出に限る。）又は14（結核菌群核酸
検出に限る。）に掲げる検査の結果について、検
査実施日のうちに説明した上で文書により情報を
提供した場合は、迅速微生物核酸同定・定量検査
加算として、100点を所定点数に加算する。

D 0 2 3 - 2 その他の微生物学的検査

1 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合^{たん}蛋白2'（PB
P 2'）定性 55点

2 尿素呼気試験（UBT） 70点

3 大腸菌ベロトキシン定性 184点

4 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合^{たん}蛋白2'（PB
P 2'）定性（イムノクロマト法によるもの）
291点

5 クロストリジオイデス・ディフィシルのトキシ
ンB遺伝子検出 450点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす
保険医療機関において実施した場合に算定する

。

D 0 2 4 削除

（基本的検体検査実施料）

D 0 2 5 基本的検体検査実施料（1日につき）

1 入院の日から起算して4週間以内の期間
140点

2 入院の日から起算して4週間を超えた期間
110点

注1 特定機能病院である保険医療機関において、

た場合に限り算定する。

25 HPVジェノタイプ判定 2,000点

26 HIVジェノタイプ薬剤耐性 6,000点

注 6（マイコプラズマ核酸^{せき}検出に限る。）^{せき}、7、
13（百日咳菌核酸^{せき}検出及び百日咳菌・パラ百日咳
菌核酸同時検出に限る。）又は14（結核菌群核酸
検出に限る。）に掲げる検査の結果について、検
査実施日のうちに説明した上で文書により情報を
提供した場合は、迅速微生物核酸同定・定量検査
加算として、100点を所定点数に加算する。

D 0 2 3 - 2 その他の微生物学的検査

1 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合^{たん}蛋白2'（PB
P 2'）定性 55点

2 尿素呼気試験（UBT） 70点

3 大腸菌ベロトキシン定性 184点

4 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合^{たん}蛋白2'（PB
P 2'）定性（イムノクロマト法によるもの）
291点

5 クロストリジオイデス・ディフィシルのトキシ
ンB遺伝子検出 450点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす
保険医療機関において実施した場合に算定する

。

D 0 2 4 削除

（基本的検体検査実施料）

D 0 2 5 基本的検体検査実施料（1日につき）

1 入院の日から起算して4週間以内の期間
140点

2 入院の日から起算して4週間を超えた期間
110点

注1 特定機能病院である保険医療機関において、

入院中の患者に対して行った検体検査について算定する。

2 次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。

イ 尿中一般物質定性半定量検査

ロ 尿中特殊物質定性定量検査

ハ 尿沈渣（鏡検法）

ニ 糞便検査（カルプロテクチン（糞便）を除く。）

ホ 穿刺液・採取液検査

ヘ 血液形態・機能検査

ト 出血・凝固検査

チ 造血器腫瘍遺伝子検査

リ 血液化学検査

ヌ 免疫血液学的検査

ＡＢＯ血液型及びRh（D）血液型

ル 感染症免疫学的検査

梅毒血清反応（STS）定性、抗ストレプトリジンO（ASO）定性、抗ストレプトリジンO（ASO）半定量、抗ストレプトリジンO（ASO）定量、トキソプラズマ抗体定性、トキソプラズマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定性、梅毒血清反応（STS）半定量、梅毒血清反応（STS）定量、梅毒トレポネーマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定量及びHIV-1抗体

ヲ 肝炎ウイルス関連検査

HBs抗原定性・半定量、HBs抗体定性、HBs抗体半定量、HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体定性・定量、HCV抗体・HCVコア蛋白同時検出定性、HCV構造蛋白

入院中の患者に対して行った検体検査について算定する。

2 次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。

イ 尿中一般物質定性半定量検査

ロ 尿中特殊物質定性定量検査

ハ 尿沈渣（鏡検法）

ニ 糞便検査（カルプロテクチン（糞便）を除く。）

ホ 穿刺液・採取液検査

ヘ 血液形態・機能検査

ト 出血・凝固検査

チ 造血器腫瘍遺伝子検査

リ 血液化学検査

ヌ 免疫血液学的検査

ＡＢＯ血液型及びRh（D）血液型

ル 感染症免疫学的検査

梅毒血清反応（STS）定性、抗ストレプトリジンO（ASO）定性、抗ストレプトリジンO（ASO）半定量、抗ストレプトリジンO（ASO）定量、トキソプラズマ抗体定性、トキソプラズマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定性、梅毒血清反応（STS）半定量、梅毒血清反応（STS）定量、梅毒トレポネーマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定量及びHIV-1抗体

ヲ 肝炎ウイルス関連検査

HBs抗原定性・半定量、HBs抗体定性、HBs抗体半定量、HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体定性・定量、HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性及びHCV構造蛋白

及び非構造蛋白抗体定性並びにH C V構造蛋白及び非構造蛋白抗体半定量

ワ 自己抗体検査

寒冷凝集反応及びリウマトイド因子（R F）定量

カ 血漿蛋白免疫学的検査

C反応性蛋白（C R P）定性、C反応性蛋白（C R P）、血清補体価（C H₅₀）及び免疫グロブリン

ヨ 微生物学的検査

3 療養病棟、結核病棟又は精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するH I V感染者療養環境特別加算、特定感染症患者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算又は同部第3節に規定する特定入院料を算定している患者については適用しない。

第2款 検体検査判断料

区分

D 0 2 6 検体検査判断料

1	尿・糞便等検査判断料	34点
2	遺伝子関連・染色体検査判断料	100点
3	血液学的検査判断料	125点
4	生化学的検査Ⅱ判断料	144点
5	生化学的検査Ⅲ判断料	144点
6	免疫学的検査判断料	144点
7	微生物学的検査判断料	150点

注1 検体検査判断料は該当する検体検査の種類又は回数にかかわらずそれぞれ月1回に限り算定できるものとする。ただし、区分番号D 0 2 7に掲げる基本的検体検査判断料を算定する患者については、尿・糞便等検査判断料、遺伝子関

及び非構造蛋白抗体半定量

ワ 自己抗体検査

寒冷凝集反応及びリウマトイド因子（R F）定量

カ 血漿蛋白免疫学的検査

C反応性蛋白（C R P）定性、C反応性蛋白（C R P）、血清補体価（C H₅₀）及び免疫グロブリン

ヨ 微生物学的検査

3 療養病棟、結核病棟又は精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するH I V感染者療養環境特別加算、特定感染症患者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算又は同部第3節に規定する特定入院料を算定している患者については適用しない。

第2款 検体検査判断料

区分

D 0 2 6 検体検査判断料

1	尿・糞便等検査判断料	34点
2	遺伝子関連・染色体検査判断料	100点
3	血液学的検査判断料	125点
4	生化学的検査Ⅱ判断料	144点
5	生化学的検査Ⅲ判断料	144点
6	免疫学的検査判断料	144点
7	微生物学的検査判断料	150点

注1 検体検査判断料は該当する検体検査の種類又は回数にかかわらずそれぞれ月1回に限り算定できるものとする。ただし、区分番号D 0 2 7に掲げる基本的検体検査判断料を算定する患者については、尿・糞便等検査判断料、遺伝子関

連・染色体検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(Ⅰ)判断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検査判断料は別に算定しない。

2 注1の規定にかかわらず、区分番号D000に掲げる尿中一般物質定性半定量検査の所定点数を算定した場合にあっては、当該検査については尿・糞便等検査判断料は算定しない。

3 区分番号D004-2の1、区分番号D006-2からD006-9まで、区分番号D006-11からD006-20まで及び区分番号D006-22からD006-31までに掲げる検査は、遺伝子関連・染色体検査判断料により算定するものとし、尿・糞便等検査判断料又は血液学的検査判断料は算定しない。

4 検体検査管理に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者（検体検査管理加算Ⅱ、検体検査管理加算Ⅲ及び検体検査管理加算Ⅳ）については入院中の患者に限る。）1人につき月1回に限り、次に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、いずれかの検体検査管理加算を算定した場合には、同一月において他の検体検査管理加算は、算定しない。

イ 検体検査管理加算(Ⅰ)	40点
ロ 検体検査管理加算(Ⅱ)	100点
ハ 検体検査管理加算(Ⅲ)	330点
ニ 検体検査管理加算(Ⅳ)	550点

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保

連・染色体検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(Ⅰ)判断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検査判断料は別に算定しない。

2 注1の規定にかかわらず、区分番号D000に掲げる尿中一般物質定性半定量検査の所定点数を算定した場合にあっては、当該検査については尿・糞便等検査判断料は算定しない。

3 区分番号D004-2の1、区分番号D006-2からD006-9まで、区分番号D006-11からD006-20まで及び区分番号D006-22からD006-30までに掲げる検査は、遺伝子関連・染色体検査判断料により算定するものとし、尿・糞便等検査判断料又は血液学的検査判断料は算定しない。

4 検体検査管理に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者（検体検査管理加算Ⅱ、検体検査管理加算Ⅲ及び検体検査管理加算Ⅳ）については入院中の患者に限る。）1人につき月1回に限り、次に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、いずれかの検体検査管理加算を算定した場合には、同一月において他の検体検査管理加算は、算定しない。

イ 検体検査管理加算(Ⅰ)	40点
ロ 検体検査管理加算(Ⅱ)	100点
ハ 検体検査管理加算(Ⅲ)	300点
ニ 検体検査管理加算(Ⅳ)	500点

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保

険医療機関において、検体検査管理加算Ⅱ、検体検査管理加算Ⅲ又は検体検査管理加算Ⅳを算定した場合は、国際標準検査管理加算として、40点を所定点数に加算する。

(削る)

(削る)

険医療機関において、検体検査管理加算Ⅱ、検体検査管理加算Ⅲ又は検体検査管理加算Ⅳを算定した場合は、国際標準検査管理加算として、40点を所定点数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、難病に関する検査（区分番号D 0 0 6－4に掲げる遺伝学的検査、区分番号D 0 0 6－20に掲げる角膜ジストロフィー遺伝子検査、区分番号D 0 0 6－26に掲げる染色体構造変異解析及び区分番号D 0 0 6－30に掲げる遺伝性網膜ジストロフィー遺伝子検査をいう。以下同じ。）又は遺伝性腫瘍に関する検査（区分番号D 0 0 6－19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査を除く。）を実施し、その結果について患者又はその家族等に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、遺伝カウンセリング加算として、患者1人につき月1回に限り、1,000点を所定点数に加算する。ただし、遠隔連携遺伝カウンセリング（情報通信機器を用いて、他の保険医療機関と連携して行う遺伝カウンセリング（難病に関する検査に係るものに限る。）をいう。）を行う場合は、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行う場合に限り算定する。

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号D 0 0 6－19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査を実施し、その結果について患者又はその家族等に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、遺伝

- 6 区分番号D 0 0 5 の14に掲げる骨髓像を行った場合に、血液疾患に関する専門の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、骨髓像診断加算として、240点を所定点数に加算する。
- 7 区分番号D 0 1 5 の16に掲げる免疫電気泳動法（抗ヒト全血清）、23に掲げる免疫電気泳動法（特異抗血清）又は30に掲げる免疫固定法（抗悪性腫瘍剤に対する特異的抗体を用いた場合）を行った場合に、当該検査に関する専門の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、免疫電気泳動法診断加算として、50点を所定点数に加算する。

D 0 2 7 基本的検体検査判断料 604点

- 注1 特定機能病院である保険医療機関において、尿・糞便等検査、血液学的検査、生化学的検査（Ⅱ）、免疫学的検査又は微生物学的検査の各項に掲げる検体検査を入院中の患者に対して行った場合に、当該検体検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定できるものとする。
- 2 区分番号D 0 2 6 に掲げる検体検査判断料の注4本文及び注5に規定する施設基準に適合しているものとして届出を行った保険医療機関（特定機能病院に限る。）において、検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、同注に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、同注に掲げる点数のうちいずれかの点数を算定した場合に

性腫瘍カウンセリング加算として、患者1人につき月1回に限り、1,000点を所定点数に加算する。

- 8 区分番号D 0 0 5 の14に掲げる骨髓像を行った場合に、血液疾患に関する専門の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、骨髓像診断加算として、240点を所定点数に加算する。
- 9 区分番号D 0 1 5 の17に掲げる免疫電気泳動法（抗ヒト全血清）又は24に掲げる免疫電気泳動法（特異抗血清）を行った場合に、当該検査に関する専門の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、免疫電気泳動法診断加算として、50点を所定点数に加算する。

D 0 2 7 基本的検体検査判断料 604点

- 注1 特定機能病院である保険医療機関において、尿・糞便等検査、血液学的検査、生化学的検査（Ⅱ）、免疫学的検査又は微生物学的検査の各項に掲げる検体検査を入院中の患者に対して行った場合に、当該検体検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定できるものとする。
- 2 区分番号D 0 2 6 に掲げる検体検査判断料の注4本文及び注5に規定する施設基準に適合しているものとして届出を行った保険医療機関（特定機能病院に限る。）において、検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、同注に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、同注に掲げる点数のうちいずれかの点数を算定した場合に

は、同一月において同注に掲げる他の点数は、算定しない。

第2節 削除

第3節 生体検査料

通則

- 1 新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して本節に掲げる検査（次に掲げるものを除く。）を行った場合は、新生児加算又は乳幼児加算として、各区分に掲げる所定点数にそれぞれ所定点数の100分の100又は100分の70に相当する点数を加算する。

イ 呼吸機能検査等判断料

ロ 心臓カテーテル法による諸検査

ハ 心電図検査の注に掲げるもの

ニ 負荷心電図検査の注1に掲げるもの

ホ 呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープ

ヘ 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定

ト 経皮的酸素ガス分圧測定

チ 深部体温計による深部体温測定

リ 前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察

ヌ 脳波検査の注2に掲げるもの

ル 脳波検査判断料

ヲ 神経・筋検査判断料

ワ ラジオアイソトープ検査判断料

カ 内視鏡検査の通則第3号に掲げるもの

コ 超音波内視鏡検査を実施した場合の加算

タ 内視鏡用テレスコープを用いた咽頭画像等解析（インフルエンザの診断の補助に用いるもの）

レ 肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、^{すい}膵臓カテーテル法

は、同一月において同注に掲げる他の点数は、算定しない。

第2節 削除

第3節 生体検査料

通則

- 1 新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して本節に掲げる検査（次に掲げるものを除く。）を行った場合は、新生児加算又は乳幼児加算として、各区分に掲げる所定点数にそれぞれ所定点数の100分の100又は100分の70に相当する点数を加算する。

イ 呼吸機能検査等判断料

ロ 心臓カテーテル法による諸検査

ハ 心電図検査の注に掲げるもの

ニ 負荷心電図検査の注1に掲げるもの

ホ 呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープ

ヘ 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定

ト 経皮的酸素ガス分圧測定

チ 深部体温計による深部体温測定

リ 前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察

ヌ 脳波検査の注2に掲げるもの

ル 脳波検査判断料

ヲ 神経・筋検査判断料

ワ ラジオアイソトープ検査判断料

カ 内視鏡検査の通則第3号に掲げるもの

コ 超音波内視鏡検査を実施した場合の加算

タ 内視鏡用テレスコープを用いた咽頭画像等解析（インフルエンザの診断の補助に用いるもの）

レ 肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、^{すい}膵臓カテーテル法

2 3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号D200からD242までに掲げる検査（次に掲げるものを除く。）、区分番号D306に掲げる食道ファイバースコープ、区分番号D308に掲げる胃・十二指腸ファイバースコープ、区分番号D310に掲げる小腸内視鏡検査、区分番号D312に掲げる直腸ファイバースコープ、区分番号D313に掲げる大腸内視鏡検査、区分番号D317に掲げる膀胱尿道ファイバースコープ又は区分番号D325に掲げる肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、^{すい}膵臓カテーテル法を行った場合は、幼児加算として、各区分に掲げる所定点数に所定点数の100分の40に相当する点数を加算する。

イ 呼吸機能検査等判断料

ロ 心臓カテーテル法による諸検査

ハ 心電図検査の注に掲げるもの

ニ 負荷心電図検査の注1に掲げるもの

ホ 呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープ

ヘ 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定

ト 経皮的酸素ガス分圧測定

チ 深部体温計による深部体温測定

リ 前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢^{しょう}循環不全状態観察

ヌ 脳波検査の注2に掲げるもの

ル 脳波検査判断料

ヲ 神経・筋検査判断料

区分

（呼吸循環機能検査等）

通則

1 区分番号D200からD204までに掲げる呼吸機能検査等については、各所定点数及び区分番号D205に掲げる呼吸機能検査等判断料の所定点数を合算した点数により算定し

2 3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号D200からD242までに掲げる検査（次に掲げるものを除く。）、区分番号D306に掲げる食道ファイバースコープ、区分番号D308に掲げる胃・十二指腸ファイバースコープ、区分番号D310に掲げる小腸内視鏡検査、区分番号D312に掲げる直腸ファイバースコープ、区分番号D313に掲げる大腸内視鏡検査、区分番号D317に掲げる膀胱尿道ファイバースコープ又は区分番号D325に掲げる肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、^{すい}膵臓カテーテル法を行った場合は、幼児加算として、各区分に掲げる所定点数に所定点数の100分の40に相当する点数を加算する。

イ 呼吸機能検査等判断料

ロ 心臓カテーテル法による諸検査

ハ 心電図検査の注に掲げるもの

ニ 負荷心電図検査の注1に掲げるもの

ホ 呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープ

ヘ 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定

ト 経皮的酸素ガス分圧測定

チ 深部体温計による深部体温測定

リ 前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢^{しょう}循環不全状態観察

ヌ 脳波検査の注2に掲げるもの

ル 脳波検査判断料

ヲ 神経・筋検査判断料

区分

（呼吸循環機能検査等）

通則

1 区分番号D200からD204までに掲げる呼吸機能検査等については、各所定点数及び区分番号D205に掲げる呼吸機能検査等判断料の所定点数を合算した点数により算定し

、区分番号D 2 0 6からD 2 1 4－2までに掲げる呼吸循環機能検査等については、特に規定する場合を除き、同一の患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

2 使用したガスの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に加算する。

D 2 0 0 スパイログラフィー等検査

- 1 肺気量分画測定（安静換気量測定及び最大換気量測定を含む。） 90点
- 2 フローボリュームカーブ（強制呼出曲線を含む。） 100点
- 3 機能的残気量測定 140点
- 4 呼気ガス分析 145点
- 5 左右別肺機能検査 1,010点

D 2 0 1 換気力学的検査

- 1 呼吸抵抗測定
 - イ 広域周波オシレーション法を用いた場合 150点
 - ロ その他の場合 60点
- 2 コンプライアンス測定、気道抵抗測定、肺粘性抵抗測定、1回呼吸法による吸気分布検査 135点

D 2 0 2 肺内ガス分布

- 1 指標ガス洗い出し検査 135点
- 2 クロージングボリューム測定 135点

D 2 0 3 肺胞機能検査

- 1 肺拡散能力検査 180点
- 2 死腔量測定、肺内シャント検査 135点

D 2 0 4 基礎代謝測定 85点

D 2 0 5 呼吸機能検査等判断料 140点

、区分番号D 2 0 6からD 2 1 4－2までに掲げる呼吸循環機能検査等については、特に規定する場合を除き、同一の患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

2 使用したガスの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に加算する。

D 2 0 0 スパイログラフィー等検査

- 1 肺気量分画測定（安静換気量測定及び最大換気量測定を含む。） 90点
- 2 フローボリュームカーブ（強制呼出曲線を含む。） 100点
- 3 機能的残気量測定 140点
- 4 呼気ガス分析 100点
- 5 左右別肺機能検査 1,010点

D 2 0 1 換気力学的検査

- 1 呼吸抵抗測定
 - イ 広域周波オシレーション法を用いた場合 150点
 - ロ その他の場合 60点
- 2 コンプライアンス測定、気道抵抗測定、肺粘性抵抗測定、1回呼吸法による吸気分布検査 135点

D 2 0 2 肺内ガス分布

- 1 指標ガス洗い出し検査 135点
- 2 クロージングボリューム測定 135点

D 2 0 3 肺胞機能検査

- 1 肺拡散能力検査 180点
- 2 死腔量測定、肺内シャント検査 135点

D 2 0 4 基礎代謝測定 85点

D 2 0 5 呼吸機能検査等判断料 140点

注 呼吸機能検査等の種類又は回数にかかわらず、
月1回に限り算定するものとする。

D206 心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）

1 右心カテーテル	3,600点
2 左心カテーテル	4,000点

注1 新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して当該検査を行った場合は、新生児加算又は乳幼児加算として、1については10,800点又は3,600点を、2については12,000点又は4,000点を、それぞれ所定点数に加算する。

2 当該検査に当たって、卵円孔又は欠損孔を通しての左心カテーテル検査、経中隔左心カテーテル検査（ブロッケンブロー）、伝導機能検査、ヒス束心電図、診断ペーシング、期外（早期）刺激法による測定・誘発試験、冠^{れん}攣縮誘発薬物負荷試験、冠動脈造影又はガイドワイヤを用いた冠微小循環の評価を行った場合は、卵円孔・欠損孔加算、ブロッケンブロー加算、伝導機能検査加算、ヒス束心電図加算、診断ペーシング加算、期外刺激法加算、冠^{れん}攣縮誘発薬物負荷試験加算、冠動脈造影加算又は冠微小循環評価加算として、それぞれ800点、2,000点、400点、400点、800点、800点、1,400点又は150点を加算する。

3 血管内超音波検査、血管内光断層撮影又は血管内近赤外線分光法検査を実施した場合は、血管内超音波検査加算、血管内光断層撮影加算又は血管内近赤外線分光法検査加算として、400点を所定点数に加算する。

4 冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合は

注 呼吸機能検査等の種類又は回数にかかわらず、
月1回に限り算定するものとする。

D206 心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）

1 右心カテーテル	3,600点
2 左心カテーテル	4,000点

注1 新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して当該検査を行った場合は、新生児加算又は乳幼児加算として、1については10,800点又は3,600点を、2については12,000点又は4,000点を、それぞれ所定点数に加算する。

2 当該検査に当たって、卵円孔又は欠損孔を通しての左心カテーテル検査、経中隔左心カテーテル検査（ブロッケンブロー）、伝導機能検査、ヒス束心電図、診断ペーシング、期外（早期）刺激法による測定・誘発試験、冠^{れん}攣縮誘発薬物負荷試験又は冠動脈造影を行った場合は、卵円孔・欠損孔加算、ブロッケンブロー加算、伝導機能検査加算、ヒス束心電図加算、診断ペーシング加算、期外刺激法加算、冠^{れん}攣縮誘発薬物負荷試験加算又は冠動脈造影加算として、それぞれ800点、2,000点、400点、400点、400点、800点、800点又は1,400点を加算する。

3 血管内超音波検査又は血管内光断層撮影を実施した場合は、血管内超音波検査加算又は血管内光断層撮影加算として、400点を所定点数に加算する。

4 冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合は

、冠動脈血流予備能測定検査加算として、600点を所定点数に加算する。

- 5 循環動態解析装置を用いて冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合は、冠動脈血流予備能測定検査加算（循環動態解析装置）として、7、200点を所定点数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、血管内視鏡検査を実施した場合は、血管内視鏡検査加算として、400点を所定点数に加算する。
- 7 同一月中に血管内超音波検査、血管内光断層撮影、血管内近赤外線分光法検査、冠動脈血流予備能測定検査及び血管内視鏡検査のうち、2以上の検査を行った場合には、主たる検査の点数を算定する。
- 8 カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。
- 9 エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号E 4 0 0に掲げるフィルムの所定点数により算定する。
- 10 心腔内超音波検査を実施した場合は、心腔内超音波検査加算として、400点を所定点数に加算する。

D 2 0 7 体流量等測定

- 1 体流量測定、細胞外液量測定 60点
- 2 血流量測定、皮膚灌流^{かんりゅう}圧測定、皮弁^{ひべん}血流検査、

、冠動脈血流予備能測定検査加算として、600点を所定点数に加算する。

- 5 循環動態解析装置を用いて冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合は、冠動脈血流予備能測定検査加算（循環動態解析装置）として、7、200点を所定点数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、血管内視鏡検査を実施した場合は、血管内視鏡検査加算として、400点を所定点数に加算する。
- 7 同一月中に血管内超音波検査、血管内光断層撮影、冠動脈血流予備能測定検査及び血管内視鏡検査のうち、2以上の検査を行った場合には、主たる検査の点数を算定する。
- 8 カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。
- 9 エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号E 4 0 0に掲げるフィルムの所定点数により算定する。
- 10 心腔内超音波検査を実施した場合は、心腔内超音波検査加算として、400点を所定点数に加算する。

D 2 0 7 体流量等測定

- 1 体流量測定、細胞外液量測定 60点
- 2 血流量測定、皮膚灌流^{かんりゅう}圧測定、皮弁^{ひべん}血流検査、

	循環血流量測定（色素希釈法によるもの）、電子授受式発消色性インジケータ使用皮膚表面温度測定	100点
3	心拍出量測定、循環時間測定、循環血液量測定（色素希釈法以外によるもの）、脳循環測定（色素希釈法によるもの）	150点
注1	心拍出量測定に際してカテーテルを挿入した場合は、心拍出量測定加算として、開始日に限り1,300点を所定点数に加算する。この場合において、挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
2	カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。	
4	血管内皮機能検査（一連につき）	200点
5	脳循環測定（笑気法によるもの）	1,350点
D208	心電図検査	
1	四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導	130点
2	ベクトル心電図、体表ヒス束心電図	150点
3	携帯型発作時心電図記憶伝達装置使用心電図検査	150点
4	加算平均心電図による心室遅延電位測定	200点
5	その他（6誘導以上）	90点
注	当該保険医療機関以外の医療機関で描写した心電図について診断を行った場合は、1回につき70点とする。	
D209	負荷心電図検査	
1	四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導	380点
2	その他（6誘導以上）	190点

	循環血流量測定（色素希釈法によるもの）、電子授受式発消色性インジケータ使用皮膚表面温度測定	100点
3	心拍出量測定、循環時間測定、循環血液量測定（色素希釈法以外によるもの）、脳循環測定（色素希釈法によるもの）	150点
注1	心拍出量測定に際してカテーテルを挿入した場合は、心拍出量測定加算として、開始日に限り1,300点を所定点数に加算する。この場合において、挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
2	カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。	
4	血管内皮機能検査（一連につき）	200点
5	脳循環測定（笑気法によるもの）	1,350点
D208	心電図検査	
1	四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導	130点
2	ベクトル心電図、体表ヒス束心電図	150点
3	携帯型発作時心電図記憶伝達装置使用心電図検査	150点
4	加算平均心電図による心室遅延電位測定	200点
5	その他（6誘導以上）	90点
注	当該保険医療機関以外の医療機関で描写した心電図について診断を行った場合は、1回につき70点とする。	
D209	負荷心電図検査	
1	四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導	380点
2	その他（6誘導以上）	190点

	注1	当該保険医療機関以外の医療機関で描写した負荷心電図について診断を行った場合は、1回につき70点とする。	
	2	区分番号D208に掲げる心電図検査であって、同一の患者につき、負荷心電図検査と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D210	ホルター型心電図検査		
	1	30分又はその端数を増すごとに	90点
	2	8時間以上の場合	1,730点
	注1	解析に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。	
	2	7日間以上実施した場合は、長時間心電図加算として、320点を所定点数に加算する。	
D210-2	体表面心電図、心外膜興奮伝播図		1,500点
D210-3	植込型心電図検査		90点
	注1	別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
	2	30分又はその端数を増すごとに算定する。	
	3	解析に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D210-4	T波オルタナンス検査		1,100点
D211	トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査		1,600点
	注1	負荷の回数又は種類にかかわらず所定点数により算定する。	
	2	区分番号D200に掲げるスパイログラフイー等検査又は区分番号D208に掲げる心電図検査であって、同一の患者につき当該検査と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含ま	

	注1	当該保険医療機関以外の医療機関で描写した負荷心電図について診断を行った場合は、1回につき70点とする。	
	2	区分番号D208に掲げる心電図検査であって、同一の患者につき、負荷心電図検査と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D210	ホルター型心電図検査		
	1	30分又はその端数を増すごとに	90点
	2	8時間を超えた場合	1,750点
	注	解析に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。 (新設)	
D210-2	体表面心電図、心外膜興奮伝播図		1,500点
D210-3	植込型心電図検査		90点
	注1	別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
	2	30分又はその端数を増すごとに算定する。	
	3	解析に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D210-4	T波オルタナンス検査		1,100点
D211	トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査		1,600点
	注1	負荷の回数又は種類にかかわらず所定点数により算定する。	
	2	区分番号D200に掲げるスパイログラフイー等検査又は区分番号D208に掲げる心電図検査であって、同一の患者につき当該検査と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含ま	

れるものとする。

- 3 運動療法における運動処方^{せん}の作成、心・肺疾患の病態や重症度の判定、治療方針の決定又は治療効果の判定を目的として連続呼気ガス分析を行った場合には、連続呼気ガス分析加算として、520点を所定点数に加算する。

D 2 1 1 - 2 喘息運動負荷試験^{ぜん} 800点

注 喘息の気道反応性の評価^{ぜん}、治療方針の決定等を目的として行った場合に算定する。

D 2 1 1 - 3 時間内歩行試験 200点

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

- 2 区分番号D 2 0 0に掲げるスパイログラフイー等検査及び区分番号D 2 2 0からD 2 2 3 - 2までに掲げる諸監視であって、時間内歩行試験と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。

D 2 1 1 - 4 シャトルウォーキングテスト 200点

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

- 2 区分番号D 2 0 0に掲げるスパイログラフイー等検査及び区分番号D 2 2 0からD 2 2 3 - 2までに掲げる諸監視であって、シャトルウォーキングテストと同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。

D 2 1 2 リアルタイム解析型心電図 600点

D 2 1 2 - 2 携帯型発作時心電図記録計使用心電図検査

れるものとする。

- 3 運動療法における運動処方^{せん}の作成、心・肺疾患の病態や重症度の判定、治療方針の決定又は治療効果の判定を目的として連続呼気ガス分析を行った場合には、連続呼気ガス分析加算として、520点を所定点数に加算する。

D 2 1 1 - 2 喘息運動負荷試験^{ぜん} 800点

注 喘息の気道反応性の評価^{ぜん}、治療方針の決定等を目的として行った場合に算定する。

D 2 1 1 - 3 時間内歩行試験 200点

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

- 2 区分番号D 2 0 0に掲げるスパイログラフイー等検査及び区分番号D 2 2 0からD 2 2 3 - 2までに掲げる諸監視であって、時間内歩行試験と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。

D 2 1 1 - 4 シャトルウォーキングテスト 200点

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

- 2 区分番号D 2 0 0に掲げるスパイログラフイー等検査及び区分番号D 2 2 0からD 2 2 3 - 2までに掲げる諸監視であって、シャトルウォーキングテストと同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。

D 2 1 2 リアルタイム解析型心電図 600点

D 2 1 2 - 2 携帯型発作時心電図記録計使用心電図検査

	500点
D 2 1 3 心音図検査	150点
D 2 1 4 脈波図、心機図、ポリグラフ検査	
1 1 検査	60点
2 2 検査	80点
3 3 又は 4 検査	130点
4 5 又は 6 検査	180点
5 7 検査以上	220点
6 血管伸展性検査	100点
注 1 数種目を行った場合でも同時に記録を行った 最高検査数により算定する。	
2 脈波図、心機図又はポリグラフ検査の一部と して記録した心電図は、検査数に数えない。	
3 検査の実施ごとに 1 から 6 までに掲げる所定 点数を算定する。	
D 2 1 4－2 エレクトロキモグラフ (超音波検査等)	260点
通則	
区分番号 D 2 1 5 (3 のニの場合を除く。) 及び D 2 1 6 に 掲げる超音波検査等について、同一患者につき同一月において 同一検査を 2 回以上実施した場合における 2 回目以降の当該検 査の費用は、所定点数の 100 分の 90 に相当する点数により算定 する。	
D 2 1 5 超音波検査 (記録に要する費用を含む。)	
1 A モード法	150点
2 断層撮影法 (心臓超音波検査を除く。)	
イ 訪問診療時に行った場合	400点
注 訪問診療時に行った場合は、月 1 回に限り 算定する。	
ロ その他の場合	
(i) 胸腹部	530点

	500点
D 2 1 3 心音図検査	150点
D 2 1 4 脈波図、心機図、ポリグラフ検査	
1 1 検査	60点
2 2 検査	80点
3 3 又は 4 検査	130点
4 5 又は 6 検査	180点
5 7 検査以上	220点
6 血管伸展性検査	100点
注 1 数種目を行った場合でも同時に記録を行った 最高検査数により算定する。	
2 脈波図、心機図又はポリグラフ検査の一部と して記録した心電図は、検査数に数えない。	
3 検査の実施ごとに 1 から 6 までに掲げる所定 点数を算定する。	
D 2 1 4－2 エレクトロキモグラフ (超音波検査等)	260点
通則	
区分番号 D 2 1 5 (3 のニの場合を除く。) 及び D 2 1 6 に 掲げる超音波検査等について、同一患者につき同一月において 同一検査を 2 回以上実施した場合における 2 回目以降の当該検 査の費用は、所定点数の 100 分の 90 に相当する点数により算定 する。	
D 2 1 5 超音波検査 (記録に要する費用を含む。)	
1 A モード法	150点
2 断層撮影法 (心臓超音波検査を除く。)	
イ 訪問診療時に行った場合	400点
注 訪問診療時に行った場合は、月 1 回に限り 算定する。	
ロ その他の場合	
(i) 胸腹部	530点

(2) 下肢血管	450点
(3) その他（頭頸部、四肢、体表、末梢血管等）	350点
3 心臓超音波検査	
イ 経胸壁心エコー法	880点
ロ Mモード法	500点
ハ 経食道心エコー法	1,800点
ニ 胎児心エコー法	300点
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、月1回に限り算定する。	
2 当該検査に伴って診断を行った場合は、胎児心エコー法診断加算として、 <u>1,200点</u> を所定点数に加算する。	
ホ 負荷心エコー法	2,010点
4 ドプラ法（1日につき）	
イ 胎児心音観察、末梢血管血行動態検査	20点
ロ 脳動脈血流速度連続測定	150点
ハ 脳動脈血流速度マッピング法	400点
5 血管内超音波法	4,290点
注1 2又は3について、造影剤を使用した場合は、造影剤使用加算として、180点を所定点数に加算する。この場合において、造影剤注入手技料及び麻酔料（区分番号L008に掲げる <u>声門上器具又は気管挿管</u> による <u>気道確保</u> を伴う閉鎖循環式全身麻酔に係るものを除く。）は、加算点数に含まれるものとする。	
2 2について、パルスドプラ法を行った場合は、パルスドプラ法加算として、150点を所定点	

(2) 下肢血管	450点
(3) その他（頭頸部、四肢、体表、末梢血管等）	350点
3 心臓超音波検査	
イ 経胸壁心エコー法	880点
ロ Mモード法	500点
ハ 経食道心エコー法	1,500点
ニ 胎児心エコー法	300点
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、月1回に限り算定する。	
2 当該検査に伴って診断を行った場合は、胎児心エコー法診断加算として、 <u>1,000点</u> を所定点数に加算する。	
ホ 負荷心エコー法	2,010点
4 ドプラ法（1日につき）	
イ 胎児心音観察、末梢血管血行動態検査	20点
ロ 脳動脈血流速度連続測定	150点
ハ 脳動脈血流速度マッピング法	400点
5 血管内超音波法	4,290点
注1 2又は3について、造影剤を使用した場合は、造影剤使用加算として、180点を所定点数に加算する。この場合において、造影剤注入手技料及び麻酔料（区分番号L008に掲げる <u>マスク又は気管内挿管</u> による閉鎖循環式全身麻酔に係るものを除く。）は、加算点数に含まれるものとする。	
2 2について、パルスドプラ法を行った場合は、パルスドプラ法加算として、150点を所定点	

数に加算する。

- 3 心臓超音波検査に伴って同時に記録した心電図、心音図、脈波図及び心機図の検査の費用は、所定点数に含まれるものとする。
- 4 ドプラ法について、ロ及びハを併せて行った場合は、主たるものの所定点数のみにより算定する。
- 5 血管内超音波法について、呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープ、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、所定点数に含まれるものとする。
- 6 血管内超音波法と同一月中に行った血管内視鏡検査は所定点数に含まれるものとする。
- 7 4のロについて、微小栓子シグナル（HITS/ME S）の検出を行った場合は、微小栓子シグナル加算として、150点を所定点数に加算する。

D 2 1 5 - 2 肝硬度測定 200点

D 2 1 5 - 3 超音波エラストグラフィー 200点

注 区分番号D 2 1 5 - 2に掲げる肝硬度測定を算定する患者については、当該検査の費用は別に算定しない。

D 2 1 5 - 4 超音波減衰法検査 200点

注 区分番号D 2 1 5 - 2に掲げる肝硬度測定又は区分番号D 2 1 5 - 3に掲げる超音波エラストグラフィーを算定する患者については、当該検査の費用は別に算定しない。

D 2 1 6 サーモグラフィー検査（記録に要する費用を含む。）
200点

数に加算する。

- 3 心臓超音波検査に伴って同時に記録した心電図、心音図、脈波図及び心機図の検査の費用は、所定点数に含まれるものとする。
- 4 ドプラ法について、ロ及びハを併せて行った場合は、主たるものの所定点数のみにより算定する。
- 5 血管内超音波法について、呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープ、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、所定点数に含まれるものとする。
- 6 血管内超音波法と同一月中に行った血管内視鏡検査は所定点数に含まれるものとする。
- 7 4のロについて、微小栓子シグナル（HITS/ME S）の検出を行った場合は、微小栓子シグナル加算として、150点を所定点数に加算する。

D 2 1 5 - 2 肝硬度測定 200点

D 2 1 5 - 3 超音波エラストグラフィー 200点

注 区分番号D 2 1 5 - 2に掲げる肝硬度測定を算定する患者については、当該検査の費用は別に算定しない。

D 2 1 5 - 4 超音波減衰法検査 200点

注 区分番号D 2 1 5 - 2に掲げる肝硬度測定又は区分番号D 2 1 5 - 3に掲げる超音波エラストグラフィーを算定する患者については、当該検査の費用は別に算定しない。

D 2 1 6 サーモグラフィー検査（記録に要する費用を含む。）
200点

注 負荷検査を行った場合は、負荷検査加算として、負荷の種類又は回数にかかわらず100点を所定点数に加算する。	
D 2 1 6 - 2	残尿測定検査
1	超音波検査によるもの 55点
2	導尿によるもの 45点
注 残尿測定検査は、患者1人につき月2回に限り算定する。	
D 2 1 6 - 3	蛍光リンパ管・リンパ節造影 500点
D 2 1 7	骨塩定量検査
1	DEXA法による腰椎撮影 360点
注 同一日にDEXA法により大腿骨 ^{たい} 撮影を行った場合には、大腿骨同時撮影加算として、90点を所定点数に加算する。	
2	REMS法（腰椎） 140点
注 同一日にREMS法により大腿骨 ^{たい} の骨塩定量検査を行った場合には、大腿骨同時検査加算として、55点を所定点数に加算する。	
3	MD法、SEX A法等 140点
4	超音波法 80点
注 検査の種類にかかわらず、患者1人につき1年 ^{しやう} に1回に限り算定する。ただし、骨粗鬆症の治療を開始した日から起算して1年以内の場合には、患者1人につき4月に1回に限り算定する。	
（監視装置による諸検査）	
D 2 1 8	分娩 ^{べん} 監視装置による諸検査
1	1時間以内の場合 510点
2	1時間を超え1時間30分以内の場合 700点
3	1時間30分を超えた場合 890点
D 2 1 9	ノンストレステスト（一連につき） 210点
D 2 2 0	呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコ

注 負荷検査を行った場合は、負荷検査加算として、負荷の種類又は回数にかかわらず100点を所定点数に加算する。	
D 2 1 6 - 2	残尿測定検査
1	超音波検査によるもの 55点
2	導尿によるもの 45点
注 残尿測定検査は、患者1人につき月2回に限り算定する。	
（新設）	
D 2 1 7	骨塩定量検査
1	DEXA法による腰椎撮影 360点
注 同一日にDEXA法により大腿骨 ^{たい} 撮影を行った場合には、大腿骨同時撮影加算として、90点を所定点数に加算する。	
2	REMS法（腰椎） 140点
注 同一日にREMS法により大腿骨 ^{たい} の骨塩定量検査を行った場合には、大腿骨同時検査加算として、55点を所定点数に加算する。	
3	MD法、SEX A法等 140点
4	超音波法 80点
注 検査の種類にかかわらず、患者1人につき4月に1回に限り算定する。	
（監視装置による諸検査）	
D 2 1 8	分娩 ^{べん} 監視装置による諸検査
1	1時間以内の場合 510点
2	1時間を超え1時間30分以内の場合 700点
3	1時間30分を超えた場合 890点
D 2 1 9	ノンストレステスト（一連につき） 210点
D 2 2 0	呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコ

ープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープ

1	1時間以内又は1時間につき	50点
2	3時間を超えた場合（1日につき）	
イ	7日以内の場合	150点
ロ	7日を超え14日以内の場合	130点
ハ	14日を超えた場合	50点

注1 心電曲線及び心拍数のいずれも観察した場合に算定する。

2 呼吸曲線を同時に観察した場合の費用は、所定点数に含まれるものとする。

3 人工呼吸と同時に行った呼吸心拍監視の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。

4 同一の患者につき、区分番号L008に掲げる声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔と同一日に行われた場合における当該検査の費用は、当該麻酔の費用に含まれる。

D221 削除

D221-2 筋肉コンパートメント内圧測定 620点

注 筋肉コンパートメント内圧測定は骨折、外傷性の筋肉内出血、長時間の圧迫又は動脈損傷等により、臨床的に疼痛、皮膚蒼白、脈拍消失、感覚異常及び麻痺を認める等、急性のコンパートメント症候群が疑われる患者に対して、同一部位の診断を行う場合に、測定の回数にかかわらず1回のみ算定する。

D222 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定

1	1時間以内又は1時間につき	100点
2	5時間を超えた場合（1日につき）	630点

D222-2 経皮的酸素ガス分圧測定（1日につき） 100点

ープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープ

1	1時間以内又は1時間につき	50点
2	3時間を超えた場合（1日につき）	
イ	7日以内の場合	150点
ロ	7日を超え14日以内の場合	130点
ハ	14日を超えた場合	50点

注1 心電曲線及び心拍数のいずれも観察した場合に算定する。

2 呼吸曲線を同時に観察した場合の費用は、所定点数に含まれるものとする。

3 人工呼吸と同時に行った呼吸心拍監視の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。

4 同一の患者につき、区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔と同一日に行われた場合における当該検査の費用は、当該麻酔の費用に含まれる。

D221 削除

D221-2 筋肉コンパートメント内圧測定 620点

注 筋肉コンパートメント内圧測定は骨折、外傷性の筋肉内出血、長時間の圧迫又は動脈損傷等により、臨床的に疼痛、皮膚蒼白、脈拍消失、感覚異常及び麻痺を認める等、急性のコンパートメント症候群が疑われる患者に対して、同一部位の診断を行う場合に、測定の回数にかかわらず1回のみ算定する。

D222 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定

1	1時間以内又は1時間につき	100点
2	5時間を超えた場合（1日につき）	630点

D222-2 経皮的酸素ガス分圧測定（1日につき） 100点

D 2 2 3	経皮的動脈血酸素飽和度測定（１日につき）	35点
	注 人工呼吸と同時に行った経皮的動脈血酸素飽和度測定は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。	
D 2 2 3－2	終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定（一連につき）	100点
D 2 2 4	終末呼気炭酸ガス濃度測定（１日につき）	100点
D 2 2 5	観血的動脈圧測定（カテーテルの挿入に要する費用及びエックス線透視の費用を含む。）	
1	１時間以内の場合	130点
2	１時間を超えた場合（１日につき）	260点
	注 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。	
D 2 2 5－2	非観血的連続血圧測定（１日につき）	100点
	注 人工呼吸と同時に行った非観血的連続血圧測定は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。	
D 2 2 5－3	24時間自由行動下血圧測定	200点
D 2 2 5－4	ヘッドアップティルト試験	1,030点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
D 2 2 6	中心静脈圧測定（１日につき）	
1	４回以下の場合	120点
2	５回以上の場合	240点
	注 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。	
D 2 2 7	頭蓋内圧持続測定	
1	１時間以内又は１時間につき	200点
2	３時間を超えた場合（１日につき）	<u>960点</u>
D 2 2 8	深部体温計による深部体温測定（１日につき）	

D 2 2 3	経皮的動脈血酸素飽和度測定（１日につき）	35点
	注 人工呼吸と同時に行った経皮的動脈血酸素飽和度測定は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。	
D 2 2 3－2	終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定（一連につき）	100点
D 2 2 4	終末呼気炭酸ガス濃度測定（１日につき）	100点
D 2 2 5	観血的動脈圧測定（カテーテルの挿入に要する費用及びエックス線透視の費用を含む。）	
1	１時間以内の場合	130点
2	１時間を超えた場合（１日につき）	260点
	注 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。	
D 2 2 5－2	非観血的連続血圧測定（１日につき）	100点
	注 人工呼吸と同時に行った非観血的連続血圧測定は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。	
D 2 2 5－3	24時間自由行動下血圧測定	200点
D 2 2 5－4	ヘッドアップティルト試験	1,030点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
D 2 2 6	中心静脈圧測定（１日につき）	
1	４回以下の場合	120点
2	５回以上の場合	240点
	注 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。	
D 2 2 7	頭蓋内圧持続測定	
1	１時間以内又は１時間につき	200点
2	３時間を超えた場合（１日につき）	<u>800点</u>
D 2 2 8	深部体温計による深部体温測定（１日につき）	

	100点
D 2 2 9 前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察（1日につき）	100点
D 2 3 0 観血的肺動脈圧測定	
1 1時間以内又は1時間につき	180点
2 2時間を超えた場合（1日につき）	570点
注1 バルーン付肺動脈カテーテルを挿入した場合は、バルーン付肺動脈カテーテル挿入加算として、開始日に限り1,300点を所定点数に加算する。この場合において、挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
2 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。	
D 2 3 1 人工臓器検査（一連につき）	5,000点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
D 2 3 1-2 皮下連続式グルコース測定（一連につき）	700点
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
2 注1に規定する届出を行った診療所において行われる場合は、6月に2回に限り算定する。	
D 2 3 2 食道内圧測定検査	936点
D 2 3 3 直腸肛門機能検査	
1 1項目行った場合	800点
2 2項目以上行った場合	1,200点
注 直腸肛門機能検査は、患者1人につき月1回に限り算定する。	

	100点
D 2 2 9 前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察（1日につき）	100点
D 2 3 0 観血的肺動脈圧測定	
1 1時間以内又は1時間につき	180点
2 2時間を超えた場合（1日につき）	570点
注1 バルーン付肺動脈カテーテルを挿入した場合は、バルーン付肺動脈カテーテル挿入加算として、開始日に限り1,300点を所定点数に加算する。この場合において、挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
2 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。	
D 2 3 1 人工臓器検査（一連につき）	5,000点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
D 2 3 1-2 皮下連続式グルコース測定（一連につき）	700点
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
2 注1に規定する届出を行った診療所において行われる場合は、6月に2回に限り算定する。	
D 2 3 2 食道内圧測定検査	780点
D 2 3 3 直腸肛門機能検査	
1 1項目行った場合	800点
2 2項目以上行った場合	1,200点
注 直腸肛門機能検査は、患者1人につき月1回に限り算定する。	

D 2 3 4 胃・食道内24時間pH測定 3,000点
(脳波検査等)

通則

区分番号D 2 3 5からD 2 3 7－3までに掲げる脳波検査等については、各所定点数及び区分番号D 2 3 8に掲げる脳波検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。

D 2 3 5 脳波検査（過呼吸、光及び音刺激による負荷検査を含む。） 720点

注 1 検査に当たって睡眠賦活検査又は薬物賦活検査を行った場合は、賦活検査加算として、これらの検査の別にかかわらず250点を所定点数に加算する。

2 当該保険医療機関以外の医療機関で描写した脳波について診断を行った場合は、1回につき70点とする。

D 2 3 5－2 長期継続頭蓋内脳波検査（1日につき） 500点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

D 2 3 5－3 長期脳波ビデオ同時記録検査（1日につき）

1 長期脳波ビデオ同時記録検査 1 3,500点

2 長期脳波ビデオ同時記録検査 2 900点

注 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

D 2 3 6 脳誘発電位検査（脳波検査を含む。）

1 体性感覚誘発電位 850点

2 視覚誘発電位 850点

3 聴性誘発反応検査、脳波聴力検査、脳幹反応聴力検査、中間潜時反応聴力検査 850点

D 2 3 4 胃・食道内24時間pH測定 3,000点
(脳波検査等)

通則

区分番号D 2 3 5からD 2 3 7－3までに掲げる脳波検査等については、各所定点数及び区分番号D 2 3 8に掲げる脳波検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。

D 2 3 5 脳波検査（過呼吸、光及び音刺激による負荷検査を含む。） 720点

注 1 検査に当たって睡眠賦活検査又は薬物賦活検査を行った場合は、賦活検査加算として、これらの検査の別にかかわらず250点を所定点数に加算する。

2 当該保険医療機関以外の医療機関で描写した脳波について診断を行った場合は、1回につき70点とする。

D 2 3 5－2 長期継続頭蓋内脳波検査（1日につき） 500点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

D 2 3 5－3 長期脳波ビデオ同時記録検査（1日につき）

1 長期脳波ビデオ同時記録検査 1 3,500点

2 長期脳波ビデオ同時記録検査 2 900点

注 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

D 2 3 6 脳誘発電位検査（脳波検査を含む。）

1 体性感覚誘発電位 850点

2 視覚誘発電位 850点

3 聴性誘発反応検査、脳波聴力検査、脳幹反応聴力検査、中間潜時反応聴力検査 850点

	注 2種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。	
	4 聴性定常反応	1,010点
D 2 3 6 - 2	光トポグラフィ	
	1 脳外科手術の術前検査に使用するもの	670点
	2 抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用するもの	
	イ 地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医による場合	400点
	ロ イ以外の場合	200点
注1	2について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
	2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。	
D 2 3 6 - 3	脳磁図	
	1 自発活動を測定するもの	17,100点
	2 その他のもの	5,100点
注1	1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、てんかんの診断を目的として行われる場合に限り算定する。	
	2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	

	注 2種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。	
	4 聴性定常反応	1,010点
D 2 3 6 - 2	光トポグラフィ	
	1 脳外科手術の術前検査に使用するもの	670点
	2 抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用するもの	
	イ 地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医による場合	400点
	ロ イ以外の場合	200点
注1	2について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
	2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。	
D 2 3 6 - 3	脳磁図	
	1 自発活動を測定するもの	17,100点
	2 その他のもの	5,100点
注1	1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、てんかんの診断を目的として行われる場合に限り算定する。	
	2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	

D 2 3 7 終夜睡眠ポリグラフィー

- 1 携帯用装置を使用した場合 720点
- 2 多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合 250点
- 3 1及び2以外の場合
 - イ 安全精度管理下で行うもの 4,760点
 - ロ 保険医療機関内で又は訪問して実施するもの

3,570点

ハ その他のもの 2,000点

注1 3のイについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

2 検査に要した交通費は、患家の負担とする。

D 2 3 7 - 2 反復睡眠潜時試験 (MSLT) 5,000点

D 2 3 7 - 3 覚醒維持検査 5,000点

D 2 3 8 脳波検査判断料

- 1 脳波検査判断料1 350点
- 2 脳波検査判断料2 180点

注1 脳波検査等の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定するものとする。

2 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

3 遠隔脳波診断を行った場合については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間で行われた場合に限り算定する。この場合において、受信側の保険医療機関が脳波検査判断料1の届出を行った保険医療機関であり、

D 2 3 7 終夜睡眠ポリグラフィー

- 1 携帯用装置を使用した場合 720点
- 2 多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合 250点
- 3 1及び2以外の場合
 - イ 安全精度管理下で行うもの 4,760点
 - ロ その他のもの

3,570点

(新設)

注 3のイについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

(新設)

D 2 3 7 - 2 反復睡眠潜時試験 (MSLT) 5,000点

D 2 3 7 - 3 覚醒維持検査 5,000点

D 2 3 8 脳波検査判断料

- 1 脳波検査判断料1 350点
- 2 脳波検査判断料2 180点

注1 脳波検査等の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定するものとする。

2 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

3 遠隔脳波診断を行った場合については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間で行われた場合に限り算定する。この場合において、受信側の保険医療機関が脳波検査判断料1の届出を行った保険医療機関であり、

当該保険医療機関において常勤の医師が脳波診断を行い、その結果を送信側の保険医療機関に文書等により報告した場合は、脳波検査判断料1を算定することができる。

(神経・筋検査)

通則

1 区分番号D239に掲げる筋電図検査については、所定点数及び区分番号D241に掲げる神経・筋検査判断料の1の所定点数を合算した点数により算定する。

2 区分番号D239-2からD240までに掲げる神経・筋検査については、各所定点数及び区分番号D241に掲げる神経・筋検査判断料の2の所定点数を合算した点数により算定する。

D239 筋電図検査

- 1 筋電図（1肢につき（針電極にあつては1筋につき）） 384点
- 2 誘発筋電図（神経伝導速度測定を含む。）（1神経につき） 200点
- 3 中枢神経磁気刺激による誘発筋電図（一連につき） 800点
- 4 単線維筋電図（一連につき） 1,500点

注1 2については、2神経以上に対して行う場合には、複数神経加算として、1神経を増すごとに150点を所定点数に加算する。ただし、加算点数は1,050点を超えないものとする。

2 3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

3 4については、別に厚生労働大臣が定める施

当該保険医療機関において常勤の医師が脳波診断を行い、その結果を送信側の保険医療機関に文書等により報告した場合は、脳波検査判断料1を算定することができる。

(神経・筋検査)

通則

(新設)

区分番号D239からD240までに掲げる神経・筋検査については、各所定点数及び区分番号D241に掲げる神経・筋検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。

D239 筋電図検査

- 1 筋電図（1肢につき（針電極にあつては1筋につき）） 320点
- 2 誘発筋電図（神経伝導速度測定を含む。）（1神経につき） 200点
- 3 中枢神経磁気刺激による誘発筋電図（一連につき） 800点
- 4 単線維筋電図（一連につき） 1,500点

注1 2については、2神経以上に対して行う場合には、複数神経加算として、1神経を増すごとに150点を所定点数に加算する。ただし、加算点数は1,050点を超えないものとする。

2 3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

3 4については、別に厚生労働大臣が定める施

設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。		
D 2 3 9 - 2	電流知覚閾値測定（一連につき）	200点
D 2 3 9 - 3	神経学的検査	500点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。		
D 2 3 9 - 4	全身温熱発汗試験	600点
D 2 3 9 - 5	精密知覚機能検査	280点
D 2 4 0	神経・筋負荷テスト	
1	テンシロンテスト（ワゴスチグミン眼筋力テストを含む。）	130点
2	瞳孔薬物負荷テスト	130点
3	乏血運動負荷テスト（乳酸測定等を含む。）	200点
D 2 4 1	神経・筋検査判断料	
1	<u>筋電図検査の場合</u>	<u>180点</u>
2	<u>その他の場合</u>	<u>180点</u>
注 神経・筋検査等の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定するものとする。 <u>ただし、いずれかの神経・筋検査判断料を算定した場合には、同一月において他の神経・筋検査判断料は算定しない。</u>		
D 2 4 2	尿水力学的検査	
1	膀胱内圧測定	<u>312点</u>
2	尿道圧測定図	260点
3	尿流測定	205点
4	括約筋筋電図	310点
（耳鼻咽喉科学的検査）		
D 2 4 3	削除	

設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。		
D 2 3 9 - 2	電流知覚閾値測定（一連につき）	200点
D 2 3 9 - 3	神経学的検査	500点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。		
D 2 3 9 - 4	全身温熱発汗試験	600点
D 2 3 9 - 5	精密知覚機能検査	280点
D 2 4 0	神経・筋負荷テスト	
1	テンシロンテスト（ワゴスチグミン眼筋力テストを含む。）	130点
2	瞳孔薬物負荷テスト	130点
3	乏血運動負荷テスト（乳酸測定等を含む。）	200点
D 2 4 1	神経・筋検査判断料	<u>180点</u>
（新設）		
（新設）		
注 神経・筋検査等の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定するものとする。		
D 2 4 2	尿水力学的検査	
1	膀胱内圧測定	<u>260点</u>
2	尿道圧測定図	260点
3	尿流測定	205点
4	括約筋筋電図	310点
（耳鼻咽喉科学的検査）		
D 2 4 3	削除	

D 2 4 4	自覚的聴力検査	
1	標準純音聴力検査、自記オーディオメーターによる聴力検査	350点
2	標準語音聴力検査、ことばのききとり検査	350点
3	簡易聴力検査	
イ	気導純音聴力検査	110点
ロ	その他（種目数にかかわらず一連につき）	40点
4	後迷路機能検査（種目数にかかわらず一連につき）	400点
5	内耳機能検査（種目数にかかわらず一連につき）、耳鳴検査（種目数にかかわらず一連につき）	400点
6	中耳機能検査（種目数にかかわらず一連につき）	150点
D 2 4 4 - 2	補聴器適合検査	
1	1回目	1,300点
2	2回目以降	700点
注	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、患者1人につき月2回に限り算定する。	
D 2 4 5	鼻腔通気度検査	300点
D 2 4 6	アコースティックオトスコープを用いた鼓膜音響反射率検査	100点
D 2 4 7	他覚的聴力検査又は行動観察による聴力検査	
1	鼓膜音響インピーダンス検査	290点
2	チンパノメトリー	340点
3	耳小骨筋反射検査	450点
4	遊戯聴力検査	500点

D 2 4 4	自覚的聴力検査	
1	標準純音聴力検査、自記オーディオメーターによる聴力検査	350点
2	標準語音聴力検査、ことばのききとり検査	350点
3	簡易聴力検査	
イ	気導純音聴力検査	110点
ロ	その他（種目数にかかわらず一連につき）	40点
4	後迷路機能検査（種目数にかかわらず一連につき）	400点
5	内耳機能検査（種目数にかかわらず一連につき）、耳鳴検査（種目数にかかわらず一連につき）	400点
6	中耳機能検査（種目数にかかわらず一連につき）	150点
D 2 4 4 - 2	補聴器適合検査	
1	1回目	1,300点
2	2回目以降	700点
注	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、患者1人につき月2回に限り算定する。	
D 2 4 5	鼻腔通気度検査	300点
D 2 4 6	アコースティックオトスコープを用いた鼓膜音響反射率検査	100点
D 2 4 7	他覚的聴力検査又は行動観察による聴力検査	
1	鼓膜音響インピーダンス検査	290点
2	チンパノメトリー	340点
3	耳小骨筋反射検査	450点
4	遊戯聴力検査	500点

	5 耳音響放射（OAE）検査	
	イ 自発耳音響放射（SOAE）	100点
	ロ その他の場合	300点
D 2 4 8	耳管機能測定装置を用いた耳管機能測定	450点
D 2 4 9	蝸電図	750点
D 2 5 0	平衡機能検査	
	1 標準検査（一連につき）	20点
	2 刺激又は負荷を加える特殊検査（1 種目につき）	120点
	3 頭位及び頭位変換眼振検査	
	イ 赤外線 CCD カメラ等による場合	300点
	ロ その他の場合	140点
	4 電気眼振図（誘導数にかかわらず一連につき）	
	イ 皿電極により 4 誘導以上の記録を行った場合	400点
	ロ その他の場合	260点
	5 重心動揺計、下肢加重検査、フォースプレート分析、動作分析検査	250点
	6 ビデオヘッドインパルス検査	300点
	注 5 について、パワー・ベクトル分析を行った場合には、パワー・ベクトル分析加算として 200 点を、刺激又は負荷を加えた場合には、刺激又は負荷加算として、1 種目につき 120 点を所定点数に加算する。	
D 2 5 1	音声言語医学的検査	
	1 喉頭ストロボスコーピー	450点
	2 音響分析	450点
	3 音声機能検査	450点
D 2 5 2	扁桃マッサージ法	40点
D 2 5 3	嗅覚検査	
	1 基準嗅覚検査	450点

	5 耳音響放射（OAE）検査	
	イ 自発耳音響放射（SOAE）	100点
	ロ その他の場合	300点
D 2 4 8	耳管機能測定装置を用いた耳管機能測定	450点
D 2 4 9	蝸電図	750点
D 2 5 0	平衡機能検査	
	1 標準検査（一連につき）	20点
	2 刺激又は負荷を加える特殊検査（1 種目につき）	120点
	3 頭位及び頭位変換眼振検査	
	イ 赤外線 CCD カメラ等による場合	300点
	ロ その他の場合	140点
	4 電気眼振図（誘導数にかかわらず一連につき）	
	イ 皿電極により 4 誘導以上の記録を行った場合	400点
	ロ その他の場合	260点
	5 重心動揺計、下肢加重検査、フォースプレート分析、動作分析検査	250点
	6 ビデオヘッドインパルス検査	300点
	注 5 について、パワー・ベクトル分析を行った場合には、パワー・ベクトル分析加算として 200 点を、刺激又は負荷を加えた場合には、刺激又は負荷加算として、1 種目につき 120 点を所定点数に加算する。	
D 2 5 1	音声言語医学的検査	
	1 喉頭ストロボスコーピー	450点
	2 音響分析	450点
	3 音声機能検査	450点
D 2 5 2	扁桃マッサージ法	40点
D 2 5 3	嗅覚検査	
	1 基準嗅覚検査	450点

2 静脈性嗅覚検査	45点
D 2 5 4 電気味覚検査（一連につき） （眼科学的検査）	300点

通則

1 コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、区分番号D 2 8 2－3に掲げるコンタクトレンズ検査料のみ算定する。

2 近視の進行抑制を目的として診療を行い当該目的に係る効能又は効果を有する医薬品を投与している患者に対して眼科学的検査を行った場合は、年2回に限り算定する。この場合において、1回の受診において複数の検査を行った場合は、2種類を限度として算定する。

D 2 5 5 精密眼底検査（片側）	56点
D 2 5 5－2 汎網膜硝子体検査（片側）	150点

注 患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、汎網膜硝子体検査と併せて行った、区分番号D 2 5 5に掲げる精密眼底検査（片側）、D 2 5 7に掲げる細隙灯顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）又はD 2 7 3に掲げる細隙灯顕微鏡検査（前眼部）に係る費用は所定点数に含まれるものとする。

D 2 5 6 眼底カメラ撮影	
1 通常の方法の場合	
イ アナログ撮影	54点
ロ デジタル撮影	58点
2 蛍光眼底法の場合	400点
3 自発蛍光撮影法の場合	510点
注1 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に加算する。 （1のロの場合を除く。）	
2 広角眼底撮影を行った場合は、広角眼底撮影加算として、100点を所定点数に加算する。	

2 静脈性嗅覚検査	45点
D 2 5 4 電気味覚検査（一連につき） （眼科学的検査）	300点

通則

コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、区分番号D 2 8 2－3に掲げるコンタクトレンズ検査料のみ算定する。

（新設）

D 2 5 5 精密眼底検査（片側）	56点
D 2 5 5－2 汎網膜硝子体検査（片側）	150点

注 患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、汎網膜硝子体検査と併せて行った、区分番号D 2 5 5に掲げる精密眼底検査（片側）、D 2 5 7に掲げる細隙灯顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）又はD 2 7 3に掲げる細隙灯顕微鏡検査（前眼部）に係る費用は所定点数に含まれるものとする。

D 2 5 6 眼底カメラ撮影	
1 通常の方法の場合	
イ アナログ撮影	54点
ロ デジタル撮影	58点
2 蛍光眼底法の場合	400点
3 自発蛍光撮影法の場合	510点
注1 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に加算する。 （1のロの場合を除く。）	
2 広角眼底撮影を行った場合は、広角眼底撮影加算として、100点を所定点数に加算する。	

D 2 5 6 - 2	眼底三次元画像解析	190点
	注 患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、眼底三次元画像解析と併せて行った、区分番号D 2 5 6の1に掲げる眼底カメラ撮影の通常の方法の場合に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D 2 5 6 - 3	光干渉断層血管撮影	400点
	注 光干渉断層血管撮影は、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、当該検査と併せて行った、区分番号D 2 5 6に掲げる眼底カメラ撮影に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D 2 5 7	細隙灯顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）	110点
	注 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に加算する。	
D 2 5 8	網膜電位図（E R G）	230点
D 2 5 8 - 2	網膜機能精密電気生理検査（多局所網膜電位図）	600点
D 2 5 8 - 3	黄斑局所網膜電図、全視野精密網膜電図	800点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
D 2 5 9	精密視野検査（片側）	38点
D 2 6 0	量的視野検査（片側）	
	1 動的量的視野検査	195点
	2 静的量的視野検査	290点
D 2 6 1	屈折検査	
	1 6歳未満の場合	69点
	2 1以外の場合	69点
	注 1について、弱視又は不同視と診断された患者に対して、眼鏡処方箋の交付を行わずに矯正視力検査を実施した場合には、小児矯正視力検査加算	

D 2 5 6 - 2	眼底三次元画像解析	190点
	注 患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、眼底三次元画像解析と併せて行った、区分番号D 2 5 6の1に掲げる眼底カメラ撮影の通常の方法の場合に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D 2 5 6 - 3	光干渉断層血管撮影	400点
	注 光干渉断層血管撮影は、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、当該検査と併せて行った、区分番号D 2 5 6に掲げる眼底カメラ撮影に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D 2 5 7	細隙灯顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）	110点
	注 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に加算する。	
D 2 5 8	網膜電位図（E R G）	230点
D 2 5 8 - 2	網膜機能精密電気生理検査（多局所網膜電位図）	500点
D 2 5 8 - 3	黄斑局所網膜電図、全視野精密網膜電図	800点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
D 2 5 9	精密視野検査（片側）	38点
D 2 6 0	量的視野検査（片側）	
	1 動的量的視野検査	195点
	2 静的量的視野検査	290点
D 2 6 1	屈折検査	
	1 6歳未満の場合	69点
	2 1以外の場合	69点
	注 1について、弱視又は不同視と診断された患者に対して、眼鏡処方箋の交付を行わずに矯正視力検査を実施した場合には、小児矯正視力検査加算	

として、35点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号D 2 6 3に掲げる矯正視力検査は算定しない。		として、35点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号D 2 6 3に掲げる矯正視力検査は算定しない。			
D 2 6 2	調節検査	70点	D 2 6 2	調節検査	70点
D 2 6 3	矯正視力検査		D 2 6 3	矯正視力検査	
	1 眼鏡処方箋の交付を行う場合	69点		1 眼鏡処方箋の交付を行う場合	69点
	2 1以外の場合	69点		2 1以外の場合	69点
D 2 6 3-2	コントラスト感度検査	207点	D 2 6 3-2	コントラスト感度検査	207点
	注 コントラスト感度検査は、患者1人につき手術の前後においてそれぞれ1回に限り算定する。			注 コントラスト感度検査は、患者1人につき手術の前後においてそれぞれ1回に限り算定する。	
D 2 6 4	精密眼圧測定	82点	D 2 6 4	精密眼圧測定	82点
	注 水分の多量摂取、薬剤の注射、点眼、暗室試験等の負荷により測定を行った場合は、負荷測定加算として、55点を所定点数に加算する。			注 水分の多量摂取、薬剤の注射、点眼、暗室試験等の負荷により測定を行った場合は、負荷測定加算として、55点を所定点数に加算する。	
D 2 6 5	角膜曲率半径計測	84点	D 2 6 5	角膜曲率半径計測	84点
D 2 6 5-2	角膜形状解析検査	105点	D 2 6 5-2	角膜形状解析検査	105点
	注 角膜形状解析検査は、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、当該検査と同一月内に行った区分番号D 2 6 5に掲げる角膜曲率半径計測は所定点数に含まれるものとする。			注 角膜形状解析検査は、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、当該検査と同一月内に行った区分番号D 2 6 5に掲げる角膜曲率半径計測は所定点数に含まれるものとする。	
D 2 6 6	光覚検査	42点	D 2 6 6	光覚検査	42点
D 2 6 7	色覚検査		D 2 6 7	色覚検査	
	1 アノマロスコプ又は色相配列検査を行った場合	70点		1 アノマロスコプ又は色相配列検査を行った場合	70点
	2 1以外の場合	48点		2 1以外の場合	48点
D 2 6 8	眼筋機能精密検査及び輻輳検査	48点	D 2 6 8	眼筋機能精密検査及び輻輳検査	48点
D 2 6 9	眼球突出度測定	38点	D 2 6 9	眼球突出度測定	38点
D 2 6 9-2	光学的眼軸長測定	150点	D 2 6 9-2	光学的眼軸長測定	150点
D 2 7 0	削除		D 2 7 0	削除	
D 2 7 0-2	ロービジョン検査判断料	250点	D 2 7 0-2	ロービジョン検査判断料	250点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して			注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合して	

いるものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に1月に1回に限り算定する。

D 2 7 1	角膜知覚計検査	38点
D 2 7 2	両眼視機能精密検査、立体視検査（三杆法又はステレオテスト法による）、網膜対応検査（残像法又はバゴリニ線条試験による）	48点
D 2 7 3	細隙灯顕微鏡検査（前眼部）	48点
	注 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に加算する。	
D 2 7 4	前房隅角検査	38点
D 2 7 4 - 2	前眼部三次元画像解析	265点
	注 前眼部三次元画像解析は、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、当該検査と併せて行った区分番号D 2 6 5 - 2に掲げる角膜形状解析検査及び区分番号D 2 7 4に掲げる前房隅角検査に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D 2 7 5	圧迫隅角検査	76点
D 2 7 5 - 2	前房水漏出検査	149点
	注 緑内障濾過手術後の患者であって、術後から1年を経過していないものについて、前房水漏出が強く疑われる症例に対して当該検査を行った場合に限り算定する。	
D 2 7 6	削除	
D 2 7 7	涙液分泌機能検査、涙管通水・通色素検査	38点
D 2 7 7 - 2	涙道内視鏡検査	640点
	注 同一日に区分番号K 2 0 2に掲げる涙管チューブ挿入術を実施した場合には、涙道内視鏡検査は算定できない。	
D 2 7 8	眼球電位図（EOG）	280点
D 2 7 9	角膜内皮細胞顕微鏡検査	160点

いるものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に1月に1回に限り算定する。

D 2 7 1	角膜知覚計検査	38点
D 2 7 2	両眼視機能精密検査、立体視検査（三杆法又はステレオテスト法による）、網膜対応検査（残像法又はバゴリニ線条試験による）	48点
D 2 7 3	細隙灯顕微鏡検査（前眼部）	48点
	注 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に加算する。	
D 2 7 4	前房隅角検査	38点
D 2 7 4 - 2	前眼部三次元画像解析	265点
	注 前眼部三次元画像解析は、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、当該検査と併せて行った区分番号D 2 6 5 - 2に掲げる角膜形状解析検査及び区分番号D 2 7 4に掲げる前房隅角検査に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D 2 7 5	圧迫隅角検査	76点
D 2 7 5 - 2	前房水漏出検査	149点
	注 緑内障濾過手術後の患者であって、術後から1年を経過していないものについて、前房水漏出が強く疑われる症例に対して当該検査を行った場合に限り算定する。	
D 2 7 6	削除	
D 2 7 7	涙液分泌機能検査、涙管通水・通色素検査	38点
D 2 7 7 - 2	涙道内視鏡検査	640点
	注 同一日に区分番号K 2 0 2に掲げる涙管チューブ挿入術を実施した場合には、涙道内視鏡検査は算定できない。	
D 2 7 8	眼球電位図（EOG）	280点
D 2 7 9	角膜内皮細胞顕微鏡検査	160点

D 2 8 0	レーザー前房蛋白細胞数検査	160点
D 2 8 1	瞳孔機能検査（電子瞳孔計使用）	160点
D 2 8 2	中心フリッカー試験	38点
D 2 8 2-2	行動観察による視力検査	
	1 PL（Preferential Looking）法	100点
	2 乳幼児視力測定（テラーカード等によるもの）	60点
D 2 8 2-3	コンタクトレンズ検査料	
	1 コンタクトレンズ検査料 1	200点
	2 コンタクトレンズ検査料 2	180点
	3 コンタクトレンズ検査料 3	56点
	4 コンタクトレンズ検査料 4	50点
注 1	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料 1、2 又は 3 を算定し、当該保険医療機関以外の保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料 4 を算定する。	
2	注 1 により当該検査料を算定する場合は、区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料の注 9 及び区分番号 A 0 0 1 に掲げる再診料の注 7 に規定する夜間・早朝等加算は算定できない。	
3	当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関において過去にコンタクトレンズの装用を目的に受診したことのある患者について、当該検査料を算定した場合	

D 2 8 0	レーザー前房蛋白細胞数検査	160点
D 2 8 1	瞳孔機能検査（電子瞳孔計使用）	160点
D 2 8 2	中心フリッカー試験	38点
D 2 8 2-2	行動観察による視力検査	
	1 PL（Preferential Looking）法	100点
	2 乳幼児視力測定（テラーカード等によるもの）	60点
D 2 8 2-3	コンタクトレンズ検査料	
	1 コンタクトレンズ検査料 1	200点
	2 コンタクトレンズ検査料 2	180点
	3 コンタクトレンズ検査料 3	56点
	4 コンタクトレンズ検査料 4	50点
注 1	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料 1、2 又は 3 を算定し、当該保険医療機関以外の保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料 4 を算定する。	
2	注 1 により当該検査料を算定する場合は、区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料の注 9 及び区分番号 A 0 0 1 に掲げる再診料の注 7 に規定する夜間・早朝等加算は算定できない。	
3	当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関において過去にコンタクトレンズの装用を目的に受診したことのある患者について、当該検査料を算定した場合	

は、区分番号A000に掲げる初診料は算定せず、区分番号A001に掲げる再診料又は区分番号A002に掲げる外来診療料を算定する。

(皮膚科学的検査)

D282-4 ダーモスコピー 72点

注 検査の回数又は部位数にかかわらず、4月に1回に限り算定する。

(臨床心理・神経心理検査)

D283 発達及び知能検査

1 操作が容易なもの 80点

2 操作が複雑なもの 280点

3 操作と処理が極めて複雑なもの 450点

注 同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの1種類のみの所定点数により算定する。

D284 人格検査

1 操作が容易なもの 80点

2 操作が複雑なもの 280点

3 操作と処理が極めて複雑なもの 450点

注 同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの1種類のみの所定点数により算定する。

D285 認知機能検査その他の心理検査

1 操作が容易なもの

イ 簡易なもの 80点

ロ その他のもの 80点

2 操作が複雑なもの 280点

3 操作と処理が極めて複雑なもの 450点

注 同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの1種類のみの所定点数により算定する。

は、区分番号A000に掲げる初診料は算定せず、区分番号A001に掲げる再診料又は区分番号A002に掲げる外来診療料を算定する。

(皮膚科学的検査)

D282-4 ダーモスコピー 72点

注 検査の回数又は部位数にかかわらず、4月に1回に限り算定する。

(臨床心理・神経心理検査)

D283 発達及び知能検査

1 操作が容易なもの 80点

2 操作が複雑なもの 280点

3 操作と処理が極めて複雑なもの 450点

注 同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの1種類のみの所定点数により算定する。

D284 人格検査

1 操作が容易なもの 80点

2 操作が複雑なもの 280点

3 操作と処理が極めて複雑なもの 450点

注 同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの1種類のみの所定点数により算定する。

D285 認知機能検査その他の心理検査

1 操作が容易なもの

イ 簡易なもの 80点

ロ その他のもの 80点

2 操作が複雑なもの 280点

3 操作と処理が極めて複雑なもの 450点

注 同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの1種類のみの所定点数により算定する。

(負荷試験等)	
D 2 8 6 肝及び腎のクリアランステスト	150点
注1 検査に当たって、尿管カテーテル法、膀胱尿道ファイバースコピー又は膀胱尿道鏡検査を行った場合は、区分番号D 3 1 8に掲げる尿管カテーテル法、D 3 1 7に掲げる膀胱尿道ファイバースコピー又はD 3 1 7-2に掲げる膀胱尿道鏡検査の所定点数を併せて算定する。	
2 検査に伴って行った注射、採血及び検体測定 の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D 2 8 6-2 イヌリンクリアランス測定	1,280点
D 2 8 7 内分泌負荷試験	
1 下垂体前葉負荷試験	
イ 成長ホルモン (GH) (一連として)	1,200点
注 患者1人につき月2回に限り算定する。	
ロ ギナドトロピン (LH及びFSH) (一連として月1回)	1,600点
ハ 甲状腺刺激ホルモン (TSH) (一連として月1回)	1,200点
ニ プロラクチン (PRL) (一連として月1回)	1,200点
ホ 副腎皮質刺激ホルモン (ACTH) (一連として月1回)	1,200点
2 下垂体後葉負荷試験 (一連として月1回)	1,200点
3 甲状腺負荷試験 (一連として月1回)	1,200点
4 副甲状腺負荷試験 (一連として月1回)	1,200点
5 副腎皮質負荷試験	

(負荷試験等)	
D 2 8 6 肝及び腎のクリアランステスト	150点
注1 検査に当たって、尿管カテーテル法、膀胱尿道ファイバースコピー又は膀胱尿道鏡検査を行った場合は、区分番号D 3 1 8に掲げる尿管カテーテル法、D 3 1 7に掲げる膀胱尿道ファイバースコピー又はD 3 1 7-2に掲げる膀胱尿道鏡検査の所定点数を併せて算定する。	
2 検査に伴って行った注射、採血及び検体測定 の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D 2 8 6-2 イヌリンクリアランス測定	1,280点
D 2 8 7 内分泌負荷試験	
1 下垂体前葉負荷試験	
イ 成長ホルモン (GH) (一連として)	1,200点
注 患者1人につき月2回に限り算定する。	
ロ ギナドトロピン (LH及びFSH) (一連として月1回)	1,600点
ハ 甲状腺刺激ホルモン (TSH) (一連として月1回)	1,200点
ニ プロラクチン (PRL) (一連として月1回)	1,200点
ホ 副腎皮質刺激ホルモン (ACTH) (一連として月1回)	1,200点
2 下垂体後葉負荷試験 (一連として月1回)	1,200点
3 甲状腺負荷試験 (一連として月1回)	1,200点
4 副甲状腺負荷試験 (一連として月1回)	1,200点
5 副腎皮質負荷試験	

イ	鉍質コルチコイド（一連として月1回）	1,200点
ロ	糖質コルチコイド（一連として月1回）	1,200点
6	性腺負荷試験（一連として月1回）	1,200点
注1	1月に3,600点を限度として算定する。	
2	負荷試験に伴って行った注射、採血及び検体測定のコストは、採血回数及び測定回数にかかわらず、所定点数に含まれるものとする。ただし、区分番号D419の5に掲げる副腎静脈サンプリングを行った場合は、当該検査のコストは別に算定できる。	
D288	糖負荷試験	
1	常用負荷試験（血糖及び尿糖検査を含む。）	200点
2	耐糖能精密検査（常用負荷試験及び血中インスリン測定又は常用負荷試験及び血中C-ペプチド測定を行った場合）、グルカゴン負荷試験	900点
注	注射、採血及び検体測定のコストは、採血回数及び測定回数にかかわらず所定点数に含まれるものとする。	
D289	その他の機能テスト	
1	脾機能テスト（PFDテスト）	100点
2	肝機能テスト（ICG1回又は2回法、BSP2回法）、ビリルビン負荷試験、馬尿酸合成試験、フィッシュバーグ、水利尿試験、アジスカウント（Addis尿沈渣定量検査）、モーゼンタール法、ヨードカリ試験	100点
3	胆道機能テスト、胃液分泌刺激テスト	700点
4	セクレチン試験	3,000点

イ	鉍質コルチコイド（一連として月1回）	1,200点
ロ	糖質コルチコイド（一連として月1回）	1,200点
6	性腺負荷試験（一連として月1回）	1,200点
注1	1月に3,600点を限度として算定する。	
2	負荷試験に伴って行った注射、採血及び検体測定のコストは、採血回数及び測定回数にかかわらず、所定点数に含まれるものとする。ただし、区分番号D419の5に掲げる副腎静脈サンプリングを行った場合は、当該検査のコストは別に算定できる。	
D288	糖負荷試験	
1	常用負荷試験（血糖及び尿糖検査を含む。）	200点
2	耐糖能精密検査（常用負荷試験及び血中インスリン測定又は常用負荷試験及び血中C-ペプチド測定を行った場合）、グルカゴン負荷試験	900点
注	注射、採血及び検体測定のコストは、採血回数及び測定回数にかかわらず所定点数に含まれるものとする。	
D289	その他の機能テスト	
1	脾機能テスト（PFDテスト）	100点
2	肝機能テスト（ICG1回又は2回法、BSP2回法）、ビリルビン負荷試験、馬尿酸合成試験、フィッシュバーグ、水利尿試験、アジスカウント（Addis尿沈渣定量検査）、モーゼンタール法、ヨードカリ試験	100点
3	胆道機能テスト、胃液分泌刺激テスト	700点
4	セクレチン試験	3,000点

注 検査に伴って行った注射、検体採取、検体測定及びエックス線透視の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。	
D 2 9 0 卵管通気・通水・通色素検査、ルビンテスト	100点
D 2 9 0-2 尿失禁定量テスト（パッドテスト）	100点
D 2 9 1 皮内反応検査、ヒナルゴンテスト、鼻アレルギー誘発試験、過敏性転嫁検査、薬物光線貼布試験、最小紅斑量（MED）測定	
1 21箇所以内の場合（1箇所につき）	16点
2 22箇所以上の場合（1箇所につき）	12点
D 2 9 1-2 小児食物アレルギー負荷検査	1,000点
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、16歳未満の患者に対して食物アレルギー負荷検査を行った場合に、年3回に限り算定する。	
2 小児食物アレルギー負荷検査に係る投薬、注射及び処置の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D 2 9 1-3 内服・点滴誘発試験	1,000点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、2月に1回に限り算定する。	
（ラジオアイソトープを用いた諸検査）	
通則	
区分番号D 2 9 2及びD 2 9 3に掲げるラジオアイソトープを用いた諸検査については、各区分の所定点数及び区分番号D 2 9 4に掲げるラジオアイソトープ検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。	
D 2 9 2 体外からの計測によらない諸検査	

注 検査に伴って行った注射、検体採取、検体測定及びエックス線透視の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。	
D 2 9 0 卵管通気・通水・通色素検査、ルビンテスト	100点
D 2 9 0-2 尿失禁定量テスト（パッドテスト）	100点
D 2 9 1 皮内反応検査、ヒナルゴンテスト、鼻アレルギー誘発試験、過敏性転嫁検査、薬物光線貼布試験、最小紅斑量（MED）測定	
1 21箇所以内の場合（1箇所につき）	16点
2 22箇所以上の場合（1箇所につき）	12点
D 2 9 1-2 小児食物アレルギー負荷検査	1,000点
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、16歳未満の患者に対して食物アレルギー負荷検査を行った場合に、年3回に限り算定する。	
2 小児食物アレルギー負荷検査に係る投薬、注射及び処置の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D 2 9 1-3 内服・点滴誘発試験	1,000点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、2月に1回に限り算定する。	
（ラジオアイソトープを用いた諸検査）	
通則	
区分番号D 2 9 2及びD 2 9 3に掲げるラジオアイソトープを用いた諸検査については、各区分の所定点数及び区分番号D 2 9 4に掲げるラジオアイソトープ検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。	
D 2 9 2 体外からの計測によらない諸検査	

1	循環血液量測定、血漿 ^{しょうじょう} 量測定	480点
2	血球量測定	800点
3	吸収機能検査、赤血球寿命測定	1,550点
4	造血機能検査、血小板寿命測定	2,600点
注1	同一のラジオアイソトープを用いて区分番号D292若しくはD293に掲げる検査又は区分番号E100からE101-4までに掲げる核医学診断のうちいずれか2以上を行った場合の検査料又は核医学診断料は、主たる検査又は核医学診断に係るいずれかの所定点数のみにより算定する。	
2	検査に数日を要した場合であっても同一のラジオアイソトープを用いた検査は、一連として1回の算定とする。	
3	核種が異なる場合であっても同一の検査とみなすものとする。	
D293	シンチグラム（画像を伴わないもの）	
1	甲状腺ラジオアイソトープ摂取率（一連につき）	365点
2	レノグラム、肝血流量（ヘパトグラム）	575点
注	核種が異なる場合であっても同一の検査とみなすものとする。	
D294	ラジオアイソトープ検査判断料	110点
注	ラジオアイソトープを用いた諸検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定するものとする。 （内視鏡検査）	

通則

- 超音波内視鏡検査を実施した場合は、超音波内視鏡検査加算として、300点を所定点数に加算する。

1	循環血液量測定、血漿 ^{しょうじょう} 量測定	480点
2	血球量測定	800点
3	吸収機能検査、赤血球寿命測定	1,550点
4	造血機能検査、血小板寿命測定	2,600点
注1	同一のラジオアイソトープを用いて区分番号D292若しくはD293に掲げる検査又は区分番号E100からE101-4までに掲げる核医学診断のうちいずれか2以上を行った場合の検査料又は核医学診断料は、主たる検査又は核医学診断に係るいずれかの所定点数のみにより算定する。	
2	検査に数日を要した場合であっても同一のラジオアイソトープを用いた検査は、一連として1回の算定とする。	
3	核種が異なる場合であっても同一の検査とみなすものとする。	
D293	シンチグラム（画像を伴わないもの）	
1	甲状腺ラジオアイソトープ摂取率（一連につき）	365点
2	レノグラム、肝血流量（ヘパトグラム）	575点
注	核種が異なる場合であっても同一の検査とみなすものとする。	
D294	ラジオアイソトープ検査判断料	110点
注	ラジオアイソトープを用いた諸検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定するものとする。 （内視鏡検査）	

通則

- 超音波内視鏡検査を実施した場合は、超音波内視鏡検査加算として、300点を所定点数に加算する。

2 区分番号D 2 9 5からD 3 2 3まで及びD 3 2 5に掲げる内視鏡検査について、同一の患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

3 当該保険医療機関以外の医療機関で撮影した内視鏡写真について診断を行った場合は、1回につき70点とする。

4 写真診断を行った場合は、使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に加算する。

5 緊急のために休日に内視鏡検査を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である内視鏡検査（区分番号D 2 9 6－3、D 3 2 4及びD 3 2 5に掲げるものを除く。）を行った場合において、当該内視鏡検査の費用は、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算した点数により算定する。

イ 休日加算 所定点数の100分の80に相当する点数

ロ 時間外加算（入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。） 所定点数の100分の40に相当する点数

ハ 深夜加算 所定点数の100分の80に相当する点数

ニ イからハまでにかかわらず、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である内視鏡検査を行った場合
所定点数の100分の40に相当する点数

D 2 9 5 関節鏡検査（片側） 912点

D 2 9 6 喉頭直達鏡検査 190点

D 2 9 6－2 鼻咽腔直達鏡検査 220点

D 2 9 6－3 内視鏡用テレスコープを用いた咽頭画像等解析（インフルエンザの診断の補助に用いるもの） 305点

注 入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の時間

2 区分番号D 2 9 5からD 3 2 3まで及びD 3 2 5に掲げる内視鏡検査について、同一の患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

3 当該保険医療機関以外の医療機関で撮影した内視鏡写真について診断を行った場合は、1回につき70点とする。

4 写真診断を行った場合は、使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に加算する。

5 緊急のために休日に内視鏡検査を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である内視鏡検査（区分番号D 2 9 6－3、D 3 2 4及びD 3 2 5に掲げるものを除く。）を行った場合において、当該内視鏡検査の費用は、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算した点数により算定する。

イ 休日加算 所定点数の100分の80に相当する点数

ロ 時間外加算（入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。） 所定点数の100分の40に相当する点数

ハ 深夜加算 所定点数の100分の80に相当する点数

ニ イからハまでにかかわらず、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である内視鏡検査を行った場合
所定点数の100分の40に相当する点数

D 2 9 5 関節鏡検査（片側） 760点

D 2 9 6 喉頭直達鏡検査 190点

D 2 9 6－2 鼻咽腔直達鏡検査 220点

D 2 9 6－3 内視鏡用テレスコープを用いた咽頭画像等解析（インフルエンザの診断の補助に用いるもの） 305点

注 入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の時間

、休日又は深夜において行った場合は、時間外加算として、200点を所定点数に加算する。ただし、この場合において、同一日に第1節第1款の通則第1号又は第3号の加算は別に算定できない。

D 2 9 7	削除	
D 2 9 8	嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコープ（部位を問わず一連につき）	600点
D 2 9 8－2	内視鏡下嚥下機能検査	720点
D 2 9 9	喉頭ファイバースコープ	600点
D 3 0 0	中耳ファイバースコープ	240点
D 3 0 0－2	顎関節鏡検査（片側）	1,000点
D 3 0 1	削除	
D 3 0 2	気管支ファイバースコープ	2,500点
	注 気管支肺胞洗浄法検査を同時に行った場合は、気管支肺胞洗浄法検査同時加算として、200点を所定点数に加算する。	
D 3 0 2－2	気管支カテーテル気管支肺胞洗浄法検査	320点
D 3 0 3	胸腔鏡検査	7,200点
D 3 0 4	縦隔鏡検査	7,000点
D 3 0 5	削除	
D 3 0 6	食道ファイバースコープ	800点
	注1 粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する。	
	2 拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する。	
D 3 0 7	削除	
D 3 0 8	胃・十二指腸ファイバースコープ	1,140点
	注1 胆管・膵管造影法を行った場合は、胆管・膵管造影法加算として、600点を所定点数に加算する。ただし、諸監視、造影剤注入手技及びエ	

、休日又は深夜において行った場合は、時間外加算として、200点を所定点数に加算する。ただし、この場合において、同一日に第1節第1款の通則第1号又は第3号の加算は別に算定できない。

D 2 9 7	削除	
D 2 9 8	嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコープ（部位を問わず一連につき）	600点
D 2 9 8－2	内視鏡下嚥下機能検査	720点
D 2 9 9	喉頭ファイバースコープ	600点
D 3 0 0	中耳ファイバースコープ	240点
D 3 0 0－2	顎関節鏡検査（片側）	1,000点
D 3 0 1	削除	
D 3 0 2	気管支ファイバースコープ	2,500点
	注 気管支肺胞洗浄法検査を同時に行った場合は、気管支肺胞洗浄法検査同時加算として、200点を所定点数に加算する。	
D 3 0 2－2	気管支カテーテル気管支肺胞洗浄法検査	320点
D 3 0 3	胸腔鏡検査	7,200点
D 3 0 4	縦隔鏡検査	7,000点
D 3 0 5	削除	
D 3 0 6	食道ファイバースコープ	800点
	注1 粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する。	
	2 拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する。	
D 3 0 7	削除	
D 3 0 8	胃・十二指腸ファイバースコープ	1,140点
	注1 胆管・膵管造影法を行った場合は、胆管・膵管造影法加算として、600点を所定点数に加算する。ただし、諸監視、造影剤注入手技及びエ	

	ックス線診断の費用（フィルムの費用は除く。）は所定点数に含まれるものとする。	
2	粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する。	
3	胆管・ すい 膵管鏡を用いて行った場合は、胆管・ すい 膵管鏡加算として、 <u>3,360点</u> を所定点数に加算する。	
4	拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する。	
D 3 0 9	胆道ファイバースコピー	<u>4,800点</u>
D 3 1 0	小腸内視鏡検査	
1	バルーン内視鏡によるもの	6,800点
2	スパイラル内視鏡によるもの	6,800点
3	カプセル型内視鏡によるもの	1,700点
4	その他のもの	1,700点
注 1	2種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。	
2	3について、内視鏡的挿入補助具を用いて行った場合は、内視鏡的留置術加算として、260点を所定点数に加算する。	
3	4について、粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する。	
D 3 1 0 - 2	消化管通過性検査	<u>720点</u>
D 3 1 1	直腸鏡検査	300点
D 3 1 1 - 2	肛門鏡検査	200点
D 3 1 2	直腸ファイバースコピー	550点
注	粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する。	

	ックス線診断の費用（フィルムの費用は除く。）は所定点数に含まれるものとする。	
2	粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する。	
3	胆管・ すい 膵管鏡を用いて行った場合は、胆管・ すい 膵管鏡加算として、 <u>2,800点</u> を所定点数に加算する。	
4	拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する。	
D 3 0 9	胆道ファイバースコピー	<u>4,000点</u>
D 3 1 0	小腸内視鏡検査	
1	バルーン内視鏡によるもの	6,800点
2	スパイラル内視鏡によるもの	6,800点
3	カプセル型内視鏡によるもの	1,700点
4	その他のもの	1,700点
注 1	2種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。	
2	3について、 <u>15歳未満の患者</u> に対して、内視鏡的挿入補助具を用いて行った場合は、内視鏡的留置術加算として、260点を所定点数に加算する。	
3	4について、粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する。	
D 3 1 0 - 2	消化管通過性検査	<u>600点</u>
D 3 1 1	直腸鏡検査	300点
D 3 1 1 - 2	肛門鏡検査	200点
D 3 1 2	直腸ファイバースコピー	550点
注	粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する。	

D 3 1 2 - 2	回腸 ^{のう} 囊ファイバースコープ	550点
D 3 1 3	大腸内視鏡検査	
1	ファイバースコープによるもの	
イ	S状結腸	900点
ロ	下行結腸及び横行結腸	1,350点
ハ	上行結腸及び盲腸	1,550点
2	カプセル型内視鏡によるもの	1,550点
注1	粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する。	
2	拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する。	
3	1のハについて、バルーン内視鏡を用いて行った場合は、バルーン内視鏡加算として、450点を所定点数に加算する。	
4	2について、内視鏡的挿入補助具を用いて行った場合は、内視鏡的留置術加算として、260点を所定点数に加算する。	
D 3 1 4	腹腔 ^{くう} 鏡検査	2,724点
D 3 1 5	腹腔 ^{くう} ファイバースコープ	2,160点
D 3 1 6	クルドスコープ	400点
D 3 1 7	膀胱 ^{ほうこう} 尿道ファイバースコープ	950点
注	狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する	
D 3 1 7 - 2	膀胱 ^{ほうこう} 尿道鏡検査	890点
注	狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する	
D 3 1 8	尿管カテーテル法（ファイバースコープによるもの）	

D 3 1 2 - 2	回腸 ^{のう} 囊ファイバースコープ	550点
D 3 1 3	大腸内視鏡検査	
1	ファイバースコープによるもの	
イ	S状結腸	900点
ロ	下行結腸及び横行結腸	1,350点
ハ	上行結腸及び盲腸	1,550点
2	カプセル型内視鏡によるもの	1,550点
注1	粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する。	
2	拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する。	
3	1のハについて、バルーン内視鏡を用いて行った場合は、バルーン内視鏡加算として、450点を所定点数に加算する。	
4	2について、 <u>15歳未満の患者に対して</u> 、内視鏡的挿入補助具を用いて行った場合は、内視鏡的留置術加算として、260点を所定点数に加算する。	
D 3 1 4	腹腔 ^{くう} 鏡検査	2,270点
D 3 1 5	腹腔 ^{くう} ファイバースコープ	2,160点
D 3 1 6	クルドスコープ	400点
D 3 1 7	膀胱 ^{ほうこう} 尿道ファイバースコープ	950点
注	狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する	
D 3 1 7 - 2	膀胱 ^{ほうこう} 尿道鏡検査	890点
注	狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する	
D 3 1 8	尿管カテーテル法（ファイバースコープによるもの）	

(両側) 1,200点

注 膀胱尿道ファイバースコピー及び膀胱尿道鏡検査の費用は、所定点数に含まれるものとする。

D 3 1 9	腎盂尿管ファイバースコピー (片側)	2,160点
D 3 2 0	ヒステロスコピー	620点
D 3 2 1	コルポスコピー	210点
D 3 2 2	子宮ファイバースコピー	800点
D 3 2 3	乳管鏡検査	960点
D 3 2 4	血管内視鏡検査	2,040点

注1 血管内視鏡検査は、患者1人につき月1回に限り算定する。

2 呼吸心拍監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、造影剤注入手技及びエックス線診断の費用（フィルムの費用は除く。）は、所定点数に含まれるものとする。

D 3 2 5	肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、 ^{すい} 膵臓カテーテル法	3,600点

注1 新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して当該検査を行った場合は、新生児加算又は乳幼児加算として、それぞれ10,800点又は3,600点を所定点数に加算する。

2 カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。

3 エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号E 4 0 0に掲げるフィルムの所定点数により算定する。

第4節 診断^{せん}穿刺・検体採取料

(両側) 1,200点

注 膀胱尿道ファイバースコピー及び膀胱尿道鏡検査の費用は、所定点数に含まれるものとする。

D 3 1 9	腎盂尿管ファイバースコピー (片側)	1,800点
D 3 2 0	ヒステロスコピー	620点
D 3 2 1	コルポスコピー	210点
D 3 2 2	子宮ファイバースコピー	800点
D 3 2 3	乳管鏡検査	960点
D 3 2 4	血管内視鏡検査	2,040点

注1 血管内視鏡検査は、患者1人につき月1回に限り算定する。

2 呼吸心拍監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、造影剤注入手技及びエックス線診断の費用（フィルムの費用は除く。）は、所定点数に含まれるものとする。

D 3 2 5	肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、 ^{すい} 膵臓カテーテル法	3,600点

注1 新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して当該検査を行った場合は、新生児加算又は乳幼児加算として、それぞれ10,800点又は3,600点を所定点数に加算する。

2 カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。

3 エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号E 4 0 0に掲げるフィルムの所定点数により算定する。

第4節 診断^{せん}穿刺・検体採取料

通則

1 手術に当たって診断^{せん}穿刺又は検体採取を行った場合は算定しない。

2 処置の部と共通の項目は、同一日に算定できない。

区分

D 4 0 0 血液採取（1日につき）

1 静脈 40点

2 その他 6点

注 1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。

2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、35点を所定点数に加算する。

3 血液回路から採血した場合は算定しない。

D 4 0 1 脳室^{せん}穿刺 600点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

D 4 0 2 後頭下^{せん}穿刺 300点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

D 4 0 3 腰椎^{せん}穿刺、胸椎^{せん}穿刺、頸椎^{けい}穿刺^{せん}（脳脊髄圧測定を含む。） 312点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

D 4 0 4 骨髓^{せん}穿刺

1 胸骨 260点

2 その他 300点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

D 4 0 4－2 骨髓生検 730点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

通則

1 手術に当たって診断^{せん}穿刺又は検体採取を行った場合は算定しない。

2 処置の部と共通の項目は、同一日に算定できない。

区分

D 4 0 0 血液採取（1日につき）

1 静脈 40点

2 その他 6点

注 1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。

2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、35点を所定点数に加算する。

3 血液回路から採血した場合は算定しない。

D 4 0 1 脳室^{せん}穿刺 500点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

D 4 0 2 後頭下^{せん}穿刺 300点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

D 4 0 3 腰椎^{せん}穿刺、胸椎^{せん}穿刺、頸椎^{けい}穿刺^{せん}（脳脊髄圧測定を含む。） 260点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

D 4 0 4 骨髓^{せん}穿刺

1 胸骨 260点

2 その他 300点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

D 4 0 4－2 骨髓生検 730点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

D 4 0 5	関節 ^{せん} 穿刺（片側）	100点
	注 3歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。	
D 4 0 6	上顎洞 ^{せん} 穿刺（片側）	60点
D 4 0 6－2	扁桃 ^{へん} 周囲炎又は扁桃 ^{のう} 周囲膿瘍における試験 ^{せん} 穿刺（片側）	180点
D 4 0 7	腎 ^{のう} 嚢胞又は水腎症 ^{せん} 穿刺	240点
	注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。	
D 4 0 8	ダグラス ^か 窩 ^{せん} 穿刺	240点
D 4 0 9	リンパ ^{せん} 節等穿刺又は針生検	<u>240点</u>
D 4 0 9－2	センチネルリンパ ^{せん} 節生検（片側）	
1	併用法	5,000点
2	単独法	3,000点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、乳癌 ^{がん} の患者に対して、1については放射性同位元素及び色素を用いて行った場合に、2については放射性同位元素又は色素を用いて行った場合に算定する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。	
D 4 1 0	乳腺 ^{せん} 穿刺又は針生検（片側）	
1	生検針によるもの	690点
2	その他	200点
D 4 1 1	甲状腺 ^{せん} 穿刺又は針生検	150点
D 4 1 2	経皮的針生検法（透視、心電図検査及び超音波検査を含む。）	<u>1,920点</u>
D 4 1 2－2	経皮的腎生検法	<u>2,400点</u>
D 4 1 2－3	経頸 ^{けい} 静脈的肝生検	13,000点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医	

D 4 0 5	関節 ^{せん} 穿刺（片側）	100点
	注 3歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。	
D 4 0 6	上顎洞 ^{せん} 穿刺（片側）	60点
D 4 0 6－2	扁桃 ^{へん} 周囲炎又は扁桃 ^{のう} 周囲膿瘍における試験 ^{せん} 穿刺（片側）	180点
D 4 0 7	腎 ^{のう} 嚢胞又は水腎症 ^{せん} 穿刺	240点
	注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。	
D 4 0 8	ダグラス ^か 窩 ^{せん} 穿刺	240点
D 4 0 9	リンパ ^{せん} 節等穿刺又は針生検	<u>200点</u>
D 4 0 9－2	センチネルリンパ ^{せん} 節生検（片側）	
1	併用法	5,000点
2	単独法	3,000点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、乳癌 ^{がん} の患者に対して、1については放射性同位元素及び色素を用いて行った場合に、2については放射性同位元素又は色素を用いて行った場合に算定する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。	
D 4 1 0	乳腺 ^{せん} 穿刺又は針生検（片側）	
1	生検針によるもの	690点
2	その他	200点
D 4 1 1	甲状腺 ^{せん} 穿刺又は針生検	150点
D 4 1 2	経皮的針生検法（透視、心電図検査及び超音波検査を含む。）	<u>1,600点</u>
D 4 1 2－2	経皮的腎生検法	<u>2,000点</u>
D 4 1 2－3	経頸 ^{けい} 静脈的肝生検	13,000点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医	

療機関において行われる場合に限り算定する。	
D 4 1 3 前立腺針生検法	
1 MR I 撮影及び超音波検査融合画像によるもの	8,210点
2 その他のもの	1,848点
注 1 については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して実施した場合に限り算定する。	
D 4 1 4 内視鏡下生検法（1 臓器につき）	310点
D 4 1 4 - 2 超音波内視鏡下穿刺吸引生検法（EUS-FNA）	5,760点
D 4 1 5 経気管肺生検法	4,800点
注1 ガイドシースを用いた超音波断層法を併せて行った場合は、ガイドシース加算として、500点を所定点数に加算する。	
2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、CT透視下に当該検査を行った場合は、CT透視下気管支鏡検査加算として、1,000点を所定点数に加算する。	
3 プローブ型顕微内視鏡を用いて行った場合は、顕微内視鏡加算として、1,500点を所定点数に加算する。ただし、注1に規定するガイドシース加算は別に算定できない。	
D 4 1 5 - 2 超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法（EBUS-TBNA）	5,500点
D 4 1 5 - 3 経気管肺生検法（ナビゲーションによるもの）	5,500点
D 4 1 5 - 4 経気管肺生検法（仮想気管支鏡を用いた場合）	

療機関において行われる場合に限り算定する。	
D 4 1 3 前立腺針生検法	
1 MR I 撮影及び超音波検査融合画像によるもの	8,210点
2 その他のもの	1,540点
注 1 については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して実施した場合に限り算定する。	
D 4 1 4 内視鏡下生検法（1 臓器につき）	310点
D 4 1 4 - 2 超音波内視鏡下穿刺吸引生検法（EUS-FNA）	4,800点
D 4 1 5 経気管肺生検法	4,800点
注1 ガイドシースを用いた超音波断層法を併せて行った場合は、ガイドシース加算として、500点を所定点数に加算する。	
2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、CT透視下に当該検査を行った場合は、CT透視下気管支鏡検査加算として、1,000点を所定点数に加算する。	
3 プローブ型顕微内視鏡を用いて行った場合は、顕微内視鏡加算として、1,500点を所定点数に加算する。ただし、注1に規定するガイドシース加算は別に算定できない。	
D 4 1 5 - 2 超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法（EBUS-TBNA）	5,500点
D 4 1 5 - 3 経気管肺生検法（ナビゲーションによるもの）	5,500点
D 4 1 5 - 4 経気管肺生検法（仮想気管支鏡を用いた場合）	

	5,000点
注	ガイドシースを用いた超音波断層法を併せて行った場合は、ガイドシース加算として、500点を所定点数に加算する。
D 4 1 5 - 5	経気管支凍結生検法 5,500点
注	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
D 4 1 5 - 6	壁側胸膜凍結生検法 15,800点
注	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
D 4 1 6	臓器 ^{せん} 穿刺、組織採取
1	開胸によるもの 9,070点
2	開腹によるもの（腎を含む。） 5,550点
注	6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、2,000点を所定点数に加算する。
D 4 1 7	組織試験採取、切採法
1	皮膚（皮下、筋膜、 ^{けん} 腱及び ^{けんしよつ} 腱鞘を含む。） 500点
2	筋肉（心筋を除く。） 1,500点
3	骨、骨盤、脊椎 4,600点
4	眼
イ	後眼部 650点
ロ	その他（前眼部を含む。） 350点
5	耳 400点
6	鼻、副鼻腔 ^{くう} 400点
7	口腔 ^{くわう} 400点
8	咽頭、喉頭 650点
9	甲状腺 650点
10	乳腺 650点

	5,000点
注	ガイドシースを用いた超音波断層法を併せて行った場合は、ガイドシース加算として、500点を所定点数に加算する。
D 4 1 5 - 5	経気管支凍結生検法 5,500点
注	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
(新設)	
D 4 1 6	臓器 ^{せん} 穿刺、組織採取
1	開胸によるもの 9,070点
2	開腹によるもの（腎を含む。） 5,550点
注	6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、2,000点を所定点数に加算する。
D 4 1 7	組織試験採取、切採法
1	皮膚（皮下、筋膜、 ^{けん} 腱及び ^{けんしよつ} 腱鞘を含む。） 500点
2	筋肉（心筋を除く。） 1,500点
3	骨、骨盤、脊椎 4,600点
4	眼
イ	後眼部 650点
ロ	その他（前眼部を含む。） 350点
5	耳 400点
6	鼻、副鼻腔 ^{くう} 400点
7	口腔 ^{くわう} 400点
8	咽頭、喉頭 650点
9	甲状腺 650点
10	乳腺 650点

11	直腸	<u>780点</u>
12	精巣（ こっ 丸）、精巣上体（ こっ 副睪丸）	400点
13	末梢 しよっ 神経	1,620点
14	心筋	6,000点
注	6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。	
D 4 1 8	子宮腔部等からの検体採取	
1	子宮頸管粘液採取	40点
2	子宮腔部組織採取	200点
3	子宮内膜組織採取	370点
D 4 1 9	その他の検体採取	
1	胃液・十二指腸液採取（一連につき）	210点
2	胸水・腹水採取（簡単な液検査を含む。）	220点
注	6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、60点を所定点数に加算する。	
3	動脈血採取（1日につき）	60点
注1	血液回路から採血した場合は算定しない。	
2	6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、35点を所定点数に加算する。	
4	前房水採取	<u>504点</u>
注	6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、90点を所定点数に加算する。	
5	副腎静脈サンプリング（一連につき）	4,800点
注1	カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。	
2	エックス線撮影に用いられたフィルムの費	

11	直腸	<u>650点</u>
12	精巣（ こっ 丸）、精巣上体（ こっ 副睪丸）	400点
13	末梢 しよっ 神経	1,620点
14	心筋	6,000点
注	6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。	
D 4 1 8	子宮腔部等からの検体採取	
1	子宮頸管粘液採取	40点
2	子宮腔部組織採取	200点
3	子宮内膜組織採取	370点
D 4 1 9	その他の検体採取	
1	胃液・十二指腸液採取（一連につき）	210点
2	胸水・腹水採取（簡単な液検査を含む。）	220点
注	6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、60点を所定点数に加算する。	
3	動脈血採取（1日につき）	60点
注1	血液回路から採血した場合は算定しない。	
2	6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、35点を所定点数に加算する。	
4	前房水採取	<u>420点</u>
注	6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、90点を所定点数に加算する。	
5	副腎静脈サンプリング（一連につき）	4,800点
注1	カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。	
2	エックス線撮影に用いられたフィルムの費	

用は、区分番号E 4 0 0に掲げるフィルムの所定点数により算定する。

- 3 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、1,000点を所定点数に加算する。

6 鼻腔・咽頭拭い液採取 25点

D 4 1 9 - 2 眼内液（前房水・硝子体液）検査 1,000点

第5節 薬剤料

区分

D 5 0 0 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。

注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。

2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第6節 特定保険医療材料料

区分

D 6 0 0 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数

注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第4部 画像診断

通則

- 1 画像診断の費用は、第1節、第2節若しくは第3節の各区分の所定点数により、又は第1節、第2節若しくは第3節の各区分の所定点数及び第4節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 画像診断に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前号により算定した点数及び第5節の所定点数を合算した点数により算定する。

用は、区分番号E 4 0 0に掲げるフィルムの所定点数により算定する。

- 3 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、1,000点を所定点数に加算する。

6 鼻腔・咽頭拭い液採取 25点

D 4 1 9 - 2 眼内液（前房水・硝子体液）検査 1,000点

第5節 薬剤料

区分

D 5 0 0 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。

注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。

2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第6節 特定保険医療材料料

区分

D 6 0 0 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数

注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第4部 画像診断

通則

- 1 画像診断の費用は、第1節、第2節若しくは第3節の各区分の所定点数により、又は第1節、第2節若しくは第3節の各区分の所定点数及び第4節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 画像診断に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前号により算定した点数及び第5節の所定点数を合算した点数により算定する。

- 3 入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、当該保険医療機関内において撮影及び画像診断を行った場合は、時間外緊急院内画像診断加算として、1日につき110点を所定点数に加算する。
- 4 区分番号E001、E004、E102及びE203に掲げる画像診断については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算1として、区分番号E001又はE004に掲げる画像診断、区分番号E102に掲げる画像診断及び区分番号E203に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り70点を所定点数に加算する。ただし、画像診断管理加算2、画像診断管理加算2（一部委託を行う場合）、画像診断管理加算3又は画像診断管理加算4を算定する場合はこの限りでない。
- 5 区分番号E102及びE203に掲げる画像診断については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算2、画像診断管理加算3又は画像診断管理加算4として、区分番号E102に掲げる画像診断及び区分番号E203に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り175点、235点又は340点を所定点数に加算する。
- 6 遠隔画像診断による画像診断（区分番号E001、E004、E102又はE203に限る。）を行った場合については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間で行われた場合に限り算定する。この場合において、受信側の保険医療

- 3 入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、当該保険医療機関内において撮影及び画像診断を行った場合は、時間外緊急院内画像診断加算として、1日につき110点を所定点数に加算する。
- 4 区分番号E001、E004、E102及びE203に掲げる画像診断については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算1として、区分番号E001又はE004に掲げる画像診断、区分番号E102に掲げる画像診断及び区分番号E203に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り70点を所定点数に加算する。ただし、画像診断管理加算2、画像診断管理加算3又は画像診断管理加算4を算定する場合はこの限りでない。
- 5 区分番号E102及びE203に掲げる画像診断については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算2、画像診断管理加算3又は画像診断管理加算4として、区分番号E102に掲げる画像診断及び区分番号E203に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り175点、235点又は340点を所定点数に加算する。
- 6 遠隔画像診断による画像診断（区分番号E001、E004、E102又はE203に限る。）を行った場合については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間で行われた場合に限り算定する。この場合において、受信側の保険医療

機関が通則第4号本文の届出を行った保険医療機関であり、当該保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、その結果を送信側の保険医療機関に文書等により報告した場合は、区分番号E001又はE004に掲げる画像診断、区分番号E102に掲げる画像診断及び区分番号E203に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り、画像診断管理加算1を算定することができる。ただし、画像診断管理加算2、画像診断管理加算2（一部委託を行う場合）、画像診断管理加算3又は画像診断管理加算4を算定する場合はこの限りでない。

7 遠隔画像診断による画像診断（区分番号E102及びE203に限る。）を通則第6号本文に規定する保険医療機関間で行った場合であって、送信側の保険医療機関が画像診断管理加算2の届出を行った保険医療機関であり、かつ、受信側の保険医療機関が画像診断管理加算2、画像診断管理加算3又は画像診断管理加算4の届出を行った保険医療機関である場合において、受信側の当該保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、その結果を送信側の保険医療機関に文書等により報告した場合は、通則第5号の規定にかかわらず、区分番号E102に掲げる画像診断及び区分番号E203に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り、画像診断管理加算2（一部委託を行う場合）として、166点を所定点数に加算する。この場合、送信側の保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合においても、画像診断管理加算2（一部委託を行う場合）を算定する。

8 遠隔画像診断による画像診断（区分番号E102及びE203に限る。）を通則第6号本文に規定する保険医療機関間で行った場合（通則第7号に規定する場合を除く。）であって、受信側の保険医療機関が通則第5号の届出を行った保険

機関が通則第4号本文の届出を行った保険医療機関であり、当該保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、その結果を送信側の保険医療機関に文書等により報告した場合は、区分番号E001又はE004に掲げる画像診断、区分番号E102に掲げる画像診断及び区分番号E203に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り、画像診断管理加算1を算定することができる。ただし、画像診断管理加算2、画像診断管理加算3又は画像診断管理加算4を算定する場合はこの限りでない。

（新設）

7 遠隔画像診断による画像診断（区分番号E102及びE203に限る。）を通則第6号本文に規定する保険医療機関間で行った場合であって、受信側の保険医療機関が通則第5号の届出を行った保険医療機関であり、当該保険医療機関にお

医療機関であり、当該保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、その結果を送信側の保険医療機関に文書等により報告した場合は、区分番号E 1 0 2に掲げる画像診断及び区分番号E 2 0 3に掲げる画像診断のそれぞれについて月 1 回に限り、画像診断管理加算 2、画像診断管理加算 3 又は画像診断管理加算 4 を算定することができる。

第 1 節 エックス線診断料

通則

- 1 エックス線診断の費用は、区分番号E 0 0 0に掲げる透視診断若しくは区分番号E 0 0 1に掲げる写真診断の各区分の所定点数、区分番号E 0 0 1に掲げる写真診断及び区分番号E 0 0 2に掲げる撮影の各区分の所定点数を合算した点数若しくは区分番号E 0 0 1に掲げる写真診断、区分番号E 0 0 2に掲げる撮影及び区分番号E 0 0 3に掲げる造影剤注入手技の各区分の所定点数を合算した点数又はこれらの点数を合算した点数により算定する。
- 2 同一の部位につき、同時に 2 以上のエックス線撮影を行った場合における写真診断の費用は、第 1 の診断については区分番号E 0 0 1に掲げる写真診断の各所定点数により、第 2 の診断以後の診断については同区分番号の各所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。
- 3 同一の部位につき、同時に 2 枚以上のフィルムを使用して同一の方法により、撮影を行った場合における写真診断及び撮影の費用は、区分番号E 0 0 1に掲げる写真診断の 2 及び 4 並びに区分番号E 0 0 2に掲げる撮影の 2 及び 4 並びに注 4 及び注 5 に掲げる場合を除き、第 1 枚目の写真診断及び撮影の費用については区分番号E 0 0 1に掲げる写真診断及び区分番号E 0 0 2に掲げる撮影の各所定点数により、第 2 枚目から第 5 枚目までの写真診断及び撮影の費用については区分番号E 0 0 1に掲げる写真診断及び区分番号E 0 0 2に掲

いて画像診断を専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、その結果を送信側の保険医療機関に文書等により報告した場合は、区分番号E 1 0 2に掲げる画像診断及び区分番号E 2 0 3に掲げる画像診断のそれぞれについて月 1 回に限り、画像診断管理加算 2、画像診断管理加算 3 又は画像診断管理加算 4 を算定することができる。

第 1 節 エックス線診断料

通則

- 1 エックス線診断の費用は、区分番号E 0 0 0に掲げる透視診断若しくは区分番号E 0 0 1に掲げる写真診断の各区分の所定点数、区分番号E 0 0 1に掲げる写真診断及び区分番号E 0 0 2に掲げる撮影の各区分の所定点数を合算した点数若しくは区分番号E 0 0 1に掲げる写真診断、区分番号E 0 0 2に掲げる撮影及び区分番号E 0 0 3に掲げる造影剤注入手技の各区分の所定点数を合算した点数又はこれらの点数を合算した点数により算定する。
- 2 同一の部位につき、同時に 2 以上のエックス線撮影を行った場合における写真診断の費用は、第 1 の診断については区分番号E 0 0 1に掲げる写真診断の各所定点数により、第 2 の診断以後の診断については同区分番号の各所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。
- 3 同一の部位につき、同時に 2 枚以上のフィルムを使用して同一の方法により、撮影を行った場合における写真診断及び撮影の費用は、区分番号E 0 0 1に掲げる写真診断の 2 及び 4 並びに区分番号E 0 0 2に掲げる撮影の 2 及び 4 並びに注 4 及び注 5 に掲げる場合を除き、第 1 枚目の写真診断及び撮影の費用については区分番号E 0 0 1に掲げる写真診断及び区分番号E 0 0 2に掲げる撮影の各所定点数により、第 2 枚目から第 5 枚目までの写真診断及び撮影の費用については区分番号E 0 0 1に掲げる写真診断及び区分番号E 0 0 2に掲

げる撮影の各所定点数の100分の50に相当する点数により算定し、第6枚目以後の写真診断及び撮影については算定しない。

- 4 撮影した画像を電子化して管理及び保存した場合においては、電子画像管理加算として、前3号までにより算定した点数に、一連の撮影について次の点数を加算する。ただし、この場合において、フィルムの費用は、算定できない。

イ 単純撮影の場合	57点
ロ 特殊撮影の場合	58点
ハ 造影剤使用撮影の場合	66点
ニ 乳房撮影の場合	54点

- 5 特定機能病院である保険医療機関における入院中の患者に係るエックス線診断料は、区分番号E 0 0 4に掲げる基本的エックス線診断料の所定点数及び当該所定点数に含まれない各項目の所定点数により算定する。

区分

E 0 0 0 透視診断 110点

E 0 0 1 写真診断

1 単純撮影

イ 頭部、胸部、腹部又は脊椎 85点

ロ その他 43点

2 特殊撮影（一連につき） 96点

3 造影剤使用撮影 72点

4 乳房撮影（一連につき） 306点

注 間接撮影を行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

E 0 0 2 撮影

1 単純撮影

イ アナログ撮影 60点

ロ デジタル撮影 68点

2 特殊撮影（一連につき）

げる撮影の各所定点数の100分の50に相当する点数により算定し、第6枚目以後の写真診断及び撮影については算定しない。

- 4 撮影した画像を電子化して管理及び保存した場合においては、電子画像管理加算として、前3号までにより算定した点数に、一連の撮影について次の点数を加算する。ただし、この場合において、フィルムの費用は、算定できない。

イ 単純撮影の場合	57点
ロ 特殊撮影の場合	58点
ハ 造影剤使用撮影の場合	66点
ニ 乳房撮影の場合	54点

- 5 特定機能病院である保険医療機関における入院中の患者に係るエックス線診断料は、区分番号E 0 0 4に掲げる基本的エックス線診断料の所定点数及び当該所定点数に含まれない各項目の所定点数により算定する。

区分

E 0 0 0 透視診断 110点

E 0 0 1 写真診断

1 単純撮影

イ 頭部、胸部、腹部又は脊椎 85点

ロ その他 43点

2 特殊撮影（一連につき） 96点

3 造影剤使用撮影 72点

4 乳房撮影（一連につき） 306点

注 間接撮影を行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

E 0 0 2 撮影

1 単純撮影

イ アナログ撮影 60点

ロ デジタル撮影 68点

2 特殊撮影（一連につき）

イ	アナログ撮影	260点
ロ	デジタル撮影	270点
3	造影剤使用撮影	
イ	アナログ撮影	144点
ロ	デジタル撮影	154点
4	乳房撮影（一連につき）	
イ	アナログ撮影	192点
ロ	デジタル撮影	202点
注1	間接撮影を行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。	
2	新生児、3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）又は3歳以上6歳未満の幼児に対して撮影を行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、当該撮影の所定点数にそれぞれ所定点数の100分の80、100分の50又は100分の30に相当する点数を加算する。	
3	造影剤使用撮影について、脳脊髄腔造影剤使用撮影を行った場合は、脳脊髄腔造影剤使用撮影加算として、148点を所定点数に加算する。	
4	造影剤使用撮影について、心臓及び冠動脈造影を行った場合は、一連につき区分番号D206に掲げる心臓カテーテル法による諸検査の所定点数により算定するものとし、造影剤使用撮影に係る費用及び造影剤注入手技に係る費用は含まれるものとする。	
5	造影剤使用撮影について、胆管・膵管造影法を行った場合は、画像診断に係る費用も含め、一連につき区分番号D308に掲げる胃・十二指腸ファイバースコープの所定点数（加算を含む。）により算定する。	
6	乳房撮影（一連につき）について、乳房トモ	

イ	アナログ撮影	260点
ロ	デジタル撮影	270点
3	造影剤使用撮影	
イ	アナログ撮影	144点
ロ	デジタル撮影	154点
4	乳房撮影（一連につき）	
イ	アナログ撮影	192点
ロ	デジタル撮影	202点
注1	間接撮影を行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。	
2	新生児、3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）又は3歳以上6歳未満の幼児に対して撮影を行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、当該撮影の所定点数にそれぞれ所定点数の100分の80、100分の50又は100分の30に相当する点数を加算する。	
3	造影剤使用撮影について、脳脊髄腔造影剤使用撮影を行った場合は、脳脊髄腔造影剤使用撮影加算として、148点を所定点数に加算する。	
4	造影剤使用撮影について、心臓及び冠動脈造影を行った場合は、一連につき区分番号D206に掲げる心臓カテーテル法による諸検査の所定点数により算定するものとし、造影剤使用撮影に係る費用及び造影剤注入手技に係る費用は含まれるものとする。	
5	造影剤使用撮影について、胆管・膵管造影法を行った場合は、画像診断に係る費用も含め、一連につき区分番号D308に掲げる胃・十二指腸ファイバースコープの所定点数（加算を含む。）により算定する。	
6	乳房撮影（一連につき）について、乳房トモ	

シンセシス撮影を行った場合は、乳房トモシンセシス加算として、100点を所定点数に加算する。

E 0 0 3 造影剤注入手技

1 点滴注射

区分番号G 0 0 4に掲げる点滴注射の所定点数

2 動脈注射

区分番号G 0 0 2に掲げる動脈注射の所定点数

3 動脈造影カテーテル法

イ 主要血管の分枝血管を選択的に造影撮影した場合 4,320点

注1 血流予備能測定検査を実施した場合は、血流予備能測定検査加算として、400点を所定点数に加算する。

2 頸動脈閉塞試験（マタス試験）を実施した場合は、頸動脈閉塞試験加算として、1,000点を所定点数に加算する。

ロ イ以外の場合 1,180点

注 血流予備能測定検査を実施した場合は、血流予備能測定検査加算として、400点を所定点数に加算する。

4 静脈造影カテーテル法 3,600点

5 内視鏡下の造影剤注入

イ 気管支ファイバースコープ挿入

区分番号D 3 0 2に掲げる気管支ファイバースコープの所定点数

ロ 尿管カテーテル法（両側）

区分番号D 3 1 8に掲げる尿管カテーテル法の所定点数

6 腔内注入及び^{せん}穿刺注入

イ 注腸 360点

シンセシス撮影を行った場合は、乳房トモシンセシス加算として、100点を所定点数に加算する。

E 0 0 3 造影剤注入手技

1 点滴注射

区分番号G 0 0 4に掲げる点滴注射の所定点数

2 動脈注射

区分番号G 0 0 2に掲げる動脈注射の所定点数

3 動脈造影カテーテル法

イ 主要血管の分枝血管を選択的に造影撮影した場合 3,600点

注1 血流予備能測定検査を実施した場合は、血流予備能測定検査加算として、400点を所定点数に加算する。

2 頸動脈閉塞試験（マタス試験）を実施した場合は、頸動脈閉塞試験加算として、1,000点を所定点数に加算する。

ロ イ以外の場合 1,180点

注 血流予備能測定検査を実施した場合は、血流予備能測定検査加算として、400点を所定点数に加算する。

4 静脈造影カテーテル法 3,600点

5 内視鏡下の造影剤注入

イ 気管支ファイバースコープ挿入

区分番号D 3 0 2に掲げる気管支ファイバースコープの所定点数

ロ 尿管カテーテル法（両側）

区分番号D 3 1 8に掲げる尿管カテーテル法の所定点数

6 腔内注入及び^{せん}穿刺注入

イ 注腸 300点

	ロ その他のもの	120点
	7 ^{せん} 嚥下造影	240点
E 0 0 4	基本的エックス線診断料（1日につき）	
	1 入院の日から起算して4週間以内の期間	55点
	2 入院の日から起算して4週間を超えた期間	40点
	注1 特定機能病院である保険医療機関において、入院中の患者に対して行ったエックス線診断について算定する。	
	2 次に掲げるエックス線診断の費用は所定点数に含まれるものとする。	
	イ 区分番号E 0 0 1に掲げる写真診断の1に掲げるもの（間接撮影の場合を含む。）	
	ロ 区分番号E 0 0 2に掲げる撮影の1に掲げるもの（間接撮影の場合を含む。）	
	3 療養病棟、結核病棟又は精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するH I V感染者療養環境特別加算、特定感染症患者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算又は同部第3節に規定する特定入院料を算定している患者については適用しない。	
	第2節 核医学診断料	
通則		
	1 同一のラジオアイソトープを用いて、区分番号D 2 9 2に掲げる体外からの計測によらない諸検査若しくは区分番号D 2 9 3に掲げるシンチグラム（画像を伴わないもの）の項に掲げる検査又は区分番号E 1 0 0からE 1 0 1－4までに掲げる核医学診断のうちいずれか2以上を行った場合は、主たる検査又は核医学診断に係るいずれかの所定点数のみにより算定する。	
	2 核医学診断の費用は、区分番号E 1 0 0からE 1 0 1－5	

	ロ その他のもの	120点
	7 ^{せん} 嚥下造影	240点
E 0 0 4	基本的エックス線診断料（1日につき）	
	1 入院の日から起算して4週間以内の期間	55点
	2 入院の日から起算して4週間を超えた期間	40点
	注1 特定機能病院である保険医療機関において、入院中の患者に対して行ったエックス線診断について算定する。	
	2 次に掲げるエックス線診断の費用は所定点数に含まれるものとする。	
	イ 区分番号E 0 0 1に掲げる写真診断の1に掲げるもの（間接撮影の場合を含む。）	
	ロ 区分番号E 0 0 2に掲げる撮影の1に掲げるもの（間接撮影の場合を含む。）	
	3 療養病棟、結核病棟又は精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するH I V感染者療養環境特別加算、特定感染症患者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算又は同部第3節に規定する特定入院料を算定している患者については適用しない。	
	第2節 核医学診断料	
通則		
	1 同一のラジオアイソトープを用いて、区分番号D 2 9 2に掲げる体外からの計測によらない諸検査若しくは区分番号D 2 9 3に掲げるシンチグラム（画像を伴わないもの）の項に掲げる検査又は区分番号E 1 0 0からE 1 0 1－4までに掲げる核医学診断のうちいずれか2以上を行った場合は、主たる検査又は核医学診断に係るいずれかの所定点数のみにより算定する。	
	2 核医学診断の費用は、区分番号E 1 0 0からE 1 0 1－5	

までに掲げる各区分の所定点数及び区分番号E102に掲げる核医学診断の所定点数を合算した点数により算定する。

- 3 撮影した画像を電子化して管理及び保存した場合においては、電子画像管理加算として、前2号により算定した点数に、一連の撮影について1回に限り、120点を所定点数に加算する。ただし、この場合において、フィルムの費用は算定できない。

区分

E100 シンチグラム（画像を伴うもの）

1 部分（静態）（一連につき）	1,300点
2 部分（動態）（一連につき）	1,800点
3 全身（一連につき）	2,200点

注1 同一のラジオアイソトープを使用して数部位又は数回にわたってシンチグラム検査を行った場合においても、一連として扱い、主たる点数をもって算定する。

- 2 甲状腺シンチグラム検査に当たって、甲状腺ラジオアイソトープ摂取率を測定した場合は、甲状腺ラジオアイソトープ摂取率測定加算として、100点を所定点数に加算する。

- 3 新生児、3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）又は3歳以上6歳未満の幼児に対してシンチグラムを行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、当該シンチグラムの所定点数にそれぞれ所定点数の100分の80、100分の50又は100分の30に相当する点数を加算する。

- 4 ラジオアイソトープの注入手技料は、所定点数に含まれるものとする。

E101 シングルホトンエミッションコンピューター断層撮影（同一のラジオアイソトープを用いた一連の検査につき

までに掲げる各区分の所定点数及び区分番号E102に掲げる核医学診断の所定点数を合算した点数により算定する。

- 3 撮影した画像を電子化して管理及び保存した場合においては、電子画像管理加算として、前2号により算定した点数に、一連の撮影について1回に限り、120点を所定点数に加算する。ただし、この場合において、フィルムの費用は算定できない。

区分

E100 シンチグラム（画像を伴うもの）

1 部分（静態）（一連につき）	1,300点
2 部分（動態）（一連につき）	1,800点
3 全身（一連につき）	2,200点

注1 同一のラジオアイソトープを使用して数部位又は数回にわたってシンチグラム検査を行った場合においても、一連として扱い、主たる点数をもって算定する。

- 2 甲状腺シンチグラム検査に当たって、甲状腺ラジオアイソトープ摂取率を測定した場合は、甲状腺ラジオアイソトープ摂取率測定加算として、100点を所定点数に加算する。

- 3 新生児、3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）又は3歳以上6歳未満の幼児に対してシンチグラムを行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、当該シンチグラムの所定点数にそれぞれ所定点数の100分の80、100分の50又は100分の30に相当する点数を加算する。

- 4 ラジオアイソトープの注入手技料は、所定点数に含まれるものとする。

E101 シングルホトンエミッションコンピューター断層撮影（同一のラジオアイソトープを用いた一連の検査につき

)	1,800点
注1 甲状腺シンチグラム検査に当たって、甲状腺ラジオアイソトープ摂取率を測定した場合は、甲状腺ラジオアイソトープ摂取率測定加算として、100点を所定点数に加算する。	
2 新生児、3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）又は3歳以上6歳未満の幼児に対して断層撮影を行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、所定点数にそれぞれ所定点数の100分の80、100分の50又は100分の30に相当する点数を加算する。	
3 負荷試験を行った場合は、負荷の種類又は測定回数にかかわらず、断層撮影負荷試験加算として、所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
4 ラジオアイソトープの注入手技料は、所定点数に含まれるものとする。	
E101-2 ポジトロン断層撮影	
1 ^{15}O 標識ガス剤を用いた場合（一連の検査につき）	7,000点
2 ^{18}F DGを用いた場合（一連の検査につき）	7,500点
3 ^{13}N 標識アンモニア剤を用いた場合（一連の検査につき）	9,000点
4 ^{18}F 標識フルシクロピンを用いた場合（一連の検査につき）	2,500点
5 アミロイドPETイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）	
イ 放射性医薬品合成設備を用いた場合	12,500点
ロ イ以外の場合	2,600点

)	1,800点
注1 甲状腺シンチグラム検査に当たって、甲状腺ラジオアイソトープ摂取率を測定した場合は、甲状腺ラジオアイソトープ摂取率測定加算として、100点を所定点数に加算する。	
2 新生児、3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）又は3歳以上6歳未満の幼児に対して断層撮影を行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、所定点数にそれぞれ所定点数の100分の80、100分の50又は100分の30に相当する点数を加算する。	
3 負荷試験を行った場合は、負荷の種類又は測定回数にかかわらず、断層撮影負荷試験加算として、所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
4 ラジオアイソトープの注入手技料は、所定点数に含まれるものとする。	
E101-2 ポジトロン断層撮影	
1 ^{15}O 標識ガス剤を用いた場合（一連の検査につき）	7,000点
2 ^{18}F DGを用いた場合（一連の検査につき）	7,500点
3 ^{13}N 標識アンモニア剤を用いた場合（一連の検査につき）	9,000点
4 ^{18}F 標識フルシクロピンを用いた場合（一連の検査につき）	2,500点
5 アミロイドPETイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）	
イ 放射性医薬品合成設備を用いた場合	12,500点
ロ イ以外の場合	2,600点

6 P S M A イメージング剤を用いた場合（一連の検査につき） 2,780点

注1 ^{15}O 標識ガス剤の合成及び吸入、 ^{18}F D G の合成及び注入、 ^{13}N 標識アンモニア剤の合成及び注入、 ^{18}F 標識フルシクロビンの注入、アミロイド P E T イメージング剤の合成（放射性医薬品合成設備を用いた場合に限る。）及び注入並びに P S M A イメージング剤の調製及び注入に要する費用は、所定点数に含まれる。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

4 1 から 4 までについては、新生児、3 歳未満の乳幼児（新生児を除く。）又は 3 歳以上 6 歳未満の幼児に対して断層撮影を行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、1,600点、1,000点又は600点を所定点数に加算する。ただし、注3の規定により所定点数を算定する場合においては、1,280点、800点又は480点を所定点数に加算する。

E 1 0 1 - 3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（一連の検査につき）

1 ^{15}O 標識ガス剤を用いた場合（一連の検査につき） 7,625点

2 ^{18}F D G を用いた場合（一連の検査につき）

（新設）

注1 ^{15}O 標識ガス剤の合成及び吸入、 ^{18}F D G の合成及び注入、 ^{13}N 標識アンモニア剤の合成及び注入、 ^{18}F 標識フルシクロビンの注入並びにアミロイド P E T イメージング剤の合成（放射性医薬品合成設備を用いた場合に限る。）及び注入に要する費用は、所定点数に含まれる。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

4 1 から 4 までについては、新生児、3 歳未満の乳幼児（新生児を除く。）又は 3 歳以上 6 歳未満の幼児に対して断層撮影を行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、1,600点、1,000点又は600点を所定点数に加算する。ただし、注3の規定により所定点数を算定する場合においては、1,280点、800点又は480点を所定点数に加算する。

E 1 0 1 - 3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（一連の検査につき）

1 ^{15}O 標識ガス剤を用いた場合（一連の検査につき） 7,625点

2 ^{18}F D G を用いた場合（一連の検査につき）

- 8, 625点
- 3 ^{18}F 標識フルシクロビンを用いた場合（一連の検査につき） 3, 625点
- 4 アミロイドPETイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）
- イ 放射性医薬品合成設備を用いた場合 13, 625点
- ロ イ以外の場合 3, 725点
- 5 PSMAイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき） 3, 905点
- 注1 ^{15}O 標識ガス剤の合成及び吸入、 ^{18}F DGの合成及び注入、 ^{18}F 標識フルシクロビンの注入、アミロイドPETイメージング剤の合成（放射性医薬品合成設備を用いた場合に限る。）及び注入並びにPSMAイメージング剤の調製及び注入に要する費用は、所定点数に含まれる。
- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。
- 4 1 から 3 までについては、新生児、3 歳未満の乳幼児（新生児を除く。）又は 3 歳以上 6 歳未満の幼児に対して断層撮影を行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、1, 600点、1, 000点又は600点を所定点数に加算する。ただし、注 3 の規定により所定点数を算

- 8, 625点
- 3 ^{18}F 標識フルシクロビンを用いた場合（一連の検査につき） 3, 625点
- 4 アミロイドPETイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）
- イ 放射性医薬品合成設備を用いた場合 13, 625点
- ロ イ以外の場合 3, 725点
- (新設)
- 注1 ^{15}O 標識ガス剤の合成及び吸入、 ^{18}F DGの合成及び注入、 ^{18}F 標識フルシクロビンの注入並びにアミロイドPETイメージング剤の合成（放射性医薬品合成設備を用いた場合に限る。）及び注入に要する費用は、所定点数に含まれる。
- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。
- 4 1 から 3 までについては、新生児、3 歳未満の乳幼児（新生児を除く。）又は 3 歳以上 6 歳未満の幼児に対して断層撮影を行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、1, 600点、1, 000点又は600点を所定点数に加算する。ただし、注 3 の規定により所定点数を算

定する場合においては、1,280点、800点又は480点を所定点数に加算する。

E101-4 ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（一連の検査につき）

1 ^{18}F FDGを用いた場合（一連の検査につき）
9,160点

2 ^{18}F 標識フルシクロピンを用いた場合（一連の検査につき）
4,160点

3 アミロイドPETイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）

イ 放射性医薬品合成設備を用いた場合
14,160点

ロ イ以外の場合
4,260点

4 PSMAイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）
4,440点

注1 ^{18}F FDGの合成及び注入、 ^{18}F 標識フルシクロピンの注入、アミロイドPETイメージング剤の合成（放射性医薬品合成設備を用いた場合に限る。）及び注入並びにPSMAイメージング剤の調製及び注入に要する費用は、所定点数に含まれる。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

4 1及び2については、新生児、3歳未満の乳

定する場合においては、1,280点、800点又は480点を所定点数に加算する。

E101-4 ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（一連の検査につき）

1 ^{18}F FDGを用いた場合（一連の検査につき）
9,160点

2 ^{18}F 標識フルシクロピンを用いた場合（一連の検査につき）
4,160点

3 アミロイドPETイメージング剤を用いた場合（一連の検査につき）

イ 放射性医薬品合成設備を用いた場合
14,160点

ロ イ以外の場合
4,260点
（新設）

注1 ^{18}F FDGの合成及び注入、 ^{18}F 標識フルシクロピンの注入並びにアミロイドPETイメージング剤の合成（放射性医薬品合成設備を用いた場合に限る。）及び注入に要する費用は、所定点数に含まれる。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

4 1及び2については、新生児、3歳未満の乳

幼児（新生児を除く。）又は3歳以上6歳未満の幼児に対して断層撮影を行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、1,600点、1,000点又は600点を所定点数に加算する。ただし、注3の規定により所定点数を算定する場合においては、1,280点、800点又は480点を所定点数に加算する。

E101-5 乳房用ポジトロン断層撮影 4,000点

注1 ¹⁸F DGの合成及び注入に要する費用は、所定点数に含まれる。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

E102 核医学診断

1 区分番号E101-2に掲げるポジトロン断層撮影、E101-3に掲げるポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影（一連の検査につき）、E101-4に掲げるポジトロン断層・磁気共鳴コンピュータ断層複合撮影（一連の検査につき）及びE101-5に掲げる乳房用ポジトロン断層撮影の場合 450点

2 1以外の場合 370点

注 行った核医学診断の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定できるものとする。

第3節 コンピューター断層撮影診断料

幼児（新生児を除く。）又は3歳以上6歳未満の幼児に対して断層撮影を行った場合は、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、1,600点、1,000点又は600点を所定点数に加算する。ただし、注3の規定により所定点数を算定する場合においては、1,280点、800点又は480点を所定点数に加算する。

E101-5 乳房用ポジトロン断層撮影 4,000点

注1 ¹⁸F DGの合成及び注入に要する費用は、所定点数に含まれる。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

E102 核医学診断

1 区分番号E101-2に掲げるポジトロン断層撮影、E101-3に掲げるポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影（一連の検査につき）、E101-4に掲げるポジトロン断層・磁気共鳴コンピュータ断層複合撮影（一連の検査につき）及びE101-5に掲げる乳房用ポジトロン断層撮影の場合 450点

2 1以外の場合 370点

注 行った核医学診断の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定できるものとする。

第3節 コンピューター断層撮影診断料

通則

- 1 コンピューター断層撮影診断の費用は、区分番号E 2 0 0 に掲げるコンピューター断層撮影（C T 撮影）、区分番号E 2 0 1 に掲げる非放射性キセノン脳血流動態検査又は区分番号E 2 0 2 に掲げる磁気共鳴コンピューター断層撮影（MR I 撮影）の各区分の所定点数、E 2 0 0 - 2 に掲げる血流予備量比コンピューター断層撮影解析の所定点数及び区分番号E 2 0 3 に掲げるコンピューター断層診断の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 区分番号E 2 0 0 に掲げるコンピューター断層撮影（C T 撮影）及び区分番号E 2 0 2 に掲げる磁気共鳴コンピューター断層撮影（MR I 撮影）を同一月に2回以上行った場合は、当該月の2回目以降の断層撮影については、所定点数にかかわらず、一連につき所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。
- 3 撮影した画像を電子化して管理及び保存した場合においては、電子画像管理加算として、前2号により算定した点数に、一連の撮影について1回に限り、120点を所定点数に加算する。ただし、この場合において、フィルムの費用は算定できない。
- 4 新生児、3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）又は3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号E 2 0 0、区分番号E 2 0 1又は区分番号E 2 0 2に掲げるコンピューター断層撮影を行った場合（頭部外傷に対してコンピューター断層撮影を行った場合を除く。）にあつては、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、それぞれ所定点数の100分の80、100分の50又は100分の30に相当する点数を、頭部外傷に対してコンピューター断層撮影を行った場合にあつては、新生児頭部外傷撮影加算、乳幼児頭部外傷撮影加算又は幼児頭部外傷撮影加算として、それぞれ所定点数の100分の85、100分の55又は100分の35に相当する点数を加算する。

通則

- 1 コンピューター断層撮影診断の費用は、区分番号E 2 0 0 に掲げるコンピューター断層撮影（C T 撮影）、区分番号E 2 0 0 - 2 に掲げる血流予備量比コンピューター断層撮影、区分番号E 2 0 1 に掲げる非放射性キセノン脳血流動態検査又は区分番号E 2 0 2 に掲げる磁気共鳴コンピューター断層撮影（MR I 撮影）の各区分の所定点数及び区分番号E 2 0 3 に掲げるコンピューター断層診断の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 区分番号E 2 0 0 に掲げるコンピューター断層撮影（C T 撮影）及び区分番号E 2 0 2 に掲げる磁気共鳴コンピューター断層撮影（MR I 撮影）を同一月に2回以上行った場合は、当該月の2回目以降の断層撮影については、所定点数にかかわらず、一連につき所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。
- 3 撮影した画像を電子化して管理及び保存した場合においては、電子画像管理加算として、前2号により算定した点数に、一連の撮影について1回に限り、120点を所定点数に加算する。ただし、この場合において、フィルムの費用は算定できない。
- 4 新生児、3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）又は3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号E 2 0 0、区分番号E 2 0 1又は区分番号E 2 0 2に掲げるコンピューター断層撮影を行った場合（頭部外傷に対してコンピューター断層撮影を行った場合を除く。）にあつては、新生児加算、乳幼児加算又は幼児加算として、それぞれ所定点数の100分の80、100分の50又は100分の30に相当する点数を、頭部外傷に対してコンピューター断層撮影を行った場合にあつては、新生児頭部外傷撮影加算、乳幼児頭部外傷撮影加算又は幼児頭部外傷撮影加算として、それぞれ所定点数の100分の85、100分の55又は100分の35に相当する点数を加算する。

E 2 0 0 コンピューター断層撮影（C T 撮影）（一連につき）

1 C T 撮影

イ 128列以上のマルチスライス型の機器による
場合

(1) 共同利用施設において行われる場合

1,120点

(2) その他の場合 1,100点

ロ 64列以上128列未満のマルチスライス型の機器による場合

(1) 共同利用施設において行われる場合

1,020点

(2) その他の場合 1,000点

ハ 16列以上64列未満のマルチスライス型の機器による場合 900点

ニ 4列以上16列未満のマルチスライス型の機器による場合 750点

ホ イからニまで以外の場合 560点

2 脳槽C T 撮影（造影を含む。） 2,300点

注1 C T 撮影のイからニまでについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

2 C T 撮影及び脳槽C T 撮影（造影を含む。）に掲げる撮影のうち2以上のものを同時に行った場合にあつては、主たる撮影の所定点数のみにより算定する。

3 C T 撮影について造影剤を使用した場合は、造影剤使用加算として、500点を所定点数に加算する。この場合において、造影剤注入手技料及び麻酔料（区分番号L 0 0 8に掲げる声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環

E 2 0 0 コンピューター断層撮影（C T 撮影）（一連につき）

1 C T 撮影

（新設）

イ 64列以上のマルチスライス型の機器による場合

(1) 共同利用施設において行われる場合

1,020点

(2) その他の場合 1,000点

ロ 16列以上64列未満のマルチスライス型の機器による場合 900点

ハ 4列以上16列未満のマルチスライス型の機器による場合 750点

ニ イ、ロ又はハ以外の場合 560点

2 脳槽C T 撮影（造影を含む。） 2,300点

注1 C T 撮影のイ、ロ及びハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

2 C T 撮影及び脳槽C T 撮影（造影を含む。）に掲げる撮影のうち2以上のものを同時に行った場合にあつては、主たる撮影の所定点数のみにより算定する。

3 C T 撮影について造影剤を使用した場合は、造影剤使用加算として、500点を所定点数に加算する。この場合において、造影剤注入手技料及び麻酔料（区分番号L 0 0 8に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を除

環式全身麻酔を除く。)は、加算点数に含まれるものとする。

- 4 CT撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、冠動脈のCT撮影を行った場合は、冠動脈CT撮影加算として、600点を所定点数に加算する。
- 5 脳槽CT撮影（造影を含む。）に係る造影剤注入手技料及び麻酔料（区分番号L008に掲げる声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔を除く。）は、所定点数に含まれるものとする。
- 6 CT撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、全身外傷に対して行った場合には、外傷全身CT加算として、800点を所定点数に加算する。
- 7 CT撮影のイ、ロ又はハについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、大腸のCT撮影（炭酸ガス等の注入を含む。）を行った場合は、大腸CT撮影加算として、それぞれ620点又は500点を所定点数に加算する。この場合において、造影剤注入手技料及び麻酔料（区分番号L008に掲げる声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔を除く。）は、所定点数に含まれるものとする。
- 8 CT撮影のイの(ⅰ) 又はロの(ⅰ)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合又は診断撮影機器

く。)は、加算点数に含まれるものとする。

- 4 CT撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、冠動脈のCT撮影を行った場合は、冠動脈CT撮影加算として、600点を所定点数に加算する。
- 5 脳槽CT撮影（造影を含む。）に係る造影剤注入手技料及び麻酔料（区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を除く。）は、所定点数に含まれるものとする。
- 6 CT撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、全身外傷に対して行った場合には、外傷全身CT加算として、800点を所定点数に加算する。
- 7 CT撮影のイ又はロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、大腸のCT撮影（炭酸ガス等の注入を含む。）を行った場合は、大腸CT撮影加算として、それぞれ620点又は500点を所定点数に加算する。この場合において、造影剤注入手技料及び麻酔料（区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を除く。）は、所定点数に含まれるものとする。
- 8 CT撮影のイの(ⅰ)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合又は診断撮影機器での撮影を

での撮影を目的として別の保険医療機関に依頼し行われる場合に限り算定する。

E 2 0 0 - 2 血流予備量比コンピューター断層撮影解析

7,800点

注1 血流予備量比コンピューター断層撮影解析の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定できるものとする。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

E 2 0 1 非放射性キセノン脳血流動態検査 2,000点

注 非放射性キセノン吸入手技料及び同時に行うコンピューター断層撮影に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。

E 2 0 2 磁気共鳴コンピューター断層撮影（MR I 撮影）（一連につき）

1 3テスラ以上の機器による場合

イ 共同利用施設において行われる場合

1,720点

ロ その他の場合

1,700点

2 1.5テスラ以上3テスラ未満の機器による場合

1,330点

3 1又は2以外の場合

900点

注1 1及び2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

2 1、2及び3を同時に行った場合にあつては、主たる撮影の所定点数のみにより算定する。

3 MR I 撮影（脳血管に対する造影の場合は除

目的として別の保険医療機関に依頼し行われる場合に限り算定する。

E 2 0 0 - 2 血流予備量比コンピューター断層撮影 9,400点

注1 血流予備量比コンピューター断層撮影の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定できるものとする。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

E 2 0 1 非放射性キセノン脳血流動態検査 2,000点

注 非放射性キセノン吸入手技料及び同時に行うコンピューター断層撮影に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。

E 2 0 2 磁気共鳴コンピューター断層撮影（MR I 撮影）（一連につき）

1 3テスラ以上の機器による場合

イ 共同利用施設において行われる場合

1,620点

ロ その他の場合

1,600点

2 1.5テスラ以上3テスラ未満の機器による場合

1,330点

3 1又は2以外の場合

900点

注1 1及び2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

2 1、2及び3を同時に行った場合にあつては、主たる撮影の所定点数のみにより算定する。

3 MR I 撮影（脳血管に対する造影の場合は除

く。)について造影剤を使用した場合は、造影剤使用加算として、250点を所定点数に加算する。この場合において、造影剤注入手技料及び麻酔料(区分番号L008に掲げる声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔を除く。)は、加算点数に含まれるものとする。

- 4 MRI撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、心臓のMRI撮影を行った場合は、心臓MRI撮影加算として、400点を所定点数に加算する。
- 5 MRI撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、乳房のMRI撮影を行った場合は、乳房MRI撮影加算として、100点を所定点数に加算する。
- 6 1のイについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合又は診断撮影機器での撮影を目的として別の保険医療機関に依頼し行われる場合に限り算定する。
- 7 MRI撮影について、別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、15歳未満の小児に対して、麻酔を用いて鎮静を行い、1回で複数の領域を一連で撮影した場合は、小児鎮静下MRI撮影加算として、当該撮影の所定点数に100分の80に相当する点数を加算する。

く。)について造影剤を使用した場合は、造影剤使用加算として、250点を所定点数に加算する。この場合において、造影剤注入手技料及び麻酔料(区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を除く。)は、加算点数に含まれるものとする。

- 4 MRI撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、心臓のMRI撮影を行った場合は、心臓MRI撮影加算として、400点を所定点数に加算する。
- 5 MRI撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、乳房のMRI撮影を行った場合は、乳房MRI撮影加算として、100点を所定点数に加算する。
- 6 1のイについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合又は診断撮影機器での撮影を目的として別の保険医療機関に依頼し行われる場合に限り算定する。
- 7 MRI撮影について、別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、15歳未満の小児に対して、麻酔を用いて鎮静を行い、1回で複数の領域を一連で撮影した場合は、小児鎮静下MRI撮影加算として、当該撮影の所定点数に100分の80に相当する点数を加算する。

8 1について、別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、頭部のMR I 撮影を行った場合は、頭部MR I 撮影加算として、100点を所定点数に加算する。

9 MR I 撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、全身のMR I 撮影を行った場合は、全身MR I 撮影加算として、600点を所定点数に加算する。

10 MR I 撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、肝エラストグラフィを行った場合は、肝エラストグラフィ加算として、600点を所定点数に加算する。

E 2 0 3 コンピューター断層診断 450点
注 コンピューター断層撮影の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定できるものとする。

第4節 薬剤料

E 3 0 0 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。

注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。

2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第5節 特定保険医療材料料

E 4 0 0 フィルム 材料価格を10円で除して得た点数
注1 6歳未満の乳幼児に対して胸部単純撮影又は腹部単純撮影を行った場合は、材料価格に1.1

8 1について、別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、頭部のMR I 撮影を行った場合は、頭部MR I 撮影加算として、100点を所定点数に加算する。

9 MR I 撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、全身のMR I 撮影を行った場合は、全身MR I 撮影加算として、600点を所定点数に加算する。

10 MR I 撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、肝エラストグラフィを行った場合は、肝エラストグラフィ加算として、600点を所定点数に加算する。

E 2 0 3 コンピューター断層診断 450点
注 コンピューター断層撮影の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定できるものとする。

第4節 薬剤料

E 3 0 0 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。

注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。

2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第5節 特定保険医療材料料

E 4 0 0 フィルム 材料価格を10円で除して得た点数
注1 6歳未満の乳幼児に対して胸部単純撮影又は腹部単純撮影を行った場合は、材料価格に1.1

を乗じて得た額を10円で除して得た点数とする。
。

- 2 使用したフィルムの材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

E 4 0 1 特定保険医療材料（フィルムを除く。）

材料価格を10円で除して得た点数

注 使用した特定保険医療材料（フィルムを除く。）の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第5部 投薬

通則

- 1 投薬の費用は、第1節から第3節までの各区分の所定点数を合算した点数により算定する。ただし、処方箋を交付した場合は、第5節の所定点数のみにより算定する。
- 2 投薬に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を支給した場合は、前号により算定した点数及び第4節の所定点数により算定する。
- 3 薬剤師が常時勤務する保険医療機関において投薬を行った場合（処方箋を交付した場合を除く。）は、前2号により算定した点数及び第6節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 4 入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬のみを投薬した場合には、区分番号F 0 0 0に掲げる調剤料、区分番号F 1 0 0に掲げる処方料、区分番号F 2 0 0に掲げる薬剤、区分番号F 4 0 0に掲げる処方箋料及び区分番号F 5 0 0に掲げる調剤技術基本料は、算定しない。
- 5 入院中の患者以外の患者に対して、1処方につき63枚を超えて貼付剤を投薬した場合は、区分番号F 0 0 0に掲げる調剤料、区分番号F 1 0 0に掲げる処方料、区分番号F 2 0 0に掲げる薬剤（当該超過分に係る薬剤料に限る。）、区分番号F 4 0 0に掲げる処方箋料及び区分番号F 5 0 0に掲げる調

を乗じて得た額を10円で除して得た点数とする。
。

- 2 使用したフィルムの材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

E 4 0 1 特定保険医療材料（フィルムを除く。）

材料価格を10円で除して得た点数

注 使用した特定保険医療材料（フィルムを除く。）の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第5部 投薬

通則

- 1 投薬の費用は、第1節から第3節までの各区分の所定点数を合算した点数により算定する。ただし、処方箋を交付した場合は、第5節の所定点数のみにより算定する。
- 2 投薬に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を支給した場合は、前号により算定した点数及び第4節の所定点数により算定する。
- 3 薬剤師が常時勤務する保険医療機関において投薬を行った場合（処方箋を交付した場合を除く。）は、前2号により算定した点数及び第6節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 4 入院中の患者以外の患者に対して、うがい薬のみを投薬した場合には、区分番号F 0 0 0に掲げる調剤料、区分番号F 1 0 0に掲げる処方料、区分番号F 2 0 0に掲げる薬剤、区分番号F 4 0 0に掲げる処方箋料及び区分番号F 5 0 0に掲げる調剤技術基本料は、算定しない。
- 5 入院中の患者以外の患者に対して、1処方につき63枚を超えて貼付剤を投薬した場合は、区分番号F 0 0 0に掲げる調剤料、区分番号F 1 0 0に掲げる処方料、区分番号F 2 0 0に掲げる薬剤（当該超過分に係る薬剤料に限る。）、区分番号F 4 0 0に掲げる処方箋料及び区分番号F 5 0 0に掲げる調

剤技術基本料は、算定しない。ただし、医師が疾患の特性等により必要性があると判断し、やむを得ず63枚を超えて投薬する場合には、その理由を処方箋及び診療報酬明細書に記載することで算定可能とする。

- 6 入院中の患者以外の患者に対して、栄養保持を目的とした医薬品を投薬した場合は、区分番号F 0 0 0に掲げる調剤料、区分番号F 1 0 0に掲げる処方料、区分番号F 2 0 0に掲げる薬剤、区分番号F 4 0 0に掲げる処方箋料及び区分番号F 5 0 0に掲げる調剤技術基本料は算定しない。ただし、当該患者が、手術後の患者である場合又は経管により栄養補給を行っている患者である場合はその旨を、必要な栄養を食事により摂取することが困難な患者である場合その他これに準ずる場合であって、医師が当該栄養保持を目的とした医薬品の投与が必要であると判断した患者に投薬する場合はその理由を処方箋及び診療報酬明細書に記載することで算定可能とする。

第1節 調剤料

区分

F 0 0 0 調剤料

- 1 入院中の患者以外の患者に対して投薬を行った場合
 - イ 内服薬、浸煎薬及び屯服薬（1回の処方に係る調剤につき） 11点
 - ロ 外用薬（1回の処方に係る調剤につき） 8点
 - 2 入院中の患者に対して投薬を行った場合（1日につき） 7点
- 注 麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を調剤した場合は、麻薬等加算として、1に係る場合には1処方につき1点を、2に係る場合には1日につき1点を、それぞれ所定点数に加算する。

剤技術基本料は、算定しない。ただし、医師が疾患の特性等により必要性があると判断し、やむを得ず63枚を超えて投薬する場合には、その理由を処方箋及び診療報酬明細書に記載することで算定可能とする。

（新設）

第1節 調剤料

区分

F 0 0 0 調剤料

- 1 入院中の患者以外の患者に対して投薬を行った場合
 - イ 内服薬、浸煎薬及び屯服薬（1回の処方に係る調剤につき） 11点
 - ロ 外用薬（1回の処方に係る調剤につき） 8点
 - 2 入院中の患者に対して投薬を行った場合（1日につき） 7点
- 注 麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を調剤した場合は、麻薬等加算として、1に係る場合には1処方につき1点を、2に係る場合には1日につき1点を、それぞれ所定点数に加算する。

第2節 処方料

区分

F 1 0 0 処方料

- 1 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、3種類以上の抗うつ薬、3種類以上の抗精神病薬又は4種類以上の抗不安薬及び睡眠薬の投薬（臨時の投薬等のもの及び3種類の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を患者の病状等によりやむを得ず投与するものを除く。）を行った場合 18点
 - 2 1以外の場合であって、7種類以上の内服薬の投薬（臨時の投薬であって、投薬期間が2週間以内のもの及び区分番号A 0 0 1に掲げる再診料の注12に掲げる地域包括診療加算を算定するものを除く。）を行った場合又は不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して1年以上継続して別に厚生労働大臣が定める薬剤の投薬（当該症状を有する患者に対する診療を行うにつき十分な経験を有する医師が行う場合又は精神科の医師の助言を得ている場合その他これに準ずる場合を除く。）を行った場合 29点
 - 3 1及び2以外の場合 42点
- 注1 入院中の患者以外の患者に対する1回の処方について算定する。
- 2 麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を処方した場合は、麻薬等加算として、1処方につき1点を所定点数に加算する。
 - 3 入院中の患者に対する処方を行った場合は、当該処方の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。
 - 4 3歳未満の乳幼児に対して処方を行った場合は、乳幼児加算として、1処方につき3点を所

第2節 処方料

区分

F 1 0 0 処方料

- 1 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、3種類以上の抗うつ薬、3種類以上の抗精神病薬又は4種類以上の抗不安薬及び睡眠薬の投薬（臨時の投薬等のもの及び3種類の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を患者の病状等によりやむを得ず投与するものを除く。）を行った場合 18点
 - 2 1以外の場合であって、7種類以上の内服薬の投薬（臨時の投薬であって、投薬期間が2週間以内のもの及び区分番号A 0 0 1に掲げる再診料の注12に掲げる地域包括診療加算を算定するものを除く。）を行った場合又は不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して1年以上継続して別に厚生労働大臣が定める薬剤の投薬（当該症状を有する患者に対する診療を行うにつき十分な経験を有する医師が行う場合又は精神科の医師の助言を得ている場合その他これに準ずる場合を除く。）を行った場合 29点
 - 3 1及び2以外の場合 42点
- 注1 入院中の患者以外の患者に対する1回の処方について算定する。
- 2 麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を処方した場合は、麻薬等加算として、1処方につき1点を所定点数に加算する。
 - 3 入院中の患者に対する処方を行った場合は、当該処方の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。
 - 4 3歳未満の乳幼児に対して処方を行った場合は、乳幼児加算として、1処方につき3点を所

定点数に加算する。

- 5 診療所又は許可病床数が200床未満の病院である保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするものに限る。）に対して薬剤の処方期間が28日以上の方を行った場合は、特定疾患処方管理加算として、月1回に限り、1処方につき56点を所定点数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（許可病床数が200床以上の病院に限る。）において、治療の開始に当たり投薬の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で抗悪性腫瘍剤を処方した場合には、抗悪性腫瘍剤処方管理加算として、月1回に限り、1処方につき70点を所定点数に加算する。
- 7 区分番号A000に掲げる初診料の注2又は注3、区分番号A002に掲げる外来診療料の注2又は注3を算定する保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める薬剤を除き、1処方につき投与期間が30日以上の方を行った場合には、所定点数の100分の40に相当する点数により算定する。
- 8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において投薬を行った場合には、地域支援・外来医薬品供給対応体制加算として、当該基準に係る区分に従い、1処方につき次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。
イ 地域支援・外来医薬品供給対応体制加算1

8点

定点数に加算する。

- 5 診療所又は許可病床数が200床未満の病院である保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするものに限る。）に対して薬剤の処方期間が28日以上の方を行った場合は、特定疾患処方管理加算として、月1回に限り、1処方につき56点を所定点数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（許可病床数が200床以上の病院に限る。）において、治療の開始に当たり投薬の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で抗悪性腫瘍剤を処方した場合には、抗悪性腫瘍剤処方管理加算として、月1回に限り、1処方につき70点を所定点数に加算する。
- 7 区分番号A000に掲げる初診料の注2又は注3、区分番号A002に掲げる外来診療料の注2又は注3を算定する保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める薬剤を除き、1処方につき投与期間が30日以上の方を行った場合には、所定点数の100分の40に相当する点数により算定する。
- 8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において投薬を行った場合には、外来後発医薬品使用体制加算として、当該基準に係る区分に従い、1処方につき次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。
イ 外来後発医薬品使用体制加算1 8点

ロ 地域支援・外来医薬品供給対応体制加算 2 7 点

ハ 地域支援・外来医薬品供給対応体制加算 3 5 点

- 9 抗不安薬、睡眠薬、抗うつ薬又は抗精神病薬（以下この区分番号及び区分番号 F 4 0 0 において「抗不安薬等」という。）が処方されていた患者であって、当該処方の内容を総合的に評価及び調整し、当該患者に処方する抗不安薬等の種類数又は投薬量が減少したものについて、薬剤師、看護師又は准看護師に対し、薬剤の種類数又は投薬量が減少したことによる症状の変化等の確認を指示した場合に、向精神薬調整連携加算として、月 1 回に限り、1 処方につき 12 点を所定点数に加算する。ただし、同一月において、区分番号 A 2 5 0 に掲げる薬剤総合評価調整加算及び区分番号 B 0 0 8－2 に掲げる薬剤総合評価調整管理料は別に算定できない。

第 3 節 薬剤料

区分

F 2 0 0 薬剤 薬剤料は、次の各区分ごとに所定単位につき、薬価が 15 円以下である場合は 1 点とし、15 円を超える場合は 10 円又はその端数を増すごとに 1 点を所定点数に加算する。

使用薬剤	単位
内服薬及び浸煎薬	1 剤 1 日分
屯服薬	1 回分
外用薬	1 調剤

- 注 1 特別入院基本料等を算定している病棟を有する病院に入院している患者であって入院期間が 1 年を超えるものに対する同一月の投薬に係る

ロ 外来後発医薬品使用体制加算 2 7 点

ハ 外来後発医薬品使用体制加算 3 5 点

- 9 抗不安薬、睡眠薬、抗うつ薬又は抗精神病薬（以下この区分番号及び区分番号 F 4 0 0 において「抗不安薬等」という。）が処方されていた患者であって、当該処方の内容を総合的に評価及び調整し、当該患者に処方する抗不安薬等の種類数又は投薬量が減少したものについて、薬剤師、看護師又は准看護師に対し、薬剤の種類数又は投薬量が減少したことによる症状の変化等の確認を指示した場合に、向精神薬調整連携加算として、月 1 回に限り、1 処方につき 12 点を所定点数に加算する。ただし、同一月において、区分番号 A 2 5 0 に掲げる薬剤総合評価調整加算及び区分番号 B 0 0 8－2 に掲げる薬剤総合評価調整管理料は別に算定できない。

第 3 節 薬剤料

区分

F 2 0 0 薬剤 薬剤料は、次の各区分ごとに所定単位につき、薬価が 15 円以下である場合は 1 点とし、15 円を超える場合は 10 円又はその端数を増すごとに 1 点を所定点数に加算する。

使用薬剤	単位
内服薬及び浸煎薬	1 剤 1 日分
屯服薬	1 回分
外用薬	1 調剤

- 注 1 特別入院基本料等を算定している病棟を有する病院に入院している患者であって入院期間が 1 年を超えるものに対する同一月の投薬に係る

薬剤料と注射に係る薬剤料とを合算して得た点数（以下この表において「合算薬剤料」という。）が、220点にその月における当該患者の入院日数を乗じて得た点数を超える場合（悪性新生物その他の特定の疾患に罹患している患者に対して投薬又は注射を行った場合を除く。）には、当該合算薬剤料は、所定点数にかかわらず、220点にその月における当該患者の入院日数を乗じて得た点数により算定する。

- 2 1 処方につき3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、3種類以上の抗うつ薬、3種類以上の抗精神病薬又は4種類以上の抗不安薬及び睡眠薬の投薬（臨時の投薬等のもの及び3種類の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を患者の病状等によりやむを得ず投与するものを除く。）を行った場合には、抗不安薬、睡眠薬、抗うつ薬及び抗精神病薬に係る薬剤料に限り、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。
- 3 注2以外の場合であって、1処方につき7種類以上の内服薬の投薬（臨時の投薬であって、投薬期間が2週間以内のもの及び区分番号A001に掲げる再診料の注12に掲げる地域包括診療加算又は区分番号B001-2-9に掲げる地域包括診療料を算定するものを除く。）を行った場合には、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。
- 4 区分番号A000に掲げる初診料の注2又は注3、区分番号A002に掲げる外来診療料の注2又は注3を算定する保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める薬剤を除き、1処方につき投与期間が30日以上投薬を行った場

薬剤料と注射に係る薬剤料とを合算して得た点数（以下この表において「合算薬剤料」という。）が、220点にその月における当該患者の入院日数を乗じて得た点数を超える場合（悪性新生物その他の特定の疾患に罹患している患者に対して投薬又は注射を行った場合を除く。）には、当該合算薬剤料は、所定点数にかかわらず、220点にその月における当該患者の入院日数を乗じて得た点数により算定する。

- 2 1 処方につき3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、3種類以上の抗うつ薬、3種類以上の抗精神病薬又は4種類以上の抗不安薬及び睡眠薬の投薬（臨時の投薬等のもの及び3種類の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を患者の病状等によりやむを得ず投与するものを除く。）を行った場合には、抗不安薬、睡眠薬、抗うつ薬及び抗精神病薬に係る薬剤料に限り、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。
- 3 注2以外の場合であって、1処方につき7種類以上の内服薬の投薬（臨時の投薬であって、投薬期間が2週間以内のもの及び区分番号A001に掲げる再診料の注12に掲げる地域包括診療加算又は区分番号B001-2-9に掲げる地域包括診療料を算定するものを除く。）を行った場合には、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。
- 4 区分番号A000に掲げる初診料の注2又は注3、区分番号A002に掲げる外来診療料の注2又は注3を算定する保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める薬剤を除き、1処方につき投与期間が30日以上投薬を行った場

合には、所定点数の100分の40に相当する点数により算定する。

- 5 健康保険法第85条第1項及び高齢者医療確保法第74条第1項に規定する入院時食事療養費に係る食事療養又は健康保険法第85条の2第1項及び高齢者医療確保法第75条第1項に規定する入院時生活療養費に係る生活療養の食事の提供たる療養を受けている患者又は入院中の患者以外の患者に対して投与されたビタミン剤については、当該患者の疾患又は症状の原因がビタミンの欠乏又は代謝異常であることが明らかであり、かつ、必要なビタミンを食事により摂取することが困難である場合その他これに準ずる場合であつて、医師が当該ビタミン剤の投与が有効であると判断したときを除き、これを算定しない。

- 6 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第4節 特定保険医療材料料

区分

- F 3 0 0 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数
注 支給した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第5節 処方箋料

区分

- F 4 0 0 処方箋料
1 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、3種類以上の抗うつ薬、3種類以上の抗精神病薬又は4種類以上の抗不安薬及び睡眠薬の投薬（臨時の投薬等のもの及び3種類の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を患者の病状等によりやむを得ず

合には、所定点数の100分の40に相当する点数により算定する。

- 5 健康保険法第85条第1項及び高齢者医療確保法第74条第1項に規定する入院時食事療養費に係る食事療養又は健康保険法第85条の2第1項及び高齢者医療確保法第75条第1項に規定する入院時生活療養費に係る生活療養の食事の提供たる療養を受けている患者又は入院中の患者以外の患者に対して投与されたビタミン剤については、当該患者の疾患又は症状の原因がビタミンの欠乏又は代謝異常であることが明らかであり、かつ、必要なビタミンを食事により摂取することが困難である場合その他これに準ずる場合であつて、医師が当該ビタミン剤の投与が有効であると判断したときを除き、これを算定しない。

- 6 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第4節 特定保険医療材料料

区分

- F 3 0 0 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数
注 支給した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第5節 処方箋料

区分

- F 4 0 0 処方箋料
1 3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、3種類以上の抗うつ薬、3種類以上の抗精神病薬又は4種類以上の抗不安薬及び睡眠薬の投薬（臨時の投薬等のもの及び3種類の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を患者の病状等によりやむを得ず

投与するものを除く。)を行った場合 20点

2 1 以外の場合であって、7 種類以上の内服薬の投薬（臨時の投薬であって、投薬期間が2 週間以内のもの及び区分番号A 0 0 1 に掲げる再診料の注12に掲げる地域包括診療加算を算定するものを除く。）を行った場合又は不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して1 年以上継続して別に厚生労働大臣が定める薬剤の投薬（当該症状を有する患者に対する診療を行うにつき十分な経験を有する医師が行う場合又は精神科の医師の助言を得ている場合その他これに準ずる場合を除く。）を行った場合 32点

3 1 及び2 以外の場合 60点

注1 保険薬局において調剤を受けるために処方箋を交付した場合に、交付1 回につき算定する。

2 区分番号A 0 0 0 に掲げる初診料の注2 又は注3、区分番号A 0 0 2 に掲げる外来診療料の注2 又は注3 を算定する保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める薬剤を除き、1 処方につき投与期間が30 日以上投薬を行った場合（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32 年厚生省令第15 号）第20 条第3 号ロ及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和58 年厚生省告示第14 号）第20 条第4 号ロに規定するリフィル処方箋を交付する場合であって、当該リフィル処方箋の1 回の使用による投与期間が29 日以内の投薬を行った場合を除く。）には、所定点数の100 分の40 に相当する点数により算定する。

3 3 歳未満の乳幼児に対して処方箋を交付した

投与するものを除く。)を行った場合 20点

2 1 以外の場合であって、7 種類以上の内服薬の投薬（臨時の投薬であって、投薬期間が2 週間以内のもの及び区分番号A 0 0 1 に掲げる再診料の注12に掲げる地域包括診療加算を算定するものを除く。）を行った場合又は不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して1 年以上継続して別に厚生労働大臣が定める薬剤の投薬（当該症状を有する患者に対する診療を行うにつき十分な経験を有する医師が行う場合又は精神科の医師の助言を得ている場合その他これに準ずる場合を除く。）を行った場合 32点

3 1 及び2 以外の場合 60点

注1 保険薬局において調剤を受けるために処方箋を交付した場合に、交付1 回につき算定する。

2 区分番号A 0 0 0 に掲げる初診料の注2 又は注3、区分番号A 0 0 2 に掲げる外来診療料の注2 又は注3 を算定する保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める薬剤を除き、1 処方につき投与期間が30 日以上投薬を行った場合（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32 年厚生省令第15 号）第20 条第3 号ロ及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和58 年厚生省告示第14 号）第20 条第4 号ロに規定するリフィル処方箋を交付する場合であって、当該リフィル処方箋の1 回の使用による投与期間が29 日以内の投薬を行った場合を除く。）には、所定点数の100 分の40 に相当する点数により算定する。

3 3 歳未満の乳幼児に対して処方箋を交付した

場合は、乳幼児加算として、処方箋の交付1回につき3点を所定点数に加算する。

- 4 診療所又は許可病床数が200床未満の病院である保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするものに限る。）に対して薬剤の処方期間が28日以上処方（リフィル処方箋の複数回の使用による合計の処方期間が28日以上処方を含む。）を行った場合は、特定疾患処方管理加算として、月1回に限り、1処方につき56点を所定点数に加算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（許可病床数が200床以上の病院に限る。）において、治療の開始に当たり投薬の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で抗悪性腫瘍剤に係る処方箋を交付した場合には、抗悪性腫瘍剤処方管理加算として、月1回に限り、処方箋の交付1回につき70点を所定点数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付した場合は、当該処方箋の内容に応じ、次に掲げる点数を処方箋の交付1回につきそれぞれ所定点数に加算する。

イ 一般名処方加算 1	<u>8点</u>
ロ 一般名処方加算 2	<u>6点</u>
- 7 抗不安薬等が処方されていた患者であって、当該処方の内容を総合的に評価及び調整し、当該患者に処方する抗不安薬等の種類数又は投薬量が減少したものについて、薬剤師に対し、薬

場合は、乳幼児加算として、処方箋の交付1回につき3点を所定点数に加算する。

- 4 診療所又は許可病床数が200床未満の病院である保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするものに限る。）に対して薬剤の処方期間が28日以上処方（リフィル処方箋の複数回の使用による合計の処方期間が28日以上処方を含む。）を行った場合は、特定疾患処方管理加算として、月1回に限り、1処方につき56点を所定点数に加算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（許可病床数が200床以上の病院に限る。）において、治療の開始に当たり投薬の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で抗悪性腫瘍剤に係る処方箋を交付した場合には、抗悪性腫瘍剤処方管理加算として、月1回に限り、処方箋の交付1回につき70点を所定点数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付した場合は、当該処方箋の内容に応じ、次に掲げる点数を処方箋の交付1回につきそれぞれ所定点数に加算する。

イ 一般名処方加算 1	<u>10点</u>
ロ 一般名処方加算 2	<u>8点</u>
- 7 抗不安薬等が処方されていた患者であって、当該処方の内容を総合的に評価及び調整し、当該患者に処方する抗不安薬等の種類数又は投薬量が減少したものについて、薬剤師に対し、薬

剤の種類数又は投薬量が減少したことによる症状の変化等の確認を指示した場合に、向精神薬調整連携加算として、月1回に限り、1処方につき12点を所定点数に加算する。ただし、同一月において、区分番号A250に掲げる薬剤総合評価調整加算及び区分番号B008-2に掲げる薬剤総合評価調整管理料は別に算定できない。

- 8 1、2及び3について、直近3月に処方箋を交付した回数が一定以上である保険医療機関が、別表第三調剤報酬点数表区分番号00調剤基本料に掲げる特別調剤基本料Aを算定する薬局であって、当該保険医療機関から集中的に処方箋を受け付けているものと不動産取引等その他の特別な関係を有する場合は、1、2又は3の所定点数に代えて、それぞれ18点、29点又は42点を算定する。

第6節 調剤技術基本料

区分

F500 調剤技術基本料

1	入院中の患者に投薬を行った場合	42点
2	その他の患者に投薬を行った場合	14点
- 注1 薬剤師が常時勤務する保険医療機関において投薬を行った場合（処方箋を交付した場合を除く。）に算定する。
- 2 同一の患者につき同一月内に調剤技術基本料を算定すべき投薬を2回以上行った場合においては、調剤技術基本料は月1回に限り算定する。
- 3 1において、調剤を院内製剤の上行った場合は、院内製剤加算として10点を所定点数に加算

剤の種類数又は投薬量が減少したことによる症状の変化等の確認を指示した場合に、向精神薬調整連携加算として、月1回に限り、1処方につき12点を所定点数に加算する。ただし、同一月において、区分番号A250に掲げる薬剤総合評価調整加算及び区分番号B008-2に掲げる薬剤総合評価調整管理料は別に算定できない。

- 8 1、2及び3について、直近3月に処方箋を交付した回数が一定以上である保険医療機関が、別表第三調剤報酬点数表区分番号00調剤基本料に掲げる特別調剤基本料Aを算定する薬局であって、当該保険医療機関から集中的に処方箋を受け付けているものと不動産取引等その他の特別な関係を有する場合は、1、2又は3の所定点数に代えて、それぞれ18点、29点又は42点を算定する。

第6節 調剤技術基本料

区分

F500 調剤技術基本料

1	入院中の患者に投薬を行った場合	42点
2	その他の患者に投薬を行った場合	14点
- 注1 薬剤師が常時勤務する保険医療機関において投薬を行った場合（処方箋を交付した場合を除く。）に算定する。
- 2 同一の患者につき同一月内に調剤技術基本料を算定すべき投薬を2回以上行った場合においては、調剤技術基本料は月1回に限り算定する。
- 3 1において、調剤を院内製剤の上行った場合は、院内製剤加算として10点を所定点数に加算

する。

- 4 区分番号B008に掲げる薬剤管理指導料又は区分番号C008に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者については、算定しない。

第6部 注射

通則

- 1 注射の費用は、第1節及び第2節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 注射に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前号により算定した点数及び第3節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 生物学的製剤注射を行った場合は、生物学的製剤注射加算として、前2号により算定した点数に15点を加算する。
- 4 精密持続点滴注射を行った場合は、精密持続点滴注射加算として、前3号により算定した点数に1日につき80点を加算する。
- 5 注射に当たって、麻薬を使用した場合は、麻薬注射加算として、前各号により算定した点数に5点を加算する。
- 6 区分番号G001に掲げる静脈内注射、G002に掲げる動脈注射、G004に掲げる点滴注射、G005に掲げる中心静脈注射又はG006に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈注射について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（悪性腫瘍を主病とする患者を除く。）に対して、治療の開始に当たり注射の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で化学療法を行った場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ1日につき前各号により算定した点数に加算する。この場合において、同一月に区分番号C101に掲

する。

- 4 区分番号B008に掲げる薬剤管理指導料又は区分番号C008に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者については、算定しない。

第6部 注射

通則

- 1 注射の費用は、第1節及び第2節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 注射に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前号により算定した点数及び第3節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 生物学的製剤注射を行った場合は、生物学的製剤注射加算として、前2号により算定した点数に15点を加算する。
- 4 精密持続点滴注射を行った場合は、精密持続点滴注射加算として、前3号により算定した点数に1日につき80点を加算する。
- 5 注射に当たって、麻薬を使用した場合は、麻薬注射加算として、前各号により算定した点数に5点を加算する。
- 6 区分番号G001に掲げる静脈内注射、G002に掲げる動脈注射、G004に掲げる点滴注射、G005に掲げる中心静脈注射又はG006に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈注射について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（悪性腫瘍を主病とする患者を除く。）に対して、治療の開始に当たり注射の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で化学療法を行った場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ1日につき前各号により算定した点数に加算する。この場合において、同一月に区分番号C101に掲

げる在宅自己注射指導管理料は算定できない。

イ 外来化学療法加算 1

(1) 15歳未満の患者の場合	670点
(2) 15歳以上の患者の場合	450点

ロ 外来化学療法加算 2

(1) 15歳未満の患者の場合	640点
(2) 15歳以上の患者の場合	370点

7 入院中の患者以外の患者に対する注射に当たって、当該患者に対し、バイオ後続品に係る説明を行い、バイオ後続品を使用した場合は、バイオ後続品導入初期加算として、当該バイオ後続品の初回の使用日の属する月から起算して3月を限度として、月1回に限り150点を所定点数に加算する。

8 第1節に掲げられていない注射であって簡単なものの費用は、第2節の各区分の所定点数のみにより算定し、特殊なものの費用は、第1節に掲げられている注射のうちで最も近似する注射の各区分の所定点数により算定する。

9 注射に伴って行った反応試験の費用は、第1節の各区分の所定点数に含まれるものとする。

10 看護師等という患者に対して情報通信機器を用いた診療を行った場合であって、第1節に掲げる注射を実施した場合は、看護師等遠隔診療注射実施料として、第1節の各区分の所定点数に代えて、1日につき、100点を算定する。ただし、第9部通則第9号に規定する看護師等遠隔診療処置実施料のロを算定する場合は算定しない。なお、当該実施料を算定した場合には、区分番号C005-2に掲げる在宅患者訪問点滴注射管理指導料は別に算定できない。

第1節 注射料

通則

注射料は、第1款及び第2款の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

第1款 注射実施料

げる在宅自己注射指導管理料は算定できない。

イ 外来化学療法加算 1

(1) 15歳未満の患者の場合	670点
(2) 15歳以上の患者の場合	450点

ロ 外来化学療法加算 2

(1) 15歳未満の患者の場合	640点
(2) 15歳以上の患者の場合	370点

7 入院中の患者以外の患者に対する注射に当たって、当該患者に対し、バイオ後続品に係る説明を行い、バイオ後続品を使用した場合は、バイオ後続品導入初期加算として、当該バイオ後続品の初回の使用日の属する月から起算して3月を限度として、月1回に限り150点を所定点数に加算する。

8 第1節に掲げられていない注射であって簡単なものの費用は、第2節の各区分の所定点数のみにより算定し、特殊なものの費用は、第1節に掲げられている注射のうちで最も近似する注射の各区分の所定点数により算定する。

9 注射に伴って行った反応試験の費用は、第1節の各区分の所定点数に含まれるものとする。

(新設)

第1節 注射料

通則

注射料は、第1款及び第2款の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

第1款 注射実施料

区分

G 0 0 0 皮内、皮下及び筋肉内注射（１回につき） 25点

注１ 入院中の患者以外の患者に対して行った場合に算定する。

２ 区分番号C 1 0 1に掲げる在宅自己注射指導管理料、区分番号C 1 0 8に掲げる在宅麻薬等注射指導管理料、区分番号C 1 0 8－2に掲げる在宅腫瘍化学療法注射指導管理料又は区分番号C 1 0 8－4に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号C 0 0 1に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ又は区分番号C 0 0 1－2に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅲを算定する日に併せて行った皮内、皮下及び筋肉内注射の費用は算定しない。

G 0 0 1 静脈内注射（１回につき） 37点

注１ 入院中の患者以外の患者に対して行った場合に算定する。

２ 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、52点を所定点数に加算する。

３ 区分番号C 1 0 1に掲げる在宅自己注射指導管理料、区分番号C 1 0 4に掲げる在宅中心静脈栄養法指導管理料、区分番号C 1 0 8に掲げる在宅麻薬等注射指導管理料、区分番号C 1 0 8－2に掲げる在宅腫瘍化学療法注射指導管理料、区分番号C 1 0 8－3に掲げる在宅強心剤持続投与指導管理料又は区分番号C 1 0 8－4に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号C 0 0 1に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ又は区分番号C 0 0 1－2に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅲを算定する日に併せて行った静脈内注射の費用は算定

区分

G 0 0 0 皮内、皮下及び筋肉内注射（１回につき） 25点

注１ 入院中の患者以外の患者に対して行った場合に算定する。

２ 区分番号C 1 0 1に掲げる在宅自己注射指導管理料、区分番号C 1 0 8に掲げる在宅麻薬等注射指導管理料、区分番号C 1 0 8－2に掲げる在宅腫瘍化学療法注射指導管理料又は区分番号C 1 0 8－4に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号C 0 0 1に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ又は区分番号C 0 0 1－2に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅲを算定する日に併せて行った皮内、皮下及び筋肉内注射の費用は算定しない。

G 0 0 1 静脈内注射（１回につき） 37点

注１ 入院中の患者以外の患者に対して行った場合に算定する。

２ 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、52点を所定点数に加算する。

３ 区分番号C 1 0 1に掲げる在宅自己注射指導管理料、区分番号C 1 0 4に掲げる在宅中心静脈栄養法指導管理料、区分番号C 1 0 8に掲げる在宅麻薬等注射指導管理料、区分番号C 1 0 8－2に掲げる在宅腫瘍化学療法注射指導管理料、区分番号C 1 0 8－3に掲げる在宅強心剤持続投与指導管理料又は区分番号C 1 0 8－4に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号C 0 0 1に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ又は区分番号C 0 0 1－2に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅲを算定する日に併せて行った静脈内注射の費用は算定

しない。	
G 0 0 2 動脈注射（１日につき）	
1 内臓の場合	186点
2 その他の場合	45点
G 0 0 3 抗悪性腫瘍剤局所持続注入（１日につき）	165点
注 皮下植込型カテーテルアクセス等を用いて抗悪性腫瘍剤を動脈内、静脈内又は腹腔内に局所持続注入した場合に算定する。	
G 0 0 3－2 薬液膀胱内注入（１日につき）	60点
G 0 0 3－3 肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入（１日につき）	198点
G 0 0 4 点滴注射（１日につき）	
1 6歳未満の乳幼児に対するもの（１日分の注射量が100mL以上の場合）	105点
2 １に掲げる者以外の者に対するもの（１日分の注射量が500mL以上の場合）	102点
3 その他の場合（入院中の患者以外の患者に限る。）	53点
注1 点滴に係る管理に要する費用を含む。	
2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、48点を所定点数に加算する。	
3 血漿成分製剤の注射を行う場合であって、１回目の注射に当たって、患者に対して注射の必要性、危険性等について文書による説明を行ったときは、血漿成分製剤加算として、当該注射を行った日に限り、50点を所定点数に加算する。	
4 区分番号C 1 0 1に掲げる在宅自己注射指導管理料、区分番号C 1 0 4に掲げる在宅中心静脈栄養法指導管理料、区分番号C 1 0 8に掲げる在宅麻薬等注射指導管理料、区分番号C 1 0	

しない。	
G 0 0 2 動脈注射（１日につき）	
1 内臓の場合	155点
2 その他の場合	45点
G 0 0 3 抗悪性腫瘍剤局所持続注入（１日につき）	165点
注 皮下植込型カテーテルアクセス等を用いて抗悪性腫瘍剤を動脈内、静脈内又は腹腔内に局所持続注入した場合に算定する。	
G 0 0 3－2 削除	
G 0 0 3－3 肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入（１日につき）	165点
G 0 0 4 点滴注射（１日につき）	
1 6歳未満の乳幼児に対するもの（１日分の注射量が100mL以上の場合）	105点
2 １に掲げる者以外の者に対するもの（１日分の注射量が500mL以上の場合）	102点
3 その他の場合（入院中の患者以外の患者に限る。）	53点
注1 点滴に係る管理に要する費用を含む。	
2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、48点を所定点数に加算する。	
3 血漿成分製剤の注射を行う場合であって、１回目の注射に当たって、患者に対して注射の必要性、危険性等について文書による説明を行ったときは、血漿成分製剤加算として、当該注射を行った日に限り、50点を所定点数に加算する。	
4 区分番号C 1 0 1に掲げる在宅自己注射指導管理料、区分番号C 1 0 4に掲げる在宅中心静脈栄養法指導管理料、区分番号C 1 0 8に掲げる在宅麻薬等注射指導管理料、区分番号C 1 0	

８－２に掲げる在宅腫瘍化学療法注射指導管理料、区分番号Ｃ１０８－３に掲げる在宅強心剤持続投与指導管理料又は区分番号Ｃ１０８－４に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号Ｃ００１に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ又は区分番号Ｃ００１－２に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅲを算定する日に併せて行った点滴注射の費用は算定しない。

- ５ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している保険医療機関において、血液製剤を無菌的に分割して投与した場合は、無菌的分割製剤作成加算として、当該行為を実施した日に限り、400点を所定点数に加算する。

G 0 0 5 中心静脈注射（１日につき） 140点

注１ 血漿成分製剤の注射を行う場合であって、１回目の注射に当たって、患者に対して注射の必要性、危険性等について文書による説明を行ったときは、血漿成分製剤加算として、当該注射を行った日に限り、50点を所定点数に加算する。

- ２ 中心静脈注射の費用を算定した患者については、同一日に行われた区分番号G 0 0 4に掲げる点滴注射の費用は算定しない。
- ３ 区分番号Ｃ１０４に掲げる在宅中心静脈栄養法指導管理料を算定している患者に対して行った中心静脈注射の費用は算定しない。
- ４ 区分番号Ｃ１０８に掲げる在宅麻薬等注射指導管理料、区分番号Ｃ１０８－２に掲げる在宅腫瘍化学療法注射指導管理料、区分番号Ｃ１０８－３に掲げる在宅強心剤持続投与指導管理料

８－２に掲げる在宅腫瘍化学療法注射指導管理料、区分番号Ｃ１０８－３に掲げる在宅強心剤持続投与指導管理料又は区分番号Ｃ１０８－４に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号Ｃ００１に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ又は区分番号Ｃ００１－２に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅲを算定する日に併せて行った点滴注射の費用は算定しない。

(新設)

G 0 0 5 中心静脈注射（１日につき） 140点

注１ 血漿成分製剤の注射を行う場合であって、１回目の注射に当たって、患者に対して注射の必要性、危険性等について文書による説明を行ったときは、血漿成分製剤加算として、当該注射を行った日に限り、50点を所定点数に加算する。

- ２ 中心静脈注射の費用を算定した患者については、同一日に行われた区分番号G 0 0 4に掲げる点滴注射の費用は算定しない。
- ３ 区分番号Ｃ１０４に掲げる在宅中心静脈栄養法指導管理料を算定している患者に対して行った中心静脈注射の費用は算定しない。
- ４ 区分番号Ｃ１０８に掲げる在宅麻薬等注射指導管理料、区分番号Ｃ１０８－２に掲げる在宅腫瘍化学療法注射指導管理料、区分番号Ｃ１０８－３に掲げる在宅強心剤持続投与指導管理料

又は区分番号C 1 0 8－4に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号C 0 0 1に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ又は区分番号C 0 0 1－2に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅲを算定する日に併せて行った中心静脈注射の費用は算定しない。

- 5 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、50点を所定点数に加算する。

G 0 0 5－2 中心静脈注射用カテーテル挿入 1,400点

注1 カテーテルの挿入に伴う検査及び画像診断の費用は、所定点数に含まれるものとする。

- 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、600点を所定点数に加算する。

- 3 別に厚生労働大臣が定める患者に対して静脈切開法を用いて行った場合は、静脈切開法加算として、2,000点を所定点数に加算する。

G 0 0 5－3 末梢留置型中心静脈注射用カテーテル挿入 700点

注1 カテーテルの挿入に伴う検査及び画像診断の費用は、所定点数に含まれるものとする。

- 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合には、乳幼児加算として、600点を所定点数に加算する。

G 0 0 5－4 カフ型緊急時ブラッドアクセス用留置カテーテル挿入 2,500点

注1 カテーテルの挿入に伴う検査及び画像診断の費用は、所定点数に含まれるものとする。

- 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合には、乳幼児加算として、500点を所定点数に加算する。

又は区分番号C 1 0 8－4に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号C 0 0 1に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ又は区分番号C 0 0 1－2に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅲを算定する日に併せて行った中心静脈注射の費用は算定しない。

- 5 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、50点を所定点数に加算する。

G 0 0 5－2 中心静脈注射用カテーテル挿入 1,400点

注1 カテーテルの挿入に伴う検査及び画像診断の費用は、所定点数に含まれるものとする。

- 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、500点を所定点数に加算する。

- 3 別に厚生労働大臣が定める患者に対して静脈切開法を用いて行った場合は、静脈切開法加算として、2,000点を所定点数に加算する。

G 0 0 5－3 末梢留置型中心静脈注射用カテーテル挿入 700点

注1 カテーテルの挿入に伴う検査及び画像診断の費用は、所定点数に含まれるものとする。

- 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合には、乳幼児加算として、500点を所定点数に加算する。

G 0 0 5－4 カフ型緊急時ブラッドアクセス用留置カテーテル挿入 2,500点

注1 カテーテルの挿入に伴う検査及び画像診断の費用は、所定点数に含まれるものとする。

- 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合には、乳幼児加算として、500点を所定点数に加算する。

G 0 0 5 - 5 上腕静脈用カテーテル挿入 350点

注 カテーテルの挿入に伴う検査及び画像診断の費用は当該点数に含まれるものとする。

G 0 0 6 植込型カテーテルによる中心静脈注射（1日につき） 125点

注1 区分番号C 1 0 4に掲げる在宅中心静脈栄養法指導管理料を算定している患者に対して行った植込型カテーテルによる中心静脈注射の費用は算定しない。

2 区分番号C 1 0 8に掲げる在宅麻薬等注射指導管理料、区分番号C 1 0 8 - 2に掲げる在宅腫瘍化学療法注射指導管理料、区分番号C 1 0 8 - 3に掲げる在宅強心剤持続投与指導管理料又は区分番号C 1 0 8 - 4に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号C 0 0 1に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ又は区分番号C 0 0 1 - 2に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅲを算定する日に併せて行った植込型カテーテルによる中心静脈注射の費用は算定しない。

3 6歳未満の乳幼児に対して行った場合には、乳幼児加算として、50点を所定点数に加算する

G 0 0 7 ^{げんしよつ} 臍^{へし} 鞘^{せう} 内注射 42点

G 0 0 8 骨髓内注射

1 胸骨 80点

2 その他 90点

G 0 0 9 脳脊髄腔^{くう}注射

1 脳室 360点

2 後頭下 264点

3 腰椎 160点

(新設)

G 0 0 6 植込型カテーテルによる中心静脈注射（1日につき） 125点

注1 区分番号C 1 0 4に掲げる在宅中心静脈栄養法指導管理料を算定している患者に対して行った植込型カテーテルによる中心静脈注射の費用は算定しない。

2 区分番号C 1 0 8に掲げる在宅麻薬等注射指導管理料、区分番号C 1 0 8 - 2に掲げる在宅腫瘍化学療法注射指導管理料、区分番号C 1 0 8 - 3に掲げる在宅強心剤持続投与指導管理料又は区分番号C 1 0 8 - 4に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号C 0 0 1に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅱ又は区分番号C 0 0 1 - 2に掲げる在宅患者訪問診療料Ⅲを算定する日に併せて行った植込型カテーテルによる中心静脈注射の費用は算定しない。

3 6歳未満の乳幼児に対して行った場合には、乳幼児加算として、50点を所定点数に加算する

G 0 0 7 ^{げんしよつ} 臍^{へし} 鞘^{せう} 内注射 42点

G 0 0 8 骨髓内注射

1 胸骨 80点

2 その他 90点

G 0 0 9 脳脊髄腔^{くう}注射

1 脳室 300点

2 後頭下 220点

3 腰椎 160点

注 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、60点を所定点数に加算する。

G 0 1 0	関節腔内注射	80点
G 0 1 0 - 2	滑液囊 ^{のうせん} 穿刺後の注入	100点
G 0 1 1	気管内注入	120点
G 0 1 2	結膜下注射	42点
G 0 1 2 - 2	自家血清の眼球注射	27点
G 0 1 3	角膜内注射	35点
G 0 1 4	球後注射	80点
G 0 1 5	テノン氏 ^{のう} 囊内注射	80点
G 0 1 6	硝子体内注射	600点

注 未熟児に対して行った場合には、未熟児加算として、600点を所定点数に加算する。

G 0 1 7	腋窩 ^{えきわ} 多汗症注射（片側につき）	200点
G 0 1 8	外眼筋注射（ボツリヌス毒素によるもの）	1,500点

第2款 無菌製剤処理料

区分

G 0 2 0 無菌製剤処理料

1 無菌製剤処理料1（悪性腫瘍に対して用いる薬剤が注射される一部の患者）

イ	閉鎖式接続器具を使用した場合	180点
ロ	イ以外の場合	45点

2 無菌製剤処理料2（1以外のもの） 40点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、皮内注射、皮下注射、筋肉内注射、動脈注射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入、点滴注射、中心静脈注射、植込型カテーテルによる中心静脈注射、脳脊髄腔注射又は薬液膀胱内注入^{ぼうこう}を行う際に、別に厚生労働大臣が定

注 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、60点を所定点数に加算する。

G 0 1 0	関節腔内注射	80点
G 0 1 0 - 2	滑液囊 ^{のうせん} 穿刺後の注入	100点
G 0 1 1	気管内注入	100点
G 0 1 2	結膜下注射	42点
G 0 1 2 - 2	自家血清の眼球注射	27点
G 0 1 3	角膜内注射	35点
G 0 1 4	球後注射	80点
G 0 1 5	テノン氏 ^{のう} 囊内注射	80点
G 0 1 6	硝子体内注射	600点

注 未熟児に対して行った場合には、未熟児加算として、600点を所定点数に加算する。

G 0 1 7	腋窩 ^{えきわ} 多汗症注射（片側につき）	200点
G 0 1 8	外眼筋注射（ボツリヌス毒素によるもの）	1,500点

第2款 無菌製剤処理料

区分

G 0 2 0 無菌製剤処理料

1 無菌製剤処理料1（悪性腫瘍に対して用いる薬剤が注射される一部の患者）

イ	閉鎖式接続器具を使用した場合	180点
ロ	イ以外の場合	45点

2 無菌製剤処理料2（1以外のもの） 40点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、皮内注射、皮下注射、筋肉内注射、動脈注射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入、点滴注射、中心静脈注射、植込型カテーテルによる中心静脈注射又は脳脊髄腔注射^{くう}を行う際に、別に厚生労働大臣が定める患者に対して使用する薬剤につ

める患者に対して使用する薬剤について、必要があつて無菌製剤処理が行われた場合は、当該患者に係る区分に従い1日につき所定点数を算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合している保険医療機関において、1のイを実施した場合であつて、患者への投与時にも閉鎖式接続器具を用いた場合は、投与時閉鎖式接続器具使用加算として、150点を所定点数に加算する

第2節 薬剤料

区分

G100 薬剤

- 1 薬価が1回分使用量につき15円以下である場合
1点
- 2 薬価が1回分使用量につき15円を超える場合
薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数

注1 特別入院基本料等を算定している病棟を有する病院に入院している患者であつて入院期間が1年を超えるものに対する合算薬剤料が、220点にその月における当該患者の入院日数を乗じて得た点数を超える場合（悪性新生物その他の特定の疾患に罹患している患者に対して投薬又は注射を行った場合を除く。）には、当該合算薬剤料は、所定点数にかかわらず、220点にその月における当該患者の入院日数を乗じて得た点数により算定する。

2 健康保険法第85条第1項及び高齢者医療確保法第74条第1項に規定する入院時食事療養費に

いて、必要があつて無菌製剤処理が行われた場合は、当該患者に係る区分に従い1日につき所定点数を算定する。

（新設）

第2節 薬剤料

区分

G100 薬剤

- 1 薬価が1回分使用量につき15円以下である場合
1点
- 2 薬価が1回分使用量につき15円を超える場合
薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数

注1 特別入院基本料等を算定している病棟を有する病院に入院している患者であつて入院期間が1年を超えるものに対する合算薬剤料が、220点にその月における当該患者の入院日数を乗じて得た点数を超える場合（悪性新生物その他の特定の疾患に罹患している患者に対して投薬又は注射を行った場合を除く。）には、当該合算薬剤料は、所定点数にかかわらず、220点にその月における当該患者の入院日数を乗じて得た点数により算定する。

2 健康保険法第85条第1項及び高齢者医療確保法第74条第1項に規定する入院時食事療養費に

係る食事療養又は健康保険法第85条の2第1項及び高齢者医療確保法第75条第1項に規定する入院時生活療養費に係る生活療養の食事の提供たる療養を受けている患者又は入院中の患者以外の患者に対して投与されたビタミン剤については、当該患者の疾患又は症状の原因がビタミンの欠乏又は代謝異常であることが明らかであり、かつ、必要なビタミンを食事により摂取することが困難である場合その他これに準ずる場合であって、医師が当該ビタミン剤の注射が有効であると判断した場合を除き、これを算定しない。

3 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第3節 特定保険医療材料料

区分

G 2 0 0 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数
注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第7部 リハビリテーション

通則

- 1 リハビリテーションの費用は、特に規定する場合を除き、第1節の各区分の所定点数により算定する。
- 2 リハビリテーションに当たって薬剤を使用した場合は、前号により算定した点数及び第2節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 第1節に掲げられていないリハビリテーションであって特殊なものの費用は、同節に掲げられているリハビリテーションのうちで最も近似するリハビリテーションの各区分の所定点数により算定する。
- 4 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビ

係る食事療養又は健康保険法第85条の2第1項及び高齢者医療確保法第75条第1項に規定する入院時生活療養費に係る生活療養の食事の提供たる療養を受けている患者又は入院中の患者以外の患者に対して投与されたビタミン剤については、当該患者の疾患又は症状の原因がビタミンの欠乏又は代謝異常であることが明らかであり、かつ、必要なビタミンを食事により摂取することが困難である場合その他これに準ずる場合であって、医師が当該ビタミン剤の注射が有効であると判断した場合を除き、これを算定しない。

3 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第3節 特定保険医療材料料

区分

G 2 0 0 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数
注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第7部 リハビリテーション

通則

- 1 リハビリテーションの費用は、特に規定する場合を除き、第1節の各区分の所定点数により算定する。
- 2 リハビリテーションに当たって薬剤を使用した場合は、前号により算定した点数及び第2節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 第1節に掲げられていないリハビリテーションであって特殊なものの費用は、同節に掲げられているリハビリテーションのうちで最も近似するリハビリテーションの各区分の所定点数により算定する。
- 4 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビ

リテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料については、患者の疾患等を勘案し、最も適当な区分1つに限り算定できる。この場合、患者の疾患、状態等を総合的に勘案し、治療上有効であると医学的に判断される場合であって、患者1人につき1日6単位（別に厚生労働大臣が定める患者については1日9単位）に限り算定できるものとする。

- 5 区分番号J117に掲げる鋼線等による直達牽引（2日目以降。観血的に行った場合の手技料を含む。）、区分番号J118に掲げる介達牽引、区分番号J118-2に掲げる矯正固定、区分番号J118-3に掲げる変形機械矯正術、区分番号J119に掲げる消炎鎮痛等処置、区分番号J119-2に掲げる腰部又は胸部固定帯固定、区分番号J119-3に掲げる低出力レーザー照射又は区分番号J119-4に掲げる肛門処置を併せて行った場合は、心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料、がん患者リハビリテーション料、集団コミュニケーション療法料又は認知症患者リハビリテーション料の所定点数に含まれるものとする。
- 6 区分番号B001の17に掲げる慢性疼痛疾患管理料を算定する患者に対して行った心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションに係る費用は、算定しない。
- 7 リハビリテーションは、適切な計画の下に行われるものであり、その効果を定期的に評価し、それに基づき計画を見直しつつ実施されるものである。

第1節 リハビリテーション料

区分

リテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料については、患者の疾患等を勘案し、最も適当な区分1つに限り算定できる。この場合、患者の疾患、状態等を総合的に勘案し、治療上有効であると医学的に判断される場合であって、患者1人につき1日6単位（別に厚生労働大臣が定める患者については1日9単位）に限り算定できるものとする。

- 5 区分番号J117に掲げる鋼線等による直達牽引（2日目以降。観血的に行った場合の手技料を含む。）、区分番号J118に掲げる介達牽引、区分番号J118-2に掲げる矯正固定、区分番号J118-3に掲げる変形機械矯正術、区分番号J119に掲げる消炎鎮痛等処置、区分番号J119-2に掲げる腰部又は胸部固定帯固定、区分番号J119-3に掲げる低出力レーザー照射又は区分番号J119-4に掲げる肛門処置を併せて行った場合は、心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料、がん患者リハビリテーション料、集団コミュニケーション療法料又は認知症患者リハビリテーション料の所定点数に含まれるものとする。
- 6 区分番号B001の17に掲げる慢性疼痛疾患管理料を算定する患者に対して行った心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションに係る費用は、算定しない。
- 7 リハビリテーションは、適切な計画の下に行われるものであり、その効果を定期的に評価し、それに基づき計画を見直しつつ実施されるものである。

第1節 リハビリテーション料

区分

H000 心大血管疾患リハビリテーション料

- 1 心大血管疾患リハビリテーション料Ⅱ（1単位）
 - イ 理学療法士による場合 205点
 - ロ 作業療法士による場合 205点
 - ハ 医師による場合 205点
 - ニ 看護師による場合 205点
 - ホ 集団療法による場合 205点
- 2 心大血管疾患リハビリテーション料Ⅲ（1単位）
 - イ 理学療法士による場合 125点
 - ロ 作業療法士による場合 125点
 - ハ 医師による場合 125点
 - ニ 看護師による場合 125点
 - ホ 集団療法による場合 125点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して個別療法又は集団療法であるリハビリテーションを行った場合に、当該基準に係る区分に従って、治療開始日から150日を限度として所定点数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者について、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合その他の別に厚生労働大臣が定める場合には、150日を超えて所定点数を算定することができる。

- 2 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、入院した日から起算して14日を限度として、早期リハビリテーシ

H000 心大血管疾患リハビリテーション料

- 1 心大血管疾患リハビリテーション料Ⅱ（1単位）
 - イ 理学療法士による場合 205点
 - ロ 作業療法士による場合 205点
 - ハ 医師による場合 205点
 - ニ 看護師による場合 205点
 - ホ 集団療法による場合 205点
- 2 心大血管疾患リハビリテーション料Ⅲ（1単位）
 - イ 理学療法士による場合 125点
 - ロ 作業療法士による場合 125点
 - ハ 医師による場合 125点
 - ニ 看護師による場合 125点
 - ホ 集団療法による場合 125点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して個別療法又は集団療法であるリハビリテーションを行った場合に、当該基準に係る区分に従って、治療開始日から150日を限度として所定点数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者について、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合その他の別に厚生労働大臣が定める場合には、150日を超えて所定点数を算定することができる。

- 2 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、発症、手術若しくは急性増悪から7日目又は治療開始日のいずれ

オン加算として、1単位につき60点（入院した日から起算して4日目以降は1単位につき25点）を所定点数に加算する。ただし、他の保険医療機関から転院してきた患者については、転院前の保険医療機関に入院した日を起算日とする

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、発症、手術若しくは急性増悪から7日目又は治療開始日のいずれか早いものから起算して14日を限度として、初期加算として、1単位につき45点を更に所定点数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者（入院中のものに限る。）であって、リハビリテーションを実施する日に別に厚生労働大臣が定める患者であるものに対してリハビリテーションを行った場合は、発症、手術若しくは急性増悪から7日目又は治療開始日のいずれか早いものから起算して14日を限度として、急性期リハビリテーション加算として、1単位につき50点を更に所定点数に加算する。

5 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対して、休日にリハビリテーションを行った場合は、発症、手術若しくは急性増悪から7日目又は治療開始日

か早いものから起算して30日を限度として、早期リハビリテーション加算として、1単位につき25点を所定点数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、発症、手術若しくは急性増悪から7日目又は治療開始日のいずれか早いものから起算して14日を限度として、初期加算として、1単位につき45点を更に所定点数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者（入院中のものに限る。）であって、リハビリテーションを実施する日に別に厚生労働大臣が定める患者であるものに対してリハビリテーションを行った場合は、発症、手術若しくは急性増悪から7日目又は治療開始日のいずれか早いものから起算して14日を限度として、急性期リハビリテーション加算として、1単位につき50点を更に所定点数に加算する。

(新設)

のいずれか早いものから起算して30日目までを
限度として、休日リハビリテーション加算とし
て、1単位につき25点を所定点数に加算する。

6 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者に対して、必要があつて治療開始日から150日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り算定できるものとする。

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合であつて、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であつて入院中の患者以外のものに対してリハビリテーションを行った場合は、リハビリテーションデータ提出加算として、月1回に限り50点を所定点数に加算する。

8 1及び2について、イからニまでにかかわらず、特定の患者に離床を伴わずに20分以上個別療法であるリハビリテーションを行った場合は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。この場合、通則第4号にかかわらず、患者1人につき1日2単位まで算定する。

H001 脳血管疾患等リハビリテーション料

1	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ) (1単位)	
イ	理学療法士による場合	245点
ロ	作業療法士による場合	245点
ハ	言語聴覚士による場合	245点
ニ	医師による場合	245点

5 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者に対して、必要があつて治療開始日から150日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り算定できるものとする。

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合であつて、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であつて入院中の患者以外のものに対してリハビリテーションを行った場合は、リハビリテーションデータ提出加算として、月1回に限り50点を所定点数に加算する。

(新設)

H001 脳血管疾患等リハビリテーション料

1	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ) (1単位)	
イ	理学療法士による場合	245点
ロ	作業療法士による場合	245点
ハ	言語聴覚士による場合	245点
ニ	医師による場合	245点

2 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱ（1単位）

イ 理学療法士による場合	200点
ロ 作業療法士による場合	200点
ハ 言語聴覚士による場合	200点
ニ 医師による場合	200点

3 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅲ（1単位）

イ 理学療法士による場合	100点
ロ 作業療法士による場合	100点
ハ 言語聴覚士による場合	100点
ニ 医師による場合	100点
ホ イからニまで以外の場合	100点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、当該基準に係る区分に従って、それぞれ発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から180日を限度として所定点数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者について、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合その他の別に厚生労働大臣が定める場合には、180日を超えて所定点数を算定することができる。

2 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のもの又は入院中の患者以外の患者（脳卒中の患者であって、当該保険医療機関を退院したもの又は他の保険医療機関を退院したもの（区分番号A246の注4に掲

2 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱ（1単位）

イ 理学療法士による場合	200点
ロ 作業療法士による場合	200点
ハ 言語聴覚士による場合	200点
ニ 医師による場合	200点

3 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅲ（1単位）

イ 理学療法士による場合	100点
ロ 作業療法士による場合	100点
ハ 言語聴覚士による場合	100点
ニ 医師による場合	100点
ホ イからニまで以外の場合	100点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、当該基準に係る区分に従って、それぞれ発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から180日を限度として所定点数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者について、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合その他の別に厚生労働大臣が定める場合には、180日を超えて所定点数を算定することができる。

2 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のもの又は入院中の患者以外の患者（脳卒中の患者であって、当該保険医療機関を退院したもの又は他の保険医療機関を退院したもの（区分番号A246の注4に掲

げる地域連携診療計画加算を算定した患者に限る。)に限る。)に対してリハビリテーションを行った場合は、入院した日から起算して14日を限度として、早期リハビリテーション加算として、1単位につき60点(起算日から4日目以降は1単位につき25点)を所定点数に加算する。ただし、他の保険医療機関から転院してきた患者については、転院前の保険医療機関に入院した日を起算日とする。また、入院中の患者以外の患者については、退院前の入院日を起算日とする。

- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のもの又は入院中の患者以外の患者(脳卒中の患者であって、当該保険医療機関を退院したもの又は他の保険医療機関を退院したもの(区分番号A246の注4に掲げる地域連携診療計画加算を算定した患者に限る。))に限る。))に対してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から14日を限度として、初期加算として、1単位につき45点を更に所定点数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者(入院中のものに限る。))であって、リハビリテーションを実施する日において別に厚生労働大臣が定める患者であるものに対してリハビリテーションを行った

げる地域連携診療計画加算を算定した患者に限る。)に限る。)に対してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から30日を限度として、早期リハビリテーション加算として、1単位につき25点を所定点数に加算する。

- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のもの又は入院中の患者以外の患者(脳卒中の患者であって、当該保険医療機関を退院したもの又は他の保険医療機関を退院したもの(区分番号A246の注4に掲げる地域連携診療計画加算を算定した患者に限る。))に限る。))に対してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から14日を限度として、初期加算として、1単位につき45点を更に所定点数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者(入院中のものに限る。))であって、リハビリテーションを実施する日において別に厚生労働大臣が定める患者であるものに対してリハビリテーションを行った

場合は、発症、手術又は急性増悪から14日を限度として、急性期リハビリテーション加算として、1単位につき50点を更に所定点数に加算する。

5 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のもの又は入院中の患者以外の患者（脳卒中の患者であって、当該保険医療機関を退院したもの又は他の保険医療機関を退院したもの（区分番号A246の注4に掲げる地域連携診療計画加算を算定した患者に限る。）に限る。）に対して、休日にリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から30日目までを限度として、休日リハビリテーション加算として、1単位につき25点を所定点数に加算する。

6 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって、要介護被保険者等以外のものに対して、必要があつてそれぞれ発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から180日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り、算定できるものとする。

7 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって、入院中の要介護被保険者等に対して、必要があつてそれぞれ発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から180日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り、注1に規定する施設基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を算定できるものとする。

イ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)（1

場合は、発症、手術又は急性増悪から14日を限度として、急性期リハビリテーション加算として、1単位につき50点を更に所定点数に加算する。

(新設)

5 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって、要介護被保険者等以外のものに対して、必要があつてそれぞれ発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から180日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り、算定できるものとする。

6 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって、入院中の要介護被保険者等に対して、必要があつてそれぞれ発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から180日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り、注1に規定する施設基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を算定できるものとする。

イ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)（1

単位)

(1) 理学療法士による場合	147点
(2) 作業療法士による場合	147点
(3) 言語聴覚士による場合	147点
(4) 医師による場合	147点

ロ 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱ (1 単位)

(1) 理学療法士による場合	120点
(2) 作業療法士による場合	120点
(3) 言語聴覚士による場合	120点
(4) 医師による場合	120点

ハ 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅲ (1 単位)

(1) 理学療法士による場合	60点
(2) 作業療法士による場合	60点
(3) 言語聴覚士による場合	60点
(4) 医師による場合	60点
(5) (1) から (4) まで以外の場合	60点

(削る)

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデ

単位)

(1) 理学療法士による場合	147点
(2) 作業療法士による場合	147点
(3) 言語聴覚士による場合	147点
(4) 医師による場合	147点

ロ 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱ (1 単位)

(1) 理学療法士による場合	120点
(2) 作業療法士による場合	120点
(3) 言語聴覚士による場合	120点
(4) 医師による場合	120点

ハ 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅲ (1 単位)

(1) 理学療法士による場合	60点
(2) 作業療法士による場合	60点
(3) 言語聴覚士による場合	60点
(4) 医師による場合	60点
(5) (1) から (4) まで以外の場合	60点

7 注1 本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者（要介護被保険者等に限る。）に対し、それぞれ発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から60日を経過した後に、引き続きリハビリテーションを実施する場合において、過去3月以内にH003-4に掲げる目標設定等支援・管理料を算定していない場合には、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデ

ータを継続して厚生労働省に提出している場合であって、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中の患者以外のものに対してリハビリテーションを行った場合は、リハビリテーションデータ提出加算として、月1回に限り50点を所定点数に加算する。

9 1から3まで及び注7にかかわらず、特定の患者に離床を伴わずに20分以上個別療法であるリハビリテーションを行った場合は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。
この場合、通則第4号にかかわらず、患者1人につき1日2単位まで算定する。

H001-2 廃用症候群リハビリテーション料

- 1 廃用症候群リハビリテーション料Ⅰ（1単位）
 - イ 理学療法士による場合 180点
 - ロ 作業療法士による場合 180点
 - ハ 言語聴覚士による場合 180点
 - ニ 医師による場合 180点
- 2 廃用症候群リハビリテーション料Ⅱ（1単位）
 - イ 理学療法士による場合 146点
 - ロ 作業療法士による場合 146点
 - ハ 言語聴覚士による場合 146点
 - ニ 医師による場合 146点
- 3 廃用症候群リハビリテーション料Ⅲ（1単位）
 - イ 理学療法士による場合 77点
 - ロ 作業療法士による場合 77点
 - ハ 言語聴覚士による場合 77点
 - ニ 医師による場合 77点
 - ホ イからニまで以外の場合 77点

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している保険医療機関において、急性疾患等に伴う安

ータを継続して厚生労働省に提出している場合であって、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中の患者以外のものに対してリハビリテーションを行った場合は、リハビリテーションデータ提出加算として、月1回に限り50点を所定点数に加算する。
(新設)

H001-2 廃用症候群リハビリテーション料

- 1 廃用症候群リハビリテーション料Ⅰ（1単位）
 - イ 理学療法士による場合 180点
 - ロ 作業療法士による場合 180点
 - ハ 言語聴覚士による場合 180点
 - ニ 医師による場合 180点
- 2 廃用症候群リハビリテーション料Ⅱ（1単位）
 - イ 理学療法士による場合 146点
 - ロ 作業療法士による場合 146点
 - ハ 言語聴覚士による場合 146点
 - ニ 医師による場合 146点
- 3 廃用症候群リハビリテーション料Ⅲ（1単位）
 - イ 理学療法士による場合 77点
 - ロ 作業療法士による場合 77点
 - ハ 言語聴覚士による場合 77点
 - ニ 医師による場合 77点
 - ホ イからニまで以外の場合 77点

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している保険医療機関において、急性疾患等に伴う安

静による廃用症候群の患者であって、一定程度以上の基本動作能力、応用動作能力、言語聴覚能力及び日常生活能力の低下を来しているものに対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、当該基準に係る区分に従って、それぞれ廃用症候群の診断又は急性増悪から120日を限度として所定点数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者について、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合その他の別に厚生労働大臣が定める場合には、120日を超えて所定点数を算定することができる。

2 注1本文に規定する患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、入院した日から起算して14日を限度として、早期リハビリテーション加算として、1単位につき60点（入院した日から起算して4日目以降は1単位につき25点）を所定点数に加算する。ただし、他の保険医療機関から転院してきた患者については、転院前の保険医療機関に入院した日を起算日とする。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、注1本文に規定する患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、当該患者の廃用症候群に係る急性疾患等の発症、手術若しくは急性増悪又は当該患者の廃用症候群の急性増悪から14日を限度として、初期加算として、1単位につき45点を更に所定点数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保

静による廃用症候群の患者であって、一定程度以上の基本動作能力、応用動作能力、言語聴覚能力及び日常生活能力の低下を来しているものに対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、当該基準に係る区分に従って、それぞれ廃用症候群の診断又は急性増悪から120日を限度として所定点数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者について、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合その他の別に厚生労働大臣が定める場合には、120日を超えて所定点数を算定することができる。

2 注1本文に規定する患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、当該患者の廃用症候群に係る急性疾患等の発症、手術若しくは急性増悪又は当該患者の廃用症候群の急性増悪から30日を限度として、早期リハビリテーション加算として、1単位につき25点を所定点数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、注1本文に規定する患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、当該患者の廃用症候群に係る急性疾患等の発症、手術若しくは急性増悪又は当該患者の廃用症候群の急性増悪から14日を限度として、初期加算として、1単位につき45点を更に所定点数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保

険医療機関において、注1本文に規定する患者（入院中のものに限る。）であって、リハビリテーションを実施する日において別に厚生労働大臣が定める患者であるものに対してリハビリテーションを行った場合は、当該患者の廃用症候群に係る急性疾患等の発症、手術若しくは急性増悪又は当該患者の廃用症候群の急性増悪から14日を限度として、急性期リハビリテーション加算として、1単位につき50点を更に所定点数に加算する。

5 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対して、休日にリハビリテーションを行った場合は、当該患者の廃用症候群に係る急性疾患等の発症、手術若しくは急性増悪又は当該患者の廃用症候群の急性増悪から30日目までを限度として、休日リハビリテーション加算として、1単位につき25点を所定点数に加算する。

6 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する患者であって、要介護被保険者等以外のものに対して、必要があつてそれぞれ廃用症候群の診断又は急性増悪から120日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り算定できるものとする。

7 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する患者であって、入院中の要介護被保険者等に対して、必要があつてそれぞれ廃用症候群の診断又は急性増悪から120日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り、注1に規定する施設基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を算定できるものとする。

険医療機関において、注1本文に規定する患者（入院中のものに限る。）であって、リハビリテーションを実施する日において別に厚生労働大臣が定める患者であるものに対してリハビリテーションを行った場合は、当該患者の廃用症候群に係る急性疾患等の発症、手術又は急性増悪又は当該患者の廃用症候群の急性増悪から14日を限度として、急性期リハビリテーション加算として、1単位につき50点を更に所定点数に加算する。

(新設)

5 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する患者であって、要介護被保険者等以外のものに対して、必要があつてそれぞれ廃用症候群の診断又は急性増悪から120日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り算定できるものとする。

6 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する患者であって、入院中の要介護被保険者等に対して、必要があつてそれぞれ廃用症候群の診断又は急性増悪から120日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り、注1に規定する施設基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を算定できるものとする。

イ 廃用症候群リハビリテーション料Ⅰ(1) (1 単位)

(1) 理学療法士による場合	108点
(2) 作業療法士による場合	108点
(3) 言語聴覚士による場合	108点
(4) 医師による場合	108点

ロ 廃用症候群リハビリテーション料Ⅱ(1) (1 単位)

(1) 理学療法士による場合	88点
(2) 作業療法士による場合	88点
(3) 言語聴覚士による場合	88点
(4) 医師による場合	88点

ハ 廃用症候群リハビリテーション料Ⅲ(1) (1 単位)

(1) 理学療法士による場合	46点
(2) 作業療法士による場合	46点
(3) 言語聴覚士による場合	46点
(4) 医師による場合	46点
(5) (1) から (4) まで以外の場合	46点

(削る)

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデ

イ 廃用症候群リハビリテーション料Ⅰ(1) (1 単位)

(1) 理学療法士による場合	108点
(2) 作業療法士による場合	108点
(3) 言語聴覚士による場合	108点
(4) 医師による場合	108点

ロ 廃用症候群リハビリテーション料Ⅱ(1) (1 単位)

(1) 理学療法士による場合	88点
(2) 作業療法士による場合	88点
(3) 言語聴覚士による場合	88点
(4) 医師による場合	88点

ハ 廃用症候群リハビリテーション料Ⅲ(1) (1 単位)

(1) 理学療法士による場合	46点
(2) 作業療法士による場合	46点
(3) 言語聴覚士による場合	46点
(4) 医師による場合	46点
(5) (1) から (4) まで以外の場合	46点

7 注1 本文に規定する患者（要介護被保険者等に限る。）に対し、それぞれ廃用症候群の診断又は急性増悪から40日を経過した後に、引き続きリハビリテーションを実施する場合において、過去3月以内にH003-4に掲げる目標設定等支援・管理料を算定していない場合には、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデ

ータを継続して厚生労働省に提出している場合であって、注1本文に規定する患者であって入院中の患者以外のものに対してリハビリテーションを行った場合は、リハビリテーションデータ提出加算として、月1回に限り50点を所定点数に加算する。

- 9 1から3まで及び注7にかかわらず、特定の患者に離床を伴わずに20分以上個別療法であるリハビリテーションを行った場合は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。
この場合、通則第4号にかかわらず、患者1人につき1日2単位まで算定する。

H002 運動器リハビリテーション料

- 1 運動器リハビリテーション料Ⅰ（1単位）
 - イ 理学療法士による場合 185点
 - ロ 作業療法士による場合 185点
 - ハ 医師による場合 185点
- 2 運動器リハビリテーション料Ⅱ（1単位）
 - イ 理学療法士による場合 170点
 - ロ 作業療法士による場合 170点
 - ハ 医師による場合 170点
- 3 運動器リハビリテーション料Ⅲ（1単位）
 - イ 理学療法士による場合 85点
 - ロ 作業療法士による場合 85点
 - ハ 医師による場合 85点
 - ニ イからハまで以外の場合 85点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、当該基準に係る区分に従

ータを継続して厚生労働省に提出している場合であって、注1本文に規定する患者であって入院中の患者以外のものに対してリハビリテーションを行った場合は、リハビリテーションデータ提出加算として、月1回に限り50点を所定点数に加算する。

(新設)

H002 運動器リハビリテーション料

- 1 運動器リハビリテーション料Ⅰ（1単位）
 - イ 理学療法士による場合 185点
 - ロ 作業療法士による場合 185点
 - ハ 医師による場合 185点
- 2 運動器リハビリテーション料Ⅱ（1単位）
 - イ 理学療法士による場合 170点
 - ロ 作業療法士による場合 170点
 - ハ 医師による場合 170点
- 3 運動器リハビリテーション料Ⅲ（1単位）
 - イ 理学療法士による場合 85点
 - ロ 作業療法士による場合 85点
 - ハ 医師による場合 85点
 - ニ イからハまで以外の場合 85点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、当該基準に係る区分に従

って、それぞれ発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から150日を限度として所定点数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者について、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合その他の別に厚生労働大臣が定める場合には、150日を超えて所定点数を算定することができる。

- 2 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のもの又は入院中の患者以外の患者（大腿骨頸部骨折の患者であって、当該保険医療機関を退院したもの又は他の保険医療機関を退院したもの（区分番号A246の注4に掲げる地域連携診療計画加算を算定した患者に限る。）に限る。）に対してリハビリテーションを行った場合は、入院した日から起算して14日を限度として、早期リハビリテーション加算として、1単位につき60点（入院した日から起算して4日目以降は1単位につき25点）を所定点数に加算する。ただし、他の保険医療機関から転院してきた患者については、転院前の保険医療機関に入院した日を起算日とする。また、入院中の患者以外の患者については、退院前の入院日を起算日とする。

- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のもの又は入院中の患者以外の患者（大腿骨頸部骨折の患者であって、当該保険医療機関を退院したもの又は他の保険医療機関を退院したもの（

って、それぞれ発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から150日を限度として所定点数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者について、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合その他の別に厚生労働大臣が定める場合には、150日を超えて所定点数を算定することができる。

- 2 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のもの又は入院中の患者以外の患者（大腿骨頸部骨折の患者であって、当該保険医療機関を退院したもの又は他の保険医療機関を退院したもの（区分番号A246の注4に掲げる地域連携診療計画加算を算定した患者に限る。）に限る。）に対してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から30日を限度として、早期リハビリテーション加算として、1単位につき25点を所定点数に加算する。

- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のもの又は入院中の患者以外の患者（大腿骨頸部骨折の患者であって、当該保険医療機関を退院したもの又は他の保険医療機関を退院したもの（

区分番号A246の注4に掲げる地域連携診療計画加算を算定した患者に限る。)に限る。)に対してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から14日を限度として、初期加算として、1単位につき45点を更に所定点数に加算する。

- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者（入院中のものに限る。）であって、リハビリテーションを実施する日において別に厚生労働大臣が定める患者であるものに対してリハビリテーションを行った場合は、発症、手術又は急性増悪から14日を限度として、急性期リハビリテーション加算として、1単位につき50点を更に所定点数に加算する。

5 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のもの又は入院中の患者以外の患者（大腿骨頸部骨折の患者であって、当該保険医療機関を退院したもの又は他の保険医療機関を退院したもの（区分番号A246の注4に掲げる地域連携診療計画加算を算定した患者に限る。）に限る。）に対して、休日にリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から30日目までを限度として、休日リハビリテーション加算として、1単位につき25点を所定点数に加算する。

- 6 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって、要介護被保険者等以外のものに対して、必要

区分番号A246の注4に掲げる地域連携診療計画加算を算定した患者に限る。)に限る。)に対してリハビリテーションを行った場合は、それぞれ発症、手術又は急性増悪から14日を限度として、初期加算として、1単位につき45点を更に所定点数に加算する。

- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者（入院中のものに限る。）であって、リハビリテーションを実施する日において別に厚生労働大臣が定める患者であるものに対してリハビリテーションを行った場合は、発症、手術又は急性増悪から14日を限度として、急性期リハビリテーション加算として、1単位につき50点を更に所定点数に加算する。

(新設)

- 5 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって、要介護被保険者等以外のものに対して、必要

があつてそれぞれ発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から150日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り、算定できるものとする。

7 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であつて、入院中の要介護被保険者等に対して、必要があつてそれぞれ発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から150日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り、注1に規定する施設基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を算定できるものとする。

イ 運動器リハビリテーション料Ⅰ（1単位）

(1) 理学療法士による場合	111点
(2) 作業療法士による場合	111点
(3) 医師による場合	111点

ロ 運動器リハビリテーション料Ⅱ（1単位）

(1) 理学療法士による場合	102点
(2) 作業療法士による場合	102点
(3) 医師による場合	102点

ハ 運動器リハビリテーション料Ⅲ（1単位）

(1) 理学療法士による場合	51点
(2) 作業療法士による場合	51点
(3) 医師による場合	51点
(4) (1)から(3)まで以外の場合	51点

(削る)

があつてそれぞれ発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から150日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り、算定できるものとする。

6 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であつて、入院中の要介護被保険者等に対して、必要があつてそれぞれ発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から150日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り、注1に規定する施設基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を算定できるものとする。

イ 運動器リハビリテーション料Ⅰ（1単位）

(1) 理学療法士による場合	111点
(2) 作業療法士による場合	111点
(3) 医師による場合	111点

ロ 運動器リハビリテーション料Ⅱ（1単位）

(1) 理学療法士による場合	102点
(2) 作業療法士による場合	102点
(3) 医師による場合	102点

ハ 運動器リハビリテーション料Ⅲ（1単位）

(1) 理学療法士による場合	51点
(2) 作業療法士による場合	51点
(3) 医師による場合	51点
(4) (1)から(3)まで以外の場合	51点

7 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者（要介護被保険者等に限る。）に対し、それぞれ発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から、50日を経過した後、引き続きリハビリテーションを実施する場合において、過去3月以内にH003-4に掲げる目

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合であって、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中の患者以外のものに対してリハビリテーションを行った場合は、リハビリテーションデータ提出加算として、月1回に限り50点を所定点数に加算する。

9 1から3まで及び注7にかかわらず、特定の患者に離床を伴わずに20分以上個別療法であるリハビリテーションを行った場合は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。
この場合、通則第4号にかかわらず、患者1人につき1日2単位まで算定する。

H003 呼吸器リハビリテーション料

1 呼吸器リハビリテーション料Ⅰ（1単位）

イ	理学療法士による場合	175点
ロ	作業療法士による場合	175点
ハ	言語聴覚士による場合	175点
ニ	医師による場合	175点

2 呼吸器リハビリテーション料Ⅱ（1単位）

イ	理学療法士による場合	85点
ロ	作業療法士による場合	85点
ハ	言語聴覚士による場合	85点
ニ	医師による場合	85点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し

標設定等支援・管理料を算定していない場合には、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合であって、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中の患者以外のものに対してリハビリテーションを行った場合は、リハビリテーションデータ提出加算として、月1回に限り50点を所定点数に加算する。

(新設)

H003 呼吸器リハビリテーション料

1 呼吸器リハビリテーション料Ⅰ（1単位）

イ	理学療法士による場合	175点
ロ	作業療法士による場合	175点
ハ	言語聴覚士による場合	175点
ニ	医師による場合	175点

2 呼吸器リハビリテーション料Ⅱ（1単位）

イ	理学療法士による場合	85点
ロ	作業療法士による場合	85点
ハ	言語聴覚士による場合	85点
ニ	医師による場合	85点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し

ているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、当該基準に係る区分に従って、治療開始日から起算して90日を限度として所定点数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者について、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合その他の別に厚生労働大臣が定める場合には、90日を超えて所定点数を算定することができる。

- 2 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、入院した日から起算して14日を限度として、早期リハビリテーション加算として、1単位につき60点（入院した日から起算して4日目以降は1単位につき25点）を所定点数に加算する。ただし、他の保険医療機関から転院してきた患者については、転院前の保険医療機関に入院した日を起算日とする

- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、発症、手術若しくは急性増悪から7日目又は治療開始日のいずれか早いものから起算して14日を限度として、初期加算として、1単位につき45点を更に所定点数に加算する。

- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し

ているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、当該基準に係る区分に従って、治療開始日から起算して90日を限度として所定点数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者について、治療を継続することにより状態の改善が期待できると医学的に判断される場合その他の別に厚生労働大臣が定める場合には、90日を超えて所定点数を算定することができる。

- 2 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、発症、手術若しくは急性増悪から7日目又は治療開始日のいずれか早いものから30日を限度として、早期リハビリテーション加算として、1単位につき25点を所定点数に加算する。

- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対してリハビリテーションを行った場合は、発症、手術若しくは急性増悪から7日目又は治療開始日のいずれか早いものから起算して14日を限度として、初期加算として、1単位につき45点を更に所定点数に加算する。

- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し

ているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者（入院中のものに限る。）であって、リハビリテーションを実施する日において別に厚生労働大臣が定める患者であるものに対してリハビリテーションを行った場合は、発症、手術又は急性増悪から7日目又は治療開始日のいずれか早いものから起算して14日を限度として、急性期リハビリテーション加算として、1単位につき50点を更に所定点数に加算する。

5 注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であって入院中のものに対して、休日にリハビリテーションを行った場合は、発症、手術若しくは急性増悪から7日目又は治療開始日のいずれか早いものから起算して30日目までを限度として、休日リハビリテーション加算として、1単位につき25点を所定点数に加算する。

6 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者に対して、必要があつて治療開始日から90日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り算定できるものとする。

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合であつて、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であつて入院中の患者以外のものに対してリハビリテーションを行った場合は

ているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者（入院中のものに限る。）であつて、リハビリテーションを実施する日において別に厚生労働大臣が定める患者であるものに対してリハビリテーションを行った場合は、発症、手術又は急性増悪から7日目又は治療開始日のいずれか早いものから起算して14日を限度として、急性期リハビリテーション加算として、1単位につき50点を更に所定点数に加算する。

(新設)

5 注1本文の規定にかかわらず、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者に対して、必要があつて治療開始日から90日を超えてリハビリテーションを行った場合は、1月13単位に限り算定できるものとする。

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合であつて、注1本文に規定する別に厚生労働大臣が定める患者であつて入院中の患者以外のものに対してリハビリテーションを行った場合は

、リハビリテーションデータ提出加算として、月1回に限り50点を所定点数に加算する。

- 8 1及び2について、イからニまでにかかわらず、特定の患者に離床を伴わずに20分以上個別療法であるリハビリテーションを行った場合は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。この場合、通則第4号にかかわらず、患者1人につき1日2単位まで算定する。

H003-2 リハビリテーション総合計画評価料

- 1 リハビリテーション総合計画評価料 1
イ 初回の場合 300点
ロ 2回目以降の場合 240点
2 リハビリテーション総合計画評価料 2
イ 初回の場合 240点
ロ 2回目以降の場合 196点

注1 1について、心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)、廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)、廃用症候群リハビリテーション料(Ⅱ)、運動器リハビリテーション料(Ⅰ)、運動器リハビリテーション料(Ⅱ)、呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)、がん患者リハビリテーション料又は認知症患者リハビリテーション料に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出を行った保険医療機関において、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の多職種が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該計画に基づき心大血管疾患リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料、がん患者リハビリテーション料若しくは認知

、リハビリテーションデータ提出加算として、月1回に限り50点を所定点数に加算する。

(新設)

H003-2 リハビリテーション総合計画評価料

- 1 リハビリテーション総合計画評価料 1 300点
(新設)
(新設)
2 リハビリテーション総合計画評価料 2 240点
(新設)
(新設)

注1 1について、心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)、廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)、廃用症候群リハビリテーション料(Ⅱ)、運動器リハビリテーション料(Ⅰ)、運動器リハビリテーション料(Ⅱ)、呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)、がん患者リハビリテーション料又は認知症患者リハビリテーション料に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出を行った保険医療機関において、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の多職種が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該計画に基づき心大血管疾患リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料、がん患者リハビリテーション料若しくは認知

症患者リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを行った場合又は介護リハビリテーションの利用を予定している患者以外の患者に対し、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料又は運動器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを行った場合に、患者1人につき1月に1回に限り算定する。

2 2について、脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅰ、脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱ、廃用症候群リハビリテーション料Ⅰ、廃用症候群リハビリテーション料Ⅱ、運動器リハビリテーション料Ⅰ又は運動器リハビリテーション料Ⅱに係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出を行った保険医療機関において、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の多職種が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該計画に基づき、介護リハビリテーションの利用を予定している患者に対し、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料又は運動器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを行った場合に、患者1人につき1月に1回に限り算定する。

3 当該保険医療機関の医師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、患家等を訪問し、当該患者（区分番号A308に掲げる回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者に限る。）の退院後の住環境等を評価した上で、当該計画を策定した場合に、入院時訪問

症患者リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを行った場合又は介護リハビリテーションの利用を予定している患者以外の患者に対し、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料又は運動器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを行った場合に、患者1人につき1月に1回に限り算定する。

2 2について、脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅰ、脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱ、廃用症候群リハビリテーション料Ⅰ、廃用症候群リハビリテーション料Ⅱ、運動器リハビリテーション料Ⅰ又は運動器リハビリテーション料Ⅱに係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出を行った保険医療機関において、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の多職種が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該計画に基づき、介護リハビリテーションの利用を予定している患者に対し、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料又は運動器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを行った場合に、患者1人につき1月に1回に限り算定する。

3 当該保険医療機関の医師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、患家等を訪問し、当該患者（区分番号A308に掲げる回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者に限る。）の退院後の住環境等を評価した上で、当該計画を策定した場合に、入院時訪問

指導加算として、入院中1回に限り、150点を所定点数に加算する。

- 4 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)又は脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出を行った保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該保険医療機関の医師、理学療法士又は作業療法士が運動量増加機器を用いたリハビリテーション計画を策定し、当該機器を用いて、脳血管疾患等リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを行った場合に、運動量増加機器加算として、次に掲げる点数をそれぞれ月1回に限り所定点数に加算する。

イ 上肢の運動機能障害に対して機器を用いる場合 150点

ロ 下肢の運動機能障害に対して機器を用いる場合 150点

(削る)

(削る)

H004 摂食機能療法（1日につき）

指導加算として、入院中1回に限り、150点を所定点数に加算する。

- 4 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)又は脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出を行った保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該保険医療機関の医師、理学療法士又は作業療法士が運動量増加機器を用いたリハビリテーション計画を策定し、当該機器を用いて、脳血管疾患等リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを行った場合に、運動量増加機器加算として、月1回に限り150点を所定点数に加算する。

(新設)

(新設)

H003-3 削除

H003-4 目標設定等支援・管理料

1 初回の場合 250点

2 2回目以降の場合 100点

注 区分番号H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、区分番号H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料又は区分番号H002に掲げる運動器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを実施している要介護被保険者等である患者に対し、必要な指導等を行った場合に、3月に1回に限り算定する。

H004 摂食機能療法（1日につき）

1	30分以上の場合	185点
2	30分未満の場合	130点
注 1	1については、摂食機能障害を有する患者に対して、1月に4回に限り算定する。ただし、治療開始日から起算して3月以内の患者については、1日につき算定できる。	
2	2については、脳卒中の患者であって、摂食機能障害を有するものに対して、脳卒中の発症から14日以内に限り、1日につき算定できる。	
3	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、摂食機能又は嚥下機能の回復に必要な指導管理を行った場合は、摂食嚥下機能回復体制加算として、当該基準に係る区分に従い、患者（ハについては、療養病棟入院料1又は療養病棟入院料2を現に算定しているものに限る。）	
イ	摂食嚥下機能回復体制加算 1	210点
ロ	摂食嚥下機能回復体制加算 2	190点
ハ	摂食嚥下機能回復体制加算 3	120点
H 0 0 5	視能訓練（1日につき）	
1	斜視視能訓練	135点
2	弱視視能訓練	135点
H 0 0 6	難病患者リハビリテーション料（1日につき）	640点
注 1	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするもの（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、社会生活機能の	

1	30分以上の場合	185点
2	30分未満の場合	130点
注 1	1については、摂食機能障害を有する患者に対して、1月に4回に限り算定する。ただし、治療開始日から起算して3月以内の患者については、1日につき算定できる。	
2	2については、脳卒中の患者であって、摂食機能障害を有するものに対して、脳卒中の発症から14日以内に限り、1日につき算定できる。	
3	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、摂食機能又は嚥下機能の回復に必要な指導管理を行った場合は、摂食嚥下機能回復体制加算として、当該基準に係る区分に従い、患者（ハについては、療養病棟入院料1又は療養病棟入院料2を現に算定しているものに限る。）	
イ	摂食嚥下機能回復体制加算 1	210点
ロ	摂食嚥下機能回復体制加算 2	190点
ハ	摂食嚥下機能回復体制加算 3	120点
H 0 0 5	視能訓練（1日につき）	
1	斜視視能訓練	135点
2	弱視視能訓練	135点
H 0 0 6	難病患者リハビリテーション料（1日につき）	640点
注 1	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするもの（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、社会生活機能の	

回復を目的としてリハビリテーションを行った場合に算定する。

- 2 医療機関を退院した患者に対して集中的にリハビリテーションを行った場合は、退院日から起算して3月を限度として、短期集中リハビリテーション実施加算として、退院日から起算した日数に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 退院日から起算して1月以内の期間に行われた場合 280点

ロ 退院日から起算して1月を超え3月以内の期間に行われた場合 140点

H007 障害児（者）リハビリテーション料（1単位）

- 1 6歳未満の患者の場合 225点
2 6歳以上18歳未満の患者の場合 195点
3 18歳以上の患者の場合 155点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、患者1人につき1日6単位まで算定する。

H007-2 がん患者リハビリテーション料（1単位）

205点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者であって、がんの治療のために入院しているものに対して、個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、患者1人につき1日6単位まで算定する。

回復を目的としてリハビリテーションを行った場合に算定する。

- 2 医療機関を退院した患者に対して集中的にリハビリテーションを行った場合は、退院日から起算して3月を限度として、短期集中リハビリテーション実施加算として、退院日から起算した日数に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 退院日から起算して1月以内の期間に行われた場合 280点

ロ 退院日から起算して1月を超え3月以内の期間に行われた場合 140点

H007 障害児（者）リハビリテーション料（1単位）

- 1 6歳未満の患者の場合 225点
2 6歳以上18歳未満の患者の場合 195点
3 18歳以上の患者の場合 155点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、患者1人につき1日6単位まで算定する。

H007-2 がん患者リハビリテーション料（1単位）

205点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者であって、がんの治療のために入院しているものに対して、個別療法であるリハビリテーションを行った場合に、患者1人につき1日6単位まで算定する。

H007-3 認知症患者リハビリテーション料（1日につき） 240点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、重度認知症の状態にある患者（区分番号A314に掲げる認知症治療病棟入院料を算定するもの又は認知症に関する専門の保険医療機関に入院しているものに限る。）に対して、個別療法であるリハビリテーションを20分以上行った場合に、入院した日から起算して1年を限度として、週3回に限り算定する。

H007-4 リンパ浮腫複合的治療料

1 重症の場合

イ 60分以上 500点

ロ 40分以上60分未満 350点

2 1以外の場合 150点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、リンパ浮腫の患者に複合的治療を実施した場合に、患者1人1日につき1回算定する。

2 1の場合は月1回（当該治療を開始した日の属する月から起算して2月以内は計11回）に限り、2の場合は6月に1回に限り、それぞれ所定点数を算定する。

H008 集団コミュニケーション療法料（1単位） 50点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を行った場合に、患者1人につき1日

H007-3 認知症患者リハビリテーション料（1日につき） 240点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、重度認知症の状態にある患者（区分番号A314に掲げる認知症治療病棟入院料を算定するもの又は認知症に関する専門の保険医療機関に入院しているものに限る。）に対して、個別療法であるリハビリテーションを20分以上行った場合に、入院した日から起算して1年を限度として、週3回に限り算定する。

H007-4 リンパ浮腫複合的治療料

1 重症の場合

200点

（新設）

（新設）

2 1以外の場合

100点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、リンパ浮腫の患者に複合的治療を実施した場合に、患者1人1日につき1回算定する。

2 1の場合は月1回（当該治療を開始した日の属する月から起算して2月以内は計11回）に限り、2の場合は6月に1回に限り、それぞれ所定点数を算定する。

H008 集団コミュニケーション療法料（1単位） 50点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、集団コミュニケーション療法である言語聴覚療法を行った場合に、患者1人につき1日

3単位まで算定する。

第2節 薬剤料

区分

H100 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。

注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。

2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第8部 精神科専門療法

通則

- 1 精神科専門療法の費用は、第1節の各区分の所定点数により算定する。ただし、精神科専門療法に当たって薬剤を使用したときは、第1節及び第2節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 精神科専門療法料は、特に規定する場合を除き、精神科を標榜する保険医療機関において算定する。

第1節 精神科専門療法料

区分

I000 精神科電気痙攣療法

1 声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う
閉鎖循環式全身麻酔を行った場合 2,800点

2 1以外の場合 150点

注1 1日に1回に限り算定する。

2 1については、第11部に規定する麻酔に要する費用（薬剤料及び特定保険医療材料料を除く。）は所定点数に含まれるものとする。

3 1については、麻酔に従事する医師（麻酔科につき医療法第6条の6第1項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者に限る。）が麻酔を

3単位まで算定する。

第2節 薬剤料

区分

H100 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。

注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。

2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第8部 精神科専門療法

通則

- 1 精神科専門療法の費用は、第1節の各区分の所定点数により算定する。ただし、精神科専門療法に当たって薬剤を使用したときは、第1節及び第2節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 精神科専門療法料は、特に規定する場合を除き、精神科を標榜する保険医療機関において算定する。

第1節 精神科専門療法料

区分

I000 精神科電気痙攣療法

1 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔
を行った場合 2,800点

2 1以外の場合 150点

注1 1日に1回に限り算定する。

2 1については、第11部に規定する麻酔に要する費用（薬剤料及び特定保険医療材料料を除く。）は所定点数に含まれるものとする。

3 1については、麻酔に従事する医師（麻酔科につき医療法第6条の6第1項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者に限る。）が麻酔を

行った場合は、900点を所定点数に加算する。	
I 0 0 0 - 2	経頭蓋磁気刺激療法 2,000点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、薬物治療で十分な効果が認められない成人のうつ病患者に対して、経頭蓋治療用磁気刺激装置による治療を行った場合に限り算定する。	
I 0 0 1	入院精神療法（1回につき）
1	入院精神療法Ⅰ 400点
2	入院精神療法Ⅱ
イ 入院の日から起算して6月以内の期間に行った場合 150点	
ロ 入院の日から起算して6月を超えた期間に行った場合 80点	
注1 1については、入院中の患者について、精神保健指定医が30分以上入院精神療法を行った場合に、入院の日から起算して3月を限度として週3回に限り算定する。	
2 2については、入院中の患者について、入院の日から起算して4週間以内の期間に行われる場合は週2回を、入院の日から起算して4週間を超える期間に行われる場合は週1回をそれぞれ限度として算定する。ただし、重度の精神障害者である患者に対して精神保健指定医が必要と認めて行われる場合は、入院期間にかかわらず週2回に限り算定する。	
I 0 0 2	通院・在宅精神療法（1回につき）
1	通院精神療法
イ 精神保健福祉法第29条又は第29条の2の規定による入院措置を経て退院した患者であって、	

行った場合は、900点を所定点数に加算する。	
I 0 0 0 - 2	経頭蓋磁気刺激療法 2,000点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、薬物治療で十分な効果が認められない成人のうつ病患者に対して、経頭蓋治療用磁気刺激装置による治療を行った場合に限り算定する。	
I 0 0 1	入院精神療法（1回につき）
1	入院精神療法Ⅰ 400点
2	入院精神療法Ⅱ
イ 入院の日から起算して6月以内の期間に行った場合 150点	
ロ 入院の日から起算して6月を超えた期間に行った場合 80点	
注1 1については、入院中の患者について、精神保健指定医が30分以上入院精神療法を行った場合に、入院の日から起算して3月を限度として週3回に限り算定する。	
2 2については、入院中の患者について、入院の日から起算して4週間以内の期間に行われる場合は週2回を、入院の日から起算して4週間を超える期間に行われる場合は週1回をそれぞれ限度として算定する。ただし、重度の精神障害者である患者に対して精神保健指定医が必要と認めて行われる場合は、入院期間にかかわらず週2回に限り算定する。	
I 0 0 2	通院・在宅精神療法（1回につき）
1	通院精神療法
イ 精神保健福祉法第29条又は第29条の2の規定による入院措置を経て退院した患者であって、	

都道府県等が作成する退院後に必要な支援内容等を記載した計画に基づく支援期間にあるものに対して、当該計画において療養を担当することとされている保険医療機関の精神科の医師が行った場合	660点
ロ 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った場合	
(1) 60分以上の場合	
① 精神保健指定医による場合	650点
② ①以外の場合	550点
(2) 精神保健指定医による30分以上60分未満の場合	550点
ハ イ及びロ以外の場合	
(1) 30分以上の場合	
① 精神保健指定医による場合	410点
② ①以外の場合	390点
(2) 30分未満の場合	
① 精神保健指定医による場合	315点
② ①以外の場合	290点
2 在宅精神療法	
イ 精神保健福祉法第29条又は第29条の2の規定による入院措置を経て退院した患者であって、都道府県等が作成する退院後に必要な支援内容等を記載した計画に基づく支援期間にあるものに対して、当該計画において療養を担当することとされている保険医療機関の精神科の医師が行った場合	660点
ロ 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った場合	
(1) 60分以上行った場合	
① 精神保健指定医による場合	650点

都道府県等が作成する退院後に必要な支援内容等を記載した計画に基づく支援期間にあるものに対して、当該計画において療養を担当することとされている保険医療機関の精神科の医師が行った場合	660点
ロ 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日において、60分以上行った場合 (新設)	
(1) 精神保健指定医による場合	600点
(2) (1)以外の場合 (新設)	550点
ハ イ及びロ以外の場合	
(1) 30分以上の場合	
① 精神保健指定医による場合	410点
② ①以外の場合	390点
(2) 30分未満の場合	
① 精神保健指定医による場合	315点
② ①以外の場合	290点
2 在宅精神療法	
イ 精神保健福祉法第29条又は第29条の2の規定による入院措置を経て退院した患者であって、都道府県等が作成する退院後に必要な支援内容等を記載した計画に基づく支援期間にあるものに対して、当該計画において療養を担当することとされている保険医療機関の精神科の医師が行った場合	660点
ロ 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日において、60分以上行った場合 (新設)	
(1) 精神保健指定医による場合	640点

② ①以外の場合	600点
② 精神保健指定医による30分以上60分未満の場合	550点
ハ イ及びロ以外の場合	
(1) 60分以上の場合	
① 精神保健指定医による場合	590点
② ①以外の場合	540点
(2) 30分以上60分未満の場合	
① 精神保健指定医による場合	410点
② ①以外の場合	390点
(3) 30分未満の場合	
① 精神保健指定医による場合	315点
② ①以外の場合	290点
注1 入院中の患者以外の患者について、退院後4週間以内の期間に行われる場合にあつては1と2を合わせて週2回、その他の場合にあつては1と2を合わせて週1回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料及び区分番号B001-3-3に掲げる生活習慣病管理料Ⅱを算定している患者については算定しない。	
2 通院・在宅精神療法は、診療に要した時間が5分を超えたときに限り算定する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日において通院・在宅精神療法を行った場合は、診療に要した時間が30分を超えたときに限り算定する。	
3 20歳未満の患者に対して通院・在宅精神療法を行った場合（当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から1年以内の期間に行った場合に限る。）は、320点を所定点数に加算する	

② ①以外の場合	600点
② 精神保健指定医による30分以上60分未満の場合 (新設)	
ハ イ及びロ以外の場合	
(1) 60分以上の場合	
① 精神保健指定医による場合	590点
② ①以外の場合	540点
(2) 30分以上60分未満の場合	
① 精神保健指定医による場合	410点
② ①以外の場合	390点
(3) 30分未満の場合	
① 精神保健指定医による場合	315点
② ①以外の場合	290点
注1 入院中の患者以外の患者について、退院後4週間以内の期間に行われる場合にあつては1と2を合わせて週2回、その他の場合にあつては1と2を合わせて週1回に限り算定する。ただし、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料及び区分番号B001-3-3に掲げる生活習慣病管理料Ⅱを算定している患者については算定しない。	
2 通院・在宅精神療法は、診療に要した時間が5分を超えたときに限り算定する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日において通院・在宅精神療法を行った場合は、診療に要した時間が30分を超えたときに限り算定する。	
3 20歳未満の患者に対して通院・在宅精神療法を行った場合（当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から1年以内の期間に行った場合に限る。）は、320点を所定点数に加算する	

。ただし、注4又は注10に規定する加算を算定した場合は、算定しない。

- 4 特定機能病院若しくは区分番号A311-4に掲げる児童・思春期精神科入院医療管理料に係る届出を行った保険医療機関又は当該保険医療機関以外の保険医療機関であって別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、通院・在宅精神療法を行った場合は、児童思春期精神科専門管理加算として、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ロについては、1回に限り算定する。また、注3又は注10に規定する加算を算定した場合は、算定しない。

イ 16歳未満の患者に通院・在宅精神療法を行った場合

- (1) 当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から2年以内の期間に行った場合

500点

- (2) (1)以外の場合 300点

ロ 20歳未満の患者に60分以上の通院・在宅精神療法を行った場合（当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から3月以内の期間に行った場合に限る。） 1,200点

- 5 1のハの(1)並びに2のハの(1)及び(2)については、抗精神病薬を服用している患者について、客観的な指標による当該薬剤の副作用の評価を行った場合は、特定薬剤副作用評価加算として、月1回に限り25点を所定点数に加算する。ただし、区分番号I002-2に掲げる精神科継続外来支援・指導料の注4に規定する加算を算

。ただし、注4又は注10に規定する加算を算定した場合は、算定しない。

- 4 特定機能病院若しくは区分番号A311-4に掲げる児童・思春期精神科入院医療管理料に係る届出を行った保険医療機関又は当該保険医療機関以外の保険医療機関であって別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、通院・在宅精神療法を行った場合は、児童思春期精神科専門管理加算として、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ロについては、1回に限り算定する。また、注3又は注10に規定する加算を算定した場合は、算定しない。

イ 16歳未満の患者に通院・在宅精神療法を行った場合

- (1) 当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から2年以内の期間に行った場合

500点

- (2) (1)以外の場合 300点

ロ 20歳未満の患者に60分以上の通院・在宅精神療法を行った場合（当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から3月以内の期間に行った場合に限る。） 1,200点

- 5 1のハの(1)並びに2のハの(1)及び(2)については、抗精神病薬を服用している患者について、客観的な指標による当該薬剤の副作用の評価を行った場合は、特定薬剤副作用評価加算として、月1回に限り25点を所定点数に加算する。ただし、区分番号I002-2に掲げる精神科継続外来支援・指導料の注4に規定する加算を算

定する月は、算定しない。

- 6 当該患者に対して、1回の処方において、3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗精神病薬を投与した場合であって、別に厚生労働大臣が定める要件を満たさない場合、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。
- 7 1のイを算定する患者に対し、医師の指示を受けた看護師、准看護師又は精神保健福祉士が、月に1回以上、療養の状況等を踏まえ、治療及び社会生活等に係る助言又は指導を継続して行った場合に、措置入院後継続支援加算として、3月に1回に限り275点を所定点数に加算する。
- 8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、重点的な支援を要する患者に対して、精神科を担当する医師の指示の下、保健師、看護師又は精神保健福祉士が、当該患者が地域生活を継続するための面接及び関係機関との連絡調整を行った場合に、療養生活継続支援加算として、次に掲げる区分に従い、初回算定日の属する月から起算して1年を限度として、月1回に限り、いずれかを所定点数に加算する。
- イ 直近の入院において、区分番号B015に掲げる精神科退院時共同指導料1を算定した患者の場合 500点
- ロ イ以外の患者の場合 350点
- 9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、心理に関する支援を要す

定する月は、算定しない。

- 6 当該患者に対して、1回の処方において、3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗精神病薬を投与した場合であって、別に厚生労働大臣が定める要件を満たさない場合、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。
- 7 1のイを算定する患者に対し、医師の指示を受けた看護師、准看護師又は精神保健福祉士が、月に1回以上、療養の状況等を踏まえ、治療及び社会生活等に係る助言又は指導を継続して行った場合に、措置入院後継続支援加算として、3月に1回に限り275点を所定点数に加算する。
- 8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、重点的な支援を要する患者に対して、精神科を担当する医師の指示の下、保健師、看護師又は精神保健福祉士が、当該患者が地域生活を継続するための面接及び関係機関との連絡調整を行った場合に、療養生活継続支援加算として、次に掲げる区分に従い、初回算定日の属する月から起算して1年を限度として、月1回に限り、いずれかを所定点数に加算する。
- イ 直近の入院において、区分番号B015に掲げる精神科退院時共同指導料1を算定した患者の場合 500点
- ロ イ以外の患者の場合 350点
- 9 心理に関する支援を要する患者として別に厚生労働大臣が定める患者に対して、精神科を担当する医師の指示を受けた公認心理師が必要な

る患者に対して、精神科を担当する医師の指示を受けた公認心理師が必要な支援を行った場合に、心理支援加算として、初回算定日の属する月から起算して2年を限度として、月2回に限り280点を所定点数に加算する。

- 10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、1を算定する患者であって、20歳未満のものに対して、精神科を担当する医師の指示の下、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師等が共同して必要な支援を行った場合は、児童思春期支援指導加算として、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。ただし、イの(1)及びロの(1)については、1回に限り算定する。また、注3又は注4に規定する加算を算定した場合は、算定しない。

イ 児童思春期支援指導加算 1

- (1) 60分以上の通院・在宅精神療法を行った場合（当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から3月以内の期間に行った場合に限る。） 1,100点

(2) (1) 以外の場合

- ① 当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から2年以内の期間に行った場合 490点
② (1) 以外の場合 290点

ロ 児童思春期支援指導加算 2

- (1) 60分以上の通院・在宅精神療法を行った場合（当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から3月以内の期間に行った場

支援を行った場合に、心理支援加算として、初回算定日の属する月から起算して2年を限度として、月2回に限り250点を所定点数に加算する。

- 10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、1を算定する患者であって、20歳未満のものに対して、精神科を担当する医師の指示の下、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師等が共同して必要な支援を行った場合は、児童思春期支援指導加算として、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。ただし、イについては、1回に限り算定する。また、注3又は注4に規定する加算を算定した場合は、算定しない。

（新設）

- イ 60分以上の通院・在宅精神療法を行った場合（当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から3月以内の期間に行った場合に限る。） 1,000点

ロ イ 以外の場合

- (1) 当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から2年以内の期間に行った場合 450点
(2) (1) 以外の場合 250点

（新設）

	<u>合に限る。)</u>	<u>500点</u>
	<u>(2) (1)以外の場合</u>	
	<u>① 当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から1年以内の期間に行った場合</u>	<u>400点</u>
	<u>② ①以外の場合</u>	<u>100点</u>
11	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、通院・在宅精神療法を行った場合は、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。	
	<u>イ 早期診療体制充実加算 1</u>	
	<u>(1) 当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から3年以内の期間に行った場合</u>	<u>50点</u>
	<u>(2) (1)以外の場合</u>	<u>15点</u>
	<u>ロ 早期診療体制充実加算 2</u>	
	<u>(1) 当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から3年以内の期間に行った場合</u>	<u>20点</u>
	<u>(2) (1)以外の場合</u>	<u>15点</u>
	<u>ハ 早期診療体制充実加算 3</u>	
	<u>(1) 当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から3年以内の期間に行った場合</u>	<u>15点</u>
	<u>(2) (1)以外の場合</u>	<u>10点</u>
12	1のロの(1)の①若しくは(2)又はハの(1)の①若しくは(2)の①については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、	

11	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、通院・在宅精神療法を行った場合は、 <u>早期診療体制充実加算</u> として、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。	
	<u>イ 病院の場合</u>	
	<u>(1) 当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から3年以内の期間に行った場合</u>	<u>20点</u>
	<u>(2) (1)以外の場合</u>	<u>15点</u>
	<u>ロ 診療所の場合</u>	
	<u>(1) 当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から3年以内の期間に行った場合</u>	<u>50点</u>
	<u>(2) (1)以外の場合</u>	<u>15点</u>
	(新設)	
12	1のハの(1)の①又は(2)の①については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、情報通信機器を用いた精神療法	

情報通信機器を用いた精神療法を行うことが適当と認められる患者に対し、情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、それぞれ566点、479点、357点又は274点を算定する。ただし、当該患者に対して、1回の処方において、3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗精神病薬を投与した場合には、算定できない。また、注3から注5まで及び注7から注11までに規定する加算は別に算定できない。

13 1の口の①の②、1のハの①の②、1のハの②の②、2の口の①の②、2のハの①の②、2のハの②の②及び2のハの③の②において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の60に相当する点数を算定する。ただし、当該患者に対して、1回の処方において、3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗精神病薬を投与した場合には、算定できない。また、注9に規定する心理支援加算は別に算定できない。

I 0 0 2 - 2 精神科継続外来支援・指導料（1日につき）

55点

注1 入院中の患者以外の患者について、精神科を担当する医師が、患者又はその家族等に対して、病状、服薬状況及び副作用の有無等の確認を主とした支援を行った場合に、患者1人につき1日に1回に限り算定する。

2 当該患者に対して、1回の処方において、3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗精神病

を行うことが適当と認められる患者に対し、情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて、それぞれ357点又は274点を算定する。ただし、当該患者に対して、1回の処方において、3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗精神病薬を投与した場合には、算定できない。また、注3から注5まで及び注7から注11までに規定する加算は別に算定できない。

（新設）

I 0 0 2 - 2 精神科継続外来支援・指導料（1日につき）

55点

注1 入院中の患者以外の患者について、精神科を担当する医師が、患者又はその家族等に対して、病状、服薬状況及び副作用の有無等の確認を主とした支援を行った場合に、患者1人につき1日に1回に限り算定する。

2 当該患者に対して、1回の処方において、3種類以上の抗不安薬、3種類以上の睡眠薬、3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗精神病

薬を投与した場合（臨時の投薬等のもの及び3種類の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を患者の病状等によりやむを得ず投与するものを除く。）には、算定しない。

3 医師による支援と併せて、精神科を担当する医師の指示の下、保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士が、患者又はその家族等に対して、療養生活環境を整備するための支援を行った場合は、40点を所定点数に加算する。

4 抗精神病薬を服用している患者について、客観的な指標による当該薬剤の副作用の評価を行った場合は、特定薬剤副作用評価加算として、月1回に限り25点を所定点数に加算する。ただし、区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法の注5に規定する加算を算定する月は、算定しない。

5 当該患者に対して、1回の処方において、3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗精神病薬を投与した場合（注2に規定する場合を除く。）であって、別に厚生労働大臣が定める要件を満たさない場合、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

6 他の精神科専門療法と同一日に行う精神科継続外来支援・指導に係る費用は、他の精神科専門療法の所定点数に含まれるものとする。

I002-3 救急患者精神科継続支援料

1 入院中の患者	900点
2 入院中の患者以外の患者	300点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、精神疾患を有する患者で

薬を投与した場合（臨時の投薬等のもの及び3種類の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を患者の病状等によりやむを得ず投与するものを除く。）には、算定しない。

3 医師による支援と併せて、精神科を担当する医師の指示の下、保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士が、患者又はその家族等に対して、療養生活環境を整備するための支援を行った場合は、40点を所定点数に加算する。

4 抗精神病薬を服用している患者について、客観的な指標による当該薬剤の副作用の評価を行った場合は、特定薬剤副作用評価加算として、月1回に限り25点を所定点数に加算する。ただし、区分番号I002に掲げる通院・在宅精神療法の注5に規定する加算を算定する月は、算定しない。

5 当該患者に対して、1回の処方において、3種類以上の抗うつ薬又は3種類以上の抗精神病薬を投与した場合（注2に規定する場合を除く。）であって、別に厚生労働大臣が定める要件を満たさない場合、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

6 他の精神科専門療法と同一日に行う精神科継続外来支援・指導に係る費用は、他の精神科専門療法の所定点数に含まれるものとする。

I002-3 救急患者精神科継続支援料

1 入院中の患者	900点
2 入院中の患者以外の患者	300点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、精神疾患を有する患者で

あって、自殺企図等により入院したものに對し、生活上の課題又は精神疾患の治療継続上の課題を確認し、助言又は指導を行った場合に算定する。

2 入院中の患者については、入院した日から起算して6月以内の期間に週1回に限り算定する。

3 入院中の患者以外の患者については、退院後、電話等で継続的な指導等を行った場合に、退院後24週を限度として、週1回に限り算定する。

I 0 0 3 標準型精神分析療法（1回につき） 390点

注 診療に要した時間が45分を超えたときに限り算定する。

I 0 0 3-2 認知療法・認知行動療法（1日につき）

1 医師による場合 480点

2 医師及び看護師が共同して行う場合 350点

3 公認心理師による心理支援を伴う場合 330点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者について、認知療法・認知行動療法に習熟した医師が、一連の治療に関する計画を作成し、患者に説明を行った上で、医師若しくは看護師が認知療法・認知行動療法を行った場合又は公認心理師が認知行動療法的アプローチに基づく心理支援を行った場合に、一連の治療について16回に限り算定する。

2 精神科を標榜する保険医療機関以外の保険医療機関においても算定できるものとする。

3 診療に要した時間が30分を超えたときに限り

あって、自殺企図等により入院したものに對し、生活上の課題又は精神疾患の治療継続上の課題を確認し、助言又は指導を行った場合に算定する。

2 入院中の患者については、入院した日から起算して6月以内の期間に週1回に限り算定する。

3 入院中の患者以外の患者については、退院後、電話等で継続的な指導等を行った場合に、退院後24週を限度として、週1回に限り算定する。

I 0 0 3 標準型精神分析療法（1回につき） 390点

注 診療に要した時間が45分を超えたときに限り算定する。

I 0 0 3-2 認知療法・認知行動療法（1日につき）

1 医師による場合 480点

2 医師及び看護師が共同して行う場合 350点

（新設）

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者について、認知療法・認知行動療法に習熟した医師が、一連の治療に関する計画を作成し、患者に説明を行った上で、認知療法・認知行動療法を行った場合に、一連の治療について16回に限り算定する。

2 精神科を標榜する保険医療機関以外の保険医療機関においても算定できるものとする。

3 診療に要した時間が30分を超えたときに限り

算定する。

- 4 認知療法・認知行動療法と同一日に行う他の精神科専門療^{ほう}法は、所定点数に含まれるものとする。

I 0 0 4 心身医学療法（1回につき）

- 1 入院中の患者 150点
2 入院中の患者以外の患者
イ 初診時 110点
ロ 再診時 80点

注1 精神科を標榜^{ほう}する保険医療機関以外の保険医療機関においても算定できるものとする。

- 2 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料を算定する初診の日において心身医学療法を行った場合は、診療に要した時間が30分を超えたときに限り算定する。

- 3 入院中の患者については、入院の日から起算して4週間以内の期間に行われる場合にあっては週2回、入院の日から起算して4週間を超える期間に行われる場合にあっては週1回に限り算定する。

- 4 入院中の患者以外の患者については、初診日から起算して4週間以内の期間に行われる場合にあっては週2回、初診日から起算して4週間を超える期間に行われる場合にあっては週1回に限り算定する。

- 5 20歳未満の患者に対して心身医学療法を行った場合は、所定点数に所定点数の100分の200に相当する点数を加算する。

I 0 0 5 入院集団精神療法（1日につき） 100点

注1 入院中の患者について、入院の日から起算して6月を限度として週2回に限り算定する。

算定する。

- 4 認知療法・認知行動療法と同一日に行う他の精神科専門療^{ほう}法は、所定点数に含まれるものとする。

I 0 0 4 心身医学療法（1回につき）

- 1 入院中の患者 150点
2 入院中の患者以外の患者
イ 初診時 110点
ロ 再診時 80点

注1 精神科を標榜^{ほう}する保険医療機関以外の保険医療機関においても算定できるものとする。

- 2 区分番号A 0 0 0に掲げる初診料を算定する初診の日において心身医学療法を行った場合は、診療に要した時間が30分を超えたときに限り算定する。

- 3 入院中の患者については、入院の日から起算して4週間以内の期間に行われる場合にあっては週2回、入院の日から起算して4週間を超える期間に行われる場合にあっては週1回に限り算定する。

- 4 入院中の患者以外の患者については、初診日から起算して4週間以内の期間に行われる場合にあっては週2回、初診日から起算して4週間を超える期間に行われる場合にあっては週1回に限り算定する。

- 5 20歳未満の患者に対して心身医学療法を行った場合は、所定点数に所定点数の100分の200に相当する点数を加算する。

I 0 0 5 入院集団精神療法（1日につき） 100点

注1 入院中の患者について、入院の日から起算して6月を限度として週2回に限り算定する。

- 2 入院集団精神療法と同一日に行う他の精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。
- I 0 0 6 通院集団精神療法（1日につき） 270点
- 注1 入院中の患者以外の患者について、6月を限度として週2回に限り算定する。
- 2 通院集団精神療法と同一日に行う他の精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。
- I 0 0 6 - 2 依存症集団療法（1回につき）
- 1 薬物依存症の場合 340点
- 2 ギャンブル依存症の場合 300点
- 3 アルコール依存症の場合 300点
- 注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、薬物依存症の患者であって、入院中の患者以外のものに対して、集団療法を実施した場合に、治療開始日から起算して6月を限度として、週1回に限り算定する。ただし、精神科の医師が特に必要性を認め、治療開始日から起算して6月を超えて実施した場合には、治療開始日から起算して2年を限度として、更に週1回かつ計24回に限り算定できる。
- 2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ギャンブル依存症の患者であって、入院中の患者以外のものに対して、集団療法を実施した場合に、治療開始日から起算して3月を限度として、2週間に1回に限り算定する。
- 3 3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長

- 2 入院集団精神療法と同一日に行う他の精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。
- I 0 0 6 通院集団精神療法（1日につき） 270点
- 注1 入院中の患者以外の患者について、6月を限度として週2回に限り算定する。
- 2 通院集団精神療法と同一日に行う他の精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。
- I 0 0 6 - 2 依存症集団療法（1回につき）
- 1 薬物依存症の場合 340点
- 2 ギャンブル依存症の場合 300点
- 3 アルコール依存症の場合 300点
- 注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、薬物依存症の患者であって、入院中の患者以外のものに対して、集団療法を実施した場合に、治療開始日から起算して6月を限度として、週1回に限り算定する。ただし、精神科の医師が特に必要性を認め、治療開始日から起算して6月を超えて実施した場合には、治療開始日から起算して2年を限度として、更に週1回かつ計24回に限り算定できる。
- 2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ギャンブル依存症の患者であって、入院中の患者以外のものに対して、集団療法を実施した場合に、治療開始日から起算して3月を限度として、2週間に1回に限り算定する。
- 3 3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長

等に届け出た保険医療機関において、アルコール依存症の患者であって、入院中の患者以外のものに対して、集団療法を実施した場合に、週1回かつ計10回に限り算定する。

- 4 依存症集団療法と同一日に行う他の精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。

I 0 0 7 精神科作業療法（1日につき） 220点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。

I 0 0 8 入院生活技能訓練療法

- 1 入院の日から起算して6月以内の期間に行った場合 100点

- 2 入院の日から起算して6月を超えた期間に行った場合 75点

注1 入院中の患者について、週1回に限り算定する。

- 2 入院生活技能訓練療法と同一日に行う他の精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。

I 0 0 8 - 2 精神科ショート・ケア（1日につき）

- 1 小規模なもの 275点
2 大規模なもの 330点

注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。

- 2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、疾患等に応じた診療計画を作成して行われる場合に算定

等に届け出た保険医療機関において、アルコール依存症の患者であって、入院中の患者以外のものに対して、集団療法を実施した場合に、週1回かつ計10回に限り算定する。

- 4 依存症集団療法と同一日に行う他の精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。

I 0 0 7 精神科作業療法（1日につき） 220点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。

I 0 0 8 入院生活技能訓練療法

- 1 入院の日から起算して6月以内の期間に行った場合 100点

- 2 入院の日から起算して6月を超えた期間に行った場合 75点

注1 入院中の患者について、週1回に限り算定する。

- 2 入院生活技能訓練療法と同一日に行う他の精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。

I 0 0 8 - 2 精神科ショート・ケア（1日につき）

- 1 小規模なもの 275点
2 大規模なもの 330点

注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。

- 2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、疾患等に応じた診療計画を作成して行われる場合に算定

する。

- 3 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年を超える期間に行われる場合には、週5日を限度として算定する。ただし、週3日を超えて算定する場合にあっては、患者の意向を踏まえ、必要性が特に認められる場合に限る。
- 4 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内の期間に行われる場合にあっては、早期加算として、20点を所定点数に加算する。
- 5 当該保険医療機関において、入院中の患者であって、退院を予定しているもの（区分番号I011に掲げる精神科退院指導料を算定したものに限る。）に対して、精神科ショート・ケアを行った場合には、入院中1回に限り、所定点数の100分の50に相当する点数を算定する。
- 6 精神科ショート・ケアを算定した場合は、区分番号I009に掲げる精神科デイ・ケア、区分番号I010に掲げる精神科ナイト・ケア、区分番号I010-2に掲げる精神科デイ・ナイト・ケア及び区分番号I015に掲げる重度認知症患者デイ・ケア料は算定しない。
- 7 1については、40歳未満の患者に対して、当該患者と類似の精神症状を有する複数の患者と共通の計画を作成し、当該計画について文書により提供し、当該患者の同意を得た上で、当該計画に係る複数の患者と同時に精神科ショート・ケアを実施した場合に、治療開始日から起算

する。

- 3 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年を超える期間に行われる場合には、週5日を限度として算定する。ただし、週3日を超えて算定する場合にあっては、患者の意向を踏まえ、必要性が特に認められる場合に限る。
- 4 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内の期間に行われる場合にあっては、早期加算として、20点を所定点数に加算する。
- 5 当該保険医療機関において、入院中の患者であって、退院を予定しているもの（区分番号I011に掲げる精神科退院指導料を算定したものに限る。）に対して、精神科ショート・ケアを行った場合には、入院中1回に限り、所定点数の100分の50に相当する点数を算定する。
- 6 精神科ショート・ケアを算定した場合は、区分番号I009に掲げる精神科デイ・ケア、区分番号I010に掲げる精神科ナイト・ケア、区分番号I010-2に掲げる精神科デイ・ナイト・ケア及び区分番号I015に掲げる重度認知症患者デイ・ケア料は算定しない。
- 7 1については、40歳未満の患者に対して、当該患者と類似の精神症状を有する複数の患者と共通の計画を作成し、当該計画について文書により提供し、当該患者の同意を得た上で、当該計画に係る複数の患者と同時に精神科ショート・ケアを実施した場合に、治療開始日から起算

して5月を限度として、週1回に限り、疾患別等専門プログラム加算として、200点を所定点数に加算する。ただし、精神科の医師が特に必要性を認めた場合は、治療開始日から起算して2年を限度として、更に週1回かつ計20回に限り算定できる。

I 0 0 9 精神科デイ・ケア（1日につき）

1	小規模なもの	590点
2	大規模なもの	700点

注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。

2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、疾患等に応じた診療計画を作成して行われる場合に算定する。

3 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年を超える期間に行われる場合には、週5日を限度として算定する。ただし、週3日を超えて算定する場合にあっては、患者の意向を踏まえ、必要性が特に認められる場合に限る。

4 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して3年を超える期間に行われる場合であって、週3日を超えて算定する場合には、長期の入院歴を有する患者を除き、当該日における点数は

して5月を限度として、週1回に限り、疾患別等専門プログラム加算として、200点を所定点数に加算する。ただし、精神科の医師が特に必要性を認めた場合は、治療開始日から起算して2年を限度として、更に週1回かつ計20回に限り算定できる。

I 0 0 9 精神科デイ・ケア（1日につき）

1	小規模なもの	590点
2	大規模なもの	700点

注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。

2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、疾患等に応じた診療計画を作成して行われる場合に算定する。

3 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年を超える期間に行われる場合には、週5日を限度として算定する。ただし、週3日を超えて算定する場合にあっては、患者の意向を踏まえ、必要性が特に認められる場合に限る。

4 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して3年を超える期間に行われる場合であって、週3日を超えて算定する場合には、長期の入院歴を有する患者を除き、当該日における点数は

、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

- 5 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内の期間に行われる場合にあっては、早期加算として、50点を所定点数に加算する。
- 6 当該保険医療機関において、入院中の患者であって、退院を予定しているもの（区分番号I 0 1 1に掲げる精神科退院指導料を算定したものに限る。）に対して、精神科デイ・ケアを行った場合には、入院中1回に限り、所定点数の100分の50に相当する点数を算定する。
- 7 精神科デイ・ケアを算定した場合は、区分番号I 0 0 8－2に掲げる精神科ショート・ケア、区分番号I 0 1 0に掲げる精神科ナイト・ケア、区分番号I 0 1 0－2に掲げる精神科デイ・ナイト・ケア及び区分番号I 0 1 5に掲げる重度認知症患者デイ・ケア料は算定しない。

I 0 1 0 精神科ナイト・ケア（1日につき） 540点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。

- 2 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年を超える期間に行われる場合には、週5日を限度として算定する。ただし、週3日を超えて算定する場合にあっては、患者の意向を踏まえ、必要性が特に認められる場合に限る。
- 3 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、

、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

- 5 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内の期間に行われる場合にあっては、早期加算として、50点を所定点数に加算する。
- 6 当該保険医療機関において、入院中の患者であって、退院を予定しているもの（区分番号I 0 1 1に掲げる精神科退院指導料を算定したものに限る。）に対して、精神科デイ・ケアを行った場合には、入院中1回に限り、所定点数の100分の50に相当する点数を算定する。
- 7 精神科デイ・ケアを算定した場合は、区分番号I 0 0 8－2に掲げる精神科ショート・ケア、区分番号I 0 1 0に掲げる精神科ナイト・ケア、区分番号I 0 1 0－2に掲げる精神科デイ・ナイト・ケア及び区分番号I 0 1 5に掲げる重度認知症患者デイ・ケア料は算定しない。

I 0 1 0 精神科ナイト・ケア（1日につき） 540点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。

- 2 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年を超える期間に行われる場合には、週5日を限度として算定する。ただし、週3日を超えて算定する場合にあっては、患者の意向を踏まえ、必要性が特に認められる場合に限る。
- 3 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、

精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して3年を超える期間に行われる場合であって、週3日を超えて算定する場合には、長期の入院歴を有する患者を除き、当該日における点数は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

- 4 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内の期間に行われる場合にあつては、早期加算として、50点を所定点数に加算する。
- 5 精神科ナイト・ケアを算定した場合は、区分番号I008-2に掲げる精神科ショート・ケア、区分番号I009に掲げる精神科デイ・ケア、区分番号I010-2に掲げる精神科デイ・ナイト・ケア及び区分番号I015に掲げる重度認知症患者デイ・ケア料は算定しない。

I010-2 精神科デイ・ナイト・ケア（1日につき）

1,000点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。

- 2 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年を超える期間に行われる場合には、週5日を限度として算定する。ただし、週3日を超えて算定する場合にあつては、患者の意向を踏まえ、必要性が特に認められる場合に限る。
- 3 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、

精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して3年を超える期間に行われる場合であって、週3日を超えて算定する場合には、長期の入院歴を有する患者を除き、当該日における点数は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

- 4 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内の期間に行われる場合にあつては、早期加算として、50点を所定点数に加算する。
- 5 精神科ナイト・ケアを算定した場合は、区分番号I008-2に掲げる精神科ショート・ケア、区分番号I009に掲げる精神科デイ・ケア、区分番号I010-2に掲げる精神科デイ・ナイト・ケア及び区分番号I015に掲げる重度認知症患者デイ・ケア料は算定しない。

I010-2 精神科デイ・ナイト・ケア（1日につき）

1,000点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。

- 2 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年を超える期間に行われる場合には、週5日を限度として算定する。ただし、週3日を超えて算定する場合にあつては、患者の意向を踏まえ、必要性が特に認められる場合に限る。
- 3 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、

精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して3年を超える期間に行われる場合であって、週3日を超えて算定する場合には、長期の入院歴を有する患者を除き、当該日における点数は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

- 4 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内の期間に行われる場合にあつては、早期加算として、50点を所定点数に加算する。
- 5 当該療法について、疾患等に応じた診療計画を作成して行った場合は、疾患別等診療計画加算として、40点を所定点数に加算する。
- 6 精神科デイ・ナイト・ケアを算定した場合は、区分番号I008-2に掲げる精神科ショート・ケア、区分番号I009に掲げる精神科デイ・ケア、区分番号I010に掲げる精神科ナイト・ケア及び区分番号I015に掲げる重度認知症患者デイ・ケア料は算定しない。

I011 精神科退院指導料 320点

注1 入院期間が1月を超える精神障害者である患者又はその家族等に対して、精神科の医師、看護師、作業療法士及び精神保健福祉士が共同して、退院後に必要となる保健医療サービス又は福祉サービス等に関する計画を策定し、当該計画に基づき必要な指導を行った場合に、当該入院中1回に限り算定する。

- 2 入院期間が1年を超える精神障害者である患者又はその家族等に対して、精神科の医師、看

精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して3年を超える期間に行われる場合であって、週3日を超えて算定する場合には、長期の入院歴を有する患者を除き、当該日における点数は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

- 4 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアのいずれかを最初に算定した日から起算して1年以内の期間に行われる場合にあつては、早期加算として、50点を所定点数に加算する。
- 5 当該療法について、疾患等に応じた診療計画を作成して行った場合は、疾患別等診療計画加算として、40点を所定点数に加算する。
- 6 精神科デイ・ナイト・ケアを算定した場合は、区分番号I008-2に掲げる精神科ショート・ケア、区分番号I009に掲げる精神科デイ・ケア、区分番号I010に掲げる精神科ナイト・ケア及び区分番号I015に掲げる重度認知症患者デイ・ケア料は算定しない。

I011 精神科退院指導料 320点

注1 入院期間が1月を超える精神障害者である患者又はその家族等に対して、精神科の医師、看護師、作業療法士及び精神保健福祉士が共同して、退院後に必要となる保健医療サービス又は福祉サービス等に関する計画を策定し、当該計画に基づき必要な指導を行った場合に、当該入院中1回に限り算定する。

- 2 入院期間が1年を超える精神障害者である患者又はその家族等に対して、精神科の医師、看

看護師、作業療法士及び精神保健福祉士が共同して、退院後に必要となる保健医療サービス又は福祉サービス等に関する計画を策定し、当該計画に基づき必要な指導を行った場合であって、当該患者が退院したときに、精神科地域移行支援加算として、退院時に1回に限り200点を所定点数に加算する。

I O 1 1 - 2 精神科退院前訪問指導料 380点

注1 入院中の患者の円滑な退院のため、患家等を訪問し、当該患者又はその家族等に対して、退院後の療養上の指導を行った場合に、当該入院中3回（入院期間が6月を超えると見込まれる患者にあつては、当該入院中6回）に限り算定する。

2 保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士が共同して訪問指導を行った場合は、320点を所定点数に加算する。

3 注1に掲げる指導に要した交通費は、患家の負担とする。

I O 1 2 精神科訪問看護・指導料

1 精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)

イ 保健師又は看護師による場合

- (1) 週3日目まで 30分以上の場合 580点
- (2) 週3日目まで 30分未満の場合 445点
- (3) 週4日目以降 30分以上の場合 680点
- (4) 週4日目以降 30分未満の場合 530点

ロ 准看護師による場合

- (1) 週3日目まで 30分以上の場合 530点
- (2) 週3日目まで 30分未満の場合 405点
- (3) 週4日目以降 30分以上の場合 630点
- (4) 週4日目以降 30分未満の場合 490点

看護師、作業療法士及び精神保健福祉士が共同して、退院後に必要となる保健医療サービス又は福祉サービス等に関する計画を策定し、当該計画に基づき必要な指導を行った場合であって、当該患者が退院したときに、精神科地域移行支援加算として、退院時に1回に限り200点を所定点数に加算する。

I O 1 1 - 2 精神科退院前訪問指導料 380点

注1 入院中の患者の円滑な退院のため、患家等を訪問し、当該患者又はその家族等に対して、退院後の療養上の指導を行った場合に、当該入院中3回（入院期間が6月を超えると見込まれる患者にあつては、当該入院中6回）に限り算定する。

2 保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士が共同して訪問指導を行った場合は、320点を所定点数に加算する。

3 注1に掲げる指導に要した交通費は、患家の負担とする。

I O 1 2 精神科訪問看護・指導料

1 精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)

イ 保健師又は看護師による場合

- (1) 週3日目まで 30分以上の場合 580点
- (2) 週3日目まで 30分未満の場合 445点
- (3) 週4日目以降 30分以上の場合 680点
- (4) 週4日目以降 30分未満の場合 530点

ロ 准看護師による場合

- (1) 週3日目まで 30分以上の場合 530点
- (2) 週3日目まで 30分未満の場合 405点
- (3) 週4日目以降 30分以上の場合 630点
- (4) 週4日目以降 30分未満の場合 490点

ハ 作業療法士による場合

(1) 週3日目まで 30分以上の場合	580点
(2) 週3日目まで 30分未満の場合	445点
(3) 週4日目以降 30分以上の場合	680点
(4) 週4日目以降 30分未満の場合	530点

ニ 精神保健福祉士による場合

(1) 週3日目まで 30分以上の場合	580点
(2) 週3日目まで 30分未満の場合	445点
(3) 週4日目以降 30分以上の場合	680点
(4) 週4日目以降 30分未満の場合	530点

2 削除

3 精神科訪問看護・指導料Ⅲ

イ 保健師又は看護師による場合

(1) 同一日に2人	
① 週3日目まで 30分以上の場合	580点
② 週3日目まで 30分未満の場合	445点
③ 週4日目以降 30分以上の場合	680点
④ 週4日目以降 30分未満の場合	530点

(2) 同一日に3人以上9人以下

① 週3日目まで 30分以上の場合	293点
② 週3日目まで 30分未満の場合	225点
③ 週4日目以降 30分以上の場合	343点
④ 週4日目以降 30分未満の場合	268点

(3) 同一日に10人以上19人以下

① 月20日目まで 30分以上の場合	290点
② 月20日目まで 30分未満の場合	223点
③ 月21日目以降 30分以上の場合	280点
④ 月21日目以降 30分未満の場合	213点

(4) 同一日に20人以上49人以下

① 月20日目まで 30分以上の場合	285点
② 月20日目まで 30分未満の場合	219点

ハ 作業療法士による場合

(1) 週3日目まで 30分以上の場合	580点
(2) 週3日目まで 30分未満の場合	445点
(3) 週4日目以降 30分以上の場合	680点
(4) 週4日目以降 30分未満の場合	530点

ニ 精神保健福祉士による場合

(1) 週3日目まで 30分以上の場合	580点
(2) 週3日目まで 30分未満の場合	445点
(3) 週4日目以降 30分以上の場合	680点
(4) 週4日目以降 30分未満の場合	530点

2 削除

3 精神科訪問看護・指導料Ⅲ

イ 保健師又は看護師による場合

(1) 同一日に2人	
① 週3日目まで 30分以上の場合	580点
② 週3日目まで 30分未満の場合	445点
③ 週4日目以降 30分以上の場合	680点
④ 週4日目以降 30分未満の場合	530点

(2) 同一日に3人以上

① 週3日目まで 30分以上の場合	293点
② 週3日目まで 30分未満の場合	225点
③ 週4日目以降 30分以上の場合	343点
④ 週4日目以降 30分未満の場合	268点

(新設)

(新設)

③	月21日目以降	30分以上の場合	275点
④	月21日目以降	30分未満の場合	209点
⑤	同一日に50人以上		
①	月20日目まで	30分以上の場合	275点
②	月20日目まで	30分未満の場合	211点
③	月21日目以降	30分以上の場合	265点
④	月21日目以降	30分未満の場合	201点
ロ	准看護師による場合		
(1)	同一日に2人		
①	週3日目まで	30分以上の場合	530点
②	週3日目まで	30分未満の場合	405点
③	週4日目以降	30分以上の場合	630点
④	週4日目以降	30分未満の場合	490点
(2)	同一日に3人以上9人以下		
①	週3日目まで	30分以上の場合	268点
②	週3日目まで	30分未満の場合	205点
③	週4日目以降	30分以上の場合	318点
④	週4日目以降	30分未満の場合	248点
③	同一日に10人以上19人以下		
①	月20日目まで	30分以上の場合	266点
②	月20日目まで	30分未満の場合	204点
③	月21日目以降	30分以上の場合	256点
④	月21日目以降	30分未満の場合	194点
④	同一日に20人以上49人以下		
①	月20日目まで	30分以上の場合	261点
②	月20日目まで	30分未満の場合	200点
③	月21日目以降	30分以上の場合	251点
④	月21日目以降	30分未満の場合	190点
⑤	同一日に50人以上		
①	月20日目まで	30分以上の場合	251点
②	月20日目まで	30分未満の場合	192点

(新設)

ロ 准看護師による場合

(1) 同一日に2人

①	週3日目まで	30分以上の場合	530点
②	週3日目まで	30分未満の場合	405点
③	週4日目以降	30分以上の場合	630点
④	週4日目以降	30分未満の場合	490点

(2) 同一日に3人以上

①	週3日目まで	30分以上の場合	268点
②	週3日目まで	30分未満の場合	205点
③	週4日目以降	30分以上の場合	318点
④	週4日目以降	30分未満の場合	248点

(新設)

(新設)

(新設)

③	月21日目以降	30分以上の場合	241点
④	月21日目以降	30分未満の場合	182点
ハ 作業療法士による場合			
(1) 同一日に2人			
①	週3日目まで	30分以上の場合	580点
②	週3日目まで	30分未満の場合	445点
③	週4日目以降	30分以上の場合	680点
④	週4日目以降	30分未満の場合	530点
(2) 同一日に3人以上9人以下			
①	週3日目まで	30分以上の場合	293点
②	週3日目まで	30分未満の場合	225点
③	週4日目以降	30分以上の場合	343点
④	週4日目以降	30分未満の場合	268点
(3) 同一日に10人以上19人以下			
①	月20日目まで	30分以上の場合	290点
②	月20日目まで	30分未満の場合	223点
③	月21日目以降	30分以上の場合	280点
④	月21日目以降	30分未満の場合	213点
(4) 同一日に20人以上49人以下			
①	月20日目まで	30分以上の場合	285点
②	月20日目まで	30分未満の場合	219点
③	月21日目以降	30分以上の場合	275点
④	月21日目以降	30分未満の場合	209点
(5) 同一日に50人以上			
①	月20日目まで	30分以上の場合	275点
②	月20日目まで	30分未満の場合	211点
③	月21日目以降	30分以上の場合	265点
④	月21日目以降	30分未満の場合	201点
ニ 精神保健福祉士による場合			
(1) 同一日に2人			
①	週3日目まで	30分以上の場合	580点

ハ 作業療法士による場合			
(1) 同一日に2人			
①	週3日目まで	30分以上の場合	580点
②	週3日目まで	30分未満の場合	445点
③	週4日目以降	30分以上の場合	680点
④	週4日目以降	30分未満の場合	530点
(2) 同一日に3人以上			
①	週3日目まで	30分以上の場合	293点
②	週3日目まで	30分未満の場合	225点
③	週4日目以降	30分以上の場合	343点
④	週4日目以降	30分未満の場合	268点
(新設)			
(新設)			
(新設)			
ニ 精神保健福祉士による場合			
(1) 同一日に2人			
①	週3日目まで	30分以上の場合	580点

②	週3日目まで	30分未満の場合	445点
③	週4日目以降	30分以上の場合	680点
④	週4日目以降	30分未満の場合	530点
(2) 同一日に3人以上9人以下			
①	週3日目まで	30分以上の場合	293点
②	週3日目まで	30分未満の場合	225点
③	週4日目以降	30分以上の場合	343点
④	週4日目以降	30分未満の場合	268点
(3) 同一日に10人以上19人以下			
①	月20日目まで	30分以上の場合	290点
②	月20日目まで	30分未満の場合	223点
③	月21日目以降	30分以上の場合	280点
④	月21日目以降	30分未満の場合	213点
(4) 同一日に20人以上49人以下			
①	月20日目まで	30分以上の場合	285点
②	月20日目まで	30分未満の場合	219点
③	月21日目以降	30分以上の場合	275点
④	月21日目以降	30分未満の場合	209点
(5) 同一日に50人以上			
①	月20日目まで	30分以上の場合	275点
②	月20日目まで	30分未満の場合	211点
③	月21日目以降	30分以上の場合	265点
④	月21日目以降	30分未満の場合	201点

注1 1については、入院中の患者以外の精神障害者である患者又はその家族等（当該患者と同一の建物又は同一の敷地内の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に精神科訪問看護・指導を行う場合の当該患者（以下この区分番号において「同一建物等居住者」という。）を除く。）に対して、当該患者を診察した精神科を標榜する保険医療機関の保健師、

②	週3日目まで	30分未満の場合	445点
③	週4日目以降	30分以上の場合	680点
④	週4日目以降	30分未満の場合	530点
(2) 同一日に3人以上			
①	週3日目まで	30分以上の場合	293点
②	週3日目まで	30分未満の場合	225点
③	週4日目以降	30分以上の場合	343点
④	週4日目以降	30分未満の場合	268点
(新設)			

(新設)

(新設)

注1 1については、入院中の患者以外の精神障害者である患者又はその家族等（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に精神科訪問看護・指導を行う場合の当該患者（以下この区分番号において「同一建物居住者」という。）を除く。）に対して、当該患者を診察した精神科を標榜する保険医療機関の保健師、看護師、准看護師、作業療

看護師、准看護師、作業療法士又は精神保健福祉士（以下この区分番号において「看護師等」という。）を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に、精神科訪問看護・指導料Ⅲ、区分番号C 0 0 5に掲げる在宅患者訪問看護・指導料（3を除く。）及び区分番号C 0 0 5－1－2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料（3を除く。）を算定する日と合わせて週3回（当該患者の退院後3月以内の期間において行われる場合にあっては、週5回）に限り算定する。ただし、当該患者が服薬中断等により急性増悪した場合であって、医師が必要と認め指示した場合には、1月に1回に限り、当該急性増悪した日から7日以内の期間については、1日につき1回に限り算定することができる。

- 2 3については、入院中の患者以外の精神障害者である患者又はその家族等であって、同一日に同一建物等居住者であるものに対して、当該患者を診察した精神科を標榜^{ぼう}する保険医療機関の看護師等を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に、精神科訪問看護・指導料Ⅱ、区分番号C 0 0 5に掲げる在宅患者訪問看護・指導料（3を除く。）及び区分番号C 0 0 5－1－2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料（3を除く。）を算定する日と合わせて週3回（当該患者の退院後3月以内の期間において行われる場合にあっては、週5回）に限り、患者1人につきそれぞれ所定点数を算定する。ただし、当該患者が服薬中断等により急性増悪した場合であって、医師が必要と認め指

法士又は精神保健福祉士（以下この区分番号において「看護師等」という。）を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に、精神科訪問看護・指導料Ⅲ、区分番号C 0 0 5に掲げる在宅患者訪問看護・指導料（3を除く。）及び区分番号C 0 0 5－1－2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料（3を除く。）を算定する日と合わせて週3回（当該患者の退院後3月以内の期間において行われる場合にあっては、週5回）に限り算定する。ただし、当該患者が服薬中断等により急性増悪した場合であって、医師が必要と認め指示した場合には、1月に1回に限り、当該急性増悪した日から7日以内の期間については、1日につき1回に限り算定することができる。

- 2 3については、入院中の患者以外の精神障害者である患者又はその家族等であって、同一建物居住者であるものに対して、当該患者を診察した精神科を標榜^{ぼう}する保険医療機関の看護師等を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に、精神科訪問看護・指導料Ⅱ、区分番号C 0 0 5に掲げる在宅患者訪問看護・指導料（3を除く。）及び区分番号C 0 0 5－1－2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料（3を除く。）を算定する日と合わせて週3回（当該患者の退院後3月以内の期間において行われる場合にあっては、週5回）に限り、患者1人につきそれぞれ所定点数を算定する。ただし、当該患者が服薬中断等により急性増悪した場合であって、医師が必要と認め指示した場合

示した場合には、1月に1回に限り、当該急性増悪した日から7日以内の期間について、1日につき1回に限り算定することができる。

3 注1ただし書及び注2ただし書の患者について、更に継続した訪問看護が必要と医師が判断した場合には、急性増悪した日から1月以内の医師が指示した連続した7日間（注1ただし書及び注2ただし書に規定する期間を除く。）については、1日につき1回に限り算定することができる。

4 注1及び注2に規定する場合（いずれも30分未満の場合を除く。）であって、複数の看護師等又は看護補助者を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合は、複数名精神科訪問看護・指導加算として、同一日に、当該加算又は区分番号C005-1-2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注4に規定する複数名訪問看護・指導加算を算定する患者（同一建物等居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ハの場合にあっては週1日を限度とする。

イ 所定点数を算定する精神科訪問看護・指導を行う保健師又は看護師が他の保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士と同時に精神科訪問看護・指導を行う場合

(i) 1日に1回の場合

① 同一建物内1人又は2人	450点
② 同一建物内3人以上 <u>9人以下</u>	400点
③ <u>同一建物内10人以上19人以下</u>	<u>340点</u>
④ <u>同一建物内20人以上49人以下</u>	<u>300点</u>

には、1月に1回に限り、当該急性増悪した日から7日以内の期間について、1日につき1回に限り算定することができる。

3 注1ただし書及び注2ただし書の患者について、更に継続した訪問看護が必要と医師が判断した場合には、急性増悪した日から1月以内の医師が指示した連続した7日間（注1ただし書及び注2ただし書に規定する期間を除く。）については、1日につき1回に限り算定することができる。

4 注1及び注2に規定する場合（いずれも30分未満の場合を除く。）であって、複数の看護師等又は看護補助者を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合は、複数名精神科訪問看護・指導加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加算する。ただし、ハの場合にあっては週1日を限度とする。

イ 所定点数を算定する精神科訪問看護・指導を行う保健師又は看護師が他の保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士と同時に精神科訪問看護・指導を行う場合

(i) 1日に1回の場合

① 同一建物内1人又は2人	450点
② 同一建物内3人以上	400点
(新設)	
(新設)	

⑤	同一建物内50人以上	270点
(2)	1日に2回の場合	
①	同一建物内1人又は2人	900点
②	同一建物内3人以上9人以下	810点
③	同一建物内10人以上19人以下	688点
④	同一建物内20人以上49人以下	607点
⑤	同一建物内50人以上	546点
(3)	1日に3回以上の場合	
①	同一建物内1人又は2人	1,450点
②	同一建物内3人以上9人以下	1,300点
③	同一建物内10人以上19人以下	1,105点
④	同一建物内20人以上49人以下	975点
⑤	同一建物内50人以上	877点
ロ	所定点数を算定する精神科訪問看護・指導を行う保健師又は看護師が准看護師と同時に精神科訪問看護・指導を行う場合	
(1)	1日に1回の場合	
①	同一建物内1人又は2人	380点
②	同一建物内3人以上9人以下	340点
③	同一建物内10人以上19人以下	280点
④	同一建物内20人以上49人以下	250点
⑤	同一建物内50人以上	220点
(2)	1日に2回の場合	
①	同一建物内1人又は2人	760点
②	同一建物内3人以上9人以下	680点
③	同一建物内10人以上19人以下	560点
④	同一建物内20人以上49人以下	500点
⑤	同一建物内50人以上	440点
(3)	1日に3回以上の場合	
①	同一建物内1人又は2人	1,240点
②	同一建物内3人以上9人以下	1,120点

(新設)		
(2)	1日に2回の場合	
①	同一建物内1人又は2人	900点
②	同一建物内3人以上	810点
(新設)		
(新設)		
(新設)		
(3)	1日に3回以上の場合	
①	同一建物内1人又は2人	1,450点
②	同一建物内3人以上	1,300点
(新設)		
(新設)		
(新設)		
ロ	所定点数を算定する精神科訪問看護・指導を行う保健師又は看護師が准看護師と同時に精神科訪問看護・指導を行う場合	
(1)	1日に1回の場合	
①	同一建物内1人又は2人	380点
②	同一建物内3人以上	340点
(新設)		
(新設)		
(新設)		
(2)	1日に2回の場合	
①	同一建物内1人又は2人	760点
②	同一建物内3人以上	680点
(新設)		
(新設)		
(新設)		
(3)	1日に3回以上の場合	
①	同一建物内1人又は2人	1,240点
②	同一建物内3人以上	1,120点

- ③ 同一建物内10人以上19人以下 922点
- ④ 同一建物内20人以上49人以下 823点
- ⑤ 同一建物内50人以上 724点

ハ 所定点数を算定する精神科訪問看護・指導を行う保健師又は看護師が看護補助者と同時に精神科訪問看護・指導を行う場合

- (1) 同一建物内 1 人又は 2 人 300点
- (2) 同一建物内 3 人以上 9 人以下 270点
- ③ 同一建物内10人以上19人以下 210点
- ④ 同一建物内20人以上49人以下 190点
- ⑤ 同一建物内50人以上 160点

5 注 1 及び注 2 に規定する場合であって、別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、保険医療機関の看護師等が、長時間にわたる精神科訪問看護・指導を実施した場合には、長時間精神科訪問看護・指導加算として週 1 日（別に厚生労働大臣が定める者の場合にあつては週 3 日）に限り、520点を所定点数に加算する。

6 注 1 及び注 2 に規定する場合であって、夜間（午後 6 時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前 6 時から午前 8 時までの時間をいう。）に精神科訪問看護・指導を行った場合は、夜間・早朝訪問看護加算として、同一日に、当該加算又は区分番号 C 0 0 5－1－2 に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注 5 に規定する夜間・早朝訪問看護加算を算定する患者（同一建物等居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、1 日につき、いずれかを所定点数に加算する。

- イ 同一建物内 1 人又は 2 人 210点

（新設）

（新設）

（新設）

ハ 所定点数を算定する精神科訪問看護・指導を行う保健師又は看護師が看護補助者と同時に精神科訪問看護・指導を行う場合

- (1) 同一建物内 1 人又は 2 人 300点
- (2) 同一建物内 3 人以上 270点
- （新設）
- （新設）
- （新設）

5 注 1 及び注 2 に規定する場合であって、別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、保険医療機関の看護師等が、長時間にわたる精神科訪問看護・指導を実施した場合には、長時間精神科訪問看護・指導加算として週 1 日（別に厚生労働大臣が定める者の場合にあつては週 3 日）に限り、520点を所定点数に加算する。

6 注 1 及び注 2 に規定する場合であって、夜間（午後 6 時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前 6 時から午前 8 時までの時間をいう。）に精神科訪問看護・指導を行った場合は、夜間・早朝訪問看護加算として210点を所定点数に加算し、深夜に精神科訪問看護・指導を行った場合は、深夜訪問看護加算として420点を所定点数に加算する。

（新設）

ロ	同一建物内3人以上9人以下		(新設)
	(1) 月15日目まで	210点	
	(2) 月16日目以降	190点	
ハ	同一建物内10人以上19人以下		(新設)
	(1) 月15日目まで	180点	
	(2) 月16日目以降	130点	
ニ	同一建物内20人以上49人以下		(新設)
	(1) 月15日目まで	120点	
	(2) 月16日目以降	95点	
ホ	同一建物内50人以上		(新設)
	(1) 月15日目まで	100点	
	(2) 月16日目以降	80点	
7	注1及び注2に規定する場合であって、深夜 (午後10時から午前6時までの時間をいう。) に精神科訪問看護・指導を行った場合は、深夜 訪問看護加算として、同一日に、当該加算又は 区分番号C005-1-2に掲げる同一建物居 住者訪問看護・指導料の注6に規定する深夜訪 問看護加算を算定する患者(同一建物等居住者 に限る。)の合計人数に応じて次に掲げる区分 に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加 算する。		(新設)
イ	同一建物内1人又は2人	420点	
ロ	同一建物内3人以上9人以下		
	(1) 月15日目まで	420点	
	(2) 月16日目以降	400点	
ハ	同一建物内10人以上19人以下		
	(1) 月15日目まで	390点	
	(2) 月16日目以降	230点	
ニ	同一建物内20人以上49人以下		
	(1) 月15日目まで	210点	

<u>②</u> 月16日目以降	150点
ホ <u>同一建物内50人以上</u>	
<u>①</u> 月15日目まで	180点
<u>②</u> 月16日目以降	130点
8 注1及び注2に規定する場合であって、患者又はその家族等の求めを受けた診療所又は在宅療養支援病院の保険医（精神科の医師に限る。）の指示により、保険医療機関の看護師等が緊急に精神科訪問看護・指導を実施した場合には、精神科緊急訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加算する。	
イ 月14日目まで	265点
ロ 月15日目以降	200点
9 精神科訪問看護・指導料を算定した場合には、区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料又はC005-1-2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料は、算定しない。	
10 精神科訪問看護・指導に要した交通費は、患者の負担とする。	
11 区分番号I016に掲げる精神科在宅患者支援管理料を算定する患者に対して、当該患者に対する診療を担う保険医療機関（訪問看護を行うものに限る。）の保険医が必要と認めて、1日に2回又は3回以上の精神科訪問看護・指導を行った場合には、精神科複数回訪問加算として、 <u>同一日に、当該加算又は区分番号C005-1-2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料の注3に規定する難病等複数回訪問加算を算定する患者（同一建物等居住者に限る。）の合計人数に応じて次に掲げる区分に従い、1</u>	

7 注1及び注2に規定する場合であって、患者又はその家族等の求めを受けた診療所又は在宅療養支援病院の保険医（精神科の医師に限る。）の指示により、保険医療機関の看護師等が緊急に精神科訪問看護・指導を実施した場合には、精神科緊急訪問看護加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加算する。	
イ 月14日目まで	265点
ロ 月15日目以降	200点
8 精神科訪問看護・指導料を算定した場合には、区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料又はC005-1-2に掲げる同一建物居住者訪問看護・指導料は、算定しない。	
9 精神科訪問看護・指導に要した交通費は、患者の負担とする。	
10 区分番号I016に掲げる精神科在宅患者支援管理料を算定する患者に対して、当該患者に対する診療を担う保険医療機関（訪問看護を行うものに限る。）の保険医が必要と認めて、1日に2回又は3回以上の精神科訪問看護・指導を行った場合には、精神科複数回訪問加算として、次に掲げる区分に従い、1日につき、いずれかを所定点数に加算する。	

日につき、いずれかを所定点数に加算する。

イ 1日に2回の場合

(1) 同一建物内1人又は2人	450点
(2) 同一建物内3人以上9人以下	400点
(3) 同一建物内10人以上19人以下	370点
(4) 同一建物内20人以上49人以下	350点
(5) 同一建物内50人以上	330点

ロ 1日に3回以上の場合

(1) 同一建物内1人又は2人	800点
(2) 同一建物内3人以上9人以下	
① 月20日目まで	720点
② 月21日目以降	690点
(3) 同一建物内10人以上19人以下	
① 月20日目まで	630点
② 月21日目以降	520点
(4) 同一建物内20人以上49人以下	
① 月20日目まで	480点
② 月21日目以降	350点
(5) 同一建物内50人以上	
① 月20日目まで	410点
② 月21日目以降	300点

12 別に厚生労働大臣が定める者について、保険医療機関の看護師又は准看護師が、登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者と連携し、^{かくたん}喀痰吸引等が円滑に行われるよう、^{かくたん}喀痰吸引等に関してこれらの事業者の介護の業務に従事する者に対して必要な支援を行った場合には、看護・介護職員連携強化加算として、月1回に限り250点を所定点数に加算する。

13 次のいずれかに該当する精神科訪問看護・指導を行う場合、特別地域訪問看護加算として、

イ 1日に2回の場合

(1) 同一建物内1人又は2人	450点
(2) 同一建物内3人以上	400点
(新設)	
(新設)	
(新設)	

ロ 1日に3回以上の場合

(1) 同一建物内1人又は2人	800点
(2) 同一建物内3人以上	720点
(新設)	
(新設)	
(新設)	

(新設)

(新設)

11 別に厚生労働大臣が定める者について、保険医療機関の看護師又は准看護師が、登録^{かくたん}喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者と連携し、^{かくたん}喀痰吸引等が円滑に行われるよう、^{かくたん}喀痰吸引等に関してこれらの事業者の介護の業務に従事する者に対して必要な支援を行った場合には、看護・介護職員連携強化加算として、月1回に限り250点を所定点数に加算する。

12 保険医療機関の看護師等が、最も合理的な経路及び方法による当該保険医療機関の所在地か

所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

イ 保険医療機関の看護師等が、最も合理的な経路及び方法による当該保険医療機関の所在地から患家までの移動にかかる時間が1時間以上である患者に対して精神科訪問看護・指導を行い、次のいずれかに該当する場合

(1) 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関の看護師等が精神科訪問看護・指導を行う場合

(2) 別に厚生労働大臣が定める地域外に所在する保険医療機関の看護師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する患者に対して精神科訪問看護・指導を行う場合

ロ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関の看護師等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住する患者に対して精神科訪問看護・指導を行う場合であって、次のいずれにも該当する場合

(1) 最も合理的な経路及び方法による当該保険医療機関の所在地から患家までの移動にかかる時間が30分以上である患者に精神科訪問看護・指導を行う場合

(2) 最も合理的な経路及び方法による当該保険医療機関の所在地から患家までの往復にかかる時間及び精神科訪問看護・指導の実施に要した時間の合計が2時間30分以上である場合

ら患家までの移動にかかる時間が1時間以上である者に対して精神科訪問看護・指導を行い、次のいずれかに該当する場合、特別地域訪問看護加算として、所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

イ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関の看護師等が精神科訪問看護・指導を行う場合

(新設)

(新設)

ロ 別に厚生労働大臣が定める地域外に所在する保険医療機関の看護師等が別に厚生労働大臣が定める地域の患家に対して精神科訪問看護・指導を行う場合

(新設)

(新設)

14 組織的な感染防止対策につき区分番号A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）においては、外来感染対策向上加算として、月1回に限り6点を所定点数に加算する。ただし、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者に対して適切な感染防止対策を講じた上で、精神科訪問看護・指導を行った場合については、発熱患者等対応加算として、月1回に限り20点を更に所定点数に加算する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料の注11、区分番号A001に掲げる再診料の注15、第1部の通則第3号又は第2部の通則第5号にそれぞれ規定する外来感染対策向上加算を算定した月は、別に算定できない。

15 感染症対策に関する医療機関間の連携体制につき区分番号A000に掲げる初診料の注12及び区分番号A001に掲げる再診料の注16に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注14に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、連携強化加算として、月1回に限り3点を更に所定点数に加算する。

16 感染防止対策に資する情報を提供する体制につき区分番号A000に掲げる初診料の注13及び区分番号A001に掲げる再診料の注17に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適

13 組織的な感染防止対策につき区分番号A000に掲げる初診料の注11及び区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（診療所に限る。）においては、外来感染対策向上加算として、月1回に限り6点を所定点数に加算する。ただし、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者に対して適切な感染防止対策を講じた上で、精神科訪問看護・指導を行った場合については、発熱患者等対応加算として、月1回に限り20点を更に所定点数に加算する。この場合において、区分番号A000に掲げる初診料の注11、区分番号A001に掲げる再診料の注15、第1部の通則第3号又は第2部の通則第5号にそれぞれ規定する外来感染対策向上加算を算定した月は、別に算定できない。

14 感染症対策に関する医療機関間の連携体制につき区分番号A000に掲げる初診料の注12及び区分番号A001に掲げる再診料の注16に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注13に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、連携強化加算として、月1回に限り3点を更に所定点数に加算する。

15 感染防止対策に資する情報を提供する体制につき区分番号A000に掲げる初診料の注13及び区分番号A001に掲げる再診料の注17に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適

合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注14に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、サーベイランス強化加算として、月1回に限り1点を更に所定点数に加算する。

17 抗菌薬の使用状況につき区分番号A000に掲げる初診料の注14及び区分番号A001に掲げる再診料の注18に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注14に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、抗菌薬適正使用体制加算として、月1回に限り5点を更に所定点数に加算する。

18 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の看護師等（准看護師を除く。）が、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、患者の診療情報を取得等した上で精神科訪問看護・指導の実施に関する計画的な管理を行った場合には、訪問看護医療DX情報活用加算として、月1回に限り5点を所定点数に加算する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注16、区分番号A001に掲げる再診料の注19若しくは区分番号A002に掲げる外来診療料の注10にそれぞれ規定する電子的診療情報連携体制整備加算、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅱ)の注13（区分番号C001－2の注6の規定により準用する場合を含む。）若しくは区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料の注8にそれぞれ規定する在宅医療DX情報活用加算又は区分番号

合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注13に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、サーベイランス強化加算として、月1回に限り1点を更に所定点数に加算する。

16 抗菌薬の使用状況につき区分番号A000に掲げる初診料の注14及び区分番号A001に掲げる再診料の注18に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注13に規定する外来感染対策向上加算を算定した場合は、抗菌薬適正使用体制加算として、月1回に限り5点を更に所定点数に加算する。

17 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の看護師等（准看護師を除く。）が、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、患者の診療情報を取得等した上で精神科訪問看護・指導の実施に関する計画的な管理を行った場合には、訪問看護医療DX情報活用加算として、月1回に限り5点を所定点数に加算する。ただし、区分番号A000に掲げる初診料の注15、区分番号A001に掲げる再診料の注19若しくは区分番号A002に掲げる外来診療料の注10にそれぞれ規定する医療情報取得加算、区分番号A000に掲げる初診料の注16に規定する医療DX推進体制整備加算又は区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅱ)の注13（区分番号C001－2の注6の規定により準用する場合を含む。）若しくは区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料

C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注17（区分番号C005－1－2の注8の規定により準用する場合を含む。）に規定する訪問看護医療DX情報活用加算を算定した月は、訪問看護医療DX情報活用加算は算定できない。

I012-2 精神科訪問看護指示料 300点

注1 当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医（精神科の医師に限る。）が、診療に基づき指定訪問看護事業者（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（いずれも訪問看護事業を行う者に限る。）又は健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）からの指定訪問看護の必要を認め、患者又はその家族等の同意を得て当該患者等の選定する訪問看護ステーションに対して、精神科訪問看護指示書を交付した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

2 当該患者が服薬中断等により急性増悪した場合であって、当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医（精神科の医師に限る。）が、一時的に頻回の指定訪問看護を行う必要を認め、患者又はその家族等の同意を得て当該患者等の選定する訪問看護ステーションに対して、その旨を記載した精神科訪問看護指示書を交付した場合は、精神科特別訪問看護指示加算として、患者1人につき月1回に限り、100点を所定点数に加算する。

の注8にそれぞれ規定する在宅医療DX情報活用加算又は区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料の注17（区分番号C005－1－2の注6の規定により準用する場合を含む。）に規定する訪問看護医療DX情報活用加算を算定した月は、訪問看護医療DX情報活用加算は算定できない。

I012-2 精神科訪問看護指示料 300点

注1 当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医（精神科の医師に限る。）が、診療に基づき指定訪問看護事業者（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（いずれも訪問看護事業を行う者に限る。）又は健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）からの指定訪問看護の必要を認め、患者又はその家族等の同意を得て当該患者等の選定する訪問看護ステーションに対して、精神科訪問看護指示書を交付した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

2 当該患者が服薬中断等により急性増悪した場合であって、当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医（精神科の医師に限る。）が、一時的に頻回の指定訪問看護を行う必要を認め、患者又はその家族等の同意を得て当該患者等の選定する訪問看護ステーションに対して、その旨を記載した精神科訪問看護指示書を交付した場合は、精神科特別訪問看護指示加算として、患者1人につき月1回に限り、100点を所定点数に加算する。

- 3 当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医（精神科の医師に限る。）が、診療に基づき、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為（訪問看護において専門の管理を必要とするものに限る。）に係る管理の必要を認め、当該患者の同意を得て当該患者の選定する訪問看護ステーション等の看護師（同項第5号に規定する指定研修機関において行われる研修を修了した者に限る。）に対して、同項第2号に規定する手順書を交付した場合は、手順書加算として、患者1人につき6月に1回に限り、150点を所定点数に加算する。
- 4 注1の場合において、必要な衛生材料及び保険医療材料を提供した場合に、衛生材料等提供加算として、患者1人につき月1回に限り、80点を所定点数に加算する。
- 5 精神科訪問看護指示料を算定した場合には、区分番号C007に掲げる訪問看護指示料は算定しない。

I 0 1 3 抗精神病特定薬剤治療指導管理料

- 1 持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料
- イ 入院中の患者 250点
- ロ 入院中の患者以外の患者 250点
- 2 治療抵抗性統合失調症治療指導管理料 500点
- 注1 1のイについては、持続性抗精神病注射薬剤を投与している入院中の統合失調症患者に対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、当該薬剤の投与開始日の属する月及びその翌月にそれぞれ1回に限り、当該薬剤を投与したときに算定する。

- 3 当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医（精神科の医師に限る。）が、診療に基づき、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為（訪問看護において専門の管理を必要とするものに限る。）に係る管理の必要を認め、当該患者の同意を得て当該患者の選定する訪問看護ステーション等の看護師（同項第5号に規定する指定研修機関において行われる研修を修了した者に限る。）に対して、同項第2号に規定する手順書を交付した場合は、手順書加算として、患者1人につき6月に1回に限り、150点を所定点数に加算する。
- 4 注1の場合において、必要な衛生材料及び保険医療材料を提供した場合に、衛生材料等提供加算として、患者1人につき月1回に限り、80点を所定点数に加算する。
- 5 精神科訪問看護指示料を算定した場合には、区分番号C007に掲げる訪問看護指示料は算定しない。

I 0 1 3 抗精神病特定薬剤治療指導管理料

- 1 持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料
- イ 入院中の患者 250点
- ロ 入院中の患者以外の患者 250点
- 2 治療抵抗性統合失調症治療指導管理料 500点
- 注1 1のイについては、持続性抗精神病注射薬剤を投与している入院中の統合失調症患者に対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、当該薬剤の投与開始日の属する月及びその翌月にそれぞれ1回に限り、当該薬剤を投与したときに算定する。

- 2 1のロについては、持続性抗精神病注射薬剤を投与している入院中の患者以外の統合失調症患者に対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り、当該薬剤を投与したときに算定する。
- 3 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、治療抵抗性統合失調症治療薬を投与している治療抵抗性統合失調症患者に対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、当該薬剤の効果及び副作用等について患者に説明し、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り、当該薬剤を投与したときに算定する。

I O 1 4 医療保護入院等診療料

1 医療保護入院等診療料 1 300点

2 医療保護入院等診療料 2 400点

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、精神保健福祉法第29条第1項、第29条の2第1項、第33条第1項又は第33条の6第1項の規定による入院に係る患者に対して、精神保健指定医が治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、治療管理を行った場合は、患者1人につき1回に限り算定する。

2 2については、1を算定した患者に対して、多職種で退院支援を行った場合に、入院日から起算して6月までの間は3月に1回に限り、6月以降は6月に1回に限り算定する。

I O 1 5 重度認知症患者デイ・ケア料（1日につき）

- 2 1のロについては、持続性抗精神病注射薬剤を投与している入院中の患者以外の統合失調症患者に対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り、当該薬剤を投与したときに算定する。
- 3 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、治療抵抗性統合失調症治療薬を投与している治療抵抗性統合失調症患者に対して、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、当該薬剤の効果及び副作用等について患者に説明し、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り、当該薬剤を投与したときに算定する。

I O 1 4 医療保護入院等診療料

300点

（新設）

（新設）

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、精神保健福祉法第29条第1項、第29条の2第1項、第33条第1項又は第33条の6第1項の規定による入院に係る患者に対して、精神保健指定医が治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、治療管理を行った場合は、患者1人につき1回に限り算定する。

（新設）

I O 1 5 重度認知症患者デイ・ケア料（1日につき）

	1,040点
注1 精神症状及び行動異常が著しい認知症患者の心身機能の回復又は維持を図るため、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、1日につき6時間以上行った場合に算定する。	
2 当該療法を最初に算定した日から起算して1年以内の期間に行われる場合にあっては、早期加算として、50点を所定点数に加算する。	
3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、夜間の精神症状及び行動異常が著しい認知症患者に対して、当該療法に引き続き2時間以上の夜間ケアを行った場合には、当該療法を最初に算定した日から起算して1年以内の期間に限り、夜間ケア加算として、100点を所定点数に加算する。	
4 重度認知症患者デイ・ケア料を算定した場合は、区分番号I008-2に掲げる精神科ショート・ケア、区分番号I009に掲げる精神科デイ・ケア、区分番号I010に掲げる精神科ナイト・ケア及び区分番号I010-2に掲げる精神科デイ・ナイト・ケアは算定しない。	
I016 精神科在宅患者支援管理料（月1回）	
1 精神科在宅患者支援管理料1	
イ 別に厚生労働大臣が定める患者のうち、集中的な支援を必要とする者の場合	
(1) 単一建物診療患者1人	3,000点
(2) 単一建物診療患者2人以上	2,250点
ロ 別に厚生労働大臣が定める患者の場合	

	1,040点
注1 精神症状及び行動異常が著しい認知症患者の心身機能の回復又は維持を図るため、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、1日につき6時間以上行った場合に算定する。	
2 当該療法を最初に算定した日から起算して1年以内の期間に行われる場合にあっては、早期加算として、50点を所定点数に加算する。	
3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、夜間の精神症状及び行動異常が著しい認知症患者に対して、当該療法に引き続き2時間以上の夜間ケアを行った場合には、当該療法を最初に算定した日から起算して1年以内の期間に限り、夜間ケア加算として、100点を所定点数に加算する。	
4 重度認知症患者デイ・ケア料を算定した場合は、区分番号I008-2に掲げる精神科ショート・ケア、区分番号I009に掲げる精神科デイ・ケア、区分番号I010に掲げる精神科ナイト・ケア及び区分番号I010-2に掲げる精神科デイ・ナイト・ケアは算定しない。	
I016 精神科在宅患者支援管理料（月1回）	
1 精神科在宅患者支援管理料1	
イ 別に厚生労働大臣が定める患者のうち、集中的な支援を必要とする者の場合	
(1) 単一建物診療患者1人	3,000点
(2) 単一建物診療患者2人以上	2,250点
ロ 別に厚生労働大臣が定める患者の場合	

(1)	単一建物診療患者 1 人	2,500点
(2)	単一建物診療患者 2 人以上	1,875点
2	精神科在宅患者支援管理料 2	
イ	別に厚生労働大臣が定める患者のうち、集中的な支援を必要とする者の場合	
(1)	単一建物診療患者 1 人	2,467点
(2)	単一建物診療患者 2 人以上	1,850点
ロ	別に厚生労働大臣が定める患者の場合	
(1)	単一建物診療患者 1 人	2,056点
(2)	単一建物診療患者 2 人以上	1,542点
3	精神科在宅患者支援管理料 3	
イ	単一建物診療患者 1 人	2,030点
ロ	単一建物診療患者 2 人以上	1,248点
注 1	1 については、在宅で療養を行っている通院が困難な患者に対して、当該保険医療機関（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに限る。）の精神科の医師等が、当該患者又はその家族等の同意を得て、計画的な医学管理の下に、定期的な訪問診療又は訪問診療及び訪問看護を行っている場合（イについては週 2 回以上、ロについては月 2 回以上行っている場合に限る。）に、単一建物診療患者の人数に従い、初回算定日の属する月を含めて 6 月を限度として、月 1 回に限り算定する。	
2	2 については、在宅で療養を行っている通院が困難な患者に対して、当該保険医療機関（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに限る。）の精神科の医師等が当該保険医療機関とは別の訪問看護ステーションの保健師、看護	

(1)	単一建物診療患者 1 人	2,500点
(2)	単一建物診療患者 2 人以上	1,875点
2	精神科在宅患者支援管理料 2	
イ	別に厚生労働大臣が定める患者のうち、集中的な支援を必要とする者の場合	
(1)	単一建物診療患者 1 人	2,467点
(2)	単一建物診療患者 2 人以上	1,850点
ロ	別に厚生労働大臣が定める患者の場合	
(1)	単一建物診療患者 1 人	2,056点
(2)	単一建物診療患者 2 人以上	1,542点
3	精神科在宅患者支援管理料 3	
イ	単一建物診療患者 1 人	2,030点
ロ	単一建物診療患者 2 人以上	1,248点
注 1	1 については、在宅で療養を行っている通院が困難な患者に対して、当該保険医療機関（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに限る。）の精神科の医師等が、当該患者又はその家族等の同意を得て、計画的な医学管理の下に、定期的な訪問診療又は訪問診療及び訪問看護を行っている場合（イについては週 2 回以上、ロについては月 2 回以上行っている場合に限る。）に、単一建物診療患者の人数に従い、初回算定日の属する月を含めて 6 月を限度として、月 1 回に限り算定する。	
2	2 については、在宅で療養を行っている通院が困難な患者に対して、当該保険医療機関（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに限る。）の精神科の医師等が当該保険医療機関とは別の訪問看護ステーションの保健師、看護	

師、准看護師又は作業療法士と連携し、当該患者又はその家族等の同意を得て、計画的な医学管理の下に、定期的な訪問診療を行っている場合（イについては当該別の訪問看護ステーションが週2回以上、ロについては当該別の訪問看護ステーションが月2回以上の訪問看護を行っている場合に限る。）に、単一建物診療患者の人数に従い、初回算定日の属する月を含めて6月を限度として、月1回に限り算定する。

3 3については、1又は2を算定した患者であって、引き続き訪問診療が必要な患者に対して、当該保険医療機関（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに限る。）の精神科の医師等が、当該患者又はその家族等の同意を得て、計画的な医学管理の下に、月1回以上の定期的な訪問診療を行っている場合に、単一建物診療患者の人数に従い、精神科在宅患者支援管理料1又は2の初回算定日の属する月を含めて2年を限度として、月1回に限り算定する。ただし、1又は2を算定した月には、3を算定することはできない。

4 精神科在宅患者支援管理料を算定した場合は、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料、区分番号B001の5に掲げる小児科療養指導料、区分番号B001の6に掲げるてんかん指導料、区分番号B001の7に掲げる難病外来指導管理料、区分番号B001の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料、区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料、区分番号B007-2に掲げる退院後訪問指導

師、准看護師又は作業療法士と連携し、当該患者又はその家族等の同意を得て、計画的な医学管理の下に、定期的な訪問診療を行っている場合（イについては当該別の訪問看護ステーションが週2回以上、ロについては当該別の訪問看護ステーションが月2回以上の訪問看護を行っている場合に限る。）に、単一建物診療患者の人数に従い、初回算定日の属する月を含めて6月を限度として、月1回に限り算定する。

3 3については、1又は2を算定した患者であって、引き続き訪問診療が必要な患者に対して、当該保険医療機関（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものに限る。）の精神科の医師等が、当該患者又はその家族等の同意を得て、計画的な医学管理の下に、月1回以上の定期的な訪問診療を行っている場合に、単一建物診療患者の人数に従い、精神科在宅患者支援管理料1又は2の初回算定日の属する月を含めて2年を限度として、月1回に限り算定する。ただし、1又は2を算定した月には、3を算定することはできない。

4 精神科在宅患者支援管理料を算定した場合は、区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料、区分番号B001の5に掲げる小児科療養指導料、区分番号B001の6に掲げるてんかん指導料、区分番号B001の7に掲げる難病外来指導管理料、区分番号B001の8に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料、区分番号B001の18に掲げる小児悪性腫瘍患者指導管理料、区分番号B007-2に掲げる退院後訪問指導

料、区分番号C 0 0 2に掲げる在宅時医学総合管理料、区分番号C 0 0 2－2に掲げる施設入居時等医学総合管理料、区分番号C 0 0 3に掲げる在宅がん医療総合診療料、区分番号C 0 0 7に掲げる訪問看護指示料、区分番号C 0 1 0に掲げる在宅患者連携指導料、区分番号C 1 0 9に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料及び区分番号I 0 1 2－2に掲げる精神科訪問看護指示料は算定しない。

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、情報通信機器を用いた診察（訪問診療と同時に行う場合を除く。）による医学管理を行っている場合に、精神科オンライン在宅管理料として、100点を所定点数に加えて算定できる。

6 精神科在宅患者支援管理に要した交通費は、患家の負担とする。

第2節 薬剤料

区分

I 1 0 0 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。

注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。

2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第9部 処置

通則

1 処置の費用は、第1節の各区分の所定点数により算定する。この場合において、処置に当たって通常使用される保険医

料、区分番号C 0 0 2に掲げる在宅時医学総合管理料、区分番号C 0 0 2－2に掲げる施設入居時等医学総合管理料、区分番号C 0 0 3に掲げる在宅がん医療総合診療料、区分番号C 0 0 7に掲げる訪問看護指示料、区分番号C 0 1 0に掲げる在宅患者連携指導料、区分番号C 1 0 9に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料及び区分番号I 0 1 2－2に掲げる精神科訪問看護指示料は算定しない。

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、情報通信機器を用いた診察（訪問診療と同時に行う場合を除く。）による医学管理を行っている場合に、精神科オンライン在宅管理料として、100点を所定点数に加えて算定できる。

6 精神科在宅患者支援管理に要した交通費は、患家の負担とする。

第2節 薬剤料

区分

I 1 0 0 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。

注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。

2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第9部 処置

通則

1 処置の費用は、第1節の各区分の所定点数により算定する。この場合において、処置に当たって通常使用される保険医

療材料の費用は、第1節の各区分の所定点数に含まれるものとする。

2 処置に当たって、第2節に掲げる医療機器等、薬剤又は別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前号により算定した点数及び第2節、第3節又は第4節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

3 第1節に掲げられていない処置であって簡単なものの費用は、薬剤又は特定保険医療材料を使用したときに限り、第3節又は第4節の各区分の所定点数のみにより算定する。

4 第1節に掲げられていない処置であって特殊なものの費用は、同節に掲げられている処置のうちで最も近似する処置の各区分の所定点数により算定する。

5 緊急のために休日に処置を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である処置を行った場合において、当該処置の費用は、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算した点数により算定する。

イ 処置の所定点数が1,000点以上の場合であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合

- (1) 休日加算 1 所定点数の100分の160に相当する点数
- (2) 時間外加算 1（入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。）

所定点数の100分の80に相当する点数

- (3) 深夜加算 1 所定点数の100分の160に相当する点数
- (4) (1) から (3) までにかかわらず、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である処置を行った場

療材料の費用は、第1節の各区分の所定点数に含まれるものとする。

2 処置に当たって、第2節に掲げる医療機器等、薬剤又は別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前号により算定した点数及び第2節、第3節又は第4節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

3 第1節に掲げられていない処置であって簡単なものの費用は、薬剤又は特定保険医療材料を使用したときに限り、第3節又は第4節の各区分の所定点数のみにより算定する。

4 第1節に掲げられていない処置であって特殊なものの費用は、同節に掲げられている処置のうちで最も近似する処置の各区分の所定点数により算定する。

5 緊急のために休日に処置を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である処置を行った場合において、当該処置の費用は、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算した点数により算定する。

イ 処置の所定点数が1,000点以上の場合であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合

- (1) 休日加算 1 所定点数の100分の160に相当する点数
- (2) 時間外加算 1（入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。）

所定点数の100分の80に相当する点数

- (3) 深夜加算 1 所定点数の100分の160に相当する点数
- (4) (1) から (3) までにかかわらず、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である処置を行った場

合 所定点数の100分の80に相当する点数
ロ 処置の所定点数が150点以上の場合であって、入院中の患者以外の患者に対して行われる場合（イに該当する場合を除く。）

- (1) 休日加算 2 所定点数の100分の80に相当する点数
- (2) 時間外加算 2 所定点数の100分の40に相当する点数
- (3) 深夜加算 2 所定点数の100分の80に相当する点数
- (4) (1) から (3) までにかかわらず、区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料の注 7 のただし書に規定する保険医療機関において、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である処置を行った場合

所定点数の100分の40に相当する点数
6 対称器官に係る処置の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、両側の器官の処置料に係る点数とする。

7 耳鼻咽喉科を標榜する保険医療機関において、耳鼻咽喉科を担当する医師が、6歳未満の乳幼児に対して、区分番号 J 0 9 5 から J 1 1 5 - 2 までに掲げる処置を行った場合は、耳鼻咽喉科乳幼児処置加算として、1日につき60点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号 J 1 1 3 の注に規定する乳幼児加算は別に算定できない。

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、急性気道感染症、急性中耳炎又は急性副鼻腔炎により受診した6歳未満の乳幼児に対して、区分番号 J 0 9 5 から J 1 1 5 - 2 までに掲げる処置を行った場合であって、診察の結果、抗菌薬の投与の必要性が認められないため抗菌薬を使用しない場合において、療養上必要な指導及び当該処置の結果の説明を行い、文書により説明内容を提供した場合は、耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算として、月1回に限り80点を所定点数に加算する。

9 看護師等という患者に対して情報通信機器を用いた診療を行った場合であって、第1節に掲げる処置を実施した場合は

合 所定点数の100分の80に相当する点数
ロ 処置の所定点数が150点以上の場合であって、入院中の患者以外の患者に対して行われる場合（イに該当する場合を除く。）

- (1) 休日加算 2 所定点数の100分の80に相当する点数
- (2) 時間外加算 2 所定点数の100分の40に相当する点数
- (3) 深夜加算 2 所定点数の100分の80に相当する点数
- (4) (1) から (3) までにかかわらず、区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料の注 7 のただし書に規定する保険医療機関において、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である処置を行った場合

所定点数の100分の40に相当する点数
6 対称器官に係る処置の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、両側の器官の処置料に係る点数とする。

7 耳鼻咽喉科を標榜する保険医療機関において、耳鼻咽喉科を担当する医師が、6歳未満の乳幼児に対して、区分番号 J 0 9 5 から J 1 1 5 - 2 までに掲げる処置を行った場合は、耳鼻咽喉科乳幼児処置加算として、1日につき60点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号 J 1 1 3 の注に規定する乳幼児加算は別に算定できない。

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、急性気道感染症、急性中耳炎又は急性副鼻腔炎により受診した6歳未満の乳幼児に対して、区分番号 J 0 9 5 から J 1 1 5 - 2 までに掲げる処置を行った場合であって、診察の結果、抗菌薬の投与の必要性が認められないため抗菌薬を使用しない場合において、療養上必要な指導及び当該処置の結果の説明を行い、文書により説明内容を提供した場合は、耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算として、月1回に限り80点を所定点数に加算する。

(新設)

、看護師等遠隔診療処置実施料として、第1節の各区分の所
 定点数に代えて、次に掲げる区分に従い、1日につき、い
 ずれかを算定する。

イ	1種類の場合	100点
ロ	2種類以上の場合	150点

第1節 処置料

区分

(一般処置)

J 0 0 0 創傷処置

1	100平方センチメートル未満	52点
2	100平方センチメートル以上500平方センチメ ートル未満	60点
3	500平方センチメートル以上3,000平方センチメ ートル未満	90点
4	3,000平方センチメートル以上6,000平方センチ メートル未満	160点
5	6,000平方センチメートル以上	275点

注1 1については、入院中の患者以外の患者及び
 手術後の患者（入院中の患者に限る。）につい
 てのみ算定する。ただし、手術後の患者（入院
 中の患者に限る。）については手術日から起算
 して14日を限度として算定する。

2 区分番号C 1 0 9に掲げる在宅寝たきり患者
 処置指導管理料、区分番号C 1 1 2に掲げる在
 宅気管切開患者指導管理料又は区分番号C 1 1
 2－2に掲げる在宅喉頭摘出患者指導管理料を
 算定している患者に対して行った創傷処置（熱
 傷に対するものを除く。）の費用は算定しない
 。

3 5については、6歳未満の乳幼児の場合は、
 乳幼児加算として、55点を加算する。

第1節 処置料

区分

(一般処置)

J 0 0 0 創傷処置

1	100平方センチメートル未満	52点
2	100平方センチメートル以上500平方センチメ ートル未満	60点
3	500平方センチメートル以上3,000平方センチメ ートル未満	90点
4	3,000平方センチメートル以上6,000平方センチ メートル未満	160点
5	6,000平方センチメートル以上	275点

注1 1については、入院中の患者以外の患者及び
 手術後の患者（入院中の患者に限る。）につい
 てのみ算定する。ただし、手術後の患者（入院
 中の患者に限る。）については手術日から起算
 して14日を限度として算定する。

2 区分番号C 1 0 9に掲げる在宅寝たきり患者
 処置指導管理料、区分番号C 1 1 2に掲げる在
 宅気管切開患者指導管理料又は区分番号C 1 1
 2－2に掲げる在宅喉頭摘出患者指導管理料を
 算定している患者に対して行った創傷処置（熱
 傷に対するものを除く。）の費用は算定しない
 。

3 5については、6歳未満の乳幼児の場合は、
 乳幼児加算として、55点を加算する。

J 0 0 0 - 2 下肢創傷処置

1	足部（腫を除く。）の浅い潰瘍	135点
2	足趾の深い潰瘍又は腫の浅い潰瘍	147点
3	足部（腫を除く。）の深い潰瘍又は腫の深い潰瘍	270点

J 0 0 1 熱傷処置

1	100平方センチメートル未満	135点
2	100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満	147点
3	500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	337点
4	3,000平方センチメートル以上6,000平方センチメートル未満	630点
5	6,000平方センチメートル以上	<u>2,250点</u>

注1 初回の処置を行った日から起算して2月を経過するまでに行われた場合に限り算定し、それ以降に行う当該処置については、区分番号J 0 0 0に掲げる創傷処置の例により算定する。

2 1については、入院中の患者以外の患者及び手術後の患者（入院中の患者に限る。）についてのみ算定する。ただし、手術後の患者（入院中の患者に限る。）については手術日から起算して14日を限度として算定する。

3 1については、第1度熱傷の場合は第1章基本診療料に含まれ、算定できない。

4 4及び5については、6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を加算する。

J 0 0 1 - 2 絆創膏固定術

500点

J 0 0 1 - 3 鎖骨又は肋骨骨折固定術

500点

J 0 0 1 - 4 重度褥瘡処置（1日につき）

1	100平方センチメートル未満	90点

J 0 0 0 - 2 下肢創傷処置

1	足部（腫を除く。）の浅い潰瘍	135点
2	足趾の深い潰瘍又は腫の浅い潰瘍	147点
3	足部（腫を除く。）の深い潰瘍又は腫の深い潰瘍	270点

J 0 0 1 熱傷処置

1	100平方センチメートル未満	135点
2	100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満	147点
3	500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	337点
4	3,000平方センチメートル以上6,000平方センチメートル未満	630点
5	6,000平方センチメートル以上	<u>1,875点</u>

注1 初回の処置を行った日から起算して2月を経過するまでに行われた場合に限り算定し、それ以降に行う当該処置については、区分番号J 0 0 0に掲げる創傷処置の例により算定する。

2 1については、入院中の患者以外の患者及び手術後の患者（入院中の患者に限る。）についてのみ算定する。ただし、手術後の患者（入院中の患者に限る。）については手術日から起算して14日を限度として算定する。

3 1については、第1度熱傷の場合は第1章基本診療料に含まれ、算定できない。

4 4及び5については、6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を加算する。

J 0 0 1 - 2 絆創膏固定術

500点

J 0 0 1 - 3 鎖骨又は肋骨骨折固定術

500点

J 0 0 1 - 4 重度褥瘡処置（1日につき）

1	100平方センチメートル未満	90点

- 2 100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満 98点
- 3 500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満 150点
- 4 3,000平方センチメートル以上6,000平方センチメートル未満 280点
- 5 6,000平方センチメートル以上 500点
- 注1 重度の褥瘡^{じよくそう}処置を必要とする患者に対して、初回の処置を行った日から起算して2月を経過するまでに行われた場合に限り算定し、それ以降に行う当該処置については、区分番号J000に掲げる創傷処置の例により算定する。
- 2 1については、入院中の患者以外の患者及び手術後の患者（入院中の患者に限る。）についてのみ算定する。ただし、手術後の患者（入院中の患者に限る。）については手術日から起算して14日を限度として算定する。
- J001-5 長期療養患者褥瘡^{じよくそう}等処置（1日につき） 24点
- 注1 入院期間が1年を超える入院中の患者に対して褥瘡^{じよくそう}処置を行った場合に、その範囲又は回数にかかわらず、所定点数を算定する。
- 2 当該褥瘡^{じよくそう}処置に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。
- J001-6 精神病棟等長期療養患者褥瘡^{じよくそう}等処置（1日につき） 30点
- 注1 結核病棟又は精神病棟に入院している患者であって、入院期間が1年を超えるものに対して、次に掲げる処置のいずれかを行った場合に、その種類又は回数にかかわらず、所定点数を算定する。
- イ 創傷処置（熱傷に対するものを除く。）

- 2 100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満 98点
- 3 500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満 150点
- 4 3,000平方センチメートル以上6,000平方センチメートル未満 280点
- 5 6,000平方センチメートル以上 500点
- 注1 重度の褥瘡^{じよくそう}処置を必要とする患者に対して、初回の処置を行った日から起算して2月を経過するまでに行われた場合に限り算定し、それ以降に行う当該処置については、区分番号J000に掲げる創傷処置の例により算定する。
- 2 1については、入院中の患者以外の患者及び手術後の患者（入院中の患者に限る。）についてのみ算定する。ただし、手術後の患者（入院中の患者に限る。）については手術日から起算して14日を限度として算定する。
- J001-5 長期療養患者褥瘡^{じよくそう}等処置（1日につき） 24点
- 注1 入院期間が1年を超える入院中の患者に対して褥瘡^{じよくそう}処置を行った場合に、その範囲又は回数にかかわらず、所定点数を算定する。
- 2 当該褥瘡^{じよくそう}処置に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。
- J001-6 精神病棟等長期療養患者褥瘡^{じよくそう}等処置（1日につき） 30点
- 注1 結核病棟又は精神病棟に入院している患者であって、入院期間が1年を超えるものに対して、次に掲げる処置のいずれかを行った場合に、その種類又は回数にかかわらず、所定点数を算定する。
- イ 創傷処置（熱傷に対するものを除く。）

(1)	100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満		(1)	100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満	
(2)	500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満		(2)	500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	
ロ	皮膚科軟膏 ^{こう} 処置		ロ	皮膚科軟膏 ^{こう} 処置	
(1)	100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満		(1)	100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満	
(2)	500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満		(2)	500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	
2	注1に掲げる処置に係る処置料は、所定点数に含まれるものとする。		2	注1に掲げる処置に係る処置料は、所定点数に含まれるものとする。	
J 0 0 1 - 7	爪 ^{そつ} 甲除去（麻酔を要しないもの）	80点	J 0 0 1 - 7	爪 ^{そつ} 甲除去（麻酔を要しないもの）	70点
注	入院中の患者以外の患者についてのみ算定する		注	入院中の患者以外の患者についてのみ算定する	
J 0 0 1 - 8	穿 ^{せん} 刺 ^{のつ} 排膿後薬液注入	45点	J 0 0 1 - 8	穿 ^{せん} 刺 ^{のつ} 排膿後薬液注入	45点
注	入院中の患者以外の患者についてのみ算定する		注	入院中の患者以外の患者についてのみ算定する	
J 0 0 1 - 9	空 ^{くう} 洞切開術後ヨードホルムガーゼ処置（1日につき）	45点	J 0 0 1 - 9	空 ^{くう} 洞切開術後ヨードホルムガーゼ処置（1日につき）	45点
J 0 0 1 - 10	静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）	200点	J 0 0 1 - 10	静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）	200点
注1	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。		注1	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
2	初回の処置を行った場合は、静脈圧迫処置初回加算として、初回に限り150点を所定点数に加算する。		2	初回の処置を行った場合は、静脈圧迫処置初回加算として、初回に限り150点を所定点数に加算する。	
J 0 0 2	ドレーン法（ドレナージ）（1日につき）		J 0 0 2	ドレーン法（ドレナージ）（1日につき）	
1	持続的吸引を行うもの	50点	1	持続的吸引を行うもの	50点
2	その他のもの	25点	2	その他のもの	25点

注 3歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。

J 0 0 3 局所陰圧閉鎖処置（入院）（1日につき）

1	100平方センチメートル未満	1,040点
2	100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	1,060点
3	200平方センチメートル以上	1,375点

注1 初回の貼付に限り、1にあっては1,690点を、2にあっては2,650点を、3にあっては3,300点を、初回加算として、それぞれ所定点数に加算する。

2 初回の貼付に限り、持続洗浄を併せて実施した場合は、持続洗浄加算として、500点を所定点数に加算する。

3 新生児、3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）又は3歳以上6歳未満の幼児に対して行った場合は、新生児局所陰圧閉鎖加算、乳幼児局所陰圧閉鎖加算又は幼児局所陰圧閉鎖加算として、それぞれ所定点数の100分の300、100分の100又は100分の50に相当する点数を所定点数に加算する。

J 0 0 3 - 2 局所陰圧閉鎖処置（入院外）（1日につき）

1	100平方センチメートル未満	240点
2	100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	270点
3	200平方センチメートル以上	330点

注 初回の貼付に限り、1にあっては1,690点を、2にあっては2,650点を、3にあっては3,300点を、初回加算として、それぞれ所定点数に加算する。

J 0 0 3 - 3 局所陰圧閉鎖処置（腹部開放創）（1日につき）

注 3歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。

J 0 0 3 局所陰圧閉鎖処置（入院）（1日につき）

1	100平方センチメートル未満	1,040点
2	100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	1,060点
3	200平方センチメートル以上	1,375点

注1 初回の貼付に限り、1にあっては1,690点を、2にあっては2,650点を、3にあっては3,300点を、初回加算として、それぞれ所定点数に加算する。

2 初回の貼付に限り、持続洗浄を併せて実施した場合は、持続洗浄加算として、500点を所定点数に加算する。

3 新生児、3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）又は3歳以上6歳未満の幼児に対して行った場合は、新生児局所陰圧閉鎖加算、乳幼児局所陰圧閉鎖加算又は幼児局所陰圧閉鎖加算として、それぞれ所定点数の100分の300、100分の100又は100分の50に相当する点数を所定点数に加算する。

J 0 0 3 - 2 局所陰圧閉鎖処置（入院外）（1日につき）

1	100平方センチメートル未満	240点
2	100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	270点
3	200平方センチメートル以上	330点

注 初回の貼付に限り、1にあっては1,690点を、2にあっては2,650点を、3にあっては3,300点を、初回加算として、それぞれ所定点数に加算する。

J 0 0 3 - 3 局所陰圧閉鎖処置（腹部開放創）（1日につき）

	1,650点
J 0 0 3 - 4 多血小板血漿 ^{しよつ} 処置	4,190点
注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
2 多血小板血漿 ^{しよつ} 処置に伴って行われた採血等の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
J 0 0 4 流注膿瘍 ^{のう せん} 穿刺	190点
J 0 0 5 脳室 ^{せん} 穿刺	900点
注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。	
J 0 0 6 後頭下 ^{せん} 穿刺	300点
注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。	
J 0 0 7 頸椎 ^{けい} 、胸椎又は腰椎 ^{せん} 穿刺	380点
注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。	
J 0 0 7 - 2 硬膜外自家血注入	1,000点
注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
2 硬膜外自家血注入に伴って行われた採血及び穿刺 ^{せん} 等の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
J 0 0 8 胸腔 ^{くう せん} 穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）	330点
注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。	
J 0 0 9 削除	
J 0 1 0 腹腔 ^{くう せん} 穿刺（人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む。）	

	1,375点
J 0 0 3 - 4 多血小板血漿 ^{しよつ} 処置	4,190点
注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
2 多血小板血漿 ^{しよつ} 処置に伴って行われた採血等の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
J 0 0 4 流注膿瘍 ^{のう せん} 穿刺	190点
J 0 0 5 脳室 ^{せん} 穿刺	750点
注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。	
J 0 0 6 後頭下 ^{せん} 穿刺	300点
注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。	
J 0 0 7 頸椎 ^{けい} 、胸椎又は腰椎 ^{せん} 穿刺	317点
注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。	
J 0 0 7 - 2 硬膜外自家血注入	1,000点
注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
2 硬膜外自家血注入に伴って行われた採血及び穿刺 ^{せん} 等の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
J 0 0 8 胸腔 ^{くう せん} 穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）	275点
注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。	
J 0 0 9 削除	
J 0 1 0 腹腔 ^{くう せん} 穿刺（人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む。）	

		344点
	注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。	
J O 1 0 - 2	経皮的肝膿瘍等穿刺術	1,450点
J O 1 1	骨髓穿刺	
	1 胸骨	330点
	2 その他	330点
	注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。	
J O 1 2	腎嚢胞又は水腎症穿刺	420点
	注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。	
J O 1 3	ダグラス窩穿刺	240点
J O 1 4	乳腺穿刺	200点
J O 1 5	甲状腺穿刺	150点
J O 1 6	リンパ節等穿刺	240点
J O 1 7	エタノールの局所注入	1,200点
	注 甲状腺又は副甲状腺に対する局所注入については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
J O 1 7 - 2	リンパ管腫局所注入	1,020点
	注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を加算する。	
J O 1 8	喀痰吸引（1日につき）	48点
	注1 間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸と同時に行った喀痰吸引の費用は、それぞれ間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。	
	2 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、83点を加算する。	

		287点
	注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。	
J O 1 0 - 2	経皮的肝膿瘍等穿刺術	1,450点
J O 1 1	骨髓穿刺	
	1 胸骨	310点
	2 その他	330点
	注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。	
J O 1 2	腎嚢胞又は水腎症穿刺	350点
	注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。	
J O 1 3	ダグラス窩穿刺	240点
J O 1 4	乳腺穿刺	200点
J O 1 5	甲状腺穿刺	150点
J O 1 6	リンパ節等穿刺	200点
J O 1 7	エタノールの局所注入	1,200点
	注 甲状腺又は副甲状腺に対する局所注入については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
J O 1 7 - 2	リンパ管腫局所注入	1,020点
	注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を加算する。	
J O 1 8	喀痰吸引（1日につき）	48点
	注1 間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸と同時に行った喀痰吸引の費用は、それぞれ間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。	
	2 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、83点を加算する。	

3 区分番号C103に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号C107に掲げる在宅人工呼吸指導管理料、区分番号C107-3に掲げる在宅ハイフローセラピー指導管理料、区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料、区分番号C112に掲げる在宅気管切開患者指導管理料又は区分番号C112-2に掲げる在宅喉頭摘出患者指導管理料を算定している患者に対して行った^{かくたん}喀痰吸引の費用は算定しない。		3 区分番号C103に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号C107に掲げる在宅人工呼吸指導管理料、区分番号C107-3に掲げる在宅ハイフローセラピー指導管理料、区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料、区分番号C112に掲げる在宅気管切開患者指導管理料又は区分番号C112-2に掲げる在宅喉頭摘出患者指導管理料を算定している患者に対して行った^{かくたん}喀痰吸引の費用は算定しない。
J018-2 内視鏡下気管支分泌物吸引（1日につき） 120点		J018-2 内視鏡下気管支分泌物吸引（1日につき） 120点
J018-3 干渉低周波去痰器^{たん}による^{かくたん}喀痰排出（1日につき） 48点		J018-3 干渉低周波去痰器^{たん}による^{かくたん}喀痰排出（1日につき） 48点
注1 間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸と同時にを行った干渉低周波去痰器^{たん}による^{かくたん}喀痰排出の費用は、それぞれ間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。 2 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、83点を加算する。 3 区分番号C103に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号C107に掲げる在宅人工呼吸指導管理料、区分番号C107-3に掲げる在宅ハイフローセラピー指導管理料、区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料、区分番号C112に掲げる在宅気管切開患者指導管理料又は区分番号C112-2に掲げる在宅喉頭摘出患者指導管理料を算定している患者に対して行った干渉低周波去痰器^{たん}による^{かくたん}喀痰排出の費用は算定しない。		注1 間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸と同時にを行った干渉低周波去痰器^{たん}による^{かくたん}喀痰排出の費用は、それぞれ間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。 2 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、83点を加算する。 3 区分番号C103に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号C107に掲げる在宅人工呼吸指導管理料、区分番号C107-3に掲げる在宅ハイフローセラピー指導管理料、区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料、区分番号C112に掲げる在宅気管切開患者指導管理料又は区分番号C112-2に掲げる在宅喉頭摘出患者指導管理料を算定している患者に対して行った干渉低周波去痰器^{たん}による^{かくたん}喀痰排出の費用は算定しない。
J019 持続的胸腔ドレナージ^{くつ}（開始日） 990点		J019 持続的胸腔ドレナージ^{くつ}（開始日） 825点

注1 持続的胸腔 ^{くう} ドレナージの費用は、挿入したドレーンの本数にかかわらず、1日に1回に限り算定する。	
2 3歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。	
J 0 1 9 - 2 削除	
J 0 2 0 胃持続ドレナージ（開始日）	50点
注 3歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。	
J 0 2 1 持続的腹腔 ^{くわう} ドレナージ（開始日）	550点
注1 持続的腹腔 ^{くわう} ドレナージの費用は、挿入したドレーンの本数にかかわらず、1日に1回に限り算定する。	
2 3歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。	
J 0 2 2 高位 ^{かん} 浣腸、高圧 ^{かん} 浣腸、洗腸	65点
注 3歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を加算する。	
J 0 2 2 - 2 摘便	100点
J 0 2 2 - 3 腰椎麻酔下直腸内異物除去	45点
J 0 2 2 - 4 腸内ガス排気処置（開腹手術後）	45点
J 0 2 2 - 5 持続的難治性下痢便ドレナージ（開始日）	50点
J 0 2 3 気管支カテーテル薬液注入法	<u>180点</u>
J 0 2 4 酸素吸入（1日につき）	65点
注1 使用した精製水の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
2 間歇的 ^{けつ} 陽圧吸入法又は人工呼吸と同時に行った酸素吸入の費用は、それぞれ間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。	
3 区分番号C 1 0 3に掲げる在宅酸素療法指導	

注1 持続的胸腔 ^{くう} ドレナージの費用は、挿入したドレーンの本数にかかわらず、1日に1回に限り算定する。	
2 3歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。	
J 0 1 9 - 2 削除	
J 0 2 0 胃持続ドレナージ（開始日）	50点
注 3歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。	
J 0 2 1 持続的腹腔 ^{くわう} ドレナージ（開始日）	550点
注1 持続的腹腔 ^{くわう} ドレナージの費用は、挿入したドレーンの本数にかかわらず、1日に1回に限り算定する。	
2 3歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。	
J 0 2 2 高位 ^{かん} 浣腸、高圧 ^{かん} 浣腸、洗腸	65点
注 3歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を加算する。	
J 0 2 2 - 2 摘便	100点
J 0 2 2 - 3 腰椎麻酔下直腸内異物除去	45点
J 0 2 2 - 4 腸内ガス排気処置（開腹手術後）	45点
J 0 2 2 - 5 持続的難治性下痢便ドレナージ（開始日）	50点
J 0 2 3 気管支カテーテル薬液注入法	<u>150点</u>
J 0 2 4 酸素吸入（1日につき）	65点
注1 使用した精製水の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
2 間歇的 ^{けつ} 陽圧吸入法又は人工呼吸と同時に行った酸素吸入の費用は、それぞれ間歇的陽圧吸入法又は人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。	
3 区分番号C 1 0 3に掲げる在宅酸素療法指導	

管理料、区分番号C107に掲げる在宅人工呼吸指導管理料又は区分番号C107-3に掲げる在宅ハイフローセラピー指導管理料を算定している患者に対して行った酸素吸入の費用は算定しない。

J024-2 突発性難聴に対する酸素療法（1日につき） 65点

J025 酸素テント（1日につき） 65点

注1 間歇的陽圧吸入法と同時に行った酸素テントの費用は、間歇的陽圧吸入法の所定点数に含まれるものとする。

2 区分番号C103に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号C107に掲げる在宅人工呼吸指導管理料又は区分番号C107-3に掲げる在宅ハイフローセラピー指導管理料を算定している患者に対して行った酸素テントの費用は算定しない。

J026 間歇的陽圧吸入法（1日につき） 160点

注1 間歇的陽圧吸入法と同時に行う喀痰吸引、酸素吸入又は酸素テントは、所定点数に含まれるものとする。

2 区分番号C103に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号C107に掲げる在宅人工呼吸指導管理料又は区分番号C107-3に掲げる在宅ハイフローセラピー指導管理料を算定している患者に対して行った間歇的陽圧吸入法の費用は算定しない。

J026-2 鼻マスク式補助換気法（1日につき） 160点

注1 鼻マスク式補助換気法と同時に行われる喀痰吸引、酸素吸入又は酸素テントの費用は、所定点数に含まれるものとする。

管理料、区分番号C107に掲げる在宅人工呼吸指導管理料又は区分番号C107-3に掲げる在宅ハイフローセラピー指導管理料を算定している患者に対して行った酸素吸入の費用は算定しない。

J024-2 突発性難聴に対する酸素療法（1日につき） 65点

J025 酸素テント（1日につき） 65点

注1 間歇的陽圧吸入法と同時に行った酸素テントの費用は、間歇的陽圧吸入法の所定点数に含まれるものとする。

2 区分番号C103に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号C107に掲げる在宅人工呼吸指導管理料又は区分番号C107-3に掲げる在宅ハイフローセラピー指導管理料を算定している患者に対して行った酸素テントの費用は算定しない。

J026 間歇的陽圧吸入法（1日につき） 160点

注1 間歇的陽圧吸入法と同時に行う喀痰吸引、酸素吸入又は酸素テントは、所定点数に含まれるものとする。

2 区分番号C103に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号C107に掲げる在宅人工呼吸指導管理料又は区分番号C107-3に掲げる在宅ハイフローセラピー指導管理料を算定している患者に対して行った間歇的陽圧吸入法の費用は算定しない。

J026-2 鼻マスク式補助換気法（1日につき） 160点

注1 鼻マスク式補助換気法と同時に行われる喀痰吸引、酸素吸入又は酸素テントの費用は、所定点数に含まれるものとする。

- 2 区分番号C103に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号C107に掲げる在宅人工呼吸指導管理料又は区分番号C107-3に掲げる在宅ハイフローセラピー指導管理料を算定している患者に対して行った鼻マスク式補助換気法の費用は算定しない。

J026-3 体外式陰圧人工呼吸器治療（1日につき）

192点

注1 体外式陰圧人工呼吸と同時に^{かくたん}行う喀痰吸引、酸素吸入又は酸素テントは、所定点数に含まれるものとする。

- 2 区分番号C103に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号C107に掲げる在宅人工呼吸指導管理料又は区分番号C107-3に掲げる在宅ハイフローセラピー指導管理料を算定している患者に対して行った体外式陰圧人工呼吸の費用は算定しない。

J026-4 ハイフローセラピー（1日につき）

- 1 15歳未満の患者の場合 338点
2 15歳以上の患者の場合 230点

J027 高気圧酸素治療（1日につき）

- 1 減圧症又は空気塞栓に対するもの 5,000点
2 その他のもの 3,000点

注 1については、高気圧酸素治療の実施時間が5時間を超えた場合には、30分又はその端数を増すごとに、長時間加算として、500点を所定点数に加算する。ただし、3,000点を限度として加算する。

J028 インキュベーター（1日につき） 120点

注 使用した精製水の費用及びインキュベーターと同時に行った酸素吸入の費用は、所定点数に含ま

- 2 区分番号C103に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号C107に掲げる在宅人工呼吸指導管理料又は区分番号C107-3に掲げる在宅ハイフローセラピー指導管理料を算定している患者に対して行った鼻マスク式補助換気法の費用は算定しない。

J026-3 体外式陰圧人工呼吸器治療（1日につき）

160点

注1 体外式陰圧人工呼吸と同時に^{かくたん}行う喀痰吸引、酸素吸入又は酸素テントは、所定点数に含まれるものとする。

- 2 区分番号C103に掲げる在宅酸素療法指導管理料、区分番号C107に掲げる在宅人工呼吸指導管理料又は区分番号C107-3に掲げる在宅ハイフローセラピー指導管理料を算定している患者に対して行った体外式陰圧人工呼吸の費用は算定しない。

J026-4 ハイフローセラピー（1日につき）

- 1 15歳未満の患者の場合 282点
2 15歳以上の患者の場合 192点

J027 高気圧酸素治療（1日につき）

- 1 減圧症又は空気塞栓に対するもの 5,000点
2 その他のもの 3,000点

注 1については、高気圧酸素治療の実施時間が5時間を超えた場合には、30分又はその端数を増すごとに、長時間加算として、500点を所定点数に加算する。ただし、3,000点を限度として加算する。

J028 インキュベーター（1日につき） 120点

注 使用した精製水の費用及びインキュベーターと同時に行った酸素吸入の費用は、所定点数に含ま

れるものとする。		
J 0 2 9	鉄の肺（１日につき）	260点
J 0 2 9－2	減圧タンク療法	260点
J 0 3 0	食道ブジー法	<u>180点</u>
J 0 3 1	直腸ブジー法	<u>180点</u>
J 0 3 2	肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）	150点
注 ３歳未満の乳幼児であって、直腸又は肛門疾患に係る手術の前後の場合は、周術期乳幼児加算として、初回の算定日から起算して３月以内に限り、100点を所定点数に加算する。		
J 0 3 3	削除	
J 0 3 4	イレウス用ロングチューブ挿入法	<u>1,094点</u>
J 0 3 4－2	経鼻栄養・薬剤投与用チューブ挿入術	180点
J 0 3 4－3	内視鏡的結腸軸捻転解除術（一連につき）	5,360点
J 0 3 5	削除	
J 0 3 6	非還納性ヘルニア徒手整復法	290点
注 新生児又は３歳未満の乳幼児の場合は、新生児加算又は乳幼児加算として、それぞれ110点又は5点を加算する。		
J 0 3 7	痔核嵌頓整復法（脱肛を含む。）	290点
J 0 3 8	人工腎臓（１日につき）	
1	慢性維持透析を行った場合 1	
イ	４時間未満の場合	<u>1,856点</u>
ロ	４時間以上５時間未満の場合	<u>2,016点</u>
ハ	５時間以上の場合	<u>2,151点</u>
2	慢性維持透析を行った場合 2	
イ	４時間未満の場合	<u>1,816点</u>
ロ	４時間以上５時間未満の場合	<u>1,976点</u>
ハ	５時間以上の場合	<u>2,106点</u>
3	慢性維持透析を行った場合 3	

れるものとする。		
J 0 2 9	鉄の肺（１日につき）	260点
J 0 2 9－2	減圧タンク療法	260点
J 0 3 0	食道ブジー法	<u>150点</u>
J 0 3 1	直腸ブジー法	<u>150点</u>
J 0 3 2	肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）	150点
注 ３歳未満の乳幼児であって、直腸又は肛門疾患に係る手術の前後の場合は、周術期乳幼児加算として、初回の算定日から起算して３月以内に限り、100点を所定点数に加算する。		
J 0 3 3	削除	
J 0 3 4	イレウス用ロングチューブ挿入法	<u>912点</u>
J 0 3 4－2	経鼻栄養・薬剤投与用チューブ挿入術	180点
J 0 3 4－3	内視鏡的結腸軸捻転解除術（一連につき）	5,360点
J 0 3 5	削除	
J 0 3 6	非還納性ヘルニア徒手整復法	290点
注 新生児又は３歳未満の乳幼児の場合は、新生児加算又は乳幼児加算として、それぞれ110点又は5点を加算する。		
J 0 3 7	痔核嵌頓整復法（脱肛を含む。）	290点
J 0 3 8	人工腎臓（１日につき）	
1	慢性維持透析を行った場合 1	
イ	４時間未満の場合	<u>1,876点</u>
ロ	４時間以上５時間未満の場合	<u>2,036点</u>
ハ	５時間以上の場合	<u>2,171点</u>
2	慢性維持透析を行った場合 2	
イ	４時間未満の場合	<u>1,836点</u>
ロ	４時間以上５時間未満の場合	<u>1,996点</u>
ハ	５時間以上の場合	<u>2,126点</u>
3	慢性維持透析を行った場合 3	

- イ 4時間未満の場合 1,776点
- ロ 4時間以上5時間未満の場合 1,931点
- ハ 5時間以上の場合 2,061点
- 4 その他の場合 1,560点
- 注1 入院中の患者以外の患者に対して、午後5時以降に開始した場合若しくは午後9時以降に終了した場合又は休日に行った場合は、時間外・休日加算として、380点を所定点数に加算する。
- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合には、導入期加算として、導入期1月に限り1日につき、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。
 - イ 導入期加算1 200点
 - ロ 導入期加算2 410点
 - ハ 導入期加算3 810点
- 3 著しく人工腎臓が困難な障害者等に対して行った場合は、障害者等加算として、1日につき140点を加算する。
- 4 カニュレーション料を含むものとする。
- 5 区分番号C102に掲げる在宅自己腹膜灌流^{かん}指導管理料又は区分番号C102-2に掲げる在宅血液透析指導管理料を算定している患者に対して行った場合には、週1回（在宅自己腹膜灌流^{かん}指導管理料を算定している患者にあつては、区分番号J042に掲げる腹膜灌流^{かん}（1に限る。）の実施回数と併せて週1回）に限り算定する。
- 6 1から3までの場合にあつては、透析液、血

- イ 4時間未満の場合 1,796点
- ロ 4時間以上5時間未満の場合 1,951点
- ハ 5時間以上の場合 2,081点
- 4 その他の場合 1,580点
- 注1 入院中の患者以外の患者に対して、午後5時以降に開始した場合若しくは午後9時以降に終了した場合又は休日に行った場合は、時間外・休日加算として、380点を所定点数に加算する。
- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合には、導入期加算として、導入期1月に限り1日につき、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。
 - イ 導入期加算1 200点
 - ロ 導入期加算2 410点
 - ハ 導入期加算3 810点
- 3 著しく人工腎臓が困難な障害者等に対して行った場合は、障害者等加算として、1日につき140点を加算する。
- 4 カニュレーション料を含むものとする。
- 5 区分番号C102に掲げる在宅自己腹膜灌流^{かん}指導管理料又は区分番号C102-2に掲げる在宅血液透析指導管理料を算定している患者に対して行った場合には、週1回（在宅自己腹膜灌流^{かん}指導管理料を算定している患者にあつては、区分番号J042に掲げる腹膜灌流^{かん}（1に限る。）の実施回数と併せて週1回）に限り算定する。
- 6 1から3までの場合にあつては、透析液、血

液凝固阻止剤、生理食塩水及び別に厚生労働大臣が定める薬剤の費用は所定点数に含まれるものとする。

- 7 人工腎臓を夜間に開始し、午前0時以降に終了した場合は、1日として算定する。
- 8 区分番号J038-2に掲げる持続緩徐式血液濾過の実施回数と併せて1月に14回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者にあつてはこの限りでない。
- 9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合には、透析液水質確保加算として、所定点数に10点を加算する。
- 10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、人工腎臓を実施している患者に係る下肢末梢動脈疾患の重症度等を評価し、療養上必要な指導管理を行った場合には、下肢末梢動脈疾患指導管理加算として、月1回に限り所定点数に100点を加算する。
- 11 通常の人工腎臓では管理が困難な兆候を有する患者に対して、6時間以上の人工腎臓を行った場合には、長時間加算として、1回につき150点を加算する。
- 12 1及び2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合には、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。
- 13 1から3までについては、別に厚生労働大臣

液凝固阻止剤、生理食塩水及び別に厚生労働大臣が定める薬剤の費用は所定点数に含まれるものとする。

- 7 人工腎臓を夜間に開始し、午前0時以降に終了した場合は、1日として算定する。
- 8 区分番号J038-2に掲げる持続緩徐式血液濾過の実施回数と併せて1月に14回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める患者にあつてはこの限りでない。
- 9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合には、透析液水質確保加算として、所定点数に10点を加算する。
- 10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、人工腎臓を実施している患者に係る下肢末梢動脈疾患の重症度等を評価し、療養上必要な指導管理を行った場合には、下肢末梢動脈疾患指導管理加算として、月1回に限り所定点数に100点を加算する。
- 11 通常の人工腎臓では管理が困難な兆候を有する患者に対して、6時間以上の人工腎臓を行った場合には、長時間加算として、1回につき150点を加算する。
- 12 1及び2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合には、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。
- 13 1から3までについては、別に厚生労働大臣

が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において慢性維持透析濾過（複雑なものに限る。）を行った場合には、慢性維持透析濾過加算として、所定点数に50点を加算する。

- 14 人工腎臓を実施している患者に対して、医師、看護師、理学療法士又は作業療法士が、療養上必要な訓練等について指導を行った場合には、透析時運動指導等加算として、当該指導を開始した日から起算して90日を限度として、75点を所定点数に加算する。

- 15 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合には、腎代替療法診療体制充実加算として、20点を所定点数に加算する。

J 0 3 8 - 2 持続緩徐式血液濾過（1日につき） 1,990点

注1 入院中の患者以外の患者に対して、午後5時以降に開始した場合若しくは午後9時以降に終了した場合又は休日に行った場合は、時間外・休日加算として、300点を所定点数に加算する

- 。 2 著しく持続緩徐式血液濾過が困難な障害者等に対して行った場合は、障害者等加算として、1日につき120点を加算する。

- 3 持続緩徐式血液濾過を夜間に開始し、午前0時以降に終了した場合は、1日として算定する

- 。 4 区分番号J 0 3 8に掲げる人工腎臓の実施回数と併せて1月に14回に限り算定する。ただし、区分番号J 0 3 8に掲げる人工腎臓の注8に

が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において慢性維持透析濾過（複雑なものに限る。）を行った場合には、慢性維持透析濾過加算として、所定点数に50点を加算する。

- 14 人工腎臓を実施している患者に対して、医師、看護師、理学療法士又は作業療法士が、療養上必要な訓練等について指導を行った場合には、透析時運動指導等加算として、当該指導を開始した日から起算して90日を限度として、75点を所定点数に加算する。

（新設）

J 0 3 8 - 2 持続緩徐式血液濾過（1日につき） 1,990点

注1 入院中の患者以外の患者に対して、午後5時以降に開始した場合若しくは午後9時以降に終了した場合又は休日に行った場合は、時間外・休日加算として、300点を所定点数に加算する

- 。 2 著しく持続緩徐式血液濾過が困難な障害者等に対して行った場合は、障害者等加算として、1日につき120点を加算する。

- 3 持続緩徐式血液濾過を夜間に開始し、午前0時以降に終了した場合は、1日として算定する

- 。 4 区分番号J 0 3 8に掲げる人工腎臓の実施回数と併せて1月に14回に限り算定する。ただし、区分番号J 0 3 8に掲げる人工腎臓の注8に

規定する別に厚生労働大臣が定める患者にあってはこの限りでない。		
J 0 3 9	血漿交換療法（1日につき）	4,200点
注1	血漿交換療法を夜間に開始し、午前0時以降に終了した場合は、1日として算定する。	
2	難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するLDLアフェレシス療法については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
3	移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
J 0 4 0	局所灌流（1日につき）	
1	悪性腫瘍に対するもの	4,300点
2	骨膜・骨髄炎に対するもの	1,700点
注	局所灌流を夜間に開始し、午前0時以降に終了した場合は、1日として算定する。	
J 0 4 1	吸着式血液浄化法（1日につき）	2,000点
注	吸着式血液浄化法を夜間に開始し、午前0時以降に終了した場合は、1日として算定する。	
J 0 4 1－2	血球成分除去療法（1日につき）	2,000点
注	血球成分除去療法を夜間に開始し、午前0時以降に終了した場合は、1日として算定する。	
J 0 4 2	腹膜灌流（1日につき）	
1	連続携行式腹膜灌流	330点
注1	導入期の14日の間に限り、導入期加算として、1日につき500点を加算する。	

規定する別に厚生労働大臣が定める患者にあってはこの限りでない。		
J 0 3 9	血漿交換療法（1日につき）	4,200点
注1	血漿交換療法を夜間に開始し、午前0時以降に終了した場合は、1日として算定する。	
2	難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するLDLアフェレシス療法については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
3	移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
J 0 4 0	局所灌流（1日につき）	
1	悪性腫瘍に対するもの	4,300点
2	骨膜・骨髄炎に対するもの	1,700点
注	局所灌流を夜間に開始し、午前0時以降に終了した場合は、1日として算定する。	
J 0 4 1	吸着式血液浄化法（1日につき）	2,000点
注	吸着式血液浄化法を夜間に開始し、午前0時以降に終了した場合は、1日として算定する。	
J 0 4 1－2	血球成分除去療法（1日につき）	2,000点
注	血球成分除去療法を夜間に開始し、午前0時以降に終了した場合は、1日として算定する。	
J 0 4 2	腹膜灌流（1日につき）	
1	連続携行式腹膜灌流	330点
注1	導入期の14日の間に限り、導入期加算として、1日につき500点を加算する。	

2 6歳未満の乳幼児の場合は、導入期の14日の間又は15日目以降30日目までの間に限り、注1の規定にかかわらず、乳幼児加算として、それぞれ1日につき1,100点又は550点を加算する。	
3 区分番号C102に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理料を算定している患者に対して行った場合には、区分番号J038に掲げる人工腎臓の実施回数と併せて週1回に限り、算定する。	
2 その他の腹膜灌流	1,100点
J043 新生児高ビリルビン血症に対する光線療法（1日につき）	140点
J043-2 瀉血療法	250点
J043-3 ストーマ処置（1日につき）	
1 ストーマを1個もつ患者に対して行った場合	70点
2 ストーマを2個以上もつ患者に対して行った場合	120点
注1 入院中の患者以外の患者に対して算定する。	
2 区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行ったストーマ処置の費用は算定しない。	
3 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を加算する。	
4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ストーマ合併症を有する患者に対してストーマ処置を行った場合は、ストーマ合併症加算として、65点を加算する。	
J043-4 経管栄養・薬剤投与用カテーテル交換法	200点

2 6歳未満の乳幼児の場合は、導入期の14日の間又は15日目以降30日目までの間に限り、注1の規定にかかわらず、乳幼児加算として、それぞれ1日につき1,100点又は550点を加算する。	
3 区分番号C102に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理料を算定している患者に対して行った場合には、区分番号J038に掲げる人工腎臓の実施回数と併せて週1回に限り、算定する。	
2 その他の腹膜灌流	1,100点
J043 新生児高ビリルビン血症に対する光線療法（1日につき）	140点
J043-2 瀉血療法	250点
J043-3 ストーマ処置（1日につき）	
1 ストーマを1個もつ患者に対して行った場合	70点
2 ストーマを2個以上もつ患者に対して行った場合	120点
注1 入院中の患者以外の患者に対して算定する。	
2 区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行ったストーマ処置の費用は算定しない。	
3 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を加算する。	
4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ストーマ合併症を有する患者に対してストーマ処置を行った場合は、ストーマ合併症加算として、65点を加算する。	
J043-4 経管栄養・薬剤投与用カテーテル交換法	200点

注 区分番号 J 0 0 0 に掲げる創傷処置、区分番号 K 0 0 0 に掲げる創傷処理の費用は所定点数に含まれるものとする。

J 0 4 3 - 5 尿路ストーマカテーテル交換法 150点

注 1 区分番号 J 0 0 0 に掲げる創傷処置、区分番号 K 0 0 0 に掲げる創傷処理、区分番号 J 0 4 3 - 3 に掲げるストーマ処置（尿路ストーマに対して行ったものに限る。）の費用は所定点数に含まれるものとする。

2 6 歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を加算する。

J 0 4 3 - 6 人工^{すい}臓療法（1日につき） 3,500点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、3日を限度として算定する。

J 0 4 3 - 7 経会陰的放射線治療用材料局所注入 1,400点
（救急処置）

J 0 4 4 救命のための気管挿管 500点

注 6 歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を加算する。

J 0 4 4 - 2 体表面ペースティング法又は食道ペースティング法（1日につき） 720点

J 0 4 5 人工呼吸

1 30分までの場合 302点

2 30分を超えて5時間までの場合 302点に30分又はその端数を増すごとに50点を加算して得た点数

3 5時間を超えた場合（1日につき）

注 区分番号 J 0 0 0 に掲げる創傷処置、区分番号 K 0 0 0 に掲げる創傷処理の費用は所定点数に含まれるものとする。

J 0 4 3 - 5 尿路ストーマカテーテル交換法 100点

注 1 区分番号 J 0 0 0 に掲げる創傷処置、区分番号 K 0 0 0 に掲げる創傷処理、区分番号 J 0 4 3 - 3 に掲げるストーマ処置（尿路ストーマに対して行ったものに限る。）の費用は所定点数に含まれるものとする。

2 6 歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を加算する。

J 0 4 3 - 6 人工^{すい}臓療法（1日につき） 3,500点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、3日を限度として算定する。

J 0 4 3 - 7 経会陰的放射線治療用材料局所注入 1,400点
（救急処置）

J 0 4 4 救命のための気管^{すい}内挿管 500点

注 6 歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を加算する。

J 0 4 4 - 2 体表面ペースティング法又は食道ペースティング法（1日につき） 600点

J 0 4 5 人工呼吸

1 30分までの場合 302点

2 30分を超えて5時間までの場合 302点に30分又はその端数を増すごとに50点を加算して得た点数

3 5時間を超えた場合（1日につき）

- イ 14日目まで 1,140点
- ロ 15日目以降 815点

注1 使用した精製水の費用及び人工呼吸と同時に
行う呼吸心拍監視、経皮的動脈血酸素飽和度測
定若しくは非観血的連続血圧測定又は喀痰吸引
若しくは酸素吸入の費用は、所定点数に含まれ
るものとする。

2 区分番号C107に掲げる在宅人工呼吸指導
管理料を算定している患者に対して行った人工
呼吸の費用は算定しない。

3 気管挿管が行われている患者に対して、意識
状態に係る評価を行った場合は、覚醒試験加算
として、当該治療の開始日から起算して14日を
限度として、1日につき100点を所定点数に加
算する。

4 注3の場合において、当該患者に対して人工
呼吸器からの離脱のために必要な評価を行った
場合は、離脱試験加算として、1日につき60点
を更に所定点数に加算する。

5 3のイについては、別に厚生労働大臣が定め
る患者に対して、連続した12時間以上の腹臥位
療法を行った場合に、腹臥位療法加算として、
1回につき900点を所定点数に加算する。

J045-2 一酸化窒素吸入療法（1日につき）

- 1 新生児の低酸素性呼吸不全に対して実施する場
合 1,680点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満た
す保険医療機関において行われる場合に限り
算定する。

2 一酸化窒素ガス加算として、吸入時間が1
時間までの場合、900点を所定点数に加算す

- イ 14日目まで 950点
- ロ 15日目以降 815点

注1 使用した精製水の費用及び人工呼吸と同時に
行う呼吸心拍監視、経皮的動脈血酸素飽和度測
定若しくは非観血的連続血圧測定又は喀痰吸引
若しくは酸素吸入の費用は、所定点数に含まれ
るものとする。

2 区分番号C107に掲げる在宅人工呼吸指導
管理料を算定している患者に対して行った人工
呼吸の費用は算定しない。

3 気管内挿管が行われている患者に対して、意
識状態に係る評価を行った場合は、覚醒試験加
算として、当該治療の開始日から起算して14日
を限度として、1日につき100点を所定点数に
加算する。

4 注3の場合において、当該患者に対して人工
呼吸器からの離脱のために必要な評価を行った
場合は、離脱試験加算として、1日につき60点
を更に所定点数に加算する。

5 3のイについては、別に厚生労働大臣が定め
る患者に対して、連続した12時間以上の腹臥位
療法を行った場合に、腹臥位療法加算として、
1回につき900点を所定点数に加算する。

J045-2 一酸化窒素吸入療法（1日につき）

- 1 新生児の低酸素性呼吸不全に対して実施する場
合 1,680点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満た
す保険医療機関において行われる場合に限り
算定する。

2 一酸化窒素ガス加算として、吸入時間が1
時間までの場合、900点を所定点数に加算す

る。吸入時間が1時間を超える場合は、900点に吸入時間が1時間又はその端数を増すごとに900点を加算して得た点数を、所定点数に加算する。

2 その他の場合 1,680点

注 一酸化窒素ガス加算として、吸入時間が1時間までの場合、900点を所定点数に加算する。

吸入時間が1時間を超える場合は、900点に吸入時間が1時間又はその端数を増すごとに900点を加算して得た点数を、所定点数に加算する。

J 0 4 5 - 3 電気インピーダンス断層撮影（1日につき）

1,550点

注 別に厚生労働大臣が定める患者であって、区分番号J 0 4 5に掲げる人工呼吸の3を算定しているものに対して、電気インピーダンス断層撮影を実施し、その結果に基づいて人工呼吸器の設定を行った場合に、一連の入院期間中において10日を限度として算定する。

J 0 4 6 非開胸的心マッサージ

1 30分までの場合 250点

2 30分を超えた場合 250点に30分又はその端数を増すごとに40点を加算して得た点数

J 0 4 7 カウンターショック（1日につき）

1 非医療従事者向け自動除細動器を用いた場合 2,500点

2 その他の場合 3,500点

J 0 4 7 - 2 心^く腔内除細動 3,500点

J 0 4 7 - 3 心不全に対する遠赤外線温熱療法（1日につき） 115点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合す

る。吸入時間が1時間を超える場合は、900点に吸入時間が1時間又はその端数を増すごとに900点を加算して得た点数を、所定点数に加算する。

2 その他の場合 1,680点

注 一酸化窒素ガス加算として、吸入時間が1時間までの場合、900点を所定点数に加算する。

吸入時間が1時間を超える場合は、900点に吸入時間が1時間又はその端数を増すごとに900点を加算して得た点数を、所定点数に加算する。

（新設）

J 0 4 6 非開胸的心マッサージ

1 30分までの場合 250点

2 30分を超えた場合 250点に30分又はその端数を増すごとに40点を加算して得た点数

J 0 4 7 カウンターショック（1日につき）

1 非医療従事者向け自動除細動器を用いた場合 2,500点

2 その他の場合 3,500点

J 0 4 7 - 2 心^く腔内除細動 3,500点

J 0 4 7 - 3 心不全に対する遠赤外線温熱療法（1日につき） 115点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合す

るものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

- 2 入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して行われた場合に、治療開始日から起算して30日を限度として、週5回に限り所定点数を算定する。

J 0 4 8 心膜^{せん}穿刺 750点

J 0 4 9 食道圧迫止血チューブ挿入法 3,240点

J 0 5 0 気管内洗浄（1日につき） 510点

注 1 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。

- 2 気管内洗浄と同時に行う喀^{かく}痰^{たん}吸引又は酸素吸入は、所定点数に含まれるものとする。

J 0 5 1 胃洗浄 450点

注 3歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。

J 0 5 2 ショックパンツ（1日につき） 150点

注 2日目以降については、所定点数にかかわらず1日につき50点を算定する。

J 0 5 2-2 熱傷温浴療法（1日につき） 2,175点

注 広範囲熱傷の患者であって、入院中のものについて行った場合に受傷後60日以内に限り算定する。

。（皮膚科処置）

J 0 5 3 皮膚科軟膏^{こう}処置

1 100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満 55点

2 500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満 85点

3 3,000平方センチメートル以上6,000平方センチメートル未満 155点

るものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

- 2 入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して行われた場合に、治療開始日から起算して30日を限度として、週5回に限り所定点数を算定する。

J 0 4 8 心膜^{せん}穿刺 625点

J 0 4 9 食道圧迫止血チューブ挿入法 3,240点

J 0 5 0 気管内洗浄（1日につき） 425点

注 1 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。

- 2 気管内洗浄と同時に行う喀^{かく}痰^{たん}吸引又は酸素吸入は、所定点数に含まれるものとする。

J 0 5 1 胃洗浄 375点

注 3歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。

J 0 5 2 ショックパンツ（1日につき） 150点

注 2日目以降については、所定点数にかかわらず1日につき50点を算定する。

J 0 5 2-2 熱傷温浴療法（1日につき） 2,175点

注 広範囲熱傷の患者であって、入院中のものについて行った場合に受傷後60日以内に限り算定する。

。（皮膚科処置）

J 0 5 3 皮膚科軟膏^{こう}処置

1 100平方センチメートル以上500平方センチメートル未満 55点

2 500平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満 85点

3 3,000平方センチメートル以上6,000平方センチメートル未満 155点

4	6,000平方センチメートル以上	270点
注1	100平方センチメートル未満の場合は、第1章基本診療料に含まれ、算定できない。	
2	区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った皮膚科軟膏 ^{こう} 処置の費用は算定しない。	
J054	皮膚科光線療法（1日につき）	
1	赤外線又は紫外線療法	45点
注	入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
2	長波紫外線又は中波紫外線療法（概ね290ナノメートル以上315ナノメートル以下のもの）	150点
3	中波紫外線療法（308ナノメートル以上313ナノメートル以下に限定したもの）	340点
J054-2	皮膚レーザー照射療法（一連につき）	
1	色素レーザー照射療法	2,712点
注	照射面積が10平方センチメートルを超えた場合は、10平方センチメートル又はその端数を増すごとに、照射面積拡大加算として、所定点数に500点を加算する。ただし、8,500点の加算を限度とする。	
2	Qスイッチ付レーザー照射療法	
イ	4平方センチメートル未満	2,000点
ロ	4平方センチメートル以上16平方センチメートル未満	2,370点
ハ	16平方センチメートル以上64平方センチメートル未満	2,900点
ニ	64平方センチメートル以上	3,950点
注	3歳未満の乳幼児に対して皮膚レーザー照射療法を行った場合は、乳幼児加算として、2,200点	

4	6,000平方センチメートル以上	270点
注1	100平方センチメートル未満の場合は、第1章基本診療料に含まれ、算定できない。	
2	区分番号C109に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った皮膚科軟膏 ^{こう} 処置の費用は算定しない。	
J054	皮膚科光線療法（1日につき）	
1	赤外線又は紫外線療法	45点
注	入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
2	長波紫外線又は中波紫外線療法（概ね290ナノメートル以上315ナノメートル以下のもの）	150点
3	中波紫外線療法（308ナノメートル以上313ナノメートル以下に限定したもの）	340点
J054-2	皮膚レーザー照射療法（一連につき）	
1	色素レーザー照射療法	2,712点
注	照射面積が10平方センチメートルを超えた場合は、10平方センチメートル又はその端数を増すごとに、照射面積拡大加算として、所定点数に500点を加算する。ただし、8,500点の加算を限度とする。	
2	Qスイッチ付レーザー照射療法	
イ	4平方センチメートル未満	2,000点
ロ	4平方センチメートル以上16平方センチメートル未満	2,370点
ハ	16平方センチメートル以上64平方センチメートル未満	2,900点
ニ	64平方センチメートル以上	3,950点
注	3歳未満の乳幼児に対して皮膚レーザー照射療法を行った場合は、乳幼児加算として、2,200点	

を所定点数に加算する。		
J 0 5 5	いぼ焼灼 ^{しやく} 法	
1	3 箇所以下	210点
2	4 箇所以上	260点
J 0 5 5－2	イオントフォレーゼ	220点
J 0 5 5－3	臍 ^{さい} 肉芽腫切除術	220点
J 0 5 6	いぼ等冷凍凝固法	
1	3 箇所以下	210点
2	4 箇所以上	270点
J 0 5 7	軟属腫摘除	
1	10箇所未満	120点
2	10箇所以上30箇所未満	220点
3	30箇所以上	350点
J 0 5 7－2	面皰 ^{ほう} 圧出法	49点
J 0 5 7－3	鶏眼・胼胝 ^{べんち} 処置	170点
注 月2回に限り算定する。		
J 0 5 7－4	稗粒 ^{はい} 腫摘除	
1	10箇所未満	74点
2	10箇所以上	148点
(泌尿器科処置)		
J 0 5 8	膀胱 ^{ほうこう} 穿刺 ^{せん}	80点
J 0 5 9	陰囊 ^{のう} 水腫 ^{せん} 穿刺	80点
J 0 5 9－2	血腫 ^{のう} 、膿腫 ^{せん} 穿刺	80点
J 0 6 0	膀胱 ^{ほうこう} 洗浄（1日につき）	60点
注1 膀胱 ^{ほうこう} 洗浄と同時に <u>行う留置カテーテル設置及び留置カテーテル設置中の膀胱^{ほうこう}洗浄の費用は、</u> 所定点数に含まれるものとする。		
2 区分番号C 1 0 6に掲げる在宅自己導尿指導管理料又は区分番号C 1 0 9に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った膀胱 ^{ほうこう} 洗浄の費用は算定しない。		

を所定点数に加算する。		
J 0 5 5	いぼ焼灼 ^{しやく} 法	
1	3 箇所以下	210点
2	4 箇所以上	260点
J 0 5 5－2	イオントフォレーゼ	220点
J 0 5 5－3	臍 ^{さい} 肉芽腫切除術	220点
J 0 5 6	いぼ等冷凍凝固法	
1	3 箇所以下	210点
2	4 箇所以上	270点
J 0 5 7	軟属腫摘除	
1	10箇所未満	120点
2	10箇所以上30箇所未満	220点
3	30箇所以上	350点
J 0 5 7－2	面皰 ^{ほう} 圧出法	49点
J 0 5 7－3	鶏眼・胼胝 ^{べんち} 処置	170点
注 月2回に限り算定する。		
J 0 5 7－4	稗粒 ^{はい} 腫摘除	
1	10箇所未満	74点
2	10箇所以上	148点
(泌尿器科処置)		
J 0 5 8	膀胱 ^{ほうこう} 穿刺 ^{せん}	80点
J 0 5 9	陰囊 ^{のう} 水腫 ^{せん} 穿刺	80点
J 0 5 9－2	血腫 ^{のう} 、膿腫 ^{せん} 穿刺	80点
J 0 6 0	膀胱 ^{ほうこう} 洗浄（1日につき）	60点
注1 <u>薬液注入、膀胱^{ほうこう}洗浄</u> と同時に <u>行う留置カテーテル設置及び留置カテーテル設置中の膀胱^{ほうこう}洗浄の費用は、</u> 所定点数に含まれるものとする。		
2 区分番号C 1 0 6に掲げる在宅自己導尿指導管理料又は区分番号C 1 0 9に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った膀胱 ^{ほうこう} 洗浄の費用は算定しない。		

J 0 6 0 - 2	後部尿道洗浄（ウルツマン）（１日につき）	60点	J 0 6 0 - 2	後部尿道洗浄（ウルツマン）（１日につき）	60点
J 0 6 1	腎盂 ^う 洗浄（片側）	60点	J 0 6 1	腎盂 ^う 洗浄（片側）	60点
J 0 6 2	腎盂 ^う 内注入（尿管カテーテル法を含む。）	1,612点	J 0 6 2	腎盂 ^う 内注入（尿管カテーテル法を含む。）	1,612点
	注 ファイバースコープによって行った場合に算定する。			注 ファイバースコープによって行った場合に算定する。	
J 0 6 2 - 2	同種死体移植腎機械 ^{かん} 灌流保存	18,848点	(新設)		
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、採取した移植用死体腎を機械灌流を用いて保存した場合に算定する。				
J 0 6 3	留置カテーテル設置	40点	J 0 6 3	留置カテーテル設置	40点
	注 1 膀胱 ^{ぼうこう} 洗浄と同時に行う留置カテーテル設置の費用は、膀胱 ^{ぼうこう} 洗浄の所定点数に含まれるものとする。			注 1 膀胱 ^{ぼうこう} 洗浄と同時に行う留置カテーテル設置の費用は、膀胱 ^{ぼうこう} 洗浄の所定点数に含まれるものとする。	
	2 区分番号C 1 0 6に掲げる在宅自己導尿指導管理料又は区分番号C 1 0 9に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った留置カテーテル設置の費用は算定しない。			2 区分番号C 1 0 6に掲げる在宅自己導尿指導管理料又は区分番号C 1 0 9に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った留置カテーテル設置の費用は算定しない。	
J 0 6 4	導尿（尿道拡張を要するもの）	40点	J 0 6 4	導尿（尿道拡張を要するもの）	40点
	注 区分番号C 1 0 6に掲げる在宅自己導尿指導管理料又は区分番号C 1 0 9に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った導尿の費用は算定しない。			注 区分番号C 1 0 6に掲げる在宅自己導尿指導管理料又は区分番号C 1 0 9に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った導尿の費用は算定しない。	
J 0 6 5	間歇 ^{けつ} 的導尿（１日につき）	150点	J 0 6 5	間歇 ^{けつ} 的導尿（１日につき）	150点
	注 在宅自己導尿を予定している入院中の患者に対し、間歇導尿用ディスポーザブルカテーテルを使用した場合に、親水性カテーテル加算として70点を所定点数に加算する。			(新設)	
J 0 6 6	尿道拡張法	216点	J 0 6 6	尿道拡張法	216点

J 0 6 6 - 2	タイダール自動膀胱洗淨（1日につき）	180点
J 0 6 7	誘導ブジー法	270点
J 0 6 8	嵌頓包茎整復法（陰茎絞扼等）	290点
J 0 6 8 - 2	陰唇癒合剥離	290点
J 0 6 9	前立腺液圧出法	50点
J 0 7 0	前立腺冷温楊	50点
J 0 7 0 - 2	干渉低周波による膀胱等刺激法	50点
注 入院中の患者以外の患者について算定する。		
J 0 7 0 - 3	冷却痔処置（1日につき）	50点
J 0 7 0 - 4	磁気による膀胱等刺激法	70点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。		
（産婦人科処置）		
J 0 7 1	羊水穿刺（羊水過多症の場合）	173点
J 0 7 2	腔洗淨（熱性洗淨を含む。）	56点
注 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する		
J 0 7 3	子宮腔洗淨（薬液注入を含む。）	56点
J 0 7 4	卵管内薬液注入法	60点
J 0 7 5	陣痛誘発のための卵膜外薬液注入法	408点
J 0 7 6	子宮頸管内への薬物挿入法	45点
J 0 7 7	子宮出血止血法	
1	分娩時のもの	780点
2	分娩外のもの	45点
J 0 7 8	子宮腔頸管部薬物焼灼法	100点
J 0 7 9	子宮腔部焼灼法	180点
J 0 8 0	子宮頸管拡張及び分娩誘発法	
1	ラミナリア	120点
2	コルポイリンテル	120点
3	金属拡張器（ヘガール等）	180点

J 0 6 6 - 2	タイダール自動膀胱洗淨（1日につき）	180点
J 0 6 7	誘導ブジー法	270点
J 0 6 8	嵌頓包茎整復法（陰茎絞扼等）	290点
J 0 6 8 - 2	陰唇癒合剥離	290点
J 0 6 9	前立腺液圧出法	50点
J 0 7 0	前立腺冷温楊	50点
J 0 7 0 - 2	干渉低周波による膀胱等刺激法	50点
注 入院中の患者以外の患者について算定する。		
J 0 7 0 - 3	冷却痔処置（1日につき）	50点
J 0 7 0 - 4	磁気による膀胱等刺激法	70点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。		
（産婦人科処置）		
J 0 7 1	羊水穿刺（羊水過多症の場合）	144点
J 0 7 2	腔洗淨（熱性洗淨を含む。）	56点
注 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する		
J 0 7 3	子宮腔洗淨（薬液注入を含む。）	56点
J 0 7 4	卵管内薬液注入法	60点
J 0 7 5	陣痛誘発のための卵膜外薬液注入法	408点
J 0 7 6	子宮頸管内への薬物挿入法	45点
J 0 7 7	子宮出血止血法	
1	分娩時のもの	780点
2	分娩外のもの	45点
J 0 7 8	子宮腔頸管部薬物焼灼法	100点
J 0 7 9	子宮腔部焼灼法	180点
J 0 8 0	子宮頸管拡張及び分娩誘発法	
1	ラミナリア	120点
2	コルポイリンテル	120点
3	金属拡張器（ヘガール等）	180点

4	メトロイリント	340点
J 0 8 1	分娩時鈍性頸管拡張法	456点
J 0 8 2	子宮脱非観血的整復法（ペッサリー）	290点
J 0 8 2－2	薬物放出子宮内システム処置	
1	挿入術	300点
2	除去術	150点
J 0 8 3	妊娠子宮嵌頓非観血的整復法	290点
J 0 8 4	胎盤圧出法	45点
J 0 8 5	クリステル胎児圧出法	45点
J 0 8 5－2	人工羊水注入法 （眼科処置）	864点
J 0 8 6	眼処置	25点
注 1	入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
2	点眼又は洗眼については、第 1 章基本診療料に含まれ、別に算定できない。	
J 0 8 6－2	義眼処置	25点
注	入院中の患者以外の患者についてのみ算定する	
J 0 8 7	前房穿刺又は注射（前房内注入を含む。）	180点
注	顕微鏡下に行った場合は、顕微鏡下処置加算として、180点を加算する。	
J 0 8 8	霰粒腫の穿刺	45点
J 0 8 9	睫毛除去	
1	少数の場合	25点
注	入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
2	多数の場合	45点
注 1	上眼瞼と下眼瞼についてそれぞれ処置した場合であっても 1 回の算定とする。	
2	1 日に 1 回に限り算定する。	

4	メトロイリント	340点
J 0 8 1	分娩時鈍性頸管拡張法	456点
J 0 8 2	子宮脱非観血的整復法（ペッサリー）	290点
J 0 8 2－2	薬物放出子宮内システム処置	
1	挿入術	300点
2	除去術	150点
J 0 8 3	妊娠子宮嵌頓非観血的整復法	290点
J 0 8 4	胎盤圧出法	45点
J 0 8 5	クリステル胎児圧出法	45点
J 0 8 5－2	人工羊水注入法 （眼科処置）	720点
J 0 8 6	眼処置	25点
注 1	入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
2	点眼又は洗眼については、第 1 章基本診療料に含まれ、別に算定できない。	
J 0 8 6－2	義眼処置	25点
注	入院中の患者以外の患者についてのみ算定する	
J 0 8 7	前房穿刺又は注射（前房内注入を含む。）	180点
注	顕微鏡下に行った場合は、顕微鏡下処置加算として、180点を加算する。	
J 0 8 8	霰粒腫の穿刺	45点
J 0 8 9	睫毛除去	
1	少数の場合	25点
注	入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
2	多数の場合	45点
注 1	上眼瞼と下眼瞼についてそれぞれ処置した場合であっても 1 回の算定とする。	
2	1 日に 1 回に限り算定する。	

J 0 9 0	結膜異物除去（1 眼 ^{けん} ごと）	100点
J 0 9 1	鼻涙管ブジー法	45点
J 0 9 1－2	鼻涙管ブジー法後薬液涙囊 ^{のう} 洗浄	45点
J 0 9 2	涙囊 ^{のう} ブジー法（洗浄を含む。）	54点
J 0 9 3	強膜マッサージ	150点
J 0 9 4	削除 （耳鼻咽喉科処置）	
J 0 9 5	耳処置（耳浴及び耳洗浄を含む。）	27点
	注 1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
	2 点耳又は簡単な耳垢 ^{みみづか} 栓塞除去については、第1章基本診療料に含まれ、別に算定できない。	
J 0 9 5－2	鼓室処置（片側）	62点
	注 鼓室洗浄及び鼓室内薬液注入の費用は、所定点数に含まれる。	
J 0 9 6	耳管処置（耳管通気法、鼓膜マッサージ及び鼻内処置を含む。）	
	1 カテーテルによる耳管通気法（片側）	36点
	2 ポリツェル球による耳管通気法	24点
	注 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
J 0 9 7	鼻処置（鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。）	16点
	注 1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
	2 区分番号 J 0 9 8 に掲げる口腔、咽頭 ^{のど} 処置と併せて行った場合であっても16点とする。	
	3 鼻洗浄については、第1章基本診療料に含まれ、別に算定できない。	
J 0 9 7－2	副鼻腔 ^{きょく} 自然口開大処置	25点
	注 処置に用いた薬剤の費用は、所定点数に含まれ	

J 0 9 0	結膜異物除去（1 眼 ^{けん} ごと）	100点
J 0 9 1	鼻涙管ブジー法	45点
J 0 9 1－2	鼻涙管ブジー法後薬液涙囊 ^{のう} 洗浄	45点
J 0 9 2	涙囊 ^{のう} ブジー法（洗浄を含む。）	54点
J 0 9 3	強膜マッサージ	150点
J 0 9 4	削除 （耳鼻咽喉科処置）	
J 0 9 5	耳処置（耳浴及び耳洗浄を含む。）	27点
	注 1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
	2 点耳又は簡単な耳垢 ^{みみづか} 栓塞除去については、第1章基本診療料に含まれ、別に算定できない。	
J 0 9 5－2	鼓室処置（片側）	62点
	注 鼓室洗浄及び鼓室内薬液注入の費用は、所定点数に含まれる。	
J 0 9 6	耳管処置（耳管通気法、鼓膜マッサージ及び鼻内処置を含む。）	
	1 カテーテルによる耳管通気法（片側）	36点
	2 ポリツェル球による耳管通気法	24点
	注 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
J 0 9 7	鼻処置（鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。）	16点
	注 1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
	2 区分番号 J 0 9 8 に掲げる口腔、咽頭 ^{のど} 処置と併せて行った場合であっても16点とする。	
	3 鼻洗浄については、第1章基本診療料に含まれ、別に算定できない。	
J 0 9 7－2	副鼻腔 ^{きょく} 自然口開大処置	25点
	注 処置に用いた薬剤の費用は、所定点数に含まれ	

るものとする。	
J 0 9 8 口腔、咽頭処置	16点
注 1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
2 区分番号 J 0 9 7 に掲げる鼻処置と併せて行った場合であっても16点とする。	
J 0 9 8 - 2 扁桃処置	40点
J 0 9 9 間接喉頭鏡下喉頭処置（喉頭注入を含む。）	32点
注 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する	
J 1 0 0 副鼻腔手術後の処置（片側）	45点
注 当該処置と同一日に行われた区分番号 J 0 9 7 - 2 に掲げる副鼻腔自然口開大処置は所定点数に含まれるものとする。	
J 1 0 1 鼓室穿刺（片側）	50点
J 1 0 2 上顎洞穿刺（片側）	60点
J 1 0 3 扁桃周囲膿瘍穿刺（扁桃周囲炎を含む。）	180点
J 1 0 4 唾液腺管洗浄（片側）	60点
J 1 0 5 副鼻腔洗浄又は吸引（注入を含む。）（片側）	
1 副鼻腔炎治療用カテーテルによる場合	55点
2 1 以外の場合	25点
J 1 0 6 及び J 1 0 7 削除	
J 1 0 8 鼻出血止血法（ガーゼタンポン又はバルーンによるもの）	240点
J 1 0 9 鼻咽腔止血法（ベロック止血法）	550点
J 1 1 0 削除	
J 1 1 1 耳管ブジー法（通気法又は鼓膜マッサージの併施を含む。）（片側）	45点
J 1 1 2 唾液腺管ブジー法（片側）	45点
J 1 1 3 耳垢栓塞除去（複雑なもの）	
1 片側	90点

るものとする。	
J 0 9 8 口腔、咽頭処置	16点
注 1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
2 区分番号 J 0 9 7 に掲げる鼻処置と併せて行った場合であっても16点とする。	
J 0 9 8 - 2 扁桃処置	40点
J 0 9 9 間接喉頭鏡下喉頭処置（喉頭注入を含む。）	32点
注 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する	
J 1 0 0 副鼻腔手術後の処置（片側）	45点
注 当該処置と同一日に行われた区分番号 J 0 9 7 - 2 に掲げる副鼻腔自然口開大処置は所定点数に含まれるものとする。	
J 1 0 1 鼓室穿刺（片側）	50点
J 1 0 2 上顎洞穿刺（片側）	60点
J 1 0 3 扁桃周囲膿瘍穿刺（扁桃周囲炎を含む。）	180点
J 1 0 4 唾液腺管洗浄（片側）	60点
J 1 0 5 副鼻腔洗浄又は吸引（注入を含む。）（片側）	
1 副鼻腔炎治療用カテーテルによる場合	55点
2 1 以外の場合	25点
J 1 0 6 及び J 1 0 7 削除	
J 1 0 8 鼻出血止血法（ガーゼタンポン又はバルーンによるもの）	240点
J 1 0 9 鼻咽腔止血法（ベロック止血法）	550点
J 1 1 0 削除	
J 1 1 1 耳管ブジー法（通気法又は鼓膜マッサージの併施を含む。）（片側）	45点
J 1 1 2 唾液腺管ブジー法（片側）	45点
J 1 1 3 耳垢栓塞除去（複雑なもの）	
1 片側	90点

2	両側	160点
	注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を加算する。	
J 1 1 4	ネブライザ	12点
	注 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
J 1 1 5	超音波ネブライザ（1日につき）	24点
J 1 1 5-2	排痰誘発法（1日につき） （整形外科的処置）	44点
J 1 1 6	関節穿刺（片側）	144点
	注 3歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。	
J 1 1 6-2	粘（滑）液囊 ^{のうせん} 穿刺注入（片側）	100点
J 1 1 6-3	ガングリオン ^{せん} 穿刺術	80点
J 1 1 6-4	ガングリオン圧碎法	80点
J 1 1 6-5	酵素注射療法	2,490点
J 1 1 7	鋼線等による直達牽引（2日目以降。観血的に行った場合の手技料を含む。）（1局所を1日につき）	62点
	注1 3歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、所定点数に55点を加算する。	
	2 消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、鋼線等による直達牽引 ^{けん} の所定点数のみにより算定する。	
J 1 1 8	介達牽引 ^{けん} （1日につき）	35点
	注 消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、主たるもののいずれかの所定点数のみにより算定する。	
J 1 1 8-2	矯正固定（1日につき）	35点
	注 消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、主たるもののいずれかの所定点数のみにより算定する。	
J 1 1 8-3	変形機械矯正術（1日につき）	35点
	注 消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、主たる	

2	両側	160点
	注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を加算する。	
J 1 1 4	ネブライザ	12点
	注 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
J 1 1 5	超音波ネブライザ（1日につき）	24点
J 1 1 5-2	排痰誘発法（1日につき） （整形外科的処置）	44点
J 1 1 6	関節穿刺（片側）	120点
	注 3歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、110点を加算する。	
J 1 1 6-2	粘（滑）液囊 ^{のうせん} 穿刺注入（片側）	100点
J 1 1 6-3	ガングリオン ^{せん} 穿刺術	80点
J 1 1 6-4	ガングリオン圧碎法	80点
J 1 1 6-5	酵素注射療法	2,490点
J 1 1 7	鋼線等による直達牽引（2日目以降。観血的に行った場合の手技料を含む。）（1局所を1日につき）	62点
	注1 3歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、所定点数に55点を加算する。	
	2 消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、鋼線等による直達牽引 ^{けん} の所定点数のみにより算定する。	
J 1 1 8	介達牽引 ^{けん} （1日につき）	35点
	注 消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、主たるもののいずれかの所定点数のみにより算定する。	
J 1 1 8-2	矯正固定（1日につき）	35点
	注 消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、主たるもののいずれかの所定点数のみにより算定する。	
J 1 1 8-3	変形機械矯正術（1日につき）	35点
	注 消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、主たる	

ものいずれかの所定点数のみにより算定する。

J 1 1 8 - 4 歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）（1
日につき） 1,100点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

2 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病の患者であって、同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されているもの（同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。）に対して実施された場合には、難病患者処置加算として、900点を所定点数に加算する。

3 導入期5週間に限り、1日につき2,000点を9回に限り加算する。

J 1 1 9 消炎鎮痛等処置（1日につき）

1	マッサージ等の手技による療法	35点
2	器具等による療法	35点
3	湿布処置	35点

注1 1から3までの療法を行った場合に、療法の種類、回数又は部位数にかかわらず、本区分により算定する。

2 同一の患者につき同一日において、1から3までの療法のうち2以上の療法を行った場合は、主たる療法の所定点数のみにより算定する。

3 3については、診療所において、入院中の患者以外の患者に対し、半肢の大部又は頭部、頸部及び顔面の大部以上にわたる範囲の湿布処置が行われた場合に算定できる。

4 区分番号C 1 0 9に掲げる在宅寝たきり患者

ものいずれかの所定点数のみにより算定する。

J 1 1 8 - 4 歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）（1
日につき） 1,100点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

2 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病の患者であって、同法第7条第4項に規定する医療受給者証を交付されているもの（同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。）に対して実施された場合には、難病患者処置加算として、900点を所定点数に加算する。

3 導入期5週間に限り、1日につき2,000点を9回に限り加算する。

J 1 1 9 消炎鎮痛等処置（1日につき）

1	マッサージ等の手技による療法	35点
2	器具等による療法	35点
3	湿布処置	35点

注1 1から3までの療法を行った場合に、療法の種類、回数又は部位数にかかわらず、本区分により算定する。

2 同一の患者につき同一日において、1から3までの療法のうち2以上の療法を行った場合は、主たる療法の所定点数のみにより算定する。

3 3については、診療所において、入院中の患者以外の患者に対し、半肢の大部又は頭部、頸部及び顔面の大部以上にわたる範囲の湿布処置が行われた場合に算定できる。

4 区分番号C 1 0 9に掲げる在宅寝たきり患者

処置指導管理料を算定している患者に対して行った消炎鎮痛等処置の費用は算定しない。

- J 1 1 9 - 2 腰部又は胸部固定帯固定（1日につき） 35点
J 1 1 9 - 3 低出力レーザー照射（1日につき） 35点
J 1 1 9 - 4 肛門処置（1日につき） 24点

（栄養処置）

- J 1 2 0 鼻腔栄養（1日につき） 60点

注1 区分番号C 1 0 5に掲げる在宅成分栄養経管栄養法指導管理料、区分番号C 1 0 5 - 2に掲げる在宅小児経管栄養法指導管理料、区分番号C 1 0 5 - 3に掲げる在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料又は区分番号C 1 0 9に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った鼻腔栄養の費用は算定しない。

2 間歇的経管栄養法によって行った場合には、間歇的経管栄養法加算として、1日につき60点を所定点数に加算する。

- J 1 2 1 滋養浣腸 45点
（ギプス）

通則

- 1 既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合は各区分の所定点数の100分の20に相当する点数を算定する。
- 2 区分番号J 1 2 3からJ 1 2 8までに掲げるギプスをプラスチックギプスを用いて行った場合は当該各区分の所定点数の100分の20に相当する点数を所定点数に加算する。
- 3 6歳未満の乳幼児に対して区分番号J 1 2 2からJ 1 2 9 - 4までに掲げるギプスの処置を行った場合には、乳幼児加算として、当該各区分の所定点数の100分の55に相当する点数を所定点数に加算する。

処置指導管理料を算定している患者に対して行った消炎鎮痛等処置の費用は算定しない。

- J 1 1 9 - 2 腰部又は胸部固定帯固定（1日につき） 35点
J 1 1 9 - 3 低出力レーザー照射（1日につき） 35点
J 1 1 9 - 4 肛門処置（1日につき） 24点

（栄養処置）

- J 1 2 0 鼻腔栄養（1日につき） 60点

注1 区分番号C 1 0 5に掲げる在宅成分栄養経管栄養法指導管理料、区分番号C 1 0 5 - 2に掲げる在宅小児経管栄養法指導管理料、区分番号C 1 0 5 - 3に掲げる在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料又は区分番号C 1 0 9に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った鼻腔栄養の費用は算定しない。

2 間歇的経管栄養法によって行った場合には、間歇的経管栄養法加算として、1日につき60点を所定点数に加算する。

- J 1 2 1 滋養浣腸 45点
（ギプス）

通則

- 1 既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合は各区分の所定点数の100分の20に相当する点数を算定する。
- 2 区分番号J 1 2 3からJ 1 2 8までに掲げるギプスをプラスチックギプスを用いて行った場合は当該各区分の所定点数の100分の20に相当する点数を所定点数に加算する。
- 3 6歳未満の乳幼児に対して区分番号J 1 2 2からJ 1 2 9 - 4までに掲げるギプスの処置を行った場合には、乳幼児加算として、当該各区分の所定点数の100分の55に相当する点数を所定点数に加算する。

J 1 2 2	四肢ギプス包帯	
1	鼻ギプス	310点
2	手指及び手、足（片側）	490点
3	半肢（片側）	780点
4	内反足矯正ギプス包帯（片側）	1,140点
5	上肢、下肢（片側）	1,200点
6	体幹から四肢にわたるギプス包帯（片側）	1,840点
J 1 2 3	体幹ギプス包帯	1,500点
J 1 2 4	鎖骨ギプス包帯（片側）	1,250点
J 1 2 5	ギプスベッド	1,400点
J 1 2 6	斜頸矯正ギプス包帯	1,670点
J 1 2 7	先天性股関節脱臼ギプス包帯	2,400点
J 1 2 8	脊椎側弯矯正ギプス包帯	3,440点
J 1 2 9	義肢採型法	
1	四肢切断の場合（1肢につき）	700点
2	股関節、肩関節離断の場合（1肢につき）	1,050点
J 1 2 9－2	練習用仮義足又は仮義手採型法	
1	四肢切断の場合（1肢につき）	700点
2	股関節、肩関節離断の場合（1肢につき）	1,050点
J 1 2 9－3	治療用装具採寸法（1肢につき）	200点
J 1 2 9－4	治療用装具採型法	
1	体幹装具	700点
2	四肢装具（1肢につき）	700点
3	その他（1肢につき）	200点
	第2節 処置医療機器等加算	
区分		
J 2 0 0	腰部、胸部又は頸部固定帯加算（初回のみ）	170点
J 2 0 1	酸素加算	

J 1 2 2	四肢ギプス包帯	
1	鼻ギプス	310点
2	手指及び手、足（片側）	490点
3	半肢（片側）	780点
4	内反足矯正ギプス包帯（片側）	1,140点
5	上肢、下肢（片側）	1,200点
6	体幹から四肢にわたるギプス包帯（片側）	1,840点
J 1 2 3	体幹ギプス包帯	1,500点
J 1 2 4	鎖骨ギプス包帯（片側）	1,250点
J 1 2 5	ギプスベッド	1,400点
J 1 2 6	斜頸矯正ギプス包帯	1,670点
J 1 2 7	先天性股関節脱臼ギプス包帯	2,400点
J 1 2 8	脊椎側弯矯正ギプス包帯	3,440点
J 1 2 9	義肢採型法	
1	四肢切断の場合（1肢につき）	700点
2	股関節、肩関節離断の場合（1肢につき）	1,050点
J 1 2 9－2	練習用仮義足又は仮義手採型法	
1	四肢切断の場合（1肢につき）	700点
2	股関節、肩関節離断の場合（1肢につき）	1,050点
J 1 2 9－3	治療用装具採寸法（1肢につき）	200点
J 1 2 9－4	治療用装具採型法	
1	体幹装具	700点
2	四肢装具（1肢につき）	700点
3	その他（1肢につき）	200点
	第2節 処置医療機器等加算	
区分		
J 2 0 0	腰部、胸部又は頸部固定帯加算（初回のみ）	170点
J 2 0 1	酸素加算	

注1 区分番号J024からJ028まで及びJ045に掲げる処置に当たって酸素を使用した場合は、その価格を10円で除して得た点数（窒素を使用した場合は、その価格を10円で除して得た点数を合算した点数）を加算する。

2 酸素及び窒素の価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第3節 薬剤料

区分

J300 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。

注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。

2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第4節 特定保険医療材料料

区分

J400 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数
注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第10部 手術

通則

1 手術の費用は、第1節若しくは第2節の各区分に掲げる所定点数のみにより、又は第1節に掲げる所定点数及び第2節の各区分に掲げる所定点数を合算した点数により算定する。
この場合において、手術に伴って行った処置（区分番号J122からJ129-4までに掲げるものを除く。）及び診断^{せん}穿刺・検体採取並びに手術に当たって通常使用される保険医療材料の費用は、第1節の各区分の所定点数に含まれるものとする。

注1 区分番号J024からJ028まで及びJ045に掲げる処置に当たって酸素を使用した場合は、その価格を10円で除して得た点数（窒素を使用した場合は、その価格を10円で除して得た点数を合算した点数）を加算する。

2 酸素及び窒素の価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第3節 薬剤料

区分

J300 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。

注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。

2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第4節 特定保険医療材料料

区分

J400 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数
注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第10部 手術

通則

1 手術の費用は、第1節若しくは第2節の各区分に掲げる所定点数のみにより、又は第1節に掲げる所定点数及び第2節の各区分に掲げる所定点数を合算した点数により算定する。
この場合において、手術に伴って行った処置（区分番号J122からJ129-4までに掲げるものを除く。）及び診断^{せん}穿刺・検体採取並びに手術に当たって通常使用される保険医療材料の費用は、第1節の各区分の所定点数に含まれるものとする。

- 2 手術に当たって、第3節に掲げる医療機器等、薬剤（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前号により算定した点数及び第3節、第4節若しくは第5節の各区分又は区分番号E400に掲げるフィルムの所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 第1節に掲げられていない手術であって特殊なものの費用は、第1節に掲げられている手術のうちで最も近似する手術の各区分の所定点数により算定する。
- 4 区分番号K007（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K014-2、K019-2、K022の1、K022-4、K031（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K046（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K053（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K053-2、K054-3、K059の3のイ及び4、K081（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K082の1のロ、K082-7、K082-8、K133-2、K134-4、K136-2、K147-3、K154の1、K169（注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K169-2、K169-3、K178-4（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K180の3、K181、K181-2、K181-6の2のロ、K188-3、K190、K190-2、K190-6からK190-8まで、K215-2（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K216（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K224（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K225-2（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K225-4、K254の1、K259（注2又は注3に規定する加算を算定する場合に限る。）、K259-4、K260-2、K268の2のイ及び5から8

- 2 手術に当たって、第3節に掲げる医療機器等、薬剤（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前号により算定した点数及び第3節、第4節若しくは第5節の各区分又は区分番号E400に掲げるフィルムの所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 第1節に掲げられていない手術であって特殊なものの費用は、第1節に掲げられている手術のうちで最も近似する手術の各区分の所定点数により算定する。
- 4 区分番号K007（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K014-2、K019-2、K022の1、K031（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K046（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K053（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K053-2、K059の3のイ及び4、K081（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K082-7、K133-2、K134-4、K136-2、K147-3、K169（注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K169-2、K169-3、K178-4（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K180の3、K181、K181-2、K181-6の2のロ、K188-3、K190、K190-2、K190-6からK190-8まで、K225-4、K254の1、K259（注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K260-2、K268の2のイ及び5から7まで、K271の1、K280-2、K281-2、K305-2、K308-3、K319-2、K320-2、K328からK328-3まで、K340-7、K343-2の1、K374-2、K388-3、K394-2、K400の3、K443の3、K444の4、K445-2、K461-2、K462-2、K463-2、K46

まで、K271の1、K276-2、K280-2、K281-2、K305-2、K308-3、K319-2、K320-2、K328からK328-3まで、K340-7、K343-2の1、K371の5、K372の3、K373の3、K374-2、K388-3、K392-2の2、K393の3、K394-2、K400の3、K443の3、K444の4、K445-2、K461-2、K462-2、K463-2、K464-2、K470-2、K474-3の2、K475（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K476（1から7までについては、注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K476-4、K476-5、K508-4、K514の10、K514-2の4、K514-4、K514-6、K514-7、K520の4、K530-3、K546、K548、K549、K554-2、K555の4、K555-2からK555-4まで、K559-3、K559-4、K562-2、K574-4、K594の4のロ及びハ、K595（注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K595-2、K597からK600まで、K602-2、K603、K603-2、K604-2、K605-2、K605-4、K605-5、K613-2、K615-2、K616-6、K617-5、K627-2の1、2及び4、K627-3、K627-4、K636-2、K642-3、K643-2、K643-3、K645-3、K647-3、K653-6、K654-4、K655-2の3、K655-5の3、K656-2、K657-2の4、K665の2、K668-2、K675-2、K677の1、K678、K684-2、K695-2、K697-4の1、K697-5、K697-7、K699-2、K700-3、K700-4、K702-2、K703-2、K709-3、K709-5、K709-6、K716-4、K716-6、K72

4-2、K470-2、K474-3の2、K475（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K476（1から7までについては、注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K476-4、K476-5、K508-4、K514の10、K514-2の4、K514-4、K514-6、K514-7、K520の4、K530-3、K546、K548、K549、K554-2、K555-2、K555-3、K559-3、K562-2、K574-4、K594の4のロ及びハ、K595（注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K595-2、K597からK600まで、K602-2、K603、K603-2、K604-2、K605-2、K605-4、K605-5、K615-2、K616-6、K617-5、K627-2の1、2及び4、K627-3、K627-4、K636-2、K642-3、K643-2、K645-3、K647-3、K653-6、K654-4、K655-2の3、K655-5の3、K656-2、K657-2の4、K665の2、K668-2、K675-2、K677の1、K678、K684-2、K695-2、K697-4の1、K697-5、K697-7、K699-2、K700-3、K700-4、K702-2、K703-2、K709-3、K709-5、K709-6、K716-4、K716-6、K721-4、K721-5、K730の3、K731の3、K754-3、K755-3、K768、K769-3、K772-3、K773-3からK773-7まで、K777の1、K780、K780-2、K785-2、K792の1、K800-3、K800-4、K802-4、K803-2、K803-3、K808の1、K809-4、K818（1において別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K819（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K81

1-4、K721-5、K730の3、K731の3、K740-3、K754-3、K755-3、K768、K769-3、K772-3、K773-3からK773-7まで、K777の1、K780、K780-2、K785-2、K792の1、K800-3、K800-4、K802-4、K803-2、K803-3、K808の1、K809-4、K818（1において別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K819（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K819-2（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K821-4、K823-5、K823-7、K825（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K828-3、K830（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K830-3、K835の1、K838-2、K841-4、K843-2からK843-4まで、K850（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K851（1において別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K858の1、K859（2、4及び5において別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K865-2、K877（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K877-2（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K879（注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K879-2、K882-2、K884-2、K884-3、K888（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K890-4、K910-2からK910-6まで並びにK916からK917-5までに掲げる手術等については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。ただし、区分番号K215-2（注に規定する加算を算定する場合

9-2（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K821-4、K823-5、K823-7、K825（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K828-3、K830（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K830-3、K835の1、K838-2、K841-4、K843-2からK843-4まで、K850（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K851（1において別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K858の1、K859（2、4及び5において別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K865-2、K877（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K877-2（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K879-2、K882-2、K884-2、K884-3、K888（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K890-4、K910-2からK910-6まで並びにK916からK917-5までに掲げる手術等については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。ただし、区分番号K546、K549、K597-3、K597-4、K615-2、K636-2、K721-5、K773-4、K823-7、K828-3、K835の1、K884-2、K884-3、K890-4及びK917からK917-5までに掲げる手術等については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす場合に限り、地方厚生局長等に届け出ることを要しない。

に限る。)、K216(注に規定する加算を算定する場合に限る。)、K224(注に規定する加算を算定する場合に限る。)、K225-2(注に規定する加算を算定する場合に限る。)、K259(注3に規定する加算を算定する場合に限る。)、K546、K549、K597-3、K597-4、K604-2の2、K615-2、K636-2、K721-5、K773-4、K823-7、K828-3、K835の1、K879-2(注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。)、K884-2、K884-3、K890-4及びK917からK917-5までに掲げる手術等については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす場合に限り、地方厚生局長等に届け出ることを要しない。

5 区分番号K011、K020、K053、K076からK076-3まで、K079、K079-2、K080-2、K082、K082-7、K082-8、K106、K107、K109、K136、K147-3、K151-2、K154、K154-2、K160、K167、K169からK171まで、K174からK178-2まで、K181、K190、K190-2、K204、K229、K230、K234からK236まで、K244、K259、K266、K277-2、K280、K281、K319、K322、K327、K343、K343-2の2、K376、K395、K415、K425、K427-2、K434、K442、K443、K458、K462、K484、K496、K496-3、K497からK498まで、K508-4、K511、K514、K514-2の4、K518、K519、K525、K526の2、K527、K529、K529-3、K529-5、K531、K537、K546、K547、K549、K552、K552-2、K594の4の口、K594-2、K595、K597、K597-2、K627-2の4、K645、K675-2、K677、

5 区分番号K011、K020、K053、K076からK076-3まで、K079、K079-2、K080-2、K082、K082-7、K106、K107、K109、K136、K147-3、K151-2、K154、K154-2、K160、K167、K169からK171まで、K174からK178-2まで、K181、K190、K190-2、K204、K229、K230、K234からK236まで、K244、K259、K266、K277-2、K280、K281、K319、K322、K327、K343、K343-2の2、K376、K395、K415、K425、K427-2、K434、K442、K443、K458、K462、K484、K496、K496-3、K497からK498まで、K508-4、K511、K514、K514-2の4、K518、K519、K525、K526の2、K527、K529、K529-3、K529-5、K531、K537、K546、K547、K549、K552、K552-2、K594の4の口、K594-2、K595、K597、K597-2、K627-2の4、K645、K675-2、K677、K677-2、

K677-2、K695（1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。）、K695-2、K697-4の1、K702、K703、K703-2、K710-2、K719-6、K732-2、K740-3、K756（1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。）、K764、K765、K779、K780、K780-2、K801、K803（6を除く。）、K818からK820まで、K821-4、K843、K850、K857、K859（1を除く。）、K863-3、K889及びK890-2に掲げる手術、体外循環を要する手術並びに胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術（通則第4号に掲げる手術を除く。）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

6 区分番号K528、K528-3、K535、K570-4、K583、K586の3、K587、K684、K684-2、K695、K751の3及び4、K751-2、K756並びにK773に掲げる手術（1歳未満の乳児に対して行われるものに限る。）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

7 区分番号K002、K138、K142の21からK142の24まで、K145、K147、K147-3、K149、K149-2、K150、K151-2、K154、K154-2、K155、K163からK164-2まで、K166、K169、K172からK174まで、K178、K180、K191、K192、K239、K241、K243、K245、K259、K261、K268、K269、K275、K276、K277からK281まで、K282、K346、K386、K393の1、K397、K398の2、K399、K403、K425からK426-2まで、K501からK501-3まで、K511の3、K513、

K695（1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。）、K695-2、K697-4の1、K702、K703、K703-2、K710-2、K719-6、K732-2、K756（1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。）、K764、K765、K779、K780、K780-2、K801、K803（6を除く。）、K818からK820まで、K821-4、K843、K850、K857、K859（1を除く。）、K863-3、K889及びK890-2に掲げる手術、体外循環を要する手術並びに胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術（通則第4号に掲げる手術を除く。）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

6 区分番号K528、K528-3、K535、K570-4、K583、K586の3、K587、K684、K684-2、K695、K751の3及び4、K751-2、K756並びにK773に掲げる手術（1歳未満の乳児に対して行われるものに限る。）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

7 区分番号K002、K138、K142の6、K145、K147、K147-3、K149、K149-2、K150、K151-2、K154、K154-2、K155、K163からK164-2まで、K166、K169、K172からK174まで、K178、K180、K191、K192、K239、K241、K243、K245、K259、K261、K268、K269、K275からK281まで、K282、K346、K386、K393の1、K397、K398の2、K399、K403、K425からK426-2まで、K501からK501-3まで、K511の3、K513、K519、K522、K528、K528-

K519、K522、K528、K528-3、K534-3、K535、K554からK558まで、K562からK587まで、K589からK591まで、K601、K601-2、K603-2、K610の1、K616-3、K625、K633の4及び5、K634、K635-3からK636まで、K636-3、K636-4、K639、K644、K647、K664、K666、K666-2、K667-2、K674、K674-2、K681、K684、K684-2、K697-5、K714、K714-2、K716の2、K716-2、K717、K725からK726-2まで、K729からK729-3まで、K734からK735まで、K735-3、K745、K751の1及び2、K751-2、K756、K756-2、K773、K773-5、K775、K804、K805からK805-3まで、K812-2、K838並びにK913に掲げる手術を手術時体重が1,500グラム未満の児又は新生児（手術時体重が1,500グラム未満の児を除く。）に対して実施する場合には、それぞれ当該手術の所定点数の100分の400又は100分の300に相当する点数を加算する。

8 3歳未満の乳幼児又は3歳以上6歳未満の幼児に対して手術（区分番号K618に掲げる中心静脈注射用植込型カテーテル設置を除く。）を行った場合は、乳幼児加算又は幼児加算として、当該手術の所定点数に所定点数の100分の100又は100分の50に相当する点数を加算する。ただし、前号に規定する加算を算定する場合は算定しない。

9 区分番号K293、K294、K314、K343、K374、K374-2、K376、K394、K394-2、K410、K412、K415、K422、K424、K425、K439、K442の2及び3、K455、K458、K463の1及び3並びにK463-2に掲げる手術については、区分番号K469に掲げる頸部郭清術^{けい}を併せて行っ

3、K534-3、K535、K554からK558まで、K562からK587まで、K589からK591まで、K601、K601-2、K603-2、K610の1、K616-3、K625、K633の4及び5、K634、K635-3からK636まで、K636-3、K636-4、K639、K644、K647、K664、K666、K666-2、K667-2、K674、K674-2、K681、K684、K684-2、K697-5、K714、K714-2、K716の2、K716-2、K717、K725からK726-2まで、K729からK729-3まで、K734からK735まで、K735-3、K745、K751の1及び2、K751-2、K756、K756-2、K773、K773-5、K775、K804、K805からK805-3まで、K812-2、K838並びにK913に掲げる手術を手術時体重が1,500グラム未満の児又は新生児（手術時体重が1,500グラム未満の児を除く。）に対して実施する場合には、それぞれ当該手術の所定点数の100分の400又は100分の300に相当する点数を加算する。

8 3歳未満の乳幼児又は3歳以上6歳未満の幼児に対して手術（区分番号K618に掲げる中心静脈注射用植込型カテーテル設置を除く。）を行った場合は、乳幼児加算又は幼児加算として、当該手術の所定点数に所定点数の100分の100又は100分の50に相当する点数を加算する。ただし、前号に規定する加算を算定する場合は算定しない。

9 区分番号K293、K294、K314、K343、K374、K374-2、K376、K394、K394-2、K410、K412、K415、K422、K424、K425、K439、K442の2及び3、K455、K458、K463の1及び3並びにK463-2に掲げる手術については、区分番号K469に掲げる頸部郭清術^{けい}を併せて行っ

た場合は、所定点数に片側の場合は4,000点を、両側の場合は6,000点を加算する。また、当該手術（K 4 6 3の1及び3並びにK 4 6 3－2を除く。）について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において放射性同位元素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合は、頭頸部悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算として、3,000点を所定点数に加算する。

10 HIV抗体陽性の患者に対して、観血的手術を行った場合は、4,000点を当該手術の所定点数に加算する。

11 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）感染症患者（感染症法の規定に基づき都道府県知事に対して医師の届出が義務づけられるものに限る。）、B型肝炎感染患者（HBs又はHBe抗原陽性の者に限る。）若しくはC型肝炎感染患者又は結核患者に対して、区分番号L 0 0 8に掲げる声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔、区分番号L 0 0 2に掲げる硬膜外麻酔又は区分番号L 0 0 4に掲げる脊椎麻酔を伴う手術を行った場合は、1,000点を所定点数に加算する。

12 緊急のために休日に手術を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である手術（区分番号K 9 1 4からK 9 1 7－5までに掲げるものを除く。）を行った場合において、当該手術の費用は、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算した点数により算定する。

イ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合

- (1) 休日加算 1 所定点数の100分の160に相当する点数
- (2) 時間外加算 1（入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。）

た場合は、所定点数に片側の場合は4,000点を、両側の場合は6,000点を加算する。

10 HIV抗体陽性の患者に対して、観血的手術を行った場合は、4,000点を当該手術の所定点数に加算する。

11 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）感染症患者（感染症法の規定に基づき都道府県知事に対して医師の届出が義務づけられるものに限る。）、B型肝炎感染患者（HBs又はHBe抗原陽性の者に限る。）若しくはC型肝炎感染患者又は結核患者に対して、区分番号L 0 0 8に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔、区分番号L 0 0 2に掲げる硬膜外麻酔又は区分番号L 0 0 4に掲げる脊椎麻酔を伴う手術を行った場合は、1,000点を所定点数に加算する。

12 緊急のために休日に手術を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である手術（区分番号K 9 1 4からK 9 1 7－5までに掲げるものを除く。）を行った場合において、当該手術の費用は、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算した点数により算定する。

イ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合

- (1) 休日加算 1 所定点数の100分の160に相当する点数
- (2) 時間外加算 1（入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。）

- 所定点数の100分の80に相当する点数
- (3) 深夜加算 1 所定点数の100分の160に相当する点数
- (4) (1) から (3) までにかかわらず、区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料の注 7 のただし書に規定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である手術を行った場合
所定点数の100分の80に相当する点数
- ロ イ以外の保険医療機関において行われる場合
- (1) 休日加算 2 所定点数の100分の80に相当する点数
- (2) 時間外加算 2 (入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。)
- 所定点数の100分の40に相当する点数
- (3) 深夜加算 2 所定点数の100分の80に相当する点数
- (4) (1) から (3) までにかかわらず、区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料の注 7 のただし書に規定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である手術を行った場合
所定点数の100分の40に相当する点数
- 13 対称器官に係る手術の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、片側の器官の手術料に係る点数とする。
- 14 同一手術野又は同一病巣につき、2 以上の手術を同時に行った場合の費用の算定は、主たる手術の所定点数のみにより算定する。ただし、神経移植術、骨移植術、植皮術、動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術、遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）、粘膜移植術若しくは筋膜移植術と他の手術とを同時に行った場合、大腿骨頭回転骨切り術若しくは大腿骨近位部（転子間を含む。）骨切り術と骨盤骨切り術、臼蓋形成手術若しくは寛骨臼移動術とを同時に行った場合、喉頭気管分離術と血管結紮術で開胸若しくは開腹を伴うものとを同時に行った場合又は先天性気管狭窄症手術と第10

- 所定点数の100分の80に相当する点数
- (3) 深夜加算 1 所定点数の100分の160に相当する点数
- (4) (1) から (3) までにかかわらず、区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料の注 7 のただし書に規定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である手術を行った場合
所定点数の100分の80に相当する点数
- ロ イ以外の保険医療機関において行われる場合
- (1) 休日加算 2 所定点数の100分の80に相当する点数
- (2) 時間外加算 2 (入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。)
- 所定点数の100分の40に相当する点数
- (3) 深夜加算 2 所定点数の100分の80に相当する点数
- (4) (1) から (3) までにかかわらず、区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料の注 7 のただし書に規定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である手術を行った場合
所定点数の100分の40に相当する点数
- 13 対称器官に係る手術の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、片側の器官の手術料に係る点数とする。
- 14 同一手術野又は同一病巣につき、2 以上の手術を同時に行った場合の費用の算定は、主たる手術の所定点数のみにより算定する。ただし、神経移植術、骨移植術、植皮術、動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術、遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）、粘膜移植術若しくは筋膜移植術と他の手術とを同時に行った場合、大腿骨頭回転骨切り術若しくは大腿骨近位部（転子間を含む。）骨切り術と骨盤骨切り術、臼蓋形成手術若しくは寛骨臼移動術とを同時に行った場合、喉頭気管分離術と血管結紮術で開胸若しくは開腹を伴うものとを同時に行った場合又は先天性気管狭窄症手術と第10

部第1節第8款に掲げる手術を同時に行った場合は、それぞれの所定点数を合算して算定する。また、別に厚生労働大臣が定める場合は別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

15 手術を開始した後、患者の病状の急変等やむを得ない事情によりその手術を途中で中絶しなければならない場合においては、当該中絶までに行った実態に最も近似する手術の各区分の所定点数により算定する。

16 区分番号K 6 6 4に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

17 歯科医師による周術期^{くわ}口腔機能管理の実施後1月以内に、別に厚生労働大臣が定める手術を実施した場合は、周術期^{くわ}口腔機能管理後手術加算として、200点を所定点数に加算する。

18 区分番号K 3 7 4-2、K 3 9 4-2、K 5 0 2-5、K 5 0 4-2、K 5 1 3の3及び4、K 5 1 3-2、K 5 1 4-2の2から4まで、K 5 2 9-2、K 5 2 9-3、K 5 4 4の1のイ、K 5 5 4-2、K 5 5 5-3、K 6 2 7-2の2、K 6 3 4、K 6 4 5-2、K 6 5 5-2の1、K 6 5 5-5の1、K 6 5 7-2の1、K 6 7 4-2、K 6 9 5-2、K 7 0 2-2、K 7 0 3-2、K 7 1 9-3、K 7 5 4-2、K 7 5 5-2、K 7 7 8-2、K 8 0 3-2、K 8 6 0-3、K 8 6 5-2、K 8 7 7-2並びにK 8 7 9-2に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において内視鏡手術用支援機器を用いて行った場合においても算定できる。

19 区分番号K 4 7 5及びK 8 8 8に掲げる手術については、

部第1節第8款に掲げる手術を同時に行った場合は、それぞれの所定点数を合算して算定する。また、別に厚生労働大臣が定める場合は別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

15 手術を開始した後、患者の病状の急変等やむを得ない事情によりその手術を途中で中絶しなければならない場合においては、当該中絶までに行った実態に最も近似する手術の各区分の所定点数により算定する。

16 区分番号K 6 6 4に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

17 歯科医師による周術期^{くわ}口腔機能管理の実施後1月以内に、別に厚生労働大臣が定める手術を実施した場合は、周術期^{くわ}口腔機能管理後手術加算として、200点を所定点数に加算する。

18 区分番号K 3 7 4-2、K 3 9 4-2、K 5 0 2-5、K 5 0 4-2、K 5 1 3の3及び4、K 5 1 3-2、K 5 1 4-2の2及び3、K 5 2 9-2、K 5 2 9-3、K 5 5 4-2、K 5 5 5-3、K 6 5 5-2の1、K 6 5 5-5の1、K 6 5 7-2の1、K 6 7 4-2、K 6 9 5-2、K 7 0 2-2、K 7 0 3-2、K 7 1 9-3、K 7 4 0-2、K 7 5 4-2、K 7 5 5-2、K 7 7 8-2、K 8 0 3-2、K 8 6 0-3、K 8 6 5-2、K 8 7 7-2並びにK 8 7 9-2（子宮体がんに限る。）に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において内視鏡手術用支援機器を用いて行った場合においても算定できる。

19 区分番号K 4 7 5及びK 8 8 8に掲げる手術については、

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において遺伝性乳癌卵巣癌症候群^{がん}の患者に対して行った場合においても算定できる。

20 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、手術の前後に必要な栄養管理を行った場合であって、区分番号L 0 0 8に掲げる声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔を伴う手術を行った場合は、周術期栄養管理実施加算として、270点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号A 1 0 4に掲げる特定機能病院入院基本料の注10に規定する入院栄養管理体制加算並びに区分番号A 3 0 0に掲げる救命救急入院料の注9、区分番号A 3 0 1に掲げる特定集中治療室管理料の注5、区分番号A 3 0 1－2に掲げるハイケアユニット入院医療管理料の注4、区分番号A 3 0 1－3に掲げる脳卒中ケアユニット入院医療管理料の注4及び区分番号A 3 0 1－4に掲げる小児特定集中治療室管理料の注4に規定する早期栄養介入管理加算は別に算定できない。

21 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、再製造単回使用医療機器（特定保険医療材料に限る。）を手術に使用した場合に、再製造単回使用医療機器使用加算として、当該特定保険医療材料の所定点数の100分の10に相当する点数を当該手術の所定点数に加算する。

22 区分番号K 5 1 4－3、K 5 1 4－4、K 6 0 5からK 6 0 5－4まで、K 6 9 7－6、K 6 9 7－7、K 7 0 9－2からK 7 0 9－6まで、K 7 1 6－5、K 7 1 6－6、K 7 7 9－2及びK 7 8 0に掲げる手術について、臓器提供施設及び臓器あっせん機関等と連携して、当該手術を行った場合は、臓器移植実施体制確保加算として、それぞれ当該手術の

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において遺伝性乳癌卵巣癌症候群^{がん}の患者に対して行った場合においても算定できる。

20 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、手術の前後に必要な栄養管理を行った場合であって、区分番号L 0 0 8に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を伴う手術を行った場合は、周術期栄養管理実施加算として、270点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号A 1 0 4に掲げる特定機能病院入院基本料の注10に規定する入院栄養管理体制加算並びに区分番号A 3 0 0に掲げる救命救急入院料の注9、区分番号A 3 0 1に掲げる特定集中治療室管理料の注5、区分番号A 3 0 1－2に掲げるハイケアユニット入院医療管理料の注4、区分番号A 3 0 1－3に掲げる脳卒中ケアユニット入院医療管理料の注4及び区分番号A 3 0 1－4に掲げる小児特定集中治療室管理料の注4に規定する早期栄養介入管理加算は別に算定できない。

21 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、再製造単回使用医療機器（特定保険医療材料に限る。）を手術に使用した場合に、再製造単回使用医療機器使用加算として、当該特定保険医療材料の所定点数の100分の10に相当する点数を当該手術の所定点数に加算する。

(新設)

所定点数の100分の400に相当する点数を加算する。

23 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、長時間かつ高難度な手術を実施した場合であって、対象診療科の医師が、当該手術を行ったときは、外科医療確保特別加算として、当該手術の所定点数の100分の15に相当する点数を加算する。

第1節 手術料

第1款 皮膚・皮下組織

区分

(皮膚、皮下組織)

K 0 0 0 創傷処理

- 1 筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル未満） 1,400点
- 2 筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満） 1,880点
- 3 筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上）
 - イ 頭頸部のもの（長径20センチメートル以上のものに限る。） 9,630点
 - ロ その他のもの 3,090点
- 4 筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル未満） 530点
- 5 筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満） 950点
- 6 筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上） 1,480点

注1 切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算定する。

- 2 真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り460点を所定点数に加算する

(新設)

第1節 手術料

第1款 皮膚・皮下組織

区分

(皮膚、皮下組織)

K 0 0 0 創傷処理

- 1 筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル未満） 1,400点
- 2 筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満） 1,880点
- 3 筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上）
 - イ 頭頸部のもの（長径20センチメートル以上のものに限る。） 9,630点
 - ロ その他のもの 3,090点
- 4 筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル未満） 530点
- 5 筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満） 950点
- 6 筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上） 1,480点

注1 切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算定する。

- 2 真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り460点を所定点数に加算する

	。	
	3 汚染された挫創に対してデブリードマンを行った場合は、当初の1回に限り100点を加算する。	
K 0 0 0 - 2	小児創傷処理（6歳未満）	
1	筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル未満）	1,400点
2	筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満）	1,540点
3	筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満）	2,860点
4	筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上）	4,410点
5	筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル未満）	500点
6	筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満）	560点
7	筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満）	1,060点
8	筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上）	1,950点
注1	切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算定する。	
	2 真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り460点を所定点数に加算する。	
	。	
	3 汚染された挫創に対してデブリードマンを行った場合は、当初の1回に限り100点を加算する。	
K 0 0 1	皮膚切開術	
1	長径10センチメートル未満	640点

	。	
	3 汚染された挫創に対してデブリードマンを行った場合は、当初の1回に限り100点を加算する。	
K 0 0 0 - 2	小児創傷処理（6歳未満）	
1	筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル未満）	1,400点
2	筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満）	1,540点
3	筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満）	2,860点
4	筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上）	4,410点
5	筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル未満）	500点
6	筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満）	560点
7	筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満）	1,060点
8	筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上）	1,950点
注1	切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算定する。	
	2 真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り460点を所定点数に加算する。	
	。	
	3 汚染された挫創に対してデブリードマンを行った場合は、当初の1回に限り100点を加算する。	
K 0 0 1	皮膚切開術	
1	長径10センチメートル未満	640点

	2	長径10センチメートル以上20センチメートル未満	1,110点
	3	長径20センチメートル以上	<u>2,724点</u>
K 0 0 2		デブリードマン	
	1	100平方センチメートル未満	1,620点
	2	100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	4,820点
	3	3,000平方センチメートル以上	11,230点
	注1	熱傷により全身の20パーセント以上に植皮を行う場合又はA群溶連菌感染症に伴う壊死性筋膜炎の場合においては、5回に限り算定する。	
	2	注1の場合を除き、当初の1回に限り算定する。	
	3	骨、 ^{けん} 腱又は筋肉の露出を伴う損傷については、当初の1回に限り、深部デブリードマン加算として、1,000点を所定点数に加算する。	
	4	水圧式デブリードマンを実施した場合は、一連の治療につき1回に限り、水圧式デブリードマン加算として、2,500点を所定点数に加算する。	
	5	超音波式デブリードマンを実施した場合は、一連の治療につき1回に限り、超音波式デブリードマン加算として、2,500点を所定点数に加算する。	
K 0 0 3		皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部）	
	1	長径3センチメートル未満	3,480点
	2	長径3センチメートル以上6センチメートル未満	9,180点
	3	長径6センチメートル以上	17,810点
K 0 0 4		皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部以外）	
	1	長径3センチメートル未満	2,110点

	2	長径10センチメートル以上20センチメートル未満	1,110点
	3	長径20センチメートル以上	<u>2,270点</u>
K 0 0 2		デブリードマン	
	1	100平方センチメートル未満	1,620点
	2	100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	4,820点
	3	3,000平方センチメートル以上	11,230点
	注1	熱傷により全身の20パーセント以上に植皮を行う場合又はA群溶連菌感染症に伴う壊死性筋膜炎の場合においては、5回に限り算定する。	
	2	注1の場合を除き、当初の1回に限り算定する。	
	3	骨、 ^{けん} 腱又は筋肉の露出を伴う損傷については、当初の1回に限り、深部デブリードマン加算として、1,000点を所定点数に加算する。	
	4	水圧式デブリードマンを実施した場合は、一連の治療につき1回に限り、水圧式デブリードマン加算として、2,500点を所定点数に加算する。	
	5	超音波式デブリードマンを実施した場合は、一連の治療につき1回に限り、超音波式デブリードマン加算として、2,500点を所定点数に加算する。	
K 0 0 3		皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部）	
	1	長径3センチメートル未満	3,480点
	2	長径3センチメートル以上6センチメートル未満	9,180点
	3	長径6センチメートル以上	17,810点
K 0 0 4		皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部以外）	
	1	長径3センチメートル未満	2,110点

	2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満	4,070点
	3 長径6センチメートル以上	11,370点
K005	皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部）	
	1 長径2センチメートル未満	1,660点
	2 長径2センチメートル以上4センチメートル未満	3,670点
	3 長径4センチメートル以上	5,010点
K006	皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外）	
	1 長径3センチメートル未満	1,280点
	2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満	3,230点
	3 長径6センチメートル以上12センチメートル未満	4,160点
	4 長径12センチメートル以上	8,320点
K006-2	鶏眼・胼胝 ^{べんち} 切除術（露出部で縫合を伴うもの）	
	1 長径2センチメートル未満	1,660点
	2 長径2センチメートル以上4センチメートル未満	3,670点
	3 長径4センチメートル以上	4,360点
K006-3	鶏眼・胼胝 ^{べんち} 切除術（露出部以外で縫合を伴うもの）	
	1 長径3センチメートル未満	1,280点
	2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満	3,230点
	3 長径6センチメートル以上	4,160点
K006-4	皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術（一連につき）	
	1 長径3センチメートル未満の良性皮膚腫瘍	1,280点
	2 長径3センチメートル未満の悪性皮膚腫瘍	2,050点

	2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満	4,070点
	3 長径6センチメートル以上	11,370点
K005	皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部）	
	1 長径2センチメートル未満	1,660点
	2 長径2センチメートル以上4センチメートル未満	3,670点
	3 長径4センチメートル以上	5,010点
K006	皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外）	
	1 長径3センチメートル未満	1,280点
	2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満	3,230点
	3 長径6センチメートル以上12センチメートル未満	4,160点
	4 長径12センチメートル以上	8,320点
K006-2	鶏眼・胼胝 ^{べんち} 切除術（露出部で縫合を伴うもの）	
	1 長径2センチメートル未満	1,660点
	2 長径2センチメートル以上4センチメートル未満	3,670点
	3 長径4センチメートル以上	4,360点
K006-3	鶏眼・胼胝 ^{べんち} 切除術（露出部以外で縫合を伴うもの）	
	1 長径3センチメートル未満	1,280点
	2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満	3,230点
	3 長径6センチメートル以上	4,160点
K006-4	皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術（一連につき）	
	1 長径3センチメートル未満の良性皮膚腫瘍	1,280点
	2 長径3センチメートル未満の悪性皮膚腫瘍	2,050点

	3	長径3センチメートル以上6センチメートル未満の良性又は悪性皮膚腫瘍	3,230点
	4	長径6センチメートル以上の良性又は悪性皮膚腫瘍	4,160点
K 0 0 7		皮膚悪性腫瘍切除術	
	1	広汎切除	28,210点
	2	単純切除	11,000点
	注	放射性同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検（悪性黒色腫等に係るものに限る。）を併せて行った場合には、皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、当該手術に用いた色素の費用は、算定しない。	
K 0 0 7 - 2		経皮的放射線治療用金属マーカー留置術	10,000点
K 0 0 7 - 3		放射線治療用合成吸収性材料留置術	14,290点
K 0 0 8		腋臭症手術	
	1	皮弁法	6,870点
	2	皮膚有毛部切除術	3,000点
	3	その他のもの (形成)	1,660点
K 0 0 9		皮膚剥削術	
	1	25平方センチメートル未満	1,810点
	2	25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	4,370点
	3	100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	9,610点
	4	200平方センチメートル以上	13,640点
K 0 1 0		瘢痕拘縮形成手術	
	1	顔面	12,660点
	2	その他	8,060点

	3	長径3センチメートル以上6センチメートル未満の良性又は悪性皮膚腫瘍	3,230点
	4	長径6センチメートル以上の良性又は悪性皮膚腫瘍	4,160点
K 0 0 7		皮膚悪性腫瘍切除術	
	1	広汎切除	28,210点
	2	単純切除	11,000点
	注	放射性同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検（悪性黒色腫等に係るものに限る。）を併せて行った場合には、皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、当該手術に用いた色素の費用は、算定しない。	
K 0 0 7 - 2		経皮的放射線治療用金属マーカー留置術	10,000点
K 0 0 7 - 3		放射線治療用合成吸収性材料留置術	14,290点
K 0 0 8		腋臭症手術	
	1	皮弁法	6,870点
	2	皮膚有毛部切除術	3,000点
	3	その他のもの (形成)	1,660点
K 0 0 9		皮膚剥削術	
	1	25平方センチメートル未満	1,810点
	2	25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	4,370点
	3	100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	9,610点
	4	200平方センチメートル以上	13,640点
K 0 1 0		瘢痕拘縮形成手術	
	1	顔面	12,660点
	2	その他	8,060点

K O 1 1	顔面神経麻痺 ^ひ 形成手術	
1	静的なもの	19,110点
2	動的なもの	64,350点
K O 1 2	削除	
K O 1 3	分層植皮術	
1	25平方センチメートル未満	3,520点
2	25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	6,270点
3	100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	9,000点
4	200平方センチメートル以上	25,820点
注	広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部 ^{けい} 、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹部（胸部を含む。）又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。	
K O 1 3 - 2	全層植皮術	
1	25平方センチメートル未満	10,000点
2	25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	12,500点
3	100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	28,210点
4	200平方センチメートル以上	40,290点
注	広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部 ^{けい} 、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹部（胸部を含む。）又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。	
K O 1 3 - 3	自家皮膚非培養細胞移植術	
1	25平方センチメートル未満	3,520点
2	25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	6,270点
3	100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	

K O 1 1	顔面神経麻痺 ^ひ 形成手術	
1	静的なもの	19,110点
2	動的なもの	64,350点
K O 1 2	削除	
K O 1 3	分層植皮術	
1	25平方センチメートル未満	3,520点
2	25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	6,270点
3	100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	9,000点
4	200平方センチメートル以上	25,820点
注	広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部 ^{けい} 、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹部（胸部を含む。）又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。	
K O 1 3 - 2	全層植皮術	
1	25平方センチメートル未満	10,000点
2	25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	12,500点
3	100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	28,210点
4	200平方センチメートル以上	40,290点
注	広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部 ^{けい} 、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹部（胸部を含む。）又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。	
K O 1 3 - 3	自家皮膚非培養細胞移植術	
1	25平方センチメートル未満	3,520点
2	25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	6,270点
3	100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	

	トル未満	9,000点
4	200平方センチメートル以上	25,820点
注	広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹部（胸部を含む。）又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。	
K O 1 4	皮膚移植術（生体・培養）	6,110点
注1	生体皮膚又は培養皮膚移植を行った場合に算定する。	
2	生体皮膚を移植した場合は、生体皮膚の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。	
K O 1 4 - 2	皮膚移植術（死体）	
1	200平方センチメートル未満	8,000点
2	200平方センチメートル以上500平方センチメートル未満	16,000点
3	500平方センチメートル以上1,000平方センチメートル未満	32,000点
4	1,000平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	80,000点
5	3,000平方センチメートル以上	96,000点
K O 1 5	皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術	
1	25平方センチメートル未満	5,180点
2	25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	13,720点
3	100平方センチメートル以上	22,310点
K O 1 6	動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術	41,120点
K O 1 7	遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）	
1	乳房再建術の場合	100,670点
2	その他の場合	105,800点

	トル未満	9,000点
4	200平方センチメートル以上	25,820点
注	広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹部（胸部を含む。）又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。	
K O 1 4	皮膚移植術（生体・培養）	6,110点
注1	生体皮膚又は培養皮膚移植を行った場合に算定する。	
2	生体皮膚を移植した場合は、生体皮膚の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。	
K O 1 4 - 2	皮膚移植術（死体）	
1	200平方センチメートル未満	8,000点
2	200平方センチメートル以上500平方センチメートル未満	16,000点
3	500平方センチメートル以上1,000平方センチメートル未満	32,000点
4	1,000平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	80,000点
5	3,000平方センチメートル以上	96,000点
K O 1 5	皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術	
1	25平方センチメートル未満	5,180点
2	25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	13,720点
3	100平方センチメートル以上	22,310点
K O 1 6	動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術	41,120点
K O 1 7	遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）	
1	乳房再建術の場合	100,670点
2	その他の場合	105,800点

K O 1 8	削除	
K O 1 9	複合組織移植術	19,420点
K O 1 9 - 2	自家脂肪注入	
1	50mL未満	
イ	1回目	22,900点
ロ	2回目	11,450点
2	50mL以上100mL未満	
イ	1回目	30,530点
ロ	2回目	15,265点
3	100mL以上	
イ	1回目	38,160点
ロ	2回目	19,080点
K O 2 0	自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）	131,310点
K O 2 1	粘膜移植術	
1	4平方センチメートル未満	6,510点
2	4平方センチメートル以上	7,820点
K O 2 1 - 2	粘膜弁手術	
1	4平方センチメートル未満	13,190点
2	4平方センチメートル以上	13,460点
K O 2 2	組織拡張器による再建手術（一連につき）	
1	乳房（再建手術）の場合（ <u>内視鏡下によるものを含む。</u> ）	18,460点
2	その他の場合	19,400点
K O 2 2 - 2	象皮病根治手術	
1	大腿 ^{たい}	27,380点
2	下腿 ^{たい}	23,400点
K O 2 2 - 3	慢性膿皮症 ^{のう} 手術	
1	単純なもの	4,820点
2	複雑なもの	8,320点
K O 2 2 - 4	<u>静脈奇形硬化療法（一連につき）</u>	18,000点

K O 1 8	削除	
K O 1 9	複合組織移植術	19,420点
K O 1 9 - 2	自家脂肪注入	
1	50mL未満	<u>22,900点</u>
	(新設)	
	(新設)	
2	50mL以上100mL未満	<u>30,530点</u>
	(新設)	
	(新設)	
3	100mL以上	<u>38,160点</u>
	(新設)	
	(新設)	
K O 2 0	自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）	131,310点
K O 2 1	粘膜移植術	
1	4平方センチメートル未満	6,510点
2	4平方センチメートル以上	7,820点
K O 2 1 - 2	粘膜弁手術	
1	4平方センチメートル未満	13,190点
2	4平方センチメートル以上	13,460点
K O 2 2	組織拡張器による再建手術（一連につき）	
1	乳房（再建手術）の場合	18,460点
2	その他の場合	19,400点
K O 2 2 - 2	象皮病根治手術	
1	大腿 ^{たい}	27,380点
2	下腿 ^{たい}	23,400点
K O 2 2 - 3	慢性膿皮症 ^{のう} 手術	
1	単純なもの	4,820点
2	複雑なもの	8,320点
	(新設)	

第2款 筋骨格系・四肢・体幹		
区分	(筋膜、筋、 ^{けん} 腱、 ^{けんしよつ} 腱鞘)	
K O 2 3	筋膜切離術、筋膜切開術	940点
K O 2 4	筋切離術	3,690点
K O 2 5	股関節内転筋切離術	6,370点
K O 2 6	股関節筋群解離術	12,140点
K O 2 6 - 2	股関節周囲筋腱解離術 (変形性股関節症)	16,700点
注 変形性股関節症の患者に対して行われた場合に限り算定する。		
K O 2 7	筋炎手術	
1	<u>筋炎手術 (腸腰筋、殿筋、^{たい}大腿筋)</u>	2,060点
2	<u>その他の筋炎手術</u>	1,210点
K O 2 8	^{けんしよつ} 腱鞘切開術	
1	<u>^{けんしよつ}腱鞘切開術</u>	<u>2,350点</u>
2	<u>^{けんしよつ}腱鞘切開術 (内視鏡下)</u>	<u>2,350点</u>
K O 2 9	筋肉内異物摘出術	3,440点
K O 3 0	四肢・ ^く 躯幹軟部腫瘍摘出術	
1	<u>肩軟部腫瘍摘出術</u>	8,490点
2	<u>上腕軟部腫瘍摘出術</u>	<u>8,490点</u>
3	<u>前腕軟部腫瘍摘出術</u>	<u>8,490点</u>
4	<u>^{たい}大腿軟部腫瘍摘出術</u>	<u>8,490点</u>
5	<u>^{たい}下腿軟部腫瘍摘出術</u>	<u>8,490点</u>
6	<u>^く躯幹軟部腫瘍摘出術</u>	<u>8,490点</u>
7	<u>手軟部腫瘍摘出術</u>	3,750点
8	<u>足軟部腫瘍摘出術</u>	<u>3,750点</u>
K O 3 1	四肢・ ^く 躯幹軟部悪性腫瘍手術	
1	<u>肩軟部悪性腫瘍手術</u>	27,740点

第2款 筋骨格系・四肢・体幹		
区分	(筋膜、筋、 ^{けん} 腱、 ^{けんしよつ} 腱鞘)	
K O 2 3	筋膜切離術、筋膜切開術	940点
K O 2 4	筋切離術	3,690点
K O 2 5	股関節内転筋切離術	6,370点
K O 2 6	股関節筋群解離術	12,140点
K O 2 6 - 2	股関節周囲筋腱解離術 (変形性股関節症)	16,700点
注 変形性股関節症の患者に対して行われた場合に限り算定する。		
K O 2 7	筋炎手術	
1	<u>腸腰筋、殿筋、^{たい}大腿筋</u>	2,060点
2	<u>その他の筋</u>	1,210点
K O 2 8	^{けんしよつ} 腱鞘切開術 (関節鏡下によるものを含む。)	<u>2,350点</u>
	(新設)	
	(新設)	
K O 2 9	筋肉内異物摘出術	3,440点
K O 3 0	四肢・ ^く 躯幹軟部腫瘍摘出術	
1	<u>肩、上腕、前腕、^{たい}大腿、^{たい}下腿、^く躯幹</u>	8,490点
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
2	<u>手、足</u>	3,750点
	(新設)	
K O 3 1	四肢・ ^く 躯幹軟部悪性腫瘍手術	
1	<u>肩、上腕、前腕、^{たい}大腿、^{たい}下腿、^く躯幹</u>	27,740点

	2	上腕軟部悪性腫瘍手術	27,740点	(新設)	
	3	前腕軟部悪性腫瘍手術	27,740点	(新設)	
	4	大腿軟部悪性腫瘍手術	27,740点	(新設)	
	5	下腿軟部悪性腫瘍手術	27,740点	(新設)	
	6	躯幹軟部悪性腫瘍手術	27,740点	(新設)	
	7	手軟部悪性腫瘍手術	14,800点	2	手、足 14,800点
	8	足軟部悪性腫瘍手術	14,800点	(新設)	
	注 自家処理骨を用いた再建を行った場合は、処理骨再建加算として、15,000点を所定点数に加算する。			注 自家処理骨を用いた再建を行った場合は、処理骨再建加算として、15,000点を所定点数に加算する。	
K 0 3 2	削除			K 0 3 2	削除
K 0 3 3	筋膜移植術			K 0 3 3	筋膜移植術
	1	手指及び足趾 ^し 筋膜移植術	8,720点	1	指（手、足） 8,720点
	2	その他の ^し 筋膜移植術	10,310点	2	その他の ^し もの 10,310点
K 0 3 4	腱 ^{けん} 切離・切除術			K 0 3 4	腱 ^{けん} 切離・切除術（関節鏡下によるものを含む。）
	1	腱 ^{けん} 切離・切除術	4,290点		4,290点
	2	腱 ^{けん} 切離・切除術（内視鏡下）	4,290点		(新設)
K 0 3 5	腱 ^{けんはく} 剥離術			K 0 3 5	腱 ^{けんはく} 剥離術（関節鏡下によるものを含む。） 13,580点
	1	腱 ^{けんはく} 剥離術	13,580点		(新設)
	2	腱 ^{けんはく} 剥離術（内視鏡下）	13,580点		(新設)
K 0 3 5－2	腱 ^{けん} 滑膜切除術		9,060点	K 0 3 5－2	腱 ^{けん} 滑膜切除術 9,060点
K 0 3 6	削除			K 0 3 6	削除
K 0 3 7	腱 ^{けん} 縫合術		13,580点	K 0 3 7	腱 ^{けん} 縫合術 13,580点
	注 前腕から手根部の2指以上の腱 ^{けん} 縫合を実施した場合は、複数縫合加算として1指を追加するごとに所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は1側当たり3指を超えないものとする。			注 前腕から手根部の2指以上の腱 ^{けん} 縫合を実施した場合は、複数縫合加算として1指を追加するごとに所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は1側当たり3指を超えないものとする。	
K 0 3 7－2	アキレス ^{けん} 腱断裂修復手術		8,710点	K 0 3 7－2	アキレス ^{けん} 腱断裂手術 8,710点
K 0 3 8	腱 ^{けん} 延長術		10,750点	K 0 3 8	腱 ^{けん} 延長術 10,750点

K O 3 9	腓移植術（人工腓形成術を含む。）	
1	手指腓移植術	18,780点
2	足趾腓移植術	18,780点
3	その他の腓移植術	23,860点
K O 4 0	腓移行術	
1	手指及び足趾腓移行術	15,570点
2	その他の腓移行術	18,080点
K O 4 0－2	指伸筋腓脱臼観血的整復術	13,610点
K O 4 0－3	腓骨筋腓腱鞘形成術	18,080点
K O 4 1	削除 （四肢骨）	
K O 4 2	骨穿孔術	1,730点
K O 4 3	骨搔爬術	
1	肩甲骨搔爬術	12,270点
2	上腕骨搔爬術	12,270点
3	大腿骨搔爬術	12,270点
4	前腕骨搔爬術	8,040点
5	下腿骨搔爬術	8,040点
6	鎖骨搔爬術	3,590点
7	膝蓋骨搔爬術	3,590点
8	手部骨搔爬術	3,590点
9	足部骨搔爬術	3,590点
10	その他の骨搔爬術	3,590点
K O 4 3－2	削除	
K O 4 3－3	削除	
K O 4 4	骨折非観血的整復術	
1	肩甲骨骨折非観血的整復術	1,840点
2	上腕骨骨折非観血的整復術	1,840点
3	大腿骨骨折非観血的整復術	1,840点
4	前腕骨骨折非観血的整復術	2,040点
5	下腿骨骨折非観血的整復術	2,040点

K O 3 9	腓移植術（人工腓形成術を含む。）	
1	指（手、足） （新設）	18,780点
2	その他のもの	23,860点
K O 4 0	腓移行術	
1	指（手、足）	15,570点
2	その他のもの	18,080点
K O 4 0－2	指伸筋腓脱臼観血的整復術	13,610点
K O 4 0－3	腓骨筋腓腱鞘形成術	18,080点
K O 4 1	削除 （四肢骨）	
K O 4 2	骨穿孔術	1,730点
K O 4 3	骨搔爬術	
1	肩甲骨、上腕、大腿 （新設） （新設）	12,270点
2	前腕、下腿 （新設）	8,040点
3	鎖骨、膝蓋骨、手、足その他 （新設） （新設） （新設） （新設）	3,590点
K O 4 3－2	削除	
K O 4 3－3	削除	
K O 4 4	骨折非観血的整復術	
1	肩甲骨、上腕、大腿 （新設） （新設）	1,840点
2	前腕、下腿 （新設）	2,040点

	<u>6 鎖骨骨折非観血的整復術</u>	1,440点		<u>3 鎖骨、^{しつ}膝蓋骨、手、足その他</u>	1,440点
	<u>7 ^{しつ}膝蓋骨骨折非観血的整復術</u>	1,440点		(新設)	
	<u>8 手部骨折非観血的整復術</u>	1,440点		(新設)	
	<u>9 足部骨折非観血的整復術</u>	1,440点		(新設)	
	<u>10 その他の骨折非観血的整復術</u>	1,440点		(新設)	
K O 4 5	骨折経皮的鋼線刺入固定術		K O 4 5	骨折経皮的鋼線刺入固定術	
	<u>1 肩甲骨骨折経皮的鋼線刺入固定術</u>	7,060点		<u>1 肩甲骨、上腕、^{たい}大腿</u>	7,060点
	<u>2 上腕骨骨折経皮的鋼線刺入固定術</u>	7,060点		(新設)	
	<u>3 ^{たい}大腿骨骨折経皮的鋼線刺入固定術</u>	7,060点		(新設)	
	<u>4 前腕骨骨折経皮的鋼線刺入固定術</u>	4,100点		<u>2 ^{たい}前腕、下腿</u>	4,100点
	<u>5 ^{たい}下腿骨骨折経皮的鋼線刺入固定術</u>	4,100点		(新設)	
	<u>6 鎖骨骨折経皮的鋼線刺入固定術</u>	2,190点		<u>3 鎖骨、^{しつ}膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他</u>	2,190点
	<u>7 ^{しつ}膝蓋骨骨折経皮的鋼線刺入固定術</u>	2,190点		(新設)	
	<u>8 手根骨骨折経皮的鋼線刺入固定術</u>	2,190点		(新設)	
	<u>9 中手骨骨折経皮的鋼線刺入固定術</u>	2,190点		(新設)	
	<u>10 手指骨骨折経皮的鋼線刺入固定術</u>	2,190点		(新設)	
	<u>11 足根骨骨折経皮的鋼線刺入固定術</u>	2,190点		(新設)	
	<u>12 中足骨骨折経皮的鋼線刺入固定術</u>	2,190点		(新設)	
	<u>13 ^し足趾骨骨折経皮的鋼線刺入固定術</u>	2,190点		(新設)	
	<u>14 その他の骨折経皮的鋼線刺入固定術</u>	2,190点		(新設)	
K O 4 6	骨折観血の手術		K O 4 6	骨折観血の手術	
	<u>1 肩甲骨骨折観血の手術</u>	21,630点		<u>1 肩甲骨、上腕、^{たい}大腿</u>	21,630点
	<u>2 上腕骨骨折観血の手術</u>	21,630点		(新設)	
	<u>3 ^{たい}大腿骨骨折観血の手術</u>	21,630点		(新設)	
	<u>4 前腕骨骨折観血の手術</u>	18,370点		<u>2 ^{たい}前腕、下腿、手舟状骨</u>	18,370点
	<u>5 ^{たい}下腿骨骨折観血の手術</u>	18,370点		(新設)	
	<u>6 手舟状骨骨折観血の手術</u>	18,370点		(新設)	
	<u>7 鎖骨骨折観血の手術</u>	11,370点		<u>3 鎖骨、^{しつ}膝蓋骨、手（舟状骨を除く。）、足、指</u>	11,370点
	<u>8 ^{しつ}膝蓋骨骨折観血の手術</u>	11,370点		(手、足)その他	
				(新設)	

9	<u>手根骨（舟状骨を除く。）骨折観血の手術</u>	11,370点	(新設)
10	<u>中手骨骨折観血の手術</u>	11,370点	(新設)
11	<u>手指骨骨折観血の手術</u>	11,370点	(新設)
12	<u>足根骨骨折観血の手術</u>	11,370点	(新設)
13	<u>中足骨骨折観血の手術</u>	11,370点	(新設)
14	<u>足趾骨骨折観血の手術</u>	11,370点	(新設)
15	<u>その他の骨折観血の手術</u>	11,370点	(新設)
注 大腿骨近位部の骨折に対して、骨折後48時間以内に整復固定を行った場合は、緊急整復固定加算として、4,000点を所定点数に加算する。			注 大腿骨近位部の骨折に対して、骨折後48時間以内に整復固定を行った場合は、緊急整復固定加算として、4,000点を所定点数に加算する。
K O 4 6 - 2	<u>骨折観血の整復固定術（インプラント周囲骨折に対するもの）</u>		<u>観血的整復固定術（インプラント周囲骨折に対するもの）</u>
1	<u>肩甲骨骨折観血的整復固定術</u>	23,420点	1 <u>肩甲骨、上腕、^{たい}大腿</u> 23,420点
2	<u>上腕骨骨折観血的整復固定術</u>	23,420点	(新設)
3	<u>^{たい}大腿骨骨折観血的整復固定術</u>	23,420点	(新設)
4	<u>前腕骨骨折観血的整復固定術</u>	18,800点	2 <u>前腕、^{たい}下腿</u> 18,800点
5	<u>^{たい}下腿骨骨折観血的整復固定術</u>	18,800点	(新設)
6	<u>手根骨骨折観血的整復固定術</u>	13,120点	3 <u>手、足、指（手、足）</u> 13,120点
7	<u>中手骨骨折観血的整復固定術</u>	13,120点	(新設)
8	<u>手指骨骨折観血的整復固定術</u>	13,120点	(新設)
9	<u>足根骨骨折観血的整復固定術</u>	13,120点	(新設)
10	<u>中足骨骨折観血的整復固定術</u>	13,120点	(新設)
11	<u>足趾骨骨折観血的整復固定術</u>	13,120点	(新設)
K O 4 6 - 3	<u>骨折一時的創外固定術</u>		K O 4 6 - 3 <u>一時的創外固定骨折治療術</u> 34,000点
1	<u>上腕骨骨折一時的創外固定術</u>	34,000点	(新設)
2	<u>前腕骨骨折一時的創外固定術</u>	34,000点	(新設)
3	<u>手部骨折一時的創外固定術</u>	34,000点	(新設)
4	<u>^{たい}大腿骨骨折一時的創外固定術</u>	34,000点	(新設)
5	<u>^{しつ}膝蓋骨骨折一時的創外固定術</u>	34,000点	(新設)
6	<u>^{たい}下腿骨骨折一時的創外固定術</u>	34,000点	(新設)

<u>7</u>	<u>足部骨折一時的創外固定術</u>	<u>34,000点</u>	(新設)
<u>8</u>	<u>脊椎骨折一時的創外固定術</u>	<u>34,000点</u>	(新設)
<u>9</u>	<u>骨盤骨折一時的創外固定術</u>	<u>34,000点</u>	(新設)
K O 4 7	難治性骨折電磁波電気治療法（一連につき）	12,500点	K O 4 7 難治性骨折電磁波電気治療法（一連につき）
K O 4 7 - 2	難治性骨折超音波治療法（一連につき）	12,500点	K O 4 7 - 2 難治性骨折超音波治療法（一連につき）
K O 4 7 - 3	超音波骨折治療法（一連につき）	4,620点	K O 4 7 - 3 超音波骨折治療法（一連につき）
	注 骨折観血の手術等が行われた後に本区分が行われた場合に限り算定する。		注 骨折観血の手術等が行われた後に本区分が行われた場合に限り算定する。
K O 4 8	骨内異物（挿入物を含む。）除去術		K O 4 8 骨内異物（挿入物を含む。）除去術
1	<u>頭蓋、顔面骨骨内異物除去術</u> （複数切開を要するもの）	12,100点	1 <u>頭蓋、顔面</u> （複数切開を要するもの）
2	<u>その他の頭蓋、顔面骨骨内異物除去術</u>	7,870点	2 <u>その他の頭蓋、顔面、肩甲骨、上腕、^{たい}大腿</u>
			7,870点
<u>3</u>	<u>肩甲骨骨内異物除去術</u>	<u>7,870点</u>	(新設)
<u>4</u>	<u>上腕骨骨内異物除去術</u>	<u>7,870点</u>	(新設)
<u>5</u>	<u>大腿骨骨内異物除去術</u>	<u>7,870点</u>	(新設)
<u>6</u>	<u>前腕骨骨内異物除去術</u>	5,200点	3 <u>前腕、^{たい}下腿</u>
<u>7</u>	<u>下腿骨骨内異物除去術</u>	5,200点	(新設)
<u>8</u>	<u>鎖骨骨内異物除去術</u>	3,620点	4 <u>鎖骨、^{しつ}膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他</u>
			3,620点
<u>9</u>	<u>膝蓋骨骨内異物除去術</u>	<u>3,620点</u>	(新設)
<u>10</u>	<u>手根骨骨内異物除去術</u>	<u>3,620点</u>	(新設)
<u>11</u>	<u>中手骨骨内異物除去術</u>	<u>3,620点</u>	(新設)
<u>12</u>	<u>手指骨骨内異物除去術</u>	<u>3,620点</u>	(新設)
<u>13</u>	<u>足根骨骨内異物除去術</u>	<u>3,620点</u>	(新設)
<u>14</u>	<u>中足骨骨内異物除去術</u>	<u>3,620点</u>	(新設)
<u>15</u>	<u>足趾骨骨内異物除去術</u>	<u>3,620点</u>	(新設)
<u>16</u>	<u>その他の骨内異物除去術</u>	<u>3,620点</u>	(新設)
K O 4 9	骨部分切除術		K O 4 9 骨部分切除術

	1	肩甲骨部分切除術	5,900点		1	肩甲骨、上腕、大腿 ^{たい}	5,900点
	2	上腕骨部分切除術	5,900点			(新設)	
	3	大腿骨 ^{たい} 部分切除術	5,900点			(新設)	
	4	前腕骨 ^{たい} 部分切除術	4,940点		2	前腕、下腿 ^{たい}	4,940点
	5	下腿骨 ^{たい} 部分切除術	4,940点			(新設)	
	6	鎖骨部分切除術	3,280点		3	鎖骨、膝蓋骨 ^{しつ} 、手、足、指（手、足）その他	3,280点
						(新設)	
	7	膝蓋骨 ^{しつ} 部分切除術	3,280点			(新設)	
	8	手根骨部分切除術	3,280点			(新設)	
	9	中手骨部分切除術	3,280点			(新設)	
	10	手指骨部分切除術	3,280点			(新設)	
	11	足根骨部分切除術	3,280点			(新設)	
	12	中足骨部分切除術	3,280点			(新設)	
	13	足趾骨 ^し 部分切除術	3,280点			(新設)	
	14	その他の骨部分切除術	3,280点			(新設)	
K 0 5 0		腐骨摘出術		K 0 5 0		腐骨摘出術	
	1	肩甲骨腐骨摘出術	15,570点		1	肩甲骨、上腕、大腿 ^{たい}	15,570点
	2	上腕骨腐骨摘出術	15,570点			(新設)	
	3	大腿骨 ^{たい} 腐骨摘出術	15,570点			(新設)	
	4	前腕骨腐骨摘出術	12,510点		2	前腕、下腿 ^{たい}	12,510点
	5	下腿骨 ^{たい} 腐骨摘出術	12,510点			(新設)	
	6	鎖骨腐骨摘出術	4,100点		3	鎖骨、膝蓋骨 ^{しつ} 、手、足その他	4,100点
	7	膝蓋骨 ^{しつ} 腐骨摘出術	4,100点			(新設)	
	8	手部腐骨摘出術	4,100点			(新設)	
	9	足部腐骨摘出術	4,100点			(新設)	
	10	その他の腐骨摘出術	4,100点			(新設)	
K 0 5 1		骨全摘術		K 0 5 1		骨全摘術	
	1	肩甲骨全摘術	27,890点		1	肩甲骨、上腕、大腿 ^{たい}	27,890点
	2	上腕骨全摘術	27,890点			(新設)	
	3	大腿骨 ^{たい} 全摘術	27,890点			(新設)	
	4	前腕骨全摘術	15,570点		2	前腕、下腿 ^{たい}	15,570点

5	<u>下^{たい}腿骨全摘術</u>	15,570点	(新設)	
6	<u>鎖骨全摘術</u>	5,160点	3	<u>鎖骨、膝^{しつ}蓋骨、手、足その他</u> 5,160点
7	<u>膝^{しつ}蓋骨全摘術</u>	5,160点	(新設)	
8	<u>手部骨全摘術</u>	5,160点	(新設)	
9	<u>足部骨全摘術</u>	5,160点	(新設)	
10	<u>その他の骨全摘術</u>	5,160点	(新設)	
K 0 5 1 - 2	中手骨又は中足骨摘除術（2本以上）		K 0 5 1 - 2	中手骨又は中足骨摘除術（2本以上） 5,930点
1	<u>中手骨摘除術</u>	5,930点	(新設)	
2	<u>中足骨摘除術</u>	5,930点	(新設)	
注	2本以上の骨に対して行われた場合に限り算定する。		注	2本以上の骨に対して行われた場合に限り算定する。
K 0 5 2	骨腫瘍切除術		K 0 5 2	骨腫瘍切除術
1	<u>肩甲骨腫瘍切除術</u>	17,410点	1	<u>肩甲骨、上腕、大^{たい}腿</u> 17,410点
2	<u>上腕骨腫瘍切除術</u>	17,410点	(新設)	
3	<u>大^{たい}腿骨腫瘍切除術</u>	17,410点	(新設)	
4	<u>前腕骨腫瘍切除術</u>	9,370点	2	<u>前腕、下^{たい}腿</u> 9,370点
5	<u>下^{たい}腿骨腫瘍切除術</u>	9,370点	(新設)	
6	<u>鎖骨腫瘍切除術</u>	4,340点	3	<u>鎖骨、膝^{しつ}蓋骨、手、足、指（手、足）その他</u> 4,340点
7	<u>膝^{しつ}蓋骨腫瘍切除術</u>	4,340点	(新設)	
8	<u>手根骨腫瘍切除術</u>	4,340点	(新設)	
9	<u>中手骨腫瘍切除術</u>	4,340点	(新設)	
10	<u>手指骨腫瘍切除術</u>	4,340点	(新設)	
11	<u>足根骨腫瘍切除術</u>	4,340点	(新設)	
12	<u>中足骨腫瘍切除術</u>	4,340点	(新設)	
13	<u>足趾骨腫瘍切除術</u>	4,340点	(新設)	
14	<u>その他の骨腫瘍切除術</u>	4,340点	(新設)	
K 0 5 2 - 2	削除		K 0 5 2 - 2	削除
K 0 5 2 - 3	削除		K 0 5 2 - 3	削除
K 0 5 3	骨悪性腫瘍手術		K 0 5 3	骨悪性腫瘍手術
1	<u>肩甲骨悪性腫瘍手術</u>	36,600点	1	<u>肩甲骨、上腕、大^{たい}腿</u> 36,600点

2	上腕骨悪性腫瘍手術	36,600点	(新設)	
3	大腿骨悪性腫瘍手術	36,600点	(新設)	
4	前腕骨悪性腫瘍手術	35,000点	2 前腕、下腿	35,000点
5	下腿骨悪性腫瘍手術	35,000点	(新設)	
6	鎖骨悪性腫瘍手術	25,310点	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	25,310点
7	膝蓋骨悪性腫瘍手術	25,310点	(新設)	
8	手部骨悪性腫瘍手術	25,310点	(新設)	
9	足部骨悪性腫瘍手術	25,310点	(新設)	
10	その他の骨悪性腫瘍手術	25,310点	(新設)	
注 自家処理骨を用いた再建を行った場合は、処理骨再建加算として、15,000点を所定点数に加算する。			注 自家処理骨を用いた再建を行った場合は、処理骨再建加算として、15,000点を所定点数に加算する。	
K O 5 3 - 2 骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）			K O 5 3 - 2 骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）	
1	2センチメートル以内のもの	15,000点	1	2センチメートル以内のもの 15,000点
2	2センチメートルを超えるもの	21,960点	2	2センチメートルを超えるもの 21,960点
注 フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200点を所定点数に加算する。			注 フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200点を所定点数に加算する。	
K O 5 3 - 3 骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固によるもの）			(新設)	
1	2センチメートル以内のもの	51,200点		
2	2センチメートルを超えるもの	66,200点		
K O 5 4 骨切り術			K O 5 4 骨切り術	
1	肩甲骨骨切り術	28,210点	1	肩甲骨、上腕、大腿 28,210点
2	上腕骨骨切り術	28,210点	(新設)	
3	大腿骨骨切り術	28,210点	(新設)	
4	前腕骨骨切り術	22,680点	2 前腕、下腿	22,680点
5	下腿骨骨切り術	22,680点	(新設)	
6	鎖骨骨切り術	8,150点	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他	8,150点

7	<u>膝蓋骨^{しつ}骨切り術</u>	8,150点	(新設)
8	<u>手根骨骨切り術</u>	8,150点	(新設)
9	<u>中手骨骨切り術</u>	8,150点	(新設)
10	<u>手指骨骨切り術</u>	8,150点	(新設)
11	<u>足根骨骨切り術</u>	8,150点	(新設)
12	<u>中足骨骨切り術</u>	8,150点	(新設)
13	<u>足趾骨^し骨切り術</u>	8,150点	(新設)
14	<u>その他の骨切り術</u>	8,150点	(新設)
注 先天異常による上腕又は前腕の骨の変形を矯正 することを目的とする骨切り術において、患者適 合型の変形矯正ガイドを用いて実施した場合は、 患者適合型変形矯正ガイド加算として、9,000点 を所定点数に加算する。			注 先天異常による上腕又は前腕の骨の変形を矯正 することを目的とする骨切り術において、患者適 合型の変形矯正ガイドを用いて実施した場合は、 患者適合型変形矯正ガイド加算として、9,000点 を所定点数に加算する。
K O 5 4 - 2	<u>脛骨^{けい}近位骨切り術</u>	28,300点	K O 5 4 - 2 脛骨 ^{けい} 近位骨切り術 28,300点
K O 5 4 - 3	<u>脛骨^{けい}遠位骨切り術</u>	28,000点	(新設)
K O 5 5	削除		K O 5 5 削除
K O 5 5 - 2	<u>大腿骨^{たい}頭回転骨切り術</u>	44,070点	K O 5 5 - 2 大腿骨 ^{たい} 頭回転骨切り術 44,070点
K O 5 5 - 3	<u>大腿骨^{たい}近位部（転子間を含む。）骨切り術</u>	37,570点	K O 5 5 - 3 大腿骨 ^{たい} 近位部（転子間を含む。）骨切り術 37,570点
K O 5 5 - 4	<u>大腿骨^{たい}遠位骨切り術</u>	33,830点	K O 5 5 - 4 大腿骨 ^{たい} 遠位骨切り術 33,830点
K O 5 6	偽関節手術		K O 5 6 偽関節手術
1	<u>肩甲骨偽関節手術</u>	30,310点	1 <u>肩甲骨、上腕、大腿^{たい}</u> 30,310点
2	<u>上腕骨偽関節手術</u>	30,310点	(新設)
3	<u>大腿骨^{たい}偽関節手術</u>	30,310点	(新設)
4	<u>前腕骨偽関節手術</u>	28,210点	2 <u>前腕、下腿^{たい}、手舟状骨</u> 28,210点
5	<u>下腿骨^{たい}偽関節手術</u>	28,210点	(新設)
6	<u>手舟状骨偽関節手術</u>	28,210点	(新設)
7	<u>鎖骨偽関節手術</u>	15,570点	3 <u>鎖骨、膝蓋骨^{しつ}、手（舟状骨を除く。）</u> 、足、指 (手、足) <u>その他</u> 15,570点
8	<u>膝蓋骨^{しつ}偽関節手術</u>	15,570点	(新設)
9	<u>手根骨（舟状骨を除く。）偽関節手術</u>		(新設)

		15,570点			
	10	中手骨偽関節手術	15,570点	(新設)	
	11	手指骨偽関節手術	15,570点	(新設)	
	12	足根骨偽関節手術	15,570点	(新設)	
	13	中足骨偽関節手術	15,570点	(新設)	
	14	足趾骨偽関節手術	15,570点	(新設)	
	15	その他の偽関節手術	15,570点	(新設)	
K O 5 6 - 2	難治性感染性偽関節手術（創外固定器によるもの）		48,820点	K O 5 6 - 2	難治性感染性偽関節手術（創外固定器によるもの） 48,820点
K O 5 7	変形治癒骨折矯正手術			K O 5 7	変形治癒骨折矯正手術
	1	肩甲骨変形治癒骨折矯正手術	34,400点	1	肩甲骨、上腕、大腿 ^{たい} 34,400点
	2	上腕骨変形治癒骨折矯正手術	34,400点		(新設)
	3	大腿骨 ^{たい} 変形治癒骨折矯正手術	34,400点		(新設)
	4	前腕骨 ^{たい} 変形治癒骨折矯正手術	30,860点	2	前腕、下腿 ^{たい} 30,860点
	5	下腿骨 ^{たい} 変形治癒骨折矯正手術	30,860点		(新設)
	6	鎖骨変形治癒骨折矯正手術	15,770点	3	鎖骨、膝蓋骨 ^{しつ} 、手、足、指（手、足）その他 15,770点
	7	膝蓋骨 ^{しつ} 変形治癒骨折矯正手術	15,770点		(新設)
	8	手根骨変形治癒骨折矯正手術	15,770点		(新設)
	9	中手骨変形治癒骨折矯正手術	15,770点		(新設)
	10	手指骨変形治癒骨折矯正手術	15,770点		(新設)
	11	足根骨変形治癒骨折矯正手術	15,770点		(新設)
	12	中足骨変形治癒骨折矯正手術	15,770点		(新設)
	13	足趾骨 ^し 変形治癒骨折矯正手術	15,770点		(新設)
	14	その他の変形治癒骨折矯正手術	15,770点		(新設)
	注 上腕又は前腕について、患者適合型の変形矯正ガイドを用いて実施した場合は、患者適合型変形矯正ガイド加算として、9,000点を所定点数に加算する。			注 上腕又は前腕について、患者適合型の変形矯正ガイドを用いて実施した場合は、患者適合型変形矯正ガイド加算として、9,000点を所定点数に加算する。	
K O 5 8	骨長調整手術			K O 5 8	骨長調整手術
	1	骨端軟骨発育抑制術	16,340点	1	骨端軟骨発育抑制術 16,340点

	2	骨短縮術	15,200点
	3	<u>手指骨及び足趾^し骨骨延長術</u>	16,390点
	4	<u>その他の骨延長術</u>	29,370点
K O 5 9		骨移植術（軟骨移植術を含む。）	
	1	自家骨移植	16,830点
	2	同種骨移植（生体）	28,660点
	3	同種骨移植（非生体）	
	イ	同種骨移植（特殊なもの）	39,720点
	ロ	その他の場合	21,050点
	4	自家培養軟骨移植術	14,030点
	注	骨提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定 点数に含まれる。	
K O 5 9－2		<u>自家骨軟骨移植術（関節鏡下）</u>	22,340点
K O 5 9－3		<u>軟骨修復材移植術</u>	14,030点
K O 5 9－4		<u>軟骨修復材移植術（関節鏡下）</u> （四肢関節、 ^{じん} 靱帯）	22,340点
K O 6 0		関節切開術	
	1	<u>肩関節切開術</u>	3,600点
	2	<u>股関節切開術</u>	3,600点
	3	<u>膝^{しつ}関節切開術</u>	3,600点
	4	<u>胸鎖関節切開術</u>	1,470点
	5	<u>肘関節切開術</u>	1,470点
	6	<u>手関節切開術</u>	1,470点
	7	<u>足関節及び距骨周囲関節切開術</u>	1,470点
	8	<u>肩鎖関節切開術</u>	780点
	9	<u>手指関節切開術</u>	780点
	10	<u>足趾^し関節切開術</u>	780点
K O 6 0－2		肩甲関節周囲沈着石灰摘出術	
	1	<u>肩甲関節周囲沈着石灰摘出術</u>	8,640点
	2	<u>肩甲関節周囲沈着石灰摘出術（関節鏡下）</u>	12,720点

	2	骨短縮術	15,200点
	3	<u>骨延長術（指（手、足））</u>	16,390点
	4	<u>骨延長術（指（手、足）以外）</u>	29,370点
K O 5 9		骨移植術（軟骨移植術を含む。）	
	1	自家骨移植	16,830点
	2	同種骨移植（生体）	28,660点
	3	同種骨移植（非生体）	
	イ	同種骨移植（特殊なもの）	39,720点
	ロ	その他の場合	21,050点
	4	自家培養軟骨移植術	14,030点
	注	骨提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定 点数に含まれる。	
K O 5 9－2		<u>関節鏡下自家骨軟骨移植術</u> （新設） （新設） （四肢関節、 ^{じん} 靱帯）	22,340点
K O 6 0		関節切開術	
	1	<u>肩、股、膝^{しつ}</u> （新設） （新設）	3,600点
	2	<u>胸鎖、肘、手、足</u> （新設） （新設） （新設）	1,470点
	3	<u>肩鎖、指（手、足）</u> （新設） （新設）	780点
K O 6 0－2		肩甲関節周囲沈着石灰摘出術	
	1	<u>観血的に行うもの</u>	8,640点
	2	<u>関節鏡下で行うもの</u>	12,720点

K O 6 0 - 3	化膿性又は結核性関節炎搔爬術	
	1 化膿性又は結核性肩関節炎搔爬術	20,020点
	2 化膿性又は結核性股関節炎搔爬術	20,020点
	3 化膿性又は結核性膝関節炎搔爬術	20,020点
	4 化膿性又は結核性胸鎖関節炎搔爬術	13,130点
	5 化膿性又は結核性肘関節炎搔爬術	13,130点
	6 化膿性又は結核性手関節炎搔爬術	13,130点
	7 化膿性又は結核性足関節及び距骨周囲関節炎搔爬術	13,130点
	8 化膿性又は結核性肩鎖関節炎搔爬術	3,330点
	9 化膿性又は結核性手指関節炎搔爬術	3,330点
	10 化膿性又は結核性足趾関節炎搔爬術	3,330点
K O 6 1	関節脱臼非観血的整復術	
	1 肩関節脱臼非観血的整復術	1,800点
	2 股関節脱臼非観血的整復術	1,800点
	3 膝関節脱臼非観血的整復術	1,800点
	4 胸鎖関節脱臼非観血的整復術	1,560点
	5 肘関節脱臼非観血的整復術	1,560点
	6 手関節脱臼非観血的整復術	1,560点
	7 足関節及び距骨周囲関節脱臼非観血的整復術	1,560点
	8 肩鎖関節脱臼非観血的整復術	960点
	9 手指関節脱臼非観血的整復術	960点
	10 足趾関節脱臼非観血的整復術	960点
	11 小児肘内障非観血的整復術	960点
K O 6 2	先天性股関節脱臼非観血的整復術（両側）	
	1 リーメンビューゲル法	2,050点
	2 その他	3,390点
K O 6 3	関節脱臼観血的整復術	
	1 肩関節脱臼観血的整復術	28,210点
	2 股関節脱臼観血的整復術	28,210点
K O 6 0 - 3	化膿性又は結核性関節炎搔爬術	
	1 肩、股、膝 (新設)	20,020点
	2 胸鎖、肘、手、足 (新設)	13,130点
	3 肩鎖、指（手、足） (新設)	3,330点
K O 6 1	関節脱臼非観血的整復術	
	1 肩、股、膝 (新設)	1,800点
	2 胸鎖、肘、手、足 (新設)	1,560点
	3 肩鎖、指（手、足）、小児肘内障 (新設)	960点
K O 6 2	先天性股関節脱臼非観血的整復術（両側）	
	1 リーメンビューゲル法	2,050点
	2 その他	3,390点
K O 6 3	関節脱臼観血的整復術	
	1 肩、股、膝 (新設)	28,210点

	<u>3 膝関節脱臼観血の整復術</u>	<u>28,210点</u>	(新設)	
	<u>4 胸鎖関節脱臼観血の整復術</u>	<u>18,810点</u>	<u>2 胸鎖、肘、手、足</u>	<u>18,810点</u>
	<u>5 肘関節脱臼観血の整復術</u>	<u>18,810点</u>	(新設)	
	<u>6 手関節脱臼観血の整復術</u>	<u>18,810点</u>	(新設)	
	<u>7 足関節及び距骨周囲関節脱臼観血の整復術</u>	<u>18,810点</u>	(新設)	
	<u>8 肩鎖関節脱臼観血の整復術</u>	<u>15,080点</u>	<u>3 肩鎖、指（手、足）</u>	<u>15,080点</u>
	<u>9 手指関節脱臼観血の整復術</u>	<u>15,080点</u>	(新設)	
	<u>10 足趾関節脱臼観血の整復術</u>	<u>15,080点</u>	(新設)	
K O 6 4	先天性股関節脱臼観血の整復術	23,240点	K O 6 4	先天性股関節脱臼観血の整復術 23,240点
K O 6 5	関節内異物（挿入物を含む。）除去術		K O 6 5	関節内異物（挿入物を含む。）除去術
	<u>1 肩関節内異物除去術</u>	<u>12,540点</u>	<u>1 肩、股、膝</u>	<u>12,540点</u>
	<u>2 股関節内異物除去術</u>	<u>12,540点</u>	(新設)	
	<u>3 膝関節内異物除去術</u>	<u>12,540点</u>	(新設)	
	<u>4 胸鎖関節内異物除去術</u>	<u>4,600点</u>	<u>2 胸鎖、肘、手、足</u>	<u>4,600点</u>
	<u>5 肘関節内異物除去術</u>	<u>4,600点</u>	(新設)	
	<u>6 手関節内異物除去術</u>	<u>4,600点</u>	(新設)	
	<u>7 足関節及び距骨周囲関節内異物除去術</u>	<u>4,600点</u>	(新設)	
	<u>8 肩鎖関節内異物除去術</u>	<u>2,950点</u>	<u>3 肩鎖、指（手、足）</u>	<u>2,950点</u>
	<u>9 手指関節内異物除去術</u>	<u>2,950点</u>	(新設)	
	<u>10 足趾関節内異物除去術</u>	<u>2,950点</u>	(新設)	
K O 6 5 - 2	関節内異物（挿入物を含む。）除去術（関節鏡下）		K O 6 5 - 2	関節鏡下関節内異物（挿入物を含む。）除去術
	<u>1 肩関節内異物除去術</u>	<u>13,950点</u>	<u>1 肩、股、膝</u>	<u>13,950点</u>
	<u>2 股関節内異物除去術</u>	<u>13,950点</u>	(新設)	
	<u>3 膝関節内異物除去術</u>	<u>13,950点</u>	(新設)	
	<u>4 肘関節内異物除去術</u>	<u>12,300点</u>	<u>2 胸鎖、肘、手、足</u>	<u>12,300点</u>
	<u>5 手関節内異物除去術</u>	<u>12,300点</u>	(新設)	
	<u>6 足関節及び距骨周囲関節内異物除去術</u>	<u>12,300点</u>	(新設)	
	(削る)		<u>3 肩鎖、指（手、足）</u>	<u>7,930点</u>

K O 6 6 関節滑膜切除術

1	<u>肩関節滑膜切除術</u>	17,750点
2	<u>股関節滑膜切除術</u>	17,750点
3	<u>膝関節滑膜切除術</u>	17,750点
4	<u>胸鎖関節滑膜切除術</u>	11,200点
5	<u>肘関節滑膜切除術</u>	11,200点
6	<u>手関節滑膜切除術</u>	11,200点
7	<u>足関節及び距骨周囲関節滑膜切除術</u>	11,200点
8	<u>肩鎖関節滑膜切除術</u>	8,880点
9	<u>手指関節滑膜切除術</u>	8,880点
10	<u>足趾関節滑膜切除術</u>	8,880点
11	<u>掌指関節滑膜切除術</u>	7,930点

K O 6 6 - 2 関節滑膜切除術（関節鏡下）

1	<u>肩関節滑膜切除術</u>	17,610点
2	<u>股関節滑膜切除術</u>	17,610点
3	<u>膝関節滑膜切除術</u>	17,610点
4	<u>胸鎖関節滑膜切除術</u>	17,030点
5	<u>肘関節滑膜切除術</u>	17,030点
6	<u>手関節滑膜切除術</u>	17,030点
7	<u>足関節及び距骨周囲関節滑膜切除術</u>	17,030点
8	<u>肩鎖関節滑膜切除術</u>	16,060点
9	<u>手指関節滑膜切除術</u>	16,060点
10	<u>足趾関節滑膜切除術</u>	16,060点
11	<u>掌指関節滑膜切除術</u>	16,060点

K O 6 6 - 3 関節滑液包摘出術

1	<u>肩関節滑液包摘出術</u>	17,750点
2	<u>股関節滑液包摘出術</u>	17,750点
3	<u>膝関節滑液包摘出術</u>	17,750点
4	<u>肘関節滑液包摘出術</u>	11,200点
5	<u>手関節滑液包摘出術</u>	11,200点
6	<u>足関節及び距骨周囲関節滑液包摘出術</u>	

K O 6 6 関節滑膜切除術

1	<u>肩、股、膝</u>	17,750点
	(新設)	
	(新設)	
2	<u>胸鎖、肘、手、足</u>	11,200点
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
3	<u>肩鎖、指（手、足）</u>	8,880点
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	

K O 6 6 - 2 関節鏡下関節滑膜切除術

1	<u>肩、股、膝</u>	17,610点
	(新設)	
	(新設)	
2	<u>胸鎖、肘、手、足</u>	17,030点
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
3	<u>肩鎖、指（手、足）</u>	16,060点
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	

K O 6 6 - 3 滑液膜摘出術

1	<u>肩、股、膝</u>	17,750点
	(新設)	
	(新設)	
2	<u>胸鎖、肘、手、足</u>	11,200点
	(新設)	
	(新設)	

		11,200点
	(削る)	
K 0 6 6 - 4	関節滑液包摘出術 (関節鏡下)	
1	肩関節滑液包摘出術	17,610点
2	股関節滑液包摘出術	17,610点
3	膝関節滑液包摘出術	17,610点
4	肘関節滑液包摘出術	17,030点
5	手関節滑液包摘出術	17,030点
6	足関節及び距骨周囲関節滑液包摘出術	17,030点
	(削る)	
K 0 6 6 - 5	膝蓋骨滑液包切除術	11,200点
K 0 6 6 - 6	膝蓋骨滑液包切除術 (関節鏡下)	17,030点
	(削る)	
	(削る)	
K 0 6 7	関節鼠摘出手術	
1	肩関節鼠摘出手術	15,600点
2	股関節鼠摘出手術	15,600点
3	膝関節鼠摘出手術	15,600点
4	肘関節鼠摘出手術	10,580点
5	手関節鼠摘出手術	10,580点
6	足関節及び距骨周囲関節鼠摘出手術	10,580点
	(削る)	
K 0 6 7 - 2	関節鼠摘出手術 (関節鏡下)	
1	肩関節鼠摘出手術	17,780点
2	股関節鼠摘出手術	17,780点
3	膝関節鼠摘出手術	17,780点
4	肘関節鼠摘出手術	19,100点
5	手関節鼠摘出手術	19,100点
6	足関節及び距骨周囲関節鼠摘出手術	19,100点
7	手指関節鼠摘出手術	12,000点

	3 肩鎖、指 (手、足)	7,930点
K 0 6 6 - 4	関節鏡下滑液膜摘出術	
1	肩、股、膝	17,610点
	(新設)	
	(新設)	
2	胸鎖、肘、手、足	17,030点
	(新設)	
	(新設)	
	3 肩鎖、指 (手、足)	16,060点
K 0 6 6 - 5	膝蓋骨滑液囊切除術	11,200点
K 0 6 6 - 6	関節鏡下膝蓋骨滑液囊切除術	17,030点
K 0 6 6 - 7	掌指関節滑膜切除術	7,930点
K 0 6 6 - 8	関節鏡下掌指関節滑膜切除術	16,060点
K 0 6 7	関節鼠摘出手術	
1	肩、股、膝	15,600点
	(新設)	
	(新設)	
2	胸鎖、肘、手、足	10,580点
	(新設)	
	(新設)	
	3 肩鎖、指 (手、足)	3,970点
K 0 6 7 - 2	関節鏡下関節鼠摘出手術	
1	肩、股、膝	17,780点
	(新設)	
	(新設)	
2	胸鎖、肘、手、足	19,100点
	(新設)	
	(新設)	
3	肩鎖、指 (手、足)	12,000点

8	足趾 ^し 関節 ^{ねすみ} 鼠 ^{ねすみ} 摘出手術	12,000点	(新設)		
K 0 6 8	半月板切除術	9,200点	K 0 6 8	半月板切除術	9,200点
K 0 6 8 - 2	半月板切除術 (関節鏡下)	15,090点	K 0 6 8 - 2	関節鏡下半月板切除術	15,090点
K 0 6 9	半月板縫合術	11,200点	K 0 6 9	半月板縫合術	11,200点
K 0 6 9 - 2	削除		K 0 6 9 - 2	関節鏡下三角線維軟骨複合体切除・縫合術	16,730点
K 0 6 9 - 3	半月板縫合術 (関節鏡下)	18,810点	K 0 6 9 - 3	関節鏡下半月板縫合術	18,810点
K 0 6 9 - 4	半月板制動術 (関節鏡下)	21,700点	K 0 6 9 - 4	関節鏡下半月板制動術	21,700点
K 0 7 0	ガングリオン摘出術		K 0 7 0	ガングリオン摘出術	
1	手部ガングリオン摘出術	3,050点	1	手、足、指 (手、足)	3,050点
2	足部ガングリオン摘出術	3,050点		(新設)	
3	手指ガングリオン摘出術	3,050点		(新設)	
4	足趾 ^し ガングリオン摘出術	3,050点		(新設)	
5	その他のガングリオン摘出術 (ヒグローム摘出術を含む。)	3,190点	2	その他 (ヒグローム摘出術を含む。)	3,190点
K 0 7 1	削除		K 0 7 1	削除	
K 0 7 2	関節切除術		K 0 7 2	関節切除術	
1	肩関節切除術	23,280点	1	肩、股、膝 ^{しつ}	23,280点
2	股関節切除術	23,280点		(新設)	
3	膝 ^{しつ} 関節切除術	23,280点		(新設)	
4	胸鎖関節切除術	16,070点	2	胸鎖、肘、手、足	16,070点
5	肘関節切除術	16,070点		(新設)	
6	手関節切除術	16,070点		(新設)	
7	足関節及び距骨周囲関節切除術	16,070点		(新設)	
8	肩鎖関節切除術	6,800点	3	肩鎖、指 (手、足)	6,800点
9	手指関節切除術	6,800点		(新設)	
10	足趾 ^し 関節切除術	6,800点		(新設)	
K 0 7 3	関節内骨折観血の手術		K 0 7 3	関節内骨折観血の手術	
1	肩関節内骨折観血の手術	22,836点	1	肩、股、膝 ^{しつ} 、肘	20,760点
2	股関節内骨折観血の手術	22,836点		(新設)	
3	膝 ^{しつ} 関節内骨折観血の手術	22,836点		(新設)	

	<u>4</u>	<u>肘関節内骨折観血の手術</u>	<u>22,836点</u>		(新設)	
	<u>5</u>	<u>胸鎖関節内骨折観血の手術</u>	<u>17,070点</u>	<u>2</u>	<u>胸鎖、手、足</u>	17,070点
	<u>6</u>	<u>手関節内骨折観血の手術</u>	<u>18,777点</u>		(新設)	
	<u>7</u>	<u>足関節及び距骨周囲関節内骨折観血の手術</u>	<u>18,777点</u>		(新設)	
	<u>8</u>	<u>肩鎖関節内骨折観血の手術</u>	<u>11,990点</u>	<u>3</u>	<u>肩鎖、指（手、足）</u>	11,990点
	<u>9</u>	<u>手指関節内骨折観血の手術</u>	<u>11,990点</u>		(新設)	
	<u>10</u>	<u>足趾関節内骨折観血の手術</u>	<u>11,990点</u>		(新設)	
K O 7 3 - 2		<u>関節内骨折観血の手術（関節鏡下）</u>		K O 7 3 - 2	<u>関節鏡下関節内骨折観血の手術</u>	
	<u>1</u>	<u>肩関節内骨折観血の手術</u>	<u>27,720点</u>	<u>1</u>	<u>肩、股、膝、肘</u>	27,720点
	<u>2</u>	<u>股関節内骨折観血の手術</u>	<u>27,720点</u>		(新設)	
	<u>3</u>	<u>膝関節内骨折観血の手術</u>	<u>27,720点</u>		(新設)	
	<u>4</u>	<u>肘関節内骨折観血の手術</u>	<u>27,720点</u>		(新設)	
	<u>5</u>	<u>胸鎖関節内骨折観血の手術</u>	<u>22,690点</u>	<u>2</u>	<u>胸鎖、手、足</u>	22,690点
	<u>6</u>	<u>手関節内骨折観血の手術</u>	<u>22,690点</u>		(新設)	
	<u>7</u>	<u>足関節及び距骨周囲関節内骨折観血の手術</u>	<u>22,690点</u>		(新設)	
	<u>8</u>	<u>肩鎖関節内骨折観血の手術</u>	<u>14,360点</u>	<u>3</u>	<u>肩鎖、指（手、足）</u>	14,360点
	<u>9</u>	<u>手指関節内骨折観血の手術</u>	<u>14,360点</u>		(新設)	
	<u>10</u>	<u>足趾関節内骨折観血の手術</u>	<u>14,360点</u>		(新設)	
K O 7 4		<u>靱帯断裂縫合術</u>		K O 7 4	<u>靱帯断裂縫合術</u>	
	<u>1</u>	<u>十字靱帯断裂縫合術</u>	<u>17,070点</u>	<u>1</u>	<u>十字靱帯</u>	17,070点
	<u>2</u>	<u>膝側副靱帯断裂縫合術</u>	<u>16,560点</u>	<u>2</u>	<u>膝側副靱帯</u>	16,560点
	<u>3</u>	<u>手指靱帯断裂縫合術</u>	<u>7,600点</u>	<u>3</u>	<u>指（手、足）その他の靱帯</u>	7,600点
	<u>4</u>	<u>足趾靱帯断裂縫合術</u>	<u>7,600点</u>		(新設)	
	<u>5</u>	<u>その他の靱帯断裂縫合術</u>	<u>7,600点</u>		(新設)	
K O 7 4 - 2		<u>靱帯断裂縫合術（関節鏡下）</u>		K O 7 4 - 2	<u>関節鏡下靱帯断裂縫合術</u>	
	<u>1</u>	<u>十字靱帯断裂縫合術</u>	<u>24,170点</u>	<u>1</u>	<u>十字靱帯</u>	24,170点
	<u>2</u>	<u>膝側副靱帯断裂縫合術</u>	<u>16,510点</u>	<u>2</u>	<u>膝側副靱帯</u>	16,510点
	<u>3</u>	<u>三角線維軟骨複合体縫合術</u>	<u>16,730点</u>		(新設)	
	<u>4</u>	<u>その他の靱帯断裂縫合術</u>	<u>15,720点</u>	<u>3</u>	<u>指（手、足）その他の靱帯</u>	15,720点

K O 7 4 - 3 三角線維軟骨複合体切除術（關節鏡下）		16,730点	(新設)		
K O 7 5	關節非觀血的授動術		K O 7 5	非觀血的關節授動術	
1	肩關節非觀血的授動術	1,590点	1	肩、股、膝	1,590点
2	股關節非觀血的授動術	1,590点		(新設)	
3	膝關節非觀血的授動術	1,590点		(新設)	
4	肘關節非觀血的授動術	1,260点	2	胸鎖、肘、手、足	1,260点
5	手關節非觀血的授動術	1,260点		(新設)	
6	足關節及び距骨周圍關節非觀血的授動術	1,260点		(新設)	
7	手指關節非觀血的授動術	490点	3	肩鎖、指（手、足）	490点
8	足趾關節非觀血的授動術	490点		(新設)	
K O 7 6	關節觀血的授動術		K O 7 6	觀血的關節授動術	
1	肩關節觀血的授動術	38,890点	1	肩、股、膝	38,890点
2	股關節觀血的授動術	38,890点		(新設)	
3	膝關節觀血的授動術	38,890点		(新設)	
4	肘關節觀血的授動術	28,210点	2	胸鎖、肘、手、足	28,210点
5	手關節觀血的授動術	28,210点		(新設)	
6	足關節及び距骨周圍關節觀血的授動術	28,210点		(新設)	
7	手指關節觀血的授動術	10,150点	3	肩鎖、指（手、足）	10,150点
8	足趾關節觀血的授動術	10,150点		(新設)	
K O 7 6 - 2	關節授動術（關節鏡下）		K O 7 6 - 2	關節鏡下關節授動術	
1	肩關節授動術	46,660点	1	肩、股、膝	46,660点
2	股關節授動術	46,660点		(新設)	
3	膝關節授動術	46,660点		(新設)	
4	肘關節授動術	33,850点	2	胸鎖、肘、手、足	33,850点
5	手關節授動術	33,850点		(新設)	
6	足關節及び距骨周圍關節授動術	33,850点		(新設)	
7	手指關節授動術	10,150点	3	肩鎖、指（手、足）	10,150点
K O 7 6 - 3	肩關節授動術（關節鏡下）（肩 ^{けん} 腱板断裂手術（関		K O 7 6 - 3	關節鏡下肩關節授動術（關節鏡下肩 ^{けん} 腱板断裂手術	

<u>節鏡下を伴うもの)</u>		54,810点	<u>を伴うもの)</u>		54,810点
K O 7 7	<u>関節観血的制動術</u>		K O 7 7	<u>観血的関節制動術</u>	
1	<u>肩関節観血的制動術</u>	27,380点	1	<u>肩、股、膝</u>	27,380点
2	<u>股関節観血的制動術</u>	27,380点		(新設)	
3	<u>膝関節観血的制動術</u>	27,380点		(新設)	
4	<u>胸鎖関節観血的制動術</u>	16,040点	2	<u>胸鎖、肘、手、足</u>	16,040点
5	<u>肘関節観血的制動術</u>	16,040点		(新設)	
6	<u>手関節観血的制動術</u>	16,040点		(新設)	
7	<u>足関節及び距骨周囲関節観血的制動術</u>	16,040点		(新設)	
		16,040点	3	<u>肩鎖、指(手、足)</u>	5,550点
8	<u>肩鎖関節観血的制動術</u>	5,550点		(新設)	
9	<u>手指関節観血的制動術</u>	5,550点		(新設)	
10	<u>足趾関節観血的制動術</u>	5,550点	K O 7 7 - 2	<u>肩甲骨烏口突起移行術</u>	27,380点
K O 7 7 - 2	<u>肩甲骨烏口突起移行術</u>	27,380点	K O 7 8	<u>観血的関節固定術</u>	
K O 7 8	<u>関節観血的固定術</u>		1	<u>肩、股、膝</u>	21,640点
1	<u>肩関節観血的固定術</u>	21,640点		(新設)	
2	<u>股関節観血的固定術</u>	21,640点		(新設)	
3	<u>膝関節観血的固定術</u>	21,640点	2	<u>胸鎖、肘、手、足</u>	22,300点
4	<u>胸鎖関節観血的固定術</u>	22,300点		(新設)	
5	<u>肘関節観血的固定術</u>	22,300点		(新設)	
6	<u>手関節観血的固定術</u>	22,300点		(新設)	
7	<u>足関節及び距骨周囲関節観血的固定術</u>	22,300点	3	<u>肩鎖、指(手、足)</u>	8,640点
		22,300点		(新設)	
8	<u>肩鎖関節観血的固定術</u>	8,640点		(新設)	
9	<u>手指関節観血的固定術</u>	8,640点	K O 7 9	<u>靱帯断裂形成手術</u>	
10	<u>足趾関節観血的固定術</u>	8,640点	1	<u>十字靱帯</u>	28,210点
K O 7 9	<u>靱帯断裂形成手術</u>		2	<u>膝側副靱帯</u>	18,810点
1	<u>十字靱帯断裂形成手術</u>	28,210点	3	<u>指(手、足)その他の靱帯</u>	16,350点
2	<u>膝側副靱帯断裂形成手術</u>	18,810点		(新設)	
3	<u>手指靱帯断裂形成手術</u>	16,350点			
4	<u>足趾靱帯断裂形成手術</u>	16,350点			

	5	<u>その他の^{じん}靱帯断裂形成手術</u>	16,350点
K 0 7 9 - 2		<u>靱帯^{じん}断裂形成手術（関節鏡下）</u>	
	1	<u>十字^{しじふ}靱帯^{じん}断裂形成手術</u>	34,980点
	2	<u>膝側^{しつじん}副靱帯^{じん}断裂形成手術</u>	17,280点
	3	<u>内側^{ないしつ}膝蓋^{たいじん}大腿靱帯^{じん}断裂形成手術</u>	24,210点
	4	<u>手指^{しゆじん}靱帯^{じん}断裂形成手術</u>	18,250点
	5	<u>足趾^{しじ}靱帯^{じん}断裂形成手術</u>	18,250点
	6	<u>その他の^{じん}靱帯断裂形成手術</u>	18,250点
	注	1 について、前十字 ^{じん} 靱帯及び後十字 ^{じん} 靱帯に対して一期的に形成術を実施した場合は、一期的 ^{じん} 両靱帯形成加算として、5,000点を所定点数に加算する。	
K 0 8 0		関節形成手術	
	1	<u>肩^{けん}関節形成手術</u>	45,720点
	2	<u>股^こ関節形成手術</u>	45,720点
	3	<u>膝^{しつ}関節形成手術</u>	45,720点
	4	<u>胸鎖^{しゆ}関節形成手術</u>	28,210点
	5	<u>肘^{しゆ}関節形成手術</u>	28,210点
	6	<u>手^て関節形成手術</u>	28,210点
	7	<u>足^{あし}関節及び距骨^{きょく}周囲^{しゅうい}関節形成手術</u>	28,210点
	8	<u>肩鎖^{けんしよ}関節形成手術</u>	14,050点
	9	<u>手指^{しゆ}関節形成手術</u>	14,050点
	10	<u>足趾^し関節形成手術</u>	14,050点
	注	関節挿入膜を患者の筋膜から作成した場合は、880点を所定点数に加算する。	
K 0 8 0 - 2		内反足手術	25,930点
K 0 8 0 - 3		肩 ^{けん} 腱板断裂手術	
	1	簡単なもの	18,700点
	2	複雑なもの	24,310点
K 0 8 0 - 4		<u>肩^{けん}腱板断裂手術（関節鏡下）</u>	
	1	簡単なもの	27,040点

		(新設)	
K 0 7 9 - 2		<u>関節鏡下^{じん}靱帯^{じん}断裂形成手術</u>	
	1	<u>十字^{しじふ}靱帯^{じん}</u>	34,980点
	2	<u>膝側^{しつじん}副靱帯^{じん}</u>	17,280点
	3	<u>指（手、足）^{じん}その他の靱帯</u>	18,250点
	4	<u>内側^{しつ}膝蓋^{たいじん}大腿靱帯^{じん}</u>	24,210点
		(新設)	
		(新設)	
	注	1 について、前十字 ^{じん} 靱帯及び後十字 ^{じん} 靱帯に対して一期的に形成術を実施した場合は、一期的 ^{じん} 両靱帯形成加算として、5,000点を所定点数に加算する。	
K 0 8 0		関節形成手術	
	1	<u>肩、股、膝^{しつ}</u>	45,720点
		(新設)	
		(新設)	
	2	<u>胸鎖、肘、手、足</u>	28,210点
		(新設)	
		(新設)	
		(新設)	
	3	<u>肩鎖、指（手、足）</u>	14,050点
		(新設)	
		(新設)	
	注	関節挿入膜を患者の筋膜から作成した場合は、880点を所定点数に加算する。	
K 0 8 0 - 2		内反足手術	25,930点
K 0 8 0 - 3		肩 ^{けん} 腱板断裂手術	
	1	簡単なもの	18,700点
	2	複雑なもの	24,310点
K 0 8 0 - 4		<u>関節鏡下^{けん}肩^{けん}腱板断裂手術</u>	
	1	簡単なもの	27,040点

2	簡単なもの（上腕二頭筋 ^{けん} 腱の固定を伴うもの）	37,490点
3	複雑なもの	38,670点
K080-5	<u>肩関節唇形成術（関節鏡下）</u>	
1	<u>1 腱^{けん}板断裂を伴うもの</u>	45,200点
2	<u>2 腱^{けん}板断裂を伴わないもの</u>	32,160点
3	<u>3 肩甲骨烏口突起移行術を伴うもの</u>	46,370点
K080-6	<u>股関節唇縫合術（関節鏡下）</u>	44,830点
K080-7	<u>上腕二頭筋^{けん}腱固定術</u>	
1	<u>1 上腕二頭筋^{けん}腱固定術</u>	18,080点
2	<u>2 上腕二頭筋^{けん}腱固定術（関節鏡下）</u>	23,370点
K081	人工骨頭挿入術	
1	<u>1 肩関節人工骨頭挿入術</u>	19,500点
2	<u>2 股関節人工骨頭挿入術</u>	19,500点
3	<u>3 肘関節人工骨頭挿入術</u>	18,810点
	（削る）	
注	大腿骨近位部の骨折に対して、骨折後48時間以内に人工骨頭の挿入を行った場合は、緊急挿入加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
K082	人工関節置換術	
1	<u>1 人工肩関節置換術</u>	
イ	<u>イ 腱^{けん}移行を伴わないもの</u>	37,690点
ロ	<u>ロ 腱^{けん}移行を伴うもの</u>	46,690点
2	<u>2 人工股関節置換術</u>	37,690点
3	<u>3 人工膝関節置換術</u>	37,690点
4	<u>4 人工肘関節置換術</u>	28,210点
5	<u>5 人工手関節置換術</u>	28,210点
6	<u>6 人工足関節置換術</u>	28,210点
7	<u>7 人工手指関節置換術</u>	15,970点
8	<u>8 人工足趾^し関節置換術</u>	15,970点

2	簡単なもの（上腕二頭筋 ^{けん} 腱の固定を伴うもの）	37,490点
3	複雑なもの	38,670点
K080-5	<u>関節鏡下肩関節唇形成術</u>	
1	<u>1 腱^{けん}板断裂を伴うもの</u>	45,200点
2	<u>2 腱^{けん}板断裂を伴わないもの</u>	32,160点
3	<u>3 関節鏡下肩甲骨烏口突起移行術を伴うもの</u>	46,370点
K080-6	<u>関節鏡下股関節唇形成術</u>	44,830点
K080-7	<u>上腕二頭筋^{けん}腱固定術</u>	
1	<u>1 観血的に行うもの</u>	18,080点
2	<u>2 関節鏡下で行うもの</u>	23,370点
K081	人工骨頭挿入術	
1	<u>1 肩、股</u>	19,500点
	（新設）	
2	<u>2 肘、手、足</u>	18,810点
3	<u>3 指（手、足）</u>	10,880点
注	大腿骨近位部の骨折に対して、骨折後48時間以内に人工骨頭の挿入を行った場合は、緊急挿入加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
K082	人工関節置換術	
1	<u>1 肩、股、膝^{しつ}</u>	37,690点
	（新設）	
	（新設）	
	（新設）	
2	<u>2 胸鎖、肘、手、足</u>	28,210点
	（新設）	
	（新設）	
3	<u>3 肩鎖、指（手、足）</u>	15,970点
	（新設）	

K 0 8 2 - 2	人工関節抜去術	
1	人工肩関節抜去術	30,230点
2	人工股関節抜去術	30,230点
3	人工膝関節抜去術	30,230点
4	人工肘関節抜去術	23,650点
5	人工手関節抜去術	23,650点
6	人工足関節抜去術	23,650点
7	人工手指関節抜去術	15,990点
8	人工足趾関節抜去術	15,990点
K 0 8 2 - 3	人工関節再置換術	
1	人工肩関節再置換術	54,810点
2	人工股関節再置換術	54,810点
3	人工膝関節再置換術	54,810点
4	人工肘関節再置換術	34,190点
5	人工手関節再置換術	34,190点
6	人工足関節再置換術	34,190点
7	人工手指関節再置換術	21,930点
8	人工足趾関節再置換術	21,930点
K 0 8 2 - 4	関節形成術（自家肋骨軟骨を用いるもの）	91,500点
K 0 8 2 - 5	人工距骨全置換術	27,210点
K 0 8 2 - 6	人工股関節 摺動面交換術	25,000点
K 0 8 2 - 7	人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	43,260点
K 0 8 2 - 8	人工膝関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	42,190点
K 0 8 3	鋼線等による直達牽引（初日。観血的に行った場合の手技料を含む。）（1局所につき）	3,620点
	注 介達牽引又は消炎鎮痛等処置と併せて行った場合は、鋼線等による直達牽引の所定点数のみにより算定する。	

K 0 8 2 - 2	人工関節抜去術	
1	肩、股、膝 （新設）	30,230点
2	胸鎖、肘、手、足 （新設）	23,650点
3	肩鎖、指（手、足） （新設）	15,990点
K 0 8 2 - 3	人工関節再置換術	
1	肩、股、膝 （新設）	54,810点
2	胸鎖、肘、手、足 （新設）	34,190点
3	肩鎖、指（手、足） （新設）	21,930点
K 0 8 2 - 4	自家肋骨軟骨関節全置換術	91,500点
K 0 8 2 - 5	人工距骨全置換術	27,210点
K 0 8 2 - 6	人工股関節 摺動面交換術	25,000点
K 0 8 2 - 7	人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの） （新設）	43,260点
K 0 8 3	鋼線等による直達牽引（初日。観血的に行った場合の手技料を含む。）（1局所につき）	3,620点
	注 介達牽引又は消炎鎮痛等処置と併せて行った場合は、鋼線等による直達牽引の所定点数のみにより算定する。	

K O 8 3 - 2	内反足足板挺子固定	2,330点
	注 介達牽引又は消炎鎮痛等処置と併せて行った場合は、内反足足板挺子固定の所定点数のみにより算定する。	
	(四肢切断、離断、再接合)	
K O 8 4	四肢切断術	
	1 上腕切断術	24,320点
	2 前腕切断術	24,320点
	3 手切断術	24,320点
	4 大腿切断術	24,320点
	5 下腿切断術	24,320点
	6 足切断術	24,320点
K O 8 4 - 2	肩甲帯離断術	36,500点
K O 8 5	四肢関節離断術	
	1 肩関節離断術	31,000点
	2 股関節離断術	31,000点
	3 膝関節離断術	31,000点
	4 肘関節離断術	11,360点
	5 手関節離断術	11,360点
	6 足関節及び距骨周囲関節離断術	11,360点
	7 手指関節離断術	3,330点
	8 足趾関節離断術	3,330点
K O 8 6	断端形成術（軟部形成のみのもの）	
	1 手指断端形成術	2,770点
	2 足趾断端形成術	2,770点
	3 その他の断端形成術	3,300点
K O 8 7	断端形成術（骨形成を要するもの）	
	1 手指断端形成術	7,410点
	2 足趾断端形成術	7,410点
	3 その他の断端形成術	10,630点

K O 8 3 - 2	内反足足板挺子固定	2,330点
	注 介達牽引又は消炎鎮痛等処置と併せて行った場合は、内反足足板挺子固定の所定点数のみにより算定する。	
	(四肢切断、離断、再接合)	
K O 8 4	四肢切断術（上腕、前腕、手、大腿、下腿、足）	24,320点
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
K O 8 4 - 2	肩甲帯離断術	36,500点
K O 8 5	四肢関節離断術	
	1 肩、股、膝	31,000点
	(新設)	
	(新設)	
	2 肘、手、足	11,360点
	(新設)	
	(新設)	
	3 指（手、足）	3,330点
	(新設)	
K O 8 6	断端形成術（軟部形成のみのもの）	
	1 指（手、足）	2,770点
	(新設)	
	2 その他	3,300点
K O 8 7	断端形成術（骨形成を要するもの）	
	1 指（手、足）	7,410点
	(新設)	
	2 その他	10,630点

K 0 8 8	<u>四肢切断再接合術</u>		K 0 8 8	<u>切断四肢再接合術</u>	
1	<u>四肢切断再接合術</u>	144,680点	1	<u>四肢</u>	144,680点
2	<u>手指切断再接合術</u>	81,900点	2	<u>指（手、足）</u>	81,900点
3	<u>足趾切断再接合術</u>	<u>81,900点</u>		（新設）	
	（手、足）			（手、足）	
K 0 8 9	<u>爪甲除去術</u>	770点	K 0 8 9	<u>爪甲除去術</u>	770点
K 0 9 0	<u>ひょう疽手術</u>		K 0 9 0	<u>ひょう疽手術</u>	
1	軟部組織のもの	1,190点	1	軟部組織のもの	1,190点
2	骨、関節のもの	1,470点	2	骨、関節のもの	1,470点
	（削る）		K 0 9 0-2	<u>風^{きよく}棘^{そつ}手術</u>	<u>990点</u>
K 0 9 1	<u>陥入爪手術</u>		K 0 9 1	<u>陥入爪手術</u>	
1	簡単なもの	1,400点	1	簡単なもの	1,400点
2	<u>爪床爪母の形成を伴う複雑なもの</u>	2,490点	2	<u>爪床爪母の形成を伴う複雑なもの</u>	2,490点
K 0 9 2	削除		K 0 9 2	削除	
K 0 9 3	手根管開放手術	4,110点	K 0 9 3	手根管開放手術	4,110点
K 0 9 3-2	<u>手根管開放手術（内視鏡下）</u>	10,400点	K 0 9 3-2	<u>関節鏡下手根管開放手術</u>	10,400点
K 0 9 4	足三関節固定（ランブリヌディ）手術	27,890点	K 0 9 4	足三関節固定（ランブリヌディ）手術	27,890点
K 0 9 5	削除		K 0 9 5	削除	
K 0 9 6	手掌、足底 ^{けん} 腱膜切離・切除術		K 0 9 6	手掌、足底 ^{けん} 腱膜切離・切除術	
1	<u>手掌^{けん}腱膜切離・切除術</u>	<u>2,750点</u>	1	<u>鏡視下によるもの</u>	<u>4,340点</u>
2	<u>足底^{けん}腱膜切離・切除術</u>	2,750点	2	<u>その他のもの</u>	2,750点
3	<u>足底^{けん}腱膜切離・切除術（関節鏡下）</u>	<u>4,340点</u>		（新設）	
K 0 9 6-2	体外衝撃波 ^{とつ} 疼痛治療術（一連につき）	5,000点	K 0 9 6-2	体外衝撃波 ^{とつ} 疼痛治療術（一連につき）	5,000点
K 0 9 7	手掌、足底異物摘出術		K 0 9 7	手掌、足底異物摘出術	<u>3,190点</u>
1	<u>手掌異物摘出術</u>	<u>3,190点</u>		（新設）	
2	<u>足底異物摘出術</u>	<u>3,190点</u>		（新設）	
K 0 9 8	削除		K 0 9 8	削除	
K 0 9 9	<u>手指及び足趾^{しはん}癰痕拘縮手術</u>	8,150点	K 0 9 9	<u>指^{はん}癰痕拘縮手術</u>	8,150点
K 0 9 9-2	デュプイトレン拘縮手術		K 0 9 9-2	デュプイトレン拘縮手術	
1	1指	10,430点	1	1指	10,430点
2	2指から3指	22,480点	2	2指から3指	22,480点

	3 4指以上	32,710点
K 1 0 0	多指症手術	
	1 軟部形成のみのもの	2,640点
	2 骨関節、 ^{けん} 腱の形成を要するもの	15,570点
K 1 0 1	合指症手術	
	1 軟部形成のみのもの	9,770点
	2 骨関節、 ^{けん} 腱の形成を要するもの	15,570点
K 1 0 1 - 2	指癒着症手術	
	1 軟部形成のみのもの	7,320点
	2 骨関節、 ^{けん} 腱の形成を要するもの	13,910点
K 1 0 2	巨指症手術	
	1 軟部形成のみのもの	8,720点
	2 骨関節、 ^{けん} 腱の形成を要するもの	21,240点
K 1 0 3	屈指症手術、斜指症手術	
	<u>1 屈指症手術</u>	
	イ 軟部形成のみのもの	13,810点
	ロ 骨関節、 ^{けん} 腱の形成を要するもの	15,570点
	<u>2 斜指症手術</u>	
	イ 軟部形成のみのもの	13,810点
	ロ 骨関節、 ^{けん} 腱の形成を要するもの	15,570点
K 1 0 4	削除	
K 1 0 5	裂手、裂足手術	
	<u>1 裂手手術</u>	<u>27,890点</u>
	<u>2 裂足手術</u>	<u>27,890点</u>
K 1 0 6	母指化手術	35,610点
K 1 0 7	指移植手術	116,670点
K 1 0 8	母指対立再建術	22,740点
K 1 0 9	<u>神経血管柄付皮弁術（手、足）</u>	
	<u>1 手部神経血管柄付皮弁術</u>	<u>40,460点</u>
	<u>2 足部神経血管柄付皮弁術</u>	<u>40,460点</u>
K 1 1 0	<u>第四足趾短縮症手術</u>	10,790点

	3 4指以上	32,710点
K 1 0 0	多指症手術	
	1 軟部形成のみのもの	2,640点
	2 骨関節、 ^{けん} 腱の形成を要するもの	15,570点
K 1 0 1	合指症手術	
	1 軟部形成のみのもの	9,770点
	2 骨関節、 ^{けん} 腱の形成を要するもの	15,570点
K 1 0 1 - 2	指癒着症手術	
	1 軟部形成のみのもの	7,320点
	2 骨関節、 ^{けん} 腱の形成を要するもの	13,910点
K 1 0 2	巨指症手術	
	1 軟部形成のみのもの	8,720点
	2 骨関節、 ^{けん} 腱の形成を要するもの	21,240点
K 1 0 3	屈指症手術、斜指症手術 （新設）	
	<u>1 軟部形成のみのもの</u>	13,810点
	<u>2 骨関節、^{けん}腱の形成を要するもの</u> （新設）	15,570点
K 1 0 4	削除	
K 1 0 5	裂手、裂足手術 （新設） （新設）	<u>27,890点</u>
K 1 0 6	母指化手術	35,610点
K 1 0 7	指移植手術	116,670点
K 1 0 8	母指対立再建術	22,740点
K 1 0 9	<u>神経血管柄付植皮術（手、足）</u> （新設） （新設）	<u>40,460点</u>
K 1 1 0	<u>第四足指短縮症手術</u>	10,790点

K 1 1 0－2	<u>第一足趾外反症矯正手術</u>	10,790点
K 1 1 1	削除 (脊柱、骨盤)	
K 1 1 2	腸骨窩膿瘍切開術	4,670点
K 1 1 3	腸骨窩膿瘍搔爬術	13,920点
K 1 1 4及びK 1 1 5	削除	
K 1 1 6	脊椎、骨盤骨搔爬術	
	<u>1 脊椎骨搔爬術</u>	<u>17,170点</u>
	<u>2 骨盤骨搔爬術</u>	<u>17,170点</u>
K 1 1 7	脊椎脱臼非観血の整復術	2,950点
K 1 1 7－2	頸椎非観血の整復術	2,950点
K 1 1 7－3	削除	
K 1 1 8	<u>脊椎脱臼観血の手術</u>	31,030点
K 1 1 9	仙腸関節脱臼観血の手術	24,320点
K 1 2 0	恥骨結合離開観血の手術	7,890点
K 1 2 0－2	恥骨結合離開非観血の整復固定術	1,810点
K 1 2 1	骨盤骨折非観血の整復術	2,950点
K 1 2 2及びK 1 2 3	削除	
K 1 2 4	腸骨翼骨折観血の手術	15,760点
K 1 2 4－2	寛骨臼骨折観血の手術	58,840点
K 1 2 5	骨盤骨折観血の手術（腸骨翼骨折観血の手術及び寛骨臼骨折観血の手術を除く。）	32,110点
K 1 2 6	脊椎、骨盤骨（軟骨）組織採取術（試験切除によるもの）	
	<u>1 脊椎棘突起組織採取術</u>	3,620点
	<u>2 腸骨翼（軟骨）組織採取術</u>	<u>3,620点</u>
	<u>3 その他の脊椎、骨盤骨（軟骨）組織採取術</u>	
		4,510点
K 1 2 6－2	自家培養軟骨組織採取術	4,510点
K 1 2 7	削除	
K 1 2 8	脊椎、骨盤内異物（挿入物を含む。）除去術	

K 1 1 0－2	<u>第一足指外反症矯正手術</u>	10,790点
K 1 1 1	削除 (脊柱、骨盤)	
K 1 1 2	腸骨窩膿瘍切開術	4,670点
K 1 1 3	腸骨窩膿瘍搔爬術	13,920点
K 1 1 4及びK 1 1 5	削除	
K 1 1 6	脊椎、骨盤骨搔爬術	<u>17,170点</u>
	(新設)	
	(新設)	
K 1 1 7	脊椎脱臼非観血の整復術	2,950点
K 1 1 7－2	頸椎非観血の整復術	2,950点
K 1 1 7－3	削除	
K 1 1 8	<u>脊椎、骨盤脱臼観血の手術</u>	31,030点
K 1 1 9	仙腸関節脱臼観血の手術	24,320点
K 1 2 0	恥骨結合離開観血の手術	7,890点
K 1 2 0－2	恥骨結合離開非観血の整復固定術	1,810点
K 1 2 1	骨盤骨折非観血の整復術	2,950点
K 1 2 2及びK 1 2 3	削除	
K 1 2 4	腸骨翼骨折観血の手術	15,760点
K 1 2 4－2	寛骨臼骨折観血の手術	58,840点
K 1 2 5	骨盤骨折観血の手術（腸骨翼骨折観血の手術及び寛骨臼骨折観血の手術を除く。）	32,110点
K 1 2 6	脊椎、骨盤骨（軟骨）組織採取術（試験切除によるもの）	
	<u>1 棘突起、腸骨翼</u>	3,620点
	(新設)	
	<u>2 その他のもの</u>	4,510点
K 1 2 6－2	自家培養軟骨組織採取術	4,510点
K 1 2 7	削除	
K 1 2 8	脊椎、骨盤内異物（挿入物）除去術	<u>13,520点</u>

	1	脊椎内異物除去術	13,520点	(新設)	
	2	骨盤内異物除去術	13,520点	(新設)	
K 1 2 9 から K 1 3 1 まで		削除			
K 1 3 1 - 2		椎弓切除術（内視鏡下）		K 1 2 9 から K 1 3 1 まで	削除
	1	頸椎椎弓切除術	17,300点	K 1 3 1 - 2	内視鏡下椎弓切除術
	2	胸椎椎弓切除術	17,300点		17,300点
	3	腰椎椎弓切除術	17,300点		(新設)
	4	仙椎椎弓切除術	17,300点		(新設)
	注	2椎弓以上について切除を行う場合は、1椎弓を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は4椎弓を超えないものとする。			(新設)
K 1 3 2		削除		注	2椎弓以上について切除を行う場合は、1椎弓を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は4椎弓を超えないものとする。
K 1 3 3		黄色靱帯骨化症手術		K 1 3 2	削除
	1	頸椎黄色靱帯骨化症手術	28,730点	K 1 3 3	黄色靱帯骨化症手術
	2	胸椎黄色靱帯骨化症手術	28,730点		28,730点
	3	腰椎黄色靱帯骨化症手術	28,730点		(新設)
	4	仙椎黄色靱帯骨化症手術	28,730点		(新設)
K 1 3 3 - 2		後縦靱帯骨化症手術（前方進入によるもの）			(新設)
	1	頸椎後縦靱帯骨化症手術	78,500点	K 1 3 3 - 2	後縦靱帯骨化症手術（前方進入によるもの）
	2	胸椎後縦靱帯骨化症手術	78,500点		78,500点
K 1 3 4		椎間板摘出術			(新設)
	1	頸椎椎間板前方摘出術	40,180点	K 1 3 4	椎間板摘出術
	2	胸椎椎間板前方摘出術	40,180点		1 前方摘出術
	3	腰椎椎間板前方摘出術	40,180点		40,180点
	4	頸椎椎間板後方摘出術	23,520点		(新設)
	5	胸椎椎間板後方摘出術	23,520点		(新設)
	6	腰椎椎間板後方摘出術	23,520点		(新設)
	7	仙椎椎間板後方摘出術	23,520点		(新設)
	8	腰椎椎間板側方摘出術	28,210点		2 後方摘出術
					23,520点
					(新設)
					(新設)
					(新設)
					3 側方摘出術
					28,210点

9 腰椎椎間板経皮的髓核摘出術 15,310点		4 経皮的髓核摘出術 15,310点	
注 4から7までに掲げる手術について、2以上の椎間板の摘出を行う場合には、1椎間を増すごとに、複数椎間板加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は4椎間を超えないものとする。		注 2について、2以上の椎間板の摘出を行う場合には、1椎間を増すごとに、複数椎間板加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は4椎間を超えないものとする。	
K 1 3 4 - 2	椎間板摘出（切除）術（内視鏡下）	K 1 3 4 - 2	内視鏡下椎間板摘出（切除）術
1	頸椎椎間板前方摘出術 75,600点	1	前方摘出術 75,600点
2	胸椎椎間板前方摘出術 75,600点		（新設）
3	腰椎椎間板前方摘出術 75,600点		（新設）
4	頸椎椎間板後方摘出術 30,390点	2	後方摘出術 30,390点
5	胸椎椎間板後方摘出術 30,390点		（新設）
6	腰椎椎間板後方摘出術 30,390点		（新設）
7	仙椎椎間板後方摘出術 30,390点		（新設）
注 4から7までに掲げる手術について、2以上の椎間板の摘出を行う場合には、1椎間を増すごとに、複数椎間板加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は2椎間を超えないものとする。		注 2について、2以上の椎間板の摘出を行う場合には、1椎間を増すごとに、複数椎間板加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は2椎間を超えないものとする。	
K 1 3 4 - 3	頸椎人工椎間板置換術 40,460点	K 1 3 4 - 3	人工椎間板置換術（頸椎） 40,460点
注 2の椎間板の置換を行う場合には、2椎間板加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。		注 2の椎間板の置換を行う場合には、2椎間板加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K 1 3 4 - 4	椎間板内酵素注入療法 5,350点	K 1 3 4 - 4	椎間板内酵素注入療法 5,350点
K 1 3 5	脊椎、骨盤腫瘍切除術	K 1 3 5	脊椎、骨盤腫瘍切除術 36,620点
1	頸椎腫瘍切除術 36,620点		（新設）
2	胸椎腫瘍切除術 36,620点		（新設）
3	腰椎腫瘍切除術 36,620点		（新設）
4	仙椎腫瘍切除術 36,620点		（新設）
5	骨盤腫瘍切除術 36,620点		（新設）
K 1 3 6	脊椎、骨盤悪性腫瘍手術	K 1 3 6	脊椎、骨盤悪性腫瘍手術 101,330点

	1 <u>頸椎悪性腫瘍手術</u>	<u>101,330点</u>	(新設)	
	2 <u>胸椎悪性腫瘍手術</u>	<u>101,330点</u>	(新設)	
	3 <u>腰椎悪性腫瘍手術</u>	<u>101,330点</u>	(新設)	
	4 <u>仙椎悪性腫瘍手術</u>	<u>101,330点</u>	(新設)	
	5 <u>骨盤悪性腫瘍手術</u>	<u>101,330点</u>	(新設)	
K 1 3 6 - 2	腫瘍脊椎骨全摘術		K 1 3 6 - 2 腫瘍脊椎骨全摘術	<u>113,830点</u>
	1 <u>頸椎腫瘍脊椎骨全摘術</u>	<u>113,830点</u>	(新設)	
	2 <u>胸椎腫瘍脊椎骨全摘術</u>	<u>113,830点</u>	(新設)	
	3 <u>腰椎腫瘍脊椎骨全摘術</u>	<u>113,830点</u>	(新設)	
	4 <u>仙椎腫瘍脊椎骨全摘術</u>	<u>113,830点</u>	(新設)	
K 1 3 7	骨盤切断術	48,650点	K 1 3 7 骨盤切断術	48,650点
K 1 3 8	脊椎披裂手術		K 1 3 8 脊椎披裂手術	
	1 神経処置を伴うもの	29,370点	1 神経処置を伴うもの	29,370点
	2 その他のもの	22,780点	2 その他のもの	22,780点
K 1 3 9	脊椎骨切り術		K 1 3 9 脊椎骨切り術	<u>60,330点</u>
	1 <u>頸椎骨切り術</u>	<u>60,330点</u>	(新設)	
	2 <u>胸椎骨切り術</u>	<u>60,330点</u>	(新設)	
	3 <u>腰椎骨切り術</u>	<u>60,330点</u>	(新設)	
	4 <u>仙椎骨切り術</u>	<u>60,330点</u>	(新設)	
K 1 4 0	骨盤骨切り術	36,990点	K 1 4 0 骨盤骨切り術	36,990点
K 1 4 1	臼蓋形成手術	28,220点	K 1 4 1 臼蓋形成手術	28,220点
K 1 4 1 - 2	寛骨臼移動術	40,040点	K 1 4 1 - 2 寛骨臼移動術	40,040点
K 1 4 1 - 3	脊椎制動術	16,810点	K 1 4 1 - 3 脊椎制動術	16,810点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。		注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 1 4 2	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む。）		K 1 4 2 脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む。）	
	1 <u>頸椎前方椎体固定術</u>	<u>41,710点</u>	1 <u>前方椎体固定</u>	<u>41,710点</u>
	2 <u>胸椎前方椎体固定術</u>	<u>41,710点</u>	(新設)	
	3 <u>腰椎前方椎体固定術</u>	<u>41,710点</u>	(新設)	
	4 <u>仙椎前方椎体固定術</u>	<u>41,710点</u>	(新設)	

5	<u>頸椎^{けい}後方又は後側方固定術</u>	32,890点
6	<u>胸椎後方又は後側方固定術</u>	32,890点
7	<u>腰椎後方又は後側方固定術</u>	32,890点
8	<u>仙椎後方又は後側方固定術</u>	32,890点
9	<u>頸椎^{けい}後方椎体固定術</u>	41,160点
10	<u>胸椎後方椎体固定術</u>	41,160点
11	<u>腰椎後方椎体固定術</u>	41,160点
12	<u>仙椎後方椎体固定術</u>	41,160点
13	<u>頸椎^{けい}前方後方同時固定術</u>	74,580点
14	<u>胸椎前方後方同時固定術</u>	74,580点
15	<u>腰椎前方後方同時固定術</u>	74,580点
16	<u>仙椎前方後方同時固定術</u>	74,580点
17	<u>頸椎^{けい}椎弓切除術</u>	13,310点
18	<u>胸椎椎弓切除術</u>	13,310点
19	<u>腰椎椎弓切除術</u>	13,310点
20	<u>仙椎椎弓切除術</u>	13,310点
21	<u>頸椎^{けい}椎弓形成術</u>	24,260点
22	<u>胸椎椎弓形成術</u>	24,260点
23	<u>腰椎椎弓形成術</u>	24,260点
24	<u>仙椎椎弓形成術</u>	24,260点
注1 椎間又は椎弓が併せて2以上の場合は、1椎間又は1椎弓を追加するごとに、追加した当該椎間又は当該椎弓に実施した手術のうち主たる手術の所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は椎間又は椎弓を併せて4を超えないものとする。		
2 <u>5から16</u> までに掲げる手術の所定点数には、注1の規定にかかわらず、当該手術を実施した椎間に隣接する椎弓に係る <u>17から24</u> までに掲げる手術の所定点数が含まれる。		
K 1 4 2 - 2 脊椎側彎 ^{わん} 症手術		

2	<u>後方又は後側方固定</u>	32,890点
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
3	<u>後方椎体固定</u>	41,160点
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
4	<u>前方後方同時固定</u>	74,580点
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
5	<u>椎弓切除</u>	13,310点
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
6	<u>椎弓形成</u>	24,260点
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
注1 椎間又は椎弓が併せて2以上の場合は、1椎間又は1椎弓を追加するごとに、追加した当該椎間又は当該椎弓に実施した手術のうち主たる手術の所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は椎間又は椎弓を併せて4を超えないものとする。		
2 <u>2から4</u> までに掲げる手術の所定点数には、注1の規定にかかわらず、当該手術を実施した椎間に隣接する椎弓に係る <u>5及び6</u> に掲げる手術の所定点数が含まれる。		
K 1 4 2 - 2 脊椎側彎 ^{わん} 症手術		

1	脊椎側彎症 ^{わん} 固定術	55,950点	1	固定術	55,950点
2	脊椎側彎症 ^{わん} 矯正術		2	矯正術	
	イ 初回挿入	112,260点		イ 初回挿入	112,260点
	ロ 交換術	48,650点		ロ 交換術	48,650点
	ハ 伸展術	20,540点		ハ 伸展術	20,540点
注	1 及び 2 のロ（胸郭変形矯正用材料を用いた場合に限る。）について、椎間が 2 以上の場合は、1 椎間を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は 4 椎間を超えないものとする。		注	1 及び 2 のロ（胸郭変形矯正用材料を用いた場合に限る。）について、椎間が 2 以上の場合は、1 椎間を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は 4 椎間を超えないものとする。	
K 1 4 2 - 3	胸椎又は腰椎前方固定術（内視鏡下）		K 1 4 2 - 3	内視鏡下脊椎固定術（胸椎又は腰椎前方固定）	
					101,910点
	1 胸椎前方固定術	101,910点		（新設）	
	2 腰椎前方固定術	101,910点		（新設）	
注	椎間が 2 以上の場合は、1 椎間を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は 4 椎間を超えないものとする。		注	椎間が 2 以上の場合は、1 椎間を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は 4 椎間を超えないものとする。	
K 1 4 2 - 4	経皮的椎体形成術		K 1 4 2 - 4	経皮的椎体形成術	
		19,960点			19,960点
注 1	複数椎体に行った場合は、1 椎体を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は 4 椎体を超えないものとする。		注 1	複数椎体に行った場合は、1 椎体を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は 4 椎体を超えないものとする。	
2	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。		2	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 1 4 2 - 5	椎弓形成術（内視鏡下）		K 1 4 2 - 5	内視鏡下椎弓形成術	
					30,390点
	1 頸椎 ^{けい} 椎弓形成術	30,390点		（新設）	
	2 胸椎椎弓形成術	30,390点		（新設）	
	3 腰椎椎弓形成術	30,390点		（新設）	
	4 仙椎椎弓形成術	30,390点		（新設）	
注	椎弓が 2 以上の場合は、1 椎弓を増すごとに所		注	椎弓が 2 以上の場合は、1 椎弓を増すごとに所	

定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は4椎弓を超えないものとする。	
K 1 4 2 - 6	歯突起骨折骨接合術 23,750点
K 1 4 2 - 7	腰椎分離部修復術 28,210点
K 1 4 2 - 8	腰部脊柱管拡大減圧術（顕微鏡下） 24,560点
K 1 4 2 - 9	腰椎後方椎体固定術（内視鏡下） 53,500点
<u>注 椎間が2以上の場合は、1椎間を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は2椎間を超えないものとする。</u>	
K 1 4 3	仙腸関節固定術 29,190点
K 1 4 4	体外式脊椎固定術 25,800点
第3款 神経系・頭蓋	
通則	
本款各区分に掲げる手術に当たって神経内視鏡を使用した場合の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
区分	
(頭蓋、脳)	
K 1 4 5	穿頭脳室ドレナージ術 2,330点
K 1 4 5 - 2	皮下髄液貯溜槽留置術 6,348点
K 1 4 6	頭蓋開溝術 17,310点
K 1 4 7	穿頭術（トレパナチオン） 1,840点
K 1 4 7 - 2	頭蓋内モニタリング装置挿入術 6,310点
K 1 4 7 - 3	緊急穿頭血腫除去術 10,900点
K 1 4 8	試験開頭術 15,850点
K 1 4 9	減圧開頭術
1	キアリ奇形、脊髄空洞症の場合 28,280点
2	その他の場合 26,470点
K 1 4 9 - 2	後頭蓋窩減圧術 31,000点
K 1 5 0	脳膿瘍排膿術 21,470点

定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は4椎弓を超えないものとする。	
K 1 4 2 - 6	歯突起骨折骨接合術 23,750点
K 1 4 2 - 7	腰椎分離部修復術 28,210点
K 1 4 2 - 8	顕微鏡下腰部脊柱管拡大減圧術 24,560点
(新設)	
(新設)	
K 1 4 3	仙腸関節固定術 29,190点
K 1 4 4	体外式脊椎固定術 25,800点
第3款 神経系・頭蓋	
通則	
本款各区分に掲げる手術に当たって神経内視鏡を使用した場合の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
区分	
(頭蓋、脳)	
K 1 4 5	穿頭脳室ドレナージ術 2,330点
K 1 4 5 - 2	皮下髄液貯溜槽留置術 5,290点
K 1 4 6	頭蓋開溝術 17,310点
K 1 4 7	穿頭術（トレパナチオン） 1,840点
K 1 4 7 - 2	頭蓋内モニタリング装置挿入術 6,310点
K 1 4 7 - 3	緊急穿頭血腫除去術 10,900点
K 1 4 8	試験開頭術 15,850点
K 1 4 9	減圧開頭術
1	キアリ奇形、脊髄空洞症の場合 28,280点
2	その他の場合 26,470点
K 1 4 9 - 2	後頭蓋窩減圧術 31,000点
K 1 5 0	脳膿瘍排膿術 21,470点

K 1 5 1	削除	
K 1 5 1－2	広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術	216,230点
K 1 5 2	耳性頭蓋内合併症手術	56,950点
K 1 5 2－2	耳科的硬脳膜外膿瘍切開術	49,520点
K 1 5 3	鼻性頭蓋内合併症手術	52,870点
K 1 5 4	機能的定位脳手術	
1	てんかんの場合	80,500点
2	その他の場合	
イ	片側の場合	52,300点
ロ	両側の場合	94,500点
K 1 5 4－2	顕微鏡使用によるてんかん手術（焦点切除術、側頭葉切除術、脳梁離断術）	131,630点
K 1 5 4－3	定位脳腫瘍生検術	20,040点
K 1 5 4－4	集束超音波による機能的定位脳手術	105,000点
K 1 5 5	脳切截術（開頭して行うもの）	19,600点
K 1 5 6	延髄における脊髄視床路切截術	40,950点
K 1 5 7	三叉神経節後線維切截術	36,290点
K 1 5 8	視神経管開放術	36,290点
K 1 5 9	顔面神経減圧手術（乳様突起経由）	44,500点
K 1 5 9－2	顔面神経管開放術	44,500点
K 1 6 0	脳神経手術（開頭して行うもの）	37,620点
K 1 6 0－2	頭蓋内微小血管減圧術	43,920点
K 1 6 1	頭蓋骨腫瘍摘出術	23,490点
K 1 6 2	頭皮、頭蓋骨悪性腫瘍手術	36,290点
K 1 6 3	頭蓋骨膜下血腫摘出術	10,680点
K 1 6 4	頭蓋内血腫除去術（開頭して行うもの）	
1	硬膜外のもの	35,790点
2	硬膜下のもの	36,970点
3	脳内のもの	47,020点
K 1 6 4－2	慢性硬膜下血腫穿孔洗浄術	10,900点
K 1 6 4－3	脳血管塞栓（血栓）摘出術	37,560点

K 1 5 1	削除	
K 1 5 1－2	広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術	216,230点
K 1 5 2	耳性頭蓋内合併症手術	56,950点
K 1 5 2－2	耳科的硬脳膜外膿瘍切開術	49,520点
K 1 5 3	鼻性頭蓋内合併症手術	52,870点
K 1 5 4	機能的定位脳手術	
(新設)		
(新設)		
1	片側の場合	52,300点
2	両側の場合	94,500点
K 1 5 4－2	顕微鏡使用によるてんかん手術（焦点切除術、側頭葉切除術、脳梁離断術）	131,630点
K 1 5 4－3	定位脳腫瘍生検術	20,040点
K 1 5 4－4	集束超音波による機能的定位脳手術	105,000点
K 1 5 5	脳切截術（開頭して行うもの）	19,600点
K 1 5 6	延髄における脊髄視床路切截術	40,950点
K 1 5 7	三叉神経節後線維切截術	36,290点
K 1 5 8	視神経管開放術	36,290点
K 1 5 9	顔面神経減圧手術（乳様突起経由）	44,500点
K 1 5 9－2	顔面神経管開放術	44,500点
K 1 6 0	脳神経手術（開頭して行うもの）	37,620点
K 1 6 0－2	頭蓋内微小血管減圧術	43,920点
K 1 6 1	頭蓋骨腫瘍摘出術	23,490点
K 1 6 2	頭皮、頭蓋骨悪性腫瘍手術	36,290点
K 1 6 3	頭蓋骨膜下血腫摘出術	10,680点
K 1 6 4	頭蓋内血腫除去術（開頭して行うもの）	
1	硬膜外のもの	35,790点
2	硬膜下のもの	36,970点
3	脳内のもの	47,020点
K 1 6 4－2	慢性硬膜下血腫穿孔洗浄術	10,900点
K 1 6 4－3	脳血管塞栓（血栓）摘出術	37,560点

K 1 6 4－4	定位的脳内血腫除去術	18,220点
K 1 6 4－5	内視鏡下脳内血腫除去術	47,020点
K 1 6 5	脳内異物摘出術	45,630点
K 1 6 6	脳膿瘍 ^{のう} 全摘術	36,500点
K 1 6 7	頭蓋内腫瘍 ^{りゅう} 摘出術	61,720点
K 1 6 8	脳切除術	36,290点
K 1 6 9	頭蓋内腫瘍摘出術	
1	松果体部腫瘍	158,100点
2	その他のもの	132,130点
注 1	脳腫瘍覚醒下マッピングを用いて実施した場合は、脳腫瘍覚醒下マッピング加算として、4,500点を所定点数に加算する。	
2	原発性悪性脳腫瘍に対する頭蓋内腫瘍摘出術において、タラポルフィンナトリウムを投与した患者に対しPDT半導体レーザを用いて光線力学療法を実施した場合は、原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算として、18,000点を所定点数に加算する。	
3	2について、同一手術室内において術中にMRIを撮影した場合は、術中MRI撮影加算として、3,990点を所定点数に加算する。	
K 1 6 9－2	内視鏡下脳腫瘍生検術	80,000点
K 1 6 9－3	内視鏡下脳腫瘍摘出術	100,000点
K 1 7 0	経耳的聴神経腫瘍摘出術	76,890点
K 1 7 1	経鼻的下垂体腫瘍摘出術	87,200点
K 1 7 1－2	内視鏡下経鼻的腫瘍摘出術	
1	下垂体腫瘍	110,970点
2	頭蓋底脳腫瘍（下垂体腫瘍を除く。）	126,120点
注	同一手術室内において術中にMRIを撮影した場合は、術中MRI撮影加算として、3,990点を	

K 1 6 4－4	定位的脳内血腫除去術	18,220点
K 1 6 4－5	内視鏡下脳内血腫除去術	47,020点
K 1 6 5	脳内異物摘出術	45,630点
K 1 6 6	脳膿瘍 ^{のう} 全摘術	36,500点
K 1 6 7	頭蓋内腫瘍 ^{りゅう} 摘出術	61,720点
K 1 6 8	脳切除術	36,290点
K 1 6 9	頭蓋内腫瘍摘出術	
1	松果体部腫瘍	158,100点
2	その他のもの	132,130点
注 1	脳腫瘍覚醒下マッピングを用いて実施した場合は、脳腫瘍覚醒下マッピング加算として、4,500点を所定点数に加算する。	
2	原発性悪性脳腫瘍に対する頭蓋内腫瘍摘出術において、タラポルフィンナトリウムを投与した患者に対しPDT半導体レーザを用いて光線力学療法を実施した場合は、原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算として、18,000点を所定点数に加算する。	
3	2について、同一手術室内において術中にMRIを撮影した場合は、術中MRI撮影加算として、3,990点を所定点数に加算する。	
K 1 6 9－2	内視鏡下脳腫瘍生検術	80,000点
K 1 6 9－3	内視鏡下脳腫瘍摘出術	100,000点
K 1 7 0	経耳的聴神経腫瘍摘出術	76,890点
K 1 7 1	経鼻的下垂体腫瘍摘出術	87,200点
K 1 7 1－2	内視鏡下経鼻的腫瘍摘出術	
1	下垂体腫瘍	110,970点
2	頭蓋底脳腫瘍（下垂体腫瘍を除く。）	126,120点
注	同一手術室内において術中にMRIを撮影した場合は、術中MRI撮影加算として、3,990点を	

所定点数に加算する。		
K 1 7 2	脳動静脈奇形摘出術	
1	単純なもの	141,830点
2	複雑なもの	179,830点
K 1 7 3	脳・脳膜脱手術	36,290点
K 1 7 4	水頭症手術	
1	脳室穿破術（神経内視鏡手術によるもの）	38,840点
2	シャント手術	24,310点
3	シャント再建術	
イ	頭側のもの	15,850点
ロ	腹側のもの	6,600点
ハ	頭側及び腹側のもの	19,150点
K 1 7 4－2	髄液シャント抜去術	1,680点
K 1 7 5	脳動脈瘤被包術	
1	1箇所	82,020点
2	2箇所以上	94,040点
K 1 7 6	脳動脈瘤流入血管クリッピング（開頭して行うもの）	
1	1箇所	82,730点
2	2箇所以上	108,200点
注1	ローフローバイパス術による頭蓋外・頭蓋内血管吻合を併せて行った場合は、ローフローバイパス術併用加算として、16,060点を所定点数に加算する。	
2	ハイフローバイパス術による頭蓋外・頭蓋内血管吻合を併せて行った場合は、ハイフローバイパス術併用加算として、30,000点を所定点数に加算する。	
K 1 7 6－2	脳硬膜血管結紮術	82,730点
K 1 7 7	脳動脈瘤頸部クリッピング	

所定点数に加算する。		
K 1 7 2	脳動静脈奇形摘出術	
1	単純なもの	141,830点
2	複雑なもの	179,830点
K 1 7 3	脳・脳膜脱手術	36,290点
K 1 7 4	水頭症手術	
1	脳室穿破術（神経内視鏡手術によるもの）	38,840点
2	シャント手術	24,310点
3	シャント再建術	
イ	頭側のもの	15,850点
ロ	腹側のもの	6,600点
ハ	頭側及び腹側のもの	19,150点
K 1 7 4－2	髄液シャント抜去術	1,680点
K 1 7 5	脳動脈瘤被包術	
1	1箇所	82,020点
2	2箇所以上	94,040点
K 1 7 6	脳動脈瘤流入血管クリッピング（開頭して行うもの）	
1	1箇所	82,730点
2	2箇所以上	108,200点
注1	ローフローバイパス術による頭蓋外・頭蓋内血管吻合を併せて行った場合は、ローフローバイパス術併用加算として、16,060点を所定点数に加算する。	
2	ハイフローバイパス術による頭蓋外・頭蓋内血管吻合を併せて行った場合は、ハイフローバイパス術併用加算として、30,000点を所定点数に加算する。	
K 1 7 6－2	脳硬膜血管結紮術	82,730点
K 1 7 7	脳動脈瘤頸部クリッピング	

1	1 箇所	114,070点
2	2 箇所以上	128,400点
注 1	ローフローバイパス術による頭蓋外・頭蓋内血管吻合を併せて行った場合は、ローフローバイパス術併用加算として、16,060点を所定点数に加算する。	
2	ハイフローバイパス術による頭蓋外・頭蓋内血管吻合を併せて行った場合は、ハイフローバイパス術併用加算として、30,000点を所定点数に加算する。	
K 1 7 8	脳血管内手術	
1	1 箇所	66,270点
2	2 箇所以上	84,800点
3	脳血管内ステントを用いるもの	82,850点
注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 1 7 8 - 2	経皮的脳血管形成術	39,780点
注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 1 7 8 - 3	経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術	
1	頭蓋内脳血管の場合	36,280点
2	頸部脳血管の場合（内頸動脈、椎骨動脈）	25,880点
注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 1 7 8 - 4	経皮的脳血栓回収術	
1	頸動脈ステント留置を併施するもの	47,150点
2	その他のもの	33,150点
注	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関との連携体制	

1	1 箇所	114,070点
2	2 箇所以上	128,400点
注 1	ローフローバイパス術による頭蓋外・頭蓋内血管吻合を併せて行った場合は、ローフローバイパス術併用加算として、16,060点を所定点数に加算する。	
2	ハイフローバイパス術による頭蓋外・頭蓋内血管吻合を併せて行った場合は、ハイフローバイパス術併用加算として、30,000点を所定点数に加算する。	
K 1 7 8	脳血管内手術	
1	1 箇所	66,270点
2	2 箇所以上	84,800点
3	脳血管内ステントを用いるもの	82,850点
注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 1 7 8 - 2	経皮的脳血管形成術	39,780点
注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 1 7 8 - 3	経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術	
1	頭蓋内脳血管の場合	36,280点
2	頸部脳血管の場合（内頸動脈、椎骨動脈）	25,880点
注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 1 7 8 - 4	経皮的脳血栓回収術	33,150点
	（新設）	
注	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関との連携体制	

の確保により区分番号A205-2に掲げる超急性期脳卒中加算の届出を行っている他の保険医療機関の救急患者について、経皮的脳血栓回収術の適応判定について助言を行った上で、当該他の保険医療機関から搬送された当該患者に対して、経皮的脳血栓回収術を実施した場合は、脳血栓回収療法連携加算として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、脳血栓回収療法連携加算を算定する場合は、区分番号A205-2に掲げる超急性期脳卒中加算は算定できない。

K178-5	経皮的脳血管ステント留置術	35,560点
K179	髄液漏閉鎖術	39,380点
K180	頭蓋骨形成手術	
1	頭蓋骨のみのもの	17,530点
2	硬膜形成を伴うもの	23,660点
3	骨移動を伴うもの	<u>56,508点</u>
注	3については、先天奇形に対して行われた場合に限り算定する。	
K181	脳刺激装置植込術	
1	片側の場合	65,100点
2	両側の場合	71,350点
K181-2	脳刺激装置交換術	14,270点
K181-3	頭蓋内電極抜去術	12,880点
K181-4	迷走神経刺激装置植込術	28,030点
K181-5	迷走神経刺激装置交換術	14,270点
K181-6	頭蓋内電極植込術	
1	硬膜下電極によるもの	65,100点
2	脳深部電極によるもの	
イ	7本未満の電極による場合	71,350点
ロ	7本以上の電極による場合	96,850点
	(脊髄、末梢 ^{しよっ} 神経、交感神経)	

の確保により区分番号A205-2に掲げる超急性期脳卒中加算の届出を行っている他の保険医療機関の救急患者について、経皮的脳血栓回収術の適応判定について助言を行った上で、当該他の保険医療機関から搬送された当該患者に対して、経皮的脳血栓回収術を実施した場合は、脳血栓回収療法連携加算として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、脳血栓回収療法連携加算を算定する場合は、区分番号A205-2に掲げる超急性期脳卒中加算は算定できない。

K178-5	経皮的脳血管ステント留置術	35,560点
K179	髄液漏閉鎖術	39,380点
K180	頭蓋骨形成手術	
1	頭蓋骨のみのもの	17,530点
2	硬膜形成を伴うもの	23,660点
3	骨移動を伴うもの	<u>47,090点</u>
注	3については、先天奇形に対して行われた場合に限り算定する。	
K181	脳刺激装置植込術	
1	片側の場合	65,100点
2	両側の場合	71,350点
K181-2	脳刺激装置交換術	14,270点
K181-3	頭蓋内電極抜去術	12,880点
K181-4	迷走神経刺激装置植込術	28,030点
K181-5	迷走神経刺激装置交換術	14,270点
K181-6	頭蓋内電極植込術	
1	硬膜下電極によるもの	65,100点
2	脳深部電極によるもの	
イ	7本未満の電極による場合	71,350点
ロ	7本以上の電極による場合	96,850点
	(脊髄、末梢 ^{しよっ} 神経、交感神経)	

K 1 8 2	神経縫合術	
1	指（手、足）	15,160点
2	その他のもの	24,510点
K 1 8 2－2	神経交差縫合術	
1	指（手、足）	43,580点
2	その他のもの	46,180点
K 1 8 2－3	神経再生誘導術	
1	指（手、足）	12,640点
2	その他のもの	21,590点
K 1 8 3	脊髄硬膜切開術	25,840点
K 1 8 3－2	空洞・くも膜下腔シャント術（脊髄空洞症に対するもの）	26,450点
K 1 8 4	減圧脊髄切開術	26,960点
K 1 8 5	脊髄切截術	38,670点
K 1 8 6	脊髄硬膜内神経切断術	38,670点
K 1 8 7	脊髄視床路切截術	42,370点
K 1 8 8	神経剥離術	
1	鏡視下によるもの	14,170点
2	その他のもの	10,900点
K 1 8 8－2	硬膜外腔癒着剥離術	11,000点
K 1 8 8－3	癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を行うもの）	38,790点
K 1 8 9	脊髄ドレナージ術	460点
K 1 9 0	脊髄刺激装置植込術	
1	脊髄刺激電極を留置した場合	27,830点
2	ジェネレーターを留置した場合	16,100点
注	脊髄刺激電極を2本留置する場合は、8,000点を所定点数に加算する。	
K 1 9 0－2	脊髄刺激装置交換術	15,650点
K 1 9 0－3	重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ設置術	37,130点

K 1 8 2	神経縫合術	
1	指（手、足）	15,160点
2	その他のもの	24,510点
K 1 8 2－2	神経交差縫合術	
1	指（手、足）	43,580点
2	その他のもの	46,180点
K 1 8 2－3	神経再生誘導術	
1	指（手、足）	12,640点
2	その他のもの	21,590点
K 1 8 3	脊髄硬膜切開術	25,840点
K 1 8 3－2	空洞・くも膜下腔シャント術（脊髄空洞症に対するもの）	26,450点
K 1 8 4	減圧脊髄切開術	26,960点
K 1 8 5	脊髄切截術	38,670点
K 1 8 6	脊髄硬膜内神経切断術	38,670点
K 1 8 7	脊髄視床路切截術	42,370点
K 1 8 8	神経剥離術	
1	鏡視下によるもの	14,170点
2	その他のもの	10,900点
K 1 8 8－2	硬膜外腔癒着剥離術	11,000点
K 1 8 8－3	癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を行うもの）	38,790点
K 1 8 9	脊髄ドレナージ術	460点
K 1 9 0	脊髄刺激装置植込術	
1	脊髄刺激電極を留置した場合	27,830点
2	ジェネレーターを留置した場合	16,100点
注	脊髄刺激電極を2本留置する場合は、8,000点を所定点数に加算する。	
K 1 9 0－2	脊髄刺激装置交換術	15,650点
K 1 9 0－3	重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ設置術	37,130点

K 1 9 0 - 4	重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ交換術	10,056点
K 1 9 0 - 5	重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ薬剤再充填	780点
	注 1月に1回に限り算定する。	
K 1 9 0 - 6	仙骨神経刺激装置植込術	
1	脊髄刺激電極を留置した場合	24,200点
2	ジェネレーターを留置した場合	16,100点
K 1 9 0 - 7	仙骨神経刺激装置交換術	13,610点
K 1 9 0 - 8	舌下神経電気刺激装置植込術	28,030点
K 1 9 1	脊髄腫瘍摘出術	
1	髄外のもの	62,000点
2	髄内のもの	118,230点
K 1 9 2	脊髄血管腫摘出術	106,460点
K 1 9 3	神経腫切除術	
1	指（手、足）	5,770点
2	その他のもの	10,770点
	注 神経腫が2個以上の場合は、神経腫を1個増すごとに、指（手、足）の場合は2,800点を、その他の場合は4,000点を所定点数に加算する。	
K 1 9 3 - 2	レックリングハウゼン病偽神経腫切除術（露出部）	
1	長径2センチメートル未満	1,660点
2	長径2センチメートル以上4センチメートル未満	3,670点
3	長径4センチメートル以上	5,010点
K 1 9 3 - 3	レックリングハウゼン病偽神経腫切除術（露出部以外）	
1	長径3センチメートル未満	1,280点
2	長径3センチメートル以上6センチメートル未満	3,230点

K 1 9 0 - 4	重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ交換術	8,380点
K 1 9 0 - 5	重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用植込型ポンプ薬剤再充填	780点
	注 1月に1回に限り算定する。	
K 1 9 0 - 6	仙骨神経刺激装置植込術	
1	脊髄刺激電極を留置した場合	24,200点
2	ジェネレーターを留置した場合	16,100点
K 1 9 0 - 7	仙骨神経刺激装置交換術	13,610点
K 1 9 0 - 8	舌下神経電気刺激装置植込術	28,030点
K 1 9 1	脊髄腫瘍摘出術	
1	髄外のもの	62,000点
2	髄内のもの	118,230点
K 1 9 2	脊髄血管腫摘出術	106,460点
K 1 9 3	神経腫切除術	
1	指（手、足）	5,770点
2	その他のもの	10,770点
	注 神経腫が2個以上の場合は、神経腫を1個増すごとに、指（手、足）の場合は2,800点を、その他の場合は4,000点を所定点数に加算する。	
K 1 9 3 - 2	レックリングハウゼン病偽神経腫切除術（露出部）	
1	長径2センチメートル未満	1,660点
2	長径2センチメートル以上4センチメートル未満	3,670点
3	長径4センチメートル以上	5,010点
K 1 9 3 - 3	レックリングハウゼン病偽神経腫切除術（露出部以外）	
1	長径3センチメートル未満	1,280点
2	長径3センチメートル以上6センチメートル未満	3,230点

3 長径6センチメートル以上	4,160点
K 1 9 4 神経捻除術	
1 後頭神経	4,410点
2 上眼窩神経	4,410点
3 眼窩下神経	4,410点
4 おとがい神経	4,410点
5 下顎神経	7,750点
K 1 9 4 - 2 横隔神経麻痺術	4,410点
K 1 9 4 - 3 眼窩下孔部神経切断術	4,410点
K 1 9 4 - 4 おとがい孔部神経切断術	4,410点
K 1 9 5 交感神経切除術	
1 頸動脈周囲	8,810点
2 股動脈周囲	8,810点
K 1 9 5 - 2 尾動脈腺摘出術	7,750点
K 1 9 6 交感神経節切除術	
1 頸部	26,030点
2 胸部	16,340点
3 腰部	17,530点
K 1 9 6 - 2 胸腔鏡下交感神経節切除術（両側）	18,500点
K 1 9 6 - 3 ストッフエル手術	12,490点
K 1 9 6 - 4 閉鎖神経切除術	12,490点
K 1 9 6 - 5 末梢神経遮断（挫滅又は切断）術（浅腓骨神経、深腓骨神経、後脛骨神経又は腓腹神経に限る。）	12,490点
K 1 9 6 - 6 末梢神経ラジオ波焼灼療法（一連として）	15,000点
K 1 9 7 神経移行術	23,660点
K 1 9 8 神経移植術	23,520点
第4款 眼	
区分	
(涙道)	

3 長径6センチメートル以上	4,160点
K 1 9 4 神経捻除術	
1 後頭神経	4,410点
2 上眼窩神経	4,410点
3 眼窩下神経	4,410点
4 おとがい神経	4,410点
5 下顎神経	7,750点
K 1 9 4 - 2 横隔神経麻痺術	4,410点
K 1 9 4 - 3 眼窩下孔部神経切断術	4,410点
K 1 9 4 - 4 おとがい孔部神経切断術	4,410点
K 1 9 5 交感神経切除術	
1 頸動脈周囲	8,810点
2 股動脈周囲	8,810点
K 1 9 5 - 2 尾動脈腺摘出術	7,750点
K 1 9 6 交感神経節切除術	
1 頸部	26,030点
2 胸部	16,340点
3 腰部	17,530点
K 1 9 6 - 2 胸腔鏡下交感神経節切除術（両側）	18,500点
K 1 9 6 - 3 ストッフエル手術	12,490点
K 1 9 6 - 4 閉鎖神経切除術	12,490点
K 1 9 6 - 5 末梢神経遮断（挫滅又は切断）術（浅腓骨神経、深腓骨神経、後脛骨神経又は腓腹神経に限る。）	12,490点
K 1 9 6 - 6 末梢神経ラジオ波焼灼療法（一連として）	15,000点
K 1 9 7 神経移行術	23,660点
K 1 9 8 神経移植術	23,520点
第4款 眼	
区分	
(涙道)	

K 1 9 9	涙点、涙小管形成術	660点
K 2 0 0	涙囊切開術	830点
K 2 0 0－2	涙点プラグ挿入術、涙点閉鎖術	760点
K 2 0 1	先天性鼻涙管閉塞開放術	3,720点
K 2 0 2	涙管チューブ挿入術	
1	涙道内視鏡を用いるもの	2,350点
2	その他のもの	1,810点
K 2 0 3	涙囊摘出術	4,590点
K 2 0 4	涙囊鼻腔吻合術	23,490点
K 2 0 5	涙囊瘻管閉鎖術	3,720点
K 2 0 6	涙小管形成手術 (眼瞼)	16,730点
K 2 0 7	瞼縁縫合術 (瞼板縫合術を含む。)	1,580点
K 2 0 8	麦粒腫切開術	410点
K 2 0 9	眼瞼膿瘍切開術	570点
K 2 0 9－2	外眥切開術	570点
K 2 1 0	削除	
K 2 1 1	睫毛電気分解術 (毛根破壊)	560点
K 2 1 2	兎眼矯正術	6,700点
K 2 1 3	マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切開術	440点
K 2 1 4	霰粒腫摘出術	700点
K 2 1 5	瞼板切除術 (巨大霰粒腫摘出)	1,730点
K 2 1 5－2	眼瞼結膜腫瘍手術	5,140点
	注 羊膜移植術を併せて行った場合は、羊膜移植加算として、5,000点を所定点数に加算する。	
K 2 1 6	眼瞼結膜悪性腫瘍手術	11,900点
	注 羊膜移植術を併せて行った場合は、羊膜移植加算として、5,000点を所定点数に加算する。	
K 2 1 7	眼瞼内反症手術	
1	縫合法	1,990点

K 1 9 9	涙点、涙小管形成術	660点
K 2 0 0	涙囊切開術	830点
K 2 0 0－2	涙点プラグ挿入術、涙点閉鎖術	760点
K 2 0 1	先天性鼻涙管閉塞開放術	3,720点
K 2 0 2	涙管チューブ挿入術	
1	涙道内視鏡を用いるもの	2,350点
2	その他のもの	1,810点
K 2 0 3	涙囊摘出術	4,590点
K 2 0 4	涙囊鼻腔吻合術	23,490点
K 2 0 5	涙囊瘻管閉鎖術	3,720点
K 2 0 6	涙小管形成手術 (眼瞼)	16,730点
K 2 0 7	瞼縁縫合術 (瞼板縫合術を含む。)	1,580点
K 2 0 8	麦粒腫切開術	410点
K 2 0 9	眼瞼膿瘍切開術	570点
K 2 0 9－2	外眥切開術	570点
K 2 1 0	削除	
K 2 1 1	睫毛電気分解術 (毛根破壊)	560点
K 2 1 2	兎眼矯正術	6,700点
K 2 1 3	マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切開術	440点
K 2 1 4	霰粒腫摘出術	700点
K 2 1 5	瞼板切除術 (巨大霰粒腫摘出)	1,730点
K 2 1 5－2	眼瞼結膜腫瘍手術 (新設)	5,140点
K 2 1 6	眼瞼結膜悪性腫瘍手術 (新設)	11,900点
K 2 1 7	眼瞼内反症手術	
1	縫合法	1,990点

	2 皮膚切開法	2,590点		2 皮膚切開法	2,590点
	3 眼瞼 ^{けん} 下制筋前転法	4,230点		3 眼瞼 ^{けん} 下制筋前転法	4,230点
K 2 1 8	眼瞼 ^{けん} 外反症手術	4,400点	K 2 1 8	眼瞼 ^{けん} 外反症手術	4,400点
K 2 1 9	眼瞼 ^{けん} 下垂症手術		K 2 1 9	眼瞼 ^{けん} 下垂症手術	
	1 眼瞼 ^{けん} 挙筋前転法	7,200点		1 眼瞼 ^{けん} 挙筋前転法	7,200点
	2 筋膜移植法	18,530点		2 筋膜移植法	18,530点
	3 その他のもの (結膜)	6,070点		3 その他のもの (結膜)	6,070点
K 2 2 0	結膜縫合術	1,410点	K 2 2 0	結膜縫合術	1,410点
K 2 2 1	結膜結石除去術		K 2 2 1	結膜結石除去術	
	1 少数のもの (1 眼瞼 ^{けん} ごと)	260点		1 少数のもの (1 眼瞼 ^{けん} ごと)	260点
	2 多数のもの (1 眼瞼 ^{けん} ごと)	390点		2 多数のもの (1 眼瞼 ^{けん} ごと)	390点
K 2 2 2	結膜下異物除去術	470点	K 2 2 2	結膜下異物除去術	470点
K 2 2 3	結膜 ^{のう} 嚢形成手術		K 2 2 3	結膜 ^{のう} 嚢形成手術	
	1 部分形成	2,250点		1 部分形成	2,250点
	2 皮膚及び結膜の形成	14,960点		2 皮膚及び結膜の形成	14,960点
	3 全部形成 (皮膚又は粘膜の移植を含む。)	16,730点		3 全部形成 (皮膚又は粘膜の移植を含む。)	16,730点
K 2 2 3-2	内眦 ^し 形成術	16,730点	K 2 2 3-2	内眦 ^し 形成術	16,730点
K 2 2 4	翼状片手術 (弁の移植を要するもの)	3,650点	K 2 2 4	翼状片手術 (弁の移植を要するもの)	3,650点
	<u>注 羊膜移植術を併せて行った場合は、羊膜移植加算として、5,000点を所定点数に加算する。</u>			(新設)	
K 2 2 5	結膜腫瘍冷凍凝固術	800点	K 2 2 5	結膜腫瘍冷凍凝固術	800点
K 2 2 5-2	結膜腫瘍摘出術	6,290点	K 2 2 5-2	結膜腫瘍摘出術	6,290点
	<u>注 羊膜移植術を併せて行った場合は、羊膜移植加算として、5,000点を所定点数に加算する。</u>			(新設)	
K 2 2 5-3	結膜肉芽腫摘除術	800点	K 2 2 5-3	結膜肉芽腫摘除術	800点
K 2 2 5-4	角結膜悪性腫瘍切除術	6,290点	K 2 2 5-4	角結膜悪性腫瘍切除術	6,290点
	<u>注 羊膜移植術を併せて行った場合は、羊膜移植加算として、5,000点を所定点数に加算する。</u>			(新設)	
	(眼窩 ^か 、涙腺)			(眼窩 ^か 、涙腺)	

K 2 2 6	眼窩膿瘍切開術	1,390点
K 2 2 7	眼窩骨折観血的手術（眼窩ブローアウト骨折手術を含む。）	14,960点
K 2 2 8	眼窩骨折整復術	29,170点
K 2 2 9	眼窩内異物除去術（表在性）	8,240点
K 2 3 0	眼窩内異物除去術（深在性）	
1	視神経周囲、眼窩尖端	27,460点
2	その他	14,960点
K 2 3 1 及び K 2 3 2	削除	
K 2 3 3	眼窩内容除去術	16,980点
K 2 3 4	眼窩内腫瘍摘出術（表在性）	6,770点
K 2 3 5	眼窩内腫瘍摘出術（深在性）	45,230点
K 2 3 6	眼窩悪性腫瘍手術	51,940点
K 2 3 7	眼窩縁形成手術（骨移植によるもの） （眼球、眼筋）	19,300点
K 2 3 8	削除	
K 2 3 9	眼球内容除去術	7,040点
K 2 4 0	削除	
K 2 4 1	眼球摘出術	<u>5,064点</u>
K 2 4 2	斜視手術	
1	前転法	4,280点
2	後転法	4,200点
3	前転法及び後転法の併施	10,970点
4	斜筋手術	9,970点
5	直筋の前後転法及び斜筋手術の併施	12,300点
6	調節糸法	12,060点
K 2 4 3	義眼台包埋術	8,010点
K 2 4 4	眼筋移動術	19,330点
K 2 4 5	眼球摘出及び組織又は義眼台充填術 （角膜、強膜）	8,790点
K 2 4 6	角膜・強膜縫合術	3,580点

K 2 2 6	眼窩膿瘍切開術	1,390点
K 2 2 7	眼窩骨折観血的手術（眼窩ブローアウト骨折手術を含む。）	14,960点
K 2 2 8	眼窩骨折整復術	29,170点
K 2 2 9	眼窩内異物除去術（表在性）	8,240点
K 2 3 0	眼窩内異物除去術（深在性）	
1	視神経周囲、眼窩尖端	27,460点
2	その他	14,960点
K 2 3 1 及び K 2 3 2	削除	
K 2 3 3	眼窩内容除去術	16,980点
K 2 3 4	眼窩内腫瘍摘出術（表在性）	6,770点
K 2 3 5	眼窩内腫瘍摘出術（深在性）	45,230点
K 2 3 6	眼窩悪性腫瘍手術	51,940点
K 2 3 7	眼窩縁形成手術（骨移植によるもの） （眼球、眼筋）	19,300点
K 2 3 8	削除	
K 2 3 9	眼球内容除去術	7,040点
K 2 4 0	削除	
K 2 4 1	眼球摘出術	<u>4,220点</u>
K 2 4 2	斜視手術	
1	前転法	4,280点
2	後転法	4,200点
3	前転法及び後転法の併施	10,970点
4	斜筋手術	9,970点
5	直筋の前後転法及び斜筋手術の併施	12,300点
6	調節糸法	12,060点
K 2 4 3	義眼台包埋術	8,010点
K 2 4 4	眼筋移動術	19,330点
K 2 4 5	眼球摘出及び組織又は義眼台充填術 （角膜、強膜）	8,790点
K 2 4 6	角膜・強膜縫合術	3,580点

K 2 4 7	削除	
K 2 4 8	角膜新生血管手術（冷凍凝固術を含む。）	980点
K 2 4 8－2	顕微鏡下角膜抜糸術	950点
K 2 4 9	角膜潰瘍搔爬術、角膜潰瘍焼灼術	1,190点
K 2 5 0	角膜切開術	990点
K 2 5 1	削除	
K 2 5 2	角膜・強膜異物除去術	640点
K 2 5 3	削除	
K 2 5 4	治療的角膜切除術	
1	エキシマレーザーによるもの（角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。）	10,000点
注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
2	その他のもの	2,650点
K 2 5 5	強角膜瘻孔閉鎖術	11,610点
K 2 5 6	角膜潰瘍結膜被覆術	3,648点
K 2 5 7	角膜表層除去併用結膜被覆術	9,540点
K 2 5 8	削除	
K 2 5 9	角膜移植術	52,600点
注1	レーザーによる場合は、レーザー使用加算として、所定点数に5,500点を加算する。	
2	内皮移植による角膜移植を実施した場合は、内皮移植加算として、8,000点を所定点数に加算する。	
3	羊膜移植術を併せて行った場合は、羊膜移植加算として、5,000点を所定点数に加算する。	
K 2 5 9－2	自家培養上皮移植術	52,600点
K 2 5 9－3	ヒト羊膜基質使用自家培養口腔粘膜上皮細胞移植術	52,600点
K 2 5 9－4	培養ヒト角膜内皮細胞移植術	52,600点

K 2 4 7	削除	
K 2 4 8	角膜新生血管手術（冷凍凝固術を含む。）	980点
K 2 4 8－2	顕微鏡下角膜抜糸術	950点
K 2 4 9	角膜潰瘍搔爬術、角膜潰瘍焼灼術	1,190点
K 2 5 0	角膜切開術	990点
K 2 5 1	削除	
K 2 5 2	角膜・強膜異物除去術	640点
K 2 5 3	削除	
K 2 5 4	治療的角膜切除術	
1	エキシマレーザーによるもの（角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。）	10,000点
注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
2	その他のもの	2,650点
K 2 5 5	強角膜瘻孔閉鎖術	11,610点
K 2 5 6	角膜潰瘍結膜被覆術	3,040点
K 2 5 7	角膜表層除去併用結膜被覆術	9,540点
K 2 5 8	削除	
K 2 5 9	角膜移植術	52,600点
注1	レーザーによる場合は、レーザー使用加算として、所定点数に5,500点を加算する。	
2	内皮移植による角膜移植を実施した場合は、内皮移植加算として、8,000点を所定点数に加算する。	
	（新設）	
K 2 5 9－2	自家培養上皮移植術	52,600点
K 2 5 9－3	ヒト羊膜基質使用自家培養口腔粘膜上皮細胞移植術	52,600点
	（新設）	

K 2 6 0	強膜移植術	18,810点
K 2 6 0－2	羊膜移植術	10,530点
K 2 6 1	角膜形成手術	3,510点
K 2 6 2	削除 (ぶどう膜)	
K 2 6 3及びK 2 6 4	削除	
K 2 6 5	虹彩腫瘍切除術	20,140点
K 2 6 6	毛様体腫瘍切除術、脈絡膜腫瘍切除術	35,820点
K 2 6 7	削除	
K 2 6 8	緑内障手術	
1	虹彩切除術	4,740点
2	流出路再建術	
イ	眼内法	14,490点
ロ	その他のもの	19,020点
3	濾過手術	23,600点
4	緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのないもの）	34,480点
5	緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの）	45,480点
6	水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術	27,990点
7	濾過胞再建術（needle法）	3,440点
8	<u>水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術（シュレム管内に留置するもの）</u>	<u>23,000点</u>
K 2 6 9	虹彩整復・瞳孔形成術	4,730点
K 2 7 0	虹彩光凝固術	6,620点
K 2 7 1	毛様体光凝固術	
1	眼内内視鏡を用いるもの	41,000点
2	その他のもの	5,600点
K 2 7 2	毛様体冷凍凝固術	2,160点
K 2 7 3	隅角光凝固術	9,660点

K 2 6 0	強膜移植術	18,810点
K 2 6 0－2	羊膜移植術	10,530点
K 2 6 1	角膜形成手術	3,510点
K 2 6 2	削除 (ぶどう膜)	
K 2 6 3及びK 2 6 4	削除	
K 2 6 5	虹彩腫瘍切除術	20,140点
K 2 6 6	毛様体腫瘍切除術、脈絡膜腫瘍切除術	35,820点
K 2 6 7	削除	
K 2 6 8	緑内障手術	
1	虹彩切除術	4,740点
2	流出路再建術	
イ	眼内法	14,490点
ロ	その他のもの	19,020点
3	濾過手術	23,600点
4	緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのないもの）	34,480点
5	緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの）	45,480点
6	水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術	27,990点
7	濾過胞再建術（needle法） （新設）	3,440点
K 2 6 9	虹彩整復・瞳孔形成術	4,730点
K 2 7 0	虹彩光凝固術	6,620点
K 2 7 1	毛様体光凝固術	
1	眼内内視鏡を用いるもの	41,000点
2	その他のもの	5,600点
K 2 7 2	毛様体冷凍凝固術	2,160点
K 2 7 3	隅角光凝固術	9,660点

(眼房、網膜)		
K 2 7 4	前房、虹彩内異物除去術	8,800点
K 2 7 5	網膜復位術	34,940点
K 2 7 6	網膜光凝固術	
	1 通常のもの（一連につき）	10,020点
	2 その他特殊なもの（一連につき）	15,960点
K 2 7 6－2	経皮的選択的眼動脈注入術	10,000点
K 2 7 7	網膜冷凍凝固術	15,750点
K 2 7 7－2	黄斑下手術	47,150点
	(水晶体、硝子体)	
K 2 7 8	硝子体注入・吸引術	2,620点
K 2 7 9	硝子体切除術	15,560点
K 2 8 0	硝子体茎頭微鏡下離断術	
	1 網膜付着組織を含むもの	38,950点
	2 その他のもの	29,720点
K 2 8 0－2	網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）	47,780点
K 2 8 1	増殖性硝子体網膜症手術	54,860点
K 2 8 1－2	網膜再建術	69,880点
K 2 8 2	水晶体再建術	
	1 眼内レンズを挿入する場合	
	イ 縫着レンズを挿入するもの	17,840点
	ロ その他のもの	12,100点
	2 眼内レンズを挿入しない場合	7,430点
	3 計画的後囊切開を伴う場合	21,780点
注 1	水晶体 ^{のう} 嚢拡張リングを使用した場合は、所定点数に1,600点を加算する。	
	2 1のイについて、水晶体偏位又は眼内レンズ偏位の患者に対して、高次収差解析を行った場合は、手術の前後それぞれ1回に限り、高次収差解析加算として、150点を所定点数に加算す	

(眼房、網膜)		
K 2 7 4	前房、虹彩内異物除去術	8,800点
K 2 7 5	網膜復位術	34,940点
K 2 7 6	網膜光凝固術	
	1 通常のもの（一連につき）	10,020点
	2 その他特殊なもの（一連につき）	15,960点
	(新設)	
K 2 7 7	網膜冷凍凝固術	15,750点
K 2 7 7－2	黄斑下手術	47,150点
	(水晶体、硝子体)	
K 2 7 8	硝子体注入・吸引術	2,620点
K 2 7 9	硝子体切除術	15,560点
K 2 8 0	硝子体茎頭微鏡下離断術	
	1 網膜付着組織を含むもの	38,950点
	2 その他のもの	29,720点
K 2 8 0－2	網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）	47,780点
K 2 8 1	増殖性硝子体網膜症手術	54,860点
K 2 8 1－2	網膜再建術	69,880点
K 2 8 2	水晶体再建術	
	1 眼内レンズを挿入する場合	
	イ 縫着レンズを挿入するもの	17,840点
	ロ その他のもの	12,100点
	2 眼内レンズを挿入しない場合	7,430点
	3 計画的後囊切開を伴う場合	21,780点
注 1	水晶体 ^{のう} 嚢拡張リングを使用した場合は、所定点数に1,600点を加算する。	
	2 1のイについて、水晶体偏位又は眼内レンズ偏位の患者に対して、高次収差解析を行った場合は、手術の前後それぞれ1回に限り、高次収差解析加算として、150点を所定点数に加算す	

	る。	
K 2 8 2 - 2	後発白内障手術	1,380点
K 2 8 3	削除	
K 2 8 4	硝子体置換術	7,920点
	第5款 耳鼻咽喉	
区分		
	(外耳)	
K 2 8 5	耳介血腫開窓術	460点
K 2 8 6	外耳道異物除去術	
	1 単純なもの	260点
	2 複雑なもの	850点
K 2 8 7	先天性耳瘻管摘出術	3,900点
K 2 8 8	副耳(介)切除術	2,240点
K 2 8 9	耳茸摘出術	1,150点
K 2 9 0	外耳道骨増生(外骨腫)切除術	10,120点
K 2 9 0 - 2	外耳道骨腫切除術	7,670点
K 2 9 1	耳介腫瘍摘出術	4,730点
K 2 9 2	外耳道腫瘍摘出術(外耳道真珠腫手術を含む。)	
		7,600点
K 2 9 3	耳介悪性腫瘍手術	22,290点
K 2 9 4	外耳道悪性腫瘍手術(悪性外耳道炎手術を含む。)	
		35,590点
K 2 9 5	耳後瘻孔閉鎖術	4,000点
K 2 9 6	耳介形成手術	
	1 耳介軟骨形成を要するもの	19,240点
	2 耳介軟骨形成を要しないもの	9,960点
K 2 9 7	外耳道形成手術	19,240点
K 2 9 8	外耳道造設術・閉鎖症手術	36,700点
K 2 9 9	小耳症手術	
	1 軟骨移植による耳介形成手術	62,880点
	2 耳介挙上	14,740点

	る。	
K 2 8 2 - 2	後発白内障手術	1,380点
K 2 8 3	削除	
K 2 8 4	硝子体置換術	7,920点
	第5款 耳鼻咽喉	
区分		
	(外耳)	
K 2 8 5	耳介血腫開窓術	460点
K 2 8 6	外耳道異物除去術	
	1 単純なもの	260点
	2 複雑なもの	850点
K 2 8 7	先天性耳瘻管摘出術	3,900点
K 2 8 8	副耳(介)切除術	2,240点
K 2 8 9	耳茸摘出術	1,150点
K 2 9 0	外耳道骨増生(外骨腫)切除術	10,120点
K 2 9 0 - 2	外耳道骨腫切除術	7,670点
K 2 9 1	耳介腫瘍摘出術	4,730点
K 2 9 2	外耳道腫瘍摘出術(外耳道真珠腫手術を含む。)	
		7,600点
K 2 9 3	耳介悪性腫瘍手術	22,290点
K 2 9 4	外耳道悪性腫瘍手術(悪性外耳道炎手術を含む。)	
		35,590点
K 2 9 5	耳後瘻孔閉鎖術	4,000点
K 2 9 6	耳介形成手術	
	1 耳介軟骨形成を要するもの	19,240点
	2 耳介軟骨形成を要しないもの	9,960点
K 2 9 7	外耳道形成手術	19,240点
K 2 9 8	外耳道造設術・閉鎖症手術	36,700点
K 2 9 9	小耳症手術	
	1 軟骨移植による耳介形成手術	62,880点
	2 耳介挙上	14,740点

(中耳)		
K 3 0 0	鼓膜切開術	830点
K 3 0 1	鼓室開放術	10,044点
K 3 0 2	上鼓室開放術	15,110点
K 3 0 3	上鼓室乳突洞開放術	24,720点
K 3 0 4	乳突洞開放術（アントロトミー）	15,500点
K 3 0 5	乳突削開術	24,490点
K 3 0 5－2	植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術	24,490点
K 3 0 6	錐体部手術	38,470点
K 3 0 7	削除	
K 3 0 8	耳管内チューブ挿入術	1,420点
K 3 0 8－2	耳管狭窄ビニール管挿入術	1,420点
K 3 0 8－3	耳管用補綴材挿入術	18,100点
K 3 0 9	鼓膜（排液、換気）チューブ挿入術	2,670点
K 3 1 0	乳突充填術	8,590点
K 3 1 1	鼓膜穿孔閉鎖術（一連につき）	1,900点
K 3 1 2	鼓膜鼓室肉芽切除術	3,470点
K 3 1 3	中耳、側頭骨腫瘍摘出術	38,330点
K 3 1 4	中耳悪性腫瘍手術	
1	切除	41,520点
2	側頭骨摘出術	68,640点
K 3 1 5	鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術	9,900点
K 3 1 6	S状洞血栓（静脈炎）手術	24,730点
K 3 1 7	中耳根治手術	42,440点
K 3 1 8	鼓膜形成手術	18,100点
K 3 1 9	鼓室形成手術	
1	耳小骨温存術	34,660点
2	耳小骨再建術	51,330点
K 3 1 9－2	経外耳道の内視鏡下鼓室形成術	
1	上鼓室開放を伴わないもの	40,630点

(中耳)		
K 3 0 0	鼓膜切開術	830点
K 3 0 1	鼓室開放術	8,370点
K 3 0 2	上鼓室開放術	15,110点
K 3 0 3	上鼓室乳突洞開放術	24,720点
K 3 0 4	乳突洞開放術（アントロトミー）	15,500点
K 3 0 5	乳突削開術	24,490点
K 3 0 5－2	植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術	24,490点
K 3 0 6	錐体部手術	38,470点
K 3 0 7	削除	
K 3 0 8	耳管内チューブ挿入術	1,420点
K 3 0 8－2	耳管狭窄ビニール管挿入術	1,420点
K 3 0 8－3	耳管用補綴材挿入術	18,100点
K 3 0 9	鼓膜（排液、換気）チューブ挿入術	2,670点
K 3 1 0	乳突充填術	8,590点
K 3 1 1	鼓膜穿孔閉鎖術（一連につき）	1,900点
K 3 1 2	鼓膜鼓室肉芽切除術	3,470点
K 3 1 3	中耳、側頭骨腫瘍摘出術	38,330点
K 3 1 4	中耳悪性腫瘍手術	
1	切除	41,520点
2	側頭骨摘出術	68,640点
K 3 1 5	鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術	9,900点
K 3 1 6	S状洞血栓（静脈炎）手術	24,730点
K 3 1 7	中耳根治手術	42,440点
K 3 1 8	鼓膜形成手術	18,100点
K 3 1 9	鼓室形成手術	
1	耳小骨温存術	34,660点
2	耳小骨再建術	51,330点
K 3 1 9－2	経外耳道の内視鏡下鼓室形成術	
1	上鼓室開放を伴わないもの	40,630点

2 上鼓室・乳突洞開放を伴うもの	52,990点	2 上鼓室・乳突洞開放を伴うもの	52,990点
K 3 2 0 アブミ骨摘出術・可動化手術	32,140点	K 3 2 0 アブミ骨摘出術・可動化手術	32,140点
K 3 2 0-2 人工中耳植込術 (内耳)	32,140点	K 3 2 0-2 人工中耳植込術 (内耳)	32,140点
K 3 2 1 内耳開窓術	31,970点	K 3 2 1 内耳開窓術	31,970点
K 3 2 2 経迷路の内耳道開放術	64,930点	K 3 2 2 経迷路の内耳道開放術	64,930点
K 3 2 3 内リンパ嚢開放術	28,890点	K 3 2 3 内リンパ嚢開放術	28,890点
K 3 2 4 削除		K 3 2 4 削除	
K 3 2 5 迷路摘出術		K 3 2 5 迷路摘出術	
1 部分摘出(膜迷路摘出術を含む。)	29,220点	1 部分摘出(膜迷路摘出術を含む。)	29,220点
2 全摘出	38,890点	2 全摘出	38,890点
K 3 2 6 削除		K 3 2 6 削除	
K 3 2 7 内耳窓閉鎖術	23,250点	K 3 2 7 内耳窓閉鎖術	23,250点
K 3 2 8 人工内耳植込術	40,810点	K 3 2 8 人工内耳植込術	40,810点
K 3 2 8-2 植込型骨導補聴器移植術	10,620点	K 3 2 8-2 植込型骨導補聴器移植術	10,620点
K 3 2 8-3 植込型骨導補聴器交換術 (鼻)	1,840点	K 3 2 8-3 植込型骨導補聴器交換術 (鼻)	1,840点
K 3 2 9 鼻中隔膿瘍切開術	620点	K 3 2 9 鼻中隔膿瘍切開術	620点
K 3 3 0 鼻中隔血腫切開術	820点	K 3 3 0 鼻中隔血腫切開術	820点
K 3 3 1 鼻腔粘膜焼灼術	1,080点	K 3 3 1 鼻腔粘膜焼灼術	1,080点
K 3 3 1-2 下甲介粘膜焼灼術	1,080点	K 3 3 1-2 下甲介粘膜焼灼術	1,080点
K 3 3 1-3 下甲介粘膜レーザー焼灼術(両側)	2,910点	K 3 3 1-3 下甲介粘膜レーザー焼灼術(両側)	2,910点
K 3 3 2 削除		K 3 3 2 削除	
K 3 3 3 鼻骨骨折整復固定術	2,130点	K 3 3 3 鼻骨骨折整復固定術	2,130点
K 3 3 3-2 鼻骨脱臼整復術	1,640点	K 3 3 3-2 鼻骨脱臼整復術	1,640点
K 3 3 3-3 鼻骨骨折徒手整復術	1,970点	K 3 3 3-3 鼻骨骨折徒手整復術	1,970点
K 3 3 4 鼻骨骨折観血の手術	5,720点	K 3 3 4 鼻骨骨折観血の手術	5,720点
K 3 3 4-2 鼻骨変形治癒骨折矯正術	23,060点	K 3 3 4-2 鼻骨変形治癒骨折矯正術	23,060点
K 3 3 5 鼻中隔骨折観血の手術	3,940点	K 3 3 5 鼻中隔骨折観血の手術	3,940点
K 3 3 5-2 上顎洞鼻内手術(スツルマン氏、吉田氏変法を含む。)	2,740点	K 3 3 5-2 上顎洞鼻内手術(スツルマン氏、吉田氏変法を含む。)	2,740点

K 3 3 5 - 3	上顎洞鼻外手術	2,740点
K 3 3 6	鼻内異物摘出術	690点
K 3 3 7	鼻前庭 ^{のう} 嚢胞摘出術	4,980点
K 3 3 8	鼻甲介切除術	
1	高周波電気凝固法によるもの	1,240点
2	その他のもの	3,810点
K 3 3 8 - 2	削除	
K 3 3 9	粘膜下鼻甲介骨切除術	<u>5,868点</u>
K 3 4 0	鼻茸 ^{じよう} 摘出術	1,500点
K 3 4 0 - 2	削除	
K 3 4 0 - 3	内視鏡下鼻・副鼻腔 ^{ふくびくう} 手術Ⅰ型（副鼻腔自然口開窓術）	3,600点
K 3 4 0 - 4	内視鏡下鼻・副鼻腔 ^{ふくびくう} 手術Ⅱ型（副鼻腔単洞手術）	12,000点
	注 自家腸骨片を充填した場合は3,150点を所定点数に加算する。	
K 3 4 0 - 5	内視鏡下鼻・副鼻腔 ^{ふくびくう} 手術Ⅲ型（選択的（複数洞）副鼻腔手術）	24,910点
K 3 4 0 - 6	内視鏡下鼻・副鼻腔 ^{ふくびくう} 手術Ⅳ型（汎副鼻腔手術）	32,080点
K 3 4 0 - 7	内視鏡下鼻・副鼻腔 ^{ふくびくう} 手術Ⅴ型（拡大副鼻腔手術）	51,630点
K 3 4 1	上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術	1,730点
K 3 4 2	鼻副鼻腔 ^{ふくびくう} 腫瘍摘出術	15,200点
K 3 4 3	鼻副鼻腔 ^{ふくびくう} 悪性腫瘍手術	
1	切除	25,040点
2	全摘	49,690点
K 3 4 3 - 2	経鼻内視鏡下鼻副鼻腔 ^{ふくびくう} 悪性腫瘍手術	
1	頭蓋底郭清、再建を伴うもの	110,950点
2	その他のもの	60,000点
K 3 4 4	経鼻腔 ^{ふくびくう} 的翼突管神経切除術	30,460点

K 3 3 5 - 3	上顎洞鼻外手術	2,740点
K 3 3 6	鼻内異物摘出術	690点
K 3 3 7	鼻前庭 ^{のう} 嚢胞摘出術	4,980点
K 3 3 8	鼻甲介切除術	
1	高周波電気凝固法によるもの	1,240点
2	その他のもの	3,810点
K 3 3 8 - 2	削除	
K 3 3 9	粘膜下鼻甲介骨切除術	<u>4,890点</u>
K 3 4 0	鼻茸 ^{じよう} 摘出術	1,500点
K 3 4 0 - 2	削除	
K 3 4 0 - 3	内視鏡下鼻・副鼻腔 ^{ふくびくう} 手術Ⅰ型（副鼻腔自然口開窓術）	3,600点
K 3 4 0 - 4	内視鏡下鼻・副鼻腔 ^{ふくびくう} 手術Ⅱ型（副鼻腔単洞手術）	12,000点
	注 自家腸骨片を充填した場合は3,150点を所定点数に加算する。	
K 3 4 0 - 5	内視鏡下鼻・副鼻腔 ^{ふくびくう} 手術Ⅲ型（選択的（複数洞）副鼻腔手術）	24,910点
K 3 4 0 - 6	内視鏡下鼻・副鼻腔 ^{ふくびくう} 手術Ⅳ型（汎副鼻腔手術）	32,080点
K 3 4 0 - 7	内視鏡下鼻・副鼻腔 ^{ふくびくう} 手術Ⅴ型（拡大副鼻腔手術）	51,630点
K 3 4 1	上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術	1,730点
K 3 4 2	鼻副鼻腔 ^{ふくびくう} 腫瘍摘出術	15,200点
K 3 4 3	鼻副鼻腔 ^{ふくびくう} 悪性腫瘍手術	
1	切除	25,040点
2	全摘	49,690点
K 3 4 3 - 2	経鼻内視鏡下鼻副鼻腔 ^{ふくびくう} 悪性腫瘍手術	
1	頭蓋底郭清、再建を伴うもの	110,950点
2	その他のもの	60,000点
K 3 4 4	経鼻腔 ^{ふくびくう} 的翼突管神経切除術	30,460点

K 3 4 5	萎縮性鼻炎手術（両側）	22,370点	K 3 4 5	萎縮性鼻炎手術（両側）	22,370点
K 3 4 6	後鼻孔閉鎖症手術		K 3 4 6	後鼻孔閉鎖症手術	
	1 単純なもの（膜性閉鎖）	4,360点		1 単純なもの（膜性閉鎖）	4,360点
	2 複雑なもの（骨性閉鎖）	27,040点		2 複雑なもの（骨性閉鎖）	27,040点
K 3 4 7	鼻中隔矯正術	8,230点	K 3 4 7	鼻中隔矯正術	8,230点
K 3 4 7－2	変形外鼻手術	16,390点	K 3 4 7－2	変形外鼻手術	16,390点
K 3 4 7－3	内視鏡下鼻中隔手術Ⅰ型（骨、軟骨手術）	6,620点	K 3 4 7－3	内視鏡下鼻中隔手術Ⅰ型（骨、軟骨手術）	6,620点
K 3 4 7－4	内視鏡下鼻中隔手術Ⅱ型（粘膜手術）	2,440点	K 3 4 7－4	内視鏡下鼻中隔手術Ⅱ型（粘膜手術）	2,440点
K 3 4 7－5	内視鏡下鼻腔手術Ⅰ型（下鼻甲介手術）	7,940点	K 3 4 7－5	内視鏡下鼻腔手術Ⅰ型（下鼻甲介手術）	7,940点
K 3 4 7－6	内視鏡下鼻腔手術Ⅱ型（鼻腔内手術）	3,170点	K 3 4 7－6	内視鏡下鼻腔手術Ⅱ型（鼻腔内手術）	3,170点
K 3 4 7－7	内視鏡下鼻腔手術Ⅲ型（鼻孔閉鎖症手術）	19,940点	K 3 4 7－7	内視鏡下鼻腔手術Ⅲ型（鼻孔閉鎖症手術）	19,940点
K 3 4 7－8	内視鏡下鼻中隔手術Ⅲ型（前彎矯正術）	29,680点	K 3 4 7－8	内視鏡下鼻中隔手術Ⅲ型（前彎矯正術）	29,680点
K 3 4 7－9	内視鏡下鼻中隔手術Ⅳ型（外鼻形成術）	46,070点	K 3 4 7－9	内視鏡下鼻中隔手術Ⅳ型（外鼻形成術）	46,070点
	（副鼻腔）			（副鼻腔）	
K 3 4 8及びK 3 4 9	削除		K 3 4 8及びK 3 4 9	削除	
K 3 5 0	前頭洞充填術	13,200点	K 3 5 0	前頭洞充填術	13,200点
K 3 5 1	削除		K 3 5 1	削除	
K 3 5 2	上顎洞根治手術	9,180点	K 3 5 2	上顎洞根治手術	9,180点
K 3 5 2－2	鼻内上顎洞根治手術	3,820点	K 3 5 2－2	鼻内上顎洞根治手術	3,820点
K 3 5 2－3	副鼻腔炎術後後出血止血法	6,660点	K 3 5 2－3	副鼻腔炎術後後出血止血法	6,660点
K 3 5 3	鼻内篩骨洞根治手術	5,750点	K 3 5 3	鼻内篩骨洞根治手術	5,750点
K 3 5 4からK 3 5 6まで	削除		K 3 5 4からK 3 5 6まで	削除	
K 3 5 6－2	鼻外前頭洞手術	16,290点	K 3 5 6－2	鼻外前頭洞手術	16,290点
K 3 5 7	鼻内蝶形洞根治手術	4,390点	K 3 5 7	鼻内蝶形洞根治手術	4,390点
K 3 5 8からK 3 6 2まで	削除		K 3 5 8からK 3 6 2まで	削除	
K 3 6 2－2	経上顎洞の顎動脈結紮術	28,630点	K 3 6 2－2	経上顎洞の顎動脈結紮術	28,630点

K 3 6 3	削除	
K 3 6 4	汎副鼻腔根治手術	20,010点
K 3 6 5	経上顎洞的翼突管神経切除術	28,210点
K 3 6 6	削除 (咽頭、扁桃)	
K 3 6 7	咽後膿瘍切開術	<u>2,280点</u>
K 3 6 8	扁桃周囲膿瘍切開術	1,830点
K 3 6 9	咽頭異物摘出術	
	1 簡単なもの	500点
	2 複雑なもの	2,100点
K 3 7 0	アデノイド切除術	1,600点
K 3 7 1	上咽頭腫瘍摘出術	
	1 経口腔によるもの	5,350点
	2 経鼻腔によるもの	6,070点
	3 経副鼻腔によるもの	8,790点
	4 外切開によるもの	16,590点
	<u>5 鏡視下によるもの</u>	<u>8,050点</u>
K 3 7 1-2	上咽頭ポリープ摘出術	
	1 経口腔によるもの	4,460点
	2 経鼻腔によるもの	5,060点
	3 経副鼻腔によるもの	8,270点
	(削る)	
K 3 7 2	中咽頭腫瘍摘出術	
	1 経口腔によるもの	2,710点
	2 外切開によるもの	16,260点
	<u>3 鏡視下によるもの</u>	<u>5,410点</u>
K 3 7 3	下咽頭腫瘍摘出術	
	1 経口腔によるもの	7,290点
	2 外切開によるもの	16,300点
	<u>3 鏡視下によるもの</u>	<u>9,990点</u>
K 3 7 4	咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）	

K 3 6 3	削除	
K 3 6 4	汎副鼻腔根治手術	20,010点
K 3 6 5	経上顎洞的翼突管神経切除術	28,210点
K 3 6 6	削除 (咽頭、扁桃)	
K 3 6 7	咽後膿瘍切開術	<u>1,900点</u>
K 3 6 8	扁桃周囲膿瘍切開術	1,830点
K 3 6 9	咽頭異物摘出術	
	1 簡単なもの	500点
	2 複雑なもの	2,100点
K 3 7 0	アデノイド切除術	1,600点
K 3 7 1	上咽頭腫瘍摘出術	
	1 経口腔によるもの	5,350点
	2 経鼻腔によるもの	6,070点
	3 経副鼻腔によるもの	8,790点
	4 外切開によるもの	16,590点
	(新設)	
K 3 7 1-2	上咽頭ポリープ摘出術	
	1 経口腔によるもの	4,460点
	2 経鼻腔によるもの	5,060点
	3 経副鼻腔によるもの	8,270点
	<u>4 外切開によるもの</u>	<u>15,080点</u>
K 3 7 2	中咽頭腫瘍摘出術	
	1 経口腔によるもの	2,710点
	2 外切開によるもの	16,260点
	(新設)	
K 3 7 3	下咽頭腫瘍摘出術	
	1 経口腔によるもの	7,290点
	2 外切開によるもの	16,300点
	(新設)	
K 3 7 4	咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）	

	35,340点
K 3 7 4－2 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）	38,740点
K 3 7 5 鼻咽腔線維腫手術	
1 切除	9,630点
2 摘出	37,850点
K 3 7 5－2 鼻咽腔閉鎖術	23,790点
K 3 7 6 上咽頭悪性腫瘍手術	35,830点
K 3 7 7 口蓋扁桃手術	
1 切除	1,720点
2 摘出	3,600点
K 3 7 8 舌扁桃切除術	1,230点
K 3 7 9 副咽頭間隙腫瘍摘出術	
1 経頸部によるもの	34,320点
2 経側頭下窩によるもの（下顎離断によるものを含む。）	55,200点
K 3 7 9－2 副咽頭間隙悪性腫瘍摘出術	
1 経頸部によるもの	47,580点
2 経側頭下窩によるもの（下顎離断によるものを含む。）	91,500点
K 3 8 0 過長茎状突起切除術	6,440点
K 3 8 1 上咽頭形成手術	10,110点
K 3 8 2 咽頭瘻閉鎖術	12,770点
K 3 8 2－2 咽頭皮膚瘻孔閉鎖術（喉頭、気管）	12,770点
K 3 8 3 喉頭切開・截開術	13,420点
K 3 8 4 喉頭膿瘍切開術	2,460点
K 3 8 4－2 深頸部膿瘍切開術	<u>6,624点</u>
K 3 8 5 喉頭浮腫乱切術	2,040点
K 3 8 6 気管切開術	3,450点
K 3 8 6－2 輪状甲状靱帯切開術	1,970点

	35,340点
K 3 7 4－2 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）	38,740点
K 3 7 5 鼻咽腔線維腫手術	
1 切除	9,630点
2 摘出	37,850点
K 3 7 5－2 鼻咽腔閉鎖術	23,790点
K 3 7 6 上咽頭悪性腫瘍手術	35,830点
K 3 7 7 口蓋扁桃手術	
1 切除	1,720点
2 摘出	3,600点
K 3 7 8 舌扁桃切除術	1,230点
K 3 7 9 副咽頭間隙腫瘍摘出術	
1 経頸部によるもの	34,320点
2 経側頭下窩によるもの（下顎離断によるものを含む。）	55,200点
K 3 7 9－2 副咽頭間隙悪性腫瘍摘出術	
1 経頸部によるもの	47,580点
2 経側頭下窩によるもの（下顎離断によるものを含む。）	91,500点
K 3 8 0 過長茎状突起切除術	6,440点
K 3 8 1 上咽頭形成手術	10,110点
K 3 8 2 咽頭瘻閉鎖術	12,770点
K 3 8 2－2 咽頭皮膚瘻孔閉鎖術（喉頭、気管）	12,770点
K 3 8 3 喉頭切開・截開術	13,420点
K 3 8 4 喉頭膿瘍切開術	2,460点
K 3 8 4－2 深頸部膿瘍切開術	<u>5,520点</u>
K 3 8 5 喉頭浮腫乱切術	2,040点
K 3 8 6 気管切開術	3,450点
K 3 8 6－2 輪状甲状靱帯切開術	1,970点

K 3 8 7	喉頭粘膜焼灼術（直達鏡によるもの）	2,860点
K 3 8 8	喉頭粘膜下異物挿入術	3,630点
K 3 8 8－2	喉頭粘膜下軟骨片挿入術	12,240点
K 3 8 8－3	内喉頭筋内注入術（ボツリヌス毒素によるもの）	1,500点
K 3 8 9	喉頭・声帯ポリープ切除術	
1	間接喉頭鏡によるもの	2,990点
2	直達喉頭鏡又はファイバースコープによるもの	4,300点
K 3 9 0	喉頭異物摘出術	
1	直達鏡によらないもの	2,920点
2	直達鏡によるもの	5,250点
K 3 9 1	気管異物除去術	
1	直達鏡によるもの	5,320点
2	開胸手術によるもの	43,340点
K 3 9 2	削除	
K 3 9 2－2	喉頭蓋嚢腫摘出術	
1	間接喉頭鏡又は直達鏡によるもの	3,190点
2	鏡視下によるもの	5,890点
K 3 9 3	喉頭腫瘍摘出術	
1	間接喉頭鏡によるもの	3,420点
2	直達鏡によるもの	4,310点
3	鏡視下によるもの	6,120点
K 3 9 4	喉頭悪性腫瘍手術	
1	切除	38,800点
2	全摘	71,360点
K 3 9 4－2	鏡視下喉頭悪性腫瘍手術	
1	切除	42,200点
2	全摘	67,200点
K 3 9 5	喉頭、下咽頭悪性腫瘍手術（頸部、胸部、腹部等の操作による再建を含む。）	113,880点

K 3 8 7	喉頭粘膜焼灼術（直達鏡によるもの）	2,860点
K 3 8 8	喉頭粘膜下異物挿入術	3,630点
K 3 8 8－2	喉頭粘膜下軟骨片挿入術	12,240点
K 3 8 8－3	内喉頭筋内注入術（ボツリヌス毒素によるもの）	1,500点
K 3 8 9	喉頭・声帯ポリープ切除術	
1	間接喉頭鏡によるもの	2,990点
2	直達喉頭鏡又はファイバースコープによるもの	4,300点
K 3 9 0	喉頭異物摘出術	
1	直達鏡によらないもの	2,920点
2	直達鏡によるもの	5,250点
K 3 9 1	気管異物除去術	
1	直達鏡によるもの	5,320点
2	開胸手術によるもの	43,340点
K 3 9 2	喉頭蓋切除術	3,660点
K 3 9 2－2	喉頭蓋嚢腫摘出術	3,190点
	（新設）	
	（新設）	
K 3 9 3	喉頭腫瘍摘出術	
1	間接喉頭鏡によるもの	3,420点
2	直達鏡によるもの	4,310点
	（新設）	
K 3 9 4	喉頭悪性腫瘍手術	
1	切除	38,800点
2	全摘	71,360点
K 3 9 4－2	鏡視下喉頭悪性腫瘍手術	
1	切除	42,200点
2	全摘	67,200点
K 3 9 5	喉頭、下咽頭悪性腫瘍手術（頸部、胸部、腹部等の操作による再建を含む。）	113,880点

K 3 9 6	気管切開孔閉鎖術	1,250点
K 3 9 6－2	気管縫合術	1,040点
K 3 9 7	喉頭横隔膜切除術（ステント挿入固定術を含む。）	13,390点
K 3 9 8	喉頭狭窄症手術	
1	前方開大術	23,430点
2	前壁形成手術	23,320点
3	Tチューブ挿入術	14,040点
K 3 9 9	気管狭窄症手術	38,540点
K 4 0 0	喉頭形成手術	
1	人工形成材料挿置術、軟骨片挿置術	18,750点
2	筋弁転位術、軟骨転位術、軟骨除去術	28,510点
3	甲状軟骨固定用器具を用いたもの	34,840点
K 4 0 1	気管口狭窄拡大術	3,708点
K 4 0 2	縦隔気管口形成手術	76,040点
K 4 0 3	気管形成手術（管状気管、気管移植等）	
1	頸部からのもの	49,940点
2	開胸又は胸骨正中切開によるもの	76,040点
K 4 0 3－2	嚥下機能手術	
1	輪状咽頭筋切断術	18,810点
2	喉頭挙上術	18,370点
3	喉頭気管分離術	30,260点
4	喉頭全摘術	28,210点
	第6款 顔面・口腔・頸部	
区分		
	（歯、歯肉、歯槽部、口蓋）	
K 4 0 4	抜歯手術（1歯につき）	
1	乳歯	130点
2	前歯	160点
3	臼歯	270点

K 3 9 6	気管切開孔閉鎖術	1,250点
K 3 9 6－2	気管縫合術	1,040点
K 3 9 7	喉頭横隔膜切除術（ステント挿入固定術を含む。）	13,390点
K 3 9 8	喉頭狭窄症手術	
1	前方開大術	23,430点
2	前壁形成手術	23,320点
3	Tチューブ挿入術	14,040点
K 3 9 9	気管狭窄症手術	38,540点
K 4 0 0	喉頭形成手術	
1	人工形成材料挿置術、軟骨片挿置術	18,750点
2	筋弁転位術、軟骨転位術、軟骨除去術	28,510点
3	甲状軟骨固定用器具を用いたもの	34,840点
K 4 0 1	気管口狭窄拡大術	3,090点
K 4 0 2	縦隔気管口形成手術	76,040点
K 4 0 3	気管形成手術（管状気管、気管移植等）	
1	頸部からのもの	49,940点
2	開胸又は胸骨正中切開によるもの	76,040点
K 4 0 3－2	嚥下機能手術	
1	輪状咽頭筋切断術	18,810点
2	喉頭挙上術	18,370点
3	喉頭気管分離術	30,260点
4	喉頭全摘術	28,210点
	第6款 顔面・口腔・頸部	
区分		
	（歯、歯肉、歯槽部、口蓋）	
K 4 0 4	抜歯手術（1歯につき）	
1	乳歯	130点
2	前歯	160点
3	臼歯	270点

4	埋伏歯	1,080点
注1	2又は3については、歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術を行った場合に限り、難抜歯加算として、230点を所定点数に加算する。	
2	4については、完全埋伏歯（骨性）又は水平埋伏智歯に限り算定する。	
3	4については、下顎完全埋伏智歯（骨性）又は下顎水平埋伏智歯の場合は、 <u>230点</u> を所定点数に加算する。	
4	抜歯と同時に行う歯槽骨の整形等の費用は、所定点数に含まれる。	
K 4 0 5	削除	
K 4 0 6	口蓋腫瘍摘出術	
1	口蓋粘膜に局限するもの	520点
2	口蓋骨に及ぶもの	8,050点
K 4 0 7	顎・口蓋裂形成手術	
1	軟口蓋のみのもの	15,770点
2	硬口蓋に及ぶもの	24,170点
3	顎裂を伴うもの	
イ	片側	25,170点
ロ	両側	31,940点
K 4 0 7 - 2	軟口蓋形成手術 (口腔前庭、口腔底、 ^{きよう} 頬粘膜、舌)	9,700点
K 4 0 8	口腔底 ^{のう} 膿瘍切開術	700点
K 4 0 9	口腔底腫瘍摘出術	7,210点
K 4 1 0	口腔底悪性腫瘍手術	29,360点
K 4 1 1	^{きよう} 頬粘膜腫瘍摘出術	4,460点
K 4 1 2	^{きよう} 頬粘膜悪性腫瘍手術	26,310点
K 4 1 3	舌腫瘍摘出術	
1	粘液 ^{のう} 嚢胞摘出術	1,220点

4	埋伏歯	1,080点
注1	2又は3については、歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術を行った場合に限り、難抜歯加算として、230点を所定点数に加算する。	
2	4については、完全埋伏歯（骨性）又は水平埋伏智歯に限り算定する。	
3	4については、下顎完全埋伏智歯（骨性）又は下顎水平埋伏智歯の場合は、 <u>130点</u> を所定点数に加算する。	
4	抜歯と同時に行う歯槽骨の整形等の費用は、所定点数に含まれる。	
K 4 0 5	削除	
K 4 0 6	口蓋腫瘍摘出術	
1	口蓋粘膜に局限するもの	520点
2	口蓋骨に及ぶもの	8,050点
K 4 0 7	顎・口蓋裂形成手術	
1	軟口蓋のみのもの	15,770点
2	硬口蓋に及ぶもの	24,170点
3	顎裂を伴うもの	
イ	片側	25,170点
ロ	両側	31,940点
K 4 0 7 - 2	軟口蓋形成手術 (口腔前庭、口腔底、 ^{きよう} 頬粘膜、舌)	9,700点
K 4 0 8	口腔底 ^{のう} 膿瘍切開術	700点
K 4 0 9	口腔底腫瘍摘出術	7,210点
K 4 1 0	口腔底悪性腫瘍手術	29,360点
K 4 1 1	^{きよう} 頬粘膜腫瘍摘出術	4,460点
K 4 1 2	^{きよう} 頬粘膜悪性腫瘍手術	26,310点
K 4 1 3	舌腫瘍摘出術	
1	粘液 ^{のう} 嚢胞摘出術	1,220点

2	その他のもの	2,940点
K 4 1 4	舌根甲状腺腫摘出術	11,760点
K 4 1 4 - 2	甲状舌管 ^{のう} 嚢胞摘出術	10,050点
K 4 1 5	舌悪性腫瘍手術	
1	切除	26,410点
2	亜全摘	84,080点
K 4 1 6 及び K 4 1 7	削除	
K 4 1 8	舌形成手術（巨舌症手術）	9,100点
K 4 1 8 - 2	舌 ^{けいはいはん} 繫 ^{けいはいはん} 痕性短縮矯正術	2,650点
K 4 1 9	^{きよつ} 頬、口唇、舌小帯形成手術	630点
K 4 2 0	削除	
	（顔面）	
K 4 2 1	口唇腫瘍摘出術	
1	粘液嚢胞 ^{のう} 摘出術	1,020点
2	その他のもの	3,050点
K 4 2 2	口唇悪性腫瘍手術	33,010点
K 4 2 3	^{きよつ} 頬腫瘍摘出術	
1	粘液嚢胞 ^{のう} 摘出術	910点
2	その他のもの	5,250点
K 4 2 4	^{きよつ} 頬悪性腫瘍手術	20,940点
K 4 2 5	口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術	121,740点
K 4 2 6	口唇裂形成手術（片側）	
1	口唇のみの場合	13,180点
2	口唇裂鼻形成を伴う場合	18,810点
3	鼻腔底形成を伴う場合	24,350点
K 4 2 6 - 2	口唇裂形成手術（両側）	
1	口唇のみの場合	18,810点
2	口唇裂鼻形成を伴う場合	23,790点
3	鼻腔底形成を伴う場合	36,620点
	（顔面骨、顎関節）	
K 4 2 7	^{きよつ} 頬骨骨折 ^{きよつ} 観血的整復術	18,100点

2	その他のもの	2,940点
K 4 1 4	舌根甲状腺腫摘出術	11,760点
K 4 1 4 - 2	甲状舌管 ^{のう} 嚢胞摘出術	10,050点
K 4 1 5	舌悪性腫瘍手術	
1	切除	26,410点
2	亜全摘	84,080点
K 4 1 6 及び K 4 1 7	削除	
K 4 1 8	舌形成手術（巨舌症手術）	9,100点
K 4 1 8 - 2	舌 ^{けいはいはん} 繫 ^{けいはいはん} 痕性短縮矯正術	2,650点
K 4 1 9	^{きよつ} 頬、口唇、舌小帯形成手術	630点
K 4 2 0	削除	
	（顔面）	
K 4 2 1	口唇腫瘍摘出術	
1	粘液嚢胞 ^{のう} 摘出術	1,020点
2	その他のもの	3,050点
K 4 2 2	口唇悪性腫瘍手術	33,010点
K 4 2 3	^{きよつ} 頬腫瘍摘出術	
1	粘液嚢胞 ^{のう} 摘出術	910点
2	その他のもの	5,250点
K 4 2 4	^{きよつ} 頬悪性腫瘍手術	20,940点
K 4 2 5	口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術	121,740点
K 4 2 6	口唇裂形成手術（片側）	
1	口唇のみの場合	13,180点
2	口唇裂鼻形成を伴う場合	18,810点
3	鼻腔底形成を伴う場合	24,350点
K 4 2 6 - 2	口唇裂形成手術（両側）	
1	口唇のみの場合	18,810点
2	口唇裂鼻形成を伴う場合	23,790点
3	鼻腔底形成を伴う場合	36,620点
	（顔面骨、顎関節）	
K 4 2 7	^{きよつ} 頬骨骨折 ^{きよつ} 観血的整復術	18,100点

K 4 2 7 - 2	頬 ^{きよつ} 骨変形治癒骨折矯正術	38,610点
K 4 2 8	下顎骨折非観血の整復術	1,240点
	注 三内式線副子以上を使用する連続歯結紮 ^{きつ} 法を行った場合は、650点を加算する。	
K 4 2 9	下顎骨折観血の手術	
1	片側	13,000点
2	両側	27,320点
K 4 2 9 - 2	下顎関節突起骨折観血の手術	
1	片側	28,210点
2	両側	47,020点
K 4 3 0	顎関節脱臼非観血の整復術	<u>800点</u>
K 4 3 1	顎関節脱臼観血の手術	26,210点
K 4 3 2	上顎骨折非観血の整復術	1,800点
K 4 3 3	上顎骨折観血の手術	16,400点
K 4 3 4	顔面多発骨折観血の手術	39,700点
K 4 3 4 - 2	顔面多発骨折変形治癒矯正術	47,630点
K 4 3 5	術後性上顎嚢胞 ^{のう} 摘出術	6,660点
K 4 3 6	顎骨腫瘍摘出術	
1	長径3センチメートル未満	<u>4,020点</u>
2	長径3センチメートル以上	13,390点
K 4 3 7	下顎骨部分切除術	16,780点
K 4 3 8	下顎骨離断術	32,560点
K 4 3 9	下顎骨悪性腫瘍手術	
1	切除	40,360点
2	切断（おとがい部を含むもの）	79,270点
3	切断（その他のもの）	64,590点
K 4 4 0	上顎骨切除術	15,310点
K 4 4 1	上顎骨全摘術	42,590点
K 4 4 2	上顎骨悪性腫瘍手術	
1	搔爬 ^{そっは}	10,530点
2	切除	34,420点

K 4 2 7 - 2	頬 ^{きよつ} 骨変形治癒骨折矯正術	38,610点
K 4 2 8	下顎骨折非観血の整復術	1,240点
	注 三内式線副子以上を使用する連続歯結紮 ^{きつ} 法を行った場合は、650点を加算する。	
K 4 2 9	下顎骨折観血の手術	
1	片側	13,000点
2	両側	27,320点
K 4 2 9 - 2	下顎関節突起骨折観血の手術	
1	片側	28,210点
2	両側	47,020点
K 4 3 0	顎関節脱臼非観血の整復術	<u>410点</u>
K 4 3 1	顎関節脱臼観血の手術	26,210点
K 4 3 2	上顎骨折非観血の整復術	1,800点
K 4 3 3	上顎骨折観血の手術	16,400点
K 4 3 4	顔面多発骨折観血の手術	39,700点
K 4 3 4 - 2	顔面多発骨折変形治癒矯正術	47,630点
K 4 3 5	術後性上顎嚢胞 ^{のう} 摘出術	6,660点
K 4 3 6	顎骨腫瘍摘出術	
1	長径3センチメートル未満	<u>2,820点</u>
2	長径3センチメートル以上	13,390点
K 4 3 7	下顎骨部分切除術	16,780点
K 4 3 8	下顎骨離断術	32,560点
K 4 3 9	下顎骨悪性腫瘍手術	
1	切除	40,360点
2	切断（おとがい部を含むもの）	79,270点
3	切断（その他のもの）	64,590点
K 4 4 0	上顎骨切除術	15,310点
K 4 4 1	上顎骨全摘術	42,590点
K 4 4 2	上顎骨悪性腫瘍手術	
1	搔爬 ^{そっは}	10,530点
2	切除	34,420点

3	全摘	68,480点
K 4 4 3	上顎骨形成術	
1	単純な場合	27,880点
2	複雑な場合及び2次的再建の場合	45,510点
3	骨移動を伴う場合	72,900点
注1	1について、上顎骨を複数に分割した場合は、5,000点を所定点数に加算する。	
2	3については、先天奇形に対して行われた場合に限り算定する。	
K 4 4 4	下顎骨形成術	
1	おとがい形成の場合	8,710点
2	短縮又は伸長の場合	30,790点
3	再建の場合	51,120点
4	骨移動を伴う場合	54,210点
注1	2については、両側を同時に行った場合は、3,000点を所定点数に加算する。	
2	4については、先天奇形に対して行われた場合に限り算定する。	
K 4 4 4 - 2	下顎骨延長術	
1	片側	30,790点
2	両側	47,550点
K 4 4 5	顎関節形成術	40,870点
K 4 4 5 - 2	顎関節人工関節全置換術	59,260点
K 4 4 6	顎関節授動術	
1	徒手の授動術	
イ	単独の場合	440点
ロ	パンピングを併用した場合	990点
ハ	関節腔洗浄療法を併用した場合	2,760点
2	顎関節鏡下授動術	12,090点
3	開放授動術	25,100点
K 4 4 7	顎関節円板整位術	

3	全摘	68,480点
K 4 4 3	上顎骨形成術	
1	単純な場合	27,880点
2	複雑な場合及び2次的再建の場合	45,510点
3	骨移動を伴う場合	72,900点
注1	1について、上顎骨を複数に分割した場合は、5,000点を所定点数に加算する。	
2	3については、先天奇形に対して行われた場合に限り算定する。	
K 4 4 4	下顎骨形成術	
1	おとがい形成の場合	8,710点
2	短縮又は伸長の場合	30,790点
3	再建の場合	51,120点
4	骨移動を伴う場合	54,210点
注1	2については、両側を同時に行った場合は、3,000点を所定点数に加算する。	
2	4については、先天奇形に対して行われた場合に限り算定する。	
K 4 4 4 - 2	下顎骨延長術	
1	片側	30,790点
2	両側	47,550点
K 4 4 5	顎関節形成術	40,870点
K 4 4 5 - 2	顎関節人工関節全置換術	59,260点
K 4 4 6	顎関節授動術	
1	徒手の授動術	
イ	単独の場合	440点
ロ	パンピングを併用した場合	990点
ハ	関節腔洗浄療法を併用した場合	2,760点
2	顎関節鏡下授動術	12,090点
3	開放授動術	25,100点
K 4 4 7	顎関節円板整位術	

	1 顎関節鏡下円板整位術	22,100点
	2 開放円板整位術 (唾液腺)	27,300点
K 4 4 8	がま腫切開術	<u>1,230点</u>
K 4 4 9	唾液腺膿瘍切開術	900点
K 4 5 0	唾石摘出術（一連につき）	
	1 表在性のもの	<u>1,080点</u>
	2 深在性のもの	4,330点
	3 腺体内に存在するもの	6,550点
	注 2又は3の場合であって内視鏡を用いた場合は、1,000点を所定点数に加算する。	
K 4 5 1	がま腫摘出術	7,140点
K 4 5 2	舌下腺腫瘍摘出術	7,180点
K 4 5 3	顎下腺腫瘍摘出術	9,640点
K 4 5 4	顎下腺摘出術	10,210点
K 4 5 5	顎下腺悪性腫瘍手術	33,010点
K 4 5 6	削除	
K 4 5 7	耳下腺腫瘍摘出術	
	1 耳下腺浅葉摘出術	27,210点
	2 耳下腺深葉摘出術	34,210点
K 4 5 8	耳下腺悪性腫瘍手術	
	1 切除	33,010点
	2 全摘	44,020点
K 4 5 9	唾液腺管形成手術	13,630点
K 4 6 0	唾液腺管移動術	
	1 上顎洞内へのもの	13,630点
	2 結膜囊 ^{のう} 内へのもの	15,490点
	(甲状腺、副甲状腺（上皮小体）)	
K 4 6 1	甲状腺部分切除術、甲状腺腫摘出術	
	1 片葉のみの場合	8,860点
	2 両葉の場合	10,760点

	1 顎関節鏡下円板整位術	22,100点
	2 開放円板整位術 (唾液腺)	27,300点
K 4 4 8	がま腫切開術	<u>820点</u>
K 4 4 9	唾液腺膿瘍切開術	900点
K 4 5 0	唾石摘出術（一連につき）	
	1 表在性のもの	<u>720点</u>
	2 深在性のもの	4,330点
	3 腺体内に存在するもの	6,550点
	注 2又は3の場合であって内視鏡を用いた場合は、1,000点を所定点数に加算する。	
K 4 5 1	がま腫摘出術	7,140点
K 4 5 2	舌下腺腫瘍摘出術	7,180点
K 4 5 3	顎下腺腫瘍摘出術	9,640点
K 4 5 4	顎下腺摘出術	10,210点
K 4 5 5	顎下腺悪性腫瘍手術	33,010点
K 4 5 6	削除	
K 4 5 7	耳下腺腫瘍摘出術	
	1 耳下腺浅葉摘出術	27,210点
	2 耳下腺深葉摘出術	34,210点
K 4 5 8	耳下腺悪性腫瘍手術	
	1 切除	33,010点
	2 全摘	44,020点
K 4 5 9	唾液腺管形成手術	13,630点
K 4 6 0	唾液腺管移動術	
	1 上顎洞内へのもの	13,630点
	2 結膜囊 ^{のう} 内へのもの	15,490点
	(甲状腺、副甲状腺（上皮小体）)	
K 4 6 1	甲状腺部分切除術、甲状腺腫摘出術	
	1 片葉のみの場合	8,860点
	2 両葉の場合	10,760点

K 4 6 1 - 2	内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術	
1	片葉のみの場合	17,410点
2	両葉の場合	25,210点
K 4 6 2	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	22,880点
K 4 6 2 - 2	内視鏡下バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	25,210点
K 4 6 3	甲状腺悪性腫瘍手術	
1	切除（頸部外側区域郭清を伴わないもの）	24,180点
2	切除（頸部外側区域郭清を伴うもの）	26,180点
3	全摘及び亜全摘（頸部外側区域郭清を伴わないもの）	33,790点
4	全摘及び亜全摘（片側頸部外側区域郭清を伴うもの）	35,790点
5	全摘及び亜全摘（両側頸部外側区域郭清を伴うもの）	36,790点
K 4 6 3 - 2	内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術	
1	切除	27,550点
2	全摘及び亜全摘	37,160点
K 4 6 4	副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術	
1	副甲状腺（上皮小体）摘出術	15,680点
2	副甲状腺（上皮小体）全摘術（一部筋肉移植）	33,790点
K 4 6 4 - 2	内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術	20,660点
K 4 6 5	副甲状腺（上皮小体）悪性腫瘍手術（広汎）	39,000点
	（その他の頸部）	
K 4 6 6	斜角筋切断術	3,760点
K 4 6 7	頸癭、頸嚢摘出術	13,710点

K 4 6 1 - 2	内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術	
1	片葉のみの場合	17,410点
2	両葉の場合	25,210点
K 4 6 2	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	22,880点
K 4 6 2 - 2	内視鏡下バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	25,210点
K 4 6 3	甲状腺悪性腫瘍手術	
1	切除（頸部外側区域郭清を伴わないもの）	24,180点
2	切除（頸部外側区域郭清を伴うもの）	26,180点
3	全摘及び亜全摘（頸部外側区域郭清を伴わないもの）	33,790点
4	全摘及び亜全摘（片側頸部外側区域郭清を伴うもの）	35,790点
5	全摘及び亜全摘（両側頸部外側区域郭清を伴うもの）	36,790点
K 4 6 3 - 2	内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術	
1	切除	27,550点
2	全摘及び亜全摘	37,160点
K 4 6 4	副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術	
1	副甲状腺（上皮小体）摘出術	15,680点
2	副甲状腺（上皮小体）全摘術（一部筋肉移植）	33,790点
K 4 6 4 - 2	内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術	20,660点
K 4 6 5	副甲状腺（上皮小体）悪性腫瘍手術（広汎）	39,000点
	（その他の頸部）	
K 4 6 6	斜角筋切断術	3,760点
K 4 6 7	頸癭、頸嚢摘出術	13,710点

K 4 6 8	頸 ^{けい} 肋 ^{りく} 切除術	15,240点
K 4 6 9	頸 ^{けい} 部郭清術	
1	片側	27,670点
2	両側	37,140点
K 4 7 0	頸 ^{けい} 部悪性腫瘍手術	41,920点
K 4 7 0－2	頭頸 ^{けい} 部悪性腫瘍光線力学療法	22,100点
K 4 7 1	筋性斜頸 ^{けい} 手術	3,720点
第7款 胸部		
区分		
(乳腺)		
K 4 7 2	乳 ^の 腺 ^の 膿瘍切開術	980点
K 4 7 3	削除	
K 4 7 4	乳腺腫瘍摘出術	
1	長径5センチメートル未満	3,190点
2	長径5センチメートル以上	6,730点
K 4 7 4－2	乳管腺葉区域切除術	12,820点
K 4 7 4－3	乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（一連につき）	
1	マンモグラフィー又は超音波装置によるもの	6,240点
2	MR Iによるもの	8,210点
K 4 7 5	乳房切除術	6,040点
注 遺伝性乳癌 ^{がん} 卵巣癌 ^{がん} 症候群の患者に対して行う場合は、遺伝性乳癌 ^{がん} 卵巣癌 ^{がん} 症候群乳房切除加算として、8,780点を所定点数に加算する。		
K 4 7 5－2	乳癌 ^{がん} 冷凍凝固摘出術	8,690点
K 4 7 6	乳腺悪性腫瘍手術	
1	単純乳房切除術（乳腺全摘術）	17,040点
2	乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）	28,210点
3	乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）	22,520点

K 4 6 8	頸 ^{けい} 肋 ^{りく} 切除術	15,240点
K 4 6 9	頸 ^{けい} 部郭清術	
1	片側	27,670点
2	両側	37,140点
K 4 7 0	頸 ^{けい} 部悪性腫瘍手術	41,920点
K 4 7 0－2	頭頸 ^{けい} 部悪性腫瘍光線力学療法	22,100点
K 4 7 1	筋性斜頸 ^{けい} 手術	3,720点
第7款 胸部		
区分		
(乳腺)		
K 4 7 2	乳 ^の 腺 ^の 膿瘍切開術	980点
K 4 7 3	削除	
K 4 7 4	乳腺腫瘍摘出術	
1	長径5センチメートル未満	3,190点
2	長径5センチメートル以上	6,730点
K 4 7 4－2	乳管腺葉区域切除術	12,820点
K 4 7 4－3	乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（一連につき）	
1	マンモグラフィー又は超音波装置によるもの	6,240点
2	MR Iによるもの	8,210点
K 4 7 5	乳房切除術	6,040点
注 遺伝性乳癌 ^{がん} 卵巣癌 ^{がん} 症候群の患者に対して行う場合は、遺伝性乳癌 ^{がん} 卵巣癌 ^{がん} 症候群乳房切除加算として、8,780点を所定点数に加算する。		
K 4 7 5－2	乳癌 ^{がん} 冷凍凝固摘出術	8,690点
K 4 7 6	乳腺悪性腫瘍手術	
1	単純乳房切除術（乳腺全摘術）	17,040点
2	乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）	28,210点
3	乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）	22,520点

- 4 乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの（内視鏡下によるものを含む。）） 42,350点
- 5 乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの 42,350点
- 6 乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施するもの 42,350点
- 7 拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの） 52,820点
- 8 乳輪温存乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの（内視鏡下によるものを含む。）） 27,810点
- 9 乳輪温存乳房切除術（腋窩部郭清を伴うもの） 48,340点
- 注1 放射性同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合又はインドシアニングリーンを用いたリンパ節生検を行った場合には、乳癌センチネルリンパ節生検加算1として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。
- 2 放射性同位元素又は色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合には、乳癌センチネルリンパ節生検加算2として、3,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。
- K 4 7 6 - 2 陥没乳頭形成術、再建乳房乳頭形成術 7,350点
- K 4 7 6 - 3 動脈（皮）弁及び筋（皮）弁を用いた乳房再建術（乳房切除後（内視鏡下によるものを含む。））
- 1 一次的に行うもの 49,120点
- 2 二次的に行うもの 53,560点
- K 4 7 6 - 4 ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後（内視鏡下によるものを含む。）） 25,000点
- K 4 7 6 - 5 乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）

- 4 乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの（内視鏡下によるものを含む。）） 42,350点
- 5 乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの 42,350点
- 6 乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施するもの 42,350点
- 7 拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの） 52,820点
- 8 乳輪温存乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの） 27,810点
- 9 乳輪温存乳房切除術（腋窩部郭清を伴うもの） 48,340点
- 注1 放射性同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合又はインドシアニングリーンを用いたリンパ節生検を行った場合には、乳癌センチネルリンパ節生検加算1として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。
- 2 放射性同位元素又は色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合には、乳癌センチネルリンパ節生検加算2として、3,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。
- K 4 7 6 - 2 陥没乳頭形成術、再建乳房乳頭形成術 7,350点
- K 4 7 6 - 3 動脈（皮）弁及び筋（皮）弁を用いた乳房再建術（乳房切除後）
- 1 一次的に行うもの 49,120点
- 2 二次的に行うもの 53,560点
- K 4 7 6 - 4 ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後） 25,000点
- K 4 7 6 - 5 乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）

		15,000点
注1 フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200点を所定点数に加算する。		
2	放射性同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合又はインドシアニングリーンを用いたリンパ節生検を行った場合には、乳癌 ^{がん} センチネルリンパ節生検加算1として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。	
3	放射性同位元素又は色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合には、乳癌 ^{がん} センチネルリンパ節生検加算2として、3,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。	
(胸壁)		
K 4 7 7	胸壁膿瘍 ^{のう} 切開術	700点
K 4 7 8	肋骨・胸骨カリエス又は肋骨骨髓炎手術	8,950点
K 4 7 9	削除	
K 4 8 0	胸壁冷膿瘍 ^{のう} 手術	7,810点
K 4 8 0-2	流注膿瘍 ^{のう} 切開搔爬 ^{そっは} 術	7,670点
K 4 8 1	肋骨骨折 ^{ろつ} 観血的手術	
	1 3本以下	10,330点
	2 4本以上	20,330点
K 4 8 2	肋骨切除術	
	1 第1肋骨	16,900点
	2 その他の肋骨	6,192点
K 4 8 3	胸骨切除術、胸骨骨折観血手術	14,544点
K 4 8 4	胸壁悪性腫瘍摘出術	
	1 胸壁形成手術を併施するもの	56,000点
	2 その他のもの	28,210点

		15,000点
注1 フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200点を所定点数に加算する。		
2	放射性同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合又はインドシアニングリーンを用いたリンパ節生検を行った場合には、乳癌 ^{がん} センチネルリンパ節生検加算1として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。	
3	放射性同位元素又は色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合には、乳癌 ^{がん} センチネルリンパ節生検加算2として、3,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。	
(胸壁)		
K 4 7 7	胸壁膿瘍 ^{のう} 切開術	700点
K 4 7 8	肋骨・胸骨カリエス又は肋骨骨髓炎手術	8,950点
K 4 7 9	削除	
K 4 8 0	胸壁冷膿瘍 ^{のう} 手術	7,810点
K 4 8 0-2	流注膿瘍 ^{のう} 切開搔爬 ^{そっは} 術	7,670点
K 4 8 1	肋骨骨折 ^{ろつ} 観血的手術	10,330点
(新設)		
(新設)		
K 4 8 2	肋骨切除術	
	1 第1肋骨	16,900点
	2 その他の肋骨	5,160点
K 4 8 3	胸骨切除術、胸骨骨折観血手術	12,120点
K 4 8 4	胸壁悪性腫瘍摘出術	
	1 胸壁形成手術を併施するもの	56,000点
	2 その他のもの	28,210点

K 4 8 4 - 2	胸骨悪性腫瘍摘出術	
1	胸壁形成手術を併施するもの	43,750点
2	その他のもの	28,210点
K 4 8 5	胸壁腫瘍摘出術	12,960点
K 4 8 6	胸壁瘻手術	23,520点
K 4 8 7	漏斗胸手術	
1	胸骨挙上法によるもの	28,210点
2	胸骨翻転法によるもの	37,370点
3	胸腔鏡によるもの	39,260点
4	胸骨挙上用固定具抜去術 (胸腔、胸膜)	<u>7,836点</u>
K 4 8 8	試験開胸術	10,800点
K 4 8 8 - 2	試験的開胸開腹術	17,380点
K 4 8 8 - 3	胸腔鏡下試験開胸術	13,500点
K 4 8 8 - 4	胸腔鏡下試験切除術	15,800点
K 4 8 9 から K 4 9 2 まで	削除	
K 4 9 3	骨膜外、胸膜外充填術	23,520点
K 4 9 4	胸腔内（胸膜内）血腫除去術	15,350点
K 4 9 4 - 2	胸腔鏡下胸腔内（胸膜内）血腫除去術	13,500点
K 4 9 5	削除	
K 4 9 6	膿胸膜、胸膜肺底切除術	
1	1 肺葉に相当する範囲以内のもの	26,340点
2	1 肺葉に相当する範囲を超えるもの	33,150点
K 4 9 6 - 2	胸腔鏡下膿胸膜又は胸膜肺底切除術	51,850点
K 4 9 6 - 3	胸膜外肺剥皮術	
1	1 肺葉に相当する範囲以内のもの	26,340点
2	1 肺葉に相当する範囲を超えるもの	33,150点
K 4 9 6 - 4	胸腔鏡下膿胸腔搔爬術	32,690点
K 4 9 6 - 5	経皮的膿胸ドレナージ術	5,400点
	注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。	

K 4 8 4 - 2	胸骨悪性腫瘍摘出術	
1	胸壁形成手術を併施するもの	43,750点
2	その他のもの	28,210点
K 4 8 5	胸壁腫瘍摘出術	12,960点
K 4 8 6	胸壁瘻手術	23,520点
K 4 8 7	漏斗胸手術	
1	胸骨挙上法によるもの	28,210点
2	胸骨翻転法によるもの	37,370点
3	胸腔鏡によるもの	39,260点
4	胸骨挙上用固定具抜去術 (胸腔、胸膜)	<u>6,530点</u>
K 4 8 8	試験開胸術	10,800点
K 4 8 8 - 2	試験的開胸開腹術	17,380点
K 4 8 8 - 3	胸腔鏡下試験開胸術	13,500点
K 4 8 8 - 4	胸腔鏡下試験切除術	15,800点
K 4 8 9 から K 4 9 2 まで	削除	
K 4 9 3	骨膜外、胸膜外充填術	23,520点
K 4 9 4	胸腔内（胸膜内）血腫除去術	15,350点
K 4 9 4 - 2	胸腔鏡下胸腔内（胸膜内）血腫除去術	13,500点
K 4 9 5	削除	
K 4 9 6	膿胸膜、胸膜肺底切除術	
1	1 肺葉に相当する範囲以内のもの	26,340点
2	1 肺葉に相当する範囲を超えるもの	33,150点
K 4 9 6 - 2	胸腔鏡下膿胸膜又は胸膜肺底切除術	51,850点
K 4 9 6 - 3	胸膜外肺剥皮術	
1	1 肺葉に相当する範囲以内のもの	26,340点
2	1 肺葉に相当する範囲を超えるもの	33,150点
K 4 9 6 - 4	胸腔鏡下膿胸腔搔爬術	32,690点
K 4 9 6 - 5	経皮的膿胸ドレナージ術	5,400点
	注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。	

K 4 9 7	膿 ^{のう} 胸腔 ^{きょう} 有 ^き 茎 ^{けい} 筋 ^{きん} 肉 ^{にく} 弁 ^{へん} 充 ^く 填 ^{てん} 術	38,610点
K 4 9 7－2	膿 ^{のう} 胸腔 ^{きょう} 有 ^き 茎 ^{けい} 大 ^{だい} 網 ^{もう} 充 ^く 填 ^{てん} 術	57,100点
K 4 9 8	胸 ^{きゅう} 郭 ^{かく} 形 ^{けい} 成 ^{せい} 手 ^て 術 ^{じゆつ} （膿 ^{のう} 胸 ^{きゅう} 手 ^て 術 ^{じゆつ} の ^の 場 ^{ばう} 合 ^{ごう} ）	
1	肋 ^{りつ} 骨 ^{こつ} 切 ^き 除 ^{じよ} を ^を 主 ^{しゆ} と ^と す ^す る ^る も ^も の ^の	42,020点
2	胸 ^{きゅう} 膜 ^{まく} 肝 ^{かん} 膵 ^{すう} 切 ^き 除 ^{じよ} を ^を 併 ^{へい} 施 ^し す ^す る ^る も ^も の ^の	49,200点
K 4 9 9	胸 ^{きゅう} 郭 ^{かく} 形 ^{けい} 成 ^{せい} 手 ^て 術 ^{じゆつ} （肺 ^{はい} 切 ^き 除 ^{じよ} 後 ^ご 遺 ^い 残 ^{ざん} 腔 ^{かう} を ^を 含 ^{くわ} む ^む 。）	16,540点
K 5 0 0	削 ^{けつ} 除 ^{じよ}	
K 5 0 1	乳 ^{にゅう} 糜 ^み 胸 ^{きゅう} 手 ^て 術 ^{じゆつ}	17,290点
K 5 0 1－2	胸 ^{きゅう} 腔 ^{かう} ・腹 ^{ふく} 腔 ^{かう} シヤ ^{しや} ン ^ん ト ^と バ ^ぱ ル ^る ブ ^ぶ 設 ^{せつ} 置 ^ち 術 ^{じゆつ}	12,530点
K 5 0 1－3	胸 ^{きゅう} 腔 ^{かう} 鏡 ^{きやう} 下 ^か 胸 ^{きゅう} 管 ^{かん} 結 ^{けつ} 紮 ^{さう} 術 ^{じゆつ} （乳 ^{にゅう} 糜 ^み 胸 ^{きゅう} 手 ^て 術 ^{じゆつ} ） （縦 ^{じゆう} 隔 ^{かく} ）	15,230点
K 5 0 2	縦 ^{じゆう} 隔 ^{かく} 腫 ^{しゆ} 瘍 ^{やう} 、胸 ^{きゅう} 腺 ^{てん} 摘 ^{てき} 出 ^{しゅつ} 術 ^{じゆつ}	38,850点
K 5 0 2－2	縦 ^{じゆう} 隔 ^{かく} 切 ^き 開 ^{かい} 術 ^{じゆつ}	
1	頸 ^{けい} 部 ^ぶ か ^か ら ^ら の ^の も ^も の ^の 、経 ^{けい} 食 ^{しき} 道 ^{どう} に ^に よ ^よ る ^る も ^も の ^の	6,390点
2	経 ^{けい} 胸 ^{きゅう} 腔 ^{かう} に ^に よ ^よ る ^る も ^も の ^の 、経 ^{けい} 腹 ^{ふく} に ^に よ ^よ る ^る も ^も の ^の	20,050点
K 5 0 2－3	胸 ^{きゅう} 腔 ^{かう} 鏡 ^{きやう} 下 ^か 縦 ^{じゆう} 隔 ^{かく} 切 ^き 開 ^{かい} 術 ^{じゆつ}	31,300点
K 5 0 2－4	拡 ^{くわ} 大 ^{だい} 胸 ^{きゅう} 腺 ^{てん} 摘 ^{てき} 出 ^{しゅつ} 術 ^{じゆつ}	36,000点
	注 重症筋無力症に対して実施された場合に限り算 定する。	
K 5 0 2－5	胸 ^{きゅう} 腔 ^{かう} 鏡 ^{きやう} 下 ^か 拡 ^{くわ} 大 ^{だい} 胸 ^{きゅう} 腺 ^{てん} 摘 ^{てき} 出 ^{しゅつ} 術 ^{じゆつ}	58,950点
	注 重症筋無力症に対して実施された場合に限り算 定する。	
K 5 0 3	縦 ^{じゆう} 隔 ^{かく} 郭 ^{かく} 清 ^{せい} 術 ^{じゆつ}	37,010点
K 5 0 4	縦 ^{じゆう} 隔 ^{かく} 悪 ^{あく} 性 ^{せい} 腫 ^{しゆ} 瘍 ^{やう} 手 ^て 術 ^{じゆつ}	
1	単 ^{たん} 純 ^{じゆん} 摘 ^{てき} 出 ^{しゅつ}	38,850点
2	広 ^{くわ} 汎 ^{はん} 摘 ^{てき} 出 ^{しゅつ}	58,820点
K 5 0 4－2	胸 ^{きゅう} 腔 ^{かう} 鏡 ^{きやう} 下 ^か 縦 ^{じゆう} 隔 ^{かく} 悪 ^{あく} 性 ^{せい} 腫 ^{しゆ} 瘍 ^{やう} 手 ^て 術 ^{じゆつ} （気 ^き 管 ^{くわん} 支 ^し 、肺 ^{はい} ）	58,950点
K 5 0 5 及び K 5 0 6	削 ^{けつ} 除 ^{じよ}	
K 5 0 7	肺 ^{はい} 膿 ^{のう} 瘍 ^{やう} 切 ^き 開 ^{かい} 排 ^{はい} 膿 ^{のう} 術 ^{じゆつ}	31,030点
K 5 0 8	気 ^き 管 ^{くわん} 支 ^し 狭 ^{きやく} 窄 ^{さく} 拡 ^{くわ} 張 ^{ちやう} 術 ^{じゆつ} （気 ^き 管 ^{くわん} 支 ^し 鏡 ^{きやう} に ^に よ ^よ る ^る も ^も の ^の ）	10,150点

K 4 9 7	膿 ^{のう} 胸腔 ^{きょう} 有 ^き 茎 ^{けい} 筋 ^{きん} 肉 ^{にく} 弁 ^{へん} 充 ^く 填 ^{てん} 術	38,610点
K 4 9 7－2	膿 ^{のう} 胸腔 ^{きょう} 有 ^き 茎 ^{けい} 大 ^{だい} 網 ^{もう} 充 ^く 填 ^{てん} 術	57,100点
K 4 9 8	胸 ^{きゅう} 郭 ^{かく} 形 ^{けい} 成 ^{せい} 手 ^て 術 ^{じゆつ} （膿 ^{のう} 胸 ^{きゅう} 手 ^て 術 ^{じゆつ} の ^の 場 ^{ばう} 合 ^{ごう} ）	
1	肋 ^{りつ} 骨 ^{こつ} 切 ^き 除 ^{じよ} を ^を 主 ^{しゆ} と ^と す ^す る ^る も ^も の ^の	42,020点
2	胸 ^{きゅう} 膜 ^{まく} 肝 ^{かん} 膵 ^{すう} 切 ^き 除 ^{じよ} を ^を 併 ^{へい} 施 ^し す ^す る ^る も ^も の ^の	49,200点
K 4 9 9	胸 ^{きゅう} 郭 ^{かく} 形 ^{けい} 成 ^{せい} 手 ^て 術 ^{じゆつ} （肺 ^{はい} 切 ^き 除 ^{じよ} 後 ^ご 遺 ^い 残 ^{ざん} 腔 ^{かう} を ^を 含 ^{くわ} む ^む 。）	16,540点
K 5 0 0	削 ^{けつ} 除 ^{じよ}	
K 5 0 1	乳 ^{にゅう} 糜 ^み 胸 ^{きゅう} 手 ^て 術 ^{じゆつ}	17,290点
K 5 0 1－2	胸 ^{きゅう} 腔 ^{かう} ・腹 ^{ふく} 腔 ^{かう} シヤ ^{しや} ン ^ん ト ^と バ ^ぱ ル ^る ブ ^ぶ 設 ^{せつ} 置 ^ち 術 ^{じゆつ}	12,530点
K 5 0 1－3	胸 ^{きゅう} 腔 ^{かう} 鏡 ^{きやう} 下 ^か 胸 ^{きゅう} 管 ^{かん} 結 ^{けつ} 紮 ^{さう} 術 ^{じゆつ} （乳 ^{にゅう} 糜 ^み 胸 ^{きゅう} 手 ^て 術 ^{じゆつ} ） （縦 ^{じゆう} 隔 ^{かく} ）	15,230点
K 5 0 2	縦 ^{じゆう} 隔 ^{かく} 腫 ^{しゆ} 瘍 ^{やう} 、胸 ^{きゅう} 腺 ^{てん} 摘 ^{てき} 出 ^{しゅつ} 術 ^{じゆつ}	38,850点
K 5 0 2－2	縦 ^{じゆう} 隔 ^{かく} 切 ^き 開 ^{かい} 術 ^{じゆつ}	
1	頸 ^{けい} 部 ^ぶ か ^か ら ^ら の ^の も ^も の ^の 、経 ^{けい} 食 ^{しき} 道 ^{どう} に ^に よ ^よ る ^る も ^も の ^の	6,390点
2	経 ^{けい} 胸 ^{きゅう} 腔 ^{かう} に ^に よ ^よ る ^る も ^も の ^の 、経 ^{けい} 腹 ^{ふく} に ^に よ ^よ る ^る も ^も の ^の	20,050点
K 5 0 2－3	胸 ^{きゅう} 腔 ^{かう} 鏡 ^{きやう} 下 ^か 縦 ^{じゆう} 隔 ^{かく} 切 ^き 開 ^{かい} 術 ^{じゆつ}	31,300点
K 5 0 2－4	拡 ^{くわ} 大 ^{だい} 胸 ^{きゅう} 腺 ^{てん} 摘 ^{てき} 出 ^{しゅつ} 術 ^{じゆつ}	36,000点
	注 重症筋無力症に対して実施された場合に限り算 定する。	
K 5 0 2－5	胸 ^{きゅう} 腔 ^{かう} 鏡 ^{きやう} 下 ^か 拡 ^{くわ} 大 ^{だい} 胸 ^{きゅう} 腺 ^{てん} 摘 ^{てき} 出 ^{しゅつ} 術 ^{じゆつ}	58,950点
	注 重症筋無力症に対して実施された場合に限り算 定する。	
K 5 0 3	縦 ^{じゆう} 隔 ^{かく} 郭 ^{かく} 清 ^{せい} 術 ^{じゆつ}	37,010点
K 5 0 4	縦 ^{じゆう} 隔 ^{かく} 悪 ^{あく} 性 ^{せい} 腫 ^{しゆ} 瘍 ^{やう} 手 ^て 術 ^{じゆつ}	
1	単 ^{たん} 純 ^{じゆん} 摘 ^{てき} 出 ^{しゅつ}	38,850点
2	広 ^{くわ} 汎 ^{はん} 摘 ^{てき} 出 ^{しゅつ}	58,820点
K 5 0 4－2	胸 ^{きゅう} 腔 ^{かう} 鏡 ^{きやう} 下 ^か 縦 ^{じゆう} 隔 ^{かく} 悪 ^{あく} 性 ^{せい} 腫 ^{しゆ} 瘍 ^{やう} 手 ^て 術 ^{じゆつ} （気 ^き 管 ^{くわん} 支 ^し 、肺 ^{はい} ）	58,950点
K 5 0 5 及び K 5 0 6	削 ^{けつ} 除 ^{じよ}	
K 5 0 7	肺 ^{はい} 膿 ^{のう} 瘍 ^{やう} 切 ^き 開 ^{かい} 排 ^{はい} 膿 ^{のう} 術 ^{じゆつ}	31,030点
K 5 0 8	気 ^き 管 ^{くわん} 支 ^し 狭 ^{きやく} 窄 ^{さく} 拡 ^{くわ} 張 ^{ちやう} 術 ^{じゆつ} （気 ^き 管 ^{くわん} 支 ^し 鏡 ^{きやう} に ^に よ ^よ る ^る も ^も の ^の ）	10,150点

K 5 0 8 - 2	気管・気管支ステント留置術	
1	硬性鏡によるもの	11,400点
2	軟性鏡によるもの	8,960点
K 5 0 8 - 3	気管支熱形成術	10,150点
K 5 0 8 - 4	気管支バルブ留置術	8,960点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 0 9	気管支異物除去術	
1	直達鏡によるもの	9,260点
2	開胸手術によるもの	45,650点
K 5 0 9 - 2	気管支肺胞洗浄術	6,090点
	注 成人の肺胞蛋白症に対して治療の目的で行われた場合に限り算定する。	
K 5 0 9 - 3	気管支内視鏡的放射線治療用マーカー留置術	10,000点
K 5 0 9 - 4	気管支瘻孔閉鎖術	9,130点
K 5 1 0	気管支腫瘍摘出術（気管支鏡又は気管支ファイバースコープによるもの）	8,040点
K 5 1 0 - 2	光線力学療法	
1	早期肺がん（0期又は1期に限る。）に対するもの	10,450点
2	その他のもの	10,450点
K 5 1 0 - 3	気管支鏡下レーザー腫瘍焼灼術	12,020点
K 5 1 1	肺切除術	
1	楔状部分切除	27,520点
2	区域切除（1肺葉に満たないもの）	58,430点
3	肺葉切除	58,350点
4	複合切除（1肺葉を超えるもの）	64,850点
5	1側肺全摘	59,830点
6	気管支形成を伴う肺切除	76,230点
K 5 1 2	削除	

K 5 0 8 - 2	気管・気管支ステント留置術	
1	硬性鏡によるもの	11,400点
2	軟性鏡によるもの	8,960点
K 5 0 8 - 3	気管支熱形成術	10,150点
K 5 0 8 - 4	気管支バルブ留置術	8,960点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 0 9	気管支異物除去術	
1	直達鏡によるもの	9,260点
2	開胸手術によるもの	45,650点
K 5 0 9 - 2	気管支肺胞洗浄術	6,090点
	注 成人の肺胞蛋白症に対して治療の目的で行われた場合に限り算定する。	
K 5 0 9 - 3	気管支内視鏡的放射線治療用マーカー留置術	10,000点
K 5 0 9 - 4	気管支瘻孔閉鎖術	9,130点
K 5 1 0	気管支腫瘍摘出術（気管支鏡又は気管支ファイバースコープによるもの）	8,040点
K 5 1 0 - 2	光線力学療法	
1	早期肺がん（0期又は1期に限る。）に対するもの	10,450点
2	その他のもの	10,450点
K 5 1 0 - 3	気管支鏡下レーザー腫瘍焼灼術	12,020点
K 5 1 1	肺切除術	
1	楔状部分切除	27,520点
2	区域切除（1肺葉に満たないもの）	58,430点
3	肺葉切除	58,350点
4	複合切除（1肺葉を超えるもの）	64,850点
5	1側肺全摘	59,830点
6	気管支形成を伴う肺切除	76,230点
K 5 1 2	削除	

K 5 1 3	胸腔鏡下肺切除術	
1	肺嚢胞手術（楔状部分切除によるもの）	39,830点
2	部分切除	45,300点
3	区域切除	72,600点
4	肺葉切除又は1肺葉を超えるもの	81,000点
K 5 1 3 - 2	胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術	58,950点
K 5 1 3 - 3	胸腔鏡下良性胸壁腫瘍手術	58,950点
K 5 1 3 - 4	胸腔鏡下肺縫縮術	53,130点
K 5 1 4	肺悪性腫瘍手術	
1	部分切除	60,350点
2	区域切除	69,250点
3	肺葉切除又は1肺葉を超えるもの	72,640点
4	肺全摘	72,640点
5	隣接臓器合併切除を伴う肺切除	78,400点
6	気管支形成を伴う肺切除	80,460点
7	気管分岐部切除を伴う肺切除	124,860点
8	気管分岐部再建を伴う肺切除	127,130点
9	胸膜肺全摘	92,000点
10	壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心膜合併切除を伴うもの）	105,000点
注 9及び10については、悪性びまん性胸膜中皮腫に対して実施した場合に限り算定する。		
K 5 1 4 - 2	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術	
1	部分切除	60,170点
2	区域切除	72,640点
3	肺葉切除又は1肺葉を超えるもの	92,000点
4	気管支形成を伴う肺切除	107,800点
5	肺全摘	93,000点
K 5 1 4 - 3	移植用肺採取術（死体）（両側）	80,460点
注 肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定		

K 5 1 3	胸腔鏡下肺切除術	
1	肺嚢胞手術（楔状部分切除によるもの）	39,830点
2	部分切除	45,300点
3	区域切除	72,600点
4	肺葉切除又は1肺葉を超えるもの	81,000点
K 5 1 3 - 2	胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術	58,950点
K 5 1 3 - 3	胸腔鏡下良性胸壁腫瘍手術	58,950点
K 5 1 3 - 4	胸腔鏡下肺縫縮術	53,130点
K 5 1 4	肺悪性腫瘍手術	
1	部分切除	60,350点
2	区域切除	69,250点
3	肺葉切除又は1肺葉を超えるもの	72,640点
4	肺全摘	72,640点
5	隣接臓器合併切除を伴う肺切除	78,400点
6	気管支形成を伴う肺切除	80,460点
7	気管分岐部切除を伴う肺切除	124,860点
8	気管分岐部再建を伴う肺切除	127,130点
9	胸膜肺全摘	92,000点
10	壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心膜合併切除を伴うもの）	105,000点
注 9及び10については、悪性びまん性胸膜中皮腫に対して実施した場合に限り算定する。		
K 5 1 4 - 2	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術	
1	部分切除	60,170点
2	区域切除	72,640点
3	肺葉切除又は1肺葉を超えるもの	92,000点
4	気管支形成を伴う肺切除	107,800点
5	肺全摘	93,000点
K 5 1 4 - 3	移植用肺採取術（死体）（両側）	80,460点
注 肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定		

	点数に含まれる。	
K 5 1 4 - 4	同種死体肺移植術	139,230点
注 1	肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
2	抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
3	両側肺を移植した場合は、両側肺移植加算として、45,000点を所定点数に加算する。	
K 5 1 4 - 5	移植用部分肺採取術（生体）	60,750点
注	肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 5 1 4 - 6	生体部分肺移植術	130,260点
注 1	生体部分肺を移植した場合は、生体部分肺の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。	
2	肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
3	抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
4	両側肺を移植した場合は、両側肺移植加算として、45,000点を所定点数に加算する。	
K 5 1 4 - 7	肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）	
1	2センチメートル以内のもの	15,000点
2	2センチメートルを超えるもの	21,960点
注	フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200点を所定点数に加算する。	

	点数に含まれる。	
K 5 1 4 - 4	同種死体肺移植術	139,230点
注 1	肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
2	抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
3	両側肺を移植した場合は、両側肺移植加算として、45,000点を所定点数に加算する。	
K 5 1 4 - 5	移植用部分肺採取術（生体）	60,750点
注	肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 5 1 4 - 6	生体部分肺移植術	130,260点
注 1	生体部分肺を移植した場合は、生体部分肺の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。	
2	肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
3	抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
4	両側肺を移植した場合は、両側肺移植加算として、45,000点を所定点数に加算する。	
K 5 1 4 - 7	肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）	
1	2センチメートル以内のもの	15,000点
2	2センチメートルを超えるもの	21,960点
注	フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200点を所定点数に加算する。	

K 5 1 4－8 肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍凝固・焼灼術（ 冷凍凝固によるもの）			(新設)				
	1	2センチメートル以内のもの	51,200点				
	2	2センチメートルを超えるもの	66,200点				
K 5 1 5		肺剥皮術	32,600点	K 5 1 5	肺剥皮術	32,600点	
K 5 1 6		気管支瘻閉鎖術	59,170点	K 5 1 6	気管支瘻閉鎖術	59,170点	
K 5 1 7		肺縫縮術	28,220点	K 5 1 7	肺縫縮術	28,220点	
K 5 1 8		気管支形成手術		K 5 1 8	気管支形成手術		
	1	楔状切除術	64,030点		1 楔状切除術	64,030点	
	2	輪状切除術	66,010点		2 輪状切除術	66,010点	
K 5 1 9		先天性気管狭窄症手術 （食道）	146,950点	K 5 1 9	先天性気管狭窄症手術 （食道）	146,950点	
K 5 2 0		食道縫合術（穿孔、損傷）		K 5 2 0	食道縫合術（穿孔、損傷）		
	1	頸部手術	17,070点		1 頸部手術	17,070点	
	2	開胸手術	28,210点		2 開胸手術	28,210点	
	3	開腹手術	17,750点		3 開腹手術	17,750点	
	4	内視鏡によるもの	10,300点		4 内視鏡によるもの	10,300点	
K 5 2 1		食道周囲膿瘍切開誘導術		K 5 2 1	食道周囲膿瘍切開誘導術		
	1	開胸手術	28,210点		1 開胸手術	28,210点	
	2	胸骨切開によるもの	23,290点		2 胸骨切開によるもの	23,290点	
	3	その他のもの（頸部手術を含む。）	7,920点		3 その他のもの（頸部手術を含む。）	7,920点	
K 5 2 2		食道狭窄拡張術		K 5 2 2	食道狭窄拡張術		
	1	内視鏡によるもの	9,450点		1 内視鏡によるもの	9,450点	
	2	食道ブジー法	2,950点		2 食道ブジー法	2,950点	
	3	拡張用バルーンによるもの	12,480点		3 拡張用バルーンによるもの	12,480点	
	注1	1及び2については、短期間又は同一入院期間中、回数にかかわらず、第1回目の実施日に1回に限り算定する。			注1	1及び2については、短期間又は同一入院期間中、回数にかかわらず、第1回目の実施日に1回に限り算定する。	
	2	3については、短期間又は同一入院期間中、2回に限り算定する。			2	3については、短期間又は同一入院期間中、2回に限り算定する。	
K 5 2 2－2		食道ステント留置術	6,300点	K 5 2 2－2	食道ステント留置術	6,300点	

K 5 2 2 - 3	食道空置バイパス作成術	65,900点
K 5 2 3	食道異物摘出術	
1	頸部手術によるもの	27,890点
2	開胸手術によるもの	28,210点
3	開腹手術によるもの	27,720点
K 5 2 3 - 2	硬性内視鏡下食道異物摘出術	5,360点
	注 硬性内視鏡下食道異物摘出術と併せて行った、 区分番号K 3 6 9に掲げる咽頭異物摘出術（2に 限る。）及び区分番号K 6 5 3 - 3に掲げる内視 鏡的食道及び胃内異物摘出術の費用は所定点数に 含まれる。	
K 5 2 4	食道憩室切除術	
1	頸部手術によるもの	24,730点
2	開胸によるもの	34,570点
K 5 2 4 - 2	胸腔鏡下食道憩室切除術	39,930点
K 5 2 4 - 3	腹腔鏡下食道憩室切除術	39,930点
K 5 2 5	食道切除再建術	
1	頸部、胸部、腹部の操作によるもの	77,040点
2	胸部、腹部の操作によるもの	69,690点
3	腹部の操作によるもの	51,420点
K 5 2 5 - 2	胸壁外皮膚管形成吻合術	
1	頸部、胸部、腹部の操作によるもの	77,040点
2	胸部、腹部の操作によるもの	69,690点
3	腹部の操作によるもの	51,420点
4	バイパスのみ作成する場合	45,230点
K 5 2 5 - 3	非開胸食道拔去術（消化管再建手術を併施するも の）	69,690点
K 5 2 6	食道腫瘍摘出術	
1	内視鏡によるもの	8,480点
2	開胸又は開腹手術によるもの	37,550点
3	腹腔鏡下、縦隔鏡下又は胸腔鏡下によるもの	

K 5 2 2 - 3	食道空置バイパス作成術	65,900点
K 5 2 3	食道異物摘出術	
1	頸部手術によるもの	27,890点
2	開胸手術によるもの	28,210点
3	開腹手術によるもの	27,720点
K 5 2 3 - 2	硬性内視鏡下食道異物摘出術	5,360点
	注 硬性内視鏡下食道異物摘出術と併せて行った、 区分番号K 3 6 9に掲げる咽頭異物摘出術（2に 限る。）及び区分番号K 6 5 3 - 3に掲げる内視 鏡的食道及び胃内異物摘出術の費用は所定点数に 含まれる。	
K 5 2 4	食道憩室切除術	
1	頸部手術によるもの	24,730点
2	開胸によるもの	34,570点
K 5 2 4 - 2	胸腔鏡下食道憩室切除術	39,930点
K 5 2 4 - 3	腹腔鏡下食道憩室切除術	39,930点
K 5 2 5	食道切除再建術	
1	頸部、胸部、腹部の操作によるもの	77,040点
2	胸部、腹部の操作によるもの	69,690点
3	腹部の操作によるもの	51,420点
K 5 2 5 - 2	胸壁外皮膚管形成吻合術	
1	頸部、胸部、腹部の操作によるもの	77,040点
2	胸部、腹部の操作によるもの	69,690点
3	腹部の操作によるもの	51,420点
4	バイパスのみ作成する場合	45,230点
K 5 2 5 - 3	非開胸食道拔去術（消化管再建手術を併施するも の）	69,690点
K 5 2 6	食道腫瘍摘出術	
1	内視鏡によるもの	8,480点
2	開胸又は開腹手術によるもの	37,550点
3	腹腔鏡下、縦隔鏡下又は胸腔鏡下によるもの	

	50,250点
K 5 2 6 - 2 内視鏡的食道粘膜切除術	
1 早期悪性腫瘍粘膜切除術	8,840点
2 早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術	22,100点
K 5 2 6 - 3 内視鏡的表在性食道悪性腫瘍光線力学療法	12,950点
K 5 2 6 - 4 内視鏡的食道悪性腫瘍光線力学療法	22,100点
<u>K 5 2 6 - 5 内視鏡的食道悪性腫瘍冷凍焼灼術</u>	<u>6,300点</u>
K 5 2 7 食道悪性腫瘍手術（単に切除のみのもの）	
1 頸部食道の場合	47,530点
2 胸部食道の場合	56,950点
K 5 2 7 - 2 食道切除術（単に切除のみのもの）	46,100点
<u>K 5 2 7 - 3 胸腔鏡下胸部食道悪性腫瘍手術（単に切除のみのもの）</u>	<u>71,950点</u>
<u>K 5 2 7 - 4 胸腔鏡下食道切除術（単に切除のみのもの）</u>	<u>58,100点</u>
K 5 2 8 先天性食道閉鎖症根治手術	64,820点
K 5 2 8 - 2 先天性食道狭窄症根治手術	51,220点
K 5 2 8 - 3 胸腔鏡下先天性食道閉鎖症根治手術	76,320点
<u>K 5 2 8 - 4 先天性気管食道瘻閉鎖術</u>	<u>35,000点</u>
K 5 2 9 食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）	
1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの	122,540点
2 胸部、腹部の操作によるもの	101,490点
3 腹部の操作によるもの	69,840点
注1 有茎腸管移植を併せて行った場合は、7,500点を加算する。	
2 血行再建を併せて行った場合は、3,000点を加算する。	
K 5 2 9 - 2 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術	
1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの	

	50,250点
K 5 2 6 - 2 内視鏡的食道粘膜切除術	
1 早期悪性腫瘍粘膜切除術	8,840点
2 早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術	22,100点
K 5 2 6 - 3 内視鏡的表在性食道悪性腫瘍光線力学療法	12,950点
K 5 2 6 - 4 内視鏡的食道悪性腫瘍光線力学療法（新設）	22,100点
K 5 2 7 食道悪性腫瘍手術（単に切除のみのもの）	
1 頸部食道の場合	47,530点
2 胸部食道の場合	56,950点
K 5 2 7 - 2 食道切除術（単に切除のみのもの）（新設）	46,100点
（新設）	
K 5 2 8 先天性食道閉鎖症根治手術	64,820点
K 5 2 8 - 2 先天性食道狭窄症根治手術	51,220点
K 5 2 8 - 3 胸腔鏡下先天性食道閉鎖症根治手術（新設）	76,320点
K 5 2 9 食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）	
1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの	122,540点
2 胸部、腹部の操作によるもの	101,490点
3 腹部の操作によるもの	69,840点
注1 有茎腸管移植を併せて行った場合は、7,500点を加算する。	
2 血行再建を併せて行った場合は、3,000点を加算する。	
K 5 2 9 - 2 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術	
1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの	

	133,240点
2 胸部、腹部の操作によるもの	122,290点
注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、7,500点を加算する。	
K 5 2 9 - 3 縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術	109,240点
K 5 2 9 - 4 再建胃管悪性腫瘍手術	
1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの	112,190点
2 頸部、腹部の操作によるもの	101,670点
K 5 2 9 - 5 喉頭温存頸部食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）	153,330点
K 5 3 0 食道アカラシア形成手術	32,710点
K 5 3 0 - 2 腹腔鏡下食道アカラシア形成手術	44,500点
K 5 3 0 - 3 内視鏡下筋層切開術	22,100点
K 5 3 1 食道切除後2次的再建術	
1 皮弁形成によるもの	43,920点
2 消化管利用によるもの	64,300点
K 5 3 2 食道・胃静脈瘤手術	
1 血行遮断術を主とするもの	37,620点
2 食道離断術を主とするもの	42,130点
K 5 3 2 - 2 食道静脈瘤手術（開腹）	34,240点
K 5 3 2 - 3 腹腔鏡下食道静脈瘤手術（胃上部血行遮断術）	49,800点
K 5 3 3 食道・胃静脈瘤硬化療法（内視鏡によるもの）（一連として）	8,990点
K 5 3 3 - 2 内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術	8,990点
K 5 3 3 - 3 内視鏡的胃静脈瘤組織接着剤注入術（横隔膜）	3,250点
K 5 3 4 横隔膜縫合術	
1 経胸又は経腹	33,460点
2 経胸及び経腹	40,910点

	133,240点
2 胸部、腹部の操作によるもの	122,290点
注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、7,500点を加算する。	
K 5 2 9 - 3 縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術	109,240点
K 5 2 9 - 4 再建胃管悪性腫瘍手術	
1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの	112,190点
2 頸部、腹部の操作によるもの	101,670点
K 5 2 9 - 5 喉頭温存頸部食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）	153,330点
K 5 3 0 食道アカラシア形成手術	32,710点
K 5 3 0 - 2 腹腔鏡下食道アカラシア形成手術	44,500点
K 5 3 0 - 3 内視鏡下筋層切開術	22,100点
K 5 3 1 食道切除後2次的再建術	
1 皮弁形成によるもの	43,920点
2 消化管利用によるもの	64,300点
K 5 3 2 食道・胃静脈瘤手術	
1 血行遮断術を主とするもの	37,620点
2 食道離断術を主とするもの	42,130点
K 5 3 2 - 2 食道静脈瘤手術（開腹）	34,240点
K 5 3 2 - 3 腹腔鏡下食道静脈瘤手術（胃上部血行遮断術）	49,800点
K 5 3 3 食道・胃静脈瘤硬化療法（内視鏡によるもの）（一連として）	8,990点
K 5 3 3 - 2 内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術	8,990点
K 5 3 3 - 3 内視鏡的胃静脈瘤組織接着剤注入術（横隔膜）	3,250点
K 5 3 4 横隔膜縫合術	
1 経胸又は経腹	33,460点
2 経胸及び経腹	40,910点

K 5 3 4－2	横隔膜レラクサチオ手術	
1	経胸又は経腹	27,890点
2	経胸及び経腹	37,620点
K 5 3 4－3	胸腔鏡下（腹腔鏡下を含む。）横隔膜縫合術	31,990点
K 5 3 4－4	腹腔鏡下横隔膜電極植込術	42,180点
K 5 3 5	胸腹裂孔ヘルニア手術	
1	経胸又は経腹	29,560点
2	経胸及び経腹	39,040点
K 5 3 6	後胸骨ヘルニア手術	27,380点
K 5 3 7	食道裂孔ヘルニア手術	
1	経胸又は経腹	27,380点
2	経胸及び経腹	38,290点
K 5 3 7－2	腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術	42,180点
	第8款 心・脈管	

区分

（心、心膜、肺動静脈、冠血管等）

K 5 3 8	心膜縫合術	9,180点
K 5 3 8－2	心筋縫合止血術（外傷性）	11,800点
K 5 3 9	心膜切開術	9,420点
K 5 3 9－2	心膜嚢胞、心膜腫瘍切除術	15,240点
K 5 3 9－3	胸腔鏡下心膜開窓術	16,540点
K 5 4 0	収縮性心膜炎手術	51,650点
K 5 4 1	試験開心術	24,700点
K 5 4 2	心腔内異物除去術	39,270点
K 5 4 3	心房内血栓除去術	39,270点
K 5 4 4	心腫瘍摘出術、心腔内粘液腫摘出術	
1	単独のもの	
イ	胸腔鏡下によるもの	90,600点
ロ	その他のもの	60,600点
2	冠動脈血行再建術（1吻合）を伴うもの	

K 5 3 4－2	横隔膜レラクサチオ手術	
1	経胸又は経腹	27,890点
2	経胸及び経腹	37,620点
K 5 3 4－3	胸腔鏡下（腹腔鏡下を含む。）横隔膜縫合術	31,990点
K 5 3 4－4	腹腔鏡下横隔膜電極植込術	42,180点
K 5 3 5	胸腹裂孔ヘルニア手術	
1	経胸又は経腹	29,560点
2	経胸及び経腹	39,040点
K 5 3 6	後胸骨ヘルニア手術	27,380点
K 5 3 7	食道裂孔ヘルニア手術	
1	経胸又は経腹	27,380点
2	経胸及び経腹	38,290点
K 5 3 7－2	腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術	42,180点
	第8款 心・脈管	

区分

（心、心膜、肺動静脈、冠血管等）

K 5 3 8	心膜縫合術	9,180点
K 5 3 8－2	心筋縫合止血術（外傷性）	11,800点
K 5 3 9	心膜切開術	9,420点
K 5 3 9－2	心膜嚢胞、心膜腫瘍切除術	15,240点
K 5 3 9－3	胸腔鏡下心膜開窓術	16,540点
K 5 4 0	収縮性心膜炎手術	51,650点
K 5 4 1	試験開心術	24,700点
K 5 4 2	心腔内異物除去術	39,270点
K 5 4 3	心房内血栓除去術	39,270点
K 5 4 4	心腫瘍摘出術、心腔内粘液腫摘出術	
1	単独のもの	
イ	胸腔鏡下によるもの	90,600点
ロ	その他のもの	60,600点
2	冠動脈血行再建術（1吻合）を伴うもの	

		77,770点
	3 冠動脈血行再建術（2 吻合 ^{ふん} 以上）を伴うもの	
		91,910点
K 5 4 5	開胸心臓マッサージ	9,400点
K 5 4 6	経皮的冠動脈形成術	
	1 急性心筋梗塞に対するもの	36,000点
	2 不安定狭心症に対するもの	22,000点
	3 その他のもの	19,300点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 4 7	経皮的冠動脈 ^{じゅうく} 粥腫切除術	28,280点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 4 8	経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）	
	1 高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの	24,720点
	2 エキシマレーザー血管形成用カテーテルによるもの	24,720点
	3 アテローム切除アブレーション式血管形成術用カテーテルによるもの	24,720点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 4 9	経皮的冠動脈ステント留置術	
	1 急性心筋梗塞に対するもの	34,380点
	2 不安定狭心症に対するもの	24,380点
	3 その他のもの	21,680点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 5 0	冠動脈内血栓溶解療法	17,720点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	

		77,770点
	3 冠動脈血行再建術（2 吻合 ^{ふん} 以上）を伴うもの	
		91,910点
K 5 4 5	開胸心臓マッサージ	9,400点
K 5 4 6	経皮的冠動脈形成術	
	1 急性心筋梗塞に対するもの	36,000点
	2 不安定狭心症に対するもの	22,000点
	3 その他のもの	19,300点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 4 7	経皮的冠動脈 ^{じゅうく} 粥腫切除術	28,280点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 4 8	経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）	
	1 高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの	24,720点
	2 エキシマレーザー血管形成用カテーテルによるもの	24,720点
	3 アテローム切除アブレーション式血管形成術用カテーテルによるもの	24,720点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 4 9	経皮的冠動脈ステント留置術	
	1 急性心筋梗塞に対するもの	34,380点
	2 不安定狭心症に対するもの	24,380点
	3 その他のもの	21,680点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 5 0	冠動脈内血栓溶解療法	17,720点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	

K 5 5 0－2	経皮的冠動脈血栓吸引術	19,640点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 5 1	冠動脈形成術（血栓内膜摘除）	
1	1箇所のもの	76,550点
2	2箇所以上のもの	79,860点
K 5 5 2	冠動脈、大動脈バイパス移植術	
1	1吻合のもの	<u>75,160点</u>
2	<u>2吻合又は3吻合のもの</u>	89,250点
3	<u>4吻合以上のもの</u>	102,250点
	注 冠動脈形成術（血栓内膜摘除）を併せて行った場合は、10,000点を加算する。	
K 5 5 2－2	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの）	
1	1吻合のもの	<u>66,570点</u>
2	<u>2吻合又は3吻合のもの</u>	91,350点
3	<u>4吻合以上のもの</u>	104,350点
	注 冠動脈形成術（血栓内膜摘除）を併せて行った場合は、10,000点を加算する。	
K 5 5 3	心室瘤切除術（梗塞切除を含む。）	
1	単独のもの	63,390点
2	冠動脈血行再建術（1吻合）を伴うもの	80,060点
3	冠動脈血行再建術（2吻合以上）を伴うもの	100,200点
K 5 5 3－2	左室形成術、心室中隔穿孔閉鎖術、左室自由壁破裂修復術	
1	単独のもの	128,020点
2	冠動脈血行再建術（1吻合）を伴うもの	147,890点
3	冠動脈血行再建術（2吻合以上）を伴うもの	

K 5 5 0－2	経皮的冠動脈血栓吸引術	19,640点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 5 1	冠動脈形成術（血栓内膜摘除）	
1	1箇所のもの	76,550点
2	2箇所以上のもの	79,860点
K 5 5 2	冠動脈、大動脈バイパス移植術	
1	1吻合のもの	<u>80,160点</u>
2	<u>2吻合以上のもの</u>	89,250点
	（新設）	
	注 冠動脈形成術（血栓内膜摘除）を併せて行った場合は、10,000点を加算する。	
K 5 5 2－2	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの）	
1	1吻合のもの	<u>71,570点</u>
2	<u>2吻合以上のもの</u>	91,350点
	（新設）	
	注 冠動脈形成術（血栓内膜摘除）を併せて行った場合は、10,000点を加算する。	
K 5 5 3	心室瘤切除術（梗塞切除を含む。）	
1	単独のもの	63,390点
2	冠動脈血行再建術（1吻合）を伴うもの	80,060点
3	冠動脈血行再建術（2吻合以上）を伴うもの	100,200点
K 5 5 3－2	左室形成術、心室中隔穿孔閉鎖術、左室自由壁破裂修復術	
1	単独のもの	128,020点
2	冠動脈血行再建術（1吻合）を伴うもの	147,890点
3	冠動脈血行再建術（2吻合以上）を伴うもの	

	167,180点		167,180点
K 5 5 4 弁形成術		K 5 5 4 弁形成術	
1 1弁のもの	79,860点	1 1弁のもの	79,860点
2 2弁のもの	93,170点	2 2弁のもの	93,170点
3 3弁のもの	106,480点	3 3弁のもの	106,480点
K 5 5 4-2 胸腔鏡下弁形成術		K 5 5 4-2 胸腔鏡下弁形成術	
1 1弁のもの	109,860点	1 1弁のもの	109,860点
2 2弁のもの	123,170点	2 2弁のもの	123,170点
K 5 5 5 弁置換術		K 5 5 5 弁置換術	
1 1弁のもの	85,500点	1 1弁のもの	85,500点
2 2弁のもの	100,200点	2 2弁のもの	100,200点
3 3弁のもの	114,510点	3 3弁のもの	114,510点
4 <u>大動脈弁、僧帽弁及び中心線維体の再建を含むもの</u>	<u>198,000点</u>	(新設)	
注 過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、心臓弁再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。		注 過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、心臓弁再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K 5 5 5-2 経カテーテル弁置換術		K 5 5 5-2 経カテーテル弁置換術	
1 経心尖大動脈弁置換術	61,530点	1 経心尖大動脈弁置換術	61,530点
2 経皮的動脈弁置換術	39,060点	2 経皮的動脈弁置換術	39,060点
3 経皮的肺動脈弁置換術	39,060点	3 経皮的肺動脈弁置換術	39,060点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。		注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 5 5-3 胸腔鏡下弁置換術		K 5 5 5-3 胸腔鏡下弁置換術	
1 1弁のもの	115,500点	1 1弁のもの	115,500点
2 2弁のもの	130,200点	2 2弁のもの	130,200点
注 過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、心臓弁再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。		注 過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、心臓弁再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	

K 5 5 5 - 4 経カテーテル弁周囲欠損孔閉鎖術

1 経皮的弁周囲欠損孔閉鎖術 31,850点

2 経心尖弁周囲欠損孔閉鎖術 39,130点

K 5 5 6 大動脈弁狭窄直視下切開術 42,940点

K 5 5 6 - 2 経皮的^{さく}大動脈弁拡張術 37,430点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K 5 5 7 大動脈弁上狭窄^{さく}手術 71,570点

K 5 5 7 - 2 大動脈弁下狭窄^{さく}切除術（線維性、筋肥厚性を含む。） 78,260点

K 5 5 7 - 3 弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術 157,840点

注 過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、心臓弁再置換術加算として、所定点数に区分番号K 5 5 5 弁置換術の所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

K 5 5 7 - 4 ダムス・ケー・スタンセル（DKS）^{ふん}吻合を伴う大動脈狭窄症^{さく}手術 115,750点

K 5 5 8 ロス手術（自己肺動脈弁組織による大動脈基部置換術） 192,920点

K 5 5 9 閉鎖式僧帽弁交連切開術 38,450点

K 5 5 9 - 2 経皮的僧帽弁拡張術 34,930点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K 5 5 9 - 3 経皮的僧帽弁クリップ術 34,930点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K 5 5 9 - 4 経皮的三尖^{せん}弁クリップ術 34,930点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K 5 6 0 大動脈瘤^{りゅう}切除術（^{ふん}吻合又は移植を含む。）

1 上行大動脈

（新設）

K 5 5 6 大動脈弁狭窄^{さく}直視下切開術 42,940点

K 5 5 6 - 2 経皮的^{さく}大動脈弁拡張術 37,430点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K 5 5 7 大動脈弁上狭窄^{さく}手術 71,570点

K 5 5 7 - 2 大動脈弁下狭窄^{さく}切除術（線維性、筋肥厚性を含む。） 78,260点

K 5 5 7 - 3 弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術 157,840点

注 過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、心臓弁再置換術加算として、所定点数に区分番号K 5 5 5 弁置換術の所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

K 5 5 7 - 4 ダムス・ケー・スタンセル（DKS）^{ふん}吻合を伴う大動脈狭窄症^{さく}手術 115,750点

K 5 5 8 ロス手術（自己肺動脈弁組織による大動脈基部置換術） 192,920点

K 5 5 9 閉鎖式僧帽弁交連切開術 38,450点

K 5 5 9 - 2 経皮的僧帽弁拡張術 34,930点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K 5 5 9 - 3 経皮的僧帽弁クリップ術 34,930点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

（新設）

K 5 6 0 大動脈瘤^{りゅう}切除術（^{ふん}吻合又は移植を含む。）

1 上行大動脈

イ	大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	114,510点
ロ	人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	128,820点
ハ	自己弁温存型大動脈基部置換術	166,720点
ニ	その他のもの	100,200点
2	弓部大動脈	114,510点
3	上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術	
イ	大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	187,370点
ロ	人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	210,790点
ハ	自己弁温存型大動脈基部置換術	243,580点
ニ	その他のもの	171,760点
4	下行大動脈	89,250点
5	胸腹部大動脈	249,750点
6	腹部大動脈（分枝血管の再建を伴うもの）	59,080点
7	腹部大動脈（その他のもの）	52,000点
注1	過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、心臓弁再置換術加算として、所定点数に区分番号K 5 5 5 弁置換術の所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
	。	
2	<u>有茎大網充填術を併せて行った場合には、大網充填術加算として、17,130点を所定点数に加算する。</u>	
K 5 6 0 - 2	オープン型ステントグラフト内挿術	
1	弓部大動脈	114,510点
2	上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術	
イ	大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	

イ	大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	114,510点
ロ	人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	128,820点
ハ	自己弁温存型大動脈基部置換術	166,720点
ニ	その他のもの	100,200点
2	弓部大動脈	114,510点
3	上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術	
イ	大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	187,370点
ロ	人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	210,790点
ハ	自己弁温存型大動脈基部置換術	243,580点
ニ	その他のもの	171,760点
4	下行大動脈	89,250点
5	胸腹部大動脈	249,750点
6	腹部大動脈（分枝血管の再建を伴うもの）	59,080点
7	腹部大動脈（その他のもの）	52,000点
注	過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、心臓弁再置換術加算として、所定点数に区分番号K 5 5 5 弁置換術の所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
	(新設)	
K 5 6 0 - 2	オープン型ステントグラフト内挿術	
1	弓部大動脈	114,510点
2	上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術	
イ	大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	

	187,370点
ロ 人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	210,790点
ハ 自己弁温存型大動脈基部置換術	243,580点
ニ その他のもの	171,760点
3 下行大動脈	89,250点
K 5 6 1 ステントグラフト内挿術	
1 血管損傷の場合	43,830点
2 1 以外の場合	
イ 胸部大動脈	56,560点
ロ 腹部大動脈 <u>(腸骨動脈の再建を伴うもの)</u>	<u>56,000点</u>
ハ <u>腹部大動脈 (その他のもの)</u>	<u>49,440点</u>
ニ 腸骨動脈	43,830点
K 5 6 2 動脈管開存症手術	
1 経皮的動脈管開存閉鎖術	22,780点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
2 動脈管開存閉鎖術 (直視下)	22,000点
K 5 6 2 - 2 胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術	27,400点
K 5 6 3 肺動脈絞扼術	39,410点
K 5 6 4 血管輪又は重複大動脈弓離断手術	43,150点
K 5 6 5 巨大側副血管手術 (肺内肺動脈統合術)	94,420点
K 5 6 6 体動脈肺動脈短絡手術 (ブラロック手術、ウォーター ストン手術)	50,030点
K 5 6 7 大動脈縮窄 (離断) 症手術	
1 単独のもの	57,250点
2 心室中隔欠損症手術を伴うもの	100,200点
3 複雑心奇形手術を伴うもの	173,620点
K 5 6 7 - 2 経皮的動脈形成術	37,430点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しな	

	187,370点
ロ 人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	210,790点
ハ 自己弁温存型大動脈基部置換術	243,580点
ニ その他のもの	171,760点
3 下行大動脈	89,250点
K 5 6 1 ステントグラフト内挿術	
1 血管損傷の場合	43,830点
2 1 以外の場合	
イ 胸部大動脈	56,560点
ロ 腹部大動脈	<u>49,440点</u>
(新設)	
ハ 腸骨動脈	43,830点
K 5 6 2 動脈管開存症手術	
1 経皮的動脈管開存閉鎖術	22,780点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
2 動脈管開存閉鎖術 (直視下)	22,000点
K 5 6 2 - 2 胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術	27,400点
K 5 6 3 肺動脈絞扼術	39,410点
K 5 6 4 血管輪又は重複大動脈弓離断手術	43,150点
K 5 6 5 巨大側副血管手術 (肺内肺動脈統合術)	94,420点
K 5 6 6 体動脈肺動脈短絡手術 (ブラロック手術、ウォーター ストン手術)	50,030点
K 5 6 7 大動脈縮窄 (離断) 症手術	
1 単独のもの	57,250点
2 心室中隔欠損症手術を伴うもの	100,200点
3 複雑心奇形手術を伴うもの	173,620点
K 5 6 7 - 2 経皮的動脈形成術	37,430点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しな	

	い。	
K 5 6 8	大動脈肺動脈中隔欠損症手術	
1	単独のもの	80,840点
2	心内奇形手術を伴うもの	97,690点
K 5 6 9	三尖弁手術（エプスタイン氏奇形、ウール氏病手術）	103,640点
K 5 7 0	肺動脈狭窄症、純型肺動脈弁閉鎖症手術	
1	肺動脈弁切開術（単独のもの）	35,750点
2	右室流出路形成又は肺動脈形成を伴うもの	83,400点
K 5 7 0－2	経皮的肺動脈弁拡張術	34,410点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 7 0－3	経皮的肺動脈形成術	31,280点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 7 0－4	経皮的肺動脈 ^{せん} 穿通・拡大術	35,080点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 7 1	肺静脈還流異常症手術	
1	部分肺静脈還流異常	50,970点
2	総肺静脈還流異常	
	イ 心臓型	109,310点
	ロ その他のもの	129,310点
K 5 7 2	肺静脈形成術	58,930点
K 5 7 3	心房中隔欠損作成術	
1	経皮的心房中隔欠損作成術	
	イ ラシュキンド法	16,090点
	ロ スタティック法	16,090点
2	心房中隔欠損作成術	36,900点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	

	い。	
K 5 6 8	大動脈肺動脈中隔欠損症手術	
1	単独のもの	80,840点
2	心内奇形手術を伴うもの	97,690点
K 5 6 9	三尖弁手術（エプスタイン氏奇形、ウール氏病手術）	103,640点
K 5 7 0	肺動脈狭窄症、純型肺動脈弁閉鎖症手術	
1	肺動脈弁切開術（単独のもの）	35,750点
2	右室流出路形成又は肺動脈形成を伴うもの	83,400点
K 5 7 0－2	経皮的肺動脈弁拡張術	34,410点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 7 0－3	経皮的肺動脈形成術	31,280点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 7 0－4	経皮的肺動脈 ^{せん} 穿通・拡大術	35,080点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 7 1	肺静脈還流異常症手術	
1	部分肺静脈還流異常	50,970点
2	総肺静脈還流異常	
	イ 心臓型	109,310点
	ロ その他のもの	129,310点
K 5 7 2	肺静脈形成術	58,930点
K 5 7 3	心房中隔欠損作成術	
1	経皮的心房中隔欠損作成術	
	イ ラシュキンド法	16,090点
	ロ スタティック法	16,090点
2	心房中隔欠損作成術	36,900点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	

い。		
K 5 7 4	心房中隔欠損閉鎖術	
1	単独のもの	39,130点
2	肺動脈弁狭窄を合併するもの	45,130点
K 5 7 4 - 2	経皮的心房中隔欠損閉鎖術	31,850点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。		
K 5 7 4 - 3	経皮的卵円孔開存閉鎖術	31,850点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。		
K 5 7 4 - 4	胸腔鏡下心房中隔欠損閉鎖術	69,130点
K 5 7 5	三心房心手術	68,940点
K 5 7 6	心室中隔欠損閉鎖術	
1	単独のもの	52,320点
2	肺動脈絞扼術後肺動脈形成を伴うもの	65,830点
3	大動脈弁形成を伴うもの	66,060点
4	右室流出路形成を伴うもの	71,570点
K 5 7 7	バルサルバ洞動脈瘤手術	
1	単独のもの	71,570点
2	大動脈弁閉鎖不全症手術を伴うもの	85,880点
K 5 7 8	右室二腔症手術	80,490点
K 5 7 9	不完全型房室中隔欠損症手術	
1	心房中隔欠損パッチ閉鎖術（単独のもの）	60,330点
2	心房中隔欠損パッチ閉鎖術及び弁形成術を伴うもの	66,060点
K 5 7 9 - 2	完全型房室中隔欠損症手術	
1	心房及び心室中隔欠損パッチ閉鎖術を伴うもの	107,350点
2	ファロー四徴症手術を伴うもの	192,920点

い。		
K 5 7 4	心房中隔欠損閉鎖術	
1	単独のもの	39,130点
2	肺動脈弁狭窄を合併するもの	45,130点
K 5 7 4 - 2	経皮的心房中隔欠損閉鎖術	31,850点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。		
K 5 7 4 - 3	経皮的卵円孔開存閉鎖術	31,850点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。		
K 5 7 4 - 4	胸腔鏡下心房中隔欠損閉鎖術	69,130点
K 5 7 5	三心房心手術	68,940点
K 5 7 6	心室中隔欠損閉鎖術	
1	単独のもの	52,320点
2	肺動脈絞扼術後肺動脈形成を伴うもの	65,830点
3	大動脈弁形成を伴うもの	66,060点
4	右室流出路形成を伴うもの	71,570点
K 5 7 7	バルサルバ洞動脈瘤手術	
1	単独のもの	71,570点
2	大動脈弁閉鎖不全症手術を伴うもの	85,880点
K 5 7 8	右室二腔症手術	80,490点
K 5 7 9	不完全型房室中隔欠損症手術	
1	心房中隔欠損パッチ閉鎖術（単独のもの）	60,330点
2	心房中隔欠損パッチ閉鎖術及び弁形成術を伴うもの	66,060点
K 5 7 9 - 2	完全型房室中隔欠損症手術	
1	心房及び心室中隔欠損パッチ閉鎖術を伴うもの	107,350点
2	ファロー四徴症手術を伴うもの	192,920点

K 5 8 0	ファロー四徴症手術	
1	右室流出路形成術を伴うもの	71,000点
2	末梢 ^{しよっ} 肺動脈形成術を伴うもの	94,060点
K 5 8 1	肺動脈閉鎖症手術	
1	単独のもの	100,200点
2	ラステリ手術を伴うもの	173,620点
3	巨大側副血管術を伴うもの	231,500点
注	2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K 5 8 2	両大血管右室起始症手術	
1	単独のもの	85,880点
2	右室流出路形成を伴うもの	128,820点
3	心室中隔欠損閉鎖術及び大血管血流転換を伴うもの（タウシッヒ・ビング奇形手術）	192,920点
K 5 8 3	大血管転位症手術	
1	心房内血流転換手術（マスタートド・セニング手術）	114,510点
2	大血管血流転換術（ジャテーン手術）	144,690点
3	心室中隔欠損閉鎖術を伴うもの	173,620点
4	ラステリ手術を伴うもの	154,330点
注	4については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K 5 8 4	修正大血管転位症手術	

K 5 8 0	ファロー四徴症手術	
1	右室流出路形成術を伴うもの	71,000点
2	末梢 ^{しよっ} 肺動脈形成術を伴うもの	94,060点
K 5 8 1	肺動脈閉鎖症手術	
1	単独のもの	100,200点
2	ラステリ手術を伴うもの	173,620点
3	巨大側副血管術を伴うもの	231,500点
注	2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K 5 8 2	両大血管右室起始症手術	
1	単独のもの	85,880点
2	右室流出路形成を伴うもの	128,820点
3	心室中隔欠損閉鎖術及び大血管血流転換を伴うもの（タウシッヒ・ビング奇形手術）	192,920点
K 5 8 3	大血管転位症手術	
1	心房内血流転換手術（マスタートド・セニング手術）	114,510点
2	大血管血流転換術（ジャテーン手術）	144,690点
3	心室中隔欠損閉鎖術を伴うもの	173,620点
4	ラステリ手術を伴うもの	154,330点
注	4については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K 5 8 4	修正大血管転位症手術	

	1 心室中隔欠損パッチ閉鎖術	85,790点
	2 根治手術（ダブルスイッチ手術）	201,630点
注	2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K 5 8 5	総動脈幹症手術	143,860点
K 5 8 6	単心室症又は三尖弁閉鎖症手術	
	1 両方向性グレン手術	80,160点
	2 フォンタン手術	85,880点
	3 心室中隔造成術	181,350点
注	2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K 5 8 7	左心低形成症候群手術（ノルウッド手術）	179,310点
K 5 8 8	冠動静脈瘻開胸的遮断術	53,240点
K 5 8 9	冠動脈起始異常症手術	85,880点
K 5 9 0	心室憩室切除術	76,710点
K 5 9 1	心臓脱手術	113,400点
K 5 9 2	肺動脈塞栓除去術	48,880点
K 5 9 2－2	肺動脈血栓内膜摘除術	135,040点
K 5 9 3	肺静脈血栓除去術	39,270点
K 5 9 4	不整脈手術	
	1 副伝導路切断術	89,250点
	2 心室頻拍症手術	147,890点
	3 メイズ手術	98,640点
	4 左心耳閉鎖術	

	1 心室中隔欠損パッチ閉鎖術	85,790点
	2 根治手術（ダブルスイッチ手術）	201,630点
注	2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K 5 8 5	総動脈幹症手術	143,860点
K 5 8 6	単心室症又は三尖弁閉鎖症手術	
	1 両方向性グレン手術	80,160点
	2 フォンタン手術	85,880点
	3 心室中隔造成術	181,350点
注	2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K 5 8 7	左心低形成症候群手術（ノルウッド手術）	179,310点
K 5 8 8	冠動静脈瘻開胸的遮断術	53,240点
K 5 8 9	冠動脈起始異常症手術	85,880点
K 5 9 0	心室憩室切除術	76,710点
K 5 9 1	心臓脱手術	113,400点
K 5 9 2	肺動脈塞栓除去術	48,880点
K 5 9 2－2	肺動脈血栓内膜摘除術	135,040点
K 5 9 3	肺静脈血栓除去術	39,270点
K 5 9 4	不整脈手術	
	1 副伝導路切断術	89,250点
	2 心室頻拍症手術	147,890点
	3 メイズ手術	98,640点
	4 左心耳閉鎖術	

イ	開胸手術によるもの	37,800点
ロ	胸腔鏡下によるもの	37,800点
ハ	経カテーテル的手術によるもの	34,930点
注1	4のイについては、別に厚生労働大臣が定める患者に対して実施した場合であって、区分番号K552、K552-2、K554、K555、K557からK557-3まで、K560又はK594の3に掲げる手術と併せて実施した場合に限り算定する。	
2	4のハについては、手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K594-2	肺静脈隔離術	72,230点
K595	経皮的カテーテル心筋焼灼術	
1	心房中隔穿刺又は心外膜アプローチを伴うもの	40,760点
2	その他のもの	34,370点
注1	三次元カラーマッピング下で行った場合には、三次元カラーマッピング加算として、17,000点を所定点数に加算する。	
2	磁気ナビゲーション法により行った場合は、磁気ナビゲーション加算として、5,000点を所定点数に加算する。	
3	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K595-2	経皮的中隔心筋焼灼術	24,390点
注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K596	体外ペースメーカー術	3,770点
K597	ペースメーカー移植術	
1	心筋電極の場合	16,870点
2	経静脈電極の場合	9,520点

イ	開胸手術によるもの	37,800点
ロ	胸腔鏡下によるもの	37,800点
ハ	経カテーテル的手術によるもの	34,930点
注1	4のイについては、別に厚生労働大臣が定める患者に対して実施した場合であって、区分番号K552、K552-2、K554、K555、K557からK557-3まで、K560又はK594の3に掲げる手術と併せて実施した場合に限り算定する。	
2	4のハについては、手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K594-2	肺静脈隔離術	72,230点
K595	経皮的カテーテル心筋焼灼術	
1	心房中隔穿刺又は心外膜アプローチを伴うもの	40,760点
2	その他のもの	34,370点
注1	三次元カラーマッピング下で行った場合には、三次元カラーマッピング加算として、17,000点を所定点数に加算する。	
2	磁気ナビゲーション法により行った場合は、磁気ナビゲーション加算として、5,000点を所定点数に加算する。	
3	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K595-2	経皮的中隔心筋焼灼術	24,390点
注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K596	体外ペースメーカー術	3,770点
K597	ペースメーカー移植術	
1	心筋電極の場合	16,870点
2	経静脈電極の場合	9,520点

3 リードレスペースメーカーの場合	9,520点
K 5 9 7 - 2 ペースメーカー交換術	4,000点
K 5 9 7 - 3 植込型心電図記録計移植術	1,260点
K 5 9 7 - 4 植込型心電図記録計摘出術	840点
K 5 9 8 両心室ペースメーカー移植術	
1 心筋電極の場合	31,510点
2 経静脈電極の場合	31,510点
K 5 9 8 - 2 両心室ペースメーカー交換術	
1 心筋電極の場合	5,000点
2 経静脈電極の場合	5,000点
K 5 9 9 植込型除細動器移植術	
1 心筋リードを用いるもの	31,510点
2 経静脈リードを用いるもの	31,510点
3 皮下植込型リードを用いるもの	24,310点
4 <u>胸骨下植込型リードを用いるもの</u>	<u>24,310点</u>
K 5 9 9 - 2 植込型除細動器交換術	
1 心筋リードを用いるもの	7,200点
2 その他のもの	7,200点
K 5 9 9 - 3 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術	
1 心筋電極の場合	35,200点
2 経静脈電極の場合	35,200点
注 両室ペーシング機能付き植込型除細動器の移植術を行った場合に算定する。	
K 5 9 9 - 4 両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術	
1 心筋電極の場合	7,200点
2 経静脈電極の場合	7,200点
注 両室ペーシング機能付き植込型除細動器の交換術を行った場合に算定する。	
K 5 9 9 - 5 経静脈電極抜去術	
1 レーザーシースを用いるもの	28,600点
2 レーザーシースを用いないもの	22,210点

3 リードレスペースメーカーの場合	9,520点
K 5 9 7 - 2 ペースメーカー交換術	4,000点
K 5 9 7 - 3 植込型心電図記録計移植術	1,260点
K 5 9 7 - 4 植込型心電図記録計摘出術	840点
K 5 9 8 両心室ペースメーカー移植術	
1 心筋電極の場合	31,510点
2 経静脈電極の場合	31,510点
K 5 9 8 - 2 両心室ペースメーカー交換術	
1 心筋電極の場合	5,000点
2 経静脈電極の場合	5,000点
K 5 9 9 植込型除細動器移植術	
1 心筋リードを用いるもの	31,510点
2 経静脈リードを用いるもの	31,510点
3 皮下植込型リードを用いるもの	24,310点
(新設)	
K 5 9 9 - 2 植込型除細動器交換術	
1 心筋リードを用いるもの	7,200点
2 その他のもの	7,200点
K 5 9 9 - 3 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術	
1 心筋電極の場合	35,200点
2 経静脈電極の場合	35,200点
注 両室ペーシング機能付き植込型除細動器の移植術を行った場合に算定する。	
K 5 9 9 - 4 両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術	
1 心筋電極の場合	7,200点
2 経静脈電極の場合	7,200点
注 両室ペーシング機能付き植込型除細動器の交換術を行った場合に算定する。	
K 5 9 9 - 5 経静脈電極抜去術	
1 レーザーシースを用いるもの	28,600点
2 レーザーシースを用いないもの	22,210点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 0 0 大動脈内バルーンパンピング法（I A B P法）（１日につき）	
1 初日	10,536点
2 ２日目以降	4,230点
注 挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 0 1 人工心肺（１日につき）	
1 初日	30,150点
2 ２日目以降	3,000点
注1 初日に、補助循環、選択的冠灌流又は逆行性冠灌流を併せて行った場合には、4,800点を所定点数に加算する（主たるもののみを算定する。）。	
2 初日に選択的脳灌流を併せて行った場合は、7,000点を所定点数に加算する。	
3 カニュレーション料は、所定点数に含まれるものとする。	
K 6 0 1－2 体外式膜型人工肺（１日につき）	
1 初日	30,150点
2 ２日目以降	3,000点
注 カニュレーション料は、所定点数に含まれるものとする。	
K 6 0 2 経皮的心肺補助法（１日につき）	
1 初日	11,100点
2 ２日目以降	3,120点
K 6 0 2－2 経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）（１日につき）	
1 初日	11,100点
2 ２日目以降	3,680点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 0 0 大動脈内バルーンパンピング法（I A B P法）（１日につき）	
1 初日	8,780点
2 ２日目以降	4,230点
注 挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 0 1 人工心肺（１日につき）	
1 初日	30,150点
2 ２日目以降	3,000点
注1 初日に、補助循環、選択的冠灌流又は逆行性冠灌流を併せて行った場合には、4,800点を所定点数に加算する（主たるもののみを算定する。）。	
2 初日に選択的脳灌流を併せて行った場合は、7,000点を所定点数に加算する。	
3 カニュレーション料は、所定点数に含まれるものとする。	
K 6 0 1－2 体外式膜型人工肺（１日につき）	
1 初日	30,150点
2 ２日目以降	3,000点
注 カニュレーション料は、所定点数に含まれるものとする。	
K 6 0 2 経皮的心肺補助法（１日につき）	
1 初日	11,100点
2 ２日目以降	3,120点
K 6 0 2－2 経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）（１日につき）	
1 初日	11,100点
2 ２日目以降	3,680点

K 6 0 3	補助人工心臓（１日につき）	
1	初日	54,370点
2	２日目以降30日目まで	5,000点
3	31日目以降	4,000点
K 6 0 3－2	小児補助人工心臓（１日につき）	
1	初日	63,150点
2	２日目以降30日目まで	8,680点
3	31日目以降	7,680点
K 6 0 4	削除	
K 6 0 4－2	植込型補助人工心臓（非拍動流型）	
1	<u>設置する場合</u>	
イ	初日（１日につき）	88,650点
ロ	２日目以降30日目まで（１日につき）	5,000点
ハ	31日目以降90日目まで（１日につき）	2,780点
ニ	91日目以降（１日につき）	1,800点
2	<u>その他の場合（１日につき）</u>	1,800点
K 6 0 5	移植用心採取術	68,490点
	注 心提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 6 0 5－2	同種心移植術	212,210点
	注1 心移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
	2 抗H L A抗体検査を行う場合には、抗H L A抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
K 6 0 5－3	移植用心肺採取術	100,040点
	注 心肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 6 0 5－4	同種心肺移植術	286,010点

K 6 0 3	補助人工心臓（１日につき）	
1	初日	54,370点
2	２日目以降30日目まで	5,000点
3	31日目以降	4,000点
K 6 0 3－2	小児補助人工心臓（１日につき）	
1	初日	63,150点
2	２日目以降30日目まで	8,680点
3	31日目以降	7,680点
K 6 0 4	削除	
K 6 0 4－2	植込型補助人工心臓（非拍動流型） （新設）	
1	初日（１日につき）	58,500点
2	２日目以降30日目まで（１日につき）	5,000点
3	31日目以降90日目まで（１日につき）	2,780点
4	91日目以降（１日につき） （新設）	1,800点
K 6 0 5	移植用心採取術	68,490点
	注 心提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 6 0 5－2	同種心移植術	212,210点
	注1 心移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
	2 抗H L A抗体検査を行う場合には、抗H L A抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
K 6 0 5－3	移植用心肺採取術	100,040点
	注 心肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 6 0 5－4	同種心肺移植術	286,010点

注1 心肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。		
2 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。		
K605-5	骨格筋由来細胞シート心表面移植術 (動脈)	9,420点
K606	血管露出術	530点
K607	血管結紮術	
1	開胸又は開腹を伴うもの	12,660点
2	その他のもの	4,500点
K607-2	血管縫合術（簡単なもの）	4,840点
K607-3	上腕動脈表在化法	5,000点
K608	動脈塞栓除去術	
1	開胸又は開腹を伴うもの	28,560点
2	その他のもの（観血的なもの）	11,180点
K608-2	削除	
K608-3	内シャント血栓除去術	3,590点
K609	動脈血栓内膜摘出術	
1	大動脈に及ぶもの	40,950点
2	内頸動脈	43,880点
3	その他のもの	28,450点
K609-2	経皮的頸動脈ステント留置術	34,740点
注1 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。		
2 内頸動脈又は総頸動脈に対して行われた場合に限り算定する。		
K609-3	経頸動脈的頸動脈ステント留置術	34,740点
注1 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。		
2 内頸動脈又は総頸動脈に対して行われた場合		

注1 心肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。		
2 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。		
K605-5	骨格筋由来細胞シート心表面移植術 (動脈)	9,420点
K606	血管露出術	530点
K607	血管結紮術	
1	開胸又は開腹を伴うもの	12,660点
2	その他のもの	4,500点
K607-2	血管縫合術（簡単なもの）	4,840点
K607-3	上腕動脈表在化法	5,000点
K608	動脈塞栓除去術	
1	開胸又は開腹を伴うもの	28,560点
2	その他のもの（観血的なもの）	11,180点
K608-2	削除	
K608-3	内シャント血栓除去術	3,590点
K609	動脈血栓内膜摘出術	
1	大動脈に及ぶもの	40,950点
2	内頸動脈	43,880点
3	その他のもの	28,450点
K609-2	経皮的頸動脈ステント留置術	34,740点
注1 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。		
2 内頸動脈又は総頸動脈に対して行われた場合に限り算定する。		
(新設)		

<u>に限り算定する。</u>		
K 6 1 0	動脈形成術、吻合術	
1	頭蓋内動脈	99,700点
2	胸腔内動脈（大動脈を除く。）	52,570点
3	腹腔内動脈（大動脈を除く。）	47,790点
4	指（手、足）の動脈	18,400点
5	その他の動脈	21,700点
K 6 1 0－2	脳新生血管造成術	52,550点
K 6 1 0－3	削除	
K 6 1 0－4	四肢の血管吻合術	18,080点
K 6 1 0－5	血管吻合術及び神経再接合術（上腕動脈、正中神経及び尺骨神経）	18,080点
K 6 1 1	抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置	
1	開腹して設置した場合	17,940点
2	四肢に設置した場合	16,250点
3	頭頸部その他に設置した場合	16,640点
K 6 1 2	末梢動静脈瘻造設術	
1	内シャント造設術	
イ	単純なもの	12,080点
ロ	静脈転位を伴うもの	15,300点
2	その他のもの	7,760点
K 6 1 3	腎血管性高血圧症手術（経皮的腎血管拡張術）	31,840点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
<u>K 6 1 3－2</u>	<u>腎神経焼灼術</u>	<u>31,840点</u>
K 6 1 4	血管移植術、バイパス移植術	
1	大動脈	70,700点
2	胸腔内動脈	64,050点
3	腹腔内動脈	63,350点

K 6 1 0	動脈形成術、吻合術	
1	頭蓋内動脈	99,700点
2	胸腔内動脈（大動脈を除く。）	52,570点
3	腹腔内動脈（大動脈を除く。）	47,790点
4	指（手、足）の動脈	18,400点
5	その他の動脈	21,700点
K 6 1 0－2	脳新生血管造成術	52,550点
K 6 1 0－3	削除	
K 6 1 0－4	四肢の血管吻合術	18,080点
K 6 1 0－5	血管吻合術及び神経再接合術（上腕動脈、正中神経及び尺骨神経）	18,080点
K 6 1 1	抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置	
1	開腹して設置した場合	17,940点
2	四肢に設置した場合	16,250点
3	頭頸部その他に設置した場合	16,640点
K 6 1 2	末梢動静脈瘻造設術	
1	内シャント造設術	
イ	単純なもの	12,080点
ロ	静脈転位を伴うもの	15,300点
2	その他のもの	7,760点
K 6 1 3	腎血管性高血圧症手術（経皮的腎血管拡張術）	31,840点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
	（新設）	
K 6 1 4	血管移植術、バイパス移植術	
1	大動脈	70,700点
2	胸腔内動脈	64,050点
3	腹腔内動脈	63,350点

	4	頭、頸部動脈	61,660点		4	頭、頸部動脈	61,660点
	5	下腿、足部動脈	70,190点		5	下腿、足部動脈	70,190点
	6	膝窩動脈	42,500点		6	膝窩動脈	42,500点
	7	その他の動脈	30,290点		7	その他の動脈	30,290点
K 6 1 5		血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等）		K 6 1 5		血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等）	
	1	止血術	26,570点		1	止血術	26,570点
	2	選択的動脈化学塞栓術	20,040点		2	選択的動脈化学塞栓術	20,040点
	3	門脈塞栓術（開腹によるもの）	27,140点		3	門脈塞栓術（開腹によるもの）	27,140点
	4	その他のもの	20,480点		4	その他のもの	20,480点
		注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。				注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 1 5 - 2		経皮的動脈遮断術	1,660点	K 6 1 5 - 2		経皮的動脈遮断術	1,660点
		注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。				注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 1 6		四肢の血管拡張術・血栓除去術		K 6 1 6		四肢の血管拡張術・血栓除去術	<u>22,590点</u>
	1	<u>薬剤溶出型生体吸収性下肢動脈用ステントを用いるもの</u>	<u>22,590点</u>			(新設)	
	2	<u>その他のもの</u>	<u>22,590点</u>			(新設)	
		注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。				注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 1 6 - 2		頸動脈球摘出術	10,800点	K 6 1 6 - 2		頸動脈球摘出術	10,800点
K 6 1 6 - 3		経皮的胸部血管拡張術（先天性心疾患術後に限る。）	27,500点	K 6 1 6 - 3		経皮的胸部血管拡張術（先天性心疾患術後に限る。）	27,500点
		注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。				注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 1 6 - 4		経皮的シャント拡張術・血栓除去術		K 6 1 6 - 4		経皮的シャント拡張術・血栓除去術	
	1	初回			1	初回	<u>12,000点</u>
		イ <u>透析シャント閉塞又は高度狭窄の場合</u>	<u>12,000点</u>			(新設)	
		ロ <u>その他の場合</u>	<u>9,840点</u>			(新設)	
	2	1の実施後3月以内に実施する場合	12,000点		2	1の実施後3月以内に実施する場合	12,000点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。		
K 6 1 6 - 5	経皮的血管内異物除去術	14,000点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。		
K 6 1 6 - 6	経皮的下肢動脈形成術	24,270点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。		
K 6 1 6 - 7	ステントグラフト内挿術（シャント）	12,000点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。		
K 6 1 6 - 8	吸着式潰瘍治療法（1日につき） （静脈）	1,680点
K 6 1 7	下肢静脈瘤手術	
1	抜去切除術	10,200点
2	硬化療法（一連として）	1,720点
3	高位結紮術	3,756点
4	静脈瘤切除術	1,820点
K 6 1 7 - 2	大伏在静脈抜去術	10,200点
K 6 1 7 - 3	静脈瘤切除術（下肢以外）	1,820点
K 6 1 7 - 4	下肢静脈瘤血管内焼灼術	10,200点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。		
K 6 1 7 - 5	内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術	10,200点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。		
K 6 1 7 - 6	下肢静脈瘤血管内塞栓術	14,360点
K 6 1 8	中心静脈注射用植込型カテーテル設置	
1	四肢に設置した場合	10,500点
2	頭頸部その他に設置した場合	10,800点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。		
K 6 1 6 - 5	経皮的血管内異物除去術	14,000点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。		
K 6 1 6 - 6	経皮的下肢動脈形成術	24,270点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。		
K 6 1 6 - 7	ステントグラフト内挿術（シャント）	12,000点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。		
K 6 1 6 - 8	吸着式潰瘍治療法（1日につき） （静脈）	1,680点
K 6 1 7	下肢静脈瘤手術	
1	抜去切除術	10,200点
2	硬化療法（一連として）	1,720点
3	高位結紮術	3,130点
4	静脈瘤切除術	1,820点
K 6 1 7 - 2	大伏在静脈抜去術	10,200点
K 6 1 7 - 3	静脈瘤切除術（下肢以外）	1,820点
K 6 1 7 - 4	下肢静脈瘤血管内焼灼術	10,200点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。		
K 6 1 7 - 5	内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術	10,200点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。		
K 6 1 7 - 6	下肢静脈瘤血管内塞栓術	14,360点
K 6 1 8	中心静脈注射用植込型カテーテル設置	
1	四肢に設置した場合	10,500点
2	頭頸部その他に設置した場合	10,800点

注1 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、300点を加算する。		
2 使用したカテーテル、カテーテルアクセス等の材料の費用は、これらの点数に含まれるものとする。		
K 6 1 9	静脈血栓摘出術	
1	開腹を伴うもの	22,070点
2	その他のもの（観血的なもの）	13,100点
K 6 1 9 - 2	総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術	32,100点
K 6 1 9 - 3	腸骨静脈及び大腿静脈ステント留置術	32,100点
K 6 2 0	下大静脈フィルター留置術	10,160点
K 6 2 0 - 2	下大静脈フィルター除去術	6,490点
K 6 2 1	門脈体循環静脈吻合術（門脈圧亢進症手術）	40,650点
K 6 2 2	胸管内頸静脈吻合術	37,620点
K 6 2 3	静脈形成術、吻合術	
1	胸腔内静脈	25,200点
2	腹腔内静脈	25,200点
3	その他の静脈	16,140点
K 6 2 3 - 2	脾腎静脈吻合術（リンパ管、リンパ節）	21,220点
K 6 2 4	削除	
K 6 2 5	リンパ管腫摘出術	
1	長径5センチメートル未満	13,090点
2	長径5センチメートル以上	16,390点
K 6 2 6	リンパ節摘出術	
1	長径3センチメートル未満	1,200点
2	長径3センチメートル以上	2,880点
K 6 2 6 - 2	リンパ節膿瘍切開術	910点
K 6 2 7	リンパ節群郭清術	
1	顎下部又は舌下部（浅在性）	10,870点

注1 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、300点を加算する。		
2 使用したカテーテル、カテーテルアクセス等の材料の費用は、これらの点数に含まれるものとする。		
K 6 1 9	静脈血栓摘出術	
1	開腹を伴うもの	22,070点
2	その他のもの（観血的なもの）	13,100点
K 6 1 9 - 2	総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術（新設）	32,100点
K 6 2 0	下大静脈フィルター留置術	10,160点
K 6 2 0 - 2	下大静脈フィルター除去術	6,490点
K 6 2 1	門脈体循環静脈吻合術（門脈圧亢進症手術）	40,650点
K 6 2 2	胸管内頸静脈吻合術	37,620点
K 6 2 3	静脈形成術、吻合術	
1	胸腔内静脈	25,200点
2	腹腔内静脈	25,200点
3	その他の静脈	16,140点
K 6 2 3 - 2	脾腎静脈吻合術（リンパ管、リンパ節）	21,220点
K 6 2 4	削除	
K 6 2 5	リンパ管腫摘出術	
1	長径5センチメートル未満	13,090点
2	長径5センチメートル以上	16,390点
K 6 2 6	リンパ節摘出術	
1	長径3センチメートル未満	1,200点
2	長径3センチメートル以上	2,880点
K 6 2 6 - 2	リンパ節膿瘍切開術	910点
K 6 2 7	リンパ節群郭清術	
1	顎下部又は舌下部（浅在性）	10,870点

2	頸部（深在性）	24,090点
3	鎖骨上窩及び下窩	14,460点
4	腋窩	17,750点
5	胸骨旁	23,190点
6	鼠径部及び股部	9,760点
7	後腹膜	46,350点
8	骨盤	26,800点
9	腹部	22,000点
K 6 2 7 - 2	腹腔鏡下リンパ節群郭清術	
1	後腹膜	40,670点
2	傍大動脈	35,500点
3	骨盤	41,090点
4	側方	41,090点
5	腹部	32,000点
注	1 及び 3 については泌尿器がん（1 については精巣がんに限る。）から、2 については子宮体がんから、4 については直腸がんから、 <u>5 については食道がんから</u> 転移したものに対して実施した場合に限り算定する。	
K 6 2 7 - 3	腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術	26,460点
注	泌尿器がんから転移したものに対して実施した場合に限り算定する。	
K 6 2 7 - 4	腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術	39,720点
注	精巣がんから転移したものに対して実施した場合に限り算定する。	
K 6 2 8	リンパ管吻合術	34,450点
	第9款 腹部	
区分	(腹壁、ヘルニア)	

2	頸部（深在性）	24,090点
3	鎖骨上窩及び下窩	14,460点
4	腋窩	17,750点
5	胸骨旁	23,190点
6	鼠径部及び股部	9,760点
7	後腹膜	46,350点
8	骨盤	26,800点
	(新設)	
K 6 2 7 - 2	腹腔鏡下リンパ節群郭清術	
1	後腹膜	40,670点
2	傍大動脈	35,500点
3	骨盤	41,090点
4	側方	41,090点
	(新設)	
注	1 及び 3 については泌尿器がん（1 については精巣がんに限る。）から、2 については子宮体がんから、4 については直腸がんから転移したものに対して実施した場合に限り算定する。	
K 6 2 7 - 3	腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術	26,460点
注	泌尿器がんから転移したものに対して実施した場合に限り算定する。	
K 6 2 7 - 4	腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術	39,720点
注	精巣がんから転移したものに対して実施した場合に限り算定する。	
K 6 2 8	リンパ管吻合術	34,450点
	第9款 腹部	
区分	(腹壁、ヘルニア)	

K 6 2 9	削除	
K 6 3 0	腹壁膿瘍切開術	1,270点
K 6 3 1	腹壁瘻手術	
1	腹壁に局限するもの	1,820点
2	腹腔に通ずるもの	10,050点
K 6 3 2	腹壁腫瘍摘出術	
1	形成手術を必要としない場合	4,310点
2	形成手術を必要とする場合	11,210点
K 6 3 3	ヘルニア手術	
1	腹壁癒痕ヘルニア	9,950点
2	半月状線ヘルニア、白線ヘルニア、腹直筋離開	6,200点
3	臍ヘルニア	4,200点
4	臍帯ヘルニア	18,810点
5	鼠径ヘルニア	6,000点
6	大腿ヘルニア	8,860点
7	腰ヘルニア	8,880点
8	骨盤部ヘルニア（閉鎖孔ヘルニア、坐骨ヘルニア、会陰ヘルニア）	18,810点
9	内ヘルニア	18,810点
K 6 3 3-2	腹腔鏡下ヘルニア手術	
1	腹壁癒痕ヘルニア	16,520点
2	大腿ヘルニア	18,550点
3	半月状線ヘルニア、白線ヘルニア	13,820点
4	臍ヘルニア	13,130点
5	閉鎖孔ヘルニア	24,130点
K 6 3 4	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側） （腹膜、後腹膜、腸間膜、網膜）	22,960点
K 6 3 5	胸水・腹水濾過濃縮再静注法	5,988点
K 6 3 5-2	腹腔・静脈シャントバルブ設置術	6,730点
K 6 3 5-3	連続携行式腹膜灌流用カテーテル腹腔内留置術	

K 6 2 9	削除	
K 6 3 0	腹壁膿瘍切開術	1,270点
K 6 3 1	腹壁瘻手術	
1	腹壁に局限するもの	1,820点
2	腹腔に通ずるもの	10,050点
K 6 3 2	腹壁腫瘍摘出術	
1	形成手術を必要としない場合	4,310点
2	形成手術を必要とする場合	11,210点
K 6 3 3	ヘルニア手術	
1	腹壁癒痕ヘルニア	9,950点
2	半月状線ヘルニア、白線ヘルニア、腹直筋離開	6,200点
3	臍ヘルニア	4,200点
4	臍帯ヘルニア	18,810点
5	鼠径ヘルニア	6,000点
6	大腿ヘルニア	8,860点
7	腰ヘルニア	8,880点
8	骨盤部ヘルニア（閉鎖孔ヘルニア、坐骨ヘルニア、会陰ヘルニア）	18,810点
9	内ヘルニア	18,810点
K 6 3 3-2	腹腔鏡下ヘルニア手術	
1	腹壁癒痕ヘルニア	16,520点
2	大腿ヘルニア	18,550点
3	半月状線ヘルニア、白線ヘルニア	13,820点
4	臍ヘルニア	13,130点
5	閉鎖孔ヘルニア	24,130点
K 6 3 4	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側） （腹膜、後腹膜、腸間膜、網膜）	22,960点
K 6 3 5	胸水・腹水濾過濃縮再静注法	4,990点
K 6 3 5-2	腹腔・静脈シャントバルブ設置術	6,730点
K 6 3 5-3	連続携行式腹膜灌流用カテーテル腹腔内留置術	

	12,000点
K 6 3 5 - 4 腹腔鏡下連続携行式腹膜灌流用カテーテル腹腔内留置術	16,660点
K 6 3 6 試験開腹術	6,660点
K 6 3 6 - 2 ダメージコントロール手術	12,340点
K 6 3 6 - 3 腹腔鏡下試験開腹術	11,320点
K 6 3 6 - 4 腹腔鏡下試験切除術	11,320点
K 6 3 7 限局性腹腔膿瘍手術	
1 横隔膜下膿瘍	10,690点
2 ダグラス窩膿瘍	5,710点
3 虫垂周囲膿瘍	5,340点
4 その他のもの	10,380点
K 6 3 7 - 2 経皮的腹腔膿瘍ドレナージ術	10,800点
注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 3 8 骨盤腹膜外膿瘍切開排膿術	3,290点
K 6 3 9 急性汎発性腹膜炎手術	14,400点
K 6 3 9 - 2 結核性腹膜炎手術	12,000点
K 6 3 9 - 3 腹腔鏡下汎発性腹膜炎手術	23,040点
K 6 4 0 腸間膜損傷手術	
1 縫合、修復のみのもの	10,390点
2 腸管切除を伴うもの	26,880点
K 6 4 1 大網切除術	8,720点
K 6 4 2 大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術	
1 腸切除を伴わないもの	16,000点
2 腸切除を伴うもの	29,970点
K 6 4 2 - 2 腹腔鏡下大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術	32,310点
K 6 4 2 - 3 腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術	30,310点
K 6 4 3 後腹膜悪性腫瘍手術	54,330点
K 6 4 3 - 2 腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術	50,610点

	12,000点
K 6 3 5 - 4 腹腔鏡下連続携行式腹膜灌流用カテーテル腹腔内留置術	16,660点
K 6 3 6 試験開腹術	6,660点
K 6 3 6 - 2 ダメージコントロール手術	12,340点
K 6 3 6 - 3 腹腔鏡下試験開腹術	11,320点
K 6 3 6 - 4 腹腔鏡下試験切除術	11,320点
K 6 3 7 限局性腹腔膿瘍手術	
1 横隔膜下膿瘍	10,690点
2 ダグラス窩膿瘍	5,710点
3 虫垂周囲膿瘍	5,340点
4 その他のもの	10,380点
K 6 3 7 - 2 経皮的腹腔膿瘍ドレナージ術	10,800点
注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 3 8 骨盤腹膜外膿瘍切開排膿術	3,290点
K 6 3 9 急性汎発性腹膜炎手術	14,400点
K 6 3 9 - 2 結核性腹膜炎手術	12,000点
K 6 3 9 - 3 腹腔鏡下汎発性腹膜炎手術	23,040点
K 6 4 0 腸間膜損傷手術	
1 縫合、修復のみのもの	10,390点
2 腸管切除を伴うもの	26,880点
K 6 4 1 大網切除術	8,720点
K 6 4 2 大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術	
1 腸切除を伴わないもの	16,000点
2 腸切除を伴うもの	29,970点
K 6 4 2 - 2 腹腔鏡下大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術	32,310点
K 6 4 2 - 3 腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術	30,310点
K 6 4 3 後腹膜悪性腫瘍手術	54,330点
K 6 4 3 - 2 腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術	50,610点

K 6 4 3 - 3 腹膜切除を伴う多臓器合併切除術 105,000点

注 腹膜偽粘液腫、腹膜癌腫腹膜播種及び腹膜中皮腫
の患者に対し、広範囲の壁側腹膜及び複数の臓器
を切除した場合に算定する。

K 6 4 4 臍腸管瘻手術

- 1 腸管切除を伴わないもの 5,260点
- 2 腸管切除を伴うもの 18,280点

K 6 4 5 骨盤内臓全摘術 135,500点

K 6 4 5 - 2 腹腔鏡下骨盤内臓全摘術 168,110点

K 6 4 5 - 3 骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼
灼療法（一連として）

- 1 2センチメートル以内のもの 15,000点
- 2 2センチメートルを超えるもの 21,960点

注 フュージョンイメージングを用いて行った場合
は、フュージョンイメージング加算として、200
点を所定点数に加算する。

K 6 4 5 - 4 骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍凝固・焼灼
術（冷凍凝固によるもの）

- 1 2センチメートル以内のもの 51,200点
- 2 2センチメートルを超えるもの 66,200点

（胃、十二指腸）

K 6 4 6 胃血管結紮術（急性胃出血手術） 11,360点

K 6 4 7 胃縫合術（大網充填術又は被覆術を含む。）
12,190点

K 6 4 7 - 2 腹腔鏡下胃、十二指腸潰瘍穿孔縫合術 23,940点

K 6 4 7 - 3 内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術 10,300点

K 6 4 8 胃切開術 11,140点

K 6 4 9 胃吊上げ固定術（胃下垂症手術）、胃捻転症手術
11,800点

K 6 4 9 - 2 腹腔鏡下胃吊上げ固定術（胃下垂症手術）、胃捻
転症手術 22,320点

（新設）

K 6 4 4 臍腸管瘻手術

- 1 腸管切除を伴わないもの 5,260点
- 2 腸管切除を伴うもの 18,280点

K 6 4 5 骨盤内臓全摘術 135,500点

K 6 4 5 - 2 腹腔鏡下骨盤内臓全摘術 168,110点

K 6 4 5 - 3 骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼
灼療法（一連として）

- 1 2センチメートル以内のもの 15,000点
- 2 2センチメートルを超えるもの 21,960点

注 フュージョンイメージングを用いて行った場合
は、フュージョンイメージング加算として、200
点を所定点数に加算する。

（新設）

（胃、十二指腸）

K 6 4 6 胃血管結紮術（急性胃出血手術） 11,360点

K 6 4 7 胃縫合術（大網充填術又は被覆術を含む。）
12,190点

K 6 4 7 - 2 腹腔鏡下胃、十二指腸潰瘍穿孔縫合術 23,940点

K 6 4 7 - 3 内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術 10,300点

K 6 4 8 胃切開術 11,140点

K 6 4 9 胃吊上げ固定術（胃下垂症手術）、胃捻転症手術
11,800点

K 6 4 9 - 2 腹腔鏡下胃吊上げ固定術（胃下垂症手術）、胃捻
転症手術 22,320点

K 6 5 0	削除	
K 6 5 1	内視鏡的胃、十二指腸ステント留置術	9,210点
K 6 5 2	胃、十二指腸憩室切除術・ポリープ切除術（開腹によるもの）	11,530点
K 6 5 3	内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術	
1	早期悪性腫瘍粘膜切除術	6,460点
2	早期悪性腫瘍胃粘膜下層剥離術 ^{はく}	18,370点
3	早期悪性腫瘍十二指腸粘膜下層剥離術 ^{はく}	21,370点
4	早期悪性腫瘍ポリープ切除術	7,160点
5	その他のポリープ・粘膜切除術	5,200点
K 6 5 3-2	食道・胃内異物除去摘出術（マグネットカテーテルによるもの）	3,200点
K 6 5 3-3	内視鏡的食道及び胃内異物摘出術	3,250点
K 6 5 3-4	内視鏡的表在性胃悪性腫瘍光線力学療法	6,460点
K 6 5 3-5	内視鏡的胃、十二指腸狭窄拡張術 ^{きく}	12,480点
K 6 5 3-6	内視鏡的逆流防止粘膜切除術	12,000点
K 6 5 4	内視鏡的消化管止血術	4,600点
K 6 5 4-2	胃局所切除術 ^{くう}	13,830点
K 6 5 4-3	腹腔鏡下胃局所切除術 ^{くう}	
1	内視鏡処置を併施するもの	28,500点
2	その他のもの	20,400点
K 6 5 4-4	腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）	30,000点
K 6 5 5	胃切除術	
1	単純切除術	33,850点
2	悪性腫瘍手術	55,870点
注	有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 6 5 5-2	腹腔鏡下胃切除術 ^{くう}	

K 6 5 0	削除	
K 6 5 1	内視鏡的胃、十二指腸ステント留置術	9,210点
K 6 5 2	胃、十二指腸憩室切除術・ポリープ切除術（開腹によるもの）	11,530点
K 6 5 3	内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術	
1	早期悪性腫瘍粘膜切除術	6,460点
2	早期悪性腫瘍胃粘膜下層剥離術 ^{はく}	18,370点
3	早期悪性腫瘍十二指腸粘膜下層剥離術 ^{はく}	21,370点
4	早期悪性腫瘍ポリープ切除術	7,160点
5	その他のポリープ・粘膜切除術	5,200点
K 6 5 3-2	食道・胃内異物除去摘出術（マグネットカテーテルによるもの）	3,200点
K 6 5 3-3	内視鏡的食道及び胃内異物摘出術	3,250点
K 6 5 3-4	内視鏡的表在性胃悪性腫瘍光線力学療法	6,460点
K 6 5 3-5	内視鏡的胃、十二指腸狭窄拡張術 ^{きく}	12,480点
K 6 5 3-6	内視鏡的逆流防止粘膜切除術	12,000点
K 6 5 4	内視鏡的消化管止血術	4,600点
K 6 5 4-2	胃局所切除術 ^{くう}	13,830点
K 6 5 4-3	腹腔鏡下胃局所切除術 ^{くう}	
1	内視鏡処置を併施するもの	28,500点
2	その他のもの	20,400点
K 6 5 4-4	腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）	30,000点
K 6 5 5	胃切除術	
1	単純切除術	33,850点
2	悪性腫瘍手術	55,870点
注	有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 6 5 5-2	腹腔鏡下胃切除術 ^{くう}	

1	単純切除術	45,470点
2	悪性腫瘍手術	64,120点
3	悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	73,590点
注	有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 6 5 5 - 3	十二指腸窓（内方）憩室摘出術	26,910点
K 6 5 5 - 4	噴門側胃切除術	
1	単純切除術	40,170点
2	悪性腫瘍切除術	71,630点
注	有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 6 5 5 - 5	腹腔鏡下噴門側胃切除術	
1	単純切除術	54,010点
2	悪性腫瘍切除術	75,730点
3	悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	80,000点
注	有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 6 5 6	胃縮小術	28,210点
K 6 5 6 - 2	腹腔鏡下胃縮小術	
1	スリーブ状切除によるもの	40,050点
2	スリーブ状切除によるもの（バイパス術を併施するもの）	50,290点
K 6 5 7	胃全摘術	
1	単純全摘術	50,920点
2	悪性腫瘍手術	69,840点
3	悪性腫瘍手術（空腸囊作製術を伴うもの）	79,670点
注	有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	

1	単純切除術	45,470点
2	悪性腫瘍手術	64,120点
3	悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	73,590点
注	有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 6 5 5 - 3	十二指腸窓（内方）憩室摘出術	26,910点
K 6 5 5 - 4	噴門側胃切除術	
1	単純切除術	40,170点
2	悪性腫瘍切除術	71,630点
注	有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 6 5 5 - 5	腹腔鏡下噴門側胃切除術	
1	単純切除術	54,010点
2	悪性腫瘍切除術	75,730点
3	悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	80,000点
注	有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 6 5 6	胃縮小術	28,210点
K 6 5 6 - 2	腹腔鏡下胃縮小術	
1	スリーブ状切除によるもの	40,050点
2	スリーブ状切除によるもの（バイパス術を併施するもの）	50,290点
K 6 5 7	胃全摘術	
1	単純全摘術	50,920点
2	悪性腫瘍手術	69,840点
3	悪性腫瘍手術（空腸囊作製術を伴うもの）	79,670点
注	有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	

K 6 5 7 - 2	腹腔鏡下胃全摘術	
1	単純全摘術	64,740点
2	悪性腫瘍手術	83,090点
3	悪性腫瘍手術（空腸囊作製術を伴うもの）	94,780点
4	悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	98,850点
注	有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 6 5 8	削除	
K 6 5 9	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）	
1	単独のもの	13,600点
2	ドレナージを併施するもの	19,000点
3	胃切除術を併施するもの	37,620点
K 6 5 9 - 2	腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術（幹迷切）	30,570点
K 6 6 0	食道下部迷走神経選択的切除術	
1	単独のもの	19,500点
2	ドレナージを併施するもの	28,210点
3	胃切除術を併施するもの	37,620点
K 6 6 0 - 2	腹腔鏡下食道下部迷走神経選択的切除術	34,100点
K 6 6 1	胃冠状静脈結紮及び切除術	17,400点
K 6 6 2	胃腸吻合術（ブラウン吻合を含む。）	16,010点
K 6 6 2 - 2	腹腔鏡下胃腸吻合術	18,890点
K 6 6 3	十二指腸空腸吻合術	13,400点
K 6 6 4	胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）	6,570点
K 6 6 4 - 2	経皮経食道胃管挿入術（P T E G）	14,610点
K 6 6 4 - 3	薬剤投与用胃瘻造設術	8,570点
K 6 6 5	胃瘻閉鎖術	

K 6 5 7 - 2	腹腔鏡下胃全摘術	
1	単純全摘術	64,740点
2	悪性腫瘍手術	83,090点
3	悪性腫瘍手術（空腸囊作製術を伴うもの）	94,780点
4	悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	98,850点
注	有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 6 5 8	削除	
K 6 5 9	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）	
1	単独のもの	13,600点
2	ドレナージを併施するもの	19,000点
3	胃切除術を併施するもの	37,620点
K 6 5 9 - 2	腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術（幹迷切）	30,570点
K 6 6 0	食道下部迷走神経選択的切除術	
1	単独のもの	19,500点
2	ドレナージを併施するもの	28,210点
3	胃切除術を併施するもの	37,620点
K 6 6 0 - 2	腹腔鏡下食道下部迷走神経選択的切除術	34,100点
K 6 6 1	胃冠状静脈結紮及び切除術	17,400点
K 6 6 2	胃腸吻合術（ブラウン吻合を含む。）	16,010点
K 6 6 2 - 2	腹腔鏡下胃腸吻合術	18,890点
K 6 6 3	十二指腸空腸吻合術	13,400点
K 6 6 4	胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）	6,070点
K 6 6 4 - 2	経皮経食道胃管挿入術（P T E G）	14,610点
K 6 6 4 - 3	薬剤投与用胃瘻造設術	8,570点
K 6 6 5	胃瘻閉鎖術	

1	開腹又は腹腔鏡によるもの	12,040点
2	内視鏡によるもの	10,300点
K 6 6 5 - 2	胃瘻 ^{ろう} 拔去術	2,000点
K 6 6 6	幽門形成術（粘膜外幽門筋切開術を含む。）	10,500点
K 6 6 6 - 2	腹腔鏡下幽門形成術	17,060点
K 6 6 7	噴門 ^{もん} 形成術	16,980点
K 6 6 7 - 2	腹腔鏡下噴門形成術	37,620点
K 6 6 7 - 3	削除	
K 6 6 8	胃横断術（静脈 ^{りゅう} 瘤手術）	28,210点
K 6 6 8 - 2	バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術（胆嚢、胆道）	31,710点
K 6 6 9	胆管切開術	12,460点
K 6 7 0	胆嚢 ^{のう} 切開結石摘出術	11,800点
K 6 7 1	胆管切開結石摘出術（チューブ挿入を含む。）	
1	胆嚢 ^{のう} 摘出を含むもの	33,850点
2	胆嚢 ^{のう} 摘出を含まないもの	26,880点
K 6 7 1 - 2	腹腔鏡下胆管切開結石摘出術	
1	胆嚢 ^{のう} 摘出を含むもの	39,890点
2	胆嚢 ^{のう} 摘出を含まないもの	33,610点
K 6 7 2	胆嚢 ^{のう} 摘出術	27,670点
K 6 7 2 - 2	腹腔鏡下胆嚢 ^{のう} 摘出術	21,500点
K 6 7 3	胆管形成手術（胆管切除術を含む。）	37,620点
K 6 7 4	総胆管拡張症手術	59,490点
	注 乳頭形成を併せて行った場合は、5,000点を所 定点数に加算する。	
K 6 7 4 - 2	腹腔鏡下総胆管拡張症手術	110,000点
	注 乳頭形成を併せて行った場合は、5,000点を所 定点数に加算する。	
K 6 7 5	胆嚢 ^{のう} 悪性腫瘍手術	
1	胆嚢 ^{のう} に局限するもの（リンパ節郭清を含む。）	

1	開腹又は腹腔鏡によるもの	12,040点
2	内視鏡によるもの	10,300点
K 6 6 5 - 2	胃瘻 ^{ろう} 拔去術	2,000点
K 6 6 6	幽門形成術（粘膜外幽門筋切開術を含む。）	10,500点
K 6 6 6 - 2	腹腔鏡下幽門形成術	17,060点
K 6 6 7	噴門 ^{もん} 形成術	16,980点
K 6 6 7 - 2	腹腔鏡下噴門形成術	37,620点
K 6 6 7 - 3	削除	
K 6 6 8	胃横断術（静脈 ^{りゅう} 瘤手術）	28,210点
K 6 6 8 - 2	バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術（胆嚢、胆道）	31,710点
K 6 6 9	胆管切開術	12,460点
K 6 7 0	胆嚢 ^{のう} 切開結石摘出術	11,800点
K 6 7 1	胆管切開結石摘出術（チューブ挿入を含む。）	
1	胆嚢 ^{のう} 摘出を含むもの	33,850点
2	胆嚢 ^{のう} 摘出を含まないもの	26,880点
K 6 7 1 - 2	腹腔鏡下胆管切開結石摘出術	
1	胆嚢 ^{のう} 摘出を含むもの	39,890点
2	胆嚢 ^{のう} 摘出を含まないもの	33,610点
K 6 7 2	胆嚢 ^{のう} 摘出術	27,670点
K 6 7 2 - 2	腹腔鏡下胆嚢 ^{のう} 摘出術	21,500点
K 6 7 3	胆管形成手術（胆管切除術を含む。）	37,620点
K 6 7 4	総胆管拡張症手術	59,490点
	注 乳頭形成を併せて行った場合は、5,000点を所 定点数に加算する。	
K 6 7 4 - 2	腹腔鏡下総胆管拡張症手術	110,000点
	注 乳頭形成を併せて行った場合は、5,000点を所 定点数に加算する。	
K 6 7 5	胆嚢 ^{のう} 悪性腫瘍手術	
1	胆嚢 ^{のう} に局限するもの（リンパ節郭清を含む。）	

	50,980点
2 肝切除（亜区域切除以上）を伴うもの	64,720点
3 肝切除（葉以上）を伴うもの	77,450点
4 臍頭十二指腸切除を伴うもの	101,590点
5 臍頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うもの	173,500点
K 6 7 5 - 2 腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）	70,220点
K 6 7 6 削除	
K 6 7 7 胆管悪性腫瘍手術	
1 臍頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うもの	173,500点
2 臍頭十二指腸切除及び血行再建を伴うもの	104,800点
3 肝外胆道切除術によるもの	50,000点
4 その他のもの	94,860点
K 6 7 7 - 2 肝門部胆管悪性腫瘍手術	
1 血行再建あり	202,710点
2 血行再建なし	101,090点
K 6 7 8 体外衝撃波胆石破碎術（一連につき）	16,300点
K 6 7 9 胆嚢胃（腸）吻合術	11,580点
K 6 8 0 総胆管胃（腸）吻合術	33,850点
K 6 8 1 胆嚢外瘻造設術	9,420点
K 6 8 2 胆管外瘻造設術	
1 開腹によるもの	14,760点
2 経皮経肝によるもの	10,800点
注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 8 2 - 2 経皮的胆管ドレナージ術	10,800点
注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定し	

	50,980点
2 肝切除（亜区域切除以上）を伴うもの	64,720点
3 肝切除（葉以上）を伴うもの	77,450点
4 臍頭十二指腸切除を伴うもの	101,590点
5 臍頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うもの	173,500点
K 6 7 5 - 2 腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）	70,220点
K 6 7 6 削除	
K 6 7 7 胆管悪性腫瘍手術	
1 臍頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うもの	173,500点
2 臍頭十二指腸切除及び血行再建を伴うもの	104,800点
3 肝外胆道切除術によるもの	50,000点
4 その他のもの	94,860点
K 6 7 7 - 2 肝門部胆管悪性腫瘍手術	
1 血行再建あり	202,710点
2 血行再建なし	101,090点
K 6 7 8 体外衝撃波胆石破碎術（一連につき）	16,300点
K 6 7 9 胆嚢胃（腸）吻合術	11,580点
K 6 8 0 総胆管胃（腸）吻合術	33,850点
K 6 8 1 胆嚢外瘻造設術	9,420点
K 6 8 2 胆管外瘻造設術	
1 開腹によるもの	14,760点
2 経皮経肝によるもの	10,800点
注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 8 2 - 2 経皮的胆管ドレナージ術	10,800点
注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定し	

ない。	
K 6 8 2 - 3	内視鏡的経鼻胆管ドレナージ術 (ENBD)
	10,800点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 8 2 - 4	超音波内視鏡下 ²² 瘻孔形成術 (腹腔内 ²² 膿瘍に対するもの)
	25,570点
<u>K 6 8 2 - 5</u>	<u>超音波内視鏡下²²胆嚢ドレナージ術</u>
	<u>13,820点</u>
K 6 8 3	削除
K 6 8 4	先天性胆道閉鎖症手術
	60,000点
K 6 8 4 - 2	腹腔鏡下胆道閉鎖症手術
	119,200点
K 6 8 5	内視鏡的胆道結石除去術
1	胆道碎石術を伴うもの
	14,300点
2	その他のもの
	9,980点
注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。	
K 6 8 6	内視鏡的胆道拡張術
	13,820点
注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。	
K 6 8 7	内視鏡的乳頭切開術
1	乳頭括約筋切開のみのもの
	11,270点
2	胆道碎石術を伴うもの
	24,550点
3	胆道鏡下結石破碎術を伴うもの
	31,700点
注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。	
K 6 8 8	内視鏡的胆道ステント留置術
	11,540点
注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加	

ない。	
K 6 8 2 - 3	内視鏡的経鼻胆管ドレナージ術 (ENBD)
	10,800点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 8 2 - 4	超音波内視鏡下 ²² 瘻孔形成術 (腹腔内 ²² 膿瘍に対するもの)
	25,570点
(新設)	
K 6 8 3	削除
K 6 8 4	先天性胆道閉鎖症手術
	60,000点
K 6 8 4 - 2	腹腔鏡下胆道閉鎖症手術
	119,200点
K 6 8 5	内視鏡的胆道結石除去術
1	胆道碎石術を伴うもの
	14,300点
2	その他のもの
	9,980点
注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。	
K 6 8 6	内視鏡的胆道拡張術
	13,820点
注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。	
K 6 8 7	内視鏡的乳頭切開術
1	乳頭括約筋切開のみのもの
	11,270点
2	胆道碎石術を伴うもの
	24,550点
3	胆道鏡下結石破碎術を伴うもの
	31,700点
注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。	
K 6 8 8	内視鏡的胆道ステント留置術
	11,540点
注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加	

算する。		
K 6 8 9	経皮経肝胆管ステント挿入術	12, 270点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 8 9 - 2	経皮経肝バルーン拡張術	12, 270点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
	(肝)	
K 6 9 0	肝縫合術	19, 140点
K 6 9 1	肝膿瘍切開術	
1	開腹によるもの	11, 860点
2	開胸によるもの	12, 520点
K 6 9 1 - 2	経皮的肝膿瘍ドレナージ術	10, 800点
	注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 9 2	肝嚢胞切開又は縫縮術	13, 710点
K 6 9 2 - 2	腹腔鏡下肝嚢胞切開術	28, 210点
K 6 9 3	肝内結石摘出術（開腹）	28, 210点
K 6 9 4	肝嚢胞、肝膿瘍摘出術	28, 210点
K 6 9 5	肝切除術	
1	部分切除	
イ	単回の切除によるもの	38, 040点
ロ	複数回の切除を要するもの	43, 340点
2	亜区域切除	63, 030点
3	外側区域切除	46, 130点
4	1 区域切除（外側区域切除を除く。）	60, 700点
5	2 区域切除	76, 210点
6	3 区域切除以上のもの	97, 050点
7	2 区域切除以上であって、血行再建を伴うもの	126, 230点

算する。		
K 6 8 9	経皮経肝胆管ステント挿入術	12, 270点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 8 9 - 2	経皮経肝バルーン拡張術	12, 270点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
	(肝)	
K 6 9 0	肝縫合術	19, 140点
K 6 9 1	肝膿瘍切開術	
1	開腹によるもの	11, 860点
2	開胸によるもの	12, 520点
K 6 9 1 - 2	経皮的肝膿瘍ドレナージ術	10, 800点
	注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 9 2	肝嚢胞切開又は縫縮術	13, 710点
K 6 9 2 - 2	腹腔鏡下肝嚢胞切開術	28, 210点
K 6 9 3	肝内結石摘出術（開腹）	28, 210点
K 6 9 4	肝嚢胞、肝膿瘍摘出術	28, 210点
K 6 9 5	肝切除術	
1	部分切除	
イ	単回の切除によるもの	38, 040点
ロ	複数回の切除を要するもの	43, 340点
2	亜区域切除	63, 030点
3	外側区域切除	46, 130点
4	1 区域切除（外側区域切除を除く。）	60, 700点
5	2 区域切除	76, 210点
6	3 区域切除以上のもの	97, 050点
7	2 区域切除以上であって、血行再建を伴うもの	126, 230点

注 区分番号K 6 9 7－2に掲げる肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法又は区分番号K 6 9 7－3に掲げる肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法を併せて実施した場合には、局所穿刺療法併用加算として、6,000点を所定点数に加算する。		
K 6 9 5－2	腹腔鏡下肝切除術	
1	部分切除	
イ	単回の切除によるもの	58,680点
ロ	複数回の切除を要するもの	63,680点
2	外側区域切除	74,880点
3	亜区域切除	108,820点
4	1区域切除（外側区域切除を除く。）	130,730点
5	2区域切除	152,440点
6	3区域切除以上のもの	174,090点
K 6 9 6	肝内胆管（肝管）胃（腸）吻合術	30,940点
K 6 9 7	肝内胆管外瘻造設術	
1	開腹によるもの	18,810点
2	経皮経肝によるもの	10,800点
K 6 9 7－2	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法（一連として）	
1	腹腔鏡によるもの	18,710点
2	その他のもの	17,410点
注 フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200点を所定点数に加算する。		
K 6 9 7－3	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）	
1	2センチメートル以内のもの	
イ	腹腔鏡によるもの	16,300点
ロ	その他のもの	15,000点
2	2センチメートルを超えるもの	
イ	腹腔鏡によるもの	23,260点

注 区分番号K 6 9 7－2に掲げる肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法又は区分番号K 6 9 7－3に掲げる肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法を併せて実施した場合には、局所穿刺療法併用加算として、6,000点を所定点数に加算する。		
K 6 9 5－2	腹腔鏡下肝切除術	
1	部分切除	
イ	単回の切除によるもの	58,680点
ロ	複数回の切除を要するもの	63,680点
2	外側区域切除	74,880点
3	亜区域切除	108,820点
4	1区域切除（外側区域切除を除く。）	130,730点
5	2区域切除	152,440点
6	3区域切除以上のもの	174,090点
K 6 9 6	肝内胆管（肝管）胃（腸）吻合術	30,940点
K 6 9 7	肝内胆管外瘻造設術	
1	開腹によるもの	18,810点
2	経皮経肝によるもの	10,800点
K 6 9 7－2	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法（一連として）	
1	腹腔鏡によるもの	18,710点
2	その他のもの	17,410点
注 フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200点を所定点数に加算する。		
K 6 9 7－3	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）	
1	2センチメートル以内のもの	
イ	腹腔鏡によるもの	16,300点
ロ	その他のもの	15,000点
2	2センチメートルを超えるもの	
イ	腹腔鏡によるもの	23,260点

	ロ その他のもの	21,960点		ロ その他のもの	21,960点
	注 フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200点を所定点数に加算する。			注 フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200点を所定点数に加算する。	
K 6 9 7 - 4	移植用部分肝採取術（生体）		K 6 9 7 - 4	移植用部分肝採取術（生体）	
	1 腹腔鏡によるもの	105,000点		1 腹腔鏡によるもの	105,000点
	2 その他のもの	82,800点		2 その他のもの	82,800点
	注 肝提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。			注 肝提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 6 9 7 - 5	生体部分肝移植術	227,140点	K 6 9 7 - 5	生体部分肝移植術	227,140点
	注1 生体部分肝を移植した場合は、生体部分肝の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。			注1 生体部分肝を移植した場合は、生体部分肝の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。	
	2 肝移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。			2 肝移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
	3 抗H L A抗体検査を行う場合には、抗H L A抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。			3 抗H L A抗体検査を行う場合には、抗H L A抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
K 6 9 7 - 6	移植用肝採取術（死体）	86,700点	K 6 9 7 - 6	移植用肝採取術（死体）	86,700点
	注 肝提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。			注 肝提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 6 9 7 - 7	同種死体肝移植術	193,060点	K 6 9 7 - 7	同種死体肝移植術	193,060点
	注1 肝移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。			注1 肝移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
	2 抗H L A抗体検査を行う場合には、抗H L A抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。			2 抗H L A抗体検査を行う場合には、抗H L A抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
K 6 9 7 - 8	肝悪性腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固によるもの）			（新設）	
	1 2センチメートル以内のもの	51,200点			

	<u>2</u> <u>2センチメートルを超えるもの</u>	66,200点
	(^{すい} 膵)	
K 6 9 8	^{すい} 急性膵炎手術	
	1 感染性壊死部切除を伴うもの	49,390点
	2 その他のもの	28,210点
K 6 9 9	^{すい} 膵結石手術	
	1 膵切開によるもの	28,210点
	2 経十二指腸乳頭によるもの	28,210点
K 6 9 9-2	体外衝撃波 ^{すい} 膵石破砕術（一連につき）	19,300点
	注 破砕した ^{すい} 膵石を内視鏡を用いて除去した場合は、内視鏡的 ^{すい} 膵石除去加算として、一連につき1回に限り5,640点を所定点数に加算する。	
K 7 0 0	^{すい} 膵中央切除術	53,560点
K 7 0 0-2	^{すい} 膵腫瘍摘出術	26,100点
K 7 0 0-3	腹腔鏡下 ^{すい} 膵腫瘍摘出術	39,950点
K 7 0 0-4	腹腔鏡下 ^{すい} 膵中央切除術	88,050点
K 7 0 1	^{すい} 膵破裂縫合術	24,280点
K 7 0 2	^{すい} 膵体尾部腫瘍切除術	
	1 ^{すい} 膵尾部切除術の場合	
	イ ^ひ 脾同時切除の場合	26,880点
	ロ ^ひ 脾温存の場合	21,750点
	2 リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合	57,190点
	3 周辺臓器（胃、結腸、腎、副腎等）の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	59,060点
	4 血行再建を伴う腫瘍切除術の場合	55,870点
K 7 0 2-2	腹腔鏡下 ^{すい} 膵体尾部腫瘍切除術	
	<u>1</u> <u>^{すい}膵尾部切除術の場合</u>	
	イ ^ひ 脾同時切除の場合	53,480点
	ロ ^ひ 脾温存の場合	56,240点
	<u>2</u> <u>リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合</u>	

	(^{すい} 膵)	
K 6 9 8	^{すい} 急性膵炎手術	
	1 感染性壊死部切除を伴うもの	49,390点
	2 その他のもの	28,210点
K 6 9 9	^{すい} 膵結石手術	
	1 膵切開によるもの	28,210点
	2 経十二指腸乳頭によるもの	28,210点
K 6 9 9-2	体外衝撃波 ^{すい} 膵石破砕術（一連につき）	19,300点
	注 破砕した ^{すい} 膵石を内視鏡を用いて除去した場合は、内視鏡的 ^{すい} 膵石除去加算として、一連につき1回に限り5,640点を所定点数に加算する。	
K 7 0 0	^{すい} 膵中央切除術	53,560点
K 7 0 0-2	^{すい} 膵腫瘍摘出術	26,100点
K 7 0 0-3	腹腔鏡下 ^{すい} 膵腫瘍摘出術	39,950点
K 7 0 0-4	腹腔鏡下 ^{すい} 膵中央切除術	88,050点
K 7 0 1	^{すい} 膵破裂縫合術	24,280点
K 7 0 2	^{すい} 膵体尾部腫瘍切除術	
	1 ^{すい} 膵尾部切除術の場合	
	イ ^ひ 脾同時切除の場合	26,880点
	ロ ^ひ 脾温存の場合	21,750点
	2 リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合	57,190点
	3 周辺臓器（胃、結腸、腎、副腎等）の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	59,060点
	4 血行再建を伴う腫瘍切除術の場合	55,870点
K 7 0 2-2	腹腔鏡下 ^{すい} 膵体尾部腫瘍切除術	
	(新設)	
	<u>1</u> <u>^ひ脾同時切除の場合</u>	53,480点
	<u>2</u> <u>^ひ脾温存の場合</u>	56,240点
	(新設)	

	合	71,690点
K 7 0 3	脾頭部腫瘍切除術	
1	脾頭十二指腸切除術の場合	91,410点
2	リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合又は十二指腸温存脾頭切除術の場合	97,230点
3	周辺臓器（胃、結腸、腎、副腎等）の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	97,230点
4	血行再建を伴う腫瘍切除術の場合	131,230点
K 7 0 3 - 2	腹腔鏡下脾頭部腫瘍切除術	
1	脾頭十二指腸切除術の場合	158,450点
2	リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合	173,640点
K 7 0 4	脾全摘術	115,390点
K 7 0 5	脾嚢胞胃（腸）バイパス術	
1	内視鏡によるもの	13,820点
2	開腹によるもの	31,310点
K 7 0 6	脾管空腸吻合術	37,620点
K 7 0 7	脾嚢胞外瘻造設術	
1	内視鏡によるもの	18,370点
2	開腹によるもの	12,460点
K 7 0 8	脾管外瘻造設術	18,810点
K 7 0 8 - 2	脾管誘導手術	18,810点
K 7 0 8 - 3	内視鏡的脾管ステント留置術	22,240点
K 7 0 9	脾瘻閉鎖術	28,210点
K 7 0 9 - 2	移植用脾採取術（死体）	77,240点
	注 脾提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 7 0 9 - 3	同種死体脾移植術	112,570点
	注1 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条第2項に規定する脳死した者の身体から採取された脾を除く死体脾を移植した場合	

K 7 0 3	脾頭部腫瘍切除術	
1	脾頭十二指腸切除術の場合	91,410点
2	リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合又は十二指腸温存脾頭切除術の場合	97,230点
3	周辺臓器（胃、結腸、腎、副腎等）の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	97,230点
4	血行再建を伴う腫瘍切除術の場合	131,230点
K 7 0 3 - 2	腹腔鏡下脾頭部腫瘍切除術	
1	脾頭十二指腸切除術の場合	158,450点
2	リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合	173,640点
K 7 0 4	脾全摘術	115,390点
K 7 0 5	脾嚢胞胃（腸）バイパス術	
1	内視鏡によるもの	13,820点
2	開腹によるもの	31,310点
K 7 0 6	脾管空腸吻合術	37,620点
K 7 0 7	脾嚢胞外瘻造設術	
1	内視鏡によるもの	18,370点
2	開腹によるもの	12,460点
K 7 0 8	脾管外瘻造設術	18,810点
K 7 0 8 - 2	脾管誘導手術	18,810点
K 7 0 8 - 3	内視鏡的脾管ステント留置術	22,240点
K 7 0 9	脾瘻閉鎖術	28,210点
K 7 0 9 - 2	移植用脾採取術（死体）	77,240点
	注 脾提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 7 0 9 - 3	同種死体脾移植術	112,570点
	注1 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条第2項に規定する脳死した者の身体から採取された脾を除く死体脾を移植した場合	

- 合は、移植臓器提供加算として、55,000点を所
 定点数に加算する。
- 2 脾^{すい}移植者に係る組織適合性試験の費用は、所
 定点数に含まれる。
- 3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA
 抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加
 算する。
- K709-4 移植用脾^{すい}腎採取術（死体） 84,080点
 注 脾^{すい}腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所
 定点数に含まれる。
- K709-5 同種死体脾^{すい}腎移植術 140,420点
 注1 臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定
 する脳死した者の身体から採取された脾^{すい}腎を除
 く死体脾^{すい}腎を移植した場合は、移植臓器提供加
 算として、55,000点を所定点数に加算する。
- 2 脾^{すい}腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、
 所定点数に含まれる。
- 3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA
 抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加
 算する。
- K709-6 同種死体脾^{すい}島移植術 56,490点
 注1 臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定
 する脳死した者の身体から採取された脾^{すい}島を除
 く死体脾^{すい}島を移植した場合は、移植臓器提供加
 算として、55,000点を所定点数に加算する。
- 2 脾^{すい}島移植者に係る組織適合性試験の費用は、
 所定点数に含まれる。
- 3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA
 抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加
 算する。
- 4 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定し

- 合は、移植臓器提供加算として、55,000点を所
 定点数に加算する。
- 2 脾^{すい}移植者に係る組織適合性試験の費用は、所
 定点数に含まれる。
- 3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA
 抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加
 算する。
- K709-4 移植用脾^{すい}腎採取術（死体） 84,080点
 注 脾^{すい}腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所
 定点数に含まれる。
- K709-5 同種死体脾^{すい}腎移植術 140,420点
 注1 臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定
 する脳死した者の身体から採取された脾^{すい}腎を除
 く死体脾^{すい}腎を移植した場合は、移植臓器提供加
 算として、55,000点を所定点数に加算する。
- 2 脾^{すい}腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、
 所定点数に含まれる。
- 3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA
 抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加
 算する。
- K709-6 同種死体脾^{すい}島移植術 56,490点
 注1 臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定
 する脳死した者の身体から採取された脾^{すい}島を除
 く死体脾^{すい}島を移植した場合は、移植臓器提供加
 算として、55,000点を所定点数に加算する。
- 2 脾^{すい}島移植者に係る組織適合性試験の費用は、
 所定点数に含まれる。
- 3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA
 抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加
 算する。
- 4 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定し

ない。 (脾)	
K 7 1 0 脾縫合術 (部分切除を含む。)	26,810点
K 7 1 0 - 2 腹腔鏡下脾固定術	30,070点
K 7 1 1 脾摘出術	34,130点
K 7 1 1 - 2 腹腔鏡下脾摘出術 (空腸、回腸、盲腸、虫垂、結腸)	37,060点
K 7 1 2 破裂腸管縫合術	11,400点
K 7 1 3 腸切開術	9,650点
K 7 1 4 腸管癒着症手術	12,010点
K 7 1 4 - 2 腹腔鏡下腸管癒着剥離術	20,650点
K 7 1 5 腸重積症整復術	
1 非観血的なもの	4,490点
2 観血的なもの	6,040点
K 7 1 5 - 2 腹腔鏡下腸重積症整復術	14,660点
K 7 1 6 小腸切除術	
1 複雑なもの	34,150点
2 その他のもの	15,940点
K 7 1 6 - 2 腹腔鏡下小腸切除術	
1 複雑なもの	37,380点
2 その他のもの	31,370点
K 7 1 6 - 3 移植用部分小腸採取術 (生体)	56,850点
注 小腸提供者に係る組織適合性試験の費用は、所 定点数に含まれる。	
K 7 1 6 - 4 生体部分小腸移植術	164,240点
注1 生体部分小腸を移植した場合は、生体部分小 腸の摘出のために要した提供者の療養上の費用 として、この表に掲げる所定点数により算定し た点数を加算する。	
2 小腸移植者に係る組織適合性試験の費用は、 所定点数に含まれる。	

ない。 (脾)	
K 7 1 0 脾縫合術 (部分切除を含む。)	26,810点
K 7 1 0 - 2 腹腔鏡下脾固定術	30,070点
K 7 1 1 脾摘出術	34,130点
K 7 1 1 - 2 腹腔鏡下脾摘出術 (空腸、回腸、盲腸、虫垂、結腸)	37,060点
K 7 1 2 破裂腸管縫合術	11,400点
K 7 1 3 腸切開術	9,650点
K 7 1 4 腸管癒着症手術	12,010点
K 7 1 4 - 2 腹腔鏡下腸管癒着剥離術	20,650点
K 7 1 5 腸重積症整復術	
1 非観血的なもの	4,490点
2 観血的なもの	6,040点
K 7 1 5 - 2 腹腔鏡下腸重積症整復術	14,660点
K 7 1 6 小腸切除術	
1 複雑なもの	34,150点
2 その他のもの	15,940点
K 7 1 6 - 2 腹腔鏡下小腸切除術	
1 複雑なもの	37,380点
2 その他のもの	31,370点
K 7 1 6 - 3 移植用部分小腸採取術 (生体)	56,850点
注 小腸提供者に係る組織適合性試験の費用は、所 定点数に含まれる。	
K 7 1 6 - 4 生体部分小腸移植術	164,240点
注1 生体部分小腸を移植した場合は、生体部分小 腸の摘出のために要した提供者の療養上の費用 として、この表に掲げる所定点数により算定し た点数を加算する。	
2 小腸移植者に係る組織適合性試験の費用は、 所定点数に含まれる。	

3 抗H L A抗体検査を行う場合には、抗H L A抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
K 7 1 6－5	移植用小腸採取術（死体） 65,140点
注 小腸提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 7 1 6－6	同種死体小腸移植術 177,980点
注1 小腸移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
2 抗H L A抗体検査を行う場合には、抗H L A抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
K 7 1 7	小腸腫瘍、小腸憩室摘出術（メッケル憩室炎手術を含む。） 18,810点
K 7 1 8	虫垂切除術
1	虫垂周囲膿瘍を伴わないもの 6,740点
2	虫垂周囲膿瘍を伴うもの 8,880点
K 7 1 8－2	腹腔鏡下虫垂切除術
1	虫垂周囲膿瘍を伴わないもの 13,760点
2	虫垂周囲膿瘍を伴うもの 22,050点
K 7 1 9	結腸切除術
1	小範囲切除 24,170点
2	結腸半側切除 29,940点
3	全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術 39,960点
注 人工肛門造設術を併せて実施した場合は、人工肛門造設加算として、2,000点を所定点数に加算する。	
K 7 1 9－2	腹腔鏡下結腸切除術
1	小範囲切除、結腸半側切除 42,680点
2	全切除、亜全切除 59,510点
注 人工肛門造設術を併せて実施した場合は、人工	

3 抗H L A抗体検査を行う場合には、抗H L A抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
K 7 1 6－5	移植用小腸採取術（死体） 65,140点
注 小腸提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 7 1 6－6	同種死体小腸移植術 177,980点
注1 小腸移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
2 抗H L A抗体検査を行う場合には、抗H L A抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
K 7 1 7	小腸腫瘍、小腸憩室摘出術（メッケル憩室炎手術を含む。） 18,810点
K 7 1 8	虫垂切除術
1	虫垂周囲膿瘍を伴わないもの 6,740点
2	虫垂周囲膿瘍を伴うもの 8,880点
K 7 1 8－2	腹腔鏡下虫垂切除術
1	虫垂周囲膿瘍を伴わないもの 13,760点
2	虫垂周囲膿瘍を伴うもの 22,050点
K 7 1 9	結腸切除術
1	小範囲切除 24,170点
2	結腸半側切除 29,940点
3	全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術 39,960点
注 人工肛門造設術を併せて実施した場合は、人工肛門造設加算として、2,000点を所定点数に加算する。	
K 7 1 9－2	腹腔鏡下結腸切除術
1	小範囲切除、結腸半側切除 42,680点
2	全切除、亜全切除 59,510点
注 人工肛門造設術を併せて実施した場合は、人工	

肛門造設加算として、3,470点を所定点数に加算する。		
K 7 1 9 - 3	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術	59,510点
K 7 1 9 - 4	ピックレル氏手術	13,700点
K 7 1 9 - 5	全結腸・直腸切除囊肛門吻合術	51,860点
K 7 1 9 - 6	腹腔鏡下全結腸・直腸切除囊肛門吻合術	75,690点
K 7 2 0	結腸腫瘍（回盲部腫瘍摘出術を含む。） 結腸憩室摘出術、結腸ポリープ切除術（開腹によるもの）	16,610点
K 7 2 1	内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術	
1	長径2センチメートル未満	5,000点
2	長径2センチメートル以上	7,000点
注1	家族性大腸腺腫症の患者に対して実施した場合は、消化管ポリポーシス加算として、年1回に限り5,000点を所定点数に加算する。	
2	バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、450点を所定点数に加算する。	
3	病変検出支援プログラムを用いて実施した場合は、病変検出支援プログラム加算として、60点を所定点数に加算する。	
K 7 2 1 - 2	削除	
K 7 2 1 - 3	内視鏡的結腸異物摘出術	5,360点
注	バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、450点を所定点数に加算する。	
K 7 2 1 - 4	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	22,040点
注	バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、450点を所定点数に加算する。	

肛門造設加算として、3,470点を所定点数に加算する。		
K 7 1 9 - 3	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術	59,510点
K 7 1 9 - 4	ピックレル氏手術	13,700点
K 7 1 9 - 5	全結腸・直腸切除囊肛門吻合術	51,860点
K 7 1 9 - 6	腹腔鏡下全結腸・直腸切除囊肛門吻合術	75,690点
K 7 2 0	結腸腫瘍（回盲部腫瘍摘出術を含む。） 結腸憩室摘出術、結腸ポリープ切除術（開腹によるもの）	16,610点
K 7 2 1	内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術	
1	長径2センチメートル未満	5,000点
2	長径2センチメートル以上	7,000点
注1	家族性大腸腺腫症の患者に対して実施した場合は、消化管ポリポーシス加算として、年1回に限り5,000点を所定点数に加算する。	
2	バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、450点を所定点数に加算する。	
3	病変検出支援プログラムを用いて実施した場合は、病変検出支援プログラム加算として、60点を所定点数に加算する。	
K 7 2 1 - 2	削除	
K 7 2 1 - 3	内視鏡的結腸異物摘出術	5,360点
注	バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、450点を所定点数に加算する。	
K 7 2 1 - 4	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	22,040点
注	バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、450点を所定点数に加算する。	

K 7 2 1 - 5	内視鏡的小腸ポリープ切除術	11,800点
K 7 2 2	小腸結腸内視鏡的止血術	10,390点
	注1 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。	
	2 スパイラル内視鏡を用いて実施した場合は、スパイラル内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。	
K 7 2 3	削除	
K 7 2 4	腸吻合術	9,330点
K 7 2 5	腸瘻、虫垂瘻造設術	9,890点
K 7 2 5 - 2	腹腔鏡下腸瘻、虫垂瘻造設術	13,250点
K 7 2 6	人工肛門造設術	9,570点
K 7 2 6 - 2	腹腔鏡下人工肛門造設術	16,700点
K 7 2 7	腹壁外腸管前置術	8,340点
K 7 2 8	腸狭窄部切開縫合術	11,220点
K 7 2 9	腸閉鎖症手術	
	1 腸管切除を伴わないもの	13,650点
	2 腸管切除を伴うもの	28,210点
K 7 2 9 - 2	多発性小腸閉鎖症手術	47,020点
K 7 2 9 - 3	腹腔鏡下腸閉鎖症手術	32,310点
K 7 3 0	小腸瘻閉鎖術	
	1 腸管切除を伴わないもの	11,580点
	2 腸管切除を伴うもの	17,900点
	3 内視鏡によるもの	10,300点
K 7 3 1	結腸瘻閉鎖術	
	1 腸管切除を伴わないもの	11,750点
	2 腸管切除を伴うもの	28,210点
	3 内視鏡によるもの	10,300点
K 7 3 2	人工肛門閉鎖術	
	1 腸管切除を伴わないもの	11,470点

K 7 2 1 - 5	内視鏡的小腸ポリープ切除術	11,800点
K 7 2 2	小腸結腸内視鏡的止血術	10,390点
	注1 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。	
	2 スパイラル内視鏡を用いて実施した場合は、スパイラル内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。	
K 7 2 3	削除	
K 7 2 4	腸吻合術	9,330点
K 7 2 5	腸瘻、虫垂瘻造設術	9,890点
K 7 2 5 - 2	腹腔鏡下腸瘻、虫垂瘻造設術	13,250点
K 7 2 6	人工肛門造設術	9,570点
K 7 2 6 - 2	腹腔鏡下人工肛門造設術	16,700点
K 7 2 7	腹壁外腸管前置術	8,340点
K 7 2 8	腸狭窄部切開縫合術	11,220点
K 7 2 9	腸閉鎖症手術	
	1 腸管切除を伴わないもの	13,650点
	2 腸管切除を伴うもの	28,210点
K 7 2 9 - 2	多発性小腸閉鎖症手術	47,020点
K 7 2 9 - 3	腹腔鏡下腸閉鎖症手術	32,310点
K 7 3 0	小腸瘻閉鎖術	
	1 腸管切除を伴わないもの	11,580点
	2 腸管切除を伴うもの	17,900点
	3 内視鏡によるもの	10,300点
K 7 3 1	結腸瘻閉鎖術	
	1 腸管切除を伴わないもの	11,750点
	2 腸管切除を伴うもの	28,210点
	3 内視鏡によるもの	10,300点
K 7 3 2	人工肛門閉鎖術	
	1 腸管切除を伴わないもの	11,470点

2	腸管切除を伴うもの	
イ	直腸切除術後のもの	34,280点
ロ	その他のもの	28,210点
K 7 3 2 - 2	腹腔鏡下人工肛門閉鎖術（直腸切除術後のものに 限る。）	40,450点
K 7 3 3	盲腸縫縮術	4,400点
K 7 3 4	腸回転異常症手術	18,810点
K 7 3 4 - 2	腹腔鏡下腸回転異常症手術	26,800点
K 7 3 5	先天性巨大結腸症手術	50,830点
K 7 3 5 - 2	小腸・結腸狭窄部拡張術（内視鏡によるもの）	11,090点
注1 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。		
2	スパイラル内視鏡を用いて実施した場合は、スパイラル内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。	
K 7 3 5 - 3	腹腔鏡下先天性巨大結腸症手術	63,710点
K 7 3 5 - 4	下部消化管ステント留置術	10,920点
K 7 3 5 - 5	腸管延長術	76,000点
K 7 3 6	人工肛門形成術	
1	開腹を伴うもの	10,030点
2	その他のもの （直腸）	3,670点
K 7 3 7	直腸周囲膿瘍切開術	2,610点
K 7 3 8	直腸異物除去術	
1	経肛門（内視鏡によるもの）	8,040点
2	開腹によるもの	11,530点
K 7 3 9	直腸腫瘍摘出術（ポリープ摘出を含む。）	
1	経肛門	4,010点
2	経括約筋	9,940点

2	腸管切除を伴うもの	
イ	直腸切除術後のもの	34,280点
ロ	その他のもの	28,210点
K 7 3 2 - 2	腹腔鏡下人工肛門閉鎖術（直腸切除術後のものに 限る。）	40,450点
K 7 3 3	盲腸縫縮術	4,400点
K 7 3 4	腸回転異常症手術	18,810点
K 7 3 4 - 2	腹腔鏡下腸回転異常症手術	26,800点
K 7 3 5	先天性巨大結腸症手術	50,830点
K 7 3 5 - 2	小腸・結腸狭窄部拡張術（内視鏡によるもの）	11,090点
注1 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。		
2	スパイラル内視鏡を用いて実施した場合は、スパイラル内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。	
K 7 3 5 - 3	腹腔鏡下先天性巨大結腸症手術	63,710点
K 7 3 5 - 4	下部消化管ステント留置術	10,920点
K 7 3 5 - 5	腸管延長術	76,000点
K 7 3 6	人工肛門形成術	
1	開腹を伴うもの	10,030点
2	その他のもの （直腸）	3,670点
K 7 3 7	直腸周囲膿瘍切開術	2,610点
K 7 3 8	直腸異物除去術	
1	経肛門（内視鏡によるもの）	8,040点
2	開腹によるもの	11,530点
K 7 3 9	直腸腫瘍摘出術（ポリープ摘出を含む。）	
1	経肛門	4,010点
2	経括約筋	9,940点

3	経腹及び経肛	18,810点
K 7 3 9 - 2	経肛門的内視鏡下手術（直腸腫瘍に限る。）	26,100点
K 7 3 9 - 3	低侵襲経肛門的局所切除術（M I T A S）	16,700点
K 7 4 0	直腸切除・切断術	
1	切除術	42,850点
2	低位前方切除術	71,300点
3	超低位前方切除術	73,840点
4	経肛門吻合を伴う切除術	82,840点
5	切断術	77,120点
注1	1 から 3 までについては、人工肛門造設術を併せて実施した場合は、人工肛門造設加算として、2,000点を所定点数に加算する。	
2	側方リンパ節郭清を併せて行った場合であって、片側のみに行った場合は、片側側方リンパ節郭清加算として、4,250点を、両側に対して行った場合は、両側側方リンパ節郭清加算として、6,380点を所定点数に加算する。	
K 7 4 0 - 2	腹腔鏡下直腸切除・切断術	
1	切除術	75,460点
2	低位前方切除術	83,930点
3	超低位前方切除術	91,470点
4	経肛門吻合を伴う切除術	100,470点
5	切断術	83,930点
注1	1 から 3 までについては、人工肛門造設術を併せて実施した場合は、人工肛門造設加算として、3,470点を所定点数に加算する。	
2	側方リンパ節郭清を併せて行った場合であって、片側のみに対して行った場合は、片側側方リンパ節郭清加算として、4,250点を、両側に	

3	経腹及び経肛	18,810点
K 7 3 9 - 2	経肛門的内視鏡下手術（直腸腫瘍に限る。）	26,100点
K 7 3 9 - 3	低侵襲経肛門的局所切除術（M I T A S）	16,700点
K 7 4 0	直腸切除・切断術	
1	切除術	42,850点
2	低位前方切除術	71,300点
3	超低位前方切除術	73,840点
4	経肛門吻合を伴う切除術	82,840点
5	切断術	77,120点
注1	1 から 3 までについては、人工肛門造設術を併せて実施した場合は、人工肛門造設加算として、2,000点を所定点数に加算する。	
2	側方リンパ節郭清を併せて行った場合であって、片側のみに行った場合は、片側側方リンパ節郭清加算として、4,250点を、両側に対して行った場合は、両側側方リンパ節郭清加算として、6,380点を所定点数に加算する。	
K 7 4 0 - 2	腹腔鏡下直腸切除・切断術	
1	切除術	75,460点
2	低位前方切除術	83,930点
3	超低位前方切除術	91,470点
4	経肛門吻合を伴う切除術	100,470点
5	切断術	83,930点
注1	1 から 3 までについては、人工肛門造設術を併せて実施した場合は、人工肛門造設加算として、3,470点を所定点数に加算する。	
2	側方リンパ節郭清を併せて行った場合であって、片側のみに対して行った場合は、片側側方リンパ節郭清加算として、4,250点を、両側に	

対して行った場合は、両側側方リンパ節郭清加算として、6,380点を所定点数に加算する。		対して行った場合は、両側側方リンパ節郭清加算として、6,380点を所定点数に加算する。	
<u>K 7 4 0 - 3 腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）</u>		<u>K 7 4 0 - 3 削除</u>	
<u>1 切除術</u>	<u>78,960点</u>	(新設)	
<u>2 低位前方切除術</u>	<u>87,430点</u>	(新設)	
<u>3 超低位前方切除術</u>	<u>94,970点</u>	(新設)	
<u>4 経肛門吻合を伴う切除術</u>	<u>103,970点</u>	(新設)	
<u>5 切断術</u>	<u>87,430点</u>	(新設)	
<u>注1 1から3までについては、人工肛門造設術を併せて実施した場合は、人工肛門造設加算として、3,470点を所定点数に加算する。</u>		(新設)	
<u>2 側方リンパ節郭清を併せて行った場合であつて、片側のみに対して行った場合は、片側側方リンパ節郭清加算として、4,250点を、両側に對して行った場合は、両側側方リンパ節郭清加算として、6,380点を所定点数に加算する。</u>			
K 7 4 1 直腸狭窄形成手術	28,210点	K 7 4 1 直腸狭窄形成手術	28,210点
K 7 4 1 - 2 直腸瘤手術	<u>7,944点</u>	K 7 4 1 - 2 直腸瘤手術	<u>6,620点</u>
K 7 4 2 直腸脱手術		K 7 4 2 直腸脱手術	
1 経会陰によるもの		1 経会陰によるもの	
イ 腸管切除を伴わないもの	8,410点	イ 腸管切除を伴わないもの	8,410点
ロ 腸管切除を伴うもの	25,780点	ロ 腸管切除を伴うもの	25,780点
2 直腸挙上固定を行うもの	10,900点	2 直腸挙上固定を行うもの	10,900点
3 骨盤底形成を行うもの	18,810点	3 骨盤底形成を行うもの	18,810点
4 腹会陰からのもの（腸切除を含む。）		4 腹会陰からのもの（腸切除を含む。）	
	37,620点		37,620点
K 7 4 2 - 2 腹腔鏡下直腸脱手術（肛門、その周辺）	30,810点	K 7 4 2 - 2 腹腔鏡下直腸脱手術（肛門、その周辺）	30,810点
K 7 4 3 痔核手術（脱肛を含む。）		K 7 4 3 痔核手術（脱肛を含む。）	
1 硬化療法	1,660点	1 硬化療法	1,660点

2	硬化療法（四段階注射法によるもの）	4,010点
3	結紮術、焼灼術、血栓摘出術	1,390点
4	根治手術（硬化療法（四段階注射法によるもの）を伴わないもの）	5,190点
5	根治手術（硬化療法（四段階注射法によるもの）を伴うもの）	6,520点
6	PPH	11,260点
K 7 4 3 - 2	肛門括約筋切開術	1,380点
K 7 4 3 - 3	削除	
K 7 4 3 - 4	痔核手術後狭窄拡張手術	5,360点
K 7 4 3 - 5	モルガニー氏洞及び肛門管切開術	3,750点
K 7 4 3 - 6	肛門部皮膚剥離切除術	3,750点
K 7 4 4	裂肛又は肛門潰瘍根治手術	3,110点
K 7 4 5	肛門周囲膿瘍切開術	2,050点
K 7 4 6	痔瘻根治手術	
1	単純なもの	3,750点
2	複雑なもの	7,470点
K 7 4 6 - 2	高位直腸瘻手術	8,120点
K 7 4 6 - 3	痔瘻手術（注入療法）	1,660点
K 7 4 7	肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術	1,250点
K 7 4 8	肛門悪性腫瘍手術	
1	切除	28,210点
2	直腸切断を伴うもの	70,680点
K 7 4 9	肛門拡張術（観血的なもの）	1,630点
K 7 5 0	肛門括約筋形成手術	
1	瘢痕切除又は縫縮によるもの	3,990点
2	組織置換によるもの	23,660点
K 7 5 1	鎖肛手術	
1	肛門膜状閉鎖切開	2,100点

2	硬化療法（四段階注射法によるもの）	4,010点
3	結紮術、焼灼術、血栓摘出術	1,390点
4	根治手術（硬化療法（四段階注射法によるもの）を伴わないもの）	5,190点
5	根治手術（硬化療法（四段階注射法によるもの）を伴うもの）	6,520点
6	PPH	11,260点
K 7 4 3 - 2	肛門括約筋切開術	1,380点
K 7 4 3 - 3	削除	
K 7 4 3 - 4	痔核手術後狭窄拡張手術	5,360点
K 7 4 3 - 5	モルガニー氏洞及び肛門管切開術	3,750点
K 7 4 3 - 6	肛門部皮膚剥離切除術	3,750点
K 7 4 4	裂肛又は肛門潰瘍根治手術	3,110点
K 7 4 5	肛門周囲膿瘍切開術	2,050点
K 7 4 6	痔瘻根治手術	
1	単純なもの	3,750点
2	複雑なもの	7,470点
K 7 4 6 - 2	高位直腸瘻手術	8,120点
K 7 4 6 - 3	痔瘻手術（注入療法）	1,660点
K 7 4 7	肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術	1,250点
K 7 4 8	肛門悪性腫瘍手術	
1	切除	28,210点
2	直腸切断を伴うもの	70,680点
K 7 4 9	肛門拡張術（観血的なもの）	1,630点
K 7 5 0	肛門括約筋形成手術	
1	瘢痕切除又は縫縮によるもの	3,990点
2	組織置換によるもの	23,660点
K 7 5 1	鎖肛手術	
1	肛門膜状閉鎖切開	2,100点

2	会陰式	18,810点
3	仙骨会陰式	35,270点
4	腹会陰、腹仙骨式	62,660点
K 7 5 1 - 2	仙尾部奇形腫手術	46,950点
K 7 5 1 - 3	腹腔鏡下鎖肛手術（腹会陰、腹仙骨式）	70,140点
K 7 5 2	肛門形成手術	
1	肛門狭窄形成手術	5,210点
2	直腸粘膜脱形成手術	7,710点
K 7 5 3	毛巣嚢、毛巣瘻、毛巣洞手術	3,680点
	第10款 尿路系・副腎	
区分		
	（副腎）	
K 7 5 4	副腎摘出術（副腎部分切除術を含む。）	28,210点
K 7 5 4 - 2	腹腔鏡下副腎摘出術	40,100点
K 7 5 4 - 3	腹腔鏡下小切開副腎摘出術	34,390点
K 7 5 5	副腎腫瘍摘出術	
1	皮質腫瘍	39,410点
2	髓質腫瘍（褐色細胞腫）	47,020点
K 7 5 5 - 2	腹腔鏡下副腎髓質腫瘍摘出術（褐色細胞腫）	47,030点
K 7 5 5 - 3	副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）	
1	1センチメートル未満	16,000点
2	1センチメートル以上	22,960点
K 7 5 6	副腎悪性腫瘍手術	47,020点
K 7 5 6 - 2	腹腔鏡下副腎悪性腫瘍手術	51,120点
	（腎、腎盂）	
K 7 5 7	腎破裂縫合術	37,620点
K 7 5 7 - 2	腎破裂手術	38,270点
K 7 5 8	腎周囲膿瘍切開術	3,480点
K 7 5 9	腎切半術	37,620点

2	会陰式	18,810点
3	仙骨会陰式	35,270点
4	腹会陰、腹仙骨式	62,660点
K 7 5 1 - 2	仙尾部奇形腫手術	46,950点
K 7 5 1 - 3	腹腔鏡下鎖肛手術（腹会陰、腹仙骨式）	70,140点
K 7 5 2	肛門形成手術	
1	肛門狭窄形成手術	5,210点
2	直腸粘膜脱形成手術	7,710点
K 7 5 3	毛巣嚢、毛巣瘻、毛巣洞手術	3,680点
	第10款 尿路系・副腎	
区分		
	（副腎）	
K 7 5 4	副腎摘出術（副腎部分切除術を含む。）	28,210点
K 7 5 4 - 2	腹腔鏡下副腎摘出術	40,100点
K 7 5 4 - 3	腹腔鏡下小切開副腎摘出術	34,390点
K 7 5 5	副腎腫瘍摘出術	
1	皮質腫瘍	39,410点
2	髓質腫瘍（褐色細胞腫）	47,020点
K 7 5 5 - 2	腹腔鏡下副腎髓質腫瘍摘出術（褐色細胞腫）	47,030点
K 7 5 5 - 3	副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）	
1	1センチメートル未満	16,000点
2	1センチメートル以上	22,960点
K 7 5 6	副腎悪性腫瘍手術	47,020点
K 7 5 6 - 2	腹腔鏡下副腎悪性腫瘍手術	51,120点
	（腎、腎盂）	
K 7 5 7	腎破裂縫合術	37,620点
K 7 5 7 - 2	腎破裂手術	38,270点
K 7 5 8	腎周囲膿瘍切開術	3,480点
K 7 5 9	腎切半術	37,620点

K 7 6 0	癒合腎離断術	47,020点
K 7 6 1	腎被膜剥離術（除神経術を含む。）	10,660点
K 7 6 2	腎固定術	10,350点
K 7 6 3	腎切石術	27,550点
K 7 6 4	経皮的尿路結石除去術（経皮的腎瘻造設術を含む。）	32,800点
K 7 6 5	経皮的腎盂腫瘍切除術（経皮的腎瘻造設術を含む。）	33,040点
K 7 6 6	経皮的尿管拡張術（経皮的腎瘻造設術を含む。）	13,000点
K 7 6 7	腎盂切石術	27,210点
K 7 6 8	体外衝撃波腎・尿管結石破碎術（一連につき）	19,300点
K 7 6 9	腎部分切除術	35,880点
K 7 6 9－2	腹腔鏡下腎部分切除術	49,200点
K 7 6 9－3	腹腔鏡下小切開腎部分切除術	42,900点
K 7 7 0	腎嚢胞切除縮小術	11,580点
K 7 7 0－2	腹腔鏡下腎嚢胞切除縮小術	18,850点
K 7 7 0－3	腹腔鏡下腎嚢胞切除術	20,360点
K 7 7 1	経皮的腎嚢胞穿刺術	1,490点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。		
K 7 7 2	腎摘出術	21,010点
K 7 7 2－2	腹腔鏡下腎摘出術	54,250点
K 7 7 2－3	腹腔鏡下小切開腎摘出術	40,240点
K 7 7 3	腎（尿管）悪性腫瘍手術	42,770点
K 7 7 3－2	腹腔鏡下腎（尿管）悪性腫瘍手術	64,720点
K 7 7 3－3	腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術	49,870点
K 7 7 3－4	腎腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固によるもの）	

K 7 6 0	癒合腎離断術	47,020点
K 7 6 1	腎被膜剥離術（除神経術を含む。）	10,660点
K 7 6 2	腎固定術	10,350点
K 7 6 3	腎切石術	27,550点
K 7 6 4	経皮的尿路結石除去術（経皮的腎瘻造設術を含む。）	32,800点
K 7 6 5	経皮的腎盂腫瘍切除術（経皮的腎瘻造設術を含む。）	33,040点
K 7 6 6	経皮的尿管拡張術（経皮的腎瘻造設術を含む。）	13,000点
K 7 6 7	腎盂切石術	27,210点
K 7 6 8	体外衝撃波腎・尿管結石破碎術（一連につき）	19,300点
K 7 6 9	腎部分切除術	35,880点
K 7 6 9－2	腹腔鏡下腎部分切除術	49,200点
K 7 6 9－3	腹腔鏡下小切開腎部分切除術	42,900点
K 7 7 0	腎嚢胞切除縮小術	11,580点
K 7 7 0－2	腹腔鏡下腎嚢胞切除縮小術	18,850点
K 7 7 0－3	腹腔鏡下腎嚢胞切除術	20,360点
K 7 7 1	経皮的腎嚢胞穿刺術	1,490点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。		
K 7 7 2	腎摘出術	21,010点
K 7 7 2－2	腹腔鏡下腎摘出術	54,250点
K 7 7 2－3	腹腔鏡下小切開腎摘出術	40,240点
K 7 7 3	腎（尿管）悪性腫瘍手術	42,770点
K 7 7 3－2	腹腔鏡下腎（尿管）悪性腫瘍手術	64,720点
K 7 7 3－3	腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術	49,870点
K 7 7 3－4	腎腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固によるもの）	52,800点

	1	2センチメートル以内のもの	51,200点
	2	2センチメートルを超えるもの	66,200点
K 7 7 3 - 5		腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	
	1	原発病巣が7センチメートル以下のもの	70,730点
	2	その他のもの	64,720点
K 7 7 3 - 6		腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	64,720点
K 7 7 3 - 7		腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）	
	1	2センチメートル以内のもの	15,000点
	2	2センチメートルを超えるもの	21,960点
	注	フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200点を所定点数に加算する。	
K 7 7 4		削除	
K 7 7 5		経皮的腎（腎盂）瘻造設術	13,860点
	注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 7 7 5 - 2		経皮的腎（腎盂）瘻拡張術（一連につき）	6,000点
K 7 7 6		腎（腎盂）皮膚瘻閉鎖術	27,890点
K 7 7 7		腎（腎盂）腸瘻閉鎖術	
	1	内視鏡によるもの	10,300点
	2	その他のもの	28,210点
K 7 7 8		腎盂形成手術	33,120点
K 7 7 8 - 2		腹腔鏡下腎盂形成手術	51,600点
K 7 7 9		移植用腎採取術（生体）	35,700点
	注	腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 7 7 9 - 2		移植用腎採取術（死体）	43,400点

		(新設)	
		(新設)	
K 7 7 3 - 5		腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	
	1	原発病巣が7センチメートル以下のもの	70,730点
	2	その他のもの	64,720点
K 7 7 3 - 6		腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	64,720点
K 7 7 3 - 7		腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）	
	1	2センチメートル以内のもの	15,000点
	2	2センチメートルを超えるもの	21,960点
	注	フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200点を所定点数に加算する。	
K 7 7 4		削除	
K 7 7 5		経皮的腎（腎盂）瘻造設術	13,860点
	注	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 7 7 5 - 2		経皮的腎（腎盂）瘻拡張術（一連につき）	6,000点
K 7 7 6		腎（腎盂）皮膚瘻閉鎖術	27,890点
K 7 7 7		腎（腎盂）腸瘻閉鎖術	
	1	内視鏡によるもの	10,300点
	2	その他のもの	28,210点
K 7 7 8		腎盂形成手術	33,120点
K 7 7 8 - 2		腹腔鏡下腎盂形成手術	51,600点
K 7 7 9		移植用腎採取術（生体）	35,700点
	注	腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 7 7 9 - 2		移植用腎採取術（死体）	43,400点

注 腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。		
K 7 7 9 - 3	腹腔鏡下移植用腎採取術（生体）	51,850点
注 腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。		
K 7 8 0	同種死体腎移植術	98,770点
注1 臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定する脳死した者の身体から採取された腎を除く死体腎を移植した場合は、移植臓器提供加算として、55,000点を所定点数に加算する。		
2 腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。		
3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。		
K 7 8 0 - 2	生体腎移植術	62,820点
注1 生体腎を移植した場合は、生体腎の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。		
2 腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。		
3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。		
(尿管)		
K 7 8 1	経尿道的尿路結石除去術	
1	レーザーによるもの	22,270点
2	その他のもの	14,800点
K 7 8 1 - 2	削除	
K 7 8 1 - 3	経尿道的腎盂尿管凝固止血術	8,250点

注 腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。		
K 7 7 9 - 3	腹腔鏡下移植用腎採取術（生体）	51,850点
注 腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。		
K 7 8 0	同種死体腎移植術	98,770点
注1 臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定する脳死した者の身体から採取された腎を除く死体腎を移植した場合は、移植臓器提供加算として、55,000点を所定点数に加算する。		
2 腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。		
3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。		
K 7 8 0 - 2	生体腎移植術	62,820点
注1 生体腎を移植した場合は、生体腎の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。		
2 腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。		
3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。		
(尿管)		
K 7 8 1	経尿道的尿路結石除去術	
1	レーザーによるもの	22,270点
2	その他のもの	14,800点
K 7 8 1 - 2	削除	
K 7 8 1 - 3	経尿道的腎盂尿管凝固止血術	8,250点

K 7 8 2	尿管切石術	
1	上部及び中部	10,310点
2	膀胱近接部	15,310点
K 7 8 3	経尿道的尿管狭窄拡張術	20,930点
K 7 8 3-2	経尿道的尿管ステント留置術	4,080点
K 7 8 3-3	経尿道的尿管ステント抜去術	1,300点
K 7 8 4	残存尿管摘出術	18,810点
K 7 8 4-2	尿管剥離術	18,810点
K 7 8 5	経尿道的腎盂尿管腫瘍摘出術	21,420点
K 7 8 5-2	腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術	31,040点
K 7 8 6	尿管膀胱吻合術	25,570点
	注 巨大尿管に対して尿管形成術を併せて実施した場合は、尿管形成加算として、9,400点を所定点数に加算する。	
K 7 8 7	尿管尿管吻合術	27,210点
K 7 8 8	尿管腸吻合術	17,070点
K 7 8 9	尿管腸膀胱吻合術	46,450点
K 7 9 0	尿管皮膚瘻造設術	14,200点
K 7 9 1	尿管皮膚瘻閉鎖術	30,450点
K 7 9 2	尿管腸瘻閉鎖術	
1	内視鏡によるもの	10,300点
2	その他のもの	36,840点
K 7 9 3	尿管腔瘻閉鎖術	28,210点
K 7 9 4	尿管口形成手術	16,580点
K 7 9 4-2	経尿道的尿管 瘤 切除術 (膀胱)	15,500点
K 7 9 5	膀胱破裂閉鎖術	11,170点
K 7 9 6	膀胱周囲膿瘍切開術	3,300点
K 7 9 7	膀胱内凝血除去術	2,980点
K 7 9 8	膀胱結石、異物摘出術	
1	経尿道の手術	8,320点

K 7 8 2	尿管切石術	
1	上部及び中部	10,310点
2	膀胱近接部	15,310点
K 7 8 3	経尿道的尿管狭窄拡張術	20,930点
K 7 8 3-2	経尿道的尿管ステント留置術	3,400点
K 7 8 3-3	経尿道的尿管ステント抜去術	1,300点
K 7 8 4	残存尿管摘出術	18,810点
K 7 8 4-2	尿管剥離術	18,810点
K 7 8 5	経尿道的腎盂尿管腫瘍摘出術	21,420点
K 7 8 5-2	腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術	31,040点
K 7 8 6	尿管膀胱吻合術	25,570点
	注 巨大尿管に対して尿管形成術を併せて実施した場合は、尿管形成加算として、9,400点を所定点数に加算する。	
K 7 8 7	尿管尿管吻合術	27,210点
K 7 8 8	尿管腸吻合術	17,070点
K 7 8 9	尿管腸膀胱吻合術	46,450点
K 7 9 0	尿管皮膚瘻造設術	14,200点
K 7 9 1	尿管皮膚瘻閉鎖術	30,450点
K 7 9 2	尿管腸瘻閉鎖術	
1	内視鏡によるもの	10,300点
2	その他のもの	36,840点
K 7 9 3	尿管腔瘻閉鎖術	28,210点
K 7 9 4	尿管口形成手術	16,580点
K 7 9 4-2	経尿道的尿管 瘤 切除術 (膀胱)	15,500点
K 7 9 5	膀胱破裂閉鎖術	11,170点
K 7 9 6	膀胱周囲膿瘍切開術	3,300点
K 7 9 7	膀胱内凝血除去術	2,980点
K 7 9 8	膀胱結石、異物摘出術	
1	経尿道の手術	8,320点

2	膀胱高位切開術	3,780点
3	レーザーによるもの	11,980点
K 7 9 8 - 2	経尿道的尿管凝血除去術（バスケットワイヤーカテテル使用）	8,320点
K 7 9 9	膀胱壁切除術	9,270点
K 8 0 0	膀胱憩室切除術	9,060点
K 8 0 0 - 2	経尿道的電気凝固術	9,060点
K 8 0 0 - 3	膀胱水圧拡張術	6,410点
注1 間質性膀胱炎の患者に対して行われた場合に限り算定する。		
2	灌流液の費用及び電気凝固に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。	
3	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 8 0 0 - 4	ハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）	9,930点
K 8 0 1	膀胱単純摘除術	
1	腸管利用の尿路変更を行うもの	59,350点
2	その他のもの	51,510点
K 8 0 2	膀胱腫瘍摘出術	10,610点
K 8 0 2 - 2	膀胱脱手術	
1	メッシュを使用するもの	30,880点
2	その他のもの	23,260点
K 8 0 2 - 3	膀胱後腫瘍摘出術	
1	腸管切除を伴わないもの	11,100点
2	腸管切除を伴うもの	21,700点
K 8 0 2 - 4	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術	14,610点
K 8 0 2 - 5	腹腔鏡下膀胱部分切除術	22,410点
K 8 0 2 - 6	腹腔鏡下膀胱脱手術	41,160点
注 メッシュを使用した場合に算定する。		
K 8 0 3	膀胱悪性腫瘍手術	
1	切除	34,150点

2	膀胱高位切開術	3,150点
3	レーザーによるもの	11,980点
K 7 9 8 - 2	経尿道的尿管凝血除去術（バスケットワイヤーカテテル使用）	8,320点
K 7 9 9	膀胱壁切除術	9,270点
K 8 0 0	膀胱憩室切除術	9,060点
K 8 0 0 - 2	経尿道的電気凝固術	9,060点
K 8 0 0 - 3	膀胱水圧拡張術	6,410点
注1 間質性膀胱炎の患者に対して行われた場合に限り算定する。		
2	灌流液の費用及び電気凝固に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。	
3	手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 8 0 0 - 4	ハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）	9,930点
K 8 0 1	膀胱単純摘除術	
1	腸管利用の尿路変更を行うもの	59,350点
2	その他のもの	51,510点
K 8 0 2	膀胱腫瘍摘出術	10,610点
K 8 0 2 - 2	膀胱脱手術	
1	メッシュを使用するもの	30,880点
2	その他のもの	23,260点
K 8 0 2 - 3	膀胱後腫瘍摘出術	
1	腸管切除を伴わないもの	11,100点
2	腸管切除を伴うもの	21,700点
K 8 0 2 - 4	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術	14,610点
K 8 0 2 - 5	腹腔鏡下膀胱部分切除術	22,410点
K 8 0 2 - 6	腹腔鏡下膀胱脱手術	41,160点
注 メッシュを使用した場合に算定する。		
K 8 0 3	膀胱悪性腫瘍手術	
1	切除	34,150点

2	全摘（腸管等を利用して尿路変更を行わないもの）	66,890点
3	全摘（尿管S状結腸吻合 ^{ふん} を利用して尿路変更を行うもの）	80,160点
4	全摘（回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの）	120,740点
5	全摘（代用膀胱 ^{ほうこう} を利用して尿路変更を行うもの）	110,600点
6	経尿道的手術	
イ	電解質溶液利用のもの	13,530点
ロ	その他のもの	10,400点
注	狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する。	
K803-2	腹腔鏡下膀胱 ^{ほうこう} 悪性腫瘍手術	
1	全摘（腸管等を利用して尿路変更を行わないもの）	86,110点
2	全摘（回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの）	129,569点
3	全摘（代用膀胱 ^{ほうこう} を利用して尿路変更を行うもの）	120,590点
K803-3	腹腔鏡下小切開膀胱 ^{ほうこう} 悪性腫瘍手術	
1	全摘（腸管等を利用して尿路変更を行わないもの）	74,880点
2	全摘（回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの）	127,369点
3	全摘（代用膀胱 ^{ほうこう} を利用して尿路変更を行うもの）	118,590点
K804	尿膜管摘出術	10,950点
K804-2	腹腔鏡下尿膜管摘出術	22,030点
K805	膀胱瘻 ^{ほうこうろう} 造設術	3,530点

2	全摘（腸管等を利用して尿路変更を行わないもの）	66,890点
3	全摘（尿管S状結腸吻合 ^{ふん} を利用して尿路変更を行うもの）	80,160点
4	全摘（回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの）	120,740点
5	全摘（代用膀胱 ^{ほうこう} を利用して尿路変更を行うもの）	110,600点
6	経尿道的手術	
イ	電解質溶液利用のもの	13,530点
ロ	その他のもの	10,400点
注	狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する。	
K803-2	腹腔鏡下膀胱 ^{ほうこう} 悪性腫瘍手術	
1	全摘（腸管等を利用して尿路変更を行わないもの）	86,110点
2	全摘（回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの）	117,790点
3	全摘（代用膀胱 ^{ほうこう} を利用して尿路変更を行うもの）	120,590点
K803-3	腹腔鏡下小切開膀胱 ^{ほうこう} 悪性腫瘍手術	
1	全摘（腸管等を利用して尿路変更を行わないもの）	74,880点
2	全摘（回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの）	115,790点
3	全摘（代用膀胱 ^{ほうこう} を利用して尿路変更を行うもの）	118,590点
K804	尿膜管摘出術	10,950点
K804-2	腹腔鏡下尿膜管摘出術	22,030点
K805	膀胱瘻 ^{ほうこうろう} 造設術	3,530点

K 8 0 5 - 2	膀胱皮膚瘻造設術	25,200点
K 8 0 5 - 3	導尿路造設術	49,400点
K 8 0 6	膀胱皮膚瘻閉鎖術	8,700点
K 8 0 7	膀胱腔瘻閉鎖術	27,700点
K 8 0 8	膀胱腸瘻閉鎖術	
1	内視鏡によるもの	10,300点
2	その他のもの	27,700点
K 8 0 9	膀胱子宮瘻閉鎖術	37,180点
K 8 0 9 - 2	膀胱尿管逆流手術	25,570点
	注 巨大尿管に対して尿管形成術を併せて実施した場合は、尿管形成加算として、9,400点を加算する。	
K 8 0 9 - 3	腹腔鏡下膀胱内手術	39,280点
K 8 0 9 - 4	腹腔鏡下膀胱尿管逆流手術（膀胱外アプローチ）	39,280点
K 8 1 0	ボアリー氏手術	36,840点
K 8 1 1	腸管利用膀胱拡大術	48,200点
K 8 1 2	回腸（結腸）導管造設術	49,570点
K 8 1 2 - 2	排泄腔外反症手術	
1	外反膀胱閉鎖術	70,430点
2	膀胱腸裂閉鎖術（尿道）	103,710点
K 8 1 3	尿道周囲膿瘍切開術	1,160点
K 8 1 4	外尿道口切開術	1,010点
K 8 1 5	尿道結石、異物摘出術	
1	前部尿道	2,180点
2	後部尿道	6,300点
K 8 1 6	外尿道腫瘍切除術	2,180点
K 8 1 7	尿道悪性腫瘍摘出術	
1	摘出	32,230点
2	内視鏡による場合	23,130点

K 8 0 5 - 2	膀胱皮膚瘻造設術	25,200点
K 8 0 5 - 3	導尿路造設術	49,400点
K 8 0 6	膀胱皮膚瘻閉鎖術	8,700点
K 8 0 7	膀胱腔瘻閉鎖術	27,700点
K 8 0 8	膀胱腸瘻閉鎖術	
1	内視鏡によるもの	10,300点
2	その他のもの	27,700点
K 8 0 9	膀胱子宮瘻閉鎖術	37,180点
K 8 0 9 - 2	膀胱尿管逆流手術	25,570点
	注 巨大尿管に対して尿管形成術を併せて実施した場合は、尿管形成加算として、9,400点を加算する。	
K 8 0 9 - 3	腹腔鏡下膀胱内手術	39,280点
K 8 0 9 - 4	腹腔鏡下膀胱尿管逆流手術（膀胱外アプローチ）	39,280点
K 8 1 0	ボアリー氏手術	36,840点
K 8 1 1	腸管利用膀胱拡大術	48,200点
K 8 1 2	回腸（結腸）導管造設術	49,570点
K 8 1 2 - 2	排泄腔外反症手術	
1	外反膀胱閉鎖術	70,430点
2	膀胱腸裂閉鎖術（尿道）	103,710点
K 8 1 3	尿道周囲膿瘍切開術	1,160点
K 8 1 4	外尿道口切開術	1,010点
K 8 1 5	尿道結石、異物摘出術	
1	前部尿道	2,180点
2	後部尿道	6,300点
K 8 1 6	外尿道腫瘍切除術	2,180点
K 8 1 7	尿道悪性腫瘍摘出術	
1	摘出	32,230点
2	内視鏡による場合	23,130点

3 尿路変更を行う場合	54,060点
K 8 1 8 尿道形成手術	
1 前部尿道	17,030点
2 後部尿道	37,700点
K 8 1 9 尿道下裂形成手術	33,790点
K 8 1 9 - 2 陰茎形成術	60,610点
K 8 2 0 尿道上裂形成手術	39,000点
K 8 2 1 尿道狭窄内視鏡手術	15,040点
K 8 2 1 - 2 尿道狭窄拡張術（尿道バルーンカテーテル）	14,200点
K 8 2 1 - 3 尿道ステント前立腺部尿道拡張術	12,300点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 8 2 1 - 4 尿道狭窄グラフト再建術	50,890点
K 8 2 2 女子尿道脱手術	7,560点
K 8 2 3 尿失禁手術	
1 恥骨固定式膀胱頸部吊上術を行うもの	23,510点
2 その他のもの	20,680点
K 8 2 3 - 2 尿失禁又は膀胱尿管逆流現象コラーゲン注入手術	23,320点
注 コラーゲン注入手術に伴って使用したコラーゲンの費用は、所定点数に含まれるものとする。	
K 8 2 3 - 3 膀胱尿管逆流症手術（治療用注入材によるもの）	23,320点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 8 2 3 - 4 腹腔鏡下尿失禁手術	32,440点
K 8 2 3 - 5 人工尿道括約筋植込・置換術	23,920点
K 8 2 3 - 6 尿失禁手術（ボツリヌス毒素によるもの）	9,680点

3 尿路変更を行う場合	54,060点
K 8 1 8 尿道形成手術	
1 前部尿道	17,030点
2 後部尿道	37,700点
K 8 1 9 尿道下裂形成手術	33,790点
K 8 1 9 - 2 陰茎形成術	60,610点
K 8 2 0 尿道上裂形成手術	39,000点
K 8 2 1 尿道狭窄内視鏡手術	15,040点
K 8 2 1 - 2 尿道狭窄拡張術（尿道バルーンカテーテル）	14,200点
K 8 2 1 - 3 尿道ステント前立腺部尿道拡張術	12,300点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 8 2 1 - 4 尿道狭窄グラフト再建術	50,890点
K 8 2 2 女子尿道脱手術	7,560点
K 8 2 3 尿失禁手術	
1 恥骨固定式膀胱頸部吊上術を行うもの	23,510点
2 その他のもの	20,680点
K 8 2 3 - 2 尿失禁又は膀胱尿管逆流現象コラーゲン注入手術	23,320点
注 コラーゲン注入手術に伴って使用したコラーゲンの費用は、所定点数に含まれるものとする。	
K 8 2 3 - 3 膀胱尿管逆流症手術（治療用注入材によるもの）	23,320点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 8 2 3 - 4 腹腔鏡下尿失禁手術	32,440点
K 8 2 3 - 5 人工尿道括約筋植込・置換術	23,920点
K 8 2 3 - 6 尿失禁手術（ボツリヌス毒素によるもの）	9,680点

K 8 2 3 - 7	膀胱頸部形成術 (膀胱頸部吊上術以外)	37,690点
第11款 性器		
区分		
(陰茎)		
K 8 2 4	陰茎尖圭コンジローム切除術	1,360点
K 8 2 5	陰茎全摘術	16,630点
K 8 2 6	陰茎切断術	7,020点
K 8 2 6 - 2	陰茎折症手術	8,550点
K 8 2 6 - 3	陰茎様陰核形成手術	8,070点
K 8 2 7	陰茎悪性腫瘍手術	
1	陰茎切除	23,200点
2	陰茎全摘	36,500点
K 8 2 8	包茎手術	
1	背面切開術	830点
2	環状切除術	2,040点
K 8 2 8 - 2	陰茎持続勃起症手術	
1	亀頭-陰茎海綿体瘻作成術 (ウィンター法) によるもの	4,670点
2	その他のシャント術によるもの	18,600点
	(陰囊、精巣、精巣上体、精管、精索)	
K 8 2 8 - 3	埋没陰茎手術	8,920点
K 8 2 9	精管切断、切除術 (両側)	2,550点
K 8 3 0	精巣摘出術	<u>3,816点</u>
K 8 3 0 - 2	精巣外傷手術	
1	陰囊内血腫除去術	3,200点
2	精巣白膜縫合術	3,400点
K 8 3 0 - 3	精巣温存手術	3,400点
K 8 3 1 及び K 8 3 1 - 2	削除	
K 8 3 2	精巣上体摘出術	4,200点
K 8 3 3	精巣悪性腫瘍手術	12,340点

K 8 2 3 - 7	膀胱頸部形成術 (膀胱頸部吊上術以外)	37,690点
第11款 性器		
区分		
(陰茎)		
K 8 2 4	陰茎尖圭コンジローム切除術	1,360点
K 8 2 5	陰茎全摘術	16,630点
K 8 2 6	陰茎切断術	7,020点
K 8 2 6 - 2	陰茎折症手術	8,550点
K 8 2 6 - 3	陰茎様陰核形成手術	8,070点
K 8 2 7	陰茎悪性腫瘍手術	
1	陰茎切除	23,200点
2	陰茎全摘	36,500点
K 8 2 8	包茎手術	
1	背面切開術	830点
2	環状切除術	2,040点
K 8 2 8 - 2	陰茎持続勃起症手術	
1	亀頭-陰茎海綿体瘻作成術 (ウィンター法) によるもの	4,670点
2	その他のシャント術によるもの	18,600点
	(陰囊、精巣、精巣上体、精管、精索)	
K 8 2 8 - 3	埋没陰茎手術	8,920点
K 8 2 9	精管切断、切除術 (両側)	2,550点
K 8 3 0	精巣摘出術	<u>3,180点</u>
K 8 3 0 - 2	精巣外傷手術	
1	陰囊内血腫除去術	3,200点
2	精巣白膜縫合術	3,400点
K 8 3 0 - 3	精巣温存手術	3,400点
K 8 3 1 及び K 8 3 1 - 2	削除	
K 8 3 2	精巣上体摘出術	4,200点
K 8 3 3	精巣悪性腫瘍手術	12,340点

K 8 3 4	精索静脈瘤手術	4,092点
K 8 3 4－2	腹腔鏡下内精巣静脈結紮術	20,500点
K 8 3 4－3	顕微鏡下精索静脈瘤手術	12,500点
K 8 3 5	陰嚢水腫手術	
1	鼠径部切開によるもの	3,980点
2	その他	3,156点
K 8 3 5－2	陰嚢形成術（二分陰嚢及び陰茎前位陰嚢に限る。）	
↳		10,500点
K 8 3 6	停留精巣固定術	11,200点
K 8 3 6－2	腹腔鏡下腹腔内停留精巣陰嚢内固定術	37,170点
K 8 3 6－3	腹腔鏡下停留精巣内精巣動静脈結紮術、腹腔鏡下 停留精巣内精巣動静脈延長術	20,500点
K 8 3 7	精管形成手術	12,470点
K 8 3 8	精索捻転手術	
1	対側の精巣固定術を伴うもの	8,230点
2	その他のもの	7,910点
K 8 3 8－2	精巣内精子採取術	
1	単純なもの	12,400点
2	顕微鏡を用いたもの （精嚢、前立腺）	24,600点
K 8 3 9	前立腺膿瘍切開術	2,770点
K 8 4 0	前立腺被膜下摘出術	15,920点
K 8 4 1	経尿道的前立腺手術	
1	電解質溶液利用のもの	20,400点
2	その他のもの	18,500点
K 8 4 1－2	経尿道的レーザー前立腺切除・蒸散術	
1	ホルミウムレーザー又は倍周波数レーザーを用 いるもの	20,470点
2	ツリウムレーザーを用いるもの	20,470点
3	その他のもの	19,000点
K 8 4 1－3	経尿道的前立腺高温治療（一連につき）	

K 8 3 4	精索静脈瘤手術	3,410点
K 8 3 4－2	腹腔鏡下内精巣静脈結紮術	20,500点
K 8 3 4－3	顕微鏡下精索静脈瘤手術	12,500点
K 8 3 5	陰嚢水腫手術	
1	鼠径部切開によるもの	3,980点
2	その他	2,630点
	（新設）	
K 8 3 6	停留精巣固定術	11,200点
K 8 3 6－2	腹腔鏡下腹腔内停留精巣陰嚢内固定術	37,170点
K 8 3 6－3	腹腔鏡下停留精巣内精巣動静脈結紮術	20,500点
K 8 3 7	精管形成手術	12,470点
K 8 3 8	精索捻転手術	
1	対側の精巣固定術を伴うもの	8,230点
2	その他のもの	7,910点
K 8 3 8－2	精巣内精子採取術	
1	単純なもの	12,400点
2	顕微鏡を用いたもの （精嚢、前立腺）	24,600点
K 8 3 9	前立腺膿瘍切開術	2,770点
K 8 4 0	前立腺被膜下摘出術	15,920点
K 8 4 1	経尿道的前立腺手術	
1	電解質溶液利用のもの	20,400点
2	その他のもの	18,500点
K 8 4 1－2	経尿道的レーザー前立腺切除・蒸散術	
1	ホルミウムレーザー又は倍周波数レーザーを用 いるもの	20,470点
2	ツリウムレーザーを用いるもの	20,470点
3	その他のもの	19,000点
K 8 4 1－3	経尿道的前立腺高温治療（一連につき）	

	5,000点
K 8 4 1 - 4 焦点式高エネルギー超音波療法（一連につき）	5,000点
K 8 4 1 - 5 経尿道的前立腺核出術	21,500点
K 8 4 1 - 6 経尿道的前立腺吊上術	12,300点
K 8 4 1 - 7 経尿道的前立腺水蒸気治療	12,300点
K 8 4 1 - 8 経尿道的前立腺切除術（高圧水噴射システムを用いるもの）	18,500点
K 8 4 2 削除	
K 8 4 3 前立腺悪性腫瘍手術	41,080点
K 8 4 3 - 2 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	77,430点
K 8 4 3 - 3 腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術	59,780点
K 8 4 3 - 4 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	95,280点
	（外陰、会陰）
K 8 4 4 バルトリン腺膿瘍切開術	940点
K 8 4 5 処女膜切開術	790点
K 8 4 6 処女膜切除術	980点
K 8 4 7 輪状処女膜切除術	2,230点
K 8 4 8 バルトリン腺膿瘍腫瘍摘出術（造袋術を含む。）	3,310点
K 8 4 9 女子外性器腫瘍摘出術	2,810点
K 8 5 0 女子外性器悪性腫瘍手術	
1 切除	29,190点
2 皮膚移植（筋皮弁使用）を行った場合	63,200点
注 放射性同位元素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合には、女子外性器悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算として、3,000点を所定点数に加算する。	
K 8 5 0 - 2 陰 絨 毛 性 腫 瘍 摘 出 術	23,830点

	5,000点
K 8 4 1 - 4 焦点式高エネルギー超音波療法（一連につき）	5,000点
K 8 4 1 - 5 経尿道的前立腺核出術	21,500点
K 8 4 1 - 6 経尿道的前立腺吊上術	12,300点
K 8 4 1 - 7 経尿道的前立腺水蒸気治療	12,300点
K 8 4 1 - 8 経尿道的前立腺切除術（高圧水噴射システムを用いるもの）	18,500点
K 8 4 2 削除	
K 8 4 3 前立腺悪性腫瘍手術	41,080点
K 8 4 3 - 2 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	77,430点
K 8 4 3 - 3 腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術	59,780点
K 8 4 3 - 4 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	95,280点
	（外陰、会陰）
K 8 4 4 バルトリン腺膿瘍切開術	940点
K 8 4 5 処女膜切開術	790点
K 8 4 6 処女膜切除術	980点
K 8 4 7 輪状処女膜切除術	2,230点
K 8 4 8 バルトリン腺膿瘍腫瘍摘出術（造袋術を含む。）	3,310点
K 8 4 9 女子外性器腫瘍摘出術	2,810点
K 8 5 0 女子外性器悪性腫瘍手術	
1 切除	29,190点
2 皮膚移植（筋皮弁使用）を行った場合	63,200点
注 放射性同位元素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合には、女子外性器悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算として、3,000点を所定点数に加算する。	
K 8 5 0 - 2 陰 絨 毛 性 腫 瘍 摘 出 術	23,830点

K 8 5 1	会陰形成手術	
1	筋層に及ばないもの	2,330点
2	筋層に及ぶもの	6,910点
K 8 5 1-2	外陰・ ちつ 腔血腫除去術	1,920点
K 8 5 1-3	癒合陰唇形成手術	
1	筋層に及ばないもの	2,670点
2	筋層に及ぶもの (ちつ 腔)	6,240点
K 8 5 2	ちつ 腔壁裂創縫合術(分娩時を除く。)	
1	前又は後壁裂創	2,760点
2	前後壁裂創	6,330点
3	ちつ 腔円蓋に及ぶ裂創	8,280点
4	直腸裂傷を伴うもの	31,940点
K 8 5 3	ちつ 腔閉鎖術	
1	中央 ちつ 腔閉鎖術(子宮全脱)	7,410点
2	その他	2,580点
K 8 5 4	ちつ 腔式子宮旁結合織炎(膿瘍)切開術	2,230点
K 8 5 4-2	後 ちつ 腔円蓋切開(異所性妊娠)	2,230点
K 8 5 5	ちつ 腔中隔切除術	
1	不全隔のもの	1,510点
2	全中隔のもの	2,540点
K 8 5 6	ちつ 腔壁腫瘍摘出術	2,540点
K 8 5 6-2	ちつ 腔壁 のう 嚢腫切除術	2,540点
K 8 5 6-3	ちつ 腔ポリープ切除術	1,040点
K 8 5 6-4	ちつ 腔壁尖圭コンジローム切除術	1,250点
K 8 5 7	ちつ 腔壁悪性腫瘍手術	44,480点
K 8 5 8	ちつ 腔腸瘻閉鎖術	
1	内視鏡によるもの	10,300点
2	その他のもの	35,130点
K 8 5 9	造 ちつ 腔術、 ちつ 腔閉鎖症術	
1	拡張器利用によるもの	2,130点

K 8 5 1	会陰形成手術	
1	筋層に及ばないもの	2,330点
2	筋層に及ぶもの	6,910点
K 8 5 1-2	外陰・ ちつ 腔血腫除去術	1,920点
K 8 5 1-3	癒合陰唇形成手術	
1	筋層に及ばないもの	2,670点
2	筋層に及ぶもの (ちつ 腔)	6,240点
K 8 5 2	ちつ 腔壁裂創縫合術(分娩時を除く。)	
1	前又は後壁裂創	2,760点
2	前後壁裂創	6,330点
3	ちつ 腔円蓋に及ぶ裂創	8,280点
4	直腸裂傷を伴うもの	31,940点
K 8 5 3	ちつ 腔閉鎖術	
1	中央 ちつ 腔閉鎖術(子宮全脱)	7,410点
2	その他	2,580点
K 8 5 4	ちつ 腔式子宮旁結合織炎(膿瘍)切開術	2,230点
K 8 5 4-2	後 ちつ 腔円蓋切開(異所性妊娠)	2,230点
K 8 5 5	ちつ 腔中隔切除術	
1	不全隔のもの	1,510点
2	全中隔のもの	2,540点
K 8 5 6	ちつ 腔壁腫瘍摘出術	2,540点
K 8 5 6-2	ちつ 腔壁 のう 嚢腫切除術	2,540点
K 8 5 6-3	ちつ 腔ポリープ切除術	1,040点
K 8 5 6-4	ちつ 腔壁尖圭コンジローム切除術	1,250点
K 8 5 7	ちつ 腔壁悪性腫瘍手術	44,480点
K 8 5 8	ちつ 腔腸瘻閉鎖術	
1	内視鏡によるもの	10,300点
2	その他のもの	35,130点
K 8 5 9	造 ちつ 腔術、 ちつ 腔閉鎖症術	
1	拡張器利用によるもの	2,130点

2	遊離植皮によるもの	18,810点
3	膣断端挙上によるもの	28,210点
4	腸管形成によるもの	47,040点
5	筋皮弁移植によるもの	55,810点
K 8 5 9 - 2	腹腔鏡下造脛術	38,690点
K 8 6 0	膣壁形成手術	7,880点
K 8 6 0 - 2	膣断端挙上術（膣式、腹式）	29,190点
K 8 6 0 - 3	腹腔鏡下膣断端挙上術 （子宮）	43,870点
K 8 6 1	子宮内膜搔爬術	1,420点
K 8 6 2	削除	
K 8 6 3	腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術	20,610点
K 8 6 3 - 2	子宮鏡下子宮中隔切除術、子宮内腔癒着切除術（ 癒着剥離術を含む。）	18,590点
K 8 6 3 - 3	子宮鏡下子宮内膜焼灼術	17,810点
K 8 6 4	子宮位置矯正術 （削る）	
1	開腹による位置矯正術	8,140点
2	癒着剥離矯正術	16,420点
K 8 6 5	子宮脱手術	
1	膣壁形成手術及び子宮位置矯正術	16,900点
2	ハルバン・シャウタ手術	16,900点
3	マンチェスター手術	14,110点
4	膣壁形成手術及び子宮全摘術（膣式、腹式）	28,210点
K 8 6 5 - 2	腹腔鏡下仙骨脛固定術	48,240点
	注 メッシュを使用した場合に算定する。	
K 8 6 6	子宮頸管ポリープ切除術	1,190点
K 8 6 6 - 2	子宮腔部冷凍凝固術	1,190点
K 8 6 7	子宮頸部（腔部）切除術	3,330点
K 8 6 7 - 2	子宮腔部糜爛等子宮腔部乱切除術	470点

2	遊離植皮によるもの	18,810点
3	膣断端挙上によるもの	28,210点
4	腸管形成によるもの	47,040点
5	筋皮弁移植によるもの	55,810点
K 8 5 9 - 2	腹腔鏡下造脛術	38,690点
K 8 6 0	膣壁形成手術	7,880点
K 8 6 0 - 2	膣断端挙上術（膣式、腹式）	29,190点
K 8 6 0 - 3	腹腔鏡下膣断端挙上術 （子宮）	43,870点
K 8 6 1	子宮内膜搔爬術	1,420点
K 8 6 2	クレニッヒ手術	7,710点
K 8 6 3	腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術	20,610点
K 8 6 3 - 2	子宮鏡下子宮中隔切除術、子宮内腔癒着切除術（ 癒着剥離術を含む。）	18,590点
K 8 6 3 - 3	子宮鏡下子宮内膜焼灼術	17,810点
K 8 6 4	子宮位置矯正術	
1	アレキササンダー手術	4,040点
2	開腹による位置矯正術	8,140点
3	癒着剥離矯正術	16,420点
K 8 6 5	子宮脱手術	
1	膣壁形成手術及び子宮位置矯正術	16,900点
2	ハルバン・シャウタ手術	16,900点
3	マンチェスター手術	14,110点
4	膣壁形成手術及び子宮全摘術（膣式、腹式）	28,210点
K 8 6 5 - 2	腹腔鏡下仙骨脛固定術	48,240点
	注 メッシュを使用した場合に算定する。	
K 8 6 6	子宮頸管ポリープ切除術	1,190点
K 8 6 6 - 2	子宮腔部冷凍凝固術	1,190点
K 8 6 7	子宮頸部（腔部）切除術	3,330点
K 8 6 7 - 2	子宮腔部糜爛等子宮腔部乱切除術	470点

K 8 6 7 - 3	子宮頸部摘出術（腔部切断術を含む。）	3,330点
K 8 6 7 - 4	子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌レーザー照射治療	3,330点
K 8 6 8 から K 8 7 0 まで	削除	
K 8 7 1	子宮息肉様筋腫摘出術（腔式）	3,810点
K 8 7 2	子宮筋腫摘出（核出）術	
1	腹式	24,510点
2	腔式	14,290点
K 8 7 2 - 2	腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出）術	37,620点
K 8 7 2 - 3	子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術	
1	電解質溶液利用のもの	6,630点
2	組織切除回収システム利用によるもの	6,630点
3	その他のもの	4,730点
K 8 7 2 - 4	痕跡副角子宮手術	
1	腹式	15,240点
2	腔式	8,450点
K 8 7 2 - 5	子宮頸部初期癌又は異形成光線力学療法	8,450点
K 8 7 3	子宮鏡下子宮筋腫摘出術	
1	電解質溶液利用のもの	19,000点
2	その他のもの	17,100点
K 8 7 4 及び K 8 7 5	削除	
K 8 7 6	子宮腔上部切断術	10,390点
K 8 7 6 - 2	腹腔鏡下子宮腔上部切断術	17,540点
K 8 7 7	子宮全摘術	28,210点
K 8 7 7 - 2	腹腔鏡下腔式子宮全摘術	42,050点
K 8 7 8	広靱帯内腫瘍摘出術	16,120点
K 8 7 8 - 2	腹腔鏡下広靱帯内腫瘍摘出術	28,130点

K 8 6 7 - 3	子宮頸部摘出術（腔部切断術を含む。）	3,330点
K 8 6 7 - 4	子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌レーザー照射治療	3,330点
K 8 6 8 から K 8 7 0 まで	削除	
K 8 7 1	子宮息肉様筋腫摘出術（腔式）	3,810点
K 8 7 2	子宮筋腫摘出（核出）術	
1	腹式	24,510点
2	腔式	14,290点
K 8 7 2 - 2	腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出）術	37,620点
K 8 7 2 - 3	子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術	
1	電解質溶液利用のもの	6,630点
2	組織切除回収システム利用によるもの	6,630点
3	その他のもの	4,730点
K 8 7 2 - 4	痕跡副角子宮手術	
1	腹式	15,240点
2	腔式	8,450点
K 8 7 2 - 5	子宮頸部初期癌又は異形成光線力学療法	8,450点
K 8 7 3	子宮鏡下子宮筋腫摘出術	
1	電解質溶液利用のもの	19,000点
2	その他のもの	17,100点
K 8 7 4 及び K 8 7 5	削除	
K 8 7 6	子宮腔上部切断術	10,390点
K 8 7 6 - 2	腹腔鏡下子宮腔上部切断術	17,540点
K 8 7 7	子宮全摘術	28,210点
K 8 7 7 - 2	腹腔鏡下腔式子宮全摘術	42,050点
K 8 7 8	広靱帯内腫瘍摘出術	16,120点
K 8 7 8 - 2	腹腔鏡下広靱帯内腫瘍摘出術	28,130点

K 8 7 9	子宮悪性腫瘍手術	69,440点	K 8 7 9	子宮悪性腫瘍手術 (新設)	69,440点
	注1 <u>インドシアニングリーンを用いたリンパ節生検を行った場合には、子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算1として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。</u>				
	2 <u>放射性同位元素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合には、子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算2として、3,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。</u>			(新設)	
K 8 7 9 - 2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術	70,200点	K 8 7 9 - 2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術 (新設)	70,200点
	注1 <u>インドシアニンググリーンを用いたリンパ節生検を行った場合には、子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算1として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。</u>				
	2 <u>放射性同位元素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合には、子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算2として、3,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。</u>			(新設)	
K 8 8 0	削除		K 8 8 0	削除	
K 8 8 1	腹壁子宮瘻手術	23,290点	K 8 8 1	腹壁子宮瘻手術	23,290点
K 8 8 2	重複子宮、双角子宮手術	25,280点	K 8 8 2	重複子宮、双角子宮手術	25,280点
K 8 8 2 - 2	腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術	32,290点	K 8 8 2 - 2	腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術	32,290点
K 8 8 3	子宮頸管形成手術	3,590点	K 8 8 3	子宮頸管形成手術	3,590点
K 8 8 3 - 2	子宮頸管閉鎖症手術		K 8 8 3 - 2	子宮頸管閉鎖症手術	
	1 非観血的	180点		1 非観血的	180点
	2 観血的	3,590点		2 観血的	3,590点
K 8 8 4	奇形子宮形成手術（ストラスマン手術）	23,290点	K 8 8 4	奇形子宮形成手術（ストラスマン手術）	23,290点

K 8 8 4 - 2	人工授精	1,820点
K 8 8 4 - 3	胚移植術	
1	新鮮胚移植の場合	7,500点
2	凍結・融解胚移植の場合	12,000点
注1	患者の治療開始日の年齢が40歳未満である場合は、患者1人につき6回に限り、40歳以上43歳未満である場合は、患者1人につき3回に限り算定する。	
2	アシステッドハッチングを実施した場合は、1,000点を所定点数に加算する。	
3	高濃度ヒアルロン酸含有培養液を用いた前処置を実施した場合は、1,000点を所定点数に加算する。	
	(子宮附属器)	
K 8 8 5	腔式 ^{ちつ} 卵巢 ^{のう} 嚢腫 ^{のう} 内容排除術	1,350点
K 8 8 5 - 2	経皮的 ^{のう} 卵巢 ^{のう} 嚢腫 ^{のう} 内容排除術	1,860点
K 8 8 6	子宮附属器癒着剥離術 ^{はく} (両側)	
1	開腹によるもの	13,890点
2	腹腔鏡によるもの	21,370点
K 8 8 7	卵巢部分切除術 ^{ちつ} (腔式を含む。)	
1	開腹によるもの	6,150点
2	腹腔鏡によるもの	18,810点
K 8 8 7 - 2	卵管結紮術 ^{きまつ} (腔式を含む。)	(両側)
1	開腹によるもの	4,350点
2	腹腔鏡によるもの	18,810点
K 8 8 7 - 3	卵管口切開術	
1	開腹によるもの	5,220点
2	腹腔鏡によるもの	18,810点
K 8 8 7 - 4	腹腔鏡下多嚢胞性 ^{のう} 卵巢 ^{のう} 焼灼 ^{しやく} 術	24,130点
K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術 (両側)	
1	開腹によるもの	17,080点

K 8 8 4 - 2	人工授精	1,820点
K 8 8 4 - 3	胚移植術	
1	新鮮胚移植の場合	7,500点
2	凍結・融解胚移植の場合	12,000点
注1	患者の治療開始日の年齢が40歳未満である場合は、患者1人につき6回に限り、40歳以上43歳未満である場合は、患者1人につき3回に限り算定する。	
2	アシステッドハッチングを実施した場合は、1,000点を所定点数に加算する。	
3	高濃度ヒアルロン酸含有培養液を用いた前処置を実施した場合は、1,000点を所定点数に加算する。	
	(子宮附属器)	
K 8 8 5	腔式 ^{ちつ} 卵巢 ^{のう} 嚢腫 ^{のう} 内容排除術	1,350点
K 8 8 5 - 2	経皮的 ^{のう} 卵巢 ^{のう} 嚢腫 ^{のう} 内容排除術	1,860点
K 8 8 6	子宮附属器癒着剥離術 ^{はく} (両側)	
1	開腹によるもの	13,890点
2	腹腔鏡によるもの	21,370点
K 8 8 7	卵巢部分切除術 ^{ちつ} (腔式を含む。)	
1	開腹によるもの	6,150点
2	腹腔鏡によるもの	18,810点
K 8 8 7 - 2	卵管結紮術 ^{きまつ} (腔式を含む。)	(両側)
1	開腹によるもの	4,350点
2	腹腔鏡によるもの	18,810点
K 8 8 7 - 3	卵管口切開術	
1	開腹によるもの	5,220点
2	腹腔鏡によるもの	18,810点
K 8 8 7 - 4	腹腔鏡下多嚢胞性 ^{のう} 卵巢 ^{のう} 焼灼 ^{しやく} 術	24,130点
K 8 8 8	子宮附属器腫瘍摘出術 (両側)	
1	開腹によるもの	17,080点

2	腹腔鏡によるもの	25,940点
K 8 8 8 - 2	卵管全摘除術、卵管腫 ^{りゅう} 全摘除術、子宮卵管留 血腫手術（両側）	
1	開腹によるもの	13,960点
2	腹腔鏡によるもの	25,540点
K 8 8 9	子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）	58,500点
K 8 9 0	卵管形成手術（卵管・卵巣移植、卵管架橋等）	27,380点
K 8 9 0 - 2	卵管鏡下卵管形成術	46,410点
K 8 9 0 - 3	腹腔鏡下卵管形成術	46,410点
K 8 9 0 - 4	採卵術	3,200点
注 採取された卵子の数に応じて、次に掲げる点数 をそれぞれ1回につき所定点数に加算する。		
イ	1個の場合	2,400点
ロ	2個から5個までの場合	3,600点
ハ	6個から9個までの場合	5,500点
ニ	10個以上の場合	7,200点
（産科手術）		
K 8 9 1	分娩時頸部切開術（縫合を含む。）	3,170点
K 8 9 2	骨盤位娩出術	3,800点
K 8 9 3	吸引娩出術	2,550点
K 8 9 4	鉗子娩出術	
1	低位（出口）鉗子	2,700点
2	中位鉗子	4,760点
K 8 9 5	会陰（陰門）切開及び縫合術（分娩時）	1,710点
K 8 9 6	会陰（腔壁）裂創縫合術（分娩時）	
1	筋層に及ぶもの	1,980点
2	肛門に及ぶもの	5,560点
3	膣円蓋に及ぶもの	4,320点
4	直腸裂創を伴うもの	8,920点
K 8 9 7	頸管裂創縫合術（分娩時）	7,060点

2	腹腔鏡によるもの	25,940点
K 8 8 8 - 2	卵管全摘除術、卵管腫 ^{りゅう} 全摘除術、子宮卵管留 血腫手術（両側）	
1	開腹によるもの	13,960点
2	腹腔鏡によるもの	25,540点
K 8 8 9	子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）	58,500点
K 8 9 0	卵管形成手術（卵管・卵巣移植、卵管架橋等）	27,380点
K 8 9 0 - 2	卵管鏡下卵管形成術	46,410点
K 8 9 0 - 3	腹腔鏡下卵管形成術	46,410点
K 8 9 0 - 4	採卵術	3,200点
注 採取された卵子の数に応じて、次に掲げる点数 をそれぞれ1回につき所定点数に加算する。		
イ	1個の場合	2,400点
ロ	2個から5個までの場合	3,600点
ハ	6個から9個までの場合	5,500点
ニ	10個以上の場合	7,200点
（産科手術）		
K 8 9 1	分娩時頸部切開術（縫合を含む。）	3,170点
K 8 9 2	骨盤位娩出術	3,800点
K 8 9 3	吸引娩出術	2,550点
K 8 9 4	鉗子娩出術	
1	低位（出口）鉗子	2,700点
2	中位鉗子	4,760点
K 8 9 5	会陰（陰門）切開及び縫合術（分娩時）	1,710点
K 8 9 6	会陰（腔壁）裂創縫合術（分娩時）	
1	筋層に及ぶもの	1,980点
2	肛門に及ぶもの	5,560点
3	膣円蓋に及ぶもの	4,320点
4	直腸裂創を伴うもの	8,920点
K 8 9 7	頸管裂創縫合術（分娩時）	7,060点

K 8 9 8	帝王切開術	
1	緊急帝王切開	22,200点
2	選択帝王切開	20,140点
	注 複雑な場合については、2,000点を所定点数に 加算する。	
K 8 9 9	胎児縮小術（娩出術を含む。）	3,220点
K 9 0 0	臍帯還納術	1,240点
K 9 0 0－2	脱垂肢整復術	1,240点
K 9 0 1	子宮双手圧迫術（大動脈圧迫術を含む。）	2,950点
K 9 0 2	胎盤用手剥離術	2,350点
K 9 0 3	子宮破裂手術	
1	子宮全摘除を行うもの	29,190点
2	子宮腔上部切断を行うもの	29,190点
3	その他のもの	16,130点
K 9 0 4	妊娠子宮摘出術（ポロー手術）	33,120点
K 9 0 5	子宮内反症整復手術（腔式、腹式）	
1	非観血的	468点
2	観血的	15,490点
K 9 0 6	子宮頸管縫縮術	
1	マクドナルド法	2,020点
2	シロッカー法又はラッシュ法	3,090点
3	縫縮解除術（チューブ抜去術）	1,800点
K 9 0 6－2	子宮頸管縫縮術（開腹）	12,000点
K 9 0 6－3	腹腔鏡下子宮頸管縫縮術	15,000点
K 9 0 7	胎児外回転術	800点
K 9 0 8	胎児内（双合）回転術	1,190点
K 9 0 9	流産手術	
1	妊娠11週までの場合	
イ	手動真空吸引法によるもの	4,000点
ロ	その他のもの	2,000点
2	妊娠11週を超え妊娠21週までの場合	5,110点

K 8 9 8	帝王切開術	
1	緊急帝王切開	22,200点
2	選択帝王切開	20,140点
	注 複雑な場合については、2,000点を所定点数に 加算する。	
K 8 9 9	胎児縮小術（娩出術を含む。）	3,220点
K 9 0 0	臍帯還納術	1,240点
K 9 0 0－2	脱垂肢整復術	1,240点
K 9 0 1	子宮双手圧迫術（大動脈圧迫術を含む。）	2,950点
K 9 0 2	胎盤用手剥離術	2,350点
K 9 0 3	子宮破裂手術	
1	子宮全摘除を行うもの	29,190点
2	子宮腔上部切断を行うもの	29,190点
3	その他のもの	16,130点
K 9 0 4	妊娠子宮摘出術（ポロー手術）	33,120点
K 9 0 5	子宮内反症整復手術（腔式、腹式）	
1	非観血的	390点
2	観血的	15,490点
K 9 0 6	子宮頸管縫縮術	
1	マクドナルド法	2,020点
2	シロッカー法又はラッシュ法	3,090点
3	縫縮解除術（チューブ抜去術）	1,800点
	（新設）	
	（新設）	
K 9 0 7	胎児外回転術	800点
K 9 0 8	胎児内（双合）回転術	1,190点
K 9 0 9	流産手術	
1	妊娠11週までの場合	
イ	手動真空吸引法によるもの	4,000点
ロ	その他のもの	2,000点
2	妊娠11週を超え妊娠21週までの場合	5,110点

K 9 0 9 - 2	子宮内容除去術（不全流産）	1,980点
K 9 1 0	削除	
K 9 1 0 - 2	内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術	40,000点
K 9 1 0 - 3	胎児胸腔・羊水腔シャント術（一連につき）	11,880点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 9 1 0 - 4	無心体双胎焼灼術（一連につき）	40,000点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 9 1 0 - 5	胎児輸血術（一連につき）	13,880点
	注1 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
	2 臍帯穿刺の費用は、所定点数に含まれる。	
K 9 1 0 - 6	臍帯穿刺	3,800点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 9 1 1	胞状奇胎除去術	4,120点
K 9 1 2	異所性妊娠手術	
	1 開腹によるもの	14,110点
	2 腹腔鏡によるもの	22,950点
K 9 1 3	新生児仮死蘇生術	
	1 仮死第1度のもの	1,010点
	2 仮死第2度のもの	2,700点
	（その他）	
K 9 1 3 - 2	性腺摘出術	
	1 開腹によるもの	6,280点
	2 腹腔鏡によるもの	18,590点
	第12款 削除	
	第13款 手術等管理料	

K 9 0 9 - 2	子宮内容除去術（不全流産）	1,980点
K 9 1 0	削除	
K 9 1 0 - 2	内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術	40,000点
K 9 1 0 - 3	胎児胸腔・羊水腔シャント術（一連につき）	11,880点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 9 1 0 - 4	無心体双胎焼灼術（一連につき）	40,000点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 9 1 0 - 5	胎児輸血術（一連につき）	13,880点
	注1 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
	2 臍帯穿刺の費用は、所定点数に含まれる。	
K 9 1 0 - 6	臍帯穿刺	3,800点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 9 1 1	胞状奇胎除去術	4,120点
K 9 1 2	異所性妊娠手術	
	1 開腹によるもの	14,110点
	2 腹腔鏡によるもの	22,950点
K 9 1 3	新生児仮死蘇生術	
	1 仮死第1度のもの	1,010点
	2 仮死第2度のもの	2,700点
	（その他）	
K 9 1 3 - 2	性腺摘出術	
	1 開腹によるもの	6,280点
	2 腹腔鏡によるもの	18,590点
	第12款 削除	
	第13款 手術等管理料	

区分

K 9 1 4 脳死臓器提供管理料 40,000点

注 1 臓器提供者の脳死後に、臓器提供者の身体に対して行われる処置の費用は、所定点数に含まれる。

2 臓器提供に関する専門の知識を有する者が臓器提供に係る説明等を行った場合は、脳死臓器提供体制向上加算として、5,000点を所定点数に加算する。

3 臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定する判定（以下「法的脳死判定」という。）に当たって、次に掲げる画像診断を実施した場合は、各区分に掲げる点数を合算した点数を、所定点数に加算する。

イ 動脈造影カテーテル法 1,920点

ロ シングルホトンエミッションコンピュータ断層撮影 800点

ハ コンピューター断層撮影（造影剤を使用した場合） 720点

4 臓器提供者に法的脳死判定日以後も継続して次に掲げる手術を実施した場合は、各区分に掲げる点数を合算した点数を、所定点数に加算する。

イ 大動脈内バルーンパンピング法（IABP法） 2,420点

ロ 人工心肺 1,720点

ハ 体外式膜型人工肺 1,720点

ニ 経皮的心肺補助法 1,790点

ホ 経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの） 2,110点

ヘ 補助人工心臓 2,860点

区分

K 9 1 4 脳死臓器提供管理料 40,000点

注 臓器提供者の脳死後に、臓器提供者の身体に対して行われる処置の費用は、所定点数に含まれる。

（新設）

（新設）

（新設）

	ト 小児補助人工心臓	4,960点
	チ 植込型補助人工心臓	2,860点
K 9 1 5	生体臓器提供管理料	5,000点
K 9 1 6	体外式膜型人工肺管理料（１日につき）	
	１ ７日目まで	4,500点
	２ ８日目以降14日目まで	4,000点
	３ 15日目以降	3,000点
	注 治療開始時においては、導入時加算として、初回に限り5,000点を所定点数に加算する。	
K 9 1 7	体外受精・顕微授精管理料	
	１ 体外受精	3,200点
	２ 顕微授精	
	イ １個の場合	3,800点
	ロ ２個から５個までの場合	5,800点
	ハ ６個から９個までの場合	9,000点
	ニ 10個以上の場合	11,800点
	注１ 体外受精及び顕微授精を同時に実施した場合は、１の所定点数の100分の50に相当する点数及び２の所定点数を合算した点数により算定する。	
	２ ２について、受精卵作成の成功率を向上させることを目的として卵子活性化処理を実施した場合は、卵子調整加算として、1,000点を所定点数に加算する。	
	３ 新鮮精子を使用して体外受精又は顕微授精を実施した場合は、新鮮精子加算として、1,000点を所定点数に加算する。	
K 9 1 7－２	受精卵・胚培養管理料	
	１ １個の場合	4,500点
	２ ２個から５個までの場合	6,000点
	３ ６個から９個までの場合	8,400点

K 9 1 5	生体臓器提供管理料	5,000点
K 9 1 6	体外式膜型人工肺管理料（１日につき）	
	１ ７日目まで	4,500点
	２ ８日目以降14日目まで	4,000点
	３ 15日目以降	3,000点
	注 治療開始時においては、導入時加算として、初回に限り5,000点を所定点数に加算する。	
K 9 1 7	体外受精・顕微授精管理料	
	１ 体外受精	3,200点
	２ 顕微授精	
	イ １個の場合	3,800点
	ロ ２個から５個までの場合	5,800点
	ハ ６個から９個までの場合	9,000点
	ニ 10個以上の場合	11,800点
	注１ 体外受精及び顕微授精を同時に実施した場合は、１の所定点数の100分の50に相当する点数及び２の所定点数を合算した点数により算定する。	
	２ ２について、受精卵作成の成功率を向上させることを目的として卵子活性化処理を実施した場合は、卵子調整加算として、1,000点を所定点数に加算する。	
	３ 新鮮精子を使用して体外受精又は顕微授精を実施した場合は、新鮮精子加算として、1,000点を所定点数に加算する。	
K 9 1 7－２	受精卵・胚培養管理料	
	１ １個の場合	4,500点
	２ ２個から５個までの場合	6,000点
	３ ６個から９個までの場合	8,400点

4	10個以上の場合	10,500点
注	胚盤胞の作成を目的として管理を行った胚の数に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1回につき所定点数に加算する。	
イ	1個の場合	1,500点
ロ	2個から5個までの場合	2,000点
ハ	6個から9個までの場合	2,500点
ニ	10個以上の場合	3,000点
K 9 1 7 - 3 胚凍結保存管理料		
1	胚凍結保存管理料（導入時）	
イ	1個の場合	5,000点
ロ	2個から5個までの場合	7,000点
ハ	6個から9個までの場合	10,200点
ニ	10個以上の場合	13,000点
2	胚凍結保存維持管理料 3,500点	
注	1については、初期胚又は胚盤胞の凍結保存を開始した場合に、凍結する初期胚又は胚盤胞の数に応じて算定し、2については、初期胚又は胚盤胞の凍結保存の開始から1年を経過している場合であって、凍結胚の保存に係る維持管理を行った場合に、1年に1回に限り算定する。	
K 9 1 7 - 4	採取精子調整管理料	5,000点
K 9 1 7 - 5 精子凍結保存管理料		
1	精子凍結保存管理料（導入時）	
イ	精巣内精子採取術で採取された精子を凍結する場合	1,500点
ロ	イ以外の場合	1,000点
2	精子凍結保存維持管理料 700点	
注	1については、精子の凍結保存を開始した場合に算定し、2については、精子の凍結保存の開始から1年を経過している場合であって、凍結精子	

4	10個以上の場合	10,500点
注	胚盤胞の作成を目的として管理を行った胚の数に応じ、次に掲げる点数をそれぞれ1回につき所定点数に加算する。	
イ	1個の場合	1,500点
ロ	2個から5個までの場合	2,000点
ハ	6個から9個までの場合	2,500点
ニ	10個以上の場合	3,000点
K 9 1 7 - 3 胚凍結保存管理料		
1	胚凍結保存管理料（導入時）	
イ	1個の場合	5,000点
ロ	2個から5個までの場合	7,000点
ハ	6個から9個までの場合	10,200点
ニ	10個以上の場合	13,000点
2	胚凍結保存維持管理料 3,500点	
注	1については、初期胚又は胚盤胞の凍結保存を開始した場合に、凍結する初期胚又は胚盤胞の数に応じて算定し、2については、初期胚又は胚盤胞の凍結保存の開始から1年を経過している場合であって、凍結胚の保存に係る維持管理を行った場合に、1年に1回に限り算定する。	
K 9 1 7 - 4	採取精子調整管理料	5,000点
K 9 1 7 - 5 精子凍結保存管理料		
1	精子凍結保存管理料（導入時）	
イ	精巣内精子採取術で採取された精子を凍結する場合	1,500点
ロ	イ以外の場合	1,000点
2	精子凍結保存維持管理料 700点	
注	1については、精子の凍結保存を開始した場合に算定し、2については、精子の凍結保存の開始から1年を経過している場合であって、凍結精子	

の保存に係る維持管理を行った場合に、1年に1
回に限り算定する。

第2節 輸血料

区分

K 9 2 0 輸血

- 1 自家採血輸血（200mLごとに）
 - イ 1回目 750点
 - ロ 2回目以降 650点
- 2 保存血液輸血（200mLごとに）
 - イ 1回目 450点
 - ロ 2回目以降 350点
- 3 自己血貯血
 - イ 6歳以上の患者の場合（200mLごとに）
 - (1) 液状保存の場合 300点
 - (2) 凍結保存の場合 600点
 - ロ 6歳未満の患者の場合（体重1kgにつき4mLごとに）
 - (1) 液状保存の場合 300点
 - (2) 凍結保存の場合 600点
- 4 自己血輸血
 - イ 6歳以上の患者の場合（200mLごとに）
 - (1) 液状保存の場合 750点
 - (2) 凍結保存の場合 1,500点
 - ロ 6歳未満の患者の場合（体重1kgにつき4mLごとに）
 - (1) 液状保存の場合 750点
 - (2) 凍結保存の場合 1,500点
- 5 希釈式自己血輸血
 - イ 6歳以上の患者の場合（200mLごとに）
1,000点
 - ロ 6歳未満の患者の場合（体重1kgにつき4m

の保存に係る維持管理を行った場合に、1年に1
回に限り算定する。

第2節 輸血料

区分

K 9 2 0 輸血

- 1 自家採血輸血（200mLごとに）
 - イ 1回目 750点
 - ロ 2回目以降 650点
- 2 保存血液輸血（200mLごとに）
 - イ 1回目 450点
 - ロ 2回目以降 350点
- 3 自己血貯血
 - イ 6歳以上の患者の場合（200mLごとに）
 - (1) 液状保存の場合 250点
 - (2) 凍結保存の場合 500点
 - ロ 6歳未満の患者の場合（体重1kgにつき4mLごとに）
 - (1) 液状保存の場合 250点
 - (2) 凍結保存の場合 500点
- 4 自己血輸血
 - イ 6歳以上の患者の場合（200mLごとに）
 - (1) 液状保存の場合 750点
 - (2) 凍結保存の場合 1,500点
 - ロ 6歳未満の患者の場合（体重1kgにつき4mLごとに）
 - (1) 液状保存の場合 750点
 - (2) 凍結保存の場合 1,500点
- 5 希釈式自己血輸血
 - イ 6歳以上の患者の場合（200mLごとに）
1,000点
 - ロ 6歳未満の患者の場合（体重1kgにつき4m

L ごとに)	1,000点
6 交換輸血（1回につき）	5,250点
注1 輸血に伴って、患者に対して輸血の必要性、危険性等について文書による説明を行った場合に算定する。	
2 自家採血、保存血又は自己血の輸血量には、抗凝固液の量は含まれないものとする。	
3 骨髓内輸血又は血管露出術を行った場合は、所定点数に区分番号D 4 0 4に掲げる骨髓 ^{せん} 穿刺又は区分番号K 6 0 6に掲げる血管露出術の所定点数をそれぞれ加算する。	
4 輸血に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第4節に掲げる所定点数を加算する。	
5 輸血に伴って行った患者の血液型検査（A B O式及びRh式）の費用として54点を所定点数に加算する。	
6 不規則抗体検査の費用として検査回数にかかわらず1月につき197点を所定点数に加算する。ただし、頻回に輸血を行う場合にあっては、1週間に1回に限り、197点を所定点数に加算する。	
7 H L A型適合血小板輸血に伴って行ったH L A型クラスⅠ（A、B、C）又はクラスⅡ（D R、D Q、D P）の費用として、検査回数にかかわらず一連につきそれぞれの所定点数に1,000点又は1,400点を加算する。	
8 輸血に伴って、血液交叉 ^き 試験、間接クームス検査又はコンピュータクロスマッチを行った場合は、血液交叉 ^き 試験加算、間接クームス検査加算又はコンピュータクロスマッチ加算として、	

L ごとに)	1,000点
6 交換輸血（1回につき）	5,250点
注1 輸血に伴って、患者に対して輸血の必要性、危険性等について文書による説明を行った場合に算定する。	
2 自家採血、保存血又は自己血の輸血量には、抗凝固液の量は含まれないものとする。	
3 骨髓内輸血又は血管露出術を行った場合は、所定点数に区分番号D 4 0 4に掲げる骨髓 ^{せん} 穿刺又は区分番号K 6 0 6に掲げる血管露出術の所定点数をそれぞれ加算する。	
4 輸血に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第4節に掲げる所定点数を加算する。	
5 輸血に伴って行った患者の血液型検査（A B O式及びRh式）の費用として54点を所定点数に加算する。	
6 不規則抗体検査の費用として検査回数にかかわらず1月につき197点を所定点数に加算する。ただし、頻回に輸血を行う場合にあっては、1週間に1回に限り、197点を所定点数に加算する。	
7 H L A型適合血小板輸血に伴って行ったH L A型クラスⅠ（A、B、C）又はクラスⅡ（D R、D Q、D P）の費用として、検査回数にかかわらず一連につきそれぞれの所定点数に1,000点又は1,400点を加算する。	
8 輸血に伴って、血液交叉 ^き 試験、間接クームス検査又はコンピュータクロスマッチを行った場合は、血液交叉 ^き 試験加算、間接クームス検査加算又はコンピュータクロスマッチ加算として、	

1 回につき30点、47点又は30点をそれぞれ加算する。ただし、コンピュータクロスマッチを行った場合は、血液交叉試験加算及び間接クームス検査加算は算定できない。

9 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、55点を所定点数に加算する。

10 輸血に伴って行った供血者の諸検査、輸血用回路及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。

11 輸血に伴って、血液を保存する費用は、所定点数に含まれるものとする。

12 血小板輸血に伴って、血小板洗浄術を行った場合には、血小板洗浄術加算として、580点を所定点数に加算する。

13 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、血液製剤を無菌的に分割して投与した場合は、無菌的分割製剤作成加算として、当該行為を実施した日に限り、400点を所定点数に加算する。

K 9 2 0 - 2 輸血管理料

1 輸血管理料Ⅰ 242点

2 輸血管理料Ⅱ 121点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、輸血を行った場合に、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、輸血製剤が適正に使用さ

1 回につき30点、47点又は30点をそれぞれ加算する。ただし、コンピュータクロスマッチを行った場合は、血液交叉試験加算及び間接クームス検査加算は算定できない。

9 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、26点を所定点数に加算する。

10 輸血に伴って行った供血者の諸検査、輸血用回路及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。

11 輸血に伴って、血液を保存する費用は、所定点数に含まれるものとする。

12 血小板輸血に伴って、血小板洗浄術を行った場合には、血小板洗浄術加算として、580点を所定点数に加算する。

(新設)

K 9 2 0 - 2 輸血管理料

1 輸血管理料Ⅰ 220点

2 輸血管理料Ⅱ 110点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、輸血を行った場合に、月1回に限り、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、輸血製剤が適正に使用さ

れている場合には、輸血適正使用加算として、所定点数に、1においては120点、2においては60点を加算する。

- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において貯血式自己血輸血を実施した場合は、貯血式自己血輸血管理体制加算として、50点を所定点数に加算する。

K 9 2 1 造血幹細胞採取（一連につき）

1 骨髓採取

- イ 同種移植の場合 21,640点
ロ 自家移植の場合 17,440点

2 末梢^{しよつ}血幹細胞採取

- イ 同種移植の場合 21,640点
ロ 自家移植の場合 17,440点

注1 同種移植における造血幹細胞提供者又は自家移植を受ける者に係る造血幹細胞採取、組織適合性試験及び造血幹細胞測定^{しよつ}の費用並びに造血幹細胞提供前後における健康管理等に係る費用は、所定点数に含まれる。

- 2 造血幹細胞採取に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第4節に掲げる所定点数を加算する。

K 9 2 1 - 2 間葉系幹細胞採取（一連につき） 17,440点

K 9 2 1 - 3 末梢^{しよつ}血単核球採取（一連につき）

- 1 採取のみを行う場合 14,480点
2 採取、細胞調製及び凍結保存を行う場合 19,410点

K 9 2 2 造血幹細胞移植

1 骨髓移植

- イ 同種移植の場合 66,450点

れている場合には、輸血適正使用加算として、所定点数に、1においては120点、2においては60点を加算する。

- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において貯血式自己血輸血を実施した場合は、貯血式自己血輸血管理体制加算として、50点を所定点数に加算する。

K 9 2 1 造血幹細胞採取（一連につき）

1 骨髓採取

- イ 同種移植の場合 21,640点
ロ 自家移植の場合 17,440点

2 末梢^{しよつ}血幹細胞採取

- イ 同種移植の場合 21,640点
ロ 自家移植の場合 17,440点

注1 同種移植における造血幹細胞提供者又は自家移植を受ける者に係る造血幹細胞採取、組織適合性試験及び造血幹細胞測定^{しよつ}の費用並びに造血幹細胞提供前後における健康管理等に係る費用は、所定点数に含まれる。

- 2 造血幹細胞採取に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第4節に掲げる所定点数を加算する。

K 9 2 1 - 2 間葉系幹細胞採取（一連につき） 17,440点

K 9 2 1 - 3 末梢^{しよつ}血単核球採取（一連につき）

- 1 採取のみを行う場合 14,480点
2 採取、細胞調製及び凍結保存を行う場合 19,410点

K 9 2 2 造血幹細胞移植

1 骨髓移植

- イ 同種移植の場合 66,450点

ロ 自家移植の場合	25,850点
2 末梢 ^{しよつ} 血幹細胞移植	
イ 同種移植の場合	66,450点
ロ 自家移植の場合	30,850点
3 臍 ^{さい} 帯血移植	66,450点
注1 同種移植を行った場合は、造血幹細胞採取のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。	
2 造血幹細胞移植に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第4節に掲げる所定点数を加算する。	
3 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、 <u>2,000点</u> を所定点数に加算する。	
4 造血幹細胞移植に当たって使用した輸血用バッグ及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。	
5 同種移植における造血幹細胞移植者に係る組織適合性試験の費用は所定点数に含まれるものとする。	
6 臍 ^{さい} 帯血移植に用いられた臍 ^{さい} 帯血に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれるものとする。 <u>ただし、組織適合性試験に当たってNGS－SBT法を用いた場合においては、NGS－SBT法実施加算として、2,000点を所定点数に加算する。</u>	
7 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
8 1のイ及び2のイの場合において、非血縁者間移植を実施した場合は、非血縁者間移植加算	

ロ 自家移植の場合	25,850点
2 末梢 ^{しよつ} 血幹細胞移植	
イ 同種移植の場合	66,450点
ロ 自家移植の場合	30,850点
3 臍 ^{さい} 帯血移植	66,450点
注1 同種移植を行った場合は、造血幹細胞採取のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。	
2 造血幹細胞移植に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第4節に掲げる所定点数を加算する。	
3 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、 <u>26点</u> を所定点数に加算する。	
4 造血幹細胞移植に当たって使用した輸血用バッグ及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。	
5 同種移植における造血幹細胞移植者に係る組織適合性試験の費用は所定点数に含まれるものとする。	
6 臍 ^{さい} 帯血移植に用いられた臍 ^{さい} 帯血に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
7 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
8 1のイ及び2のイの場合において、非血縁者間移植を実施した場合は、非血縁者間移植加算	

として、10,000点を所定点数に加算する。

- 9 1及び2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において同種移植を実施した場合は、コーディネート体制充実加算として、1,500点を所定点数に加算する

。

K 9 2 2 - 2 C A R 発現生 T 細胞投与（一連につき）

30,850点

注 1 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、2,000点を所定点数に加算する。

- 2 C A R 発現生 T 細胞投与に当たって使用した輸血用バッグ及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。

K 9 2 2 - 3 自己骨髄由来間葉系幹細胞投与（一連につき）

22,280点

注 自己骨髄由来間葉系幹細胞投与に当たって使用した輸血用バッグ及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。

K 9 2 3 術中術後自己血回収術（自己血回収器具によるもの）

- 1 濃縮及び洗浄を行うもの 5,500点
2 濾過を行うもの 3,500点

注 1 併施される手術の所定点数とは別に算定する

。

- 2 使用した術中術後自己血回収セットの費用は、所定点数に含まれるものとする。

K 9 2 4 自己生体組織接着剤作成術 4,340点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、自己生体組織接着剤を用いた場合に算定する。

として、10,000点を所定点数に加算する。

- 9 1及び2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において同種移植を実施した場合は、コーディネート体制充実加算として、1,500点を所定点数に加算する

。

K 9 2 2 - 2 C A R 発現生 T 細胞投与（一連につき）

30,850点

注 1 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、26点を所定点数に加算する。

- 2 C A R 発現生 T 細胞投与に当たって使用した輸血用バッグ及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。

K 9 2 2 - 3 自己骨髄由来間葉系幹細胞投与（一連につき）

22,280点

注 自己骨髄由来間葉系幹細胞投与に当たって使用した輸血用バッグ及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。

K 9 2 3 術中術後自己血回収術（自己血回収器具によるもの）

- 1 濃縮及び洗浄を行うもの 5,500点
2 濾過を行うもの 3,500点

注 1 併施される手術の所定点数とは別に算定する

。

- 2 使用した術中術後自己血回収セットの費用は、所定点数に含まれるものとする。

K 9 2 4 自己生体組織接着剤作成術 4,340点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、自己生体組織接着剤を用いた場合に算定する。

K 9 2 4 - 2 自己クリオプレシピテート作製術（用手法）
1,760点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、自己クリオプレシピテートを用いた場合に算定する。

K 9 2 4 - 3 同種クリオプレシピテート作製術 600点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、同種クリオプレシピテートを用いた場合に算定する。

第3節 手術医療機器等加算

区分

K 9 3 0 脊髄誘発電位測定等加算

- 1 脳、脊椎、脊髄、大動脈瘤^{リゅう}又は食道の手術に用いた場合 3,630点
2 甲状腺又は副甲状腺の手術に用いた場合 3,130点

K 9 3 1 超音波凝固切開装置等加算 3,000点

注 胸腔鏡^{きやうきやう}下若しくは腹腔鏡^{ふくけいきやう}下による手術、悪性腫瘍等に係る手術又はバセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）に当たって、超音波凝固切開装置等を使用した場合に算定する。

K 9 3 2 創外固定器加算 10,000点

注 区分番号K 0 4 6、K 0 5 6 - 2、K 0 5 8、K 0 7 3、K 0 7 6、K 0 7 8、K 1 2 4 - 2、K 1 2 5、K 1 8 0 の3、K 4 4 3、K 4 4 4 及びK 4 4 4 - 2 に掲げる手術に当たって、創外固定器を使用した場合に算定する。

K 9 3 3 イオントフォレーゼ加算 45点

注 区分番号K 3 0 0 及びK 3 0 9 に掲げる手術に

K 9 2 4 - 2 自己クリオプレシピテート作製術（用手法）
1,760点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、自己クリオプレシピテートを用いた場合に算定する。

K 9 2 4 - 3 同種クリオプレシピテート作製術 600点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、同種クリオプレシピテートを用いた場合に算定する。

第3節 手術医療機器等加算

区分

K 9 3 0 脊髄誘発電位測定等加算

- 1 脳、脊椎、脊髄、大動脈瘤^{リゅう}又は食道の手術に用いた場合 3,630点
2 甲状腺又は副甲状腺の手術に用いた場合 3,130点

K 9 3 1 超音波凝固切開装置等加算 3,000点

注 胸腔鏡^{きやうきやう}下若しくは腹腔鏡^{ふくけいきやう}下による手術、悪性腫瘍等に係る手術又はバセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）に当たって、超音波凝固切開装置等を使用した場合に算定する。

K 9 3 2 創外固定器加算 10,000点

注 区分番号K 0 4 6、K 0 5 6 - 2、K 0 5 8、K 0 7 3、K 0 7 6、K 0 7 8、K 1 2 4 - 2、K 1 2 5、K 1 8 0 の3、K 4 4 3、K 4 4 4 及びK 4 4 4 - 2 に掲げる手術に当たって、創外固定器を使用した場合に算定する。

K 9 3 3 イオントフォレーゼ加算 45点

注 区分番号K 3 0 0 及びK 3 0 9 に掲げる手術に

当たって、イオントフォレーゼを使用した場合に算定する。	
K 9 3 4	副鼻腔手術用内視鏡加算 1,000点
注 区分番号K 3 5 0、K 3 5 2、K 3 5 2-3、K 3 6 2-2及びK 3 6 5に掲げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合に算定する。	
K 9 3 4-2	副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算 1,000点
注 区分番号K 3 4 0-3からK 3 4 0-7まで及びK 3 5 0からK 3 6 5までに掲げる手術に当たって、副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器を使用した場合に算定する。	
K 9 3 5	止血用加熱凝固切開装置加算 700点
注 区分番号K 4 7 6に掲げる手術に当たって、止血用加熱凝固切開装置を使用した場合に算定する。	
K 9 3 6	自動縫合器加算 2,500点
注1 区分番号K 4 8 8-4、K 5 1 1、K 5 1 3、K 5 1 4からK 5 1 4-6まで、K 5 1 7、K 5 2 2-3、K 5 2 4-2、K 5 2 4-3、K 5 2 5、K 5 2 9からK 5 2 9-5まで、K 5 3 1からK 5 3 2-2まで、K 5 9 4の3及び4（ハを除く。）、K 6 4 5、K 6 4 5-2、K 6 5 4-3、K 6 5 5、K 6 5 5-2、K 6 5 5-4、K 6 5 5-5、K 6 5 6-2、K 6 5 7、K 6 5 7-2、K 6 6 2、K 6 6 2-2、K 6 7 4、K 6 7 4-2、K 6 7 5の2からK 6 7 5の5まで、K 6 7 7、K 6 7 7-2、K 6 8 0、K 6 8 4-2、K 6 9 5の4からK 6 9 5の7まで、K 6 9 5-2の4からK 6 9 5-2の6まで、K 6 9 6、K 6 9 7-4、K 7 0 0からK 7 0 0-4まで、K 7 0 2から	

当たって、イオントフォレーゼを使用した場合に算定する。	
K 9 3 4	副鼻腔手術用内視鏡加算 1,000点
注 区分番号K 3 5 0、K 3 5 2、K 3 5 2-3、K 3 6 2-2及びK 3 6 5に掲げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合に算定する。	
K 9 3 4-2	副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算 1,000点
注 区分番号K 3 4 0-3からK 3 4 0-7まで及びK 3 5 0からK 3 6 5までに掲げる手術に当たって、副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器を使用した場合に算定する。	
K 9 3 5	止血用加熱凝固切開装置加算 700点
注 区分番号K 4 7 6に掲げる手術に当たって、止血用加熱凝固切開装置を使用した場合に算定する。	
K 9 3 6	自動縫合器加算 2,500点
注1 区分番号K 4 8 8-4、K 5 1 1、K 5 1 3、K 5 1 4からK 5 1 4-6まで、K 5 1 7、K 5 2 2-3、K 5 2 4-2、K 5 2 4-3、K 5 2 5、K 5 2 9からK 5 2 9-3まで、K 5 2 9-5、K 5 3 1からK 5 3 2-2まで、K 5 9 4の3及び4（ハを除く。）、K 6 4 5、K 6 4 5-2、K 6 5 4-3、K 6 5 5、K 6 5 5-2、K 6 5 5-4、K 6 5 5-5、K 6 5 6-2、K 6 5 7、K 6 5 7-2、K 6 6 2、K 6 6 2-2、K 6 7 4、K 6 7 4-2、K 6 7 5の2からK 6 7 5の5まで、K 6 7 7、K 6 7 7-2、K 6 8 0、K 6 8 4-2、K 6 9 5の4からK 6 9 5の7まで、K 6 9 5-2の4からK 6 9 5-2の6まで、K 6 9 6、K 6 9 7-4、K 7 0 0からK 7 0 0-4まで	

K703-2まで、K704、K705の2、
K706、K709-2からK709-5まで、
K711-2、K716からK716-6ま
で、K719からK719-3まで、K719
-5、K732の2、K735、K735-3
、K735-5、K739、K739-3、K
740からK740-3まで、K779-3、
K803からK803-3まで並びにK817
の3に掲げる手術に当たって、自動縫合器を使用した場合に算定する。

2 区分番号K552、K552-2、K554
、K555、K557からK557-3まで、
K560、K594の3及びK594の4のロ
に掲げる手術に当たって左心耳閉塞用クリップ
を使用した場合に算定する。

K936-2 自動吻合器加算 5,500点

注 区分番号K522-3、K525、K529から
K529-5まで、K531からK532-2
まで、K645、K645-2、K655、K6
55-2、K655-4、K655-5、K65
7、K657-2、K702、K703、K71
9の3、K719-2の2、K719-3、K7
32の2のイ、K732-2、K739、K74
0からK740-3まで、K803からK803
-3まで及びK817の3に掲げる手術に当た
って、自動吻合器を使用した場合に算定する。

K936-3 微小血管自動縫合器加算 2,500点

注 区分番号K017及びK020に掲げる手術に
当たって、微小血管自動縫合器を使用した場合に
算定する。

、K702からK703-2まで、K704、
K705の2、K706、K709-2からK
709-5まで、K711-2、K716から
K716-6まで、K719からK719-3
まで、K719-5、K732の2、K735
、K735-3、K735-5、K739、K
739-3、K740、K740-2、K77
9-3、K803からK803-3まで並びに
K817の3に掲げる手術に当たって、自動縫
合器を使用した場合に算定する。

2 区分番号K552、K552-2、K554
、K555、K557からK557-3まで、
K560、K594の3及びK594の4のロ
に掲げる手術に当たって左心耳閉塞用クリップ
を使用した場合に算定する。

K936-2 自動吻合器加算 5,500点

注 区分番号K522-3、K525、K529から
K529-3まで、K529-5、K531から
K532-2まで、K645、K645-2、
K655、K655-2、K655-4、K65
5-5、K657、K657-2、K702、K
703、K719の3、K719-2の2、K7
19-3、K732の2のイ、K732-2、K
739、K740、K740-2、K803から
K803-3まで及びK817の3に掲げる手術
に当たって、自動吻合器を使用した場合に算定
する。

K936-3 微小血管自動縫合器加算 2,500点

注 区分番号K017及びK020に掲げる手術に
当たって、微小血管自動縫合器を使用した場合に
算定する。

K 9 3 7 心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器加算 30,000点
 注 区分番号K 5 5 2－2に掲げる手術に当たって、心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器を使用した場合に算定する。

K 9 3 7－2 術中グラフト血流測定加算 2,500点
 注 手術に当たって、機器を用いてグラフト血流を測定した場合に算定する。

K 9 3 8 体外衝撃波消耗性電極加算 3,000点
 注 区分番号K 6 7 8及びK 7 6 8に掲げる手術に当たって、消耗性電極を使用した場合に算定する。

K 9 3 9 画像等手術支援加算
 1 ナビゲーションによるもの 2,000点
 注 区分番号K 0 5 5－2、K 0 5 5－3、K 0 8 0の1から3まで、K 0 8 1の1及び2、K 0 8 2の1から3まで、K 0 8 2－3の1から3まで、K 1 3 1－2、K 1 3 4－2、K 1 3 6、K 1 4 0からK 1 4 1－2まで、K 1 4 2（21から24までを除く。）、K 1 4 2－2の1及び2のイ、K 1 4 2－3、K 1 5 1－2、K 1 5 4－2、K 1 5 8、K 1 6 1、K 1 6 7、K 1 6 9からK 1 7 2まで、K 1 7 4の1、K 1 9 1からK 1 9 3まで、K 2 3 5、K 2 3 6、K 3 1 3、K 3 1 4、K 3 4 0－3からK 3 4 0－7まで、K 3 4 2、K 3 4 3、K 3 4 3－2の2、K 3 5 0からK 3 6 5まで、K 5 1 1の2、K 5 1 3の2からK 5 1 3の4まで、K 5 1 4の2、K 5 1 4－2の2、K 6 9 5、K 6 9 5－2、K 6 9 7－4並びにK 7 7 3－5の1に掲げる手術に当たって、ナビゲーションによるもの

K 9 3 7 心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器加算 30,000点
 注 区分番号K 5 5 2－2に掲げる手術に当たって、心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器を使用した場合に算定する。

K 9 3 7－2 術中グラフト血流測定加算 2,500点
 注 手術に当たって、機器を用いてグラフト血流を測定した場合に算定する。

K 9 3 8 体外衝撃波消耗性電極加算 3,000点
 注 区分番号K 6 7 8及びK 7 6 8に掲げる手術に当たって、消耗性電極を使用した場合に算定する。

K 9 3 9 画像等手術支援加算
 1 ナビゲーションによるもの 2,000点
 注 区分番号K 0 5 5－2、K 0 5 5－3、K 0 8 0の1、K 0 8 1の1、K 0 8 2の1、K 0 8 2－3の1、K 1 3 1－2、K 1 3 4－2、K 1 3 6、K 1 4 0からK 1 4 1－2まで、K 1 4 2（6を除く。）、K 1 4 2－2の1及び2のイ、K 1 4 2－3、K 1 5 1－2、K 1 5 4－2、K 1 5 8、K 1 6 1、K 1 6 7、K 1 6 9からK 1 7 2まで、K 1 7 4の1、K 1 9 1からK 1 9 3まで、K 2 3 5、K 2 3 6、K 3 1 3、K 3 1 4、K 3 4 0－3からK 3 4 0－7まで、K 3 4 2、K 3 4 3、K 3 4 3－2の2、K 3 5 0からK 3 6 5まで、K 5 1 1の2、K 5 1 3の2からK 5 1 3の4まで、K 5 1 4の2、K 5 1 4－2の2、K 6 9 5、K 6 9 5－2並びにK 6 9 7－4に掲げる手術に当たって、ナビゲーションによる支援を行った場合に算定する。

ンによる支援を行った場合に算定する。 2 実物大臓器立体モデルによるもの イ 複雑先天性心疾患の患者に行う場合 18,000点 ロ イ以外の場合 2,000点 注1 イについては、区分番号K558、K567の3、K576の1、K576の2、K579-2の2、K580の2、K582の3、K583の1、K583の3、K584の2、K585及びK587に掲げる手術に当たって、実物大臓器立体モデルによる支援を行った場合に算定する。 2 ロについては、区分番号K055-2、K055-3、K136、K142の21から24まで、K142-2、K151-2、K162、K180、K227、K228、K236、K237、K313、K314の2、K406の2、K427、K427-2、K429、K433、K434、K436からK444-2まで及びK519に掲げる手術に当たって、実物大臓器立体モデルによる支援を行った場合に算定する。 3 患者適合型手術支援ガイドによるもの 2,000点 注 区分番号K082、K082-3、K437からK439まで及びK444に掲げる手術に当たって、患者適合型手術支援ガイドによる支援を行った場合に算定する。 K939-2 術中血管等描出撮影加算 500点 注 手術に当たって、血管や腫瘍等を確認するために薬剤を用いて、血管撮影を行った場合に算定す	2 実物大臓器立体モデルによるもの 2,000点 (新設) (新設) (新設) 注 区分番号K055-2、K055-3、K136、K142の6、K142-2、K151-2、K162、K180、K227、K228、K236、K237、K313、K314の2、K406の2、K427、K427-2、K429、K433、K434及びK436からK444-2までに掲げる手術に当たって、実物大臓器立体モデルによる支援を行った場合に算定する。 3 患者適合型手術支援ガイドによるもの 2,000点 注 区分番号K082、K082-3、K437からK439まで及びK444に掲げる手術に当たって、患者適合型手術支援ガイドによる支援を行った場合に算定する。 K939-2 術中血管等描出撮影加算 500点 注 手術に当たって、血管や腫瘍等を確認するために薬剤を用いて、血管撮影を行った場合に算定す

る。
K 9 3 9 - 3 人工^{こう}肛門・人工^{ほうこう}膀胱造設術前処置加算 450点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、手術の前に療養上の必要性を踏まえ、人工^{こう}肛門又は人工^{ほうこう}膀胱を設置する位置を決めた場合に算定する。

K 9 3 9 - 4 内視鏡手術用支援機器加算 15,000点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号K 3 7 4 - 2、K 3 9 4 - 2、K 5 0 2 - 5、K 5 0 4 - 2、K 5 1 4 - 2の2及び3、K 5 2 9 - 2、K 5 2 9 - 3、K 5 5 4 - 2、K 5 5 5 - 3、K 6 5 5 - 2の3、K 6 5 5 - 5の3、K 6 5 7 - 2の4、K 6 7 4 - 2、K 6 9 5 - 2、K 7 0 2 - 2の1、K 7 0 3 - 2、K 7 1 9 - 3、K 7 4 0 - 3、K 7 5 5 - 2、K 7 7 3 - 5、K 7 7 3 - 6、K 7 7 8 - 2、K 8 0 3 - 2、K 8 6 5 - 2並びにK 8 7 9 - 2（子宮体がんに限る。）に掲げる手術に当たって、内視鏡手術用支援機器を使用した場合に算定する。

K 9 3 9 - 5 胃^い瘻^{ろう}造設時^{えん}嚥^{えん}下機能評価加算 2,500点
注1 区分番号K 6 6 4に掲げる手術に当たって、^{えん}嚥^{えん}下機能評価等を実施した場合に算定する。
2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において実施される場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

K 9 3 9 - 6 凍結保存同種組織加算 81,610点

る。
K 9 3 9 - 3 人工^{こう}肛門・人工^{ほうこう}膀胱造設術前処置加算 450点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、手術の前に療養上の必要性を踏まえ、人工^{こう}肛門又は人工^{ほうこう}膀胱を設置する位置を決めた場合に算定する。

K 9 3 9 - 4 削除
(新設)

K 9 3 9 - 5 胃^い瘻^{ろう}造設時^{えん}嚥^{えん}下機能評価加算 2,500点
注1 区分番号K 6 6 4に掲げる手術に当たって、^{えん}嚥^{えん}下機能評価等を実施した場合に算定する。
2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において実施される場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

K 9 3 9 - 6 凍結保存同種組織加算 81,610点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、心臓、大血管、肝臓、胆道又は^{すい}膵臓の手術に当たって、凍結保存された同種組織である心臓弁又は血管を用いた場合に算定する。

K 9 3 9 - 7 レーザー機器加算

1	レーザー機器加算 1	50点
2	レーザー機器加算 2	100点
3	レーザー機器加算 3	200点

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、レーザー照射により手術を行った場合に算定する。

- 2 1については、区分番号K 4 0 6（1に限る。）、K 4 1 3（1に限る。）、K 4 2 1（1に限る。）、K 4 2 3（1に限る。）及びK 4 4 8に掲げる手術に当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。
- 3 2については、区分番号K 4 1 3（2に限る。）に掲げる手術に当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。
- 4 3については、区分番号K 4 0 6（2に限る。）、K 4 0 9、K 4 1 1、K 4 2 1（2に限る。）、K 4 2 3（2に限る。）、K 4 5 1及びK 4 5 2に掲げる手術に当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。

K 9 3 9 - 8 超音波切削機器加算 1,000点

注 区分番号K 4 3 9及びK 4 4 2からK 4 4 4 - 2までに掲げる手術に当たって、超音波切削機器を使用した場合に算定する。

K 9 3 9 - 9 切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算 5,190点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、心臓、大血管、肝臓、胆道又は^{すい}膵臓の手術に当たって、凍結保存された同種組織である心臓弁又は血管を用いた場合に算定する。

K 9 3 9 - 7 レーザー機器加算

1	レーザー機器加算 1	50点
2	レーザー機器加算 2	100点
3	レーザー機器加算 3	200点

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、レーザー照射により手術を行った場合に算定する。

- 2 1については、区分番号K 4 0 6（1に限る。）、K 4 1 3（1に限る。）、K 4 2 1（1に限る。）、K 4 2 3（1に限る。）及びK 4 4 8に掲げる手術に当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。
- 3 2については、区分番号K 4 1 3（2に限る。）に掲げる手術に当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。
- 4 3については、区分番号K 4 0 6（2に限る。）、K 4 0 9、K 4 1 1、K 4 2 1（2に限る。）、K 4 2 3（2に限る。）、K 4 5 1及びK 4 5 2に掲げる手術に当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。

K 9 3 9 - 8 超音波切削機器加算 1,000点

注 区分番号K 4 4 3、K 4 4 4及びK 4 4 4 - 2に掲げる手術に当たって、超音波切削機器を使用した場合に算定する。

K 9 3 9 - 9 切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算 5,190点

第4節 薬剤料

区分

K 9 4 0 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。

注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。

2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第5節 特定保険医療材料料

区分

K 9 5 0 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数
注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第11部 麻酔

通則

- 1 麻酔の費用は、第1節及び第2節の各区分の所定点数により算定する。ただし、麻酔に当たって、薬剤又は別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、第1節及び第2節の各区分の所定点数に第3節又は第4節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 未熟児、新生児（未熟児を除く。）、乳児又は1歳以上3歳未満の幼児に対して麻酔を行った場合は、未熟児加算、新生児加算、乳児加算又は幼児加算として、当該麻酔の所定点数にそれぞれ所定点数の100分の200、100分の200、100分の50又は100分の20に相当する点数を加算する。
- 3 入院中の患者以外の患者に対し、緊急のために、休日に手術を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である手術を行った場合の麻酔料及び神経ブロック料は、それぞれ所定点数の100分の8

第4節 薬剤料

区分

K 9 4 0 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。

注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。

2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第5節 特定保険医療材料料

区分

K 9 5 0 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数
注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第11部 麻酔

通則

- 1 麻酔の費用は、第1節及び第2節の各区分の所定点数により算定する。ただし、麻酔に当たって、薬剤又は別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、第1節及び第2節の各区分の所定点数に第3節又は第4節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 未熟児、新生児（未熟児を除く。）、乳児又は1歳以上3歳未満の幼児に対して麻酔を行った場合は、未熟児加算、新生児加算、乳児加算又は幼児加算として、当該麻酔の所定点数にそれぞれ所定点数の100分の200、100分の200、100分の50又は100分の20に相当する点数を加算する。
- 3 入院中の患者以外の患者に対し、緊急のために、休日に手術を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である手術を行った場合の麻酔料及び神経ブロック料は、それぞれ所定点数の100分の8

0又は100分の40若しくは100分の80に相当する点数を加算した点数により算定し、入院中の患者に対し、緊急のために、休日に手術を行った場合又はその開始時間が深夜である手術を行った場合の麻酔料及び神経ブロック料は、それぞれ所定点数の100分の80に相当する点数を加算した点数により算定する。ただし、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関にあつては、入院中の患者以外の患者に対し、同注のただし書に規定する厚生労働大臣が定める時間に手術を開始した場合に限り、所定点数の100分の40に相当する点数を加算した点数により算定する。

4 同一の目的のために2以上の麻酔を行った場合の麻酔料及び神経ブロック料は、主たる麻酔の所定点数のみにより算定する。

5 第1節に掲げられていない麻酔であつて特殊なものの費用は、同節に掲げられている麻酔のうちで最も近似する麻酔の各区分の所定点数により算定する。

6 第1節に掲げられていない表面麻酔、浸潤麻酔又は簡単な伝達麻酔の費用は、薬剤を使用したときに限り、第3節の所定点数のみにより算定する。

第1節 麻酔料

区分

L 0 0 0 削除

L 0 0 1 吸入麻酔又は静脈麻酔による鎮静

1 10分未満のもの 120点

2 10分以上20分未満のもの 310点

(削る)

0又は100分の40若しくは100分の80に相当する点数を加算した点数により算定し、入院中の患者に対し、緊急のために、休日に手術を行った場合又はその開始時間が深夜である手術を行った場合の麻酔料及び神経ブロック料は、それぞれ所定点数の100分の80に相当する点数を加算した点数により算定する。ただし、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関にあつては、入院中の患者以外の患者に対し、同注のただし書に規定する厚生労働大臣が定める時間に手術を開始した場合に限り、所定点数の100分の40に相当する点数を加算した点数により算定する。

4 同一の目的のために2以上の麻酔を行った場合の麻酔料及び神経ブロック料は、主たる麻酔の所定点数のみにより算定する。

5 第1節に掲げられていない麻酔であつて特殊なものの費用は、同節に掲げられている麻酔のうちで最も近似する麻酔の各区分の所定点数により算定する。

6 第1節に掲げられていない表面麻酔、浸潤麻酔又は簡単な伝達麻酔の費用は、薬剤を使用したときに限り、第3節の所定点数のみにより算定する。

第1節 麻酔料

区分

L 0 0 0 迷もう麻酔 31点

L 0 0 1 筋肉注射による全身麻酔、注腸による麻酔 120点

(新設)

(新設)

L 0 0 1-2 静脈麻酔

1 短時間のもの 120点

2 十分な体制で行われる長時間のもの(単純な場合) 600点

3 十分な体制で行われる長時間のもの(複雑な場合) 1,100点

L 0 0 2	硬膜外麻酔	
1	頸・胸部 ^{けい}	1,500点
2	腰部	800点
3	仙骨部	340点
	注 実施時間が2時間を超えた場合は、麻酔管理時間加算として、30分又はその端数を増すごとに、それぞれ750点、400点、170点を所定点数に加算する。	
L 0 0 3	硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入（1日につき）（麻酔当日を除く。）	80点
	注 精密持続注入を行った場合は、精密持続注入加算として、1日につき80点を所定点数に加算する。	
L 0 0 4	脊椎麻酔	850点
	注 実施時間が2時間を超えた場合は、麻酔管理時間加算として、30分又はその端数を増すごとに、128点を所定点数に加算する。	
L 0 0 5	上・下肢伝達麻酔	170点
L 0 0 6	球後麻酔及び顔面・頭頸部の伝達麻酔（瞬目麻酔及び眼輪筋内浸潤麻酔を含む。）	150点
L 0 0 7	<u>吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）</u>	
	1 麻酔に従事する医師が専従で実施する場合	
		<u>2,600点</u>

	注1 <u>3歳以上6歳未満の幼児に対して静脈麻酔を行った場合は、幼児加算として、所定点数にそれぞれ所定点数の100分の10に相当する点数を加算する。</u>	
	2 <u>3については、静脈麻酔の実施時間が2時間を超えた場合は、麻酔管理時間加算として、100点を所定点数に加算する。</u>	
L 0 0 2	硬膜外麻酔	
1	頸・胸部 ^{けい}	1,500点
2	腰部	800点
3	仙骨部	340点
	注 実施時間が2時間を超えた場合は、麻酔管理時間加算として、30分又はその端数を増すごとに、それぞれ750点、400点、170点を所定点数に加算する。	
L 0 0 3	硬膜外麻酔後における局所麻酔剤の持続的注入（1日につき）（麻酔当日を除く。）	80点
	注 精密持続注入を行った場合は、精密持続注入加算として、1日につき80点を所定点数に加算する。	
L 0 0 4	脊椎麻酔	850点
	注 実施時間が2時間を超えた場合は、麻酔管理時間加算として、30分又はその端数を増すごとに、128点を所定点数に加算する。	
L 0 0 5	上・下肢伝達麻酔	170点
L 0 0 6	球後麻酔及び顔面・頭頸部の伝達麻酔（瞬目麻酔及び眼輪筋内浸潤麻酔を含む。）	150点
L 0 0 7	<u>開放点滴式全身麻酔</u>	<u>310点</u>
	（新設）	

2	<u>麻酔に従事する医師の指導下で麻酔を専従で実 施する場合</u>	<u>1,700点</u>	(新設)
3	<u>麻酔を専従で実施する場合</u>	<u>900点</u>	(新設)
4	<u>1から3まで以外の場合</u>	<u>600点</u>	(新設)
注1	<u>1について、別に厚生労働大臣が定める施設 基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において、当該保険医 療機関の麻酔に従事する医師（麻酔科につき医 療法第6条の6第1項に規定する厚生労働大臣 の許可を受けた者に限る。以下この節において 同じ。）が行った場合に算定する。</u>		(新設)
2	<u>2について、別に厚生労働大臣が定める施設 基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において、当該保険医 療機関の麻酔に従事する医師の指導下で行った 場合に算定する。</u>		(新設)
3	<u>1及び2について、実施時間が2時間を超え た場合は、麻酔管理時間加算として、30分又は その端数を増すごとに、それぞれ780点、510点 を所定点数に加算する。</u>		(新設)
4	<u>酸素を使用した場合は、その価格を10円で除 して得た点数（酸素と併せて窒素を使用した場 合は、それぞれの価格を10円で除して得た点数 を合算した点数）を加算する。酸素及び窒素の 価格は、別に厚生労働大臣が定める。</u>		(新設)
5	<u>3歳以上6歳未満の幼児に対して吸入麻酔又 は静脈麻酔による深鎮静を行った場合は、幼児 加算として、所定点数にそれぞれ所定点数の10 0分の10に相当する点数を加算する。</u>		(新設)
6	<u>吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上 器具又は気管挿管による気道確保を伴わないも</u>		(新設)

の) と同一日に行った区分番号D 2 2 0に掲げる呼吸心拍監視、区分番号D 2 2 3に掲げる経皮的動脈血酸素飽和度測定、区分番号D 2 2 4に掲げる終末呼気炭酸ガス濃度測定及び区分番号D 2 2 8に掲げる深部体温計による深部体温測定の費用は、所定点数に含まれるものとする

L 0 0 8 声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔

- 1 人工心肺を用い低体温で行う心臓手術、区分番号K 5 5 2－2に掲げる冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの）であって低体温で行うものが行われる場合又は分離肺換気及び高頻度換気法が併施される麻酔の場合
 - イ 別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に行う場合 24,900点
 - ロ イ以外の場合 18,200点
- 2 坐位における脳脊髄手術、人工心肺を用いる心臓手術（低体温で行うものを除く。）若しくは区分番号K 5 5 2－2に掲げる冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの）（低体温で行うものを除く。）が行われる場合又は低体温麻酔、分離肺換気による麻酔若しくは高頻度換気法による麻酔の場合（1に掲げる場合を除く。）
 - イ 別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に行う場合 16,720点
 - ロ イ以外の場合 12,190点
- 3 1若しくは2以外の心臓手術が行われる場合又は伏臥位で麻酔が行われる場合（1又は2に掲げる場合を除く。）

L 0 0 8 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔

- 1 人工心肺を用い低体温で行う心臓手術、区分番号K 5 5 2－2に掲げる冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの）であって低体温で行うものが行われる場合又は分離肺換気及び高頻度換気法が併施される麻酔の場合
 - イ 別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に行う場合 24,900点
 - ロ イ以外の場合 18,200点
- 2 坐位における脳脊髄手術、人工心肺を用いる心臓手術（低体温で行うものを除く。）若しくは区分番号K 5 5 2－2に掲げる冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの）（低体温で行うものを除く。）が行われる場合又は低体温麻酔、分離肺換気による麻酔若しくは高頻度換気法による麻酔の場合（1に掲げる場合を除く。）
 - イ 別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者に行う場合 16,720点
 - ロ イ以外の場合 12,190点
- 3 1若しくは2以外の心臓手術が行われる場合又は伏臥位で麻酔が行われる場合（1又は2に掲げる場合を除く。）

- イ 別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者
に行う場合 12,610点
- ロ イ以外の場合 9,170点
- 4 腹腔鏡を用いた手術若しくは検査が行われる場
合又は側臥位で麻酔が行われる場合（1から3ま
でに掲げる場合を除く。）
- イ 別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者
に行う場合 9,015点
- ロ イ以外の場合 6,500点
- 5 その他の場合
- イ 別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者
に行う場合 8,300点
- ロ イ以外の場合 6,000点
- 注1 一の当該全身麻酔において複数の項目に係る
手術等が行われる場合には、最も高い点数の項
目により算定する。
- 2 全身麻酔の実施時間が2時間を超えた場合は
、麻酔管理時間加算として、30分又はその端数
を増すごとに、次に掲げる点数を所定点数に加
算する。
- イ 1に掲げる項目に係る手術等により実施時
間が2時間を超えた場合 1,800点
- ロ 2に掲げる項目に係る手術等により実施時
間が2時間を超えた場合 1,200点
- ハ 3に掲げる項目に係る手術等により実施時
間が2時間を超えた場合 900点
- ニ 4に掲げる項目に係る手術等により実施時
間が2時間を超えた場合 650点
- ホ 5に掲げる項目に係る手術等により実施時
間が2時間を超えた場合 600点
- 3 酸素を使用した場合は、その価格を10円で除

- イ 別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者
に行う場合 12,610点
- ロ イ以外の場合 9,170点
- 4 腹腔鏡を用いた手術若しくは検査が行われる場
合又は側臥位で麻酔が行われる場合（1から3ま
でに掲げる場合を除く。）
- イ 別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者
に行う場合 9,130点
- ロ イ以外の場合 6,610点
- 5 その他の場合
- イ 別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者
に行う場合 8,300点
- ロ イ以外の場合 6,000点
- 注1 一の当該全身麻酔において複数の項目に係る
手術等が行われる場合には、最も高い点数の項
目により算定する。
- 2 全身麻酔の実施時間が2時間を超えた場合は
、麻酔管理時間加算として、30分又はその端数
を増すごとに、次に掲げる点数を所定点数に加
算する。
- イ 1に掲げる項目に係る手術等により実施時
間が2時間を超えた場合 1,800点
- ロ 2に掲げる項目に係る手術等により実施時
間が2時間を超えた場合 1,200点
- ハ 3に掲げる項目に係る手術等により実施時
間が2時間を超えた場合 900点
- ニ 4に掲げる項目に係る手術等により実施時
間が2時間を超えた場合 660点
- ホ 5に掲げる項目に係る手術等により実施時
間が2時間を超えた場合 600点
- 3 酸素を使用した場合は、その価格を10円で除

して得た点数（酸素と併せて窒素を使用した場合は、それぞれの価格を10円で除して得た点数を合算した点数）を加算する。酸素及び窒素の価格は、別に厚生労働大臣が定める。

- 4 硬膜外麻酔を併せて行った場合は、硬膜外麻酔併施加算として、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ 頸・胸部	750点
ロ 腰部	400点
ハ 仙骨部	170点

- 5 注4について、硬膜外麻酔の実施時間が2時間を超えた場合は、麻酔管理時間加算として、30分又はその端数を増すごとに、注4のイからハまでに掲げる点数にそれぞれ375点、200点、85点を更に所定点数に加算する。

- 6 声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔と同一日に行った区分番号D220に掲げる呼吸心拍監視の費用は、所定点数に含まれるものとする。

- 7 心臓手術が行われる場合若しくは別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者のうち冠動脈疾患若しくは弁膜症のものに行われる場合又は弁膜症のものに対するカテーテルを用いた経皮的な心臓手術が行われる場合において、術中に経食道心エコー法を行った場合には、術中経食道心エコー連続監視加算として、880点又は1,500点を所定点数に加算する。

- 8 同種臓器移植術（生体を除く。）の麻酔を行った場合は、臓器移植術加算として、15,250点を所定点数に加算する。

- 9 区分番号L100に掲げる神経ブロックを併

して得た点数（酸素と併せて窒素を使用した場合は、それぞれの価格を10円で除して得た点数を合算した点数）を加算する。酸素及び窒素の価格は、別に厚生労働大臣が定める。

- 4 硬膜外麻酔を併せて行った場合は、硬膜外麻酔併施加算として、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ 頸・胸部	750点
ロ 腰部	400点
ハ 仙骨部	170点

- 5 注4について、硬膜外麻酔の実施時間が2時間を超えた場合は、麻酔管理時間加算として、30分又はその端数を増すごとに、注4のイからハまでに掲げる点数にそれぞれ375点、200点、85点を更に所定点数に加算する。

- 6 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔と同一日に行った区分番号D220に掲げる呼吸心拍監視の費用は、所定点数に含まれるものとする。

- 7 心臓手術が行われる場合若しくは別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者のうち冠動脈疾患若しくは弁膜症のものに行われる場合又は弁膜症のものに対するカテーテルを用いた経皮的な心臓手術が行われる場合において、術中に経食道心エコー法を行った場合には、術中経食道心エコー連続監視加算として、880点又は1,500点を所定点数に加算する。

- 8 同種臓器移植術（生体を除く。）の麻酔を行った場合は、臓器移植術加算として、15,250点を所定点数に加算する。

- 9 区分番号L100に掲げる神経ブロックを併

せて行った場合は、神経ブロック併施加算として、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、イを算定する場合は、注4及び注5に規定する加算は別に算定できない。

イ 別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合 450点

ロ イ以外の場合 45点

10 別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者について、腹腔鏡下手術（区分番号K672-2に掲げる腹腔鏡下胆嚢摘出術及びK718-2に掲げる腹腔鏡下虫垂切除術を除く。）が行われる場合において、術中に非侵襲的血行動態モニタリングを実施した場合に、非侵襲的血行動態モニタリング加算として、500点を所定点数に加算する。

11 区分番号K561に掲げるステントグラフト内挿術（血管損傷以外の場合において、胸部大動脈に限る。）、K609に掲げる動脈血栓内膜摘出術（内頸動脈に限る。）、K609-2に掲げる経皮的頸動脈ステント留置術又は人工心肺を用いる心臓血管手術において、術中に非侵襲的に脳灌流のモニタリングを実施した場合に、術中脳灌流モニタリング加算として、1,000点を所定点数に加算する。

L008-2 体温維持療法（1日につき） 12,200点

注1 体温維持療法を開始してから3日間を限度として算定する。

2 心肺蘇生中に咽頭冷却装置を使用して体温維持療法を開始した場合は、体温維持迅速導入加算として、5,000点を所定点数に加算する。

L008-3 体温調節療法（一連につき）

せて行った場合は、神経ブロック併施加算として、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、イを算定する場合は、注4及び注5に規定する加算は別に算定できない。

イ 別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合 450点

ロ イ以外の場合 45点

10 別に厚生労働大臣が定める麻酔が困難な患者について、腹腔鏡下手術（区分番号K672-2に掲げる腹腔鏡下胆嚢摘出術及びK718-2に掲げる腹腔鏡下虫垂切除術を除く。）が行われる場合において、術中に非侵襲的血行動態モニタリングを実施した場合に、非侵襲的血行動態モニタリング加算として、500点を所定点数に加算する。

11 区分番号K561に掲げるステントグラフト内挿術（血管損傷以外の場合において、胸部大動脈に限る。）、K609に掲げる動脈血栓内膜摘出術（内頸動脈に限る。）、K609-2に掲げる経皮的頸動脈ステント留置術又は人工心肺を用いる心臓血管手術において、術中に非侵襲的に脳灌流のモニタリングを実施した場合に、術中脳灌流モニタリング加算として、1,000点を所定点数に加算する。

L008-2 体温維持療法（1日につき） 12,200点

注1 体温維持療法を開始してから3日間を限度として算定する。

2 心肺蘇生中に咽頭冷却装置を使用して体温維持療法を開始した場合は、体温維持迅速導入加算として、5,000点を所定点数に加算する。

L008-3 経皮的体温調節療法（一連につき） 5,000点

<u>1 中心静脈留置型経皮的体温調節装置を用いる場合</u>	(新設)
<u>2 ウォーターパッド特定加温装置を用いる場合</u>	(新設)
<u>注1 1については、急性重症脳障害を伴う発熱患者に対して、中心静脈留置型経皮的体温調節装置を用いて体温調節を行った場合に、一連につき1回に限り算定する。</u>	(新設)
<u>2 1については、注1に規定する場合のほか、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、重症熱中症又は偶発性低体温症の患者に対して、中心静脈留置型経皮的体温調節装置を用いて体温調節を行った場合に、一連につき1回に限り算定する。</u>	(新設)
<u>3 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、重症熱中症又は偶発性低体温症の患者に対して、ウォーターパッド特定加温装置を用いて体温調節を行った場合に、一連につき1回に限り算定する。</u>	(新設)
L 0 0 9 麻酔管理料(Ⅰ)	L 0 0 9 麻酔管理料(Ⅱ)
1 硬膜外麻酔又は脊椎麻酔を行った場合 250点	1 硬膜外麻酔又は脊椎麻酔を行った場合 250点
2 声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔を行った場合 1,050点	2 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合 1,050点
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関の麻酔に従事する医師が行った場合に算定する。	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関の麻酔に従事する医師 <u>(麻酔科につき医療法第6条の6第1項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者に限る。)</u> が行った場合に算定する。
2 1について、帝王切開術の麻酔を行った場合	2 1について、帝王切開術の麻酔を行った場合

は、帝王切開術時麻酔加算として、700点を所定点数に加算する。

3 区分番号L010に掲げる麻酔管理料Ⅱを算定している場合は算定できない。

4 区分番号K017、K020、K136-2、K142-2の1、K151-2、K154-2、K169の1、K172、K175の2、K177、K314の2、K379-2の2、K394の2、K395、K403の2、K415の2、K514の9、K514-4、K519、K529の1、K529-2の1、K529-2の2、K552、K553の3、K553-2の2、K553-2の3、K555の3、K558、K560の1のイからK560の1のハまで、K560の2、K560の3のイからK560の3のニまで、K560の4、K560の5、K560-2の2のニ、K567の3、K579-2の2、K580の2、K581の3、K582の2、K582の3、K583、K584の2、K585、K586の2、K587、K592-2、K605-2、K605-4、K610の1、K645、K645-2、K675の4、K675の5、K677-2の1、K695の4から7まで、K697-5、K697-7、K703、K704、K801の1、K803の2、K803の4及びK803-2に掲げる手術に当たって、区分番号L008に掲げる声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔の実施時間が8時間を超えた場合は、長時間麻酔管理加算として、7,500点を所定点数に加算

は、帝王切開術時麻酔加算として、700点を所定点数に加算する。

3 区分番号L010に掲げる麻酔管理料Ⅱを算定している場合は算定できない。

4 区分番号K017、K020、K136-2、K142-2の1、K151-2、K154-2、K169の1、K172、K175の2、K177、K314の2、K379-2の2、K394の2、K395、K403の2、K415の2、K514の9、K514-4、K519、K529の1、K529-2の1、K529-2の2、K552、K553の3、K553-2の2、K553-2の3、K555の3、K558、K560の1のイからK560の1のハまで、K560の2、K560の3のイからK560の3のニまで、K560の4、K560の5、K560-2の2のニ、K567の3、K579-2の2、K580の2、K581の3、K582の2、K582の3、K583、K584の2、K585、K586の2、K587、K592-2、K605-2、K605-4、K610の1、K645、K645-2、K675の4、K675の5、K677-2の1、K695の4から7まで、K697-5、K697-7、K703、K704、K801の1、K803の2、K803の4及びK803-2に掲げる手術に当たって、区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔の実施時間が8時間を超えた場合は、長時間麻酔管理加算として、7,500点を所定点数に加算する。

する。

- 5 2について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者に対して、当該保険医療機関の薬剤師が、病棟等において薬剤関連業務を実施している薬剤師等と連携して、周術期に必要な薬学的管理を行った場合は、周術期薬剤管理加算として、75点を所定点数に加算する。

L 0 1 0 麻酔管理料(Ⅱ)

- 1 硬膜外麻酔又は脊椎麻酔を行った場合 150点
2 声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔を行った場合 450点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合に算定する。

- 2 2について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者に対して、当該保険医療機関の薬剤師が、病棟等において薬剤関連業務を実施している薬剤師等と連携して、周術期に必要な薬学的管理を行った場合は、周術期薬剤管理加算として、75点を所定点数に加算する。

第2節 神経ブロック料

区分

L 1 0 0 神経ブロック（局所麻酔剤又はボツリヌス毒素使用）

- 1 トータルスパイナルブロック、三叉神経半月神経節ブロック、胸部交感神経節ブロック、腹腔神経叢ブロック、頸・胸部硬膜外ブロック、神経根ブロック、下腸間膜動脈神経叢ブロック、上下腹

- 5 2について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者に対して、当該保険医療機関の薬剤師が、病棟等において薬剤関連業務を実施している薬剤師等と連携して、周術期に必要な薬学的管理を行った場合は、周術期薬剤管理加算として、75点を所定点数に加算する。

L 0 1 0 麻酔管理料(Ⅱ)

- 1 硬膜外麻酔又は脊椎麻酔を行った場合 150点
2 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合 450点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行った場合に算定する。

- 2 2について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者に対して、当該保険医療機関の薬剤師が、病棟等において薬剤関連業務を実施している薬剤師等と連携して、周術期に必要な薬学的管理を行った場合は、周術期薬剤管理加算として、75点を所定点数に加算する。

第2節 神経ブロック料

区分

L 1 0 0 神経ブロック（局所麻酔剤又はボツリヌス毒素使用）

- 1 トータルスパイナルブロック、三叉神経半月神経節ブロック、胸部交感神経節ブロック、腹腔神経叢ブロック、頸・胸部硬膜外ブロック、神経根ブロック、下腸間膜動脈神経叢ブロック、上下腹

神経叢ブロック	1,500点
2 眼神経ブロック、上顎神経ブロック、下顎神経ブロック、舌咽神経ブロック、蝶形口蓋神経節ブロック、腰部硬膜外ブロック	800点
3 腰部交感神経節ブロック、くも膜下脊髄神経ブロック、腰神経叢ブロック	570点
4 眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮又は下肢痙縮の治療目的でボツリヌス毒素を用いた場合	400点
5 星状神経節ブロック、仙骨部硬膜外ブロック、顔面神経ブロック	340点
6 腕神経叢ブロック、おとがい神経ブロック、舌神経ブロック、迷走神経ブロック、副神経ブロック、横隔神経ブロック、深頸神経叢ブロック、眼窩上神経ブロック、眼窩下神経ブロック、滑車神経ブロック、耳介側頭神経ブロック、浅頸神経叢ブロック、肩甲背神経ブロック、肩甲上神経ブロック、外側大腿皮神経ブロック、閉鎖神経ブロック、不對神経節ブロック、前頭神経ブロック	170点
7 頸・胸・腰傍脊椎神経ブロック、上喉頭神経ブロック、肋間神経ブロック、腸骨下腹神経ブロック、腸骨鼠径神経ブロック、大腿神経ブロック、坐骨神経ブロック、陰部神経ブロック、経仙骨孔神経ブロック、後頭神経ブロック、筋皮神経ブロック、正中神経ブロック、尺骨神経ブロック、腋窩神経ブロック、橈骨神経ブロック、仙腸関節枝神経ブロック、頸・胸・腰椎後枝内側枝神経ブロック、脊髄神経前枝神経ブロック	90点
注 上記以外の神経ブロック（局所麻酔剤又はボツ	

神経叢ブロック	1,500点
2 眼神経ブロック、上顎神経ブロック、下顎神経ブロック、舌咽神経ブロック、蝶形口蓋神経節ブロック、腰部硬膜外ブロック	800点
3 腰部交感神経節ブロック、くも膜下脊髄神経ブロック、 <u>ヒッチコック療法</u> 、腰神経叢ブロック	570点
4 眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮又は下肢痙縮の治療目的でボツリヌス毒素を用いた場合	400点
5 星状神経節ブロック、仙骨部硬膜外ブロック、顔面神経ブロック	340点
6 腕神経叢ブロック、おとがい神経ブロック、舌神経ブロック、迷走神経ブロック、副神経ブロック、横隔神経ブロック、深頸神経叢ブロック、眼窩上神経ブロック、眼窩下神経ブロック、滑車神経ブロック、耳介側頭神経ブロック、浅頸神経叢ブロック、肩甲背神経ブロック、肩甲上神経ブロック、外側大腿皮神経ブロック、閉鎖神経ブロック、不對神経節ブロック、前頭神経ブロック	170点
7 頸・胸・腰傍脊椎神経ブロック、上喉頭神経ブロック、肋間神経ブロック、腸骨下腹神経ブロック、腸骨鼠径神経ブロック、大腿神経ブロック、坐骨神経ブロック、陰部神経ブロック、経仙骨孔神経ブロック、後頭神経ブロック、筋皮神経ブロック、正中神経ブロック、尺骨神経ブロック、腋窩神経ブロック、橈骨神経ブロック、仙腸関節枝神経ブロック、頸・胸・腰椎後枝内側枝神経ブロック、脊髄神経前枝神経ブロック	90点
注 上記以外の神経ブロック（局所麻酔剤又はボツ	

リヌス毒素使用)は、区分番号L102に掲げる
神経幹内注射で算定する。

L101 神経ブロック (神経破壊剤、高周波凝固法又はパルス
高周波法使用)

- 1 下垂体ブロック、三叉神経半月神経節ブロック
、腹腔神経叢ブロック、くも膜下脊髄神経ブロック
、神経根ブロック、下腸間膜動脈神経叢ブロック
、上下腹神経叢ブロック、腰神経叢ブロック
3,000点

- 2 胸・腰交感神経節ブロック、頸・胸・腰傍脊椎
神経ブロック、眼神経ブロック、上顎神経ブロッ
ク、下顎神経ブロック、舌咽神経ブロック、蝶形
口蓋神経節ブロック、顔面神経ブロック
1,800点

- 3 眼窩上神経ブロック、眼窩下神経ブロック、お
とがい神経ブロック、舌神経ブロック、副神経ブ
ロック、滑車神経ブロック、耳介側頭神経ブロッ
ク、閉鎖神経ブロック、不對神経節ブロック、前
頭神経ブロック
800点

- 4 迷走神経ブロック、横隔神経ブロック、上喉頭
神経ブロック、浅頸神経叢ブロック、肋間神経ブ
ロック、腸骨下腹神経ブロック、腸骨鼠径神経ブ
ロック、外側大腿皮神経ブロック、大腿神経ブ
ロック、坐骨神経ブロック、陰部神経ブロック、経
仙骨孔神経ブロック、後頭神経ブロック、仙腸関
節枝神経ブロック、頸・胸・腰椎後枝内側枝神経
ブロック、脊髄神経前枝神経ブロック
340点

注 上記以外の神経ブロック (神経破壊剤、高周波
凝固法又はパルス高周波法使用)は、区分番号L
102に掲げる神経幹内注射で算定する。

L102 神経幹内注射 25点

リヌス毒素使用)は、区分番号L102に掲げる
神経幹内注射で算定する。

L101 神経ブロック (神経破壊剤、高周波凝固法又はパルス
高周波法使用)

- 1 下垂体ブロック、三叉神経半月神経節ブロック
、腹腔神経叢ブロック、くも膜下脊髄神経ブロッ
ク、神経根ブロック、下腸間膜動脈神経叢ブロッ
ク、上下腹神経叢ブロック、腰神経叢ブロック
3,000点

- 2 胸・腰交感神経節ブロック、頸・胸・腰傍脊椎
神経ブロック、眼神経ブロック、上顎神経ブロッ
ク、下顎神経ブロック、舌咽神経ブロック、蝶形
口蓋神経節ブロック、顔面神経ブロック
1,800点

- 3 眼窩上神経ブロック、眼窩下神経ブロック、お
とがい神経ブロック、舌神経ブロック、副神経ブ
ロック、滑車神経ブロック、耳介側頭神経ブロッ
ク、閉鎖神経ブロック、不對神経節ブロック、前
頭神経ブロック
800点

- 4 迷走神経ブロック、横隔神経ブロック、上喉頭
神経ブロック、浅頸神経叢ブロック、肋間神経ブ
ロック、腸骨下腹神経ブロック、腸骨鼠径神経ブ
ロック、外側大腿皮神経ブロック、大腿神経ブ
ロック、坐骨神経ブロック、陰部神経ブロック、経
仙骨孔神経ブロック、後頭神経ブロック、仙腸関
節枝神経ブロック、頸・胸・腰椎後枝内側枝神経
ブロック、脊髄神経前枝神経ブロック
340点

注 上記以外の神経ブロック (神経破壊剤、高周波
凝固法又はパルス高周波法使用)は、区分番号L
102に掲げる神経幹内注射で算定する。

L102 神経幹内注射 25点

- L 1 0 3 カテラン硬膜外注射 140点
 L 1 0 4 トリガーポイント注射 70点
 L 1 0 5 神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入（1日につき）（チューブ挿入当日を除く。） 80点
 注 精密持続注入を行った場合は、精密持続注入加算として、1日につき80点を所定点数に加算する。

第3節 薬剤料

区分

- L 2 0 0 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。
 注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。
 2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第4節 特定保険医療材料料

区分

- L 3 0 0 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数
 注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第12部 放射線治療

通則

- 1 放射線治療の費用は、第1節の各区分の所定点数により算定する。ただし、放射線治療に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、第1節の所定点数に第2節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 第1節に掲げられていない放射線治療であって特殊なものの費用は、第1節に掲げられている放射線治療のうちで最も近似する放射線治療の所定点数により算定する。

- L 1 0 3 カテラン硬膜外注射 140点
 L 1 0 4 トリガーポイント注射 70点
 L 1 0 5 神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入（1日につき）（チューブ挿入当日を除く。） 80点
 注 精密持続注入を行った場合は、精密持続注入加算として、1日につき80点を所定点数に加算する。

第3節 薬剤料

区分

- L 2 0 0 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。
 注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。
 2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第4節 特定保険医療材料料

区分

- L 3 0 0 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数
 注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第12部 放射線治療

通則

- 1 放射線治療の費用は、第1節の各区分の所定点数により算定する。ただし、放射線治療に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、第1節の所定点数に第2節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 第1節に掲げられていない放射線治療であって特殊なものの費用は、第1節に掲げられている放射線治療のうちで最も近似する放射線治療の所定点数により算定する。

- 3 新生児、3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）、3歳以上6歳未満の幼児又は6歳以上15歳未満の小児に対して放射線治療（区分番号M000からM001－3まで及びM002からM004までに掲げる放射線治療に限る。）を行った場合は、小児放射線治療加算として、当該放射線治療の所定点数にそれぞれ所定点数の100分の80、100分の50、100分の30又は100分の20に相当する点数を加算する。

第1節 放射線治療管理・実施料

区分

M000 放射線治療管理料（分布図の作成1回につき）

- 1 1門照射、対向2門照射又は外部照射を行った場合 2,700点
- 2 非対向2門照射、3門照射又は腔内照射を行った場合 3,100点
- 3 4門以上の照射、運動照射、原体照射又は組織内照射を行った場合 4,000点
- 4 強度変調放射線治療（IMRT）による体外照射を行った場合 5,000点

注1 線量分布図を作成し、区分番号M001に掲げる体外照射、区分番号M004の1に掲げる外部照射、区分番号M004の2に掲げる腔内照射又は区分番号M004の3に掲げる組織内照射による治療を行った場合に、分布図の作成1回につき1回、一連につき2回に限り算定する。

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者に対して、放射線治療を専ら担当する常勤の医師が策定した照射計画に基づく医学的管理（区分番号M001の2に掲げる高エネルギー放射線治療及び区分番号

- 3 新生児、3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）、3歳以上6歳未満の幼児又は6歳以上15歳未満の小児に対して放射線治療（区分番号M000からM001－3まで及びM002からM004までに掲げる放射線治療に限る。）を行った場合は、小児放射線治療加算として、当該放射線治療の所定点数にそれぞれ所定点数の100分の80、100分の50、100分の30又は100分の20に相当する点数を加算する。

第1節 放射線治療管理・実施料

区分

M000 放射線治療管理料（分布図の作成1回につき）

- 1 1門照射、対向2門照射又は外部照射を行った場合 2,700点
- 2 非対向2門照射、3門照射又は腔内照射を行った場合 3,100点
- 3 4門以上の照射、運動照射、原体照射又は組織内照射を行った場合 4,000点
- 4 強度変調放射線治療（IMRT）による体外照射を行った場合 5,000点

注1 線量分布図を作成し、区分番号M001に掲げる体外照射、区分番号M004の1に掲げる外部照射、区分番号M004の2に掲げる腔内照射又は区分番号M004の3に掲げる組織内照射による治療を行った場合に、分布図の作成1回につき1回、一連につき2回に限り算定する。

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者に対して、放射線治療を専ら担当する常勤の医師が策定した照射計画に基づく医学的管理（区分番号M001の2に掲げる高エネルギー放射線治療及び区分番号

M001の3に掲げる強度変調放射線治療（IMRT）に係るものに限る。）を行った場合は、放射線治療専任加算として、330点を所定点数に加算する。

3 注2に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を必要とする悪性腫瘍の患者であって、入院中の患者以外のもの等に対して、放射線治療（区分番号M001の2に掲げる高エネルギー放射線治療及び区分番号M001の3に掲げる強度変調放射線治療（IMRT）に係るものに限る。）を実施した場合に、外来放射線治療加算として、患者1人1日につき1回に限り100点を所定点数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、緊急時の放射線治療の治療計画を、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た別の保険医療機関と共同して策定した場合に、遠隔放射線治療計画加算として、一連の治療につき1回に限り2,000点を所定点数に加算する。

M000-2 放射性同位元素内用療法管理料

1	甲状腺 ^{がん} に対するもの	1,390点
2	甲状腺機能亢進症 ^{こっしん} に対するもの	1,390点
3	固形癌 ^{がん} 骨転移による疼痛 ^{とう} に対するもの	1,700点
4	B細胞性非ホジキンリンパ腫に対するもの	3,000点

M001の3に掲げる強度変調放射線治療（IMRT）に係るものに限る。）を行った場合は、放射線治療専任加算として、330点を所定点数に加算する。

3 注2に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を必要とする悪性腫瘍の患者であって、入院中の患者以外のもの等に対して、放射線治療（区分番号M001の2に掲げる高エネルギー放射線治療及び区分番号M001の3に掲げる強度変調放射線治療（IMRT）に係るものに限る。）を実施した場合に、外来放射線治療加算として、患者1人1日につき1回に限り100点を所定点数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、緊急時の放射線治療の治療計画を、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た別の保険医療機関と共同して策定した場合に、遠隔放射線治療計画加算として、一連の治療につき1回に限り2,000点を所定点数に加算する。

M000-2 放射性同位元素内用療法管理料

1	甲状腺 ^{がん} に対するもの	1,390点
2	甲状腺機能亢進症 ^{こっしん} に対するもの	1,390点
3	固形癌 ^{がん} 骨転移による疼痛 ^{とう} に対するもの	1,700点
4	B細胞性非ホジキンリンパ腫に対するもの	3,000点

5 去勢抵抗性前立腺癌^{がん}に対するもの

イ 骨転移のあるもの 2,630点

ロ P S M A陽性であって遠隔転移を有するもの
3,000点

6 神経内分泌腫瘍に対するもの 2,660点

7 褐色細胞腫に対するもの 1,820点

8 神経芽腫に対するもの 3,800点

注1 1及び2については、甲状腺疾患（甲状腺癌^{がん}及び甲状腺機能亢進症^{こうしん}）を有する患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

2 3については、固形癌骨転移^{がん}による疼痛^{とうつ}を有する患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

3 4については、B細胞性非ホジキンリンパ腫の患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

4 5のイについては、骨転移のある去勢抵抗性前立腺癌^{がん}の患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、放射性同位元素を投与した日に限り算定する。

5 5のロについては、P S M A陽性の遠隔転移^{がん}を有する去勢抵抗性前立腺癌^{がん}の患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、放射性同位元素を投与した日に限り算定する。

5 骨転移のある去勢抵抗性前立腺癌^{がん}に対するもの
2,630点

(新設)

(新設)

6 神経内分泌腫瘍に対するもの 2,660点

7 褐色細胞腫に対するもの 1,820点

(新設)

注1 1及び2については、甲状腺疾患（甲状腺癌^{がん}及び甲状腺機能亢進症^{こうしん}）を有する患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

2 3については、固形癌骨転移^{がん}による疼痛^{とうつ}を有する患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

3 4については、B細胞性非ホジキンリンパ腫の患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

4 5については、骨転移のある去勢抵抗性前立腺癌^{がん}の患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、放射性同位元素を投与した日に限り算定する。

(新設)

6 6については、ソマトスタチン受容体陽性の神経内分泌腫瘍の患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、放射性同位元素を投与した日に限り算定する。

7 7については、M I B G集積陽性の治癒切除不能な褐色細胞腫（パラガングリオーマを含む。）の患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、放射性同位元素を投与した日に限り算定する。

8 8については、神経芽腫の患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

M O O 1 体外照射

1 エックス線表在治療

イ 1回目 110点

ロ 2回目 33点

2 高エネルギー放射線治療

イ 乳癌^{がん}に対する全乳房照射の場合（一連につき） 41,500点

（削る）

（削る）

（削る）

ロ その他の場合

(1) 1門照射を行った場合（1回目） 840点

5 6については、ソマトスタチン受容体陽性の神経内分泌腫瘍の患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、放射性同位元素を投与した日に限り算定する。

6 7については、M I B G集積陽性の治癒切除不能な褐色細胞腫（パラガングリオーマを含む。）の患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、放射性同位元素を投与した日に限り算定する。

（新設）

M O O 1 体外照射

1 エックス線表在治療

イ 1回目 110点

ロ 2回目 33点

2 高エネルギー放射線治療

イ 1回目

(1) 1門照射又は対向2門照射を行った場合 840点

(2) 非対向2門照射又は3門照射を行った場合 1,320点

(3) 4門以上の照射、運動照射又は原体照射を行った場合 1,800点

ロ 2回目

(1) 1門照射又は対向2門照射を行った場合 420点

- (2) 1 門照射を行った場合 (2 回目) 336点
- (3) 2 門以上の照射、運動照射又は原体照射を行った場合 (1 回目) 1,750点
- (4) 2 門以上の照射、運動照射又は原体照射を行った場合 (2 回目) 700点
(削る)

(削る)

3 強度変調放射線治療 (IMRT)

- イ 前立腺癌に対する前立腺照射の場合 (一連につき) 96,500点
- ロ その他の場合 3,000点
(削る)

(削る)

- (2) 非対向 2 門照射又は 3 門照射を行った場合 660点
- (3) 4 門以上の照射、運動照射又は原体照射を行った場合 900点
(新設)

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の70に相当する点数により算定する。

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、1 回の線量が2.5 Gy 以上の全乳房照射を行った場合は、一回線量増加加算として、690点を所定点数に加算する。

3 強度変調放射線治療 (IMRT) 3,000点 (新設)

(新設)

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、放射線治療を実施した場合に算定する。

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、1 回の線量が 3 Gy 以上の前立腺照射を行った場合は、一回線量増加加算として、1,400点を所定点数に加

注1 2のイ及び3のイを除き、疾病、部位又は部位数にかかわらず、1回につき算定する。

2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の60に相当する点数により算定する。

3 乳^{がん}癌の患者に対し、全乳房照射を行う場合には2のイにより一連として算定する。なお、寡分割照射として1回の線量が2.5Gy以上の全乳房照射を行う場合は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に限り算定できる。

4 2のイについて、治療を取りやめた等の場合においては、7回目までは10,500点、8回目以上は14,000点を一連として所定点数に代えて算定する。

5 3については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、放射線治療を実施した場合に算定する。

6 前立腺^{がん}癌の患者に対し、前立腺照射を行う場合には3のイにより一連として算定する。なお、寡分割照射として1回の線量が3Gy以上の前立腺照射を行う場合は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に限り算定できる。

算する。

注1 疾病、部位又は部位数にかかわらず、1回につき算定する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

7 3のイについて、治療を取りやめた等の場合においては、9回目までは24,000点、10回目以上は42,000点を一連として所定点数に代えて算定する。

8 術中照射療法を行った場合は、術中照射療法加算として、患者1人につき1日を限度として、5,000点を所定点数に加算する。

9 体外照射用固定器具を使用した場合は、体外照射用固定器具加算として、1,000点を所定点数に加算する。

10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を専ら担当する常勤の医師が画像誘導放射線治療（IGRT）による体外照射を行った場合（イの場合は、乳房照射に係るもの、ロ及びハの場合は、2のロの③若しくは④又は3に係るものに限る。）には、画像誘導放射線治療加算として、患者1人1日につき1回に限り、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。ただし、イについては、2のイに係るものは、一連につき1回に限り、当該加算の点数に代えて2,400点を所定点数に加算し、ハについては、3のイに係るものは、一連につき1回に限り、当該加算の点数に代えて9,000点を所定点数に加算する。

イ	体表面の位置情報によるもの	150点
ロ	骨構造の位置情報によるもの	300点
ハ	腫瘍の位置情報によるもの	450点

11 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保

(新設)

2 術中照射療法を行った場合は、術中照射療法加算として、患者1人につき1日を限度として、5,000点を所定点数に加算する。

3 体外照射用固定器具を使用した場合は、体外照射用固定器具加算として、1,000点を所定点数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を専ら担当する常勤の医師が画像誘導放射線治療（IGRT）による体外照射を行った場合（イの場合は、乳房照射に係るもの、ロ及びハの場合は、2のイの③若しくはロの③又は3に係るものに限る。）には、画像誘導放射線治療加算として、患者1人1日につき1回に限り、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定点数に加算する。

イ	体表面の位置情報によるもの	150点
ロ	骨構造の位置情報によるもの	300点
ハ	腫瘍の位置情報によるもの	450点

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保

険医療機関において、呼吸性移動対策を行った場合は、体外照射呼吸性移動対策加算として、150点を所定点数に加算する。ただし、2のイに係るものは、一連につき1回に限り、当該加算の点数に代えて2,400点を所定点数に加算する。

M O O 1 - 2 ガンマナイフによる定位放射線治療 50,000点

M O O 1 - 3 直線加速器による放射線治療（一連につき）

1 定位放射線治療の場合 63,000点

2 1以外の場合 8,000点

注1 定位放射線治療のうち、患者の体幹部に対して行われるものについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

2 定位放射線治療について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、呼吸性移動対策を行った場合は、定位放射線治療呼吸性移動対策加算として、所定点数に次の点数を加算する。

イ 動体追尾法 10,000点

ロ その他 5,000点

M O O 1 - 4 粒子線治療（一連につき）

1 希少な疾病に対して実施した場合

イ 重粒子線治療の場合 187,500点

ロ 陽子線治療の場合 187,500点

2 1以外の特定の疾病に対して実施した場合

イ 重粒子線治療の場合 110,000点

ロ 陽子線治療の場合 110,000点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し

険医療機関において、呼吸性移動対策を行った場合は、体外照射呼吸性移動対策加算として、150点を所定点数に加算する。

M O O 1 - 2 ガンマナイフによる定位放射線治療 50,000点

M O O 1 - 3 直線加速器による放射線治療（一連につき）

1 定位放射線治療の場合 63,000点

2 1以外の場合 8,000点

注1 定位放射線治療のうち、患者の体幹部に対して行われるものについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

2 定位放射線治療について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、呼吸性移動対策を行った場合は、定位放射線治療呼吸性移動対策加算として、所定点数に次の点数を加算する。

イ 動体追尾法 10,000点

ロ その他 5,000点

M O O 1 - 4 粒子線治療（一連につき）

1 希少な疾病に対して実施した場合

イ 重粒子線治療の場合 187,500点

ロ 陽子線治療の場合 187,500点

2 1以外の特定の疾病に対して実施した場合

イ 重粒子線治療の場合 110,000点

ロ 陽子線治療の場合 110,000点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し

ているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して行われる場合に限り算定する。

2 粒子線治療の適応判定体制に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、粒子線治療の適応判定に係る検討が実施された場合には、粒子線治療適応判定加算として、40,000点を所定点数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を担当する専従の医師が策定した照射計画に基づく医学的管理を行った場合には、粒子線治療医学管理加算として、10,000点を所定点数に加算する。

4 15歳未満の小児に対して粒子線治療を行った場合は、小児放射線治療加算として、当該放射線治療の所定点数に7,000点を加算する。

M001-5 ホウ素中性子捕捉療法（一連につき）

187,500点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して行われる場合に限り算定する。

2 ホウ素中性子捕捉療法の適応判定体制に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ホウ素中性子捕捉療法の適応判定に係る検討が実施された場合には、ホウ素中性子捕捉療法適応判定加算として、40,000点を所定点数に加算する。

ているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して行われる場合に限り算定する。

2 粒子線治療の適応判定体制に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、粒子線治療の適応判定に係る検討が実施された場合には、粒子線治療適応判定加算として、40,000点を所定点数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を担当する専従の医師が策定した照射計画に基づく医学的管理を行った場合には、粒子線治療医学管理加算として、10,000点を所定点数に加算する。

（新設）

M001-5 ホウ素中性子捕捉療法（一連につき）

187,500点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して行われる場合に限り算定する。

2 ホウ素中性子捕捉療法の適応判定体制に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ホウ素中性子捕捉療法の適応判定に係る検討が実施された場合には、ホウ素中性子捕捉療法適応判定加算として、40,000点を所定点数に加算する。

	3	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ホウ素中性子捕捉療法に関する専門の知識を有する医師が策定した照射計画に基づく医学的管理を行った場合には、ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算として、10,000点を所定点数に加算する。	
	4	体外照射用固定器具を使用した場合は、体外照射用固定器具加算として、1,000点を所定点数に加算する。	
M O O 2	全身照射（一連につき）	30,000点	
	注	造血幹細胞移植を目的として行われるものに限る。	
M O O 3	電磁波温熱療法（一連につき）		
	1	深在性悪性腫瘍に対するもの	9,000点
	2	浅在性悪性腫瘍に対するもの	6,000点
M O O 4	密封小線源治療（一連につき）		
	1	外部照射	80点
	2	腔内照射	
	イ	高線量率イリジウム照射を行った場合又は新型コバルト小線源治療装置を用いた場合	12,000点
	ロ	その他の場合	5,000点
	3	組織内照射	
	イ	前立腺癌に対する永久挿入療法	48,600点
	ロ	高線量率イリジウム照射を行った場合又は新型コバルト小線源治療装置を用いた場合	23,000点
	ハ	その他の場合	19,000点
	4	放射性粒子照射（本数に関係なく）	8,000点
	注1	疾病、部位又は部位数にかかわらず、一連に	

	3	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ホウ素中性子捕捉療法に関する専門の知識を有する医師が策定した照射計画に基づく医学的管理を行った場合には、ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算として、10,000点を所定点数に加算する。	
	4	体外照射用固定器具を使用した場合は、体外照射用固定器具加算として、1,000点を所定点数に加算する。	
M O O 2	全身照射（一連につき）	30,000点	
	注	造血幹細胞移植を目的として行われるものに限る。	
M O O 3	電磁波温熱療法（一連につき）		
	1	深在性悪性腫瘍に対するもの	9,000点
	2	浅在性悪性腫瘍に対するもの	6,000点
M O O 4	密封小線源治療（一連につき）		
	1	外部照射	80点
	2	腔内照射	
	イ	高線量率イリジウム照射を行った場合又は新型コバルト小線源治療装置を用いた場合	12,000点
	ロ	その他の場合	5,000点
	3	組織内照射	
	イ	前立腺癌に対する永久挿入療法	48,600点
	ロ	高線量率イリジウム照射を行った場合又は新型コバルト小線源治療装置を用いた場合	23,000点
	ハ	その他の場合	19,000点
	4	放射性粒子照射（本数に関係なく）	8,000点
	注1	疾病、部位又は部位数にかかわらず、一連に	

つき算定する。

- 2 使用した高線量率イリジウムの費用として、購入価格を50円で除して得た点数を加算する。
- 3 使用した低線量率イリジウムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。
- 4 前立腺癌^{がん}に対する永久挿入療法を行った場合は、線源使用加算として、使用した線源の費用として1個につき630点を所定点数に加算する。ただし、この場合において、注6の加算は算定できない。
- 5 食道用アプリケーション又は気管、気管支用アプリケーションを使用した場合は、食道用アプリケーション加算又は気管、気管支用アプリケーション加算として、それぞれ6,700点又は4,500点を所定点数に加算する。
- 6 使用した放射性粒子の費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。
- 7 使用したコバルトの費用として、購入価格を1,000円で除して得た点数を加算する。
- 8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を専ら担当する常勤の医師が画像誘導密封小線源治療（IGBT）（2のイに係るものに限る。）を行った場合には、画像誘導密封小線源治療加算として、一連につき1,200点を所定点数に加算する。

M005 血液照射 110点

第2節 特定保険医療材料料

区分

M200 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数

注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に

つき算定する。

- 2 使用した高線量率イリジウムの費用として、購入価格を50円で除して得た点数を加算する。
- 3 使用した低線量率イリジウムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。
- 4 前立腺癌^{がん}に対する永久挿入療法を行った場合は、線源使用加算として、使用した線源の費用として1個につき630点を所定点数に加算する。ただし、この場合において、注6の加算は算定できない。
- 5 食道用アプリケーション又は気管、気管支用アプリケーションを使用した場合は、食道用アプリケーション加算又は気管、気管支用アプリケーション加算として、それぞれ6,700点又は4,500点を所定点数に加算する。
- 6 使用した放射性粒子の費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。
- 7 使用したコバルトの費用として、購入価格を1,000円で除して得た点数を加算する。
- 8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、放射線治療を専ら担当する常勤の医師が画像誘導密封小線源治療（IGBT）（2のイに係るものに限る。）を行った場合には、画像誘導密封小線源治療加算として、一連につき1,200点を所定点数に加算する。

M005 血液照射 110点

第2節 特定保険医療材料料

区分

M200 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数

注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に

厚生労働大臣が定める。

第13部 病理診断

通則

- 1 病理診断の費用は、第1節及び第2節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。ただし、病理診断に当たって患者から検体を穿刺し又は採取した場合は、第1節及び第2節並びに第3部第4節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 病理診断に当たって患者に対し薬剤を施用した場合は、特に規定する場合を除き、前号により算定した点数及び第3部第5節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 病理診断に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前2号により算定した点数及び第3部第6節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 4 第1節又は第2節に掲げられていない病理診断であって特殊なものの費用は、第1節又は第2節に掲げられている病理診断のうちで最も近似する病理診断の各区分の所定点数により算定する。
- 5 対称器官に係る病理標本作製料の各区分の所定点数は、両側の器官の病理標本作製料に係る点数とする。
- 6 保険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された検体について、当該保険医療機関以外の施設に臨床検査技師等に関する法律第2条に規定する病理学的検査を委託する場合における病理診断に要する費用については、第3部検査の通則第6号に規定する別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。ただし、区分番号N006に掲げる病理診断料については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間において行うときに限り算定する。
- 7 保険医療機関間のデジタル病理画像（病理標本に係るデジ

厚生労働大臣が定める。

第13部 病理診断

通則

- 1 病理診断の費用は、第1節及び第2節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。ただし、病理診断に当たって患者から検体を穿刺し又は採取した場合は、第1節及び第2節並びに第3部第4節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 病理診断に当たって患者に対し薬剤を施用した場合は、特に規定する場合を除き、前号により算定した点数及び第3部第5節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 病理診断に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前2号により算定した点数及び第3部第6節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 4 第1節又は第2節に掲げられていない病理診断であって特殊なものの費用は、第1節又は第2節に掲げられている病理診断のうちで最も近似する病理診断の各区分の所定点数により算定する。
- 5 対称器官に係る病理標本作製料の各区分の所定点数は、両側の器官の病理標本作製料に係る点数とする。
- 6 保険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された検体について、当該保険医療機関以外の施設に臨床検査技師等に関する法律第2条に規定する病理学的検査を委託する場合における病理診断に要する費用については、第3部検査の通則第6号に規定する別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。ただし、区分番号N006に掲げる病理診断料については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間において行うときに限り算定する。
- 7 保険医療機関間のデジタル病理画像（病理標本に係るデジ

タル画像のことをいう。以下この表において同じ。)の送受信及び受信側の保険医療機関における当該デジタル病理画像の観察により、区分番号N003に掲げる術中迅速病理組織標本作製又は区分番号N003-2に掲げる迅速細胞診を行う場合には、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間において行うときに限り算定する。

第1節 病理標本作製料

通則

- 1 病理標本作製に当たって、3臓器以上の標本作製を行った場合は、3臓器を限度として算定する。
- 2 リンパ節については、所属リンパ節ごとに1臓器として数えるが、複数の所属リンパ節が1臓器について存在する場合は、当該複数の所属リンパ節を1臓器として数える。

区分

N000 病理組織標本作製

- 1 組織切片によるもの(1臓器につき) 860点
- 2 セルブロック法によるもの(1部位につき) 860点

注 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加算として、1臓器又は1部位ごとにそれぞれ50点を所定点数に加算する。

N001 電子顕微鏡病理組織標本作製(1臓器につき) 2,000点

N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製

- 1 エストロゲンレセプター 720点
- 2 プロジェステロンレセプター 690点
- 3 HER2タンパク 690点
- 4 EGFRタンパク 690点
- 5 CCR4タンパク 10,000点
- 6 ALK融合タンパク 2,700点

タル画像のことをいう。以下この表において同じ。)の送受信及び受信側の保険医療機関における当該デジタル病理画像の観察により、区分番号N003に掲げる術中迅速病理組織標本作製又は区分番号N003-2に掲げる迅速細胞診を行う場合には、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間において行うときに限り算定する。

第1節 病理標本作製料

通則

- 1 病理標本作製に当たって、3臓器以上の標本作製を行った場合は、3臓器を限度として算定する。
- 2 リンパ節については、所属リンパ節ごとに1臓器として数えるが、複数の所属リンパ節が1臓器について存在する場合は、当該複数の所属リンパ節を1臓器として数える。

区分

N000 病理組織標本作製

- 1 組織切片によるもの(1臓器につき) 860点
- 2 セルブロック法によるもの(1部位につき) 860点

(新設)

N001 電子顕微鏡病理組織標本作製(1臓器につき) 2,000点

N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製

- 1 エストロゲンレセプター 720点
- 2 プロジェステロンレセプター 690点
- 3 HER2タンパク 690点
- 4 EGFRタンパク 690点
- 5 CCR4タンパク 10,000点
- 6 ALK融合タンパク 2,700点

7	CD30	400点
8	p16タンパク	720点
9	その他（1臓器につき）	400点
注1	1及び2の病理組織標本作製を同一月に実施した場合は、180点を主たる病理組織標本作製の所定点数に加算する。	
2	9について、確定診断のために4種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者に対して、標本作製を実施した場合には、1,200点を所定点数に加算する。	
N003	術中迅速病理組織標本作製（1手術につき）	1,990点
N003-2	迅速細胞診	
1	手術中の場合（1手術につき）	450点
2	検査中の場合（1検査につき）	450点
N004	細胞診（1部位につき）	
1	婦人科材料等によるもの	150点
2	穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの	190点
注1	1について、固定保存液に回収した検体から標本作製して、診断を行った場合には、婦人科材料等液状化検体細胞診加算として、45点を所定点数に加算する。	
2	2について、過去に穿刺し又は採取し、固定保存液に回収した検体から標本作製して、診断を行った場合には、液状化検体細胞診加算として、85点を所定点数に加算する。	
3	2について、特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加算として、1部位ごとにそれぞれ50点を所定点数に加算する。	
N005	HER2遺伝子標本作製	

7	CD30	400点
	（新設）	
8	その他（1臓器につき）	400点
注1	1及び2の病理組織標本作製を同一月に実施した場合は、180点を主たる病理組織標本作製の所定点数に加算する。	
2	8について、確定診断のために4種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者に対して、標本作製を実施した場合には、1,200点を所定点数に加算する。	
N003	術中迅速病理組織標本作製（1手術につき）	1,990点
N003-2	迅速細胞診	
1	手術中の場合（1手術につき）	450点
2	検査中の場合（1検査につき）	450点
N004	細胞診（1部位につき）	
1	婦人科材料等によるもの	150点
2	穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの	190点
注1	1について、固定保存液に回収した検体から標本作製して、診断を行った場合には、婦人科材料等液状化検体細胞診加算として、45点を所定点数に加算する。	
2	2について、過去に穿刺し又は採取し、固定保存液に回収した検体から標本作製して、診断を行った場合には、液状化検体細胞診加算として、85点を所定点数に加算する。	
	（新設）	
N005	HER2遺伝子標本作製	

1	単独の場合	2,700点
2	区分番号N002に掲げる免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製の3による病理標本作製を併せて行った場合	3,050点
N005-2	ALK融合遺伝子標本作製	6,520点
N005-3	PD-L1タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製	2,700点
N005-4	ミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製（削る）	2,700点

N005-5	BRAF V600E変異タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製	1,600点
N005-6	CLDN18タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製	2,700点
N005-7	FGFR2融合遺伝子標本作製	7,824点

第2節 病理診断・判断料

区分

N006 病理診断料

1	組織診断料	520点
2	細胞診断料	200点

注1 1については、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する診療所である保険医療機関において、区分番号N000に掲げる病理組織

1	単独の場合	2,700点
2	区分番号N002に掲げる免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製の3による病理標本作製を併せて行った場合	3,050点
N005-2	ALK融合遺伝子標本作製	6,520点
N005-3	PD-L1タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製	2,700点
N005-4	ミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製	2,700点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、ミスマッチ修復タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を実施し、その結果について患者又はその家族等に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、遺伝カウンセリング加算として、患者1人につき月1回に限り、1,000点を所定点数に加算する。

N005-5	BRAF V600E変異タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製	1,600点
	（新設）	

（新設）

第2節 病理診断・判断料

区分

N006 病理診断料

1	組織診断料	520点
2	細胞診断料	200点

注1 1については、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する診療所である保険医療機関において、区分番号N000に掲げる病理組織

標本作製、区分番号N001に掲げる電子顕微鏡病理組織標本作製、区分番号N002に掲げる免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製若しくは区分番号N003に掲げる術中迅速病理組織標本作製により作製された組織標本（区分番号N000に掲げる病理組織標本作製又は区分番号N002に掲げる免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製により作製された組織標本のデジタル病理画像を含む。）に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された組織標本（当該保険医療機関以外の保険医療機関で区分番号N000に掲げる病理組織標本作製又は区分番号N002に掲げる免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製により作製された組織標本のデジタル病理画像を含む。）に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。

2 2については、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する診療所である保険医療機関において、区分番号N003-2に掲げる迅速細胞診若しくは区分番号N004に掲げる細胞診の2により作製された標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。

3 当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づき診断を行った場合は、区分番号N000からN004までに掲げる病理標

標本作製、区分番号N001に掲げる電子顕微鏡病理組織標本作製、区分番号N002に掲げる免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製若しくは区分番号N003に掲げる術中迅速病理組織標本作製により作製された組織標本（区分番号N000に掲げる病理組織標本作製又は区分番号N002に掲げる免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製により作製された組織標本のデジタル病理画像を含む。）に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された組織標本（当該保険医療機関以外の保険医療機関で区分番号N000に掲げる病理組織標本作製又は区分番号N002に掲げる免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製により作製された組織標本のデジタル病理画像を含む。）に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。

2 2については、病理診断を専ら担当する医師が勤務する病院又は病理診断を専ら担当する常勤の医師が勤務する診療所である保険医療機関において、区分番号N003-2に掲げる迅速細胞診若しくは区分番号N004に掲げる細胞診の2により作製された標本に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づく診断を行った場合に、これらの診断の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。

3 当該保険医療機関以外の保険医療機関で作製された標本に基づき診断を行った場合は、区分番号N000からN004までに掲げる病理標

本作製料は、別に算定できない。

- 4 病理診断管理に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、病理診断を専ら担当する常勤の医師が病理診断を行い、その結果を文書により報告した場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ 病理診断管理加算 1

- (1) 組織診断を行った場合 138点
(2) 細胞診断を行った場合 69点

ロ 病理診断管理加算 2

- (1) 組織診断を行った場合 368点
(2) 細胞診断を行った場合 184点

- 5 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、悪性腫瘍に係る手術の検体から区分番号N000に掲げる病理組織標本作製の1又は区分番号N002に掲げる免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製により作製された組織標本に基づく診断を行った場合は、悪性腫瘍病理組織標本加算として、150点を所定点数に加算する。

- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、注4に規定する病理診断管理加算1又は病理診断管理加算2を算定した場合は、国際標準病理診断管理加算として、10点を所定点数に加算する。

N007 病理判断料 130点

注1 行われた病理標本作製の種類又は回数にかか

本作製料は、別に算定できない。

- 4 病理診断管理に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、病理診断を専ら担当する常勤の医師が病理診断を行い、その結果を文書により報告した場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ 病理診断管理加算 1

- (1) 組織診断を行った場合 120点
(2) 細胞診断を行った場合 60点

ロ 病理診断管理加算 2

- (1) 組織診断を行った場合 320点
(2) 細胞診断を行った場合 160点

- 5 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、悪性腫瘍に係る手術の検体から区分番号N000に掲げる病理組織標本作製の1又は区分番号N002に掲げる免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製により作製された組織標本に基づく診断を行った場合は、悪性腫瘍病理組織標本加算として、150点を所定点数に加算する。

(新設)

N007 病理判断料 130点

注1 行われた病理標本作製の種類又は回数にかか

わらず、月 1 回に限り算定する。

- 2 区分番号 N 0 0 6 に掲げる病理診断料を算定した場合には、算定しない。

第14部 その他

通則

- 1 処遇の費用は、第 1 節の各区分の所定点数により算定する。
- 2 処遇改善に当たって、歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関にあっては、歯科診療及び歯科診療以外の診療につき、それぞれ別に第 1 節（看護職員処遇改善評価料及び入院ベースアップ評価料を除く。）及び歯科点数表第15部第 1 節（看護職員処遇改善評価料及び入院ベースアップ評価料を除く。）の各区分に掲げるベースアップ評価料等を算定する。
- 3 物価対応の費用は、第 2 節の各区分の所定点数により算定する。
- 4 物価対応に係る費用について、歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関にあっては、歯科診療及び歯科診療以外の診療につき、それぞれ別に第 2 節（入院物価対応料を除く。）及び歯科点数表第15部第 2 節（歯科入院物価対応料を除く。）の各区分に掲げる物価対応料を算定する。

第 1 節 ベースアップ評価料等

区分

〇 〇 〇 〇 看護職員処遇改善評価料（1 日につき）

1	看護職員処遇改善評価料 1	1 点
2	看護職員処遇改善評価料 2	2 点
3	看護職員処遇改善評価料 3	3 点
4	看護職員処遇改善評価料 4	4 点
5	看護職員処遇改善評価料 5	5 点

わらず、月 1 回に限り算定する。

- 2 区分番号 N 0 0 6 に掲げる病理診断料を算定した場合には、算定しない。

第14部 その他

通則

- 1 処遇の費用は、第 1 節若しくは第 2 節の各区分の所定点数のみにより、又は第 1 節及び第 2 節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 処遇改善に当たって、歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関にあっては、歯科診療及び歯科診療以外の診療につき、それぞれ別に第 2 節（入院ベースアップ評価料を除く。）の各区分に掲げるベースアップ評価料を算定する。

（新設）

（新設）

第 1 節 看護職員処遇改善評価料

区分

〇 〇 〇 〇 看護職員処遇改善評価料（1 日につき）

1	看護職員処遇改善評価料 1	1 点
2	看護職員処遇改善評価料 2	2 点
3	看護職員処遇改善評価料 3	3 点
4	看護職員処遇改善評価料 4	4 点
5	看護職員処遇改善評価料 5	5 点

37	看護職員処遇改善評価料37	37点
38	看護職員処遇改善評価料38	38点
39	看護職員処遇改善評価料39	39点
40	看護職員処遇改善評価料40	40点
41	看護職員処遇改善評価料41	41点
42	看護職員処遇改善評価料42	42点
43	看護職員処遇改善評価料43	43点
44	看護職員処遇改善評価料44	44点
45	看護職員処遇改善評価料45	45点
46	看護職員処遇改善評価料46	46点
47	看護職員処遇改善評価料47	47点
48	看護職員処遇改善評価料48	48点
49	看護職員処遇改善評価料49	49点
50	看護職員処遇改善評価料50	50点
51	看護職員処遇改善評価料51	51点
52	看護職員処遇改善評価料52	52点
53	看護職員処遇改善評価料53	53点
54	看護職員処遇改善評価料54	54点
55	看護職員処遇改善評価料55	55点
56	看護職員処遇改善評価料56	56点
57	看護職員処遇改善評価料57	57点
58	看護職員処遇改善評価料58	58点
59	看護職員処遇改善評価料59	59点
60	看護職員処遇改善評価料60	60点
61	看護職員処遇改善評価料61	61点
62	看護職員処遇改善評価料62	62点
63	看護職員処遇改善評価料63	63点
64	看護職員処遇改善評価料64	64点
65	看護職員処遇改善評価料65	65点
66	看護職員処遇改善評価料66	66点
67	看護職員処遇改善評価料67	67点

99	看護職員処遇改善評価料99	99点
100	看護職員処遇改善評価料100	100点
101	看護職員処遇改善評価料101	101点
102	看護職員処遇改善評価料102	102点
103	看護職員処遇改善評価料103	103点
104	看護職員処遇改善評価料104	104点
105	看護職員処遇改善評価料105	105点
106	看護職員処遇改善評価料106	106点
107	看護職員処遇改善評価料107	107点
108	看護職員処遇改善評価料108	108点
109	看護職員処遇改善評価料109	109点
110	看護職員処遇改善評価料110	110点
111	看護職員処遇改善評価料111	111点
112	看護職員処遇改善評価料112	112点
113	看護職員処遇改善評価料113	113点
114	看護職員処遇改善評価料114	114点
115	看護職員処遇改善評価料115	115点
116	看護職員処遇改善評価料116	116点
117	看護職員処遇改善評価料117	117点
118	看護職員処遇改善評価料118	118点
119	看護職員処遇改善評価料119	119点
120	看護職員処遇改善評価料120	120点
121	看護職員処遇改善評価料121	121点
122	看護職員処遇改善評価料122	122点
123	看護職員処遇改善評価料123	123点
124	看護職員処遇改善評価料124	124点
125	看護職員処遇改善評価料125	125点
126	看護職員処遇改善評価料126	126点
127	看護職員処遇改善評価料127	127点
128	看護職員処遇改善評価料128	128点
129	看護職員処遇改善評価料129	129点

161	看護職員処遇改善評価料 ¹⁶¹	300点
162	看護職員処遇改善評価料 ¹⁶²	310点
163	看護職員処遇改善評価料 ¹⁶³	320点
164	看護職員処遇改善評価料 ¹⁶⁴	330点
165	看護職員処遇改善評価料 ¹⁶⁵	340点

注 看護職員の処遇の改善を図る体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であって、第1章第2部第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）、同部第3節の特定入院料又は同部第4節の短期滞在手術等基本料（短期滞在手術等基本料1を除く。）を算定しているものについて、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

（削る）

区分

〇〇〇1 外来・在宅ベースアップ評価料^(I)

1	初診時	<u>17点</u>
2	再診時等	<u>4点</u>
3	訪問診療時	
イ	同一建物居住者等以外の場合	<u>79点</u>
ロ	イ以外の場合	<u>19点</u>

注1 1については、当該保険医療機関において勤務する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して初診を行った場合に、所定点数を算定する。

2 2については、当該保険医療機関において勤

161	看護職員処遇改善評価料 ¹⁶¹	300点
162	看護職員処遇改善評価料 ¹⁶²	310点
163	看護職員処遇改善評価料 ¹⁶³	320点
164	看護職員処遇改善評価料 ¹⁶⁴	330点
165	看護職員処遇改善評価料 ¹⁶⁵	340点

注 看護職員の処遇の改善を図る体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であって、第1章第2部第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）、同部第3節の特定入院料又は同部第4節の短期滞在手術等基本料（短期滞在手術等基本料1を除く。）を算定しているものについて、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

第2節 ベースアップ評価料

区分

〇100 外来・在宅ベースアップ評価料^(II) （1日につき）

1	初診時	<u>6点</u>
2	再診時等	<u>2点</u>
3	訪問診療時	
イ	同一建物居住者等以外の場合	<u>28点</u>
ロ	イ以外の場合	<u>7点</u>

注1 1については、主として医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。以下この節において同じ。）の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して初診を行った場合に、所定点数を算定する。

2 2については、主として医療に従事する職員

務する職員」の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して再診又は短期滞在手術等基本料1を算定すべき手術又は検査を行った場合に、所定点数を算定する。

- 3 3のイについては、当該保険医療機関において勤務する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、次のいずれかに該当する訪問診療を行った場合に算定する。

イ 当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合（区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に訪問して診療を行った場合及び有料老人ホームその他これに準ずる施設（以下この区分番号において「有料老人ホーム等」という。）に併設される保険医療機関が、当該有料老人ホーム等に入居している患者に対して行った場合を除く。）であって、当該患者が同一建物居住者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問診療を行う場合の当該患者をいう。以下この区分番号において同じ。）以外である場合

ロ 区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料、区分番号C002-2に掲げる施設

の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して再診又は短期滞在手術等基本料1を算定すべき手術又は検査を行った場合に、所定点数を算定する。

- 3 3のイについては、主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、次のいずれかに該当する訪問診療を行った場合に算定する。

イ 当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合（区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に訪問して診療を行った場合及び有料老人ホームその他これに準ずる施設（以下この区分番号において「有料老人ホーム等」という。）に併設される保険医療機関が、当該有料老人ホーム等に入居している患者に対して行った場合を除く。）であって、当該患者が同一建物居住者（当該患者と同一の建物に居住する他の患者に対して当該保険医療機関が同一日に訪問診療を行う場合の当該患者をいう。以下この区分番号において同じ。）以外である場合

ロ 区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料、区分番号C002-2に掲げる施設

入居時等医学総合管理料又は区分番号C 0 0 3に掲げる在宅がん医療総合診療料の算定要件を満たす他の保険医療機関の求めに応じ、当該他の保険医療機関から紹介された患者に対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に訪問して診療を行った場合（有料老人ホーム等に併設される保険医療機関が、当該有料老人ホーム等に入居している患者に対して行った場合を除く。）であって、当該患者が同一建物居住者以外である場合

ハ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に限る。）において、在宅での療養を行っている末期の悪性腫瘍の患者であって通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に総合的な医療を提供した場合（訪問診療を行った場合に限る。）

4 3のロについては、当該保険医療機関において勤務する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、次のいずれかに該当する訪問診療を行った場合に算定する。

イ 当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合（区分番号A 0 0 0に掲げる初診料を算定する初診の日に訪問して診療を行った場合及び有

入居時等医学総合管理料又は区分番号C 0 0 3に掲げる在宅がん医療総合診療料の算定要件を満たす他の保険医療機関の求めに応じ、当該他の保険医療機関から紹介された患者に対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に訪問して診療を行った場合（有料老人ホーム等に併設される保険医療機関が、当該有料老人ホーム等に入居している患者に対して行った場合を除く。）であって、当該患者が同一建物居住者以外である場合

ハ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関（在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に限る。）において、在宅での療養を行っている末期の悪性腫瘍の患者であって通院が困難なものに対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に総合的な医療を提供した場合（訪問診療を行った場合に限る。）

4 3のロについては、主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、次のいずれかに該当する訪問診療を行った場合に算定する。

イ 当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合（区分番号A 0 0 0に掲げる初診料を算定する初診の日に訪問して診療を行った場合及び有

料老人ホーム等に併設される保険医療機関が、当該有料老人ホーム等に入居している患者に対して行った場合を除く。)であって、当該患者が同一建物居住者である場合

ロ 区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料、区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総合管理料又は区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料の算定要件を満たす他の保険医療機関の求めに応じ、当該他の保険医療機関から紹介された患者に対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に訪問して診療を行った場合（有料老人ホーム等に併設される保険医療機関が、当該有料老人ホーム等に入居している患者に対して行った場合を除く。）であって、当該患者が同一建物居住者である場合

ハ 有料老人ホーム等に併設される保険医療機関が、当該有料老人ホーム等に入居している患者に対して訪問診療を行った場合

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、継続して賃上げに係る取組を実施した保険医療機関については、1、2並びに3のイ及びロの所定点数に代えて、それぞれ23点、6点、107点及び26点を算定する。

6 1から3までに規定する点数について、令和9年6月以降においては、それぞれ所定点数の100分の200に相当する点数により算定する。

7 注5に規定する点数について、令和9年6月以降においては、1、2並びに3のイ及びロの所定点数に代えて、それぞれ40点、10点、186

料老人ホーム等に併設される保険医療機関が、当該有料老人ホーム等に入居している患者に対して行った場合を除く。)であって、当該患者が同一建物居住者である場合

ロ 区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料、区分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学総合管理料又は区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料の算定要件を満たす他の保険医療機関の求めに応じ、当該他の保険医療機関から紹介された患者に対して、当該患者の同意を得て、計画的な医学管理の下に訪問して診療を行った場合（有料老人ホーム等に併設される保険医療機関が、当該有料老人ホーム等に入居している患者に対して行った場合を除く。）であって、当該患者が同一建物居住者である場合

ハ 有料老人ホーム等に併設される保険医療機関が、当該有料老人ホーム等に入居している患者に対して訪問診療を行った場合

(新設)

(新設)

(新設)

点及び45点を算定する。

〇〇〇2 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ

1	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 1	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	8点
ロ	再診時等	1点
2	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 2	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	16点
ロ	再診時等	2点
3	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 3	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	24点
ロ	再診時等	3点
4	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 4	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	32点
ロ	再診時等	4点
5	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 5	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	40点
ロ	再診時等	5点
6	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 6	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	48点
ロ	再診時等	6点
7	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 7	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	56点
ロ	再診時等	7点
8	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 8	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	64点
ロ	再診時等	8点
9	<u>外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 9</u>	
イ	<u>初診又は訪問診療を行った場合</u>	<u>72点</u>
ロ	<u>再診時等</u>	<u>9点</u>
10	<u>外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 10</u>	
イ	<u>初診又は訪問診療を行った場合</u>	<u>80点</u>

〇101 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ (1日につき)

1	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 1	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	8点
ロ	再診時等	1点
2	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 2	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	16点
ロ	再診時等	2点
3	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 3	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	24点
ロ	再診時等	3点
4	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 4	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	32点
ロ	再診時等	4点
5	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 5	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	40点
ロ	再診時等	5点
6	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 6	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	48点
ロ	再診時等	6点
7	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 7	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	56点
ロ	再診時等	7点
8	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 8	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	64点
ロ	再診時等	8点
	(新設)	
	(新設)	

ロ	再診時等	10点	
11	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 11		(新設)
イ	初診又は訪問診療を行った場合	88点	
ロ	再診時等	11点	
12	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 12		(新設)
イ	初診又は訪問診療を行った場合	96点	
ロ	再診時等	12点	
13	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 13		(新設)
イ	初診又は訪問診療を行った場合	104点	
ロ	再診時等	13点	
14	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 14		(新設)
イ	初診又は訪問診療を行った場合	112点	
ロ	再診時等	14点	
15	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 15		(新設)
イ	初診又は訪問診療を行った場合	120点	
ロ	再診時等	15点	
16	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 16		(新設)
イ	初診又は訪問診療を行った場合	128点	
ロ	再診時等	16点	
17	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 17		(新設)
イ	初診又は訪問診療を行った場合	136点	
ロ	再診時等	17点	
18	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 18		(新設)
イ	初診又は訪問診療を行った場合	144点	
ロ	再診時等	18点	
19	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 19		(新設)
イ	初診又は訪問診療を行った場合	152点	
ロ	再診時等	19点	
20	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 20		(新設)
イ	初診又は訪問診療を行った場合	160点	
ロ	再診時等	20点	

21	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 21	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	168点
ロ	再診時等	21点
22	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 22	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	176点
ロ	再診時等	22点
23	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 23	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	184点
ロ	再診時等	23点
24	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 24	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	192点
ロ	再診時等	24点
注 1	当該保険医療機関において勤務する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して診療を行った場合に、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。	
2	各区分のイについては、外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの 1 又は 3 を算定する患者に対して診療を行った場合に算定する。	
3	各区分のロについては、外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの 2 を算定する患者に対して診療を行った場合に算定する。	
4	13から24までに規定する点数については、令和 9 年 6 月以降に算定する。	
5	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保	

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

注 1 主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して診療を行った場合に、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

2 1のイ、2のイ、3のイ、4のイ、5のイ、6のイ、7のイ又は8のイについては、外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの 1 又は 3 を算定する患者に対して診療を行った場合に算定する。

3 1のロ、2のロ、3のロ、4のロ、5のロ、6のロ、7のロ又は8のロについては、外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱの 2 を算定する患者に対して診療を行った場合に算定する。

(新設)

(新設)

険医療機関において、継続して賃上げに係る取組を実施した保険医療機関については、所定点数に代えて、次に掲げる点数を算定する。

<u>1 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 1</u>	
イ 初診又は訪問診療を行った場合	16点
ロ 再診時等	2点
<u>2 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 2</u>	
イ 初診又は訪問診療を行った場合	24点
ロ 再診時等	3点
<u>3 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 3</u>	
イ 初診又は訪問診療を行った場合	40点
ロ 再診時等	5点
<u>4 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 4</u>	
イ 初診又は訪問診療を行った場合	56点
ロ 再診時等	7点
<u>5 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 5</u>	
イ 初診又は訪問診療を行った場合	64点
ロ 再診時等	8点
<u>6 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 6</u>	
イ 初診又は訪問診療を行った場合	80点
ロ 再診時等	10点
<u>7 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 7</u>	
イ 初診又は訪問診療を行った場合	96点
ロ 再診時等	12点
<u>8 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 8</u>	
イ 初診又は訪問診療を行った場合	104点
ロ 再診時等	13点
<u>9 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 9</u>	
イ 初診又は訪問診療を行った場合	120点
ロ 再診時等	15点
<u>10 外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 10</u>	

イ	初診又は訪問診療を行った場合	136点
ロ	再診時等	17点
11	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 11	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	144点
ロ	再診時等	18点
12	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 12	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	160点
ロ	再診時等	20点
6	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、継続して賃上げに係る取組を実施した保険医療機関については、令和9年6月以降は、注5に掲げる所定点数に代えて、次に掲げる点数を算定する。	
1	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 1	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	16点
ロ	再診時等	2点
2	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 2	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	24点
ロ	再診時等	3点
3	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 3	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	32点
ロ	再診時等	4点
4	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 4	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	48点
ロ	再診時等	6点
5	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 5	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	56点
ロ	再診時等	7点
6	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 6	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	64点

(新設)

ロ	再診時等	8点
7	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅶ 7	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	80点
ロ	再診時等	10点
8	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅶ 8	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	88点
ロ	再診時等	11点
9	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅶ 9	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	96点
ロ	再診時等	12点
10	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅶ 10	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	112点
ロ	再診時等	14点
11	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅶ 11	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	120点
ロ	再診時等	15点
12	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅶ 12	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	128点
ロ	再診時等	16点
13	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅶ 13	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	144点
ロ	再診時等	18点
14	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅶ 14	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	152点
ロ	再診時等	19点
15	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅶ 15	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	160点
ロ	再診時等	20点
16	外来・在宅ベースアップ評価料Ⅶ 16	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	176点
ロ	再診時等	22点

<u>17</u>	<u>外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 17</u>	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	184点
ロ	再診時等	23点
<u>18</u>	<u>外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 18</u>	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	192点
ロ	再診時等	24点
<u>19</u>	<u>外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 19</u>	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	208点
ロ	再診時等	26点
<u>20</u>	<u>外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 20</u>	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	216点
ロ	再診時等	27点
<u>21</u>	<u>外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 21</u>	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	224点
ロ	再診時等	28点
<u>22</u>	<u>外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 22</u>	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	240点
ロ	再診時等	30点
<u>23</u>	<u>外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 23</u>	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	248点
ロ	再診時等	31点
<u>24</u>	<u>外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 24</u>	
イ	初診又は訪問診療を行った場合	256点
ロ	再診時等	32点

〇〇〇 3 入院ベースアップ評価料（1日につき）

1	入院ベースアップ評価料 1	1 点
2	入院ベースアップ評価料 2	2 点
3	入院ベースアップ評価料 3	3 点
4	入院ベースアップ評価料 4	4 点
5	入院ベースアップ評価料 5	5 点
6	入院ベースアップ評価料 6	6 点

〇 1 0 2 入院ベースアップ評価料（1日につき）

1	入院ベースアップ評価料 1	1 点
2	入院ベースアップ評価料 2	2 点
3	入院ベースアップ評価料 3	3 点
4	入院ベースアップ評価料 4	4 点
5	入院ベースアップ評価料 5	5 点
6	入院ベースアップ評価料 6	6 点

<u>162</u>	<u>入院ベースアップ評価料162</u>	<u>162点</u>	<u>162</u>	<u>入院ベースアップ評価料162</u>	<u>162点</u>
<u>163</u>	<u>入院ベースアップ評価料163</u>	<u>163点</u>	<u>163</u>	<u>入院ベースアップ評価料163</u>	<u>163点</u>
<u>164</u>	<u>入院ベースアップ評価料164</u>	<u>164点</u>	<u>164</u>	<u>入院ベースアップ評価料164</u>	<u>164点</u>
<u>165</u>	<u>入院ベースアップ評価料165</u>	<u>165点</u>	<u>165</u>	<u>入院ベースアップ評価料165</u>	<u>165点</u>
<u>166</u>	<u>入院ベースアップ評価料166</u>	<u>166点</u>		(新設)	
<u>167</u>	<u>入院ベースアップ評価料167</u>	<u>167点</u>		(新設)	
<u>168</u>	<u>入院ベースアップ評価料168</u>	<u>168点</u>		(新設)	
<u>169</u>	<u>入院ベースアップ評価料169</u>	<u>169点</u>		(新設)	
<u>170</u>	<u>入院ベースアップ評価料170</u>	<u>170点</u>		(新設)	
<u>171</u>	<u>入院ベースアップ評価料171</u>	<u>171点</u>		(新設)	
<u>172</u>	<u>入院ベースアップ評価料172</u>	<u>172点</u>		(新設)	
<u>173</u>	<u>入院ベースアップ評価料173</u>	<u>173点</u>		(新設)	
<u>174</u>	<u>入院ベースアップ評価料174</u>	<u>174点</u>		(新設)	
<u>175</u>	<u>入院ベースアップ評価料175</u>	<u>175点</u>		(新設)	
<u>176</u>	<u>入院ベースアップ評価料176</u>	<u>176点</u>		(新設)	
<u>177</u>	<u>入院ベースアップ評価料177</u>	<u>177点</u>		(新設)	
<u>178</u>	<u>入院ベースアップ評価料178</u>	<u>178点</u>		(新設)	
<u>179</u>	<u>入院ベースアップ評価料179</u>	<u>179点</u>		(新設)	
<u>180</u>	<u>入院ベースアップ評価料180</u>	<u>180点</u>		(新設)	
<u>181</u>	<u>入院ベースアップ評価料181</u>	<u>181点</u>		(新設)	
<u>182</u>	<u>入院ベースアップ評価料182</u>	<u>182点</u>		(新設)	
<u>183</u>	<u>入院ベースアップ評価料183</u>	<u>183点</u>		(新設)	
<u>184</u>	<u>入院ベースアップ評価料184</u>	<u>184点</u>		(新設)	
<u>185</u>	<u>入院ベースアップ評価料185</u>	<u>185点</u>		(新設)	
<u>186</u>	<u>入院ベースアップ評価料186</u>	<u>186点</u>		(新設)	
<u>187</u>	<u>入院ベースアップ評価料187</u>	<u>187点</u>		(新設)	
<u>188</u>	<u>入院ベースアップ評価料188</u>	<u>188点</u>		(新設)	
<u>189</u>	<u>入院ベースアップ評価料189</u>	<u>189点</u>		(新設)	
<u>190</u>	<u>入院ベースアップ評価料190</u>	<u>190点</u>		(新設)	
<u>191</u>	<u>入院ベースアップ評価料191</u>	<u>191点</u>		(新設)	
<u>192</u>	<u>入院ベースアップ評価料192</u>	<u>192点</u>		(新設)	

<u>193</u>	<u>入院ベースアップ評価料193</u>	<u>193点</u>	(新設)
<u>194</u>	<u>入院ベースアップ評価料194</u>	<u>194点</u>	(新設)
<u>195</u>	<u>入院ベースアップ評価料195</u>	<u>195点</u>	(新設)
<u>196</u>	<u>入院ベースアップ評価料196</u>	<u>196点</u>	(新設)
<u>197</u>	<u>入院ベースアップ評価料197</u>	<u>197点</u>	(新設)
<u>198</u>	<u>入院ベースアップ評価料198</u>	<u>198点</u>	(新設)
<u>199</u>	<u>入院ベースアップ評価料199</u>	<u>199点</u>	(新設)
<u>200</u>	<u>入院ベースアップ評価料200</u>	<u>200点</u>	(新設)
<u>201</u>	<u>入院ベースアップ評価料201</u>	<u>201点</u>	(新設)
<u>202</u>	<u>入院ベースアップ評価料202</u>	<u>202点</u>	(新設)
<u>203</u>	<u>入院ベースアップ評価料203</u>	<u>203点</u>	(新設)
<u>204</u>	<u>入院ベースアップ評価料204</u>	<u>204点</u>	(新設)
<u>205</u>	<u>入院ベースアップ評価料205</u>	<u>205点</u>	(新設)
<u>206</u>	<u>入院ベースアップ評価料206</u>	<u>206点</u>	(新設)
<u>207</u>	<u>入院ベースアップ評価料207</u>	<u>207点</u>	(新設)
<u>208</u>	<u>入院ベースアップ評価料208</u>	<u>208点</u>	(新設)
<u>209</u>	<u>入院ベースアップ評価料209</u>	<u>209点</u>	(新設)
<u>210</u>	<u>入院ベースアップ評価料210</u>	<u>210点</u>	(新設)
<u>211</u>	<u>入院ベースアップ評価料211</u>	<u>211点</u>	(新設)
<u>212</u>	<u>入院ベースアップ評価料212</u>	<u>212点</u>	(新設)
<u>213</u>	<u>入院ベースアップ評価料213</u>	<u>213点</u>	(新設)
<u>214</u>	<u>入院ベースアップ評価料214</u>	<u>214点</u>	(新設)
<u>215</u>	<u>入院ベースアップ評価料215</u>	<u>215点</u>	(新設)
<u>216</u>	<u>入院ベースアップ評価料216</u>	<u>216点</u>	(新設)
<u>217</u>	<u>入院ベースアップ評価料217</u>	<u>217点</u>	(新設)
<u>218</u>	<u>入院ベースアップ評価料218</u>	<u>218点</u>	(新設)
<u>219</u>	<u>入院ベースアップ評価料219</u>	<u>219点</u>	(新設)
<u>220</u>	<u>入院ベースアップ評価料220</u>	<u>220点</u>	(新設)
<u>221</u>	<u>入院ベースアップ評価料221</u>	<u>221点</u>	(新設)
<u>222</u>	<u>入院ベースアップ評価料222</u>	<u>222点</u>	(新設)
<u>223</u>	<u>入院ベースアップ評価料223</u>	<u>223点</u>	(新設)

<u>224</u>	<u>入院ベースアップ評価料224</u>	<u>224点</u>	(新設)
<u>225</u>	<u>入院ベースアップ評価料225</u>	<u>225点</u>	(新設)
<u>226</u>	<u>入院ベースアップ評価料226</u>	<u>226点</u>	(新設)
<u>227</u>	<u>入院ベースアップ評価料227</u>	<u>227点</u>	(新設)
<u>228</u>	<u>入院ベースアップ評価料228</u>	<u>228点</u>	(新設)
<u>229</u>	<u>入院ベースアップ評価料229</u>	<u>229点</u>	(新設)
<u>230</u>	<u>入院ベースアップ評価料230</u>	<u>230点</u>	(新設)
<u>231</u>	<u>入院ベースアップ評価料231</u>	<u>231点</u>	(新設)
<u>232</u>	<u>入院ベースアップ評価料232</u>	<u>232点</u>	(新設)
<u>233</u>	<u>入院ベースアップ評価料233</u>	<u>233点</u>	(新設)
<u>234</u>	<u>入院ベースアップ評価料234</u>	<u>234点</u>	(新設)
<u>235</u>	<u>入院ベースアップ評価料235</u>	<u>235点</u>	(新設)
<u>236</u>	<u>入院ベースアップ評価料236</u>	<u>236点</u>	(新設)
<u>237</u>	<u>入院ベースアップ評価料237</u>	<u>237点</u>	(新設)
<u>238</u>	<u>入院ベースアップ評価料238</u>	<u>238点</u>	(新設)
<u>239</u>	<u>入院ベースアップ評価料239</u>	<u>239点</u>	(新設)
<u>240</u>	<u>入院ベースアップ評価料240</u>	<u>240点</u>	(新設)
<u>241</u>	<u>入院ベースアップ評価料241</u>	<u>241点</u>	(新設)
<u>242</u>	<u>入院ベースアップ評価料242</u>	<u>242点</u>	(新設)
<u>243</u>	<u>入院ベースアップ評価料243</u>	<u>243点</u>	(新設)
<u>244</u>	<u>入院ベースアップ評価料244</u>	<u>244点</u>	(新設)
<u>245</u>	<u>入院ベースアップ評価料245</u>	<u>245点</u>	(新設)
<u>246</u>	<u>入院ベースアップ評価料246</u>	<u>246点</u>	(新設)
<u>247</u>	<u>入院ベースアップ評価料247</u>	<u>247点</u>	(新設)
<u>248</u>	<u>入院ベースアップ評価料248</u>	<u>248点</u>	(新設)
<u>249</u>	<u>入院ベースアップ評価料249</u>	<u>249点</u>	(新設)
<u>250</u>	<u>入院ベースアップ評価料250</u>	<u>250点</u>	(新設)
<u>251</u>	<u>入院ベースアップ評価料251</u>	<u>251点</u>	(新設)
<u>252</u>	<u>入院ベースアップ評価料252</u>	<u>252点</u>	(新設)
<u>253</u>	<u>入院ベースアップ評価料253</u>	<u>253点</u>	(新設)
<u>254</u>	<u>入院ベースアップ評価料254</u>	<u>254点</u>	(新設)

<u>255</u>	<u>入院ベースアップ評価料255</u>	<u>255点</u>	(新設)
<u>256</u>	<u>入院ベースアップ評価料256</u>	<u>256点</u>	(新設)
<u>257</u>	<u>入院ベースアップ評価料257</u>	<u>257点</u>	(新設)
<u>258</u>	<u>入院ベースアップ評価料258</u>	<u>258点</u>	(新設)
<u>259</u>	<u>入院ベースアップ評価料259</u>	<u>259点</u>	(新設)
<u>260</u>	<u>入院ベースアップ評価料260</u>	<u>260点</u>	(新設)
<u>261</u>	<u>入院ベースアップ評価料261</u>	<u>261点</u>	(新設)
<u>262</u>	<u>入院ベースアップ評価料262</u>	<u>262点</u>	(新設)
<u>263</u>	<u>入院ベースアップ評価料263</u>	<u>263点</u>	(新設)
<u>264</u>	<u>入院ベースアップ評価料264</u>	<u>264点</u>	(新設)
<u>265</u>	<u>入院ベースアップ評価料265</u>	<u>265点</u>	(新設)
<u>266</u>	<u>入院ベースアップ評価料266</u>	<u>266点</u>	(新設)
<u>267</u>	<u>入院ベースアップ評価料267</u>	<u>267点</u>	(新設)
<u>268</u>	<u>入院ベースアップ評価料268</u>	<u>268点</u>	(新設)
<u>269</u>	<u>入院ベースアップ評価料269</u>	<u>269点</u>	(新設)
<u>270</u>	<u>入院ベースアップ評価料270</u>	<u>270点</u>	(新設)
<u>271</u>	<u>入院ベースアップ評価料271</u>	<u>271点</u>	(新設)
<u>272</u>	<u>入院ベースアップ評価料272</u>	<u>272点</u>	(新設)
<u>273</u>	<u>入院ベースアップ評価料273</u>	<u>273点</u>	(新設)
<u>274</u>	<u>入院ベースアップ評価料274</u>	<u>274点</u>	(新設)
<u>275</u>	<u>入院ベースアップ評価料275</u>	<u>275点</u>	(新設)
<u>276</u>	<u>入院ベースアップ評価料276</u>	<u>276点</u>	(新設)
<u>277</u>	<u>入院ベースアップ評価料277</u>	<u>277点</u>	(新設)
<u>278</u>	<u>入院ベースアップ評価料278</u>	<u>278点</u>	(新設)
<u>279</u>	<u>入院ベースアップ評価料279</u>	<u>279点</u>	(新設)
<u>280</u>	<u>入院ベースアップ評価料280</u>	<u>280点</u>	(新設)
<u>281</u>	<u>入院ベースアップ評価料281</u>	<u>281点</u>	(新設)
<u>282</u>	<u>入院ベースアップ評価料282</u>	<u>282点</u>	(新設)
<u>283</u>	<u>入院ベースアップ評価料283</u>	<u>283点</u>	(新設)
<u>284</u>	<u>入院ベースアップ評価料284</u>	<u>284点</u>	(新設)
<u>285</u>	<u>入院ベースアップ評価料285</u>	<u>285点</u>	(新設)

<u>286</u>	<u>入院ベースアップ評価料286</u>	<u>286点</u>	(新設)
<u>287</u>	<u>入院ベースアップ評価料287</u>	<u>287点</u>	(新設)
<u>288</u>	<u>入院ベースアップ評価料288</u>	<u>288点</u>	(新設)
<u>289</u>	<u>入院ベースアップ評価料289</u>	<u>289点</u>	(新設)
<u>290</u>	<u>入院ベースアップ評価料290</u>	<u>290点</u>	(新設)
<u>291</u>	<u>入院ベースアップ評価料291</u>	<u>291点</u>	(新設)
<u>292</u>	<u>入院ベースアップ評価料292</u>	<u>292点</u>	(新設)
<u>293</u>	<u>入院ベースアップ評価料293</u>	<u>293点</u>	(新設)
<u>294</u>	<u>入院ベースアップ評価料294</u>	<u>294点</u>	(新設)
<u>295</u>	<u>入院ベースアップ評価料295</u>	<u>295点</u>	(新設)
<u>296</u>	<u>入院ベースアップ評価料296</u>	<u>296点</u>	(新設)
<u>297</u>	<u>入院ベースアップ評価料297</u>	<u>297点</u>	(新設)
<u>298</u>	<u>入院ベースアップ評価料298</u>	<u>298点</u>	(新設)
<u>299</u>	<u>入院ベースアップ評価料299</u>	<u>299点</u>	(新設)
<u>300</u>	<u>入院ベースアップ評価料300</u>	<u>300点</u>	(新設)
<u>301</u>	<u>入院ベースアップ評価料301</u>	<u>301点</u>	(新設)
<u>302</u>	<u>入院ベースアップ評価料302</u>	<u>302点</u>	(新設)
<u>303</u>	<u>入院ベースアップ評価料303</u>	<u>303点</u>	(新設)
<u>304</u>	<u>入院ベースアップ評価料304</u>	<u>304点</u>	(新設)
<u>305</u>	<u>入院ベースアップ評価料305</u>	<u>305点</u>	(新設)
<u>306</u>	<u>入院ベースアップ評価料306</u>	<u>306点</u>	(新設)
<u>307</u>	<u>入院ベースアップ評価料307</u>	<u>307点</u>	(新設)
<u>308</u>	<u>入院ベースアップ評価料308</u>	<u>308点</u>	(新設)
<u>309</u>	<u>入院ベースアップ評価料309</u>	<u>309点</u>	(新設)
<u>310</u>	<u>入院ベースアップ評価料310</u>	<u>310点</u>	(新設)
<u>311</u>	<u>入院ベースアップ評価料311</u>	<u>311点</u>	(新設)
<u>312</u>	<u>入院ベースアップ評価料312</u>	<u>312点</u>	(新設)
<u>313</u>	<u>入院ベースアップ評価料313</u>	<u>313点</u>	(新設)
<u>314</u>	<u>入院ベースアップ評価料314</u>	<u>314点</u>	(新設)
<u>315</u>	<u>入院ベースアップ評価料315</u>	<u>315点</u>	(新設)
<u>316</u>	<u>入院ベースアップ評価料316</u>	<u>316点</u>	(新設)

<u>317</u>	<u>入院ベースアップ評価料317</u>	<u>317点</u>	(新設)
<u>318</u>	<u>入院ベースアップ評価料318</u>	<u>318点</u>	(新設)
<u>319</u>	<u>入院ベースアップ評価料319</u>	<u>319点</u>	(新設)
<u>320</u>	<u>入院ベースアップ評価料320</u>	<u>320点</u>	(新設)
<u>321</u>	<u>入院ベースアップ評価料321</u>	<u>321点</u>	(新設)
<u>322</u>	<u>入院ベースアップ評価料322</u>	<u>322点</u>	(新設)
<u>323</u>	<u>入院ベースアップ評価料323</u>	<u>323点</u>	(新設)
<u>324</u>	<u>入院ベースアップ評価料324</u>	<u>324点</u>	(新設)
<u>325</u>	<u>入院ベースアップ評価料325</u>	<u>325点</u>	(新設)
<u>326</u>	<u>入院ベースアップ評価料326</u>	<u>326点</u>	(新設)
<u>327</u>	<u>入院ベースアップ評価料327</u>	<u>327点</u>	(新設)
<u>328</u>	<u>入院ベースアップ評価料328</u>	<u>328点</u>	(新設)
<u>329</u>	<u>入院ベースアップ評価料329</u>	<u>329点</u>	(新設)
<u>330</u>	<u>入院ベースアップ評価料330</u>	<u>330点</u>	(新設)
<u>331</u>	<u>入院ベースアップ評価料331</u>	<u>331点</u>	(新設)
<u>332</u>	<u>入院ベースアップ評価料332</u>	<u>332点</u>	(新設)
<u>333</u>	<u>入院ベースアップ評価料333</u>	<u>333点</u>	(新設)
<u>334</u>	<u>入院ベースアップ評価料334</u>	<u>334点</u>	(新設)
<u>335</u>	<u>入院ベースアップ評価料335</u>	<u>335点</u>	(新設)
<u>336</u>	<u>入院ベースアップ評価料336</u>	<u>336点</u>	(新設)
<u>337</u>	<u>入院ベースアップ評価料337</u>	<u>337点</u>	(新設)
<u>338</u>	<u>入院ベースアップ評価料338</u>	<u>338点</u>	(新設)
<u>339</u>	<u>入院ベースアップ評価料339</u>	<u>339点</u>	(新設)
<u>340</u>	<u>入院ベースアップ評価料340</u>	<u>340点</u>	(新設)
<u>341</u>	<u>入院ベースアップ評価料341</u>	<u>341点</u>	(新設)
<u>342</u>	<u>入院ベースアップ評価料342</u>	<u>342点</u>	(新設)
<u>343</u>	<u>入院ベースアップ評価料343</u>	<u>343点</u>	(新設)
<u>344</u>	<u>入院ベースアップ評価料344</u>	<u>344点</u>	(新設)
<u>345</u>	<u>入院ベースアップ評価料345</u>	<u>345点</u>	(新設)
<u>346</u>	<u>入院ベースアップ評価料346</u>	<u>346点</u>	(新設)
<u>347</u>	<u>入院ベースアップ評価料347</u>	<u>347点</u>	(新設)

<u>348</u>	<u>入院ベースアップ評価料348</u>	<u>348点</u>	(新設)
<u>349</u>	<u>入院ベースアップ評価料349</u>	<u>349点</u>	(新設)
<u>350</u>	<u>入院ベースアップ評価料350</u>	<u>350点</u>	(新設)
<u>351</u>	<u>入院ベースアップ評価料351</u>	<u>351点</u>	(新設)
<u>352</u>	<u>入院ベースアップ評価料352</u>	<u>352点</u>	(新設)
<u>353</u>	<u>入院ベースアップ評価料353</u>	<u>353点</u>	(新設)
<u>354</u>	<u>入院ベースアップ評価料354</u>	<u>354点</u>	(新設)
<u>355</u>	<u>入院ベースアップ評価料355</u>	<u>355点</u>	(新設)
<u>356</u>	<u>入院ベースアップ評価料356</u>	<u>356点</u>	(新設)
<u>357</u>	<u>入院ベースアップ評価料357</u>	<u>357点</u>	(新設)
<u>358</u>	<u>入院ベースアップ評価料358</u>	<u>358点</u>	(新設)
<u>359</u>	<u>入院ベースアップ評価料359</u>	<u>359点</u>	(新設)
<u>360</u>	<u>入院ベースアップ評価料360</u>	<u>360点</u>	(新設)
<u>361</u>	<u>入院ベースアップ評価料361</u>	<u>361点</u>	(新設)
<u>362</u>	<u>入院ベースアップ評価料362</u>	<u>362点</u>	(新設)
<u>363</u>	<u>入院ベースアップ評価料363</u>	<u>363点</u>	(新設)
<u>364</u>	<u>入院ベースアップ評価料364</u>	<u>364点</u>	(新設)
<u>365</u>	<u>入院ベースアップ評価料365</u>	<u>365点</u>	(新設)
<u>366</u>	<u>入院ベースアップ評価料366</u>	<u>366点</u>	(新設)
<u>367</u>	<u>入院ベースアップ評価料367</u>	<u>367点</u>	(新設)
<u>368</u>	<u>入院ベースアップ評価料368</u>	<u>368点</u>	(新設)
<u>369</u>	<u>入院ベースアップ評価料369</u>	<u>369点</u>	(新設)
<u>370</u>	<u>入院ベースアップ評価料370</u>	<u>370点</u>	(新設)
<u>371</u>	<u>入院ベースアップ評価料371</u>	<u>371点</u>	(新設)
<u>372</u>	<u>入院ベースアップ評価料372</u>	<u>372点</u>	(新設)
<u>373</u>	<u>入院ベースアップ評価料373</u>	<u>373点</u>	(新設)
<u>374</u>	<u>入院ベースアップ評価料374</u>	<u>374点</u>	(新設)
<u>375</u>	<u>入院ベースアップ評価料375</u>	<u>375点</u>	(新設)
<u>376</u>	<u>入院ベースアップ評価料376</u>	<u>376点</u>	(新設)
<u>377</u>	<u>入院ベースアップ評価料377</u>	<u>377点</u>	(新設)
<u>378</u>	<u>入院ベースアップ評価料378</u>	<u>378点</u>	(新設)

<u>379</u>	<u>入院ベースアップ評価料379</u>	<u>379点</u>	(新設)
<u>380</u>	<u>入院ベースアップ評価料380</u>	<u>380点</u>	(新設)
<u>381</u>	<u>入院ベースアップ評価料381</u>	<u>381点</u>	(新設)
<u>382</u>	<u>入院ベースアップ評価料382</u>	<u>382点</u>	(新設)
<u>383</u>	<u>入院ベースアップ評価料383</u>	<u>383点</u>	(新設)
<u>384</u>	<u>入院ベースアップ評価料384</u>	<u>384点</u>	(新設)
<u>385</u>	<u>入院ベースアップ評価料385</u>	<u>385点</u>	(新設)
<u>386</u>	<u>入院ベースアップ評価料386</u>	<u>386点</u>	(新設)
<u>387</u>	<u>入院ベースアップ評価料387</u>	<u>387点</u>	(新設)
<u>388</u>	<u>入院ベースアップ評価料388</u>	<u>388点</u>	(新設)
<u>389</u>	<u>入院ベースアップ評価料389</u>	<u>389点</u>	(新設)
<u>390</u>	<u>入院ベースアップ評価料390</u>	<u>390点</u>	(新設)
<u>391</u>	<u>入院ベースアップ評価料391</u>	<u>391点</u>	(新設)
<u>392</u>	<u>入院ベースアップ評価料392</u>	<u>392点</u>	(新設)
<u>393</u>	<u>入院ベースアップ評価料393</u>	<u>393点</u>	(新設)
<u>394</u>	<u>入院ベースアップ評価料394</u>	<u>394点</u>	(新設)
<u>395</u>	<u>入院ベースアップ評価料395</u>	<u>395点</u>	(新設)
<u>396</u>	<u>入院ベースアップ評価料396</u>	<u>396点</u>	(新設)
<u>397</u>	<u>入院ベースアップ評価料397</u>	<u>397点</u>	(新設)
<u>398</u>	<u>入院ベースアップ評価料398</u>	<u>398点</u>	(新設)
<u>399</u>	<u>入院ベースアップ評価料399</u>	<u>399点</u>	(新設)
<u>400</u>	<u>入院ベースアップ評価料400</u>	<u>400点</u>	(新設)
<u>401</u>	<u>入院ベースアップ評価料401</u>	<u>401点</u>	(新設)
<u>402</u>	<u>入院ベースアップ評価料402</u>	<u>402点</u>	(新設)
<u>403</u>	<u>入院ベースアップ評価料403</u>	<u>403点</u>	(新設)
<u>404</u>	<u>入院ベースアップ評価料404</u>	<u>404点</u>	(新設)
<u>405</u>	<u>入院ベースアップ評価料405</u>	<u>405点</u>	(新設)
<u>406</u>	<u>入院ベースアップ評価料406</u>	<u>406点</u>	(新設)
<u>407</u>	<u>入院ベースアップ評価料407</u>	<u>407点</u>	(新設)
<u>408</u>	<u>入院ベースアップ評価料408</u>	<u>408点</u>	(新設)
<u>409</u>	<u>入院ベースアップ評価料409</u>	<u>409点</u>	(新設)

<u>410</u>	<u>入院ベースアップ評価料410</u>	<u>410点</u>	(新設)
<u>411</u>	<u>入院ベースアップ評価料411</u>	<u>411点</u>	(新設)
<u>412</u>	<u>入院ベースアップ評価料412</u>	<u>412点</u>	(新設)
<u>413</u>	<u>入院ベースアップ評価料413</u>	<u>413点</u>	(新設)
<u>414</u>	<u>入院ベースアップ評価料414</u>	<u>414点</u>	(新設)
<u>415</u>	<u>入院ベースアップ評価料415</u>	<u>415点</u>	(新設)
<u>416</u>	<u>入院ベースアップ評価料416</u>	<u>416点</u>	(新設)
<u>417</u>	<u>入院ベースアップ評価料417</u>	<u>417点</u>	(新設)
<u>418</u>	<u>入院ベースアップ評価料418</u>	<u>418点</u>	(新設)
<u>419</u>	<u>入院ベースアップ評価料419</u>	<u>419点</u>	(新設)
<u>420</u>	<u>入院ベースアップ評価料420</u>	<u>420点</u>	(新設)
<u>421</u>	<u>入院ベースアップ評価料421</u>	<u>421点</u>	(新設)
<u>422</u>	<u>入院ベースアップ評価料422</u>	<u>422点</u>	(新設)
<u>423</u>	<u>入院ベースアップ評価料423</u>	<u>423点</u>	(新設)
<u>424</u>	<u>入院ベースアップ評価料424</u>	<u>424点</u>	(新設)
<u>425</u>	<u>入院ベースアップ評価料425</u>	<u>425点</u>	(新設)
<u>426</u>	<u>入院ベースアップ評価料426</u>	<u>426点</u>	(新設)
<u>427</u>	<u>入院ベースアップ評価料427</u>	<u>427点</u>	(新設)
<u>428</u>	<u>入院ベースアップ評価料428</u>	<u>428点</u>	(新設)
<u>429</u>	<u>入院ベースアップ評価料429</u>	<u>429点</u>	(新設)
<u>430</u>	<u>入院ベースアップ評価料430</u>	<u>430点</u>	(新設)
<u>431</u>	<u>入院ベースアップ評価料431</u>	<u>431点</u>	(新設)
<u>432</u>	<u>入院ベースアップ評価料432</u>	<u>432点</u>	(新設)
<u>433</u>	<u>入院ベースアップ評価料433</u>	<u>433点</u>	(新設)
<u>434</u>	<u>入院ベースアップ評価料434</u>	<u>434点</u>	(新設)
<u>435</u>	<u>入院ベースアップ評価料435</u>	<u>435点</u>	(新設)
<u>436</u>	<u>入院ベースアップ評価料436</u>	<u>436点</u>	(新設)
<u>437</u>	<u>入院ベースアップ評価料437</u>	<u>437点</u>	(新設)
<u>438</u>	<u>入院ベースアップ評価料438</u>	<u>438点</u>	(新設)
<u>439</u>	<u>入院ベースアップ評価料439</u>	<u>439点</u>	(新設)
<u>440</u>	<u>入院ベースアップ評価料440</u>	<u>440点</u>	(新設)

<u>441</u>	<u>入院ベースアップ評価料441</u>	<u>441点</u>	(新設)
<u>442</u>	<u>入院ベースアップ評価料442</u>	<u>442点</u>	(新設)
<u>443</u>	<u>入院ベースアップ評価料443</u>	<u>443点</u>	(新設)
<u>444</u>	<u>入院ベースアップ評価料444</u>	<u>444点</u>	(新設)
<u>445</u>	<u>入院ベースアップ評価料445</u>	<u>445点</u>	(新設)
<u>446</u>	<u>入院ベースアップ評価料446</u>	<u>446点</u>	(新設)
<u>447</u>	<u>入院ベースアップ評価料447</u>	<u>447点</u>	(新設)
<u>448</u>	<u>入院ベースアップ評価料448</u>	<u>448点</u>	(新設)
<u>449</u>	<u>入院ベースアップ評価料449</u>	<u>449点</u>	(新設)
<u>450</u>	<u>入院ベースアップ評価料450</u>	<u>450点</u>	(新設)
<u>451</u>	<u>入院ベースアップ評価料451</u>	<u>451点</u>	(新設)
<u>452</u>	<u>入院ベースアップ評価料452</u>	<u>452点</u>	(新設)
<u>453</u>	<u>入院ベースアップ評価料453</u>	<u>453点</u>	(新設)
<u>454</u>	<u>入院ベースアップ評価料454</u>	<u>454点</u>	(新設)
<u>455</u>	<u>入院ベースアップ評価料455</u>	<u>455点</u>	(新設)
<u>456</u>	<u>入院ベースアップ評価料456</u>	<u>456点</u>	(新設)
<u>457</u>	<u>入院ベースアップ評価料457</u>	<u>457点</u>	(新設)
<u>458</u>	<u>入院ベースアップ評価料458</u>	<u>458点</u>	(新設)
<u>459</u>	<u>入院ベースアップ評価料459</u>	<u>459点</u>	(新設)
<u>460</u>	<u>入院ベースアップ評価料460</u>	<u>460点</u>	(新設)
<u>461</u>	<u>入院ベースアップ評価料461</u>	<u>461点</u>	(新設)
<u>462</u>	<u>入院ベースアップ評価料462</u>	<u>462点</u>	(新設)
<u>463</u>	<u>入院ベースアップ評価料463</u>	<u>463点</u>	(新設)
<u>464</u>	<u>入院ベースアップ評価料464</u>	<u>464点</u>	(新設)
<u>465</u>	<u>入院ベースアップ評価料465</u>	<u>465点</u>	(新設)
<u>466</u>	<u>入院ベースアップ評価料466</u>	<u>466点</u>	(新設)
<u>467</u>	<u>入院ベースアップ評価料467</u>	<u>467点</u>	(新設)
<u>468</u>	<u>入院ベースアップ評価料468</u>	<u>468点</u>	(新設)
<u>469</u>	<u>入院ベースアップ評価料469</u>	<u>469点</u>	(新設)
<u>470</u>	<u>入院ベースアップ評価料470</u>	<u>470点</u>	(新設)
<u>471</u>	<u>入院ベースアップ評価料471</u>	<u>471点</u>	(新設)

472	入院ベースアップ評価料472	472点	(新設)
473	入院ベースアップ評価料473	473点	(新設)
474	入院ベースアップ評価料474	474点	(新設)
475	入院ベースアップ評価料475	475点	(新設)
476	入院ベースアップ評価料476	476点	(新設)
477	入院ベースアップ評価料477	477点	(新設)
478	入院ベースアップ評価料478	478点	(新設)
479	入院ベースアップ評価料479	479点	(新設)
480	入院ベースアップ評価料480	480点	(新設)
481	入院ベースアップ評価料481	481点	(新設)
482	入院ベースアップ評価料482	482点	(新設)
483	入院ベースアップ評価料483	483点	(新設)
484	入院ベースアップ評価料484	484点	(新設)
485	入院ベースアップ評価料485	485点	(新設)
486	入院ベースアップ評価料486	486点	(新設)
487	入院ベースアップ評価料487	487点	(新設)
488	入院ベースアップ評価料488	488点	(新設)
489	入院ベースアップ評価料489	489点	(新設)
490	入院ベースアップ評価料490	490点	(新設)
491	入院ベースアップ評価料491	491点	(新設)
492	入院ベースアップ評価料492	492点	(新設)
493	入院ベースアップ評価料493	493点	(新設)
494	入院ベースアップ評価料494	494点	(新設)
495	入院ベースアップ評価料495	495点	(新設)
496	入院ベースアップ評価料496	496点	(新設)
497	入院ベースアップ評価料497	497点	(新設)
498	入院ベースアップ評価料498	498点	(新設)
499	入院ベースアップ評価料499	499点	(新設)
500	入院ベースアップ評価料500	500点	(新設)
注 1	当該保険医療機関において勤務する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が		注 主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準

定める施設基準に適合しているものとして地方
厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院して
いる患者であって、第1章第2部第1節の入院
基本料（特別入院基本料等を含む。）、同部第
3節の特定入院料又は同部第4節の短期滞在手
術等基本料（短期滞在手術等基本料1を除く。

）を算定しているものについて、当該基準に係
る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。

2 251から500までに規定する点数については、
令和9年6月以降において算定する。

第2節 物価対応料

区分

〇100 物価対応料

1 外来・在宅物価対応料

イ 初診時 2点

ロ 再診時等 2点

ハ 訪問診療時 3点

2 入院物価対応料（1日につき）

イ 急性期病院A一般入院料を算定する場合
66点

ロ 急性期病院B一般入院料を算定する場合（ハ
の場合を除く。） 58点

ハ 急性期病院B一般入院料及び看護・多職種協
働加算を算定する場合 58点

ニ 急性期一般入院料1を算定する場合 58点

ホ 急性期一般入院料2を算定する場合 45点

ヘ 急性期一般入院料3を算定する場合 45点

ト 急性期一般入院料4を算定する場合（チの場
合を除く。） 45点

チ 急性期一般入院料4及び看護・多職種協働加
算を算定する場合 58点

に適合しているものとして地方厚生局長等に届け
出た保険医療機関に入院している患者であって、
第1章第2部第1節の入院基本料（特別入院基本
料等を含む。）、同部第3節の特定入院料又は同
部第4節の短期滞在手術等基本料（短期滞在手術
等基本料1を除く。）を算定しているものについ
て、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点
数を算定する。

（新設）

（新設）

<u>リ</u>	<u>急性期一般入院料 5 を算定する場合</u>	<u>36点</u>
<u>ヌ</u>	<u>急性期一般入院料 6 を算定する場合</u>	<u>34点</u>
<u>ル</u>	<u>地域一般入院料 1 を算定する場合</u>	<u>32点</u>
<u>ヲ</u>	<u>地域一般入院料 2 を算定する場合</u>	<u>32点</u>
<u>ワ</u>	<u>地域一般入院料 3 を算定する場合</u>	<u>23点</u>
<u>カ</u>	<u>特別入院基本料（一般病棟）を算定する場合</u>	<u>17点</u>
<u>ヨ</u>	<u>療養病棟入院料 1 の入院料 1 を算定する場合</u>	<u>18点</u>
<u>タ</u>	<u>療養病棟入院料 1 の入院料 2 を算定する場合</u>	<u>18点</u>
<u>レ</u>	<u>療養病棟入院料 1 の入院料 3 を算定する場合</u>	<u>15点</u>
<u>ソ</u>	<u>療養病棟入院料 1 の入院料 4 を算定する場合</u>	<u>16点</u>
<u>ヅ</u>	<u>療養病棟入院料 1 の入院料 5 を算定する場合</u>	<u>15点</u>
<u>ネ</u>	<u>療養病棟入院料 1 の入院料 6 を算定する場合</u>	<u>12点</u>
<u>ナ</u>	<u>療養病棟入院料 1 の入院料 7 を算定する場合</u>	<u>15点</u>
<u>ラ</u>	<u>療養病棟入院料 1 の入院料 8 を算定する場合</u>	<u>15点</u>
<u>ム</u>	<u>療養病棟入院料 1 の入院料 9 を算定する場合</u>	<u>12点</u>
<u>ウ</u>	<u>療養病棟入院料 1 の入院料10を算定する場合</u>	<u>17点</u>
<u>ヅ</u>	<u>療養病棟入院料 1 の入院料11を算定する場合</u>	<u>16点</u>
<u>ノ</u>	<u>療養病棟入院料 1 の入院料12を算定する場合</u>	<u>14点</u>

オ	<u>療養病棟入院料 1 の入院料13を算定する場合</u>	<u>13点</u>
ク	<u>療養病棟入院料 1 の入院料14を算定する場合</u>	<u>13点</u>
ヤ	<u>療養病棟入院料 1 の入院料15を算定する場合</u>	<u>12点</u>
マ	<u>療養病棟入院料 1 の入院料16を算定する場合</u>	<u>13点</u>
ケ	<u>療養病棟入院料 1 の入院料17を算定する場合</u>	<u>12点</u>
フ	<u>療養病棟入院料 1 の入院料18を算定する場合</u>	<u>11点</u>
コ	<u>療養病棟入院料 1 の入院料19を算定する場合</u>	<u>17点</u>
エ	<u>療養病棟入院料 1 の入院料20を算定する場合</u>	<u>16点</u>
テ	<u>療養病棟入院料 1 の入院料21を算定する場合</u>	<u>14点</u>
ア	<u>療養病棟入院料 1 の入院料22を算定する場合</u>	<u>13点</u>
サ	<u>療養病棟入院料 1 の入院料23を算定する場合</u>	<u>13点</u>
キ	<u>療養病棟入院料 1 の入院料24を算定する場合</u>	<u>12点</u>
ユ	<u>療養病棟入院料 1 の入院料25を算定する場合</u>	<u>9点</u>
メ	<u>療養病棟入院料 1 の入院料26を算定する場合</u>	<u>8点</u>
ミ	<u>療養病棟入院料 1 の入院料27を算定する場合</u>	<u>8点</u>
シ	<u>療養病棟入院料 1 の入院料28を算定する場合</u>	

	17点
エ 療養病棟入院料 1 の入院料29を算定する場合	
	16点
ヒ 療養病棟入院料 1 の入院料30を算定する場合	
	14点
モ 療養病棟入院料 2 の入院料 1 を算定する場合	
	16点
セ 療養病棟入院料 2 の入院料 2 を算定する場合	
	16点
ス 療養病棟入院料 2 の入院料 3 を算定する場合	
	13点
ン 療養病棟入院料 2 の入院料 4 を算定する場合	
	14点
イイ 療養病棟入院料 2 の入院料 5 を算定する場合	
合	13点
イロ 療養病棟入院料 2 の入院料 6 を算定する場合	
合	11点
イハ 療養病棟入院料 2 の入院料 7 を算定する場合	
合	14点
イニ 療養病棟入院料 2 の入院料 8 を算定する場合	
合	13点
イホ 療養病棟入院料 2 の入院料 9 を算定する場合	
合	11点
イヘ 療養病棟入院料 2 の入院料10を算定する場合	
合	15点
イト 療養病棟入院料 2 の入院料11を算定する場合	
合	15点
イチ 療養病棟入院料 2 の入院料12を算定する場合	
合	12点
イリ 療養病棟入院料 2 の入院料13を算定する場合	
合	12点

<u>イヌ</u>	<u>療養病棟入院料 2 の入院料14を算定する場</u>
<u>合</u>	<u>12点</u>
<u>イル</u>	<u>療養病棟入院料 2 の入院料15を算定する場</u>
<u>合</u>	<u>10点</u>
<u>イロ</u>	<u>療養病棟入院料 2 の入院料16を算定する場</u>
<u>合</u>	<u>11点</u>
<u>イワ</u>	<u>療養病棟入院料 2 の入院料17を算定する場</u>
<u>合</u>	<u>11点</u>
<u>イカ</u>	<u>療養病棟入院料 2 の入院料18を算定する場</u>
<u>合</u>	<u>10点</u>
<u>イヨ</u>	<u>療養病棟入院料 2 の入院料19を算定する場</u>
<u>合</u>	<u>15点</u>
<u>イタ</u>	<u>療養病棟入院料 2 の入院料20を算定する場</u>
<u>合</u>	<u>15点</u>
<u>イレ</u>	<u>療養病棟入院料 2 の入院料21を算定する場</u>
<u>合</u>	<u>12点</u>
<u>イソ</u>	<u>療養病棟入院料 2 の入院料22を算定する場</u>
<u>合</u>	<u>12点</u>
<u>イツ</u>	<u>療養病棟入院料 2 の入院料23を算定する場</u>
<u>合</u>	<u>12点</u>
<u>イネ</u>	<u>療養病棟入院料 2 の入院料24を算定する場</u>
<u>合</u>	<u>10点</u>
<u>イナ</u>	<u>療養病棟入院料 2 の入院料25を算定する場</u>
<u>合</u>	<u>8点</u>
<u>イラ</u>	<u>療養病棟入院料 2 の入院料26を算定する場</u>
<u>合</u>	<u>7点</u>
<u>イム</u>	<u>療養病棟入院料 2 の入院料27を算定する場</u>
<u>合</u>	<u>6点</u>
<u>イウ</u>	<u>療養病棟入院料 2 の入院料28を算定する場</u>
<u>合</u>	<u>15点</u>
<u>イヰ</u>	<u>療養病棟入院料 2 の入院料29を算定する場</u>

<u>合</u>	<u>15点</u>
<u>イノ 療養病棟入院料2の入院料30を算定する場</u>	
<u>合</u>	<u>12点</u>
<u>イオ 特別入院基本料（療養病棟）を算定する場</u>	
<u>合</u>	<u>6点</u>
<u>イク 結核病棟入院基本料の7対1入院基本料を</u>	
<u>算定する場合</u>	<u>33点</u>
<u>イヤ 結核病棟入院基本料の10対1入院基本料を</u>	
<u>算定する場合</u>	<u>28点</u>
<u>イマ 結核病棟入院基本料の13対1入院基本料を</u>	
<u>算定する場合</u>	<u>23点</u>
<u>イケ 結核病棟入院基本料の15対1入院基本料を</u>	
<u>算定する場合</u>	<u>20点</u>
<u>イフ 結核病棟入院基本料の18対1入院基本料を</u>	
<u>算定する場合</u>	<u>17点</u>
<u>イコ 結核病棟入院基本料の20対1入院基本料を</u>	
<u>算定する場合</u>	<u>16点</u>
<u>イエ 特別入院基本料（結核病棟）を算定する場</u>	
<u>合</u>	<u>12点</u>
<u>イテ 急性期病院A精神病棟入院料の10対1入院</u>	
<u>基本料を算定する場合</u>	<u>18点</u>
<u>イア 急性期病院A精神病棟入院料の13対1入院</u>	
<u>基本料を算定する場合</u>	<u>13点</u>
<u>イサ 急性期病院A精神病棟入院料の15対1入院</u>	
<u>基本料を算定する場合</u>	<u>9点</u>
<u>イキ 急性期病院B精神病棟入院料の10対1入院</u>	
<u>基本料を算定する場合</u>	<u>15点</u>
<u>イユ 急性期病院B精神病棟入院料の13対1入院</u>	
<u>基本料を算定する場合</u>	<u>13点</u>
<u>イメ 急性期病院B精神病棟入院料の15対1入院</u>	
<u>基本料を算定する場合</u>	<u>8点</u>

<u>イミ</u>	<u>精神病棟入院基本料の10対1入院基本料を 算定する場合</u>	<u>13点</u>
<u>イシ</u>	<u>精神病棟入院基本料の13対1入院基本料を 算定する場合</u>	<u>10点</u>
<u>イエ</u>	<u>精神病棟入院基本料の15対1入院基本料を 算定する場合</u>	<u>8点</u>
<u>イヒ</u>	<u>精神病棟入院基本料の18対1入院基本料を 算定する場合</u>	<u>6点</u>
<u>イモ</u>	<u>精神病棟入院基本料の20対1入院基本料を 算定する場合</u>	<u>6点</u>
<u>イセ</u>	<u>特別入院基本料（精神病棟）を算定する場 合</u>	<u>4点</u>
<u>イス</u>	<u>特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合 ）の7対1入院基本料を算定する場合</u>	<u>84点</u>
<u>イン</u>	<u>特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合 ）の10対1入院基本料を算定する場合</u>	<u>67点</u>
<u>ロイ</u>	<u>特定機能病院入院基本料（結核病棟の場合 ）の7対1入院基本料を算定する場合</u>	<u>50点</u>
<u>ロロ</u>	<u>特定機能病院入院基本料（結核病棟の場合 ）の10対1入院基本料を算定する場合</u>	<u>40点</u>
<u>ロハ</u>	<u>特定機能病院入院基本料（結核病棟の場合 ）の13対1入院基本料を算定する場合</u>	<u>34点</u>
<u>ロニ</u>	<u>特定機能病院入院基本料（結核病棟の場合 ）の15対1入院基本料を算定する場合</u>	<u>29点</u>
<u>ロホ</u>	<u>特定機能病院入院基本料（精神病棟の場合 ）の7対1入院基本料を算定する場合</u>	<u>39点</u>
<u>ロヘ</u>	<u>特定機能病院入院基本料（精神病棟の場合 ）の10対1入院基本料を算定する場合</u>	<u>34点</u>
<u>ロト</u>	<u>特定機能病院入院基本料（精神病棟の場合 ）の13対1入院基本料を算定する場合</u>	<u>31点</u>
<u>ロチ</u>	<u>特定機能病院入院基本料（精神病棟の場合</u>	

) の15対1入院基本料を算定する場合	28点
ロリ 専門病院入院基本料の7対1入院基本料を算定する場合	63点
ロス 専門病院入院基本料の10対1入院基本料を算定する場合	38点
ロル 専門病院入院基本料の13対1入院基本料を算定する場合	32点
ロワ 障害者施設等入院基本料の7対1入院基本料を算定する場合	22点
ロヅ 障害者施設等入院基本料の10対1入院基本料を算定する場合	19点
ロカ 障害者施設等入院基本料の13対1入院基本料を算定する場合	16点
ロコ 障害者施設等入院基本料の15対1入院基本料を算定する場合	14点
ロタ 特定入院基本料（障害者施設等）を算定する場合	13点
ロレ 障害者施設等入院基本料（注6のイの(1)）を算定する場合	21点
ロソ 障害者施設等入院基本料（注6のイの(2)）を算定する場合	19点
ロツ 障害者施設等入院基本料（注6のロの(1)）を算定する場合	18点
ロネ 障害者施設等入院基本料（注6のロの(2)）を算定する場合	17点
ロナ 障害者施設等入院基本料（注6のハの(1)）を算定する場合	17点
ロラ 障害者施設等入院基本料（注6のハの(2)）を算定する場合	15点
ロム 障害者施設等入院基本料（注13のイの(1)）を算定する場合	18点

<u>ロウ</u>	<u>障害者施設等入院基本料（注13のイの(2)）</u>	
	<u>を算定する場合</u>	<u>17点</u>
<u>ロヰ</u>	<u>障害者施設等入院基本料（注13のロの(1)）</u>	
	<u>を算定する場合</u>	<u>17点</u>
<u>ロノ</u>	<u>障害者施設等入院基本料（注13のロの(2)）</u>	
	<u>を算定する場合</u>	<u>15点</u>
<u>ロオ</u>	<u>障害者施設等入院基本料（注13のハの(1)）</u>	
	<u>を算定する場合</u>	<u>15点</u>
<u>ロク</u>	<u>障害者施設等入院基本料（注13のハの(2)）</u>	
	<u>を算定する場合</u>	<u>14点</u>
<u>ロヤ</u>	<u>障害者施設等入院基本料（注14のイ）を算</u>	
	<u>定する場合</u>	<u>21点</u>
<u>ロマ</u>	<u>障害者施設等入院基本料（注14のロ）を算</u>	
	<u>定する場合</u>	<u>19点</u>
<u>ロケ</u>	<u>障害者施設等入院基本料（注14のハ）を算</u>	
	<u>定する場合</u>	<u>18点</u>
<u>ロフ</u>	<u>有床診療所入院基本料 1（14日以内の期間</u>	
	<u>）を算定する場合</u>	<u>72点</u>
<u>ロコ</u>	<u>有床診療所入院基本料 1（15日以上30日以</u>	
	<u>内の期間）を算定する場合</u>	<u>56点</u>
<u>ロエ</u>	<u>有床診療所入院基本料 1（31日以上）の期間</u>	
	<u>）を算定する場合</u>	<u>48点</u>
<u>ロテ</u>	<u>有床診療所入院基本料 2（14日以内の期間</u>	
	<u>）を算定する場合</u>	<u>65点</u>
<u>ロア</u>	<u>有床診療所入院基本料 2（15日以上30日以</u>	
	<u>内の期間）を算定する場合</u>	<u>49点</u>
<u>ロサ</u>	<u>有床診療所入院基本料 2（31日以上）の期間</u>	
	<u>）を算定する場合</u>	<u>44点</u>
<u>ロキ</u>	<u>有床診療所入院基本料 3（14日以内の期間</u>	
	<u>）を算定する場合</u>	<u>48点</u>
<u>ロユ</u>	<u>有床診療所入院基本料 3（15日以上30日以</u>	

<u>内の期間)を算定する場合</u>	<u>45点</u>
<u>ロメ 有床診療所入院基本料3 (31日以上の期間)</u>	
<u>を算定する場合</u>	<u>42点</u>
<u>ロミ 有床診療所入院基本料4 (14日以内の期間)</u>	
<u>を算定する場合</u>	<u>65点</u>
<u>ロシ 有床診療所入院基本料4 (15日以上30日以内の期間)を算定する場合</u>	<u>51点</u>
<u>ロエ 有床診療所入院基本料4 (31日以上の期間)</u>	
<u>を算定する場合</u>	<u>43点</u>
<u>ロヒ 有床診療所入院基本料5 (14日以内の期間)</u>	
<u>を算定する場合</u>	<u>58点</u>
<u>ロモ 有床診療所入院基本料5 (15日以上30日以内の期間)を算定する場合</u>	<u>44点</u>
<u>ロセ 有床診療所入院基本料5 (31日以上の期間)</u>	
<u>を算定する場合</u>	<u>40点</u>
<u>ロス 有床診療所入院基本料6 (14日以内の期間)</u>	
<u>を算定する場合</u>	<u>43点</u>
<u>ロン 有床診療所入院基本料6 (15日以上30日以内の期間)を算定する場合</u>	<u>40点</u>
<u>ハイ 有床診療所入院基本料6 (31日以上の期間)</u>	
<u>を算定する場合</u>	<u>38点</u>
<u>ハロ 有床診療所療養病床入院基本料Aを算定する場合</u>	<u>28点</u>
<u>ハハ 有床診療所療養病床入院基本料Bを算定する場合</u>	<u>25点</u>
<u>ハニ 有床診療所療養病床入院基本料Cを算定する場合</u>	<u>22点</u>
<u>ハホ 有床診療所療養病床入院基本料Dを算定する場合</u>	<u>17点</u>
<u>ハヘ 有床診療所療養病床入院基本料Eを算定する場合</u>	<u>15点</u>

<u>ハト</u>	<u>特別入院基本料（有床診療所療養病床）を算定する場合</u>	<u>13点</u>
<u>ハチ</u>	<u>救命救急入院料1（3日以内の期間）を算定する場合</u>	<u>223点</u>
<u>ハリ</u>	<u>救命救急入院料1（4日以上7日以内の期間）を算定する場合</u>	<u>202点</u>
<u>ハヌ</u>	<u>救命救急入院料1（8日以上）を算定する場合</u>	<u>177点</u>
<u>ハル</u>	<u>救命救急入院料2（3日以内の期間）を算定する場合</u>	<u>167点</u>
<u>ハヲ</u>	<u>救命救急入院料2（4日以上7日以内の期間）を算定する場合</u>	<u>151点</u>
<u>ハワ</u>	<u>救命救急入院料2（8日以上）を算定する場合</u>	<u>129点</u>
<u>ハカ</u>	<u>特定集中治療室管理料1（7日以内の期間）を算定する場合</u>	<u>262点</u>
<u>ハヨ</u>	<u>特定集中治療室管理料1（8日以上）を算定する場合</u>	<u>233点</u>
<u>ハタ</u>	<u>特定集中治療室管理料2（7日以内の期間）を算定する場合</u>	<u>206点</u>
<u>ハレ</u>	<u>特定集中治療室管理料2（8日以上）を算定する場合</u>	<u>173点</u>
<u>ハソ</u>	<u>特定集中治療室管理料3（7日以内の期間）を算定する場合</u>	<u>186点</u>
<u>ハツ</u>	<u>特定集中治療室管理料3（8日以上）を算定する場合</u>	<u>153点</u>
<u>ハネ</u>	<u>ハイケアユニット入院医療管理料1を算定する場合</u>	<u>129点</u>
<u>ハナ</u>	<u>ハイケアユニット入院医療管理料2又はハイケアユニット入院医療管理料（注5）を算定する場合</u>	<u>93点</u>

ハラ	脳卒中ケアユニット入院医療管理料を算定する場合	100点
ハム	小児特定集中治療室管理料（7日以内の期間）を算定する場合	252点
ハウ	小児特定集中治療室管理料（8日以上の間）を算定する場合	220点
ハヅ	新生児特定集中治療室管理料1を算定する場合	124点
ハノ	新生児特定集中治療室管理料2を算定する場合	98点
ハオ	新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料を算定する場合	257点
ハク	総合周産期特定集中治療室管理料（母体・胎児集中治療室管理料）を算定する場合	87点
ハヤ	総合周産期特定集中治療室管理料（新生児集中治療室管理料）を算定する場合	124点
ハマ	新生児治療回復室入院医療管理料を算定する場合	64点
ハケ	地域包括医療病棟入院料1を算定する場合	49点
ハフ	地域包括医療病棟入院料2を算定する場合	48点
ハコ	一類感染症患者入院医療管理料を算定する場合	50点
ハエ	特殊疾患入院医療管理料を算定する場合	15点
ハテ	特殊疾患入院医療管理料（注4のイ）を算定する場合	14点
ハア	特殊疾患入院医療管理料（注4のロ）を算定する場合	13点

<u>ハサ</u>	<u>特殊疾患入院医療管理料（注 6 のイ）を算定する場合</u>	<u>12点</u>
<u>ハキ</u>	<u>特殊疾患入院医療管理料（注 6 のロ）を算定する場合</u>	<u>11点</u>
<u>ハク</u>	<u>特殊疾患入院医療管理料（注 7）を算定する場合</u>	<u>14点</u>
<u>ハメ</u>	<u>小児入院医療管理料 1 を算定する場合</u>	<u>79点</u>
<u>ハミ</u>	<u>小児入院医療管理料 2 を算定する場合</u>	<u>70点</u>
<u>ハシ</u>	<u>小児入院医療管理料 3 を算定する場合</u>	<u>56点</u>
<u>ハエ</u>	<u>小児入院医療管理料 4 を算定する場合</u>	<u>48点</u>
<u>ハヒ</u>	<u>小児入院医療管理料 5 を算定する場合</u>	<u>33点</u>
<u>ハモ</u>	<u>回復期リハビリテーション病棟入院料 1 を算定する場合</u>	<u>19点</u>
<u>ハセ</u>	<u>回復期リハビリテーション病棟入院料 2 を算定する場合</u>	<u>18点</u>
<u>ハス</u>	<u>回復期リハビリテーション病棟入院料 3 を算定する場合</u>	<u>16点</u>
<u>ハン</u>	<u>回復期リハビリテーション病棟入院料 4 を算定する場合</u>	<u>15点</u>
<u>ニイ</u>	<u>回復期リハビリテーション病棟入院料 5 を算定する場合</u>	<u>15点</u>
<u>ニロ</u>	<u>回復期リハビリテーション入院医療管理料を算定する場合</u>	<u>15点</u>
<u>ニハ</u>	<u>地域包括ケア病棟入院料 1（40日以内の期間）又は地域包括ケア入院医療管理料 1（40日以内の期間）を算定する場合</u>	<u>27点</u>

ニニ	地域包括ケア病棟入院料 1（41日以上の期間）又は地域包括ケア入院医療管理料 1（41日以上の期間）を算定する場合	26点
ニホ	地域包括ケア病棟入院料 2（40日以内の期間）又は地域包括ケア入院医療管理料 2（40日以内の期間）を算定する場合	26点
ニヘ	地域包括ケア病棟入院料 2（41日以上の期間）又は地域包括ケア入院医療管理料 2（41日以上の期間）を算定する場合	25点
ニト	地域包括ケア病棟入院料 3（40日以内の期間）又は地域包括ケア入院医療管理料 3（40日以内の期間）を算定する場合	22点
ニチ	地域包括ケア病棟入院料 3（41日以上の期間）又は地域包括ケア入院医療管理料 3（41日以上の期間）を算定する場合	21点
ニリ	地域包括ケア病棟入院料 4（40日以内の期間）又は地域包括ケア入院医療管理料 4（40日以内の期間）を算定する場合	19点
ニヌ	地域包括ケア病棟入院料 4（41日以上の期間）又は地域包括ケア入院医療管理料 4（41日以上の期間）を算定する場合	18点
ニル	地域包括ケア病棟入院料 1（40日以内の期間）（特定地域）又は地域包括ケア入院医療管理料 1（40日以内の期間）（特定地域）を算定する場合	23点
ニヲ	地域包括ケア病棟入院料 1（41日以上の期間）（特定地域）又は地域包括ケア入院医療管理料 1（41日以上の期間）（特定地域）を算定する場合	22点
ニワ	地域包括ケア病棟入院料 2（40日以内の期間）（特定地域）又は地域包括ケア入院医療管	

	<u>理料 2（40日以内の期間）（特定地域）を算定する場合</u>	<u>22点</u>
ニカ	<u>地域包括ケア病棟入院料 2（41日以上の間）（特定地域）又は地域包括ケア入院医療管理料 2（41日以上の間）（特定地域）を算定する場合</u>	<u>21点</u>
ニヨ	<u>地域包括ケア病棟入院料 3（40日以内の間）（特定地域）又は地域包括ケア入院医療管理料 3（40日以内の間）（特定地域）を算定する場合</u>	<u>19点</u>
ニタ	<u>地域包括ケア病棟入院料 3（41日以上の間）（特定地域）又は地域包括ケア入院医療管理料 3（41日以上の間）（特定地域）を算定する場合</u>	<u>18点</u>
ニレ	<u>地域包括ケア病棟入院料 4（40日以内の間）（特定地域）又は地域包括ケア入院医療管理料 4（40日以内の間）（特定地域）を算定する場合</u>	<u>16点</u>
ニソ	<u>地域包括ケア病棟入院料 4（41日以上の間）（特定地域）又は地域包括ケア入院医療管理料 4（41日以上の間）（特定地域）を算定する場合</u>	<u>15点</u>
ニツ	<u>特殊疾患病棟入院料 1 を算定する場合</u>	<u>15点</u>
ニネ	<u>特殊疾患病棟入院料 2 を算定する場合</u>	<u>12点</u>
ニナ	<u>特殊疾患病棟入院料 1（注 4 のイの(1)）を算定する場合</u>	<u>14点</u>
ニラ	<u>特殊疾患病棟入院料 1（注 4 のイの(2)）を算定する場合</u>	<u>13点</u>
ニム	<u>特殊疾患病棟入院料 2（注 4 のロの(1)）を</u>	

算定する場合	12点
ニウ 特殊疾患病棟入院料 2（注 4 のロの(2)）を	
算定する場合	11点
ニハ 特殊疾患病棟入院料 1（注 6 のイの(1)）を	
算定する場合	12点
ニノ 特殊疾患病棟入院料 1（注 6 のイの(2)）を	
算定する場合	11点
ニオ 特殊疾患病棟入院料 2（注 6 のロの(1)）を	
算定する場合	11点
ニク 特殊疾患病棟入院料 2（注 6 のロの(2)）を	
算定する場合	10点
ニヤ 特殊疾患病棟入院料 1（注 7 のイ）を算定	
する場合	14点
ニマ 特殊疾患病棟入院料 2（注 7 のロ）を算定	
する場合	11点
ニケ 緩和ケア病棟入院料 1（30日以内の期間）	
を算定する場合	38点
ニフ 緩和ケア病棟入院料 1（31日以上60日以内	
の期間）を算定する場合	34点
ニコ 緩和ケア病棟入院料 1（61日以上の間）	
を算定する場合	25点
ニエ 緩和ケア病棟入院料 2（30日以内の間）	
を算定する場合	36点
ニテ 緩和ケア病棟入院料 2（31日以上60日以内	
の間）を算定する場合	33点
ニア 緩和ケア病棟入院料 2（61日以上の間）	
を算定する場合	24点
ニサ 精神科救急急性期医療入院料（30日以内の	
間）を算定する場合	22点
ニキ 精神科救急急性期医療入院料（31日以上60	
日以内の間）を算定する場合	19点

ニユ	精神科救急急性期医療入院料（61日以上90日以内の期間）を算定する場合	17点
ニメ	精神科急性期治療病棟入院料 1（30日以内の期間）を算定する場合	14点
ニミ	精神科急性期治療病棟入院料 1（31日以上60日以内の期間）を算定する場合	12点
ニシ	精神科急性期治療病棟入院料 1（61日以上90日以内の期間）を算定する場合	11点
ニエ	精神科急性期治療病棟入院料 2（30日以内の期間）を算定する場合	11点
ニヒ	精神科急性期治療病棟入院料 2（31日以上60日以内の期間）を算定する場合	9点
ニモ	精神科急性期治療病棟入院料 2（61日以上90日以内の期間）を算定する場合	9点
ニセ	精神科救急・合併症入院料（30日以内の期間）を算定する場合	24点
ニス	精神科救急・合併症入院料（31日以上60日以内の期間）を算定する場合	22点
ニン	精神科救急・合併症入院料（61日以上90日以内の期間）を算定する場合	21点
ホイ	児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する場合	17点
ホロ	精神療養病棟入院料を算定する場合	7点
ホハ	認知症治療病棟入院料 1（30日以内の期間）を算定する場合	11点
ホニ	認知症治療病棟入院料 1（31日以上60日以内の期間）を算定する場合	10点
ホホ	認知症治療病棟入院料 1（61日以上90日以内の期間）を算定する場合	8点
ホヘ	認知症治療病棟入院料 2（30日以内の期間）を算定する場合	8点

<u>ホト</u>	<u>認知症治療病棟入院料 2（31日以上60日以内の期間）を算定する場合</u>	<u>7点</u>
<u>ホチ</u>	<u>認知症治療病棟入院料 2（61日以上の間）を算定する場合</u>	<u>6点</u>
<u>ホリ</u>	<u>特定一般病棟入院料 1 を算定する場合</u>	<u>27点</u>
<u>ホヌ</u>	<u>特定一般病棟入院料 2 を算定する場合</u>	<u>23点</u>
<u>ホル</u>	<u>特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料 1 に該当）（40日以内の間）を算定する場合</u>	<u>23点</u>
<u>ホフ</u>	<u>特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料 1 に該当）（41日以上60日以内の間）を算定する場合</u>	<u>22点</u>
<u>ホワ</u>	<u>特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料 2 に該当）（40日以内の間）を算定する場合</u>	<u>22点</u>
<u>ホカ</u>	<u>特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料 2 に該当）（41日以上60日以内の間）を算定する場合</u>	<u>21点</u>
<u>ホヨ</u>	<u>特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料 3 に該当）（40日以内の間）を算定する場合</u>	<u>19点</u>
<u>ホタ</u>	<u>特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料 3 に該当）（41日以上60日以内の間）を算定する場合</u>	<u>18点</u>
<u>ホレ</u>	<u>特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料 4 に該当）（40日以内の間）を算定する場合</u>	<u>16点</u>
<u>ホソ</u>	<u>特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料 4 に該当）（41日以上60日以内の間）</u>	

)	を算定する場合	15点
ホツ	地域移行機能強化病棟入院料を算定する場合	10点
ホネ	特定機能病院リハビリテーション病棟入院料を算定する場合	44点
ホナ	短期滞在手術等基本料 3 (D 2 3 7 終夜睡眠ポリグラフィー 3 1 及び 2 以外の場合	
イ	安全精度管理下で行うもの) を算定する場合	68点
ホラ	短期滞在手術等基本料 3 (D 2 3 7 終夜睡眠ポリグラフィー 3 1 及び 2 以外の場合	
ロ	保険医療機関内で又は訪問して実施するもの) を算定する場合	68点
ホム	短期滞在手術等基本料 3 (D 2 3 7 - 2 反復睡眠潜時試験 (MSLT)) を算定する場合	71点
ホウ	短期滞在手術等基本料 3 (D 2 8 7 内分泌負荷試験 1 下垂体前葉負荷試験 イ 成長ホルモン (GH) (一連として)) を算定する場合	82点
ホヅ	短期滞在手術等基本料 3 (D 2 9 1 - 2 小児食物アレルギー負荷検査) を算定する場合	36点
ホノ	短期滞在手術等基本料 3 (D 4 1 3 前立腺針生検法 2 その他のもの) を算定する場合	80点
ホオ	短期滞在手術等基本料 3 (K 0 0 7 - 2 経皮的放射線治療用金属マーカー留置術) を算定する場合	98点
ホク	短期滞在手術等基本料 3 (K 0 3 0 四肢・ ^く 軀幹軟部腫瘍摘出術 7 手軟部腫瘍摘出術	

)	を算定する場合	98点
ホヤ	短期滞在手術等基本料3 (K 0 4 6 骨折 観血の手術 6 手舟状骨骨折観血の手術) を 算定する場合	156点
ホマ	短期滞在手術等基本料3 (K 0 4 8 骨内 異物(挿入物を含む。)除去術 6 前腕骨骨 内異物除去術) を算定する場合	115点
ホケ	短期滞在手術等基本料3 (K 0 4 8 骨内 異物(挿入物を含む。)除去術 8 鎖骨骨内 異物除去術) を算定する場合	122点
ホフ	短期滞在手術等基本料3 (K 0 4 8 骨内 異物(挿入物を含む。)除去術 10 手根骨骨 内異物除去術) を算定する場合	95点
ホコ	短期滞在手術等基本料3 (K 0 4 8 骨内 異物(挿入物を含む。)除去術 11 中手骨骨 内異物除去術) を算定する場合	95点
ホエ	短期滞在手術等基本料3 (K 0 7 0 ガン グリオン摘出術 1 手部ガングリオン摘出術) を算定する場合	105点
ホテ	短期滞在手術等基本料3 (K 0 9 3-2 手根管開放手術(内視鏡下)) を算定する場合	118点
ホア	短期滞在手術等基本料3 (K 1 9 6-2 胸腔鏡 ^{くう} 下交感神経節切除術(両側)) を算定す る場合	69点
ホサ	短期滞在手術等基本料3 (K 2 0 2 涙管 チューブ挿入術 1 涙道内視鏡を用いるもの (片側)) を算定する場合	70点
ホキ	短期滞在手術等基本料3 (K 2 0 2 涙管 チューブ挿入術 1 涙道内視鏡を用いるもの (両側)) を算定する場合	71点

ホユ	短期滞在手術等基本料3 (K 2 1 7)	眼瞼 ^{けん} 内反症手術 2 皮膚切開法 (片側)) を算定 する場合	61点
ホメ	短期滞在手術等基本料3 (K 2 1 7)	眼瞼 ^{けん} 内反症手術 2 皮膚切開法 (両側)) を算定 する場合	78点
ホミ	短期滞在手術等基本料3 (K 2 1 9)	眼瞼 ^{けん} 下垂症手術 1 眼瞼挙筋前転法 (片側)) を 算定する場合	73点
ホシ	短期滞在手術等基本料3 (K 2 1 9)	眼瞼 ^{けん} 下垂症手術 1 眼瞼挙筋前転法 (両側)) を 算定する場合	82点
ホエ	短期滞在手術等基本料3 (K 2 1 9)	眼瞼 ^{けん} 下垂症手術 3 その他のもの (片側)) を算 定する場合	63点
ホヒ	短期滞在手術等基本料3 (K 2 1 9)	眼瞼 ^{けん} 下垂症手術 3 その他のもの (両側)) を算 定する場合	85点
ホモ	短期滞在手術等基本料3 (K 2 2 4)	翼状 片手術 (弁の移植を要するもの) (片側)) を算 定する場合	86点
ホセ	短期滞在手術等基本料3 (K 2 2 4)	翼状 片手術 (弁の移植を要するもの) (両側)) を算 定する場合	101点
ホス	短期滞在手術等基本料3 (K 2 4 2)	斜視 手術 2 後転法 (片側)) を算定する場合	90点
ホン	短期滞在手術等基本料3 (K 2 4 2)	斜視 手術 2 後転法 (両側)) を算定する場合	99点
ヘイ	短期滞在手術等基本料3 (K 2 4 2)	斜視	

手術 3 前転法及び後転法の併施（片側）	
を算定する場合	90点
へロ 短期滞在手術等基本料 3（K 2 4 2 斜視	
手術 3 前転法及び後転法の併施（両側）	
を算定する場合	119点
へハ 短期滞在手術等基本料 3（K 2 5 4 治療	
的角膜切除術 1 エキシマレーザーによるも	
の（角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係	
るものに限る。）（片側）を算定する場合	107点
へニ 短期滞在手術等基本料 3（K 2 5 4 治療	
的角膜切除術 1 エキシマレーザーによるも	
の（角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係	
るものに限る。）（両側）を算定する場合	126点
へホ 短期滞在手術等基本料 3（K 2 6 8 緑内	
障手術 6 水晶体再建術併用眼内ドレーン挿	
入術（片側）を算定する場合	76点
へヘ 短期滞在手術等基本料 3（K 2 6 8 緑内	
障手術 6 水晶体再建術併用眼内ドレーン挿	
入術（両側）を算定する場合	133点
へト 短期滞在手術等基本料 3（K 2 8 2 水晶	
体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 ロ	
その他のもの（片側）を算定する場合	80点
へチ 短期滞在手術等基本料 3（K 2 8 2 水晶	
体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 ロ	
その他のもの（両側）を算定する場合	155点
へリ 短期滞在手術等基本料 3（K 2 8 2 水晶	
体再建術 2 眼内レンズを挿入しない場合（	
片側）を算定する場合	84点
へヌ 短期滞在手術等基本料 3（K 2 8 2 水晶	

体再建術	2	眼内レンズを挿入しない場合（ 両側））を算定する場合	84点
ヘル	短期滞在手術等基本料3（K 3 1 8	鼓膜 形成手術）を算定する場合	110点
ヘフ	短期滞在手術等基本料3（K 3 3 3	鼻骨 骨折整復固定術）を算定する場合	102点
ヘフ	短期滞在手術等基本料3（K 3 8 9	喉頭 ・声帯ポリープ切除術 2 直達喉頭鏡又はフ ァイバースコープによるもの）を算定する場合	204点
ヘカ	短期滞在手術等基本料3（K 4 7 4	乳腺 腫瘍摘出術 1 長径5センチメートル未満） を算定する場合	115点
ヘヨ	短期滞在手術等基本料3（K 4 7 4	乳腺 腫瘍摘出術 2 長径5センチメートル以上） を算定する場合	144点
ヘタ	短期滞在手術等基本料3（K 6 1 6－4	経皮的シャント拡張術・血栓除去術 1 初回 （透析シャント閉塞又は高度狭窄 ^{さく} の場合））を 算定する場合	87点
ヘレ	短期滞在手術等基本料3（K 6 1 6－4	経皮的シャント拡張術・血栓除去術 1 初回 （その他の場合））を算定する場合	87点
ヘソ	短期滞在手術等基本料3（K 6 1 6－4	経皮的シャント拡張術・血栓除去術 2 1の 実施後3月以内に実施する場合）を算定する場 合	97点
ヘツ	短期滞在手術等基本料3（K 6 1 7	下肢 静脈瘤手術 1 抜去切除術）を算定する場 合	83点
ヘネ	短期滞在手術等基本料3（K 6 1 7	下肢	

静脈瘤手術 2 硬化療法（一連として）を 算定する場合	43点
ヘナ 短期滞在手術等基本料 3（K 6 1 7 下肢 静脈瘤手術 3 高位結紮術）を算定する場 合	63点
ヘラ 短期滞在手術等基本料 3（K 6 1 7－2 大伏在静脈拔去術）を算定する場合	65点
ヘム 短期滞在手術等基本料 3（K 6 1 7－4 下肢静脈瘤血管内焼灼術）を算定する場合	67点
ヘウ 短期滞在手術等基本料 3（K 6 1 7－6 下肢静脈瘤血管内塞栓術）を算定する場合	50点
ヘヅ 短期滞在手術等基本料 3（K 6 3 3 ヘル ニア手術 5 鼠径ヘルニア（3歳未満に限る 。））を算定する場合	78点
ヘノ 短期滞在手術等基本料 3（K 6 3 3 ヘル ニア手術 5 鼠径ヘルニア（3歳以上6歳未 満に限る。））を算定する場合	75点
ヘオ 短期滞在手術等基本料 3（K 6 3 3 ヘル ニア手術 5 鼠径ヘルニア（6歳以上15歳未 満に限る。））を算定する場合	84点
ヘク 短期滞在手術等基本料 3（K 6 3 3 ヘル ニア手術 5 鼠径ヘルニア（15歳以上に限る 。））を算定する場合	184点
ヘヤ 短期滞在手術等基本料 3（K 6 3 4 腹腔 鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（3歳未満に限 る。））を算定する場合	105点
ヘマ 短期滞在手術等基本料 3（K 6 3 4 腹腔 鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（3歳以上6歳 未満に限る。）を算定する場合	108点

ヘケ	短期滞在手術等基本料 3 (K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側) (6 歳以上15歳未満に限る。)) を算定する場合	107点
ヘフ	短期滞在手術等基本料 3 (K 6 3 4 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側) (15歳以上に限る。)) を算定する場合	156点
ヘコ	短期滞在手術等基本料 3 (K 7 2 1 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 1 長径 2 センチメートル未満) を算定する場合	79点
ヘエ	短期滞在手術等基本料 3 (K 7 2 1 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 2 長径 2 センチメートル以上) を算定する場合	106点
ヘテ	短期滞在手術等基本料 3 (K 7 4 3 痔核手術 (脱肛を含む。)) 2 硬化療法 (四段階注射法によるもの)) を算定する場合	73点
ヘア	短期滞在手術等基本料 3 (K 7 4 7 肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術 (肛門ポリープ切除術に限る。)) を算定する場合	104点
ヘサ	短期滞在手術等基本料 3 (K 7 4 7 肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術 (肛門尖圭コンジローム切除術に限る。)) を算定する場合	75点
ヘキ	短期滞在手術等基本料 3 (K 7 6 8 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術 (一連につき)) を算定する場合	70点
ヘユ	短期滞在手術等基本料 3 (K 8 2 3 - 6 尿失禁手術 (ボツリヌス毒素によるもの)) を算定する場合	80点
ヘメ	短期滞在手術等基本料 3 (K 8 3 4 - 3 顕微鏡下精索静脈瘤手術) を算定する場合	

ヘミ	短期滞在手術等基本料 3 (K 8 6 7)	子宮頸部 (頸部) 切除術	を算定する場合	41点
ヘシ	短期滞在手術等基本料 3 (K 8 7 2 - 3)	子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術 1	電解質溶液利用のものを算定する場合	93点
ヘエ	短期滞在手術等基本料 3 (K 8 7 2 - 3)	子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術 2	組織切除回収システム利用によるものを算定する場合	76点
ヘヒ	短期滞在手術等基本料 3 (K 8 7 2 - 3)	子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術 3	その他のものを算定する場合	67点
ヘモ	短期滞在手術等基本料 3 (K 8 7 3)	子宮鏡下子宮筋腫摘出術 1	電解質溶液利用のものを算定する場合	72点
ヘセ	短期滞在手術等基本料 3 (K 8 7 3)	子宮鏡下子宮筋腫摘出術 2	その他のものを算定する場合	88点
ヘス	短期滞在手術等基本料 3 (K 8 9 0 - 3)	腹腔鏡下卵管形成術	を算定する場合	87点
ヘン	短期滞在手術等基本料 3 (M 0 0 1 - 2)	ガンマナイフによる定位放射線治療	を算定する場合	140点
注 1	1 のイについては、保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して初診を行った場合に、所定点数を算定する。			
2	1 のロについては、保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して再診又は短期			

<u>滞在手術等基本料1を算定すべき手術若しくは検査を行った場合に、所定点数を算定する。</u> <u>3 1のハについては、在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、訪問診療を行った場合に、所定点数を算定する。</u> <u>4 2については、第1章第2部第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）</u> <u>節の特定入院料又は同部第4節の短期滞在手術等基本料（短期滞在手術等基本料1を除く。）</u> <u>を算定している患者について、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。</u> <u>5 1及び2の点数について、令和9年6月以降は、所定点数の100分の200に相当する点数を算定する。</u>	
第3章 介護老人保健施設入所者に係る診療料 介護老人保健施設の入所者である患者（以下この表において「施設入所者」という。）に対して行った療養の給付に係る診療料の算定は、前2章の規定にかかわらず、この章に定めるところによる。 第1部 併設保険医療機関の療養に関する事項 1 緊急時施設治療管理料 500点 注 平成18年7月1日から令和6年3月31日までの間に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）附則第13条に規定する転換を行って開設した介護老人保健施設（以下この表において「療養病床から転換した介護老人保健施設」という。）に併設される保険医療機関の医師が、当該療養病床から転換した介護老人保健施設の医師の求めに応じて入所している患者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により、夜間又は休日に緊急に往診を行った場合に、1日に1回、1月に4回に限り算	第3章 介護老人保健施設入所者に係る診療料 介護老人保健施設の入所者である患者（以下この表において「施設入所者」という。）に対して行った療養の給付に係る診療料の算定は、前2章の規定にかかわらず、この章に定めるところによる。 第1部 併設保険医療機関の療養に関する事項 1 緊急時施設治療管理料 500点 注 平成18年7月1日から令和6年3月31日までの間に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）附則第13条に規定する転換を行って開設した介護老人保健施設（以下この表において「療養病床から転換した介護老人保健施設」という。）に併設される保険医療機関の医師が、当該療養病床から転換した介護老人保健施設の医師の求めに応じて入所している患者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により、夜間又は休日に緊急に往診を行った場合に、1日に1回、1月に4回に限り算

定する。

2 施設入所者自己腹膜灌流薬剤料

薬剤 自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤1調剤につき、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数

注 使用薬剤の薬価は、第1章及び第2章の例による。

3 施設入所者材料料

イ 第2章第2部第4節区分番号C300に掲げる特定保険医療材料

ロ 第2章第2部第2節第2款に掲げる加算として算定できる材料

注 イ及びロの算定方法については第2章の例による。

4 その他の診療料

併設保険医療機関に係る緊急時施設治療管理料、施設入所者自己腹膜灌流薬剤料及び施設入所者材料料以外の診療料の算定は、第1章及び第2章の例による。ただし、第1章及び第2章に掲げる診療料のうち別に厚生労働大臣が定めるものについては算定しない。

(削る)

(削る)

(削る)

定する。

2 施設入所者自己腹膜灌流薬剤料

薬剤 自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤1調剤につき、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数

注 使用薬剤の薬価は、第1章及び第2章の例による。

3 施設入所者材料料

イ 第2章第2部第4節区分番号C300に掲げる特定保険医療材料

ロ 第2章第2部第2節第2款に掲げる加算として算定できる材料

注 イ及びロの算定方法については第2章の例による。

4 その他の診療料

併設保険医療機関に係る緊急時施設治療管理料、施設入所者自己腹膜灌流薬剤料及び施設入所者材料料以外の診療料の算定は、第1章及び第2章の例による。ただし、第1章及び第2章に掲げる診療料のうち次に掲げるものについては算定しない。

イ 第1章基本診療料並びに第2章特掲診療料第1部医学管理等(通則第3号から第6号までに規定する加算、がん性疼痛緩和指導管理料、外来緩和ケア管理料(悪性腫瘍の患者に限る。))及び外来放射線照射診療料を除く。)及び第2部在宅医療(救急患者連携搬送料及び在宅植込型補助人工心臓(非拍動流型)指導管理料を除く。)に掲げる診療料

ロ 第2章特掲診療料第3部検査に掲げる診療料(別に厚生労働大臣が定める検査に係るものに限る。)

ハ 第2章特掲診療料第5部投薬に掲げる診療料(別に厚生労働大臣が定める投薬に係るもの及び別に厚生労働大臣が定める内服薬又は外用薬に係る費用を除く。)

(削る)	ニ <u>第2章特掲診療料第6部注射に掲げる診療料（別に厚生労働大臣が定める注射に係るもの及び別に厚生労働大臣が定める注射薬に係る費用を除く。）</u>
(削る)	ホ <u>第2章特掲診療料第7部リハビリテーションに掲げる診療料（別に厚生労働大臣が定めるリハビリテーションに係るものに限る。）</u>
(削る)	ヘ <u>第2章特掲診療料第8部精神科専門療法に掲げる診療料</u>
(削る)	ト <u>第2章特掲診療料第9部処置に掲げる診療料（別に厚生労働大臣が定める処置に係るものに限る。）</u>
(削る)	チ <u>第2章特掲診療料第10部手術に掲げる診療料（別に厚生労働大臣が定める手術に係るものに限る。）</u>
(削る)	リ <u>第2章特掲診療料第11部麻酔に掲げる診療料（別に厚生労働大臣が定める麻酔に係るものに限る。）</u>
(削る)	ヌ <u>第2章特掲診療料第14部その他に掲げる診療料（外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ及び外来・在宅ベースアップ評価料Ⅲ（いずれも再診時に限る。）を除く。）</u>
第2部 併設保険医療機関以外の保険医療機関の療養に関する事項	
1 施設入所者共同指導料 600点	1 施設入所者共同指導料 600点
注 併設保険医療機関以外の病院である保険医療機関であって介護老人保健施設に入所中の患者の退所後の療養を担当するものが、当該介護老人保健施設の医師の求めに応じて、当該患者に対して、療養上必要な指導を共同して行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。	注 併設保険医療機関以外の病院である保険医療機関であって介護老人保健施設に入所中の患者の退所後の療養を担当するものが、当該介護老人保健施設の医師の求めに応じて、当該患者に対して、療養上必要な指導を共同して行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。
2 施設入所者自己腹膜灌流薬剤料	2 施設入所者自己腹膜灌流薬剤料
薬剤 自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤1調剤につき、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数	薬剤 自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤1調剤につき、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数
注 使用薬剤の薬価は、第1章及び第2章の例による。	注 使用薬剤の薬価は、第1章及び第2章の例による。
3 施設入所者材料料	3 施設入所者材料料

イ 第2章第2部第4節区分番号C300に掲げる特定保険医療材料

ロ 第2章第2部第2節第2款に掲げる加算として算定できる材料

注 イ及びロの算定方法については第2章の例による。

4 その他の診療料

併設保険医療機関以外の保険医療機関に係る施設入所者共同指導料、施設入所者自己腹膜灌流薬剤料及び施設入所者材料料以外の診療料の算定は、第1章及び第2章の例による。ただし、第1章及び第2章に掲げる診療料のうち別に厚生労働大臣が定めるものについては算定しない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

イ 第2章第2部第4節区分番号C300に掲げる特定保険医療材料

ロ 第2章第2部第2節第2款に掲げる加算として算定できる材料

注 イ及びロの算定方法については第2章の例による。

4 その他の診療料

併設保険医療機関以外の保険医療機関に係る施設入所者共同指導料、施設入所者自己腹膜灌流薬剤料及び施設入所者材料料以外の診療料の算定は、第1章及び第2章の例による。ただし、第1章及び第2章に掲げる診療料のうち次に掲げるものについては算定しない。

イ 第1章基本診療料に掲げる診療料のうち入院に係るもの

ロ 第2章特掲診療料第1部医学管理等に掲げる診療料（通則第3号から第6号までに規定する加算、がん性疼痛緩和指導管理料、外来緩和ケア管理料（悪性腫瘍の患者に限る。）、外来放射線照射診療料、退院時共同指導料1、診療情報提供料Ⅱ（注4に掲げる場合に限る。）及び診療情報提供料Ⅲを除く。）

ハ 第2章特掲診療料第2部在宅医療に掲げる診療料（往診料、救急患者連携搬送料及び在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料を除く。）

ニ 第2章特掲診療料第3部検査に掲げる診療料（別に厚生労働大臣が定める検査に係るものに限る。）

ホ 第2章特掲診療料第5部投薬に掲げる診療料（別に厚生労働大臣が定める投薬に係るもの及び別に厚生労働大臣が定める内服薬又は外用薬に係る費用を除く。）

ヘ 第2章特掲診療料第6部注射に掲げる診療料（別に厚生労働大臣が定める注射に係るもの及び別に厚生労働大臣が定める注射薬に係る費用を除く。）

ト 第2章特掲診療料第7部リハビリテーションに掲げる診療料（別に厚生労働大臣が定めるリハビリテーションに係る費用を除く。）

(削る) (削る) (削る) (削る) (削る)	<u>るものに限る。)</u> <u>チ 第2章特掲診療料第8部精神科専門療法に掲げる診療料</u> <u>リ 第2章特掲診療料第9部処置に掲げる診療料(別に厚生労働大臣が定める処置に係るものに限る。)</u> <u>ヌ 第2章特掲診療料第10部手術に掲げる診療料(別に厚生労働大臣が定める手術に係るものに限る。)</u> <u>ル 第2章特掲診療料第11部麻酔に掲げる診療料(別に厚生労働大臣が定める麻酔に係るものに限る。)</u> <u>ヲ 第2章特掲診療料第14部その他に掲げる診療料(外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ)及び外来・在宅ベースアップ評価料Ⅲ(いずれも初診時及び再診時に限る。))を除く。)</u>
第4章 経過措置 1 第1章の規定にかかわらず、区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料のうち18対1入院基本料及び20対1入院基本料は、同章に規定する当該診療料の算定要件を満たす保険医療機関のうち医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第43条の2に規定する病院以外の病院である保険医療機関においてのみ、当該診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者について、当分の間、算定できるものとする。 (削る) (削る) 2 <u>第1章の規定にかかわらず、令和8年3月31日において現に精神科地域包括ケア病棟入院料に係る届出を行っていた病棟が、令和8年6月1日までに精神科急性期治療病棟入院料2に係る届出を行った場合は、精神科地域包括ケア病棟入院料を算定した期間と通算して180日を限度としてA311-2に掲げる</u>	第4章 経過措置 1 第1章の規定にかかわらず、区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料のうち18対1入院基本料及び20対1入院基本料は、同章に規定する当該診療料の算定要件を満たす保険医療機関のうち医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第43条の2に規定する病院以外の病院である保険医療機関においてのみ、当該診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者について、当分の間、算定できるものとする。 2 <u>第2章の規定にかかわらず、区分番号D007の1に掲げるアルブミン(BCP改良法・BCG法)のうち、BCG法によるものは、令和8年5月31日までの間に限り、算定できるものとする。</u> 3 <u>第2章の規定にかかわらず、区分番号K371-2の4、区分番号K862及び区分番号K864の1については、令和8年5月31日までの間に限り、算定できるものとする。</u> (新設)

精神科急性期治療病棟入院料 2 のハを算定できるものとする。